

労働安全衛生調査(実態調査)報告

Survey on Industrial Safety and Health
(actual condition survey)

平成28年
(2016)

厚生労働省政策統括官(統計・情報政策担当)

Director-General for Statistics and Information Policy,
Ministry of Health, Labour and Welfare, Japan

ま え が き

この報告書は、平成２８年１１月に実施した「労働安全衛生調査（実態調査）」の結果を取りまとめたものです。

この調査は、事業所が行っている安全衛生管理、労働災害防止活動及び安全衛生教育の実施状況等の実態並びにそこで働く労働者の仕事や職業生活における不安やストレス、受動喫煙等の実態について把握し、今後の労働安全衛生行政を推進するための基礎資料を得ることを目的として実施したものです。

この調査結果を、今後の労働災害防止対策等の資料として広く御利用いただければ幸いです。

終わりに、この調査の実施に当たって御協力をいただいた関係各位に対して厚く御礼申し上げるとともに、今後とも一層の御協力をお願いする次第です。

平成３０年１月

厚生労働省政策統括官（統計・情報政策担当）

酒光 一章

厚生労働省政策統括官（統計・情報政策担当）
担当係：参事官（雇用・賃金福祉統計担当）付
賃金福祉統計室 安全衛生第一係
電 話：03-5253-1111 内線 7662,7663
03-3595-3147（夜間直通）
U R L：http://www.mhlw.go.jp

目 次

まえがき

I 調査の概要

1 調査の目的	3
2 調査の範囲	3
3 調査の対象期間	3
4 調査事項	3
5 調査の方法	4
6 調査の機関	4
7 有効回答率	4
8 調査対象の抽出方法	5
9 集計事項一覧表	6

II 調査結果の利用上の注意

1 調査結果の利用上の注意	13
2 主な用語の説明	13

III 調査結果の概要

[事業所調査]

1 安全衛生教育に関する事項	23
2 リスクアセスメントに関する事項	24
3 メンタルヘルス対策に関する事項	25
4 受動喫煙防止対策に関する事項	29
5 長時間労働者に対する取組に関する事項	32
6 高年齢労働者の労働災害防止対策に関する事項	34
7 熱中症予防対策に関する事項	35
8 有害業務の有無及び特殊健康診断の実施状況に関する事項	36
9 GHS ラベル及び安全データシート（SDS）に関する事項	38

[労働者調査]

1	仕事や職業生活における不安やストレスに関する事項	40
2	喫煙に関する事項	43
3	有害業務への従事の有無及び特殊健康診断の受診状況に関する事項	47

IV 統計表

[事業所調査]

第1表-1-1	安全衛生委員会等の設置の有無及び設置状況別事業所割合.....	54
	(事業所規模 50 人以上)	
	(企業規模・事業所規模・産業)	
第1表-1-2	安全衛生委員会等の設置の有無及び設置状況別事業所割合.....	58
	(事業所規模 50 人以上、安衛法施行令第2条第1号・2号に掲げる業種に対応する産業)	
	(企業規模・事業所規模・産業)	
第1表-2	産業医選任の有無及び勤務形態別事業所割合.....	62
	(事業所規模 50 人以上)	
	(企業規模・事業所規模・産業)	
第1表-3	産業医(非常勤)の事業所への訪問回数階級別事業所割合.....	64
	(事業所規模 50 人以上)	
	(企業規模・事業所規模・産業)	
第1表-4-1	安全衛生担当者の選任の有無及び選任の内容別事業所割合.....	66
	(事業所規模 50 人以上)	
	(企業規模・事業所規模・産業)	
第1表-4-2	安全衛生担当者の選任の有無及び選任の内容別事業所割合.....	70
	(事業所規模 50 人以上、安衛法施行令第2条第1号・2号に掲げる業種に対応する産業)	
	(企業規模・事業所規模・産業)	
第1表-4-3	安全衛生担当者の選任の有無及び選任の内容別事業所割合.....	74
	(事業所規模 50 人未満、安衛法施行令第2条第1号・2号に掲げる業種に対応する産業)	
	(企業規模・事業所規模・産業)	
第1表-4-4	安全衛生担当者の選任の有無及び選任の内容別事業所割合.....	78
	(事業所規模 10 人以上、安衛法施行令第2条第1号・2号に掲げる業種以外に対応する産業)	
	(企業規模・事業所規模・産業)	

第1表-4-5	安全衛生担当者の選任の有無及び選任の内容別事業所割合..... 80 (事業所規模 50 人未満、安衛法施行令第2条第1号・2号に掲げる業種以外に対応する産業) (企業規模・事業所規模・産業)
第1表-5	安全推進者を選任していない理由別事業所割合..... 82 (事業所規模 10 人以上、安衛法施行令第2条第1号・2号に掲げる業種以外に対応する産業) (企業規模・事業所規模・産業)
第2表-1	雇入れ時教育等実施の有無別事業所割合..... 84 (正社員) (企業規模・事業所規模・産業)
第2表-2	雇入れ時教育等実施の有無別事業所割合..... 86 (正社員以外(派遣労働者を除く)) (企業規模・事業所規模・産業)
第2表-3	雇入れ時教育等実施の有無別事業所割合..... 88 (派遣労働者) (企業規模・事業所規模・産業)
第3表-1	リスクアセスメントの実施の有無及び実施内容別事業所割合..... 90 (企業規模・事業所規模・産業)
第3表-2	リスクアセスメントの結果の活用の有無及び活用内容別事業所割合..... 94 (企業規模・事業所規模・産業)
第3表-3	リスクアセスメントを実施していない理由別事業所割合..... 98 (企業規模・事業所規模・産業)
第4表-1	過去1年間にメンタルヘルス不調により連続1か月以上休業又は退職した労働者割合.. 100 (企業規模・事業所規模・産業)
第4表-2	メンタルヘルス対策の取組の有無及び取組内容別事業所割合..... 102 (企業規模・事業所規模・産業)
第4表-3	労働者のストレスチェックの実施時期及びストレスチェックの種類別事業所割合..... 110 (企業規模・事業所規模・産業)
第4表-4	事業所が指定した医師等の専門家による面談等を実施した労働者の割合階級別事業所 割合 114 (企業規模・事業所規模・産業)
第4表-5	事業所が指定した医師等の専門家による面談等の実施者又は実施機関別事業所割合.... 118 (企業規模・事業所規模・産業)

第4表－6	ストレスチェック結果の集団（部、課など）ごとの分析の実施の有無別事業所割合.... 120 (企業規模・事業所規模・産業)
第4表－7	ストレスチェック結果の集団（部、課など）ごとの分析結果の活用の有無及び活用内容 別事業所割合 122 (企業規模・事業所規模・産業)
第5表－1	受動喫煙防止対策の取組の有無及び禁煙・分煙状況別事業所割合..... 126 (企業規模・事業所規模・産業)
第5表－2	禁煙・分煙以外の取組の有無及び取組内容別事業所割合..... 130 (企業規模・事業所規模・産業)
第5表－3	職場の受動喫煙防止対策の取組における問題の有無及び問題の内容別事業所割合..... 134 (企業規模・事業所規模・産業)
第6表－1	7月1日が含まれる1か月間に45時間を超える時間外・休日労働をした労働者割合... 138 (企業規模・事業所規模・産業)
第6表-2-1	7月1日が含まれる1か月間に45時間を超える時間外・休日労働をした労働者に対する 医師による面接指導の実施の有無別事業所割合..... 140 (45時間超 80時間以下) (企業規模・事業所規模・産業)
第6表-2-2	7月1日が含まれる1か月間に45時間を超える時間外・休日労働をした労働者に対する 医師による面接指導の実施の有無別事業所割合..... 144 (80時間超 100時間以下) (企業規模・事業所規模・産業)
第6表-2-3	7月1日が含まれる1か月間に45時間を超える時間外・休日労働をした労働者に対する 医師による面接指導の実施の有無別事業所割合..... 148 (100時間超) (企業規模・事業所規模・産業)
第6表－3	時間外・休日労働が100時間超の労働者への医師による面接指導の結果を踏まえた措置 の有無及び措置の内容別事業所割合 152 (企業規模・事業所規模・産業)
第6表－4	時間外・休日労働が100時間超の労働者への医師による面接指導を実施しなかった理由 別事業所割合 156 (企業規模・事業所規模・産業)

第7表	高年齢労働者の労働災害防止対策の取組の有無及び取組内容別事業所割合..... 160 (企業規模・事業所規模・産業)
第8表－1	暑さ指数の認知の有無及び暑さ指数の活用状況別事業所割合..... 168 (企業規模・事業所規模・産業)
第8表－2	熱中症予防対策の取組の有無及び取組の内容別事業所割合..... 170 (企業規模・事業所規模・産業)
第9表－1	有害業務の種類別事業所割合 178 (企業規模・事業所規模・産業)
第9表-2-1	特殊健康診断実施の有無別事業所割合及び特殊健康診断受診率・有所見率..... 182 (鉛業務) (企業規模・事業所規模・産業)
第9表-2-2	特殊健康診断実施の有無別事業所割合及び特殊健康診断受診率・有所見率..... 184 (有機溶剤業務) (企業規模・事業所規模・産業)
第9表-2-3	特殊健康診断実施の有無別事業所割合及び特殊健康診断受診率・有所見率..... 186 (特定化学物質を製造し又は取り扱う業務) (企業規模・事業所規模・産業)
第9表-2-4	特殊健康診断実施の有無別事業所割合及び特殊健康診断受診率・有所見率..... 188 (石綿等を取り扱う業務) (企業規模・事業所規模・産業)
第9表-2-5	特殊健康診断実施の有無別事業所割合及び特殊健康診断受診率・有所見率..... 190 (放射線業務) (企業規模・事業所規模・産業)
第9表－3	じん肺健康診断実施対象の労働者がいる事業所割合及びじん肺健康診断実施率..... 192 (企業規模・事業所規模・産業)
第9表-4-1	じん肺健康診断実施の有無別事業所割合及びじん肺健康診断受診率及び有所見率..... 196 (合計) (企業規模・事業所規模・産業)
第9表-4-2	じん肺健康診断実施の有無別事業所割合及びじん肺健康診断受診率及び有所見率..... 198 (3年に1回のじん肺定期健康診断実施対象者) (企業規模・事業所規模・産業)

第9表-4-3	じん肺健康診断実施の有無別事業所割合及びじん肺健康診断受診率及び有所見率..... 200 (1年に1回のじん肺定期健康診断実施対象者) (企業規模・事業所規模・産業)	
第9表-4-4	じん肺健康診断実施の有無別事業所割合及びじん肺健康診断受診率及び有所見率..... 202 (就業時、定期外又は離職時のじん肺健康診断実施対象者(過去1年間)) (企業規模・事業所規模・産業)	
第10表-1	化学物質の取扱状況別事業所割合 204 (企業規模・事業所規模・産業)	
第10表-2-1	化学物質を製造又は譲渡・提供する際の容器・包装へのGHSラベルの表示状況別事業所 割合 206 (労働安全衛生法第57条に該当する化学物質) (企業規模・事業所規模・産業)	
第10表-2-2	化学物質を製造又は譲渡・提供する際の容器・包装へのGHSラベルの表示状況別事業所 割合 208 (労働安全衛生法第57条には該当しないが、危険有害性がある化学物質) (企業規模・事業所規模・産業)	
第10表-3-1	化学物質を使用する際の容器・包装へのGHSラベルの表示状況別事業所割合..... 210 (労働安全衛生法第57条に該当する化学物質) (企業規模・事業所規模・産業)	
第10表-3-2	化学物質を使用する際の容器・包装へのGHSラベルの表示状況別事業所割合..... 212 (労働安全衛生法第57条には該当しないが、危険有害性がある化学物質) (企業規模・事業所規模・産業)	
第10表-4-1	化学物質を製造又は譲渡・提供する際の安全データシート(SDS)の交付状況別事業所 割合 214 (労働安全衛生法第57条の2に該当する化学物質) (企業規模・事業所規模・産業)	
第10表-4-2	化学物質を製造又は譲渡・提供する際の安全データシート(SDS)の交付状況別事業所 割合 216 (労働安全衛生法第57条の2には該当しないが、危険有害性がある化学物質) (企業規模・事業所規模・産業)	

第10表-5-1	化学物質を使用する際の安全データシート（SDS）の交付状況別事業所割合..... 218 (労働安全衛生法第 57 条の 2 に該当する化学物質) (企業規模・事業所規模・産業)

第10表-5-2	化学物質を使用する際の安全データシート（SDS）の交付状況別事業所割合..... 220 (労働安全衛生法第 57 条の 2 には該当しないが、危険有害性がある化学物質) (企業規模・事業所規模・産業)

[労働者調査]

第 1 表－ 1	ストレスを相談できる人の有無、相談できる相手別労働者割合..... 226 (企業規模・事業所規模・産業・性・年齢階級・就業形態・職種・経験年数)

第 1 表－ 2	ストレスを実際に相談した人の有無、相談した相手別労働者割合..... 230 (企業規模・事業所規模・産業・性・年齢階級・就業形態・職種・経験年数)

第 1 表－ 3	相談後のストレス解消状況別労働者割合..... 234 (企業規模・事業所規模・産業・性・年齢階級・就業形態・職種・経験年数)

第 1 表－ 4	仕事や職業生活に関する強いストレスの有無及び内容別労働者割合..... 236 (企業規模・事業所規模・産業・性・年齢階級・就業形態・職種・経験年数)

第 2 表－ 1	職場での喫煙の有無別労働者割合 240 (企業規模・事業所規模・産業・性・年齢階級・就業形態・職種・経験年数)

第 2 表－ 2	職場での受動喫煙の有無別労働者割合 242 (企業規模・事業所規模・産業・性・年齢階級・就業形態・職種・経験年数・職場での喫煙の有無)

第 2 表－ 3	職場での喫煙に関して不快に感じること、体調が悪くなることの有無別労働者割合.... 244 (企業規模・事業所規模・産業・性・年齢階級・就業形態・職種・経験年数・職場での喫煙の有無・職場での受動喫煙の有無)

第 2 表－ 4	職場に望む受動喫煙防止対策（禁煙場所の設定）別労働者割合..... 246 (企業規模・事業所規模・産業・性・年齢階級・就業形態・職種・経験年数・職場での喫煙の有無・職場での受動喫煙の有無・職場での喫煙に関して不快に感じること、体調が悪くなることの有無)

第 2 表－ 5	職場に望む受動喫煙防止対策（禁煙場所の設定以外）別労働者割合..... 250 (企業規模・事業所規模・産業・性・年齢階級・就業形態・職種・経験年数・職場での喫煙の有無・職場での受動喫煙の有無・職場での喫煙に関して不快に感じること、体調が悪くなることの有無)

第3表－1	過去1年間に常時従事した有害業務の種類別労働者割合.....	254
	(企業規模・事業所規模・産業・性・年齢階級・就業形態・職種・経験年数)	
第3表-2-1	過去1年間に常時従事した有害業務に関する特殊健康診断受診の有無別労働者割合....	258
	(鉛業務)	
	(企業規模・事業所規模・産業・性・年齢階級・就業形態・職種・経験年数)	
第3表-2-2	過去1年間に常時従事した有害業務に関する特殊健康診断受診の有無別労働者割合....	260
	(有機溶剤業務)	
	(企業規模・事業所規模・産業・性・年齢階級・就業形態・職種・経験年数)	
第3表-2-3	過去1年間に常時従事した有害業務に関する特殊健康診断受診の有無別労働者割合....	262
	(放射線業務)	
	(企業規模・事業所規模・産業・性・年齢階級・就業形態・職種・経験年数)	
第3表－3	現在あるいは過去に常時従事した有害業務の種類別労働者割合.....	264
	(企業規模・事業所規模・産業・性・年齢階級・就業形態・職種・経験年数)	
第3表-4-1	現在あるいは過去に常時従事した有害業務に関する特殊健康診断受診の有無別労働者 割合	268
	(特定化学物質を製造し又は取り扱う業務)	
	(企業規模・事業所規模・産業・性・年齢階級・就業形態・職種・経験年数)	
第3表-4-2	現在あるいは過去に常時従事した有害業務に関する特殊健康診断受診の有無別労働者 割合	270
	(石綿等を取り扱う業務)	
	(企業規模・事業所規模・産業・性・年齢階級・就業形態・職種・経験年数)	
第3表-4-3	現在あるいは過去に常時従事した有害業務に関する特殊健康診断受診の有無別労働者 割合	272
	(粉じん作業(3年に1回のじん肺定期健康診断の対象者))	
	(企業規模・事業所規模・産業・性・年齢階級・就業形態・職種・経験年数)	
第3表-4-4	現在あるいは過去に常時従事した有害業務に関する特殊健康診断受診の有無別労働者 割合	274
	(粉じん作業(1年に1回のじん肺定期健康診断の対象者))	
	(企業規模・事業所規模・産業・性・年齢階級・就業形態・職種・経験年数)	

第3表-4-5	現在あるいは過去に常時従事した有害業務に関する特殊健康診断受診の有無別労働者割合	276
	(粉じん作業(就業時、定期外又は離職時のじん肺健康診断の対象者(過去1年間)))	
	(企業規模・事業所規模・産業・性・年齢階級・就業形態・職種・経験年数)	

V 付録

事業所及び労働者の構成比	281
平成28年労働安全衛生調査(実態調査)事業所票	283
平成28年労働安全衛生調査(実態調査)個人票	301
平成28年労働安全衛生調査(実態調査)労働者調査実施方法及び対象労働者抽出方法	307

I 調査の概要

1 調査の目的

本調査は、事業所が行っている安全衛生管理、労働災害防止活動及び安全衛生教育の実施状況等の実態並びにそこで働く労働者の仕事や職業生活における不安やストレス、受動喫煙等の実態について把握し、今後の労働安全衛生行政を推進するための基礎資料とすることを目的とするものである。

2 調査の範囲

(1) 地域

全国

(2) 産業

日本標準産業分類（平成25年10月改定）による「農業，林業」（林業に限る。）、「鉱業，採石業，砂利採取業」、「建設業」、「製造業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「情報通信業」、「運輸業，郵便業」、「卸売業，小売業」、「金融業，保険業」、「不動産業，物品賃貸業」、「学術研究，専門・技術サービス業」、「宿泊業，飲食サービス業」、「生活関連サービス業，娯楽業」、「教育，学習支援業」、「医療，福祉」、「複合サービス事業」、「サービス業（他に分類されないもの）」

(3) 事業所

事業所母集団データベース（平成26年次フレーム）の事業所を母集団として、上記(2)に該当する産業で常用労働者10人以上を雇用する民営事業所のうちから無作為に抽出した約14,000事業所

(4) 労働者

上記(3)の事業所で雇用されている常用労働者及び受け入れた派遣労働者のうちから無作為に抽出した約18,000人

3 調査の対象期間

原則として平成28年10月31日現在とした。ただし、一部の事項については平成28年7月1日を含む1か月間、過去1年間（平成27年11月1日～平成28年10月31日）又は過去3年間（平成25年11月1日～平成28年10月31日）を対象とした。

4 調査事項

(1) 事業所調査

企業及び事業所に関する事項、安全衛生管理体制に関する事項、安全衛生教育に関する事項、危険性・有害性の低減に向けた措置（リスクアセスメント）に関する事項、メンタルヘルス対策に関する事項、受動喫煙防止対策に関する事項、長時間労働者に対する取組に関する事項、高年齢労働者の労働災害防止対策に関する事項、熱中症予防対策に関する事項、有害業務の有無及び特殊健康診断の実施状況に関する事項、GHSラベル及び安全データシート（SDS）に関する事項

(2) 労働者調査

労働者の属性に関する事項、仕事や職業生活における不安やストレスに関する事項、喫煙に関する事項、有害業務への従事の有無及び特殊健康診断の受診状況に関する事項

5 調査の方法

(1) 事業所調査

厚生労働省が直接、調査票を調査客体事業所へ郵送し、調査客体事業所において担当者等が記入した後、厚生労働省へ返送

(2) 労働者調査

厚生労働省が直接、調査票を労働者調査の客体となった事業所へ郵送し、当該事業所の担当者等が抽出要領に基づき、客体労働者を抽出して調査票を配布し、調査客体労働者が自ら調査票を記入し、封緘した後に、事業所の担当者等がまとめて厚生労働省へ返送

6 調査の機関

厚生労働省一報告者

7 有効回答率

事業所調査	:	調査客体数13,884	有効回答数	9,564	有効回答率	68.9%
労働者調査	:	調査客体数18,025	有効回答数	10,109	有効回答率	56.1%

8 調査対象の抽出方法

(1) サンプルフレーム

事業所調査及び労働者調査の調査対象の抽出は、事業所母集団データベース（平成26年次フレーム）により作成された事業所リストをサンプルフレームとした。

(2) 標本設計

[事業所調査]

層化抽出法により決定した。

[労働者調査]

事業所を第1次抽出単位、労働者を第2次抽出単位とする層化二段抽出法により決定した。

(3) 目標精度

[事業所調査]

特定の属性を持つ事業所の割合についてその割合の値にかかわらず、産業、事業所規模別に標準誤差が原則5%以内となるように次の算式により標本事業所数を決定している。

$$S_i \geq \sqrt{\frac{N_i - n_i}{N_i - 1} \cdot \frac{P(1-P)}{n_i}}$$

S_i : 目標精度（比率の標準誤差）（＝5%）

N_i : 母集団事業所数

n_i : 標本事業所数

P : 特定の属性を持つ事業所の割合

i : 産業、事業所規模区分（層番号）

[労働者調査]

特定の属性を持つ労働者の割合について、その割合の値にかかわらず産業、事業所規模別に標準誤差が原則7%以内となるように次の算式により標本労働者数を決定している。

$$S_i \geq \sqrt{\frac{N_i - n_i}{N_i - 1} \cdot \frac{P(1-P)}{n_i} \cdot C}$$

S_i : 目標精度（比率の標準誤差）（＝7%）

N_i : 母集団労働者数

n_i : 標本労働者数

P : 特定の属性を持つ労働者の割合

i : 産業、事業所規模区分（層番号）

C : 2段抽出に伴う補正係数（＝2）

9 集計事項一覧表

【事業所調査】 ●=表頭事項 ○=表側事項		統計表番号														
調査事項		第1表 -1-1	第1表 -1-2	第1表 -2	第1表 -3	第1表 -4-1	第1表 -4-2	第1表 -4-3	第1表 -4-4	第1表 -4-5	第1表 -5	第2表 -1	第2表 -2	第2表 -3	第3表 -1	第3表 -2
事業所の属性	企業規模	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	事業所規模	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	産業	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
安全衛生管理体制に関する事項	安全衛生委員会等の設置の有無及び設置状況	●	●													
	産業医選任の有無及び勤務形態			●												
	産業医（非常勤）の事業所への訪問回数階級				●											
	安全衛生担当者の選任の有無及び選任の内容					●	●	●	●	●						
	安全推進者を選任していない理由										●					
安全衛生教育に関する事項	雇入れ時教育等実施の有無											●	●	●		
危険性・有害性の低減に向けた措置（リスクアセスメント）に関する事項	リスクアセスメントの実施の有無															●
	リスクアセスメントの実施内容															●
	リスクアセスメントの結果の活用の有無及び活用内容															●
	リスクアセスメントを実施していない理由															
メンタルヘルス対策に関する事項	過去1年間にメンタルヘルス不調により連続1か月以上休業又は退職した労働者数															
	メンタルヘルス対策の取組の有無及び取組内容															
	労働者のストレスチェックの実施時期															
	ストレスチェックの種類															
	事業所が指定した医師等の専門家による面談等を実施した労働者の割合階級															
	事業所が指定した医師等の専門家による面談等の実施者又は実施機関															
	ストレスチェック結果の集団（部、課など）ごとの分析の実施の有無															
	ストレスチェック結果の集団（部、課など）ごとの分析結果の活用の有無及び活用内容															
受動喫煙防止対策に関する事項	受動喫煙防止対策の取組の有無															
	禁煙・分煙状況															
	禁煙・分煙以外の取組の有無及び取組内容															
	職場の受動喫煙防止対策の取組における問題の有無及び問題の内容															
長時間労働者に関する取組に関する事項	1か月間に45時間を超える時間外・休日労働をした労働者数															
	1か月間に45時間を超える時間外・休日労働をした労働者に対する医師による面接指導の申し出のあった労働者数															
	1か月間に45時間を超える時間外・休日労働をした労働者に対する医師による面接指導の実施の有無															
	時間外・休日労働が100時間超の労働者への医師による面接指導の結果を踏まえた措置の有無及び措置の内容															
	時間外・休日労働が100時間超の労働者への医師による面接指導を実施しなかった理由															
	高齢労働者の労働災害防止対策に関する事項	高齢労働者の労働災害防止対策の取組の有無及び取組内容														
熱中症予防対策に関する事項	暑さ指数の認知の有無															
	暑さ指数の活用状況															
	熱中症予防対策の取組の有無及び取組の内容															
有害業務の有無及び特殊健康診断の実施状況に関する事項	有害業務の有無及び有害業務の種類															
	特殊健康診断実施の有無															
	特殊健康診断延受診対象者数、受診者数、有所見者数（受診率・有所見率）															
	じん肺健康診断実施対象者の有無															
	じん肺健康診断実施の有無（実施率）															
	じん肺健康診断受診対象者数、受診者数、有所見者数（受診率・有所見率）															
GHSラベル及び安全データシートに関する事項	化学物質の取扱状況															
	化学物質を製造、譲渡・提供する際の容器・包装へのGHSラベルの表示状況															
	化学物質を使用する際の容器・包装へのGHSラベルの表示状況															
	化学物質を製造、譲渡・提供する際の安全データシート（SDS）の交付状況															
	化学物質を使用する際の安全データシート（SDS）の交付状況															

[illegible]

統計表番号		第9表 -3	第9表 -4-1	第9表 -4-2	第9表 -4-3	第9表 -4-4	第10表 -1	第10表 -2-1	第10表 -2-2	第10表 -3-1	第10表 -3-2	第10表 -4-1	第10表 -4-2	第10表 -5-1	第10表 -5-2
調査事項															
事業所の属性	企業規模	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	事業所規模	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	産業	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
安全衛生管理体制に関する事項	安全衛生委員会等の設置の有無及び設置状況														
	産業医選任の有無及び勤務形態														
	産業医（非常勤）の事業所への訪問回数階級														
	安全衛生担当者の選任の有無及び選任の内容														
	安全推進者を選任していない理由														
安全衛生教育に関する事項	雇入れ時教育等実施の有無														
危険性・有害性の低減に向けた措置（リスクアセスメント）に関する事項	リスクアセスメントの実施の有無														
	リスクアセスメントの実施内容														
	リスクアセスメントの結果の活用の有無及び活用内容														
	リスクアセスメントを実施していない理由														
メンタルヘルス対策に関する事項	過去1年間にメンタルヘルス不調により連続1か月以上休業又は退職した労働者数														
	メンタルヘルス対策の取組の有無及び取組内容														
	労働者のストレスチェックの実施時期														
	ストレスチェックの種類														
	事業所が指定した医師等の専門家による面談等を実施した労働者の割合階級														
	事業所が指定した医師等の専門家による面談等の実施者又は実施機関														
	ストレスチェック結果の集団（部、課など）ごとの分析の実施の有無														
	ストレスチェック結果の集団（部、課など）ごとの分析結果の活用の有無及び活用内容														
受動喫煙防止対策に関する事項	受動喫煙防止対策の取組の有無														
	禁煙・分煙状況														
	禁煙・分煙以外の取組の有無及び取組内容														
	職場の受動喫煙防止対策の取組における問題の有無及び問題の内容														
長時間労働者に対する取組に関する事項	1か月間に45時間を超える時間外・休日労働をした労働者数														
	1か月間に45時間を超える時間外・休日労働をした労働者に対する医師による面接指導の申し出のあった労働者数														
	1か月間に45時間を超える時間外・休日労働をした労働者に対する医師による面接指導の実施の有無														
	時間外・休日労働が100時間超の労働者への医師による面接指導の結果を踏まえた措置の有無及び措置の内容														
	時間外・休日労働が100時間超の労働者への医師による面接指導を実施しなかった理由														
高齢労働者の労働災害防止対策に関する事項	高齢労働者の労働災害防止対策の取組の有無及び取組内容														
熱中症予防対策に関する事項	暑さ指数の認知の有無														
	暑さ指数の活用状況														
	熱中症予防対策の取組の有無及び取組の内容														
有害業務の有無及び特殊健康診断の実施状況に関する事項	有害業務の有無及び有害業務の種類														
	特殊健康診断実施の有無														
	特殊健康診断延受診対象者数、受診者数、有所見者数（受診率・有所見率）														
	じん肺健康診断実施対象者の有無	●													
	じん肺健康診断実施の有無（実施率）		●	●	●	●									
	じん肺健康診断受診対象者数、受診者数、有所見者数（受診率・有所見率）		●	●	●	●									
GHSラベル及び安全データシートに関する事項	化学物質の取扱状況						●								
	化学物質を製造・譲渡・提供する際の容器・包装へのGHSラベルの表示状況							●	●						
	化学物質を使用する際の容器・包装へのGHSラベルの表示状況									●	●				
	化学物質を製造・譲渡・提供する際の安全データシート（SDS）の交付状況											●	●		
	化学物質を使用する際の安全データシート（SDS）の交付状況													●	●

【労働者調査】 ●=表頭事項 ○=表側事項

統計表番号		第1表 -1	第1表 -2	第1表 -3	第1表 -4	第2表 -1	第2表 -2	第2表 -3	第2表 -4	第2表 -5	第3表 -1	第3表 -2-1	第3表 -2-2	第3表 -2-3	第3表 -3
事業所の属性	企業規模	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	事業所規模	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	産業	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
労働者の属性	性	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	年齢階級	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	就業形態	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	職種	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	経験年数	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
仕事や職業生活における不安やストレスに関する事項	ストレスを相談できる人の有無、相談できる相手	●													
	ストレスを実際に相談した人の有無、相談した相手		●												
	相談後のストレス解消状況			●											
	仕事や職業生活に関する強いストレスの有無				●										
	仕事や職業生活に関する強いストレスの内容				●										
喫煙に関する事項	職場での喫煙の有無					●									
	職場での受動喫煙の有無					○	●								
	職場での喫煙に関して不快に感じる事、体調が悪くなることの有無					○	○	●							
	職場に望む受動喫煙防止対策（禁煙場所の設定）					○	○	○	●						
	職場に望む受動喫煙防止対策（禁煙場所の設定以外）					○	○	○		●					
有害業務への従事の有無及び特殊健康診断の受診状況に関する事項	過去1年間に常時従事した有害業務の有無										●				
	過去1年間に常時従事した有害業務の種類										●	●	●	●	
	過去1年間に常時従事した有害業務の特殊健康診断受診の有無											●	●	●	
	現在あるいは過去に常時従事した有害業務の有無及び有害業務の種類														●
	現在あるいは過去に常時従事した有害業務の特殊健康診断受診の有無														

【労働者調査】 ●=表頭事項 ○=表側事項

統計表番号		第3表 -4-1	第3表 -4-2	第3表 -4-3	第3表 -4-4	第3表 -4-5
調査事項						
事業所の属性	企業規模	○	○	○	○	○
	事業所規模	○	○	○	○	○
	産業	○	○	○	○	○
労働者の属性	性	○	○	○	○	○
	年齢階級	○	○	○	○	○
	就業形態	○	○	○	○	○
	職種	○	○	○	○	○
	経験年数	○	○	○	○	○
仕事や職業生活における不安やストレスに関する事項	ストレスを相談できる人の有無、相談できる相手					
	ストレスを実際に相談した人の有無、相談した相手					
	相談後のストレス解消状況					
	仕事や職業生活に関する強いストレスの有無					
	仕事や職業生活に関する強いストレスの内容					
喫煙に関する事項	職場での喫煙の有無					
	職場での受動喫煙の有無					
	職場での喫煙に関して不快に感じる事、体調が悪くなる事の有無					
	職場に望む受動喫煙防止対策（禁煙場所の設定）					
	職場に望む受動喫煙防止対策（禁煙場所の設定以外）					
有害業務への従事の有無及び特殊健康診断の受診状況に関する事項	過去1年間に常時従事した有害業務の有無					
	過去1年間に常時従事した有害業務の種類					
	過去1年間に常時従事した有害業務の特殊健康診断受診の有無					
	現在あるいは過去に常時従事した有害業務の有無及び有害業務の種類	●	●	●	●	●
	現在あるいは過去に常時従事した有害業務の特殊健康診断受診の有無	●	●	●	●	●

Ⅱ 調査結果の利用上の注意

1 調査結果の利用上の注意

(1) 表章記号について

- ① 「0.0」は、該当する数値はあるが四捨五入の結果、表章単位に満たない場合を示す。
- ② 「-」は、該当する数値がない場合を示す。
- ③ 「…」は、上記以外で数値がない場合、又は、数値を表章することが適当でない場合を示す。
- ④ 「*」印のある数値は、調査客体数が少ないため利用上注意を要する場合を示す。

(2) 構成比は四捨五入しているため、その合計が100.0%にならない場合がある。

(3) 「事業所規模」は、調査客体事業所において雇用する常用労働者と同事業所において受け入れている派遣労働者の合計人数により区分している。

2 主な用語の説明

「正社員に対する雇入れ時教育」

新しく正社員を雇い入れたときに、当該業務に従事する労働者に対し、安全又は衛生のために行う教育をいう（労働安全衛生法第59条第1項）。

「正社員」

フルタイム勤務で期間を定めずに雇われている者（定年まで雇用される者も含める。）をいう。

「正社員以外の労働者（派遣労働者を除く）に対する雇入れ時教育」

新しく正社員以外の労働者（派遣労働者を除く）を雇い入れたときに、当該業務に従事する労働者に対し、安全又は衛生のために行う教育をいう（労働安全衛生法第59条第1項）。

「正社員以外の労働者（派遣労働者を除く）」

正社員以外の契約社員、パートタイム労働者、臨時・日雇労働者をいう。

「契約社員」

フルタイム勤務で1か月を超える期間を定めて雇われている者をいう。

「パートタイム労働者」

一般労働者（フルタイム勤務で基幹業務を行う労働者）より1日の所定労働時間が短い、又は1週の所定労働日数が少ない者で、期間を定めずに又は1か月を超える期間を定めて雇われている者をいう。

「臨時・日雇労働者」

1か月以内の期間を定めて雇われている者をいう。

「派遣労働者」

「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」に基づく労働者派遣事業を行う事業所から派遣労働者として受け入れている者のうち、9月及び10月の各月にそれぞれ18日以上就労している者をいう。

「派遣労働者に対する雇入れ又は受入れ時教育」

派遣労働者として新しく受け入れた派遣労働者に対する教育をいう。

労働者派遣事業を行う事業所においては、派遣労働者として新しく雇い入れた派遣労働者に対する教育をいう（労働安全衛生法第59条第1項及び第2項、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第45条第1項）。

「リスクアセスメント」

利用可能な情報を用いて労働者の安全衛生に関する危険・有害要因を特定し、そのリスクを見積もり、かつ、評価することによって、当該リスクが許容範囲か否かを判断し、リスクの大きいものから順にそのリスクを低減させていく手法をいう。

リスクアセスメントの実施が製造業、建設業等の事業者の努力義務（労働安全衛生法第28条の2、化学物質のうち労働者の危険又は健康障害を生ずるおそれのあるもののリスクアセスメントは全事業者の努力義務）であり、平成28年6月1日から一定の化学物質についてはリスクアセスメントの実施が事業者の義務となっている（労働安全衛生法第57条の3）。

「安全衛生委員会」

安全委員会（労働安全衛生法第17条（同法施行令第8条第1号業種の労働者数50人以上の事業所及び第2号業種の労働者数100人以上の事業所））及び衛生委員会（労働安全衛生法第18条（労働者数50人以上の事業所））を設けなければならないときに、それぞれの設置に代えて設けることができる機関をいう（労働安全衛生法第19条）。委員の構成・調査審議の内容はそれぞれの委員会に準じている。

保安委員会、工場委員会などと呼ばれていても、安全衛生委員会等と目的と活動内容が同じで、事業所内に設置されていれば、その名称にかかわらず、安全衛生委員会等に該当する。

「メンタルヘルス対策」

事業所において事業者が講ずるよう努めるべき労働者の心の健康の保持増進のための措置のことをいう（労働安全衛生法第70条の2、労働者の心の健康の保持増進のための指針）。

「メンタルヘルス不調」

メンタルヘルス不調とは、精神及び行動の障害に分類される精神障害のみならず、ストレスや強い悩み、不安など、労働者の心身の健康、社会生活の質に影響を与える可能性のある精神的及び行動上の問題を幅広く含むものをいう。

「事業所内の産業保健スタッフ」

メンタルヘルス対策が効果的に実施されるよう、労働者や管理監督者に対する支援を行うとともに、心の健康づくり計画に基づく具体的なメンタルヘルス対策の実施に関する企画立案、メンタルヘルスに関する個人の健康情報の取扱い、事業所外資源（専門医療機関など）とのネットワークの形成やその窓口となること等、心の健康づくり計画の実施に当たり、中心的な役割を果たす人々のことで、産業医、衛生管理者、事業所内の保健師等をいう。

「産業医」

労働者の健康管理を行うために事業者から選任された医師をいう（労働安全衛生法第13条（労働者数50人以上の事業所））。

「衛生管理者」

常時50人以上の労働者を使用する事業所において、作業条件、施設等の衛生上の改善などの衛生に係る技術的事項を管理するため事業者から選任された人をいう。衛生管理者の免許を取得しているか、あるいは医師の免許を持っているなどの一定の資格を有する人から選任されることになっている（労働安全衛生法第12条第1項）。

「衛生推進者」

常時10人以上50人未満の労働者を使用する事業所において、労働衛生に関する技術的事項（労働者数が50人以上の事業所において衛生管理者が管理している業務と同様の業務）を担当するため、事業者から選任された人をいう。一定の資格（経験）を有する人から選任されることになっている（労働安全衛生法第12条の2（同法施行令第2条第1号業種及び第2号業種以外の事業所））。

「ストレスチェック」

労働者のストレスについて、調査票などを用いて現在の状況を把握し、本人に気づきを与えるためのものである。また、その結果を職場環境の改善に活用するものである。平成27年12月1日から、常時50人以上の労働者を使用する事業所ではストレスチェックの実施が事業者の義務となり、これ以外の事業所ではストレスチェックの実施が努力義務となっている（労働安全衛生法第66条の10）。

「集団ごとの分析」

個人のストレスチェックの結果を一定の集団（部、課など）ごとに集計して、当該集団の特徴や傾向を分析することをいう。また、その結果を職場環境の改善に活用するものである。ストレスチェックを実施した場合は、集団ごとの分析を行うことが事業者の努力義務となっている（労働安全衛生規則第52条の14）。

「職場復帰支援プログラム」

心の健康問題で休業していた労働者が円滑に職場に復帰し、業務が継続できるようにするために休業の開始から通常業務への復帰までの流れを明らかにしたものをいう。具体的

には、職場復帰支援の手順、内容及び関係者の役割等から構成される。

「地域産業保健センター（地域窓口）」

労働者数50人未満の小規模事業所では、産業医の選任義務はなく、また、事業者が独自に医師を確保して労働者の健康管理を行うことは困難な場合が多くあることから、こうした小規模事業所を支援するための機関をいう。

「産業保健総合支援センター」

産業医や衛生管理者などの事業所内の産業保健スタッフに対して、心の健康づくり対策についてのサービス（職場環境等の評価と改善の支援、教育研修の支援、事業所内の相談体制作りの支援等）を提供する機関をいう。「地域産業保健センター」が行う活動に対して専門的、技術的な支援を行っており、独立行政法人労働者健康安全機構が運営している。

「他の外部機関」

精神保健福祉センター、（一社）日本産業カウンセラー協会などの心の健康づくり対策を支援する活動を行っている機関、メンタルヘルス支援機関などをいう。

「労働安全衛生法（平成27年12月1日施行）に基づくストレスチェック」

労働安全衛生法第66条の10、及びその関連法令に定められた要件に基づいて実施されたストレスチェックのことをいい、労働者50人未満の実施義務対象外の事業場で実施した場合も含む。

「労働安全衛生法（平成27年12月1日施行）によらず実施した事業所独自のストレスチェック」

労働安全衛生法第66条の10、及びその関連法令に定められた要件によらずに、事業所独自に実施されたストレスチェックのことをいう。

「健康診断機関」

健康診断を実施している機関をいう。医療機関であるかどうか、健康診断を専門に実施している機関であるかを問わない。

「屋外を含めた事業所敷地内全体を禁煙にしている」

建物内又は建物内に準じた場所（例えば車両など）を常に禁煙とし、事業所敷地内の屋外も常に禁煙としている場合をいう。

「事業所内の建物内全体（執務室、会議室、食堂、休憩室、商談室等含む）を禁煙とし、屋外のみ喫煙可能としている」

建物全部を禁煙とし、屋外のみ喫煙を可能としている場合をいう。

「喫煙室」

出入口以外には非喫煙場所に対する開口面がほとんどない独立した喫煙のための屋外排

気装置付きの部屋のことをいう。

「喫煙コーナー」

天井から吊り下げた板等による壁、ついたて等によって区画された喫煙可能な区域のことをいう。

「喫煙可能区域」

屋外に設置した喫煙所、屋内に設置した喫煙室、喫煙コーナーなど従業員、顧客等が喫煙を許されている区域のことをいう。

「たばこの煙を低減する装置」

たばこの煙の成分の一部をフィルター等で除去して屋内で空気を循環させる空気清浄装置等の機器のことをいう。

「一定以上の換気」

喫煙可能区域において、浮遊粉じん濃度が 0.15mg/立方メートル以下又は $70.3 \times$ （喫煙席数）立方メートル/時間以上の換気措置を講じていることをいう。

「時間外・休日労働」

本調査の時間外・休日労働とは、休憩時間を除き、1週当たり 40 時間を超えた労働をいう。

1か月当たりの時間外・休日労働時間の算定は、次の式により行う。

$$\begin{aligned} \text{1か月当たりの時間外・休日労働時間} &= \\ &= \text{1か月の総労働時間（労働時間数＋延長時間数＋休日労働時間数）} - \\ &\quad \left(\text{計算期間（1か月間）の総暦日数} \div 7 \right) \times 40 \end{aligned}$$

「長時間労働者に対する医師による面接指導」

長時間の労働により疲労が蓄積し、健康障害発症のリスクが高まった労働者について、その健康の状況を把握し、これに応じて本人に対する指導を行うとともに、その結果を踏まえた事後措置を講じることをいう。

労働安全衛生法により、事業主は、①時間外・休日労働時間数が1か月当たり 100 時間を超え、かつ、疲労の蓄積が認められる労働者に対し、医師による面接指導を実施することが義務づけられている（労働安全衛生法第 66 条の 8）。

また、②時間外・休日労働時間数が1か月当たり 80 時間を超える労働により疲労の蓄積が認められ又は健康上の不安を有している労働者及び③事業所において定められた基準に該当する労働者に対しては、医師による面接指導等の実施が努力義務となっている（労働安全衛生法第 66 条の 9）。

「高年齢労働者」

50 歳以上の労働者をいう。

「有害業務」

労働安全衛生関係法令に定める有害な業務及び作業方法や作業環境の管理が適切に行われないと労働者の健康に影響を与えるおそれのある業務のうち、この調査では「鉛業務」、「有機溶剤業務」、「特定化学物質を製造し又は取り扱う業務」、「石綿等を取り扱う業務」、「放射線業務」、「粉じん作業」をいう。

「鉛業務」

鉛、鉛化合物を取り扱う業務及びその業務を行う作業所の清掃の業務等をいう（労働安全衛生法施行令別表第4に掲げる業務）。

「有機溶剤業務」

屋内作業場等で、有機溶剤（アセトン、キシレン、トルエン等の労働安全衛生法施行令別表第6の2に掲げる物質）を製造し又は取り扱う業務をいう。

「特定化学物質」

ジクロルベンジジン、重クロム酸、ベンゼン等（労働安全衛生法施行令別表第3に掲げる物質）をいう。

「石綿等を取り扱う業務」

石綿（石綿若しくは石綿をその重量の0.1%を超えて含有する製剤その他の物）を取り扱う業務をいう。

「放射線業務」

エックス線等電離放射線の発生を伴う装置の使用又は検査の業務や放射性物質を装備している機器を取り扱う業務や坑内における核原料物質の掘採の業務等をいう（労働安全衛生法施行令別表第2に掲げる業務）。

「粉じん作業」

岩石の裁断、研磨加工、粉状物質の袋詰め及び混合等じん肺にかかるおそれがあると認められる作業（じん肺法施行規則別表に掲げる作業）をいう。

「特殊健康診断」

有害業務に常時従事する労働者に対して、雇入れ時、当該業務への配置替え時及び定期的に行う健康診断をいう。また、「有所見者」とは、健康診断の結果、異常所見が認められた労働者をいう（労働安全衛生法第66条第2項）。

「じん肺健康診断」

じん肺（粉じんを吸入することによって肺に生じた線維増殖性変化を主体とする疾病）の予防及び健康管理のために実施する胸部臨床検査、肺機能検査等の健康診断をいう（じん肺法第8条）。

粉じん作業従事との関係	じん肺管理区分	健康診断の頻度
常時粉じん作業に従事	1	3年以内ごとに1回
	2、3	1年以内ごとに1回
過去に常時粉じん作業に従事したことがあり、現に非粉じん作業に従事	2	3年以内ごとに1回
	3	1年以内ごとに1回

「GHSラベル」

GHS分類（隔年ごとに改訂）に該当する化学品に表示することとされているラベルをいう（労働安全衛生法第57条）。

「GHS分類」

国連が平成15年7月に勧告した「化学品の分類および表示に関する世界調和システム」における分類をいい、危険有害性がある全ての化学物質が一定の基準に従ってクラス又は区分ごとに分かれている。

ただし、成形品は除かれており、また、医薬品、食品添加物、化粧品、食品中の残留農薬等については、原則GHSでは表示の対象とされていない。

（GHS：The Globally Harmonized System of Classification and Labelling of Chemicals の略）

「危険有害性がある化学物質」

「GHS分類」において危険有害性のクラス又は区分の付いている化学物質をいい、平成24年4月1日から、譲渡提供者に安全データシート（SDS（Safety Data Sheet））の交付が努力義務とされている（労働安全衛生規則第24条の15）。

「安全データシート（SDS）」

化学物質の危険有害性や適切な取り扱い方法に関する情報等を記載した文書をいう。

なお、SDSは、平成23年度までは一般に「MSDS（化学物質等安全データシート）」と呼ばれていたが、国際整合の観点から、GHSで定義されている「SDS」に統一され、JIS Z 7253においても「SDS」とされている。

「労働安全衛生法第57条に該当する化学物質」

爆発性の物、発火性の物、引火性の物等、労働者に危険若しくは健康障害を生ずるおそれのある物質として、譲渡提供者に容器に危険有害性を表示することが義務付けられている化学物質をいう。

「労働安全衛生法第57条の2に該当する化学物質」

労働者に危険若しくは健康障害を生ずるおそれのある物として、譲渡提供者に安全データシート（SDS）の交付が義務付けられている化学物質をいう。

「カウンセラー等」

事業所において、個々の労働者に対してメンタルヘルス対策（心の健康対策）を実施する担当者をいう。例えば、精神保健福祉士、臨床心理士や産業カウンセラーなどをいう。

「セクハラ」

職場のセクシュアルハラスメントのことで、「労働者の意に反する性的な言動が行われ、それを拒否したことで解雇、降格、減給などの不利益を受けること。また、性的な言動が行われることで職場の環境が不快なものとなり、労働者の能力の発揮に大きな悪影響が生じること」をいう。

「パワハラ」

職場のパワーハラスメントのことで、「同じ職場で働く者に対して、職務上の地位や人間関係などの職場内の優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与える又は職場環境を悪化させる行為」をいう。

Ⅲ 調査結果の概要

【事業所調査】

1 安全衛生教育に関する事項

雇入れ時教育について、正社員の対象者がいる事業所の割合は78.8%であり、このうち実施している事業所の割合は68.4%[平成27年調査66.1%]となっている。正社員以外の労働者(派遣労働者を除く)の対象者がいる事業所の割合は64.6%であり、このうち実施している事業所の割合は61.3%[同55.8%]となっている。派遣労働者に対する雇入れ又は受入れ時教育の対象者がいる事業所の割合は11.9%であり、このうち実施している事業所の割合は60.0%[同60.2%]となっている。(第1表)

第1表 雇入れ時教育等実施の有無別事業所割合

(単位:%)

区 分	事業所計	正社員					
		雇入れ時教育					
		対象者がいる ¹⁾	実施している	実施していない	対象者がいない	不明	
平成28年	100.0	78.8	(100.0)	(68.4)	(31.6)	4.1	17.1
(事業所規模)							
1,000人以上	100.0	95.8	(100.0)	(93.5)	(6.5)	-	4.2
500～999人	100.0	94.1	(100.0)	(89.7)	(10.3)	0.0	5.9
300～499人	100.0	92.4	(100.0)	(86.7)	(13.3)	0.0	7.5
100～299人	100.0	92.8	(100.0)	(84.7)	(15.3)	0.0	7.1
50～99人	100.0	85.8	(100.0)	(81.8)	(18.2)	0.4	13.8
30～49人	100.0	86.1	(100.0)	(68.4)	(31.6)	0.6	13.3
10～29人	100.0	75.2	(100.0)	(64.7)	(35.3)	5.7	19.1
平成27年	100.0	79.1	(100.0)	(66.1)	(33.9)	2.9	18.0

(単位:%)

区 分	事業所計	正社員以外の労働者(派遣労働者を除く)					
		雇入れ時教育					
		対象者がいる ¹⁾	実施している	実施していない	対象者がいない	不明	
平成28年	100.0	64.6	(100.0)	(61.3)	(38.7)	14.4	21.0
(事業所規模)							
1,000人以上	100.0	87.3	(100.0)	(84.9)	(15.1)	4.1	8.7
500～999人	100.0	85.0	(100.0)	(81.6)	(18.4)	4.3	10.6
300～499人	100.0	90.6	(100.0)	(82.0)	(18.0)	2.8	6.7
100～299人	100.0	83.6	(100.0)	(79.8)	(20.2)	5.7	10.7
50～99人	100.0	76.7	(100.0)	(71.3)	(28.7)	5.9	17.3
30～49人	100.0	71.5	(100.0)	(64.1)	(35.9)	10.8	17.7
10～29人	100.0	59.9	(100.0)	(56.8)	(43.2)	17.0	23.1
平成27年	100.0	62.4	(100.0)	(55.8)	(44.2)	15.7	21.8

(単位:%)

区 分	事業所計	派遣労働者					
		雇入れ又は受入れ時教育					
		対象者がいる ¹⁾	実施している	実施していない	対象者がいない	不明	
平成28年	100.0	11.9	(100.0)	(60.0)	(40.0)	84.8	3.3
(事業所規模)							
1,000人以上	100.0	74.6	(100.0)	(73.9)	(26.1)	18.4	7.0
500～999人	100.0	66.4	(100.0)	(71.4)	(28.6)	25.7	7.9
300～499人	100.0	62.3	(100.0)	(68.7)	(31.3)	32.9	4.8
100～299人	100.0	45.5	(100.0)	(71.7)	(28.3)	49.0	5.5
50～99人	100.0	26.0	(100.0)	(68.4)	(31.6)	66.9	7.1
30～49人	100.0	16.8	(100.0)	(53.8)	(46.2)	79.7	3.5
10～29人	100.0	5.9	(100.0)	(50.9)	(49.1)	91.6	2.5
平成27年	100.0	12.3	(100.0)	(60.2)	(39.8)	84.0	3.7

注:1)「対象者がいる」の事業所割合は「事業所計」から「対象者がいない」及び「不明」を除いた割合である。

2 リスクアセスメントに関する事項

リスクアセスメントを実施している事業所の割合は46.5%[平成27年調査47.5%]となっている。

実施内容（複数回答）をみると、「作業に用いる機械の危険性に関する事項」が63.2%と最も多く、次いで「交通事故に関する事項」が56.5%となっている。（第2表）

第2表 リスクアセスメントの実施の有無及び実施内容別事業所割合

(単位:%)

区 分	事業所計	実施内容（複数回答）										リスクアセスメントを実施していない	不明
		リスクアセスメントを実施している	作業に用いる機械の危険性に関する事項	作業に用いる化学物質の危険性・有害性に関する事項	腰痛のおそれのある作業に関する事項	熱中症予防に着目した暑い場所での作業に関する事項	高所からの墜落・転落に関する事項	交通事故に関する事項	左記以外の事項	不明			
平成28年 (事業所規模)	100.0	46.5	(100.0)	(63.2)	(31.3)	(43.9)	(52.5)	(34.3)	(56.5)	(15.8)	(0.1)	51.2	2.3
1,000人以上	100.0	74.4	(100.0)	(67.9)	(75.2)	(58.2)	(48.7)	(50.4)	(41.0)	(20.0)	(0.4)	25.2	0.4
500 ～ 999人	100.0	72.6	(100.0)	(68.7)	(62.8)	(49.9)	(47.4)	(44.2)	(38.5)	(30.5)	(0.2)	27.2	0.2
300 ～ 499人	100.0	71.6	(100.0)	(71.0)	(52.6)	(64.6)	(45.8)	(40.7)	(39.7)	(19.2)	(-)	27.8	0.7
100 ～ 299人	100.0	67.6	(100.0)	(63.6)	(41.8)	(55.4)	(49.9)	(39.5)	(49.6)	(21.6)	(0.4)	31.4	1.0
50 ～ 99人	100.0	61.9	(100.0)	(66.5)	(33.3)	(51.0)	(45.1)	(34.6)	(48.8)	(15.7)	(-)	36.8	1.2
30 ～ 49人	100.0	50.3	(100.0)	(62.2)	(31.5)	(48.8)	(55.3)	(35.8)	(58.3)	(14.9)	(0.1)	46.5	3.2
10 ～ 29人	100.0	41.9	(100.0)	(62.5)	(28.9)	(39.7)	(53.8)	(33.1)	(58.8)	(15.2)	(0.2)	55.8	2.4
平成27年	100.0	47.5	(100.0)	(59.6)	(27.5)	(39.2)	(49.2)	(37.1)	(55.8)	(18.4)	(0.4)	51.2	1.4

また、リスクアセスメントを実施している事業所のうち、リスクアセスメントの結果を活用した事業所の割合は86.1%となっている。

活用内容（複数回答）をみると、「労働者への教育研修・情報提供」が74.9%と最も多く、次いで「作業又は作業環境の改善」が64.1%となっている。（第3表）

第3表 リスクアセスメントの結果の活用の有無及び活用内容別事業所割合

(単位:%)

区 分	リスクアセスメント を実施している 事業所計 1)	活用内容（複数回答）								特に活用し ていない	不明	
		活用した	安全衛生委 員会等での 調査審議	作業又は作 業環境の改 善	リスクアセ スメントの 結果に基づ き労働環境 の改善等を どのように 実施するの かを定めた 計画の策定 と実施	管理監督者 への教育研 修・情報提 供	労働者への 教育研修・ 情報提供	その他				
平成28年 (事業所規模)	[46.5]	100.0	86.1	(100.0)	(31.6)	(64.1)	(19.6)	(30.4)	(74.9)	(3.8)	8.9	5.0
1,000人以上	[74.4]	100.0	96.5	(100.0)	(71.9)	(85.4)	(50.7)	(46.8)	(71.0)	(5.9)	2.7	0.7
500 ～ 999人	[72.6]	100.0	95.3	(100.0)	(69.6)	(75.3)	(43.0)	(53.0)	(78.3)	(5.6)	2.9	1.8
300 ～ 499人	[71.6]	100.0	98.6	(100.0)	(69.7)	(78.9)	(36.8)	(49.3)	(73.2)	(3.2)	0.3	1.1
100 ～ 299人	[67.6]	100.0	96.6	(100.0)	(65.3)	(68.4)	(33.4)	(34.6)	(72.5)	(4.8)	1.6	1.8
50 ～ 99人	[61.9]	100.0	91.9	(100.0)	(58.7)	(69.5)	(26.2)	(32.4)	(73.7)	(3.3)	5.2	2.8
30 ～ 49人	[50.3]	100.0	86.4	(100.0)	(29.9)	(66.5)	(19.5)	(29.0)	(75.8)	(5.2)	8.1	5.5
10 ～ 29人	[41.9]	100.0	83.4	(100.0)	(20.7)	(61.3)	(15.8)	(29.1)	(75.2)	(3.4)	10.8	5.8

注:1) []は、全事業所のうち「リスクアセスメントを実施している事業所」の割合である。

リスクアセスメントを実施していない事業所について、実施していない理由(複数回答)をみると、「危険な機械や有害な化学物質等を使用していないため」が57.3%と最も多く、次いで「十分な知識を持った人材がいないため」が26.2%となっている(第4表)。

第4表 リスクアセスメントを実施していない理由別事業所割合

(単位:%)

区 分	実施していない理由（複数回答）								
	リスクアセスメントを実施していない事業所計 1)		十分な知識を持った人材がいないため	実施方法が判らないため	労働災害が発生していないため	法令を守っていれば十分なため	危険な機械や有害な化学物質等を使用していないため	その他	不明
平成28年 （事業所規模）	[51.2]	100.0	26.2	21.6	17.0	11.5	57.3	12.6	4.4
1,000人以上	[25.2]	100.0	6.6	2.8	3.4	2.3	82.1	15.8	1.0
500～999人	[27.2]	100.0	14.4	7.3	4.2	4.9	68.3	18.2	2.3
300～499人	[27.8]	100.0	10.3	5.6	3.4	10.2	71.3	10.9	2.7
100～299人	[31.4]	100.0	21.3	14.0	12.6	6.6	61.4	12.2	4.8
50～99人	[36.8]	100.0	21.2	17.3	10.6	13.1	65.7	8.2	3.3
30～49人	[46.5]	100.0	27.7	21.3	16.8	11.7	57.1	11.3	4.8
10～29人	[55.8]	100.0	26.7	22.4	17.9	11.6	56.4	13.2	4.4
平成27年	[51.2]	100.0	22.3	17.2	18.5	11.3	60.9	11.4	4.6

注:1) []は、全事業所のうち「リスクアセスメントを実施していない事業所」の割合である。

3 メンタルヘルス対策に関する事項

(1) メンタルヘルス不調により連続1か月以上休業又は退職した労働者の状況

過去1年間(平成27年11月1日から平成28年10月31日までの期間。以下同じ。)にメンタルヘルス不調により連続1か月以上休業した労働者(受け入れている派遣労働者を除く。以下、本項では同じ。)の割合は0.4%[平成27年調査0.4%]、退職した労働者の割合は0.2%[同0.2%]となっている。

産業別にみると、連続1か月以上休業した労働者は「情報通信業」が1.2%と最も高く、退職した労働者は「医療、福祉」が0.4%と最も高くなっている。(第5表)

第5表 過去1年間にメンタルヘルス不調により連続1か月以上休業又は退職した労働者割合

(単位:%)

区 分	連続1か月以上休業した労働者	退職した労働者
平成28年	0.4	0.2
(事業所規模)		
1,000人以上	0.7	0.1
500～999人	0.6	0.1
300～499人	0.6	0.2
100～299人	0.4	0.1
50～99人	0.4	0.2
30～49人	0.2	0.1
10～29人	0.2	0.3
(産業)		
農業、林業(林業に限る。)	0.2	0.1
鉱業、採石業、砂利採取業	0.2	0.2
建設業	0.3	0.1
製造業	0.4	0.2
電気・ガス・熱供給・水道業	0.8	0.1
情報通信業	1.2	0.3
運輸業、郵便業	0.3	0.1
卸売業、小売業	0.3	0.1
金融業、保険業	1.0	0.3
不動産業、物品賃貸業	0.4	0.3
学術研究、専門・技術サービス業	0.5	0.2
宿泊業、飲食サービス業	0.0	0.3
生活関連サービス業、娯楽業	0.1	0.2
教育、学習支援業	0.3	0.2
医療、福祉	0.3	0.4
複合サービス事業	0.6	0.1
サービス業(他に分類されないもの)	0.3	0.2
平成27年	0.4	0.2

注:受け入れている派遣労働者を除いた割合である。

(2) メンタルヘルス対策への取組状況

メンタルヘルス対策に取り組んでいる事業所の割合は 56.6%[平成 27 年調査 59.7%]となっている。

取組内容(複数回答)をみると、「労働者のストレスの状況などについて調査票を用いて調査(ストレスチェック)」が 62.3%[同 22.4%]と最も多く、次いで「メンタルヘルス対策に関する労働者への教育研修・情報提供」が 38.2%[同 42.0%]、「メンタルヘルス対策に関する事業所内での相談体制の整備」が 35.5%[同 44.4%]となっている。(第 6 表、第 1 図、第 2 図)

第6表 メンタルヘルス対策の取組の有無及び取組内容別事業所割合

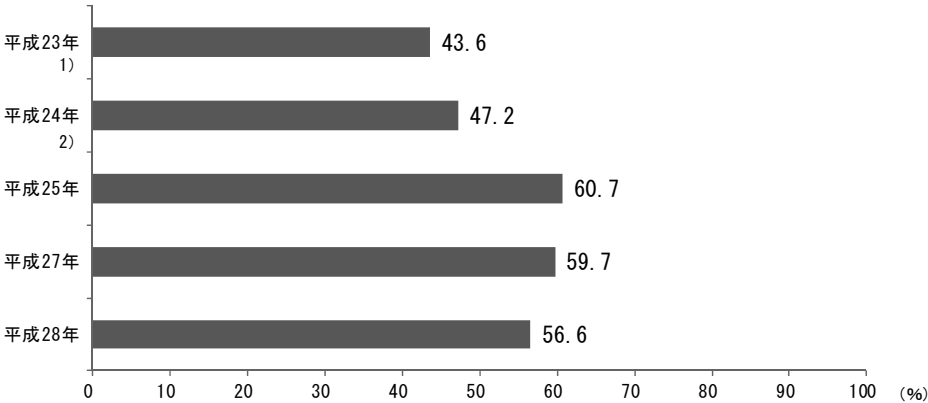
区 分	事業所計	メンタルヘルス対策に取り組んでいる	メンタルヘルス対策に取り組んでいない	不明
平成28年 (事業所規模)	100.0	56.6	41.5	2.0
1,000人以上	100.0	100.0	-	-
500～999人	100.0	99.8	0.2	-
300～499人	100.0	99.2	0.3	0.4
100～299人	100.0	96.1	3.1	0.8
50～99人	100.0	85.2	14.7	0.2
30～49人	100.0	62.5	35.3	2.2
10～29人	100.0	48.3	49.4	2.3
平成27年	100.0	59.7	39.7	0.6

(単位:%)

区 分	メンタルヘルス対策に取り組んでいる事業所計 ¹⁾	取組内容(複数回答)																その他
		メンタルヘルス対策について、安全衛生委員会等での調査審議	メンタルヘルス対策の計画の策定と実施の問題点を解決するための計画の策定と実施	メンタルヘルス対策の実務を行う担当者	メンタルヘルス研修・情報提供	メンタルヘルス対策に関する労働者への教育研修・情報提供	メンタルヘルス対策に関する管理監督者への教育研修・情報提供	産業保健スタッフへの教育研修・事業所内提供	職場環境等の評価及び改善(ストレスの分析を含む)	健康診断後の保健指導におけるメンタルヘルス対策の実施	労働者のストレスの状況などについて調査(ストレスチェック)	職場復帰における支援(職場復帰支援プログラム)の策定を含む	メンタルヘルス対策に関する事業所内での相談体制の整備	地域産業保健センター(地域窓口)を活用したメンタルヘルス対策の実施	産業保健総合支援センターを活用したメンタルヘルス対策の実施	医療機関を活用したメンタルヘルス対策の実施	他の外部機関を活用したメンタルヘルス対策の実施	
平成28年 (事業所規模)	[56.6]	100.0	28.9	16.3	25.8	38.2	29.2	11.6	26.6	31.2	62.3	17.9	35.5	4.0	2.8	12.3	15.1	7.5
1,000人以上	[100.0]	100.0	77.3	61.7	66.4	81.7	77.0	64.9	66.1	55.2	95.7	78.2	85.1	5.2	7.6	30.8	40.2	5.2
500～999人	[99.8]	100.0	68.1	42.9	60.7	68.1	63.7	44.0	56.7	41.3	93.4	56.4	72.0	3.5	7.0	19.7	30.1	2.7
300～499人	[99.2]	100.0	67.0	35.3	57.2	63.0	59.9	39.9	58.7	45.4	96.5	51.1	65.4	3.0	4.8	18.9	23.7	1.1
100～299人	[96.1]	100.0	55.6	24.6	48.0	47.7	41.1	20.9	46.0	30.8	91.0	30.1	45.5	3.1	3.5	16.1	18.5	1.3
50～99人	[85.2]	100.0	49.1	22.0	39.8	42.0	31.9	16.4	37.0	34.8	83.9	18.3	39.3	2.1	3.7	17.3	16.0	2.6
30～49人	[62.5]	100.0	22.6	11.6	22.5	37.8	27.5	10.6	22.7	31.5	52.8	15.2	31.1	5.4	1.1	11.8	16.7	7.0
10～29人	[48.3]	100.0	17.5	14.2	19.4	35.1	26.2	8.3	21.4	29.8	54.8	15.4	33.2	4.1	2.8	10.4	13.6	9.8
平成27年	[59.7]	100.0	22.2	13.6	21.0	42.0	38.6	9.4	14.6	28.4	22.4	17.9	44.4	3.8	2.1	8.0	15.1	6.0

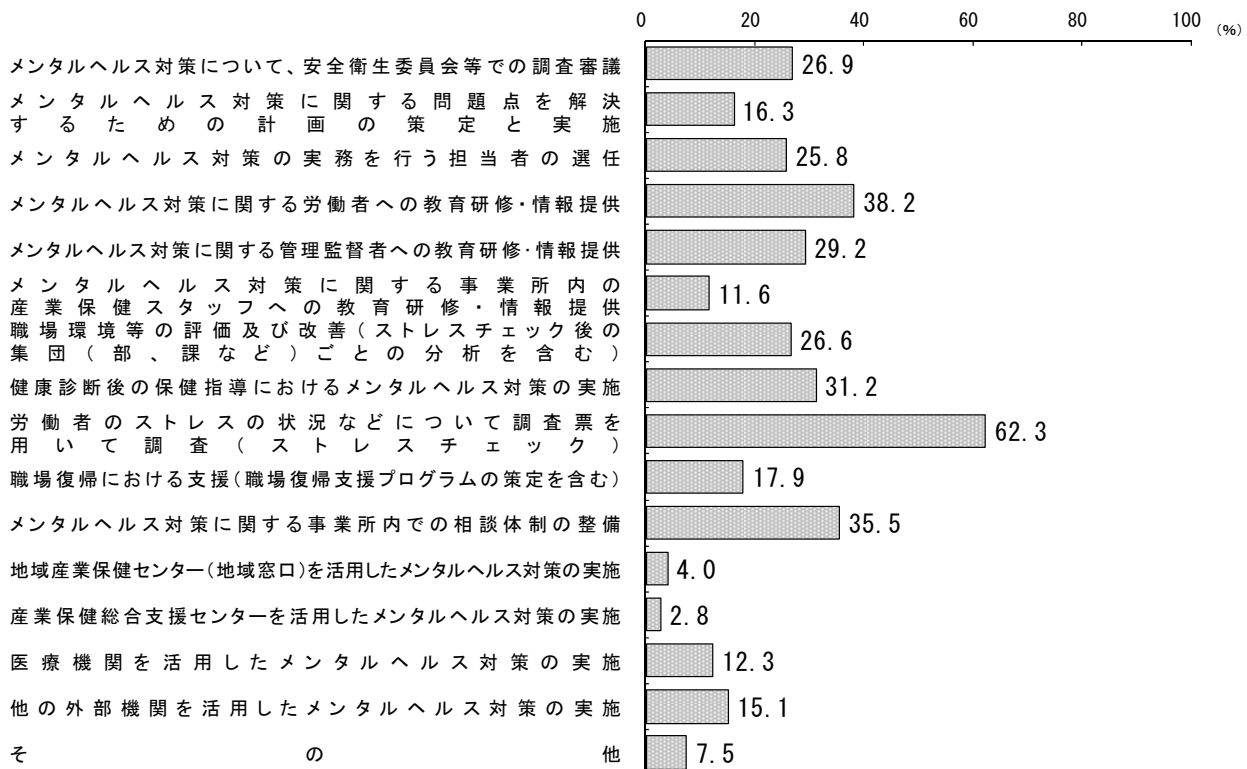
注:1) []は、全事業所のうち「メンタルヘルス対策に取り組んでいる事業所」の割合である。

第1図 メンタルヘルス対策に取り組んでいる事業所割合の推移
(事業所計＝100%)



注:1)平成 23 年は労働災害防止対策等重点調査の結果による。
2)平成 24 年は労働者健康状況調査の結果による。

第2図 メンタルヘルス対策の取組内容(複数回答)(平成28年)
(メンタルヘルス対策に取り組んでいる事業所=100%)



(3) ストレスチェックの実施状況

メンタルヘルス対策に取り組んでいる事業所のうち、労働者のストレスの状況などについて調査票を用いて調査(ストレスチェック)した事業所の割合は62.3%[平成27年調査22.4%]となっている。

実施時期(複数回答)をみると、「定期健康診断の機会に実施した」が26.1%、「定期健康診断以外の機会に実施した」が74.1%となっている。

実施しているストレスチェックの種類をみると、「労働安全衛生法(平成27年12月1日施行)に基づくストレスチェック」が79.3%、「労働安全衛生法(平成27年12月1日施行)によらず実施した事業所独自のストレスチェック」が6.4%となっている。(第7表、第3図)

第7表 労働者のストレスチェックの実施時期及びストレスチェックの種類別事業所割合

(単位:%)

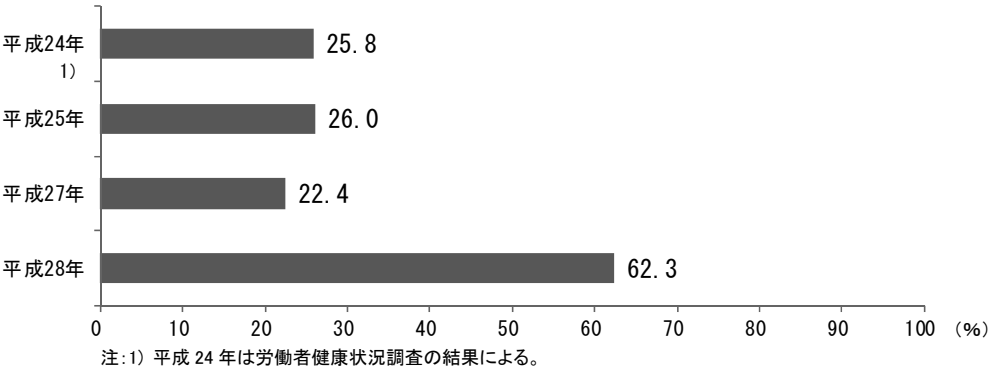
平成27年

区 分	労働者のストレスの状況などについて調査票を用いて調査（ストレスチェック）した事業所計 ¹⁾	実施時期（複数回答）				ストレスチェックの種類										
		定期健康診断の機会に実施した	定期健康診断以外の機会に実施した	不明	労働安全衛生法（平成27年12月1日施行）に基づくストレスチェック	実施時期（複数回答）			労働安全衛生法（平成27年12月1日施行）によらず実施した事業所独自のストレスチェック	実施時期（複数回答）			不明			
						定期健康診断の機会に実施した	定期健康診断以外の機会に実施した	不明		定期健康診断の機会に実施した	定期健康診断以外の機会に実施した	不明				
平成28年	[62.3]	100.0	26.1	74.1	1.1	79.3	(100.0)	(19.3)	(80.7)	(0.7)	6.4	(100.0)	(16.5)	(85.3)	(1.0)	14.3
(事業所規模)																
1,000人以上	[95.7]	100.0	19.0	85.1	-	95.6	(100.0)	(18.6)	(85.2)	(-)	3.0	(100.0)	(24.9)	(85.2)	(-)	1.4
500 ～ 999人	[93.4]	100.0	23.8	78.6	0.7	93.6	(100.0)	(23.7)	(78.9)	(0.7)	4.3	(100.0)	(11.4)	(88.6)	(-)	2.2
300 ～ 499人	[96.5]	100.0	17.6	82.5	0.7	97.4	(100.0)	(17.6)	(82.6)	(0.7)	1.6	(100.0) *	(6.1) *	(95.9) *	(-) *	1.0
100 ～ 299人	[91.0]	100.0	25.5	75.0	0.6	94.5	(100.0)	(24.2)	(76.3)	(0.6)	2.2	(100.0)	(36.5)	(63.5)	(-)	3.3
50 ～ 99人	[83.9]	100.0	25.4	74.9	0.5	90.6	(100.0)	(23.0)	(77.4)	(0.5)	3.5	(100.0)	(17.9)	(82.1)	(-)	5.9
30 ～ 49人	[52.8]	100.0	25.5	75.2	0.6	73.2	(100.0)	(22.3)	(77.8)	(0.9)	10.0	(100.0)	(6.0)	(98.1)	(-)	16.8
10 ～ 29人	[54.8]	100.0	27.0	72.8	1.5	72.4	(100.0)	(15.5)	(84.1)	(0.9)	7.7	(100.0)	(18.6)	(83.0)	(1.5)	19.9
平成27年 ²⁾	[22.4]	100.0	39.7	58.9	1.4	...	(...)	(...)	(...)	(...)	...	(...)	(...)	(...)	(...)	...

注:1) []は、「メンタルヘルス対策に取り組んでいる事業所」のうち「労働者のストレスの状況などについて調査票を用いて調査(ストレスチェック)した事業所」の割合である。

2) 「実施時期(複数回答)」は、平成27年調査では単一回答として調査したため、比較には注意が必要である。

第3図 労働者のストレスの状況などについて調査票を用いて調査（ストレスチェック）した事業所割合の推移
（メンタルヘルス対策に取り組んでいる事業所＝100%）



また、労働者のストレスの状況などについて調査票を用いて調査（ストレスチェック）した事業所のうち、事業所等が指定した医師等の専門家による面談等を実施した事業所の割合は 33.6%となっている。

面談等を実施した労働者の割合階級をみると、「5%未満」が 79.9%と最も多く、次いで「80%以上100%まで」が 9.2%となっている。（第8表）

面談等の実施者又は実施機関をみると、「産業医」が 61.9%と最も多く、次いで「健康診断機関」が 15.7%となっている（第9表）。

第8表 事業所が指定した医師等の専門家による面談等を実施した労働者の割合階級別事業所割合
(単位:%)

区 分	労働者のストレスの状況 などについて調査票を用 いて調査（ストレス チェック）した事業所計 1)	事業所が指定した医師等 の専門家による面談等 を実施した	面談等を実施した労働者の割合階級									医師等の専 門家による 面談等を実 施してい ない	不明	
			80%以上 100%まで	60%以上80% 未満	40%以上60% 未満	30%以上40% 未満	20%以上30% 未満	10%以上20% 未満	5%以上10% 未満	5%未満				
平成28年 (事業所規模)	[62.3]	100.0	33.6	(100.0)	(9.2)	(2.3)	(0.5)	(0.3)	(0.7)	(2.4)	(4.6)	(79.9)	55.7	10.7
1,000人以上	[95.7]	100.0	75.2	(100.0)	(2.5)	(1.5)	(1.6)	(-)	(0.2)	(4.4)	(5.1)	(84.5)	13.2	11.6
500 ～ 999人	[93.4]	100.0	59.5	(100.0)	(6.3)	(0.1)	(2.4)	(0.4)	(0.5)	(3.2)	(7.6)	(79.5)	28.2	12.3
300 ～ 499人	[96.5]	100.0	53.7	(100.0)	(5.6)	(0.4)	(0.7)	(-)	(0.0)	(4.9)	(3.4)	(85.0)	34.8	11.5
100 ～ 299人	[91.0]	100.0	47.3	(100.0)	(3.7)	(1.5)	(0.6)	(0.8)	(0.5)	(2.5)	(4.2)	(86.2)	39.4	13.3
50 ～ 99人	[83.9]	100.0	34.8	(100.0)	(4.4)	(1.2)	(-)	(0.2)	(-)	(0.6)	(5.3)	(88.3)	50.0	15.2
30 ～ 49人	[52.8]	100.0	35.8	(100.0)	(9.1)	(1.9)	(0.2)	(0.1)	(0.4)	(8.5)	(6.8)	(73.2)	52.6	11.6
10 ～ 29人	[54.8]	100.0	28.1	(100.0)	(13.9)	(3.5)	(0.7)	(0.1)	(1.3)	(1.0)	(3.6)	(75.7)	63.7	8.2
平成27年	[22.4]	100.0	47.1	(100.0)	(23.4)	(2.2)	(9.0)	(0.2)	(5.4)	(5.2)	(7.8)	(46.9)	50.9	2.0

注: 1) []は、「メンタルヘルス対策に取り組んでいる事業所」のうち「労働者のストレスの状況などについて調査票を用いて調査（ストレスチェック）した事業所」の割合である。

第9表 事業所が指定した医師等の専門家による面談等の実施者又は実施機関別事業所割合

(単位:%)

区 分	面談等の実施者又は実施機関（複数回答）									
	事業所が指定した医師等の専門家による面談等を実施した事業所計 1)	産業医	産業医以外の医師（外部の医師）	事業所内の保健師・看護師	衛生管理者・衛生推進者等	地域産業保健センター（地域窓口）	健康診断機関	その他の機関	不明	
平成28年 （事業所規模）	[33.6]	100.0	61.9	12.7	4.8	2.2	2.9	15.7	5.7	4.5
1,000人以上	[75.2]	100.0	94.1	8.2	18.2	0.5	0.3	0.7	4.2	－
500～999人	[59.5]	100.0	85.8	14.6	13.8	2.9	－	0.2	4.5	0.6
300～499人	[53.7]	100.0	87.0	12.8	12.1	0.2	0.3	1.1	4.3	0.7
100～299人	[47.3]	100.0	84.5	11.7	5.3	1.7	1.4	3.2	3.9	1.5
50～99人	[34.8]	100.0	82.0	10.9	4.4	2.0	1.2	4.6	2.5	2.1
30～49人	[35.8]	100.0	58.3	16.0	4.2	4.0	1.3	18.3	8.4	1.0
10～29人	[28.1]	100.0	42.5	12.9	3.6	2.0	5.0	26.2	7.1	8.2
平成27年	[47.1]	100.0	49.8	15.4	14.2	2.8	5.7	26.4	5.8	2.2

注: 1) []は、「労働者のストレスの状況などについて調査票を用いて調査（ストレスチェック）した事業所」のうち、「事業所が指定した医師等の専門家による面談等を実施した事業所」の割合である。

さらに、労働者のストレスの状況などについて調査票を用いて調査（ストレスチェック）した事業所のうち、ストレスチェック結果の集団（部、課など）ごとの分析を実施した事業所の割合は43.8%であり、このうち結果を活用した事業所の割合は69.2%となっている。

活用内容（複数回答）をみると、「衛生委員会等での審議」が46.2%と最も多くなっている。（第10表）

第10表 ストレスチェック結果の集団（部、課など）ごとの分析の実施の有無、活用の有無及び活用内容別事業所割合

（単位：％）

区 分	労働者のストレスの状況などについて調査票を用いて調査（ストレスチェック）した事業所計 1)		ストレスチェック結果の集団（部、課など）ごとの分析を実施した事業所		結果を活用した		活用内容（複数回答）					結果を特に活用していない	不明	ストレスチェック結果の集団（部、課など）ごとの分析を実施していない	不明
							業務配分の見直し	人員体制・組織の見直し	管理監督者向け研修の実施	衛生委員会等での審議	その他				
平成28年 （事業所規模）	[62.3]	100.0	43.8	(100.0)	(69.2)	<100.0>	< 21.3 >	< 19.8 >	< 17.3 >	< 46.2 >	< 33.4 >	(28.1)	(2.7)	47.0	9.2
1,000人以上	[95.7]	100.0	64.3	(100.0)	(88.6)	<100.0>	< 18.5 >	< 17.6 >	< 32.5 >	< 48.5 >	< 41.2 >	(7.3)	(4.1)	27.9	7.8
500～999人	[93.4]	100.0	58.4	(100.0)	(77.0)	<100.0>	< 12.9 >	< 15.6 >	< 23.1 >	< 56.7 >	< 34.6 >	(21.2)	(1.7)	32.6	9.0
300～499人	[96.5]	100.0	61.5	(100.0)	(83.9)	<100.0>	< 8.1 >	< 11.3 >	< 22.9 >	< 58.8 >	< 31.0 >	(14.8)	(1.3)	29.7	8.8
100～299人	[91.0]	100.0	56.6	(100.0)	(69.9)	<100.0>	< 16.4 >	< 18.9 >	< 15.0 >	< 50.7 >	< 28.7 >	(26.8)	(3.3)	31.5	12.0
50～99人	[83.9]	100.0	45.8	(100.0)	(72.4)	<100.0>	< 13.7 >	< 12.0 >	< 14.5 >	< 62.2 >	< 29.3 >	(21.8)	(5.8)	42.0	12.1
30～49人	[52.8]	100.0	44.5	(100.0)	(74.2)	<100.0>	< 25.6 >	< 30.2 >	< 24.3 >	< 30.5 >	< 43.4 >	(23.6)	(2.2)	46.5	9.0
10～29人	[54.8]	100.0	39.1	(100.0)	(64.9)	<100.0>	< 26.5 >	< 21.2 >	< 16.1 >	< 41.0 >	< 33.6 >	(33.7)	(1.4)	53.2	7.7
平成27年	[22.4]	100.0	40.4	(100.0)	(84.8)	<100.0>	< 33.4 >	< 40.6 >	< 30.3 >	< 27.7 >	< 24.9 >	(12.8)	(2.4)	46.8	12.7

注：1) []は、「メンタルヘルス対策に取り組んでいる事業所」のうち「労働者のストレスの状況などについて調査票を用いて調査（ストレスチェック）した事業所」の割合である。

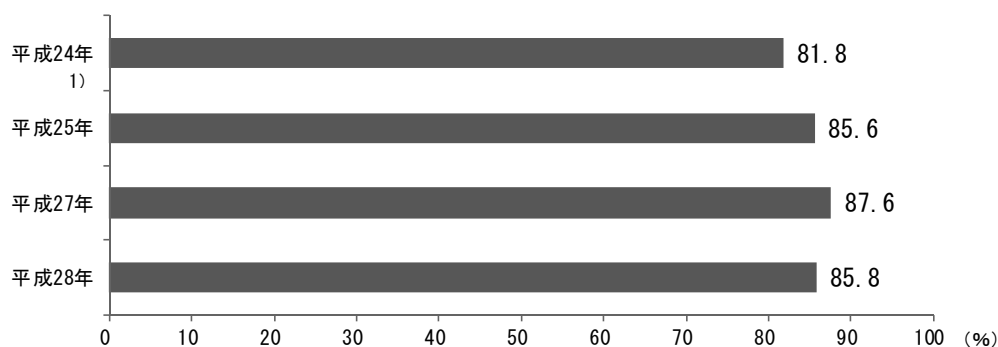
4 受動喫煙防止対策に関する事項

受動喫煙防止対策に取り組んでいる事業所の割合は85.8%[平成27年調査87.6%]となっている。

産業別にみると、「電気・ガス・熱供給・水道業」が98.4%と最も高く、次いで「金融業、保険業」が96.9%、「複合サービス事業」が96.2%となっている。

禁煙・分煙の状況をみると、「事業所の建物内全体（執務室、会議室、食堂、休憩室、商談室等含む）を禁煙とし、屋外のみ喫煙可能としている」が39.3%[同38.1%]と最も多く、次いで「事業所の内部に空間的に隔離された喫煙場所（喫煙室）を設け、それ以外の場所は禁煙にしている」が22.9%[同25.9%]、「屋外を含めた事業所敷地内全体を禁煙にしている」が14.0%[同15.2%]となっている。（第4図、第11表）

第4図 受動喫煙防止対策に取り組んでいる事業所割合の推移
（事業所計＝100%）



注：1) 平成24年は労働者健康状況調査の結果による。

第11表 受動喫煙防止対策の取組の有無及び禁煙・分煙状況別事業所割合

区 分	事業所計	受動喫煙 防止対策に 取り組んで いる	受動喫煙 防止対策に 取り組んで いない	不明
平成28年	100.0	85.8	13.1	1.0
（事業所規模）				
1,000人以上	100.0	99.4	0.6	-
500～999人	100.0	98.1	1.6	0.3
300～499人	100.0	93.7	6.1	0.1
100～299人	100.0	96.9	2.9	0.2
50～99人	100.0	94.0	5.0	1.0
30～49人	100.0	90.5	8.1	1.3
10～29人	100.0	83.0	16.0	1.1
（産業）				
農業、林業（林業に限る。）	100.0	75.1	24.3	0.6
鉱業、採石業、砂利採取業	100.0	71.8	25.9	2.2
建設業	100.0	79.2	20.2	0.6
製造業	100.0	85.9	12.8	1.3
電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	98.4	0.5	1.0
情報通信業	100.0	95.3	4.3	0.4
運輸業、郵便業	100.0	84.5	13.7	1.8
卸売業、小売業	100.0	86.2	12.6	1.2
金融業、保険業	100.0	96.9	3.1	-
不動産業、物品賃貸業	100.0	92.5	7.5	-
学術研究、専門・技術サービス業	100.0	92.5	7.1	0.3
宿泊業、飲食サービス業	100.0	76.8	22.5	0.7
生活関連サービス業、娯楽業	100.0	84.0	15.6	0.5
教育、学習支援業	100.0	85.1	13.9	1.0
医療、福祉	100.0	89.9	8.2	1.9
複合サービス事業	100.0	96.2	3.8	0.0
サービス業（他に分類されないもの）	100.0	87.9	11.8	0.3
平成27年	100.0	87.6	11.2	1.1

（単位：％）

区 分	事業所計 1)	禁煙・分煙状況							不明
		屋外を含めた事業所敷地内全体を禁煙にする	禁煙とし、屋外も含めた事業所敷地内全体を禁煙にする	事業所の建物内全体を禁煙にする	事業所の喫煙室、会議室、執務室、事務室、可等室を含む喫煙室を禁煙にする	事業所の喫煙室、会議室、執務室、事務室、可等室を含む喫煙室を禁煙にする	事業所の喫煙室、会議室、執務室、事務室、可等室を含む喫煙室を禁煙にする	事業所の喫煙室、会議室、執務室、事務室、可等室を含む喫煙室を禁煙にする	
平成28年	[85.8]	100.0	14.0	39.3	22.9	10.4	10.9	1.1	1.4
（事業所規模）									
1,000人以上	[99.4]	100.0	18.2	15.5	55.3	4.5	6.1	-	0.4
500～999人	[98.1]	100.0	15.6	22.9	48.9	5.9	6.7	-	-
300～499人	[93.7]	100.0	14.0	26.3	46.1	6.6	6.9	-	0.0
100～299人	[96.9]	100.0	12.2	32.1	41.8	5.6	6.7	-	1.6
50～99人	[94.0]	100.0	6.9	39.5	29.6	11.4	12.0	0.3	0.4
30～49人	[90.5]	100.0	11.5	43.7	25.6	10.4	7.8	0.9	0.2
10～29人	[83.0]	100.0	15.8	39.3	19.4	10.6	11.9	1.4	1.8
（産業）									
農業、林業（林業に限る。）	[75.1]	100.0	3.0	59.0	11.7	10.8	11.6	2.4	1.6
鉱業、採石業、砂利採取業	[71.8]	100.0	4.3	41.1	22.1	13.1	14.4	3.9	1.0
建設業	[79.2]	100.0	3.1	42.3	23.4	11.6	14.8	1.8	2.9
製造業	[85.9]	100.0	3.6	34.0	26.8	17.2	16.3	0.6	1.4
電気・ガス・熱供給・水道業	[98.4]	100.0	1.2	25.4	57.8	8.4	7.2	-	-
情報通信業	[95.3]	100.0	9.6	49.4	30.3	4.1	5.9	-	0.7
運輸業、郵便業	[84.5]	100.0	4.0	36.7	26.8	14.8	14.8	2.0	0.9
卸売業、小売業	[86.2]	100.0	11.8	43.4	25.1	9.9	8.0	0.7	1.1
金融業、保険業	[96.9]	100.0	9.5	43.2	27.0	10.7	8.1	-	1.5
不動産業、物品賃貸業	[92.5]	100.0	7.6	49.8	30.0	7.2	4.8	0.6	-
学術研究、専門・技術サービス業	[92.5]	100.0	10.3	46.4	27.1	5.7	10.2	-	0.3
宿泊業、飲食サービス業	[76.8]	100.0	16.0	27.5	21.4	9.1	18.3	4.4	3.3
生活関連サービス業、娯楽業	[84.0]	100.0	11.6	36.5	18.5	13.0	16.1	2.3	2.0
教育、学習支援業	[85.1]	100.0	44.7	42.0	8.2	1.3	3.7	-	-
医療、福祉	[89.9]	100.0	39.3	40.6	9.7	5.0	4.7	-	0.7
複合サービス事業	[96.2]	100.0	3.5	46.9	23.7	13.1	11.7	-	1.1
サービス業（他に分類されないもの）	[87.9]	100.0	5.5	38.3	31.3	13.5	10.5	0.5	0.4
平成27年	[87.6]	100.0	15.2	38.1	25.9	10.5	9.4	0.5	0.2

注：1）[]は、全事業所のうち「受動喫煙防止対策に取り組んでいる事業所」の割合である。

また、受動喫煙防止対策に取り組んでいる事業所のうち、禁煙・分煙以外の取組をしている事業所の割合は44.3%[同 45.2%]となっている。

取組内容(複数回答)をみると、「喫煙可能区域を事業所内に掲示等して周知している」が48.1%[同 47.6%]と最も多く、次いで「喫煙可能区域において、たばこの煙を低減する装置(空気清浄装置)を設置している」が25.6%[同 29.5%]となっている。(第12表)

第12表 禁煙・分煙以外の取組の有無及び取組内容別事業所割合

区 分	受動喫煙防止対策 に取り組んでいる 事業所計 ¹⁾				
			禁煙・分煙 以外の取組 をしている	禁煙・分煙 以外の取組 をしていない	不明
平成28年 (事業所規模)	[85. 8]	100. 0	44. 3	39. 5	16. 2
1,000人以上	[99. 4]	100. 0	79. 8	12. 4	7. 8
500 ～ 999人	[98. 1]	100. 0	75. 5	15. 2	9. 3
300 ～ 499人	[93. 7]	100. 0	67. 1	22. 7	10. 2
100 ～ 299人	[96. 9]	100. 0	64. 1	22. 3	13. 5
50 ～ 99人	[94. 0]	100. 0	57. 1	30. 4	12. 5
30 ～ 49人	[90. 5]	100. 0	48. 1	36. 0	16. 0
10 ～ 29人	[83. 0]	100. 0	39. 5	43. 4	17. 1
平成27年	[87. 6]	100. 0	45. 2	41. 0	13. 8

(単位:%)

区 分	禁煙・分煙以外の取組をしている事業所計 2)	禁煙・分煙以外の取組内容（複数回答）									
		喫煙可能な時間を事業所内に掲示等して周知している	喫煙可能区域において、たばこの煙を低減する装置（空気清浄装置）を設置している	喫煙可能区域において、一定以上の換気量（粉じん濃度0・3×（喫煙席数）立mg／立方メートル以下に維持又は換気量が70・3×（喫煙席数）立mg／時間以上）を実施している	喫煙可能区域に設置した機器（屋外排気装置、空気清浄装置等）を定期的にメンテナンスしている	喫煙室の出入口の気流又は浮遊粉じん濃度、一酸化炭素濃度等を定期的に測定している	定期的に受動喫煙防止対策に関する研修を開催又は外部の説明会に参加している	喫煙者に対する健康指導（たばこの害に対する教育や禁煙指導）を実施している	喫煙可能な時間の制限（禁煙タイムの設定など）を実施している	左記以外で何らかの対策を実施している	
平成28年 （事業所規模）	< 44.3>	100.0	48.1	25.6	7.6	21.5	2.4	2.5	18.0	18.6	10.0
1,000人以上	< 79.8>	100.0	51.6	49.2	29.8	48.4	20.5	18.3	51.5	27.1	13.0
500～999人	< 75.5>	100.0	44.6	43.2	18.4	44.4	11.9	11.7	34.7	23.0	9.1
300～499人	< 67.1>	100.0	44.6	37.4	16.0	36.4	6.7	8.6	36.9	19.4	9.3
100～299人	< 64.1>	100.0	50.1	33.4	11.1	32.8	4.3	6.0	21.6	22.4	7.2
50～99人	< 57.1>	100.0	52.5	30.8	6.4	28.5	5.0	3.0	15.9	19.5	9.6
30～49人	< 48.1>	100.0	49.4	20.5	7.7	19.1	2.0	2.2	19.3	17.4	12.0
10～29人	< 39.5>	100.0	46.7	24.2	7.0	18.4	1.4	1.7	16.9	18.1	9.8
平成27年	< 45.2>	100.0	47.6	29.5	7.4	21.1	2.5	3.0	18.3	19.0	9.8

注:1) []は、全事業所のうち「受動喫煙防止対策に取り組んでいる事業所」の割合である。

2) < >は、「受動喫煙防止対策に取り組んでいる事業所」のうち「禁煙・分煙以外の取組をしている事業所」の割合である。

職場での受動喫煙を防止するための取組を進めるにあたり、問題があるとする事業所の割合は 41.8%[同 38.7%] となっている。

問題の内容(2つ以内の複数回答)をみると、「顧客に喫煙をやめさせるのが困難である」が 33.6%[同 30.6%] と最も多く、次いで「喫煙室からのたばこ煙の漏洩を完全に防ぐことが困難である」が 29.7%[同 30.6%] となっている。(第 13 表)

第 13 表 職場の受動喫煙防止の取組における問題の有無及び問題の内容別事業所割合

区 分	事業所計	問題がある	問題の内容(2つ以内の複数回答)										特に問題がない	不明
			が受動喫煙防止に 得られ者のないに 対する	に喫煙室からの 漏洩を完全に 防ぐことが困難な ば	顧客に喫煙を やめさせるのが 困難である	喫煙室が設け ない喫煙ス ペースがある	喫煙室が設け ない喫煙ス ペースがある	喫煙室が設け ない喫煙ス ペースがある	喫煙室が設け ない喫煙ス ペースがある	喫煙室が設け ない喫煙ス ペースがある	喫煙室が設け ない喫煙ス ペースがある	喫煙室が設け ない喫煙ス ペースがある		
平成28年 (事業所規模)	100.0	41.8	(100.0)	(22.6)	(29.7)	(33.6)	(24.3)	(12.5)	(10.7)	(2.9)	(5.4)	(6.1)	54.4	3.8
1,000人以上	100.0	54.7	(100.0)	(39.6)	(50.9)	(24.1)	(12.8)	(7.3)	(4.9)	(-)	(0.5)	(8.0)	45.1	0.3
500～999人	100.0	52.3	(100.0)	(37.0)	(44.7)	(26.2)	(9.9)	(4.1)	(4.3)	(1.1)	(0.1)	(7.4)	45.2	2.6
300～499人	100.0	47.7	(100.0)	(32.5)	(54.7)	(25.6)	(10.8)	(9.0)	(4.4)	(0.5)	(2.8)	(7.7)	51.0	1.3
100～299人	100.0	49.1	(100.0)	(28.8)	(46.2)	(33.6)	(13.9)	(8.3)	(5.3)	(2.7)	(2.8)	(4.9)	47.8	3.0
50～99人	100.0	45.5	(100.0)	(28.6)	(37.1)	(31.9)	(24.9)	(6.5)	(9.7)	(2.1)	(4.4)	(4.2)	51.3	3.2
30～49人	100.0	42.8	(100.0)	(21.2)	(31.1)	(36.5)	(25.6)	(13.1)	(9.9)	(3.1)	(4.6)	(6.5)	53.1	4.2
10～29人	100.0	40.5	(100.0)	(21.3)	(26.6)	(33.4)	(25.1)	(13.8)	(11.6)	(3.1)	(5.9)	(6.3)	55.6	3.9
平成27年	100.0	38.7	(100.0)	(25.4)	(30.6)	(30.6)	(20.1)	(12.4)	(10.0)	(2.6)	(4.6)	(5.7)	57.4	3.9

5 長時間労働者に対する取組に関する事項

平成 28 年 7 月 1 日が含まれる 1 か月間に 45 時間を超える時間外・休日労働をした労働者(受け入れている派遣労働者を除く。以下、本項では同じ。)の割合は 6.6%[平成 27 年調査 7.2%]となっている。

時間外・休日労働時間階級をみると、「45 時間超 80 時間以下」は 5.8%[同 6.1%]、「80 時間超 100 時間以下」は 0.6%[同 0.8%]、「100 時間超」は 0.3%[同 0.3%]となっている。(第 14 表)

第 14 表 7 月 1 日が含まれる 1 か月間に 45 時間を超える時間外・休日労働をした労働者割合

区 分	45時間超計	時間外・休日労働時間階級		
		45時間超 80時間以下	80時間超 100時間以下	100時間超
平成28年 (事業所規模)	6.6	5.8	0.6	0.3
1,000人以上	6.3	5.8	0.4	0.2
500～999人	5.9	5.3	0.5	0.1
300～499人	5.9	5.0	0.5	0.3
100～299人	7.2	6.3	0.5	0.3
50～99人	7.8	6.8	0.7	0.3
30～49人	6.1	5.2	0.6	0.3
10～29人	6.3	5.3	0.7	0.3
平成27年	7.2	6.1	0.8	0.3

注: 受け入れている派遣労働者を除いた割合である。

平成28年7月1日が含まれる1か月間に45時間を超える時間外・休日労働をした労働者がいる事業所について、医師による面接指導の申し出のあった労働者がいた事業所の割合は「45時間超80時間以下」が4.9%[同4.9%]、「80時間超100時間以下」が13.3%[同15.2%]、「100時間超」が27.0%[同19.7%]となっている。このうち医師による面接指導を実施した事業所の割合をみると、「45時間超80時間以下」が45.9%[同58.4%]、「80時間超100時間以下」が60.0%[同76.8%]、「100時間超」が68.3%[同81.3%]となっている。(第15表)

第15表 7月1日が含まれる1か月間に45時間を超える時間外・休日労働をした労働者に対する医師による面接指導の実施の有無別事業所割合

(単位:%)

区 分	45時間超80時間以下				
	医師による面接指導の 申し出のあった労働者 がいた事業所計 1) 2)	実施した	一部実施 した	実施しな かった	
平成28年 (事業所規模)	[4. 9]	100. 0	45. 9	14. 8	30. 3
1,000人以上	[28. 1]	100. 0	78. 1	20. 3	1. 5
500～999人	[21. 2]	100. 0	69. 3	16. 8	9. 2
300～499人	[20. 6]	100. 0	59. 6	24. 2	13. 2
100～299人	[6. 0]	100. 0	67. 0	17. 6	6. 0
50～99人	[6. 9]	100. 0	65. 6	12. 2	22. 3
30～49人	[5. 1]	100. 0	20. 9	33. 0	46. 1
10～29人	[3. 0]	100. 0	30. 2	3. 1	45. 4
平成27年	[4. 9]	100. 0	58. 4	10. 2	17. 8

(単位:%)

区 分	80時間超100時間以下				
	医師による面接指導の 申し出のあった労働者 がいた事業所計 1) 2)	実施した	一部実施 した	実施しな かった	
平成28年 (事業所規模)	[13. 3]	100. 0	60. 0	22. 1	17. 4
1,000人以上	[52. 8]	100. 0	83. 3	15. 5	1. 2
500～999人	[46. 6]	100. 0	78. 4	13. 2	4. 6
300～499人	[42. 0]	100. 0	83. 2	12. 8	4. 0
100～299人	[15. 2]	100. 0	77. 4	20. 9	0. 6
50～99人	[7. 0]	100. 0 *	19. 6 *	40. 1 *	40. 3 *
30～49人	[10. 4]	100. 0	97. 7	—	2. 3
10～29人	[10. 8]	100. 0	39. 8	29. 3	30. 9
平成27年	[15. 2]	100. 0	76. 8	12. 0	10. 7

(単位:%)

区 分	100時間超				
	医師による面接指導の 申し出のあった労働者 がいた事業所計 1) 2)	実施した	一部実施 した	実施しな かった	
平成28年 (事業所規模)	[27. 0]	100. 0	68. 3	16. 6	15. 0
1,000人以上	[67. 9]	100. 0	86. 7	9. 2	3. 2
500～999人	[70. 4]	100. 0	75. 6	16. 6	7. 9
300～499人	[43. 5]	100. 0	92. 0	6. 9	—
100～299人	[32. 2]	100. 0	87. 1	1. 6	11. 3
50～99人	[37. 2]	100. 0	64. 7	10. 6	24. 7
30～49人	[22. 2]	100. 0 *	54. 4 *	— *	45. 6 *
10～29人	[18. 0]	100. 0 *	57. 5 *	39. 2 *	3. 2 *
平成27年	[19. 7]	100. 0	81. 3	8. 7	9. 6

注: 1) 「医師による面接指導の申し出があった事業所計」には医師による面接指導の実施の有無不明が含まれる。

2) []は、「当該時間外・休日労働をした労働者がいる事業所」のうち、「医師による面接指導の申し出のあった労働者がいた事業所」の割合である。

取組内容(複数回答)をみると、「作業前に、体調不良等の異常がないか確認している」が41.6%[同33.1%]と最も多く、次いで「時間外労働の制限、所定労働時間の短縮等を行っている」が38.0%[同39.0%]となっている。(第16表)

(單位:%)

区 分	高年齢労働者の労働災害防止対策に取り組んでいる事業所計 1)	取組内容（複数回答） 2)													
		時間外労働の制限、所定労働時間の短縮等を行っている	深夜業の回数の減少又は昼間勤務への変更を行っている	定期的に体力測定を実施し、その結果から、本人自身の転倒・墜落・転落等の労働災害リスクを判定し、加齢に伴う身体的変化を本人に認識させている	高年齢労働者の身体機能の低下の防止のための活動を実施している（作業前の準備体操や定期的なウォーキングなど）	医師による面接指導等の健康管理を重点的に行っている	作業前に、体調不良等の異常がないか確認している	健康診断実施後に基礎疾患に関する相談・指導を行っている	健康診断実施後に健康診断の結果を踏まえて就業上の措置を行っている	墜落・転落、転倒等の災害防止のため、手すり、滑り止め照明・標識等の設置・段差の解消等を実施している（本人の危険を回避するために施設・設備等の労働環境などを変更する対応）	容・就業場所を変更する対応	できるだけ単独作業にならないようにしている（体調異変があつたときにすぐに対応できるための措置）	他の労働者に危険を及ぼすおそれのある作業に従事させないようにしている（クレーンやフォークリフトの運転等させない等の対応）	その他	
平成28年 （事業所規模）	[55.7]	100.0	38.0	12.8	5.2	6.3	5.5	41.6	25.1	31.9	11.2	21.6	21.2	12.0	8.2
1,000人以上	[63.6]	100.0	17.5	20.1	16.1	21.5	22.6	43.5	45.0	53.6	30.3	22.4	18.7	8.8	4.9
500 ～ 999人	[65.0]	100.0	26.3	21.5	5.6	17.8	16.4	34.3	35.4	53.1	31.1	18.4	19.5	12.6	3.6
300 ～ 499人	[65.0]	100.0	35.3	17.6	4.8	14.7	14.4	41.8	36.7	44.4	26.8	24.8	21.4	9.6	8.1
100 ～ 299人	[69.1]	100.0	28.9	22.8	6.4	11.9	10.1	39.7	29.2	36.6	19.5	18.7	18.0	10.4	7.8
50 ～ 99人	[64.2]	100.0	29.1	18.9	5.3	8.3	8.5	38.8	34.7	38.1	14.1	16.6	16.6	8.6	6.2
30 ～ 49人	[63.2]	100.0	42.3	12.9	5.8	8.0	5.4	46.1	24.5	32.3	12.3	27.6	22.5	11.5	8.4
10 ～ 29人	[52.1]	100.0	39.4	10.8	4.8	4.9	4.4	41.2	23.1	30.0	9.3	21.2	21.9	12.8	8.5
平成25年	[64.6]	100.0	39.0	11.8	6.4	5.8	9.6	33.1	27.7	31.2	9.4	18.9	19.7	8.8	8.4

注:1) []は、全事業所のうち「高齢労働者の労働災害防止対策に取り組んでいる事業所」の割合である。
2) 平成25年調査の「取組内容(複数回答)」は選択肢の表現が一部異なるため、比較には注意が必要である。

7 熱中症予防対策に関する事項

屋外作業がある事業所のうち、熱中症予防対策に取り組んでいる事業所の割合は81.0%[平成25年調査77.0%]となっている。

取組内容(複数回答)をみると、「労働者に対し熱中症予防のための教育を行っている」が60.0%[同54.4%]と最も多く、次いで「涼しい休憩場所を確保し、おしぼり、飲料水等を備え付けている」が49.9%[同49.0%]となっている。(第17表)

第17表 熱中症予防対策の取組の有無及び取組の内容別事業所割合

区 分	屋外作業がある事業所計	熱中症予防対策に取り組んでいる	熱中症予防対策に取り組んでいない	不明
平成28年 (事業所規模)	100.0	81.0	11.3	7.7
1,000人以上	100.0	87.6	2.6	9.8
500～999人	100.0	78.5	6.0	15.5
300～499人	100.0	88.9	7.2	3.9
100～299人	100.0	86.3	4.5	9.1
50～99人	100.0	85.2	1.8	13.0
30～49人	100.0	82.0	8.6	9.4
10～29人	100.0	79.8	13.6	6.5
平成25年	100.0	77.0	11.4	11.5

(単位:%)

区 分	熱中症予防対策に取り組んでいる事業所計 1)	取組内容（複数回答） 2)										
		暑間の作業時間を短縮したり、早朝・夕方の時間に	夏の屋外作業で高温多湿環境に体を慣れさせる（熱 時間を通常より短く設定し、熱への順化において作 日かけて徐々に通常の作業時間に戻すような取組を している	作業場所においてシートなどで日陰を作ったり扇風 機を使用したりしている	涼しい休憩場所を確保し、おしぼり、飲料水等を備 え付けている	クールスーツ、通気性の良いヘルメット等を着用さ せている	朝礼時に体調不良の者を把握し、作業場所・時間を 配慮している	作業中の巡視で労働者の水分・塩分の摂取や不調者 がいないか確認している	高血圧症などの有疾患者や健康診断の有 所見者に対し作業場所・時間を配慮している	労働者に対し熱中症予防のための教育を行っ ている	その他	
平成28年 （事業所規模）	[81.0]	100.0	20.1	8.9	35.7	49.9	19.7	43.3	44.5	9.9	60.0	9.0
1,000人以上	[87.6]	100.0	26.1	11.9	45.0	59.8	30.4	73.0	65.0	27.5	81.6	9.8
500 ～ 999人	[78.5]	100.0	18.3	12.4	38.8	60.9	24.0	63.2	58.8	16.0	80.8	12.8
300 ～ 499人	[88.9]	100.0	12.9	5.8	39.6	54.9	25.6	50.4	53.6	11.8	84.1	7.0
100 ～ 299人	[86.3]	100.0	16.9	3.7	39.8	54.1	20.7	50.4	43.1	9.0	67.7	14.4
50 ～ 99人	[85.2]	100.0	14.2	7.9	29.9	49.4	23.3	42.7	46.7	11.8	70.1	12.9
30 ～ 49人	[82.0]	100.0	21.2	6.6	34.8	48.9	19.5	47.7	44.1	12.4	66.9	11.9
10 ～ 29人	[79.8]	100.0	21.0	9.9	36.3	49.7	19.1	41.6	44.1	9.1	56.1	7.4
平成25年	[77.0]	100.0	18.1	2.2	33.2	49.0	16.6	39.2	39.9	7.8	54.4	23.5

注:1) []は、「屋外作業がある事業所」のうち「熱中症予防対策に取り組んでいる事業所」の割合である。

2) 平成25年調査の「取組内容(複数回答)」は選択肢の表現が一部異なるため、比較には注意が必要である。

8 有害業務の有無及び特殊健康診断の実施状況に関する事項

(1) 有害業務の状況

労働者の健康に影響を与えるおそれのある「鉛業務」、「有機溶剤業務」、「特定化学物質を製造し又は取り扱う業務」、「石綿等を取り扱う業務」、「放射線業務」又は「粉じん作業」のいずれかの業務(以下「有害業務」という。)がある事業所の割合は9.5%となっている。

有害業務の種類(複数回答)をみると、「有機溶剤業務」が5.0%と最も多く、次いで「粉じん作業」が3.9%となっている。(第18表)

第18表 有害業務の種類別事業所割合

(単位:%)

区 分	事業所計	右記の有害業務がある	有害業務の種類(複数回答)					
			鉛業務	有機溶剤業務	特定化学物質を製造し又は取り扱う業務	石綿等を取り扱う業務	放射線業務	粉じん作業
平成28年 (産業)	100.0	9.5	0.3	5.0	2.7	0.5	1.9	3.9
農業、林業(林業に限る。)	100.0	1.0	0.6	0.3	—	—	—	0.1
鉱業、採石業、砂利採取業	100.0	61.3	0.7	4.4	1.8	0.4	0.2	57.7
建設業	100.0	15.9	0.2	6.8	2.0	2.9	1.7	9.7
製造業	100.0	37.5	2.2	23.4	11.6	0.7	1.6	20.9
電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	19.0	—	8.7	11.6	0.4	4.7	1.2
情報通信業	100.0	1.4	—	0.9	0.4	—	0.5	0.4
運輸業、郵便業	100.0	4.2	0.0	1.6	1.3	0.7	0.0	1.9
卸売業、小売業	100.0	2.3	0.0	1.7	0.5	0.3	0.1	0.3
金融業、保険業	100.0	—	—	—	—	—	—	—
不動産業、物品賃貸業	100.0	4.1	—	2.7	0.6	0.5	—	1.3
学術研究、専門・技術サービス業	100.0	12.4	0.2	8.4	6.0	0.7	6.4	1.2
宿泊業、飲食サービス業	100.0	0.0	—	0.0	—	—	—	—
生活関連サービス業、娯楽業	100.0	2.4	—	1.3	0.7	0.0	0.3	0.0
教育、学習支援業	100.0	2.8	0.1	1.3	1.9	0.0	1.9	0.1
医療、福祉	100.0	9.8	0.0	0.6	1.6	0.0	9.3	0.0
複合サービス事業	100.0	1.0	—	0.8	—	—	0.2	0.0
サービス業(他に分類されないもの)	100.0	13.0	0.5	8.3	5.1	0.9	1.7	4.1

(2) 特殊健康診断の実施状況

有害業務がある事業所のうち、過去1年間に特殊健康診断を実施した事業所の割合を有害業務の種類別にみると、「鉛業務」が86.7%と最も高く、次いで「放射線業務」が86.3%となっている(第19表)。

第19表 有害業務の種類別過去1年間に実施した特殊健康診断の実施の有無、特殊健康診断の受診率及び有所見率

<平成28年>

(単位:%)

有害業務の種類	有害業務がある事業所計 ¹⁾	特殊健康診断実施の有無			特殊健康診断	
		特殊健康診断実施有	特殊健康診断実施無	不明	受診率 ²⁾	有所見率 ²⁾
鉛業務	[0.3] 100.0	86.7	5.0	8.3	97.7	1.2
有機溶剤業務	[5.0] 100.0	78.9	16.2	4.9	98.1	4.8
特定化学物質を製造し又は取り扱う業務	[2.7] 100.0	81.2	14.3	4.5	99.0	2.6
石綿等を取り扱う業務	[0.5] 100.0	67.6	27.0	5.4	89.1	0.8
放射線業務	[1.9] 100.0	86.3	11.6	2.1	98.1	5.6

注:1) []は、全事業所のうち当該「有害業務がある事業所」の割合である。

2) 受診率及び有所見率は、次のように算出した。

$$\text{受診率}(\%) = \frac{\text{延受診者数}}{\text{特殊健康診断を実施した事業所の延受診対象者数}} \times 100$$

$$\text{有所見率}(\%) = \frac{\text{延有所見者数}}{\text{延受診者数}} \times 100$$

(3) じん肺健康診断の実施状況

粉じん作業のある事業所のうち、現在あるいは過去に粉じん作業に従事したじん肺健康診断実施対象の労働者がいる事業所の割合は83.8%となっている。

じん肺健康診断区分（複数回答）別にみると、「3年に1回のじん肺定期健康診断実施対象者がいる」が78.9%、「1年に1回のじん肺定期健康診断実施対象者がいる」が24.0%、「就業時、定期外又は離職時のじん肺健康診断実施対象者がいる（過去1年間）」が7.6%となっている。（第20表）

第20表 じん肺健康診断実施対象の労働者がいる事業所割合及びじん肺健康診断実施率

(単位:%)

年	じん肺健康診断区分 2) (複数回答)							
	じん肺健康診断実施対象の労働者がいる事業所計 1)		3年に1回のじん肺定期健康診断実施対象者がいる	実施率 3) 4)	1年に1回のじん肺定期健康診断実施対象者がいる	実施率 3) 5)	就業時、定期外又は離職時のじん肺健康診断実施対象者がいる（過去1年間）	実施率 3) 5)
平成28年	[83.8]	100.0	78.9 (100.0)	(97.7)	24.0 (100.0)	(98.4)	7.6 (100.0)	(94.1)

注: 1) []は、「粉じん作業のある事業所」のうち「じん肺健康診断実施対象の労働者がいる事業所」の割合である。

2) じん肺健康診断は、粉じん作業従事状況及びじん肺管理区分によって実施対象者の受診頻度が定められている。

3) 実施率は、次のように算出した。

$$\text{実施率}(\%) = \frac{\text{じん肺健康診断を実施した事業所数}}{\text{じん肺健康診断実施対象者のいる事業所数}} \times 100$$

4) 過去3年間にじん肺健康診断を実施した事業所数により算出した。

5) 過去1年間にじん肺健康診断を実施した事業所数により算出した。

じん肺健康診断受診率をじん肺健康診断区分別にみると、過去3年間（平成25年11月1日から平成28年10月31日までの期間。以下同じ。）に実施した「3年に1回のじん肺定期健康診断」が94.9%、過去1年間に実施した「1年に1回のじん肺定期健康診断」が96.1%、過去1年間に実施した「就業時、定期外又は離職時のじん肺健康診断（過去1年間）」が96.6%となっている（第21表）。

第21表 じん肺健康診断受診率及び有所見率

(単位:%)

<平成28年>		
じん肺健康診断区分	受診率 1)	有所見率 1)
3年に1回のじん肺定期健康診断 2)	94.9	0.9
1年に1回のじん肺定期健康診断 3)	96.1	3.2
就業時、定期外又は離職時のじん肺健康診断 3)	96.6	0.6

注: じん肺健康診断は、粉じん作業従事状況及びじん肺管理区分によって実施対象者の受診頻度が定められている。

1) 受診率及び有所見率は、次のように算出した。

$$\text{受診率}(\%) = \frac{\text{受診者数}}{\text{じん肺健康診断を実施した事業所の受診対象者数}} \times 100$$

$$\text{有所見率}(\%) = \frac{\text{有所見者数}}{\text{受診者数}} \times 100$$

2) 過去3年間に実施したじん肺健康診断により算出した。

3) 過去1年間に実施したじん肺健康診断により算出した。

9 GHSラベル及び安全データシート(SDS)に関する事項

(1) 化学物質を製造又は譲渡・提供する際の容器・包装へのGHSラベルの表示状況

化学物質を製造又は譲渡・提供している事業所の割合は1.4%となっている。

化学物質を製造又は譲渡・提供している事業所について、製造又は譲渡・提供する際にすべての化学物質の容器・包装にGHSラベルを表示している事業所の割合は「労働安全衛生法第57条に該当する化学物質」が61.3%、「労働安全衛生法第57条には該当しないが、危険有害性がある化学物質（GHS分類において危険有害性のクラス又は区分がつく化学物質をいう。以下同じ。）」が46.0%となっている。（第22表）

第22表 化学物質を製造又は譲渡・提供する際の容器・包装へのGHSラベルの表示状況別事業所割合

<平成28年> (単位:%)

区 分	表示状況					
	化学物質を製造又は譲渡・提供している事業所計 ^{1) 2)}	すべて表示をしている	一部表示をしている	譲渡・提供先から求めがあれば表示をしている	全く表示をしていない	
労働安全衛生法第57条に該当する化学物質	[1.4] 100.0	61.3	9.7	4.0	3.6	
労働安全衛生法第57条には該当しないが、危険有害性がある化学物質	[1.4] 100.0	46.0	16.2	6.9	7.5	

注: 1) 「化学物質を製造又は譲渡・提供している事業所計」にはGHSラベルの表示状況不明が含まれる。

2) []は、全事業所のうち「化学物質を製造又は譲渡・提供している事業所」の割合である。

(2) 化学物質を使用する際の容器・包装へのGHSラベルの表示状況

化学物質を使用している事業所の割合は6.5%となっている。

化学物質を使用している事業所について、使用するすべての化学物質の容器・包装にGHSラベルが表示されている事業所の割合は「労働安全衛生法第57条に該当する化学物質」が53.5%、「労働安全衛生法第57条には該当しないが、危険有害性がある化学物質」が45.1%となっている。（第23表）

第23表 化学物質を使用する際の容器・包装へのGHSラベルの表示状況別事業所割合

<平成28年> (単位:%)

区 分	表示状況					
	化学物質を使用している事業所計 ^{1) 2)}	すべて表示されている	一部表示されている	譲渡・提供元に対し求めた場合には表示されている	全く表示されていない	
労働安全衛生法第57条に該当する化学物質	[6.5] 100.0	53.5	10.1	2.4	2.2	
労働安全衛生法第57条には該当しないが、危険有害性がある化学物質	[6.5] 100.0	45.1	14.9	6.8	3.0	

注: 1) 「化学物質を使用している事業所計」にはGHSラベルの表示状況不明が含まれる。

2) []は、全事業所のうち「化学物質を使用している事業所」の割合である。

(3) 化学物質を製造又は譲渡・提供する際の安全データシート(SDS)の交付状況

化学物質を製造又は譲渡・提供している事業所のうち、製造又は譲渡・提供する際に安全データシート(SDS)をすべて交付している事業所の割合は「労働安全衛生法第57条の2に該当する」が49.1%、「労働安全衛生法第57条の2には該当しないが、危険有害性がある化学物質」が40.9%となっている(第24表)。

第24表 化学物質を製造又は譲渡・提供する際の安全データシート(SDS)の交付状況別事業所割合

<平成28年>

(単位:%)

区 分	交付状況				
	化学物質を製造又は譲渡・提供している事業所計 ^{1) 2)}	すべての製品に交付している(※過去に交付済みの製品を含む)	一部の製品について交付している	譲渡・提供先から求めがあれば交付している	全く交付していない
労働安全衛生法第57条の2に該当する化学物質	[1.4] 100.0	49.1	2.8	27.4	2.6
労働安全衛生法第57条の2には該当しないが、危険有害性がある化学物質	[1.4] 100.0	40.9	3.3	29.2	5.8

注:1) 「化学物質を製造又は譲渡・提供している事業所計」には安全データシート(SDS)の交付状況不明が含まれる。

2) []は、全事業所のうち「化学物質を製造又は譲渡・提供している事業所」の割合である。

(4) 化学物質を使用する際の安全データシート(SDS)の交付状況

化学物質を使用している事業所のうち、安全データシート(SDS)がすべて交付されている事業所の割合は「労働安全衛生法第57条の2に該当する」が54.5%、「労働安全衛生法第57条の2には該当しないが、危険有害性がある化学物質」が45.6%となっている(第25表)。

第25表 化学物質を使用する際の安全データシート(SDS)の交付状況別事業所割合

<平成28年>

(単位:%)

区 分	交付状況				
	化学物質を使用している事業所計 ^{1) 2)}	すべて交付されている(※過去に交付済みの製品を含む)	一部交付されている	譲渡・提供元に対し求めた場合は交付されている	全く交付されていない
労働安全衛生法第57条の2に該当する化学物質	[6.5] 100.0	54.5	7.0	8.5	4.7
労働安全衛生法第57条の2には該当しないが、危険有害性がある化学物質	[6.5] 100.0	45.6	15.3	13.3	3.8

注:1) 「化学物質を使用している事業所計」には安全データシート(SDS)の交付状況不明が含まれる。

2) []は、全事業所のうち「化学物質を使用している事業所計」の割合である。

【労働者調査】

1 仕事や職業生活における不安やストレスに関する事項

(1) 仕事や職業生活に関する不安、悩み、ストレスについて相談できる人の有無等

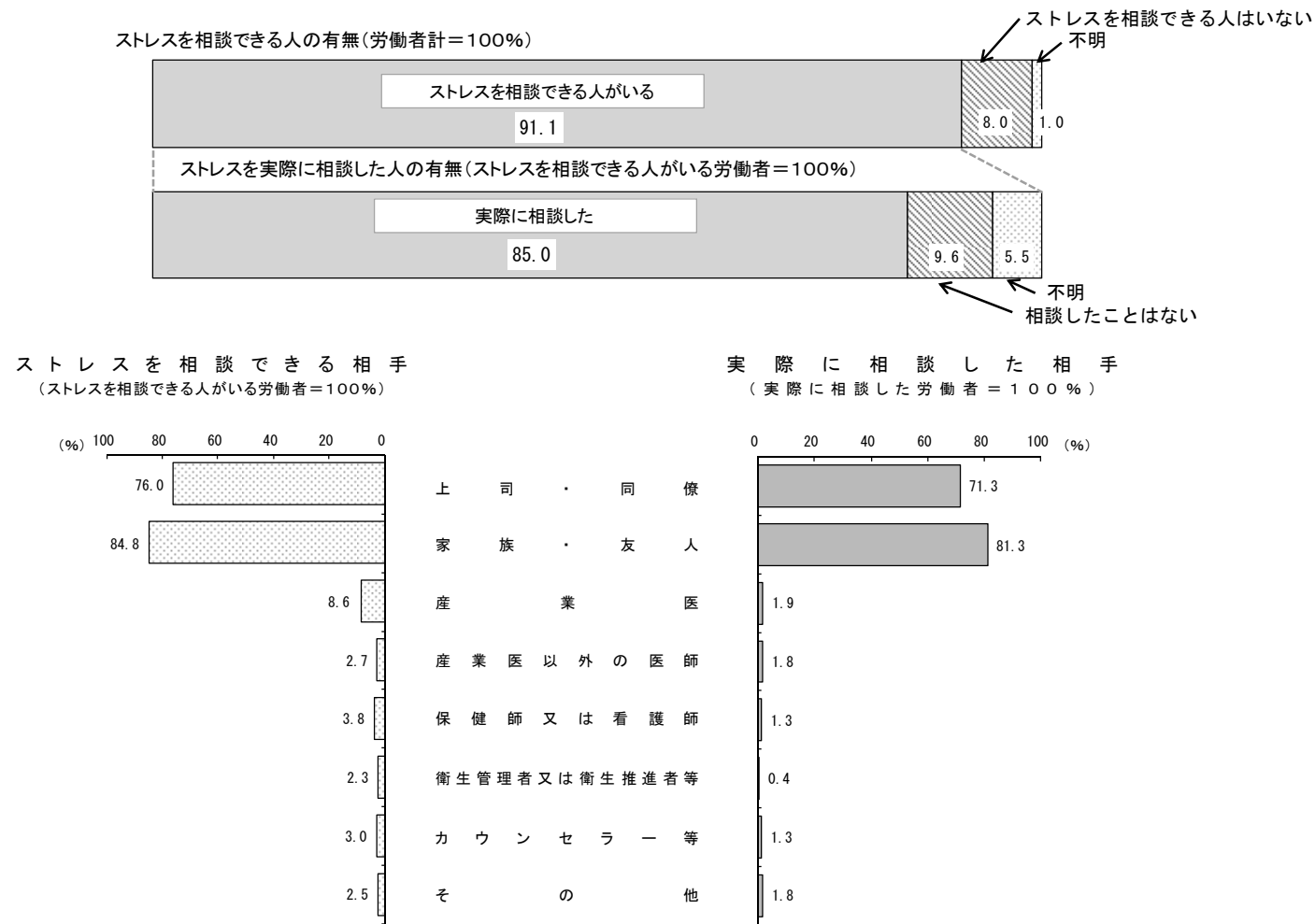
現在の自分の仕事や職業生活での不安、悩み、ストレス（以下、「不安、悩み、ストレス」をまとめて「ストレス」という。）について相談できる人がいる労働者の割合は91.1%[平成27年調査84.6%]となっている。

相談できる相手（複数回答）をみると、「家族・友人」が84.8%[同83.1%]と最も多く、次いで「上司・同僚」が76.0%[同77.9%]となっている。（第5図、第26表）

また、「ストレスを相談できる人がいる」とした労働者のうち、実際に相談した労働者の割合は85.0%[同78.1%]となっている。

実際に相談した相手（複数回答）をみると、「家族・友人」が81.3%[同77.7%]と最も多く、次いで「上司・同僚」が71.3%[同73.2%]となっている。（第5図、第27表）

第5図 ストレスを相談できる相手及び実際に相談した相手（平成28年）



第26表 ストレスを相談できる人の有無、相談できる相手別労働者割合

(単位:%)

区 分	労働者計	相談できる相手（複数回答）										相談できる 人はいない	不明
		相談できる 人がある	上司・同僚	家族・友人	産業医	産業医以外の 医師	保健師又は 看護師	衛生管理者 又は衛生推 進者等	カウンセ ラー等	その他			
平成28年	100.0	91.1	(100.0)	(76.0)	(84.8)	(8.6)	(2.7)	(3.8)	(2.3)	(3.0)	(2.5)	8.0	1.0
（年齢階級）													
20歳未満	100.0	96.3	(100.0)	(80.4)	(94.2)	(1.9)	(-)	(0.6)	(0.0)	(-)	(0.1)	3.7	-
20～29歳	100.0	92.6	(100.0)	(76.2)	(93.4)	(7.1)	(2.1)	(2.9)	(2.1)	(2.9)	(3.0)	6.6	0.8
30～39歳	100.0	93.0	(100.0)	(80.9)	(86.7)	(9.3)	(2.9)	(4.0)	(3.1)	(3.6)	(2.7)	6.6	0.4
40～49歳	100.0	92.8	(100.0)	(75.7)	(84.1)	(8.8)	(2.1)	(4.8)	(2.0)	(2.2)	(2.0)	6.8	0.3
50～59歳	100.0	87.7	(100.0)	(71.1)	(84.4)	(10.5)	(3.9)	(3.5)	(2.4)	(3.7)	(2.1)	10.2	2.1
60歳以上	100.0	84.3	(100.0)	(73.7)	(64.0)	(4.7)	(2.7)	(1.7)	(1.2)	(2.8)	(4.2)	13.0	2.7
60～64歳	100.0	85.6	(100.0)	(76.7)	(67.3)	(5.6)	(3.6)	(2.8)	(1.9)	(4.6)	(1.6)	14.1	0.3
65歳以上	100.0	82.3	(100.0)	(69.2)	(59.0)	(3.3)	(1.3)	(0.2)	(0.1)	(0.1)	(8.1)	11.4	6.4
（性別）													
男	100.0	88.5	(100.0)	(76.8)	(82.1)	(11.7)	(3.2)	(4.5)	(3.0)	(3.0)	(2.1)	10.3	1.2
女	100.0	94.8	(100.0)	(74.8)	(88.4)	(4.6)	(2.1)	(2.9)	(1.4)	(3.0)	(3.0)	4.5	0.7
（就業形態）													
正社員	100.0	91.4	(100.0)	(76.6)	(85.0)	(10.0)	(2.8)	(4.4)	(2.5)	(3.5)	(2.2)	7.7	0.8
契約社員	100.0	89.1	(100.0)	(76.6)	(80.5)	(6.4)	(4.0)	(2.4)	(2.4)	(3.2)	(3.3)	8.0	2.9
パートタイム労働者	100.0	91.4	(100.0)	(73.4)	(85.8)	(3.6)	(1.7)	(1.2)	(1.3)	(0.8)	(2.8)	7.7	1.0
臨時・日雇労働者	100.0	97.4	(100.0)	(61.9)	(99.8)	(0.1)	(-)	(0.6)	(-)	(0.6)	(6.1)	2.6	-
派遣労働者	100.0	81.0	(100.0)	(70.9)	(83.6)	(6.2)	(1.4)	(3.2)	(1.7)	(0.5)	(6.6)	18.9	0.1
平成27年	100.0	84.6	(100.0)	(77.9)	(83.1)	(9.0)	(3.8)	(4.4)	(2.6)	(3.6)	(2.5)	7.2	8.2

第27表 ストレスを実際に相談した人の有無、相談した相手別労働者割合

(単位:%)

区 分	ストレスを相談 できる人がいる 労働者計 1)	実際に相談した相手（複数回答）											相談したこ とはない	不明
		実際に 相談した	上司・同僚	家族・友人	産業医	産業医以外 の医師	保健師又は 看護師	衛生管理者 又は衛生推 進者等	カウンセ ラー等	その他				
平成28年	[91.1]	100.0	85.0	(100.0)	(71.3)	(81.3)	(1.9)	(1.8)	(1.3)	(0.4)	(1.3)	(1.8)	9.6	5.5
（年齢階級）														
20歳未満	[96.3]	100.0	90.6	(100.0)	(64.6)	(71.1)	(0.4)	(-)	(-)	(-)	(-)	(0.1)	4.7	4.7
20～29歳	[92.6]	100.0	87.1	(100.0)	(69.9)	(90.2)	(0.9)	(1.1)	(0.6)	(0.2)	(1.1)	(1.9)	10.4	2.5
30～39歳	[93.0]	100.0	89.2	(100.0)	(77.0)	(84.5)	(2.1)	(1.9)	(2.0)	(1.0)	(1.3)	(1.7)	7.1	3.7
40～49歳	[92.8]	100.0	83.2	(100.0)	(72.1)	(79.4)	(2.0)	(1.8)	(0.6)	(0.3)	(0.8)	(1.3)	9.3	7.5
50～59歳	[87.7]	100.0	82.5	(100.0)	(65.2)	(81.8)	(2.7)	(2.5)	(1.9)	(0.2)	(1.7)	(1.7)	11.2	6.3
60歳以上	[84.3]	100.0	80.3	(100.0)	(68.3)	(57.5)	(0.8)	(1.6)	(0.8)	(0.1)	(2.6)	(4.1)	12.8	7.0
60～64歳	[85.6]	100.0	77.4	(100.0)	(67.2)	(61.0)	(1.4)	(2.1)	(1.3)	(0.2)	(4.4)	(0.8)	13.9	8.7
65歳以上	[82.3]	100.0	84.6	(100.0)	(69.9)	(52.8)	(0.0)	(1.0)	(0.1)	(-)	(0.1)	(8.6)	11.1	4.3
（性別）														
男	[88.5]	100.0	81.7	(100.0)	(72.4)	(77.6)	(2.6)	(2.3)	(1.5)	(0.4)	(0.8)	(1.2)	13.1	5.2
女	[94.8]	100.0	89.4	(100.0)	(70.0)	(85.9)	(1.1)	(1.3)	(0.9)	(0.5)	(1.8)	(2.4)	4.8	5.7
（就業形態）														
正社員	[91.4]	100.0	84.5	(100.0)	(72.6)	(81.0)	(2.3)	(2.0)	(1.5)	(0.4)	(1.5)	(1.5)	10.1	5.5
契約社員	[89.1]	100.0	83.5	(100.0)	(68.1)	(81.3)	(0.6)	(1.9)	(1.0)	(0.6)	(0.9)	(1.6)	9.8	6.7
パートタイム労働者	[91.4]	100.0	88.2	(100.0)	(68.5)	(83.1)	(0.8)	(1.3)	(0.2)	(0.6)	(0.4)	(2.6)	6.6	5.2
臨時・日雇労働者	[97.4]	100.0	93.2	(100.0)	(36.5)	(84.2)	(-)	(-)	(0.7)	(-)	(0.6)	(6.6)	5.4	1.4
派遣労働者	[81.0]	100.0	84.4	(100.0)	(59.3)	(78.2)	(1.4)	(1.0)	(1.9)	(0.2)	(0.3)	(3.8)	13.0	2.6
平成27年	[84.6]	100.0	78.1	(100.0)	(73.2)	(77.7)	(2.9)	(2.1)	(2.1)	(0.7)	(1.8)	(1.9)	16.2	5.6

注:1) []は、全労働者のうち「ストレスを相談できる人がある労働者」の割合である。

さらに、「ストレスを実際に相談した」とした労働者のうち、ストレスが「解消された」労働者の割合は31.7%[同31.1%]、「解消されなかったが、気が楽になった」は60.3%[同59.2%]となっている(第28表)。

第28表 相談後のストレスの解消状況別労働者割合

(単位:%)

（単位）

区 分	ストレスを実際に 相談した労働者計 1)	ストレスの解消状況				
		解消された	解消されな かったが、 気が楽に なった	解消もされ ず、気が楽 にもならな かった	不明	
平成28年	[85.0]	100.0	31.7	60.3	5.6	2.5
（年齢階級）						
20歳未満	[90.6]	100.0	48.0	44.2	0.6	7.1
20～29歳	[87.1]	100.0	37.7	55.7	4.8	1.7
30～39歳	[89.2]	100.0	31.9	58.3	6.6	3.2
40～49歳	[83.2]	100.0	26.3	66.2	4.8	2.7
50～59歳	[82.5]	100.0	30.8	60.1	7.1	1.9
60歳以上	[80.3]	100.0	40.9	54.1	2.4	2.6
60～64歳	[77.4]	100.0	42.5	52.2	3.6	1.8
65歳以上	[84.6]	100.0	38.7	56.9	0.7	3.7
（性別）						
男	[81.7]	100.0	32.6	58.0	6.7	2.7
女	[89.4]	100.0	30.5	62.9	4.2	2.4
（就業形態）						
正社員	[84.5]	100.0	29.1	62.1	6.3	2.5
契約社員	[83.5]	100.0	33.9	58.3	5.2	2.6
パートタイム労働者	[88.2]	100.0	42.9	52.5	2.1	2.6
臨時・日雇労働者	[93.2]	100.0	39.3	58.0	—	2.7
派遣労働者	[84.4]	100.0	31.6	58.2	9.1	1.1
平成27年	[78.1]	100.0	31.1	59.2	5.4	4.2

注:1) []は、「ストレスを相談できる人がある労働者」のうち「ストレスを実際に相談した労働者」の割合である。

(2) 仕事や職業生活に関する強いストレス

現在の仕事や職業生活に関することで、強いストレスとなっていると感じる事柄がある労働者の割合は 59.5%[平成 27 年調査 55.7%]となっている。

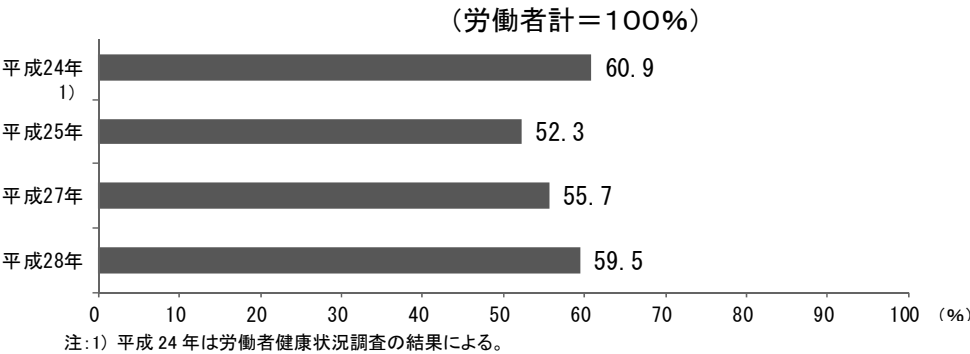
強いストレスの内容(3つ以内の複数回答)をみると、「仕事の質・量」が 53.8%[同 57.5%]と最も多く、次いで「仕事の失敗、責任の発生等」が 38.5%[同 33.2%]、「対人関係(セクハラ・パワハラを含む。)」が 30.5%[同 36.4%]となっている。(第 29 表、第6図、第7図)

第 29 表 仕事や職業生活に関する強いストレスの有無及び内容別労働者割合

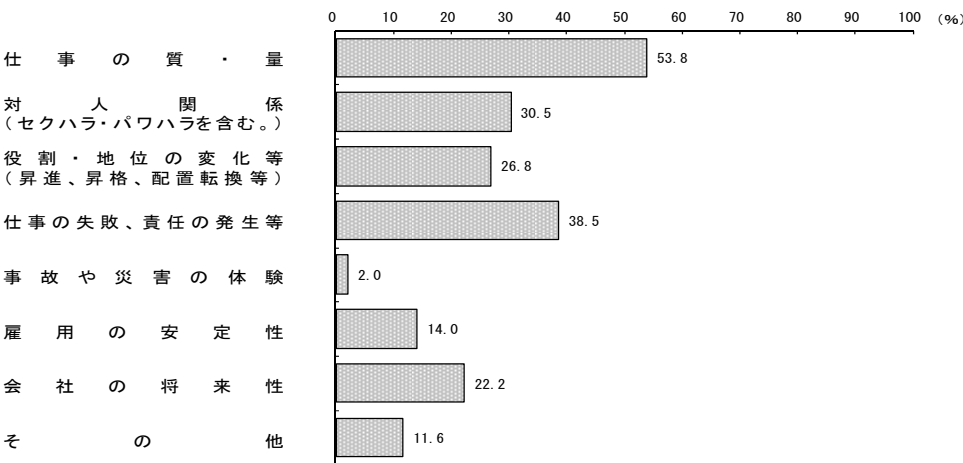
(単位:%)

区 分	労働者計	強いストレスと なっていると感じる 事柄がある	強いストレスの内容（3つ以内の複数回答）									強いスト レスとなっ ていると感じ る事柄がない	不明	
			仕事の質・ 量	対人関係 （セクハラ・パワハラを含む。）	役割・地位 の変化等 （昇進、昇格、配置転換等）	仕事の失 敗、責任の 発生等	事故や災害 の体験	雇用の安定 性	会社の将来 性	その他	不明			
平成28年	100.0	59.5	(100.0)	(53.8)	(30.5)	(26.8)	(38.5)	(2.0)	(14.0)	(22.2)	(11.6)	(0.3)	40.0	0.5
（年齢階級）														
20歳未満	100.0	46.9	(100.0)	(46.8)	(19.7)	(5.1)	(47.7)	(-)	(6.4)	(3.9)	(30.1)	(-)	52.8	0.3
20～29歳	100.0	59.8	(100.0)	(53.1)	(32.2)	(15.2)	(48.7)	(1.5)	(13.2)	(17.9)	(12.8)	(0.2)	39.3	1.0
30～39歳	100.0	64.1	(100.0)	(56.6)	(32.1)	(31.7)	(41.5)	(1.1)	(13.2)	(19.8)	(9.8)	(0.0)	35.8	0.1
40～49歳	100.0	59.2	(100.0)	(56.9)	(30.5)	(29.1)	(36.3)	(2.6)	(15.5)	(24.0)	(10.8)	(0.2)	40.0	0.8
50～59歳	100.0	61.3	(100.0)	(51.2)	(30.8)	(25.8)	(33.3)	(2.4)	(13.3)	(29.1)	(12.9)	(0.7)	38.5	0.2
60歳以上	100.0	43.2	(100.0)	(38.2)	(19.0)	(29.5)	(27.4)	(1.6)	(15.8)	(11.4)	(13.9)	(0.6)	56.8	0.0
60～64歳	100.0	39.3	(100.0)	(54.1)	(29.9)	(19.7)	(27.7)	(1.2)	(19.6)	(12.2)	(11.5)	(1.1)	60.7	0.0
65歳以上	100.0	48.9	(100.0)	(19.7)	(6.2)	(40.9)	(27.0)	(2.1)	(11.4)	(10.5)	(16.8)	(-)	51.1	-
（性別）														
男	100.0	59.9	(100.0)	(57.5)	(26.3)	(30.7)	(39.1)	(2.9)	(14.3)	(27.5)	(10.3)	(0.1)	39.7	0.4
女	100.0	58.9	(100.0)	(48.5)	(36.7)	(21.1)	(37.5)	(0.6)	(13.7)	(14.5)	(13.4)	(0.5)	40.4	0.6
（就業形態）														
正社員	100.0	62.0	(100.0)	(56.7)	(31.6)	(30.5)	(39.1)	(2.3)	(10.5)	(24.8)	(10.5)	(0.1)	37.5	0.5
契約社員	100.0	59.2	(100.0)	(42.8)	(24.1)	(16.6)	(42.0)	(1.2)	(31.1)	(13.7)	(8.9)	(-)	40.8	0.1
パートタイム労働者	100.0	46.9	(100.0)	(45.8)	(28.3)	(12.8)	(32.7)	(0.2)	(16.8)	(13.5)	(20.9)	(1.7)	52.6	0.5
臨時・日雇労働者	100.0	40.5	(100.0)	(18.6)	(28.0)	(0.3)	(79.2)	(-)	(27.6)	(-)	(6.1)	(-)	59.5	-
派遣労働者	100.0	65.0	(100.0)	(35.4)	(25.6)	(5.7)	(31.0)	(0.6)	(68.1)	(8.8)	(7.9)	(-)	35.0	-
平成27年	100.0	55.7	(100.0)	(57.5)	(36.4)	(23.9)	(33.2)	(1.9)	(14.7)	(20.3)	(11.5)	(0.6)	43.6	0.7

第6図 現在の仕事や職業生活に関することで強いストレスとなっていると感じる事柄がある労働者割合の推移



第7図 強いストレスとなっていると感じている事柄(主なもの3つ以内) (平成 28 年)
(強いストレスとなっていると感じる事柄がある労働者＝100%)



2 喫煙に関する事項

(1) 職場における喫煙の状況

職場で喫煙する労働者の割合は25.3%[平成27年調査25.1%]となっている(第30表)。

第30表 職場での喫煙の有無別労働者割合

(単位:%)

区 分	労働者計	職場で喫煙する	職場で喫煙しない	不明
平成28年	100.0	25.3	74.6	0.1
(年齢階級)				
20歳未満	100.0	3.0	97.0	-
20～29歳	100.0	20.3	79.6	0.1
30～39歳	100.0	29.5	70.4	0.1
40～49歳	100.0	26.7	73.2	0.1
50～59歳	100.0	23.6	76.3	0.2
60歳以上	100.0	22.8	77.2	0.0
60～64歳	100.0	27.4	72.6	0.0
65歳以上	100.0	16.1	83.9	-
(性別)				
男	100.0	35.9	63.9	0.1
女	100.0	10.0	89.9	0.0
平成27年	100.0	25.1	74.7	0.2

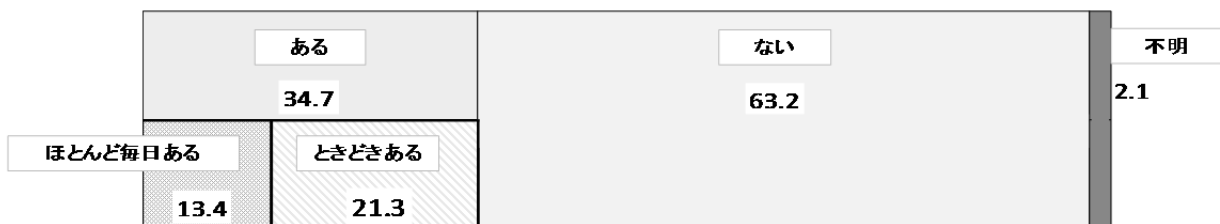
(2) 受動喫煙の状況

職場で他の人のたばこの煙を吸引すること(受動喫煙)があるとする労働者の割合は、「ほとんど毎日ある」の13.4%、「ときどきある」の21.3%を合わせて34.7%[平成27年調査32.8%]となっている(第8図、第9図、第31表)。

職場での喫煙に関して不快に感じること、体調が悪くなることの有無についてみると、「不快に感じること、体調が悪くなることがある」とする労働者の割合は18.8%[同18.4%]となっている。これを「職場で受動喫煙がある」とした労働者でみると、「不快に感じること、体調が悪くなることがある」とする労働者の割合は37.1%となっている。(第8図、第32表)

第8図 受動喫煙の状況(平成28年)

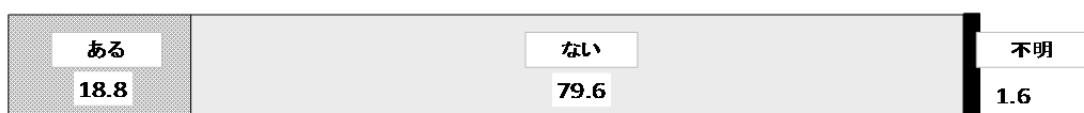
職場での受動喫煙の有無(労働者計=100%)



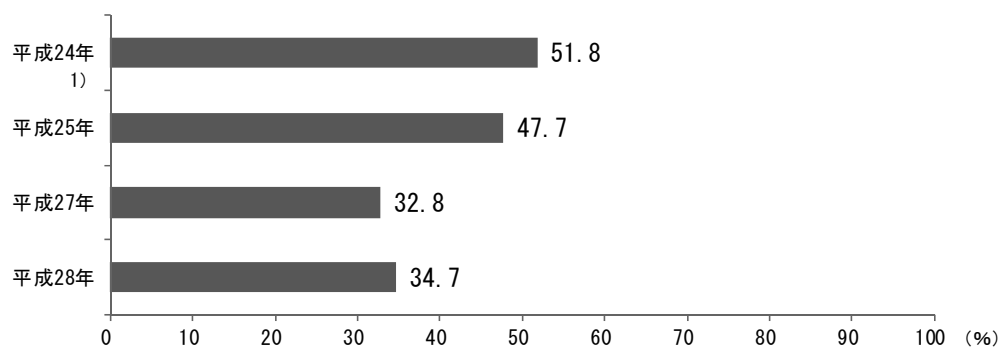
職場での受動喫煙に関して不快に感じること、
体調が悪くなることの有無
(職場での受動喫煙がある労働者=100%)



職場での受動喫煙に関して不快に感じること、体調が悪くなることの有無(労働者計=100%)



第9図 受動喫煙があるとする労働者割合の推移
（労働者計＝100％）



注:1) 平成24年は労働者健康状況調査の結果による。

第31表 職場での受動喫煙の有無別労働者割合

(単位:%)

区 分	労働者計	受動喫煙 がある	受動喫煙 がある		受動喫煙 がない	不明
			ほとんど毎日 ある	ときどきある		
平成28年	100.0	34.7	13.4	21.3	63.2	2.1
（年齢階級）						
20歳未満	100.0	54.4	24.5	29.9	45.6	-
20～29歳	100.0	38.4	12.7	25.7	61.3	0.2
30～39歳	100.0	37.9	17.6	20.3	60.9	1.2
40～49歳	100.0	32.8	11.2	21.5	66.0	1.3
50～59歳	100.0	35.0	14.3	20.7	64.3	0.7
60歳以上	100.0	23.3	7.1	16.2	61.6	15.0
60～64歳	100.0	24.5	7.6	16.8	64.9	10.7
65歳以上	100.0	21.7	6.3	15.3	56.9	21.4
（性別）						
男	100.0	40.6	17.9	22.7	57.8	1.6
女	100.0	26.2	6.9	19.3	71.0	2.8
（職場での喫煙）						
喫煙する	100.0	49.5	32.7	16.8	47.4	3.1
喫煙しない	100.0	29.7	6.9	22.8	68.6	1.7
不明	100.0	-	-	-	7.9	92.1
平成27年	100.0	32.8	12.2	20.6	66.6	0.6

第32表 職場での喫煙に関して不快に感じること、体調が悪くなることの有無別労働者割合

(単位:%)

区 分	労働者計	不快に感じるこ と、体調が悪くな ることがある	不快に感じるこ と、体調が悪くな ることがある		不快に感じるこ と、体調が悪くな ることがない	不明
			よくある	たまにある		
平成28年	100.0	18.8	4.5	14.3	79.6	1.6
（年齢階級）						
20歳未満	100.0	25.4	4.1	21.3	74.6	-
20～29歳	100.0	16.8	4.2	12.6	83.1	0.1
30～39歳	100.0	19.5	4.4	15.1	79.4	1.1
40～49歳	100.0	19.1	4.4	14.7	79.5	1.4
50～59歳	100.0	20.2	5.6	14.6	79.2	0.6
60歳以上	100.0	15.7	2.9	12.8	75.4	8.9
60～64歳	100.0	19.7	2.5	17.2	77.7	2.6
65歳以上	100.0	9.9	3.5	6.4	72.1	18.0
（性別）						
男	100.0	19.0	4.7	14.3	80.3	0.7
女	100.0	18.5	4.2	14.3	78.6	2.8
（職場での喫煙）						
喫煙する	100.0	11.8	0.6	11.3	87.7	0.5
喫煙しない	100.0	21.2	5.9	15.3	77.0	1.8
不明	100.0	-	-	-	9.0	91.0
（受動喫煙の有無）						
ある	100.0	37.1	10.7	26.4	62.8	0.1
ほとんど毎日ある	100.0	35.2	13.6	21.5	64.8	0.1
ときどきある	100.0	38.3	9.0	29.4	61.6	0.0
ない	100.0	9.3	1.2	8.1	90.3	0.4
不明	100.0	3.6	0.2	3.4	33.7	62.7
平成27年	100.0	18.4	4.7	13.7	80.7	0.8

(3) 受動喫煙防止対策として望むこと

職場における受動喫煙防止対策のうち、禁煙場所の設定として職場に望むことがある労働者の割合は62.5% [平成27年調査57.6%]となっている。

喫煙場所の設定（単一回答）をみると、「事業所の内部に空間的に隔離された喫煙場所（喫煙室）を設け、それ以外の場所は禁煙にすること」が39.2% [同36.0%]と最も多く、次いで「屋外を含めた事業所敷地内全体を禁煙にすること」が26.2% [同28.6%]となっている。（第33表）

第33表 職場に望む受動喫煙防止対策（禁煙場所の設定）別労働者割合

（単位：%）

区 分	労働者計	職場に望む受動喫煙防止対策のうち、禁煙場所の設定として	職場に望む受動喫煙防止対策（禁煙場所の設定）（単一回答）						何も望むことはない	不明
			こ 屋 外 を 含 め た 事 業 所 敷 地 内 全 体 を 禁 煙 に す る	外 の み 喫 煙 可 能 と す る こ と	堂 、 事 業 所 の 建 物 内 全 体 （ 執 務 室 、 会 議 室 、 食 屋	す る こ と （ 喫 煙 室 ） を 設 け 、 そ れ に 以 外 の 場 所 は 喫 煙 場 所 に す る こ と	場 煙 事 業 所 の 内 部 に 空 間 的 に 隔 離 さ れ て い な い の 喫 煙 場 所 は 禁 煙 に す る こ と	と 左 記 以 外 の 方 法 で 、 事 業 所 内 の 喫 煙 可 能 場 所 を 区 分 す る こ と		
平成28年 （年齢階級）	100.0	62.5	(100.0)	(26.2)	(24.3)	(39.2)	(5.1)	(5.2)	35.4	2.1
20歳未満	100.0	73.7	(100.0)	(36.0)	(14.7)	(32.9)	(8.2)	(8.2)	26.3	-
20～29歳	100.0	59.5	(100.0)	(21.1)	(25.4)	(46.8)	(3.4)	(3.1)	39.9	0.7
30～39歳	100.0	64.0	(100.0)	(24.9)	(24.9)	(41.5)	(4.1)	(4.6)	35.1	0.8
40～49歳	100.0	62.8	(100.0)	(25.0)	(25.4)	(39.0)	(5.5)	(5.2)	34.2	3.0
50～59歳	100.0	63.4	(100.0)	(31.0)	(23.1)	(34.2)	(6.6)	(5.1)	35.7	0.8
60歳以上	100.0	59.3	(100.0)	(31.0)	(20.6)	(32.9)	(4.8)	(10.6)	32.0	8.7
60～64歳	100.0	63.8	(100.0)	(30.4)	(20.7)	(36.5)	(4.5)	(7.9)	34.5	1.6
65歳以上	100.0	52.8	(100.0)	(32.0)	(20.5)	(26.6)	(5.4)	(15.4)	28.3	19.0
（性別）										
男	100.0	62.3	(100.0)	(24.9)	(21.3)	(41.5)	(6.4)	(5.9)	35.9	1.8
女	100.0	62.7	(100.0)	(28.1)	(28.7)	(36.0)	(3.1)	(4.1)	34.7	2.6
（受動喫煙の有無）										
ある	100.0	69.6	(100.0)	(23.9)	(21.9)	(39.6)	(7.8)	(6.9)	29.6	0.7
ほとんど毎日ある	100.0	69.4	(100.0)	(16.7)	(18.9)	(42.9)	(12.8)	(8.7)	29.6	1.0
ときどきある	100.0	69.8	(100.0)	(28.4)	(23.7)	(37.5)	(4.6)	(5.7)	29.6	0.5
ない	100.0	59.2	(100.0)	(27.9)	(26.4)	(38.5)	(3.1)	(4.1)	39.1	1.7
不明	100.0	43.0	(100.0)	(17.9)	(4.3)	(60.8)	(14.7)	(2.4)	20.9	36.1
平成27年	100.0	57.6	(100.0)	(28.6)	(21.9)	(36.0)	(7.4)	(6.1)	41.6	0.7

また、職場における受動喫煙防止対策のうち、禁煙場所の設定以外で職場に望むことがある労働者の割合は55.8%[同 50.8%]となっている。

禁煙場所の設定以外に望む内容(複数回答)をみると、「喫煙可能区域を事業所内に掲示等して周知すること」が52.1%[同 54.2%]と最も多く、次いで「喫煙可能区域において、たばこの煙を低減する装置(空気清浄装置)を設置すること」が47.6%[同 48.1%]となっている。(第34表)

第34表 職場に望む受動喫煙防止対策(禁煙場所の設定以外)別労働者割合

区 分	労働者計	受動喫煙防止 対策のうち、 禁煙場所の設 定以外で職場 に望むことが ある	何も望むこと はない	不明
平成28年 (年齢階級)	100.0	55.8	41.2	2.9
20歳未満	100.0	65.5	34.5	-
20～29歳	100.0	52.7	45.8	1.5
30～39歳	100.0	58.0	41.3	0.7
40～49歳	100.0	56.1	39.9	4.0
50～59歳	100.0	58.5	40.0	1.5
60歳以上	100.0	47.4	40.6	12.0
60～64歳	100.0	50.5	46.4	3.1
65歳以上	100.0	43.0	32.2	24.9
(性別)				
男	100.0	54.0	43.4	2.6
女	100.0	58.5	38.1	3.4
(受動喫煙の有無)				
ある	100.0	60.1	38.5	1.4
ほとんど毎日ある	100.0	59.0	39.8	1.3
ときどきある	100.0	60.8	37.7	1.5
ない	100.0	54.2	43.2	2.7
不明	100.0	36.2	26.8	37.0
平成27年	100.0	50.8	47.9	1.3

(単位:%)

区 分	受動喫煙防止対策のうち、禁煙場所の設定以外で 職場に望むことがある労働者計 1)	職場に望む受動喫煙防止対策（禁煙場所の設定以外）（複数回答） 2)									
		喫煙可能区域を事業所内に掲示等して周知すること	喫煙可能区域において、たばこの煙を低減する装置（空気清浄装置）を設置すること	喫煙可能区域において、一定以上の換気（粉じん濃度が70・3mg／立方メートル以下に維持又は換気が15回／時間以上）を実施すること	喫煙可能区域に設置した機器（屋外排気装置、空気清浄装置等）を定期的にメンテナンスすること	喫煙室の出入口の気流又は浮遊粉じん濃度、一酸化炭素濃度等を定期的に測定すること	定期的な説明会に安全衛生担当者等が参加すること	喫煙者に対する健康指導（たばこの害に対する教育や禁煙指導）を実施すること	喫煙可能な時間の制限（禁煙タイムの設定など）を実施すること	左記以外で何らかの対策を実施すること	
平成28年	[55.8]	100.0	52.1	47.6	19.7	35.0	13.8	10.4	27.5	22.5	7.7
（年齢階級）											
20歳未満	[65.5]	100.0	13.8	55.4	30.0	5.7	2.8	2.2	27.0	10.9	22.5
20～29歳	[52.7]	100.0	49.4	53.5	23.0	41.2	13.9	10.5	22.8	20.8	5.6
30～39歳	[58.0]	100.0	57.2	49.3	18.8	34.7	10.5	8.0	22.5	19.1	8.1
40～49歳	[56.1]	100.0	50.4	48.8	20.3	36.2	15.8	9.9	23.8	22.5	7.2
50～59歳	[58.5]	100.0	50.7	44.1	17.0	31.3	15.2	12.6	38.6	25.3	8.0
60歳以上	[47.4]	100.0	54.1	34.2	20.8	32.5	13.1	14.3	35.9	30.8	10.1
60～64歳	[50.5]	100.0	48.6	38.6	25.2	38.9	14.2	15.9	35.3	30.5	7.5
65歳以上	[43.0]	100.0	63.5	26.6	13.3	21.5	11.3	11.5	36.9	31.3	14.7
（性別）											
男	[54.0]	100.0	52.6	48.7	19.8	36.1	12.4	10.5	26.0	20.6	7.9
女	[58.5]	100.0	51.5	46.1	19.4	33.7	15.6	10.2	29.4	25.1	7.4
（受動喫煙の有無）											
ある	[60.1]	100.0	52.9	47.4	16.8	34.0	11.9	10.7	25.7	21.6	11.8
ほとんど毎日ある	[59.0]	100.0	56.9	50.2	14.7	29.7	11.7	12.3	24.8	18.9	15.5
ときどきある	[60.8]	100.0	50.4	45.6	18.1	36.6	11.9	9.7	26.3	23.3	9.5
ない	[54.2]	100.0	51.7	47.9	21.5	36.0	15.2	10.4	28.8	22.8	5.3
不明	[36.2]	100.0	51.9	37.5	16.1	21.2	1.9	0.1	14.1	35.3	3.9
平成27年	[50.8]	100.0	54.2	48.1	14.7	34.6	11.7	8.5	27.0	25.1	7.8

注:1) []は、全労働者のうち「受動喫煙防止対策のうち、禁煙場所の設定以外で職場に望むことがある労働者」の割合である。

2) 平成27年調査の「職場に望む受動喫煙防止対策(禁煙場所の設定以外)(複数回答)」は選択肢の表現が一部異なるため、比較には注意が必要である。

3 有害業務への従事の有無及び特殊健康診断の受診状況に関する事項

過去1年間に常時従事する場合に特殊健康診断が必要な「鉛業務」、「有機溶剤業務」又は「放射線業務」のいずれかの業務に常時従事した労働者の割合は3.3%となっている。

過去1年間の特殊健康診断の受診状況を有害業務の種類(複数回答)別にみると、「鉛業務」が99.5%、「有機溶剤業務」が95.9%、「放射線業務」が93.7%となっている。(第35表)

第35表 過去1年間に常時従事した有害業務の種類及び特殊健康診断受診の有無別労働者割合
(過去1年間に常時従事する場合に特殊健康診断が必要な業務)

(単位:%)

区 分	労働者計	右記の有害業務に常時従事していた	有害業務の種類（複数回答）											左記の有害業務に従事していないかった	不明	
			鉛業務			有機溶剤業務			放射線業務							
			従事した 1)	特殊健康診断の受診 2)		従事した 1)	特殊健康診断の受診 2)		従事した 1)	特殊健康診断の受診 2)						
				あり	なし		あり	なし		あり	なし					
平成28年 （就業形態別）	100.0	3.3	0.2	(100.0)	(99.5)	(0.5)	2.3	(100.0)	(95.9)	(4.1)	1.1	(100.0)	(93.7)	(6.3)	92.3	4.4
正社員	100.0	3.9	0.2	(100.0)	(99.4)	(0.6)	2.7	(100.0)	(95.6)	(4.4)	1.4	(100.0)	(93.2)	(6.8)	91.9	4.2
契約社員	100.0	2.1	0.5	(100.0) *	(100.0) *	(-) *	1.2	(100.0)	(94.6)	(5.4)	0.9	(100.0) *	(100.0) *	(-) *	95.4	2.5
パートタイム労働者	100.0	0.7	0.0	(100.0) *	(100.0) *	(-) *	0.7	(100.0)	(100.0)	(-)	0.0	(100.0) *	(100.0) *	(-) *	92.8	6.5
臨時・日雇労働者	100.0	0.1	0.1	(100.0) *	(100.0) *	(-) *	-	(-)	(-)	(-)	-	(-)	(-)	(-)	90.9	9.0
派遣労働者	100.0	5.3	-	(-)	(-)	(-)	5.1	(100.0)	(100.0)	(-)	0.3	(100.0) *	(100.0) *	(-) *	92.5	2.2

注:1)「従事した」には、特殊健康診断受診の有無不明が含まれる。

2) 過去1年間の受診状況による。

また、現在の職場で、現在あるいは過去において常時従事していた場合に特殊健康診断が必要な「特定化学物質を製造し又は取り扱う業務」、「石綿等を取り扱う業務」又は「粉じん作業」のいずれかの業務に従事した労働者の割合は3.2%となっている。

過去1年間に実施した「粉じん作業」以外の特殊健康診断の受診状況を有害業務の種類(複数回答)別にみると、「特定化学物質を製造し又は取り扱う業務」が86.5%、「石綿等を取り扱う業務」が81.4%となっている。「粉じん作業」の特殊健康診断の受診状況をじん肺健康診断区分(複数回答)別にみると、過去3年間に実施した「3年に1回の粉じん定期健康診断の対象者」が84.6%、過去1年間に実施した「1年に1回の粉じん定期健康診断の対象者」が71.7%、過去1年間に実施した「就業時、定期外又は離職時の粉じん健康診断の対象者(過去1年間)」が52.9%となっている。(第36表)

第36表 現在あるいは過去に常時従事した有害業務の種類及び特殊健康診断受診の有無別労働者割合
(現在あるいは過去において常時従事していた場合に特殊健康診断が必要な業務)

区 分	労働者計	右記の有害業務に常時従事したことがある	有害業務の種類(複数回答)					
			特定化学物質を製造し又は取り扱う業務			石綿等を取り扱う業務		
			従事した ¹⁾	特殊健康診断の受診 ³⁾		従事した ¹⁾	特殊健康診断の受診 ³⁾	
				あり	なし		あり	なし
平成28年 (就業形態別)	100.0	3.2	1.5 (100.0)	(86.5)	(13.5)	0.5 (100.0)	(81.4)	(18.6)
正社員	100.0	3.8	1.8 (100.0)	(86.5)	(13.5)	0.6 (100.0)	(83.8)	(16.2)
契約社員	100.0	2.0	1.3 (100.0)	(92.0)	(8.0)	0.4 (100.0)*	(42.6)*	(57.4)*
パートタイム労働者	100.0	0.6	0.2 (100.0)*	(78.3)*	(21.7)*	0.0 (100.0)*	(100.0)*	(-)*
臨時・日雇労働者	100.0	-	- (-)	(-)	(-)	- (-)	(-)	(-)
派遣労働者	100.0	6.6	1.6 (100.0)	(77.0)	(23.0)	0.1 (100.0)*	(100.0)*	(-)*

(単位:%)

区 分	有害業務の種類（複数回答）										左記の有害業務に常時従事したことがない	不明		
	粉じん作業													
	じん肺健康診断区分 2）（複数回答）													
	3年に1回のじん肺定期健康診断の対象者				1年に1回のじん肺定期健康診断の対象者				就業時、定期外又は離職時の じん肺健康診断の対象者（過去1年間）					
	従事した 1）		特殊健康診断の受診 4）		従事した 1）		特殊健康診断の受診 3）		従事した 1）				特殊健康診断の受診 3）	
	あり	なし		あり	なし		あり	なし		あり	なし			
平成28年 （就業形態別）	0.6	（100.0）	（ 84.6）	（ 15.4）	1.0	（100.0）	（ 71.7）	（ 28.3）	0.1	（100.0）	（ 52.9）	（ 47.1）	86.5	10.3
正社員	0.7	（100.0）	（ 84.7）	（ 15.3）	1.2	（100.0）	（ 73.2）	（ 26.8）	0.1	（100.0）	（ 39.1）	（ 60.9）	85.7	10.6
契約社員	0.4	（100.0）*	（100.0）*	（ - ）*	0.3	（100.0）*	（ 93.8）*	（ 6.2）*	0.2	（100.0）*	（100.0）*	（ - ）*	92.1	5.9
パートタイム労働者	0.1	（100.0）*	（ 76.2）*	（ 23.8）*	0.3	（100.0）*	（ 92.6）*	（ 7.4）*	-	（ - ）	（ - ）	（ - ）	88.8	10.6
臨時・日雇労働者	-	（ - ）	（ - ）	（ - ）	-	（ - ）	（ - ）	（ - ）	-	（ - ）	（ - ）	（ - ）	43.2	56.8
派遣労働者	2.1	（100.0）*	（ 72.6）*	（ 27.4）*	3.4	（100.0）	（ 27.2）	（ 72.8）	0.4	（100.0）*	（ 74.8）*	（ 25.2）*	83.9	9.5

注:1)「従事した」には、特殊健康診断受診の有無不明が含まれる。

2) じん肺健康診断は、粉じん作業従事状況及びじん肺管理区分によって実施対象者の受診頻度が定められている。

3) 過去1年間の受診状況による。

4) 過去3年間の受診状況による。

IV 統計表

事業所調査統計表

第1表-1-1 安全衛生委員会等の設置の有無及び設置状況別事業所割合(2-1)

(事業所規模50人以上)

区 分	事業所計	設置状況							
		設置している	安全委員会のみ 設置している	衛生委員会のみ 設置している	安全委員会、 衛生委員会の 両方を設置している				
合 計	100.0	86.2 (100.0)	1.6 (1.8)	20.7 (24.0)	12.9 (15.0)				
(企 業 規 模)									
5,000人以上	100.0	99.8 (100.0)	0.3 (0.3)	18.4 (18.4)	14.8 (14.8)				
1,000～4,999人	100.0	94.0 (100.0)	0.2 (0.2)	25.5 (27.1)	7.9 (8.4)				
300～999人	100.0	89.5 (100.0)	1.2 (1.4)	25.4 (28.4)	13.0 (14.5)				
100～299人	100.0	81.4 (100.0)	0.3 (0.3)	18.9 (23.3)	13.8 (17.0)				
50～99人	100.0	74.6 (100.0)	4.9 (6.6)	17.2 (23.0)	14.0 (18.8)				
(事 業 所 規 模)									
1,000人以上	100.0	99.4 (100.0)	0.5 (0.5)	15.4 (15.5)	6.3 (6.4)				
500～999人	100.0	97.9 (100.0)	0.2 (0.2)	16.5 (16.8)	8.9 (9.1)				
300～499人	100.0	98.6 (100.0)	0.7 (0.7)	22.2 (22.6)	11.5 (11.7)				
100～299人	100.0	93.2 (100.0)	0.4 (0.5)	18.6 (19.9)	12.8 (13.8)				
50～99人	100.0	81.0 (100.0)	2.3 (2.8)	21.9 (27.1)	13.4 (16.6)				
(産 業)									
農業、林業(林業に限る。)	100.0	90.0 (100.0)	5.0 (5.5)	- (-)	15.0 (16.6)				
鉱業、採石業、砂利採取業	100.0	100.0 (100.0)	- (-)	16.7 (16.7)	10.0 (10.0)				
建設業	100.0	93.8 (100.0)	4.4 (4.7)	7.5 (8.0)	17.6 (18.7)				
総合工事業	100.0	95.6 (100.0)	- (-)	13.7 (14.4)	18.8 (19.6)				
職別工事業(設備工事業を除く)	100.0	86.1 (100.0)	20.0 (23.2)	- (-)	20.2 (23.5)				
設備工事業	100.0	93.1 (100.0)	6.9 (7.4)	0.1 (0.1)	15.1 (16.2)				
製造業	100.0	92.5 (100.0)	1.6 (1.8)	2.1 (2.3)	14.5 (15.6)				
(消費関連製造業)	100.0	91.6 (100.0)	1.1 (1.2)	5.6 (6.1)	16.0 (17.4)				
食料品製造業、飲料・たばこ・飼料製造業	100.0	92.4 (100.0)	- (-)	4.9 (5.3)	20.5 (22.2)				
繊維工業	100.0	86.7 (100.0)	6.7 (7.7)	13.3 (15.4)	17.1 (19.7)				
家具・装備品製造業	100.0	89.3 (100.0)	5.3 (6.0)	- (-)	8.3 (9.3)				
印刷・関連業	100.0	100.0 (100.0)	- (-)	6.1 (6.1)	0.2 (0.2)				
なめし革・同製品・毛皮製造業	100.0	77.5 (100.0)	5.6 (7.3)	- (-)	5.6 (7.3)				
その他の製造業	100.0	80.9 (100.0)	- (-)	0.5 (0.6)	8.2 (10.2)				
(非金属系素材関連製造業)	100.0	90.7 (100.0)	1.6 (1.8)	1.3 (1.5)	10.7 (11.8)				
木材・木製品製造業(家具を除く)	100.0	100.0 (100.0)	- (-)	- (-)	2.8 (2.8)				
パルプ・紙・紙加工品製造業	100.0	96.8 (100.0)	- (-)	3.3 (3.5)	13.0 (13.5)				
化学工業	100.0	98.1 (100.0)	- (-)	2.9 (3.0)	7.1 (7.3)				
石油製品・石炭製品製造業	100.0	93.9 (100.0)	- (-)	2.3 (2.5)	6.8 (7.3)				
プラスチック製品製造業(別掲を除く)	100.0	81.5 (100.0)	4.0 (5.0)	- (-)	14.6 (17.9)				
ゴム製品製造業	100.0	94.2 (100.0)	4.0 (4.2)	- (-)	17.2 (18.2)				
窯業・土石製品製造業	100.0	86.4 (100.0)	- (-)	0.1 (0.1)	5.2 (6.1)				
(金属系素材関連製造業)	100.0	92.1 (100.0)	4.2 (4.5)	0.3 (0.3)	11.3 (12.3)				
鉄鋼業	100.0	96.9 (100.0)	- (-)	- (-)	17.1 (17.7)				
非鉄金属製造業	100.0	97.3 (100.0)	2.7 (2.8)	1.7 (1.7)	5.5 (5.7)				
金属製品製造業	100.0	89.3 (100.0)	5.9 (6.6)	- (-)	10.9 (12.2)				
(機械関連製造業)	100.0	94.6 (100.0)	1.2 (1.3)	0.3 (0.4)	16.6 (17.5)				
はん用機械器具製造業	100.0	100.0 (100.0)	2.4 (2.4)	- (-)	18.0 (18.0)				
生産用機械器具製造業	100.0	92.6 (100.0)	- (-)	- (-)	30.0 (32.4)				
業務用機械器具製造業	100.0	89.4 (100.0)	5.1 (5.7)	- (-)	12.3 (13.8)				
電子部品・デバイス・電子回路製造業	100.0	87.5 (100.0)	- (-)	0.6 (0.7)	14.3 (16.4)				
電気機械器具製造業	100.0	95.7 (100.0)	- (-)	- (-)	8.1 (8.5)				
情報通信機械器具製造業	100.0	100.0 (100.0)	- (-)	2.1 (2.1)	8.3 (8.3)				
輸送用機械器具製造業	100.0	97.9 (100.0)	2.1 (2.1)	0.5 (0.5)	16.9 (17.3)				
電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	100.0 (100.0)	- (-)	1.6 (1.6)	3.5 (3.5)				
情報通信業	100.0	91.0 (100.0)	- (-)	39.2 (43.1)	5.8 (6.3)				
通信業	100.0	91.2 (100.0)	- (-)	- (-)	5.8 (6.3)				
放送業	100.0	91.5 (100.0)	- (-)	14.1 (15.4)	3.1 (3.4)				
情報サービス業	100.0	91.7 (100.0)	- (-)	43.3 (47.2)	6.3 (6.8)				
インターネット随サービス業	100.0	94.7 (100.0)	- (-)	62.7 (66.2)	16.6 (17.5)				
映像・音声・文字情報制作業	100.0	85.9 (100.0)	- (-)	41.7 (48.5)	0.8 (1.0)				
運輸業、郵便業	100.0	94.4 (100.0)	0.6 (0.6)	1.5 (1.6)	22.5 (23.9)				
鉄道業	100.0	100.0 (100.0)	- (-)	2.1 (2.1)	7.9 (7.9)				
道路旅客運送業	100.0	91.9 (100.0)	0.3 (0.3)	- (-)	23.2 (25.3)				
道路貨物運送業	100.0	96.3 (100.0)	0.1 (0.1)	- (-)	31.2 (32.4)				
水路運送業	100.0	79.3 (100.0)	- (-)	13.3 (16.8)	17.0 (21.4)				
航空運輸業	100.0	96.7 (100.0)	6.1 (6.3)	16.5 (17.1)	19.3 (19.9)				
倉庫業	100.0	93.2 (100.0)	6.5 (7.0)	4.1 (4.5)	6.1 (6.6)				
運輸に附帯するサービス業	100.0	87.8 (100.0)	- (-)	7.3 (8.3)	1.8 (2.1)				
郵便業(信書便事業を含む)	100.0	100.0 (100.0)	1.0 (1.0)	- (-)	6.4 (6.4)				
卸売業、小売業	100.0	95.1 (100.0)	1.8 (2.1)	23.9 (28.1)	11.2 (13.2)				
(繊維、飲食物品その他卸売業)	100.0	80.5 (100.0)	3.2 (3.6)	38.6 (42.7)	4.8 (5.3)				
各種商品卸売業	100.0	94.0 (100.0)	- (-)	17.1 (18.1)	- (-)				
上記以外の卸売業	100.0	90.5 (100.0)	3.2 (3.6)	38.8 (42.9)	4.9 (5.4)				
(織物、飲食物品その他小売業)	100.0	82.3 (100.0)	1.0 (1.3)	16.5 (20.1)	14.4 (17.5)				
各種商品小売業	100.0	98.8 (100.0)	2.2 (2.2)	1.9 (1.9)	17.2 (17.4)				
機械器具小売業	100.0	75.3 (100.0)	13.2 (17.5)	2.0 (2.7)	17.0 (22.5)				
その他の小売業	100.0	84.4 (100.0)	0.1 (0.1)	23.8 (28.3)	14.9 (17.6)				
無店舗小売業	100.0	85.8 (100.0)	- (-)	7.0 (8.1)	1.3 (1.6)				
上記以外の小売業	100.0	79.5 (100.0)	- (-)	18.9 (23.7)	14.6 (18.4)				

(単位：%)			
安全衛生委員会を 設置している		設置 していない	不明
50.9	(59.1)	12.7	1.2
66.3	(66.4)	0.1	0.1
60.4	(64.3)	4.5	1.5
49.8	(55.7)	7.6	2.9
48.4	(59.4)	17.4	1.2
38.5	(51.6)	25.2	0.2
77.1	(77.6)	0.6	-
72.2	(73.8)	0.5	1.6
64.1	(65.0)	1.4	-
61.4	(65.9)	5.9	0.9
43.3	(53.5)	17.6	1.4
70.1	(77.9)	10.0	-
73.3	(73.3)	-	-
64.4	(68.6)	6.2	-
63.0	(66.0)	4.4	-
46.0	(53.4)	13.9	-
71.1	(76.3)	6.9	-
74.3	(80.3)	7.1	0.3
69.0	(75.3)	8.3	0.1
67.0	(72.6)	7.6	-
49.7	(57.3)	13.3	-
75.7	(84.8)	10.7	-
93.8	(93.8)	-	-
66.2	(85.5)	11.3	11.3
72.2	(89.2)	19.1	-
77.0	(85.0)	8.9	0.5
97.2	(97.2)	-	-
80.4	(83.1)	3.2	-
88.0	(89.7)	1.9	-
84.8	(90.2)	6.1	-
62.8	(77.1)	17.1	1.5
73.1	(77.5)	5.8	-
81.0	(93.8)	13.6	-
76.4	(82.9)	7.9	-
79.7	(82.3)	3.1	-
87.4	(89.8)	2.7	-
72.5	(81.2)	10.7	-
76.5	(80.8)	4.9	0.5
79.7	(79.7)	-	-
62.6	(67.6)	7.4	-
72.0	(80.5)	10.6	-
72.6	(82.9)	12.5	-
87.7	(91.5)	4.3	-
89.6	(89.6)	-	-
78.4	(80.1)	-	2.1
95.0	(95.0)	-	-
46.0	(50.6)	8.8	0.1
85.4	(93.7)	8.8	-
74.3	(81.2)	6.3	2.2
42.1	(45.9)	8.3	-
15.4	(16.3)	5.3	-
43.4	(50.6)	14.1	-
69.8	(73.9)	4.1	1.5
90.0	(90.0)	-	-
68.4	(74.4)	5.4	2.6
65.0	(67.5)	1.8	1.8
49.0	(61.8)	20.7	-
54.8	(56.7)	3.3	-
76.4	(82.0)	6.8	-
78.7	(89.6)	12.2	-
92.6	(92.6)	-	-
48.2	(56.6)	13.5	1.4
43.8	(48.5)	9.3	0.2
76.9	(81.9)	6.0	-
43.6	(48.2)	9.3	0.2
50.3	(61.2)	15.6	2.1
77.6	(78.5)	1.2	-
43.1	(57.2)	24.7	-
45.6	(54.0)	15.6	-
77.5	(90.3)	14.2	-
46.0	(57.8)	17.1	3.4

第1表-1-1 安全衛生委員会等の設置の有無及び設置状況別事業所割合(2-2)

(事業所規模50人以上)									
区 分	事業所計	設置状況							
		設置している	安全委員会のみ 設置している		衛生委員会のみ 設置している		安全委員会、 衛生委員会の 両方を設置している		
金融業，保険業	100.0	94.9 (100.0)	-	(-)	79.6	(83.8)	6.2	(6.5)	
金融業	100.0	99.0 (100.0)	-	(-)	84.8	(85.6)	6.7	(6.7)	
保険業	100.0	89.1 (100.0)	-	(-)	72.1	(81.0)	5.5	(6.1)	
不動産業，物品賃貸業	100.0	65.4 (100.0)	6.4	(9.7)	20.9	(31.9)	0.7	(1.0)	
不動産業	100.0	69.6 (100.0)	8.0	(11.4)	22.0	(31.6)	0.8	(1.1)	
物品賃貸業	100.0	55.6 (100.0)	2.6	(4.6)	18.2	(32.7)	0.4	(0.7)	
学術研究，専門・技術サービス業	100.0	84.0 (100.0)	3.2	(3.9)	26.9	(32.1)	2.9	(3.5)	
宿泊業，飲食サービス業	100.0	56.7 (100.0)	-	(-)	29.1	(51.4)	5.1	(9.0)	
宿泊業	100.0	66.5 (100.0)	-	(-)	19.5	(29.3)	16.1	(24.2)	
飲食サービス業	100.0	53.1 (100.0) *	-	(-) *	32.5	(61.2) *	1.2	(2.2) *	
生活関連サービス業，娯楽業	100.0	89.2 (100.0)	0.4	(0.5)	38.1	(42.6)	14.2	(15.9)	
洗濯・理容・美容・浴場業	100.0	86.4 (100.0)	-	(-)	13.4	(15.5)	32.9	(38.0)	
その他の生活関連サービス業	100.0	74.8 (100.0)	-	(-)	43.7	(58.4)	2.7	(3.6)	
娯楽業	100.0	96.0 (100.0)	0.8	(0.8)	47.6	(49.6)	9.7	(10.1)	
娯楽業（ゴルフ場除く。）	100.0	98.3 (100.0)	-	(-)	71.6	(72.9)	3.7	(3.8)	
ゴルフ場	100.0	91.9 (100.0)	2.1	(2.3)	4.2	(4.6)	20.5	(22.3)	
教育，学習支援業	100.0	68.3 (100.0)	-	(-)	39.0	(57.1)	8.8	(12.9)	
医療，福祉	100.0	82.5 (100.0)	2.8	(3.4)	31.1	(37.7)	16.6	(20.2)	
複合サービス事業	100.0	95.1 (100.0)	1.1	(1.1)	10.9	(11.4)	5.0	(5.3)	
郵便局	100.0	100.0 (100.0)	1.7	(1.7)	-	(-)	2.9	(2.9)	
協同組合（他に分類されないもの）	100.0	86.5 (100.0)	-	(-)	29.9	(34.5)	8.8	(10.2)	
サービス業（他に分類されないもの）	100.0	86.4 (100.0)	1.1	(1.3)	22.2	(25.7)	10.9	(12.6)	
（対事業所サービス業）	100.0	87.6 (100.0)	1.0	(1.1)	23.6	(27.0)	11.5	(13.2)	
職業紹介・労働者派遣業	100.0	90.0 (100.0)	2.3	(2.6)	41.3	(45.9)	12.1	(13.5)	
その他の事業サービス業	100.0	86.5 (100.0)	0.4	(0.5)	16.3	(18.9)	11.3	(13.0)	
（対個人サービス業）	100.0	84.3 (100.0)	-	(-)	-	(-)	4.3	(5.1)	
自動車整備業	100.0 *	59.4 * (100.0) *	- *	(-) *	- *	(-) *	20.0 *	(33.6) *	
機械等修理業（別掲を除く）	100.0	91.2 (100.0)	-	(-)	-	(-)	-	(-)	
（対社会的サービス業）	100.0	77.0 (100.0)	2.9	(3.7)	20.2	(26.2)	8.5	(11.0)	
廃棄物処理業	100.0	92.3 (100.0)	5.6	(6.0)	-	(-)	11.2	(12.1)	
政治・経済・文化団体	100.0	61.7 (100.0)	-	(-)	41.9	(68.0)	5.0	(8.2)	
宗教	100.0	64.4 (100.0)	-	(-)	53.6	(83.2)	1.6	(2.5)	
その他のサービス業	100.0	44.7 (100.0) *	-	(-) *	13.0	(29.1) *	18.7	(41.9) *	

注：1 事業所規模50人以上を集計したものである。
2 安全委員会、衛生委員会（安全衛生委員会）の設置要件となる業種、労働者数等については、以下のとおりである。

条件等	設置機関		安 全 委 員 会		衛 生 委 員 会		安 全 衛 生 会 委 員 会	
	労働安全衛生法施行令		すべての業種		労働安全衛生法施行令		第 2 条 第 1 号業種 第 2 条 第 2 号業種	
業種	第 2 条 第 1 号業種	第 2 条 第 2 号業種			第 2 条 第 1 号業種	第 2 条 第 2 号業種		
労働者数	50人以上	100人以上	50人以上		50人以上	100人以上		
根拠法令等	労働安全衛生法 第17条		労働安全衛生法 第18条		労働安全衛生法 第19条			

(単位：%)			
安全衛生委員会を 設置している		設置 していない	不明
9.2	(9.7)	5.1	-
7.6	(7.6)	1.0	-
11.5	(12.9)	10.9	-
37.5	(57.4)	34.6	-
38.9	(55.8)	30.4	-
34.4	(62.0)	44.4	-
50.9	(60.6)	16.0	-
22.5	(39.6)	32.8	10.5
30.9	(46.5)	33.5	-
19.4	(36.6) *	32.5	14.3
36.6	(41.0)	10.4	0.3
40.2	(46.5)	13.6	-
28.4	(37.9)	25.2	-
38.0	(39.6)	3.4	0.6
22.9	(23.3)	1.7	-
65.1	(70.9)	6.3	1.8
20.5	(30.0)	31.7	-
32.0	(38.8)	17.1	0.5
78.1	(82.1)	4.9	-
95.4	(95.4)	-	-
47.8	(55.3)	13.5	-
52.2	(60.4)	12.9	0.7
51.4	(58.7)	11.6	0.8
34.3	(38.1)	7.1	2.8
58.5	(67.6)	13.5	-
80.0	(94.9)	15.7	-
39.5 *	(66.4) *	40.6 *	- *
91.2	(100.0)	8.8	-
45.5	(59.1)	23.0	-
75.5	(81.9)	7.7	-
14.7	(23.8)	38.3	-
9.2	(14.2)	35.6	-
13.0	(29.1) *	55.3	-

第1表-1-2 安全衛生委員会等の設置の有無及び設置状況別事業所割合(2-1)

(事業所規模50人以上、安衛法施行令第2条第1号・2号に掲げる業種に対応する産業)

区 分	事業所計	設置状況							
		設置している	安全委員会のみ 設置している	衛生委員会のみ 設置している	安全委員会、 衛生委員会の 両方を設置している				
合 計	100.0	93.4 (100.0)	1.6 (1.7)	2.5 (2.6)	16.6 (17.8)				
(企 業 規 模)									
5,000人以上	100.0	99.6 (100.0)	0.6 (0.7)	3.1 (3.1)	17.2 (17.3)				
1,000～4,999人	100.0	99.9 (100.0)	- (-)	3.0 (3.0)	7.6 (7.6)				
300～999人	100.0	99.1 (100.0)	1.0 (1.0)	1.8 (1.8)	17.0 (17.1)				
100～299人	100.0	90.3 (100.0)	0.5 (0.5)	1.0 (1.1)	15.7 (17.3)				
50～99人	100.0	86.1 (100.0)	4.1 (4.7)	3.4 (3.9)	21.0 (24.3)				
(事 業 所 規 模)									
1,000人以上	100.0	99.4 (100.0)	- (-)	2.3 (2.3)	9.8 (9.8)				
500～999人	100.0	100.0 (100.0)	0.4 (0.4)	3.8 (3.8)	9.9 (9.9)				
300～499人	100.0	99.8 (100.0)	0.4 (0.4)	1.8 (1.9)	8.5 (8.6)				
100～299人	100.0	95.5 (100.0)	0.4 (0.4)	1.2 (1.2)	15.4 (16.1)				
50～99人	100.0	91.1 (100.0)	2.5 (2.7)	3.2 (3.5)	18.7 (20.5)				
(産 業)									
農業、林業（林業に限る。）	100.0	90.0 (100.0)	5.0 (5.5)	- (-)	15.0 (16.6)				
鉱業、採石業、砂利採取業	100.0	100.0 (100.0)	- (-)	16.7 (16.7)	10.0 (10.0)				
建設業	100.0	93.8 (100.0)	4.4 (4.7)	7.5 (8.0)	17.6 (18.7)				
総合工事事業	100.0	95.6 (100.0)	- (-)	13.7 (14.4)	18.8 (19.6)				
職別工事事業（設備工事事業を除く）	100.0	86.1 (100.0)	20.0 (23.2)	- (-)	20.2 (23.5)				
設備工事事業	100.0	93.1 (100.0)	6.9 (7.4)	0.1 (0.1)	15.1 (16.2)				
製造業	100.0	92.5 (100.0)	1.6 (1.8)	2.1 (2.3)	14.5 (15.6)				
(消費関連製造業)	100.0	91.6 (100.0)	1.1 (1.2)	5.6 (6.1)	16.0 (17.4)				
食料品製造業、飲料・たばこ・飼料製造業	100.0	92.4 (100.0)	- (-)	4.9 (5.3)	20.5 (22.2)				
繊維工業	100.0	86.7 (100.0)	6.7 (7.7)	13.3 (15.4)	17.1 (19.7)				
家具・装備品製造業	100.0	89.3 (100.0)	5.3 (6.0)	- (-)	8.3 (9.3)				
印刷・関連業	100.0	100.0 (100.0)	- (-)	6.1 (6.1)	0.2 (0.2)				
なめし革・同製品・毛皮製造業	100.0	77.5 (100.0)	5.6 (7.3)	- (-)	5.6 (7.3)				
その他の製造業	100.0	80.9 (100.0)	- (-)	0.5 (0.6)	8.2 (10.2)				
(非金属系素材関連製造業)	100.0	90.7 (100.0)	1.6 (1.8)	1.3 (1.5)	10.7 (11.8)				
木材・木製品製造業（家具を除く）	100.0	100.0 (100.0)	- (-)	- (-)	2.8 (2.8)				
パルプ・紙・紙加工品製造業	100.0	96.8 (100.0)	- (-)	3.3 (3.5)	13.0 (13.5)				
化学工業	100.0	98.1 (100.0)	- (-)	2.9 (3.0)	7.1 (7.3)				
石油製品・石炭製品製造業	100.0	93.9 (100.0)	- (-)	2.3 (2.5)	6.8 (7.3)				
プラスチック製品製造業（別掲を除く）	100.0	81.5 (100.0)	4.0 (5.0)	- (-)	14.6 (17.9)				
ゴム製品製造業	100.0	94.2 (100.0)	4.0 (4.2)	- (-)	17.2 (18.2)				
窯業・土石製品製造業	100.0	86.4 (100.0)	- (-)	0.1 (0.1)	5.2 (6.1)				
(金属系素材関連製造業)	100.0	92.1 (100.0)	4.2 (4.5)	0.3 (0.3)	11.3 (12.3)				
鉄鋼業	100.0	96.9 (100.0)	- (-)	- (-)	17.1 (17.7)				
非鉄金属製造業	100.0	97.3 (100.0)	2.7 (2.8)	1.7 (1.7)	5.5 (5.7)				
金属製品製造業	100.0	89.3 (100.0)	5.9 (6.6)	- (-)	10.9 (12.2)				
(機械関連製造業)	100.0	94.6 (100.0)	1.2 (1.3)	0.3 (0.4)	16.6 (17.5)				
はん用機械器具製造業	100.0	100.0 (100.0)	2.4 (2.4)	- (-)	18.0 (18.0)				
生産用機械器具製造業	100.0	92.6 (100.0)	- (-)	- (-)	30.0 (32.4)				
業務用機械器具製造業	100.0	89.4 (100.0)	5.1 (5.7)	- (-)	12.3 (13.8)				
電子部品・デバイス・電子回路製造業	100.0	87.5 (100.0)	- (-)	0.6 (0.7)	14.3 (16.4)				
電気機械器具製造業	100.0	95.7 (100.0)	- (-)	- (-)	8.1 (8.5)				
情報通信機械器具製造業	100.0	100.0 (100.0)	- (-)	2.1 (2.1)	8.3 (8.3)				
輸送用機械器具製造業	100.0	97.9 (100.0)	2.1 (2.1)	0.5 (0.5)	16.9 (17.3)				
電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	100.0 (100.0)	- (-)	1.6 (1.6)	3.5 (3.5)				
情報通信業	100.0	91.4 (100.0)	- (-)	6.3 (6.9)	4.6 (5.0)				
放送業	100.0	91.2 (100.0)	- (-)	- (-)	5.8 (6.3)				
送配電業	100.0	91.5 (100.0)	- (-)	14.1 (15.4)	3.1 (3.4)				
運輸業、郵便業	100.0	94.5 (100.0)	0.2 (0.2)	1.3 (1.4)	23.7 (25.0)				
鉄道業	100.0	100.0 (100.0)	- (-)	2.1 (2.1)	7.9 (7.9)				
道路旅客運送業	100.0	91.9 (100.0)	0.3 (0.3)	- (-)	23.2 (25.3)				
道路貨物運送業	100.0	96.3 (100.0)	0.1 (0.1)	- (-)	31.2 (32.4)				
水運業	100.0	79.3 (100.0)	- (-)	13.3 (16.8)	17.0 (21.4)				
航空運送業	100.0	96.7 (100.0)	6.1 (6.3)	16.5 (17.1)	19.3 (19.9)				
運輸に附帯するサービス業	100.0	87.8 (100.0)	- (-)	7.3 (8.3)	1.8 (2.1)				
郵便業（信書便事業を含む）	100.0	100.0 (100.0)	1.0 (1.0)	- (-)	6.4 (6.4)				

(単位：%)			
安全衛生委員会を 設置している		設置 していない	不明
72.8	(77.9)	5.9	0.6
78.6	(78.9)	0.3	0.2
89.4	(89.4)	0.1	-
79.3	(80.1)	0.9	-
73.2	(81.0)	7.8	1.9
57.7	(67.0)	13.5	0.4
87.3	(87.9)	0.6	-
85.9	(85.9)	-	-
89.0	(89.2)	0.2	-
78.5	(82.2)	3.5	1.0
66.7	(73.3)	8.4	0.5
70.1	(77.9)	10.0	-
73.3	(73.3)	-	-
64.4	(68.6)	6.2	-
63.0	(66.0)	4.4	-
46.0	(53.4)	13.9	-
71.1	(76.3)	6.9	-
74.3	(80.3)	7.1	0.3
69.0	(75.3)	8.3	0.1
67.0	(72.6)	7.6	-
49.7	(57.3)	13.3	-
75.7	(84.8)	10.7	-
93.8	(93.8)	-	-
66.2	(85.5)	11.3	11.3
72.2	(89.2)	19.1	-
77.0	(85.0)	8.9	0.5
97.2	(97.2)	-	-
80.4	(83.1)	3.2	-
88.0	(89.7)	1.9	-
84.8	(90.2)	6.1	-
62.8	(77.1)	17.1	1.5
73.1	(77.5)	5.8	-
81.0	(93.8)	13.6	-
76.4	(82.9)	7.9	-
79.7	(82.3)	3.1	-
87.4	(89.8)	2.7	-
72.5	(81.2)	10.7	-
76.5	(80.8)	4.9	0.5
79.7	(79.7)	-	-
62.6	(67.6)	7.4	-
72.0	(80.5)	10.6	-
72.6	(82.9)	12.5	-
87.7	(91.5)	4.3	-
89.6	(89.6)	-	-
78.4	(80.1)	-	2.1
95.0	(95.0)	-	-
80.4	(88.0)	7.6	1.0
85.4	(93.7)	8.8	-
74.3	(81.2)	6.3	2.2
69.3	(73.4)	3.9	1.6
90.0	(90.0)	-	-
68.4	(74.4)	5.4	2.6
65.0	(67.5)	1.8	1.8
49.0	(61.8)	20.7	-
54.8	(56.7)	3.3	-
78.7	(89.6)	12.2	-
92.6	(92.6)	-	-

第1表-1-2 安全衛生委員会等の設置の有無及び設置状況別事業所割合(2-2)

(事業所規模50人以上、安衛法施行令第2条第1号・2号に掲げる業種に対応する産業)

区 分	事業所計	設置状況							
		設置している	安全委員会のみ 設置している		衛生委員会のみ 設置している		安全委員会、 衛生委員会の 両方を設置している		
卸売業、小売業	100.0	98.6 (100.0)	2.1 (2.1)	2.5 (2.6)	16.5 (16.7)				
(繊維、飲食品その他卸売業)	100.0	94.0 (100.0)	- (-)	17.1 (18.1)	- (-)				
各種商品卸売業	100.0	94.0 (100.0)	- (-)	17.1 (18.1)	- (-)				
(織物、飲食品その他小売業)	100.0	98.8 (100.0)	2.2 (2.2)	1.9 (1.9)	17.2 (17.4)				
各種商品小売業	100.0	98.8 (100.0)	2.2 (2.2)	1.9 (1.9)	17.2 (17.4)				
生活関連サービス業、娯楽業	100.0	91.9 (100.0)	2.1 (2.3)	4.2 (4.6)	20.5 (22.3)				
娯楽業	100.0	91.9 (100.0)	2.1 (2.3)	4.2 (4.6)	20.5 (22.3)				
ゴルフ場	100.0	91.9 (100.0)	2.1 (2.3)	4.2 (4.6)	20.5 (22.3)				
複合サービス事業	100.0	100.0 (100.0)	1.7 (1.7)	- (-)	2.9 (2.9)				
郵便局	100.0	100.0 (100.0)	1.7 (1.7)	- (-)	2.9 (2.9)				
サービス業(他に分類されないもの)	100.0	86.7 (100.0)	4.6 (5.3)	- (-)	12.6 (14.6)				
(対個人サービス業)	100.0 *	59.4 * (100.0) *	- * (-) *	- * (-) *	20.0 * (33.6) *				
自動車整備業	100.0 *	59.4 * (100.0) *	- * (-) *	- * (-) *	20.0 * (33.6) *				
(対社会的サービス業)	100.0	92.3 (100.0)	5.6 (6.0)	- (-)	11.2 (12.1)				
廃棄物処理業	100.0	92.3 (100.0)	5.6 (6.0)	- (-)	11.2 (12.1)				

- 注：1 事業所規模50人以上を集計したものである。
- 2 「情報通信業」は「情報サービス業」「インターネット付随サービス業」「映像・音声・文字情報制作業」を除く。
- 3 「運輸業、郵便業」は「倉庫業」を除く。
- 4 「卸売業、小売業」は「各種商品卸売業」「各種商品小売業」に限る。
- 5 「金融業、保険業」「不動産業、物品賃貸業」「学術研究、専門・技術サービス業」「宿泊業、飲食サービス業」を除く。
- 6 「生活関連サービス業、娯楽業」は「ゴルフ場」に限る。
- 7 「教育、学習支援業」「医療、福祉」を除く。
- 8 「複合サービス事業」は「郵便局」に限る。
- 9 「サービス業(他に分類されないもの)」は「自動車整備業」「廃棄物処理業」に限る。
- 10 安全委員会、衛生委員会(安全衛生委員会)の設置要件となる業種、労働者数及び根拠法令については、以下のとおりである。

条件等	設置機関		安 全 委 員 会	衛 生 委 員 会	安 全 衛 生 委 員 会
	労働安全衛生法施行令		すべての業種	労働安全衛生法施行令	
業種	第 2 条 第 1 号業種	第 2 条 第 2 号業種		第 2 条 第 1 号業種	第 2 条 第 2 号業種
労働者数	50人以上	100人以上	50人以上	50人以上	100人以上
根拠法令等	労働安全衛生法 第17条		労働安全衛生法 第18条	労働安全衛生法 第19条	

(単位：%)			
安全衛生委員会を 設置している		設置 していない	不明
77.5	(78.6)	1.4	-
76.9	(81.9)	6.0	-
76.9	(81.9)	6.0	-
77.6	(78.5)	1.2	-
77.6	(78.5)	1.2	-
65.1	(70.9)	6.3	1.8
65.1	(70.9)	6.3	1.8
65.1	(70.9)	6.3	1.8
95.4	(95.4)	-	-
95.4	(95.4)	-	-
69.4	(80.1)	13.3	-
39.5 *	(66.4) *	40.6 *	- *
39.5 *	(66.4) *	40.6 *	- *
75.5	(81.9)	7.7	-
75.5	(81.9)	7.7	-

第1表-2 産業医選任の有無及び勤務形態別事業所割合(2-1)

(事業所規模50人以上)									(単位：%)	
区 分	事業所計	選任している	勤務形態		選任 していない	不明				
			常勤	非常勤						
合 計	100.0	86.0	(100.0)	10.1	(11.7)	75.9	(88.3)	13.8	0.3	
(企 業 規 模)										
5,000人以上	100.0	97.7	(100.0)	17.3	(17.7)	80.4	(82.3)	1.5	0.8	
1,000～4,999人	100.0	90.8	(100.0)	14.8	(16.3)	76.0	(83.7)	9.1	0.1	
300～999人	100.0	89.3	(100.0)	8.7	(9.7)	80.6	(90.3)	10.6	0.1	
100～299人	100.0	87.3	(100.0)	9.3	(10.7)	78.0	(89.3)	12.7	-	
50～99人	100.0	71.5	(100.0)	4.3	(6.0)	67.2	(94.0)	28.1	0.4	
(事 業 所 規 模)										
1,000人以上	100.0	99.4	(100.0)	64.9	(65.3)	34.5	(34.7)	0.6	-	
500～999人	100.0	96.7	(100.0)	27.5	(28.5)	69.2	(71.5)	3.3	-	
300～499人	100.0	96.8	(100.0)	24.1	(24.9)	72.7	(75.1)	2.7	0.5	
100～299人	100.0	95.0	(100.0)	12.7	(13.4)	82.3	(86.6)	5.0	-	
50～99人	100.0	79.9	(100.0)	5.8	(7.3)	74.1	(92.7)	19.7	0.4	
(産 業)										
農 業、林 業 (林 業 に 限 る。)	100.0	77.1	(100.0)	-	(-)	77.1	(100.0)	22.9	-	
鉱 業、採 石 業、砂 利 採 取 業	100.0	94.0	(100.0)	9.3	(9.9)	84.7	(90.1)	6.0	-	
建 設	100.0	91.9	(100.0)	0.5	(0.6)	91.4	(99.4)	8.1	0.0	
総 合 工 事 業	100.0	97.8	(100.0)	0.7	(0.7)	97.1	(99.3)	2.2	-	
職 別 工 事 業 (設 備 工 事 業 を 除 く)	100.0	79.8	(100.0)	-	(-)	79.8	(100.0)	20.0	0.3	
設 備 工 事 業	100.0	86.3	(100.0)	0.3	(0.4)	85.9	(99.6)	13.7	-	
製 造	100.0	91.6	(100.0)	4.1	(4.5)	87.5	(95.5)	7.4	1.0	
(消 費 関 連 製 造 業)	100.0	90.4	(100.0)	1.2	(1.3)	89.3	(98.7)	7.2	2.3	
食 料 品 製 造 業、飲 料・た ば こ・飼 料 製 造 業	100.0	88.8	(100.0)	0.4	(0.4)	88.4	(99.6)	8.4	2.8	
織 維・縫 製 工 事 業	100.0	93.0	(100.0)	0.5	(0.5)	92.5	(99.5)	7.0	-	
家 具・装 備 品 製 造 業	100.0	94.7	(100.0)	8.6	(9.1)	86.1	(90.9)	5.3	-	
印 刷・同 関 連 業	100.0	100.0	(100.0)	1.7	(1.7)	98.3	(98.3)	-	-	
な め し 革・同 製 品・毛 皮 製 造 業	100.0	83.1	(100.0)	-	(-)	83.1	(100.0)	11.3	5.6	
そ の 他 の 製 造 業	100.0	81.6	(100.0)	4.7	(5.7)	76.9	(94.3)	10.7	7.7	
(非 金 属 系 素 材 関 連 製 造 業)	100.0	90.3	(100.0)	4.5	(5.0)	85.8	(95.0)	9.5	0.2	
木 材・木 製 品 製 造 業 (家 具 を 除 く)	100.0	92.2	(100.0)	3.1	(3.4)	89.1	(96.6)	7.8	-	
パ ル プ・紙・紙 加 工 品 製 造 業	100.0	93.5	(100.0)	2.3	(2.5)	91.2	(97.5)	6.5	-	
化 学 工 業	100.0	98.1	(100.0)	4.8	(4.9)	93.3	(95.1)	1.9	-	
石 油 製 品・石 炭 製 品 製 造 業	100.0	87.4	(100.0)	8.3	(9.5)	79.1	(90.5)	12.6	-	
プ ラ ス チ ッ ク 製 品 製 造 業 (別 掲 を 除 く)	100.0	84.3	(100.0)	3.6	(4.3)	80.7	(95.7)	15.7	-	
ゴ ム 製 品 製 造 業	100.0	88.5	(100.0)	7.7	(8.7)	80.8	(91.3)	8.6	2.9	
窯 業・土 石 製 品 製 造 業	100.0	86.4	(100.0)	7.1	(8.2)	79.3	(91.8)	13.6	-	
(金 属 系 素 材 関 連 製 造 業)	100.0	90.6	(100.0)	4.3	(4.7)	86.3	(95.3)	9.0	0.4	
鉄 鋼 業	100.0	93.3	(100.0)	7.2	(7.7)	86.2	(92.3)	6.7	-	
非 鉄 金 属 製 造 業	100.0	92.2	(100.0)	6.7	(7.3)	85.5	(92.7)	5.1	2.7	
金 属 製 品 製 造 業	100.0	89.3	(100.0)	2.7	(3.1)	86.5	(96.9)	10.7	-	
(機 械 関 連 製 造 業)	100.0	93.7	(100.0)	6.2	(6.6)	87.5	(93.4)	5.7	0.6	
は ん 用 機 械 器 具 製 造 業	100.0	100.0	(100.0)	7.6	(7.6)	92.4	(92.4)	-	-	
生 産 用 機 械 器 具 製 造 業	100.0	92.6	(100.0)	2.2	(2.4)	90.4	(97.6)	7.4	-	
業 務 用 機 械 器 具 製 造 業	100.0	84.3	(100.0)	8.6	(10.2)	75.7	(89.8)	15.7	-	
電 子 部 品・デ バ イ ス・電 子 回 路 製 造 業	100.0	95.6	(100.0)	4.9	(5.1)	90.7	(94.9)	4.4	-	
電 気 機 械 器 具 製 造 業	100.0	91.5	(100.0)	3.7	(4.0)	87.8	(96.0)	8.5	-	
情 報 通 信 機 械 器 具 製 造 業	100.0	93.9	(100.0)	8.8	(9.4)	85.0	(90.6)	4.9	1.3	
輸 送 用 機 械 器 具 製 造 業	100.0	95.9	(100.0)	9.5	(9.9)	86.4	(90.1)	2.1	2.1	
電 気・ガ ス・熱 供 給・水 道 業	100.0	100.0	(100.0)	3.8	(3.8)	96.2	(96.2)	-	-	
情 報 通 信 業	100.0	90.8	(100.0)	7.7	(8.5)	83.1	(91.5)	9.2	-	
通 信 業	100.0	91.2	(100.0)	19.1	(21.0)	72.1	(79.0)	8.8	-	
放 送 業	100.0	93.7	(100.0)	6.5	(6.9)	87.3	(93.1)	6.3	-	
情 報 サ ー ビ ス 業	100.0	91.9	(100.0)	7.7	(8.3)	84.2	(91.7)	8.1	-	
イ ン タ ー ネ ッ ト 附 随 サ ー ビ ス 業	100.0	84.0	(100.0)	6.8	(8.1)	77.2	(91.9)	16.0	-	
映 像・音 声・文 字 情 報 制 作 業	100.0	85.9	(100.0)	3.0	(3.4)	83.0	(96.6)	14.1	-	
運 輸 業、郵 便 業	100.0	92.3	(100.0)	10.8	(11.7)	81.6	(88.3)	7.3	0.4	
鉄 道 業	100.0	96.5	(100.0)	43.6	(45.2)	52.9	(54.8)	1.3	2.1	
道 路 旅 客 運 送 業	100.0	94.7	(100.0)	2.9	(3.1)	91.8	(96.9)	5.3	-	
道 路 貨 物 運 送 業	100.0	93.5	(100.0)	12.4	(13.2)	81.1	(86.8)	6.5	-	
水 路 運 送 業	100.0	49.1	(100.0)	12.0	(24.4)	37.1	(75.6)	45.2	5.7	
航 空 運 輸 業	100.0	100.0	(100.0)	20.6	(20.6)	79.4	(79.4)	-	-	
倉 庫 業	100.0	78.0	(100.0)	2.8	(3.6)	75.2	(96.4)	19.2	2.8	
運 輸 に 附 帯 す る サ ー ビ ス 業	100.0	90.7	(100.0)	0.2	(0.2)	90.5	(99.8)	9.3	-	
郵 便 業 (信 書 便 事 業 を 含 む)	100.0	100.0	(100.0)	15.2	(15.2)	84.8	(84.8)	-	-	
卸 売 業、小 売 業	100.0	84.8	(100.0)	5.4	(6.4)	79.5	(93.6)	15.2	-	
(織 維、飲 食 料 品 そ の 他 卸 売 業)	100.0	87.5	(100.0)	6.9	(7.9)	80.6	(92.1)	12.5	-	
各 種 商 品 卸 売 業	100.0	94.0	(100.0)	4.2	(4.5)	89.8	(95.5)	6.0	-	
上 記 以 外 の 卸 売 業	100.0	87.4	(100.0)	6.9	(7.9)	80.5	(92.1)	12.6	-	
(織 物、飲 食 料 品 そ の 他 小 売 業)	100.0	83.5	(100.0)	4.6	(5.5)	78.9	(94.5)	16.5	-	
各 種 商 品 小 売 業	100.0	100.0	(100.0)	3.8	(3.8)	96.2	(96.2)	-	-	
機 械 器 具 小 売 業	100.0	37.6	(100.0)	-	(-)	37.6	(100.0)	62.4	-	
そ の 他 の 小 売 業	100.0	93.1	(100.0)	2.8	(3.0)	90.3	(97.0)	6.9	-	
無 店 舗 小 売 業	100.0	79.4	(100.0)	1.3	(1.7)	78.0	(98.3)	20.6	-	
上 記 以 外 の 小 売 業	100.0	82.9	(100.0)	6.1	(7.3)	76.8	(92.7)	17.1	-	

第1表-2 産業医選任の有無及び勤務形態別事業所割合(2-2)

(事業所規模50人以上)		(単位：%)							
区 分	事業所計	勤務形態				選任 していない	不明		
		選任している	常勤	非常勤					
金 融 業 ， 保 険 業	100.0	95.5	(100.0)	30.9	(32.4)	64.6	(67.6)	4.5	-
金 融 業	100.0	100.0	(100.0)	32.6	(32.6)	67.4	(67.4)	-	-
保 険 業	100.0	89.1	(100.0)	28.5	(32.0)	60.6	(68.0)	10.9	-
不 動 産 業 ， 物 品 賃 貸 業	100.0	49.9	(100.0)	0.3	(0.6)	49.6	(99.4)	50.1	-
不 動 産 業	100.0	55.0	(100.0)	0.4	(0.7)	54.6	(99.3)	45.0	-
物 品 賃 貸 業	100.0	37.9	(100.0)	-	(-)	37.9	(100.0)	62.1	-
学 術 研 究 ， 専 門 ・ 技 術 サ ー ビ ス 業	100.0	89.4	(100.0)	18.4	(20.6)	71.0	(79.4)	10.6	-
宿 泊 業 ， 飲 食 サ ー ビ ス 業	100.0	68.9	(100.0)	6.5	(9.4)	62.4	(90.6)	31.1	-
宿 泊 業	100.0	77.4	(100.0)	11.4	(14.7)	66.1	(85.3)	22.6	-
飲 食 サ ー ビ ス 業	100.0	65.9	(100.0) *	4.7	(7.2) *	61.1	(92.8) *	34.1	-
生 活 関 連 サ ー ビ ス 業 ， 娯 楽 業	100.0	84.4	(100.0)	1.3	(1.5)	83.1	(98.5)	15.6	-
洗 濯 ・ 理 容 ・ 美 容 ・ 浴 場 業	100.0	64.5	(100.0)	2.5	(3.9)	62.0	(96.1)	35.5	-
そ の 他 の 生 活 関 連 サ ー ビ ス 業	100.0	80.3	(100.0)	-	(-)	80.3	(100.0)	19.7	-
娯 楽 業	100.0	95.3	(100.0)	1.2	(1.2)	94.2	(98.8)	4.7	-
娯 楽 業 (ゴ ル フ 場 除 く 。)	100.0	99.8	(100.0)	0.6	(0.6)	99.1	(99.4)	0.2	-
ゴ ル フ 場	100.0	87.4	(100.0)	2.1	(2.4)	85.3	(97.6)	12.6	-
教 育 ， 学 習 支 援 業	100.0	83.8	(100.0)	22.6	(27.0)	61.2	(73.0)	16.2	-
医 療 ， 福 祉	100.0	80.2	(100.0)	26.8	(33.4)	53.4	(66.6)	19.8	-
複 合 サ ー ビ ス 事 業	100.0	95.9	(100.0)	10.7	(11.1)	85.2	(88.9)	4.1	-
郵 便 局	100.0	98.5	(100.0)	16.8	(17.0)	81.7	(83.0)	1.5	-
協 同 組 合 (他 に 分 類 さ れ な い も の)	100.0	91.4	(100.0)	-	(-)	91.4	(100.0)	8.6	-
サ ー ビ ス 業 (他 に 分 類 さ れ な い も の)	100.0	84.2	(100.0)	2.6	(3.1)	81.6	(96.9)	15.6	0.2
(対 事 業 所 サ ー ビ ス 業)	100.0	84.7	(100.0)	2.4	(2.9)	82.2	(97.1)	15.1	0.2
職 業 紹 介 ・ 労 働 者 派 遣 業	100.0	75.2	(100.0)	0.2	(0.3)	75.0	(99.7)	24.8	-
そ の 他 の 事 業 サ ー ビ ス 業	100.0	88.5	(100.0)	3.3	(3.8)	85.2	(96.2)	11.1	0.3
(対 個 人 サ ー ビ ス 業)	100.0	84.3	(100.0)	7.4	(8.7)	77.0	(91.3)	15.7	-
自 動 車 整 備 業	100.0 *	59.4 *	(100.0) *	- *	(-) *	59.4 *	(100.0) *	40.6 *	- *
機 械 等 修 理 業 (別 掲 を 除 く)	100.0	91.2	(100.0)	9.4	(10.3)	81.9	(89.7)	8.8	-
(対 社 会 的 サ ー ビ ス 業)	100.0	80.5	(100.0)	2.3	(2.9)	78.2	(97.1)	19.5	-
廃 棄 物 処 理 業	100.0	88.7	(100.0)	0.1	(0.1)	88.6	(99.9)	11.3	-
政 治 ・ 経 済 ・ 文 化 団 体	100.0	68.4	(100.0)	5.2	(7.7)	63.1	(92.3)	31.6	-
宗 教	100.0	94.4	(100.0)	4.6	(4.8)	89.9	(95.2)	5.6	-
そ の 他 の サ ー ビ ス 業	100.0	44.7	(100.0) *	-	(-) *	44.7	(100.0) *	55.3	-

注：1 事業所規模50人以上を集計したものである。

2 産業医の選任要件となる業種、労働者数及び根拠法令については、以下のとおりである。

条件等	担当者
業種	すべての業種
労働者数	50人以上
根拠法令	労働安全衛生法第13条

第1表-3 産業医（非常勤）の事業所への訪問回数階級別事業所割合(2-1)

(事業所規模50人以上)		(単位：％)						
区 分	産業医（非常勤）を 選任している事業所計 1)	訪問回数階級					不明	
		0回 (来て いない)	1～6回	7～11回	12回	13回以上		
合 計	[75.9]	100.0	18.7	38.3	7.3	21.3	13.7	0.7
(企 業 規 模)								
5,000人以上	[80.4]	100.0	25.4	39.1	4.8	18.1	12.5	0.1
1,000～4,999人	[76.0]	100.0	19.1	23.4	9.8	27.6	18.6	1.5
300～999人	[80.6]	100.0	15.6	36.3	9.4	24.4	14.2	0.1
100～299人	[78.0]	100.0	18.2	42.4	5.9	19.5	13.4	0.5
50～99人	[67.2]	100.0	16.8	45.8	6.9	18.5	10.9	1.1
(事 業 所 規 模)								
1,000人以上	[34.5]	100.0	3.5	16.2	1.6	11.5	67.3	-
500～999人	[69.2]	100.0	9.9	10.6	10.9	26.0	42.6	0.1
300～499人	[72.7]	100.0	6.7	25.7	8.2	34.7	24.3	0.5
100～299人	[82.3]	100.0	17.7	31.8	6.8	26.9	16.1	0.7
50～99人	[74.1]	100.0	20.7	44.2	7.4	17.2	9.9	0.7
(産 業)								
農業、林業（林業に限る。）	[77.1]	100.0	44.5	36.1	6.5	12.9	-	-
鉱業、採石業、砂利採取業	[84.7]	100.0	22.0	44.1	11.0	18.9	3.9	-
建設業	[91.4]	100.0	16.1	52.6	8.9	17.6	4.9	-
総合工事業	[97.1]	100.0	16.9	60.5	-	19.6	3.0	-
職別工事業（設備工事業を除く）	[79.8]	100.0	29.9	39.9	12.8	17.4	-	-
設備工事業	[85.9]	100.0	11.4	42.3	22.8	14.3	9.2	-
製造業	[87.5]	100.0	14.6	33.3	10.5	27.9	13.6	0.1
(消費関連製造業)	[89.3]	100.0	24.9	32.2	8.5	28.9	5.5	-
食料品製造業、飲料・たばこ・飼料製造業	[88.4]	100.0	26.8	25.5	11.4	32.7	3.7	-
繊維工業	[92.5]	100.0	9.9	56.7	2.7	25.7	4.9	-
家具・装備品製造業	[86.1]	100.0	21.3	36.4	-	24.4	17.9	-
印刷・関連業	[98.3]	100.0	33.9	32.4	3.5	18.9	11.3	-
なめし革・同製品・毛皮製造業	[83.1]	100.0	20.3	50.8	11.9	11.9	5.1	-
その他の製造業	[76.9]	100.0	20.0	42.5	7.8	24.7	5.1	-
(非金属系素材関連製造業)	[85.8]	100.0	10.8	27.0	15.4	28.7	17.4	0.7
木材・木製品製造業（家具を除く）	[89.1]	100.0	23.9	27.0	18.2	22.2	8.8	-
パルプ・紙・紙加工品製造業	[91.2]	100.0	13.1	25.8	24.8	24.9	11.4	-
化学工業	[93.3]	100.0	6.0	20.2	14.1	34.3	23.4	2.0
石油製品・石炭製品製造業	[79.1]	100.0	8.6	19.7	7.3	18.9	42.1	3.4
プラスチック製品製造業（別掲を除く）	[80.7]	100.0	8.4	36.2	10.5	26.3	18.6	-
ゴム製品製造業	[80.8]	100.0	13.3	22.9	25.0	23.0	15.1	0.6
窯業・土石製品製造業	[79.3]	100.0	20.6	24.1	14.8	31.9	8.6	-
(金属系素材関連製造業)	[86.3]	100.0	14.8	46.5	7.0	15.5	16.1	-
鉄業	[86.2]	100.0	9.7	37.9	3.7	34.3	14.3	-
非鉄金属製造業	[85.5]	100.0	2.9	22.6	8.4	39.7	26.4	-
金属製品製造業	[86.5]	100.0	19.4	55.3	7.7	3.5	14.1	-
(機械関連製造業)	[87.5]	100.0	8.0	33.5	10.4	30.7	17.3	-
はん用機械器具製造業	[92.4]	100.0	9.3	37.7	15.9	28.4	8.7	-
生産用機械器具製造業	[90.4]	100.0	10.9	36.0	14.2	20.6	18.3	-
業務用機械器具製造業	[75.7]	100.0	-	32.0	9.3	38.2	20.6	-
電子部品・デバイス・電子回路製造業	[90.7]	100.0	4.9	37.6	15.7	31.5	10.4	-
電気機械器具製造業	[87.8]	100.0	7.9	29.6	13.1	32.4	17.0	-
情報通信機械器具製造業	[85.0]	100.0	10.8	30.8	7.2	31.0	20.2	-
輸送用機械器具製造業	[86.4]	100.0	9.3	31.1	1.2	35.3	23.1	-
電気・ガス・熱供給・水道業	[96.2]	100.0	2.0	6.2	3.1	36.5	52.2	-
情報通信業	[83.1]	100.0	11.3	31.0	7.4	28.1	22.0	0.2
通信業	[72.1]	100.0	-	17.3	-	40.4	42.3	-
放送業	[87.3]	100.0	2.2	28.2	9.3	34.4	23.3	2.6
情報サービス業	[84.2]	100.0	13.0	38.1	7.2	25.1	16.6	-
インターネット附随サービス業	[77.2]	100.0	6.9	13.9	6.9	38.1	34.1	-
映像・音声・文字情報制作業	[83.0]	100.0	12.6	5.3	11.4	32.8	37.9	-
運輸業、郵便業	[81.6]	100.0	25.1	44.5	6.4	16.6	3.4	4.1
鉄道路、道	[52.9]	100.0	10.6	22.6	16.6	36.2	14.0	-
道路旅客運送業	[91.8]	100.0	25.2	46.2	3.0	19.8	3.1	2.7
道路貨物運送業	[81.1]	100.0	27.4	49.3	6.8	9.9	0.1	6.6
水路運送業	[37.1]	100.0 *	- *	66.0 *	- *	17.0 *	1.8 *	15.2 *
航空運輸業	[79.4]	100.0	28.0	29.7	20.2	12.6	9.4	-
倉庫	[75.2]	100.0	22.0	54.3	6.6	11.3	5.8	-
運輸に附帯するサービス業	[90.5]	100.0	25.6	29.1	6.7	28.4	10.2	-
郵便業（信書便事業を含む）	[84.8]	100.0	-	6.2	8.4	65.8	19.6	-
卸売業、小売業	[79.5]	100.0	22.2	49.6	4.6	17.3	6.1	0.2
(繊維、飲食物品その他卸売業)	[80.6]	100.0	1.8	48.2	2.7	36.9	10.5	-
各種商品卸売業	[89.8]	100.0	6.7	26.8	-	30.6	35.9	-
上記以外の卸売業	[80.5]	100.0	1.8	48.3	2.7	37.0	10.2	-
(織物、飲食物品その他小売業)	[78.9]	100.0	32.6	50.4	5.5	7.3	3.9	0.3
各種商品小売業	[96.2]	100.0	14.2	49.0	10.6	17.7	8.4	-
機械器具小売業	[37.6]	100.0	66.4	18.2	-	5.0	0.4	10.0
その他の小売業	[90.3]	100.0	29.9	46.8	6.7	9.9	6.7	-
無店舗小売業	[78.0]	100.0	11.0	45.2	4.5	36.1	3.3	-
上記以外の小売業	[76.8]	100.0	37.5	54.0	4.4	2.0	2.1	-

第1表-3 産業医（非常勤）の事業所への訪問回数階級別事業所割合(2-2)

（事業所規模50人以上）

（単位：％）

区 分	産業医（非常勤）を選任している事業所計 1)	訪問回数階級					不明
		0回 (来て いない)	1～6回	7～11回	12回	13回以上	
金 融 業 ， 保 険 業	[64.6] 100.0	21.4	38.2	3.6	28.6	8.2	-
金 融 業	[67.4] 100.0	29.1	34.0	-	28.7	8.2	-
保 険 業	[60.6] 100.0	9.0	45.1	9.3	28.5	8.1	-
不 動 産 業 ， 物 品 賃 貸 業	[49.6] 100.0	4.2	27.3	10.2	55.9	2.4	-
不 動 産 業	[54.6] 100.0	1.4	28.1	13.2	55.1	2.2	-
物 品 賃 貸 業	[37.9] 100.0	13.6	24.6	-	58.8	3.0	-
学 術 研 究 ， 専 門 ・ 技 術 サ ー ビ ス 業	[71.0] 100.0	17.1	25.7	11.5	22.4	18.7	4.6
宿 泊 業 ， 飲 食 サ ー ビ ス 業	[62.4] 100.0	30.9	60.8	0.7	5.0	2.5	-
宿 泊 業	[66.1] 100.0	32.1	41.8	0.8	17.8	7.5	-
飲 食 サ ー ビ ス 業	[61.1] 100.0 *	30.5 *	68.2 *	0.7 *	- *	0.6 *	- *
生 活 関 連 サ ー ビ ス 業 ， 娯 楽 業	[83.1] 100.0	33.4	42.3	1.9	20.1	1.9	0.4
洗 濯 ・ 理 容 ・ 美 容 ・ 浴 場 業	[62.0] 100.0	21.6	69.1	-	9.3	-	-
そ の 他 の 生 活 関 連 サ ー ビ ス 業	[80.3] 100.0	48.9	40.8	-	3.6	6.7	-
娯 楽 業	[94.2] 100.0	32.1	34.5	3.1	28.7	0.9	0.7
娯 楽 業 （ ゴ ル フ 場 除 く 。 ）	[99.1] 100.0	34.8	27.1	-	37.9	0.2	-
ゴ ル フ 場	[85.3] 100.0	26.4	50.0	9.6	9.5	2.5	2.1
教 育 ， 学 習 支 援 業	[61.2] 100.0	20.3	45.2	13.3	4.4	16.9	-
医 療 ， 福 祉	[53.4] 100.0	0.9	19.4	7.2	22.3	50.0	0.2
複 合 サ ー ビ ス 事 業	[85.2] 100.0	5.6	28.0	6.3	41.7	16.6	1.8
郵 便 局	[81.7] 100.0	1.8	4.6	5.8	60.7	27.1	-
協 同 組 合 （ 他 に 分 類 さ れ な い も の ）	[91.4] 100.0	11.4	64.5	7.0	12.1	0.3	4.7
サ ー ビ ス 業 （ 他 に 分 類 さ れ な い も の ）	[81.6] 100.0	31.2	36.4	8.1	19.0	5.3	-
（ 対 事 業 所 サ ー ビ ス 業 ）	[82.2] 100.0	33.7	35.0	7.9	19.4	4.0	-
職 業 紹 介 ・ 労 働 者 派 遣 業	[75.0] 100.0	51.7	23.9	1.2	23.3	-	-
そ の 他 の 事 業 サ ー ビ ス 業	[85.2] 100.0	27.2	39.1	10.3	18.0	5.4	-
（ 対 個 人 サ ー ビ ス 業 ）	[77.0] 100.0	9.1	46.7	11.1	17.5	15.6	-
自 動 車 整 備 業	[59.4] * 100.0 *	- *	91.8 *	- *	8.2 *	- *	- *
機 械 等 修 理 業 （ 別 掲 を 除 く ）	[81.9] 100.0	10.9	37.6	13.3	19.4	18.7	-
（ 対 社 会 的 サ ー ビ ス 業 ）	[78.2] 100.0	18.9	44.6	8.6	15.8	12.0	-
廃 棄 物 処 理 業	[88.6] 100.0	12.6	47.6	8.7	22.2	8.9	-
政 治 ・ 経 済 ・ 文 化 団 体	[63.1] 100.0	33.8	41.9	10.2	1.9	12.3	-
宗 教	[89.9] 100.0	18.5	30.2	6.2	14.9	30.2	-
そ の 他 の サ ー ビ ス 業	[44.7] 100.0 *	8.1 *	70.9 *	- *	20.9 *	- *	- *

注：1 事業所規模50人以上を集計したものである。

2 産業医の選任要件となる業種、労働者数及び根拠法令については、以下のとおりである。

条件等	担当者
業種	すべての業種
労働者数	50人以上
根拠法令	労働安全衛生法第13条

1) []は、全事業所のうち「産業医（非常勤）を選任している事業所」の割合である。

第1表-4-1 安全衛生担当者の選任の有無及び選任の内容別事業所割合(2-1)

(事業所規模50人以上)									
区 分	事業所計	選任の内容							
		選任している		安全管理者		衛生管理者		安全衛生推進者	
合 計	100.0	93.4	(100.0)	50.1	(53.6)	83.6	(89.5)	16.3	(17.5)
(企 業 規 模)									
5,000人以上	100.0	99.9	(100.0)	59.6	(59.7)	94.4	(94.5)	11.9	(11.9)
1,000～4,999人	100.0	94.9	(100.0)	52.5	(55.3)	92.9	(97.9)	12.4	(13.0)
300～999人	100.0	96.6	(100.0)	46.3	(47.9)	85.6	(88.6)	17.4	(18.0)
100～299人	100.0	93.8	(100.0)	50.5	(53.8)	83.6	(89.1)	16.3	(17.4)
50～99人	100.0	85.2	(100.0)	45.1	(52.9)	69.1	(81.1)	20.9	(24.5)
(事 業 所 規 模)									
1,000人以上	100.0	99.4	(100.0)	61.1	(61.5)	97.4	(98.0)	11.7	(11.8)
500～999人	100.0	98.7	(100.0)	61.5	(62.3)	94.9	(96.2)	12.2	(12.3)
300～499人	100.0	99.2	(100.0)	62.4	(62.9)	96.5	(97.2)	11.9	(12.0)
100～299人	100.0	95.5	(100.0)	57.9	(60.6)	89.4	(93.6)	14.3	(15.0)
50～99人	100.0	91.5	(100.0)	44.6	(48.7)	78.9	(86.2)	18.0	(19.6)
(産 業)									
農業、林業（林業に限る。）	100.0	100.0	(100.0)	83.6	(83.6)	88.6	(88.6)	47.2	(47.2)
鉱業、採石業、砂利採取業	100.0	100.0	(100.0)	68.0	(68.0)	94.0	(94.0)	40.0	(40.0)
建設業	100.0	100.0	(100.0)	87.6	(87.6)	88.9	(88.9)	24.1	(24.1)
総合工事業	100.0	100.0	(100.0)	86.2	(86.2)	91.1	(91.1)	11.2	(11.2)
職別工事業（設備工事業を除く）	100.0	100.0	(100.0)	86.1	(86.1)	86.1	(86.1)	52.3	(52.3)
設備工事業	100.0	100.0	(100.0)	90.1	(90.1)	86.3	(86.3)	35.7	(35.7)
製造業	100.0	96.9	(100.0)	87.7	(90.5)	91.5	(94.4)	19.5	(20.2)
(消費関連製造業)	100.0	97.9	(100.0)	88.3	(90.2)	97.0	(99.1)	16.7	(17.0)
食料品製造業、飲料・たばこ・飼料製造業	100.0	100.0	(100.0)	92.2	(92.2)	100.0	(100.0)	17.3	(17.3)
繊維・縫製業	100.0	93.3	(100.0)	77.2	(82.7)	93.0	(99.7)	24.1	(25.8)
家具・装備品製造業	100.0	94.7	(100.0)	89.3	(94.4)	94.7	(100.0)	12.3	(13.0)
印刷・関連業	100.0	94.5	(100.0)	76.5	(81.0)	88.9	(94.1)	11.9	(12.5)
なめし革・同製品・毛皮製造業	100.0	88.7	(100.0)	77.5	(87.3)	71.8	(81.0)	16.9	(19.0)
その他の製造業	100.0	96.4	(100.0)	95.9	(99.5)	96.4	(100.0)	8.4	(8.7)
(非金属系素材関連製造業)	100.0	94.6	(100.0)	86.5	(91.4)	85.3	(90.1)	25.9	(27.4)
木材・木製品製造業（家具を除く）	100.0	100.0	(100.0)	92.2	(92.2)	89.4	(89.4)	42.8	(42.8)
パルプ・紙・紙加工品製造業	100.0	93.5	(100.0)	90.9	(97.2)	91.1	(97.4)	18.1	(19.4)
化学工業	100.0	98.1	(100.0)	90.9	(92.6)	98.1	(100.0)	21.2	(21.6)
石油製品・石炭製品製造業	100.0	97.3	(100.0)	85.5	(87.9)	87.4	(89.8)	30.2	(31.0)
プラスチック製品製造業（別掲を除く）	100.0	90.9	(100.0)	79.8	(87.8)	73.3	(80.7)	28.5	(31.4)
ゴム製品製造業	100.0	100.0	(100.0)	89.7	(89.7)	87.1	(87.1)	22.6	(22.6)
窯業・土石製品製造業	100.0	93.2	(100.0)	86.3	(92.6)	79.6	(85.4)	33.1	(35.5)
(金属系素材関連製造業)	100.0	96.3	(100.0)	88.5	(92.0)	88.8	(92.3)	25.5	(26.5)
鉄鋼業	100.0	100.0	(100.0)	96.5	(96.5)	93.8	(93.8)	16.9	(16.9)
非鉄金属製造業	100.0	100.0	(100.0)	87.7	(87.7)	90.5	(90.5)	20.9	(20.9)
金属製品製造業	100.0	94.1	(100.0)	86.1	(91.6)	86.8	(92.2)	29.5	(31.3)
(機械関連製造業)	100.0	97.7	(100.0)	87.7	(89.7)	91.6	(93.7)	16.1	(16.4)
はん用機械器具製造業	100.0	100.0	(100.0)	94.5	(94.5)	100.0	(100.0)	13.3	(13.3)
生産用機械器具製造業	100.0	100.0	(100.0)	82.6	(82.6)	92.6	(92.6)	17.0	(17.0)
業務用機械器具製造業	100.0	94.6	(100.0)	84.6	(89.5)	89.4	(94.6)	20.0	(21.1)
電子部品・デバイス・電子回路製造業	100.0	97.3	(100.0)	84.1	(86.4)	91.2	(93.7)	16.5	(17.0)
電気機械器具製造業	100.0	95.7	(100.0)	91.0	(95.0)	93.1	(97.2)	22.5	(23.5)
情報通信機械器具製造業	100.0	97.9	(100.0)	90.8	(92.7)	88.8	(90.6)	9.5	(9.7)
輸送用機械器具製造業	100.0	97.9	(100.0)	89.0	(90.9)	88.2	(90.1)	12.0	(12.3)
電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	100.0	(100.0)	97.7	(97.7)	99.8	(99.8)	4.4	(4.4)
情報通信業	100.0	89.9	(100.0)	22.1	(24.6)	78.7	(87.5)	10.3	(11.5)
通信業	100.0	91.2	(100.0)	71.6	(78.4)	85.7	(93.9)	10.6	(11.6)
放送業	100.0	96.0	(100.0)	62.9	(65.5)	91.9	(95.8)	6.7	(7.0)
情報サービス業	100.0	89.5	(100.0)	14.8	(16.5)	75.0	(83.8)	12.8	(14.3)
インターネット随サービス業	100.0	89.3	(100.0)	26.1	(29.3)	89.3	(100.0)	5.3	(6.0)
映像・音声・文字情報制作業	100.0	89.1	(100.0)	16.0	(17.9)	85.5	(96.0)	0.4	(0.5)
運輸業、郵便業	100.0	96.9	(100.0)	81.3	(83.9)	84.7	(87.4)	23.3	(24.0)
鉄道業	100.0	100.0	(100.0)	96.1	(96.1)	98.7	(98.7)	25.0	(25.0)
道路旅客運送業	100.0	97.4	(100.0)	79.2	(81.3)	84.6	(86.9)	12.9	(13.3)
道路貨物運送業	100.0	98.2	(100.0)	84.6	(86.2)	84.6	(86.2)	27.5	(28.0)
水路運送業	100.0	79.3	(100.0)	47.2	(59.5)	52.9	(66.8)	26.4	(33.2)
航空運輸業	100.0	94.3	(100.0)	70.4	(74.6)	84.4	(89.5)	15.6	(16.5)
倉庫業	100.0	97.2	(100.0)	54.7	(56.3)	67.8	(69.7)	31.6	(32.5)
運輸に附帯するサービス業	100.0	89.6	(100.0)	77.2	(86.1)	87.1	(97.1)	19.7	(21.9)
郵便業（信書便事業を含む）	100.0	100.0	(100.0)	98.8	(98.8)	100.0	(100.0)	7.1	(7.1)
卸売業、小売業	100.0	94.7	(100.0)	42.6	(45.0)	80.7	(85.3)	18.6	(19.7)
(繊維、飲食物品その他卸売業)	100.0	95.3	(100.0)	36.2	(37.9)	87.4	(91.7)	15.2	(15.9)
各種商品卸売業	100.0	94.0	(100.0)	60.9	(64.8)	86.6	(92.1)	17.4	(18.6)
上記以外の卸売業	100.0	95.3	(100.0)	36.0	(37.7)	87.4	(91.7)	15.2	(15.9)
(織物、飲食物品その他小売業)	100.0	94.3	(100.0)	45.8	(48.5)	77.4	(82.0)	20.3	(21.6)
各種商品小売業	100.0	100.0	(100.0)	91.2	(91.2)	96.6	(96.6)	14.6	(14.6)
機械器具小売業	100.0	86.8	(100.0)	8.6	(9.9)	69.3	(79.8)	15.9	(18.3)
その他の小売業	100.0	100.0	(100.0)	45.4	(45.4)	81.5	(81.5)	15.7	(15.7)
無店舗小売業	100.0	85.8	(100.0)	51.0	(59.5)	79.4	(92.5)	27.7	(32.3)
上記以外の小売業	100.0	93.1	(100.0)	41.9	(45.0)	73.6	(79.1)	22.6	(24.2)

(単位：%)					
(複数回答)				いずれも 選任して いない	不明
衛生推進者		安全推進者			
7.7	(8.2)	11.2	(12.0)	6.4	0.3
4.2	(4.2)	9.9	(9.9)	0.0	0.0
6.4	(6.8)	10.1	(10.6)	4.9	0.2
12.5	(12.9)	10.3	(10.7)	3.3	0.1
7.7	(8.2)	11.7	(12.4)	5.5	0.7
6.9	(8.1)	13.2	(15.5)	14.6	0.2
8.6	(8.7)	11.2	(11.2)	0.6	－
7.7	(7.8)	8.7	(8.9)	1.0	0.3
7.0	(7.1)	10.6	(10.6)	0.6	0.2
7.0	(7.3)	10.7	(11.2)	4.3	0.2
8.1	(8.8)	11.7	(12.8)	8.1	0.3
16.4	(16.4)	27.9	(27.9)	－	－
10.0	(10.0)	6.7	(6.7)	－	－
8.5	(8.5)	20.1	(20.1)	－	－
0.1	(0.1)	15.7	(15.7)	－	－
24.1	(24.1)	41.8	(41.8)	－	－
16.9	(16.9)	21.1	(21.1)	－	－
5.0	(5.2)	10.3	(10.6)	2.9	0.2
5.3	(5.4)	9.2	(9.4)	2.1	0.0
5.3	(5.3)	7.5	(7.5)	－	－
12.4	(13.3)	12.4	(13.3)	6.7	－
10.7	(11.3)	5.3	(5.6)	5.3	－
－	(ー)	11.1	(11.7)	5.5	－
5.6	(6.3)	16.9	(19.0)	5.6	5.6
0.3	(0.3)	15.7	(16.2)	3.6	－
5.8	(6.1)	13.6	(14.4)	5.4	－
15.7	(15.7)	11.1	(11.1)	－	－
3.2	(3.5)	12.8	(13.6)	6.5	－
1.5	(1.6)	4.4	(4.5)	1.9	－
8.0	(8.2)	14.6	(15.0)	2.7	－
6.8	(7.5)	15.4	(16.9)	9.1	－
9.1	(9.1)	19.1	(19.1)	－	－
9.6	(10.3)	28.1	(30.2)	6.8	－
2.2	(2.3)	12.0	(12.5)	3.7	－
2.0	(2.0)	2.4	(2.4)	－	－
1.6	(1.6)	7.8	(7.8)	－	－
2.5	(2.6)	16.2	(17.2)	5.9	－
5.3	(5.4)	8.6	(8.8)	1.7	0.5
4.5	(4.5)	10.4	(10.4)	－	－
2.9	(2.9)	3.4	(3.4)	－	－
7.7	(8.2)	16.3	(17.2)	5.4	－
5.0	(5.2)	6.4	(6.6)	2.7	－
3.0	(3.1)	5.9	(6.2)	4.3	－
4.1	(4.2)	9.9	(10.1)	2.1	－
8.4	(8.6)	11.7	(12.0)	－	2.1
－	(ー)	10.2	(10.2)	－	－
7.9	(8.7)	11.2	(12.5)	10.1	－
2.8	(3.1)	2.8	(3.1)	8.8	－
4.0	(4.2)	2.2	(2.3)	4.0	－
10.3	(11.5)	14.6	(16.3)	10.5	－
5.3	(6.0)	5.3	(6.0)	10.7	－
－	(ー)	3.2	(3.6)	10.9	－
7.1	(7.4)	13.6	(14.0)	3.0	0.1
6.6	(6.6)	21.5	(21.5)	－	－
10.5	(10.8)	10.8	(11.1)	2.6	－
7.0	(7.2)	12.5	(12.8)	1.8	－
5.7	(7.1)	－	(ー)	13.2	7.5
8.5	(9.0)	5.1	(5.5)	5.7	－
7.4	(7.7)	27.3	(28.1)	2.8	－
1.9	(2.1)	14.1	(15.7)	10.4	－
2.4	(2.4)	5.3	(5.3)	－	－
9.3	(9.8)	11.9	(12.6)	5.1	0.2
15.0	(15.7)	21.6	(22.6)	4.7	－
12.0	(12.8)	12.0	(12.8)	6.0	－
15.0	(15.7)	21.6	(22.7)	4.7	－
6.5	(6.9)	7.1	(7.5)	5.3	0.3
8.7	(8.7)	12.7	(12.7)	－	－
2.1	(2.4)	28.4	(32.7)	13.2	－
－	(ー)	5.7	(5.7)	－	－
8.6	(10.0)	9.1	(10.6)	7.8	6.4
8.4	(9.0)	4.2	(4.6)	6.9	－

第1表-4-1 安全衛生担当者の選任の有無及び選任の内容別事業所割合(2-2)

(事業所規模50人以上)

区 分	事業所計	選任の内容							
		選任している		安全管理者		衛生管理者		安全衛生推進者	
金 融 業 ， 保 険 業	100.0	91.6	(100.0)	7.5	(8.2)	89.7	(98.0)	1.3	(1.5)
金 融 業	100.0	93.3	(100.0)	8.8	(9.4)	90.2	(96.6)	2.1	(2.3)
保 険 業	100.0	89.1	(100.0)	5.7	(6.4)	89.1	(100.0)	0.2	(0.2)
不 動 産 業 ， 物 品 賃 貸 業	100.0	71.1	(100.0)	28.8	(40.5)	59.7	(84.0)	6.2	(8.7)
不 動 産 業	100.0	68.8	(100.0)	29.2	(42.4)	61.6	(89.6)	7.5	(10.9)
物 品 賃 貸 業	100.0	76.5	(100.0)	27.9	(36.5)	55.2	(72.1)	3.1	(4.0)
学 術 研 究 ， 専 門 ・ 技 術 サ ー ビ ス 業	100.0	87.7	(100.0)	26.7	(30.4)	84.5	(96.3)	2.0	(2.2)
宿 泊 業 ， 飲 食 サ ー ビ ス 業	100.0	92.8	(100.0)	37.1	(40.0)	73.0	(78.6)	24.9	(26.8)
宿 泊 業	100.0	86.0	(100.0)	49.8	(58.0)	69.5	(80.9)	11.2	(13.0)
飲 食 サ ー ビ ス 業	100.0	95.3	(100.0)	32.5	(34.2)	74.2	(77.9)	29.8	(31.3)
生 活 関 連 サ ー ビ ス 業 ， 娯 楽 業	100.0	96.4	(100.0)	34.3	(35.6)	84.3	(87.5)	15.1	(15.7)
洗 濯 ・ 理 容 ・ 美 容 ・ 浴 場 業	100.0	97.3	(100.0)	50.8	(52.2)	75.5	(77.6)	27.0	(27.7)
そ の 他 の 生 活 関 連 サ ー ビ ス 業	100.0	87.4	(100.0)	24.2	(27.6)	77.6	(88.7)	18.5	(21.2)
娯 楽 業	100.0	99.2	(100.0)	30.3	(30.5)	91.0	(91.7)	8.3	(8.4)
娯 楽 業 (ゴ ル フ 場 除 く)	100.0	100.0	(100.0)	3.0	(3.0)	100.0	(100.0)	0.2	(0.2)
ゴ ル フ 場	100.0	97.9	(100.0)	79.3	(81.0)	74.7	(76.3)	22.8	(23.3)
教 育 ， 学 習 支 援 業	100.0	75.1	(100.0)	16.1	(21.5)	67.7	(90.2)	6.6	(8.8)
医 療 ， 福 祉 社	100.0	91.2	(100.0)	16.3	(17.9)	83.5	(91.5)	8.1	(8.9)
複 合 サ ー ビ ス 事 業	100.0	96.3	(100.0)	73.0	(75.9)	93.7	(97.4)	14.1	(14.6)
郵 便 局	100.0	100.0	(100.0)	97.0	(97.0)	98.5	(98.5)	12.4	(12.4)
協 同 組 合 (他 に 分 類 さ れ な い も の)	100.0	89.8	(100.0)	31.2	(34.8)	85.4	(95.2)	16.9	(18.8)
サ ー ビ ス 業 (他 に 分 類 さ れ な い も の)	100.0	91.1	(100.0)	42.6	(46.8)	79.9	(87.7)	20.1	(22.1)
(対 事 業 所 サ ー ビ ス 業)	100.0	92.4	(100.0)	40.6	(44.0)	80.4	(87.1)	20.9	(22.6)
職 業 紹 介 ・ 労 働 者 派 遣 業	100.0	96.8	(100.0)	10.7	(11.1)	73.0	(75.5)	19.5	(20.1)
そ の 他 の 事 業 サ ー ビ ス 業	100.0	90.5	(100.0)	53.0	(58.5)	83.5	(92.2)	21.5	(23.7)
(対 個 人 サ ー ビ ス 業)	100.0	88.7	(100.0)	78.0	(87.9)	83.8	(94.6)	18.2	(20.5)
自 動 車 整 備 業	100.0 *	80.0 *	(100.0) *	59.4 *	(74.3) *	59.4 *	(74.3) *	20.6 *	(25.7) *
機 械 等 修 理 業 (別 掲 を 除 く)	100.0	91.1	(100.0)	83.1	(91.2)	90.6	(99.5)	17.5	(19.2)
(対 社 会 的 サ ー ビ ス 業)	100.0	81.1	(100.0)	43.1	(53.1)	73.2	(90.3)	14.3	(17.6)
廃 棄 物 処 理 業	100.0	94.4	(100.0)	77.6	(82.2)	88.7	(94.0)	23.6	(25.0)
政 治 ・ 経 済 ・ 文 化 団 体	100.0	67.7	(100.0)	5.7	(8.5)	55.2	(81.6)	6.2	(9.2)
宗 教	100.0	72.5	(100.0)	1.0	(1.4)	67.0	(92.3)	-	(-)
そ の 他 の サ ー ビ ス 業	100.0	48.3	(100.0) *	22.4	(46.2) *	44.7	(92.5) *	-	(-) *

注：1 事業所規模50人以上を集計したものである。
2 安全衛生担当者の選任要件となる業種、労働者数及び根拠法令等については、以下のとおりである。

条件等	担 当 者	安 全 管 理 者	衛 生 管 理 者	安全衛生推進者	衛生推進者	安全推進者
業種		労働安全衛生法 施行令第2条 第1号業種及び 第2号業種	すべての業種	労働安全衛生法 施行令第2条 第1号業種及び 第2号業種	労働安全衛生法施行令第2条 第1号業種及び第2号業種以外	
労働者数		50人以上		10人以上50人未満		10人以上
根拠法令等		労働安全衛生法 第11条	労働安全衛生法 第12条	労働安全衛生法 第12条の2		「労働安全衛生法施行令第2条第3号に掲げる業種における安全推進者の配置等に係るガイドラインの策定について」(平成26年3月28日付け基発0328第6号)

(単位：%)					
(複数回答)				いずれも 選任して いない	不明
衛生推進者		安全推進者			
13.4	(14.6)	3.6	(3.9)	4.5	3.9
12.9	(13.8)	-	(-)	-	6.7
14.0	(15.7)	8.7	(9.8)	10.9	-
10.4	(14.6)	17.4	(24.4)	28.9	-
8.6	(12.5)	22.5	(32.8)	31.2	-
14.7	(19.2)	5.1	(6.7)	23.5	-
6.7	(7.6)	11.3	(12.9)	10.6	1.7
17.5	(18.8)	14.2	(15.3)	7.2	-
11.0	(12.8)	14.0	(16.3)	14.0	-
19.8	(20.8)	14.3	(15.0)	4.7	-
8.2	(8.5)	11.3	(11.7)	3.6	-
0.2	(0.2)	27.1	(27.9)	2.7	-
33.9	(38.8)	12.6	(14.4)	12.6	-
2.3	(2.3)	3.4	(3.4)	0.8	-
-	(-)	1.7	(1.7)	-	-
6.3	(6.5)	6.3	(6.5)	2.1	-
5.5	(7.4)	8.6	(11.5)	24.3	0.6
6.4	(7.0)	9.8	(10.7)	8.8	-
2.2	(2.2)	6.7	(6.9)	3.7	-
2.3	(2.3)	7.9	(7.9)	-	-
1.8	(2.0)	4.6	(5.1)	10.2	-
7.3	(8.0)	10.0	(10.9)	8.7	0.2
7.6	(8.2)	9.6	(10.4)	7.6	-
7.6	(7.9)	7.0	(7.2)	3.2	-
7.5	(8.3)	10.7	(11.8)	9.5	-
4.3	(4.9)	1.1	(1.2)	7.0	4.3
20.0 *	(25.0) *	4.9 *	(6.1) *	- *	20.0 *
-	(-)	-	(-)	8.9	-
6.0	(7.4)	17.6	(21.8)	18.8	0.1
2.3	(2.4)	29.0	(30.7)	5.6	-
12.5	(18.4)	6.2	(9.2)	32.1	0.2
-	(-)	5.6	(7.7)	27.5	-
13.0	(26.9) *	-	(-) *	51.7	-

第1表-4-2 安全衛生担当者の選任の有無及び選任の内容別事業所割合（2-1）

（事業所規模50人以上、安衛法施行令第2条第1号・2号に掲げる業種に対応する産業）

		選任の内容							
区 分	事業所計	選任している		安全管理者		衛生管理者		安全衛生推進者	
合 計	100.0	97.3	(100.0)	86.3	(88.7)	89.8	(92.3)	20.3	(20.8)
(企 業 規 模)									
5,000 人 以 上	100.0	100.0	(100.0)	90.9	(90.9)	96.7	(96.7)	13.0	(13.0)
1,000 ～ 4,999 人	100.0	99.9	(100.0)	87.9	(87.9)	98.2	(98.2)	14.0	(14.0)
300 ～ 999 人	100.0	98.6	(100.0)	93.6	(94.9)	97.4	(98.8)	23.1	(23.4)
100 ～ 299 人	100.0	97.0	(100.0)	87.5	(90.2)	90.0	(92.8)	22.1	(22.7)
50 ～ 99 人	100.0	94.0	(100.0)	77.9	(82.9)	77.5	(82.4)	24.6	(26.2)
(事 業 所 規 模)									
1,000 人 以 上	100.0	100.0	(100.0)	92.6	(92.6)	98.5	(98.5)	15.5	(15.5)
500 ～ 999 人	100.0	100.0	(100.0)	92.4	(92.4)	100.0	(100.0)	15.9	(15.9)
300 ～ 499 人	100.0	99.9	(100.0)	96.7	(96.8)	99.3	(99.5)	14.2	(14.2)
100 ～ 299 人	100.0	98.6	(100.0)	90.6	(91.9)	94.6	(95.9)	16.9	(17.2)
50 ～ 99 人	100.0	96.1	(100.0)	82.3	(85.7)	85.3	(88.8)	23.2	(24.1)
(産 業)									
農 業 , 林 業 (林 業 に 限 る 。)	100.0	100.0	(100.0)	83.6	(83.6)	88.6	(88.6)	47.2	(47.2)
鉱 業 , 採 石 業 , 砂 利 採 取 業	100.0	100.0	(100.0)	68.0	(68.0)	94.0	(94.0)	40.0	(40.0)
建 設 業	100.0	100.0	(100.0)	87.6	(87.6)	88.9	(88.9)	24.1	(24.1)
総 合 工 事 業	100.0	100.0	(100.0)	86.2	(86.2)	91.1	(91.1)	11.2	(11.2)
職 別 工 事 業 (設 備 工 事 業 を 除 く)	100.0	100.0	(100.0)	86.1	(86.1)	86.1	(86.1)	52.3	(52.3)
設 備 工 事 業	100.0	100.0	(100.0)	90.1	(90.1)	86.3	(86.3)	35.7	(35.7)
製 造 業	100.0	96.9	(100.0)	87.7	(90.5)	91.5	(94.4)	19.5	(20.2)
(消 費 関 連 製 造 業)	100.0	97.9	(100.0)	88.3	(90.2)	97.0	(99.1)	16.7	(17.0)
食 料 品 製 造 業 ・ 飲 料 ・ た ば こ ・ 飼 料 製 造 業	100.0	100.0	(100.0)	92.2	(92.2)	100.0	(100.0)	17.3	(17.3)
織 維 工 業	100.0	93.3	(100.0)	77.2	(82.7)	93.0	(99.7)	24.1	(25.8)
家 具 ・ 装 備 品 製 造 業	100.0	94.7	(100.0)	89.3	(94.4)	94.7	(100.0)	12.3	(13.0)
印 刷 ・ 同 関 連 業	100.0	94.5	(100.0)	76.5	(81.0)	88.9	(94.1)	11.9	(12.5)
な め し 革 ・ 同 製 品 ・ 毛 皮 製 造 業	100.0	88.7	(100.0)	77.5	(87.3)	71.8	(81.0)	16.9	(19.0)
そ の 他 の 製 造 業	100.0	96.4	(100.0)	95.9	(99.5)	96.4	(100.0)	8.4	(8.7)
(非 金 属 系 素 材 関 連 製 造 業)	100.0	94.6	(100.0)	86.5	(91.4)	85.3	(90.1)	25.9	(27.4)
木 材 ・ 木 製 品 製 造 業 (家 具 を 除 く)	100.0	100.0	(100.0)	92.2	(92.2)	89.4	(89.4)	42.8	(42.8)
パ ル プ ・ 紙 ・ 紙 加 工 品 製 造 業	100.0	93.5	(100.0)	90.9	(97.2)	91.1	(97.4)	18.1	(19.4)
化 学 工 業	100.0	98.1	(100.0)	90.9	(92.6)	98.1	(100.0)	21.2	(21.6)
石 油 製 品 ・ 石 炭 製 品 製 造 業	100.0	97.3	(100.0)	85.5	(87.9)	87.4	(89.8)	30.2	(31.0)
プ ラ ス チ ッ ク 製 品 製 造 業 (別 掲 を 除 く)	100.0	90.9	(100.0)	79.8	(87.8)	73.3	(80.7)	28.5	(31.4)
ゴ ム 製 品 製 造 業	100.0	100.0	(100.0)	89.7	(89.7)	87.1	(87.1)	22.6	(22.6)
窯 業 ・ 土 石 製 品 製 造 業	100.0	93.2	(100.0)	86.3	(92.6)	79.6	(85.4)	33.1	(35.5)
(金 属 系 素 材 関 連 製 造 業)	100.0	96.3	(100.0)	88.5	(92.0)	88.8	(92.3)	25.5	(26.5)
鉄 鋼 業	100.0	100.0	(100.0)	96.5	(96.5)	93.8	(93.8)	16.9	(16.9)
非 鉄 金 属 製 造 業	100.0	100.0	(100.0)	87.7	(87.7)	90.5	(90.5)	20.9	(20.9)
金 属 製 品 製 造 業	100.0	94.1	(100.0)	86.1	(91.6)	86.8	(92.2)	29.5	(31.3)
(機 械 関 連 製 造 業)	100.0	97.7	(100.0)	87.7	(89.7)	91.6	(93.7)	16.1	(16.4)
は ん 用 機 械 器 具 製 造 業	100.0	100.0	(100.0)	94.5	(94.5)	100.0	(100.0)	13.3	(13.3)
生 産 用 機 械 器 具 製 造 業	100.0	100.0	(100.0)	82.6	(82.6)	92.6	(92.6)	17.0	(17.0)
業 務 用 機 械 器 具 製 造 業	100.0	94.6	(100.0)	84.6	(89.5)	89.4	(94.6)	20.0	(21.1)
電 子 部 品 ・ デ バ イ ス ・ 電 子 回 路 製 造 業	100.0	97.3	(100.0)	84.1	(86.4)	91.2	(93.7)	16.5	(17.0)
電 気 機 械 器 具 製 造 業	100.0	95.7	(100.0)	91.0	(95.0)	93.1	(97.2)	22.5	(23.5)
情 報 通 信 機 械 器 具 製 造 業	100.0	97.9	(100.0)	90.8	(92.7)	88.8	(90.6)	9.5	(9.7)
輸 送 用 機 械 器 具 製 造 業	100.0	97.9	(100.0)	89.0	(90.9)	88.2	(90.1)	12.0	(12.3)
電 気 ・ ガ ス ・ 熱 供 給 ・ 水 道 業	100.0	100.0	(100.0)	97.7	(97.7)	99.8	(99.8)	4.4	(4.4)
情 報 通 信 業	100.0	93.3	(100.0)	67.6	(72.5)	88.5	(94.8)	8.8	(9.5)
通 信 業	100.0	91.2	(100.0)	71.6	(78.4)	85.7	(93.9)	10.6	(11.6)
放 送 業	100.0	96.0	(100.0)	62.9	(65.5)	91.9	(95.8)	6.7	(7.0)
運 輸 業 , 郵 便 業	100.0	96.9	(100.0)	83.1	(85.7)	85.8	(88.6)	22.7	(23.5)
鉄 道 業	100.0	100.0	(100.0)	96.1	(96.1)	98.7	(98.7)	25.0	(25.0)
道 路 旅 客 運 送 業	100.0	97.4	(100.0)	79.2	(81.3)	84.6	(86.9)	12.9	(13.3)
道 路 貨 物 運 送 業	100.0	98.2	(100.0)	84.6	(86.2)	84.6	(86.2)	27.5	(28.0)
水 運 業	100.0	79.3	(100.0)	47.2	(59.5)	52.9	(66.8)	26.4	(33.2)
航 空 運 輸 業	100.0	94.3	(100.0)	70.4	(74.6)	84.4	(89.5)	15.6	(16.5)
運 輸 に 附 帯 す る サ ー ビ ス 業	100.0	89.6	(100.0)	77.2	(86.1)	87.1	(97.1)	19.7	(21.9)
郵 便 業 (信 書 便 事 業 を 含 む)	100.0	100.0	(100.0)	98.8	(98.8)	100.0	(100.0)	7.1	(7.1)

(複数回答)				いずれも 選任して いない	(単位：%)
衛生推進者	安全推進者				
5.9	(6.0)	12.0	(12.3)	2.5	0.2
3.3	(3.3)	11.5	(11.5)	－	－
3.4	(3.4)	7.2	(7.2)	0.1	－
5.4	(5.5)	8.9	(9.0)	1.4	－
8.3	(8.5)	9.9	(10.2)	2.9	0.1
7.0	(7.4)	17.8	(19.0)	5.5	0.6
11.0	(11.0)	14.7	(14.7)	－	－
4.1	(4.1)	6.4	(6.4)	－	－
4.9	(4.9)	9.7	(9.8)	0.1	－
6.1	(6.1)	10.5	(10.7)	1.3	0.1
5.8	(6.1)	13.2	(13.8)	3.6	0.3
16.4	(16.4)	27.9	(27.9)	－	－
10.0	(10.0)	6.7	(6.7)	－	－
8.5	(8.5)	20.1	(20.1)	－	－
0.1	(0.1)	15.7	(15.7)	－	－
24.1	(24.1)	41.8	(41.8)	－	－
16.9	(16.9)	21.1	(21.1)	－	－
5.0	(5.2)	10.3	(10.6)	2.9	0.2
5.3	(5.4)	9.2	(9.4)	2.1	0.0
5.3	(5.3)	7.5	(7.5)	－	－
12.4	(13.3)	12.4	(13.3)	6.7	－
10.7	(11.3)	5.3	(5.6)	5.3	－
－	(ー)	11.1	(11.7)	5.5	－
5.6	(6.3)	16.9	(19.0)	5.6	5.6
0.3	(0.3)	15.7	(16.2)	3.6	－
5.8	(6.1)	13.6	(14.4)	5.4	－
15.7	(15.7)	11.1	(11.1)	－	－
3.2	(3.5)	12.8	(13.6)	6.5	－
1.5	(1.6)	4.4	(4.5)	1.9	－
8.0	(8.2)	14.6	(15.0)	2.7	－
6.8	(7.5)	15.4	(16.9)	9.1	－
9.1	(9.1)	19.1	(19.1)	－	－
9.6	(10.3)	28.1	(30.2)	6.8	－
2.2	(2.3)	12.0	(12.5)	3.7	－
2.0	(2.0)	2.4	(2.4)	－	－
1.6	(1.6)	7.8	(7.8)	－	－
2.5	(2.6)	16.2	(17.2)	5.9	－
5.3	(5.4)	8.6	(8.8)	1.7	0.5
4.5	(4.5)	10.4	(10.4)	－	－
2.9	(2.9)	3.4	(3.4)	－	－
7.7	(8.2)	16.3	(17.2)	5.4	－
5.0	(5.2)	6.4	(6.6)	2.7	－
3.0	(3.1)	5.9	(6.2)	4.3	－
4.1	(4.2)	9.9	(10.1)	2.1	－
8.4	(8.6)	11.7	(12.0)	－	2.1
－	(ー)	10.2	(10.2)	－	－
3.4	(3.6)	2.6	(2.7)	6.7	－
2.8	(3.1)	2.8	(3.1)	8.8	－
4.0	(4.2)	2.2	(2.3)	4.0	－
7.1	(7.3)	12.7	(13.1)	3.0	0.1
6.6	(6.6)	21.5	(21.5)	－	－
10.5	(10.8)	10.8	(11.1)	2.6	－
7.0	(7.2)	12.5	(12.8)	1.8	－
5.7	(7.1)	－	(ー)	13.2	7.5
8.5	(9.0)	5.1	(5.5)	5.7	－
1.9	(2.1)	14.1	(15.7)	10.4	－
2.4	(2.4)	5.3	(5.3)	－	－

第1表-4-2 安全衛生担当者の選任の有無及び選任の内容別事業所割合(2-2)

(事業所規模50人以上、安衛法施行令第2条第1号・2号に掲げる業種に対応する産業)

区 分	選任の内容								
	事業所計	選任している			安全管理者		衛生管理者		安全衛生推進者
卸 売 業 , 小 売 業	100.0	99.8	(100.0)	90.0	(90.2)	96.2	(96.5)	14.7	(14.7)
(織 維 , 飲 食 料 品 そ の 他 卸 売 業)	100.0	94.0	(100.0)	60.9	(64.8)	86.6	(92.1)	17.4	(18.6)
各 種 商 品 卸 売 業	100.0	94.0	(100.0)	60.9	(64.8)	86.6	(92.1)	17.4	(18.6)
(織 物 , 飲 食 料 品 そ の 他 小 売 業)	100.0	100.0	(100.0)	91.2	(91.2)	96.6	(96.6)	14.6	(14.6)
各 種 商 品 小 売 業	100.0	100.0	(100.0)	91.2	(91.2)	96.6	(96.6)	14.6	(14.6)
生 活 関 連 サ ー ビ ス 業 , 娯 楽 業	100.0	97.9	(100.0)	79.3	(81.0)	74.7	(76.3)	22.8	(23.3)
娯 楽 業	100.0	97.9	(100.0)	79.3	(81.0)	74.7	(76.3)	22.8	(23.3)
ゴ ル フ 場	100.0	97.9	(100.0)	79.3	(81.0)	74.7	(76.3)	22.8	(23.3)
複 合 サ ー ビ ス 事 業	100.0	100.0	(100.0)	97.0	(97.0)	98.5	(98.5)	12.4	(12.4)
郵 便 局	100.0	100.0	(100.0)	97.0	(97.0)	98.5	(98.5)	12.4	(12.4)
サ ー ビ ス 業 (他 に 分 類 さ れ な い も の)	100.0	92.0	(100.0)	74.5	(81.0)	83.8	(91.1)	23.1	(25.1)
(対 個 人 サ ー ビ ス 業)	100.0 *	80.0 *	(100.0) *	59.4 *	(74.3) *	59.4 *	(74.3) *	20.6 *	(25.7) *
自 動 車 整 備 業	100.0 *	80.0 *	(100.0) *	59.4 *	(74.3) *	59.4 *	(74.3) *	20.6 *	(25.7) *
(対 社 会 的 サ ー ビ ス 業)	100.0	94.4	(100.0)	77.6	(82.2)	88.7	(94.0)	23.6	(25.0)
廃 棄 物 処 理 業	100.0	94.4	(100.0)	77.6	(82.2)	88.7	(94.0)	23.6	(25.0)

- 注：1 事業所規模50人以上を集計したものである。
- 2 「情報通信業」は「情報サービス業」「インターネット付随サービス業」「映像・音声・文字情報制作業」を除く。
- 3 「運輸業、郵便業」は「倉庫業」を除く。
- 4 「卸売業、小売業」は「各種商品卸売業」「各種商品小売業」に限る。
- 5 「金融業、保険業」「不動産業、物品賃貸業」「学術研究、専門・技術サービス業」「宿泊業、飲食サービス業」を除く。
- 6 「生活関連サービス業、娯楽業」は「ゴルフ場」に限る。
- 7 「教育、学習支援業」「医療、福祉」を除く。
- 8 「複合サービス事業」は「郵便局」に限る。
- 9 「サービス業(他に分類されないもの)」は「自動車整備業」「廃棄物処理業」に限る。
- 10 安全衛生担当者の選任要件となる業種、労働者数及び根拠法令等については、以下のとおりである。

担当者 条件等	安全管理者	衛生管理者	安全衛生推進者	衛生推進者	安全推進者
業種	労働安全衛生法 施行令第2条 第1号業種及び 第2号業種	すべての業種	労働安全衛生法 施行令第2条 第1号業種及び 第2号業種	労働安全衛生法施行令第2条 第1号業種及び第2号業種以外	
労働者数	50人以上		10人以上50人未満		10人以上
根拠法令等	労働安全衛生法 第11条	労働安全衛生法 第12条	労働安全衛生法 第12条の2		「労働安全衛生法施行令第2条第3号に掲げる業種における安全推進者の配置等に係るガイドラインの策定について」(平成26年3月28日付け基発0328第6号)

(単位：%)			
(複数回答)		いずれも 選任して いない	不明
衛生推進者	安全推進者		
8.8 (8.8)	12.7 (12.7)	0.2	－
12.0 (12.8)	12.0 (12.8)	6.0	－
12.0 (12.8)	12.0 (12.8)	6.0	－
8.7 (8.7)	12.7 (12.7)	－	－
8.7 (8.7)	12.7 (12.7)	－	－
6.3 (6.5)	6.3 (6.5)	2.1	－
6.3 (6.5)	6.3 (6.5)	2.1	－
6.3 (6.5)	6.3 (6.5)	2.1	－
2.3 (2.3)	7.9 (7.9)	－	－
2.3 (2.3)	7.9 (7.9)	－	－
5.3 (5.8)	24.9 (27.1)	4.6	3.4
20.0 * (25.0) *	4.9 * (6.1) *	－ *	20.0 *
20.0 * (25.0) *	4.9 * (6.1) *	－ *	20.0 *
2.3 (2.4)	29.0 (30.7)	5.6	－
2.3 (2.4)	29.0 (30.7)	5.6	－

第1表-4-3 安全衛生担当者の選任の有無及び選任の内容別事業所割合(2-1)

(事業所規模50人未満、安衛法施行令第2条第1号・2号に掲げる業種に対応する産業)

区 分	事業所計	選任の内容							
		選任している		安全管理者		衛生管理者		安全衛生推進者	
合 計	100.0	66.4	(100.0)	18.9	(28.4)	10.9	(16.4)	44.8	(67.5)
(企 業 規 模)									
5,000人以上	100.0	87.4	(100.0)	27.9	(31.9)	17.1	(19.5)	58.8	(67.2)
1,000～4,999人	100.0	79.2	(100.0)	24.7	(31.2)	8.8	(11.2)	60.3	(76.1)
300～999人	100.0	87.3	(100.0)	28.1	(32.2)	25.1	(28.8)	62.8	(72.0)
100～299人	100.0	81.3	(100.0)	22.1	(27.2)	19.2	(23.7)	58.1	(71.5)
50～99人	100.0	70.2	(100.0)	17.1	(24.4)	16.0	(22.8)	46.9	(66.9)
30～49人	100.0	70.4	(100.0)	20.8	(29.5)	12.4	(17.6)	48.2	(68.4)
10～29人	100.0	58.4	(100.0)	16.0	(27.4)	7.2	(12.4)	38.2	(65.3)
(事 業 所 規 模)									
10～49人	100.0	66.4	(100.0)	18.9	(28.4)	10.9	(16.4)	44.8	(67.5)
30～49人	100.0	79.0	(100.0)	27.1	(34.3)	20.5	(25.9)	53.1	(67.2)
10～29人	100.0	63.3	(100.0)	16.9	(26.7)	8.6	(13.5)	42.8	(67.6)
(産 業)									
農業、林業（林業に限る。）	100.0	91.0	(100.0)	22.4	(24.6)	13.4	(14.7)	69.7	(76.5)
鉱業、採石業、砂利採取業	100.0	72.4	(100.0)	30.7	(42.5)	17.0	(23.5)	49.5	(68.4)
建設業	100.0	78.8	(100.0)	24.8	(31.5)	10.1	(12.8)	58.0	(73.6)
総合工事業	100.0	78.2	(100.0)	18.0	(23.0)	4.6	(5.8)	59.2	(75.6)
職別工事業（設備工事業を除く）	100.0	77.9	(100.0)	29.5	(37.9)	12.5	(16.0)	52.7	(67.6)
設備工事業	100.0	80.5	(100.0)	33.1	(41.1)	17.6	(21.9)	59.9	(74.4)
製造業	100.0	54.9	(100.0)	16.6	(30.2)	12.2	(22.3)	33.3	(60.7)
(消費関連製造業)	100.0	47.1	(100.0)	14.3	(30.3)	15.6	(33.2)	26.2	(55.7)
食料品製造業、飲料・たばこ・飼料製造業	100.0	51.0	(100.0)	15.8	(30.9)	23.5	(46.1)	27.2	(53.3)
繊維工業	100.0	36.5	(100.0)	13.9	(38.1)	11.6	(31.8)	17.3	(47.3)
家具・装備品製造業	100.0	52.1	(100.0)	16.0	(30.7)	4.0	(7.7)	30.7	(58.9)
印刷・関連業	100.0	48.0	(100.0)	11.1	(23.1)	11.1	(23.1)	32.0	(66.8)
なめし革・同製品・毛皮製造業	100.0	32.2	(100.0)	4.4	(13.8)	3.9	(12.3)	18.7	(58.1)
その他の製造業	100.0	46.6	(100.0)	14.0	(30.0)	2.6	(5.6)	27.4	(58.8)
(非金属系素材関連製造業)	100.0	60.9	(100.0)	15.4	(25.2)	10.3	(17.0)	39.0	(64.0)
木材・木製品製造業（家具を除く）	100.0	67.1	(100.0)	15.3	(22.8)	7.6	(11.3)	48.2	(71.8)
パルプ・紙・紙加工品製造業	100.0	54.3	(100.0)	15.3	(28.2)	12.5	(23.1)	29.2	(53.9)
化学工業	100.0	75.7	(100.0)	11.9	(15.7)	10.1	(13.3)	55.2	(72.9)
石油製品・石炭製品製造業	100.0	88.8	(100.0)	27.0	(30.4)	16.6	(18.7)	61.6	(69.4)
プラスチック製品製造業（別掲を除く）	100.0	42.8	(100.0)	12.8	(29.9)	11.4	(26.6)	17.1	(40.0)
ゴム製品製造業	100.0	45.6	(100.0)	8.8	(19.4)	10.3	(22.7)	29.4	(64.5)
窯業・土石製品製造業	100.0	76.7	(100.0)	21.1	(27.6)	8.9	(11.6)	57.6	(75.1)
(金属系素材関連製造業)	100.0	67.1	(100.0)	26.1	(38.9)	10.4	(15.4)	44.0	(65.6)
鉄鋼業	100.0	73.4	(100.0)	29.6	(40.3)	10.8	(14.7)	47.9	(65.3)
非鉄金属製造業	100.0	67.2	(100.0)	22.5	(33.5)	13.9	(20.7)	41.7	(62.1)
金属製品製造業	100.0	65.8	(100.0)	25.8	(39.2)	9.8	(15.0)	43.5	(66.0)
(機械関連製造業)	100.0	52.6	(100.0)	14.9	(28.3)	10.7	(20.4)	31.3	(59.5)
はん用機械器具製造業	100.0	64.6	(100.0)	14.6	(22.6)	10.8	(16.7)	37.8	(58.5)
生産用機械器具製造業	100.0	46.6	(100.0)	14.4	(30.9)	8.9	(19.0)	32.1	(68.9)
業務用機械器具製造業	100.0	54.0	(100.0)	21.6	(40.0)	10.8	(20.0)	25.7	(47.5)
電子部品・デバイス・電子回路製造業	100.0	51.8	(100.0)	19.0	(36.7)	15.2	(29.3)	20.0	(38.6)
電気機械器具製造業	100.0	60.5	(100.0)	11.2	(18.5)	11.2	(18.5)	32.8	(54.1)
情報通信機械器具製造業	100.0	58.5	(100.0)	9.7	(16.5)	7.8	(13.4)	34.9	(59.6)
輸送用機械器具製造業	100.0	46.0	(100.0)	15.2	(33.0)	11.6	(25.3)	31.4	(68.3)
電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	96.4	(100.0)	25.4	(26.3)	16.3	(16.9)	84.4	(87.6)
情報通信業	100.0	58.0	(100.0)	9.0	(15.4)	9.3	(16.1)	17.0	(29.3)
放送業	100.0	70.1	(100.0)	9.4	(13.5)	9.4	(13.5)	17.2	(24.5)
通信業	100.0	32.0	(100.0)	7.9	(24.6)	9.1	(28.5)	16.6	(51.9)
運輸業、郵便業	100.0	72.5	(100.0)	17.0	(23.4)	9.9	(13.6)	50.5	(69.6)
鉄道業	100.0	87.9	(100.0)	37.5	(42.7)	33.2	(37.8)	52.8	(60.0)
道路旅客運送業	100.0	63.6	(100.0)	19.7	(30.9)	7.4	(11.7)	30.7	(48.2)
道路貨物運送業	100.0	74.3	(100.0)	13.7	(18.4)	7.7	(10.4)	56.0	(75.4)
水運業	100.0	54.4	(100.0)	25.0	(46.0)	14.4	(26.4)	24.6	(45.2)
航空運送業	100.0	52.2	(100.0)	13.3	(25.5)	15.0	(28.8)	28.3	(54.2)
運輸に附帯するサービス業	100.0	68.5	(100.0)	25.5	(37.2)	15.6	(22.7)	40.4	(59.0)
郵便業（信書便事業を含む）	100.0	81.5	(100.0)	35.4	(43.4)	35.4	(43.4)	39.9	(49.0)

(複数回答)				いずれも 選任して いない	不明
衛生推進者		安全推進者			
11.4	(17.1)	20.1	(30.4)	31.9	1.8
17.9	(20.5)	23.8	(27.2)	12.6	0.0
15.2	(19.3)	14.3	(18.1)	20.8	－
10.1	(11.6)	19.1	(21.8)	12.4	0.3
13.0	(16.0)	25.4	(31.2)	18.5	0.2
12.1	(17.2)	14.0	(19.9)	29.1	0.7
13.6	(19.3)	21.8	(30.9)	27.8	1.7
9.8	(16.8)	19.8	(33.9)	39.1	2.5
11.4	(17.1)	20.1	(30.4)	31.9	1.8
15.0	(18.9)	21.4	(27.1)	20.3	0.7
10.5	(16.6)	19.8	(31.3)	34.7	2.0
18.2	(20.0)	30.5	(33.5)	8.3	0.6
13.1	(18.1)	19.4	(26.8)	26.2	1.4
15.2	(19.2)	26.4	(33.5)	19.5	1.7
11.7	(15.0)	25.7	(32.8)	18.4	3.3
18.4	(23.5)	27.4	(35.2)	22.1	－
18.7	(23.2)	26.9	(33.4)	19.5	－
8.7	(15.8)	16.7	(30.4)	43.2	1.9
9.1	(19.4)	11.6	(24.7)	50.2	2.8
13.6	(26.6)	14.4	(28.2)	44.5	4.4
2.3	(6.3)	9.0	(24.5)	63.5	－
5.4	(10.3)	14.7	(28.2)	45.2	2.6
8.4	(17.5)	7.3	(15.1)	50.7	1.3
2.8	(8.7)	10.7	(33.2)	66.1	1.6
5.5	(11.9)	9.5	(20.3)	50.5	2.9
9.4	(15.4)	19.3	(31.7)	38.0	1.1
13.9	(20.7)	23.1	(34.5)	29.6	3.3
7.0	(12.8)	22.2	(41.0)	44.4	1.4
13.9	(18.4)	16.9	(22.4)	24.3	－
13.6	(15.3)	30.9	(34.8)	11.2	－
7.2	(16.7)	17.2	(40.1)	55.8	1.4
7.4	(16.1)	16.2	(35.7)	53.0	1.5
9.1	(11.9)	19.9	(25.9)	23.3	－
10.4	(15.6)	23.4	(34.9)	31.7	1.2
5.7	(7.7)	23.2	(31.6)	25.5	1.0
10.7	(15.9)	18.8	(28.0)	31.3	1.5
11.4	(17.3)	24.0	(36.5)	32.9	1.3
6.6	(12.5)	16.7	(31.8)	45.7	1.7
7.2	(11.2)	23.1	(35.7)	33.0	2.4
10.0	(21.5)	17.8	(38.1)	52.3	1.1
2.7	(5.0)	13.5	(25.0)	46.0	－
3.5	(6.8)	11.8	(22.8)	46.4	1.8
3.9	(6.4)	20.4	(33.7)	37.0	2.5
9.8	(16.8)	19.7	(33.6)	41.5	－
5.7	(12.3)	10.8	(23.5)	51.3	2.7
4.6	(4.8)	9.1	(9.4)	3.6	－
32.8	(56.5)	10.1	(17.5)	42.0	－
45.2	(64.5)	13.9	(19.9)	29.9	－
6.3	(19.6)	2.1	(6.5)	68.0	－
10.9	(15.0)	20.1	(27.7)	25.4	2.1
20.9	(23.8)	26.8	(30.5)	12.1	－
12.8	(20.1)	20.7	(32.5)	33.5	2.9
8.2	(11.0)	19.5	(26.2)	23.3	2.4
9.8	(17.9)	11.4	(20.9)	42.7	2.9
14.2	(27.1)	28.3	(54.2)	47.8	－
21.5	(31.4)	21.5	(31.4)	31.5	－
6.2	(7.6)	20.8	(25.5)	18.5	－

第1表-4-3 安全衛生担当者の選任の有無及び選任の内容別事業所割合(2-2)

(事業所規模50人未満、安衛法施行令第2条第1号・2号に掲げる業種に対応する産業)

区 分	事業所計	選任の内容				
		選任している	安全管理者		衛生管理者	安全衛生推進者
卸売業、小売業	100.0	74.3 (100.0)	7.0 (9.5)	5.7 (7.7)	37.3 (50.3)	
(繊維、飲食品その他卸売業)	100.0	47.1 (100.0)	8.3 (17.7)	3.6 (7.6)	32.7 (69.4)	
各種商品卸売業	100.0	47.1 (100.0)	8.3 (17.7)	3.6 (7.6)	32.7 (69.4)	
(織物、飲食品その他小売業)	100.0	84.8 (100.0)	6.5 (7.7)	6.5 (7.7)	39.1 (46.1)	
各種商品小売業	100.0	84.8 (100.0)	6.5 (7.7)	6.5 (7.7)	39.1 (46.1)	
生活関連サービス業、娯楽業	100.0	66.0 (100.0)	21.1 (32.0)	26.3 (39.8)	28.4 (43.0)	
娯楽業	100.0	66.0 (100.0)	21.1 (32.0)	26.3 (39.8)	28.4 (43.0)	
ゴルフ場	100.0	66.0 (100.0)	21.1 (32.0)	26.3 (39.8)	28.4 (43.0)	
複合サービス事業	100.0	58.2 (100.0)	9.4 (16.1)	8.0 (13.7)	41.1 (70.6)	
郵便局	100.0	58.2 (100.0)	9.4 (16.1)	8.0 (13.7)	41.1 (70.6)	
サービス業(他に分類されないもの)	100.0	65.6 (100.0)	14.2 (21.6)	5.3 (8.0)	46.2 (70.4)	
(対個人サービス業)	100.0	61.2 (100.0)	13.2 (21.6)	5.0 (8.2)	45.1 (73.6)	
自動車整備業	100.0	61.2 (100.0)	13.2 (21.6)	5.0 (8.2)	45.1 (73.6)	
(対社会的サービス業)	100.0	68.4 (100.0)	14.8 (21.6)	5.4 (8.0)	46.9 (68.5)	
廃棄物処理業	100.0	68.4 (100.0)	14.8 (21.6)	5.4 (8.0)	46.9 (68.5)	

- 注：1 事業所規模50人未満を集計したものである。
- 2 「情報通信業」は「情報サービス業」「インターネット付随サービス業」「映像・音声・文字情報制作業」を除く。
- 3 「運輸業、郵便業」は「倉庫業」を除く。
- 4 「卸売業、小売業」は「各種商品卸売業」「各種商品小売業」に限る。
- 5 「金融業、保険業」「不動産業、物品賃貸業」「学術研究、専門・技術サービス業」「宿泊業、飲食サービス業」を除く。
- 6 「生活関連サービス業、娯楽業」は「ゴルフ場」に限る。
- 7 「教育、学習支援業」「医療、福祉」を除く。
- 8 「複合サービス事業」は「郵便局」に限る。
- 9 「サービス業(他に分類されないもの)」は「自動車整備業」「廃棄物処理業」に限る。
- 10 安全衛生担当者の選任要件となる業種、労働者数及び根拠法令等については、以下のとおりである。

担当者 条件等	安 全 管 理 者	衛 生 管 理 者	安全衛生 推進者	衛生推進者	安全推進者
業種	労働安全衛生法 施行令第2条 第1号業種及び 第2号業種	すべての業種	労働安全衛生法 施行令第2条 第1号業種及び 第2号業種	労働安全衛生法施行令第2条 第1号業種及び第2号業種以外	
労働者数	50人以上		10人以上50人未満		10人以上
根拠法令等	労働安全衛生法 第11条	労働安全衛生法 第12条	労働安全衛生法 第12条の2		「労働安全衛生法施行令第2条第3号に掲げる業種における安全推進者の配置等に係るガイドラインの策定について」(平成26年3月28日付け基発0328第6号)

(単位：%)					
(複数回答)		いずれも 選任して いない	不明		
衛生推進者	安全推進者				
29.2	(39.4)	9.4	(12.6)	25.4	0.3
6.4	(13.6)	14.0	(29.7)	51.7	1.2
6.4	(13.6)	14.0	(29.7)	51.7	1.2
38.1	(44.9)	7.6	(9.0)	15.2	－
38.1	(44.9)	7.6	(9.0)	15.2	－
9.1	(13.8)	21.9	(33.2)	32.5	1.5
9.1	(13.8)	21.9	(33.2)	32.5	1.5
9.1	(13.8)	21.9	(33.2)	32.5	1.5
10.4	(17.9)	19.5	(33.5)	41.7	0.1
10.4	(17.9)	19.5	(33.5)	41.7	0.1
10.6	(16.1)	18.1	(27.6)	32.9	1.5
12.5	(20.4)	12.8	(20.9)	37.7	1.1
12.5	(20.4)	12.8	(20.9)	37.7	1.1
9.3	(13.6)	21.5	(31.5)	29.8	1.8
9.3	(13.6)	21.5	(31.5)	29.8	1.8

第1表-4-4 安全衛生担当者の選任の有無及び選任の内容別事業所割合（1-1）

（事業所規模10人以上、安衛法施行令第2条第1号・2号に掲げる業種以外に対応する産業）									
区 分	事業所計	選任の内容							
		選任している		安全管理者		衛生管理者		安全衛生推進者	
合 計	100.0	55.1	(100.0)	12.7	(23.1)	24.9	(45.1)	16.9	(30.6)
（ 企 業 規 模 ）									
5,000人以上	100.0	80.9	(100.0)	12.6	(15.6)	36.6	(45.3)	21.7	(26.9)
1,000～4,999人	100.0	69.3	(100.0)	15.4	(22.2)	30.2	(43.6)	21.7	(31.3)
300～999人	100.0	66.6	(100.0)	11.8	(17.7)	31.8	(47.7)	21.4	(32.1)
100～299人	100.0	64.6	(100.0)	14.0	(21.7)	35.2	(54.4)	21.9	(33.9)
50～99人	100.0	56.0	(100.0)	12.7	(22.7)	30.4	(54.2)	17.2	(30.7)
30～49人	100.0	43.3	(100.0)	12.3	(28.5)	13.6	(31.4)	15.7	(36.2)
10～29人	100.0	34.3	(100.0)	11.8	(34.3)	12.9	(37.7)	9.5	(27.8)
（ 事 業 所 規 模 ）									
1,000人以上	100.0	98.8	(100.0)	33.2	(33.6)	96.4	(97.6)	8.3	(8.4)
500～999人	100.0	97.7	(100.0)	39.0	(39.9)	91.2	(93.3)	9.5	(9.7)
300～499人	100.0	98.7	(100.0)	36.9	(37.3)	94.3	(95.5)	10.1	(10.2)
100～299人	100.0	93.3	(100.0)	34.9	(37.4)	85.8	(92.0)	12.4	(13.3)
50～99人	100.0	89.1	(100.0)	24.7	(27.7)	75.5	(84.8)	15.2	(17.1)
10～49人	100.0	49.7	(100.0)	10.3	(20.8)	16.5	(33.3)	17.3	(34.9)
30～49人	100.0	61.2	(100.0)	13.3	(21.7)	21.9	(35.8)	22.8	(37.2)
10～29人	100.0	47.5	(100.0)	9.8	(20.6)	15.5	(32.7)	16.3	(34.3)
（ 産 業 ）									
情報通信業	100.0	50.4	(100.0)	6.8	(13.5)	28.2	(56.0)	11.4	(22.7)
インターネットサービス業	100.0	54.8	(100.0)	6.8	(12.5)	29.5	(53.9)	14.8	(27.0)
映像・音声・文字情報制作業	100.0	35.8	(100.0)	8.1	(22.6)	25.5	(71.1)	4.7	(13.1)
運輸業	100.0	39.3	(100.0)	6.3	(15.9)	24.4	(62.0)	1.9	(4.9)
倉庫業	100.0	78.2	(100.0)	24.2	(30.9)	26.6	(34.0)	44.9	(57.3)
卸売業、小売業	100.0	78.2	(100.0)	24.2	(30.9)	26.6	(34.0)	44.9	(57.3)
（繊維、飲食料品その他卸売業）	100.0	50.9	(100.0)	11.0	(21.7)	19.0	(37.4)	21.5	(42.3)
上記以外の卸売業	100.0	51.6	(100.0)	12.1	(23.5)	19.6	(38.1)	21.8	(42.3)
（織物、飲食料品その他小売業）	100.0	50.6	(100.0)	10.5	(20.8)	18.7	(37.0)	21.4	(42.3)
機械器具の小売業	100.0	61.7	(100.0)	9.5	(15.4)	12.6	(20.4)	39.5	(64.0)
その他の小売業	100.0	39.3	(100.0)	6.9	(17.7)	8.2	(20.8)	15.9	(40.4)
無記店舗の小売業	100.0	53.3	(100.0)	14.7	(27.5)	17.1	(32.1)	22.6	(42.3)
上記以外の小売業	100.0	54.0	(100.0)	12.5	(23.2)	26.4	(48.9)	19.9	(36.9)
金融業、保険業	100.0	68.3	(100.0)	5.6	(8.2)	29.6	(43.4)	8.4	(12.4)
金業	100.0	70.7	(100.0)	3.6	(5.2)	20.3	(28.7)	8.0	(11.4)
保険業	100.0	64.5	(100.0)	8.6	(13.3)	44.1	(68.4)	9.1	(14.1)
不動産業、物品賃貸業	100.0	53.6	(100.0)	14.0	(26.1)	16.1	(30.1)	19.8	(37.0)
不動産業	100.0	44.6	(100.0)	8.3	(18.7)	14.7	(33.0)	10.1	(22.8)
物品賃貸業	100.0	66.0	(100.0)	21.8	(33.0)	18.1	(27.5)	33.2	(50.3)
学術研究、専門・技術サービス業	100.0	43.9	(100.0)	13.0	(29.5)	22.6	(51.5)	13.1	(29.9)
宿泊業、飲食サービス業	100.0	60.4	(100.0)	13.6	(22.5)	34.3	(56.9)	16.5	(27.3)
宿泊業	100.0	53.2	(100.0)	22.8	(42.8)	27.5	(51.7)	22.6	(42.4)
飲食サービス業	100.0	61.2	(100.0)	12.5	(20.4)	35.1	(57.4)	15.8	(25.8)
生活関連サービス業、娯楽業	100.0	42.9	(100.0)	8.0	(18.6)	19.5	(45.4)	7.2	(16.9)
洗濯・理容・美容・浴場業	100.0	40.3	(100.0)	13.0	(32.2)	16.8	(41.7)	6.9	(17.2)
その他の生活関連サービス業	100.0	46.7	(100.0)	12.5	(26.7)	21.4	(46.0)	12.5	(26.7)
娯楽業	100.0	43.2	(100.0)	3.0	(6.9)	20.5	(47.4)	5.5	(12.7)
娯楽業（ゴルフ場除く。）	100.0	43.2	(100.0)	3.0	(6.9)	20.5	(47.4)	5.5	(12.7)
教育、学習支援業	100.0	46.1	(100.0)	13.2	(28.6)	17.0	(36.8)	5.8	(12.7)
医療、福祉	100.0	58.1	(100.0)	14.4	(24.9)	26.0	(44.8)	12.8	(22.0)
複合サービス事業	100.0	54.9	(100.0)	8.4	(15.3)	21.5	(39.1)	20.4	(37.2)
協同組合（他に分類されないもの）	100.0	54.9	(100.0)	8.4	(15.3)	21.5	(39.1)	20.4	(37.2)
サービス業（他に分類されないもの）	100.0	67.6	(100.0)	24.3	(36.0)	37.6	(55.7)	25.5	(37.7)
（対事業所サービス業）	100.0	72.9	(100.0)	27.1	(37.2)	43.6	(59.9)	25.7	(35.3)
職業紹介・労働者派遣業	100.0	78.2	(100.0)	12.3	(15.7)	48.8	(62.4)	17.5	(22.4)
その他の事業サービス業	100.0	71.5	(100.0)	31.0	(43.3)	42.3	(59.2)	27.8	(39.0)
（対個人サービス業）	100.0	86.1	(100.0)	29.3	(34.0)	25.8	(30.0)	51.6	(59.9)
機械等修理業（別掲を除く）	100.0	86.1	(100.0)	29.3	(34.0)	25.8	(30.0)	51.6	(59.9)
（対社会的サービス業）	100.0	24.7	(100.0)	5.1	(20.9)	10.8	(43.6)	6.9	(27.8)
政治・経済・文化団体	100.0	24.1	(100.0)	4.1	(17.1)	10.4	(43.4)	7.7	(31.9)
宗教	100.0	22.8	(100.0)	5.2	(22.8)	12.1	(52.8)	4.0	(17.4)
その他のサービス業	100.0	31.3	(100.0)	10.8	(34.4)	10.3	(32.8)	7.6	(24.3)

注：1 事業所規模10人以上を集計したものである。
2 「農業、林業（林業に限る。）」「鉱業、採石業、砂利採取業」「建設業」「製造業」「電気・ガス・熱供給・水道業」を除く。
3 「情報通信業」は「通信業」「放送業」を除く。
4 「運輸業、郵便業」は「倉庫業」に限る。
5 「卸売業、小売業」は「各種商品卸売業」「各種商品小売業」を除く。
6 「生活関連サービス業、娯楽業」は「ゴルフ場」を除く。
7 「複合サービス事業」は「郵便局」を除く。
8 「サービス業（他に分類されないもの）」は「自動車整備業」「廃棄物処理業」を除く。
9 安全衛生担当者の選任要件となる業種、労働者数及び根拠法令等については、以下のとおりである。

担当者 条件等	安全管理者	衛生管理者	安全衛生推進者	衛生推進者	安全推進者
業種	労働安全衛生法 施行令第2条 第1号業種及び 第2号業種	すべての業種	労働安全衛生法 施行令第2条 第1号業種及び 第2号業種	労働安全衛生法施行令第2条 第1号業種及び第2号業種以外	
労働者数	50人以上		10人以上50人未満		10人以上
根拠法令等	労働安全衛生法 第11条	労働安全衛生法 第12条	労働安全衛生法 第12条の2	「労働安全衛生法施行令第2条第3 号に掲げる業種における安全推進 者の配置等に係るガイドラインの 策定について」（平成26年3月28日 付け基発0328第6号）	

				(単位：%)	
(複数回答)				いずれも 選任して いない	不明
衛生推進者	安全推進者				
14.5	(26.3)	10.9	(19.7)	42.8	2.0
27.2	(33.7)	15.9	(19.6)	18.2	0.9
25.4	(36.7)	12.7	(18.4)	28.1	2.6
19.0	(28.6)	10.0	(15.0)	32.0	1.4
13.6	(21.1)	11.0	(17.1)	34.3	1.1
8.1	(14.5)	9.4	(16.8)	43.0	0.9
12.6	(29.0)	11.9	(27.4)	54.5	2.1
6.2	(18.2)	8.8	(25.6)	62.5	3.2
6.6	(6.7)	8.0	(8.1)	1.2	－
10.3	(10.5)	10.4	(10.7)	1.8	0.5
8.6	(8.8)	11.2	(11.3)	0.9	0.4
7.7	(8.2)	10.8	(11.5)	6.4	0.2
9.2	(10.4)	10.9	(12.2)	10.5	0.4
15.4	(30.9)	10.9	(21.9)	48.0	2.3
19.6	(32.0)	11.9	(19.5)	37.0	1.8
14.6	(30.7)	10.7	(22.5)	50.1	2.4
11.4	(22.7)	11.3	(22.5)	49.2	0.4
13.6	(24.8)	12.1	(22.1)	45.2	－
6.6	(18.5)	4.7	(13.1)	64.2	－
5.5	(14.1)	10.5	(26.7)	58.9	1.9
12.1	(15.4)	23.9	(30.6)	21.8	－
12.1	(15.4)	23.9	(30.6)	21.8	－
10.1	(19.8)	9.9	(19.5)	47.9	1.3
6.6	(12.8)	9.5	(18.3)	48.4	－
6.6	(12.8)	9.5	(18.3)	48.4	－
11.7	(23.1)	10.1	(20.1)	47.6	1.8
13.9	(22.5)	15.0	(24.3)	36.3	2.0
7.3	(18.6)	10.1	(25.8)	59.6	1.1
8.8	(16.5)	15.9	(29.8)	45.8	0.9
13.9	(25.7)	8.5	(15.8)	43.7	2.3
35.5	(52.1)	8.4	(12.3)	30.3	1.4
46.4	(65.7)	4.3	(6.1)	28.5	0.8
18.7	(29.0)	14.7	(22.7)	33.2	2.3
18.5	(34.5)	14.6	(27.2)	46.4	－
18.4	(41.3)	8.6	(19.4)	55.4	－
18.6	(28.2)	22.8	(34.6)	34.0	－
8.7	(19.9)	9.6	(21.8)	53.3	2.8
18.3	(30.3)	10.9	(18.0)	37.0	2.7
9.1	(17.1)	8.5	(15.9)	46.8	－
19.4	(31.7)	11.1	(18.2)	35.8	3.0
8.3	(19.3)	12.3	(28.6)	52.4	4.7
5.2	(12.9)	17.4	(43.2)	55.2	4.5
15.3	(32.7)	11.7	(25.0)	52.2	1.2
7.7	(17.8)	9.1	(21.0)	50.6	6.2
7.7	(17.8)	9.1	(21.0)	50.6	6.2
15.3	(33.3)	11.5	(24.9)	53.8	0.1
16.4	(28.3)	11.3	(19.5)	38.1	3.8
18.0	(32.8)	10.8	(19.7)	45.1	－
18.0	(32.8)	10.8	(19.7)	45.1	－
13.7	(20.3)	13.0	(19.3)	32.0	0.5
14.6	(20.0)	12.6	(17.2)	26.9	0.2
10.3	(13.1)	14.3	(18.3)	20.6	1.2
15.7	(21.9)	12.1	(16.9)	28.5	－
17.8	(20.6)	23.3	(27.1)	12.6	1.3
17.8	(20.6)	23.3	(27.1)	12.6	1.3
6.3	(25.5)	9.1	(36.9)	74.1	1.2
5.8	(23.9)	10.3	(42.9)	75.0	0.9
5.1	(22.4)	9.1	(39.7)	74.9	2.3
11.4	(36.6)	2.4	(7.6)	67.6	1.0

第1表-4-5 安全衛生担当者の選任の有無及び選任の内容別事業所割合（1-1）

（事業所規模50人未満、安衛法施行令第2条第1号・2号に掲げる業種以外に対応する産業）									
区 分	事業所計	選任の内容							
		選任している	安全管理者		衛生管理者		安全衛生推進者		
合 計	100.0	49.7	(100.0)	10.3	(20.8)	16.5	(33.3)	17.3	(34.9)
（ 企 業 規 模 ）									
5,000人以上	100.0	77.2	(100.0)	8.1	(10.5)	25.8	(33.4)	23.8	(30.8)
1,000～4,999人	100.0	64.1	(100.0)	10.8	(16.8)	16.6	(25.9)	24.0	(37.4)
300～999人	100.0	58.8	(100.0)	8.0	(13.6)	18.8	(31.9)	23.1	(39.2)
100～299人	100.0	55.2	(100.0)	8.7	(15.8)	19.8	(35.9)	25.0	(45.2)
50～99人	100.0	45.4	(100.0)	9.5	(21.0)	15.0	(33.0)	16.8	(37.0)
30～49人	100.0	43.3	(100.0)	12.3	(28.5)	13.6	(31.4)	15.7	(36.2)
10～29人	100.0	34.3	(100.0)	11.8	(34.3)	12.9	(37.7)	9.5	(27.8)
（ 事 業 所 規 模 ）									
10～49人	100.0	49.7	(100.0)	10.3	(20.8)	16.5	(33.3)	17.3	(34.9)
30～49人	100.0	61.2	(100.0)	13.3	(21.7)	21.9	(35.8)	22.8	(37.2)
10～29人	100.0	47.5	(100.0)	9.8	(20.6)	15.5	(32.7)	16.3	(34.3)
（ 産 業 ）									
情報通信業	100.0	34.6	(100.0)	3.3	(9.5)	8.4	(24.2)	11.8	(34.0)
情報サービス業	100.0	38.6	(100.0)	3.2	(8.2)	8.4	(21.7)	15.7	(40.7)
インターネット附随サービス業	100.0	18.4	(100.0)	2.2	(12.1)	4.6	(25.3)	4.5	(24.2)
映像・音声・文字情報制作業	100.0	27.0	(100.0)	3.9	(14.3)	9.2	(34.2)	2.3	(8.6)
運輸業、郵便業	100.0	72.3	(100.0)	14.6	(20.2)	13.7	(19.0)	49.0	(67.8)
倉庫業、小売業	100.0	72.3	(100.0)	14.6	(20.2)	13.7	(19.0)	49.0	(67.8)
卸売業、小売業	100.0	46.1	(100.0)	7.9	(17.2)	12.3	(26.8)	21.8	(47.3)
（繊維、飲食物品その他卸売業）	100.0	46.1	(100.0)	9.1	(19.8)	11.1	(24.1)	22.6	(49.2)
上記以外その他卸売業	100.0	46.1	(100.0)	9.1	(19.8)	11.1	(24.1)	22.6	(49.2)
（機械、飲食物品その他小売業）	100.0	46.1	(100.0)	7.4	(16.0)	12.9	(27.9)	21.4	(46.5)
機械の器具の小売業	100.0	60.4	(100.0)	9.5	(15.8)	9.7	(16.1)	40.6	(67.3)
その他の小売業	100.0	35.1	(100.0)	4.3	(12.2)	3.1	(8.8)	15.9	(45.3)
無店舗の小売業	100.0	48.2	(100.0)	9.0	(18.6)	7.3	(15.2)	21.8	(45.1)
上記以外の小売業	100.0	48.7	(100.0)	8.6	(17.6)	20.1	(41.2)	19.5	(40.1)
金融業、保険業	100.0	65.0	(100.0)	5.3	(8.2)	21.2	(32.7)	9.4	(14.5)
金保、融	100.0	67.6	(100.0)	2.9	(4.4)	10.8	(16.0)	8.8	(13.1)
不動産業、物品賃貸業	100.0	60.9	(100.0)	9.0	(14.8)	37.5	(61.6)	10.4	(17.1)
不動産業、物品賃貸業	100.0	51.5	(100.0)	12.2	(23.7)	11.1	(21.5)	21.4	(41.6)
不物、品、産	100.0	41.1	(100.0)	5.3	(12.9)	7.9	(19.3)	10.5	(25.6)
学術研究、専門・技術サービス業	100.0	65.1	(100.0)	21.3	(32.6)	15.2	(23.3)	35.6	(54.7)
宿泊業、飲食サービス業	100.0	35.8	(100.0)	10.4	(29.1)	11.2	(31.3)	15.2	(42.4)
宿 泊	100.0	58.1	(100.0)	11.9	(20.6)	31.6	(54.4)	15.9	(27.4)
飲食サービス業	100.0	46.8	(100.0)	17.4	(37.3)	19.3	(41.2)	24.8	(53.0)
生活関連サービス業、娯楽業	100.0	59.3	(100.0)	11.4	(19.2)	32.9	(55.5)	15.0	(25.2)
洗濯・美容・美容・浴場	100.0	37.2	(100.0)	6.3	(17.0)	12.2	(32.9)	6.6	(17.7)
その他の生活関連サービス業	100.0	34.4	(100.0)	9.0	(26.3)	10.7	(31.1)	4.8	(14.1)
娯楽業	100.0	40.5	(100.0)	10.7	(26.4)	12.9	(31.9)	11.5	(28.5)
娯楽業（ゴルフ場除く。）	100.0	37.9	(100.0)	3.0	(7.9)	13.0	(34.4)	6.0	(15.8)
教 育	100.0	37.9	(100.0)	3.0	(7.9)	13.0	(34.4)	6.0	(15.8)
医療、学習支援業	100.0	41.2	(100.0)	12.7	(30.8)	8.4	(20.4)	5.7	(13.8)
複 合	100.0	50.6	(100.0)	14.0	(27.7)	13.1	(25.8)	13.9	(27.4)
協同組合（他に分類されないもの）	100.0	51.2	(100.0)	6.0	(11.7)	14.7	(28.7)	20.8	(40.6)
サービス業（他に分類されないもの）	100.0	51.2	(100.0)	6.0	(11.7)	14.7	(28.7)	20.8	(40.6)
（対事業所サービス業）	100.0	58.2	(100.0)	17.8	(30.7)	20.9	(35.9)	27.7	(47.5)
職業紹介・労働者派遣業	100.0	63.1	(100.0)	20.3	(32.1)	25.2	(39.9)	28.1	(44.6)
その他の事業サービス業	100.0	61.7	(100.0)	13.6	(22.1)	27.3	(44.2)	15.8	(25.7)
（対個人サービス業）	100.0	63.4	(100.0)	21.6	(34.1)	24.8	(39.1)	30.6	(48.2)
機械等修理業（別掲を除く）	100.0	85.4	(100.0)	21.5	(25.2)	16.5	(19.3)	56.5	(66.1)
（対社会的サービス業）	100.0	85.4	(100.0)	21.5	(25.2)	16.5	(19.3)	56.5	(66.1)
政治・経済・文化団体教	100.0	19.7	(100.0)	5.0	(25.5)	5.3	(27.1)	7.2	(36.4)
政 宗	100.0	18.6	(100.0)	3.9	(21.0)	4.9	(26.1)	7.8	(42.1)
そ の 他 の サ ー ビ ス 業	100.0	17.1	(100.0)	5.7	(33.4)	5.7	(33.4)	4.4	(26.0)
そ の 他 の サ ー ビ ス 業	100.0	29.8	(100.0)	9.7	(32.7)	7.2	(24.0)	8.3	(27.9)

注：1 事業所規模50人未満を集計したものである。
2 「農業、林業（林業に限る。）」「鉱業、採石業、砂利採取業」「建設業」「製造業」「電気・ガス・熱供給・水道業」を除く。
3 「情報通信業」は「通信業」「放送業」を除く。
4 「運輸業、郵便業」は「倉庫業」に限る。
5 「卸売業、小売業」は「各種商品卸売業」「各種商品小売業」を除く。
6 「生活関連サービス業、娯楽業」は「ゴルフ場」を除く。
7 「複合サービス事業」は「郵便局」を除く。
8 「サービス業（他に分類されないもの）」は「自動車整備業」「廃棄物処理業」を除く。
9 安全衛生担当者の選任要件となる業種、労働者数及び根拠法令等については、以下のとおりである。

担当者	安 全 管 理 者	衛 生 管 理 者	安全衛生推進者	衛生推進者	安全推進者
条件等					
業種	労働安全衛生法 施行令第2条 第1号業種及び 第2号業種	すべての業種	労働安全衛生法 施行令第2条 第1号業種及び 第2号業種	労働安全衛生法施行令第2条 第1号業種及び第2号業種以外	
労働者数	50人以上		10人以上50人未満		10人以上
根拠法令等	労働安全衛生法 第11条	労働安全衛生法 第12条	労働安全衛生法 第12条の2	「労働安全衛生法施行令第2条第3 号に掲げる業種における安全推進 者の配置等に係るガイドラインの 策定について」（平成26年3月28日 付け基発0328第6号）	

(単位：%)					
(複数回答)				いずれも 選任して いない	不明
衛生推進者		安全推進者			
15.4	(30.9)	10.9	(21.9)	48.0	2.3
31.5	(40.8)	17.3	(22.4)	21.7	1.0
29.4	(45.8)	13.0	(20.3)	32.9	3.0
20.0	(33.9)	9.7	(16.6)	39.4	1.8
15.8	(28.6)	10.5	(18.9)	43.7	1.1
8.8	(19.4)	9.4	(20.7)	53.3	1.4
12.6	(29.0)	11.9	(27.4)	54.5	2.1
6.2	(18.2)	8.8	(25.6)	62.5	3.2
15.4	(30.9)	10.9	(21.9)	48.0	2.3
19.6	(32.0)	11.9	(19.5)	37.0	1.8
14.6	(30.7)	10.7	(22.5)	50.1	2.4
12.6	(36.5)	10.9	(31.4)	64.8	0.6
15.1	(39.1)	10.9	(28.2)	61.4	－
7.1	(38.4) *	4.5	(24.2) *	81.6	－
6.9	(25.6)	12.3	(45.6)	70.7	2.3
13.5	(18.7)	22.9	(31.6)	27.7	－
13.5	(18.7)	22.9	(31.6)	27.7	－
10.2	(22.1)	9.7	(21.1)	52.5	1.4
5.6	(12.1)	7.9	(17.2)	53.9	－
5.6	(12.1)	7.9	(17.2)	53.9	－
12.3	(26.6)	10.5	(22.8)	51.9	2.0
14.5	(24.0)	14.3	(23.7)	37.5	2.1
7.8	(22.3)	10.4	(29.7)	63.7	1.2
8.9	(18.4)	17.0	(35.2)	51.8	－
14.6	(29.9)	9.1	(18.7)	48.7	2.6
38.6	(59.4)	9.1	(13.9)	34.0	1.0
51.0	(75.3)	4.9	(7.2)	32.4	－
19.4	(31.9)	15.5	(25.5)	36.4	2.6
19.4	(37.7)	14.3	(27.7)	48.5	－
19.8	(48.3)	6.6	(16.1)	58.9	－
18.9	(29.1)	24.2	(37.2)	34.9	－
9.1	(25.5)	9.3	(25.8)	61.1	3.0
18.4	(31.6)	10.6	(18.3)	39.1	2.9
8.7	(18.6)	7.4	(15.7)	53.2	－
19.4	(32.7)	11.0	(18.5)	37.6	3.2
8.3	(22.2)	12.3	(33.0)	57.6	5.2
5.7	(16.7)	16.4	(47.8)	60.7	4.9
12.4	(30.8)	11.5	(28.5)	58.2	1.3
8.4	(22.2)	9.8	(25.8)	55.4	6.8
8.4	(22.2)	9.8	(25.8)	55.4	6.8
17.0	(41.2)	12.0	(29.1)	58.8	－
18.7	(36.9)	11.6	(23.0)	44.7	4.7
19.7	(38.5)	11.4	(22.4)	48.8	－
19.7	(38.5)	11.4	(22.4)	48.8	－
16.3	(27.9)	14.7	(25.2)	41.1	0.6
18.1	(28.6)	14.0	(22.3)	36.5	0.4
12.6	(20.4)	20.8	(33.7)	36.1	2.2
19.1	(30.2)	12.7	(20.0)	36.6	－
20.3	(23.8)	26.7	(31.3)	13.1	1.5
20.3	(23.8)	26.7	(31.3)	13.1	1.5
5.9	(29.9)	9.5	(48.4)	79.0	1.3
4.9	(26.4)	10.8	(58.1)	80.4	1.0
5.7	(33.4)	9.5	(55.5)	80.4	2.5
11.3	(38.0)	2.6	(8.7)	69.1	1.1

第1表－5 安全推進者を選任していない理由別事業所割合（1-1）

(事業所規模10人以上、安衛法施行令第2条第1号・2号に掲げる業種以外に対応する産業)										(単位：%)
区 分	安全推進者 を選任して いない 事業所計	選任していない理由（複数回答）					そもそも 安全推進者 とは何かを 知らない	不明		
		労働災害が 発生して いないため	安全推進者 の業務を 担当できる 人材が いないため	安全推進者 の選任は 義務では ないため	安全管理者 等の上位の 資格者を 選任して いるため	その他				
合 計	100.0	6.5	8.9	23.5	7.6	12.1	17.8	31.4		
(企 業 規 模)										
5,000人以上	100.0	0.9	2.7	23.4	8.7	12.7	9.4	43.9		
1,000～4,999人	100.0	4.4	5.8	30.0	5.4	15.0	9.9	35.7		
300～999人	100.0	4.9	6.1	27.9	6.1	13.4	7.1	39.5		
100～299人	100.0	4.0	7.3	27.7	7.2	13.4	14.2	32.4		
50～99人	100.0	7.8	15.5	28.8	8.4	4.6	8.2	36.7		
30～49人	100.0	7.5	9.6	20.3	8.8	9.1	25.5	29.0		
10～29人	100.0	10.0	12.0	17.1	8.4	12.6	30.2	20.8		
(事 業 所 規 模)										
1,000人以上	100.0	1.9	1.8	43.5	22.3	4.5	-	31.6		
500～999人	100.0	1.7	1.8	30.5	18.5	7.3	0.5	45.7		
300～499人	100.0	1.1	0.1	28.4	18.9	6.2	0.7	45.7		
100～299人	100.0	5.3	6.0	28.8	14.9	5.9	5.4	39.7		
50～99人	100.0	3.8	10.8	26.0	9.9	5.9	5.0	44.1		
10～49人	100.0	6.8	9.0	23.0	7.0	13.0	19.8	29.7		
30～49人	100.0	5.0	9.1	24.6	10.5	10.2	12.6	36.0		
10～29人	100.0	7.2	8.9	22.7	6.3	13.5	21.1	28.5		
(産 業)										
情報通信業	100.0	18.6	14.4	31.3	5.8	11.7	11.2	26.2		
インターネットサービス業	100.0	20.9	13.5	32.6	4.7	9.8	8.6	31.2		
映像・音声・文字情報制作業	100.0	16.3	18.8	29.7	7.7	9.2	17.9	16.0		
運輸業	100.0	11.5	16.0	27.4	8.6	18.5	17.9	12.4		
倉庫業	100.0	5.3	8.7	12.2	13.4	6.7	6.2	51.1		
卸売業、小売業	100.0	5.3	8.7	12.2	13.4	6.7	6.2	51.1		
（繊維、飲食料品その他卸売業）	100.0	5.7	11.2	19.0	4.6	11.7	19.4	35.7		
上記以外その他小売業	100.0	9.5	13.0	23.1	6.7	10.7	16.2	33.5		
（繊維、飲食料品その他小売業）	100.0	9.5	13.0	23.1	6.7	10.7	16.2	33.5		
機械器具小売業	100.0	4.0	10.3	17.1	3.6	12.1	21.0	36.8		
その他の小売業	100.0	4.2	3.7	12.2	4.4	14.6	9.5	55.1		
無店舗小売業	100.0	7.4	10.4	19.9	3.4	13.5	23.2	31.5		
上記以外その他小売業	100.0	12.8	8.7	10.9	6.7	16.2	19.5	33.0		
金融業、保険業	100.0	1.4	12.0	17.0	3.4	10.5	22.5	35.7		
金融業	100.0	6.2	1.9	45.5	5.1	19.6	6.5	22.5		
保険業	100.0	9.0	2.7	51.4	3.7	16.5	7.2	18.5		
不動産業、物品賃貸業	100.0	1.3	0.5	35.2	7.5	24.9	5.3	29.3		
不動産業	100.0	13.6	7.8	35.0	5.6	9.4	14.6	24.6		
物品賃貸業	100.0	16.3	9.3	38.6	2.3	10.2	17.4	18.2		
学術研究、専門・技術サービス業	100.0	9.3	5.4	29.0	10.8	8.0	10.0	35.0		
宿泊業、飲食サービス業	100.0	9.8	5.4	33.6	6.3	12.6	13.3	26.0		
宿泊業	100.0	5.4	6.8	15.2	8.1	10.6	25.2	34.3		
飲食サービス業	100.0	7.0	6.7	24.0	6.2	9.5	19.8	36.1		
生活関連サービス業、娯楽業	100.0	5.2	6.9	14.1	8.3	10.8	25.9	34.1		
洗濯・美容・美容・浴場	100.0	8.8	13.2	25.3	7.2	12.6	23.3	20.2		
その他の生活関連サービス業	100.0	4.5	12.3	20.7	6.3	13.5	28.2	22.6		
娯楽業	100.0	12.2	15.0	27.1	11.5	15.4	11.8	22.2		
娯楽業（ゴルフ場除く。）	100.0	10.1	13.0	27.4	6.1	11.0	24.6	17.9		
娯楽業	100.0	10.1	13.0	27.4	6.1	11.0	24.6	17.9		
教育、学習支援業	100.0	11.7	11.5	35.5	11.3	11.8	15.9	17.1		
医療、福祉	100.0	4.5	7.5	26.9	11.3	11.9	16.2	29.9		
複合サービス事業	100.0	2.6	5.1	31.3	7.9	19.5	5.3	30.8		
協同組合（他に分類されないもの）	100.0	2.6	5.1	31.3	7.9	19.5	5.3	30.8		
サービス業（他に分類されないもの）	100.0	5.2	7.3	21.5	14.1	12.9	8.9	36.0		
（対事業所サービス業）	100.0	3.7	6.9	21.3	15.8	12.4	8.0	36.9		
職業紹介・労働者派遣業	100.0	6.6	7.5	28.5	15.6	16.0	3.4	28.5		
その他の事業サービス業	100.0	3.0	6.8	19.4	15.8	11.5	9.2	39.1		
（対個人サービス業）	100.0	3.3	5.0	4.8	16.8	5.0	4.8	62.0		
機械等修理業（別掲を除く）	100.0	3.3	5.0	4.8	16.8	5.0	4.8	62.0		
（対社会的サービス業）	100.0	14.1	10.5	32.0	3.3	20.2	16.1	16.4		
政治・経済・文化団体	100.0	15.2	11.7	32.2	2.7	18.1	14.6	18.7		
宗教	100.0	13.1	7.5	23.7	4.7	27.5	23.7	11.1		
その他のサービス業	100.0	10.3	9.5	45.2	3.8	18.9	11.1	13.3		

注：1 事業所規模10人以上を集計したものである。
2 「農業、林業（林業に限る。）」「鉱業、採石業、砂利採取業」「建設業」「製造業」「電気・ガス・熱供給・水道業」を除く。
3 「情報通信業」「通信用業」「放送業」を除く。
4 「運輸業、郵便業」は「倉庫業」に限る。
5 「卸売業、小売業」は「各種商品卸売業」「各種商品小売業」を除く。
6 「生活関連サービス業、娯楽業」は「ゴルフ場」を除く。
7 「複合サービス事業」は「郵便局」を除く。
8 「サービス業（他に分類されないもの）」は「自動車整備業」「廃棄物処理業」を除く。
9 安全衛生担当者の選任要件となる業種、労働者数及び根拠法令等については、以下のとおりである。

条件等	担当者	安全管理者	衛生管理者	安全衛生推進者	衛生推進者	安全推進者
業種	労働安全衛生法 施行令第2条 第1号業種及び 第2号業種	すべての業種	労働安全衛生法 施行令第2条 第1号業種及び 第2号業種	労働安全衛生法施行令第2条 第1号業種及び第2号業種以外		
労働者数		50人以上	10人以上50人未満		10人以上	
根拠法令等	労働安全衛生法 第11条	労働安全衛生法 第12条	労働安全衛生法 第12条の2	「労働安全衛生法施行令第2条第3号に掲げる業種における安全推進者の配置等に係るガイドラインの策定について」（平成26年3月28日付け基発0328第6号）		

第2表-1 雇入れ時教育等実施の有無別事業所割合(2-1)

(正社員)		(単位：%)							
区 分	事業所計	対象者がいる 1)	雇入れ時教育の実施				対象者が いない	不明	
			実施している		実施していない				
合 計	100.0	78.8	(100.0)	53.9	(68.4)	24.9	(31.6)	4.1	17.1
(企 業 規 模)									
5,000人以上	100.0	84.1	(100.0)	71.8	(85.4)	12.3	(14.6)	2.9	13.0
1,000～4,999人	100.0	80.8	(100.0)	63.2	(78.2)	17.6	(21.8)	3.6	15.6
300～999人	100.0	84.0	(100.0)	62.8	(74.7)	21.2	(25.3)	1.0	15.0
100～299人	100.0	83.2	(100.0)	57.6	(69.3)	25.5	(30.7)	4.4	12.4
50～99人	100.0	85.8	(100.0)	57.0	(66.4)	28.8	(33.6)	0.2	14.1
30～49人	100.0	82.3	(100.0)	50.0	(60.8)	32.3	(39.2)	0.5	17.2
10～29人	100.0	70.6	(100.0)	41.9	(59.4)	28.7	(40.6)	7.6	21.7
(事 業 所 規 模)									
1,000人以上	100.0	95.8	(100.0)	89.6	(93.5)	6.2	(6.5)	-	4.2
500～999人	100.0	94.1	(100.0)	84.4	(89.7)	9.6	(10.3)	0.0	5.9
300～499人	100.0	92.4	(100.0)	80.2	(86.7)	12.2	(13.3)	0.0	7.5
100～299人	100.0	92.8	(100.0)	78.6	(84.7)	14.2	(15.3)	0.0	7.1
50～99人	100.0	85.8	(100.0)	70.2	(81.8)	15.6	(18.2)	0.4	13.8
10～49人	100.0	77.0	(100.0)	50.4	(65.4)	26.7	(34.6)	4.8	18.1
30～49人	100.0	86.1	(100.0)	58.9	(68.4)	27.2	(31.6)	0.6	13.3
10～29人	100.0	75.2	(100.0)	48.7	(64.7)	26.6	(35.3)	5.7	19.1
(産 業)									
農業、林業（林業に限る。）	100.0	89.0	(100.0)	80.9	(90.9)	8.1	(9.1)	0.6	10.4
鉱業、採石業、砂利採取業	100.0	85.9	(100.0)	74.1	(86.3)	11.8	(13.7)	-	14.1
建設業	100.0	85.0	(100.0)	78.4	(92.2)	6.6	(7.8)	0.4	14.6
総合工事業	100.0	80.6	(100.0)	75.5	(93.7)	5.1	(6.3)	-	19.4
職別工事業（設備工事業を除く）	100.0	86.9	(100.0)	76.4	(87.9)	10.5	(12.1)	2.0	11.0
設備工事業	100.0	91.0	(100.0)	84.5	(92.8)	6.5	(7.2)	-	9.0
製造業	100.0	86.5	(100.0)	65.8	(76.1)	20.6	(23.9)	1.6	11.9
(消費関連製造業)	100.0	81.0	(100.0)	54.3	(67.0)	26.7	(33.0)	2.8	16.2
食料品製造業、飲料・たばこ・飼料製造業	100.0	83.1	(100.0)	61.5	(74.0)	21.6	(26.0)	5.4	11.5
繊維工業	100.0	74.7	(100.0)	45.0	(60.2)	29.7	(39.8)	-	25.3
家具・装備品製造業	100.0	82.2	(100.0)	60.5	(73.6)	21.7	(26.4)	-	17.8
印刷・同関連業	100.0	81.3	(100.0)	44.9	(55.2)	36.5	(44.8)	-	18.7
なめし革・同製品・毛皮製造業	100.0	80.0	(100.0)	31.3	(39.1)	48.7	(60.9)	-	20.0
その他の製造業	100.0	80.3	(100.0)	48.8	(60.8)	31.5	(39.2)	1.1	18.6
(非金属系素材関連製造業)	100.0	87.9	(100.0)	71.0	(80.8)	16.9	(19.2)	1.4	10.7
木材・木製品製造業（家具を除く）	100.0	86.7	(100.0)	66.7	(77.0)	20.0	(23.0)	1.0	12.3
パルプ・紙・紙加工品製造業	100.0	82.6	(100.0)	63.0	(76.3)	19.5	(23.7)	1.8	15.6
化学工業	100.0	94.1	(100.0)	83.7	(88.9)	10.4	(11.1)	-	5.9
石油製品・石炭製品製造業	100.0	87.3	(100.0)	83.6	(95.8)	3.6	(4.2)	-	12.7
プラスチック製品製造業（別掲を除く）	100.0	86.0	(100.0)	65.7	(76.4)	20.3	(23.6)	3.2	10.8
ゴム製品製造業	100.0	88.8	(100.0)	70.5	(79.4)	18.3	(20.6)	1.6	9.5
窯業・土石製品製造業	100.0	89.4	(100.0)	74.6	(83.5)	14.8	(16.5)	-	10.6
(金属系素材関連製造業)	100.0	94.0	(100.0)	78.3	(83.4)	15.6	(16.6)	0.1	5.9
鉄業	100.0	94.3	(100.0)	86.0	(91.1)	8.4	(8.9)	-	5.7
非鉄金属製造業	100.0	86.0	(100.0)	68.5	(79.7)	17.5	(20.3)	0.7	13.3
金属製品製造業	100.0	95.0	(100.0)	78.0	(82.1)	17.0	(17.9)	-	5.0
(機械関連製造業)	100.0	87.6	(100.0)	68.3	(78.0)	19.2	(22.0)	1.3	11.2
はん用機械器具製造業	100.0	85.7	(100.0)	71.9	(83.9)	13.8	(16.1)	0.9	13.4
生産用機械器具製造業	100.0	92.8	(100.0)	70.0	(75.4)	22.9	(24.6)	-	7.2
業務用機械器具製造業	100.0	81.7	(100.0)	58.3	(71.3)	23.4	(28.7)	-	18.3
電子部品・デバイス・電子回路製造業	100.0	88.7	(100.0)	60.8	(68.5)	27.9	(31.5)	1.1	10.3
電気機械器具製造業	100.0	85.0	(100.0)	68.6	(80.7)	16.4	(19.3)	1.8	13.2
情報通信機械器具製造業	100.0	82.5	(100.0)	69.8	(84.6)	12.7	(15.4)	-	17.5
輸送用機械器具製造業	100.0	86.6	(100.0)	71.6	(82.6)	15.0	(17.4)	3.5	9.9
電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	92.2	(100.0)	88.3	(95.7)	3.9	(4.3)	-	7.8
情報通信業	100.0	78.2	(100.0)	43.9	(56.1)	34.3	(43.9)	0.8	21.0
放送業	100.0	83.2	(100.0)	74.1	(89.1)	9.1	(10.9)	1.1	15.7
放送業	100.0	84.4	(100.0)	56.2	(66.6)	28.2	(33.4)	-	15.6
情報サービス業	100.0	78.4	(100.0)	45.6	(58.2)	32.8	(41.8)	1.1	20.5
インターネット附属サービス業	100.0	68.3	(100.0)	25.1	(36.8)	43.1	(63.2)	-	31.7
映像・音声・文字情報制作業	100.0	76.9	(100.0)	28.7	(37.3)	48.2	(62.7)	-	23.1
運輸業、郵便業	100.0	86.6	(100.0)	73.8	(85.2)	12.8	(14.8)	0.3	13.0
鉄道業	100.0	88.5	(100.0)	85.8	(96.9)	2.7	(3.1)	-	11.5
道路旅客運送業	100.0	81.3	(100.0)	66.7	(82.1)	14.6	(17.9)	0.9	17.8
道路貨物運送業	100.0	87.6	(100.0)	76.4	(87.3)	11.1	(12.7)	-	12.4
水路運送業	100.0	85.2	(100.0)	59.7	(70.1)	25.4	(29.9)	-	14.8
航空運送業	100.0	72.8	(100.0)	52.7	(72.3)	20.1	(27.7)	1.6	25.6
倉庫業	100.0	91.0	(100.0)	79.4	(87.3)	11.5	(12.7)	-	9.0
運輸に附帯するサービス業	100.0	85.0	(100.0)	61.9	(72.9)	23.1	(27.1)	1.9	13.2
郵便業（信書便事業を含む）	100.0	94.8	(100.0)	90.8	(95.8)	4.0	(4.2)	1.1	4.0

第2表－1 雇入れ時教育等実施の有無別事業所割合(2-2)

(正社員)		(単位：％)							
区 分	事業所計	対象者がいる 1)	雇入れ時教育の実施		対象者が いない	不明			
			実施している	実施していない					
卸 売 業	100.0	75.4	(100.0)	47.5	(63.1)	27.8	(36.9)	9.3	15.4
(織 維 、 飲 食 料 品 そ の 他 卸 売 業)	100.0	78.1	(100.0)	44.7	(57.3)	33.4	(42.7)	2.1	19.8
各 種 商 品 卸 売 業	100.0	86.0	(100.0)	58.9	(68.5)	27.1	(31.5)	-	14.0
上 記 以 外 の 卸 売 業	100.0	78.0	(100.0)	44.6	(57.2)	33.4	(42.8)	2.1	19.9
(織 物 、 飲 食 料 品 そ の 他 小 売 業)	100.0	74.1	(100.0)	48.8	(65.9)	25.3	(34.1)	12.5	13.3
各 種 商 品 小 売 業	100.0	93.8	(100.0)	80.1	(85.4)	13.7	(14.6)	-	6.2
機 械 器 具 小 売 業	100.0	83.5	(100.0)	59.7	(71.5)	23.8	(28.5)	-	16.5
そ の 他 の 小 売 業	100.0	78.1	(100.0)	39.7	(50.8)	38.4	(49.2)	7.7	14.2
無 店 舗 の 小 売 業	100.0	75.3	(100.0)	45.5	(60.5)	29.8	(39.5)	3.3	21.4
上 記 以 外 の 小 売 業	100.0	68.8	(100.0)	50.6	(73.5)	18.2	(26.5)	19.5	11.7
金 融 業	100.0	79.4	(100.0)	44.6	(56.1)	34.8	(43.9)	-	20.6
金 融 保 険 業	100.0	76.7	(100.0)	41.3	(53.8)	35.5	(46.2)	-	23.3
保 険 業	100.0	83.6	(100.0)	49.7	(59.5)	33.9	(40.5)	-	16.4
不 動 産 業	100.0	75.9	(100.0)	44.1	(58.2)	31.7	(41.8)	2.6	21.6
不 動 産 業	100.0	73.1	(100.0)	36.9	(50.5)	36.2	(49.5)	3.4	23.5
物 品 賃 貸 業	100.0	79.7	(100.0)	54.1	(67.9)	25.6	(32.1)	1.4	18.9
学 術 研 究 ・ 専 門 ・ 技 術 サ ー ビ ス 業	100.0	74.1	(100.0)	47.2	(63.6)	27.0	(36.4)	-	25.9
宿 泊 業	100.0	75.8	(100.0)	51.4	(67.8)	24.4	(32.2)	6.2	18.0
宿 泊 業	100.0	69.7	(100.0)	40.1	(57.6)	29.6	(42.4)	4.6	25.7
飲 食 サ ー ビ ス 業	100.0	76.5	(100.0)	52.7	(68.9)	23.8	(31.1)	6.4	17.1
生 活 関 連 サ ー ビ ス 業	100.0	73.9	(100.0)	38.6	(52.2)	35.3	(47.8)	3.8	22.3
洗 濯 ・ 理 容 ・ 美 容 ・ 浴 場 業	100.0	68.6	(100.0)	34.1	(49.6)	34.6	(50.4)	1.5	29.9
そ の 他 の 生 活 関 連 サ ー ビ ス 業	100.0	76.8	(100.0)	44.8	(58.3)	32.0	(41.7)	6.9	16.3
娯 楽 業	100.0	76.1	(100.0)	39.2	(51.5)	36.9	(48.5)	4.1	19.8
娯 楽 業 (ゴ ル フ 場 除 く 。)	100.0	76.0	(100.0)	38.1	(50.2)	37.9	(49.8)	4.1	19.9
ゴ ル フ 場	100.0	76.5	(100.0)	49.1	(64.2)	27.4	(35.8)	4.3	19.2
教 育 ・ 学 習 支 援 業	100.0	74.2	(100.0)	34.9	(47.0)	39.3	(53.0)	4.7	21.1
医 療 ・ 福 祉 社 会 福 祉 業	100.0	74.2	(100.0)	44.8	(60.4)	29.4	(39.6)	2.1	23.8
複 合 サ ー ビ ス 事 業 局	100.0	80.3	(100.0)	53.7	(66.9)	26.6	(33.1)	0.4	19.3
郵 便 局	100.0	82.0	(100.0)	68.5	(83.6)	13.4	(16.4)	-	18.0
協 同 組 合 (他 に 分 類 さ れ な い も の)	100.0	79.6	(100.0)	47.2	(59.3)	32.4	(40.7)	0.6	19.8
サ ー ビ ス 業 (他 に 分 類 さ れ な い も の)	100.0	83.9	(100.0)	62.8	(74.8)	21.1	(25.2)	3.3	12.8
(対 事 業 所 サ ー ビ ス 業)	100.0	83.9	(100.0)	64.7	(77.1)	19.2	(22.9)	4.0	12.1
職 業 紹 介 ・ 労 働 者 派 遣 業	100.0	84.1	(100.0)	65.7	(78.1)	18.4	(21.9)	4.4	11.5
そ の 他 の 事 業 サ ー ビ ス 業	100.0	83.8	(100.0)	64.4	(76.9)	19.4	(23.1)	3.9	12.2
(対 個 人 サ ー ビ ス 業)	100.0	88.2	(100.0)	71.3	(80.9)	16.8	(19.1)	-	11.8
自 動 車 整 理 業	100.0	84.8	(100.0)	53.6	(63.2)	31.2	(36.8)	-	15.2
機 械 等 修 理 業 (別 掲 を 除 く)	100.0	91.1	(100.0)	86.7	(95.2)	4.4	(4.8)	-	8.9
(対 社 会 的 サ ー ビ ス 業)	100.0	81.2	(100.0)	51.9	(63.8)	29.4	(36.2)	3.1	15.7
廃 棄 物 処 理 業	100.0	90.8	(100.0)	80.3	(88.4)	10.5	(11.6)	-	9.2
政 治 ・ 経 済 ・ 文 化 団 体	100.0	74.1	(100.0)	23.2	(31.3)	50.9	(68.7)	6.2	19.7
宗 教	100.0	68.3	(100.0)	25.2	(37.0)	43.1	(63.0)	2.3	29.4
そ の 他 の サ ー ビ ス 業	100.0	66.0	(100.0)	26.6	(40.3)	39.4	(59.7)	12.2	21.8

注：1）「対象者がいる」の事業所割合は「事業所計」から「対象者がいない」及び「不明」を除いた割合である。

第2表-2 雇入れ時教育等実施の有無別事業所割合(2-1)

(正社員以外（派遣労働者を除く）)				(単位：%)					
区 分	事業所計	対象者がいる 1)	雇入れ時教育の実施				対象者が いない	不明	
			実施している		実施していない				
合 計	100.0	64.6	(100.0)	39.6	(61.3)	25.0	(38.7)	14.4	21.0
(企 業 規 模)									
5,000人以上	100.0	75.4	(100.0)	60.9	(80.9)	14.4	(19.1)	10.8	13.8
1,000～4,999人	100.0	71.5	(100.0)	47.3	(66.1)	24.3	(33.9)	9.7	18.7
300～999人	100.0	71.8	(100.0)	48.9	(68.2)	22.8	(31.8)	9.9	18.4
100～299人	100.0	74.7	(100.0)	46.9	(62.8)	27.8	(37.2)	11.3	14.1
50～99人	100.0	66.8	(100.0)	38.0	(56.8)	28.9	(43.2)	14.1	19.1
30～49人	100.0	65.8	(100.0)	34.6	(52.5)	31.2	(47.5)	11.4	22.8
10～29人	100.0	52.7	(100.0)	27.2	(51.7)	25.5	(48.3)	20.3	27.0
(事 業 所 規 模)									
1,000人以上	100.0	87.3	(100.0)	74.1	(84.9)	13.2	(15.1)	4.1	8.7
500～999人	100.0	85.0	(100.0)	69.4	(81.6)	15.6	(18.4)	4.3	10.6
300～499人	100.0	90.6	(100.0)	74.3	(82.0)	16.3	(18.0)	2.8	6.7
100～299人	100.0	83.6	(100.0)	66.6	(79.8)	16.9	(20.2)	5.7	10.7
50～99人	100.0	76.7	(100.0)	54.7	(71.3)	22.1	(28.7)	5.9	17.3
10～49人	100.0	61.8	(100.0)	36.0	(58.2)	25.9	(41.8)	16.0	22.2
30～49人	100.0	71.5	(100.0)	45.8	(64.1)	25.7	(35.9)	10.8	17.7
10～29人	100.0	59.9	(100.0)	34.0	(56.8)	25.9	(43.2)	17.0	23.1
(産 業)									
農 業 、 林 業 (林 業 に 限 る 。)	100.0	47.9	(100.0)	42.2	(88.1)	5.7	(11.9)	31.3	20.7
鉱 業 、 採 石 業 、 砂 利 採 取 業	100.0	40.8	(100.0)	33.1	(81.1)	7.7	(18.9)	40.6	18.5
建 設 業	100.0	38.4	(100.0)	33.2	(86.5)	5.2	(13.5)	43.3	18.2
総 合 工 事 業	100.0	36.5	(100.0)	32.0	(87.7)	4.5	(12.3)	42.0	21.5
職 別 工 事 業 (設 備 工 事 業 を 除 く)	100.0	44.1	(100.0)	35.6	(80.8)	8.5	(19.2)	40.4	15.5
設 備 工 事 業	100.0	37.8	(100.0)	33.7	(89.1)	4.1	(10.9)	47.6	14.6
製 造 業	100.0	63.7	(100.0)	45.5	(71.4)	18.2	(28.6)	17.5	18.8
(消 費 関 連 製 造 業)	100.0	67.7	(100.0)	43.0	(63.5)	24.7	(36.5)	11.1	21.2
食 料 品 製 造 業 、 飲 料 ・ た ば こ ・ 飼 料 製 造 業	100.0	76.4	(100.0)	54.7	(71.7)	21.6	(28.3)	4.0	19.6
織 維 工 業	100.0	58.3	(100.0)	31.0	(53.1)	27.3	(46.9)	16.8	24.9
家 具 ・ 装 備 品 製 造 業	100.0	54.5	(100.0)	31.9	(58.5)	22.6	(41.5)	24.5	21.0
印 刷 ・ 同 関 連 業	100.0	58.6	(100.0)	29.5	(50.3)	29.1	(49.7)	16.0	25.4
な め し 革 ・ 同 製 品 ・ 毛 皮 製 造 業	100.0	64.7	(100.0)	30.8	(47.7)	33.8	(52.3)	12.3	23.1
そ の 他 の 製 造 業	100.0	61.8	(100.0)	33.4	(54.0)	28.4	(46.0)	22.6	15.7
(非 金 属 系 素 材 関 連 製 造 業)	100.0	64.8	(100.0)	48.9	(75.6)	15.8	(24.4)	16.7	18.5
木 材 ・ 木 製 品 製 造 業 (家 具 を 除 く)	100.0	51.5	(100.0)	38.1	(74.0)	13.4	(26.0)	23.9	24.7
パ ル プ ・ 紙 ・ 紙 加 工 品 製 造 業	100.0	67.7	(100.0)	51.0	(75.3)	16.7	(24.7)	12.6	19.7
化 学 工 業	100.0	67.8	(100.0)	56.7	(83.6)	11.1	(16.4)	20.5	11.6
石 油 製 品 ・ 石 炭 製 品 製 造 業	100.0	43.2	(100.0)	39.5	(91.4)	3.7	(8.6)	40.2	16.6
プ ラ ス チ ッ ク 製 品 製 造 業 (別 掲 を 除 く)	100.0	74.5	(100.0)	50.7	(68.0)	23.8	(32.0)	7.9	17.6
ゴ ム 製 品 製 造 業	100.0	65.5	(100.0)	48.4	(73.8)	17.2	(26.2)	12.4	22.0
窯 業 ・ 土 石 製 品 製 造 業	100.0	54.3	(100.0)	44.7	(82.3)	9.6	(17.7)	24.8	21.0
(金 属 系 素 材 関 連 製 造 業)	100.0	61.0	(100.0)	50.2	(82.3)	10.8	(17.7)	23.7	15.2
鉄 業	100.0	43.0	(100.0)	38.1	(88.7)	4.8	(11.3)	32.2	24.8
非 鉄 金 属 製 造 業	100.0	61.9	(100.0)	50.3	(81.4)	11.5	(18.6)	19.5	18.6
金 属 製 品 製 造 業	100.0	65.0	(100.0)	52.9	(81.5)	12.0	(18.5)	22.4	12.6
(機 械 関 連 製 造 業)	100.0	59.8	(100.0)	43.1	(72.1)	16.7	(27.9)	22.0	18.2
は ん 用 機 械 器 具 製 造 業	100.0	48.0	(100.0)	39.9	(83.1)	8.1	(16.9)	25.2	26.8
生 産 用 機 械 器 具 製 造 業	100.0	52.3	(100.0)	35.6	(68.0)	16.7	(32.0)	31.5	16.2
業 務 用 機 械 器 具 製 造 業	100.0	57.6	(100.0)	37.5	(65.1)	20.1	(34.9)	15.6	26.8
電 子 部 品 ・ デ バ イ ス ・ 電 子 回 路 製 造 業	100.0	79.1	(100.0)	49.7	(62.8)	29.4	(37.2)	11.5	9.5
電 気 機 械 器 具 製 造 業	100.0	68.2	(100.0)	52.3	(76.6)	16.0	(23.4)	12.5	19.3
情 報 通 信 機 械 器 具 製 造 業	100.0	58.3	(100.0)	45.1	(77.4)	13.2	(22.6)	17.8	23.9
輸 送 用 機 械 器 具 製 造 業	100.0	60.6	(100.0)	45.8	(75.6)	14.8	(24.4)	24.4	14.9
電 気 ・ ガ ス ・ 熱 供 給 ・ 水 道 業	100.0	51.4	(100.0)	46.5	(90.5)	4.9	(9.5)	35.3	13.3
情 報 通 信 業	100.0	47.1	(100.0)	22.1	(46.9)	25.0	(53.1)	32.7	20.3
通 信 業	100.0	58.0	(100.0)	36.1	(62.2)	21.9	(37.8)	27.6	14.4
放 送 業	100.0	68.4	(100.0)	35.4	(51.7)	33.0	(48.3)	15.0	16.6
情 報 サ ー ビ ス 業	100.0	41.6	(100.0)	22.1	(53.1)	19.5	(46.9)	37.8	20.6
イ ン タ ー ネ ッ ト 附 随 サ ー ビ ス 業	100.0	48.3	(100.0)	20.1	(41.5)	28.2	(58.5)	20.1	31.6
映 像 ・ 音 声 ・ 文 字 情 報 制 作 業	100.0	56.3	(100.0)	14.3	(25.4)	42.0	(74.6)	24.6	19.1
運 輸 業 、 道 郵 便 業	100.0	54.1	(100.0)	42.1	(77.7)	12.1	(22.3)	25.9	20.0
鉄 道 業	100.0	35.0	(100.0)	30.2	(86.5)	4.7	(13.5)	50.3	14.8
道 路 旅 客 運 送 業	100.0	64.3	(100.0)	49.6	(77.2)	14.6	(22.8)	13.0	22.8
道 路 貨 物 運 送 業	100.0	51.2	(100.0)	41.3	(80.8)	9.8	(19.2)	28.2	20.6
水 道 運 送 業	100.0	39.2	(100.0)	17.3	(44.1)	21.9	(55.9)	42.6	18.2
航 空 運 輸 業	100.0	41.1	(100.0)	30.9	(75.3)	10.2	(24.7)	36.6	22.3
倉 庫 業	100.0	63.3	(100.0)	49.7	(78.5)	13.6	(21.5)	24.3	12.4
運 輸 に 附 帯 す る サ ー ビ ス 業	100.0	62.9	(100.0)	40.3	(64.0)	22.6	(36.0)	16.9	20.2
郵 便 業 (信 書 便 事 業 を 含 む)	100.0	97.3	(100.0)	92.6	(95.1)	4.7	(4.9)	-	2.7

第2表-2 雇入れ時教育等実施の有無別事業所割合(2-2)

(正社員以外（派遣労働者を除く）)			(単位：%)						
区 分	事業所計	対象者がいる 1)	雇入れ時教育の実施			対象者が いない	不明		
			実施している	実施していない					
卸 売 業 , 小 売 業	100.0	68.3	(100.0)	39.0	(57.0)	29.4	(43.0)	11.5	20.1
(織 維 、 飲 食 料 品 そ の 他 卸 売 業)	100.0	47.1	(100.0)	22.8	(48.5)	24.2	(51.5)	24.3	28.6
各 種 商 品 卸 売 業	100.0	55.8	(100.0)	37.0	(66.2)	18.9	(33.8)	24.4	19.8
上 記 以 外 の 卸 売 業	100.0	47.0	(100.0)	22.7	(48.4)	24.3	(51.6)	24.3	28.7
(織 物 、 飲 食 料 品 そ の 他 小 売 業)	100.0	78.0	(100.0)	46.3	(59.3)	31.7	(40.7)	5.7	16.3
各 種 商 品 小 売 業	100.0	91.6	(100.0)	70.8	(77.3)	20.8	(22.7)	-	8.4
機 械 器 具 小 売 業	100.0	57.4	(100.0)	32.4	(56.5)	25.0	(43.5)	25.4	17.2
そ の 他 の 小 売 業	100.0	73.9	(100.0)	32.5	(44.0)	41.4	(56.0)	4.4	21.7
無 店 舗 小 売 業	100.0	63.2	(100.0)	34.1	(54.0)	29.1	(46.0)	12.0	24.8
上 記 以 外 の 小 売 業	100.0	86.3	(100.0)	57.9	(67.0)	28.4	(33.0)	1.1	12.5
金 融 業 , 保 険 業	100.0	56.3	(100.0)	28.1	(49.9)	28.2	(50.1)	24.7	19.0
金 融 業 , 融 資 業	100.0	58.7	(100.0)	28.3	(48.2)	30.4	(51.8)	18.9	22.4
保 険 業	100.0	52.6	(100.0)	27.8	(52.9)	24.8	(47.1)	33.7	13.8
不 動 産 業 , 物 品 賃 貸 業	100.0	56.6	(100.0)	32.5	(57.4)	24.1	(42.6)	21.9	21.5
不 動 産 業	100.0	57.8	(100.0)	34.3	(59.4)	23.4	(40.6)	19.5	22.8
物 品 賃 貸 業	100.0	54.9	(100.0)	30.0	(54.6)	24.9	(45.4)	25.3	19.8
学 術 研 究 , 専 門 ・ 技 術 サ ー ビ ス 業	100.0	49.5	(100.0)	25.2	(51.0)	24.3	(49.0)	23.5	27.0
宿 泊 業 , 飲 食 サ ー ビ ス 業	100.0	74.8	(100.0)	47.3	(63.2)	27.6	(36.8)	0.3	24.9
宿 泊 業	100.0	74.7	(100.0)	40.2	(53.8)	34.6	(46.2)	3.1	22.2
飲 食 サ ー ビ ス 業	100.0	74.8	(100.0)	48.1	(64.3)	26.7	(35.7)	-	25.2
生 活 関 連 サ ー ビ ス 業 , 娯 楽 業	100.0	70.3	(100.0)	33.9	(48.2)	36.4	(51.8)	9.7	20.0
洗 濯 ・ 理 容 ・ 美 容 ・ 浴 場 業	100.0	70.0	(100.0)	32.4	(46.3)	37.6	(53.7)	8.9	21.1
そ の 他 の 生 活 関 連 サ ー ビ ス 業	100.0	68.7	(100.0)	37.8	(55.1)	30.8	(44.9)	11.5	19.8
娯 楽 業	100.0	71.0	(100.0)	33.4	(47.0)	37.6	(53.0)	9.5	19.4
娯 楽 業 (ゴ ル フ 場 除 く 。)	100.0	71.4	(100.0)	32.7	(45.9)	38.6	(54.1)	10.5	18.2
ゴ ル フ 場	100.0	68.0	(100.0)	39.7	(58.4)	28.3	(41.6)	0.8	31.2
教 育 , 学 習 支 援 業	100.0	72.8	(100.0)	26.2	(36.0)	46.6	(64.0)	3.4	23.8
医 療 , 福 祉	100.0	72.1	(100.0)	40.2	(55.8)	31.8	(44.2)	2.7	25.2
複 合 サ ー ビ ス 事 業	100.0	62.0	(100.0)	37.9	(61.1)	24.1	(38.9)	15.1	23.0
郵 便 局	100.0	80.4	(100.0)	65.5	(81.5)	14.9	(18.5)	0.8	18.8
協 同 組 合 (他 に 分 類 さ れ な い も の)	100.0	53.9	(100.0)	25.8	(47.9)	28.1	(52.1)	21.3	24.8
サ ー ビ ス 業 (他 に 分 類 さ れ な い も の)	100.0	67.9	(100.0)	48.8	(71.9)	19.1	(28.1)	16.6	15.5
(対 事 業 所 サ ー ビ ス 業)	100.0	77.4	(100.0)	58.3	(75.3)	19.2	(24.7)	10.5	12.1
職 業 紹 介 ・ 労 働 者 派 遣 業	100.0	71.1	(100.0)	54.7	(76.9)	16.4	(23.1)	15.6	13.3
そ の 他 の 事 業 サ ー ビ ス 業	100.0	79.1	(100.0)	59.2	(74.9)	19.9	(25.1)	9.2	11.7
(対 個 人 サ ー ビ ス 業)	100.0	50.6	(100.0)	38.3	(75.6)	12.4	(24.4)	30.3	19.1
自 動 車 整 備 業	100.0	52.6	(100.0)	33.7	(64.0)	18.9	(36.0)	26.3	21.1
機 械 等 修 理 業 (別 掲 を 除 く)	100.0	48.9	(100.0)	42.2	(86.4)	6.7	(13.6)	33.7	17.4
(対 社 会 的 サ ー ビ ス 業)	100.0	50.9	(100.0)	27.7	(54.5)	23.1	(45.5)	25.9	23.2
廃 棄 物 処 理 業	100.0	42.1	(100.0)	35.8	(85.0)	6.3	(15.0)	34.3	23.6
政 治 ・ 経 済 ・ 文 化 団 体	100.0	59.4	(100.0)	19.4	(32.7)	40.0	(67.3)	22.1	18.4
宗 教	100.0	54.5	(100.0)	18.1	(33.2)	36.4	(66.8)	13.6	32.0
そ の 他 の サ ー ビ ス 業	100.0	68.2	(100.0)	25.3	(37.1)	42.9	(62.9)	1.0	30.8

注：1) 「対象者がいる」の事業所割合は「事業所計」から「対象者がいない」及び「不明」を除いた割合である。

第2表-3 雇入れ時教育等実施の有無別事業所割合(2-1)

(派遣労働者)		(単位：%)								
区 分		事業所計	雇入れ又は受入れ時教育の実施				対象者が いない	不明		
			対象者がいる 1)	実施している	実施していない					
合 計		100.0	11.9	(100.0)	7.1	(60.0)	4.7	(40.0)	84.8	3.3
(企 業 規 模)										
5,000 人 以 上		100.0	14.1	(100.0)	9.7	(68.8)	4.4	(31.2)	81.8	4.1
1,000 ～ 4,999 人		100.0	21.5	(100.0)	12.8	(59.8)	8.6	(40.2)	74.7	3.8
300 ～ 999 人		100.0	18.2	(100.0)	12.3	(67.9)	5.8	(32.1)	78.2	3.6
100 ～ 299 人		100.0	17.5	(100.0)	11.3	(64.7)	6.2	(35.3)	78.7	3.9
50 ～ 99 人		100.0	16.8	(100.0)	8.9	(53.2)	7.8	(46.8)	79.2	4.0
30 ～ 49 人		100.0	10.1	(100.0)	4.4	(43.2)	5.8	(56.8)	86.3	3.5
10 ～ 29 人		100.0	3.7	(100.0)	1.9	(50.4)	1.8	(49.6)	94.0	2.3
(事 業 所 規 模)										
1,000 人 以 上		100.0	74.6	(100.0)	55.1	(73.9)	19.5	(26.1)	18.4	7.0
500 ～ 999 人		100.0	66.4	(100.0)	47.4	(71.4)	19.0	(28.6)	25.7	7.9
300 ～ 499 人		100.0	62.3	(100.0)	42.8	(68.7)	19.5	(31.3)	32.9	4.8
100 ～ 299 人		100.0	45.5	(100.0)	32.6	(71.7)	12.9	(28.3)	49.0	5.5
50 ～ 99 人		100.0	26.0	(100.0)	17.8	(68.4)	8.2	(31.6)	66.9	7.1
10 ～ 49 人		100.0	7.7	(100.0)	4.0	(51.9)	3.7	(48.1)	89.6	2.7
30 ～ 49 人		100.0	16.8	(100.0)	9.0	(53.8)	7.8	(46.2)	79.7	3.5
10 ～ 29 人		100.0	5.9	(100.0)	3.0	(50.9)	2.9	(49.1)	91.6	2.5
(産 業)										
農 業 , 林 業 (林 業 に 限 る 。)		100.0	0.3	(100.0) *	0.3	(100.0) *	-	(-) *	98.5	1.2
鉱 業 , 採 石 業 , 砂 利 採 取 業		100.0	4.5	(100.0)	4.3	(94.8)	0.2	(5.2)	94.3	1.2
建 設		100.0	7.6	(100.0)	6.4	(84.3)	1.2	(15.7)	90.0	2.4
総 合 工 事 業		100.0	5.2	(100.0)	4.5	(87.6)	0.6	(12.4)	91.3	3.5
職 別 工 事 業 (設 備 工 事 業 を 除 く)		100.0	5.7	(100.0)	4.5	(79.4)	1.2	(20.6)	93.6	0.8
設 備 工 事 業		100.0	13.0	(100.0)	10.9	(83.5)	2.1	(16.5)	85.2	1.7
製 造 業		100.0	23.3	(100.0)	18.7	(80.3)	4.6	(19.7)	72.8	3.9
(消 費 関 連 製 造 業)		100.0	16.0	(100.0)	11.4	(71.2)	4.6	(28.8)	80.3	3.7
食 料 品 製 造 業 ・ 飲 料 ・ た ば こ ・ 飼 料 製 造 業		100.0	20.1	(100.0)	14.5	(72.1)	5.6	(27.9)	75.8	4.2
織 維 工 業		100.0	7.7	(100.0)	6.1	(79.2)	1.6	(20.8)	92.3	0.0
家 具 ・ 装 備 品 製 造 業		100.0	13.3	(100.0)	9.0	(67.7)	4.3	(32.3)	84.5	2.2
印 刷 ・ 同 関 連 業		100.0	12.4	(100.0)	7.9	(63.2)	4.6	(36.8)	82.3	5.3
な め し 革 ・ 同 製 品 ・ 毛 皮 製 造 業		100.0	7.4	(100.0) *	2.9	(39.9) *	4.4	(60.1) *	90.1	2.6
そ の 他 の 製 造 業		100.0	19.1	(100.0)	13.9	(72.8)	5.2	(27.2)	74.7	6.1
(非 金 属 系 素 材 関 連 製 造 業)		100.0	26.8	(100.0)	22.6	(84.5)	4.1	(15.5)	70.1	3.1
木 材 ・ 木 製 品 製 造 業 (家 具 を 除 く)		100.0	15.2	(100.0)	13.1	(85.9)	2.1	(14.1)	80.1	4.7
パ ル プ ・ 紙 ・ 紙 加 工 品 製 造 業		100.0	23.8	(100.0)	19.0	(79.8)	4.8	(20.2)	72.5	3.6
化 学 工 業		100.0	36.6	(100.0)	32.4	(88.5)	4.2	(11.5)	62.4	1.0
石 油 製 品 ・ 石 炭 製 品 製 造 業		100.0	28.1	(100.0)	25.6	(91.1)	2.5	(8.9)	70.4	1.5
プ ラ ス チ ッ ク 製 品 製 造 業 (別 掲 を 除 く)		100.0	30.3	(100.0)	24.2	(79.8)	6.1	(20.2)	65.2	4.6
ゴ ム 製 品 製 造 業		100.0	25.8	(100.0)	20.8	(80.5)	5.0	(19.5)	68.2	6.0
窯 業 ・ 土 石 製 品 製 造 業		100.0	21.5	(100.0)	19.7	(91.9)	1.7	(8.1)	77.6	0.9
(金 属 系 素 材 関 連 製 造 業)		100.0	24.8	(100.0)	22.8	(91.8)	2.0	(8.2)	71.8	3.3
鉄 業		100.0	23.5	(100.0)	21.0	(89.3)	2.5	(10.7)	70.3	6.1
非 鉄 金 属 製 造 業		100.0	33.0	(100.0)	27.6	(83.5)	5.4	(16.5)	63.2	3.8
金 属 製 品 製 造 業		100.0	24.0	(100.0)	22.5	(93.9)	1.5	(6.1)	73.4	2.7
(機 械 関 連 製 造 業)		100.0	28.0	(100.0)	21.8	(77.9)	6.2	(22.1)	66.9	5.1
は ん 用 機 械 器 具 製 造 業		100.0	21.5	(100.0)	18.8	(87.3)	2.7	(12.7)	74.0	4.4
生 産 用 機 械 器 具 製 造 業		100.0	21.9	(100.0)	14.1	(64.5)	7.8	(35.5)	75.5	2.7
業 務 用 機 械 器 具 製 造 業		100.0	25.0	(100.0)	20.3	(81.1)	4.7	(18.9)	65.7	9.3
電 子 部 品 ・ デ バ イ ス ・ 電 子 回 路 製 造 業		100.0	31.2	(100.0)	21.5	(68.9)	9.7	(31.1)	65.8	3.0
電 気 機 械 器 具 製 造 業		100.0	32.6	(100.0)	27.2	(83.5)	5.4	(16.5)	62.1	5.3
情 報 通 信 機 械 器 具 製 造 業		100.0	34.5	(100.0)	29.8	(86.3)	4.7	(13.7)	57.8	7.7
輸 送 用 機 械 器 具 製 造 業		100.0	34.0	(100.0)	28.2	(82.8)	5.8	(17.2)	58.5	7.5
電 気 ・ ガ ス ・ 熱 供 給 ・ 水 道 業		100.0	24.7	(100.0)	18.9	(76.2)	5.9	(23.8)	72.7	2.6
情 報 通 信 業		100.0	29.0	(100.0)	13.5	(46.5)	15.5	(53.5)	64.9	6.1
通 信 業		100.0	47.5	(100.0)	28.2	(59.4)	19.2	(40.6)	44.9	7.7
放 送 業		100.0	43.1	(100.0)	17.2	(39.8)	25.9	(60.2)	52.6	4.3
情 報 サ ー ビ ス 業		100.0	26.3	(100.0)	13.5	(51.2)	12.9	(48.8)	67.1	6.5
イ ン タ ー ネ ッ ト 附 随 サ ー ビ ス 業		100.0	31.7	(100.0)	15.4	(48.6)	16.3	(51.4)	59.9	8.4
映 像 ・ 音 声 ・ 文 字 情 報 制 作 業		100.0	27.1	(100.0)	6.6	(24.2)	20.6	(75.8)	68.9	4.0
運 輸 業 , 道 郵 便 業		100.0	14.3	(100.0)	11.8	(82.4)	2.5	(17.6)	82.2	3.4
鉄 道		100.0	3.0	(100.0)	1.3	(41.7)	1.8	(58.3)	96.5	0.4
道 路 旅 客 運 送 業		100.0	1.0	(100.0) *	-	(-) *	1.0	(100.0) *	97.1	1.9
道 路 貨 物 運 送 業		100.0	13.8	(100.0)	13.4	(97.3)	0.4	(2.7)	83.1	3.1
水 運 業		100.0	18.2	(100.0)	7.9	(43.7)	10.2	(56.3)	74.7	7.1
航 空 運 輸 業		100.0	37.3	(100.0)	16.2	(43.4)	21.1	(56.6)	54.9	7.8
倉 庫 業		100.0	36.7	(100.0)	25.5	(69.4)	11.3	(30.6)	56.2	7.0
運 輸 に 附 帯 す る サ ー ビ ス 業		100.0	23.7	(100.0)	13.8	(58.3)	9.9	(41.7)	70.7	5.6
郵 便 業 (信 書 便 事 業 を 含 む)		100.0	0.5	(100.0) *	0.5	(100.0) *	-	(-) *	99.0	0.5

第2表－3 雇入れ時教育等実施の有無別事業所割合(2-2)

(派遣労働者)		(単位：％)							
区 分	事業所計	雇入れ又は受入れ時教育の実施				対象者が いない	不明		
		対象者がいる 1)		実施している				実施していない	
卸 売 業 ， 小 売 業	100.0	10.2	(100.0)	4.3	(42.1)	5.9	(57.9)	87.9	1.9
(織 維 、 飲 食 料 品 そ の 他 卸 売 業)	100.0	17.5	(100.0)	5.9	(33.7)	11.6	(66.3)	80.1	2.5
各 種 商 品 卸 売 業	100.0	15.5	(100.0)	9.7	(62.7)	5.8	(37.3)	76.1	8.3
上 記 以 外 の 卸 売 業	100.0	17.5	(100.0)	5.9	(33.5)	11.6	(66.5)	80.1	2.4
(織 物 、 飲 食 料 品 そ の 他 小 売 業)	100.0	6.9	(100.0)	3.6	(51.9)	3.3	(48.1)	91.5	1.6
各 種 商 品 小 売 業	100.0	19.2	(100.0)	12.0	(62.6)	7.2	(37.4)	77.3	3.5
機 械 器 具 小 売 業	100.0	17.1	(100.0)	11.4	(66.8)	5.7	(33.2)	78.5	4.4
そ の 他 の 小 売 業	100.0	3.5	(100.0)	1.3	(36.7)	2.2	(63.3)	96.4	0.0
無 店 舗 小 売 業	100.0	14.2	(100.0)	7.5	(52.6)	6.7	(47.4)	84.2	1.5
上 記 以 外 の 小 売 業	100.0	5.3	(100.0)	2.3	(44.1)	2.9	(55.9)	92.9	1.8
金 融 業 ， 保 険 業	100.0	16.4	(100.0)	6.8	(41.3)	9.6	(58.7)	79.1	4.5
金 融 業 ， 融 資 業	100.0	18.9	(100.0)	7.8	(40.9)	11.2	(59.1)	76.4	4.6
保 険 業	100.0	12.4	(100.0)	5.2	(42.1)	7.2	(57.9)	83.2	4.4
不 動 産 業 ， 物 品 賃 貸 業	100.0	12.3	(100.0)	7.6	(62.2)	4.7	(37.8)	83.6	4.1
不 動 産 業	100.0	14.0	(100.0)	8.5	(60.8)	5.5	(39.2)	80.5	5.6
物 品 賃 貸 業	100.0	10.0	(100.0)	6.5	(64.7)	3.5	(35.3)	87.9	2.1
学 術 研 究 ， 専 門 ・ 技 術 サ ー ビ ス 業	100.0	14.2	(100.0)	7.3	(51.8)	6.8	(48.2)	81.0	4.8
宿 泊 業 ， 飲 食 サ ー ビ ス 業	100.0	1.6	(100.0)	0.9	(55.6)	0.7	(44.4)	95.9	2.5
宿 泊 業	100.0	7.7	(100.0)	1.1	(14.3)	6.6	(85.7)	89.1	3.2
飲 食 サ ー ビ ス 業	100.0	0.8	(100.0) *	0.8	(100.0) *	-	(-) *	96.8	2.4
生 活 関 連 サ ー ビ ス 業 ， 娯 楽 業	100.0	8.9	(100.0)	3.6	(40.0)	5.3	(60.0)	88.1	3.0
洗 濯 ・ 理 容 ・ 美 容 ・ 浴 場 業	100.0	2.0	(100.0) *	2.0	(98.1) *	0.0	(1.9) *	96.5	1.5
そ の 他 の 生 活 関 連 サ ー ビ ス 業	100.0	8.0	(100.0)	5.1	(63.5)	2.9	(36.5)	88.4	3.6
娯 楽 業	100.0	13.3	(100.0)	4.0	(29.7)	9.3	(70.3)	83.0	3.7
娯 楽 業 (ゴ ル フ 場 除 く 。)	100.0	13.3	(100.0)	3.6	(26.7)	9.8	(73.3)	83.8	2.9
ゴ ル フ 場	100.0	13.0	(100.0)	7.6	(58.4)	5.4	(41.6)	76.0	11.0
教 育 ， 学 習 支 援 業	100.0	15.1	(100.0)	4.2	(27.5)	10.9	(72.5)	81.5	3.4
医 療 ， 福 祉	100.0	9.5	(100.0)	5.2	(55.3)	4.2	(44.7)	84.7	5.9
複 合 サ ー ビ ス 事 業	100.0	7.6	(100.0)	3.6	(47.0)	4.0	(53.0)	88.9	3.6
郵 便 局	100.0	1.2	(100.0) *	1.2	(100.0) *	-	(-) *	96.4	2.4
協 同 組 合 (他 に 分 類 さ れ な い も の)	100.0	10.3	(100.0)	4.6	(44.2)	5.8	(55.8)	85.6	4.1
サ ー ビ ス 業 (他 に 分 類 さ れ な い も の)	100.0	13.5	(100.0)	8.3	(61.4)	5.2	(38.6)	84.3	2.2
(対 事 業 所 サ ー ビ ス 業)	100.0	15.2	(100.0)	8.6	(56.8)	6.6	(43.2)	82.6	2.2
職 業 紹 介 ・ 労 働 者 派 遣 業	100.0	11.0	(100.0)	6.7	(61.0)	4.3	(39.0)	81.3	7.7
そ の 他 の 事 業 サ ー ビ ス 業	100.0	16.3	(100.0)	9.1	(56.1)	7.2	(43.9)	82.9	0.8
(対 個 人 サ ー ビ ス 業)	100.0	11.8	(100.0)	9.6	(80.6)	2.3	(19.4)	86.4	1.8
自 動 車 整 備 業	100.0	3.7	(100.0) *	1.7	(44.9) *	2.0	(55.1) *	94.1	2.2
機 械 等 修 理 業 (別 掲 を 除 く)	100.0	18.9	(100.0)	16.4	(86.7)	2.5	(13.3)	79.7	1.3
(対 社 会 的 サ ー ビ ス 業)	100.0	9.4	(100.0)	6.4	(67.6)	3.1	(32.4)	88.1	2.5
廃 棄 物 処 理 業	100.0	9.3	(100.0)	8.1	(87.1)	1.2	(12.9)	89.1	1.6
政 治 ・ 経 済 ・ 文 化 団 体	100.0	12.3	(100.0)	6.0	(48.9)	6.3	(51.1)	84.0	3.7
宗 教	100.0	3.5	(100.0) *	2.0	(55.9) *	1.5	(44.1) *	94.0	2.5
そ の 他 の サ ー ビ ス 業	100.0	4.8	(100.0) *	2.0	(42.2) *	2.8	(57.8) *	91.9	3.4

注：1) 「対象者がいる」の事業所割合は「事業所計」から「対象者がいない」及び「不明」を除いた割合である。

第3表-1 リスクアセスメントの実施の有無及び実施内容別事業所割合(2-1)

区 分	事業所計	実施している	実施内容					
			作業に用いる機械の 危険性に関する事項	作業に用いる化学物質 の危険性・有害性に 関する事項	腰痛のおそれのある 作業に関する事項			
合 計	100.0	46.5 (100.0)	29.4 (63.2)	14.5 (31.3)	20.4 (43.9)			
（ 企 業 規 模 ）								
5,000人以上	100.0	59.6 (100.0)	34.5 (57.8)	13.3 (22.4)	32.7 (54.8)			
1,000～4,999人	100.0	56.1 (100.0)	31.3 (55.8)	18.4 (32.8)	29.2 (52.0)			
300～999人	100.0	46.7 (100.0)	25.8 (55.2)	16.4 (35.1)	21.4 (45.8)			
100～299人	100.0	49.9 (100.0)	30.7 (61.6)	16.0 (32.1)	23.7 (47.5)			
50～99人	100.0	48.0 (100.0)	33.1 (68.9)	17.9 (37.3)	23.4 (48.8)			
30～49人	100.0	44.7 (100.0)	31.0 (69.4)	13.7 (30.6)	17.7 (39.7)			
10～29人	100.0	38.7 (100.0)	26.7 (69.0)	12.1 (31.1)	12.8 (32.9)			
（ 事 業 所 規 模 ）								
1,000人以上	100.0	74.4 (100.0)	50.5 (67.9)	55.9 (75.2)	43.3 (58.2)			
500～999人	100.0	72.6 (100.0)	49.9 (68.7)	45.5 (62.8)	36.2 (49.9)			
300～499人	100.0	71.6 (100.0)	50.8 (71.0)	37.6 (52.6)	46.2 (64.6)			
100～299人	100.0	67.6 (100.0)	43.0 (63.6)	28.3 (41.8)	37.4 (55.4)			
50～99人	100.0	61.9 (100.0)	41.2 (66.5)	20.6 (33.3)	31.6 (51.0)			
10～49人	100.0	43.3 (100.0)	27.0 (62.5)	12.7 (29.4)	17.9 (41.4)			
30～49人	100.0	50.3 (100.0)	31.2 (62.2)	15.8 (31.5)	24.5 (48.8)			
10～29人	100.0	41.9 (100.0)	26.2 (62.5)	12.1 (28.9)	16.6 (39.7)			
（ 産 業 ）								
農業、林業（林業に限る。）	100.0	85.7 (100.0)	80.5 (94.0)	4.5 (5.2)	19.3 (22.5)			
鉱業、採石業、砂利採取業	100.0	65.2 (100.0)	61.9 (95.0)	21.4 (32.9)	29.5 (45.3)			
建設	100.0	75.6 (100.0)	63.5 (84.1)	26.6 (35.1)	33.5 (44.3)			
総合工事事業	100.0	72.1 (100.0)	60.0 (83.2)	18.8 (26.0)	30.2 (42.0)			
職別工事事業（設備工事事業を除く）	100.0	81.0 (100.0)	69.7 (86.0)	36.2 (44.7)	37.2 (46.0)			
設備工事事業	100.0	77.7 (100.0)	65.3 (84.0)	33.1 (42.6)	36.4 (46.9)			
製造業	100.0	61.6 (100.0)	55.4 (90.0)	31.6 (51.4)	25.8 (41.9)			
（消費関連製造業）	100.0	56.0 (100.0)	48.7 (87.0)	25.6 (45.8)	19.6 (35.1)			
食料品製造業、飲料・たばこ・飼料製造業	100.0	62.9 (100.0)	56.6 (90.1)	22.0 (35.0)	25.5 (40.5)			
繊維工業	100.0	32.2 (100.0)	28.4 (88.1)	14.1 (43.8)	5.4 (16.9)			
家具・装備品製造業	100.0	62.0 (100.0)	55.8 (90.0)	32.8 (53.0)	24.6 (39.7)			
印刷・同関連業	100.0	57.7 (100.0)	44.3 (76.7)	42.5 (73.7)	14.0 (24.3)			
なめし革・同製品・毛皮製造業	100.0	39.9 (100.0)	36.3 (90.9)	28.9 (72.3)	6.0 (15.0)			
その他の製造業	100.0	59.7 (100.0)	49.7 (83.2)	33.4 (55.9)	24.0 (40.1)			
（非金属系素材関連製造業）	100.0	66.5 (100.0)	61.1 (91.9)	39.1 (58.7)	29.1 (43.7)			
木材・木製品製造業（家具を除く）	100.0	69.0 (100.0)	66.3 (96.1)	20.3 (29.4)	22.4 (32.5)			
パルプ・紙・紙加工品製造業	100.0	65.6 (100.0)	64.8 (98.8)	26.4 (40.3)	27.8 (42.4)			
化学工業	100.0	79.6 (100.0)	65.3 (82.0)	70.7 (88.8)	43.7 (54.9)			
石油製品・石炭製品製造業	100.0	89.3 (100.0)	71.9 (80.5)	75.4 (84.5)	34.2 (38.3)			
プラスチック製品製造業（別掲を除く）	100.0	57.0 (100.0)	55.5 (97.5)	35.8 (62.9)	21.0 (36.9)			
ゴム製品製造業	100.0	59.9 (100.0)	53.5 (89.4)	39.9 (66.6)	27.8 (46.3)			
窯業・土石製品製造業	100.0	69.4 (100.0)	62.4 (89.9)	32.5 (46.8)	32.4 (46.7)			
（金属系素材関連製造業）	100.0	65.5 (100.0)	60.3 (92.1)	28.5 (43.5)	29.8 (45.6)			
鉄業	100.0	72.5 (100.0)	69.6 (96.0)	27.3 (37.7)	29.8 (41.1)			
非鉄金属製造業	100.0	73.3 (100.0)	67.4 (91.9)	42.4 (57.7)	34.4 (46.9)			
金属製品製造業	100.0	62.8 (100.0)	57.2 (91.1)	26.8 (42.7)	29.2 (46.5)			
（機械関連製造業）	100.0	62.0 (100.0)	56.1 (90.4)	34.3 (55.4)	28.0 (45.2)			
はん用機械器具製造業	100.0	58.9 (100.0)	53.7 (91.1)	34.9 (59.2)	29.6 (50.2)			
生産用機械器具製造業	100.0	61.4 (100.0)	57.7 (93.9)	27.8 (45.3)	26.6 (43.3)			
業務用機械器具製造業	100.0	55.8 (100.0)	49.9 (89.5)	37.3 (66.9)	24.1 (43.2)			
電子部品・デバイス・電子回路製造業	100.0	58.4 (100.0)	53.0 (90.7)	43.3 (74.1)	22.7 (38.9)			
電気機械器具製造業	100.0	61.7 (100.0)	53.6 (86.9)	34.2 (55.5)	26.8 (43.4)			
情報通信機械器具製造業	100.0	65.5 (100.0)	55.9 (85.4)	47.5 (72.5)	30.3 (46.3)			
輸送用機械器具製造業	100.0	68.4 (100.0)	61.4 (89.7)	34.4 (50.3)	33.8 (49.4)			
電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	86.7 (100.0)	61.0 (70.4)	41.5 (47.9)	32.3 (37.3)			
情報通信業	100.0	19.2 (100.0)	5.9 (30.6)	1.8 (9.2)	7.6 (39.7)			
放送業	100.0	28.5 (100.0)	9.3 (32.7)	1.1 (3.9)	18.6 (65.3)			
情報サービス業	100.0	43.7 (100.0)	15.6 (35.6)	7.3 (16.7)	10.7 (24.6)			
インターネット附随サービス業	100.0	20.1 (100.0)	6.7 (33.2)	1.8 (9.1)	8.8 (43.9)			
映像・音声・文字情報制作業	100.0	6.9 (100.0)	1.7 (24.5)	1.7 (24.5)	2.2 (31.7)			
運輸業、郵便業	100.0	10.5 (100.0)	0.8 (7.8)	0.7 (6.5)	0.1 (0.8)			
鉄道	100.0	66.3 (100.0)	40.5 (61.1)	6.4 (9.7)	29.8 (44.9)			
道路旅客運送業	100.0	76.0 (100.0)	46.5 (61.2)	17.7 (23.2)	29.4 (38.6)			
道路貨物運送業	100.0	53.4 (100.0)	12.0 (22.6)	3.9 (7.3)	7.4 (13.9)			
水路運送業	100.0	69.8 (100.0)	44.7 (64.1)	4.0 (5.7)	35.3 (50.6)			
航空運送業	100.0	47.2 (100.0)	39.4 (83.6)	26.7 (56.7)	14.2 (30.2)			
倉庫業	100.0	49.7 (100.0)	24.3 (48.9)	16.2 (32.6)	26.4 (53.2)			
運輸に附帯するサービス業	100.0	68.2 (100.0)	54.9 (80.6)	9.6 (14.0)	32.3 (47.3)			
郵便業（信書便事業を含む）	100.0	58.9 (100.0)	38.4 (65.3)	12.4 (21.0)	23.7 (40.3)			
	100.0	93.1 (100.0)	76.7 (82.4)	39.1 (41.9)	80.2 (86.1)			

(単位: %)

(複数回答)										実施して いない	不明
熱中症予防に着目した 暑い場所での作業に 関する事項		高所からの 墜落・転落に 関する事項		交通事故に関する事項		左記以外の事項		不明			
24.4 (52.5)		15.9 (34.3)		26.2 (56.5)		7.3 (15.8)		0.1 (0.1)		51.2	2.3
29.5 (49.4)		21.4 (35.9)		35.3 (59.2)		11.4 (19.1)		0.2 (0.3)		38.2	2.2
29.1 (51.8)		14.6 (26.1)		34.7 (61.8)		7.2 (12.9)		0.1 (0.2)		41.5	2.4
21.4 (45.8)		15.0 (32.2)		26.0 (55.7)		8.2 (17.5)		0.0 (0.0)		53.0	0.3
24.2 (48.5)		14.8 (29.7)		24.9 (50.0)		6.8 (13.7)		0.2 (0.3)		48.2	1.9
26.8 (55.8)		16.2 (33.7)		27.7 (57.7)		6.0 (12.5)		- (-)		51.2	0.8
26.5 (59.3)		17.1 (38.2)		26.2 (58.7)		5.9 (13.3)		- (-)		51.1	4.3
21.5 (55.6)		15.0 (38.8)		21.3 (55.1)		6.7 (17.4)		0.0 (0.1)		58.3	3.0
36.3 (48.7)		37.5 (50.4)		30.5 (41.0)		14.8 (20.0)		0.3 (0.4)		25.2	0.4
34.4 (47.4)		32.1 (44.2)		28.0 (38.5)		22.2 (30.5)		0.1 (0.2)		27.2	0.2
32.8 (45.8)		29.1 (40.7)		28.4 (39.7)		13.7 (19.2)		- (-)		27.8	0.7
33.7 (49.9)		26.7 (39.5)		33.5 (49.6)		14.6 (21.6)		0.3 (0.4)		31.4	1.0
27.9 (45.1)		21.4 (34.6)		30.2 (48.8)		9.7 (15.7)		- (-)		36.8	1.2
23.4 (54.1)		14.5 (33.6)		25.4 (58.7)		6.5 (15.1)		0.1 (0.2)		54.2	2.5
27.8 (55.3)		18.0 (35.8)		29.3 (58.3)		7.5 (14.9)		0.1 (0.1)		46.5	3.2
22.5 (53.8)		13.8 (33.1)		24.6 (58.8)		6.4 (15.2)		0.1 (0.2)		55.8	2.4
66.2 (77.2)		40.4 (47.2)		32.1 (37.5)		25.7 (30.0)		- (-)		14.3	-
50.2 (77.0)		51.1 (78.3)		45.0 (69.1)		10.7 (16.3)		- (-)		34.0	0.7
69.6 (92.1)		66.4 (87.9)		58.1 (76.9)		11.9 (15.7)		- (-)		23.2	1.2
68.4 (95.0)		59.3 (82.2)		61.4 (85.2)		10.7 (14.8)		- (-)		25.8	2.1
69.1 (85.3)		75.4 (93.0)		49.1 (60.6)		16.0 (19.7)		- (-)		17.9	1.0
71.8 (92.4)		72.3 (93.1)		58.6 (75.5)		11.2 (14.4)		- (-)		22.3	-
31.1 (50.6)		21.2 (34.4)		21.2 (34.4)		6.0 (9.7)		0.2 (0.3)		37.2	1.2
23.7 (42.4)		14.7 (26.3)		14.4 (25.8)		5.9 (10.6)		0.1 (0.3)		41.4	2.6
28.6 (45.5)		20.4 (32.4)		13.1 (20.8)		8.9 (14.2)		- (-)		33.9	3.2
13.6 (42.2)		5.0 (15.6)		6.7 (20.7)		1.3 (4.0)		- (-)		64.4	3.4
35.6 (57.3)		22.0 (35.4)		26.0 (41.9)		6.6 (10.7)		- (-)		36.8	1.1
10.5 (18.2)		4.6 (7.9)		18.6 (32.2)		3.3 (5.8)		0.9 (1.6)		40.2	2.1
13.5 (33.7)		2.3 (5.8)		10.8 (27.2)		1.0 (2.5)		- (-)		60.1	-
34.1 (57.1)		17.8 (29.8)		23.3 (39.1)		3.4 (5.7)		- (-)		40.3	-
36.7 (55.2)		27.9 (41.9)		27.5 (41.2)		7.0 (10.5)		0.1 (0.1)		33.1	0.4
40.4 (58.6)		32.2 (46.7)		25.6 (37.2)		5.4 (7.8)		1.0 (1.4)		29.1	2.0
39.6 (60.4)		22.9 (34.9)		26.0 (39.6)		5.4 (8.2)		- (-)		33.4	1.1
37.9 (47.6)		41.4 (52.0)		27.4 (34.5)		13.0 (16.4)		- (-)		20.3	0.1
53.7 (60.1)		48.1 (53.9)		47.0 (52.6)		12.6 (14.1)		- (-)		10.7	-
26.8 (47.0)		16.4 (28.8)		24.3 (42.6)		4.3 (7.5)		- (-)		43.0	-
33.3 (55.6)		22.1 (36.9)		19.9 (33.2)		4.2 (7.0)		- (-)		40.1	-
45.8 (66.0)		34.6 (49.9)		34.3 (49.5)		8.0 (11.6)		- (-)		30.6	-
43.6 (66.6)		25.3 (38.7)		24.3 (37.2)		5.3 (8.1)		0.8 (1.2)		33.5	1.0
45.0 (62.0)		28.5 (39.3)		14.9 (20.6)		10.0 (13.7)		- (-)		26.7	0.8
39.2 (53.5)		26.8 (36.6)		21.4 (29.2)		10.7 (14.5)		- (-)		25.6	1.1
43.9 (69.8)		24.4 (38.8)		26.8 (42.7)		3.5 (5.5)		1.0 (1.7)		36.2	1.0
28.8 (46.4)		21.1 (34.1)		22.3 (35.9)		5.6 (9.0)		0.0 (0.1)		37.5	0.5
30.0 (51.0)		24.8 (42.0)		24.8 (42.0)		8.9 (15.2)		0.1 (0.2)		39.2	1.9
26.9 (43.8)		19.9 (32.3)		20.1 (32.7)		4.3 (7.0)		- (-)		38.6	-
20.6 (36.9)		16.1 (28.9)		22.8 (40.8)		6.3 (11.3)		- (-)		42.4	1.8
18.4 (31.4)		14.2 (24.3)		17.5 (29.9)		4.9 (8.3)		- (-)		41.6	-
30.2 (48.9)		20.0 (32.5)		31.1 (50.3)		6.3 (10.3)		- (-)		38.3	-
26.0 (39.7)		16.8 (25.6)		27.2 (41.5)		7.9 (12.0)		0.9 (1.4)		33.4	1.1
38.5 (56.2)		28.0 (40.9)		17.8 (26.1)		4.5 (6.6)		- (-)		31.1	0.5
57.4 (66.2)		65.4 (75.5)		46.0 (53.1)		25.0 (28.8)		- (-)		12.6	0.7
7.0 (36.7)		4.7 (24.6)		12.2 (63.5)		3.8 (19.6)		0.4 (2.3)		79.7	1.1
15.5 (54.3)		21.0 (73.9)		27.1 (95.1)		2.5 (8.6)		- (-)		67.9	3.6
32.2 (73.6)		25.7 (58.9)		40.9 (93.7)		4.8 (11.0)		- (-)		56.3	-
5.9 (29.2)		2.5 (12.2)		10.9 (54.1)		4.3 (21.4)		0.7 (3.3)		79.2	0.7
1.7 (24.5) *		3.9 (56.3) *		3.9 (56.3) *		3.0 (43.7) *		- (-) *		93.1	-
3.7 (35.6)		1.9 (17.8)		6.8 (64.7)		2.4 (23.1)		- (-)		87.7	1.9
36.2 (54.5)		27.9 (42.1)		55.0 (82.9)		9.7 (14.6)		0.0 (0.0)		32.0	1.6
49.9 (65.6)		54.3 (71.4)		42.2 (55.5)		24.3 (31.9)		- (-)		24.0	-
11.8 (22.1)		6.0 (11.3)		52.2 (97.7)		3.3 (6.2)		- (-)		42.6	4.0
39.2 (56.2)		29.0 (41.5)		64.8 (92.8)		8.2 (11.7)		- (-)		28.6	1.6
33.1 (70.1)		28.7 (60.8)		9.8 (20.8)		12.5 (26.6)		- (-)		51.8	1.0
37.4 (75.3)		30.2 (60.9)		19.9 (40.1)		13.4 (27.0)		1.6 (3.3)		48.7	1.6
39.5 (57.8)		39.3 (57.7)		25.7 (37.7)		13.3 (19.4)		- (-)		29.6	2.2
38.6 (65.5)		30.0 (50.9)		31.5 (53.5)		15.7 (26.7)		- (-)		41.1	-
60.7 (65.1)		22.1 (23.8)		89.8 (96.4)		44.0 (47.2)		- (-)		5.8	1.1

第3表-1 リスクアセスメントの実施の有無及び実施内容別事業所割合(2-2)

区 分	事業所計	実施している	実施内容			
			作業に用いる機械の危険性に関する事項	作業に用いる化学物質の危険性・有害性に関する事項	腰痛のおそれのある作業に関する事項	
卸売業，小売業	100.0	38.7 (100.0)	21.6 (56.0)	10.1 (26.0)	17.5 (45.3)	
（繊維、飲食品その他卸売業）	100.0	38.7 (100.0)	21.6 (55.7)	11.3 (29.1)	16.6 (42.7)	
各種商品卸売業	100.0	34.5 (100.0)	17.2 (49.7)	8.2 (23.7)	12.0 (34.7)	
上記以外の卸売業	100.0	38.8 (100.0)	21.6 (55.7)	11.3 (29.1)	16.6 (42.8)	
（織物、飲食品その他小売業）	100.0	38.6 (100.0)	21.7 (56.1)	9.5 (24.6)	18.0 (46.5)	
各種商品小売業	100.0	61.8 (100.0)	37.6 (60.8)	14.1 (22.8)	35.6 (57.5)	
機械器具小売業	100.0	52.1 (100.0)	35.2 (67.6)	27.5 (52.7)	27.4 (52.5)	
その他小売業	100.0	35.5 (100.0)	16.4 (46.1)	7.1 (20.1)	16.8 (47.3)	
無店舗小売業	100.0	40.6 (100.0)	18.7 (46.1)	5.3 (13.1)	21.9 (54.0)	
上記以外の小売業	100.0	36.1 (100.0)	21.0 (58.1)	6.4 (17.8)	15.4 (42.8)	
金融業，保険業	100.0	26.4 (100.0)	0.8 (3.2)	0.6 (2.1)	2.2 (8.2)	
金融業，融	100.0	17.8 (100.0)	0.9 (5.2)	0.9 (5.2)	3.5 (19.7)	
保険業	100.0	39.6 (100.0)	0.7 (1.8)	- (-)	0.0 (0.1)	
不動産業，物品賃貸業	100.0	39.1 (100.0)	15.9 (40.8)	8.2 (20.8)	13.2 (33.7)	
不動産業	100.0	32.4 (100.0)	6.4 (19.6)	6.0 (18.6)	14.4 (44.3)	
物品賃貸業	100.0	48.3 (100.0)	29.2 (60.3)	11.1 (22.9)	11.6 (23.9)	
学術研究，専門・技術サービス業	100.0	38.3 (100.0)	25.0 (65.3)	15.8 (41.1)	15.3 (39.9)	
宿泊業，飲食サービス業	100.0	36.4 (100.0)	27.6 (75.9)	13.7 (37.6)	12.2 (33.6)	
宿泊業	100.0	33.5 (100.0)	9.9 (29.5)	5.9 (17.5)	15.1 (45.0)	
飲食サービス業	100.0	36.7 (100.0)	29.7 (80.9)	14.6 (39.7)	11.9 (32.4)	
生活関連サービス業，娯楽業	100.0	33.9 (100.0)	21.6 (63.7)	10.4 (30.6)	14.9 (43.8)	
洗濯・理容・美容・浴場業	100.0	31.5 (100.0)	20.6 (65.3)	16.9 (53.6)	12.2 (38.6)	
その他の生活関連サービス業	100.0	30.8 (100.0)	7.3 (23.8)	6.0 (19.6)	6.8 (22.1)	
娯楽業	100.0	36.5 (100.0)	27.1 (74.4)	8.0 (21.9)	19.3 (52.8)	
娯楽業（ゴルフ場除く。）	100.0	34.1 (100.0)	25.0 (73.2)	6.4 (18.6)	19.3 (56.6)	
ゴルフ場	100.0	58.2 (100.0)	47.0 (80.8)	23.0 (39.5)	18.5 (31.7)	
教育，学習支援業	100.0	25.9 (100.0)	6.1 (23.5)	6.1 (23.8)	3.0 (11.8)	
医療，福祉	100.0	47.2 (100.0)	14.8 (31.2)	10.5 (22.2)	29.4 (62.1)	
複合サービス事業	100.0	37.0 (100.0)	16.5 (44.5)	4.3 (11.7)	14.8 (39.9)	
郵便局	100.0	62.1 (100.0)	33.9 (54.6)	9.7 (15.7)	37.3 (60.1)	
協同組合（他に分類されないもの）	100.0	26.1 (100.0)	8.9 (34.0)	2.0 (7.6)	4.9 (18.9)	
サービス業（他に分類されないもの）	100.0	54.3 (100.0)	35.8 (65.9)	22.7 (41.7)	24.2 (44.6)	
（対事業所サービス業）	100.0	53.0 (100.0)	32.1 (60.6)	19.9 (37.6)	24.2 (45.8)	
職業紹介・労働者派遣業	100.0	35.3 (100.0)	22.9 (64.8)	15.7 (44.4)	25.9 (73.4)	
その他の事業サービス業	100.0	57.6 (100.0)	34.5 (59.9)	21.0 (36.5)	23.8 (41.3)	
（対個人サービス業）	100.0	69.9 (100.0)	53.4 (76.4)	44.7 (64.0)	30.2 (43.1)	
自動車整備業	100.0	63.5 (100.0)	48.2 (76.0)	51.3 (80.8)	21.1 (33.2)	
機械等修理業（別掲を除く）	100.0	75.5 (100.0)	57.9 (76.8)	38.9 (51.6)	38.1 (50.4)	
（対社会的サービス業）	100.0	48.3 (100.0)	35.5 (73.5)	16.9 (34.9)	20.4 (42.2)	
廃棄物処理業	100.0	78.0 (100.0)	63.5 (81.4)	29.6 (37.9)	36.2 (46.4)	
政治・経済・文化団体	100.0	17.5 (100.0)	8.4 (48.2)	4.9 (28.0)	4.7 (26.7)	
宗教	100.0	21.1 (100.0)	3.7 (17.8)	1.2 (5.9)	3.6 (17.2)	
その他のサービス業	100.0	25.5 (100.0)	13.8 (54.1)	6.8 (26.8)	8.2 (32.0)	

(単位: %)

(複数回答)										実施して いない	不明
熱中症予防に着目した 暑い場所での作業に 関する事項		高所からの 墜落・転落に 関する事項		交通事故に関する事項		左記以外の事項		不明			
18.7	(48.4)	10.6	(27.5)	23.6	(61.2)	4.6	(11.9)	0.0	(0.0)	59.1	2.3
20.8	(53.7)	8.8	(22.7)	33.1	(85.4)	4.4	(11.3)	-	(-)	58.3	3.0
15.2	(44.0)	7.4	(21.4)	29.2	(84.5)	6.0	(17.4)	-	(-)	64.5	1.0
20.8	(53.7)	8.8	(22.7)	33.1	(85.4)	4.4	(11.3)	-	(-)	58.2	3.0
17.7	(45.9)	11.5	(29.7)	19.3	(50.1)	4.7	(12.2)	0.0	(0.0)	59.4	1.9
21.7	(35.0)	26.5	(42.8)	18.3	(29.7)	17.2	(27.8)	-	(-)	37.4	0.8
31.2	(59.9)	13.4	(25.7)	42.3	(81.1)	3.0	(5.8)	-	(-)	45.9	2.0
19.0	(53.6)	12.4	(34.9)	22.1	(62.4)	5.0	(14.2)	-	(-)	63.4	1.1
30.1	(74.1)	12.2	(30.1)	34.5	(84.9)	3.1	(7.5)	0.1	(0.2)	55.5	3.9
12.6	(34.8)	10.0	(27.6)	10.9	(30.1)	4.7	(12.9)	-	(-)	61.6	2.3
2.5	(9.6)	0.1	(0.3)	21.9	(83.2)	4.0	(15.1)	0.5	(2.0)	71.6	2.0
2.0	(11.1)	0.1	(0.7)	13.5	(75.4)	1.9	(10.8)	0.9	(4.8)	79.6	2.6
3.4	(8.6)	0.0	(0.1)	35.1	(88.6)	7.1	(18.1)	-	(-)	59.3	1.1
24.7	(63.3)	15.1	(38.5)	26.7	(68.4)	6.4	(16.3)	0.6	(1.5)	59.4	1.5
22.5	(69.6)	11.0	(33.9)	18.5	(56.9)	5.9	(18.1)	-	(-)	66.4	1.1
27.7	(57.4)	20.7	(42.9)	38.2	(79.0)	7.1	(14.7)	1.4	(2.9)	49.6	2.1
21.5	(56.0)	17.2	(44.8)	25.0	(65.1)	6.8	(17.7)	-	(-)	61.5	0.1
18.7	(51.5)	5.1	(14.0)	12.6	(34.7)	6.3	(17.2)	0.0	(0.0)	58.5	5.2
19.3	(57.7)	13.2	(39.4)	9.7	(28.9)	9.2	(27.5)	0.0	(0.0)	66.4	0.0
18.6	(50.8)	4.1	(11.2)	13.0	(35.4)	5.9	(16.1)	-	(-)	57.5	5.8
14.7	(43.4)	13.4	(39.5)	18.4	(54.2)	4.6	(13.6)	0.0	(0.1)	65.1	1.0
10.7	(33.9)	10.7	(34.1)	14.9	(47.4)	2.5	(8.0)	-	(-)	65.5	3.0
13.5	(43.7)	6.4	(20.8)	23.3	(75.5)	11.6	(37.6)	-	(-)	69.2	-
17.6	(48.2)	17.4	(47.8)	18.8	(51.5)	3.5	(9.5)	0.1	(0.2)	63.5	0.1
14.6	(42.7)	16.1	(47.1)	17.1	(50.2)	2.8	(8.2)	-	(-)	65.9	-
45.5	(78.2)	29.9	(51.3)	34.2	(58.9)	9.7	(16.7)	0.8	(1.4)	41.0	0.8
8.5	(32.9)	3.8	(14.7)	15.1	(58.3)	8.6	(33.4)	-	(-)	72.2	2.0
14.0	(29.7)	1.8	(3.8)	21.7	(45.9)	12.7	(26.9)	-	(-)	48.6	4.1
15.7	(42.5)	4.8	(13.0)	32.8	(88.6)	9.6	(25.8)	-	(-)	62.1	0.9
31.3	(50.4)	7.4	(12.0)	57.7	(93.0)	25.8	(41.6)	-	(-)	36.3	1.6
9.0	(34.4)	3.6	(14.0)	21.9	(84.0)	2.5	(9.4)	-	(-)	73.3	0.6
35.9	(66.1)	26.9	(49.6)	34.2	(63.0)	8.0	(14.8)	0.0	(0.1)	45.5	0.2
35.1	(66.3)	24.9	(46.9)	31.1	(58.6)	7.9	(14.9)	-	(-)	47.0	-
24.6	(69.7)	13.0	(36.8)	21.6	(61.1)	6.0	(17.1)	-	(-)	64.7	-
37.8	(65.7)	28.0	(48.5)	33.5	(58.2)	8.4	(14.5)	-	(-)	42.4	-
42.7	(61.1)	38.4	(55.0)	45.9	(65.7)	10.0	(14.3)	-	(-)	29.4	0.7
35.7	(56.2)	20.0	(31.5)	38.8	(61.1)	4.5	(7.1)	-	(-)	36.5	-
48.8	(64.7)	54.4	(72.2)	52.2	(69.1)	14.7	(19.5)	-	(-)	23.3	1.3
33.9	(70.1)	25.8	(53.4)	36.0	(74.5)	7.3	(15.0)	0.1	(0.3)	51.1	0.6
58.1	(74.4)	46.0	(59.0)	59.0	(75.6)	10.5	(13.5)	0.2	(0.3)	21.3	0.7
8.5	(48.4)	3.8	(21.6)	13.7	(78.3)	4.4	(25.3)	-	(-)	82.5	-
12.7	(60.4)	5.6	(26.4)	12.2	(58.0)	3.2	(15.3)	-	(-)	77.8	1.1
15.4	(60.3)	19.1	(75.2)	14.4	(56.6)	3.8	(14.9)	-	(-)	72.8	1.7

第3表-2 リスクアセスメントの結果の活用の有無及び活用内容別事業所割合(2-1)

区 分	リスクアセスメントを 実施している事業所計 1)	活用内容							
		活用した		安全衛生委員会等 での調査審議		作業又は作業環境 の改善		リスクアセ 結果に基づ の改善等 を実施する の計画の策定	
合 計	[46.5]	100.0	86.1	(100.0)	27.2	(31.6)	55.2	(64.1)	16.9
(企 業 規 模)									
5,000 人 以 上	[59.6]	100.0	88.1	(100.0)	44.5	(50.5)	61.8	(70.1)	23.5
1,000 ～ 4,999 人	[56.1]	100.0	91.0	(100.0)	33.1	(36.4)	47.5	(52.2)	21.7
300 ～ 999 人	[46.7]	100.0	88.3	(100.0)	35.2	(39.9)	55.3	(62.6)	18.8
100 ～ 299 人	[49.9]	100.0	91.1	(100.0)	40.9	(45.0)	55.4	(60.8)	16.7
50 ～ 99 人	[48.0]	100.0	91.3	(100.0)	33.5	(36.7)	68.2	(74.7)	20.4
30 ～ 49 人	[44.7]	100.0	83.4	(100.0)	12.2	(14.6)	51.1	(61.2)	12.5
10 ～ 29 人	[38.7]	100.0	79.2	(100.0)	10.2	(12.8)	52.4	(66.1)	11.4
(事 業 所 規 模)									
1,000 人 以 上	[74.4]	100.0	96.5	(100.0)	69.4	(71.9)	82.4	(85.4)	48.9
500 ～ 999 人	[72.6]	100.0	95.3	(100.0)	66.4	(69.6)	71.7	(75.3)	41.0
300 ～ 499 人	[71.6]	100.0	98.6	(100.0)	68.8	(69.7)	77.8	(78.9)	36.3
100 ～ 299 人	[67.6]	100.0	96.6	(100.0)	63.0	(65.3)	66.1	(68.4)	32.2
50 ～ 99 人	[61.9]	100.0	91.9	(100.0)	54.0	(58.7)	63.9	(69.5)	24.1
10 ～ 49 人	[43.3]	100.0	84.0	(100.0)	18.9	(22.5)	52.4	(62.4)	13.9
30 ～ 49 人	[50.3]	100.0	86.4	(100.0)	25.8	(29.9)	57.4	(66.5)	16.8
10 ～ 29 人	[41.9]	100.0	83.4	(100.0)	17.2	(20.7)	51.2	(61.3)	13.2
(産 業)									
農 業 , 林 業 (林 業 に 限 る 。)	[85.7]	100.0	95.0	(100.0)	18.4	(19.3)	68.9	(72.5)	19.9
鉱 業 , 採 石 業 , 砂 利 採 取 業	[65.2]	100.0	91.1	(100.0)	37.0	(40.6)	76.1	(83.5)	25.4
建 設 業	[75.6]	100.0	92.7	(100.0)	29.6	(31.9)	73.2	(79.0)	28.6
総 合 工 事 業	[72.1]	100.0	90.7	(100.0)	32.4	(35.7)	68.0	(74.9)	21.0
職 別 工 事 業 (設 備 工 事 業 を 除 く)	[81.0]	100.0	92.0	(100.0)	24.8	(27.0)	72.4	(78.7)	33.5
設 備 工 事 業	[77.7]	100.0	96.4	(100.0)	28.6	(29.7)	82.0	(85.0)	36.9
製 造 業	[61.6]	100.0	88.3	(100.0)	35.3	(40.0)	73.0	(82.7)	23.9
(消 費 関 連 製 造 業)	[56.0]	100.0	84.5	(100.0)	29.8	(35.2)	67.7	(80.1)	17.4
食 料 品 製 造 業 ・ 飲 料 ・ た ば こ ・ 飼 料 製 造 業	[62.9]	100.0	83.7	(100.0)	35.1	(42.0)	72.1	(86.1)	21.3
織 維 工 業	[32.2]	100.0	85.8	(100.0)	19.2	(22.4)	46.4	(54.1)	9.2
家 具 ・ 装 備 品 製 造 業	[62.0]	100.0	87.1	(100.0)	20.9	(24.0)	83.4	(95.8)	15.6
印 刷 ・ 同 関 連 業	[57.7]	100.0	87.4	(100.0)	27.6	(31.6)	57.0	(65.2)	13.2
な め し 革 ・ 同 製 品 ・ 毛 皮 製 造 業	[39.9]	100.0	84.8	(100.0)	23.7	(27.9)	70.8	(83.5)	8.8
そ の 他 の 製 造 業	[59.7]	100.0	81.6	(100.0)	19.2	(23.5)	72.3	(88.6)	12.7
(非 金 属 系 素 材 関 連 製 造 業)	[66.5]	100.0	91.3	(100.0)	38.6	(42.3)	74.1	(81.1)	28.4
木 材 ・ 木 製 品 製 造 業 (家 具 を 除 く)	[69.0]	100.0	86.6	(100.0)	19.4	(22.4)	71.6	(82.7)	16.1
パ ル プ ・ 紙 ・ 紙 加 工 品 製 造 業	[65.6]	100.0	85.5	(100.0)	41.5	(48.5)	77.0	(90.1)	26.4
化 学 工 業	[79.6]	100.0	97.3	(100.0)	48.0	(49.4)	79.9	(82.1)	36.1
石 油 製 品 ・ 石 炭 製 品 製 造 業	[89.3]	100.0	91.7	(100.0)	34.8	(38.0)	71.5	(78.0)	34.2
プ ラ ス チ ッ ク 製 品 製 造 業 (別 掲 を 除 く)	[57.0]	100.0	89.6	(100.0)	44.0	(49.1)	71.6	(80.0)	28.5
ゴ ム 製 品 製 造 業	[59.9]	100.0	89.0	(100.0)	40.0	(44.9)	77.1	(86.6)	25.7
窯 業 ・ 土 石 製 品 製 造 業	[69.4]	100.0	94.0	(100.0)	30.7	(32.7)	70.4	(75.0)	27.9
(金 属 系 素 材 関 連 製 造 業)	[65.5]	100.0	89.2	(100.0)	36.0	(40.4)	76.6	(85.9)	27.5
鉄 鋼 業	[72.5]	100.0	94.1	(100.0)	41.4	(44.0)	81.4	(86.5)	25.4
非 鉄 金 属 製 造 業	[73.3]	100.0	92.1	(100.0)	39.8	(43.2)	79.6	(86.4)	29.0
金 属 製 品 製 造 業	[62.8]	100.0	87.5	(100.0)	34.0	(38.9)	74.9	(85.6)	27.8
(機 械 関 連 製 造 業)	[62.0]	100.0	89.1	(100.0)	37.9	(42.5)	75.4	(84.6)	24.7
は ん 用 機 械 器 具 製 造 業	[58.9]	100.0	91.9	(100.0)	32.4	(35.2)	83.4	(90.7)	30.5
生 産 用 機 械 器 具 製 造 業	[61.4]	100.0	86.9	(100.0)	33.7	(38.8)	70.3	(80.9)	17.6
業 務 用 機 械 器 具 製 造 業	[55.8]	100.0	85.5	(100.0)	31.9	(37.3)	71.9	(84.1)	20.6
電 子 部 品 ・ デ バ イ ス ・ 電 子 回 路 製 造 業	[58.4]	100.0	88.3	(100.0)	42.6	(48.2)	69.2	(78.4)	26.8
電 気 機 械 器 具 製 造 業	[61.7]	100.0	91.5	(100.0)	45.0	(49.2)	76.8	(84.0)	25.6
情 報 通 信 機 械 器 具 製 造 業	[65.5]	100.0	93.7	(100.0)	42.9	(45.8)	83.3	(88.9)	16.0
輸 送 用 機 械 器 具 製 造 業	[68.4]	100.0	89.4	(100.0)	39.2	(43.9)	78.8	(88.2)	31.4
電 気 ・ ガ ス ・ 熱 供 給 ・ 水 道 業	[86.7]	100.0	98.3	(100.0)	54.2	(55.1)	72.2	(73.5)	35.0
情 報 通 信 業	[19.2]	100.0	90.4	(100.0)	31.8	(35.1)	43.4	(48.1)	16.6
通 信 業	[28.5]	100.0	100.0	(100.0)	48.3	(48.3)	64.0	(64.0)	37.0
放 送 業	[43.7]	100.0	93.4	(100.0)	33.1	(35.4)	40.8	(43.7)	16.3
情 報 ナ ー ビ ス 業	[20.1]	100.0	91.2	(100.0)	30.6	(33.6)	45.0	(49.4)	15.8
イ ン タ ー ネ ッ ト 附 随 サ ー ビ ス 業	[6.9]	100.0 *	68.3 *	(100.0) *	24.5 *	(35.9) *	49.1 *	(71.9) *	24.5 *
映 像 ・ 音 声 ・ 文 字 情 報 制 作 業	[10.5]	100.0	76.5	(100.0)	21.9	(28.6)	13.4	(17.5)	-
運 輸 業 , 道 郵 便 業	[66.3]	100.0	94.1	(100.0)	30.7	(32.6)	59.1	(62.8)	20.6
鉄 道 業	[76.0]	100.0	93.0	(100.0)	46.9	(50.5)	68.8	(74.0)	29.7
道 路 旅 客 運 送 業	[53.4]	100.0	92.7	(100.0)	29.1	(31.4)	21.4	(23.0)	3.3
道 路 貨 物 運 送 業	[69.8]	100.0	93.7	(100.0)	27.5	(29.3)	60.1	(64.1)	21.0
水 運 業	[47.2]	100.0	94.2	(100.0)	48.9	(51.9)	79.4	(84.3)	28.3
航 空 運 輸 業	[49.7]	100.0	94.6	(100.0)	49.7	(52.5)	71.1	(75.1)	24.0
倉 庫 業	[68.2]	100.0	92.1	(100.0)	39.0	(42.3)	65.4	(71.0)	21.2
運 輸 に 附 帯 す る サ ー ビ ス 業	[58.9]	100.0	100.0	(100.0)	33.4	(33.4)	78.0	(78.0)	27.7
郵 便 業 (信 書 便 事 業 を 含 む)	[93.1]	100.0	98.5	(100.0)	91.1	(92.5)	84.7	(86.0)	53.2

（単位：％）

（複数回答）							特に 活用して いない	不明
スメントの き労働環境 どのよう にかを定め たと実施	管理監督者への 教育研修・情報提供		労働者への 教育研修・情報提供		その他			
（ 19. 6）	26. 2	（ 30. 4）	64. 4	（ 74. 9）	3. 3	（ 3. 8）	8. 9	5. 0
（ 26. 7）	24. 9	（ 28. 2）	62. 7	（ 71. 2）	1. 3	（ 1. 5）	6. 8	5. 0
（ 23. 8）	32. 2	（ 35. 4）	71. 2	（ 78. 2）	5. 0	（ 5. 5）	5. 8	3. 2
（ 21. 3）	34. 4	（ 38. 9）	68. 5	（ 77. 6）	3. 7	（ 4. 2）	8. 0	3. 6
（ 18. 3）	31. 5	（ 34. 6）	65. 7	（ 72. 1）	3. 9	（ 4. 3）	5. 4	3. 6
（ 22. 4）	28. 4	（ 31. 1）	72. 2	（ 79. 1）	2. 1	（ 2. 3）	7. 1	1. 7
（ 15. 0）	18. 1	（ 21. 7）	66. 6	（ 79. 9）	5. 0	（ 5. 9）	11. 5	5. 1
（ 14. 4）	20. 5	（ 25. 8）	57. 1	（ 72. 0）	2. 9	（ 3. 7）	12. 7	8. 1
（ 50. 7）	45. 1	（ 46. 8）	68. 5	（ 71. 0）	5. 7	（ 5. 9）	2. 7	0. 7
（ 43. 0）	50. 5	（ 53. 0）	74. 6	（ 78. 3）	5. 3	（ 5. 6）	2. 9	1. 8
（ 36. 8）	48. 6	（ 49. 3）	72. 2	（ 73. 2）	3. 2	（ 3. 2）	0. 3	1. 1
（ 33. 4）	33. 4	（ 34. 6）	70. 1	（ 72. 5）	4. 7	（ 4. 8）	1. 6	1. 8
（ 26. 2）	29. 8	（ 32. 4）	67. 7	（ 73. 7）	3. 0	（ 3. 3）	5. 2	2. 8
（ 16. 5）	24. 4	（ 29. 1）	63. 2	（ 75. 3）	3. 2	（ 3. 8）	10. 3	5. 8
（ 19. 5）	25. 0	（ 29. 0）	65. 5	（ 75. 8）	4. 5	（ 5. 2）	8. 1	5. 5
（ 15. 8）	24. 3	（ 29. 1）	62. 7	（ 75. 2）	2. 9	（ 3. 4）	10. 8	5. 8
（ 20. 9）	18. 3	（ 19. 3）	74. 8	（ 78. 7）	3. 9	（ 4. 1）	2. 1	2. 9
（ 27. 9）	37. 3	（ 40. 9）	67. 1	（ 73. 7）	2. 1	（ 2. 4）	6. 6	2. 3
（ 30. 8）	32. 6	（ 35. 2）	74. 7	（ 80. 5）	3. 5	（ 3. 8）	5. 7	1. 6
（ 23. 1）	26. 6	（ 29. 3）	75. 9	（ 83. 7）	0. 3	（ 0. 3）	7. 8	1. 4
（ 36. 4）	33. 8	（ 36. 8）	71. 5	（ 77. 7）	8. 2	（ 8. 9）	5. 5	2. 5
（ 38. 3）	41. 2	（ 42. 7）	75. 0	（ 77. 8）	5. 3	（ 5. 5）	2. 4	1. 2
（ 27. 0）	27. 3	（ 30. 9）	57. 6	（ 65. 3）	2. 8	（ 3. 1）	8. 1	3. 6
（ 20. 6）	24. 8	（ 29. 3）	51. 2	（ 60. 6）	1. 2	（ 1. 4）	10. 7	4. 7
（ 25. 4）	23. 8	（ 28. 4）	50. 9	（ 60. 8）	0. 1	（ 0. 1）	12. 8	3. 4
（ 10. 7）	28. 2	（ 32. 9）	55. 7	（ 64. 9）	3. 5	（ 4. 1）	7. 2	7. 0
（ 17. 9）	19. 0	（ 21. 8）	47. 4	（ 54. 4）	1. 8	（ 2. 1）	10. 9	1. 9
（ 15. 1）	21. 8	（ 25. 0）	53. 4	（ 61. 1）	1. 9	（ 2. 1）	5. 5	7. 1
（ 10. 4）	8. 8	（ 10. 4）	36. 1	（ 42. 5）	－	（ －）	10. 0	5. 2
（ 15. 5）	37. 1	（ 45. 4）	49. 0	（ 60. 1）	3. 7	（ 4. 5）	11. 0	7. 4
（ 31. 1）	28. 0	（ 30. 7）	61. 6	（ 67. 5）	5. 0	（ 5. 5）	6. 6	2. 1
（ 18. 5）	27. 3	（ 31. 5）	57. 1	（ 65. 9）	3. 7	（ 4. 3）	6. 3	7. 1
（ 30. 9）	24. 8	（ 29. 0）	45. 0	（ 52. 6）	2. 8	（ 3. 3）	11. 3	3. 2
（ 37. 1）	36. 0	（ 37. 0）	70. 5	（ 72. 5）	5. 9	（ 6. 0）	2. 7	－
（ 37. 3）	27. 3	（ 29. 8）	69. 5	（ 75. 7）	1. 9	（ 2. 1）	5. 5	2. 8
（ 31. 9）	25. 0	（ 27. 9）	60. 3	（ 67. 3）	5. 4	（ 6. 0）	10. 4	－
（ 28. 8）	27. 1	（ 30. 5）	57. 5	（ 64. 6）	2. 6	（ 3. 0）	5. 1	6. 0
（ 29. 7）	26. 8	（ 28. 6）	67. 5	（ 71. 9）	6. 4	（ 6. 9）	3. 5	2. 5
（ 30. 8）	29. 5	（ 33. 0）	64. 1	（ 71. 9）	4. 1	（ 4. 5）	6. 0	4. 8
（ 27. 0）	32. 2	（ 34. 2）	75. 3	（ 80. 0）	4. 3	（ 4. 6）	3. 7	2. 1
（ 31. 5）	26. 5	（ 28. 7）	62. 9	（ 68. 3）	2. 8	（ 3. 1）	5. 3	2. 6
（ 31. 8）	29. 2	（ 33. 4）	61. 5	（ 70. 3）	4. 2	（ 4. 8）	6. 6	5. 9
（ 27. 7）	28. 0	（ 31. 5）	57. 3	（ 64. 3）	1. 9	（ 2. 1）	7. 7	3. 2
（ 33. 2）	31. 8	（ 34. 6）	68. 8	（ 74. 9）	3. 8	（ 4. 1）	4. 5	3. 6
（ 20. 3）	22. 2	（ 25. 5）	49. 0	（ 56. 4）	0. 5	（ 0. 6）	8. 8	4. 4
（ 24. 1）	20. 8	（ 24. 3）	59. 1	（ 69. 2）	2. 8	（ 3. 3）	9. 7	4. 8
（ 30. 3）	21. 3	（ 24. 1）	56. 5	（ 64. 0）	2. 7	（ 3. 0）	11. 7	－
（ 28. 0）	29. 7	（ 32. 5）	55. 3	（ 60. 5）	2. 2	（ 2. 4）	7. 1	1. 5
（ 17. 1）	25. 7	（ 27. 4）	59. 3	（ 63. 3）	－	（ －）	3. 2	3. 1
（ 35. 1）	37. 6	（ 42. 1）	62. 4	（ 69. 8）	1. 9	（ 2. 1）	7. 0	3. 6
（ 35. 6）	33. 0	（ 33. 5）	71. 6	（ 72. 9）	4. 2	（ 4. 3）	0. 6	1. 1
（ 18. 4）	20. 1	（ 22. 3）	68. 4	（ 75. 7）	3. 8	（ 4. 2）	9. 4	0. 2
（ 37. 0）	57. 3	（ 57. 3）	85. 3	（ 85. 3）	5. 9	（ 5. 9）	－	－
（ 17. 5）	39. 2	（ 42. 0）	80. 1	（ 85. 8）	2. 0	（ 2. 2）	4. 6	2. 0
（ 17. 3）	12. 5	（ 13. 7）	69. 3	（ 76. 1）	4. 2	（ 4. 6）	8. 8	－
（ 35. 9）＊	－＊	（ －）＊	19. 2＊	（ 28. 1）＊	－＊	（ －）＊	31. 7＊	－＊
（ －）	17. 2	（ 22. 4）	43. 0	（ 56. 1）	1. 2	（ 1. 6）	23. 5	－
（ 21. 9）	26. 1	（ 27. 8）	82. 5	（ 87. 7）	2. 1	（ 2. 2）	2. 9	3. 0
（ 31. 9）	25. 7	（ 27. 7）	56. 0	（ 60. 2）	5. 7	（ 6. 2）	4. 4	2. 6
（ 3. 5）	35. 3	（ 38. 1）	86. 4	（ 93. 2）	1. 2	（ 1. 3）	7. 3	－
（ 22. 4）	23. 6	（ 25. 2）	86. 3	（ 92. 1）	1. 0	（ 1. 0）	2. 3	3. 9
（ 30. 1）	39. 9	（ 42. 4）	68. 5	（ 72. 7）	2. 9	（ 3. 1）	5. 8	－
（ 25. 3）	39. 4	（ 41. 6）	67. 9	（ 71. 8）	0. 7	（ 0. 7）	1. 4	4. 0
（ 23. 0）	19. 3	（ 21. 0）	67. 9	（ 73. 7）	2. 4	（ 2. 6）	4. 8	3. 1
（ 27. 7）	35. 3	（ 35. 3）	79. 6	（ 79. 6）	8. 1	（ 8. 1）	－	－
（ 54. 0）	32. 7	（ 33. 2）	74. 3	（ 75. 4）	5. 1	（ 5. 2）	0. 4	1. 1

第3表-2 リスクアセスメントの結果の活用の有無及び活用内容別事業所割合(2-2)

区 分	活用内容								
	リスクアセスメントを実施している事業所計 ¹⁾	活用した	安全衛生委員会等での調査審議		作業又は作業環境の改善		リスクアセスメント結果に基づき改善等を実施する計画の策定		
卸売業、小売業	[38.7]	100.0	83.2	(100.0)	26.1	(31.3)	46.4	(55.8)	14.4
（繊維、飲食品その他卸売業）	[38.7]	100.0	88.1	(100.0)	21.2	(24.0)	47.2	(53.5)	17.1
各種商品卸売業	[34.5]	100.0	85.4	(100.0)	14.9	(17.5)	53.7	(62.9)	3.5
上記以外の卸売業	[38.8]	100.0	88.1	(100.0)	21.2	(24.1)	47.1	(53.5)	17.2
（織物、飲食品その他小売業）	[38.6]	100.0	80.9	(100.0)	28.3	(35.0)	46.1	(57.0)	13.1
各種商品小売業	[61.8]	100.0	92.1	(100.0)	64.0	(69.5)	64.9	(70.4)	28.6
機械器具小売業	[52.1]	100.0	78.5	(100.0)	40.9	(52.1)	50.5	(64.3)	19.0
その他の小売業	[35.5]	100.0	83.3	(100.0)	31.2	(37.4)	40.2	(48.2)	12.0
無店舗小売業	[40.6]	100.0	89.1	(100.0)	26.8	(30.1)	56.8	(63.7)	19.1
上記以外の小売業	[36.1]	100.0	79.2	(100.0)	20.4	(25.7)	46.0	(58.1)	10.3
金融業、保険業	[26.4]	100.0	81.0	(100.0)	30.4	(37.5)	15.5	(19.2)	4.4
金 融 業	[17.8]	100.0	90.7	(100.0)	12.1	(13.3)	29.7	(32.8)	1.1
保 険 業	[39.6]	100.0	74.2	(100.0)	43.1	(58.1)	5.7	(7.6)	6.6
不動産業、物品賃貸業	[39.1]	100.0	93.4	(100.0)	22.2	(23.8)	51.9	(55.6)	14.6
不動産業	[32.4]	100.0	96.2	(100.0)	22.1	(23.0)	41.0	(42.7)	12.7
物品賃貸業	[48.3]	100.0	90.9	(100.0)	22.3	(24.5)	62.0	(68.3)	16.4
学術研究、専門・技術サービス業	[38.3]	100.0	82.4	(100.0)	26.3	(31.9)	55.1	(66.8)	19.5
宿泊業、飲食サービス業	[36.4]	100.0	79.8	(100.0)	19.5	(24.5)	47.1	(59.0)	6.3
宿泊業	[33.5]	100.0	82.6	(100.0)	10.5	(12.8)	44.3	(53.7)	8.9
飲食サービス業	[36.7]	100.0	79.5	(100.0)	20.5	(25.8)	47.4	(59.6)	6.0
生活関連サービス業、娯楽業	[33.9]	100.0	73.4	(100.0)	15.6	(21.3)	45.8	(62.4)	4.5
洗濯・理容・美容・浴場業	[31.5]	100.0	79.5	(100.0)	5.7	(7.1)	61.5	(77.3)	4.6
その他の生活関連サービス業	[30.8]	100.0	86.2	(100.0)	33.9	(39.4)	43.0	(49.9)	12.2
娯楽業	[36.5]	100.0	66.5	(100.0)	15.5	(23.3)	38.4	(57.8)	2.2
娯楽業（ゴルフ場除く。）	[34.1]	100.0	61.5	(100.0)	10.2	(16.7)	33.3	(54.2)	0.2
ゴルフ場	[58.2]	100.0	94.1	(100.0)	44.4	(47.2)	66.3	(70.5)	13.6
教育、学習支援業	[25.9]	100.0	80.7	(100.0)	12.0	(14.8)	30.3	(37.5)	4.2
医療、福祉	[47.2]	100.0	81.7	(100.0)	19.6	(24.0)	40.6	(49.7)	10.4
複合サービス事業	[37.0]	100.0	88.2	(100.0)	44.9	(50.9)	45.9	(52.0)	21.2
郵便局	[62.1]	100.0	93.5	(100.0)	61.1	(65.4)	63.1	(67.5)	34.1
協同組合（他に分類されないもの）	[26.1]	100.0	82.7	(100.0)	28.0	(33.9)	28.1	(33.9)	7.8
サービス業（他に分類されないもの）	[54.3]	100.0	90.5	(100.0)	31.5	(34.8)	64.4	(71.1)	20.1
（対事業所サービス業）	[53.0]	100.0	91.9	(100.0)	34.6	(37.6)	62.3	(67.8)	18.1
職業紹介・労働者派遣業	[35.3]	100.0	93.6	(100.0)	31.2	(33.3)	57.2	(61.2)	16.6
その他の事業サービス業	[57.6]	100.0	91.6	(100.0)	35.1	(38.3)	63.1	(68.8)	18.4
（対個人サービス業）	[69.9]	100.0	88.9	(100.0)	30.5	(34.3)	71.4	(80.3)	27.3
自動車整備業	[63.5]	100.0	80.7	(100.0)	22.8	(28.2)	56.7	(70.2)	11.8
機械等修理業（別掲を除く）	[75.5]	100.0	94.9	(100.0)	36.1	(38.1)	82.1	(86.5)	38.5
（対社会的サービス業）	[48.3]	100.0	87.6	(100.0)	22.6	(25.8)	64.8	(74.0)	20.0
廃棄物処理業	[78.0]	100.0	88.3	(100.0)	22.4	(25.4)	69.1	(78.3)	22.2
政治・経済・文化団体	[17.5]	100.0	85.0	(100.0)	23.6	(27.8)	51.9	(61.1)	11.5
宗教	[21.1]	100.0	78.4	(100.0)	21.2	(27.0)	34.0	(43.4)	13.0
その他のサービス業	[25.5]	100.0	93.3	(100.0)	23.7	(25.4)	52.5	(56.2)	6.7

注：1）[]は、全事業所のうち「リスクアセスメントを実施している事業所」の割合である。

（単位：％）

(複数回答)							特に 活用して いない	不明
スメントの き労働環境 どのように かを定めた と実施	管理監督者への 教育研修・情報提供	労働者への 教育研修・情報提供	その他					
(17.3)	27.7	(33.3)	62.7	(75.4)	2.7	(3.2)	13.5	3.4
(19.4)	31.4	(35.6)	69.3	(78.7)	5.5	(6.2)	9.1	2.8
(4.2)	18.5	(21.7)	70.3	(82.3)	2.9	(3.4)	8.8	5.8
(19.5)	31.4	(35.7)	69.3	(78.7)	5.5	(6.2)	9.1	2.8
(16.2)	26.1	(32.2)	59.6	(73.7)	1.4	(1.7)	15.5	3.6
(31.0)	31.0	(33.7)	59.7	(64.8)	4.4	(4.8)	3.4	4.4
(24.1)	31.4	(40.0)	55.1	(70.2)	-	(-)	15.5	6.0
(14.4)	25.8	(31.0)	56.8	(68.2)	0.1	(0.1)	10.4	6.2
(21.4)	33.7	(37.8)	66.6	(74.7)	8.4	(9.4)	5.5	5.4
(13.0)	23.4	(29.5)	62.3	(78.7)	1.9	(2.4)	19.7	1.1
(5.4)	20.5	(25.3)	63.0	(77.8)	5.6	(7.0)	7.1	11.9
(1.3)	31.9	(35.2)	67.3	(74.2)	9.7	(10.7)	4.8	4.5
(8.9)	12.5	(16.9)	60.1	(80.9)	2.8	(3.8)	8.7	17.1
(15.6)	30.1	(32.3)	73.3	(78.4)	5.2	(5.5)	4.9	1.7
(13.2)	31.5	(32.8)	77.0	(80.1)	4.0	(4.2)	3.8	-
(18.0)	28.9	(31.8)	69.8	(76.8)	6.2	(6.8)	5.8	3.3
(23.6)	30.5	(37.1)	68.6	(83.2)	7.4	(9.0)	12.0	5.6
(7.8)	24.5	(30.7)	53.1	(66.5)	3.0	(3.8)	7.8	12.4
(10.8)	35.1	(42.5)	59.8	(72.4)	10.7	(12.9)	6.1	11.4
(7.5)	23.3	(29.4)	52.4	(65.9)	2.2	(2.7)	8.0	12.5
(6.2)	23.6	(32.1)	52.5	(71.5)	0.1	(0.2)	15.9	10.7
(5.8)	23.6	(29.6)	56.7	(71.3)	-	(-)	7.8	12.7
(14.1)	36.3	(42.1)	63.7	(73.9)	-	(-)	6.3	7.5
(3.4)	19.9	(30.0)	47.0	(70.7)	0.3	(0.4)	22.9	10.6
(0.3)	20.6	(33.5)	44.1	(71.8)	0.1	(0.1)	26.5	12.0
(14.4)	16.2	(17.2)	62.7	(66.7)	1.4	(1.5)	3.2	2.8
(5.2)	21.1	(26.2)	59.0	(73.1)	0.1	(0.1)	16.8	2.5
(12.7)	15.5	(19.0)	63.1	(77.2)	5.5	(6.7)	10.3	7.9
(24.0)	26.9	(30.5)	67.4	(76.3)	2.8	(3.2)	8.9	2.8
(36.4)	24.6	(26.3)	71.1	(76.0)	5.5	(5.9)	5.2	1.3
(9.4)	29.2	(35.3)	63.5	(76.8)	-	(-)	12.8	4.4
(22.2)	32.8	(36.3)	66.3	(73.2)	3.5	(3.9)	5.0	4.5
(19.7)	36.5	(39.7)	65.4	(71.1)	2.8	(3.1)	3.7	4.4
(17.7)	26.3	(28.1)	73.3	(78.3)	-	(-)	3.1	3.3
(20.0)	38.1	(41.6)	64.1	(70.0)	3.3	(3.6)	3.8	4.6
(30.7)	30.6	(34.5)	70.2	(78.9)	4.7	(5.3)	7.0	4.1
(14.7)	26.3	(32.6)	64.9	(80.4)	4.4	(5.4)	9.7	9.7
(40.6)	33.8	(35.6)	74.0	(78.0)	4.9	(5.2)	5.1	-
(22.8)	23.1	(26.4)	65.7	(75.0)	4.7	(5.4)	7.5	5.0
(25.2)	21.8	(24.7)	65.0	(73.6)	4.1	(4.7)	6.1	5.6
(13.5)	36.8	(43.3)	73.1	(86.0)	5.0	(5.9)	15.0	-
(16.6)	12.6	(16.0)	59.2	(75.5)	9.9	(12.6)	16.2	5.4
(7.2)	19.1	(20.4)	65.9	(70.6)	10.8	(11.6)	-	6.7

第3表-3 リスクアセスメントを実施していない理由別事業所割合(2-1)

（単位：％）

区 分	リスクアセスメントを 実施していない 事業所計 1)	実施していない理由（複数回答）						不明	
		十分な知識 を持った 人材が いないため	実施方法が 判らない ため	労働災害が 発生して いないため	法令を 守って いれば 十分なため	危険な機械や 有害な化学物 質等を使用し ていないため	その他		
合 計	[51.2]	100.0	26.2	21.6	17.0	11.5	57.3	12.6	4.4
（ 企 業 規 模 ）									
5,000 人 以 上	[38.2]	100.0	14.2	9.6	10.4	4.4	60.0	22.7	3.8
1,000 ～ 4,999 人	[41.5]	100.0	19.0	11.2	11.0	5.7	59.5	14.5	8.3
300 ～ 999 人	[53.0]	100.0	22.1	12.9	11.4	13.1	62.7	12.0	4.4
100 ～ 299 人	[48.2]	100.0	19.8	15.6	13.2	10.1	64.2	12.7	4.7
50 ～ 99 人	[51.2]	100.0	34.8	28.4	14.9	15.4	48.3	8.6	4.7
30 ～ 49 人	[51.1]	100.0	31.9	26.8	19.2	13.3	58.6	8.2	1.9
10 ～ 29 人	[58.3]	100.0	29.7	27.6	22.4	12.7	54.6	12.2	4.1
（ 事 業 所 規 模 ）									
1,000 人 以 上	[25.2]	100.0	6.6	2.8	3.4	2.3	82.1	15.8	1.0
500 ～ 999 人	[27.2]	100.0	14.4	7.3	4.2	4.9	68.3	18.2	2.3
300 ～ 499 人	[27.8]	100.0	10.3	5.6	3.4	10.2	71.3	10.9	2.7
100 ～ 299 人	[31.4]	100.0	21.3	14.0	12.6	6.6	61.4	12.2	4.8
50 ～ 99 人	[36.8]	100.0	21.2	17.3	10.6	13.1	65.7	8.2	3.3
10 ～ 49 人	[54.2]	100.0	26.8	22.3	17.8	11.6	56.5	12.9	4.5
30 ～ 49 人	[46.5]	100.0	27.7	21.3	16.8	11.7	57.1	11.3	4.8
10 ～ 29 人	[55.8]	100.0	26.7	22.4	17.9	11.6	56.4	13.2	4.4
（ 産 業 ）									
農 業 、 林 業 （ 林 業 に 限 る 。 ）	[14.3]	100.0	33.6	31.1	8.2	22.8	21.3	36.9	4.1
鉱 業 、 採 石 業 、 砂 利 採 取 業	[34.0]	100.0	41.7	24.2	17.6	21.5	26.6	17.3	3.4
建 設 業	[23.2]	100.0	34.8	15.3	19.2	15.2	38.1	16.4	8.7
総 合 工 事 業	[25.8]	100.0	27.6	11.8	15.7	14.0	46.4	18.1	11.8
職 別 工 事 業 （ 設 備 工 事 業 を 除 く ）	[17.9]	100.0	55.7	32.9	5.7	11.4	17.1	10.0	5.7
設 備 工 事 業	[22.3]	100.0	37.5	12.4	33.2	19.6	33.5	16.7	4.1
製 造 業	[37.2]	100.0	38.3	26.3	20.9	16.7	40.4	11.6	3.9
（ 消 費 関 連 製 造 業 ）	[41.4]	100.0	29.5	20.1	24.9	16.9	49.4	12.1	5.1
食 料 品 製 造 業 、 飲 料 ・ た ば こ ・ 飼 料 製 造 業	[33.9]	100.0	26.8	15.7	26.0	16.5	51.3	12.7	5.4
織 維 工 業	[64.4]	100.0	26.4	18.2	32.0	15.2	61.5	9.0	6.5
家 具 ・ 装 備 品 製 造 業	[36.8]	100.0	31.6	19.3	3.1	18.8	30.1	29.1	9.2
印 刷 ・ 同 関 連 業	[40.2]	100.0	43.2	35.7	23.0	20.7	28.6	12.7	-
な め し 革 ・ 同 製 品 ・ 毛 皮 製 造 業	[60.1]	100.0	40.3	22.4	22.1	10.1	36.4	15.0	8.3
そ の 他 の 製 造 業	[40.3]	100.0	23.7	19.5	13.6	18.0	53.7	8.4	5.4
（ 非 金 属 系 素 材 関 連 製 造 業 ）	[33.1]	100.0	44.7	29.7	19.0	14.5	37.6	9.6	2.3
木 材 ・ 木 製 品 製 造 業 （ 家 具 を 除 く ）	[29.1]	100.0	55.9	34.8	3.4	11.7	22.1	10.3	-
パ ル プ ・ 紙 ・ 紙 加 工 品 製 造 業	[33.4]	100.0	37.2	15.9	15.0	19.1	50.7	11.2	-
化 学 工 業	[20.3]	100.0	39.5	29.7	21.6	8.0	39.7	18.0	4.5
石 油 製 品 ・ 石 炭 製 品 製 造 業	[10.7]	100.0	28.6	-	-	16.1	48.9	-	6.4
プ ラ ス チ ッ ク 製 品 製 造 業 （ 別 掲 を 除 く ）	[43.0]	100.0	48.8	32.6	22.0	8.2	41.4	7.3	1.6
ゴ ム 製 品 製 造 業	[40.1]	100.0	55.3	31.9	13.8	21.1	21.3	9.5	8.3
窯 業 ・ 土 石 製 品 製 造 業	[30.6]	100.0	36.4	31.6	23.3	25.1	32.3	8.4	2.6
（ 金 属 系 素 材 関 連 製 造 業 ）	[33.5]	100.0	54.4	35.2	16.5	16.0	12.8	11.0	4.4
鉄 鋼 業	[26.7]	100.0	44.5	43.8	11.0	18.3	13.8	16.2	-
非 鉄 金 属 製 造 業	[25.6]	100.0	41.7	22.5	23.8	27.9	28.6	26.7	-
金 属 製 品 製 造 業	[36.2]	100.0	57.3	35.1	16.6	14.4	11.1	8.6	5.6
（ 機 械 関 連 製 造 業 ）	[37.5]	100.0	37.4	27.4	19.5	18.3	43.8	12.6	3.3
は ん 用 機 械 器 具 製 造 業	[39.2]	100.0	37.6	28.4	23.9	14.3	27.8	20.7	2.0
生 産 用 機 械 器 具 製 造 業	[38.6]	100.0	47.8	40.7	16.2	22.1	44.1	6.0	2.3
業 務 用 機 械 器 具 製 造 業	[42.4]	100.0	42.1	26.1	19.9	10.6	44.7	16.7	2.2
電 子 部 品 ・ デ バ イ ス ・ 電 子 回 路 製 造 業	[41.6]	100.0	26.6	19.8	28.3	11.9	53.2	14.8	1.8
電 気 機 械 器 具 製 造 業	[38.3]	100.0	33.1	14.2	20.4	23.0	53.8	14.2	4.6
情 報 通 信 機 械 器 具 製 造 業	[33.4]	100.0	25.8	19.2	12.6	22.0	64.3	6.6	3.3
輸 送 用 機 械 器 具 製 造 業	[31.1]	100.0	32.0	26.3	16.0	17.7	33.4	13.6	6.2
電 気 ・ ガ ス ・ 熱 供 給 ・ 水 道 業	[12.6]	100.0	18.3	14.4	16.2	12.2	54.7	25.9	3.1
情 報 通 信 業	[79.7]	100.0	12.2	9.2	19.4	8.7	79.4	5.1	5.3
通 信 業	[67.9]	100.0	6.9	5.1	18.8	1.6	82.0	3.2	14.8
放 送 業	[56.3]	100.0	33.8	15.0	12.0	10.4	68.3	13.1	1.3
情 報 サ ー ビ ス 業	[79.2]	100.0	9.9	9.1	22.3	8.9	80.8	3.6	4.8
イ ン タ ー ネ ッ ト 附 随 サ ー ビ ス 業	[93.1]	100.0	16.6	7.4	15.9	10.6	77.6	7.4	9.4
映 像 ・ 音 声 ・ 文 字 情 報 制 作 業	[87.7]	100.0	16.2	10.6	12.8	9.3	76.4	8.3	3.4
運 輸 業 、 郵 便 業	[32.0]	100.0	25.4	14.2	13.7	10.4	59.0	15.9	1.9
鉄 道 業	[24.0]	100.0	10.3	7.1	9.7	6.5	52.9	31.6	-
道 路 旅 客 運 送 業	[42.6]	100.0	21.0	16.4	7.9	15.9	65.1	9.0	2.1
道 路 貨 物 運 送 業	[28.6]	100.0	31.0	14.5	15.6	10.2	55.6	16.9	2.0
水 道 運 送 業	[51.8]	100.0	26.0	15.1	17.2	20.2	64.4	15.1	2.6
航 空 運 輸 業	[48.7]	100.0	14.6	8.5	5.9	8.2	60.1	9.3	3.3
倉 庫 業	[29.6]	100.0	25.3	10.4	9.0	7.0	75.0	16.2	-
運 輸 に 附 帯 す る サ ー ビ ス 業	[41.1]	100.0	13.6	13.6	15.2	5.8	59.2	16.6	2.3
郵 便 業 （ 信 書 便 事 業 を 含 む ）	[5.8]	100.0 *	26.3 *	45.6 *	19.2 *	- *	42.3 *	19.2 *	- *

第3表-3 リスクアセスメントを実施していない理由別事業所割合(2-2)

(単位：％)

区 分	リスクアセスメントを 実施していない 事業所計 1)		実施していない理由（複数回答）						不明
			十分な知識 を持った 人材が いないため	実施方法が 判らない ため	労働災害が 発生して いないため	法令を 守って いれば 十分なため	危険な機械や 有害な化学物 質等を使用し ていないため	その他	
卸 売 業 ， 小 売 業	[59.1]	100.0	27.8	29.1	17.8	14.6	57.5	12.1	4.2
（繊維、飲食品その他卸売業）	[58.3]	100.0	32.5	30.4	23.6	12.7	58.4	5.1	0.0
各 種 商 品 卸 売 業	[64.5]	100.0	23.8	15.5	10.8	18.3	69.2	1.6	1.6
上 記 以 外 の 卸 売 業	[58.2]	100.0	32.6	30.5	23.7	12.7	58.3	5.2	-
（織物、飲食品その他小売業）	[59.4]	100.0	25.7	28.6	15.3	15.4	57.0	15.2	6.0
各 種 商 品 小 売 業	[37.4]	100.0	15.9	15.9	7.3	2.0	76.6	10.5	-
機 械 器 具 小 売 業	[45.9]	100.0	22.4	26.0	6.6	6.6	47.8	24.2	2.2
そ の 他 の 小 売 業	[63.4]	100.0	30.3	30.8	17.8	16.9	52.9	13.6	5.2
無 店 舗 小 売 業	[55.5]	100.0	25.3	21.3	15.8	12.2	59.6	15.2	0.3
上 記 以 外 の 小 売 業	[61.6]	100.0	23.9	28.5	15.5	16.6	60.7	14.4	7.7
金 融 業 ， 保 険 業	[71.6]	100.0	5.7	5.6	7.8	1.4	75.6	10.1	6.0
金 融 業 ， 融 資 業	[79.6]	100.0	6.6	5.5	7.6	1.1	80.0	7.6	4.7
保 険 業	[59.3]	100.0	4.0	5.7	8.3	2.0	66.3	15.3	8.8
不 動 産 業 ， 物 品 賃 貸 業	[59.4]	100.0	20.9	8.0	21.3	8.7	64.4	15.4	4.7
不 動 産 業	[66.4]	100.0	16.9	7.0	18.2	8.8	71.7	15.6	4.9
物 品 賃 貸 業	[49.6]	100.0	28.3	9.9	26.9	8.5	51.0	14.9	4.3
学 術 研 究 ， 専 門 ・ 技 術 サ ー ビ ス 業	[61.5]	100.0	8.9	10.4	18.1	11.8	69.7	16.8	4.1
宿 泊 業 ， 飲 食 サ ー ビ ス 業	[58.5]	100.0	32.3	21.7	15.9	9.5	49.7	11.3	4.9
宿 泊 業	[66.4]	100.0	26.2	27.3	17.0	10.4	60.3	7.9	-
飲 食 サ ー ビ ス 業	[57.5]	100.0	33.1	20.9	15.7	9.4	48.3	11.7	5.6
生 活 関 連 サ ー ビ ス 業 ， 娯 楽 業	[65.1]	100.0	22.1	18.7	22.3	13.7	62.7	8.6	4.0
洗 濯 ・ 理 容 ・ 美 容 ・ 浴 場 業	[65.5]	100.0	19.5	14.7	24.2	24.3	57.3	6.8	3.4
そ の 他 の 生 活 関 連 サ ー ビ ス 業	[69.2]	100.0	18.2	15.6	19.0	9.1	63.3	7.0	6.1
娯 楽 業	[63.5]	100.0	25.1	22.4	22.3	8.8	65.8	10.4	3.7
娯 楽 業 （ゴルフ場除く。）	[65.9]	100.0	24.3	21.9	23.0	8.6	67.9	10.6	3.2
ゴ ル フ 場	[41.0]	100.0	36.9	29.6	12.7	11.3	35.3	6.8	10.7
教 育 ， 学 習 支 援 業	[72.2]	100.0	25.6	20.5	21.2	9.4	69.6	9.1	2.8
医 療 ， 福 祉	[48.6]	100.0	26.5	24.1	14.3	7.2	56.6	15.1	4.7
複 合 サ ー ビ ス 事 業	[62.1]	100.0	16.1	11.4	5.9	8.5	60.6	21.3	6.1
郵 便 局	[36.3]	100.0	17.3	11.2	4.4	8.8	58.3	24.3	0.1
協 同 組 合 （他に分類されないもの）	[73.3]	100.0	15.8	11.4	6.3	8.4	61.1	20.7	7.4
サ ー ビ ス 業 （他に分類されないもの）	[45.5]	100.0	19.9	14.5	14.9	11.8	63.2	17.3	2.9
（対事業所サービス業）	[47.0]	100.0	20.4	13.9	12.0	10.3	65.4	17.5	3.2
職 業 紹 介 ・ 労 働 者 派 遣 業	[64.7]	100.0	17.6	6.4	14.3	6.9	59.5	20.4	5.2
そ の 他 の 事 業 サ ー ビ ス 業	[42.4]	100.0	21.5	16.9	11.0	11.7	67.8	16.3	2.5
（対個人サービス業）	[29.4]	100.0	29.7	24.5	17.4	15.2	40.4	21.2	1.6
自 動 車 整 備 業	[36.5]	100.0	39.8	34.4	20.2	11.2	28.0	18.8	2.8
機 械 等 修 理 業 （別掲を除く）	[23.3]	100.0	16.0	11.0	13.5	20.7	57.3	24.4	-
（対社会的サービス業）	[51.1]	100.0	15.1	12.4	21.8	14.4	65.4	15.6	2.5
廃 棄 物 処 理 業	[21.3]	100.0	28.6	22.5	10.5	22.5	29.6	24.0	-
政 治 ・ 経 済 ・ 文 化 団 体	[82.5]	100.0	9.7	9.6	25.9	12.6	74.4	12.3	3.2
宗 教	[77.8]	100.0	16.8	8.8	23.0	10.2	76.4	20.5	3.9
そ の 他 の サ ー ビ ス 業	[72.8]	100.0	13.8	13.0	20.0	14.4	73.8	6.7	1.4

注：1）[]は、全事業所のうち「リスクアセスメントを実施していない事業所」の割合である。

第4表-1 過去1年間にメンタルヘルス不調により連続1か月以上休業又は退職した労働者割合(2-1)

(単位：％)		
区 分	連続1か月 以上休業 した労働者	退職した 労働者
合 計	0.4	0.2
(企 業 規 模)		
5,000 人 以 上	0.5	0.2
1,000 ～ 4,999 人	0.6	0.2
300 ～ 999 人	0.5	0.2
100 ～ 299 人	0.3	0.2
50 ～ 99 人	0.3	0.2
30 ～ 49 人	0.1	0.2
10 ～ 29 人	0.1	0.3
(事 業 所 規 模)		
1,000 人 以 上	0.7	0.1
500 ～ 999 人	0.6	0.1
300 ～ 499 人	0.6	0.2
100 ～ 299 人	0.4	0.1
50 ～ 99 人	0.4	0.2
10 ～ 49 人	0.2	0.2
30 ～ 49 人	0.2	0.1
10 ～ 29 人	0.2	0.3
(産 業)		
農 業 , 林 業 (林 業 に 限 る 。)	0.2	0.1
鉱 業 , 採 石 業 , 砂 利 採 取 業	0.2	0.2
建 設	0.3	0.1
総 合 工 事 業	0.3	0.1
職 別 工 事 業 (設 備 工 事 業 を 除 く)	0.3	0.2
設 備 工 事 業	0.3	0.1
製 造 業	0.4	0.2
(消 費 関 連 製 造 業)	0.3	0.1
食 料 品 製 造 業・飲 料・た ば こ・飼 料 製 造 業	0.3	0.1
織 維 工 業	0.2	0.1
家 具 ・ 装 備 品 製 造 業	0.4	0.2
印 刷 ・ 同 関 連 業	0.3	0.2
な め し 革 ・ 同 製 品 ・ 毛 皮 製 造 業	0.2	0.4
そ の 他 の 製 造 業	0.4	0.1
(非 金 属 系 素 材 関 連 製 造 業)	0.4	0.1
木 材 ・ 木 製 品 製 造 業 (家 具 を 除 く)	0.2	0.1
パ ル プ ・ 紙 ・ 紙 加 工 品 製 造 業	0.3	0.1
化 学 工 業	0.5	0.1
石 油 製 品 ・ 石 炭 製 品 製 造 業	0.6	0.1
プ ラ ス チ ッ ク 製 品 製 造 業 (別 掲 を 除 く)	0.4	0.2
ゴ ム 製 品 製 造 業	0.4	0.1
窯 業 ・ 土 石 製 品 製 造 業	0.3	0.1
(金 属 系 素 材 関 連 製 造 業)	0.4	0.3
鉄	0.4	0.1
非 鉄 金 属 製 造 業	0.6	0.2
金 属 製 品 製 造 業	0.4	0.4
(機 械 関 連 製 造 業)	0.6	0.2
は ん 用 機 械 器 具 製 造 業	0.7	0.2
生 産 用 機 械 器 具 製 造 業	0.6	0.3
業 務 用 機 械 器 具 製 造 業	0.7	0.1
電 子 部 品 ・ デ バ イ ス ・ 電 子 回 路 製 造 業	0.6	0.1
電 気 機 械 器 具 製 造 業	0.6	0.2
情 報 通 信 機 械 器 具 製 造 業	0.6	0.1
輸 送 用 機 械 器 具 製 造 業	0.5	0.1
電 気 ・ ガ ス ・ 熱 供 給 ・ 水 道 業	0.8	0.1
情 報 通 信 業	1.2	0.3
通 信 業	1.2	0.1
放 送 業	0.6	0.1
情 報 サ ー ビ ス 業	1.3	0.4
イ ン タ ー ネ ッ ト 附 随 サ ー ビ ス 業	1.0	0.4
映 像 ・ 音 声 ・ 文 字 情 報 制 作 業	1.0	0.2
運 輸 業 , 郵 便 業	0.3	0.1
鉄 道 運 送 業	0.8	0.1
道 路 旅 客 運 送 業	0.2	0.2
道 路 貨 物 運 送 業	0.1	0.1
水 運 業	0.3	0.1
航 空 運 輸 業	0.4	0.1
倉 庫 業	0.2	0.1
運 輸 に 附 帯 す る サ ー ビ ス 業	0.4	0.1
郵 便 業 (信 書 便 事 業 を 含 む)	0.7	0.1

第4表-1 過去1年間にメンタルヘルス不調により連続1か月以上休業又は退職した労働者割合(2-2)

(単位：%)		
区 分	連続1か月 以上休業 した労働者	退職した 労働者
卸売業，小売業	0.3	0.1
（繊維、飲食品その他卸売業）	0.5	0.1
各種商品卸売業	0.4	0.1
上記以外の卸売業	0.5	0.1
（織物、飲食品その他小売業）	0.3	0.1
各種商品小売業	0.4	0.1
機械器具小売業	0.5	0.1
その他の小売業	0.4	0.2
無店舗小売業	0.3	0.2
上記以外の小売業	0.1	0.1
金融業，保険業	1.0	0.3
金融業，融	1.2	0.2
保 險 業	0.7	0.4
不動産業，物品賃貸業	0.4	0.3
不動産業	0.4	0.1
物品賃貸業	0.4	0.6
学術研究，専門・技術サービス業	0.5	0.2
宿泊業，飲食サービス業	0.0	0.3
宿泊業	0.1	0.1
飲食サービス業	0.0	0.3
生活関連サービス業，娯楽業	0.1	0.2
洗濯・理容・美容・浴場業	0.1	0.4
その他の生活関連サービス業	0.3	0.2
娯楽業	0.1	0.2
娯楽業（ゴルフ場除く。）	0.1	0.2
ゴルフ場	0.1	0.1
教育，学習支援業	0.3	0.2
医療，福祉	0.3	0.4
複合サービス事業	0.6	0.1
郵便局	0.6	0.1
協同組合（他に分類されないもの）	0.5	0.1
サービス業（他に分類されないもの）	0.3	0.2
（対事業所サービス業）	0.3	0.1
職業紹介・労働者派遣業	0.2	0.1
その他の事業サービス業	0.3	0.1
（対個人サービス業）	0.4	0.3
自動車整備業	0.2	0.2
機械等修理業（別掲を除く）	0.5	0.4
（対社会的サービス業）	0.3	0.2
廃棄物処理業	0.3	0.1
政治・経済・文化団体	0.4	0.3
宗教	0.2	0.1
その他のサービス業	0.4	0.2

注：受け入れている派遣労働者を除いた割合である。

第4表-2 メンタルヘルス対策の取組の有無及び取組内容別事業所割合(4-1)

区 分	事業所計	取り組んでいる	取組内容					
			メンタルヘルス対策について、安全衛生委員会等での調査審議		メンタルヘルス対策に関する問題点を解決するための計画の策定と実施		メンタルヘルス対策の実務を行う担当者の選任	
合 計	100.0	56.6 (100.0)	15.2	(26.9)	9.2	(16.3)	14.6	(25.8)
(企 業 規 模)								
5,000人以上	100.0	86.6 (100.0)	36.2	(41.8)	21.2	(24.4)	26.0	(30.1)
1,000～4,999人	100.0	82.8 (100.0)	29.3	(35.3)	21.5	(25.9)	24.9	(30.1)
300～999人	100.0	75.8 (100.0)	24.0	(31.7)	11.5	(15.1)	19.9	(26.2)
100～299人	100.0	71.9 (100.0)	21.9	(30.5)	11.9	(16.6)	25.8	(35.9)
50～99人	100.0	58.7 (100.0)	17.5	(29.8)	8.5	(14.5)	18.5	(31.5)
30～49人	100.0	43.8 (100.0)	3.3	(7.5)	2.9	(6.6)	9.0	(20.6)
10～29人	100.0	31.4 (100.0)	2.3	(7.2)	2.4	(7.6)	3.3	(10.6)
(事 業 所 規 模)								
1,000人以上	100.0	100.0 (100.0)	77.3	(77.3)	61.7	(61.7)	66.4	(66.4)
500～999人	100.0	99.8 (100.0)	67.9	(68.1)	42.8	(42.9)	60.5	(60.7)
300～499人	100.0	99.2 (100.0)	66.5	(67.0)	35.0	(35.3)	56.7	(57.2)
100～299人	100.0	96.1 (100.0)	53.4	(55.6)	23.6	(24.6)	46.1	(48.0)
50～99人	100.0	85.2 (100.0)	41.8	(49.1)	18.7	(22.0)	33.9	(39.8)
10～49人	100.0	50.6 (100.0)	9.4	(18.6)	6.9	(13.7)	10.1	(20.0)
30～49人	100.0	62.5 (100.0)	14.2	(22.6)	7.2	(11.6)	14.1	(22.5)
10～29人	100.0	48.3 (100.0)	8.5	(17.5)	6.9	(14.2)	9.3	(19.4)
(産 業)								
農業、林業（林業に限る。）	100.0	43.8 (100.0)	6.8	(15.6)	2.5	(5.7)	9.8	(22.4)
鉱業、採石業、砂利採取業	100.0	51.4 (100.0)	12.8	(25.0)	9.8	(19.1)	15.4	(29.9)
建設業	100.0	51.0 (100.0)	13.9	(27.2)	10.8	(21.1)	12.8	(25.0)
総合工事業	100.0	47.9 (100.0)	12.2	(25.5)	8.3	(17.2)	13.4	(28.0)
職別工事業（設備工事業を除く）	100.0	47.5 (100.0)	15.0	(31.5)	9.4	(19.8)	10.2	(21.5)
設備工事業	100.0	58.5 (100.0)	16.0	(27.3)	15.9	(27.2)	13.4	(22.8)
製造業	100.0	52.4 (100.0)	17.8	(34.0)	8.9	(17.1)	17.0	(32.4)
(消費関連製造業)	100.0	44.6 (100.0)	12.5	(28.1)	6.7	(15.1)	13.5	(30.3)
食料品製造業、飲料・たばこ・飼料製造業	100.0	43.7 (100.0)	14.3	(32.7)	7.1	(16.2)	15.1	(34.7)
繊維工業	100.0	38.9 (100.0)	8.7	(22.5)	4.6	(11.7)	12.1	(31.0)
家具・装備品製造業	100.0	43.7 (100.0)	10.9	(25.0)	10.6	(24.3)	9.8	(22.4)
印刷・同関連業	100.0	53.5 (100.0)	14.5	(27.2)	8.7	(16.2)	14.5	(27.1)
なめし革・同製品・毛皮製造業	100.0	30.9 (100.0)	8.2	(26.6)	2.9	(9.4)	3.7	(12.0)
その他の製造業	100.0	47.9 (100.0)	8.5	(17.7)	4.1	(8.6)	9.6	(20.0)
(非金属系素材関連製造業)	100.0	55.0 (100.0)	20.7	(37.7)	9.6	(17.5)	17.0	(30.9)
木材・木製品製造業（家具を除く）	100.0	48.3 (100.0)	13.5	(27.9)	5.7	(11.9)	10.8	(22.4)
パルプ・紙・紙加工品製造業	100.0	49.7 (100.0)	19.3	(38.7)	8.5	(17.0)	19.7	(39.6)
化学工業	100.0	75.7 (100.0)	36.6	(48.3)	18.5	(24.4)	29.0	(38.3)
石油製品・石炭製品製造業	100.0	66.9 (100.0)	22.1	(33.1)	19.5	(29.2)	22.3	(33.4)
プラスチック製品製造業（別掲を除く）	100.0	52.1 (100.0)	19.8	(38.0)	8.5	(16.4)	13.4	(25.8)
ゴム製品製造業	100.0	41.1 (100.0)	16.6	(40.3)	8.9	(21.7)	13.6	(33.1)
窯業・土石製品製造業	100.0	52.1 (100.0)	14.8	(28.3)	6.1	(11.7)	14.0	(26.8)
(金属系素材関連製造業)	100.0	54.3 (100.0)	18.7	(34.5)	9.9	(18.2)	18.1	(33.3)
鉄業	100.0	58.3 (100.0)	24.1	(41.3)	10.1	(17.3)	21.1	(36.2)
非鉄金属製造業	100.0	62.5 (100.0)	24.6	(39.4)	10.7	(17.1)	27.1	(43.4)
金属製品製造業	100.0	52.3 (100.0)	16.7	(32.0)	9.7	(18.5)	16.1	(30.9)
(機械関連製造業)	100.0	58.2 (100.0)	21.1	(36.2)	10.4	(17.9)	20.2	(34.7)
はん用機械器具製造業	100.0	57.7 (100.0)	16.8	(29.1)	7.6	(13.1)	21.1	(36.5)
生産用機械器具製造業	100.0	53.8 (100.0)	16.4	(30.5)	5.3	(9.8)	11.8	(22.0)
業務用機械器具製造業	100.0	59.3 (100.0)	18.6	(31.4)	9.4	(15.9)	18.6	(31.4)
電子部品・デバイス・電子回路製造業	100.0	61.3 (100.0)	26.2	(42.7)	13.3	(21.6)	22.5	(36.6)
電気機械器具製造業	100.0	60.9 (100.0)	23.0	(37.8)	11.6	(19.1)	23.0	(37.7)
情報通信機械器具製造業	100.0	74.4 (100.0)	23.8	(32.0)	13.8	(18.6)	27.4	(36.8)
輸送用機械器具製造業	100.0	57.0 (100.0)	25.8	(45.3)	16.1	(28.2)	26.5	(46.5)
電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	90.0 (100.0)	47.3	(52.5)	39.9	(44.3)	27.6	(30.6)
情報通信業	100.0	72.1 (100.0)	23.1	(32.1)	12.9	(17.8)	26.2	(36.4)
放送業	100.0	82.8 (100.0)	35.7	(43.1)	22.0	(26.5)	35.4	(42.7)
放 送 業	100.0	81.3 (100.0)	28.4	(34.9)	17.5	(21.5)	26.4	(32.4)
情報サービス業	100.0	74.0 (100.0)	23.6	(31.9)	12.0	(16.2)	28.3	(38.2)
インターネット附随サービス業	100.0	64.1 (100.0)	22.3	(34.8)	19.4	(30.3)	20.3	(31.6)
映像・音声・文字情報制作業	100.0	62.1 (100.0)	15.9	(25.6)	9.7	(15.6)	17.4	(28.1)
運輸業、郵便業	100.0	70.0 (100.0)	24.2	(34.6)	12.1	(17.4)	17.4	(24.9)
鉄道業	100.0	94.4 (100.0)	49.1	(52.0)	28.2	(29.9)	31.0	(32.8)
道路旅客運送業	100.0	70.4 (100.0)	17.8	(25.3)	6.3	(8.9)	17.5	(24.9)
道路貨物運送業	100.0	67.3 (100.0)	24.8	(36.9)	13.1	(19.5)	16.4	(24.4)
水運業	100.0	36.0 (100.0)	11.7	(32.4)	3.4	(9.4)	5.1	(14.1)
航空運送業	100.0	83.7 (100.0)	31.3	(37.4)	17.0	(20.4)	33.0	(39.4)
倉庫業	100.0	74.2 (100.0)	21.3	(28.7)	9.8	(13.2)	14.4	(19.4)
運輸に附帯するサービス業	100.0	74.4 (100.0)	19.3	(25.9)	8.4	(11.3)	19.4	(26.1)
郵便業（信書便事業を含む）	100.0	98.1 (100.0)	71.8	(73.3)	31.3	(31.9)	33.0	(33.6)

(続く)

(複数回答)

メンタルヘルス対策に関する労働者への 教育研修・情報提供	メンタルヘルス対策に関する管理監督者への 教育研修・情報提供	メンタルヘルス対策に関する事業所内の 産業保健スタッフへの 教育研修・情報提供	職場環境等の評価及び 改善(ストレス チェック後の集団 (部、課など)ごと の分析を含む)	健康診断後の保健指導 におけるメンタル ヘルス対策の実施	労働者のストレスの 状況などについて 調査票を用いて調査 (ストレスチェック)
21.6 (38.2)	16.5 (29.2)	6.6 (11.6)	15.0 (26.6)	17.6 (31.2)	35.2 (62.3)
44.3 (51.2)	36.8 (42.5)	17.4 (20.2)	33.0 (38.2)	29.1 (33.7)	70.2 (81.0)
41.1 (49.6)	37.1 (44.7)	14.7 (17.7)	29.8 (36.0)	24.6 (29.7)	64.4 (77.8)
27.3 (36.0)	24.2 (31.9)	8.0 (10.5)	24.1 (31.8)	22.4 (29.5)	54.8 (72.3)
26.1 (36.3)	20.1 (28.0)	8.2 (11.4)	21.8 (30.3)	20.8 (29.0)	51.6 (71.8)
19.7 (33.6)	13.9 (23.8)	8.0 (13.7)	16.0 (27.3)	20.1 (34.2)	33.1 (56.5)
13.0 (29.7)	5.4 (12.4)	2.3 (5.3)	7.4 (16.8)	16.9 (38.7)	17.3 (39.5)
8.7 (27.7)	4.4 (14.1)	0.8 (2.4)	1.9 (6.1)	9.2 (29.1)	9.7 (30.9)
81.7 (81.7)	77.0 (77.0)	64.9 (64.9)	66.1 (66.1)	55.2 (55.2)	95.7 (95.7)
68.0 (68.1)	63.6 (63.7)	43.9 (44.0)	56.6 (56.7)	41.2 (41.3)	93.2 (93.4)
62.5 (63.0)	59.4 (59.9)	39.6 (39.9)	58.3 (58.7)	45.0 (45.4)	95.8 (96.5)
45.9 (47.7)	39.5 (41.1)	20.1 (20.9)	44.2 (46.0)	29.6 (30.8)	87.5 (91.0)
35.8 (42.0)	27.2 (31.9)	14.0 (16.4)	31.5 (37.0)	29.6 (34.8)	71.5 (83.9)
18.1 (35.7)	13.4 (26.4)	4.4 (8.8)	11.0 (21.7)	15.3 (30.1)	27.5 (54.3)
23.7 (37.8)	17.2 (27.5)	6.6 (10.6)	14.2 (22.7)	19.7 (31.5)	33.0 (52.8)
17.0 (35.1)	12.6 (26.2)	4.0 (8.3)	10.3 (21.4)	14.4 (29.8)	26.4 (54.8)
16.4 (37.4)	6.9 (15.8)	1.7 (3.9)	6.2 (14.2)	14.1 (32.1)	16.5 (37.7)
22.8 (44.4)	16.0 (31.1)	8.8 (17.1)	12.5 (24.4)	21.4 (41.6)	26.6 (51.8)
21.2 (41.6)	15.9 (31.2)	5.7 (11.2)	12.4 (24.2)	23.2 (45.5)	24.3 (47.6)
21.1 (43.9)	15.3 (31.8)	4.2 (8.7)	11.0 (22.9)	20.7 (43.2)	18.8 (39.2)
14.7 (31.0)	10.6 (22.4)	3.3 (7.0)	8.1 (17.0)	21.9 (46.1)	23.2 (48.8)
25.9 (44.2)	20.6 (35.3)	9.9 (16.9)	17.6 (30.2)	28.2 (48.2)	34.3 (58.6)
18.9 (36.1)	15.4 (29.3)	6.4 (12.1)	12.8 (24.4)	19.2 (36.6)	32.8 (62.5)
14.5 (32.5)	11.3 (25.4)	4.2 (9.5)	10.2 (23.0)	15.3 (34.4)	27.9 (62.7)
15.8 (36.3)	12.8 (29.4)	4.2 (9.6)	10.0 (22.8)	13.8 (31.7)	29.3 (67.0)
7.7 (19.8)	7.4 (19.1)	1.8 (4.7)	10.7 (27.5)	16.2 (41.5)	21.4 (55.0)
13.0 (29.8)	8.7 (19.8)	4.4 (10.1)	9.8 (22.3)	16.5 (37.9)	15.6 (35.6)
18.1 (33.9)	11.9 (22.2)	6.8 (12.7)	11.5 (21.4)	16.5 (30.9)	35.4 (66.3)
7.9 (25.6)	4.6 (15.0)	2.5 (8.0)	6.8 (21.9)	10.0 (32.4)	16.7 (54.2)
15.5 (32.3)	12.1 (25.3)	4.9 (10.3)	9.6 (20.2)	20.1 (42.0)	29.4 (61.4)
20.8 (37.8)	16.8 (30.6)	7.0 (12.8)	16.3 (29.7)	20.4 (37.2)	33.6 (61.1)
14.4 (29.8)	9.7 (20.0)	4.0 (8.4)	10.9 (22.5)	18.2 (37.6)	25.5 (52.7)
17.0 (34.1)	14.0 (28.1)	5.7 (11.5)	16.2 (32.5)	12.2 (24.6)	31.5 (63.3)
40.3 (53.2)	34.7 (45.8)	15.1 (20.0)	31.2 (41.1)	24.2 (31.9)	52.9 (69.9)
38.3 (57.3)	25.1 (37.6)	7.6 (11.4)	24.5 (36.6)	22.1 (33.1)	51.5 (77.0)
16.6 (31.8)	14.8 (28.5)	4.9 (9.4)	13.2 (25.3)	21.2 (40.8)	31.8 (61.1)
16.6 (40.3)	12.9 (31.5)	9.7 (23.6)	13.2 (32.1)	19.7 (47.9)	29.8 (72.5)
16.5 (31.7)	11.2 (21.4)	5.0 (9.6)	11.8 (22.7)	22.7 (43.6)	25.7 (49.2)
22.6 (41.7)	16.7 (30.7)	5.9 (10.8)	11.2 (20.6)	18.2 (33.4)	33.7 (62.1)
19.5 (33.4)	15.2 (26.0)	8.7 (14.9)	18.9 (32.3)	20.6 (35.3)	41.0 (70.2)
27.9 (44.7)	23.3 (37.3)	9.7 (15.5)	19.9 (31.9)	19.6 (31.4)	41.8 (66.9)
22.6 (43.2)	16.1 (30.7)	4.7 (9.0)	8.3 (15.8)	17.4 (33.3)	31.0 (59.3)
20.5 (35.2)	18.0 (31.0)	8.5 (14.5)	13.8 (23.6)	22.9 (39.4)	37.1 (63.7)
16.7 (28.9)	20.0 (34.6)	7.5 (12.9)	12.9 (22.4)	18.9 (32.8)	37.3 (64.6)
13.4 (25.0)	11.3 (20.9)	4.6 (8.6)	8.4 (15.6)	22.2 (41.2)	26.9 (50.1)
22.0 (37.1)	16.3 (27.5)	8.3 (14.1)	18.9 (32.0)	26.1 (44.0)	34.9 (59.0)
22.6 (36.8)	18.6 (30.3)	11.6 (18.9)	17.3 (28.2)	23.8 (38.8)	43.2 (70.5)
27.9 (45.9)	22.4 (36.7)	8.2 (13.5)	13.2 (21.7)	20.7 (34.0)	42.8 (70.3)
21.7 (29.2)	19.2 (25.8)	11.3 (15.2)	20.4 (27.5)	29.2 (39.3)	51.9 (69.8)
24.0 (42.0)	22.4 (39.3)	12.1 (21.2)	16.6 (29.1)	25.1 (44.1)	40.4 (70.8)
63.1 (70.1)	58.0 (64.4)	33.1 (36.8)	45.3 (50.3)	43.4 (48.2)	80.1 (89.0)
29.6 (41.0)	23.9 (33.1)	9.5 (13.2)	24.9 (34.6)	18.7 (26.0)	46.3 (64.2)
57.5 (69.5)	52.9 (63.9)	20.6 (24.9)	31.4 (37.9)	57.6 (69.6)	72.4 (87.5)
43.8 (53.9)	36.5 (44.9)	11.9 (14.6)	32.9 (40.5)	23.8 (29.3)	65.7 (80.8)
28.1 (37.9)	21.3 (28.8)	8.1 (11.0)	26.0 (35.2)	15.6 (21.1)	46.0 (62.2)
31.0 (48.3)	21.8 (34.0)	5.9 (9.2)	20.6 (32.1)	10.1 (15.8)	39.0 (60.8)
20.5 (33.0)	19.4 (31.3)	10.2 (16.5)	18.2 (29.3)	15.6 (25.1)	35.4 (57.0)
27.0 (38.5)	22.0 (31.4)	8.8 (12.6)	18.6 (26.6)	27.7 (39.6)	49.9 (71.3)
52.6 (55.7)	48.4 (51.2)	37.1 (39.3)	34.0 (36.0)	48.5 (51.3)	77.8 (82.4)
17.2 (24.5)	20.5 (29.1)	8.5 (12.1)	15.7 (22.3)	33.1 (47.0)	45.1 (64.0)
26.0 (38.7)	19.6 (29.1)	7.3 (10.8)	17.7 (26.3)	27.1 (40.2)	48.7 (72.3)
9.6 (26.7)	8.2 (22.8)	3.0 (8.4)	8.8 (24.6)	9.5 (26.3)	17.7 (49.2)
41.8 (50.0)	39.6 (47.3)	15.5 (18.5)	37.8 (45.2)	27.9 (33.3)	63.2 (75.5)
23.9 (32.2)	14.8 (20.0)	5.5 (7.5)	14.2 (19.1)	18.0 (24.3)	47.4 (64.0)
34.7 (46.6)	29.8 (40.1)	7.6 (10.2)	22.5 (30.2)	23.4 (31.4)	53.8 (72.3)
57.0 (58.2)	50.7 (51.7)	34.8 (35.4)	51.7 (52.7)	69.4 (70.7)	94.6 (96.4)

第4表-2 メンタルヘルス対策の取組の有無及び取組内容別事業所割合(4-2)

区 分	(続き)					取組内容				
	職場復帰における支援 （職場復帰支援 プログラムの策定を 含む）	メンタルヘルス対策に関する 事業所内での相談体制の整備	地域産業保健センター （地域窓口）を活用 したメンタルヘルス 対策の実施	産業保健総合支援 センターを活用した メンタルヘルス対策 の実施	医療機関 メンタル の実施					
合 計	10.1 (17.9)	20.1 (35.5)	2.2 (4.0)	1.6 (2.8)	6.9					
（ 企 業 規 模 ）										
5,000人以上	30.0 (34.7)	41.6 (48.1)	2.4 (2.7)	2.6 (3.0)	11.7					
1,000～4,999人	25.8 (31.1)	40.1 (48.5)	5.3 (6.4)	3.5 (4.3)	10.2					
300～999人	14.9 (19.7)	25.8 (34.1)	3.1 (4.1)	2.4 (3.2)	13.2					
100～299人	9.7 (13.5)	24.0 (33.4)	1.7 (2.3)	2.0 (2.7)	8.9					
50～99人	3.9 (6.6)	21.1 (35.9)	1.9 (3.2)	2.1 (3.7)	7.3					
30～49人	2.3 (5.2)	9.5 (21.7)	1.8 (4.2)	0.4 (1.0)	4.1					
10～29人	1.8 (5.8)	7.3 (23.3)	1.4 (4.5)	0.4 (1.4)	2.5					
（ 事 業 所 規 模 ）										
1,000人以上	78.2 (78.2)	85.1 (85.1)	5.2 (5.2)	7.6 (7.6)	30.8					
500～999人	56.3 (56.4)	71.8 (72.0)	3.5 (3.5)	7.0 (7.0)	19.7					
300～499人	50.7 (51.1)	64.9 (65.4)	3.0 (3.0)	4.8 (4.8)	18.7					
100～299人	28.9 (30.1)	43.7 (45.5)	2.9 (3.1)	3.4 (3.5)	15.5					
50～99人	15.6 (18.3)	33.5 (39.3)	1.8 (2.1)	3.2 (3.7)	14.7					
10～49人	7.8 (15.3)	16.6 (32.8)	2.2 (4.4)	1.2 (2.4)	5.4					
30～49人	9.5 (15.2)	19.4 (31.1)	3.4 (5.4)	0.7 (1.1)	7.4					
10～29人	7.4 (15.4)	16.0 (33.2)	2.0 (4.1)	1.4 (2.8)	5.0					
（ 産 業 ）										
農業、林業（林業に限る。）	2.0 (4.5)	9.1 (20.9)	3.5 (8.1)	0.9 (2.2)	1.3					
鉱業、採石業、砂利採取業	8.3 (16.2)	14.5 (28.2)	4.5 (8.7)	2.0 (4.0)	10.0					
建設業	7.0 (13.8)	15.1 (29.6)	3.4 (6.7)	2.4 (4.6)	8.2					
総合工事事業	7.7 (16.0)	12.1 (25.3)	3.1 (6.4)	1.0 (2.2)	8.1					
職別工事事業（設備工事事業を除く）	4.3 (9.0)	13.2 (27.7)	2.8 (5.9)	2.0 (4.3)	7.8					
設備工事事業	7.9 (13.5)	21.5 (36.7)	4.4 (7.5)	4.8 (8.2)	8.7					
製造業	8.4 (16.1)	18.4 (35.0)	2.4 (4.6)	1.8 (3.3)	6.8					
（消費関連製造業）	6.2 (13.9)	13.6 (30.6)	1.3 (2.9)	0.4 (1.0)	4.0					
食料品製造業、飲料・たばこ・飼料製造業	8.1 (18.5)	14.8 (34.0)	0.0 (0.1)	0.2 (0.6)	2.9					
繊維工業	2.8 (7.3)	10.3 (26.5)	3.5 (8.9)	1.3 (3.4)	6.0					
家具・装備品製造業	4.2 (9.5)	11.6 (26.6)	1.1 (2.6)	- (-)	1.9					
印刷・同関連業	5.7 (10.6)	12.8 (23.9)	1.6 (3.0)	0.1 (0.1)	6.0					
なめし革・同製品・毛皮製造業	0.4 (1.4)	7.0 (22.8)	0.9 (2.8)	0.4 (1.4)	4.1					
その他の製造業	5.5 (11.6)	17.3 (36.1)	3.7 (7.8)	0.8 (1.6)	4.3					
（非金属系素材関連製造業）	9.4 (17.1)	20.2 (36.7)	2.6 (4.7)	1.5 (2.8)	8.6					
木材・木製品製造業（家具を除く）	3.8 (7.8)	16.6 (34.4)	1.4 (2.9)	0.9 (1.8)	5.7					
パルプ・紙・紙加工品製造業	8.4 (16.8)	20.7 (41.6)	2.7 (5.4)	2.2 (4.3)	6.7					
化学工業	21.7 (28.7)	34.5 (45.6)	1.3 (1.7)	3.1 (4.1)	13.3					
石油製品・石炭製品製造業	10.5 (15.7)	25.6 (38.3)	2.0 (3.0)	1.8 (2.8)	6.9					
プラスチック製品製造業（別掲を除く）	6.2 (11.9)	17.4 (33.4)	1.6 (3.1)	0.5 (1.0)	8.4					
ゴム製品製造業	7.0 (17.0)	18.0 (43.8)	2.1 (5.1)	0.8 (1.9)	6.9					
窯業・土石製品製造業	7.8 (15.0)	14.3 (27.5)	5.6 (10.7)	1.8 (3.4)	8.2					
（金属系素材関連製造業）	5.5 (10.2)	19.2 (35.4)	2.1 (3.8)	1.8 (3.4)	7.1					
鉄鋼業	7.8 (13.3)	20.9 (35.8)	5.8 (10.0)	2.5 (4.3)	7.0					
非鉄金属製造業	10.0 (16.0)	25.4 (40.6)	1.5 (2.4)	2.8 (4.5)	6.3					
金属製品製造業	4.4 (8.5)	18.0 (34.4)	1.3 (2.5)	1.6 (3.0)	7.3					
（機械関連製造業）	11.7 (20.0)	21.7 (37.3)	3.7 (6.3)	3.3 (5.7)	8.4					
はん用機械器具製造業	14.4 (24.9)	23.2 (40.1)	3.8 (6.6)	3.1 (5.3)	8.5					
生産用機械器具製造業	7.9 (14.7)	14.9 (27.6)	5.0 (9.3)	4.6 (8.6)	6.6					
業務用機械器具製造業	12.7 (21.4)	23.1 (39.0)	3.1 (5.2)	1.6 (2.6)	5.2					
電子部品・デバイス・電子回路製造業	11.2 (18.3)	19.8 (32.3)	1.7 (2.7)	3.4 (5.6)	6.2					
電気機械器具製造業	14.3 (23.4)	28.0 (46.0)	4.9 (8.1)	3.8 (6.3)	11.4					
情報通信機械器具製造業	15.0 (20.1)	24.4 (32.8)	4.6 (6.2)	2.0 (2.7)	3.3					
輸送用機械器具製造業	12.0 (21.0)	24.7 (43.3)	1.9 (3.3)	2.2 (3.8)	11.3					
電気・ガス・熱供給・水道業	43.2 (48.0)	48.3 (53.7)	2.8 (3.1)	7.6 (8.4)	19.3					
情報通信業	20.7 (28.7)	30.8 (42.7)	4.5 (6.3)	3.4 (4.7)	7.1					
放送業	46.2 (55.8)	48.1 (58.1)	1.6 (1.9)	2.4 (2.9)	20.9					
情報サービス業	20.0 (24.6)	35.4 (43.5)	2.4 (3.0)	3.9 (4.8)	13.1					
インターネット附随サービス業	19.9 (27.0)	32.2 (43.5)	5.6 (7.6)	4.3 (5.8)	5.6					
映像・音声・文字情報制作業	25.5 (39.8)	30.4 (47.4)	3.1 (4.9)	- (-)	7.3					
運輸業、郵便業	12.5 (20.1)	18.6 (30.0)	2.9 (4.8)	1.4 (2.3)	5.5					
鉄道業	10.0 (14.3)	25.0 (35.7)	4.5 (6.4)	2.3 (3.3)	8.8					
鉄道路旅客運送業	38.5 (40.8)	44.7 (47.4)	1.5 (1.6)	7.2 (7.6)	23.2					
道路貨物運送業	3.7 (5.3)	18.5 (26.3)	9.4 (13.4)	5.0 (7.1)	11.0					
水路運送業	9.2 (13.7)	24.9 (36.9)	3.3 (4.9)	1.6 (2.3)	6.6					
航空運送業	4.8 (13.2)	8.3 (23.1)	- (-)	- (-)	3.7					
倉庫業	15.1 (18.0)	32.9 (39.3)	2.3 (2.8)	4.9 (5.9)	23.0					
運輸に附帯するサービス業	4.2 (5.6)	17.3 (23.4)	3.3 (4.5)	2.1 (2.9)	10.2					
郵便業（信書便事業を含む）	11.5 (15.5)	29.0 (39.0)	7.7 (10.4)	1.5 (2.0)	11.7					
	63.1 (64.3)	77.2 (78.7)	2.0 (2.0)	3.1 (3.1)	24.2					

(単位：%)						
(複数回答)					取り組んでいない	不明
を活用したヘルス対策	他の外部機関を活用したメンタルヘルス対策の実施		その他			
(12.3)	8.6	(15.1)	4.3	(7.5)	41.5	2.0
(13.5)	22.4	(25.8)	5.4	(6.3)	12.5	1.0
(12.3)	18.5	(22.3)	4.6	(5.5)	15.8	1.4
(17.4)	13.9	(18.3)	5.8	(7.6)	22.3	1.9
(12.3)	9.3	(13.0)	4.2	(5.8)	27.8	0.3
(12.4)	4.2	(7.2)	2.8	(4.7)	40.7	0.7
(9.4)	2.5	(5.8)	3.1	(7.0)	53.6	2.6
(8.1)	2.3	(7.2)	4.0	(12.8)	65.4	3.2
(30.8)	40.2	(40.2)	5.2	(5.2)	－	－
(19.7)	30.0	(30.1)	2.7	(2.7)	0.2	－
(18.9)	23.5	(23.7)	1.1	(1.1)	0.3	0.4
(16.1)	17.8	(18.5)	1.2	(1.3)	3.1	0.8
(17.3)	13.6	(16.0)	2.3	(2.6)	14.7	0.2
(10.7)	7.2	(14.3)	4.7	(9.2)	47.1	2.3
(11.8)	10.4	(16.7)	4.4	(7.0)	35.3	2.2
(10.4)	6.6	(13.6)	4.7	(9.8)	49.4	2.3
(2.9)	3.1	(7.2)	1.8	(4.0)	53.5	2.7
(19.4)	6.4	(12.4)	1.0	(1.9)	44.1	4.5
(16.1)	7.5	(14.6)	3.7	(7.2)	45.5	3.5
(16.9)	8.4	(17.5)	5.1	(10.6)	48.5	3.6
(16.4)	2.0	(4.1)	4.1	(8.6)	49.4	3.1
(14.9)	9.6	(16.5)	1.0	(1.8)	37.8	3.7
(13.0)	6.3	(12.0)	2.2	(4.2)	45.9	1.7
(9.1)	4.4	(9.9)	1.8	(4.0)	52.1	3.3
(6.7)	5.4	(12.4)	0.1	(0.2)	51.7	4.6
(15.4)	2.7	(7.0)	1.9	(5.0)	57.7	3.4
(4.5)	2.9	(6.5)	5.3	(12.1)	54.8	1.5
(11.3)	3.1	(5.8)	5.3	(10.0)	44.5	2.0
(13.3)	1.9	(6.2)	2.5	(8.1)	69.1	－
(9.0)	6.0	(12.5)	2.7	(5.6)	52.1	－
(15.6)	6.3	(11.4)	2.7	(4.9)	44.4	0.6
(11.8)	2.3	(4.8)	2.7	(5.6)	49.7	2.0
(13.4)	7.5	(15.1)	1.8	(3.7)	49.2	1.1
(17.5)	15.0	(19.8)	4.9	(6.4)	24.3	－
(10.4)	12.7	(19.0)	1.8	(2.8)	32.5	0.6
(16.1)	2.5	(4.8)	2.9	(5.6)	47.9	－
(16.8)	6.6	(16.0)	1.2	(2.9)	57.3	1.6
(15.7)	5.1	(9.8)	1.8	(3.4)	47.0	0.9
(13.2)	7.8	(14.4)	2.3	(4.2)	44.0	1.7
(12.0)	6.6	(11.3)	0.8	(1.3)	38.8	2.9
(10.1)	10.0	(15.9)	1.8	(2.9)	33.3	4.2
(13.9)	7.8	(14.9)	2.7	(5.1)	46.7	1.0
(14.3)	7.6	(13.0)	2.2	(3.8)	41.2	0.6
(14.8)	8.1	(13.9)	2.9	(5.0)	41.4	0.9
(12.3)	3.0	(5.7)	2.0	(3.7)	46.2	－
(8.8)	7.1	(12.0)	2.8	(4.8)	38.0	2.8
(10.2)	11.2	(18.3)	2.7	(4.4)	38.7	－
(18.7)	12.8	(21.0)	1.1	(1.8)	39.1	－
(4.5)	8.5	(11.4)	4.5	(6.0)	25.6	－
(19.9)	7.1	(12.5)	2.2	(3.8)	41.7	1.2
(21.4)	29.3	(32.5)	3.8	(4.2)	9.2	0.8
(9.8)	13.5	(18.6)	4.3	(5.9)	26.0	1.8
(25.2)	46.4	(56.1)	5.3	(6.4)	17.2	－
(16.1)	24.0	(29.5)	7.1	(8.8)	18.7	－
(7.5)	10.8	(14.6)	1.8	(2.4)	23.9	2.2
(11.4)	11.0	(17.1)	7.9	(12.3)	34.2	1.7
(8.9)	8.2	(13.3)	10.8	(17.4)	36.1	1.9
(12.6)	9.8	(14.0)	2.7	(3.8)	29.4	0.6
(24.6)	22.0	(23.3)	6.0	(6.3)	5.6	－
(15.7)	6.9	(9.8)	1.8	(2.6)	26.9	2.7
(9.8)	8.4	(12.5)	2.5	(3.8)	32.7	－
(10.3)	4.3	(11.9)	3.7	(10.4)	62.6	1.4
(27.5)	16.0	(19.1)	2.7	(3.3)	16.3	－
(13.7)	8.8	(11.8)	4.9	(6.6)	23.5	2.4
(15.8)	16.3	(21.8)	1.8	(2.4)	24.6	0.9
(24.7)	14.1	(14.3)	2.0	(2.0)	1.9	－

第4表-2 メンタルヘルス対策の取組の有無及び取組内容別事業所割合(4-3)

区 分	事業所計	取り組んでいる	取組内容					
			メンタルヘルス対策について、安全衛生委員会等での調査審議		メンタルヘルス対策に関する問題点を解決するための計画の策定と実施		メンタルヘルス対策の実務を行う担当者の選任	
卸売業，小売業	100.0	52.5 (100.0)	14.7	(27.9)	8.4	(16.0)	12.4	(23.6)
（繊維、飲食品その他卸売業）	100.0	54.0 (100.0)	13.4	(24.7)	10.0	(18.5)	14.6	(26.9)
各種商品卸売業	100.0	66.0 (100.0)	13.7	(20.7)	11.7	(17.7)	26.1	(39.6)
上記以外の卸売業	100.0	54.0 (100.0)	13.4	(24.7)	10.0	(18.5)	14.5	(26.9)
（織物、飲食品その他小売業）	100.0	51.9 (100.0)	15.2	(29.4)	7.7	(14.8)	11.4	(22.1)
各種商品小売業	100.0	90.3 (100.0)	43.3	(47.9)	19.2	(21.2)	32.1	(35.5)
機械器具小売業	100.0	69.5 (100.0)	24.7	(35.6)	14.6	(21.0)	19.0	(27.4)
その他の小売業	100.0	51.4 (100.0)	16.7	(32.5)	9.6	(18.8)	15.4	(30.1)
無店舗小売業	100.0	52.0 (100.0)	11.2	(21.6)	10.1	(19.5)	11.9	(22.9)
上記以外の小売業	100.0	46.5 (100.0)	11.4	(24.6)	4.3	(9.3)	6.6	(14.2)
金融業，保険業	100.0	86.9 (100.0)	27.6	(31.7)	17.8	(20.4)	28.8	(33.1)
金融業，融	100.0	86.2 (100.0)	18.6	(21.5)	12.6	(14.6)	25.8	(29.9)
保険業	100.0	87.9 (100.0)	41.4	(47.1)	25.7	(29.2)	33.4	(38.0)
不動産業，物品賃貸業	100.0	61.5 (100.0)	10.5	(17.0)	7.6	(12.4)	10.2	(16.7)
不動産業	100.0	65.1 (100.0)	10.6	(16.2)	8.6	(13.3)	13.1	(20.1)
物品賃貸業	100.0	56.5 (100.0)	10.4	(18.3)	6.2	(11.0)	6.3	(11.2)
学術研究，専門・技術サービス業	100.0	58.9 (100.0)	15.7	(26.6)	15.0	(25.5)	15.9	(27.0)
宿泊業，飲食サービス業	100.0	40.9 (100.0)	5.4	(13.3)	4.3	(10.4)	7.6	(18.7)
宿泊業	100.0	51.5 (100.0)	6.6	(12.9)	10.1	(19.5)	11.9	(23.1)
飲食サービス業	100.0	39.6 (100.0)	5.3	(13.4)	3.6	(9.0)	7.1	(18.0)
生活関連サービス業，娯楽業	100.0	49.9 (100.0)	8.3	(16.6)	7.0	(14.1)	9.8	(19.7)
洗濯・理容・美容・浴場業	100.0	47.7 (100.0)	2.8	(5.9)	3.7	(7.8)	10.4	(21.9)
その他の生活関連サービス業	100.0	53.6 (100.0)	12.2	(22.8)	9.3	(17.4)	14.0	(26.0)
娯楽業	100.0	49.9 (100.0)	10.2	(20.4)	8.2	(16.5)	8.0	(16.1)
娯楽業（ゴルフ場除く。）	100.0	48.6 (100.0)	9.2	(18.9)	8.3	(17.0)	7.2	(14.9)
ゴルフ場	100.0	62.0 (100.0)	19.6	(31.6)	7.8	(12.6)	15.6	(25.1)
教育，学習支援業	100.0	53.7 (100.0)	11.7	(21.8)	6.7	(12.5)	10.3	(19.2)
医療，福祉	100.0	62.3 (100.0)	14.2	(22.7)	8.1	(13.0)	16.4	(26.2)
複合サービス事業	100.0	94.3 (100.0)	24.4	(25.9)	14.5	(15.4)	20.7	(21.9)
郵便局	100.0	100.0 (100.0)	33.3	(33.3)	24.1	(24.1)	25.1	(25.1)
協同組合（他に分類されないもの）	100.0	91.9 (100.0)	20.6	(22.4)	10.3	(11.2)	18.8	(20.4)
サービス業（他に分類されないもの）	100.0	67.3 (100.0)	20.6	(30.7)	13.5	(20.0)	20.6	(30.6)
（対事業所サービス業）	100.0	74.3 (100.0)	23.8	(32.0)	16.8	(22.6)	25.0	(33.6)
職業紹介・労働者派遣業	100.0	80.0 (100.0)	16.1	(20.1)	13.6	(17.0)	20.4	(25.4)
その他の事業サービス業	100.0	72.8 (100.0)	25.8	(35.4)	17.7	(24.3)	26.2	(36.0)
（対個人サービス業）	100.0	69.9 (100.0)	24.7	(35.3)	10.6	(15.2)	19.1	(27.4)
自動車整備業	100.0	58.3 (100.0)	12.3	(21.2)	2.8	(4.8)	10.1	(17.3)
機械等修理業（別掲を除く）	100.0	79.9 (100.0)	35.4	(44.3)	17.4	(21.8)	27.0	(33.7)
（対社会的サービス業）	100.0	45.6 (100.0)	9.1	(19.9)	5.5	(12.1)	8.8	(19.3)
廃棄物処理業	100.0	45.2 (100.0)	11.2	(24.8)	4.7	(10.4)	8.8	(19.4)
政治・経済・文化団体	100.0	46.6 (100.0)	7.8	(16.7)	6.7	(14.3)	9.5	(20.4)
宗教	100.0	35.9 (100.0)	5.7	(15.9)	6.9	(19.2)	8.0	(22.3)
その他のサービス業	100.0	60.0 (100.0)	4.9	(8.2)	3.5	(5.9)	6.9	(11.4)

(続く)

(複数回答)

メンタルヘルス対策に関する労働者への教育研修・情報提供	メンタルヘルス対策に関する管理監督者への教育研修・情報提供	メンタルヘルス対策に関する事業所内の産業保健スタッフへの教育研修・情報提供	職場環境等の評価及び改善(ストレスチェック後の集団(部、課など)ごとの分析を含む)	健康診断後の保健指導におけるメンタルヘルス対策の実施	労働者のストレスの状況などについて調査票を用いて調査(ストレスチェック)
18.9 (35.9)	16.0 (30.4)	5.3 (10.0)	14.5 (27.6)	14.0 (26.7)	35.2 (67.0)
24.1 (44.6)	18.5 (34.3)	7.6 (14.0)	14.8 (27.4)	15.7 (29.1)	39.6 (73.3)
29.3 (44.4)	17.6 (26.7)	10.0 (15.1)	15.4 (23.3)	15.6 (23.6)	33.3 (50.5)
24.1 (44.6)	18.5 (34.4)	7.6 (14.0)	14.8 (27.5)	15.7 (29.2)	39.7 (73.5)
16.5 (31.8)	14.8 (28.5)	4.2 (8.1)	14.3 (27.7)	13.3 (25.6)	33.2 (63.9)
31.1 (34.5)	34.4 (38.1)	13.8 (15.2)	22.7 (25.1)	37.9 (42.0)	66.2 (73.3)
24.4 (35.2)	25.5 (36.7)	6.2 (8.9)	21.0 (30.2)	14.3 (20.6)	49.0 (70.5)
17.2 (33.5)	19.6 (38.2)	2.2 (4.3)	13.0 (25.3)	18.0 (35.0)	32.9 (64.0)
22.2 (42.8)	11.4 (22.0)	5.4 (10.4)	16.0 (30.7)	11.2 (21.5)	39.5 (75.9)
13.2 (28.4)	8.9 (19.2)	4.4 (9.6)	13.1 (28.1)	9.7 (20.8)	27.8 (59.9)
46.9 (54.0)	45.0 (51.8)	21.1 (24.3)	35.8 (41.2)	27.8 (32.0)	71.9 (82.7)
40.6 (47.1)	41.6 (48.2)	15.0 (17.4)	31.3 (36.3)	26.2 (30.4)	67.7 (78.5)
56.7 (64.5)	50.3 (57.2)	30.6 (34.8)	42.7 (48.6)	30.3 (34.5)	78.2 (88.9)
23.6 (38.4)	13.9 (22.6)	3.8 (6.2)	21.5 (34.9)	13.8 (22.5)	40.4 (65.7)
28.4 (43.6)	16.2 (25.0)	5.3 (8.2)	22.4 (34.4)	16.4 (25.2)	40.2 (61.7)
16.9 (30.0)	10.7 (18.9)	1.8 (3.2)	20.2 (35.8)	10.3 (18.1)	40.8 (72.1)
27.9 (47.4)	18.1 (30.7)	10.5 (17.8)	17.3 (29.4)	22.1 (37.4)	36.7 (62.2)
11.9 (29.2)	7.6 (18.7)	4.7 (11.5)	7.4 (18.1)	11.2 (27.4)	20.2 (49.5)
16.8 (32.7)	9.2 (17.8)	4.3 (8.4)	14.5 (28.1)	13.3 (25.8)	25.1 (48.8)
11.4 (28.7)	7.4 (18.8)	4.8 (12.0)	6.6 (16.6)	11.0 (27.7)	19.6 (49.6)
16.5 (33.0)	10.7 (21.5)	2.3 (4.7)	11.5 (23.2)	13.5 (27.0)	27.6 (55.3)
17.7 (37.0)	12.5 (26.2)	0.7 (1.5)	12.5 (26.2)	10.5 (22.1)	23.7 (49.6)
19.6 (36.5)	16.5 (30.7)	4.0 (7.4)	13.0 (24.2)	19.6 (36.7)	38.1 (71.2)
14.7 (29.4)	7.7 (15.4)	2.7 (5.5)	10.5 (21.0)	13.1 (26.2)	26.3 (52.7)
14.3 (29.4)	7.5 (15.4)	2.8 (5.8)	10.1 (20.8)	12.3 (25.4)	24.4 (50.2)
18.3 (29.5)	9.7 (15.6)	1.8 (2.9)	14.1 (22.7)	19.9 (32.1)	43.9 (70.7)
24.9 (46.4)	15.7 (29.3)	6.1 (11.4)	9.9 (18.5)	14.0 (26.1)	34.0 (63.3)
22.3 (35.9)	14.8 (23.7)	6.0 (9.6)	14.4 (23.1)	17.8 (28.5)	31.8 (51.0)
37.9 (40.2)	32.5 (34.4)	11.9 (12.7)	32.5 (34.5)	36.6 (38.8)	84.7 (89.7)
49.9 (49.9)	31.5 (31.5)	24.0 (24.0)	41.5 (41.5)	60.9 (60.9)	96.2 (96.2)
32.7 (35.5)	32.9 (35.8)	6.7 (7.3)	28.6 (31.2)	26.0 (28.3)	79.6 (86.7)
28.8 (42.7)	19.2 (28.5)	7.1 (10.5)	20.7 (30.8)	19.1 (28.3)	45.2 (67.1)
32.5 (43.7)	21.5 (28.9)	8.0 (10.8)	25.5 (34.4)	19.5 (26.3)	52.0 (70.0)
28.1 (35.2)	17.9 (22.4)	3.0 (3.8)	15.2 (19.0)	17.5 (21.9)	50.6 (63.2)
33.6 (46.2)	22.4 (30.8)	9.4 (12.9)	28.2 (38.8)	20.0 (27.5)	52.4 (72.0)
30.0 (42.9)	21.3 (30.5)	9.5 (13.6)	19.4 (27.8)	26.9 (38.5)	52.7 (75.5)
19.1 (32.7)	14.1 (24.1)	3.9 (6.7)	13.4 (23.1)	24.6 (42.2)	40.0 (68.6)
39.4 (49.3)	27.6 (34.6)	14.4 (18.0)	24.6 (30.7)	28.9 (36.1)	63.8 (79.9)
17.2 (37.7)	11.2 (24.6)	2.8 (6.2)	7.6 (16.6)	12.9 (28.2)	20.5 (44.9)
17.4 (38.5)	11.7 (25.8)	1.8 (4.0)	7.1 (15.6)	13.6 (30.2)	21.7 (47.9)
18.5 (39.7)	10.9 (23.3)	4.7 (10.1)	8.9 (19.2)	12.7 (27.3)	20.7 (44.4)
9.1 (25.3)	8.5 (23.6)	2.0 (5.5)	7.8 (21.8)	10.8 (30.0)	13.6 (37.9)
22.5 (37.4)	14.6 (24.3)	2.1 (3.5)	4.0 (6.6)	11.0 (18.3)	21.7 (36.2)

第4表-2 メンタルヘルス対策の取組の有無及び取組内容別事業所割合(4-4)

区 分	(続き)					取組内容			
	職場復帰における支援 （職場復帰支援 プログラムの策定を 含む）	メンタルヘルス対策に関する 事業所内での相談体制の整備	地域産業保健センター （地域窓口）を活用 したメンタルヘルス 対策の実施	産業保健総合支援 センターを活用した メンタルヘルス対策 の実施	医療機関 メンタル の実施				
卸 売 業 ， 小 売 業	10.2 (19.3)	18.7 (35.5)	2.6 (5.0)	2.0 (3.9)	7.8				
（繊維、飲食品その他卸売業）	15.4 (28.5)	24.5 (45.3)	3.3 (6.2)	2.9 (5.3)	11.6				
各 種 商 品 卸 売 業	7.7 (11.7)	35.0 (53.0)	3.2 (4.9)	2.8 (4.3)	5.8				
上 記 以 外 の 卸 売 業	15.4 (28.6)	24.4 (45.2)	3.3 (6.2)	2.9 (5.3)	11.6				
（織物、飲食品その他小売業）	7.8 (15.0)	16.0 (30.9)	2.3 (4.4)	1.7 (3.2)	6.1				
各 種 商 品 小 売 業	28.6 (31.7)	42.7 (47.3)	2.9 (3.2)	1.2 (1.4)	7.8				
機 械 器 具 小 売 業	18.0 (26.0)	22.1 (31.8)	2.0 (2.9)	1.0 (1.5)	9.4				
そ の 他 の 小 売 業	9.1 (17.7)	15.3 (29.8)	3.1 (6.1)	1.1 (2.2)	5.5				
無 店 舗 小 売 業	13.0 (24.9)	19.0 (36.5)	0.9 (1.7)	- (-)	2.7				
上 記 以 外 の 小 売 業	3.4 (7.4)	13.9 (29.9)	2.0 (4.3)	2.3 (4.9)	5.9				
金 融 業 ， 保 険 業	31.3 (36.0)	41.8 (48.1)	2.0 (2.4)	2.2 (2.6)	8.4				
金 融 業 ， 融 保 業	32.6 (37.8)	42.0 (48.7)	2.6 (3.0)	2.9 (3.4)	9.9				
保 険 業	29.3 (33.3)	41.5 (47.1)	1.2 (1.3)	1.2 (1.3)	6.0				
不 動 産 業 ， 物 品 賃 貸 業	12.3 (20.0)	15.1 (24.6)	3.9 (6.3)	1.8 (2.9)	4.6				
不 動 産 業	14.1 (21.7)	16.6 (25.5)	5.6 (8.6)	2.0 (3.1)	5.2				
物 品 賃 貸 業	9.8 (17.4)	13.2 (23.3)	1.6 (2.8)	1.4 (2.5)	3.9				
学 術 研 究 ・ 専 門 ・ 技 術 サ ー ビ ス 業	12.9 (21.9)	23.7 (40.3)	2.6 (4.5)	0.0 (0.1)	6.0				
宿 泊 業 ， 飲 食 サ ー ビ ス 業	5.3 (12.9)	10.0 (24.4)	0.0 (0.0)	0.1 (0.2)	5.2				
宿 泊 業	6.2 (12.0)	13.5 (26.1)	0.0 (0.1)	0.9 (1.8)	5.0				
飲 食 サ ー ビ ス 業	5.2 (13.1)	9.6 (24.1)	- (-)	- (-)	5.2				
生 活 関 連 サ ー ビ ス 業 ， 娯 楽 業	8.0 (16.1)	15.1 (30.3)	2.5 (5.1)	1.8 (3.5)	4.9				
洗 濯 ・ 理 容 ・ 美 容 ・ 浴 場 業	7.7 (16.2)	16.4 (34.4)	1.0 (2.2)	1.3 (2.6)	2.2				
そ の 他 の 生 活 関 連 サ ー ビ ス 業	12.5 (23.3)	22.3 (41.5)	1.2 (2.2)	- (-)	7.5				
娯 楽 業	6.7 (13.4)	11.9 (23.9)	3.9 (7.9)	2.7 (5.3)	5.7				
娯 楽 業 （ ゴ ル フ 場 除 く ）	7.1 (14.5)	11.8 (24.3)	4.2 (8.5)	2.8 (5.7)	5.8				
ゴ ル フ 場	3.4 (5.4)	13.0 (21.0)	1.7 (2.8)	1.6 (2.6)	4.2				
教 育 ， 学 習 支 援 業	6.2 (11.6)	19.0 (35.4)	1.0 (1.9)	1.0 (1.9)	4.5				
医 療 ， 福 祉 社	8.2 (13.1)	24.8 (39.9)	0.8 (1.3)	0.7 (1.2)	6.4				
複 合 サ ー ビ ス 事 業	23.9 (25.3)	43.5 (46.1)	3.2 (3.4)	4.6 (4.8)	13.8				
郵 便 局	49.2 (49.2)	58.4 (58.4)	4.7 (4.7)	5.3 (5.3)	24.3				
協 同 組 合 （ 他 に 分 類 さ れ な い も の ）	12.8 (13.9)	37.0 (40.3)	2.6 (2.8)	4.2 (4.6)	9.2				
サ ー ビ ス 業 （ 他 に 分 類 さ れ な い も の ）	13.1 (19.5)	23.9 (35.5)	2.9 (4.3)	1.4 (2.1)	6.2				
（ 対 事 業 所 サ ー ビ ス 業 ）	14.5 (19.5)	27.1 (36.5)	2.2 (3.0)	1.8 (2.4)	6.6				
職 業 紹 介 ・ 労 働 者 派 遣 業	9.3 (11.6)	25.0 (31.3)	1.1 (1.4)	- (-)	6.0				
そ の 他 の 事 業 サ ー ビ ス 業	15.9 (21.8)	27.6 (38.0)	2.5 (3.4)	2.3 (3.1)	6.7				
（ 対 個 人 サ ー ビ ス 業 ）	20.8 (29.8)	30.1 (43.1)	7.6 (10.9)	1.4 (2.0)	9.4				
自 動 車 整 備 業	12.1 (20.8)	18.2 (31.2)	7.0 (12.1)	1.8 (3.0)	11.1				
機 械 等 修 理 業 （ 別 掲 を 除 く ）	28.4 (35.6)	40.5 (50.7)	8.1 (10.1)	1.1 (1.4)	7.9				
（ 対 社 会 的 サ ー ビ ス 業 ）	4.3 (9.4)	10.7 (23.6)	1.9 (4.2)	0.3 (0.7)	3.3				
廃 棄 物 処 理 業	1.2 (2.6)	7.5 (16.5)	1.8 (4.1)	- (-)	1.1				
政 治 ・ 経 済 ・ 文 化 団 体	7.6 (16.2)	14.1 (30.2)	2.6 (5.6)	0.3 (0.6)	6.5				
宗 教	5.6 (15.7)	13.8 (38.5)	1.1 (3.2)	1.2 (3.5)	3.8				
そ の 他 の サ ー ビ ス 業	9.4 (15.7)	13.6 (22.6)	- (-)	1.4 (2.2)	2.1				

(単位：%)						
(複数回答)					取り組んでいない	不明
を活用したヘルス対策	他の外部機関を活用したメンタルヘルス対策の実施		その他			
(14.9)	8.5	(16.2)	4.1	(7.8)	45.2	2.3
(21.4)	11.4	(21.1)	5.0	(9.2)	43.4	2.5
(8.7)	10.6	(16.1)	2.0	(3.1)	34.0	-
(21.5)	11.4	(21.2)	5.0	(9.2)	43.5	2.5
(11.8)	7.2	(13.9)	3.7	(7.1)	45.9	2.2
(8.6)	19.9	(22.0)	3.0	(3.4)	9.7	-
(13.5)	3.2	(4.6)	2.1	(3.0)	28.5	2.0
(10.7)	12.0	(23.4)	2.4	(4.7)	46.4	2.2
(5.2)	7.6	(14.7)	7.0	(13.4)	45.8	2.2
(12.6)	5.0	(10.8)	4.6	(9.9)	51.2	2.3
(9.6)	27.7	(31.9)	5.5	(6.4)	13.1	-
(11.4)	23.6	(27.4)	6.9	(8.0)	13.8	-
(6.9)	34.0	(38.6)	3.4	(3.9)	12.1	-
(7.5)	7.1	(11.6)	4.4	(7.2)	37.0	1.5
(8.0)	4.3	(6.7)	4.6	(7.0)	33.8	1.1
(6.9)	11.0	(19.4)	4.2	(7.5)	41.4	2.1
(10.2)	9.8	(16.6)	6.5	(11.0)	40.7	0.3
(12.7)	5.8	(14.2)	4.9	(12.1)	55.5	3.7
(9.7)	6.4	(12.4)	9.6	(18.6)	45.8	2.7
(13.1)	5.7	(14.5)	4.4	(11.1)	56.6	3.8
(9.9)	4.6	(9.3)	5.1	(10.2)	46.8	3.3
(4.6)	1.5	(3.2)	3.7	(7.8)	46.3	6.0
(13.9)	7.1	(13.2)	3.5	(6.5)	45.2	1.2
(11.3)	5.7	(11.4)	6.5	(12.9)	47.6	2.5
(12.0)	5.7	(11.7)	6.9	(14.3)	48.7	2.7
(6.7)	5.9	(9.5)	1.9	(3.0)	38.0	-
(8.3)	6.7	(12.4)	3.8	(7.1)	44.7	1.6
(10.3)	6.1	(9.8)	6.5	(10.4)	36.3	1.4
(14.6)	19.0	(20.1)	4.4	(4.6)	5.3	0.4
(24.3)	18.5	(18.5)	3.8	(3.8)	-	-
(10.1)	19.2	(20.9)	4.6	(5.0)	7.6	0.6
(9.3)	13.0	(19.3)	3.6	(5.4)	32.1	0.6
(8.9)	16.4	(22.1)	3.0	(4.0)	25.7	-
(7.6)	14.3	(17.9)	2.3	(2.8)	20.0	-
(9.2)	16.9	(23.2)	3.2	(4.3)	27.2	-
(13.4)	13.0	(18.5)	4.9	(7.1)	29.3	0.8
(19.0)	5.8	(9.9)	4.1	(7.0)	39.9	1.8
(9.9)	19.2	(24.0)	5.7	(7.1)	20.1	-
(7.2)	3.1	(6.8)	4.8	(10.5)	52.4	2.0
(2.5)	1.3	(2.9)	5.9	(13.2)	52.2	2.6
(14.0)	6.4	(13.6)	2.6	(5.7)	52.5	0.9
(10.5)	0.4	(1.0)	7.0	(19.5)	60.7	3.4
(3.5)	4.6	(7.7)	3.1	(5.2)	38.9	1.0

第4表-3 労働者のストレスチェックの実施時期及びストレスチェックの種類別事業所割合(2-1)

区 分	労働者のストレスの 状況などについて 調査票を用いて調査 (ストレスチェック) した事業所計 1)	実施時期（複数回答）		不明					
		定期健康 診断の 機会に 実施した	定期健康 診断以外 の機会に 実施した		労働安全衛生法 (平成27年12月1日 施行)に基づく ストレスチェック	実施時期			
						定期健康診断の 機会に実施した			
合 計	[62.3]	100.0	26.1	74.1	1.1	79.3	(100.0)	15.3	(19.3)
(企 業 規 模)									
5,000 人 以 上	[81.0]	100.0	19.2	81.9	0.2	87.4	(100.0)	15.2	(17.4)
1,000 ～ 4,999 人	[77.8]	100.0	13.6	86.8	0.5	89.9	(100.0)	9.7	(10.8)
300 ～ 999 人	[72.3]	100.0	21.5	78.9	0.4	91.0	(100.0)	19.7	(21.7)
100 ～ 299 人	[71.8]	100.0	23.9	77.7	1.2	86.4	(100.0)	20.2	(23.3)
50 ～ 99 人	[56.5]	100.0	32.0	65.1	3.1	85.4	(100.0)	22.7	(26.6)
30 ～ 49 人	[39.5]	100.0	40.1	60.1	1.2	45.9	(100.0)	9.9	(21.7)
10 ～ 29 人	[30.9]	100.0	65.4	31.9	3.1	17.1	(100.0)	5.2	(30.5)
(事 業 所 規 模)									
1,000 人 以 上	[95.7]	100.0	19.0	85.1	－	95.6	(100.0)	17.8	(18.6)
500 ～ 999 人	[93.4]	100.0	23.8	78.6	0.7	93.6	(100.0)	22.2	(23.7)
300 ～ 499 人	[96.5]	100.0	17.6	82.5	0.7	97.4	(100.0)	17.1	(17.6)
100 ～ 299 人	[91.0]	100.0	25.5	75.0	0.6	94.5	(100.0)	22.9	(24.2)
50 ～ 99 人	[83.9]	100.0	25.4	74.9	0.5	90.6	(100.0)	20.9	(23.0)
10 ～ 49 人	[54.3]	100.0	26.7	73.3	1.3	72.6	(100.0)	12.3	(16.9)
30 ～ 49 人	[52.8]	100.0	25.5	75.2	0.6	73.2	(100.0)	16.4	(22.3)
10 ～ 29 人	[54.8]	100.0	27.0	72.8	1.5	72.4	(100.0)	11.2	(15.5)
(産 業)									
農 業 , 林 業 (林 業 に 限 る 。)	[37.7]	100.0	46.9	49.0	4.2	41.5	(100.0)	18.3	(44.0)
鉱 業 , 採 石 業 , 砂 利 採 取 業	[51.8]	100.0	28.4	71.6	－	64.7	(100.0)	9.4	(14.5)
建 設 業	[47.6]	100.0	36.8	64.4	1.2	62.6	(100.0)	12.7	(20.3)
総 合 工 事 業	[39.2]	100.0	44.8	60.6	－	60.9	(100.0)	22.9	(37.7)
職 別 工 事 業 (設 備 工 事 業 を 除 く)	[48.8]	100.0	65.2	36.3	－	38.1	(100.0)	7.8	(20.4)
設 備 工 事 業	[58.6]	100.0	16.4	80.8	2.8	75.4	(100.0)	5.5	(7.3)
製 造 業	[62.5]	100.0	38.8	61.5	0.7	72.8	(100.0)	22.1	(30.4)
(消 費 関 連 製 造 業)	[62.7]	100.0	35.4	65.0	－	63.1	(100.0)	15.2	(24.1)
食 料 品 製 造 業、飲 料・た ば こ・飼 料 製 造 業	[67.0]	100.0	24.2	76.4	－	67.3	(100.0)	11.6	(17.2)
織 維 工 業	[55.0]	100.0	54.2	45.8	－	54.2	(100.0)	13.7	(25.3)
家 具 ・ 装 備 品 製 造 業	[35.6]	100.0	36.5	63.5	－	55.4	(100.0)	14.3	(25.8)
印 刷 ・ 同 関 連 業	[66.3]	100.0	50.5	49.8	－	59.1	(100.0)	24.6	(41.7)
な め し 革 ・ 同 製 品 ・ 毛 皮 製 造 業	[54.2]	100.0	47.2	52.8	－	49.0	(100.0)	11.9	(24.3)
そ の 他 の 製 造 業	[61.4]	100.0	37.0	63.1	－	64.3	(100.0)	17.7	(27.5)
(非 金 属 系 素 材 関 連 製 造 業)	[61.1]	100.0	32.8	67.9	1.0	76.2	(100.0)	20.1	(26.4)
木 材 ・ 木 製 品 製 造 業 (家 具 を 除 く)	[52.7]	100.0	44.6	59.2	－	50.3	(100.0)	18.8	(37.4)
パ ル プ ・ 紙 ・ 紙 加 工 品 製 造 業	[63.3]	100.0	27.6	75.8	－	84.8	(100.0)	18.4	(21.7)
化 学 工 業	[69.9]	100.0	19.9	79.9	1.4	87.3	(100.0)	14.1	(16.1)
石 油 製 品 ・ 石 炭 製 品 製 造 業	[77.0]	100.0	24.6	77.7	－	76.1	(100.0)	16.1	(21.2)
プ ラ ス チ ッ ク 製 品 製 造 業 (別 掲 を 除 く)	[61.1]	100.0	43.3	56.7	－	75.4	(100.0)	27.8	(36.9)
ゴ ム 製 品 製 造 業	[72.5]	100.0	36.6	63.7	－	84.6	(100.0)	25.4	(30.0)
窯 業 ・ 土 石 製 品 製 造 業	[49.2]	100.0	34.9	65.1	3.5	61.8	(100.0)	17.6	(28.4)
(金 属 系 素 材 関 連 製 造 業)	[62.1]	100.0	47.0	53.5	0.3	72.6	(100.0)	27.5	(38.0)
鉄 鋼 業	[70.2]	100.0	42.5	59.6	－	86.2	(100.0)	33.5	(38.8)
非 鉄 金 属 製 造 業	[66.9]	100.0	36.8	64.3	2.0	85.2	(100.0)	27.5	(32.3)
金 属 製 品 製 造 業	[59.3]	100.0	50.3	49.7	－	66.2	(100.0)	25.8	(39.0)
(機 械 関 連 製 造 業)	[63.7]	100.0	41.8	58.0	1.3	78.5	(100.0)	26.7	(33.9)
は ん 用 機 械 器 具 製 造 業	[64.6]	100.0	35.5	63.6	2.5	77.1	(100.0)	24.8	(32.1)
生 産 用 機 械 器 具 製 造 業	[50.1]	100.0	51.8	49.2	－	72.6	(100.0)	24.4	(33.6)
業 務 用 機 械 器 具 製 造 業	[59.0]	100.0	40.2	59.8	－	84.5	(100.0)	27.3	(32.4)
電 子 部 品 ・ デ バ イ ス ・ 電 子 回 路 製 造 業	[70.5]	100.0	30.0	69.1	2.5	78.9	(100.0)	20.0	(25.4)
電 気 機 械 器 具 製 造 業	[70.3]	100.0	36.7	65.5	－	78.4	(100.0)	23.9	(30.6)
情 報 通 信 機 械 器 具 製 造 業	[69.8]	100.0	35.2	60.9	4.3	91.7	(100.0)	31.0	(33.8)
輸 送 用 機 械 器 具 製 造 業	[70.8]	100.0	49.5	49.0	1.8	79.1	(100.0)	34.3	(43.3)
電 気 ・ ガ ス ・ 熱 供 給 ・ 水 道 業	[89.0]	100.0	8.1	93.4	1.1	93.4	(100.0)	8.1	(8.7)
情 報 通 信 業	[64.2]	100.0	18.0	83.9	0.2	80.2	(100.0)	8.7	(10.8)
通 信 業	[87.5]	100.0	8.3	96.1	0.4	91.1	(100.0)	4.8	(5.3)
放 送 業	[80.8]	100.0	24.5	82.2	2.5	97.0	(100.0)	21.5	(22.1)
情 報 サ ー ビ ス 業	[62.2]	100.0	19.9	81.8	－	75.0	(100.0)	6.8	(9.1)
イ ン タ ー ネ ッ ト 附 随 サ ー ビ ス 業	[60.8]	100.0	14.6	85.4	－	73.4	(100.0)	14.6	(19.9)
映 像 ・ 音 声 ・ 文 字 情 報 制 作 業	[57.0]	100.0	16.2	83.8	－	89.4	(100.0)	12.7	(14.2)
運 輸 業 , 道 郵 便 業	[71.3]	100.0	33.2	69.3	0.2	78.9	(100.0)	19.2	(24.4)
鉄 道 業	[82.4]	100.0	24.5	74.6	2.5	90.1	(100.0)	19.1	(21.2)
道 路 旅 客 運 送 業	[64.0]	100.0	39.2	62.1	－	78.5	(100.0)	21.5	(27.4)
道 路 貨 物 運 送 業	[72.3]	100.0	34.5	68.9	－	76.4	(100.0)	18.7	(24.5)
水 運 業	[49.2]	100.0	34.2	71.4	－	58.9	(100.0)	11.0	(18.7)
航 空 運 輸 業	[75.5]	100.0	8.4	91.6	－	84.8	(100.0)	4.1	(4.8)
倉 庫 業	[64.0]	100.0	21.0	78.2	0.7	83.1	(100.0)	16.1	(19.3)
運 輸 に 附 帯 す る サ ー ビ ス 業	[72.3]	100.0	30.2	73.2	－	82.7	(100.0)	18.1	(21.9)
郵 便 業 (信 書 便 事 業 を 含 む)	[96.4]	100.0	92.8	9.2	－	98.1	(100.0)	90.9	(92.7)

(単位: %)

ストレスチェックの種類												
				労働安全衛生法 (平成27年12月1日 施行)によらず 実施した事業所独自の ストレスチェック						不明		
(複数回答)						実施時期 (複数回答)						
定期健康診断 以外の機会に 実施した		不明				定期健康診断の 機会に実施した		定期健康診断 以外の機会に 実施した				不明
64.0	(80.7)	0.6	(0.7)	6.4	(100.0)	1.1	(16.5)	5.5	(85.3)	0.1	(1.0)	14.3
72.8	(83.3)	0.2	(0.2)	6.7	(100.0)	1.3	(18.7)	5.9	(88.4)	-	(-)	5.9
80.3	(89.4)	0.5	(0.6)	7.3	(100.0)	2.2	(29.7)	5.4	(74.3)	-	(-)	2.9
71.0	(78.0)	0.4	(0.4)	3.4	(100.0)	0.6	(16.4)	3.0	(87.3)	-	(-)	5.6
67.4	(77.9)	0.3	(0.3)	5.0	(100.0)	0.0	(0.9)	5.0	(99.1)	-	(-)	8.5
60.0	(70.3)	2.9	(3.4)	3.8	(100.0)	0.3	(7.0)	3.5	(93.0)	-	(-)	10.8
35.4	(77.0)	1.2	(2.6)	13.8	(100.0)	0.5	(3.9)	13.3	(96.1)	-	(-)	40.3
11.8	(68.9)	0.1	(0.8)	11.1	(100.0)	2.2	(19.9)	8.3	(74.6)	0.6	(5.5)	71.8
81.5	(85.2)	-	(-)	3.0	(100.0)	0.7	(24.9)	2.5	(85.2)	-	(-)	1.4
73.8	(78.9)	0.7	(0.7)	4.3	(100.0)	0.5	(11.4)	3.8	(88.6)	-	(-)	2.2
80.4	(82.6)	0.7	(0.7)	1.6	(100.0) *	0.1	(6.1) *	1.5	(95.9) *	-	(-) *	1.0
72.1	(76.3)	0.6	(0.6)	2.2	(100.0)	0.8	(36.5)	1.4	(63.5)	-	(-)	3.3
70.1	(77.4)	0.4	(0.5)	3.5	(100.0)	0.6	(17.9)	2.9	(82.1)	-	(-)	5.9
60.1	(82.8)	0.6	(0.9)	8.2	(100.0)	1.3	(15.5)	7.1	(86.6)	0.1	(1.1)	19.3
57.0	(77.8)	0.6	(0.9)	10.0	(100.0)	0.6	(6.0)	9.8	(98.1)	-	(-)	16.8
60.9	(84.1)	0.6	(0.9)	7.7	(100.0)	1.4	(18.6)	6.4	(83.0)	0.1	(1.5)	19.9
19.1	(46.0)	4.2	(10.0)	10.7	(100.0) *	-	(-) *	10.7	(100.0) *	-	(-) *	47.7
55.3	(85.5)	-	(-)	2.2	(100.0) *	-	(-) *	2.2	(100.0) *	-	(-) *	33.1
49.0	(78.4)	1.2	(1.9)	12.1	(100.0)	4.1	(33.7)	10.1	(83.6)	-	(-)	25.3
38.0	(62.3)	-	(-)	17.3	(100.0) *	5.4	(31.4) *	17.3	(100.0) *	-	(-) *	21.9
31.9	(83.8)	-	(-)	4.4	(100.0) *	4.4	(100.0) *	-	(-) *	-	(-) *	57.5
67.1	(89.0)	2.8	(3.7)	10.9	(100.0) *	2.7	(24.7) *	8.2	(75.3) *	-	(-) *	13.7
50.9	(69.9)	0.4	(0.6)	4.9	(100.0)	0.4	(8.1)	4.3	(89.1)	0.1	(2.7)	22.4
48.3	(76.6)	-	(-)	6.7	(100.0)	-	(-)	6.7	(100.0)	-	(-)	30.2
56.3	(83.6)	-	(-)	3.9	(100.0) *	-	(-) *	3.9	(100.0) *	-	(-) *	28.8
40.5	(74.7)	-	(-)	5.2	(100.0) *	-	(-) *	5.2	(100.0) *	-	(-) *	40.5
41.1	(74.2)	-	(-)	9.8	(100.0) *	-	(-) *	9.8	(100.0) *	-	(-) *	34.8
34.8	(58.9)	-	(-)	12.0	(100.0) *	-	(-) *	12.0	(100.0) *	-	(-) *	28.9
37.1	(75.7)	-	(-)	-	(-)	-	(-)	-	(-)	-	(-)	51.0
46.8	(72.8)	-	(-)	12.6	(100.0) *	-	(-) *	12.6	(100.0) *	-	(-) *	23.1
56.7	(74.4)	0.4	(0.5)	5.7	(100.0)	0.6	(11.2)	4.5	(78.6)	0.6	(10.2)	18.0
31.5	(62.6)	-	(-)	12.8	(100.0) *	3.8	(30.1) *	8.9	(69.9) *	-	(-) *	36.9
66.4	(78.3)	-	(-)	2.5	(100.0) *	-	(-) *	2.5	(100.0) *	-	(-) *	12.7
73.0	(83.6)	1.4	(1.6)	5.5	(100.0) *	1.3	(24.5) *	4.1	(75.5) *	-	(-) *	7.2
62.3	(81.9)	-	(-)	13.1	(100.0) *	-	(-) *	13.1	(100.0) *	-	(-) *	10.8
47.6	(63.1)	-	(-)	2.6	(100.0) *	-	(-) *	2.6	(100.0) *	-	(-) *	22.0
59.4	(70.2)	-	(-)	4.2	(100.0) *	-	(-) *	4.2	(100.0) *	-	(-) *	11.2
47.7	(77.2)	-	(-)	10.4	(100.0) *	-	(-) *	6.9	(66.7) *	3.5	(33.3) *	27.8
45.3	(62.4)	0.3	(0.3)	6.1	(100.0) *	0.5	(7.7) *	5.7	(92.3) *	-	(-) *	21.3
54.9	(63.6)	-	(-)	7.1	(100.0) *	2.4	(33.3) *	4.8	(66.7) *	-	(-) *	6.6
56.2	(66.0)	2.0	(2.3)	5.6	(100.0) *	-	(-) *	5.6	(100.0) *	-	(-) *	9.3
40.4	(61.0)	-	(-)	6.0	(100.0) *	-	(-) *	6.0	(100.0) *	-	(-) *	27.8
51.7	(65.8)	0.8	(1.1)	2.1	(100.0)	0.5	(24.3)	1.6	(75.7)	-	(-)	19.3
51.5	(66.8)	2.5	(3.3)	3.0	(100.0) *	0.7	(24.1) *	2.3	(75.9) *	-	(-) *	19.9
49.1	(67.5)	-	(-)	-	(-)	-	(-)	-	(-)	-	(-)	27.4
57.1	(67.6)	-	(-)	2.6	(100.0) *	-	(-) *	2.6	(100.0) *	-	(-) *	12.9
57.9	(73.5)	2.5	(3.2)	2.6	(100.0) *	0.3	(9.7) *	2.3	(90.3) *	-	(-) *	18.5
54.4	(69.4)	-	(-)	2.5	(100.0) *	-	(-) *	2.5	(100.0) *	-	(-) *	19.2
56.9	(62.0)	4.3	(4.7)	4.1	(100.0) *	-	(-) *	4.1	(100.0) *	-	(-) *	4.2
45.2	(57.1)	-	(-)	2.4	(100.0) *	1.8	(74.7) *	0.6	(25.3) *	-	(-) *	18.5
87.5	(93.7)	0.5	(0.5)	3.2	(100.0) *	-	(-) *	3.2	(100.0) *	-	(-) *	3.4
73.5	(91.7)	0.2	(0.2)	6.1	(100.0)	2.3	(37.5)	3.8	(62.5)	-	(-)	13.8
90.7	(99.6)	0.4	(0.4)	8.5	(100.0) *	3.5	(41.2) *	5.0	(58.8) *	-	(-) *	0.4
82.2	(84.8)	2.5	(2.6)	-	(-)	-	(-)	-	(-)	-	(-)	3.0
69.8	(93.1)	-	(-)	6.5	(100.0) *	2.9	(45.0) *	3.6	(55.0) *	-	(-) *	18.5
58.8	(80.1)	-	(-)	22.3	(100.0) *	-	(-) *	22.3	(100.0) *	-	(-) *	4.3
76.7	(85.8)	-	(-)	-	(-)	-	(-)	-	(-)	-	(-)	10.6
60.9	(77.1)	0.2	(0.3)	6.3	(100.0)	1.4	(22.0)	4.9	(78.1)	-	(-)	14.8
70.2	(77.9)	2.5	(2.8)	4.1	(100.0) *	1.5	(36.8) *	2.6	(63.2) *	-	(-) *	5.8
58.4	(74.4)	-	(-)	3.7	(100.0) *	-	(-) *	3.7	(100.0) *	-	(-) *	17.7
59.1	(77.3)	-	(-)	7.9	(100.0) *	1.4	(17.2) *	6.6	(82.8) *	-	(-) *	15.6
53.5	(90.8)	-	(-)	7.2	(100.0) *	-	(-) *	7.2	(100.0) *	-	(-) *	34.0
80.8	(95.2)	-	(-)	2.6	(100.0) *	-	(-) *	2.6	(100.0) *	-	(-) *	12.6
66.3	(79.8)	0.7	(0.9)	2.2	(100.0) *	-	(-) *	2.2	(100.0) *	-	(-) *	14.7
66.3	(80.1)	-	(-)	4.2	(100.0) *	3.5	(82.4) *	0.7	(17.6) *	-	(-) *	13.1
8.1	(8.3)	-	(-)	1.9	(100.0) *	1.9	(100.0) *	1.0	(54.7) *	-	(-) *	-

第4表-3 労働者のストレスチェックの実施時期及びストレスチェックの種類別事業所割合(2-2)

区 分	労働者のストレスの 状況などについて 調査票を用いて調査 (ストレスチェック) した事業所計 1)	実施時期（複数回答）		不明	労働安全衛生法 (平成27年12月1日 施行)に基づく ストレスチェック		実施時期	
							定期健康診断の 機会に実施した	
卸売業，小売業	[67.0]	100.0	17.1	81.2	2.3	82.1	(100.0)	9.2 (11.2)
（繊維、飲食品その他卸売業）	[73.3]	100.0	14.2	83.1	2.7	86.3	(100.0)	4.6 (5.3)
各種商品卸売業	[50.5]	100.0	12.7	85.6	5.8	89.1	(100.0)	9.7 (10.9)
上記以外の卸売業	[73.5]	100.0	14.2	83.1	2.7	86.3	(100.0)	4.5 (5.2)
（機物、飲食品その他小売業）	[63.9]	100.0	18.6	80.1	2.1	79.8	(100.0)	11.8 (14.7)
各種商品小売業	[73.3]	100.0	27.0	72.1	3.2	93.3	(100.0)	24.5 (26.2)
機械器具小売業	[70.5]	100.0	10.7	91.4	-	87.1	(100.0)	4.3 (5.0)
その他の小売業	[64.0]	100.0	21.4	73.0	6.8	73.7	(100.0)	11.3 (15.3)
無店舗小売業	[75.9]	100.0	17.3	82.7	-	72.3	(100.0)	5.1 (7.1)
上記以外の小売業	[59.9]	100.0	19.8	80.2	-	80.5	(100.0)	15.1 (18.8)
金融業，保険業	[82.7]	100.0	16.7	83.4	0.7	91.0	(100.0)	14.6 (16.1)
金融業，融	[78.5]	100.0	11.9	87.2	1.3	89.8	(100.0)	9.4 (10.5)
保険業	[88.9]	100.0	23.2	78.3	-	92.7	(100.0)	21.7 (23.4)
不動産業，物品賃貸業	[65.7]	100.0	16.0	84.1	-	77.6	(100.0)	10.6 (13.7)
不動産業	[61.7]	100.0	18.3	81.7	-	85.6	(100.0)	15.2 (17.8)
物品賃貸業	[72.1]	100.0	13.0	87.5	-	66.7	(100.0)	4.4 (6.6)
学術研究，専門・技術サービス業	[62.2]	100.0	22.1	78.4	1.4	76.4	(100.0)	9.2 (12.0)
宿泊業，飲食サービス業	[49.5]	100.0	28.7	74.8	-	64.8	(100.0)	13.8 (21.4)
宿泊業	[48.8]	100.0	28.5	71.5	-	73.1	(100.0)	22.9 (31.3)
飲食サービス業	[49.6]	100.0	28.8	75.3	-	63.5	(100.0)	12.5 (19.6)
生活関連サービス業，娯楽業	[55.3]	100.0	28.4	69.9	3.1	67.9	(100.0)	13.0 (19.1)
洗濯・理容・美容・浴場業	[49.6]	100.0	42.8	54.1	3.1	51.9	(100.0)	14.6 (28.1)
その他の生活関連サービス業	[71.2]	100.0	19.5	86.5	-	80.5	(100.0)	10.4 (13.0)
娯楽業	[52.7]	100.0	25.1	70.2	4.7	70.3	(100.0)	13.4 (19.1)
娯楽業（ゴルフ場除く。）	[50.2]	100.0	24.9	69.5	5.6	67.9	(100.0)	13.2 (19.5)
ゴルフ場	[70.7]	100.0	25.9	74.1	-	82.5	(100.0)	14.1 (17.1)
教育，学習支援業	[63.3]	100.0	35.9	64.1	0.1	82.7	(100.0)	24.2 (29.2)
医療，福祉	[51.0]	100.0	30.8	68.9	0.3	87.8	(100.0)	22.2 (25.3)
複合サービス事業	[89.7]	100.0	45.3	54.0	0.9	89.7	(100.0)	40.4 (45.0)
郵便局	[96.2]	100.0	95.2	5.6	-	90.8	(100.0)	86.8 (95.6)
協同組合（他に分類されないもの）	[86.7]	100.0	19.0	79.5	1.4	89.2	(100.0)	15.9 (17.9)
サービス業（他に分類されないもの）	[67.1]	100.0	18.8	82.0	0.9	81.2	(100.0)	10.7 (13.2)
（対事業所サービス業）	[70.0]	100.0	15.4	85.0	0.6	84.8	(100.0)	10.1 (12.0)
職業紹介・労働者派遣業	[63.2]	100.0	12.5	86.9	2.3	75.0	(100.0)	6.2 (8.3)
その他の事業サービス業	[72.0]	100.0	16.1	84.5	0.2	87.3	(100.0)	11.1 (12.8)
（対個人サービス業）	[75.5]	100.0	28.7	76.7	-	73.5	(100.0)	13.1 (17.9)
自動車整備業	[68.6]	100.0	22.1	80.5	-	72.1	(100.0)	7.0 (9.6)
機械等修理業（別掲を除く）	[79.9]	100.0	32.3	74.7	-	74.3	(100.0)	16.5 (22.2)
（対社会的サービス業）	[44.9]	100.0	27.9	68.3	4.1	66.7	(100.0)	11.1 (16.7)
廃棄物処理業	[47.9]	100.0	36.1	56.5	7.4	62.2	(100.0)	14.2 (22.9)
政治・経済・文化団体	[44.4]	100.0	16.4	83.6	-	70.4	(100.0)	7.9 (11.3)
宗教	[37.9]	100.0	24.7	75.3	-	78.5	(100.0)	8.2 (10.5)
その他のサービス業	[36.2]	100.0	25.5	75.7	3.6	71.0	(100.0)	6.2 (8.8)

注：1）[]は、「メンタルヘルス対策に取り組んでいる事業所」のうち「労働者のストレスの状況などについて調査票を用いて調査（ストレスチェック）した事業所」の割合である。

（単位：％）

ストレスチェックの種類												
(複数回答)		不明		労働安全衛生法 (平成27年12月1日 施行)によらず 実施した事業所独自の ストレスチェック		実施時期 (複数回答)				不明		不明
定期健康診断 以外の機会に 実施した						定期健康診断の 機会に実施した		定期健康診断 以外の機会に 実施した				
72.4	(88.2)	1.0	(1.2)	6.4	(100.0)	1.0	(15.6)	5.4	(84.4)	-	(-)	11.5
79.1	(91.7)	2.7	(3.1)	4.0	(100.0) *	0.4	(9.9) *	3.6	(90.1) *	-	(-) *	9.7
77.7	(87.2)	5.8	(6.5)	3.0	(100.0) *	-	(-) *	3.0	(100.0) *	-	(-) *	7.9
79.1	(91.7)	2.7	(3.1)	4.0	(100.0) *	0.4	(9.9) *	3.6	(90.1) *	-	(-) *	9.7
68.8	(86.1)	0.1	(0.2)	7.8	(100.0)	1.3	(17.2)	6.4	(82.8)	-	(-)	12.4
67.9	(72.8)	3.2	(3.4)	1.3	(100.0) *	1.3	(100.0) *	-	(-) *	-	(-) *	5.4
84.8	(97.4)	-	(-)	8.2	(100.0) *	4.1	(50.0) *	4.1	(50.0) *	-	(-) *	4.6
63.5	(86.2)	0.1	(0.1)	6.1	(100.0) *	-	(-) *	6.1	(100.0) *	-	(-) *	20.2
67.2	(92.9)	-	(-)	11.1	(100.0) *	5.5	(50.0) *	5.5	(50.0) *	-	(-) *	16.6
65.3	(81.2)	-	(-)	8.8	(100.0) *	0.6	(6.5) *	8.2	(93.5) *	-	(-) *	10.7
76.5	(84.0)	0.7	(0.8)	3.6	(100.0) *	-	(-) *	3.6	(100.0) *	-	(-) *	5.4
79.5	(88.5)	1.3	(1.4)	5.1	(100.0) *	-	(-) *	5.1	(100.0) *	-	(-) *	5.1
72.4	(78.1)	-	(-)	1.5	(100.0) *	-	(-) *	1.5	(100.0) *	-	(-) *	5.9
67.1	(86.5)	-	(-)	14.1	(100.0)	-	(-)	14.1	(100.0)	-	(-)	8.3
70.3	(82.2)	-	(-)	11.4	(100.0) *	-	(-) *	11.4	(100.0) *	-	(-) *	3.1
62.8	(94.1)	-	(-)	17.8	(100.0) *	-	(-) *	17.8	(100.0) *	-	(-) *	15.5
66.2	(86.6)	1.4	(1.8)	6.7	(100.0) *	1.5	(22.7) *	6.7	(100.0) *	-	(-) *	16.9
51.0	(78.6)	-	(-)	13.5	(100.0) *	3.5	(26.2) *	10.0	(73.8) *	-	(-) *	21.7
50.3	(68.7)	-	(-)	9.0	(100.0) *	-	(-) *	9.0	(100.0) *	-	(-) *	17.8
51.1	(80.4)	-	(-)	14.2	(100.0) *	4.1	(28.7) *	10.1	(71.3) *	-	(-) *	22.3
54.8	(80.8)	0.8	(1.2)	11.9	(100.0)	0.7	(6.2)	11.9	(100.0)	-	(-)	20.2
34.2	(66.0)	3.0	(5.9)	12.6	(100.0) *	-	(-) *	12.6	(100.0) *	-	(-) *	35.6
73.1	(90.8)	-	(-)	9.5	(100.0) *	3.0	(32.0) *	9.5	(100.0) *	-	(-) *	10.0
56.9	(80.9)	-	(-)	12.8	(100.0) *	-	(-) *	12.8	(100.0) *	-	(-) *	17.0
54.6	(80.5)	-	(-)	14.8	(100.0) *	-	(-) *	14.8	(100.0) *	-	(-) *	17.3
68.4	(82.9)	-	(-)	2.1	(100.0) *	-	(-) *	2.1	(100.0) *	-	(-) *	15.4
58.5	(70.8)	0.1	(0.1)	2.1	(100.0) *	-	(-) *	2.1	(100.0) *	-	(-) *	15.2
65.3	(74.4)	0.3	(0.3)	2.3	(100.0) *	0.0	(0.6) *	2.3	(100.0) *	-	(-) *	9.9
48.7	(54.2)	0.9	(1.1)	4.5	(100.0)	2.0	(44.2)	2.5	(55.8)	-	(-)	5.7
4.7	(5.2)	-	(-)	2.5	(100.0) *	1.7	(66.7) *	0.8	(33.3) *	-	(-) *	6.7
71.8	(80.5)	1.4	(1.6)	5.6	(100.0) *	2.2	(38.9) *	3.4	(61.1) *	-	(-) *	5.3
71.2	(87.7)	0.3	(0.4)	6.0	(100.0)	0.6	(9.3)	5.1	(84.6)	0.6	(9.6)	12.8
75.1	(88.6)	0.2	(0.2)	4.3	(100.0)	-	(-)	3.8	(89.2)	0.5	(10.8)	10.9
68.7	(91.7)	-	(-)	14.6	(100.0) *	-	(-) *	12.3	(84.2) *	2.3	(15.8) *	10.5
76.8	(87.9)	0.2	(0.2)	1.7	(100.0) *	-	(-) *	1.7	(100.0) *	-	(-) *	11.0
63.6	(86.5)	-	(-)	9.4	(100.0) *	2.6	(27.6) *	8.1	(86.2) *	-	(-) *	17.1
65.2	(90.4)	-	(-)	10.2	(100.0) *	-	(-) *	10.2	(100.0) *	-	(-) *	17.7
62.8	(84.5)	-	(-)	8.9	(100.0) *	4.0	(44.9) *	6.9	(77.6) *	-	(-) *	16.8
54.1	(81.1)	1.8	(2.7)	13.2	(100.0)	1.4	(10.9)	9.4	(71.6)	2.3	(17.5)	20.1
45.0	(72.4)	3.0	(4.8)	12.9	(100.0) *	-	(-) *	8.6	(66.1) *	4.4	(33.9) *	24.9
62.4	(88.7)	-	(-)	16.9	(100.0) *	4.2	(25.0) *	12.7	(75.0) *	-	(-) *	12.7
70.3	(89.5)	-	(-)	-	(-)	-	(-)	-	(-)	-	(-)	21.5
66.1	(93.0)	3.6	(5.0)	9.7	(100.0) *	-	(-) *	9.7	(100.0) *	-	(-) *	19.3

第4表-4 事業所が指定した医師等の専門家による面談等を実施した労働者の割合階級別事業所割合(2-1)

区 分	労働者のストレスの 状況などについて 調査票を用いて調査 (ストレスチェック) した事業所計 1)	面談等				
		事業所が指定した 医師等の専門家に よる面談等を実施した	8 0 %以上 1 0 0 %まで	6 0 %以上 8 0 %未満	4 0 %以上	
合 計	[62.3]	100.0	33.6 (100.0)	3.1 (9.2)	0.8 (2.3)	0.2
(企 業 規 模)						
5,000 人 以 上	[81.0]	100.0	29.5 (100.0)	0.6 (2.2)	0.1 (0.3)	0.0
1,000 ～ 4,999 人	[77.8]	100.0	30.8 (100.0)	1.3 (4.4)	0.0 (0.1)	0.0
300 ～ 999 人	[72.3]	100.0	30.8 (100.0)	1.9 (6.1)	0.1 (0.2)	0.1
100 ～ 299 人	[71.8]	100.0	39.5 (100.0)	4.4 (11.0)	1.9 (4.8)	0.3
50 ～ 99 人	[56.5]	100.0	35.1 (100.0)	0.9 (2.5)	1.0 (2.7)	-
30 ～ 49 人	[39.5]	100.0	39.2 (100.0)	3.9 (9.9)	2.9 (7.4)	-
10 ～ 29 人	[30.9]	100.0	39.1 (100.0)	13.5 (34.5)	2.0 (5.0)	1.0
(事 業 所 規 模)						
1,000 人 以 上	[95.7]	100.0	75.2 (100.0)	1.9 (2.5)	1.2 (1.5)	1.2
500 ～ 999 人	[93.4]	100.0	59.5 (100.0)	3.7 (6.3)	0.0 (0.1)	1.4
300 ～ 499 人	[96.5]	100.0	53.7 (100.0)	3.0 (5.6)	0.2 (0.4)	0.4
100 ～ 299 人	[91.0]	100.0	47.3 (100.0)	1.8 (3.7)	0.7 (1.5)	0.3
50 ～ 99 人	[83.9]	100.0	34.8 (100.0)	1.5 (4.4)	0.4 (1.2)	-
10 ～ 49 人	[54.3]	100.0	29.6 (100.0)	3.8 (12.7)	0.9 (3.1)	0.2
30 ～ 49 人	[52.8]	100.0	35.8 (100.0)	3.2 (9.1)	0.7 (1.9)	0.1
10 ～ 29 人	[54.8]	100.0	28.1 (100.0)	3.9 (13.9)	1.0 (3.5)	0.2
(産 業)						
農 業 , 林 業 (林 業 に 限 る 。)	[37.7]	100.0	36.1 (100.0)	12.9 (35.6)	- (-)	-
鉱 業 , 採 石 業 , 砂 利 採 取 業	[51.8]	100.0	28.6 (100.0)	11.2 (39.3)	- (-)	-
建 設 業	[47.6]	100.0	39.8 (100.0)	5.8 (14.5)	1.5 (3.7)	1.1
総 合 工 事 業	[39.2]	100.0	37.1 (100.0)	0.0 (0.1)	3.8 (10.4)	-
職 別 工 事 業 (設 備 工 事 業 を 除 く)	[48.8]	100.0	42.7 (100.0)	17.7 (41.4)	- (-)	-
設 備 工 事 業	[58.6]	100.0	40.9 (100.0)	5.5 (13.5)	- (-)	2.7
製 造 業	[62.5]	100.0	43.9 (100.0)	5.5 (12.6)	1.1 (2.5)	0.3
(消 費 関 連 製 造 業)	[62.7]	100.0	34.2 (100.0)	3.3 (9.7)	2.2 (6.6)	0.2
食 料 品 製 造 業 ・ 飲 料 ・ た ば こ ・ 飼 料 製 造 業	[67.0]	100.0	24.7 (100.0)	- (-)	2.7 (10.9)	0.2
織 維 工 業	[55.0]	100.0	45.1 (100.0)	5.2 (11.6)	- (-)	-
家 具 ・ 装 備 品 製 造 業	[35.6]	100.0	41.3 (100.0)	2.1 (5.2)	7.7 (18.6)	-
印 刷 ・ 同 関 連 業	[66.3]	100.0	49.5 (100.0)	8.9 (18.0)	3.0 (6.0)	-
な め し 革 ・ 同 製 品 ・ 毛 皮 製 造 業	[54.2]	100.0	37.6 (100.0) *	- (-) *	- (-) *	8.8
そ の 他 の 製 造 業	[61.4]	100.0	36.6 (100.0)	7.9 (21.5)	- (-)	-
(非 金 属 系 素 材 関 連 製 造 業)	[61.1]	100.0	48.1 (100.0)	7.1 (14.7)	1.4 (2.9)	0.5
木 材 ・ 木 製 品 製 造 業 (家 具 を 除 く)	[52.7]	100.0	41.0 (100.0)	13.9 (33.8)	- (-)	-
パ ル プ ・ 紙 ・ 紙 加 工 品 製 造 業	[63.3]	100.0	43.4 (100.0)	1.7 (3.8)	3.4 (7.7)	3.4
化 学 工 業	[69.9]	100.0	50.9 (100.0)	3.4 (6.8)	- (-)	-
石 油 製 品 ・ 石 炭 製 品 製 造 業	[77.0]	100.0	34.7 (100.0)	8.0 (23.0)	- (-)	-
プ ラ ス チ ッ ク 製 品 製 造 業 (別 掲 を 除 く)	[61.1]	100.0	54.0 (100.0)	9.9 (18.4)	3.3 (6.1)	-
ゴ ム 製 品 製 造 業	[72.5]	100.0	37.1 (100.0)	9.9 (26.6)	- (-)	0.2
窯 業 ・ 土 石 製 品 製 造 業	[49.2]	100.0	45.8 (100.0)	8.4 (18.3)	- (-)	-
(金 属 系 素 材 関 連 製 造 業)	[62.1]	100.0	49.4 (100.0)	8.0 (16.2)	- (-)	0.1
鉄 鋼 業	[70.2]	100.0	34.0 (100.0)	7.4 (21.7)	- (-)	0.6
非 鉄 金 属 製 造 業	[66.9]	100.0	34.3 (100.0)	1.7 (5.0)	- (-)	-
金 属 製 品 製 造 業	[59.3]	100.0	56.7 (100.0)	9.3 (16.5)	- (-)	-
(機 械 関 連 製 造 業)	[63.7]	100.0	46.5 (100.0)	5.2 (11.1)	0.4 (0.9)	0.3
は ん 用 機 械 器 具 製 造 業	[64.6]	100.0	47.8 (100.0)	2.5 (5.2)	- (-)	-
生 産 用 機 械 器 具 製 造 業	[50.1]	100.0	39.7 (100.0)	2.4 (6.0)	- (-)	-
業 務 用 機 械 器 具 製 造 業	[59.0]	100.0	40.1 (100.0)	4.2 (10.4)	- (-)	-
電 子 部 品 ・ デ バ イ ス ・ 電 子 回 路 製 造 業	[70.5]	100.0	49.7 (100.0)	4.4 (8.8)	- (-)	0.6
電 気 機 械 器 具 製 造 業	[70.3]	100.0	41.8 (100.0)	5.2 (12.4)	1.8 (4.3)	0.6
情 報 通 信 機 械 器 具 製 造 業	[69.8]	100.0	55.2 (100.0)	8.1 (14.7)	0.9 (1.6)	2.1
輸 送 用 機 械 器 具 製 造 業	[70.8]	100.0	54.4 (100.0)	9.1 (16.7)	0.2 (0.3)	-
電 気 ・ ガ ス ・ 熱 供 給 ・ 水 道 業	[89.0]	100.0	36.8 (100.0)	1.8 (5.0)	0.7 (1.8)	-
情 報 通 信 業	[64.2]	100.0	44.8 (100.0)	3.3 (7.3)	- (-)	-
通 信 業	[87.5]	100.0	27.3 (100.0)	3.8 (14.0)	- (-)	-
放 送 業	[80.8]	100.0	31.9 (100.0)	1.4 (4.3)	- (-)	-
情 報 サ ー ビ ス 業	[62.2]	100.0	52.3 (100.0)	3.9 (7.4)	- (-)	-
イ ン タ ー ネ ッ ト 附 随 サ ー ビ ス 業	[60.8]	100.0	39.6 (100.0)	0.3 (0.8)	- (-)	-
映 像 ・ 音 声 ・ 文 字 情 報 制 作 業	[57.0]	100.0	32.9 (100.0)	1.8 (5.5)	- (-)	-
運 輸 業 , 道 郵 便 業	[71.3]	100.0	28.9 (100.0)	4.1 (14.2)	0.7 (2.6)	0.0
鉄 道 客 運 送 業	[82.4]	100.0	30.1 (100.0)	3.8 (12.7)	1.0 (3.2)	-
道 路 貨 物 運 送 業	[64.0]	100.0	32.0 (100.0)	8.1 (25.3)	4.5 (14.1)	-
水 路 運 送 業	[72.3]	100.0	27.3 (100.0)	3.4 (12.3)	- (-)	-
水 運 業	[49.2]	100.0	25.8 (100.0) *	7.7 (30.0) *	- (-) *	-
航 空 運 輸 業	[75.5]	100.0	32.6 (100.0)	1.1 (3.4)	- (-)	1.8
倉 庫 業	[64.0]	100.0	23.1 (100.0)	1.4 (6.1)	2.5 (10.8)	-
運 輸 に 附 帯 す る サ ー ビ ス 業	[72.3]	100.0	35.2 (100.0)	5.4 (15.4)	- (-)	-
郵 便 業 (信 書 便 事 業 を 含 む)	[96.4]	100.0	33.2 (100.0)	4.8 (14.5)	1.0 (3.1)	-

(単位: %)

を実施した労働者の割合階級											実施して いない	不明
6 0 %未満	3 0 %以上 4 0 %未満		2 0 %以上 3 0 %未満		1 0 %以上 2 0 %未満		5 %以上 1 0 %未満		5 %未満			
(0.5)	0.1	(0.3)	0.2	(0.7)	0.8	(2.4)	1.5	(4.6)	26.9	(79.9)	55.7	10.7
(0.2)	0.2	(0.7)	0.0	(0.1)	0.4	(1.5)	1.0	(3.2)	27.1	(91.9)	59.5	11.0
(0.1)	0.1	(0.2)	0.1	(0.2)	0.4	(1.4)	1.3	(4.2)	27.6	(89.5)	59.3	9.9
(0.3)	0.0	(0.0)	0.1	(0.3)	0.5	(1.7)	1.2	(3.9)	26.9	(87.5)	58.8	10.5
(0.8)	-	(-)	0.1	(0.2)	1.8	(4.6)	1.3	(3.3)	29.7	(75.3)	49.2	11.3
(-)	0.2	(0.5)	-	(-)	1.1	(3.0)	2.1	(6.1)	29.9	(85.1)	50.9	14.0
(-)	0.3	(0.8)	0.3	(0.9)	1.8	(4.6)	2.6	(6.7)	27.4	(69.8)	53.8	7.0
(2.5)	-	(-)	1.8	(4.7)	0.5	(1.4)	3.2	(8.2)	17.1	(43.7)	51.2	9.7
(1.6)	-	(-)	0.2	(0.2)	3.3	(4.4)	3.8	(5.1)	63.6	(84.5)	13.2	11.6
(2.4)	0.3	(0.4)	0.3	(0.5)	1.9	(3.2)	4.5	(7.6)	47.3	(79.5)	28.2	12.3
(0.7)	-	(-)	0.0	(0.0)	2.6	(4.9)	1.8	(3.4)	45.6	(85.0)	34.8	11.5
(0.6)	0.4	(0.8)	0.2	(0.5)	1.2	(2.5)	2.0	(4.2)	40.8	(86.2)	39.4	13.3
(-)	0.1	(0.2)	-	(-)	0.2	(0.6)	1.8	(5.3)	30.7	(88.3)	50.0	15.2
(0.6)	0.0	(0.1)	0.3	(1.1)	0.8	(2.8)	1.3	(4.4)	22.3	(75.1)	61.5	8.9
(0.2)	0.0	(0.1)	0.2	(0.4)	3.0	(8.5)	2.4	(6.8)	26.2	(73.2)	52.6	11.6
(0.7)	0.0	(0.1)	0.4	(1.3)	0.3	(1.0)	1.0	(3.6)	21.3	(75.7)	63.7	8.2
(-)	-	(-)	-	(-)	-	(-)	-	(-)	23.3	(64.4)	46.3	17.6
(-)	-	(-)	-	(-)	0.9	(3.1)	-	(-)	16.5	(57.6)	63.4	8.1
(2.9)	-	(-)	0.0	(0.0)	2.2	(5.7)	3.7	(9.4)	25.4	(63.9)	47.4	12.8
(-)	-	(-)	-	(-)	2.8	(7.5)	2.8	(7.5)	27.6	(74.4)	51.7	11.3
(-)	-	(-)	0.0	(0.1)	-	(-)	-	(-)	25.0	(58.5)	37.4	19.9
(6.6)	-	(-)	-	(-)	2.8	(6.8)	6.3	(15.5)	23.6	(57.6)	48.1	11.0
(0.6)	0.3	(0.6)	1.0	(2.2)	2.0	(4.6)	2.6	(6.0)	31.1	(70.8)	43.5	12.7
(0.5)	-	(-)	2.2	(6.6)	2.1	(6.1)	0.7	(2.1)	23.4	(68.4)	51.8	14.0
(0.6)	-	(-)	3.7	(14.9)	3.9	(15.8)	-	(-)	14.3	(57.8)	55.8	19.5
(-)	-	(-)	-	(-)	-	(-)	-	(-)	39.9	(88.4)	54.4	0.5
(-)	-	(-)	-	(-)	-	(-)	-	(-)	31.5	(76.3)	38.8	19.8
(-)	-	(-)	1.6	(3.1)	0.1	(0.2)	2.8	(5.6)	33.2	(67.0)	42.5	8.0
(23.5) *	-	(-) *	-	(-) *	-	(-) *	-	(-) *	28.7	(76.5) *	46.8	15.6
(-)	-	(-)	-	(-)	0.2	(0.4)	1.6	(4.5)	26.9	(73.6)	50.8	12.6
(0.9)	0.2	(0.4)	0.3	(0.6)	3.3	(6.9)	2.0	(4.2)	33.4	(69.5)	40.7	11.2
(-)	-	(-)	3.8	(9.4)	5.1	(12.3)	6.9	(16.7)	11.4	(27.7)	46.5	12.5
(7.7)	-	(-)	-	(-)	3.4	(7.7)	1.7	(3.8)	30.0	(69.2)	54.0	2.5
(-)	-	(-)	-	(-)	2.4	(4.6)	2.5	(4.9)	42.6	(83.7)	30.0	19.1
(-)	2.3	(6.7)	-	(-)	-	(-)	2.0	(5.9)	22.3	(64.4)	60.6	4.7
(-)	-	(-)	-	(-)	4.5	(8.4)	1.5	(2.8)	34.7	(64.3)	33.8	12.2
(0.6)	2.2	(6.0)	-	(-)	-	(-)	2.8	(7.4)	22.0	(59.3)	46.3	16.6
(-)	-	(-)	-	(-)	3.5	(7.6)	0.2	(0.4)	33.8	(73.7)	52.1	2.1
(0.3)	-	(-)	0.0	(0.1)	0.5	(1.1)	4.3	(8.7)	36.4	(73.7)	38.1	12.5
(1.9)	-	(-)	0.2	(0.7)	0.3	(0.8)	5.8	(17.0)	19.7	(57.9)	57.7	8.3
(-)	-	(-)	-	(-)	3.8	(10.9)	0.6	(1.6)	28.3	(82.4)	52.4	13.2
(-)	-	(-)	-	(-)	-	(-)	4.6	(8.1)	42.8	(75.4)	29.7	13.6
(0.6)	0.7	(1.5)	0.9	(1.8)	1.7	(3.8)	3.8	(8.3)	33.5	(71.9)	40.8	12.7
(-)	-	(-)	-	(-)	1.9	(4.0)	7.8	(16.4)	35.6	(74.4)	42.6	9.5
(-)	-	(-)	-	(-)	3.3	(8.2)	6.8	(17.1)	27.3	(68.7)	41.7	18.6
(-)	-	(-)	-	(-)	3.0	(7.4)	0.3	(0.7)	32.7	(81.5)	46.5	13.4
(1.2)	2.4	(4.9)	0.6	(1.2)	2.9	(5.8)	0.8	(1.5)	38.1	(76.7)	32.9	17.4
(1.3)	-	(-)	2.0	(4.8)	0.2	(0.6)	4.4	(10.6)	27.6	(66.1)	49.4	8.9
(3.8)	-	(-)	-	(-)	4.2	(7.7)	2.6	(4.6)	37.3	(67.5)	32.8	12.1
(-)	1.8	(3.3)	1.7	(3.1)	-	(-)	1.9	(3.6)	39.7	(73.0)	35.9	9.7
(-)	-	(-)	-	(-)	0.1	(0.3)	2.9	(7.8)	31.3	(85.1)	51.6	11.6
(-)	0.0	(0.1)	-	(-)	2.5	(5.7)	3.6	(7.9)	35.4	(79.1)	45.6	9.6
(-)	-	(-)	-	(-)	1.1	(4.2)	2.3	(8.4)	20.0	(73.4)	68.4	4.3
(-)	-	(-)	-	(-)	3.5	(10.9)	1.4	(4.3)	25.7	(80.6)	52.3	15.8
(-)	-	(-)	-	(-)	3.2	(6.1)	4.5	(8.6)	40.7	(77.9)	41.2	6.5
(-)	-	(-)	-	(-)	4.3	(10.9)	-	(-)	35.0	(88.3)	45.7	14.7
(-)	0.2	(0.7)	-	(-)	-	(-)	2.3	(6.9)	28.6	(87.0)	44.0	23.2
(0.0)	0.1	(0.4)	1.2	(4.2)	0.2	(0.9)	0.8	(2.9)	21.6	(74.8)	59.4	11.7
(-)	1.5	(4.9)	-	(-)	1.3	(4.3)	-	(-)	22.6	(74.9)	45.3	24.6
(-)	-	(-)	-	(-)	-	(-)	-	(-)	19.4	(60.6)	55.2	12.8
(-)	-	(-)	2.0	(7.3)	-	(-)	-	(-)	22.0	(80.4)	61.3	11.4
(-) *	-	(-) *	-	(-) *	-	(-) *	-	(-) *	18.0	(70.0) *	63.2	11.0
(5.5)	2.6	(7.9)	-	(-)	2.6	(7.9)	1.8	(5.5)	22.8	(69.8)	50.9	16.5
(-)	-	(-)	-	(-)	0.3	(1.4)	3.9	(16.9)	15.0	(64.9)	61.7	15.1
(-)	-	(-)	-	(-)	1.0	(2.8)	4.7	(13.4)	24.1	(68.4)	61.3	3.5
(-)	-	(-)	-	(-)	-	(-)	-	(-)	27.4	(82.4)	54.1	12.6

第4表－4 事業所が指定した医師等の専門家による面談等を実施した労働者の割合階級別事業所割合(2-2)

区 分	労働者のストレスの 状況などについて 調査票を用いて調査 (ストレスチェック) した事業所計 1)		面談等				
			事業所が指定した 医師等の専門家に よる面談等を実施した	8 0 %以上 1 0 0 %まで	6 0 %以上 8 0 %未満	4 0 %以上	
卸 売 業 ， 小 売 業 (繊 維 、 飲 食 料 品 そ の 他 卸 売 業)	[67.0]	100.0	31.2 (100.0)	2.5 (8.0)	0.2 (0.6)	0.0	
各 種 商 品 卸 売 業	[73.3]	100.0	40.7 (100.0)	3.7 (9.1)	- (-)	-	
上 記 以 外 の 卸 売 業	[50.5]	100.0	37.1 (100.0)	3.7 (9.9)	- (-)	-	
(織 物 、 飲 食 料 品 そ の 他 小 売 業)	[73.5]	100.0	40.7 (100.0)	3.7 (9.1)	- (-)	-	
各 種 商 品 小 売 業	[63.9]	100.0	26.0 (100.0)	1.8 (7.1)	0.3 (1.1)	0.0	
機 械 器 具 小 売 業	[73.3]	100.0	43.5 (100.0)	- (-)	1.2 (2.6)	0.6	
そ の 他 の 小 売 業	[70.5]	100.0	21.7 (100.0)	2.1 (9.6)	0.0 (0.1)	-	
無 店 舗 小 売 業	[64.0]	100.0	27.1 (100.0)	3.9 (14.5)	- (-)	-	
上 記 以 外 の 小 売 業	[75.9]	100.0	36.5 (100.0)	6.6 (18.2)	- (-)	-	
金 融 業 ， 保 険 業	[59.9]	100.0	24.8 (100.0)	- (-)	0.6 (2.2)	-	
金 融 業	[82.7]	100.0	29.9 (100.0)	1.0 (3.3)	- (-)	-	
保 険 業	[78.5]	100.0	26.8 (100.0)	1.7 (6.3)	- (-)	-	
不 動 産 業 ， 物 品 賃 貸 業	[88.9]	100.0	34.2 (100.0)	0.0 (0.1)	- (-)	-	
不 動 産 業	[65.7]	100.0	29.6 (100.0)	1.5 (4.9)	- (-)	2.8	
物 品 賃 貸 業	[61.7]	100.0	32.1 (100.0)	- (-)	- (-)	4.9	
学 術 研 究 ， 専 門 ・ 技 術 サ ー ビ ス 業	[72.1]	100.0	26.1 (100.0)	3.5 (13.2)	- (-)	-	
宿 泊 業 ， 飲 食 サ ー ビ ス 業	[62.2]	100.0	44.2 (100.0)	8.3 (18.9)	- (-)	-	
宿 泊 業	[49.5]	100.0	34.6 (100.0)	2.7 (7.9)	3.5 (10.2)	-	
飲 食 サ ー ビ ス 業	[48.8]	100.0	32.5 (100.0)	- (-)	- (-)	-	
生 活 関 連 サ ー ビ ス 業 ， 娯 楽 業	[49.6]	100.0	34.9 (100.0)	3.1 (9.0)	4.1 (11.7)	-	
洗 濯 ・ 理 容 ・ 美 容 ・ 浴 場 業	[55.3]	100.0	29.1 (100.0)	4.0 (13.9)	3.3 (11.5)	0.2	
そ の 他 の 生 活 関 連 サ ー ビ ス 業	[49.6]	100.0	33.8 (100.0)	6.3 (18.6)	12.6 (37.2)	-	
娯 楽 業	[71.2]	100.0	33.3 (100.0)	3.3 (9.9)	- (-)	0.9	
娯 楽 業 (ゴ ル フ 場 除 く 。)	[52.7]	100.0	24.4 (100.0)	3.2 (13.1)	- (-)	-	
ゴ ル フ 場	[50.2]	100.0	22.3 (100.0)	3.0 (13.6)	- (-)	-	
教 育 ， 学 習 支 援 業	[70.7]	100.0	35.3 (100.0)	4.0 (11.2)	- (-)	-	
医 療 ， 福 祉 社 会 事 業	[63.3]	100.0	35.7 (100.0)	3.3 (9.3)	2.8 (7.9)	0.1	
複 合 サ ー ビ ス 事 業	[51.0]	100.0	26.4 (100.0)	1.8 (6.7)	0.0 (0.0)	-	
郵 便 局	[89.7]	100.0	32.3 (100.0)	2.2 (6.8)	0.5 (1.5)	-	
協 同 組 合 (他 に 分 類 さ れ な い も の)	[96.2]	100.0	25.7 (100.0)	3.6 (14.0)	- (-)	-	
サ ー ビ ス 業 (他 に 分 類 さ れ な い も の)	[86.7]	100.0	35.7 (100.0)	1.4 (4.0)	0.7 (2.0)	-	
(対 事 業 所 サ ー ビ ス 業)	[67.1]	100.0	36.0 (100.0)	1.3 (3.6)	0.4 (1.0)	0.2	
職 業 紹 介 ・ 労 働 者 派 遣 業	[70.0]	100.0	36.1 (100.0)	0.2 (0.4)	- (-)	0.1	
そ の 他 の 事 業 サ ー ビ ス 業	[63.2]	100.0	30.4 (100.0)	- (-)	- (-)	-	
(対 個 人 サ ー ビ ス 業)	[72.0]	100.0	37.5 (100.0)	0.2 (0.5)	- (-)	0.2	
自 動 車 整 備 業	[75.5]	100.0	40.5 (100.0)	5.6 (13.9)	1.3 (3.2)	0.6	
機 械 等 修 理 業 (別 掲 を 除 く)	[68.6]	100.0	28.0 (100.0)	4.9 (17.4)	- (-)	1.8	
(対 社 会 的 サ ー ビ ス 業)	[79.9]	100.0	47.3 (100.0)	6.0 (12.7)	2.0 (4.2)	-	
廃 棄 物 処 理 業	[44.9]	100.0	27.8 (100.0)	2.9 (10.4)	1.4 (5.2)	-	
政 治 ・ 経 済 ・ 文 化 団 体	[47.9]	100.0	25.2 (100.0)	4.4 (17.4)	- (-)	-	
宗 教	[44.4]	100.0	32.5 (100.0)	- (-)	4.2 (13.0)	-	
そ の 他 の サ ー ビ ス 業	[37.9]	100.0	31.2 (100.0)	4.1 (13.0)	- (-)	-	
	[36.2]	100.0	20.7 (100.0) *	4.8 (23.3) *	- (-) *	-	

注：1）[]は、「メンタルヘルス対策に取り組んでいる事業所」のうち「労働者のストレスの状況などについて調査票を用いて調査（ストレスチェック）した事業所」の割合である。

（単位：％）

を実施した労働者の割合階級										実施して いない	不明	
6 0 %未満	3 0 %以上 4 0 %未満		2 0 %以上 3 0 %未満		1 0 %以上 2 0 %未満		5 %以上 1 0 %未満		5 %未満			
(0.0)	0.2	(0.5)	-	(-)	0.4	(1.2)	0.4	(1.4)	27.5	(88.3)	58.4	10.5
(-)	-	(-)	-	(-)	0.1	(0.3)	0.9	(2.2)	36.0	(88.4)	54.3	5.0
(-)	-	(-)	-	(-)	-	(-)	-	(-)	33.4	(90.1)	52.2	10.7
(-)	-	(-)	-	(-)	0.1	(0.3)	0.9	(2.2)	36.0	(88.4)	54.3	5.0
(0.1)	0.2	(0.9)	-	(-)	0.5	(1.9)	0.2	(0.6)	22.9	(88.2)	60.6	13.4
(1.4)	-	(-)	-	(-)	-	(-)	1.3	(3.1)	40.4	(92.9)	47.7	8.8
(-)	-	(-)	-	(-)	2.1	(9.5)	0.2	(0.8)	17.4	(80.0)	63.4	14.9
(-)	-	(-)	-	(-)	-	(-)	-	(-)	23.2	(85.5)	58.2	14.7
(-)	-	(-)	-	(-)	1.9	(5.3)	1.9	(5.3)	26.0	(71.2)	50.8	12.7
(-)	0.6	(2.2)	-	(-)	0.0	(0.1)	-	(-)	23.6	(95.4)	62.9	12.4
(-)	-	(-)	-	(-)	-	(-)	0.7	(2.4)	28.2	(94.3)	59.7	10.3
(-)	-	(-)	-	(-)	-	(-)	1.3	(4.8)	23.8	(89.0)	63.2	10.0
(-)	-	(-)	-	(-)	-	(-)	-	(-)	34.1	(99.9)	55.0	10.8
(9.6)	-	(-)	-	(-)	0.1	(0.5)	4.0	(13.6)	21.1	(71.4)	66.1	4.3
(15.3)	-	(-)	-	(-)	0.2	(0.8)	3.1	(9.7)	23.8	(74.2)	63.0	4.9
(-)	-	(-)	-	(-)	-	(-)	5.2	(20.0)	17.4	(66.8)	70.4	3.5
(-)	-	(-)	-	(-)	0.8	(1.9)	0.8	(1.9)	34.2	(77.3)	49.8	6.1
(-)	-	(-)	-	(-)	2.6	(7.6)	4.1	(11.8)	21.6	(62.5)	53.2	12.2
(-)	-	(-)	-	(-)	0.2	(0.5)	4.2	(13.0)	28.1	(86.5)	46.7	20.7
(-)	-	(-)	-	(-)	3.0	(8.6)	4.1	(11.7)	20.6	(59.1)	54.2	10.9
(0.8)	-	(-)	0.1	(0.5)	0.1	(0.3)	1.4	(4.9)	19.8	(68.1)	63.6	7.4
(-)	-	(-)	-	(-)	0.1	(0.2)	-	(-)	14.9	(44.0)	60.8	5.4
(2.8)	-	(-)	-	(-)	0.3	(0.8)	-	(-)	28.7	(86.4)	57.6	9.1
(-)	-	(-)	0.3	(1.2)	-	(-)	2.9	(11.9)	18.0	(73.9)	68.0	7.6
(-)	-	(-)	-	(-)	-	(-)	3.0	(13.6)	16.2	(72.7)	72.1	5.7
(-)	-	(-)	1.8	(5.2)	-	(-)	2.1	(6.0)	27.4	(77.5)	47.1	17.6
(0.3)	-	(-)	-	(-)	-	(-)	1.3	(3.6)	28.2	(78.9)	57.4	6.9
(-)	-	(-)	-	(-)	0.3	(1.3)	0.7	(2.5)	23.6	(89.5)	63.7	9.9
(-)	-	(-)	0.9	(2.9)	1.0	(3.0)	1.7	(5.3)	26.0	(80.5)	54.3	13.5
(-)	-	(-)	-	(-)	1.8	(6.9)	2.6	(10.1)	17.7	(68.9)	59.5	14.9
(-)	-	(-)	1.4	(4.0)	0.5	(1.5)	1.2	(3.5)	30.3	(84.9)	51.5	12.8
(0.6)	0.0	(0.1)	-	(-)	0.3	(0.8)	1.6	(4.4)	32.2	(89.6)	52.5	11.5
(0.4)	-	(-)	-	(-)	-	(-)	1.5	(4.1)	34.3	(95.1)	52.4	11.5
(-)	-	(-)	-	(-)	-	(-)	4.2	(13.7)	26.2	(86.3)	60.1	9.5
(0.5)	-	(-)	-	(-)	-	(-)	0.8	(2.1)	36.4	(96.9)	50.5	12.0
(1.6)	-	(-)	-	(-)	0.1	(0.1)	3.0	(7.4)	29.9	(73.8)	46.5	13.0
(6.6)	-	(-)	-	(-)	-	(-)	2.6	(9.1)	18.7	(66.9)	57.4	14.6
(-)	-	(-)	-	(-)	0.1	(0.2)	3.2	(6.9)	35.9	(76.0)	40.6	12.1
(-)	0.3	(1.1)	-	(-)	2.6	(9.4)	-	(-)	20.6	(73.9)	62.9	9.3
(-)	-	(-)	-	(-)	4.4	(17.4)	-	(-)	16.4	(65.2)	61.1	13.7
(-)	-	(-)	-	(-)	-	(-)	-	(-)	28.3	(87.0)	61.8	5.7
(-)	-	(-)	-	(-)	-	(-)	-	(-)	27.2	(87.0)	66.8	2.0
(-) *	4.8	(23.3) *	-	(-) *	4.8	(23.3) *	-	(-) *	6.2	(30.0) *	79.3	-

第4表-5 事業所が指定した医師等の専門家による面談等の実施者又は実施機関別事業所割合(2-1)

(単位：%)										
区 分	事業所が指定した 医師等の専門家による 面談等を実施した 事業所計 1)	実施者又は実施機関（複数回答）							不明	
		産業医	産業医以外の 医師 (外部の 医師)	事業所内の 保健師・ 看護師	衛生管理者 ・ 衛生推進者 等	地域産業 保健 センター (地域 窓口)	健康診断 機関	その他の 機関		
合 計	[33.6]	100.0	61.9	12.7	4.8	2.2	2.9	15.7	5.7	4.5
(企 業 規 模)										
5,000人以上	[29.5]	100.0	73.7	14.3	7.0	4.7	0.1	0.9	6.3	1.4
1,000～4,999人	[30.8]	100.0	70.2	12.9	11.2	0.2	4.8	12.1	4.7	7.2
300～999人	[30.8]	100.0	81.3	10.3	4.1	1.5	0.4	3.7	4.4	3.7
100～299人	[39.5]	100.0	69.9	13.9	2.0	0.9	1.1	10.7	5.0	3.0
50～99人	[35.1]	100.0	67.6	12.7	3.8	3.7	1.1	8.8	11.2	0.2
30～49人	[39.2]	100.0	14.8	27.9	0.7	6.5	3.3	41.5	0.4	16.7
10～29人	[39.1]	100.0	4.9	4.3	-	1.1	12.5	64.9	7.7	6.7
(事 業 所 規 模)										
1,000人以上	[75.2]	100.0	94.1	8.2	18.2	0.5	0.3	0.7	4.2	-
500～999人	[59.5]	100.0	85.8	14.6	13.8	2.9	-	0.2	4.5	0.6
300～499人	[53.7]	100.0	87.0	12.8	12.1	0.2	0.3	1.1	4.3	0.7
100～299人	[47.3]	100.0	84.5	11.7	5.3	1.7	1.4	3.2	3.9	1.5
50～99人	[34.8]	100.0	82.0	10.9	4.4	2.0	1.2	4.6	2.5	2.1
10～49人	[29.6]	100.0	46.3	13.6	3.8	2.5	4.1	24.3	7.4	6.5
30～49人	[35.8]	100.0	58.3	16.0	4.2	4.0	1.3	18.3	8.4	1.0
10～29人	[28.1]	100.0	42.5	12.9	3.6	2.0	5.0	26.2	7.1	8.2
(産 業)										
農業、林業（林業に限る。）	[36.1]	100.0	38.1	25.2	-	9.9	-	20.7	-	11.5
鉱業、採石業、砂利採取業	[28.6]	100.0	52.1	11.0	-	-	9.8	29.5	-	3.1
建設業	[39.8]	100.0	44.3	12.4	3.2	2.1	2.1	42.1	-	7.4
総合工事事業	[37.1]	100.0	32.4	8.4	7.9	-	-	44.7	-	14.6
職別工事事業（設備工事事業を除く）	[42.7]	100.0	32.5	17.0	0.1	10.4	10.4	41.4	-	10.5
設備工事事業	[40.9]	100.0	59.9	13.5	0.7	-	-	40.3	-	-
製造業	[43.9]	100.0	68.6	6.9	6.3	1.3	2.3	20.3	4.2	3.7
(消費関連製造業)	[34.2]	100.0	55.7	1.9	7.3	2.0	7.9	33.5	1.9	1.9
食料品製造業、飲料・たばこ・飼料製造業	[24.7]	100.0	58.7	0.6	8.6	-	10.4	40.7	-	-
繊維工業	[45.1]	100.0	37.6	-	11.8	10.9	12.5	39.0	-	-
家具・装備品製造業	[41.3]	100.0	63.8	18.6	-	-	-	17.6	-	-
印刷・同関連業	[49.5]	100.0	62.9	3.1	3.8	0.4	6.0	24.0	0.4	6.2
めし革・同製品・毛皮製造業	[37.6]	100.0 *	22.6 *	- *	- *	- *	- *	23.5 *	47.0 *	6.8 *
その他の製造業	[36.6]	100.0	55.9	0.4	7.5	-	-	30.5	12.0	-
(非金属系素材関連製造業)	[48.1]	100.0	66.2	9.5	5.2	0.7	0.2	20.3	7.2	2.7
木材・木製品製造業（家具を除く）	[41.0]	100.0	90.6	9.4	-	-	-	12.3	6.7	-
パルプ・紙・紙加工品製造業	[43.4]	100.0	80.5	15.4	1.5	-	-	7.7	6.5	-
化学工業	[50.9]	100.0	79.9	14.0	13.3	0.7	-	3.4	5.9	3.4
石油製品・石炭製品製造業	[34.7]	100.0	42.8	9.0	17.5	6.7	10.5	17.2	12.7	3.5
プラスチック製品製造業（別掲を除く）	[54.0]	100.0	57.3	2.3	1.4	-	-	34.6	4.4	4.0
ゴム製品製造業	[37.1]	100.0	53.6	0.6	12.1	10.0	-	26.6	24.0	-
窯業・土石製品製造業	[45.8]	100.0	45.4	14.1	0.4	-	-	33.1	10.8	2.8
(金属系素材関連製造業)	[49.4]	100.0	61.8	2.8	2.8	0.1	1.8	18.8	7.2	12.5
鉄業	[34.0]	100.0	64.2	9.2	13.7	-	-	7.0	10.8	7.0
非鉄金属製造業	[34.3]	100.0	69.8	11.5	8.7	-	-	5.8	12.4	5.8
金属製品製造業	[56.7]	100.0	60.4	0.6	0.2	0.1	2.4	22.4	5.9	14.2
(機械関連製造業)	[46.5]	100.0	81.5	10.1	8.2	1.8	0.6	13.0	2.2	1.3
はん用機械器具製造業	[47.8]	100.0	54.1	21.6	14.8	0.5	5.2	18.5	0.7	5.2
生産用機械器具製造業	[39.7]	100.0	89.5	0.7	6.9	-	-	16.8	1.9	-
業務用機械器具製造業	[40.1]	100.0	92.3	-	7.4	-	-	-	1.1	6.6
電子部品・デバイス・電子回路製造業	[49.7]	100.0	85.2	3.6	5.8	-	-	13.0	5.5	-
電気機械器具製造業	[41.8]	100.0	79.4	14.6	11.2	-	-	16.4	-	-
情報通信機械器具製造業	[55.2]	100.0	75.6	7.4	10.4	3.8	-	7.7	3.8	3.8
輸送用機械器具製造業	[54.4]	100.0	87.1	14.3	4.7	5.6	-	10.5	2.6	-
電気・ガス・熱供給・水道業	[36.8]	100.0	82.3	22.9	20.2	0.3	1.8	1.0	2.7	4.1
情報通信業	[44.8]	100.0	85.7	12.3	5.6	0.4	2.2	5.5	2.0	0.2
放送業	[27.3]	100.0	94.8	-	30.2	-	-	-	-	-
情報サービス業	[31.9]	100.0	80.9	26.4	1.7	-	-	-	-	5.9
インターネット附随サービス業	[52.3]	100.0	85.0	14.9	4.0	0.6	2.9	5.9	1.7	-
映像・音声・文字情報制作業	[39.6]	100.0	78.5	0.8	10.9	-	-	-	20.7	-
映像・音声・文字情報制作業	[32.9]	100.0	89.0	0.4	0.4	-	-	10.5	-	-
運輸業、郵便業	[28.9]	100.0	70.2	12.6	5.6	0.9	0.3	19.1	1.8	1.0
鉄道業	[30.1]	100.0	81.2	25.1	9.8	4.3	-	10.9	2.7	3.2
道路旅客運送業	[32.0]	100.0	52.7	13.3	5.2	4.3	-	43.9	-	-
道路貨物運送業	[27.3]	100.0	74.0	7.0	5.0	-	-	19.0	-	-
水運業	[25.8]	100.0 *	49.1 *	2.4 *	2.4 *	- *	- *	30.0 *	- *	20.9 *
航空運送業	[32.6]	100.0	67.3	24.9	-	3.4	-	7.9	-	7.9
倉庫業	[23.1]	100.0	52.1	27.7	-	-	-	-	16.9	6.1
運輸に附帯するサービス業	[35.2]	100.0	71.1	22.5	7.7	-	2.1	9.8	5.0	2.1
郵便業（信郵便事業を含む）	[33.2]	100.0	75.3	11.5	22.3	-	-	3.5	4.4	-

第4表-5 事業所が指定した医師等の専門家による面談等の実施者又は実施機関別事業所割合(2-2)

(単位：%)

区 分			実施者又は実施機関（複数回答）							不明
			事業所が指定した 医師等の専門家による 面談等を実施した 事業所計 1)	産業医	産業医以外の 医師 (外部の 医師)	事業所内の 保健師・ 看護師	衛生管理者 ・ 衛生推進者 等	地域産業 保健 センター (地域 窓口)	健康診断 機関	その他の 機関
卸 売 業 , 小 売 業	[31.2]	100.0	56.5	11.9	1.4	0.3	3.7	13.8	7.4	9.0
(織 維 、 飲 食 料 品 そ の 他 卸 売 業)	[40.7]	100.0	51.9	5.7	0.1	-	6.5	16.3	15.3	8.7
各 種 商 品 卸 売 業	[37.1]	100.0	83.7	12.8	-	-	8.2	8.2	-	-
上 記 以 外 の 卸 売 業	[40.7]	100.0	51.7	5.7	0.1	-	6.5	16.3	15.3	8.8
(機 物 、 飲 食 料 品 そ の 他 小 売 業)	[26.0]	100.0	60.5	17.1	2.4	0.6	1.3	11.7	0.7	9.2
各 種 商 品 小 売 業	[43.5]	100.0	77.3	16.6	14.0	-	-	5.4	2.6	2.6
機 械 器 具 小 売 業	[21.7]	100.0	80.2	10.3	-	0.1	-	9.5	-	-
そ の 他 の 小 売 業	[27.1]	100.0	50.2	0.1	2.0	2.0	-	24.8	-	24.8
無 店 舗 小 売 業	[36.5]	100.0	34.0	10.6	15.9	-	5.3	20.5	8.9	7.6
上 記 以 外 の 小 売 業	[24.8]	100.0	62.1	33.5	0.2	-	2.2	2.2	-	2.2
金 融 業 , 保 険 業	[29.9]	100.0	68.8	21.8	4.9	2.0	0.0	2.4	8.0	-
金 融 業 , 融 資 業	[26.8]	100.0	52.0	33.7	5.1	-	-	4.8	14.3	-
保 険 業	[34.2]	100.0	86.3	9.4	4.7	4.1	0.1	-	1.5	-
不 動 産 業 , 物 品 賃 貸 業	[29.6]	100.0	66.6	19.1	10.7	-	0.5	5.5	5.1	9.2
不 動 産 業	[32.1]	100.0	65.4	26.5	15.9	-	0.8	8.8	0.3	8.8
物 品 賃 貸 業	[26.1]	100.0	68.7	6.7	2.1	-	-	-	13.2	9.9
学 術 研 究 , 専 門 ・ 技 術 サ ー ビ ス 業	[44.2]	100.0	63.9	9.1	13.3	5.2	-	25.0	3.5	5.5
宿 泊 業 , 飲 食 サ ー ビ ス 業	[34.6]	100.0	47.8	10.3	10.2	10.2	11.6	20.5	7.6	2.3
宿 泊 業	[32.5]	100.0	69.5	0.9	-	-	11.0	-	0.4	18.8
飲 食 サ ー ビ ス 業	[34.9]	100.0	44.7	11.7	11.7	11.7	11.7	23.3	8.6	-
生 活 関 連 サ ー ビ ス 業 , 娯 楽 業	[29.1]	100.0	53.8	2.3	11.1	0.5	0.5	26.2	1.9	8.1
洗 濯 ・ 理 容 ・ 美 容 ・ 浴 場 業	[33.8]	100.0	44.2	-	-	-	-	55.8	-	-
そ の 他 の 生 活 関 連 サ ー ビ ス 業	[33.3]	100.0	50.5	2.8	24.3	-	-	9.1	-	27.3
娯 楽 業	[24.4]	100.0	63.3	3.6	10.4	1.2	1.2	15.6	4.7	1.2
娯 楽 業 (ゴ ル フ 場 除 く)	[22.3]	100.0	66.9	3.1	13.6	-	-	13.6	2.7	-
ゴ ル フ 場	[35.3]	100.0	51.5	5.2	-	5.2	5.2	22.1	11.1	5.2
教 育 , 学 習 支 援 業	[35.7]	100.0	66.4	14.2	0.7	-	-	20.5	3.0	0.3
医 療 , 福 祉 社	[26.4]	100.0	65.8	13.0	0.2	3.9	5.4	6.4	10.2	0.2
複 合 サ ー ビ ス 事 業	[32.3]	100.0	62.5	14.9	12.6	-	2.9	11.4	2.4	3.0
郵 便 局	[25.7]	100.0	68.2	11.5	18.5	-	-	12.5	3.3	-
協 同 組 合 (他 に 分 類 さ れ な い も の)	[35.7]	100.0	60.4	16.2	10.4	-	4.0	10.9	2.1	4.1
サ ー ビ ス 業 (他 に 分 類 さ れ な い も の)	[36.0]	100.0	59.1	22.9	3.4	3.6	0.5	6.9	8.8	5.2
(対 事 業 所 サ ー ビ ス 業)	[36.1]	100.0	62.2	26.4	2.2	4.5	-	1.3	8.6	4.4
職 業 紹 介 ・ 労 働 者 派 遣 業	[30.4]	100.0	70.2	18.3	-	13.7	-	7.6	-	-
そ の 他 の 事 業 サ ー ビ ス 業	[37.5]	100.0	60.5	28.1	2.6	2.6	-	-	10.4	5.3
(対 個 人 サ ー ビ ス 業)	[40.5]	100.0	52.0	15.6	9.7	1.5	-	18.0	10.4	10.7
自 動 車 整 備 業	[28.0]	100.0	47.1	24.0	-	-	-	15.5	15.7	17.4
機 械 等 修 理 業 (別 掲 を 除 く)	[47.3]	100.0	53.6	12.9	12.8	1.9	-	18.9	8.7	8.5
(対 社 会 的 サ ー ビ ス 業)	[27.8]	100.0	46.6	6.7	-	-	6.3	35.3	7.3	-
廃 棄 物 処 理 業	[25.2]	100.0	25.8	4.6	-	-	-	69.7	-	-
政 治 ・ 経 済 ・ 文 化 団 体	[32.5]	100.0	69.8	4.1	-	-	13.0	-	17.2	-
宗 教	[31.2]	100.0	64.6	35.4	-	-	-	-	6.4	-
そ の 他 の サ ー ビ ス 業	[20.7]	100.0 *	30.0 *	- *	- *	- *	23.3 *	46.6 *	- *	- *

注：1) []は、「労働者のストレスの状況などについて調査票を用いて調査（ストレスチェック）した事業所」のうち「事業所が指定した医師等の専門家による面談等を実施した事業所」の割合である。

第4表-6 ストレスチェック結果の集団（部、課など）ごとの分析の実施の有無別事業所割合(2-1)

(単位：％)					
区 分	労働者のストレスの 状況などについて 調査票を用いて調査 (ストレスチェック) した事業所計 1)	分析を 実施した	分析を 実施して いない	不明	
合 計	[62.3]	100.0	43.8	47.0	9.2
(企 業 規 模)					
5,000 人以上	[81.0]	100.0	46.4	42.4	11.3
1,000 ～ 4,999 人	[77.8]	100.0	48.8	45.0	6.2
300 ～ 999 人	[72.3]	100.0	50.4	41.8	7.8
100 ～ 299 人	[71.8]	100.0	50.0	38.9	11.2
50 ～ 99 人	[56.5]	100.0	42.1	43.8	14.1
30 ～ 49 人	[39.5]	100.0	25.6	67.9	6.5
10 ～ 29 人	[30.9]	100.0	15.8	77.4	6.8
(事 業 所 規 模)					
1,000 人以上	[95.7]	100.0	64.3	27.9	7.8
500 ～ 999 人	[93.4]	100.0	58.4	32.6	9.0
300 ～ 499 人	[96.5]	100.0	61.5	29.7	8.8
100 ～ 299 人	[91.0]	100.0	56.6	31.5	12.0
50 ～ 99 人	[83.9]	100.0	45.8	42.0	12.1
10 ～ 49 人	[54.3]	100.0	40.2	51.9	7.9
30 ～ 49 人	[52.8]	100.0	44.5	46.5	9.0
10 ～ 29 人	[54.8]	100.0	39.1	53.2	7.7
(産 業)					
農業、林業（林業に限る。）	[37.7]	100.0	38.7	44.3	17.0
鉱業、採石業、砂利採取業	[51.8]	100.0	36.8	49.5	13.7
建設業	[47.6]	100.0	38.2	51.1	10.7
総合工事業	[39.2]	100.0	42.4	51.8	5.8
職別工事業（設備工事業を除く）	[48.8]	100.0	23.9	56.2	19.9
設備工事業	[58.6]	100.0	41.0	48.1	10.9
製造業	[62.5]	100.0	43.9	45.4	10.7
(消費関連製造業)	[62.7]	100.0	34.5	53.5	12.0
食料品製造業、飲料・たばこ・飼料製造業	[67.0]	100.0	34.4	48.7	16.9
繊維工業	[55.0]	100.0	23.7	75.8	0.5
家具・装備品製造業	[35.6]	100.0	19.8	54.8	25.4
印刷・同関連業	[66.3]	100.0	42.7	50.8	6.4
なめし革・同製品・毛皮製造業	[54.2]	100.0	31.7	62.4	6.0
その他の製造業	[61.4]	100.0	37.7	53.0	9.4
(非金属系素材関連製造業)	[61.1]	100.0	53.4	37.2	9.4
木材・木製品製造業（家具を除く）	[52.7]	100.0	38.5	45.2	16.3
パルプ・紙・紙加工品製造業	[63.3]	100.0	58.1	39.8	2.1
化学工業	[69.9]	100.0	58.2	24.4	17.4
石油製品・石炭製品製造業	[77.0]	100.0	49.9	47.6	2.5
プラスチック製品製造業（別掲を除く）	[61.1]	100.0	54.9	36.2	8.9
ゴム製品製造業	[72.5]	100.0	53.1	39.4	7.5
窯業・土石製品製造業	[49.2]	100.0	46.6	51.7	1.7
(金属系素材関連製造業)	[62.1]	100.0	41.1	49.0	9.8
鉄業	[70.2]	100.0	50.0	44.4	5.7
非鉄金属製造業	[66.9]	100.0	58.1	31.6	10.3
金属製品製造業	[59.3]	100.0	35.4	53.7	11.0
(機械関連製造業)	[63.7]	100.0	46.6	42.6	10.8
はん用機械器具製造業	[64.6]	100.0	42.8	50.2	7.0
生産用機械器具製造業	[50.1]	100.0	41.2	40.2	18.6
業務用機械器具製造業	[59.0]	100.0	51.4	36.7	12.0
電子部品・デバイス・電子回路製造業	[70.5]	100.0	45.0	44.3	10.7
電気機械器具製造業	[70.3]	100.0	38.9	50.4	10.7
情報通信機械器具製造業	[69.8]	100.0	59.7	32.2	8.2
輸送用機械器具製造業	[70.8]	100.0	56.2	37.7	6.1
電気・ガス・熱供給・水道業	[89.0]	100.0	61.4	27.8	10.8
情報通信業	[64.2]	100.0	52.5	41.0	6.6
放送業	[87.5]	100.0	40.1	57.2	2.7
情報サービス業	[80.8]	100.0	51.4	46.7	1.9
インターネット附属サービス業	[62.2]	100.0	58.2	38.2	3.6
映像・音声・文字情報制作業	[60.8]	100.0	45.6	39.7	14.7
運輸業、郵便業	[57.0]	100.0	39.7	38.3	22.0
鉄道路道運送業	[71.3]	100.0	47.9	42.7	9.4
道路旅客運送業	[82.4]	100.0	26.3	54.2	19.5
道路貨物運送業	[64.0]	100.0	43.3	45.9	10.7
水路運送業	[72.3]	100.0	53.4	37.9	8.7
航空運輸業	[49.2]	100.0	49.6	45.0	5.4
倉庫業	[75.5]	100.0	30.1	56.2	13.7
運輸に附帯するサービス業	[64.0]	100.0	35.0	47.2	17.9
郵便業（信書便事業を含む）	[72.3]	100.0	43.4	54.7	2.0
	[96.4]	100.0	61.5	31.8	6.7

第4表-6 ストレスチェック結果の集団（部、課など）ごとの分析の実施の有無別事業所割合(2-2)

(単位：%)					
区 分	労働者のストレスの 状況などについて 調査票を用いて調査 (ストレスチェック) した事業所計 1)	分析を 実施した	分析を 実施して いない	不明	
卸 売 業 , 小 売 業	[67.0]	100.0	39.6	50.2	10.2
(織 維 、 飲 食 料 品 そ の 他 卸 売 業)	[73.3]	100.0	37.4	55.3	7.2
各 種 商 品 卸 売 業	[50.5]	100.0	49.7	39.6	10.7
上 記 以 外 の 卸 売 業	[73.5]	100.0	37.4	55.4	7.2
(織 物 、 飲 食 料 品 そ の 他 小 売 業)	[63.9]	100.0	40.8	47.3	11.9
各 種 商 品 小 売 業	[73.3]	100.0	44.2	47.1	8.8
機 械 器 具 小 売 業	[70.5]	100.0	46.9	40.8	12.3
そ の 他 の 小 売 業	[64.0]	100.0	45.8	37.3	16.9
無 店 舗 小 売 業	[75.9]	100.0	50.4	40.4	9.1
上 記 以 外 の 小 売 業	[59.9]	100.0	33.5	57.7	8.8
金 融 業 , 保 険 業	[82.7]	100.0	57.1	34.2	8.7
金 融 業 , 融 資 業	[78.5]	100.0	56.8	34.1	9.1
保 険 業	[88.9]	100.0	57.5	34.4	8.2
不 動 産 業 , 物 品 賃 貸 業	[65.7]	100.0	55.6	39.8	4.6
不 動 産 業	[61.7]	100.0	59.6	34.9	5.4
物 品 賃 貸 業	[72.1]	100.0	50.1	46.4	3.5
学 術 研 究 , 専 門 ・ 技 術 サ ー ビ ス 業	[62.2]	100.0	47.3	46.7	6.0
宿 泊 業 , 飲 食 サ ー ビ ス 業	[49.5]	100.0	40.7	47.6	11.8
宿 泊 業	[48.8]	100.0	60.4	30.8	8.9
飲 食 サ ー ビ ス 業	[49.6]	100.0	37.7	50.1	12.2
生 活 関 連 サ ー ビ ス 業 , 娯 楽 業	[55.3]	100.0	33.4	58.5	8.0
洗 濯 ・ 理 容 ・ 美 容 ・ 浴 場 業	[49.6]	100.0	37.7	56.9	5.4
そ の 他 の 生 活 関 連 サ ー ビ ス 業	[71.2]	100.0	33.9	62.5	3.6
娯 楽 業	[52.7]	100.0	30.9	57.4	11.6
娯 楽 業 (ゴ ル フ 場 除 く 。)	[50.2]	100.0	30.0	58.8	11.2
ゴ ル フ 場	[70.7]	100.0	35.7	50.3	13.9
教 育 , 学 習 支 援 業	[63.3]	100.0	46.9	50.2	2.9
医 療 , 福 祉 社 会 福 祉 業	[51.0]	100.0	44.0	49.4	6.6
複 合 サ ー ビ ス 事 業 業	[89.7]	100.0	43.3	46.3	10.4
郵 便 局	[96.2]	100.0	39.7	49.4	11.0
協 同 組 合 (他 に 分 類 さ れ な い も の)	[86.7]	100.0	45.3	44.6	10.1
サ ー ビ ス 業 (他 に 分 類 さ れ な い も の)	[67.1]	100.0	41.3	48.7	9.9
(対 事 業 所 サ ー ビ ス 業)	[70.0]	100.0	40.7	49.3	10.0
職 業 紹 介 ・ 労 働 者 派 遣 業	[63.2]	100.0	28.2	65.0	6.8
そ の 他 の 事 業 サ ー ビ ス 業	[72.0]	100.0	43.8	45.3	10.8
(対 個 人 サ ー ビ ス 業)	[75.5]	100.0	43.5	47.2	9.3
自 動 車 整 備 業	[68.6]	100.0	42.9	44.3	12.8
機 械 等 修 理 業 (別 掲 を 除 く)	[79.9]	100.0	43.8	48.8	7.5
(対 社 会 的 サ ー ビ ス 業)	[44.9]	100.0	42.6	46.9	10.5
廃 棄 物 処 理 業	[47.9]	100.0	36.6	50.1	13.3
政 治 ・ 経 済 ・ 文 化 団 体	[44.4]	100.0	52.2	39.3	8.5
宗 教	[37.9]	100.0	49.5	48.6	2.0
そ の 他 の サ ー ビ ス 業	[36.2]	100.0	32.8	59.3	7.9

注：1) []は、「メンタルヘルス対策に取り組んでいる事業所」のうち「労働者のストレスの状況などについて調査票を用いて調査（ストレスチェック）した事業所」の割合である。

第4表-7 ストレスチェック結果の集団（部、課など）ごとの分析結果の活用の有無及び活用内容別事業所割合（2-1）

区 分	ストレスチェック 結果の集団（部、 課など）ごとの 分析を実施した 事業所計 1)	活用内容（複数）							
		活用した	業務配分の見直し	人員体制・組織の見直し	管理監督者 実				
合 計	[43.8]	100.0	69.2	(100.0)	14.8	(21.3)	13.7	(19.8)	12.0
（ 企 業 規 模 ）									
5,000人以上	[46.4]	100.0	72.1	(100.0)	17.9	(24.8)	15.7	(21.8)	13.7
1,000～4,999人	[48.8]	100.0	72.3	(100.0)	14.7	(20.3)	7.9	(10.9)	14.9
300～999人	[50.4]	100.0	61.1	(100.0)	12.0	(19.6)	11.5	(18.8)	7.8
100～299人	[50.0]	100.0	72.9	(100.0)	13.3	(18.3)	17.6	(24.1)	8.9
50～99人	[42.1]	100.0	64.5	(100.0)	13.7	(21.2)	10.6	(16.4)	17.4
30～49人	[25.6]	100.0	72.8	(100.0)	30.9	(42.5)	33.8	(46.4)	20.7
10～29人	[15.8]	100.0	71.2	(100.0)	10.5	(14.8)	19.4	(27.3)	6.9
（ 事 業 所 規 模 ）									
1,000人以上	[64.3]	100.0	88.6	(100.0)	16.4	(18.5)	15.6	(17.6)	28.8
500～999人	[58.4]	100.0	77.0	(100.0)	9.9	(12.9)	12.1	(15.6)	17.8
300～499人	[61.5]	100.0	83.9	(100.0)	6.8	(8.1)	9.5	(11.3)	19.2
100～299人	[56.6]	100.0	69.9	(100.0)	11.5	(16.4)	13.2	(18.9)	10.5
50～99人	[45.8]	100.0	72.4	(100.0)	10.0	(13.7)	8.7	(12.0)	10.5
10～49人	[40.2]	100.0	66.9	(100.0)	17.6	(26.2)	15.6	(23.4)	12.1
30～49人	[44.5]	100.0	74.2	(100.0)	19.0	(25.6)	22.4	(30.2)	18.0
10～29人	[39.1]	100.0	64.9	(100.0)	17.2	(26.5)	13.7	(21.2)	10.4
（ 産 業 ）									
農業、林業（林業に限る。）	[38.7]	100.0	75.5	(100.0)	9.2	(12.2)	14.3	(18.9)	-
鉱業、採石業、砂利採取業	[36.8]	100.0	84.0	(100.0)	24.2	(28.8)	6.6	(7.9)	8.5
建設業	[38.2]	100.0	80.1	(100.0)	29.7	(37.1)	23.3	(29.0)	6.3
総合工事事業	[42.4]	100.0	78.2	(100.0)	33.1	(42.3)	22.8	(29.2)	2.6
職別工事事業（設備工事事業を除く）	[23.9]	100.0 *	81.5 *	(100.0) *	9.2 *	(11.3) *	25.2 *	(30.9) *	9.2 *
設備工事事業	[41.0]	100.0	81.6	(100.0)	31.9	(39.1)	23.2	(28.4)	9.1
製造業	[43.9]	100.0	69.7	(100.0)	12.3	(17.6)	13.4	(19.2)	16.2
（消費関連製造業）	[34.5]	100.0	68.7	(100.0)	14.1	(20.5)	13.0	(18.9)	18.8
食料品製造業、飲料・たばこ・飼料製造業	[34.4]	100.0	67.7	(100.0)	13.2	(19.5)	13.2	(19.5)	16.6
繊維工業	[23.7]	100.0	71.2	(100.0)	9.4	(13.2)	22.4	(31.5)	9.7
家具・装備品製造業	[19.8]	100.0 *	39.5 *	(100.0) *	- *	(-) *	4.3 *	(10.9) *	4.3 *
印刷・同関連業	[42.7]	100.0	65.7	(100.0)	11.4	(17.4)	11.5	(17.5)	15.7
めし革・同製品・毛皮製造業	[31.7]	100.0 *	67.8 *	(100.0) *	18.8 *	(27.7) *	10.7 *	(15.8) *	- *
その他の製造業	[37.7]	100.0	82.7	(100.0)	30.3	(36.6)	9.1	(11.0)	48.1
（非金属系素材関連製造業）	[53.4]	100.0	65.5	(100.0)	10.7	(16.3)	13.0	(19.9)	13.1
木材・木製品製造業（家具を除く）	[38.5]	100.0	63.4	(100.0) *	28.9	(45.5) *	28.9	(45.5) *	-
パルプ・紙・紙加工品製造業	[58.1]	100.0	80.3	(100.0)	18.6	(23.1)	22.5	(28.0)	20.1
化学工業	[58.2]	100.0	62.5	(100.0)	13.6	(21.7)	15.5	(24.8)	13.4
石油製品・石炭製品製造業	[49.9]	100.0	81.4	(100.0)	16.6	(20.4)	28.0	(34.4)	23.7
プラスチック製品製造業（別掲を除く）	[54.9]	100.0	75.3	(100.0)	1.3	(1.8)	7.2	(9.6)	13.0
ゴム製品製造業	[53.1]	100.0	61.4	(100.0)	16.5	(26.8)	11.1	(18.1)	10.8
窯業・土石製品製造業	[46.6]	100.0	37.4	(100.0)	6.3	(16.8)	3.5	(9.3)	10.2
（金属系素材関連製造業）	[41.1]	100.0	67.5	(100.0)	14.8	(22.0)	17.6	(26.1)	12.4
鉄鋼業	[50.0]	100.0	83.6	(100.0)	12.3	(14.7)	17.9	(21.4)	28.0
非鉄金属製造業	[58.1]	100.0	62.5	(100.0)	10.7	(17.1)	9.0	(14.4)	6.9
金属製品製造業	[35.4]	100.0	62.3	(100.0)	17.1	(27.5)	20.1	(32.3)	7.6
（機械関連製造業）	[46.6]	100.0	74.6	(100.0)	11.4	(15.3)	12.2	(16.3)	18.6
はん用機械器具製造業	[42.8]	100.0	81.3	(100.0)	16.6	(20.4)	7.2	(8.8)	21.4
生産用機械器具製造業	[41.2]	100.0	72.7	(100.0)	10.6	(14.5)	5.4	(7.4)	14.9
業務用機械器具製造業	[51.4]	100.0	71.4	(100.0)	7.8	(10.9)	15.4	(21.6)	15.6
電子部品・デバイス・電子回路製造業	[45.0]	100.0	78.1	(100.0)	19.4	(24.8)	21.5	(27.6)	15.5
電気機械器具製造業	[38.9]	100.0	69.4	(100.0)	5.0	(7.3)	12.8	(18.4)	10.0
情報通信機械器具製造業	[59.7]	100.0	68.5	(100.0)	12.9	(18.9)	4.1	(5.9)	13.9
輸送用機械器具製造業	[56.2]	100.0	77.4	(100.0)	11.1	(14.4)	15.2	(19.6)	28.7
電気・ガス・熱供給・水道業	[61.4]	100.0	91.5	(100.0)	9.8	(10.7)	4.2	(4.6)	33.6
情報通信業	[52.5]	100.0	87.8	(100.0)	13.1	(14.9)	9.8	(11.2)	13.5
放送業	[40.1]	100.0	88.5	(100.0)	34.1	(38.6)	34.1	(38.6)	30.3
放送業	[51.4]	100.0	80.3	(100.0)	8.5	(10.5)	14.4	(17.9)	4.9
情報サービス業	[58.2]	100.0	89.9	(100.0)	10.6	(11.8)	5.3	(5.8)	12.4
インターネット附属サービス業	[45.6]	100.0	90.9	(100.0)	11.0	(12.1)	18.4	(20.2)	17.6
映像・音声・文字情報制作業	[39.7]	100.0	76.4	(100.0)	15.3	(20.0)	14.7	(19.3)	10.8
運輸業、郵便業	[47.9]	100.0	72.1	(100.0)	21.2	(29.5)	14.5	(20.1)	16.3
鉄道業	[26.3]	100.0	61.4	(100.0)	8.7	(14.2)	4.4	(7.2)	8.3
道路旅客運送業	[43.3]	100.0	61.5	(100.0)	7.8	(12.8)	-	(-)	8.3
道路貨物運送業	[53.4]	100.0	73.9	(100.0)	27.3	(36.9)	17.2	(23.3)	17.1
水運業	[49.6]	100.0	63.8	(100.0) *	10.9	(17.0) *	10.9	(17.0) *	15.6
航空運送業	[30.1]	100.0	86.7	(100.0)	18.5	(21.4)	20.4	(23.5)	29.1
倉庫業	[35.0]	100.0	81.4	(100.0)	8.3	(10.2)	19.3	(23.8)	8.9
運輸に附帯するサービス業	[43.4]	100.0	69.7	(100.0)	8.5	(12.2)	14.2	(20.4)	23.6
郵便業（信書便事業を含む）	[61.5]	100.0	86.9	(100.0)	0.7	(0.8)	2.2	(2.6)	18.0

（単位：％）

回答)					特に活用 していない	不明
向け研修の 施	衛生委員会等での審議		その他			
(17. 3)	32. 0	(46. 2)	23. 1	(33. 4)	28. 1	2. 7
(19. 1)	30. 8	(42. 7)	29. 4	(40. 9)	26. 2	1. 7
(20. 7)	34. 4	(47. 6)	25. 1	(34. 7)	25. 4	2. 3
(12. 7)	28. 1	(46. 0)	21. 3	(34. 8)	36. 1	2. 8
(12. 2)	39. 4	(54. 0)	15. 7	(21. 6)	24. 9	2. 3
(26. 9)	40. 7	(63. 1)	13. 6	(21. 1)	27. 4	8. 1
(28. 4)	6. 7	(9. 2)	33. 7	(46. 3)	25. 3	1. 9
(9. 7)	7. 4	(10. 4)	37. 6	(52. 8)	28. 1	0. 7
(32. 5)	43. 0	(48. 5)	36. 5	(41. 2)	7. 3	4. 1
(23. 1)	43. 7	(56. 7)	26. 6	(34. 6)	21. 2	1. 7
(22. 9)	49. 3	(58. 8)	26. 0	(31. 0)	14. 8	1. 3
(15. 0)	35. 4	(50. 7)	20. 0	(28. 7)	26. 8	3. 3
(14. 5)	45. 0	(62. 2)	21. 2	(29. 3)	21. 8	5. 8
(18. 1)	25. 7	(38. 4)	24. 1	(36. 0)	31. 5	1. 6
(24. 3)	22. 7	(30. 5)	32. 2	(43. 4)	23. 6	2. 2
(16. 1)	26. 6	(41. 0)	21. 8	(33. 6)	33. 7	1. 4
(-)	51. 5	(68. 1)	14. 8	(19. 6)	19. 4	5. 1
(10. 1)	36. 2	(43. 0)	37. 0	(44. 0)	10. 0	6. 0
(7. 9)	28. 2	(35. 2)	22. 5	(28. 1)	19. 8	0. 1
(3. 3)	7. 8	(10. 0)	27. 0	(34. 6)	21. 7	0. 1
(11. 3) *	60. 2 *	(73. 9) *	0. 2 *	(0. 2) *	18. 5 *	- *
(11. 1)	39. 1	(47. 9)	24. 2	(29. 6)	18. 3	0. 1
(23. 3)	28. 8	(41. 3)	23. 3	(33. 4)	28. 3	1. 9
(27. 4)	20. 6	(30. 0)	28. 7	(41. 8)	28. 1	3. 3
(24. 5)	12. 4	(18. 3)	42. 6	(62. 8)	26. 6	5. 7
(13. 6)	25. 0	(35. 1)	23. 8	(33. 5)	28. 8	-
(10. 9) *	10. 8 *	(27. 3) *	24. 4 *	(61. 8) *	49. 8 *	10. 8 *
(23. 9)	39. 6	(60. 3)	11. 7	(17. 8)	34. 3	-
(-) *	37. 5 *	(55. 4) *	19. 5 *	(28. 8) *	21. 5 *	10. 7 *
(58. 2)	12. 8	(15. 5)	5. 7	(6. 9)	17. 3	-
(20. 1)	23. 7	(36. 2)	28. 0	(42. 7)	32. 3	2. 2
(-) *	12. 6	(19. 8) *	22. 0	(34. 7) *	36. 6	-
(25. 0)	42. 4	(52. 8)	27. 2	(33. 8)	19. 1	0. 6
(21. 3)	21. 8	(34. 9)	29. 1	(46. 5)	37. 5	-
(29. 2)	35. 2	(43. 2)	5. 9	(7. 3)	16. 9	1. 6
(17. 3)	28. 3	(37. 6)	34. 8	(46. 2)	22. 5	2. 2
(17. 7)	16. 9	(27. 5)	31. 5	(51. 4)	29. 6	9. 0
(27. 3)	5. 0	(13. 4)	17. 0	(45. 3)	56. 0	6. 6
(18. 4)	32. 2	(47. 7)	12. 0	(17. 8)	32. 4	0. 1
(33. 5)	36. 7	(43. 9)	21. 9	(26. 2)	15. 9	0. 5
(11. 1)	29. 0	(46. 4)	21. 3	(34. 1)	37. 5	-
(12. 2)	31. 3	(50. 3)	5. 1	(8. 1)	37. 7	-
(25. 0)	36. 4	(48. 7)	20. 9	(28. 1)	23. 8	1. 6
(26. 3)	34. 9	(43. 0)	28. 6	(35. 2)	18. 7	-
(20. 5)	55. 0	(75. 6)	4. 1	(5. 6)	27. 3	-
(21. 9)	28. 3	(39. 6)	14. 4	(20. 1)	28. 6	-
(19. 9)	38. 9	(49. 8)	28. 6	(36. 6)	14. 0	7. 9
(14. 4)	36. 1	(52. 1)	29. 3	(42. 2)	26. 9	3. 7
(20. 3)	40. 2	(58. 7)	23. 7	(34. 6)	31. 5	-
(37. 1)	25. 7	(33. 2)	21. 6	(28. 0)	22. 3	0. 3
(36. 7)	61. 4	(67. 1)	35. 5	(38. 7)	7. 4	1. 1
(15. 4)	51. 6	(58. 8)	19. 4	(22. 2)	9. 0	3. 2
(34. 3)	46. 7	(52. 7)	4. 8	(5. 4)	7. 7	3. 8
(6. 1)	12. 5	(15. 5)	49. 1	(61. 1)	19. 7	-
(13. 8)	57. 5	(64. 0)	18. 2	(20. 2)	7. 6	2. 5
(19. 4)	42. 3	(46. 6)	47. 1	(51. 8)	1. 7	7. 4
(14. 1)	41. 2	(54. 0)	14. 8	(19. 3)	15. 9	7. 7
(22. 6)	36. 7	(51. 0)	21. 6	(29. 9)	24. 9	3. 0
(13. 6)	16. 3	(26. 6)	34. 7	(56. 6)	34. 9	3. 7
(13. 5)	38. 6	(62. 8)	18. 2	(29. 6)	28. 9	9. 6
(23. 1)	36. 0	(48. 7)	21. 0	(28. 4)	23. 4	2. 7
(24. 4) *	3. 8	(5. 9) *	34. 9	(54. 6) *	25. 3	10. 9
(33. 6)	28. 5	(32. 9)	35. 8	(41. 4)	13. 3	-
(11. 0)	53. 4	(65. 6)	1. 9	(2. 3)	18. 6	-
(33. 8)	39. 5	(56. 7)	30. 1	(43. 2)	30. 3	-
(20. 8)	66. 1	(76. 1)	17. 6	(20. 3)	13. 1	-

第4表-7 ストレスチェック結果の集団（部、課など）ごとの分析結果の活用の有無及び活用内容別事業所割合（2-2）

区 分	ストレスチェック 結果の集団（部、 課など）ごとの 分析を実施した 事業所計 1)		活用内容（複数）						
			活用した	業務配分の見直し		人員体制・組織の見直し		管理監督者 実	
卸 売 業 ， 小 売 業 （ 織 維 、 飲 食 料 品 そ の 他 卸 売 業 ）	[39.6]	100.0	55.8	(100.0)	8.4	(15.1)	10.2	(18.3)	10.3
各 種 商 品 卸 売 業	[37.4]	100.0	55.2	(100.0)	2.6	(4.7)	2.9	(5.2)	10.3
上 記 以 外 の 卸 売 業	[49.7]	100.0	82.7	(100.0)	5.0	(6.1)	1.3	(1.6)	16.8
（ 織 物 、 飲 食 料 品 そ の 他 小 売 業 ）	[37.4]	100.0	55.0	(100.0)	2.6	(4.7)	2.9	(5.2)	10.3
各 種 商 品 小 売 業	[40.8]	100.0	56.0	(100.0)	11.4	(20.3)	13.9	(24.8)	10.3
機 械 器 具 小 売 業	[44.2]	100.0	78.4	(100.0)	7.8	(10.0)	12.0	(15.3)	32.2
そ の 他 の 小 売 業	[46.9]	100.0	37.4	(100.0)	9.6	(25.5)	9.6	(25.5)	4.8
無 店 舗 小 売 業	[45.8]	100.0	53.3	(100.0)	2.8	(5.2)	1.4	(2.6)	13.5
上 記 以 外 の 小 売 業	[50.4]	100.0	68.2	(100.0)	4.8	(7.0)	9.3	(13.7)	4.9
金 融 業 ， 保 険 業	[33.5]	100.0	66.2	(100.0)	21.7	(32.8)	29.1	(43.9)	9.4
金 融 業	[57.1]	100.0	82.2	(100.0)	15.7	(19.1)	17.4	(21.2)	14.5
保 険 業	[56.8]	100.0	77.5	(100.0)	4.5	(5.8)	9.3	(12.0)	3.3
不 動 産 業 ， 物 品 賃 貸 業	[57.5]	100.0	88.3	(100.0)	30.6	(34.6)	28.1	(31.8)	29.5
不 動 産 業	[55.6]	100.0	71.8	(100.0)	13.1	(18.3)	8.1	(11.3)	5.3
物 品 賃 貸 業	[59.6]	100.0	69.9	(100.0)	3.5	(5.0)	13.0	(18.6)	4.8
学 術 研 究 ， 専 門 ・ 技 術 サ ー ビ ス 業	[50.1]	100.0	74.8	(100.0)	28.8	(38.5)	0.1	(0.2)	6.1
宿 泊 業 ， 飲 食 サ ー ビ ス 業	[47.3]	100.0	74.1	(100.0)	7.3	(9.8)	6.2	(8.4)	15.9
宿 泊 業	[40.7]	100.0	63.4	(100.0)	37.2	(58.7)	20.2	(31.8)	10.2
飲 食 サ ー ビ ス 業	[60.4]	100.0	49.1	(100.0)	23.9	(48.7)	24.6	(50.1)	7.9
生 活 関 連 サ ー ビ ス 業 ， 娯 楽 業	[37.7]	100.0	66.9	(100.0) *	40.4	(60.4) *	19.1	(28.6) *	10.8
洗 濯 ・ 理 容 ・ 美 容 ・ 浴 場 業	[33.4]	100.0	73.5	(100.0)	31.7	(43.2)	17.2	(23.4)	14.8
そ の 他 の 生 活 関 連 サ ー ビ ス 業	[37.7]	100.0	75.2	(100.0) *	66.9	(89.0) *	52.9	(70.3) *	33.6
娯 楽 業	[33.9]	100.0	77.4	(100.0)	13.8	(17.8)	3.7	(4.8)	19.0
娯 楽 業 （ ゴ ル フ 場 除 く 。 ）	[30.9]	100.0	70.2	(100.0)	18.2	(26.0)	1.0	(1.4)	0.2
ゴ ル フ 場	[30.0]	100.0	75.0	(100.0)	18.7	(24.9)	-	(-)	0.2
教 育 ， 学 習 支 援 業	[35.7]	100.0	49.3	(100.0) *	16.3	(33.0) *	5.2	(10.5) *	-
医 療 ， 福 祉 社 会 事 業	[46.9]	100.0	73.6	(100.0)	10.9	(14.8)	22.0	(30.0)	8.6
複 合 サ ー ビ ス 事 業	[44.0]	100.0	69.8	(100.0)	9.4	(13.4)	14.1	(20.2)	8.3
郵 便 局	[43.3]	100.0	66.7	(100.0)	5.4	(8.2)	6.0	(9.0)	10.2
協 同 組 合 （ 他 に 分 類 さ れ な い も の ）	[39.7]	100.0	68.7	(100.0)	6.8	(10.0)	5.3	(7.7)	13.9
サ ー ビ ス 業 （ 他 に 分 類 さ れ な い も の ）	[45.3]	100.0	65.7	(100.0)	4.8	(7.3)	6.4	(9.7)	8.6
（ 対 事 業 所 サ ー ビ ス 業 ）	[41.3]	100.0	72.0	(100.0)	12.1	(16.8)	12.1	(16.8)	10.8
職 業 紹 介 ・ 労 働 者 派 遣 業	[40.7]	100.0	73.7	(100.0)	12.8	(17.3)	11.2	(15.2)	10.1
そ の 他 の 事 業 サ ー ビ ス 業	[28.2]	100.0	37.2	(100.0) *	17.0	(45.8) *	17.0	(45.8) *	2.9
（ 対 個 人 サ ー ビ ス 業 ）	[43.8]	100.0	79.7	(100.0)	12.1	(15.1)	10.2	(12.8)	11.3
自 動 車 整 備 業	[43.5]	100.0	67.8	(100.0)	11.6	(17.1)	16.7	(24.6)	16.0
機 械 等 修 理 業 （ 別 掲 を 除 く ）	[42.9]	100.0	60.0	(100.0)	5.4	(9.0)	12.9	(21.4)	33.5
（ 対 社 会 的 サ ー ビ ス 業 ）	[43.8]	100.0	72.0	(100.0)	14.9	(20.7)	18.7	(25.9)	6.7
廃 棄 物 処 理 業	[42.6]	100.0	66.5	(100.0)	8.4	(12.7)	11.4	(17.1)	6.5
政 治 ・ 経 済 ・ 文 化 団 体	[36.6]	100.0	73.8	(100.0) *	11.4	(15.5) *	20.3	(27.5) *	8.3
宗 教	[52.2]	100.0	50.8	(100.0)	-	(-)	2.6	(5.1)	5.2
そ の 他 の サ ー ビ ス 業	[49.5]	100.0	98.5	(100.0)	39.4	(40.0)	5.5	(5.6)	5.5
	[32.8]	100.0 *	78.2 *	(100.0) *	- *	(-) *	14.7 *	(18.8) *	4.2 *

注：1）〔 〕は、「労働者のストレスの状況などについて調査票を用いて調査（ストレスチェック）した事業所」のうち「ストレスチェック結果の集団（部、課など）ごとの分析を実施した事業所」の割合である。

(単位：%)

回答)				特に活用 していない	不明	
向け研修の 施	衛生委員会等での審議	その他				
(18.5)	25.0	(44.8)	19.3	(34.7)	41.3	3.0
(18.7)	27.3	(49.5)	21.4	(38.7)	43.7	1.1
(20.3)	37.6	(45.5)	42.2	(51.0)	17.3	-
(18.7)	27.2	(49.5)	21.2	(38.6)	43.9	1.1
(18.3)	23.8	(42.5)	18.3	(32.7)	40.0	3.9
(41.1)	30.4	(38.8)	19.0	(24.2)	21.6	-
(12.8)	28.2	(75.4)	4.4	(11.8)	57.0	5.5
(25.3)	27.2	(51.1)	14.6	(27.4)	46.7	-
(7.2)	25.9	(38.0)	36.4	(53.4)	21.9	9.9
(14.3)	16.9	(25.6)	27.6	(41.8)	27.7	6.1
(17.7)	35.2	(42.9)	38.2	(46.5)	16.6	1.3
(4.2)	35.0	(45.2)	35.5	(45.7)	20.2	2.2
(33.4)	35.5	(40.2)	41.8	(47.3)	11.7	-
(7.3)	21.3	(29.7)	38.9	(54.2)	25.9	2.3
(6.8)	21.6	(30.9)	38.8	(55.5)	26.3	3.8
(8.1)	20.9	(28.0)	39.0	(52.2)	25.2	-
(21.4)	35.5	(47.9)	25.7	(34.7)	25.7	0.2
(16.1)	19.5	(30.7)	17.0	(26.8)	33.4	3.2
(16.1)	13.2	(26.9)	21.2	(43.2)	34.7	16.2
(16.2) *	21.0	(31.4) *	16.0	(23.9) *	33.1	-
(20.2)	17.6	(24.0)	25.5	(34.7)	24.0	2.6
(44.6) *	5.3	(7.0) *	0.4	(0.6) *	24.8	-
(24.6)	25.1	(32.4)	43.4	(56.1)	12.6	10.1
(0.3)	21.8	(31.0)	32.3	(46.0)	29.6	0.2
(0.3)	24.2	(32.3)	34.6	(46.2)	24.8	0.3
(-) *	11.0	(22.3) *	22.0	(44.6) *	50.7	-
(11.7)	32.8	(44.6)	16.5	(22.5)	20.2	6.2
(11.9)	45.7	(65.4)	18.8	(27.0)	26.3	3.9
(15.4)	44.9	(67.3)	19.2	(28.8)	32.0	1.4
(20.2)	44.7	(65.1)	20.2	(29.4)	26.9	4.3
(13.0)	44.9	(68.4)	18.7	(28.5)	34.3	-
(15.0)	31.8	(44.2)	26.3	(36.5)	24.6	3.4
(13.8)	35.0	(47.5)	27.0	(36.6)	22.3	4.0
(7.7) *	8.4	(22.6) *	11.8	(31.6) *	62.8	-
(14.2)	39.4	(49.4)	29.5	(37.0)	15.7	4.7
(23.6)	21.4	(31.6)	21.4	(31.6)	31.7	0.5
(55.9)	16.2	(27.0)	11.9	(19.9)	40.0	-
(9.2)	24.2	(33.6)	26.5	(36.8)	27.2	0.8
(9.8)	26.5	(39.8)	29.1	(43.8)	29.9	3.6
(11.2) *	24.0	(32.5) *	34.7	(47.0) *	26.2	-
(10.2)	29.5	(58.0)	18.8	(36.9)	40.6	8.6
(5.6)	14.1	(14.3)	50.5	(51.3)	1.5	-
(5.4) *	44.6 *	(57.0) *	29.4 *	(37.6) *	21.8 *	- *

第5表－1 受動喫煙防止対策の取組の有無及び禁煙・分煙状況別事業所割合(2-1)

区 分	事業所計	取り組んでいる	禁煙・分					
			屋外を含めた事業所敷地内全体を禁煙にしている		事業所の建物内全体（執務室、会議室、食堂、休憩室、商談室等含む）を禁煙とし、屋外のみ喫煙可能としている		事業所の内部に空間的に隔離された喫煙場所（喫煙室）を設け、それ以外の場所は禁煙にしている	
合 計	100.0	85.8 (100.0)	12.1	(14.0)	33.8	(39.3)	19.6	(22.9)
（ 企 業 規 模 ）								
5,000人以上	100.0	87.8 (100.0)	15.4	(17.5)	27.1	(30.8)	30.2	(34.3)
1,000～4,999人	100.0	94.8 (100.0)	13.3	(14.0)	33.6	(35.4)	30.8	(32.5)
300～999人	100.0	94.3 (100.0)	11.8	(12.5)	37.3	(39.5)	26.9	(28.5)
100～299人	100.0	91.6 (100.0)	11.5	(12.6)	36.2	(39.5)	25.8	(28.2)
50～99人	100.0	89.1 (100.0)	9.8	(11.0)	38.7	(43.4)	19.8	(22.2)
30～49人	100.0	85.3 (100.0)	8.8	(10.3)	36.0	(42.2)	15.7	(18.4)
10～29人	100.0	77.3 (100.0)	12.4	(16.1)	32.0	(41.4)	9.9	(12.8)
（ 事 業 所 規 模 ）								
1,000人以上	100.0	99.4 (100.0)	18.1	(18.2)	15.4	(15.5)	55.0	(55.3)
500～999人	100.0	98.1 (100.0)	15.3	(15.6)	22.5	(22.9)	47.9	(48.9)
300～499人	100.0	93.7 (100.0)	13.1	(14.0)	24.7	(26.3)	43.2	(46.1)
100～299人	100.0	96.9 (100.0)	11.8	(12.2)	31.1	(32.1)	40.5	(41.8)
50～99人	100.0	94.0 (100.0)	6.5	(6.9)	37.1	(39.5)	27.8	(29.6)
10～49人	100.0	84.2 (100.0)	12.6	(15.0)	33.7	(40.0)	17.2	(20.5)
30～49人	100.0	90.5 (100.0)	10.4	(11.5)	39.5	(43.7)	23.1	(25.6)
10～29人	100.0	83.0 (100.0)	13.1	(15.8)	32.6	(39.3)	16.1	(19.4)
（ 産 業 ）								
農業、林業（林業に限る。）	100.0	75.1 (100.0)	2.3	(3.0)	44.3	(59.0)	8.8	(11.7)
鉱業、採石業、砂利採取業	100.0	71.8 (100.0)	3.1	(4.3)	29.5	(41.1)	15.8	(22.1)
建設業	100.0	79.2 (100.0)	2.5	(3.1)	33.5	(42.3)	18.5	(23.4)
総合工事事業	100.0	79.4 (100.0)	2.6	(3.3)	38.8	(48.9)	12.9	(16.3)
職別工事事業（設備工事事業を除く）	100.0	65.8 (100.0)	3.1	(4.7)	24.0	(36.5)	15.4	(23.5)
設備工事事業	100.0	87.9 (100.0)	1.9	(2.1)	31.1	(35.4)	29.9	(34.0)
製造業	100.0	85.9 (100.0)	3.1	(3.6)	29.2	(34.0)	23.1	(26.8)
（消費関連製造業）	100.0	84.6 (100.0)	5.0	(6.0)	30.5	(36.1)	25.8	(30.5)
食料品製造業、飲料・たばこ・飼料製造業	100.0	83.4 (100.0)	3.8	(4.6)	30.0	(36.0)	32.9	(39.4)
繊維工業	100.0	75.5 (100.0)	8.7	(11.5)	29.6	(39.1)	14.0	(18.5)
家具・装備品製造業	100.0	84.0 (100.0)	3.1	(3.7)	23.7	(28.3)	19.9	(23.7)
印刷・同関連業	100.0	93.7 (100.0)	4.9	(5.2)	34.3	(36.6)	25.0	(26.6)
なめし革・同製品・毛皮製造業	100.0	86.1 (100.0)	3.5	(4.1)	39.4	(45.8)	12.9	(15.0)
その他の製造業	100.0	92.3 (100.0)	6.6	(7.1)	31.2	(33.8)	16.3	(17.6)
（非金属系素材関連製造業）	100.0	88.6 (100.0)	3.4	(3.9)	25.2	(28.4)	29.8	(33.6)
木材・木製品製造業（家具を除く）	100.0	81.9 (100.0)	4.0	(4.8)	20.9	(25.5)	25.2	(30.7)
パルプ・紙・紙加工品製造業	100.0	89.9 (100.0)	3.2	(3.5)	22.6	(25.1)	30.2	(33.6)
化学工業	100.0	96.3 (100.0)	7.6	(7.9)	18.8	(19.5)	45.5	(47.3)
石油製品・石炭製品製造業	100.0	94.5 (100.0)	2.4	(2.5)	26.6	(28.2)	37.5	(39.7)
プラスチック製品製造業（別掲を除く）	100.0	88.8 (100.0)	2.8	(3.1)	30.5	(34.4)	30.9	(34.7)
ゴム製品製造業	100.0	81.2 (100.0)	1.8	(2.3)	29.7	(36.5)	18.4	(22.6)
窯業・土石製品製造業	100.0	86.1 (100.0)	1.6	(1.8)	25.0	(29.1)	20.6	(23.9)
（金属系素材関連製造業）	100.0	81.8 (100.0)	1.9	(2.3)	22.2	(27.1)	13.7	(16.7)
鉄業	100.0	84.4 (100.0)	1.5	(1.8)	19.3	(22.9)	17.9	(21.2)
非鉄金属製造業	100.0	85.8 (100.0)	1.3	(1.6)	27.5	(32.0)	23.9	(27.9)
金属製品製造業	100.0	80.7 (100.0)	2.1	(2.6)	22.1	(27.4)	11.3	(14.0)
（機械関連製造業）	100.0	87.4 (100.0)	1.4	(1.6)	34.2	(39.1)	19.8	(22.6)
はん用機械器具製造業	100.0	79.9 (100.0)	-	(-)	28.7	(35.9)	19.4	(24.2)
生産用機械器具製造業	100.0	85.2 (100.0)	-	(-)	36.4	(42.7)	16.3	(19.1)
業務用機械器具製造業	100.0	95.4 (100.0)	5.2	(5.4)	47.9	(50.2)	16.0	(16.8)
電子部品・デバイス・電子回路製造業	100.0	88.2 (100.0)	2.0	(2.3)	24.1	(27.3)	36.9	(41.8)
電気機械器具製造業	100.0	90.0 (100.0)	2.3	(2.6)	34.6	(38.4)	20.9	(23.3)
情報通信機械器具製造業	100.0	95.6 (100.0)	1.8	(1.9)	42.3	(44.3)	24.3	(25.4)
輸送用機械器具製造業	100.0	87.3 (100.0)	1.5	(1.7)	32.2	(36.9)	15.6	(17.8)
電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	98.4 (100.0)	1.2	(1.2)	25.0	(25.4)	56.9	(57.8)
情報通信業	100.0	95.3 (100.0)	9.1	(9.6)	47.1	(49.4)	28.9	(30.3)
放送業	100.0	96.4 (100.0)	3.5	(3.6)	24.7	(25.6)	59.9	(62.1)
情報サービス業	100.0	95.5 (100.0)	6.1	(6.4)	44.6	(46.7)	36.4	(38.1)
インターネット附随サービス業	100.0	96.8 (100.0)	9.1	(9.4)	52.2	(53.9)	26.8	(27.7)
映像・音声・文字情報制作業	100.0	91.6 (100.0)	12.7	(13.8)	43.4	(47.4)	26.9	(29.4)
運輸業、郵便業	100.0	90.7 (100.0)	11.2	(12.3)	40.1	(44.2)	22.9	(25.2)
鉄道業	100.0	84.5 (100.0)	3.4	(4.0)	31.0	(36.7)	22.7	(26.8)
道路旅客運送業	100.0	98.2 (100.0)	2.4	(2.4)	9.2	(9.3)	63.6	(64.7)
道路貨物運送業	100.0	96.8 (100.0)	2.0	(2.0)	47.2	(48.8)	24.4	(25.2)
水路運送業	100.0	79.3 (100.0)	3.6	(4.5)	30.6	(38.6)	15.3	(19.2)
航空運送業	100.0	83.8 (100.0)	4.7	(5.6)	28.6	(34.1)	19.9	(23.8)
倉庫業	100.0	89.0 (100.0)	13.2	(14.8)	23.9	(26.8)	33.8	(38.0)
運輸に附帯するサービス業	100.0	91.3 (100.0)	2.4	(2.6)	28.1	(30.8)	36.3	(39.7)
郵便業（信郵便事業を含む）	100.0	89.6 (100.0)	4.3	(4.8)	26.7	(29.8)	36.2	(40.4)
	100.0	98.9 (100.0)	1.1	(1.1)	22.9	(23.2)	62.8	(63.5)

								取り組んで いない	不明
煙状況									
事業所の内部に空間的に 隔離されていない喫煙 場所（喫煙コーナー）を 設け、それ以外の場所は 禁煙にしている	左記以外の方法で、 事業所内の喫煙可能 場所と禁煙場所を区分 している	事業所内で自由に 喫煙できる	不明						
8.9 (10.4)	9.4 (10.9)	0.9 (1.1)	1.2 (1.4)				13.1	1.0	
5.6 (6.4)	8.1 (9.3)	0.6 (0.7)	0.8 (1.0)				11.7	0.5	
8.3 (8.7)	8.8 (9.3)	－ (ー)	0.1 (0.1)				4.1	1.0	
7.1 (7.6)	10.3 (10.9)	0.3 (0.3)	0.7 (0.8)				5.2	0.6	
8.4 (9.2)	7.6 (8.4)	0.8 (0.8)	1.2 (1.3)				8.3	0.1	
11.3 (12.7)	8.9 (9.9)	0.4 (0.4)	0.3 (0.3)				9.5	1.5	
12.5 (14.7)	10.0 (11.7)	1.5 (1.8)	0.8 (0.9)				13.4	1.3	
9.2 (11.9)	10.2 (13.1)	1.6 (2.0)	2.0 (2.6)				21.2	1.5	
4.5 (4.5)	6.1 (6.1)	－ (ー)	0.4 (0.4)				0.6	－	
5.8 (5.9)	6.6 (6.7)	－ (ー)	－ (ー)				1.6	0.3	
6.2 (6.6)	6.5 (6.9)	－ (ー)	0.0 (0.0)				6.1	0.1	
5.5 (5.6)	6.4 (6.7)	－ (ー)	1.6 (1.6)				2.9	0.2	
10.7 (11.4)	11.3 (12.0)	0.3 (0.3)	0.3 (0.4)				5.0	1.0	
8.9 (10.6)	9.4 (11.1)	1.1 (1.3)	1.2 (1.5)				14.7	1.1	
9.4 (10.4)	7.1 (7.8)	0.8 (0.9)	0.1 (0.2)				8.1	1.3	
8.8 (10.6)	9.8 (11.9)	1.1 (1.4)	1.5 (1.8)				16.0	1.1	
8.1 (10.8)	8.7 (11.6)	1.8 (2.4)	1.2 (1.6)				24.3	0.6	
9.4 (13.1)	10.4 (14.4)	2.8 (3.9)	0.7 (1.0)				25.9	2.2	
9.2 (11.6)	11.7 (14.8)	1.5 (1.8)	2.3 (2.9)				20.2	0.6	
6.8 (8.6)	12.6 (15.9)	1.5 (1.9)	4.1 (5.1)				20.6	－	
9.4 (14.3)	11.8 (17.9)	2.0 (3.1)	－ (ー)				31.1	3.1	
13.0 (14.8)	10.2 (11.6)	0.9 (1.1)	0.9 (1.1)				12.1	－	
14.8 (17.2)	14.0 (16.3)	0.5 (0.6)	1.2 (1.4)				12.8	1.3	
11.2 (13.2)	11.0 (13.0)	0.3 (0.3)	0.8 (0.9)				13.3	2.1	
7.2 (8.6)	9.5 (11.4)	－ (ー)	－ (ー)				14.4	2.1	
9.7 (12.8)	11.4 (15.1)	－ (ー)	2.2 (3.0)				21.1	3.4	
16.4 (19.5)	18.6 (22.2)	1.1 (1.3)	1.1 (1.3)				13.6	2.3	
19.7 (21.0)	6.8 (7.2)	0.9 (1.0)	2.1 (2.2)				4.2	2.0	
18.0 (20.9)	9.2 (10.7)	3.0 (3.4)	－ (ー)				13.9	－	
16.5 (17.9)	21.9 (23.7)	－ (ー)	－ (ー)				7.7	－	
14.8 (16.7)	14.6 (16.5)	0.3 (0.3)	0.5 (0.6)				10.7	0.7	
17.1 (20.8)	13.2 (16.1)	－ (ー)	1.7 (2.0)				16.1	2.0	
14.4 (16.0)	16.4 (18.2)	1.1 (1.2)	2.1 (2.4)				9.5	0.5	
9.1 (9.5)	14.4 (15.0)	0.9 (0.9)	－ (ー)				3.7	－	
13.0 (13.8)	15.0 (15.8)	－ (ー)	－ (ー)				3.6	1.9	
14.0 (15.7)	10.7 (12.0)	－ (ー)	－ (ー)				11.2	－	
16.9 (20.8)	13.3 (16.4)	－ (ー)	1.1 (1.4)				18.1	0.7	
19.0 (22.0)	20.0 (23.2)	－ (ー)	－ (ー)				12.2	1.8	
19.7 (24.1)	22.5 (27.5)	0.3 (0.3)	1.5 (1.9)				17.4	0.8	
21.3 (25.2)	23.4 (27.7)	1.0 (1.2)	－ (ー)				14.6	1.0	
14.1 (16.4)	17.9 (20.9)	1.1 (1.2)	－ (ー)				14.2	－	
20.1 (24.9)	23.0 (28.5)	－ (ー)	2.1 (2.6)				18.5	0.8	
16.3 (18.7)	12.6 (14.5)	1.0 (1.1)	2.1 (2.4)				11.4	1.1	
13.4 (16.7)	13.8 (17.3)	1.9 (2.3)	2.8 (3.5)				16.5	3.6	
20.6 (24.1)	7.5 (8.8)	1.8 (2.1)	2.7 (3.2)				14.3	0.5	
13.8 (14.5)	10.6 (11.1)	0.9 (1.0)	0.9 (1.0)				3.7	0.9	
9.3 (10.6)	14.9 (16.8)	－ (ー)	1.1 (1.2)				10.8	1.1	
18.6 (20.7)	12.6 (14.0)	0.9 (1.0)	－ (ー)				8.2	1.8	
12.1 (12.7)	12.9 (13.5)	1.1 (1.1)	1.1 (1.1)				2.2	2.2	
15.9 (18.2)	18.4 (21.0)	－ (ー)	3.8 (4.3)				12.7	－	
8.2 (8.4)	7.1 (7.2)	－ (ー)	－ (ー)				0.5	1.0	
3.9 (4.1)	5.6 (5.9)	－ (ー)	0.7 (0.7)				4.3	0.4	
5.0 (5.2)	3.3 (3.5)	－ (ー)	－ (ー)				2.1	1.4	
2.7 (2.9)	5.6 (5.9)	－ (ー)	－ (ー)				4.5	－	
4.5 (4.6)	4.2 (4.4)	－ (ー)	－ (ー)				3.2	－	
3.5 (3.8)	4.9 (5.3)	－ (ー)	0.2 (0.2)				6.7	1.7	
1.9 (2.1)	11.1 (12.3)	－ (ー)	3.5 (3.9)				8.0	1.3	
12.5 (14.8)	12.5 (14.8)	1.7 (2.0)	0.7 (0.9)				13.7	1.8	
13.4 (13.7)	9.7 (9.9)	－ (ー)	－ (ー)				1.8	－	
12.8 (13.2)	7.7 (8.0)	1.8 (1.9)	0.9 (0.9)				3.1	0.1	
11.9 (15.0)	15.1 (19.0)	2.2 (2.8)	0.7 (0.8)				18.1	2.6	
7.6 (9.1)	16.9 (20.1)	3.7 (4.5)	2.4 (2.8)				16.2	－	
4.5 (5.1)	13.6 (15.3)	－ (ー)	－ (ー)				11.0	－	
15.9 (17.4)	8.6 (9.4)	－ (ー)	－ (ー)				8.1	0.7	
14.3 (15.9)	6.7 (7.5)	－ (ー)	1.5 (1.6)				9.5	0.9	
2.8 (2.8)	9.2 (9.3)	－ (ー)	－ (ー)				1.1	－	

第5表－1 受動喫煙防止対策の取組の有無及び禁煙・分煙状況別事業所割合(2-2)

区 分	事業所計	取り組んでいる	禁煙・分		
			屋外を含めた事業所敷地内全体を禁煙にしている	事業所の建物内全体（執務室、会議室、食堂、休憩室、商談室等含む）を禁煙とし、屋外のみ喫煙可能としている	事業所の内部に空間的に隔離された喫煙場所（喫煙室）を設け、それ以外の場所は禁煙にしている
卸売業，小売業	100.0	86.2 (100.0)	10.1 (11.8)	37.5 (43.4)	21.6 (25.1)
（繊維、飲食品その他卸売業）	100.0	93.2 (100.0)	8.5 (9.2)	33.3 (35.8)	27.5 (29.5)
各種商品卸売業	100.0	94.0 (100.0)	6.7 (7.1)	42.3 (45.1)	30.3 (32.2)
上記以外の卸売業	100.0	93.2 (100.0)	8.5 (9.2)	33.3 (35.7)	27.5 (29.5)
（織物、飲食品その他小売業）	100.0	83.1 (100.0)	10.9 (13.1)	39.3 (47.4)	19.0 (22.9)
各種商品小売業	100.0	86.1 (100.0)	3.5 (4.1)	23.3 (27.1)	47.5 (55.2)
機械器具小売業	100.0	97.0 (100.0)	3.0 (3.1)	46.4 (47.8)	30.1 (31.0)
その他の小売業	100.0	74.1 (100.0)	13.1 (17.7)	31.9 (43.1)	13.5 (18.3)
無店舗小売業	100.0	95.4 (100.0)	9.9 (10.4)	53.3 (55.8)	13.7 (14.3)
上記以外の小売業	100.0	83.7 (100.0)	11.9 (14.2)	41.3 (49.3)	18.8 (22.5)
金融業，保険業	100.0	96.9 (100.0)	9.2 (9.5)	41.8 (43.2)	26.2 (27.0)
金融業，融	100.0	97.4 (100.0)	11.5 (11.8)	37.7 (38.7)	24.8 (25.4)
保険業	100.0	96.2 (100.0)	5.6 (5.8)	48.3 (50.2)	28.5 (29.6)
不動産業，物品賃貸業	100.0	92.5 (100.0)	7.0 (7.6)	46.1 (49.8)	27.8 (30.0)
不動産業	100.0	95.7 (100.0)	10.1 (10.6)	45.0 (47.0)	28.2 (29.5)
物品賃貸業	100.0	88.2 (100.0)	2.8 (3.2)	47.5 (53.9)	27.1 (30.8)
学術研究，専門・技術サービス業	100.0	92.5 (100.0)	9.5 (10.3)	43.0 (46.4)	25.0 (27.1)
宿泊業，飲食サービス業	100.0	76.8 (100.0)	12.3 (16.0)	21.1 (27.5)	16.5 (21.4)
宿泊業	100.0	91.4 (100.0)	6.3 (6.8)	35.1 (38.4)	19.1 (20.9)
飲食サービス業	100.0	75.1 (100.0)	13.0 (17.3)	19.5 (26.0)	16.1 (21.5)
生活関連サービス業，娯楽業	100.0	84.0 (100.0)	9.7 (11.6)	30.7 (36.5)	15.5 (18.5)
洗濯・理容・美容・浴場業	100.0	87.1 (100.0)	7.4 (8.5)	40.2 (46.2)	18.6 (21.4)
その他の生活関連サービス業	100.0	90.8 (100.0)	14.2 (15.7)	37.0 (40.7)	22.5 (24.8)
娯楽業	100.0	79.8 (100.0)	9.6 (12.0)	22.8 (28.5)	11.3 (14.2)
娯楽業（ゴルフ場除く。）	100.0	78.3 (100.0)	10.5 (13.5)	21.8 (27.9)	11.9 (15.2)
ゴルフ場	100.0	93.9 (100.0)	0.9 (1.0)	31.7 (33.8)	6.1 (6.5)
教育，学習支援業	100.0	85.1 (100.0)	38.1 (44.7)	35.8 (42.0)	6.9 (8.2)
医療，福祉	100.0	89.9 (100.0)	35.3 (39.3)	36.5 (40.6)	8.8 (9.7)
複合サービス事業	100.0	96.2 (100.0)	3.3 (3.5)	45.1 (46.9)	22.8 (23.7)
郵便局	100.0	96.8 (100.0)	8.0 (8.3)	34.8 (36.0)	34.0 (35.1)
協同組合（他に分類されないもの）	100.0	96.0 (100.0)	1.3 (1.4)	49.6 (51.7)	18.0 (18.7)
サービス業（他に分類されないもの）	100.0	87.9 (100.0)	4.9 (5.5)	33.7 (38.3)	27.6 (31.3)
（対事業所サービス業）	100.0	87.8 (100.0)	4.7 (5.4)	34.4 (39.2)	29.3 (33.3)
職業紹介・労働者派遣業	100.0	85.4 (100.0)	14.6 (17.1)	34.2 (40.1)	22.5 (26.3)
その他の事業サービス業	100.0	88.5 (100.0)	2.1 (2.4)	34.5 (38.9)	31.0 (35.1)
（対個人サービス業）	100.0	92.0 (100.0)	2.2 (2.3)	31.5 (34.2)	29.8 (32.4)
自動車整備業	100.0	90.1 (100.0)	1.0 (1.1)	30.3 (33.6)	17.6 (19.5)
機械等修理業（別掲を除く）	100.0	93.7 (100.0)	3.1 (3.4)	32.5 (34.6)	40.4 (43.1)
（対社会的サービス業）	100.0	85.5 (100.0)	6.9 (8.1)	32.9 (38.4)	21.2 (24.8)
廃棄物処理業	100.0	81.2 (100.0)	5.0 (6.2)	22.6 (27.8)	18.4 (22.6)
政治・経済・文化団体	100.0	92.1 (100.0)	8.0 (8.6)	46.0 (49.9)	27.3 (29.7)
宗教	100.0	79.0 (100.0)	9.9 (12.6)	24.6 (31.2)	20.6 (26.0)
その他のサービス業	100.0	95.5 (100.0)	11.8 (12.4)	58.6 (61.3)	11.2 (11.8)

								取り組んで いない	不明
煙状況									
事業所の内部に空間的に 隔離されていない喫煙 場所（喫煙コーナー）を 設け、それ以外の場所は 禁煙にしている	左記以外の方法で、 事業所内の喫煙可能 場所と禁煙場所を区分 している	事業所内で自由に 喫煙できる	不明						
8.5（ 9.9）	6.9（ 8.0）	0.6（ 0.7）	1.0（ 1.1）	12.6	1.2				
15.5（ 16.6）	7.3（ 7.8）	1.0（ 1.1）	－（ －）	5.8	1.0				
5.4（ 5.7）	9.3（ 9.9）	－（ －）	－（ －）	6.0	－				
15.5（ 16.7）	7.3（ 7.8）	1.1（ 1.1）	－（ －）	5.8	1.1				
5.3（ 6.4）	6.7（ 8.1）	0.4（ 0.4）	1.4（ 1.7）	15.6	1.3				
3.5（ 4.1）	8.2（ 9.5）	－（ －）	－（ －）	13.1	0.8				
9.9（ 10.2）	6.6（ 6.8）	－（ －）	1.0（ 1.0）	3.0	－				
5.3（ 7.2）	6.8（ 9.2）	1.1（ 1.5）	2.2（ 3.0）	24.8	1.1				
13.6（ 14.3）	2.7（ 2.9）	1.1（ 1.1）	1.1（ 1.1）	4.6	－				
3.7（ 4.4）	6.9（ 8.2）	－（ －）	1.1（ 1.4）	14.5	1.8				
10.4（ 10.7）	7.9（ 8.1）	－（ －）	1.4（ 1.5）	3.1	－				
10.4（ 10.6）	12.3（ 12.6）	－（ －）	0.9（ 0.9）	2.6	－				
10.4（ 10.8）	1.1（ 1.2）	－（ －）	2.3（ 2.4）	3.8	－				
6.7（ 7.2）	4.4（ 4.8）	0.6（ 0.6）	－（ －）	7.5	－				
7.8（ 8.1）	4.6（ 4.8）	－（ －）	－（ －）	4.3	－				
5.1（ 5.8）	4.2（ 4.8）	1.4（ 1.6）	－（ －）	11.8	－				
5.3（ 5.7）	9.5（ 10.2）	－（ －）	0.3（ 0.3）	7.1	0.3				
7.0（ 9.1）	14.1（ 18.3）	3.4（ 4.4）	2.5（ 3.3）	22.5	0.7				
19.2（ 21.0）	10.2（ 11.2）	－（ －）	1.5（ 1.7）	8.6	－				
5.5（ 7.3）	14.5（ 19.3）	3.8（ 5.0）	2.7（ 3.5）	24.1	0.8				
10.9（ 13.0）	13.6（ 16.1）	1.9（ 2.3）	1.7（ 2.0）	15.6	0.5				
9.4（ 10.8）	11.5（ 13.2）	－（ －）	0.0（ 0.0）	11.4	1.5				
11.6（ 12.8）	3.6（ 4.0）	－（ －）	1.9（ 2.1）	9.2	－				
11.6（ 14.6）	18.2（ 22.8）	3.7（ 4.6）	2.5（ 3.2）	20.2	－				
9.9（ 12.6）	17.3（ 22.1）	4.1（ 5.2）	2.7（ 3.5）	21.7	－				
27.7（ 29.5）	26.7（ 28.4）	－（ －）	0.8（ 0.9）	6.1	－				
1.1（ 1.3）	3.2（ 3.7）	－（ －）	－（ －）	13.9	1.0				
4.5（ 5.0）	4.2（ 4.7）	－（ －）	0.6（ 0.7）	8.2	1.9				
12.6（ 13.1）	11.2（ 11.7）	－（ －）	1.0（ 1.1）	3.8	0.0				
8.1（ 8.3）	9.5（ 9.8）	－（ －）	2.4（ 2.5）	3.2	－				
14.6（ 15.3）	12.0（ 12.5）	－（ －）	0.4（ 0.4）	4.0	0.0				
11.8（ 13.5）	9.2（ 10.5）	0.4（ 0.5）	0.3（ 0.4）	11.8	0.3				
11.9（ 13.5）	7.3（ 8.4）	－（ －）	0.2（ 0.3）	12.2	－				
5.2（ 6.1）	7.8（ 9.1）	－（ －）	1.2（ 1.4）	14.6	－				
13.6（ 15.4）	7.2（ 8.2）	－（ －）	－（ －）	11.5	－				
12.9（ 14.1）	13.5（ 14.7）	1.8（ 2.0）	0.3（ 0.3）	7.0	1.0				
18.2（ 20.3）	21.9（ 24.3）	1.0（ 1.1）	－（ －）	9.9	－				
8.3（ 8.9）	6.3（ 6.7）	2.6（ 2.7）	0.6（ 0.6）	4.4	1.9				
11.0（ 12.9）	12.1（ 14.2）	0.8（ 0.9）	0.6（ 0.7）	13.6	0.9				
14.9（ 18.3）	17.9（ 22.0）	1.6（ 2.0）	0.9（ 1.2）	18.8	－				
5.5（ 6.0）	5.3（ 5.7）	－（ －）	－（ －）	6.1	1.7				
12.2（ 15.5）	10.6（ 13.4）	－（ －）	1.1（ 1.4）	18.7	2.3				
8.0（ 8.4）	5.9（ 6.2）	－（ －）	－（ －）	3.4	1.0				

第5表-2 禁煙・分煙以外の取組の有無及び取組内容別事業所割合(2-1)

区 分	受動喫煙防止対策に 取り組んでいる 事業所計 1)	禁煙・分煙以外の					
		禁煙・分煙以外の 取組をしている	喫煙可能区域を事業所 内に掲示等して周知 している	喫煙可能区域に おいて、たばこの 煙を低減する装置 (空気清浄装置) を 設置している	喫煙可能区域において、一 定以上の換気(粉じん濃度 0.15mg/立方メートル以下に 維持又は換気量が70.3× (喫煙席数)立方メートル/ 時間以上)を実施している		
合 計	[85.8]	100.0	44.3 (100.0)	21.3 (48.1)	11.3 (25.6)	3.4 (7.6)	
(企 業 規 模)							
5,000 人以上	[87.8]	100.0	56.9 (100.0)	27.4 (48.2)	13.4 (23.5)	5.3 (9.4)	
1,000 ～ 4,999 人	[94.8]	100.0	48.3 (100.0)	26.2 (54.2)	15.1 (31.3)	3.6 (7.4)	
300 ～ 999 人	[94.3]	100.0	50.3 (100.0)	24.6 (48.9)	14.8 (29.5)	4.8 (9.6)	
100 ～ 299 人	[91.6]	100.0	43.7 (100.0)	21.7 (49.6)	12.1 (27.8)	3.8 (8.7)	
50 ～ 99 人	[89.1]	100.0	46.3 (100.0)	21.9 (47.2)	13.7 (29.5)	4.8 (10.4)	
30 ～ 49 人	[85.3]	100.0	43.1 (100.0)	23.1 (53.6)	6.6 (15.4)	3.0 (7.0)	
10 ～ 29 人	[77.3]	100.0	36.1 (100.0)	15.3 (42.4)	8.2 (22.8)	1.5 (4.2)	
(事 業 所 規 模)							
1,000 人以上	[99.4]	100.0	79.8 (100.0)	41.2 (51.6)	39.3 (49.2)	23.7 (29.8)	
500 ～ 999 人	[98.1]	100.0	75.5 (100.0)	33.6 (44.6)	32.6 (43.2)	13.9 (18.4)	
300 ～ 499 人	[93.7]	100.0	67.1 (100.0)	29.9 (44.6)	25.1 (37.4)	10.7 (16.0)	
100 ～ 299 人	[96.9]	100.0	64.1 (100.0)	32.1 (50.1)	21.4 (33.4)	7.1 (11.1)	
50 ～ 99 人	[94.0]	100.0	57.1 (100.0)	30.0 (52.5)	17.6 (30.8)	3.7 (6.4)	
10 ～ 49 人	[84.2]	100.0	41.0 (100.0)	19.4 (47.2)	9.6 (23.5)	2.9 (7.1)	
30 ～ 49 人	[90.5]	100.0	48.1 (100.0)	23.8 (49.4)	9.9 (20.5)	3.7 (7.7)	
10 ～ 29 人	[83.0]	100.0	39.5 (100.0)	18.4 (46.7)	9.6 (24.2)	2.7 (7.0)	
(産 業)							
農業、林業(林業に限る。)	[75.1]	100.0	33.4 (100.0)	14.5 (43.4)	4.6 (13.7)	2.2 (6.5)	
鉱業、採石業、砂利採取業	[71.8]	100.0	44.4 (100.0)	16.7 (37.5)	15.2 (34.2)	5.3 (11.8)	
建設	[79.2]	100.0	48.9 (100.0)	22.2 (45.4)	16.1 (32.8)	4.7 (9.6)	
総合工事事業	[79.4]	100.0	47.1 (100.0)	20.0 (42.6)	16.9 (36.0)	1.4 (2.9)	
職別工事事業(設備工事事業を除く)	[65.8]	100.0	52.0 (100.0)	27.6 (53.2)	12.3 (23.7)	6.2 (12.0)	
設備工事事業	[87.9]	100.0	50.2 (100.0)	22.8 (45.5)	16.6 (33.1)	8.9 (17.8)	
製造業	[85.9]	100.0	54.9 (100.0)	25.6 (46.6)	12.0 (21.9)	4.8 (8.7)	
(消費関連製造業)	[84.6]	100.0	44.3 (100.0)	20.8 (46.9)	12.6 (28.5)	3.8 (8.7)	
食料品製造業、飲料・たばこ・飼料製造業	[83.4]	100.0	41.8 (100.0)	22.6 (54.0)	14.4 (34.5)	3.4 (8.1)	
繊維工業	[75.5]	100.0	46.0 (100.0)	17.4 (37.9)	5.4 (11.7)	2.7 (5.9)	
家具・装備品製造業	[84.0]	100.0	50.4 (100.0)	22.9 (45.4)	5.3 (10.6)	4.6 (9.1)	
印刷・同関連業	[93.7]	100.0	48.2 (100.0)	17.3 (35.9)	16.6 (34.5)	6.4 (13.2)	
めし革・同製品・毛皮製造業	[86.1]	100.0	49.8 (100.0)	14.9 (30.0)	11.1 (22.3)	6.8 (13.7)	
その他の製造業	[92.3]	100.0	43.1 (100.0)	23.2 (53.8)	11.9 (27.7)	2.6 (5.9)	
(非金属系素材関連製造業)	[88.6]	100.0	60.0 (100.0)	28.1 (46.9)	15.9 (26.4)	5.8 (9.6)	
木材・木製品製造業(家具を除く)	[81.9]	100.0	48.3 (100.0)	20.9 (43.2)	8.9 (18.5)	2.4 (5.0)	
パルプ・紙・紙加工品製造業	[89.9]	100.0	53.9 (100.0)	25.8 (47.8)	17.7 (32.9)	5.0 (9.2)	
化学工業	[96.3]	100.0	72.3 (100.0)	29.7 (41.1)	26.0 (36.0)	8.6 (11.9)	
石油製品・石炭製品製造業	[94.5]	100.0	66.7 (100.0)	32.2 (48.3)	26.1 (39.1)	7.3 (11.0)	
プラスチック製品製造業(別掲を除く)	[88.8]	100.0	59.7 (100.0)	28.5 (47.8)	17.0 (28.5)	6.0 (10.1)	
ゴム製品製造業	[81.2]	100.0	59.7 (100.0)	29.4 (49.3)	11.7 (19.7)	3.7 (6.2)	
窯業・土石製品製造業	[86.1]	100.0	58.2 (100.0)	30.2 (51.8)	7.4 (12.7)	5.2 (8.9)	
(金属系素材関連製造業)	[81.8]	100.0	60.8 (100.0)	28.1 (46.3)	8.7 (14.3)	5.9 (9.6)	
鉄鋼業	[84.4]	100.0	62.1 (100.0)	33.5 (54.0)	8.9 (14.4)	6.6 (10.6)	
非鉄金属製造業	[85.8]	100.0	58.9 (100.0)	33.6 (56.9)	12.6 (21.4)	4.1 (6.9)	
金属製品製造業	[80.7]	100.0	60.8 (100.0)	26.1 (42.9)	8.1 (13.3)	6.0 (9.8)	
(機械関連製造業)	[87.4]	100.0	59.6 (100.0)	27.5 (46.1)	10.0 (16.8)	4.6 (7.7)	
はん用機械器具製造業	[79.9]	100.0	61.5 (100.0)	29.6 (48.1)	9.6 (15.7)	5.6 (9.1)	
生産用機械器具製造業	[85.2]	100.0	63.7 (100.0)	29.1 (45.6)	7.8 (12.2)	3.9 (6.1)	
業務用機械器具製造業	[95.4]	100.0	53.7 (100.0)	26.9 (50.1)	12.0 (22.4)	4.0 (7.4)	
電子部品・デバイス・電子回路製造業	[88.2]	100.0	56.4 (100.0)	26.2 (46.4)	14.4 (25.5)	6.4 (11.4)	
電気機械器具製造業	[90.0]	100.0	61.4 (100.0)	30.6 (49.8)	12.3 (20.1)	4.0 (6.6)	
情報通信機械器具製造業	[95.6]	100.0	64.9 (100.0)	20.6 (31.7)	15.5 (23.9)	7.4 (11.3)	
輸送用機械器具製造業	[87.3]	100.0	55.2 (100.0)	24.3 (43.9)	6.9 (12.6)	4.2 (7.6)	
電気・ガス・熱供給・水道業	[98.4]	100.0	76.9 (100.0)	27.7 (36.1)	38.6 (50.2)	17.6 (22.9)	
情報通信業	[95.3]	100.0	46.8 (100.0)	18.8 (40.2)	20.4 (43.7)	5.7 (12.1)	
放送業	[96.4]	100.0	70.9 (100.0)	28.0 (39.5)	43.2 (61.0)	11.4 (16.1)	
情報サービス業	[95.5]	100.0	57.1 (100.0)	23.1 (40.5)	28.1 (49.2)	6.9 (12.1)	
インターネット附随サービス業	[96.8]	100.0	46.0 (100.0)	18.2 (39.5)	18.0 (39.1)	5.8 (12.6)	
映像・音声・文字情報制作業	[91.6]	100.0	38.2 (100.0)	20.8 (54.5)	21.2 (55.6)	1.4 (3.8)	
映像・音声・文字情報制作業	[90.7]	100.0	40.1 (100.0)	16.1 (40.1)	18.1 (45.1)	3.6 (9.0)	
運輸業、郵便業	[84.5]	100.0	56.4 (100.0)	23.9 (42.3)	15.9 (28.3)	2.2 (4.0)	
鉄道業	[98.2]	100.0	74.2 (100.0)	34.6 (46.7)	33.6 (45.2)	10.6 (14.3)	
道路旅客運送業	[96.8]	100.0	49.2 (100.0)	21.1 (42.9)	7.0 (14.2)	2.0 (4.1)	
道路貨物運送業	[79.3]	100.0	55.3 (100.0)	22.5 (40.7)	13.4 (24.2)	0.1 (0.2)	
水運業	[83.8]	100.0	38.2 (100.0)	16.2 (42.4)	9.6 (25.2)	4.4 (11.5)	
航空運送業	[89.0]	100.0	46.5 (100.0)	15.8 (34.1)	19.1 (41.0)	6.1 (13.2)	
倉庫業	[91.3]	100.0	59.2 (100.0)	27.7 (46.8)	23.5 (39.7)	3.2 (5.4)	
運輸に附帯するサービス業	[89.6]	100.0	62.5 (100.0)	27.5 (44.0)	27.8 (44.5)	7.7 (12.3)	
郵便業(信書便事業を含む)	[98.9]	100.0	78.1 (100.0)	40.9 (52.3)	14.7 (18.8)	14.6 (18.6)	

（単位：％）

取組内容（複数回答）										左記以外の 取組はない	不明
喫煙可能区域に設置 した機器（屋外排気 装置、空気清浄装 置等）を定期的に メンテナンスしている	喫煙室の出入口の 気流又は浮遊粉じん 濃度、一酸化炭素 濃度等を定期的に 測定している	定期的に受動喫煙 防止対策に関する 研修を開催又は 外部の説明会に 参加している	喫煙者に対する 健康指導（たばこの 害に対する教育や 禁煙指導）を 実施している	喫煙可能な 時間の制限 （禁煙タイムの 設定など）を 実施している	左記以外で 何らかの対策を 実施している						
9.5（21.5）	1.1（2.4）	1.1（2.5）	8.0（18.0）	8.2（18.6）	4.4（10.0）	39.5	16.2				
13.1（23.0）	2.2（3.9）	3.1（5.5）	19.5（34.3）	11.6（20.4）	7.1（12.4）	32.0	11.1				
16.9（34.9）	2.1（4.3）	1.4（3.0）	9.1（18.8）	9.6（19.9）	2.9（5.9）	38.6	13.1				
12.5（24.8）	1.9（3.7）	1.3（2.5）	6.4（12.8）	9.2（18.2）	4.5（8.9）	35.8	13.9				
9.2（21.1）	1.1（2.4）	1.6（3.6）	7.2（16.5）	7.9（18.2）	3.4（7.8）	41.6	14.6				
11.3（24.5）	0.9（1.9）	1.0（2.1）	6.0（13.0）	9.5（20.4）	6.0（13.0）	37.0	16.7				
5.1（11.7）	0.3（0.7）	0.3（0.7）	6.9（15.9）	7.9（18.3）	3.3（7.8）	38.7	18.1				
5.3（14.8）	0.2（0.7）	0.3（0.9）	5.6（15.4）	6.1（16.8）	4.3（11.8）	44.1	19.8				
38.7（48.4）	16.4（20.5）	14.6（18.3）	41.1（51.5）	21.6（27.1）	10.4（13.0）	12.4	7.8				
33.5（44.4）	9.0（11.9）	8.8（11.7）	26.2（34.7）	17.4（23.0）	6.9（9.1）	15.2	9.3				
24.4（36.4）	4.5（6.7）	5.8（8.6）	24.8（36.9）	13.0（19.4）	6.2（9.3）	22.7	10.2				
21.1（32.8）	2.8（4.3）	3.8（6.0）	13.9（21.6）	14.3（22.4）	4.6（7.2）	22.3	13.5				
16.3（28.5）	2.9（5.0）	1.7（3.0）	9.1（15.9）	11.2（19.5）	5.5（9.6）	30.4	12.5				
7.6（18.6）	0.6（1.5）	0.7（1.8）	7.2（17.4）	7.4（18.0）	4.2（10.3）	42.1	16.9				
9.2（19.1）	1.0（2.0）	1.1（2.2）	9.3（19.3）	8.3（17.4）	5.7（12.0）	36.0	16.0				
7.3（18.4）	0.6（1.4）	0.7（1.7）	6.7（16.9）	7.2（18.1）	3.9（9.8）	43.4	17.1				
4.1（12.1）	－（－）	1.2（3.6）	8.0（24.0）	1.3（3.8）	4.3（12.9）	49.6	17.0				
10.8（24.2）	0.3（0.7）	4.0（9.1）	11.5（26.0）	1.0（2.3）	6.6（14.8）	38.5	17.0				
13.4（27.4）	1.8（3.6）	1.2（2.4）	8.7（17.8）	3.6（7.3）	3.6（7.4）	35.9	15.2				
12.5（26.6）	2.3（5.0）	1.2（2.6）	11.2（23.8）	1.3（2.8）	1.3（2.8）	35.7	17.3				
9.8（18.9）	－（－）	1.2（2.3）	4.8（9.3）	8.7（16.8）	5.8（11.2）	36.4	11.6				
16.6（33.1）	1.8（3.7）	1.1（2.1）	6.9（13.7）	4.4（8.8）	6.0（12.0）	36.0	13.8				
10.8（19.7）	0.6（1.1）	2.1（3.8）	8.1（14.8）	19.6（35.8）	4.6（8.4）	29.8	15.2				
10.4（23.4）	0.3（0.7）	1.3（2.9）	7.0（15.8）	11.6（26.1）	3.2（7.2）	36.3	19.4				
13.0（31.0）	－（－）	1.1（2.6）	4.5（10.7）	5.4（13.0）	2.4（5.7）	33.8	24.4				
8.9（19.4）	0.0（0.1）	0.6（1.3）	10.8（23.4）	19.9（43.1）	3.1（6.7）	40.7	13.3				
5.4（10.7）	0.9（1.9）	2.0（4.0）	10.7（21.1）	20.0（39.7）	5.5（10.9）	31.0	18.6				
8.8（18.2）	1.2（2.5）	1.8（3.7）	7.9（16.5）	14.4（30.0）	6.6（13.7）	39.0	12.8				
2.9（5.8）	－（－）	0.7（1.3）	1.3（2.7）	21.7（43.4）	5.2（10.3）	29.5	20.7				
6.3（14.7）	0.6（1.3）	2.0（4.6）	11.0（25.5）	17.8（41.2）	0.1（0.3）	40.9	16.0				
16.5（27.4）	0.6（1.0）	3.4（5.6）	7.8（13.1）	16.7（27.8）	5.4（8.9）	27.5	12.5				
7.7（15.9）	－（－）	－（－）	5.0（10.4）	16.5（34.2）	3.6（7.4）	31.3	20.4				
13.7（25.5）	－（－）	2.4（4.4）	3.8（7.0）	15.1（28.1）	5.7（10.6）	32.0	14.0				
25.9（35.8）	2.8（3.9）	5.8（8.1）	10.8（15.0）	21.3（29.5）	9.3（12.8）	17.9	9.8				
27.0（40.4）	1.1（1.7）	3.3（5.0）	10.0（15.0）	3.2（4.8）	9.1（13.7）	25.4	7.9				
21.4（35.8）	0.2（0.3）	4.0（6.6）	7.5（12.6）	15.8（26.5）	4.3（7.3）	28.5	11.8				
6.0（10.1）	－（－）	1.4（2.3）	8.0（13.4）	25.3（42.4）	7.2（12.1）	30.3	10.1				
8.8（15.2）	－（－）	3.0（5.2）	9.4（16.1）	13.6（23.3）	3.2（5.5）	29.5	12.3				
5.2（8.5）	0.1（0.2）	2.0（3.3）	10.8（17.7）	28.2（46.3）	5.3（8.7）	27.1	12.1				
7.1（11.5）	0.1（0.2）	3.0（4.9）	13.5（21.8）	18.6（29.9）	4.0（6.5）	23.3	14.7				
10.4（17.7）	0.7（1.1）	1.9（3.3）	13.1（22.2）	15.9（26.9）	6.1（10.3）	26.3	14.7				
3.9（6.5）	0.0（0.1）	1.8（3.0）	9.8（16.2）	32.2（53.0）	5.5（9.0）	28.1	11.2				
9.7（16.3）	1.1（1.9）	1.9（3.3）	8.2（13.8）	26.5（44.4）	5.2（8.7）	26.0	14.4				
8.8（14.3）	0.7（1.2）	3.7（6.1）	8.3（13.5）	31.7（51.6）	3.2（5.1）	30.6	8.0				
6.8（10.7）	0.2（0.3）	0.5（0.7）	5.9（9.3）	26.2（41.1）	7.8（12.3）	21.2	15.1				
9.0（16.8）	0.5（0.9）	2.5（4.6）	9.0（16.7）	23.5（43.8）	2.7（5.0）	31.7	14.6				
17.0（30.1）	1.6（2.8）	1.7（2.9）	10.8（19.1）	23.7（42.0）	2.7（4.8）	25.8	17.8				
13.0（21.1）	3.2（5.2）	1.5（2.4）	9.2（15.0）	22.6（36.8）	6.2（10.1）	22.9	15.8				
11.0（16.9）	4.1（6.2）	3.1（4.8）	13.9（21.4）	32.8（50.5）	4.7（7.3）	22.2	12.9				
7.5（13.6）	0.2（0.4）	3.0（5.4）	7.5（13.7）	28.8（52.2）	4.4（8.0）	30.7	14.0				
32.7（42.6）	12.9（16.7）	6.8（8.8）	35.4（46.0）	14.2（18.5）	6.7（8.7）	15.1	8.0				
17.5（37.3）	5.0（10.7）	0.4（0.8）	9.6（20.4）	8.5（18.2）	1.8（3.9）	39.8	13.3				
51.3（72.4）	11.2（15.8）	1.1（1.5）	15.2（21.4）	11.3（16.0）	1.8（2.5）	23.1	6.0				
24.4（42.7）	4.8（8.4）	1.3（2.3）	3.7（6.4）	7.6（13.4）	7.4（12.9）	33.8	9.2				
14.3（31.2）	5.0（10.8）	0.1（0.2）	9.2（20.0）	10.4（22.6）	0.2（0.5）	42.2	11.8				
16.9（44.2）	2.9（7.5）	－（－）	1.4（3.8）	1.4（3.8）	8.0（21.0）	46.1	15.7				
13.5（33.8）	3.3（8.2）	1.1（2.8）	12.0（30.0）	2.7（6.7）	4.8（11.9）	37.9	22.1				
13.4（23.8）	0.9（1.5）	1.5（2.6）	21.4（37.9）	5.8（10.4）	4.5（8.0）	29.4	14.2				
38.6（52.1）	5.8（7.9）	6.5（8.8）	36.6（49.2）	7.8（10.5）	1.5（2.0）	17.4	8.4				
5.4（11.0）	－（－）	1.9（3.8）	22.7（46.1）	0.9（1.9）	5.3（10.8）	33.3	17.5				
9.5（17.2）	－（－）	0.9（1.5）	24.3（44.0）	5.7（10.2）	4.2（7.6）	31.0	13.7				
10.5（27.5）	1.1（3.0）	－（－）	7.3（19.0）	－（－）	5.7（14.8）	42.8	19.0				
12.8（27.5）	1.3（2.7）	2.2（4.7）	6.5（14.0）	2.6（5.7）	12.0（25.7）	34.4	19.1				
17.8（30.0）	－（－）	1.6（2.7）	6.7（11.3）	14.1（23.8）	4.7（8.0）	27.6	13.1				
29.0（46.4）	3.7（6.0）	1.6（2.6）	9.5（15.1）	7.6（12.2）	5.8（9.2）	21.8	15.6				
15.1（19.4）	17.5（22.4）	1.8（2.3）	19.2（24.6）	16.4（21.0）	6.0（7.6）	15.3	6.5				

第５表－２ 禁煙・分煙以外の取組の有無及び取組内容別事業所割合(2-2)

		禁煙・分煙以外の									
		受動喫煙防止対策に 取り組んでいる 事業所計 1)		禁煙・分煙以外の 取組をしている		喫煙可能区域を事業所 内に掲示等して周知 している		喫煙可能区域に おいて、たばこの 煙を低減する装置 （空気清浄装置）を 設置している		喫煙可能区域において、一 定以上の換気（粉じん濃度 0.15mg/立方メートル以下に 維持又は換気量が70.3× （喫煙席数）立方メートル/ 時間以上）を実施している	
区	分										
卸 売 業 ， 小 売 業		[86.2]	100.0	42.5	(100.0)	21.1	(49.7)	9.5	(22.5)	3.8	(9.0)
（ 繊 維 、 飲 食 料 品 そ の 他 卸 売 業 ）		[93.2]	100.0	49.3	(100.0)	21.7	(44.0)	14.0	(28.3)	5.5	(11.1)
各 種 商 品 卸 売 業		[94.0]	100.0	48.0	(100.0)	23.9	(49.8)	14.0	(29.3)	5.4	(11.3)
上 記 以 外 の 卸 売 業		[93.2]	100.0	49.3	(100.0)	21.7	(44.0)	14.0	(28.3)	5.5	(11.1)
（ 織 物 、 飲 食 料 品 そ の 他 小 売 業 ）		[83.1]	100.0	39.0	(100.0)	20.8	(53.3)	7.3	(18.7)	3.0	(7.7)
各 種 商 品 小 売 業		[86.1]	100.0	52.3	(100.0)	23.3	(44.5)	18.4	(35.2)	9.5	(18.2)
機 械 器 具 小 売 業		[97.0]	100.0	40.4	(100.0)	28.6	(70.9)	18.4	(45.7)	3.1	(7.7)
そ の 他 の 小 売 業		[74.1]	100.0	45.7	(100.0)	21.0	(45.9)	8.0	(17.5)	3.1	(6.7)
無 店 舗 小 売 業		[95.4]	100.0	41.2	(100.0)	17.0	(41.4)	8.9	(21.5)	1.0	(2.5)
上 記 以 外 の 小 売 業		[83.7]	100.0	34.6	(100.0)	18.6	(53.9)	3.2	(9.2)	2.9	(8.3)
金 融 業 ， 保 険 業		[96.9]	100.0	52.5	(100.0)	21.9	(41.7)	12.0	(22.9)	3.2	(6.0)
金 融 業		[97.4]	100.0	45.5	(100.0)	16.2	(35.7)	12.0	(26.4)	0.4	(0.9)
保 険 業		[96.2]	100.0	63.5	(100.0)	30.7	(48.4)	12.0	(19.0)	7.5	(11.7)
不 動 産 業 ， 物 品 賃 貸 業		[92.5]	100.0	38.6	(100.0)	19.2	(49.8)	12.1	(31.3)	5.0	(12.9)
不 動 産 業		[95.7]	100.0	33.6	(100.0)	17.8	(52.9)	14.5	(43.1)	5.9	(17.6)
物 品 賃 貸 業		[88.2]	100.0	46.1	(100.0)	21.4	(46.4)	8.5	(18.4)	3.7	(7.9)
学 術 研 究 ， 専 門 ・ 技 術 サ ー ビ ス 業		[92.5]	100.0	44.5	(100.0)	21.4	(48.1)	18.2	(40.9)	5.6	(12.6)
宿 泊 業 ， 飲 食 サ ー ビ ス 業		[76.8]	100.0	42.9	(100.0)	22.9	(53.3)	9.2	(21.3)	3.2	(7.4)
宿 泊 業		[91.4]	100.0	52.3	(100.0)	29.4	(56.3)	17.7	(33.9)	2.8	(5.4)
飲 食 サ ー ビ ス 業		[75.1]	100.0	41.6	(100.0)	22.0	(52.8)	7.9	(19.1)	3.2	(7.7)
生 活 関 連 サ ー ビ ス 業 ， 娯 楽 業		[84.0]	100.0	45.9	(100.0)	23.4	(51.1)	14.8	(32.2)	2.2	(4.7)
洗 濯 ・ 理 容 ・ 美 容 ・ 浴 場 業		[87.1]	100.0	35.4	(100.0)	9.5	(26.7)	5.4	(15.3)	0.0	(0.1)
そ の 他 の 生 活 関 連 サ ー ビ ス 業		[90.8]	100.0	45.4	(100.0)	19.4	(42.8)	17.1	(37.7)	2.5	(5.6)
娯 楽 業		[79.8]	100.0	53.0	(100.0)	34.2	(64.5)	20.0	(37.8)	3.4	(6.4)
娯 楽 業 （ ゴ ル フ 場 除 く 。 ）		[78.3]	100.0	54.1	(100.0)	35.1	(64.8)	21.2	(39.2)	3.7	(6.8)
ゴ ル フ 場		[93.9]	100.0	44.3	(100.0)	27.1	(61.2)	10.8	(24.3)	1.0	(2.2)
教 育 ， 学 習 支 援 業		[85.1]	100.0	30.8	(100.0)	21.2	(69.0)	5.7	(18.6)	0.9	(3.0)
医 療 ， 福 祉 社 会 福 祉 業		[89.9]	100.0	25.9	(100.0)	12.4	(48.1)	5.0	(19.4)	0.4	(1.5)
複 合 サ ー ビ ス 事 業		[96.2]	100.0	42.4	(100.0)	20.0	(47.2)	8.9	(21.0)	5.1	(12.1)
郵 便 局		[96.8]	100.0	55.3	(100.0)	26.8	(48.4)	5.7	(10.3)	14.1	(25.5)
協 同 組 合 （ 他 に 分 類 さ れ な い も の ）		[96.0]	100.0	36.7	(100.0)	17.0	(46.4)	10.3	(28.1)	1.2	(3.2)
サ ー ビ ス 業 （ 他 に 分 類 さ れ な い も の ）		[87.9]	100.0	54.9	(100.0)	26.2	(47.7)	18.0	(32.7)	4.1	(7.4)
（ 対 事 業 所 サ ー ビ ス 業 ）		[87.8]	100.0	56.4	(100.0)	24.3	(43.1)	18.4	(32.6)	4.2	(7.5)
職 業 紹 介 ・ 労 働 者 派 遣 業		[85.4]	100.0	29.4	(100.0)	11.3	(38.5)	12.0	(40.7)	2.4	(8.0)
そ の 他 の 事 業 サ ー ビ ス 業		[88.5]	100.0	63.2	(100.0)	27.6	(43.6)	20.0	(31.6)	4.7	(7.4)
（ 対 個 人 サ ー ビ ス 業 ）		[92.0]	100.0	60.4	(100.0)	35.6	(58.9)	23.0	(38.1)	5.4	(8.9)
自 動 車 整 備 業		[90.1]	100.0	50.9	(100.0)	32.7	(64.3)	13.5	(26.5)	5.5	(10.9)
機 械 等 修 理 業 （ 別 掲 を 除 く ）		[93.7]	100.0	68.3	(100.0)	38.0	(55.6)	30.9	(45.3)	5.3	(7.7)
（ 対 社 会 的 サ ー ビ ス 業 ）		[85.5]	100.0	47.0	(100.0)	25.5	(54.3)	13.3	(28.3)	2.6	(5.6)
廃 棄 物 処 理 業		[81.2]	100.0	50.4	(100.0)	28.1	(55.7)	12.5	(24.8)	1.1	(2.2)
政 治 ・ 経 済 ・ 文 化 団 体		[92.1]	100.0	46.9	(100.0)	22.0	(46.8)	16.4	(34.8)	4.7	(10.0)
宗 教		[79.0]	100.0	37.4	(100.0)	23.8	(63.5)	11.5	(30.7)	3.2	(8.6)
そ の 他 の サ ー ビ ス 業		[95.5]	100.0	37.9	(100.0)	29.6	(78.1)	5.4	(14.3)	1.1	(2.9)

注：1) []は、全事業所のうち「受動喫煙防止対策に取り組んでいる事業所」の割合である。

(単位: %)

取組内容(複数回答)						左記以外の 取組はない	不明
喫煙可能区域に設置 した機器(屋外排気 装置、空気清浄装 置等)を定期的に メンテナンスしている	喫煙室の出入口の 気流又は浮遊粉じん 濃度、一酸化炭素 濃度等を定期的に 測定している	定期的に受動喫煙 防止対策に関する 研修を開催又は 外部の説明会に 参加している	喫煙者に対する 健康指導(たばこの 害に対する教育や 禁煙指導)を 実施している	喫煙可能な 時間の制限 (禁煙タイムの 設定など)を 実施している	左記以外で 何らかの対策を 実施している		
8.3 (19.5)	0.9 (2.2)	0.2 (0.4)	5.9 (14.0)	7.0 (16.4)	4.5 (10.7)	40.0	17.5
7.4 (14.9)	2.1 (4.2)	0.4 (0.8)	7.1 (14.5)	9.5 (19.3)	6.8 (13.8)	34.2	16.5
13.7 (28.5)	1.2 (2.5)	1.1 (2.2)	6.6 (13.8)	8.1 (16.9)	0.2 (0.5)	40.3	11.7
7.3 (14.9)	2.1 (4.2)	0.4 (0.8)	7.1 (14.5)	9.5 (19.3)	6.9 (13.9)	34.2	16.5
8.8 (22.5)	0.3 (0.9)	0.0 (0.1)	5.3 (13.7)	5.7 (14.6)	3.4 (8.7)	43.0	18.0
26.2 (50.1)	4.6 (8.8)	1.7 (3.2)	6.3 (12.0)	4.7 (8.9)	1.8 (3.5)	22.0	25.7
14.7 (36.5)	1.6 (4.0)	0.1 (0.2)	- (-)	4.2 (10.3)	0.0 (0.0)	39.9	19.7
5.0 (11.0)	0.0 (0.0)	- (-)	7.5 (16.5)	4.5 (9.8)	6.2 (13.6)	36.8	17.5
9.0 (21.8)	0.3 (0.7)	- (-)	9.0 (21.8)	4.8 (11.6)	4.1 (10.0)	49.3	9.6
8.3 (24.1)	- (-)	- (-)	5.5 (15.9)	6.8 (19.8)	2.9 (8.5)	47.2	18.2
10.4 (19.9)	1.2 (2.3)	7.1 (13.6)	24.4 (46.5)	11.6 (22.2)	9.6 (18.3)	38.0	9.6
8.1 (17.8)	0.9 (2.0)	2.7 (5.8)	18.2 (40.0)	7.5 (16.6)	4.4 (9.7)	45.1	9.4
14.1 (22.3)	1.6 (2.6)	14.2 (22.3)	34.1 (53.7)	18.1 (28.5)	17.7 (27.9)	26.7	9.8
11.9 (30.7)	0.8 (2.2)	0.0 (0.1)	4.0 (10.4)	5.6 (14.5)	4.8 (12.4)	45.5	15.9
13.1 (38.8)	1.2 (3.7)	0.0 (0.1)	4.6 (13.6)	2.3 (6.8)	4.8 (14.3)	47.4	19.0
10.1 (21.9)	0.2 (0.5)	- (-)	3.2 (7.0)	10.6 (23.0)	4.7 (10.3)	42.7	11.1
13.7 (30.7)	1.5 (3.4)	1.0 (2.2)	9.0 (20.2)	5.6 (12.6)	5.4 (12.2)	39.3	16.2
9.1 (21.3)	0.1 (0.2)	0.2 (0.4)	3.4 (7.8)	8.1 (19.0)	3.6 (8.4)	38.3	18.7
17.1 (32.8)	0.5 (1.0)	1.3 (2.4)	6.5 (12.4)	0.1 (0.2)	1.0 (1.9)	33.6	14.1
8.0 (19.2)	0.0 (0.1)	- (-)	2.9 (7.0)	9.3 (22.4)	4.0 (9.6)	39.0	19.4
14.5 (31.6)	1.1 (2.4)	0.1 (0.1)	7.3 (15.9)	3.5 (7.7)	3.5 (7.6)	36.0	18.1
11.3 (31.8)	0.0 (0.1)	- (-)	1.7 (4.8)	8.0 (22.5)	1.7 (4.8)	39.9	24.7
12.3 (27.1)	1.3 (2.8)	- (-)	12.8 (28.1)	4.0 (8.7)	3.5 (7.7)	33.0	21.6
17.5 (33.0)	1.7 (3.2)	0.1 (0.2)	8.8 (16.7)	0.4 (0.8)	4.7 (8.8)	34.5	12.5
19.5 (36.0)	1.8 (3.3)	- (-)	9.1 (16.9)	- (-)	4.5 (8.3)	34.3	11.6
2.1 (4.7)	0.8 (1.9)	1.0 (2.2)	6.6 (15.0)	3.8 (8.6)	5.8 (13.1)	36.1	19.6
3.6 (11.6)	0.8 (2.6)	0.7 (2.1)	5.8 (19.0)	2.7 (8.7)	3.3 (10.8)	54.9	14.3
1.4 (5.4)	0.0 (0.1)	0.9 (3.5)	3.9 (15.1)	5.8 (22.6)	3.7 (14.5)	56.1	18.0
8.0 (18.8)	1.5 (3.6)	1.2 (2.8)	9.6 (22.6)	6.5 (15.3)	6.8 (16.1)	39.4	18.2
10.7 (19.3)	5.1 (9.2)	1.8 (3.2)	16.2 (29.3)	0.4 (0.7)	6.3 (11.4)	32.9	11.8
6.8 (18.5)	- (-)	0.9 (2.5)	6.7 (18.1)	9.2 (24.9)	7.0 (19.1)	42.3	21.0
14.9 (27.1)	3.9 (7.1)	1.9 (3.4)	8.5 (15.5)	7.5 (13.7)	4.6 (8.4)	32.7	12.4
17.2 (30.4)	5.7 (10.1)	1.7 (3.0)	9.3 (16.5)	7.3 (13.0)	4.0 (7.2)	31.3	12.3
6.4 (21.7)	- (-)	- (-)	4.2 (14.3)	5.1 (17.4)	1.4 (4.6)	57.5	13.1
19.9 (31.5)	7.1 (11.2)	2.1 (3.3)	10.6 (16.8)	7.9 (12.5)	4.7 (7.5)	24.7	12.1
12.9 (21.4)	1.5 (2.4)	4.0 (6.7)	11.6 (19.3)	13.4 (22.2)	5.8 (9.5)	31.2	8.5
7.6 (15.0)	0.8 (1.6)	- (-)	9.5 (18.6)	22.4 (44.0)	3.4 (6.7)	40.0	9.1
17.4 (25.5)	2.0 (2.9)	7.4 (10.9)	13.5 (19.7)	5.8 (8.5)	7.7 (11.3)	23.8	7.9
9.4 (20.0)	0.2 (0.5)	1.0 (2.1)	4.0 (8.4)	4.1 (8.8)	5.6 (11.9)	37.9	15.1
6.2 (12.4)	0.3 (0.6)	1.3 (2.5)	4.6 (9.2)	5.8 (11.5)	5.5 (10.9)	34.8	14.8
14.4 (30.6)	0.0 (0.1)	0.9 (2.0)	3.2 (6.7)	3.9 (8.2)	6.3 (13.4)	38.1	14.9
7.5 (20.0)	- (-)	- (-)	5.0 (13.4)	- (-)	4.3 (11.4)	46.8	15.8
7.3 (19.3)	1.1 (2.9)	0.7 (1.8)	2.1 (5.6)	- (-)	4.4 (11.6)	44.8	17.3

第5表-3 職場の受動喫煙防止対策の取組における問題の有無及び問題の内容別事業所割合(2-1)

区 分	事業所計	問題								
		問題がある			受動喫煙防止に 対する喫煙者の 理解が得られない	喫煙室からのたばこ 煙の漏洩を完全に 防ぐことが困難である	顧客に喫煙を やめさせるのが 困難である	喫煙室や喫 煙を設けた スガ		
合 計	100.0	41.8	(100.0)	9.5	(22.6)	12.4	(29.7)	14.0	(33.6)	10.2
(企 業 規 模)										
5,000人以上	100.0	43.5	(100.0)	8.9	(20.4)	14.8	(34.1)	17.4	(40.1)	10.7
1,000～4,999人	100.0	39.4	(100.0)	11.4	(28.9)	14.3	(36.4)	11.4	(29.0)	10.4
300～999人	100.0	45.7	(100.0)	8.3	(18.1)	16.5	(36.0)	14.9	(32.6)	11.4
100～299人	100.0	45.1	(100.0)	11.0	(24.3)	16.6	(36.8)	13.8	(30.5)	10.6
50～99人	100.0	41.4	(100.0)	10.7	(25.8)	13.3	(32.2)	14.4	(34.9)	8.4
30～49人	100.0	41.3	(100.0)	11.1	(26.8)	9.7	(23.6)	14.3	(34.6)	10.6
10～29人	100.0	39.9	(100.0)	8.3	(20.8)	8.9	(22.4)	13.4	(33.6)	9.7
(事 業 所 規 模)										
1,000人以上	100.0	54.7	(100.0)	21.7	(39.6)	27.8	(50.9)	13.2	(24.1)	7.0
500～999人	100.0	52.3	(100.0)	19.3	(37.0)	23.3	(44.7)	13.7	(26.2)	5.2
300～499人	100.0	47.7	(100.0)	15.5	(32.5)	26.1	(54.7)	12.2	(25.6)	5.2
100～299人	100.0	49.1	(100.0)	14.1	(28.8)	22.7	(46.2)	16.5	(33.6)	6.8
50～99人	100.0	45.5	(100.0)	13.0	(28.6)	16.9	(37.1)	14.5	(31.9)	11.3
10～49人	100.0	40.9	(100.0)	8.7	(21.3)	11.2	(27.4)	13.9	(33.9)	10.3
30～49人	100.0	42.8	(100.0)	9.1	(21.2)	13.3	(31.1)	15.6	(36.5)	11.0
10～29人	100.0	40.5	(100.0)	8.6	(21.3)	10.8	(26.6)	13.5	(33.4)	10.2
(産 業)										
農 業 　 林 業 (林 業 に 限 る 。)	100.0	45.7	(100.0)	10.8	(23.7)	10.6	(23.2)	12.7	(27.9)	11.4
鉱 業 　 採 石 業 　 砂 利 採 取 業	100.0	43.2	(100.0)	12.9	(29.9)	10.0	(23.2)	15.8	(36.5)	10.6
建 設 業	100.0	50.9	(100.0)	14.6	(28.7)	13.2	(25.9)	15.2	(29.9)	10.9
総 合 工 事 業	100.0	52.7	(100.0)	14.7	(27.8)	10.1	(19.1)	21.2	(40.3)	11.8
職 別 工 事 業 (設 備 工 事 業 を 除 く)	100.0	53.9	(100.0)	17.0	(31.6)	11.6	(21.6)	15.3	(28.5)	9.2
設 備 工 事 業	100.0	45.7	(100.0)	12.9	(28.2)	19.5	(42.7)	5.1	(11.1)	10.5
製 造 業	100.0	44.7	(100.0)	12.3	(27.6)	15.0	(33.5)	12.7	(28.4)	9.2
(消 費 関 連 製 造 業)	100.0	33.9	(100.0)	9.2	(27.1)	12.4	(36.6)	7.2	(21.1)	6.3
食 料 品 製 造 業 ・ 飲 料 ・ た ば こ ・ 飼 料 製 造 業	100.0	33.5	(100.0)	9.6	(28.7)	12.6	(37.7)	5.0	(15.0)	6.5
織 維 工 業	100.0	28.3	(100.0)	7.2	(25.6)	9.7	(34.4)	10.9	(38.6)	3.9
家 具 ・ 装 備 品 製 造 業	100.0	42.8	(100.0)	11.2	(26.2)	9.2	(21.5)	10.9	(25.6)	12.3
印 刷 ・ 同 関 連 業	100.0	37.7	(100.0)	8.4	(22.1)	17.0	(45.1)	7.8	(20.6)	5.2
な め し 革 ・ 同 製 品 ・ 毛 皮 製 造 業	100.0	42.4	(100.0)	11.0	(26.1)	5.4	(12.7)	11.2	(26.4)	14.2
そ の 他 の 製 造 業	100.0	33.4	(100.0)	10.5	(31.4)	11.4	(34.2)	7.8	(23.3)	6.8
(非 金 属 系 素 材 関 連 製 造 業)	100.0	48.5	(100.0)	11.7	(24.1)	18.8	(38.8)	14.0	(28.9)	8.8
木 材 ・ 木 製 品 製 造 業 (家 具 を 除 く)	100.0	53.8	(100.0)	16.1	(29.9)	22.4	(41.7)	17.7	(32.9)	12.4
パ ル プ ・ 紙 ・ 紙 加 工 品 製 造 業	100.0	47.5	(100.0)	12.3	(25.8)	16.9	(35.5)	9.7	(20.4)	13.3
化 学 工 業	100.0	38.8	(100.0)	5.0	(12.9)	23.3	(59.9)	9.4	(24.1)	3.1
石 油 製 品 ・ 石 炭 製 品 製 造 業	100.0	49.9	(100.0)	19.7	(39.5)	23.6	(47.3)	16.2	(32.4)	8.6
プ ラ ス チ ッ ク 製 品 製 造 業 (別 掲 を 除 く)	100.0	48.0	(100.0)	12.4	(25.8)	17.4	(36.3)	14.1	(29.5)	9.1
ゴ ム 製 品 製 造 業	100.0	55.7	(100.0)	9.7	(17.4)	19.8	(35.5)	15.5	(27.9)	10.7
窯 業 ・ 土 石 製 品 製 造 業	100.0	53.1	(100.0)	13.6	(25.7)	16.4	(30.9)	18.1	(34.2)	7.7
(金 属 系 素 材 関 連 製 造 業)	100.0	54.7	(100.0)	17.4	(31.7)	12.1	(22.2)	18.7	(34.3)	10.2
鉄 鋼 業	100.0	57.0	(100.0)	23.3	(40.9)	14.2	(25.0)	17.8	(31.3)	10.2
非 鉄 金 属 製 造 業	100.0	55.3	(100.0)	16.1	(29.1)	20.7	(37.4)	11.4	(20.7)	9.4
金 属 製 品 製 造 業	100.0	54.1	(100.0)	16.2	(30.0)	10.5	(19.4)	20.0	(36.9)	10.3
(機 械 関 連 製 造 業)	100.0	48.5	(100.0)	13.7	(28.2)	16.3	(33.7)	14.6	(30.1)	12.1
は ん 用 機 械 器 具 製 造 業	100.0	47.4	(100.0)	15.5	(32.7)	13.4	(28.3)	10.2	(21.6)	11.9
生 産 用 機 械 器 具 製 造 業	100.0	50.2	(100.0)	13.5	(27.0)	14.1	(28.0)	18.6	(37.0)	14.0
業 務 用 機 械 器 具 製 造 業	100.0	38.0	(100.0)	6.8	(18.0)	14.3	(37.7)	8.8	(23.3)	11.1
電 子 部 品 ・ デ バ イ ス ・ 電 子 回 路 製 造 業	100.0	47.6	(100.0)	14.2	(29.8)	21.8	(45.8)	14.3	(29.9)	11.0
電 気 機 械 器 具 製 造 業	100.0	49.8	(100.0)	13.0	(26.1)	20.8	(41.7)	19.2	(38.5)	13.0
情 報 通 信 機 械 器 具 製 造 業	100.0	45.5	(100.0)	10.5	(23.1)	18.7	(41.0)	13.1	(28.9)	13.1
輸 送 用 機 械 器 具 製 造 業	100.0	51.1	(100.0)	16.5	(32.2)	14.9	(29.2)	11.0	(21.5)	9.6
電 気 ・ ガ ス ・ 熱 供 給 ・ 水 道 業	100.0	37.6	(100.0)	11.4	(30.4)	19.9	(52.8)	5.8	(15.5)	5.0
情 報 通 信 業	100.0	29.4	(100.0)	5.9	(19.9)	11.2	(38.0)	7.0	(23.7)	7.9
通 信 業	100.0	32.2	(100.0)	7.1	(22.1)	20.2	(62.6)	2.8	(8.8)	2.1
放 送 業	100.0	38.7	(100.0)	5.4	(13.9)	21.2	(54.7)	7.6	(19.6)	11.1
情 報 サ ー ビ ス 業	100.0	27.6	(100.0)	6.1	(22.0)	9.6	(34.7)	5.9	(21.3)	7.4
イ ン タ ー ネ ッ ト 附 随 サ ー ビ ス 業	100.0	28.3	(100.0)	9.2	(32.6)	11.0	(39.0)	5.0	(17.8)	5.0
映 像 ・ 音 声 ・ 文 字 情 報 制 作 業	100.0	32.5	(100.0)	3.9	(12.1)	10.9	(33.4)	12.5	(38.5)	11.6
運 輸 業 　 道 郵 便 業	100.0	48.0	(100.0)	13.8	(28.8)	18.4	(38.3)	7.7	(16.0)	12.7
鉄 道 業	100.0	51.6	(100.0)	7.9	(15.2)	30.3	(58.6)	6.8	(13.2)	9.6
道 路 旅 客 運 送 業	100.0	54.5	(100.0)	16.2	(29.7)	18.7	(34.3)	10.5	(19.3)	14.5
道 路 貨 物 運 送 業	100.0	46.8	(100.0)	14.6	(31.2)	16.4	(35.1)	6.5	(14.0)	13.3
水 運 業	100.0	45.5	(100.0)	11.4	(25.1)	15.6	(34.2)	11.8	(26.0)	12.7
航 空 運 輸 業	100.0	35.9	(100.0)	10.9	(30.4)	11.5	(32.0)	5.2	(14.5)	6.2
倉 庫 業	100.0	52.2	(100.0)	14.8	(28.3)	21.2	(40.7)	11.4	(21.9)	11.0
運 輸 に 附 帯 す る サ ー ビ ス 業	100.0	43.8	(100.0)	9.0	(20.7)	22.1	(50.5)	8.7	(19.9)	10.1
郵 便 業 (信 書 便 事 業 を 含 む)	100.0	61.4	(100.0)	14.6	(23.8)	43.1	(70.1)	3.0	(4.8)	5.5

の内容（２つ以内の複数回答）											特に問題 がない	不明
煙コーナー めのスパー ない	喫煙室や喫煙コーナー を設けるための資金 がない		施設上の制約により、 喫煙室に必要な 設備を設置できない		受動喫煙防止 対策への取り 組み方が わからない		取り組む 必要性を 感じない		その他			
(24.3)	5.2	(12.5)	4.5	(10.7)	1.2	(2.9)	2.2	(5.4)	2.5	(6.1)	54.4	3.8
(24.7)	1.8	(4.0)	4.8	(11.0)	2.6	(6.1)	0.7	(1.7)	1.9	(4.4)	54.7	1.8
(26.4)	2.1	(5.3)	4.2	(10.8)	1.5	(3.8)	2.0	(5.0)	0.8	(2.1)	58.2	2.4
(24.9)	4.6	(10.0)	7.6	(16.6)	0.6	(1.2)	1.3	(2.9)	1.9	(4.1)	48.9	5.4
(23.5)	5.5	(12.2)	3.6	(8.0)	0.9	(2.1)	1.7	(3.7)	2.7	(5.9)	53.1	1.7
(20.3)	2.5	(6.0)	4.7	(11.4)	0.5	(1.3)	2.5	(6.1)	4.0	(9.7)	55.6	3.0
(25.6)	6.5	(15.8)	4.0	(9.6)	1.4	(3.4)	2.9	(7.0)	3.9	(9.3)	53.9	4.8
(24.4)	7.7	(19.3)	3.8	(9.5)	1.2	(3.0)	3.0	(7.5)	2.7	(6.7)	55.3	4.9
(12.8)	4.0	(7.3)	2.7	(4.9)	-	(-)	0.3	(0.5)	4.4	(8.0)	45.1	0.3
(9.9)	2.1	(4.1)	2.3	(4.3)	0.6	(1.1)	0.0	(0.1)	3.9	(7.4)	45.2	2.6
(10.8)	4.3	(9.0)	2.1	(4.4)	0.2	(0.5)	1.4	(2.8)	3.7	(7.7)	51.0	1.3
(13.9)	4.1	(8.3)	2.6	(5.3)	1.3	(2.7)	1.4	(2.8)	2.4	(4.9)	47.8	3.0
(24.9)	2.9	(6.5)	4.4	(9.7)	1.0	(2.1)	2.0	(4.4)	1.9	(4.2)	51.3	3.2
(25.2)	5.6	(13.6)	4.6	(11.3)	1.3	(3.1)	2.3	(5.7)	2.6	(6.4)	55.1	3.9
(25.6)	5.6	(13.1)	4.2	(9.9)	1.3	(3.1)	2.0	(4.6)	2.8	(6.5)	53.1	4.2
(25.1)	5.6	(13.8)	4.7	(11.6)	1.3	(3.1)	2.4	(5.9)	2.6	(6.3)	55.6	3.9
(25.0)	8.5	(18.7)	5.2	(11.3)	1.9	(4.1)	4.8	(10.6)	3.0	(6.5)	51.6	2.7
(24.5)	5.2	(12.1)	1.8	(4.0)	1.5	(3.5)	4.2	(9.6)	2.5	(5.7)	50.9	5.8
(21.4)	6.0	(11.9)	4.8	(9.4)	1.4	(2.8)	3.6	(7.1)	2.8	(5.5)	47.0	2.1
(22.3)	6.6	(12.6)	5.7	(10.8)	1.6	(3.0)	3.6	(6.8)	2.0	(3.9)	46.2	1.1
(17.1)	7.5	(14.0)	7.2	(13.3)	3.1	(5.7)	1.8	(3.3)	2.0	(3.8)	41.3	4.9
(23.0)	4.0	(8.7)	1.6	(3.5)	-	(-)	4.9	(10.8)	4.7	(10.2)	52.4	1.9
(20.5)	6.0	(13.5)	3.7	(8.2)	1.5	(3.3)	2.3	(5.2)	3.1	(6.9)	51.2	4.1
(18.6)	4.5	(13.2)	1.9	(5.6)	1.6	(4.7)	1.9	(5.5)	3.4	(9.9)	60.2	5.9
(19.3)	3.8	(11.3)	2.4	(7.2)	2.8	(8.3)	2.1	(6.4)	4.0	(12.0)	59.1	7.4
(13.9)	3.7	(13.2)	1.2	(4.3)	-	(-)	1.1	(4.0)	3.1	(10.8)	66.1	5.6
(28.8)	7.2	(16.8)	5.0	(11.7)	-	(-)	3.4	(7.9)	3.7	(8.7)	51.4	5.8
(13.9)	4.2	(11.0)	1.1	(2.8)	-	(-)	2.0	(5.3)	2.0	(5.3)	57.1	5.2
(33.5)	13.2	(31.3)	2.5	(5.9)	-	(-)	5.0	(11.9)	1.5	(3.5)	53.2	4.4
(20.3)	6.8	(20.5)	-	(-)	2.2	(6.6)	-	(-)	2.9	(8.7)	66.6	-
(18.1)	6.0	(12.4)	3.5	(7.2)	0.6	(1.3)	3.3	(6.9)	3.3	(6.8)	47.5	4.0
(23.0)	8.2	(15.2)	3.9	(7.3)	2.6	(4.7)	1.0	(1.8)	1.9	(3.4)	43.3	2.9
(27.9)	7.1	(15.0)	2.9	(6.1)	2.1	(4.4)	1.8	(3.9)	1.3	(2.7)	50.9	1.6
(8.0)	2.2	(5.6)	2.2	(5.6)	-	(-)	1.6	(4.2)	7.3	(18.8)	57.7	3.5
(17.2)	3.0	(6.0)	4.9	(9.8)	-	(-)	3.1	(6.1)	2.4	(4.7)	46.5	3.6
(19.0)	6.3	(13.2)	2.1	(4.4)	-	(-)	4.2	(8.8)	3.2	(6.7)	48.5	3.6
(19.2)	12.3	(22.1)	3.1	(5.6)	1.4	(2.5)	4.1	(7.4)	1.8	(3.3)	40.9	3.4
(14.6)	5.3	(9.9)	6.5	(12.3)	-	(-)	5.2	(9.9)	2.6	(4.9)	39.8	7.1
(18.6)	7.4	(13.6)	5.1	(9.4)	2.0	(3.6)	3.6	(6.6)	4.3	(7.9)	43.6	1.7
(18.0)	9.7	(16.9)	6.1	(10.8)	2.0	(3.4)	1.7	(3.0)	0.9	(1.7)	41.2	1.8
(17.1)	10.8	(19.5)	6.5	(11.7)	1.1	(1.9)	4.9	(8.9)	3.1	(5.7)	43.0	1.8
(18.9)	6.5	(12.0)	4.7	(8.8)	2.1	(3.9)	3.9	(7.2)	5.2	(9.7)	44.3	1.6
(24.9)	7.0	(14.5)	5.1	(10.4)	1.8	(3.6)	1.4	(2.9)	2.0	(4.2)	48.0	3.5
(25.1)	7.8	(16.4)	5.8	(12.2)	0.9	(2.0)	0.9	(2.0)	2.2	(4.6)	49.9	2.6
(27.9)	7.2	(14.3)	6.5	(13.0)	2.7	(5.3)	0.9	(1.7)	3.8	(7.6)	45.6	4.1
(29.2)	8.6	(22.7)	7.7	(20.3)	0.9	(2.4)	0.9	(2.4)	0.5	(1.4)	56.0	6.1
(23.2)	3.3	(7.0)	3.2	(6.7)	0.8	(1.6)	1.8	(3.8)	0.8	(1.6)	50.6	1.7
(26.1)	7.3	(14.6)	3.8	(7.7)	-	(-)	0.9	(1.7)	0.9	(1.8)	46.9	3.3
(28.9)	4.4	(9.6)	2.4	(5.3)	-	(-)	-	(-)	1.5	(3.3)	50.6	3.9
(18.8)	8.1	(15.8)	4.1	(8.1)	3.7	(7.2)	3.2	(6.2)	1.9	(3.7)	45.9	3.1
(13.3)	2.0	(5.4)	5.3	(14.2)	-	(-)	0.5	(1.4)	2.8	(7.4)	60.0	2.4
(26.8)	4.8	(16.3)	3.2	(10.8)	0.2	(0.8)	1.3	(4.3)	1.4	(4.7)	69.8	0.8
(6.7)	1.6	(5.1)	2.5	(7.9)	-	(-)	1.1	(3.5)	5.0	(15.6)	66.3	1.4
(28.7)	-	(-)	5.8	(14.9)	-	(-)	-	(-)	2.4	(6.3)	60.2	1.1
(26.9)	6.0	(21.7)	3.6	(13.0)	-	(-)	1.3	(4.9)	0.6	(2.3)	72.4	-
(17.8)	6.7	(23.8)	1.9	(6.6)	-	(-)	1.7	(5.9)	1.8	(6.4)	68.7	3.0
(35.6)	2.5	(7.7)	1.9	(5.9)	1.2	(3.8)	1.2	(3.8)	2.1	(6.4)	65.0	2.5
(26.4)	5.4	(11.3)	7.7	(16.0)	1.1	(2.4)	3.6	(7.5)	3.0	(6.3)	47.4	4.7
(18.7)	7.6	(14.7)	8.9	(17.2)	1.5	(3.0)	1.0	(1.9)	1.5	(3.0)	46.6	1.8
(26.7)	4.8	(8.7)	5.3	(9.7)	1.0	(1.8)	2.9	(5.3)	3.8	(6.9)	44.5	1.1
(28.3)	5.5	(11.7)	8.6	(18.3)	1.3	(2.8)	5.1	(10.8)	3.5	(7.5)	47.2	5.9
(27.9)	9.2	(20.3)	6.0	(13.2)	-	(-)	-	(-)	-	(-)	51.2	3.3
(17.2)	1.6	(4.5)	4.0	(11.3)	2.9	(8.0)	-	(-)	6.0	(16.6)	61.7	2.4
(21.0)	4.0	(7.7)	6.4	(12.2)	1.6	(3.0)	-	(-)	0.6	(1.1)	47.2	0.7
(23.2)	5.4	(12.4)	6.1	(14.1)	-	(-)	-	(-)	1.5	(3.4)	50.8	5.4
(9.0)	7.2	(11.6)	10.3	(16.8)	1.2	(2.0)	1.8	(2.9)	1.5	(2.5)	37.5	1.1

第5表-3 職場の受動喫煙防止対策の取組における問題の有無及び問題の内容別事業所割合(2-2)

区 分	事業所計	問題				
		問題がある	受動喫煙防止に 対する喫煙者の 理解が得られない	喫煙室からのたばこ 煙の漏洩を完全に 防ぐことが困難である	顧客に喫煙を やめさせるのが 困難である	喫煙室や喫 を設けるた すが
卸 売 業 , 小 売 業	100.0	41.9 (100.0)	7.2 (17.3)	12.5 (29.9)	12.5 (29.8)	10.1
(織 維 、 飲 食 料 品 そ の 他 卸 売 業)	100.0	42.5 (100.0)	8.4 (19.8)	17.3 (40.7)	15.0 (35.4)	5.7
各 種 商 品 卸 売 業	100.0	49.7 (100.0)	18.0 (36.3)	15.5 (31.1)	14.6 (29.3)	14.6
上 記 以 外 の 卸 売 業	100.0	42.5 (100.0)	8.4 (19.7)	17.3 (40.8)	15.0 (35.4)	5.7
(織 物 、 飲 食 料 品 そ の 他 小 売 業)	100.0	41.6 (100.0)	6.7 (16.1)	10.3 (24.8)	11.3 (27.2)	12.1
各 種 商 品 小 売 業	100.0	57.9 (100.0)	6.5 (11.2)	30.5 (52.6)	29.1 (50.2)	19.2
機 械 器 具 小 売 業	100.0	46.3 (100.0)	5.1 (11.1)	15.0 (32.5)	24.2 (52.2)	10.1
そ の 他 の 小 売 業	100.0	49.2 (100.0)	10.7 (21.7)	10.5 (21.4)	12.5 (25.4)	18.2
無 店 舗 小 売 業	100.0	30.5 (100.0)	5.4 (17.8)	9.3 (30.5)	6.1 (20.0)	8.7
上 記 以 外 の 小 売 業	100.0	36.5 (100.0)	4.9 (13.5)	8.5 (23.3)	7.3 (19.9)	9.1
金 融 業 , 保 険 業	100.0	35.8 (100.0)	11.8 (32.9)	18.3 (51.1)	4.9 (13.6)	12.8
金 融 業 , 融 保 業	100.0	39.3 (100.0)	8.9 (22.6)	15.4 (39.1)	7.3 (18.6)	18.6
保 険 業	100.0	30.5 (100.0)	16.3 (53.5)	22.9 (74.9)	1.2 (3.8)	3.8
不 動 産 業 , 物 品 賃 貸 業	100.0	41.6 (100.0)	8.9 (21.5)	14.3 (34.5)	11.5 (27.7)	10.9
不 動 産 業	100.0	38.4 (100.0)	11.6 (30.1)	14.2 (36.8)	9.3 (24.2)	10.1
物 品 賃 貸 業	100.0	45.9 (100.0)	5.3 (11.6)	14.6 (31.9)	14.6 (31.8)	11.9
学 術 研 究 , 専 門 ・ 技 術 サ ー ビ ス 業	100.0	40.6 (100.0)	8.6 (21.1)	13.3 (32.7)	9.1 (22.4)	10.1
宿 泊 業 , 飲 食 サ ー ビ ス 業	100.0	49.4 (100.0)	9.8 (19.9)	8.7 (17.7)	30.0 (60.7)	15.7
宿 泊 業	100.0	50.0 (100.0)	8.8 (17.5)	9.6 (19.2)	23.9 (47.8)	13.3
飲 食 サ ー ビ ス 業	100.0	49.3 (100.0)	9.9 (20.1)	8.6 (17.5)	30.7 (62.3)	16.0
生 活 関 連 サ ー ビ ス 業 , 娯 楽 業	100.0	47.9 (100.0)	6.1 (12.7)	12.1 (25.3)	28.6 (59.6)	8.7
洗 濯 ・ 理 容 ・ 美 容 ・ 浴 場	100.0	35.7 (100.0)	5.4 (15.2)	10.9 (30.5)	7.0 (19.5)	10.9
そ の 他 の 生 活 関 連 サ ー ビ ス 業	100.0	41.8 (100.0)	5.7 (13.7)	10.7 (25.6)	20.8 (49.8)	12.5
娯 楽 業	100.0	57.4 (100.0)	6.6 (11.5)	13.4 (23.3)	44.2 (77.1)	6.0
娯 楽 業 (ゴ ル フ 場 除 く 。)	100.0	55.6 (100.0)	6.3 (11.3)	12.7 (22.8)	43.7 (78.6)	5.0
ゴ ル フ 場	100.0	74.1 (100.0)	9.7 (13.2)	19.7 (26.5)	49.2 (66.4)	15.1
教 育 , 学 習 支 援 業	100.0	19.8 (100.0)	5.6 (28.5)	4.2 (21.5)	6.0 (30.3)	1.8
医 療 , 福 祉 社	100.0	31.4 (100.0)	8.1 (25.9)	8.2 (26.1)	10.9 (34.8)	6.3
複 合 サ ー ビ ス 事 業	100.0	49.8 (100.0)	9.2 (18.4)	15.8 (31.8)	11.4 (23.0)	16.8
郵 便 局	100.0	39.8 (100.0)	7.0 (17.6)	20.3 (51.0)	4.1 (10.2)	14.1
協 同 組 合 (他 に 分 類 さ れ な い も の)	100.0	54.1 (100.0)	10.1 (18.7)	13.9 (25.7)	14.6 (27.0)	17.9
サ ー ビ ス 業 (他 に 分 類 さ れ な い も の)	100.0	39.8 (100.0)	8.8 (22.2)	15.3 (38.5)	9.2 (23.2)	10.1
(対 事 業 所 サ ー ビ ス 業)	100.0	38.4 (100.0)	9.2 (24.0)	14.8 (38.6)	6.6 (17.3)	10.7
職 業 紹 介 ・ 労 働 者 派 遣 業	100.0	37.7 (100.0)	4.3 (11.3)	12.8 (33.9)	7.9 (20.8)	6.3
そ の 他 の 事 業 サ ー ビ ス 業	100.0	38.5 (100.0)	10.5 (27.3)	15.3 (39.8)	6.3 (16.4)	11.9
(対 個 人 サ ー ビ ス 業)	100.0	50.4 (100.0)	7.6 (15.0)	17.9 (35.5)	20.7 (41.0)	10.6
自 動 車 整 備 業	100.0	61.9 (100.0)	10.9 (17.7)	18.8 (30.3)	31.7 (51.3)	14.2
機 械 等 修 理 業 (別 掲 を 除 く)	100.0	40.5 (100.0)	4.6 (11.4)	17.2 (42.4)	11.1 (27.3)	7.5
(対 社 会 的 サ ー ビ ス 業)	100.0	37.4 (100.0)	8.6 (23.0)	15.2 (40.8)	9.6 (25.8)	8.0
廃 棄 物 処 理 業	100.0	41.5 (100.0)	9.7 (23.4)	18.8 (45.2)	5.8 (13.9)	9.9
政 治 ・ 経 済 ・ 文 化 団 体	100.0	31.6 (100.0)	7.6 (24.0)	12.9 (41.0)	11.1 (35.2)	6.6
宗 教	100.0	30.9 (100.0)	6.8 (22.0)	9.7 (31.2)	17.5 (56.4)	1.1
そ の 他 の サ ー ビ ス 業	100.0	46.7 (100.0)	8.0 (17.2)	9.1 (19.4)	19.3 (41.3)	12.6

(単位: %)									
の内容 (2つ以内の複数回答)									
煙コーナー めのスベー ない	喫煙室や喫煙コーナー を設けるための資金 がない	施設上の制約により、 喫煙室に必要な 設備を設置できない	受動喫煙防止 対策への取り 組み方が わからない	取り組む 必要性を 感じない	その他	特に問題 がない	不明		
(24.1)	6.5 (15.5)	6.0 (14.4)	1.7 (4.0)	2.1 (5.1)	2.1 (4.9)	54.5	3.6		
(13.5)	5.6 (13.2)	3.4 (7.9)	1.1 (2.5)	2.5 (5.8)	3.6 (8.4)	53.6	3.9		
(29.4)	2.9 (5.9)	4.9 (9.8)	1.0 (2.0)	1.0 (2.0)	2.2 (4.4)	48.2	2.0		
(13.4)	5.6 (13.2)	3.4 (7.9)	1.1 (2.5)	2.5 (5.9)	3.6 (8.4)	53.6	3.9		
(29.0)	6.9 (16.6)	7.2 (17.4)	2.0 (4.7)	2.0 (4.7)	1.4 (3.3)	54.9	3.4		
(33.2)	2.0 (3.4)	1.6 (2.7)	0.8 (1.3)	- (-)	- (-)	38.1	4.0		
(21.8)	5.0 (10.9)	4.2 (9.1)	2.6 (5.5)	2.2 (4.7)	- (-)	50.7	3.0		
(37.0)	5.5 (11.3)	4.8 (9.8)	- (-)	5.5 (11.3)	2.2 (4.5)	48.2	2.6		
(28.6)	4.5 (14.7)	3.7 (12.1)	2.0 (6.5)	0.9 (3.1)	3.3 (10.8)	68.3	1.2		
(25.1)	8.5 (23.3)	9.8 (26.9)	3.0 (8.2)	- (-)	1.1 (3.1)	59.4	4.2		
(35.6)	1.8 (5.1)	4.1 (11.5)	0.0 (0.1)	0.1 (0.2)	1.0 (2.9)	62.6	1.6		
(47.3)	2.5 (6.4)	4.6 (11.6)	- (-)	0.1 (0.3)	1.7 (4.4)	58.8	1.9		
(12.4)	0.7 (2.4)	3.4 (11.2)	0.1 (0.3)	- (-)	- (-)	68.3	1.1		
(26.1)	3.2 (7.6)	4.0 (9.7)	0.7 (1.6)	4.3 (10.3)	1.2 (2.8)	55.8	2.7		
(26.2)	1.1 (3.0)	3.4 (8.9)	1.1 (3.0)	4.4 (11.3)	- (-)	58.0	3.6		
(26.0)	5.9 (12.9)	4.9 (10.7)	- (-)	4.2 (9.2)	2.8 (6.1)	52.7	1.4		
(24.9)	4.7 (11.6)	5.8 (14.3)	0.3 (0.7)	2.3 (5.8)	4.2 (10.4)	58.0	1.4		
(31.8)	4.2 (8.4)	3.8 (7.6)	1.0 (2.0)	0.9 (1.8)	2.2 (4.5)	45.6	4.9		
(26.5)	7.2 (14.3)	8.7 (17.4)	2.4 (4.9)	- (-)	2.7 (5.3)	48.5	1.5		
(32.4)	3.8 (7.7)	3.2 (6.5)	0.8 (1.6)	1.0 (2.0)	2.2 (4.4)	45.3	5.3		
(18.1)	6.3 (13.2)	3.9 (8.1)	0.6 (1.2)	1.8 (3.8)	3.1 (6.4)	50.4	1.7		
(30.5)	7.4 (20.7)	3.0 (8.3)	1.5 (4.2)	1.5 (4.2)	3.0 (8.3)	61.1	3.2		
(29.9)	6.9 (16.6)	4.4 (10.5)	- (-)	2.7 (6.4)	2.4 (5.8)	57.1	1.2		
(10.5)	5.4 (9.5)	4.3 (7.4)	0.2 (0.3)	1.8 (3.1)	3.4 (5.9)	41.7	1.0		
(9.0)	5.0 (9.0)	4.1 (7.4)	- (-)	1.4 (2.5)	3.7 (6.6)	43.7	0.7		
(20.4)	9.6 (13.0)	5.3 (7.2)	1.8 (2.5)	5.4 (7.3)	0.8 (1.1)	22.7	3.2		
(9.0)	3.5 (17.6)	3.1 (15.4)	1.2 (6.0)	2.0 (9.9)	1.7 (8.6)	76.9	3.3		
(20.1)	4.5 (14.2)	1.9 (6.0)	1.2 (3.8)	2.3 (7.3)	3.6 (11.6)	61.4	7.2		
(33.7)	9.6 (19.3)	7.1 (14.2)	0.7 (1.4)	3.2 (6.4)	1.4 (2.8)	47.9	2.4		
(35.4)	8.1 (20.3)	4.9 (12.3)	1.4 (3.6)	- (-)	- (-)	57.8	2.5		
(33.1)	10.3 (19.0)	8.0 (14.9)	0.4 (0.8)	4.6 (8.5)	2.0 (3.8)	43.5	2.3		
(25.4)	3.7 (9.2)	4.1 (10.3)	1.4 (3.6)	3.2 (8.2)	2.0 (5.0)	59.0	1.2		
(28.0)	3.7 (9.5)	3.7 (9.7)	1.9 (5.0)	3.6 (9.4)	1.4 (3.7)	60.9	0.7		
(16.6)	3.4 (8.9)	2.0 (5.4)	5.2 (13.8)	5.5 (14.7)	3.5 (9.3)	62.0	0.2		
(30.9)	3.7 (9.7)	4.2 (10.8)	1.0 (2.7)	3.1 (8.1)	0.9 (2.3)	60.6	0.8		
(21.1)	5.2 (10.4)	4.8 (9.5)	1.3 (2.6)	1.7 (3.5)	4.4 (8.6)	47.9	1.7		
(23.0)	7.7 (12.4)	9.0 (14.5)	2.8 (4.6)	1.0 (1.7)	5.1 (8.3)	38.1	-		
(18.6)	3.1 (7.7)	1.2 (2.9)	- (-)	2.4 (5.9)	3.7 (9.1)	56.4	3.1		
(21.4)	2.8 (7.4)	4.8 (12.9)	0.1 (0.2)	3.1 (8.3)	2.2 (5.9)	60.3	2.3		
(23.7)	2.3 (5.4)	4.5 (10.7)	- (-)	4.7 (11.3)	3.2 (7.7)	56.9	1.6		
(21.0)	2.6 (8.3)	5.4 (17.0)	- (-)	1.6 (5.0)	- (-)	65.7	2.7		
(3.7)	1.1 (3.7)	2.3 (7.4)	0.6 (1.9)	2.3 (7.4)	4.4 (14.1)	64.5	4.6		
(27.0)	10.9 (23.3)	9.4 (20.0)	- (-)	- (-)	2.8 (5.9)	51.2	2.1		

第6表-1 7月1日が含まれる1か月間に45時間を超える時間外・休日労働をした労働者割合(2-1)

区 分	(単位：%)			
	45時間超計	45時間超 80時間以下	80時間超 100時間以下	100時間超
合 計	6.6	5.8	0.6	0.3
(企 業 規 模)				
5,000人以上	5.9	5.4	0.4	0.1
1,000～4,999人	7.5	6.7	0.6	0.2
300～999人	6.7	5.7	0.7	0.3
100～299人	7.1	5.9	0.7	0.5
50～99人	7.3	6.6	0.5	0.2
30～49人	6.0	5.2	0.5	0.3
10～29人	5.9	5.0	0.7	0.3
(事 業 所 規 模)				
1,000人以上	6.3	5.8	0.4	0.2
500～999人	5.9	5.3	0.5	0.1
300～499人	5.9	5.0	0.5	0.3
100～299人	7.2	6.3	0.5	0.3
50～99人	7.8	6.8	0.7	0.3
10～49人	6.3	5.3	0.6	0.3
30～49人	6.1	5.2	0.6	0.3
10～29人	6.3	5.3	0.7	0.3
(産 業)				
農業、林業（林業に限る。）	2.4	2.2	0.0	0.1
鉱業、採石業、砂利採取業	9.6	8.8	0.7	0.0
建設業	9.5	8.7	0.5	0.3
総合工事業	9.6	8.9	0.4	0.3
職別工事業（設備工事業を除く）	6.4	5.8	0.4	0.3
設備工事業	10.6	9.5	0.7	0.3
製造業	8.7	8.1	0.5	0.2
(消費関連製造業)	8.3	7.9	0.3	0.1
食料品製造業、飲料・たばこ・飼料製造業	9.7	9.3	0.3	0.1
繊維工業	4.9	4.8	0.1	-
家具・装備品製造業	4.9	4.6	0.1	0.2
印刷・同関連業	8.9	8.7	0.2	0.1
なめし革・同製品・毛皮製造業	4.9	4.9	0.0	-
その他の製造業	5.1	4.4	0.5	0.2
(非金属系素材関連製造業)	6.6	5.9	0.5	0.1
木材・木製品製造業（家具を除く）	10.0	7.8	2.0	0.2
パルプ・紙・紙加工品製造業	6.3	5.6	0.6	0.1
化学工業	3.0	2.7	0.2	0.1
石油製品・石炭製品製造業	8.5	6.6	1.5	0.4
プラスチック製品製造業（別掲を除く）	8.6	8.1	0.4	0.2
ゴム製品製造業	10.6	10.0	0.6	0.0
窯業・土石製品製造業	6.3	5.4	0.7	0.2
(金属系素材関連製造業)	8.4	8.0	0.2	0.1
鉄業	10.1	9.7	0.3	0.1
非鉄金属製造業	8.3	7.8	0.3	0.3
金属製品製造業	7.6	7.3	0.2	0.1
(機械関連製造業)	10.0	9.1	0.6	0.2
はん用機械器具製造業	10.6	9.3	0.9	0.4
生産用機械器具製造業	12.5	11.5	0.6	0.5
業務用機械器具製造業	8.5	7.3	0.9	0.2
電子部品・デバイス・電子回路製造業	7.3	6.9	0.5	0.0
電気機械器具製造業	8.7	7.7	0.7	0.3
情報通信機械器具製造業	10.3	9.1	0.9	0.3
輸送用機械器具製造業	10.5	10.0	0.5	0.0
電気・ガス・熱供給・水道業	6.5	5.7	0.5	0.4
情報通信業	8.6	7.2	0.8	0.5
放送業	6.5	5.1	0.7	0.6
情報サービス業	8.8	7.1	1.0	0.7
インターネット附随サービス業	8.2	7.2	0.7	0.3
映像・音声・文字情報制作業	10.5	9.5	0.6	0.4
運輸業、郵便業	11.8	8.4	1.6	1.9
鉄道路運送業	20.6	16.0	3.3	1.2
鉄道旅客運送業	4.1	3.7	0.5	0.0
道路貨物運送業	19.1	15.9	1.8	1.3
水路運送業	28.1	21.2	5.2	1.7
航空運輸業	7.5	7.4	0.1	-
倉庫業	1.5	1.4	0.1	-
運輸に附帯するサービス業	9.7	8.5	0.7	0.4
郵便業（信書便事業を含む）	12.6	10.5	1.3	0.7
	2.2	2.2	0.0	-

第6表－1 7月1日が含まれる1か月間に45時間を超える時間外・休日労働をした労働者割合(2-2)

(単位：%)

区 分				
	45時間超計	45時間超 80時間以下	80時間超 100時間以下	100時間超
卸売業，小売業	4.4	3.6	0.5	0.4
（繊維、飲食品その他卸売業）	4.0	3.0	0.6	0.4
各種商品卸売業	4.0	3.8	0.2	0.1
上記以外の卸売業	4.0	3.0	0.6	0.4
（織物、飲食品その他小売業）	4.6	3.9	0.4	0.3
各種商品小売業	1.5	1.4	0.1	0.0
機械器具小売業	7.3	5.9	0.2	1.2
その他の小売業	4.2	3.2	0.7	0.2
無店舗の小売業	5.9	5.8	0.1	0.0
上記以外の小売業	4.7	4.0	0.4	0.3
金融業，保険業	2.6	2.5	0.1	0.0
金融業，融	2.8	2.6	0.1	0.0
保険業	2.5	2.4	0.0	0.0
不動産業，物品賃貸業	3.7	3.2	0.3	0.2
不動産業	2.8	2.5	0.1	0.2
物品賃貸業	5.3	4.4	0.6	0.3
学研究，専門・技術サービス業	9.5	8.8	0.5	0.2
宿泊業，飲食サービス業	5.5	4.9	0.4	0.2
宿泊業	6.2	5.4	0.4	0.4
飲食サービス業	5.3	4.8	0.3	0.1
生活関連サービス業，娯楽業	5.3	4.5	0.6	0.2
洗濯・理容・美容・浴場業	9.8	8.9	0.6	0.3
その他の生活関連サービス業	5.5	4.4	1.0	0.0
娯楽業	3.2	2.5	0.4	0.3
娯楽業（ゴルフ場除く。）	3.3	2.5	0.5	0.3
ゴルフ場	2.9	2.7	0.2	0.0
教育，学習支援業	1.7	1.5	0.1	0.0
医療，福祉	1.5	1.4	0.0	0.0
複合サービス事業	2.5	2.2	0.1	0.2
郵便局	2.2	2.1	0.1	0.0
協同組合（他に分類されないもの）	3.0	2.4	0.2	0.5
サービス業（他に分類されないもの）	6.5	6.0	0.4	0.1
（対事業所サービス業）	6.6	6.0	0.4	0.1
職業紹介・労働者派遣業	6.6	6.1	0.5	0.1
その他の事業サービス業	6.5	6.0	0.4	0.1
（対個人サービス業）	9.3	8.4	0.7	0.2
自動車整備業	6.8	6.3	0.2	0.2
機械等修理業（別掲を除く）	10.7	9.5	1.0	0.2
（対社会的サービス業）	4.7	4.4	0.2	0.1
廃棄物処理業	6.6	6.0	0.4	0.2
政治・経済・文化団体	3.1	3.0	0.0	0.0
宗教	2.9	2.9	0.0	0.0
その他のサービス業	1.8	1.6	0.1	0.0

注：受け入れている派遣労働者を除いた割合である。

第6表-2-1 7月1日が含まれる1か月間に45時間を超える時間外・休日労働をした労働者に対する医師による面接指導の実施の有無別事業所割合(2-1)

(45時間超80時間以下)		医師による面接指導の実施							
区 分	時間外・休日労働をした 労働者がいる事業所計 1)	医師による面接指導の 申し出のあった労働者 がいた事業所		実施した		一部実施した		実施し	
合 計	[25.9]	100.0	4.9	(100.0)	2.3	(45.9)	0.7	(14.8)	1.5
(企 業 規 模)									
5,000 人 以 上	[31.2]	100.0	4.4	(100.0)	2.9	(65.1)	1.0	(22.6)	0.4
1,000 ～ 4,999 人	[29.7]	100.0	9.7	(100.0)	5.9	(61.5)	0.6	(6.1)	3.1
300 ～ 999 人	[35.2]	100.0	4.4	(100.0)	2.9	(66.0)	0.4	(9.9)	0.7
100 ～ 299 人	[29.1]	100.0	9.4	(100.0)	3.0	(32.3)	2.9	(30.6)	1.0
50 ～ 99 人	[31.5]	100.0	4.2	(100.0)	1.4	(33.6)	0.4	(8.9)	2.4
30 ～ 49 人	[28.7]	100.0	1.8	(100.0) *	0.5	(28.4) *	0.3	(16.1) *	0.7
10 ～ 29 人	[17.0]	100.0	2.5	(100.0)	0.4	(16.4) *	0.0	(1.4)	2.0
(事 業 所 規 模)									
1,000 人 以 上	[91.2]	100.0	28.1	(100.0)	22.0	(78.1)	5.7	(20.3)	0.4
500 ～ 999 人	[77.0]	100.0	21.2	(100.0)	14.7	(69.3)	3.5	(16.8)	2.0
300 ～ 499 人	[61.2]	100.0	20.6	(100.0)	12.3	(59.6)	5.0	(24.2)	2.7
100 ～ 299 人	[56.8]	100.0	6.0	(100.0)	4.0	(67.0)	1.1	(17.6)	0.4
50 ～ 99 人	[39.5]	100.0	6.9	(100.0)	4.5	(65.6)	0.8	(12.2)	1.5
10 ～ 49 人	[22.1]	100.0	3.5	(100.0)	1.0	(27.0)	0.5	(13.2)	1.6
30 ～ 49 人	[31.2]	100.0	5.1	(100.0)	1.1	(20.9)	1.7	(33.0)	2.4
10 ～ 29 人	[20.3]	100.0	3.0	(100.0)	0.9	(30.2)	0.1	(3.1)	1.4
(産 業)									
農 業 , 林 業 (林 業 に 限 る 。)	[9.5]	100.0	-	(-)	-	(-)	-	(-)	-
鉱 業 , 採 石 業 , 砂 利 採 取 業	[26.1]	100.0	0.9	(100.0)	0.9	(100.0)	-	(-)	-
建 設 業	[29.9]	100.0	6.8	(100.0)	3.1	(46.2)	0.3	(5.1)	3.3
総 合 工 事 業	[26.0]	100.0	9.7	(100.0) *	4.7	(48.5) *	0.8	(8.1) *	4.2
職 別 工 事 業 (設 備 工 事 業 を 除 く)	[24.1]	100.0	3.2	(100.0)	-	(-)	-	(-)	3.2
設 備 工 事 業	[40.5]	100.0	5.0	(100.0) *	2.7	(53.2) *	-	(-) *	2.4
製 造 業	[33.7]	100.0	7.1	(100.0)	4.1	(58.1)	0.8	(11.3)	1.8
(消 費 関 連 製 造 業)	[26.7]	100.0	4.7	(100.0)	1.9	(41.3)	0.0	(0.5)	2.7
食 料 品 製 造 業 ・ 飲 料 ・ た ば こ ・ 飼 料 製 造 業	[27.0]	100.0	6.1	(100.0) *	3.2	(52.2) *	-	(-) *	2.9
織 維 工 業	[19.3]	100.0	4.4	(100.0) *	0.1	(2.1) *	0.1	(2.1) *	4.2
家 具 ・ 装 備 品 製 造 業	[22.6]	100.0	2.0	(100.0) *	0.6	(28.5) *	-	(-) *	-
印 刷 ・ 同 関 連 業	[40.2]	100.0	2.9	(100.0) *	0.3	(8.9) *	-	(-) *	2.6
な め し 革 ・ 同 製 品 ・ 毛 皮 製 造 業	[17.4]	100.0	-	(-)	-	(-)	-	(-)	-
そ の 他 の 製 造 業	[19.4]	100.0	3.1	(100.0) *	3.0	(94.5) *	0.2	(5.5) *	-
(非 金 属 系 素 材 関 連 製 造 業)	[28.8]	100.0	6.6	(100.0)	4.0	(60.6)	0.4	(6.0)	1.1
木 材 ・ 木 製 品 製 造 業 (家 具 を 除 く)	[27.4]	100.0	5.9	(100.0) *	2.7	(46.1) *	-	(-) *	3.2
パ ル プ ・ 紙 ・ 紙 加 工 品 製 造 業	[29.8]	100.0	1.1	(100.0) *	0.8	(69.4) *	0.3	(30.6) *	-
化 学 工 業	[25.3]	100.0	13.0	(100.0)	11.2	(86.6)	1.7	(13.4)	-
石 油 製 品 ・ 石 炭 製 品 製 造 業	[44.3]	100.0	14.9	(100.0)	8.6	(58.0)	-	(-)	6.3
プ ラ ス チ ッ ク 製 品 製 造 業 (別 掲 を 除 く)	[33.4]	100.0	5.1	(100.0) *	1.9	(37.0) *	0.1	(1.8) *	-
ゴ ム 製 品 製 造 業	[33.0]	100.0	6.4	(100.0) *	6.2	(96.8) *	0.2	(3.2) *	-
窯 業 ・ 土 石 製 品 製 造 業	[23.2]	100.0	8.3	(100.0)	4.0	(48.9)	0.2	(3.0)	4.0
(金 属 系 素 材 関 連 製 造 業)	[37.8]	100.0	5.4	(100.0)	2.7	(49.7)	1.9	(35.1)	0.6
鉄 鋼 業	[44.9]	100.0	7.3	(100.0)	3.2	(43.8)	2.0	(26.6)	2.2
非 鉄 金 属 製 造 業	[37.1]	100.0	10.0	(100.0) *	4.0	(40.7) *	3.7	(36.8) *	2.2
金 属 製 品 製 造 業	[36.3]	100.0	4.2	(100.0) *	2.3	(55.7) *	1.6	(38.6) *	-
(機 械 関 連 製 造 業)	[43.0]	100.0	9.8	(100.0)	6.4	(64.8)	1.1	(10.7)	2.2
は ん 用 機 械 器 具 製 造 業	[46.8]	100.0	10.0	(100.0)	3.9	(38.8)	2.0	(20.3)	3.8
生 産 用 機 械 器 具 製 造 業	[44.7]	100.0	5.6	(100.0)	3.5	(62.8)	0.1	(1.3)	2.0
業 務 用 機 械 器 具 製 造 業	[31.8]	100.0	11.0	(100.0)	4.2	(38.2)	2.2	(20.0)	2.9
電 子 部 品 ・ デ バ イ ス ・ 電 子 回 路 製 造 業	[32.5]	100.0	14.1	(100.0)	11.6	(82.4)	1.1	(7.8)	1.4
電 気 機 械 器 具 製 造 業	[41.8]	100.0	5.9	(100.0) *	3.9	(65.5) *	-	(-) *	2.0
情 報 通 信 機 械 器 具 製 造 業	[44.7]	100.0	17.9	(100.0)	13.3	(74.5)	1.3	(7.1)	3.3
輸 送 用 機 械 器 具 製 造 業	[49.3]	100.0	14.3	(100.0)	10.4	(72.7)	2.1	(14.5)	1.5
電 気 ・ ガ ス ・ 熱 供 給 ・ 水 道 業	[30.4]	100.0	29.6	(100.0)	22.7	(76.5)	0.6	(2.0)	5.0
情 報 通 信 業	[52.8]	100.0	7.5	(100.0)	4.2	(55.6)	0.8	(10.3)	2.6
通 信 業	[33.1]	100.0	15.8	(100.0) *	11.7	(73.8) *	3.2	(20.3) *	0.9
放 送 業	[44.6]	100.0	14.6	(100.0) *	2.1	(14.4) *	8.8	(60.2) *	3.7
情 報 サ ー ビ ス 業	[58.9]	100.0	7.0	(100.0)	4.0	(56.7)	-	(-)	3.0
イ ン タ ー ネ ッ ト 附 随 サ ー ビ ス 業	[43.3]	100.0	-	(-)	-	(-)	-	(-)	-
映 像 ・ 音 声 ・ 文 字 情 報 制 作 業	[44.1]	100.0	8.1	(100.0) *	4.7	(57.6) *	2.0	(24.6) *	1.4
運 輸 業 , 道 郵 便 業	[53.2]	100.0	3.3	(100.0)	0.8	(23.0)	0.3	(7.7)	2.3
鉄 道 旅 客 運 送 業	[21.1]	100.0	7.3	(100.0) *	2.2	(30.7) *	5.1	(69.3) *	-
道 路 貨 物 運 送 業	[47.5]	100.0	4.0	(100.0) *	1.9	(47.6) *	-	(-) *	2.1
水 道 運 送 業	[62.2]	100.0	2.7	(100.0) *	-	(-) *	-	(-) *	2.7
航 空 運 輸 業	[25.4]	100.0	-	(-)	-	(-)	-	(-)	-
倉 庫 業	[37.4]	100.0	5.3	(100.0) *	0.9	(17.6) *	4.3	(82.4) *	-
運 輸 に 附 帯 す る サ ー ビ ス 業	[42.5]	100.0	6.9	(100.0) *	5.3	(77.2) *	-	(-) *	1.6
運 輸 に 附 帯 す る サ ー ビ ス 業	[32.3]	100.0	5.4	(100.0) *	3.3	(61.1) *	2.1	(38.9) *	-
郵 便 業 (信 書 便 事 業 を 含 む)	[57.5]	100.0	3.3	(100.0) *	1.5	(47.4) *	-	(-) *	1.7

なかった	不明	
(30.3)	0.4	(8.9)
(9.6)	0.1	(2.8)
(31.8)	0.1	(0.6)
(16.4)	0.3	(7.7)
(10.8)	2.5	(26.3)
(57.5)	-	(-)
(37.4) *	0.3	(18.2) *
(82.2)	-	(-)
(1.5)	-	(-)
(9.2)	1.0	(4.8)
(13.2)	0.6	(3.1)
(6.0)	0.6	(9.5)
(22.3)	-	(-)
(45.7)	0.5	(14.1)
(46.1)	-	(-)
(45.4)	0.6	(21.3)
(-)	-	(-)
(-)	-	(-)
(48.8)	-	(-)
(43.4) *	-	(-) *
(100.0)	-	(-)
(46.8) *	-	(-) *
(25.8)	0.3	(4.8)
(56.8)	0.1	(1.4)
(47.8) *	-	(-) *
(95.8) *	-	(-) *
(-) *	1.5	(71.5) *
(91.1) *	-	(-) *
(-)	-	(-)
(-) *	-	(-) *
(17.0)	1.1	(16.4)
(53.9) *	-	(-) *
(-) *	-	(-) *
(-)	-	(-)
(42.0)	-	(-)
(-) *	3.1	(61.2) *
(-) *	-	(-) *
(48.1)	-	(-)
(12.0)	0.2	(3.1)
(29.6)	-	(-)
(22.5) *	-	(-) *
(-) *	0.2	(5.7) *
(22.1)	0.2	(2.3)
(38.2)	0.3	(2.7)
(35.9)	-	(-)
(26.3)	1.7	(15.5)
(9.7)	-	(-)
(34.5) *	-	(-) *
(18.4)	-	(-)
(10.2)	0.4	(2.6)
(17.0)	1.3	(4.4)
(34.1)	-	(-)
(5.9) *	-	(-) *
(25.3) *	-	(-) *
(43.3)	-	(-)
(-)	-	(-)
(17.8) *	-	(-) *
(69.3)	-	(-)
(-) *	-	(-) *
(52.4) *	-	(-) *
(100.0) *	-	(-) *
(-)	-	(-)
(-) *	-	(-) *
(22.8) *	-	(-) *
(-) *	-	(-) *
(52.6) *	-	(-) *

第6表-2-1 7月1日が含まれる1か月間に45時間を超える時間外・休日労働をした労働者に対する医師による面接指導の実施の有無別事業所割合(2-2)

(45時間超80時間以下)

区 分	時間外・休日労働をした労働者がいる事業所計 ¹⁾		医師による面接指導の実施				
			医師による面接指導の申し出のあった労働者がいた事業所	実施した	一部実施した	実施し	
卸売業，小売業	[21.9]	100.0	3.4 (100.0)	1.7 (49.9)	0.6 (18.0)	1.1	
（繊維、飲食品その他卸売業）	[19.9]	100.0	6.2 (100.0)	4.1 (66.3)	2.1 (33.0)	0.0	
各種商品の卸売業	[25.7]	100.0	9.8 (100.0) *	- (-) *	4.5 (45.7) *	5.3	
上記以外の卸売業	[19.9]	100.0	6.2 (100.0) *	4.2 (67.1) *	2.0 (32.9) *	-	
（織物、飲食品その他小売業）	[22.9]	100.0	2.2 (100.0)	0.7 (31.6)	0.0 (1.4)	1.5	
各種商品の小売業	[33.7]	100.0	8.9 (100.0) *	4.9 (54.3) *	1.4 (15.2) *	2.7	
機械器具小売業	[27.1]	100.0	3.8 (100.0) *	3.8 (100.0) *	- (-) *	-	
その他の小売業	[17.0]	100.0	6.5 (100.0)	- (-)	- (-)	6.5	
無店舗の小売業	[27.2]	100.0	0.1 (100.0)	0.1 (100.0)	- (-)	-	
上記以外の小売業	[24.5]	100.0	- (-)	- (-)	- (-)	-	
金融業，保険業	[19.1]	100.0	2.4 (100.0) *	1.8 (73.3) *	0.3 (10.9) *	0.4	
金融業，融	[15.2]	100.0	1.3 (100.0) *	- (-) *	0.5 (41.0) *	0.8	
保険業	[25.1]	100.0	3.4 (100.0) *	3.4 (100.0) *	- (-) *	-	
不動産業，物品賃貸業	[21.2]	100.0	5.9 (100.0) *	3.0 (51.0) *	2.8 (47.2) *	0.1	
不動産業	[20.4]	100.0	0.4 (100.0) *	0.2 (50.0) *	- (-) *	0.2	
物品賃貸業	[22.3]	100.0	12.9 (100.0) *	6.6 (51.0) *	6.3 (49.0) *	-	
学術研究，専門・技術サービス業	[38.7]	100.0	9.8 (100.0)	3.9 (39.7)	1.3 (13.5)	4.6	
宿泊業，飲食サービス業	[26.6]	100.0	5.1 (100.0) *	- (-) *	2.0 (38.9) *	0.5	
宿泊業	[19.0]	100.0	6.1 (100.0) *	- (-) *	0.2 (2.6) *	6.0	
飲食サービス業	[27.5]	100.0	5.1 (100.0) *	- (-) *	2.2 (42.5) *	-	
生活関連サービス業，娯楽業	[19.9]	100.0	0.9 (100.0) *	0.1 (7.9) *	0.0 (4.8) *	0.8	
洗濯・理容・美容・浴場業	[26.1]	100.0	0.1 (100.0)	0.1 (100.0)	- (-)	-	
その他の生活関連サービス業	[18.5]	100.0	1.9 (100.0)	- (-)	- (-)	1.9	
娯楽業	[16.6]	100.0	1.2 (100.0) *	0.1 (8.0) *	0.1 (8.0) *	1.0	
娯楽業（ゴルフ場除く。）	[15.4]	100.0	0.2 (100.0) *	0.1 (50.0) *	0.1 (50.0) *	-	
ゴルフ場	[27.9]	100.0	6.2 (100.0) *	- (-) *	- (-) *	6.2	
教育，学習支援業	[12.5]	100.0	1.3 (100.0) *	0.5 (36.5) *	0.9 (63.5) *	-	
医療，福祉	[8.2]	100.0	0.8 (100.0) *	0.4 (46.0) *	0.1 (11.7) *	0.4	
複合サービス事業	[15.1]	100.0	3.1 (100.0) *	2.3 (73.6) *	- (-) *	-	
郵便局	[21.2]	100.0	2.5 (100.0) *	0.6 (24.7) *	- (-) *	-	
協同組合（他に分類されないもの）	[12.5]	100.0	3.5 (100.0) *	3.5 (100.0) *	- (-) *	-	
サービス業（他に分類されないもの）	[33.8]	100.0	5.7 (100.0)	4.6 (81.6)	0.2 (4.1)	0.2	
（対事業所サービス業）	[39.4]	100.0	6.1 (100.0)	5.1 (82.8)	- (-)	0.2	
職業紹介・労働者派遣業	[52.5]	100.0	3.4 (100.0) *	2.6 (77.0) *	- (-) *	0.8	
その他の事業サービス業	[35.9]	100.0	7.2 (100.0) *	6.0 (83.8) *	- (-) *	-	
（対個人サービス業）	[37.2]	100.0	6.8 (100.0) *	5.6 (83.2) *	1.1 (16.8) *	-	
自動車整備業	[24.4]	100.0	0.9 (100.0) *	0.8 (88.6) *	0.1 (11.4) *	-	
機械等修理業（別掲を除く）	[48.2]	100.0	9.4 (100.0) *	7.8 (83.0) *	1.6 (17.0) *	-	
（対社会的サービス業）	[15.3]	100.0	0.9 (100.0) *	- (-) *	0.6 (70.1) *	0.3	
廃棄物処理業	[18.7]	100.0	- (-)	- (-)	- (-)	-	
政治・経済・文化団体	[11.4]	100.0	2.4 (100.0)	- (-)	2.4 (100.0)	-	
宗教	[12.5]	100.0	- (-)	- (-)	- (-)	-	
その他のサービス業	[14.2]	100.0	4.7 (100.0)	- (-)	- (-)	4.7	

注：1）[]は、全事業所のうち「時間外・休日労働をした労働者がいる事業所」の割合である。

なかった	不明	
(32.1)	-	(-)
(0.6)	-	(-)
(54.3) *	-	(-) *
(-) *	-	(-) *
(67.0)	-	(-)
(30.4) *	-	(-) *
(-) *	-	(-) *
(100.0)	-	(-)
(-)	-	(-)
(-)	-	(-)
(15.7) *	-	(-) *
(59.0) *	-	(-) *
(-) *	-	(-) *
(1.8) *	-	(-) *
(50.0) *	-	(-) *
(-) *	-	(-) *
(46.9)	-	(-)
(8.8) *	2.7	(52.3) *
(97.4) *	-	(-) *
(-) *	2.9	(57.5) *
(87.3) *	-	(-) *
(-)	-	(-)
(100.0)	-	(-)
(83.9) *	-	(-) *
(-) *	-	(-) *
(100.0) *	-	(-) *
(-) *	-	(-) *
(42.4) *	-	(-) *
(-) *	0.8	(26.4) *
(-) *	1.9	(75.3) *
(-) *	-	(-) *
(3.3)	0.6	(11.0)
(3.5)	0.8	(13.7)
(23.0) *	-	(-) *
(-) *	1.2	(16.2) *
(-) *	-	(-) *
(-) *	-	(-) *
(-) *	-	(-) *
(29.9) *	-	(-) *
(-)	-	(-)
(-)	-	(-)
(-)	-	(-)
(100.0)	-	(-)

第6表-2-2 7月1日が含まれる1か月間に45時間を超える時間外・休日労働をした労働者に対する医師による面接指導の実施の有無別事業所割合(2-1)

(80時間超100時間以下)

区 分	時間外・休日労働をした労働者がいる事業所計 1)	医師による面接指導の実施							
		医師による面接指導の 申し出のあった労働者 がいた事業所	実施した	一部実施した	実施し				
合 計	[5.5] 100.0	13.3 (100.0)	8.0 (60.0)	2.9 (22.1)	2.3				
(企 業 規 模)									
5,000人以上	[5.0] 100.0	20.7 (100.0)	15.2 (73.5)	4.3 (20.7)	0.9				
1,000～4,999人	[7.2] 100.0	17.9 (100.0)	10.8 (60.6)	1.3 (7.1)	5.5				
300～999人	[8.3] 100.0	10.8 (100.0)	10.1 (93.8)	0.7 (6.2)	-				
100～299人	[8.2] 100.0	7.6 (100.0)	3.7 (49.1)	3.8 (50.0)	0.1				
50～99人	[7.4] 100.0	31.9 (100.0) *	15.5 (48.4) *	12.3 (38.6) *	4.2				
30～49人	[3.7] 100.0	7.9 (100.0) *	7.9 (100.0) *	- (-) *	-				
10～29人	[3.2] 100.0	4.4 (100.0) *	- (-) *	- (-) *	4.4				
(事 業 所 規 模)									
1,000人以上	[58.2] 100.0	52.8 (100.0)	43.9 (83.3)	8.2 (15.5)	0.6				
500～999人	[31.1] 100.0	46.6 (100.0)	36.5 (78.4)	6.1 (13.2)	2.2				
300～499人	[24.2] 100.0	42.0 (100.0)	35.0 (83.2)	5.4 (12.8)	1.7				
100～299人	[14.9] 100.0	15.2 (100.0)	11.8 (77.4)	3.2 (20.9)	0.1				
50～99人	[10.8] 100.0	7.0 (100.0) *	1.4 (19.6) *	2.8 (40.1) *	2.8				
10～49人	[4.0] 100.0	10.7 (100.0)	5.5 (51.5)	2.5 (23.4)	2.7				
30～49人	[5.0] 100.0	10.4 (100.0)	10.2 (97.7)	- (-)	0.2				
10～29人	[3.8] 100.0	10.8 (100.0)	4.3 (39.8)	3.2 (29.3)	3.3				
(産 業)									
農 業 , 林 業 (林 業 に 限 る 。)	[0.6] 100.0	- (-)	- (-)	- (-)	-				
鉱 業 , 採 石 業 , 砂 利 採 取 業	[5.0] 100.0 *	9.2 * (100.0) *	9.2 * (100.0) *	- * (-) *	- *				
建 設 業	[3.8] 100.0	6.4 (100.0)	3.4 (53.4)	2.8 (43.6)	0.2				
総 合 工 事 業	[2.2] 100.0	14.7 (100.0) *	4.9 (33.5) *	9.1 (62.1) *	0.7				
職 別 工 事 業 (設 備 工 事 業 を 除 く)	[2.8] 100.0 *	- * (-)	- * (-)	- * (-)	- *				
設 備 工 事 業	[7.1] 100.0	3.7 (100.0) *	3.6 (95.5) *	0.2 (4.5) *	-				
製 造 業	[6.4] 100.0	23.3 (100.0)	19.2 (82.6)	2.0 (8.6)	1.8				
(消 費 関 連 製 造 業)	[4.2] 100.0	21.1 (100.0)	14.7 (69.3)	2.1 (10.1)	4.3				
食 料 品 製 造 業 , 飲 料 ・ た ば こ ・ 飼 料 製 造 業	[4.9] 100.0	17.3 (100.0) *	13.9 (80.1) *	3.4 (19.9) *	-				
織 維 工 業	[0.8] 100.0 *	2.1 * (100.0)	2.1 * (100.0)	- * (-)	- *				
家 具 ・ 装 備 品 製 造 業	[1.4] 100.0 *	9.8 * (100.0)	9.8 * (100.0)	- * (-)	- *				
印 刷 ・ 同 関 連 業	[5.5] 100.0	41.9 (100.0) *	21.6 (51.6) *	- (-) *	20.3				
な め し 革 ・ 同 製 品 ・ 毛 皮 製 造 業	[0.6] 100.0	- (-)	- (-)	- (-)	-				
そ の 他 の 製 造 業	[6.5] 100.0	13.1 (100.0) *	11.6 (89.1) *	0.7 (5.4) *	0.7				
(非 金 属 系 素 材 関 連 製 造 業)	[5.6] 100.0	20.3 (100.0)	13.6 (66.8)	2.5 (12.4)	4.2				
木 材 ・ 木 製 品 製 造 業 (家 具 を 除 く)	[10.1] 100.0	22.1 (100.0) *	13.5 (61.0) *	- (-) *	8.6				
パ ル プ ・ 紙 ・ 紙 加 工 品 製 造 業	[5.4] 100.0	44.2 (100.0) *	21.6 (48.7) *	2.8 (6.2) *	19.4				
化 学 工 業	[4.2] 100.0	25.8 (100.0) *	25.8 (100.0) *	- (-) *	-				
石 油 製 品 ・ 石 炭 製 品 製 造 業	[7.8] 100.0	18.1 (100.0) *	18.1 (100.0) *	- (-) *	-				
プ ラ ス チ ッ ク 製 品 製 造 業 (別 掲 を 除 く)	[2.2] 100.0	25.6 (100.0) *	7.7 (30.2) *	17.9 (69.8) *	-				
ゴ ム 製 品 製 造 業	[9.3] 100.0	5.2 (100.0) *	4.5 (86.2) *	0.7 (13.8) *	-				
窯 業 ・ 土 石 製 品 製 造 業	[8.1] 100.0	10.0 (100.0) *	10.0 (100.0) *	- (-) *	-				
(金 属 系 素 材 関 連 製 造 業)	[3.3] 100.0	40.5 (100.0)	40.3 (99.5)	0.2 (0.5)	-				
鉄 業	[4.8] 100.0	39.8 (100.0) *	39.8 (100.0) *	- (-) *	-				
非 鉄 金 属 製 造 業	[7.3] 100.0	51.7 (100.0)	50.8 (98.2)	0.9 (1.8)	-				
金 属 製 品 製 造 業	[2.5] 100.0 *	36.2 * (100.0) *	36.2 * (100.0) *	- * (-) *	- *				
(機 械 関 連 製 造 業)	[11.0] 100.0	22.7 (100.0)	20.1 (88.4)	2.0 (9.0)	0.1				
は ん 用 機 械 器 具 製 造 業	[14.1] 100.0	17.3 (100.0)	11.6 (66.8)	4.1 (23.9)	0.7				
生 産 用 機 械 器 具 製 造 業	[10.8] 100.0	16.1 (100.0) *	16.1 (100.0) *	- (-) *	-				
業 務 用 機 械 器 具 製 造 業	[7.4] 100.0	42.1 (100.0)	32.6 (77.5)	9.5 (22.5)	-				
電 子 部 品 ・ デ バ イ ス ・ 電 子 回 路 製 造 業	[9.4] 100.0	9.9 (100.0) *	7.3 (73.3) *	2.6 (26.7) *	-				
電 気 機 械 器 具 製 造 業	[10.4] 100.0	23.1 (100.0)	22.1 (95.7)	1.0 (4.3)	-				
情 報 通 信 機 械 器 具 製 造 業	[15.7] 100.0	42.3 (100.0)	35.7 (84.5)	6.5 (15.5)	-				
輸 送 用 機 械 器 具 製 造 業	[11.6] 100.0	29.2 (100.0)	27.1 (92.8)	0.5 (1.9)	-				
電 気 ・ ガ ス ・ 熱 供 給 ・ 水 道 業	[4.7] 100.0	71.5 (100.0)	58.5 (81.7)	1.9 (2.7)	11.1				
情 報 通 信 業	[15.0] 100.0	15.5 (100.0)	13.8 (88.9)	1.5 (9.7)	0.2				
通 信 業	[8.2] 100.0	12.9 (100.0) *	3.3 (25.8) *	9.6 (74.2) *	-				
放 送 業	[14.2] 100.0	48.2 (100.0)	14.2 (29.5)	28.6 (59.4)	5.3				
情 報 サ ー ビ ス 業	[16.1] 100.0	16.1 (100.0)	16.1 (100.0)	- (-)	-				
イ ン タ ー ネ ッ ト 附 随 サ ー ビ ス 業	[10.0] 100.0	23.6 (100.0) *	23.6 (100.0) *	- (-) *	-				
映 像 ・ 音 声 ・ 文 字 情 報 制 作 業	[15.6] 100.0	6.4 (100.0) *	6.4 (100.0) *	- (-) *	-				
運 輸 業 , 郵 便 業	[21.8] 100.0	9.0 (100.0)	1.2 (13.0)	0.2 (1.7)	7.6				
鉄 道 旅 客 運 送 業	[5.4] 100.0	3.1 (100.0)	3.1 (100.0)	- (-)	-				
道 路 貨 物 運 送 業	[16.0] 100.0	3.9 (100.0)	3.9 (100.0)	- (-)	-				
水 路 運 送 業	[28.4] 100.0	9.3 (100.0) *	- (-) *	- (-) *	9.3				
航 空 運 輸 業	[2.4] 100.0 *	4.5 * (100.0)	- * (-)	- * (-)	4.5 *				
倉 庫 業	[3.8] 100.0 *	33.6 * (100.0)	33.6 * (100.0)	- * (-)	- *				
運 輸 に 附 帯 す る サ ー ビ ス 業	[9.9] 100.0	24.6 (100.0) *	18.7 (75.7) *	3.0 (12.1) *	-				
郵 便 業 (信 書 便 事 業 を 含 む)	[9.2] 100.0	5.7 (100.0) *	4.3 (75.7) *	1.4 (24.3) *	-				
	[0.9] 100.0	- (-)	- (-)	- (-)	-				

なかった	不明	
(17.4)	0.1	(0.5)
(4.5)	0.3	(1.3)
(31.0)	0.2	(1.4)
(-)	-	(-)
(0.8)	-	(-)
(13.0) *	-	(-) *
(-) *	-	(-) *
(100.0) *	-	(-) *
(1.2)	-	(-)
(4.6)	1.8	(3.8)
(4.0)	-	(-)
(0.6)	0.2	(1.1)
(40.3) *	-	(-) *
(25.1)	-	(-)
(2.3)	-	(-)
(30.9)	-	(-)
(-)	-	(-)
(-) *	- *	(-) *
(3.0)	-	(-)
(4.4) *	-	(-) *
(-)	- *	(-)
(-) *	-	(-) *
(7.7)	0.3	(1.1)
(20.6)	-	(-)
(-) *	-	(-) *
(-)	- *	(-)
(-)	- *	(-)
(48.4) *	-	(-) *
(-)	-	(-)
(5.4) *	-	(-) *
(20.5)	0.1	(0.3)
(39.0) *	-	(-) *
(43.9) *	0.5	(1.1) *
(-) *	-	(-) *
(-) *	-	(-) *
(-) *	-	(-) *
(-) *	-	(-) *
(-) *	-	(-) *
(-) *	-	(-) *
(-) *	-	(-) *
(-) *	- *	(-) *
(0.5)	0.5	(2.1)
(4.0)	0.9	(5.3)
(-) *	-	(-) *
(-)	-	(-)
(-) *	-	(-) *
(-)	-	(-)
(-)	-	(-)
(-)	1.5	(5.3)
(15.5)	-	(-)
(1.4)	-	(-)
(-) *	-	(-) *
(11.1)	-	(-)
(-)	-	(-)
(-) *	-	(-) *
(-) *	-	(-) *
(84.4)	0.1	(0.9)
(-)	-	(-)
(-)	-	(-)
(100.0) *	-	(-) *
(100.0)	- *	(-)
(-)	- *	(-)
(-) *	3.0	(12.1) *
(-) *	-	(-) *
(-)	-	(-)

第6表-2-2 7月1日が含まれる1か月間に45時間を超える時間外・休日労働をした労働者に対する医師による面接指導の実施の有無別事業所割合(2-2)

(80時間超100時間以下)

区 分	時間外・休日労働をした労働者がいる事業所計 1)		医師による面接指導の実施				
			医師による面接指導の 申し出のあった労働者 がいた事業所	実施した	一部実施した	実施し	
卸売業，小売業	[4.4]	100.0	11.6 (100.0)	8.9 (76.6)	2.7 (23.3)	0.0	
（繊維、飲食品その他卸売業）	[5.8]	100.0	27.2 (100.0)	20.7 (76.0)	6.5 (24.0)	-	
各種商品の卸売業	[2.1]	100.0 *	31.2 * (100.0) *	31.2 * (100.0) *	- * (-) *	- *	
上記以外の卸売業	[5.8]	100.0	27.2 (100.0) *	20.7 (76.0) *	6.5 (24.0) *	-	
（織物、飲食品その他小売業）	[3.8]	100.0	0.7 (100.0) *	0.7 (90.6) *	0.0 (4.6) *	0.0	
各種商品の小売業	[6.1]	100.0	14.9 (100.0) *	14.9 (100.0) *	- (-) *	-	
機械器具小売業	[2.1]	100.0 *	- * (-)	- * (-)	- * (-)	- *	
その他の小売業	[2.8]	100.0 *	0.3 * (100.0) *	- * (-) *	0.2 * (48.5) *	0.2 *	
無店舗の小売業	[0.5]	100.0 *	57.6 * (100.0) *	57.6 * (100.0) *	- * (-) *	- *	
上記以外の小売業	[5.0]	100.0 *	- * (-)	- * (-)	- * (-)	- *	
金融業，保険業	[1.1]	100.0	15.3 (100.0) *	4.2 (27.5) *	4.5 (29.7) *	6.5	
金融業，融	[1.7]	100.0	14.6 (100.0) *	2.6 (18.0) *	4.9 (33.6) *	7.1	
保険業	[0.2]	100.0 *	24.1 * (100.0) *	24.1 * (100.0) *	- * (-) *	- *	
不動産業，物品賃貸業	[3.9]	100.0	15.6 (100.0) *	15.6 (100.0) *	- (-) *	-	
不動産業	[2.4]	100.0 *	- * (-)	- * (-)	- * (-)	- *	
物品賃貸業	[6.1]	100.0 *	24.1 * (100.0) *	24.1 * (100.0) *	- * (-) *	- *	
学術研究，専門・技術サービス業	[7.7]	100.0	24.5 (100.0)	20.1 (82.0)	4.4 (18.0)	-	
宿泊業，飲食サービス業	[4.2]	100.0	17.7 (100.0) *	0.6 (3.2) *	17.1 (96.8) *	-	
宿泊業	[5.4]	100.0	4.2 (100.0) *	4.2 (100.0) *	- (-) *	-	
飲食サービス業	[4.0]	100.0 *	19.8 * (100.0)	- * (-)	19.8 * (100.0)	- *	
生活関連サービス業，娯楽業	[6.2]	100.0	2.3 (100.0) *	1.6 (71.7) *	- (-) *	0.6	
洗濯・理容・美容・浴場業	[3.3]	100.0 *	0.5 * (100.0)	0.5 * (100.0)	- * (-)	- *	
その他の生活関連サービス業	[6.1]	100.0 *	1.8 * (100.0)	1.8 * (100.0)	- * (-)	- *	
娯楽業	[8.1]	100.0	2.8 (100.0) *	1.9 (65.9) *	- (-) *	1.0	
娯楽業（ゴルフ場除く。）	[8.3]	100.0	2.0 (100.0) *	2.0 (100.0) *	- (-) *	-	
ゴルフ場	[6.1]	100.0 *	13.3 * (100.0)	- * (-)	- * (-)	13.3 *	
教育，学習支援業	[1.8]	100.0	7.4 (100.0) *	4.4 (59.1) *	3.0 (40.9) *	-	
医療，福祉	[0.7]	100.0	4.2 (100.0) *	1.7 (40.6) *	1.1 (27.1) *	1.3	
複合サービス事業	[1.6]	100.0 *	1.0 * (100.0)	1.0 * (100.0)	- * (-)	- *	
郵便局	[0.9]	100.0 *	- * (-)	- * (-)	- * (-)	- *	
協同組合（他に分類されないもの）	[1.9]	100.0 *	1.2 * (100.0)	1.2 * (100.0)	- * (-)	- *	
サービス業（他に分類されないもの）	[6.3]	100.0	12.1 (100.0)	11.4 (94.6)	0.7 (5.4)	-	
（対事業所サービス業）	[7.9]	100.0	12.1 (100.0) *	12.1 (100.0) *	- (-) *	-	
職業紹介・労働者派遣業	[12.7]	100.0	4.0 (100.0) *	4.0 (100.0) *	- (-) *	-	
その他の事業サービス業	[6.7]	100.0	16.1 (100.0) *	16.1 (100.0) *	- (-) *	-	
（対個人サービス業）	[7.0]	100.0	12.3 (100.0) *	8.1 (65.6) *	4.2 (34.4) *	-	
自動車整備業	[1.2]	100.0 *	17.7 * (100.0) *	17.7 * (100.0) *	- * (-) *	- *	
機械等修理業（別掲を除く）	[12.1]	100.0	11.8 (100.0) *	7.2 (61.0) *	4.6 (39.0) *	-	
（対社会的サービス業）	[1.0]	100.0	11.2 (100.0) *	11.2 (100.0) *	- (-) *	-	
廃棄物の処理業	[0.9]	100.0 *	1.6 * (100.0)	1.6 * (100.0)	- * (-)	- *	
政治・経済・文化団体	[1.2]	100.0 *	25.6 * (100.0) *	25.6 * (100.0) *	- * (-) *	- *	
宗教	[0.1]	100.0	- (-)	- (-)	- (-)	-	
その他のサービス業	[1.8]	100.0 *	- * (-)	- * (-)	- * (-)	- *	

注：1) []は、全事業所のうち「時間外・休日労働をした労働者がいる事業所」の割合である。

なかった	不明	
(0.2)	-	(-)
(-)	-	(-)
(-) *	- *	(-) *
(-) *	-	(-) *
(4.8) *	-	(-) *
(-) *	-	(-) *
(-)	- *	(-)
(51.5) *	- *	(-) *
(-) *	- *	(-) *
(-)	- *	(-)
(42.8) *	-	(-) *
(48.4) *	-	(-) *
(-) *	- *	(-) *
(-) *	-	(-) *
(-)	- *	(-)
(-) *	- *	(-) *
(-)	-	(-)
(-) *	-	(-) *
(-) *	-	(-) *
(-)	- *	(-)
(28.3) *	-	(-) *
(-)	- *	(-)
(-)	- *	(-)
(34.1) *	-	(-) *
(-) *	-	(-) *
(100.0)	- *	(-)
(-) *	-	(-) *
(32.3) *	-	(-) *
(-)	- *	(-)
(-)	- *	(-)
(-)	-	(-)
(-) *	-	(-) *
(-) *	-	(-) *
(-) *	-	(-) *
(-) *	-	(-) *
(-) *	- *	(-) *
(-) *	-	(-) *
(-) *	-	(-) *
(-)	- *	(-)
(-) *	- *	(-) *
(-)	-	(-)
(-)	- *	(-)

第6表-2-3 7月1日が含まれる1か月間に45時間を超える時間外・休日労働をした労働者に対する医師による面接指導の実施の有無別事業所割合(2-1)

(100時間超)		医師による面接指導の実施							
区 分	時間外・休日労働をした労働者がいる事業所計 ¹⁾	医師による面接指導の申し出のあった労働者がいた事業所		実施した		一部実施した		実施し	
合 計	[2.6]	100.0	27.0	(100.0)	18.5	(68.3)	4.5	(16.6)	4.1
(企 業 規 模)									
5,000人以上	[1.9]	100.0	65.0	(100.0)	61.1	(94.0)	2.2	(3.3)	1.6
1,000～4,999人	[2.8]	100.0	37.6	(100.0)	35.9	(95.3)	1.5	(4.0)	0.2
300～999人	[3.9]	100.0	30.4	(100.0)	22.1	(72.8)	2.7	(8.9)	5.5
100～299人	[4.1]	100.0	10.3	(100.0)	9.9	(96.5)	0.4	(3.5)	-
50～99人	[3.8]	100.0	60.8	(100.0) *	26.4	(43.5) *	26.8	(44.2) *	7.5
30～49人	[2.5]	100.0	20.2	(100.0) *	2.9	(14.1) *	-	(-) *	17.4
10～29人	[1.5]	100.0	1.3	(100.0) *	-	(-) *	-	(-) *	1.3
(事 業 所 規 模)									
1,000人以上	[34.6]	100.0	67.9	(100.0)	58.9	(86.7)	6.3	(9.2)	2.2
500～999人	[15.3]	100.0	70.4	(100.0)	53.2	(75.6)	11.7	(16.6)	5.5
300～499人	[13.0]	100.0	43.5	(100.0)	40.0	(92.0)	3.0	(6.9)	-
100～299人	[7.5]	100.0	32.2	(100.0)	28.1	(87.1)	0.5	(1.6)	3.6
50～99人	[4.6]	100.0	37.2	(100.0)	24.1	(64.7)	3.9	(10.6)	9.2
10～49人	[1.9]	100.0	19.1	(100.0)	10.8	(56.6)	5.2	(27.4)	3.1
30～49人	[3.0]	100.0	22.2	(100.0) *	12.1	(54.4) *	-	(-) *	10.1
10～29人	[1.7]	100.0	18.0	(100.0) *	10.4	(57.5) *	7.1	(39.2) *	0.6
(産 業)									
農業、林業(林業に限る。)	[1.2]	100.0 *	- *	(-)	- *	(-)	- *	(-)	- *
鉱業、採石業、砂利採取業	[1.0]	100.0 *	23.7 *	(100.0)	23.7 *	(100.0)	- *	(-)	- *
建設業	[2.7]	100.0	13.0	(100.0)	12.3	(94.9)	0.4	(3.1)	0.3
総合工事事業	[2.5]	100.0	9.9	(100.0) *	8.7	(88.3) *	0.6	(5.8) *	0.6
職別工事事業(設備工事事業を除く)	[1.7]	100.0 *	- *	(-)	- *	(-)	- *	(-)	- *
設備工事事業	[3.8]	100.0	20.3	(100.0)	20.0	(98.5)	0.3	(1.5)	-
製造業	[2.6]	100.0	39.5	(100.0)	32.3	(81.6)	0.7	(1.7)	6.4
(消費関連製造業)	[1.8]	100.0	58.2	(100.0) *	41.8	(71.7) *	-	(-) *	16.4
食料品製造業、飲料・たばこ・飼料製造業	[2.0]	100.0 *	97.7 *	(100.0) *	68.4 *	(70.0) *	- *	(-) *	29.3 *
繊維工業	[-]	-	-	(-)	-	(-)	-	(-)	-
家具・装備品製造業	[1.3]	100.0 *	10.4 *	(100.0)	10.4 *	(100.0)	- *	(-)	- *
印刷・同関連業	[3.1]	100.0 *	1.4 *	(100.0)	1.4 *	(100.0)	- *	(-)	- *
なめし革・同製品・毛皮製造業	[-]	-	-	(-)	-	(-)	-	(-)	-
その他の製造業	[2.3]	100.0 *	20.8 *	(100.0)	20.8 *	(100.0)	- *	(-)	- *
(非金属系素材関連製造業)	[2.3]	100.0	48.1	(100.0)	37.6	(78.2)	0.2	(0.3)	10.3
木材・木製品製造業(家具を除く)	[3.0]	100.0 *	43.5 *	(100.0) *	10.5 *	(24.1) *	- *	(-) *	33.0 *
パルプ・紙・紙加工品製造業	[1.9]	100.0 *	69.8 *	(100.0) *	13.2 *	(18.9) *	1.4 *	(2.1) *	55.2 *
化学工業	[2.2]	100.0 *	100.0 *	(100.0) *	100.0 *	(100.0) *	- *	(-) *	- *
石油製品・石炭製品製造業	[1.9]	100.0 *	45.8 *	(100.0) *	45.8 *	(100.0) *	- *	(-) *	- *
プラスチック製品製造業(別掲を除く)	[1.3]	100.0 *	69.5 *	(100.0) *	69.5 *	(100.0) *	- *	(-) *	- *
ゴム製品製造業	[0.6]	100.0 *	11.0 *	(100.0)	11.0 *	(100.0)	- *	(-)	- *
窯業・土石製品製造業	[4.5]	100.0	17.2	(100.0) *	17.2	(100.0) *	-	(-) *	-
(金属系素材関連製造業)	[1.9]	100.0	31.5	(100.0)	30.2	(96.0)	-	(-)	-
鉄鋼業	[1.3]	100.0 *	100.0 *	(100.0) *	100.0 *	(100.0) *	- *	(-) *	- *
非鉄金属製造業	[5.1]	100.0	58.6	(100.0)	53.9	(92.0)	-	(-)	-
金属製品製造業	[1.6]	100.0 *	7.1 *	(100.0) *	7.1 *	(100.0) *	- *	(-) *	- *
(機械関連製造業)	[4.0]	100.0	28.7	(100.0)	25.8	(90.0)	1.3	(4.7)	1.3
はん用機械器具製造業	[3.1]	100.0	66.0	(100.0) *	62.8	(95.2) *	-	(-) *	3.2
生産用機械器具製造業	[6.8]	100.0	5.4	(100.0) *	2.0	(37.3) *	1.2	(22.9) *	2.2
業務用機械器具製造業	[3.7]	100.0	73.5	(100.0) *	69.2	(94.2) *	4.3	(5.8) *	-
電子部品・デバイス・電子回路製造業	[2.1]	100.0 *	39.7 *	(100.0) *	39.7 *	(100.0) *	- *	(-) *	- *
電気機械器具製造業	[2.5]	100.0 *	29.4 *	(100.0) *	25.3 *	(85.9) *	4.1 *	(14.1) *	- *
情報通信機械器具製造業	[8.3]	100.0	48.3	(100.0)	45.5	(94.3)	-	(-)	-
輸送用機械器具製造業	[2.4]	100.0	41.6	(100.0)	41.6	(100.0)	-	(-)	-
電気・ガス・熱供給・水道業	[1.4]	100.0	72.4	(100.0)	50.1	(69.2)	22.3	(30.8)	-
情報通信業	[6.1]	100.0	43.9	(100.0)	30.7	(69.9)	12.4	(28.3)	0.8
放送業	[4.4]	100.0 *	36.9 *	(100.0) *	7.1 *	(19.1) *	18.1 *	(48.9) *	11.8 *
情報サービス業	[7.7]	100.0	90.1	(100.0)	68.7	(76.2)	21.5	(23.8)	-
インターネット附随サービス業	[4.4]	100.0	58.4	(100.0)	36.3	(62.1)	22.1	(37.9)	-
映像・音声・文字情報制作業	[7.7]	100.0 *	54.5 *	(100.0) *	54.5 *	(100.0) *	- *	(-) *	- *
映像・音声・文字情報制作業	[11.4]	100.0	17.8	(100.0) *	17.4	(97.7) *	-	(-) *	0.4
運輸業、郵便業	[7.2]	100.0	18.1	(100.0) *	10.1	(55.5) *	2.2	(12.3) *	5.8
鉄道業	[0.9]	100.0 *	18.0 *	(100.0)	18.0 *	(100.0)	- *	(-)	- *
道路旅客運送業	[5.6]	100.0 *	17.8 *	(100.0)	- *	(-)	17.8 *	(100.0)	- *
道路貨物運送業	[8.9]	100.0	18.4	(100.0) *	10.9	(59.5) *	-	(-) *	7.4
水運業	[-]	-	-	(-)	-	(-)	-	(-)	-
航空運送業	[-]	-	-	(-)	-	(-)	-	(-)	-
倉庫業	[4.6]	100.0 *	21.0 *	(100.0) *	14.5 *	(69.2) *	6.5 *	(30.8) *	- *
運輸に附帯するサービス業	[4.5]	100.0	14.4	(100.0) *	11.6	(80.5) *	2.8	(19.5) *	-
郵便業(信書便事業を含む)	[-]	-	-	(-)	-	(-)	-	(-)	-

なかった	不明	
(15.0)	0.0	(0.1)
(2.4)	0.2	(0.3)
(0.6)	-	(-)
(18.0)	0.1	(0.3)
(-)	-	(-)
(12.4) *	-	(-) *
(85.9) *	-	(-) *
(100.0) *	-	(-) *
(3.2)	0.6	(0.8)
(7.9)	-	(-)
(-)	0.5	(1.1)
(11.3)	-	(-)
(24.7)	-	(-)
(16.0)	-	(-)
(45.6) *	-	(-) *
(3.2) *	-	(-) *
(-)	- *	(-)
(-)	- *	(-)
(2.1)	-	(-)
(5.8) *	-	(-) *
(-)	- *	(-)
(-)	-	(-)
(16.1)	0.2	(0.6)
(28.3) *	-	(-) *
(30.0) *	- *	(-) *
(-)	-	(-)
(-)	- *	(-)
(-)	- *	(-)
(-)	-	(-)
(-)	- *	(-)
(21.4)	-	(-)
(75.9) *	- *	(-) *
(79.1) *	- *	(-) *
(-) *	- *	(-) *
(-) *	- *	(-) *
(-) *	- *	(-) *
(-)	- *	(-)
(-) *	-	(-) *
(-)	1.3	(4.0)
(-) *	- *	(-) *
(-)	4.7	(8.0)
(-) *	- *	(-) *
(4.5)	0.2	(0.8)
(4.8) *	-	(-) *
(39.8) *	-	(-) *
(-) *	-	(-) *
(-) *	- *	(-) *
(-) *	- *	(-) *
(-)	2.8	(5.7)
(-)	-	(-)
(-)	-	(-)
(1.8)	-	(-)
(31.9) *	- *	(-) *
(-)	-	(-)
(-)	-	(-)
(-) *	- *	(-) *
(2.3) *	-	(-) *
(32.1) *	-	(-) *
(-)	- *	(-)
(-)	- *	(-)
(40.5) *	-	(-) *
(-)	-	(-)
(-)	-	(-)
(-) *	- *	(-) *
(-) *	-	(-) *
(-)	-	(-)

第6表-2-3 7月1日が含まれる1か月間に45時間を超える時間外・休日労働をした労働者に対する医師による面接指導の実施の有無別事業所割合(2-2)

(100時間超)

区 分		時間外・休日労働をした労働者がいる事業所計 1)		医師による面接指導の実施					
				医師による面接指導の申し出のあった労働者がいた事業所	実施した	一部実施した		実施し	
卸 売 業 ， 小 売 業 （ 繊 維 、 飲 食 料 品 そ の 他 卸 売 業 ）	[2.5]	100.0	22.4	(100.0)	22.3	(99.5)	0.1	(0.5)	-
各 種 商 品 卸 売 業	[4.1]	100.0	30.7	(100.0) *	30.7	(100.0) *	-	(-)	*
上 記 以 外 の 卸 売 業	[2.4]	100.0 *	34.5	(100.0) *	34.5 *	(100.0) *	- *	(-)	*
（ 織 物 、 飲 食 料 品 そ の 他 小 売 業 ）	[4.1]	100.0	30.7	(100.0) *	30.7	(100.0) *	-	(-)	*
各 種 商 品 小 売 業	[1.7]	100.0	13.3	(100.0) *	13.0	(98.3) *	0.2	(1.7) *	-
機 械 器 具 小 売 業	[0.8]	100.0	-	(-)	-	(-)	-	(-)	-
そ の 他 の 小 売 業	[2.1]	100.0 *	4.3	(100.0)	4.3 *	(100.0)	- *	(-)	- *
無 店 舗 小 売 業	[2.0]	100.0 *	0.2	(100.0)	0.2 *	(100.0)	- *	(-)	- *
上 記 以 外 の 小 売 業	[0.2]	100.0 *	50.0	(100.0)	- *	(-)	50.0 *	(100.0)	- *
金 融 業 ， 保 険 業	[1.6]	100.0 *	25.6	(100.0)	25.6 *	(100.0)	- *	(-)	- *
金 融 業	[0.1]	100.0 *	83.6	(100.0) *	22.4 *	(26.8) *	61.2 *	(73.2) *	- *
保 険 業	[0.1]	100.0 *	100.0	(100.0) *	26.8 *	(26.8) *	73.2 *	(73.2) *	- *
不 動 産 業 ， 物 品 賃 貸 業	[0.0]	100.0	-	(-)	-	(-)	-	(-)	-
不 動 産 業	[2.2]	100.0 *	33.1	(100.0) *	33.1 *	(100.0) *	- *	(-)	*
物 品 賃 貸 業	[2.4]	100.0 *	50.0	(100.0)	50.0 *	(100.0)	- *	(-)	- *
学 術 研 究 ， 専 門 ・ 技 術 サ ー ビ ス 業	[1.8]	100.0 *	1.6	(100.0)	1.6 *	(100.0)	- *	(-)	- *
宿 泊 業 ， 飲 食 サ ー ビ ス 業	[2.9]	100.0	34.5	(100.0)	33.2	(96.4)	1.3	(3.6)	-
宿 泊 業	[2.8]	100.0	25.7	(100.0) *	0.1	(0.4) *	25.6	(99.6) *	-
飲 食 サ ー ビ ス 業	[6.2]	100.0 *	0.5	(100.0)	0.5 *	(100.0)	- *	(-)	- *
生 活 関 連 サ ー ビ ス 業 ， 娯 楽 業	[2.4]	100.0 *	33.3	(100.0)	- *	(-)	33.3 *	(100.0)	- *
洗 濯 ・ 理 容 ・ 美 容 ・ 浴 場 業	[3.4]	100.0	28.5	(100.0) *	19.1	(67.2) *	-	(-)	*
そ の 他 の 生 活 関 連 サ ー ビ ス 業	[2.8]	100.0 *	37.1	(100.0)	- *	(-)	- *	(-)	37.1 *
娯 楽 業	[0.9]	100.0 *	-	(-)	- *	(-)	- *	(-)	- *
娯 楽 業 （ ゴ ル フ 場 除 く 。 ）	[4.6]	100.0 *	27.2	(100.0)	27.2 *	(100.0)	- *	(-)	- *
ゴ ル フ 場	[5.1]	100.0 *	27.7	(100.0)	27.7 *	(100.0)	- *	(-)	- *
教 育 ， 学 習 支 援 業	[0.8]	100.0	-	(-)	-	(-)	-	(-)	-
医 療 ， 福 祉 社 会 福 祉 業	[0.9]	100.0	8.7	(100.0) *	8.7	(100.0) *	-	(-)	*
複 合 サ ー ビ ス 事 業	[0.9]	100.0	40.8	(100.0) *	3.0	(7.3) *	0.9	(2.1) *	37.0
郵 便 局	[1.7]	100.0 *	25.1	(100.0) *	25.1 *	(100.0) *	- *	(-)	*
協 同 組 合 （ 他 に 分 類 さ れ な い も の ）	[1.6]	100.0 *	-	(-)	- *	(-)	- *	(-)	- *
サ ー ビ ス 業 （ 他 に 分 類 さ れ な い も の ）	[1.8]	100.0 *	35.0	(100.0) *	35.0 *	(100.0) *	- *	(-)	*
（ 対 事 業 所 サ ー ビ ス 業 ）	[2.4]	100.0	37.7	(100.0)	37.7	(100.0)	-	(-)	-
職 業 紹 介 ・ 労 働 者 派 遣 業	[2.8]	100.0	32.4	(100.0) *	32.4	(100.0) *	-	(-)	*
そ の 他 の 事 業 サ ー ビ ス 業	[3.4]	100.0 *	35.4	(100.0) *	35.4 *	(100.0) *	- *	(-)	*
（ 対 個 人 サ ー ビ ス 業 ）	[2.6]	100.0	31.4	(100.0)	31.4	(100.0)	-	(-)	-
自 動 車 整 備 業	[2.6]	100.0	88.5	(100.0) *	88.5	(100.0) *	-	(-)	*
機 械 等 修 理 業 （ 別 掲 を 除 く ）	[0.7]	100.0	100.0	(100.0)	100.0	(100.0)	-	(-)	-
（ 対 社 会 的 サ ー ビ ス 業 ）	[4.2]	100.0 *	86.8	(100.0) *	86.8 *	(100.0) *	- *	(-)	*
廃 棄 物 処 理 業	[1.1]	100.0 *	1.7	(100.0) *	1.7 *	(100.0) *	- *	(-)	*
政 治 ・ 経 済 ・ 文 化 団 体	[1.4]	100.0 *	-	(-)	- *	(-)	- *	(-)	- *
宗 教	[0.9]	100.0 *	2.4	(100.0)	2.4 *	(100.0)	- *	(-)	- *
そ の 他 の サ ー ビ ス 業	[0.2]	100.0 *	50.0	(100.0)	50.0 *	(100.0)	- *	(-)	- *
	[1.0]	100.0	-	(-)	-	(-)	-	(-)	-

注：1）[]は、全事業所のうち「時間外・休日労働をした労働者がいる事業所」の割合である。

なかった	不明
(-)	- (-)
(-) *	- (-) *
(-) *	- * (-) *
(-) *	- (-) *
(-) *	- (-) *
(-)	- (-)
(-)	- * (-)
(-)	- * (-)
(-)	- * (-)
(-) *	- * (-) *
(-) *	- * (-) *
(-)	- (-)
(-) *	- * (-) *
(-)	- * (-)
(-)	- (-)
(-) *	- (-) *
(-)	- * (-)
(32.8) *	- (-) *
(100.0)	- * (-)
(-)	- * (-)
(-)	- * (-)
(-)	- * (-)
(-)	- (-)
(-) *	- (-) *
(90.6) *	- (-) *
(-) *	- * (-) *
(-)	- * (-)
(-) *	- * (-) *
(-)	- (-)
(-) *	- (-) *
(-) *	- (-) *
(-)	- (-)
(-) *	- * (-) *
(-) *	- * (-) *
(-)	- * (-)
(-)	- * (-)
(-)	- * (-)
(-)	- (-)

第6表－3 時間外・休日労働が100時間超の労働者への医師による面接指導の結果を踏まえた措置の有無及び措置の内容別事業所割合（2-1）

区 分	100時間超の労働者への 面接指導を実施した 事業所計 1)	措置の							
		措置を講じた		時間外労働の制限		就業場所の変更		仕事内容の 量の軽減	
合 計	[84.9]	100.0	94.5	(100.0)	42.0	(44.5)	0.7	(0.8)	52.4
（ 企 業 規 模 ）									
5,000人以上	[97.3]	100.0	95.9	(100.0)	81.6	(85.1)	1.5	(1.6)	80.3
1,000～4,999人	[99.4]	100.0	81.3	(100.0)	31.4	(38.7)	0.3	(0.4)	33.9
300～999人	[81.7]	100.0	95.8	(100.0)	42.5	(44.3)	-	(-)	42.4
100～299人	[100.0]	100.0	100.0	(100.0)	82.4	(82.4)	4.2	(4.2)	71.3
50～99人	[87.6]	* 100.0 *	100.0 *	(100.0) *	9.9 *	(9.9) *	- *	(-) *	46.8 *
30～49人	[14.1]	* 100.0 *	62.4 *	(100.0) *	25.5 *	(40.9) *	- *	(-) *	- *
10～29人	[-]	*	-	(-)	-	(-)	-	(-)	-
（ 事 業 所 規 模 ）									
1,000人以上	[96.0]	100.0	87.1	(100.0)	50.8	(58.3)	5.8	(6.6)	32.4
500～999人	[92.1]	100.0	94.1	(100.0)	54.3	(57.8)	-	(-)	53.8
300～499人	[98.9]	100.0	79.6	(100.0)	32.4	(40.7)	-	(-)	51.3
100～299人	[88.7]	100.0	98.9	(100.0)	67.5	(68.2)	2.2	(2.2)	69.1
50～99人	[75.3]	100.0	100.0	(100.0)	49.7	(49.7)	-	(-)	55.5
10～49人	[84.0]	100.0	94.0	(100.0) *	27.3	(29.1) *	-	(-) *	47.8
30～49人	[54.4]	* 100.0 *	69.3 *	(100.0) *	64.2 *	(92.7) *	- *	(-) *	5.7 *
10～29人	[96.8]	* 100.0 *	100.0 *	(100.0) *	18.4 *	(18.4) *	- *	(-) *	58.0 *
（ 産 業 ）									
農業、林業（林業に限る。）	[-]	-	-	(-)	-	(-)	-	(-)	-
鉱業、採石業、砂利採取業	[100.0]	100.0 *	100.0 *	(100.0) *	- *	(-) *	- *	(-) *	- *
建設業	[97.9]	100.0	97.8	(100.0)	60.1	(61.5)	-	(-)	62.0
総合工事事業	[94.2]	* 100.0 *	96.6 *	(100.0) *	96.6 *	(100.0) *	- *	(-) *	80.7 *
職別工事事業（設備工事事業を除く）	[-]	-	-	(-)	-	(-)	-	(-)	-
設備工事事業	[100.0]	100.0	98.5	(100.0)	41.4	(42.0)	-	(-)	52.4
製造業	[83.3]	100.0	94.5	(100.0)	45.8	(48.5)	2.3	(2.4)	57.2
（消費関連製造業）	[71.7]	* 100.0 *	98.1 *	(100.0) *	1.2 *	(1.2) *	1.2 *	(1.2) *	92.0 *
食料品製造業、飲料・たばこ・飼料製造業	[70.0]	* 100.0 *	100.0 *	(100.0) *	1.3 *	(1.3) *	1.3 *	(1.3) *	100.0 *
繊維工業	[-]	-	-	(-)	-	(-)	-	(-)	-
家具・装備品製造業	[100.0]	100.0 *	- *	(-)	- *	(-)	- *	(-)	- *
印刷・同関連業	[100.0]	100.0 *	- *	(-)	- *	(-)	- *	(-)	- *
なめし革・同製品・毛皮製造業	[-]	-	-	(-)	-	(-)	-	(-)	-
その他の製造業	[100.0]	100.0 *	100.0 *	(100.0) *	- *	(-) *	- *	(-) *	- *
（非金属系素材関連製造業）	[78.6]	100.0	91.8	(100.0)	73.8	(80.4)	8.3	(9.0)	62.3
木材・木製品製造業（家具を除く）	[24.1]	* 100.0 *	100.0 *	(100.0) *	- *	(-) *	- *	(-) *	100.0 *
パルプ・紙・紙加工品製造業	[20.9]	* 100.0 *	100.0 *	(100.0) *	90.1 *	(90.1) *	- *	(-) *	- *
化学工業	[100.0]	* 100.0 *	85.2 *	(100.0) *	76.0 *	(89.2) *	- *	(-) *	52.2 *
石油製品・石炭製品製造業	[100.0]	* 100.0 *	100.0 *	(100.0) *	26.5 *	(26.5) *	- *	(-) *	26.5 *
プラスチック製品製造業（別掲を除く）	[100.0]	* 100.0 *	98.3 *	(100.0) *	94.8 *	(96.5) *	- *	(-) *	91.3 *
ゴム製品製造業	[100.0]	100.0 *	- *	(-)	- *	(-)	- *	(-)	- *
窯業・土石製品製造業	[100.0]	* 100.0 *	94.5 *	(100.0) *	51.0 *	(54.0) *	43.5 *	(46.0) *	51.0 *
（金属系素材関連製造業）	[96.0]	100.0	73.3	(100.0)	51.4	(70.2)	-	(-)	12.5
鉄業	[100.0]	* 100.0 *	93.0 *	(100.0) *	77.7 *	(83.6) *	- *	(-) *	7.0 *
非鉄金属製造業	[92.0]	100.0 *	72.4 *	(100.0) *	46.3 *	(63.9) *	- *	(-) *	18.8 *
金属製品製造業	[100.0]	* 100.0 *	24.8 *	(100.0) *	- *	(-) *	- *	(-) *	6.1 *
（機械関連製造業）	[94.7]	100.0	99.2	(100.0)	60.5	(61.0)	-	(-)	40.3
はん用機械器具製造業	[95.2]	* 100.0 *	100.0 *	(100.0) *	81.7 *	(81.7) *	- *	(-) *	23.3 *
生産用機械器具製造業	[60.2]	* 100.0 *	100.0 *	(100.0) *	14.4 *	(14.4) *	- *	(-) *	71.2 *
業務用機械器具製造業	[100.0]	* 100.0 *	100.0 *	(100.0) *	64.1 *	(64.1) *	- *	(-) *	32.4 *
電子部品・デバイス・電子回路製造業	[100.0]	* 100.0 *	100.0 *	(100.0) *	73.7 *	(73.7) *	- *	(-) *	13.2 *
電気機械器具製造業	[100.0]	* 100.0 *	100.0 *	(100.0) *	36.2 *	(36.2) *	- *	(-) *	81.9 *
情報通信機械器具製造業	[94.3]	100.0 *	93.9 *	(100.0) *	18.2 *	(19.4) *	- *	(-) *	42.6 *
輸送用機械器具製造業	[100.0]	100.0	100.0	(100.0)	87.1	(87.1)	-	(-)	43.0
電気・ガス・熱供給・水道業	[100.0]	100.0	65.3	(100.0) *	8.7	(13.3) *	-	(-) *	17.3
情報通信業	[98.2]	100.0	90.4	(100.0)	65.6	(72.6)	3.9	(4.3)	44.0
放送業	[68.1]	* 100.0 *	100.0 *	(100.0) *	- *	(-) *	- *	(-) *	- *
情報サービス業	[100.0]	100.0	100.0	(100.0)	42.6	(42.6)	-	(-)	68.3
インターネット随伴サービス業	[100.0]	* 100.0 *	100.0 *	(100.0) *	76.3	(87.6) *	6.1	(7.0) *	50.6
映像・音声・文字情報制作業	[97.7]	* 100.0 *	90.2 *	(100.0) *	100.0 *	(100.0) *	- *	(-) *	56.4 *
運輸業、郵便業	[67.9]	* 100.0 *	99.1 *	(100.0) *	31.8 *	(35.3) *	- *	(-) *	- *
鉄道業	[67.9]	* 100.0 *	99.1 *	(100.0) *	76.3 *	(77.0) *	- *	(-) *	78.4 *
道路旅客運送業	[100.0]	100.0 *	- *	(-)	- *	(-)	- *	(-)	- *
道路貨物運送業	[100.0]	100.0 *	100.0 *	(100.0) *	- *	(-) *	- *	(-) *	- *
水路運送業	[59.5]	* 100.0 *	100.0 *	(100.0) *	100.0 *	(100.0) *	- *	(-) *	100.0 *
航空運輸業	[-]	-	-	(-)	-	(-)	-	(-)	-
倉庫業	[-]	-	-	(-)	-	(-)	-	(-)	-
運輸に附帯するサービス業	[100.0]	* 100.0 *	100.0 *	(100.0) *	- *	(-) *	- *	(-) *	30.8 *
郵便業（信郵便事業を含む）	[100.0]	* 100.0 *	100.0 *	(100.0) *	80.5 *	(80.5) *	- *	(-) *	80.5 *
	[-]	-	-	(-)	-	(-)	-	(-)	-

(単位: %)

内容（複数回答）							講じな かった	不明
変更（業務 を含む）	深夜業の回数の変更		休日の付与		その他			
（ 55.4）	16.2	（ 17.1）	38.2	（ 40.4）	23.8	（ 25.1）	5.3	0.2
（ 83.8）	2.1	（ 2.2）	6.4	（ 6.7）	39.2	（ 40.9）	3.7	0.4
（ 41.7）	2.9	（ 3.6）	12.1	（ 14.9）	33.8	（ 41.6）	17.8	0.9
（ 44.2）	1.5	（ 1.5）	17.9	（ 18.6）	39.7	（ 41.5）	4.2	-
（ 71.3）	9.0	（ 9.0）	36.6	（ 36.6）	10.2	（ 10.2）	-	-
（ 46.8）＊	45.6＊	（ 45.6）＊	90.5＊	（ 90.5）＊	-＊	（ -）＊	-＊	-＊
（ -）＊	-＊	（ -）＊	-＊	（ -）＊	36.8＊	（ 59.1）＊	37.6＊	-＊
（ -）	-	（ -）	-	（ -）	-	（ -）	-	-
（ 37.2）	7.2	（ 8.3）	13.2	（ 15.1）	32.9	（ 37.8）	11.6	1.3
（ 57.2）	-	（ -）	14.6	（ 15.5）	37.5	（ 39.9）	5.2	0.7
（ 64.5）	-	（ -）	21.0	（ 26.3）	18.7	（ 23.5）	18.9	1.6
（ 69.9）	4.0	（ 4.0）	33.8	（ 34.1）	12.5	（ 12.6）	1.1	-
（ 55.5）	-	（ -）	4.8	（ 4.8）	76.3	（ 76.3）	-	-
（ 50.8）＊	34.7	（ 36.9）＊	65.7	（ 69.9）＊	1.0	（ 1.1）＊	6.0	-
（ 8.2）＊	10.5＊	（ 15.1）＊	-＊	（ -）＊	5.1＊	（ 7.3）＊	30.7＊	-＊
（ 58.0）＊	40.6＊	（ 40.6）＊	81.6＊	（ 81.6）＊	-＊	（ -）＊	-＊	-＊
（ -）	-	（ -）	-	（ -）	-	（ -）	-	-
（ -）＊	-＊	（ -）＊	-＊	（ -）＊	100.0＊	（ 100.0）＊	-＊	-＊
（ 63.4）	3.0	（ 3.1）	36.7	（ 37.5）	29.6	（ 30.3）	2.2	-
（ 83.6）＊	3.4＊	（ 3.6）＊	-＊	（ -）＊	6.2＊	（ 6.4）＊	3.4＊	-＊
（ -）	-	（ -）	-	（ -）	-	（ -）	-	-
（ 53.3）	2.8	（ 2.9）	55.5	（ 56.4）	41.6	（ 42.3）	1.5	-
（ 60.5）	4.6	（ 4.9）	15.4	（ 16.3）	33.2	（ 35.2）	5.3	0.2
（ 93.8）＊	-＊	（ -）＊	6.1＊	（ 6.2）＊	57.5＊	（ 58.7）＊	1.9＊	-＊
（ 100.0）＊	-＊	（ -）＊	-＊	（ -）＊	55.9＊	（ 55.9）＊	-＊	-＊
（ -）	-	（ -）	-	（ -）	-	（ -）	-	-
（ -）	-＊	（ -）	-＊	（ -）	-＊	（ -）	100.0＊	-＊
（ -）	-＊	（ -）	-＊	（ -）	-＊	（ -）	100.0＊	-＊
（ -）	-	（ -）	-	（ -）	-	（ -）	-	-
（ -）＊	-＊	（ -）＊	100.0＊	（ 100.0）＊	100.0＊	（ 100.0）＊	-＊	-＊
（ 67.8）	8.3	（ 9.0）	27.2	（ 29.7）	14.9	（ 16.3）	7.1	1.0
（ 100.0）＊	-＊	（ -）＊	-＊	（ -）＊	-＊	（ -）＊	-＊	-＊
（ -）	-＊	（ -）＊	-＊	（ -）＊	9.9＊	（ 9.9）＊	-＊	-＊
（ 61.3）＊	-＊	（ -）＊	9.2＊	（ 10.8）＊	-＊	（ -）＊	14.8＊	-＊
（ 26.5）＊	-＊	（ -）＊	-＊	（ -）＊	100.0＊	（ 100.0）＊	-＊	-＊
（ 93.0）＊	-＊	（ -）＊	47.4＊	（ 48.2）＊	43.9＊	（ 44.7）＊	1.7＊	-＊
（ -）	-＊	（ -）	-＊	（ -）	-＊	（ -）	100.0＊	-＊
（ 54.0）＊	43.5＊	（ 46.0）＊	49.0＊	（ 51.8）＊	-＊	（ -）＊	-＊	5.5＊
（ 17.1）	-	（ -）	2.6	（ 3.6）	36.1	（ 49.3）	26.7	-
（ 7.5）＊	-＊	（ -）＊	7.0＊	（ 7.5）＊	29.2＊	（ 31.4）＊	7.0＊	-＊
（ 26.0）＊	-＊	（ -）＊	-＊	（ -）＊	44.9＊	（ 62.0）＊	27.6＊	-＊
（ 24.4）＊	-＊	（ -）＊	-＊	（ -）＊	24.8＊	（ 100.0）＊	75.2＊	-＊
（ 40.7）	7.1	（ 7.2）	18.5	（ 18.7）	25.5	（ 25.8）	0.8	-
（ 23.3）＊	-＊	（ -）＊	40.1＊	（ 40.1）＊	6.6＊	（ 6.6）＊	-＊	-＊
（ 71.2）＊	14.4＊	（ 14.4）＊	85.6＊	（ 85.6）＊	14.4＊	（ 14.4）＊	-＊	-＊
（ 32.4）＊	20.2＊	（ 20.2）＊	-＊	（ -）＊	48.1＊	（ 48.1）＊	-＊	-＊
（ 13.2）＊	-＊	（ -）＊	13.2＊	（ 13.2）＊	26.3＊	（ 26.3）＊	-＊	-＊
（ 81.9）＊	18.1＊	（ 18.1）＊	-＊	（ -）＊	-＊	（ -）＊	-＊	-＊
（ 45.3）＊	-＊	（ -）＊	6.1＊	（ 6.5）＊	45.3＊	（ 48.2）＊	6.1＊	-＊
（ 43.0）	-	（ -）	18.3	（ 18.3）	25.8	（ 25.8）	-	-
（ 26.4）＊	-	（ -）＊	8.7	（ 13.3）＊	56.8	（ 86.9）＊	34.7	-
（ 48.7）	6.6	（ 7.3）	13.9	（ 15.4）	26.5	（ 29.4）	9.6	-
（ -）＊	-＊	（ -）＊	-＊	（ -）＊	100.0＊	（ 100.0）＊	-＊	-＊
（ 68.3）	-	（ -）	71.0	（ 71.0）	12.9	（ 12.9）	-	-
（ 58.0）＊	3.1	（ 3.5）＊	3.1	（ 3.5）＊	21.3	（ 24.5）＊	12.9	-
（ 56.4）＊	-＊	（ -）＊	52.1＊	（ 52.1）＊	-＊	（ -）＊	-＊	-＊
（ -）＊	31.8＊	（ 35.3）＊	-＊	（ -）＊	58.3＊	（ 64.7）＊	9.8＊	-＊
（ 79.1）＊	-＊	（ -）＊	5.2＊	（ 5.3）＊	19.1＊	（ 19.2）＊	0.9＊	-＊
（ -）	-＊	（ -）	-＊	（ -）	-＊	（ -）	100.0＊	-＊
（ -）＊	-＊	（ -）＊	-＊	（ -）＊	100.0＊	（ 100.0）＊	-＊	-＊
（ 100.0）＊	-＊	（ -）＊	-＊	（ -）＊	-＊	（ -）＊	-＊	-＊
（ -）	-	（ -）	-	（ -）	-	（ -）	-	-
（ -）	-	（ -）	-	（ -）	-	（ -）	-	-
（ 30.8）＊	-＊	（ -）＊	-＊	（ -）＊	69.2＊	（ 69.2）＊	-＊	-＊
（ 80.5）＊	-＊	（ -）＊	60.9＊	（ 60.9）＊	-＊	（ -）＊	-＊	-＊
（ -）	-	（ -）	-	（ -）	-	（ -）	-	-

第6表－3 時間外・休日労働が100時間超の労働者への医師による面接指導の結果を踏まえた措置の有無及び措置の内容別事業所割合（2-2）

区 分	措置の								
	100時間超の労働者への 面接指導を実施した 事業所計 1)	措置を講じた		時間外労働の制限		就業場所の変更		仕事内容の 量の軽減	
卸 売 業 ， 小 売 業 （ 織 維 ・ 飲 食 料 品 そ の 他 卸 売 業 ）	[100.0]	100.0	99.4	(100.0) *	29.2	(29.3) *	-	(-) *	98.4
各 種 商 品 卸 売 業	[100.0] *	100.0 *	99.9 *	(100.0) *	2.1 *	(2.1) *	- *	(-) *	98.4 *
上 記 以 外 の 卸 売 業	[100.0] *	100.0 *	73.9 *	(100.0) *	73.9 *	(100.0) *	- *	(-) *	73.9 *
（ 織 物 ・ 飲 食 料 品 そ の 他 小 売 業 ）	[100.0] *	100.0 *	100.0 *	(100.0) *	1.8 *	(1.8) *	- *	(-) *	98.5 *
各 種 商 品 小 売 業	[100.0] *	100.0 *	98.3 *	(100.0) *	98.3 *	(100.0) *	- *	(-) *	98.3 *
機 械 器 具 小 売 業	[-]	-	-	(-)	-	(-)	-	(-)	-
そ の 他 の 小 売 業	[100.0]	100.0 *	100.0 *	(100.0) *	100.0 *	(100.0) *	- *	(-) *	100.0 *
無 店 舗 の 小 売 業	[100.0]	100.0 *	100.0 *	(100.0) *	100.0 *	(100.0) *	- *	(-) *	100.0 *
上 記 以 外 の 小 売 業	[100.0]	100.0 *	100.0 *	(100.0) *	100.0 *	(100.0) *	- *	(-) *	100.0 *
金 融 業 ， 保 険 業	[100.0] *	100.0 *	100.0 *	(100.0) *	100.0 *	(100.0) *	- *	(-) *	- *
保 険 業	[100.0] *	100.0 *	100.0 *	(100.0) *	100.0 *	(100.0) *	- *	(-) *	- *
不 動 産 業 ， 物 品 賃 貸 業	[-]	-	-	(-)	-	(-)	-	(-)	-
不 動 産 業	[100.0] *	100.0 *	1.7 *	(100.0) *	- *	(-) *	- *	(-) *	- *
物 品 賃 貸 業	[100.0]	100.0 *	- *	(-)	- *	(-)	- *	(-)	- *
学 術 研 究 ， 専 門 ・ 技 術 サ ー ビ ス 業	[100.0]	100.0 *	100.0 *	(100.0) *	- *	(-) *	- *	(-) *	- *
宿 泊 業 ， 飲 食 サ ー ビ ス 業	[100.0]	100.0 *	92.7	(100.0)	80.8	(87.2)	-	(-)	42.4
宿 泊 業	[100.0] *	100.0 *	100.0 *	(100.0) *	- *	(-) *	- *	(-) *	- *
飲 食 サ ー ビ ス 業	[100.0]	100.0 *	100.0 *	(100.0) *	- *	(-) *	- *	(-) *	- *
生 活 関 連 サ ー ビ ス 業 ， 娯 楽 業	[100.0]	100.0 *	100.0 *	(100.0) *	- *	(-) *	- *	(-) *	- *
洗 濯 ・ 理 容 ・ 美 容 ・ 浴 場 業	[67.2] *	100.0 *	100.0 *	(100.0) *	- *	(-) *	- *	(-) *	- *
そ の 他 の 生 活 関 連 サ ー ビ ス 業	[-]	-	-	(-)	-	(-)	-	(-)	-
娯 楽 業	[-]	-	-	(-)	-	(-)	-	(-)	-
娯 楽 業 （ ゴ ル フ 場 除 く ）	[100.0]	100.0 *	100.0 *	(100.0) *	- *	(-) *	- *	(-) *	- *
ゴ ル フ 場	[100.0]	100.0 *	100.0 *	(100.0) *	- *	(-) *	- *	(-) *	- *
教 育 ， 学 習 支 援 業	[-]	-	-	(-)	-	(-)	-	(-)	-
医 療 ， 福 祉	[100.0] *	100.0 *	32.5 *	(100.0) *	32.5 *	(100.0) *	- *	(-) *	- *
複 合 サ ー ビ ス 事 業	[9.4] *	100.0 *	88.6 *	(100.0) *	38.6 *	(43.6) *	- *	(-) *	- *
郵 便 局	[100.0] *	100.0 *	100.0 *	(100.0) *	7.4 *	(7.4) *	- *	(-) *	7.4 *
協 同 組 合 （ 他 に 分 類 さ れ な い も の ）	[-]	-	-	(-)	-	(-)	-	(-)	-
サ ー ビ ス 業 （ 他 に 分 類 さ れ な い も の ）	[100.0]	100.0 *	100.0 *	(100.0) *	7.4 *	(7.4) *	- *	(-) *	7.4 *
（ 対 事 業 所 サ ー ビ ス 業 ）	[100.0]	100.0 *	95.2	(100.0)	83.9	(88.2)	-	(-)	39.8
職 業 紹 介 ・ 労 働 者 派 遣 業	[100.0] *	100.0 *	100.0 *	(100.0) *	100.0 *	(100.0) *	- *	(-) *	25.4 *
そ の 他 の 事 業 サ ー ビ ス 業	[100.0] *	100.0 *	100.0 *	(100.0) *	100.0 *	(100.0) *	- *	(-) *	91.3 *
（ 対 個 人 サ ー ビ ス 業 ）	[100.0]	100.0 *	100.0 *	(100.0) *	100.0 *	(100.0) *	- *	(-) *	- *
自 動 車 整 備 業	[100.0] *	100.0 *	86.4 *	(100.0) *	55.9 *	(64.6) *	- *	(-) *	66.2 *
機 械 等 修 理 業 （ 別 掲 を 除 く ）	[100.0]	100.0 *	100.0 *	(100.0) *	100.0 *	(100.0) *	- *	(-) *	100.0 *
（ 対 社 会 的 サ ー ビ ス 業 ）	[100.0] *	100.0 *	84.1 *	(100.0) *	48.1 *	(57.3) *	- *	(-) *	60.3 *
廃 棄 物 処 理 業	[100.0] *	100.0 *	100.0 *	(100.0) *	- *	(-) *	- *	(-) *	- *
政 治 ・ 経 済 ・ 文 化 団 体	[-]	-	-	(-)	-	(-)	-	(-)	-
教 育	[100.0]	100.0 *	100.0 *	(100.0) *	- *	(-) *	- *	(-) *	- *
そ の 他 の サ ー ビ ス 業	[100.0]	100.0 *	100.0 *	(100.0) *	- *	(-) *	- *	(-) *	- *
	[-]	-	-	(-)	-	(-)	-	(-)	-

注：1）[-]は、「医師による面接指導の申し出のあった労働者がいた事業所」のうち面接指導を「実施した」又は「一部実施した」事業所の割合である。

（単位：％）

内容（複数回答）						講じな かった	不明	
変更（業務 を含む）	深夜業の回数の変更		休日の付与		その他			
(99.0) *	-	(-) *	60.6	(60.9) *	28.4	(28.5) *	0.1	0.5
(98.5) *	- *	(-) *	84.3 *	(84.4) *	3.3 *	(3.3) *	0.1 *	- *
(100.0) *	- *	(-) *	- *	(-) *	- *	(-) *	26.1 *	- *
(98.5) *	- *	(-) *	84.7 *	(84.7) *	3.3 *	(3.3) *	- *	- *
(100.0) *	- *	(-) *	- *	(-) *	92.5 *	(94.1) *	- *	1.7 *
(-)	-	(-)	-	(-)	-	(-)	-	-
(100.0) *	- *	(-) *	- *	(-) *	- *	(-) *	- *	- *
(100.0) *	- *	(-) *	- *	(-) *	- *	(-) *	- *	- *
(-)	- *	(-)	- *	(-)	- *	(-)	- *	100.0 *
(100.0) *	- *	(-) *	- *	(-) *	100.0 *	(100.0) *	- *	- *
(-) *	- *	(-) *	- *	(-) *	- *	(-) *	- *	- *
(-) *	- *	(-) *	- *	(-) *	- *	(-) *	- *	- *
(-)	-	(-)	-	(-)	-	(-)	-	- *
(-) *	- *	(-) *	- *	(-) *	1.7 *	(100.0) *	98.3 *	- *
(-)	- *	(-)	- *	(-)	- *	(-)	100.0 *	- *
(-) *	- *	(-) *	- *	(-) *	100.0 *	(100.0) *	- *	- *
(45.8)	-	(-)	53.8	(58.0)	4.1	(4.4)	7.3	-
(-) *	99.6 *	(99.6) *	99.6 *	(99.6) *	0.4 *	(0.4) *	- *	- *
(-) *	- *	(-) *	- *	(-) *	100.0 *	(100.0) *	- *	- *
(-) *	100.0 *	(100.0) *	100.0 *	(100.0) *	- *	(-) *	- *	- *
(-) *	- *	(-) *	- *	(-) *	100.0 *	(100.0) *	- *	- *
(-)	-	(-)	-	(-)	-	(-)	-	- *
(-)	-	(-)	-	(-)	-	(-)	-	- *
(-) *	- *	(-) *	- *	(-) *	100.0 *	(100.0) *	- *	- *
(-) *	- *	(-) *	- *	(-) *	100.0 *	(100.0) *	- *	- *
(-)	-	(-)	-	(-)	-	(-)	-	-
(-) *	- *	(-) *	- *	(-) *	32.5 *	(100.0) *	67.5 *	-
(-) *	- *	(-) *	- *	(-) *	50.0 *	(56.4) *	- *	11.4 *
(7.4) *	- *	(-) *	92.6 *	(92.6) *	3.7 *	(3.7) *	- *	- *
(-)	-	(-)	-	(-)	-	(-)	-	-
(7.4) *	- *	(-) *	92.6 *	(92.6) *	3.7 *	(3.7) *	- *	- *
(41.8)	5.3	(5.5)	14.3	(15.0)	2.4	(2.5)	4.8	-
(25.4) *	- *	(-) *	- *	(-) *	- *	(-) *	- *	- *
(91.3) *	- *	(-) *	- *	(-) *	- *	(-) *	- *	- *
(-) *	- *	(-) *	- *	(-) *	- *	(-) *	- *	- *
(76.6) *	14.9 *	(17.2) *	40.5 *	(46.8) *	5.4 *	(6.3) *	13.6 *	- *
(100.0) *	100.0 *	(100.0) *	- *	(-) *	- *	(-) *	- *	- *
(71.7) *	- *	(-) *	47.5 *	(56.5) *	6.4 *	(7.6) *	15.9 *	- *
(-) *	- *	(-) *	- *	(-) *	100.0 *	(100.0) *	- *	- *
(-)	-	(-)	-	(-)	-	(-)	-	-
(-) *	- *	(-) *	- *	(-) *	100.0 *	(100.0) *	- *	- *
(-) *	- *	(-) *	- *	(-) *	100.0 *	(100.0) *	- *	- *
(-)	-	(-)	-	(-)	-	(-)	-	-

第6表－4 時間外・休日労働が100時間超の労働者への医師による面接指導を実施しなかった理由別事業所割合(2-1)

区 分	100時間超の労働者への 面接指導を実施 しなかった事業所計 1)	面接指導を実施しな							
		制度を知っている		医師が面接指導を 受ける必要がないと 判断したため		医師等の確保が 難しかったため		面接時間を かつた	
合 計	[31.6]	100.0	78.3	(100.0)	45.5	(58.1)	12.4	(15.8)	3.9
(企 業 規 模)									
5,000人以上	[5.7]	100.0	85.9	(100.0)	22.3	(26.0)	—	(—)	—
1,000～4,999人	[4.7]	100.0 *	86.6 *	(100.0) *	— *	(—) *	28.5 *	(32.9) *	10.1 *
300～999人	[26.9]	100.0 *	100.0 *	(100.0) *	31.2 *	(31.2) *	— *	(—) *	— *
100～299人	[3.5]	100.0 *	100.0 *	(100.0) *	— *	(—) *	— *	(—) *	— *
50～99人	[56.5] *	100.0 *	100.0 *	(100.0) *	70.7 *	(70.7) *	21.9 *	(21.9) *	6.8 *
30～49人	[85.9] *	100.0 *	— *	(—)	— *	(—)	— *	(—)	— *
10～29人	[100.0] *	100.0 *	38.6 *	(100.0) *	38.6 *	(100.0) *	— *	(—) *	— *
(事 業 所 規 模)									
1,000人以上	[12.5]	100.0	79.7	(100.0) *	32.1	(40.3) *	—	(—) *	—
500～999人	[24.4]	100.0	100.0	(100.0)	—	(—)	5.0	(5.0)	5.0
300～499人	[6.9]	100.0 *	77.7 *	(100.0) *	— *	(—) *	30.6 *	(39.3) *	— *
100～299人	[12.9]	100.0 *	100.0 *	(100.0) *	87.4 *	(87.4) *	— *	(—) *	— *
50～99人	[35.3]	100.0 *	100.0 *	(100.0) *	— *	(—) *	46.5 *	(46.5) *	14.5 *
10～49人	[43.4]	100.0 *	65.2 *	(100.0) *	65.2 *	(100.0) *	— *	(—) *	— *
30～49人	[45.6] *	100.0 *	— *	(—)	— *	(—)	— *	(—)	— *
10～29人	[42.5] *	100.0 *	95.3 *	(100.0) *	95.3 *	(100.0) *	— *	(—) *	— *
(産 業)									
農業、林業（林業に限る。）	[—]	—	—	(—)	—	(—)	—	(—)	—
鉱業、採石業、砂利採取業	[—]	—	—	(—)	—	(—)	—	(—)	—
建設業	[5.1]	100.0 *	100.0 *	(100.0) *	— *	(—) *	— *	(—) *	— *
総合工事事業	[11.7] *	100.0 *	100.0 *	(100.0) *	— *	(—) *	— *	(—) *	— *
職別工事事業（設備工事事業を除く）	[—]	—	—	(—)	—	(—)	—	(—)	—
設備工事事業	[1.5]	100.0 *	100.0 *	(100.0) *	— *	(—) *	— *	(—) *	— *
製造業	[17.7]	100.0	81.8	(100.0) *	65.9	(80.5) *	2.2	(2.6) *	2.2
(消費関連製造業)	[28.3] *	100.0 *	100.0 *	(100.0) *	100.0 *	(100.0) *	— *	(—) *	— *
食料品製造業、飲料・たばこ・飼料製造業	[30.0] *	100.0 *	100.0 *	(100.0) *	100.0 *	(100.0) *	— *	(—) *	— *
繊維工業	[—]	—	—	(—)	—	(—)	—	(—)	—
家具・装備品製造業	[—]	—	—	(—)	—	(—)	—	(—)	—
印刷・同関連業	[—]	—	—	(—)	—	(—)	—	(—)	—
なめし革・同製品・毛皮製造業	[—]	—	—	(—)	—	(—)	—	(—)	—
その他の製造業	[—]	—	—	(—)	—	(—)	—	(—)	—
(非金属系素材関連製造業)	[21.8]	100.0 *	39.6 *	(100.0) *	38.0 *	(96.0) *	— *	(—) *	— *
木材・木製品製造業（家具を除く）	[75.9] *	100.0 *	100.0 *	(100.0) *	100.0 *	(100.0) *	— *	(—) *	— *
パルプ・紙・紙加工品製造業	[81.1] *	100.0 *	2.5 *	(100.0) *	— *	(—) *	— *	(—) *	— *
化学工業	[—]	—	—	(—)	—	(—)	—	(—)	—
石油製品・石炭製品製造業	[—]	—	—	(—)	—	(—)	—	(—)	—
プラスチック製品製造業（別掲を除く）	[—]	—	—	(—)	—	(—)	—	(—)	—
ゴム製品製造業	[—]	—	—	(—)	—	(—)	—	(—)	—
窯業・土石製品製造業	[—]	—	—	(—)	—	(—)	—	(—)	—
(金属系素材関連製造業)	[—]	—	—	(—)	—	(—)	—	(—)	—
鉄業	[—]	—	—	(—)	—	(—)	—	(—)	—
非鉄金属製造業	[—]	—	—	(—)	—	(—)	—	(—)	—
金属製品製造業	[—]	—	—	(—)	—	(—)	—	(—)	—
(機械関連製造業)	[9.2]	100.0 *	100.0 *	(100.0) *	11.0 *	(11.0) *	12.5 *	(12.5) *	12.5 *
はん用機械器具製造業	[4.8] *	100.0 *	100.0 *	(100.0) *	100.0 *	(100.0) *	— *	(—) *	— *
生産用機械器具製造業	[62.7] *	100.0 *	100.0 *	(100.0) *	— *	(—) *	— *	(—) *	— *
業務用機械器具製造業	[5.8] *	100.0 *	100.0 *	(100.0) *	— *	(—) *	100.0 *	(100.0) *	100.0 *
電子部品・デバイス・電子回路製造業	[—]	—	—	(—)	—	(—)	—	(—)	—
電気機械器具製造業	[14.1] *	100.0 *	100.0 *	(100.0) *	— *	(—) *	— *	(—) *	— *
情報通信機械器具製造業	[—]	—	—	(—)	—	(—)	—	(—)	—
輸送用機械器具製造業	[—]	—	—	(—)	—	(—)	—	(—)	—
電気・ガス・熱供給・水道業	[30.8]	100.0 *	71.7 *	(100.0) *	— *	(—) *	— *	(—) *	— *
情報通信業	[30.1]	100.0 *	100.0 *	(100.0) *	4.7 *	(4.7) *	— *	(—) *	51.8 *
放送業	[80.9] *	100.0 *	100.0 *	(100.0) *	39.5 *	(39.5) *	— *	(—) *	— *
情報サービス業	[23.8]	100.0 *	100.0 *	(100.0) *	— *	(—) *	— *	(—) *	— *
インターネット附属サービス業	[37.9]	100.0 *	100.0 *	(100.0) *	— *	(—) *	— *	(—) *	66.1 *
映像・音声・文字情報制作業	[—]	—	—	(—)	—	(—)	—	(—)	—
映像・音声・文字情報制作業	[2.3] *	100.0 *	100.0 *	(100.0) *	— *	(—) *	— *	(—) *	— *
運輸業、郵便業	[44.5] *	100.0 *	100.0 *	(100.0) *	— *	(—) *	74.8 *	(74.8) *	— *
鉄道路線客貨物運送業	[—]	—	—	(—)	—	(—)	—	(—)	—
道路貨物運送業	[100.0]	100.0 *	100.0 *	(100.0) *	— *	(—) *	— *	(—) *	— *
水路運輸業	[40.5] *	100.0 *	100.0 *	(100.0) *	— *	(—) *	100.0 *	(100.0) *	— *
航空運輸業	[—]	—	—	(—)	—	(—)	—	(—)	—
倉庫業	[—]	—	—	(—)	—	(—)	—	(—)	—
運輸に附帯するサービス業	[30.8] *	100.0 *	100.0 *	(100.0) *	— *	(—) *	— *	(—) *	— *
郵便業（信郵便事業を含む）	[19.5] *	100.0 *	100.0 *	(100.0) *	— *	(—) *	100.0 *	(100.0) *	— *
	[—]	—	—	(—)	—	(—)	—	(—)	—

（単位：％）

かった理由（複数回答）				制度を 知らな かった	不明
与えられ な た め	経費が掛かりすぎるため	その他			
(5.0)	- (-)	28.5 (36.4)		21.0	0.8
(-)	- (-)	63.5 (74.0)		-	14.1
(11.7) *	- * (-) *	58.1 * (67.1) *		- *	13.4 *
(-) *	- * (-) *	68.8 * (68.8) *		- *	- *
(-) *	- * (-) *	100.0 * (100.0) *		- *	- *
(6.8) *	- * (-) *	22.5 * (22.5) *		- *	- *
(-)	- * (-)	- * (-)		100.0 *	- *
(-) *	- * (-) *	- * (-) *		61.4 *	- *
(-) *	- (-) *	47.6 (59.7) *		-	20.3
(5.0)	- (-)	95.0 (95.0)		-	-
(-) *	- * (-) *	47.2 * (60.7) *		- *	22.3 *
(-) *	- * (-) *	12.6 * (12.6) *		- *	- *
(14.5) *	- * (-) *	85.5 * (85.5) *		- *	- *
(-) *	- * (-) *	- * (-) *		34.8 *	- *
(-)	- * (-)	- * (-)		100.0 *	- *
(-) *	- * (-) *	- * (-) *		4.7 *	- *
(-)	- (-)	- (-)		-	-
(-)	- (-)	- (-)		-	-
(-) *	- * (-) *	100.0 * (100.0) *		- *	- *
(-) *	- * (-) *	100.0 * (100.0) *		- *	- *
(-)	- (-)	- (-)		-	-
(-) *	- * (-) *	100.0 * (100.0) *		- *	- *
(2.6) *	- * (-) *	13.7 (16.8) *		18.2	-
(-) *	- * (-) *	- * (-) *		- *	- *
(-) *	- * (-) *	- * (-) *		- *	- *
(-)	- (-)	- (-)		-	-
(-)	- (-)	- (-)		-	-
(-)	- (-)	- (-)		-	-
(-)	- (-)	- (-)		-	-
(-)	- (-)	- (-)		-	-
(-) *	- * (-) *	1.6 * (4.0) *		60.4 *	- *
(-) *	- * (-) *	- * (-) *		- *	- *
(-) *	- * (-) *	2.5 * (100.0) *		97.5 *	- *
(-)	- (-)	- (-)		-	-
(-)	- (-)	- (-)		-	-
(-)	- (-)	- (-)		-	-
(-)	- (-)	- (-)		-	-
(-)	- (-)	- (-)		-	-
(-)	- (-)	- (-)		-	-
(-)	- (-)	- (-)		-	-
(-)	- (-)	- (-)		-	-
(-)	- (-)	- (-)		-	-
(-)	- (-)	- (-)		-	-
(12.5) *	- * (-) *	76.5 * (76.5) *		- *	- *
(-) *	- * (-) *	- * (-) *		- *	- *
(-) *	- * (-) *	100.0 * (100.0) *		- *	- *
(100.0) *	- * (-) *	- * (-) *		- *	- *
(-)	- (-)	- (-)		-	-
(-) *	- * (-) *	100.0 * (100.0) *		- *	- *
(-)	- (-)	- (-)		-	-
(-)	- (-)	- (-)		-	-
(-) *	- * (-) *	71.7 * (100.0) *		- *	28.3 *
(51.8) *	- * (-) *	43.5 * (43.5) *		- *	- *
(-) *	- * (-) *	60.5 * (60.5) *		- *	- *
(-) *	- * (-) *	100.0 * (100.0) *		- *	- *
(66.1) *	- * (-) *	33.9 * (33.9) *		- *	- *
(-)	- (-)	- (-)		-	-
(-) *	- * (-) *	100.0 * (100.0) *		- *	- *
(-) *	- * (-) *	97.4 * (97.4) *		- *	- *
(-)	- (-)	- (-)		-	-
(-) *	- * (-) *	100.0 * (100.0) *		- *	- *
(-) *	- * (-) *	100.0 * (100.0) *		- *	- *
(-)	- (-)	- (-)		-	-
(-)	- (-)	- (-)		-	-
(-) *	- * (-) *	100.0 * (100.0) *		- *	- *
(-) *	- * (-) *	- * (-) *		- *	- *
(-)	- (-)	- (-)		-	-

第6表－4 時間外・休日労働が100時間超の労働者への医師による面接指導を実施しなかった理由別事業所割合(2-2)

区 分	面接指導を実施しな				
	100時間超の労働者への 面接指導を実施 しなかった事業所計 1)	制度を知っている	医師が面接指導を 受ける必要がないと 判断したため	医師等の確保が 難しかったため	面接時間を かった
卸 売 業 ， 小 売 業 （ 織 維 、 飲 食 料 品 そ の 他 卸 売 業 ）	[0.5]	100.0 *	- *	(-)	- *
各 種 商 品 卸 売 業	[-] *	-	-	(-)	-
上 記 以 外 の 卸 売 業	[-] *	-	-	(-)	-
（ 織 物 、 飲 食 料 品 そ の 他 小 売 業 ）	[1.7] *	100.0 *	- *	(-)	- *
各 種 商 品 小 売 業	[-]	-	-	(-)	-
機 械 器 具 小 売 業	[-]	-	-	(-)	-
そ の 他 の 小 売 業	[-]	-	-	(-)	-
無 店 舗 小 売 業	[100.0]	100.0 *	- *	(-)	- *
上 記 以 外 の 小 売 業	[-]	-	-	(-)	-
金 融 業 ， 保 険 業	[73.2] *	100.0 *	100.0 *	(100.0) *	- *
保 険 業	[73.2] *	100.0 *	100.0 *	(100.0) *	- *
不 動 産 業 ， 物 品 賃 貸 業	[-]	-	-	(-)	-
不 動 産 業	[-] *	-	-	(-)	-
物 品 賃 貸 業	[-]	-	-	(-)	-
学 術 研 究 ， 専 門 ・ 技 術 サ ー ビ ス 業	[3.6]	100.0 *	- *	(-)	- *
宿 泊 業 ， 飲 食 サ ー ビ ス 業	[99.6] *	100.0 *	100.0 *	(100.0) *	- *
宿 泊 業	[-]	-	-	(-)	-
飲 食 サ ー ビ ス 業	[100.0]	100.0 *	100.0 *	(100.0) *	- *
生 活 関 連 サ ー ビ ス 業 ， 娯 楽 業	[32.8] *	100.0 *	100.0 *	(100.0) *	- *
洗 濯 ・ 理 容 ・ 美 容 ・ 浴 場	[100.0]	100.0 *	100.0 *	(100.0) *	- *
そ の 他 の 生 活 関 連 サ ー ビ ス 業	[-]	-	-	(-)	-
娯 楽 業	[-]	-	-	(-)	-
娯 楽 業 （ ゴ ル フ 場 除 く 。 ）	[-]	-	-	(-)	-
ゴ ル フ 場	[-]	-	-	(-)	-
教 育 ， 学 習 支 援 業	[-] *	-	-	(-)	-
医 療 福 祉 業	[92.7] *	100.0 *	5.1 *	(100.0) *	1.2 * (22.8) *
複 合 サ ー ビ ス 事 業	[-] *	-	-	(-)	-
郵 便 局	[-]	-	-	(-)	-
協 同 組 合 （ 他 に 分 類 さ れ な い も の ）	[-] *	-	-	(-)	-
サ ー ビ ス 業 （ 他 に 分 類 さ れ な い も の ）	[-]	-	-	(-)	-
（ 対 事 業 所 サ ー ビ ス 業 ）	[-] *	-	-	(-)	-
職 業 紹 介 ・ 労 働 者 派 遣 業	[-] *	-	-	(-)	-
そ の 他 の 事 業 サ ー ビ ス 業	[-]	-	-	(-)	-
（ 対 個 人 サ ー ビ ス 業 ）	[-] *	-	-	(-)	-
自 動 車 整 備 業	[-]	-	-	(-)	-
機 械 等 修 理 業 （ 別 掲 を 除 く ）	[-] *	-	-	(-)	-
（ 対 社 会 的 サ ー ビ ス 業 ）	[-] *	-	-	(-)	-
廃 棄 物 処 理 業	[-]	-	-	(-)	-
政 治 ・ 経 済 ・ 文 化 団 体	[-]	-	-	(-)	-
教 育	[-]	-	-	(-)	-
そ の 他 の サ ー ビ ス 業	[-]	-	-	(-)	-

注：1) []は、「医師による面接指導の申し出のあった労働者がいた事業所」のうち面接指導を「一部実施した」又は「実施しなかった」事業所の割合である。

(單位：%)

[illegible]

第7表 高年齢労働者の労働災害防止対策の取組の有無及び取組内容別事業所割合（4-1）

区 分	事業所計	取り組んでいる	取組内容					
			時間外労働の制限、 所定労働時間の 短縮等を行っている	深夜業の回数の減少 又は昼間勤務への 変更を行っている	定期的に体力測定を 実施し、その結果か ら、本人自身の転倒、 墜落・転落等の労働 災害リスクを判定し、 加齢に伴う身体的 変化を本人に認識 させている			
合 計	100.0	55.7 (100.0)	21.2 (38.0)	7.1 (12.8)	2.9 (5.2)			
（ 企 業 規 模 ）								
5,000人以上	100.0	61.8 (100.0)	20.5 (33.2)	8.7 (14.1)	7.4 (11.9)			
1,000～4,999人	100.0	56.8 (100.0)	15.7 (27.6)	6.7 (11.8)	1.7 (3.0)			
300～999人	100.0	55.1 (100.0)	19.9 (36.1)	9.1 (16.5)	1.7 (3.0)			
100～299人	100.0	59.0 (100.0)	19.9 (33.7)	9.2 (15.6)	1.9 (3.3)			
50～99人	100.0	60.0 (100.0)	22.8 (38.0)	9.9 (16.5)	2.6 (4.4)			
30～49人	100.0	56.4 (100.0)	25.9 (46.0)	6.6 (11.7)	3.9 (6.9)			
10～29人	100.0	51.5 (100.0)	22.2 (43.1)	4.9 (9.6)	2.4 (4.6)			
（ 事 業 所 規 模 ）								
1,000人以上	100.0	63.6 (100.0)	11.1 (17.5)	12.8 (20.1)	10.2 (16.1)			
500～999人	100.0	65.0 (100.0)	17.1 (26.3)	14.0 (21.5)	3.6 (5.6)			
300～499人	100.0	65.0 (100.0)	23.0 (35.3)	11.4 (17.6)	3.1 (4.8)			
100～299人	100.0	69.1 (100.0)	20.0 (28.9)	15.8 (22.8)	4.4 (6.4)			
50～99人	100.0	64.2 (100.0)	18.7 (29.1)	12.1 (18.9)	3.4 (5.3)			
10～49人	100.0	54.0 (100.0)	21.6 (40.0)	6.1 (11.2)	2.7 (5.0)			
30～49人	100.0	63.2 (100.0)	26.7 (42.3)	8.1 (12.9)	3.7 (5.8)			
10～29人	100.0	52.1 (100.0)	20.5 (39.4)	5.6 (10.8)	2.5 (4.8)			
（ 産 業 ）								
農業、林業（林業に限る。）	100.0	71.1 (100.0)	12.6 (17.7)	0.4 (0.5)	3.3 (4.6)			
鉱業、採石業、砂利採取業	100.0	74.7 (100.0)	20.0 (26.8)	7.9 (10.6)	7.9 (10.6)			
建設業	100.0	78.2 (100.0)	24.2 (30.9)	11.0 (14.1)	7.8 (9.9)			
総合工事業	100.0	72.4 (100.0)	18.7 (25.8)	5.7 (7.8)	4.1 (5.7)			
職別工事業（設備工事業を除く）	100.0	82.8 (100.0)	31.6 (38.1)	13.2 (16.0)	13.8 (16.7)			
設備工事業	100.0	84.8 (100.0)	28.4 (33.5)	18.5 (21.8)	9.7 (11.5)			
製造業	100.0	65.0 (100.0)	27.3 (42.1)	6.6 (10.1)	3.0 (4.6)			
（消費関連製造業）	100.0	60.7 (100.0)	26.3 (43.4)	3.6 (5.9)	2.2 (3.7)			
食料品製造業、飲料・たばこ・飼料製造業	100.0	65.8 (100.0)	24.7 (37.5)	2.0 (3.1)	2.1 (3.2)			
繊維工業	100.0	49.9 (100.0)	26.9 (53.9)	3.1 (6.2)	2.3 (4.5)			
家具・装備品製造業	100.0	79.7 (100.0)	43.6 (54.7)	6.0 (7.5)	1.7 (2.1)			
印刷・同関連業	100.0	53.2 (100.0)	26.2 (49.2)	6.4 (12.0)	2.1 (4.0)			
なめし革・同製品・毛皮製造業	100.0	49.1 (100.0)	25.9 (52.8)	2.9 (6.0)	3.6 (7.2)			
その他の製造業	100.0	56.9 (100.0)	24.8 (43.6)	7.1 (12.4)	3.0 (5.3)			
（非金属系素材関連製造業）	100.0	66.8 (100.0)	24.1 (36.1)	9.5 (14.2)	3.8 (5.6)			
木材・木製品製造業（家具を除く）	100.0	63.6 (100.0)	23.3 (36.6)	1.6 (2.5)	2.8 (4.5)			
パルプ・紙・紙加工品製造業	100.0	66.6 (100.0)	25.9 (38.9)	6.0 (9.1)	4.3 (6.4)			
化学工業	100.0	67.9 (100.0)	18.4 (27.0)	10.2 (15.0)	5.3 (7.8)			
石油製品・石炭製品製造業	100.0	74.0 (100.0)	23.0 (31.0)	18.9 (25.5)	1.2 (1.6)			
プラスチック製品製造業（別掲を除く）	100.0	63.9 (100.0)	27.4 (42.8)	15.9 (25.0)	2.9 (4.5)			
ゴム製品製造業	100.0	68.3 (100.0)	34.0 (49.7)	7.5 (10.9)	3.0 (4.4)			
窯業・土石製品製造業	100.0	70.6 (100.0)	20.6 (29.2)	5.8 (8.2)	4.2 (6.0)			
（金属系素材関連製造業）	100.0	75.5 (100.0)	32.0 (42.4)	8.8 (11.6)	5.6 (7.4)			
鉄業	100.0	72.4 (100.0)	28.0 (38.7)	6.3 (8.7)	3.6 (5.0)			
非鉄金属製造業	100.0	68.6 (100.0)	21.2 (30.9)	13.2 (19.2)	8.7 (12.7)			
金属製品製造業	100.0	77.1 (100.0)	34.3 (44.5)	8.7 (11.3)	5.6 (7.2)			
（機械関連製造業）	100.0	63.1 (100.0)	28.5 (45.2)	6.5 (10.3)	2.0 (3.2)			
はん用機械器具製造業	100.0	66.4 (100.0)	33.3 (50.1)	3.2 (4.8)	4.5 (6.8)			
生産用機械器具製造業	100.0	62.6 (100.0)	31.9 (51.0)	6.3 (10.0)	0.9 (1.5)			
業務用機械器具製造業	100.0	54.6 (100.0)	21.9 (40.0)	3.4 (6.2)	0.3 (0.5)			
電子部品・デバイス・電子回路製造業	100.0	52.1 (100.0)	25.2 (48.3)	6.3 (12.1)	1.1 (2.0)			
電気機械器具製造業	100.0	67.7 (100.0)	25.1 (37.1)	3.8 (5.6)	3.3 (4.9)			
情報通信機械器具製造業	100.0	50.0 (100.0)	21.0 (41.9)	5.0 (10.0)	0.2 (0.5)			
輸送用機械器具製造業	100.0	69.8 (100.0)	30.1 (43.1)	12.5 (17.8)	2.5 (3.6)			
電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	78.9 (100.0)	11.0 (14.0)	9.3 (11.8)	10.3 (13.0)			
情報通信業	100.0	35.3 (100.0)	10.3 (29.2)	2.3 (6.6)	0.5 (1.4)			
放送業	100.0	46.0 (100.0)	8.8 (19.0)	1.1 (2.4)	1.6 (3.5)			
情報サービス業	100.0	48.2 (100.0)	16.2 (33.6)	7.7 (16.1)	- (-)			
インターネット附随サービス業	100.0	34.8 (100.0)	10.2 (29.3)	1.9 (5.3)	- (-)			
映像・音声・文字情報制作業	100.0	17.0 (100.0)	7.2 (42.3)	- (-)	3.0 (17.7)			
運輸業、郵便業	100.0	34.5 (100.0)	10.8 (31.3)	3.9 (11.2)	1.2 (3.6)			
鉄道業	100.0	78.4 (100.0)	31.7 (40.4)	13.6 (17.4)	2.8 (3.6)			
道路旅客運送業	100.0	70.4 (100.0)	7.9 (11.2)	1.8 (2.5)	1.8 (2.5)			
道路貨物運送業	100.0	90.4 (100.0)	40.1 (44.4)	35.3 (39.1)	2.7 (3.0)			
水道業	100.0	80.8 (100.0)	33.7 (41.7)	11.6 (14.4)	2.7 (3.3)			
航空運送業	100.0	44.8 (100.0)	14.5 (32.2)	2.9 (6.5)	3.7 (8.3)			
倉庫業	100.0	50.4 (100.0)	17.4 (34.5)	10.5 (20.9)	3.1 (6.1)			
運輸に附帯するサービス業	100.0	65.3 (100.0)	30.8 (47.2)	6.7 (10.3)	3.6 (5.4)			
郵便業（信書便事業を含む）	100.0	67.3 (100.0)	25.0 (37.1)	10.5 (15.7)	3.3 (4.9)			
	100.0	83.9 (100.0)	7.6 (9.1)	3.8 (4.5)	3.8 (4.5)			

(続く)

(複数回答)

高年齢労働者の身体機能の低下の防止のための活動を実施している(作業前の準備体操や定期的なウォーキングなど)	医師による面接指導等の健康管理を重点的にやっている	作業前に、体調不良等の異常がないか確認している	健康診断実施後に基礎疾患に関する相談・指導を行っている	健康診断実施後に健康診断の結果を踏まえて就業上の措置を行っている	墜落・転落、転倒等の災害防止のため、手すり、滑り止め、照明、標識等の設置、段差の解消等を実施している(本人の危険を回避するために、施設・設備等の労働環境などを変更する対応)
3.5 (6.3)	3.1 (5.5)	23.2 (41.6)	14.0 (25.1)	17.8 (31.9)	6.2 (11.2)
5.0 (8.1)	4.8 (7.8)	21.9 (35.4)	14.8 (24.0)	26.9 (43.5)	7.9 (12.8)
3.7 (6.5)	4.3 (7.5)	27.0 (47.4)	18.8 (33.1)	22.3 (39.2)	6.2 (11.0)
3.0 (5.5)	4.3 (7.8)	20.6 (37.3)	13.8 (25.0)	16.7 (30.3)	6.1 (11.1)
5.8 (9.9)	2.9 (4.9)	27.7 (47.1)	15.7 (26.7)	15.1 (25.6)	7.7 (13.1)
2.3 (3.9)	2.8 (4.7)	23.0 (38.4)	17.1 (28.5)	21.7 (36.1)	8.5 (14.2)
5.1 (9.1)	3.2 (5.7)	24.5 (43.4)	14.9 (26.5)	17.9 (31.8)	6.9 (12.2)
2.3 (4.5)	1.9 (3.7)	21.6 (42.0)	10.9 (21.1)	14.0 (27.1)	4.5 (8.8)
13.7 (21.5)	14.3 (22.6)	27.7 (43.5)	28.6 (45.0)	34.1 (53.6)	19.2 (30.3)
11.5 (17.8)	10.7 (16.4)	22.3 (34.3)	23.0 (35.4)	34.5 (53.1)	20.2 (31.1)
9.5 (14.7)	9.4 (14.4)	27.1 (41.8)	23.9 (36.7)	28.9 (44.4)	17.4 (26.8)
8.2 (11.9)	7.0 (10.1)	27.5 (39.7)	20.2 (29.2)	25.3 (36.6)	13.5 (19.5)
5.3 (8.3)	5.5 (8.5)	24.9 (38.8)	22.3 (34.7)	24.5 (38.1)	9.1 (14.1)
3.0 (5.5)	2.5 (4.6)	22.7 (42.1)	12.6 (23.4)	16.4 (30.4)	5.3 (9.9)
5.1 (8.0)	3.4 (5.4)	29.2 (46.1)	15.5 (24.5)	20.4 (32.3)	7.7 (12.3)
2.6 (4.9)	2.3 (4.4)	21.5 (41.2)	12.0 (23.1)	15.6 (30.0)	4.9 (9.3)
6.0 (8.4)	4.0 (5.6)	46.9 (66.0)	16.8 (23.7)	19.2 (27.1)	0.7 (1.0)
10.7 (14.4)	9.7 (13.0)	48.8 (65.3)	24.7 (33.1)	31.2 (41.8)	25.1 (33.6)
5.9 (7.6)	2.5 (3.2)	51.4 (65.7)	22.0 (28.1)	29.4 (37.5)	12.5 (16.0)
4.9 (6.8)	0.0 (0.0)	49.2 (68.0)	22.3 (30.8)	25.8 (35.6)	14.5 (20.0)
7.8 (9.4)	3.0 (3.6)	48.1 (58.1)	22.3 (26.9)	37.3 (45.0)	13.3 (16.1)
6.3 (7.5)	6.5 (7.6)	57.2 (67.5)	21.4 (25.2)	30.0 (35.4)	8.7 (10.2)
7.4 (11.4)	3.7 (5.7)	28.0 (43.0)	15.4 (23.6)	17.5 (27.0)	13.2 (20.3)
3.7 (6.2)	1.8 (3.0)	26.1 (43.0)	11.1 (18.3)	13.8 (22.7)	10.6 (17.5)
1.7 (2.7)	1.1 (1.7)	35.5 (53.9)	7.7 (11.6)	12.8 (19.4)	13.5 (20.5)
2.8 (5.6)	2.2 (4.4)	14.6 (29.2)	11.6 (23.2)	12.1 (24.3)	8.0 (16.0)
9.6 (12.1)	0.3 (0.4)	23.2 (29.1)	15.8 (19.8)	19.6 (24.6)	8.7 (10.9)
5.1 (9.6)	2.9 (5.5)	12.8 (24.1)	13.8 (25.9)	16.5 (31.0)	5.8 (10.9)
3.2 (6.5)	0.6 (1.2)	11.3 (23.1)	6.0 (12.2)	14.1 (28.7)	6.0 (12.3)
10.8 (18.9)	4.4 (7.7)	24.0 (42.1)	22.7 (39.9)	14.4 (25.2)	10.1 (17.8)
7.8 (11.7)	4.5 (6.8)	31.6 (47.3)	16.0 (23.9)	21.5 (32.2)	17.1 (25.6)
5.3 (8.3)	2.0 (3.1)	27.5 (43.2)	12.6 (19.8)	15.9 (25.0)	11.7 (18.3)
10.1 (15.1)	4.6 (6.9)	32.8 (49.2)	14.1 (21.2)	15.0 (22.5)	17.5 (26.2)
12.4 (18.2)	8.0 (11.8)	34.6 (51.0)	19.7 (29.0)	20.1 (29.6)	22.6 (33.3)
6.8 (9.2)	4.7 (6.4)	43.1 (58.2)	24.6 (33.2)	28.2 (38.1)	17.2 (23.3)
4.2 (6.5)	4.3 (6.8)	28.8 (45.1)	14.9 (23.4)	27.1 (42.5)	17.6 (27.6)
4.8 (7.0)	3.3 (4.8)	22.2 (32.5)	18.5 (27.0)	13.9 (20.3)	13.2 (19.4)
9.8 (13.9)	3.5 (4.9)	36.0 (51.0)	15.9 (22.6)	23.3 (33.0)	15.2 (21.5)
12.4 (16.5)	5.9 (7.8)	37.0 (49.0)	25.1 (33.2)	19.4 (25.7)	18.7 (24.8)
12.6 (17.4)	3.8 (5.3)	33.7 (46.5)	21.6 (29.8)	13.2 (18.3)	20.8 (28.7)
9.7 (14.2)	6.7 (9.8)	29.9 (43.5)	20.0 (29.2)	22.7 (33.1)	19.0 (27.7)
12.8 (16.6)	6.2 (8.1)	38.7 (50.2)	26.6 (34.4)	20.3 (26.3)	18.2 (23.6)
8.6 (13.6)	3.9 (6.2)	22.7 (36.0)	14.7 (23.2)	17.8 (28.2)	10.4 (16.5)
12.9 (19.4)	4.0 (6.0)	26.1 (39.3)	16.0 (24.0)	20.9 (31.5)	16.0 (24.1)
5.4 (8.7)	2.4 (3.8)	23.1 (36.9)	13.4 (21.4)	19.4 (31.0)	7.7 (12.3)
3.5 (6.4)	3.1 (5.6)	14.1 (25.8)	13.5 (24.8)	13.3 (24.3)	14.9 (27.3)
7.8 (14.9)	5.7 (11.0)	16.0 (30.7)	12.7 (24.4)	13.3 (25.6)	9.1 (17.5)
12.0 (17.8)	4.6 (6.9)	24.6 (36.3)	14.8 (21.9)	20.3 (30.1)	9.7 (14.4)
11.0 (21.9)	6.2 (12.5)	9.1 (18.1)	16.9 (33.9)	15.0 (30.0)	8.7 (17.4)
9.4 (13.5)	4.4 (6.2)	28.3 (40.6)	16.4 (23.5)	16.4 (23.5)	10.6 (15.1)
14.1 (17.9)	17.8 (22.5)	57.4 (72.8)	42.1 (53.4)	49.3 (62.5)	24.2 (30.7)
1.2 (3.3)	4.0 (11.2)	8.3 (23.5)	10.7 (30.3)	13.7 (38.8)	3.1 (8.8)
3.4 (7.3)	10.7 (23.2)	9.7 (21.0)	29.9 (64.9)	20.7 (44.9)	4.8 (10.4)
- (-)	9.9 (20.5)	8.0 (16.7)	19.3 (40.0)	17.7 (36.7)	8.5 (17.6)
0.8 (2.4)	2.6 (7.5)	10.0 (28.8)	8.2 (23.6)	14.1 (40.4)	2.9 (8.3)
- (-)	1.4 (8.5)	8.3 (49.0)	7.8 (46.1)	8.6 (50.7)	1.3 (7.8)
2.0 (5.9)	5.2 (15.2)	1.9 (5.6)	10.5 (30.4)	10.1 (29.4)	2.5 (7.1)
5.7 (7.2)	5.2 (6.6)	52.1 (66.5)	26.4 (33.6)	30.8 (39.2)	8.2 (10.4)
7.0 (9.9)	13.6 (19.3)	49.5 (70.3)	23.8 (33.8)	29.9 (42.5)	14.1 (20.0)
2.7 (3.0)	16.8 (18.6)	69.7 (77.1)	40.3 (44.6)	44.7 (49.4)	5.4 (6.0)
4.6 (5.7)	1.8 (2.2)	54.6 (67.5)	26.3 (32.6)	31.3 (38.7)	6.8 (8.4)
6.6 (14.7)	7.3 (16.4)	24.9 (55.4)	9.8 (21.9)	12.6 (28.0)	4.3 (9.6)
7.6 (15.1)	5.9 (11.7)	20.8 (41.3)	25.1 (49.8)	15.1 (29.9)	5.8 (11.5)
9.6 (14.6)	5.4 (8.3)	33.2 (50.7)	14.1 (21.6)	18.7 (28.6)	14.4 (22.0)
11.7 (17.4)	6.9 (10.3)	35.1 (52.2)	20.5 (30.5)	22.2 (33.0)	13.3 (19.8)
14.3 (17.1)	9.1 (10.8)	54.7 (65.2)	39.7 (47.4)	39.2 (46.7)	14.1 (16.8)

第7表 高年齢労働者の労働災害防止対策の取組の有無及び取組内容別事業所割合（4-2）

(続き)									
区 分	取組内容（複数回答）							取り組んでいない	
	できるだけ高所等の危険場所での作業に従事させないようにしている（本人の危険を回避するために、作業内容・就業場所を変更する対応）	できるだけ単独作業にならないようにしている（体調異変があったときにすぐに対応できるための措置）	他の労働者に危険を及ぼすおそれのある作業に従事させないようにしている（クレーンやフォークリフトの運転等をさせない等の対応）	その他					
合 計	12.0	(21.6)	11.8	(21.2)	6.7	(12.0)	4.5	(8.2)	40.4
(企 業 規 模)									
5,000 人 以 上	10.1	(16.4)	5.9	(9.6)	4.2	(6.7)	6.1	(9.9)	35.4
1,000 ～ 4,999 人	10.4	(18.3)	5.6	(9.8)	3.0	(5.2)	5.0	(8.8)	41.5
300 ～ 999 人	9.3	(16.9)	7.7	(13.9)	4.8	(8.8)	3.5	(6.4)	41.7
100 ～ 299 人	11.2	(19.1)	10.9	(18.6)	4.7	(8.0)	5.3	(8.9)	40.0
50 ～ 99 人	12.5	(20.8)	13.4	(22.4)	7.1	(11.8)	4.2	(7.0)	38.4
30 ～ 49 人	17.5	(31.0)	15.5	(27.5)	10.2	(18.0)	4.1	(7.3)	38.1
10 ～ 29 人	12.7	(24.7)	15.6	(30.4)	8.7	(17.0)	4.2	(8.2)	42.3
(事 業 所 規 模)									
1,000 人 以 上	14.3	(22.4)	11.9	(18.7)	5.6	(8.8)	3.1	(4.9)	34.0
500 ～ 999 人	12.0	(18.4)	12.6	(19.5)	8.2	(12.6)	2.4	(3.6)	31.6
300 ～ 499 人	16.1	(24.8)	13.9	(21.4)	6.2	(9.6)	5.3	(8.1)	34.9
100 ～ 299 人	12.9	(18.7)	12.4	(18.0)	7.2	(10.4)	5.4	(7.8)	28.9
50 ～ 99 人	10.6	(16.6)	10.7	(16.6)	5.5	(8.6)	4.0	(6.2)	34.7
10 ～ 49 人	12.1	(22.4)	11.9	(22.0)	6.8	(12.6)	4.6	(8.5)	41.7
30 ～ 49 人	17.5	(27.6)	14.2	(22.5)	7.3	(11.5)	5.3	(8.4)	32.9
10 ～ 29 人	11.0	(21.2)	11.4	(21.9)	6.7	(12.8)	4.4	(8.5)	43.5
(産 業)									
農 業 、 林 業 （ 林 業 に 限 る 。 ）	20.7	(29.1)	46.0	(64.7)	13.1	(18.4)	3.0	(4.2)	25.7
鉱 業 、 採 石 業 、 砂 利 採 取 業	21.8	(29.1)	35.8	(47.9)	19.5	(26.1)	2.7	(3.6)	21.0
建 設 業	43.6	(55.7)	42.4	(54.3)	24.7	(31.6)	4.0	(5.1)	19.4
総 合 工 事 業	34.5	(47.7)	37.6	(51.9)	21.2	(29.2)	2.6	(3.5)	24.5
職 別 工 事 業 （ 設 備 工 事 業 を 除 く ）	50.2	(60.6)	52.3	(63.1)	37.5	(45.3)	5.3	(6.4)	14.3
設 備 工 事 業	54.2	(64.0)	43.8	(51.7)	21.9	(25.9)	5.6	(6.6)	14.3
製 造 業	17.0	(26.1)	19.9	(30.7)	12.2	(18.8)	3.9	(6.0)	32.0
(消 費 関 連 製 造 業)	11.0	(18.1)	12.9	(21.3)	10.7	(17.7)	4.0	(6.7)	34.7
食 料 品 製 造 業 、 飲 料 ・ た ば こ ・ 飼 料 製 造 業	11.1	(16.9)	13.0	(19.8)	13.5	(20.5)	3.8	(5.8)	28.3
織 維 工 業	6.1	(12.2)	7.5	(15.1)	6.4	(12.7)	3.3	(6.6)	47.9
家 具 ・ 装 備 品 製 造 業	30.9	(38.8)	29.6	(37.2)	15.1	(19.0)	1.9	(2.4)	18.1
印 刷 ・ 同 関 連 業	6.7	(12.6)	10.3	(19.4)	3.1	(5.9)	7.4	(13.9)	43.8
な め し 革 ・ 同 製 品 ・ 毛 皮 製 造 業	14.5	(29.4)	6.9	(14.1)	7.6	(15.6)	3.5	(7.2)	42.0
そ の 他 の 製 造 業	14.3	(25.0)	18.8	(33.0)	15.3	(26.9)	2.5	(4.3)	37.6
(非 金 属 系 素 材 関 連 製 造 業)	19.2	(28.8)	24.2	(36.2)	12.1	(18.1)	3.0	(4.5)	31.1
木 材 ・ 木 製 品 製 造 業 （ 家 具 を 除 く ）	18.5	(29.1)	27.7	(43.6)	12.3	(19.3)	2.8	(4.5)	33.5
パ ル プ ・ 紙 ・ 紙 加 工 品 製 造 業	14.9	(22.5)	22.4	(33.6)	8.4	(12.6)	1.1	(1.6)	31.3
化 学 工 業	11.8	(17.4)	20.1	(29.5)	7.3	(10.7)	4.6	(6.8)	31.0
石 油 製 品 ・ 石 炭 製 品 製 造 業	20.1	(27.1)	27.9	(37.7)	10.3	(13.9)	4.2	(5.7)	23.6
プ ラ ス チ ッ ク 製 品 製 造 業 （ 別 掲 を 除 く ）	21.4	(33.5)	26.1	(40.9)	13.8	(21.6)	1.7	(2.7)	35.1
ゴ ム 製 品 製 造 業	20.8	(30.4)	27.4	(40.1)	9.3	(13.6)	4.1	(6.0)	24.9
窯 業 ・ 土 石 製 品 製 造 業	24.5	(34.7)	23.4	(33.1)	16.6	(23.5)	4.5	(6.4)	26.6
(金 属 系 素 材 関 連 製 造 業)	29.1	(38.5)	27.3	(36.2)	19.3	(25.6)	6.2	(8.3)	23.8
鉄 業	25.6	(35.4)	32.1	(44.4)	14.9	(20.5)	2.0	(2.7)	23.4
非 鉄 金 属 製 造 業	13.0	(18.9)	18.7	(27.2)	14.9	(21.7)	2.1	(3.1)	31.4
金 属 製 品 製 造 業	32.1	(41.6)	27.4	(35.5)	20.9	(27.1)	7.8	(10.1)	22.9
(機 械 関 連 製 造 業)	15.7	(24.9)	20.7	(32.8)	10.4	(16.4)	3.2	(5.1)	34.0
は ん 用 機 械 器 具 製 造 業	28.0	(42.1)	26.7	(40.3)	14.3	(21.6)	1.5	(2.3)	27.2
生 産 用 機 械 器 具 製 造 業	12.2	(19.5)	23.5	(37.5)	10.5	(16.7)	2.1	(3.3)	35.6
業 務 用 機 械 器 具 製 造 業	13.5	(24.7)	10.4	(19.1)	4.5	(8.3)	0.9	(1.7)	42.5
電 子 部 品 ・ デ バ イ ス ・ 電 子 回 路 製 造 業	11.5	(22.0)	12.2	(23.3)	5.7	(10.9)	1.5	(2.8)	42.5
電 気 機 械 器 具 製 造 業	16.4	(24.2)	20.3	(30.0)	11.8	(17.4)	3.1	(4.5)	29.9
情 報 通 信 機 械 器 具 製 造 業	8.8	(17.5)	10.2	(20.5)	6.8	(13.6)	8.2	(16.4)	46.7
輸 送 用 機 械 器 具 製 造 業	17.3	(24.8)	24.4	(35.0)	12.3	(17.6)	6.7	(9.6)	28.9
電 気 ・ ガ ス ・ 熱 供 給 ・ 水 道 業	19.9	(25.2)	22.2	(28.1)	4.4	(5.5)	10.6	(13.4)	20.6
情 報 通 信 業	2.8	(7.8)	3.1	(8.8)	1.7	(4.7)	5.5	(15.7)	61.4
通 信 業	5.3	(11.6)	6.7	(14.4)	3.4	(7.4)	2.4	(5.3)	48.0
放 送 業	11.3	(23.5)	13.2	(27.4)	2.0	(4.1)	7.2	(15.0)	49.8
情 報 サ ー ビ ス 業	2.5	(7.2)	2.4	(6.8)	1.5	(4.2)	6.7	(19.3)	63.0
イ ン タ ー ネ ッ ト 附 随 サ ー ビ ス 業	1.5	(8.8)	1.7	(9.9)	1.3	(7.8)	3.4	(19.8)	81.2
映 像 ・ 音 声 ・ 文 字 情 報 制 作 業	1.1	(3.1)	2.5	(7.1)	1.7	(5.0)	2.9	(8.3)	58.7
運 輸 業 、 道 郵 便 業	13.4	(17.0)	8.0	(10.3)	7.1	(9.1)	4.0	(5.1)	19.4
鉄 道 業	8.6	(12.2)	12.9	(18.3)	0.9	(1.3)	3.0	(4.3)	28.6
道 路 旅 客 運 送 業	1.5	(1.7)	1.8	(2.0)	-	(-)	2.6	(2.8)	7.1
道 路 貨 物 運 送 業	17.5	(21.6)	6.2	(7.7)	9.0	(11.1)	4.8	(5.9)	16.9
水 運 業	15.2	(34.0)	14.9	(33.2)	7.4	(16.6)	2.7	(6.1)	53.2
航 空 運 輸 業	4.2	(8.2)	6.3	(12.5)	1.1	(2.2)	10.5	(20.9)	46.9
倉 庫 業	8.7	(13.3)	19.7	(30.2)	7.5	(11.5)	2.1	(3.3)	32.2
運 輸 に 附 帯 す る サ ー ビ ス 業	8.7	(12.9)	16.2	(24.1)	7.1	(10.6)	2.4	(3.6)	30.9
郵 便 業 （ 信 書 便 事 業 を 含 む ）	2.2	(2.6)	2.9	(3.4)	2.1	(2.5)	8.1	(9.7)	16.1

(単位：%)	
	不明
	3.9
	2.8
	1.7
	3.2
	1.0
	1.6
	5.5
	6.2
	2.4
	3.5
	0.1
	2.0
	1.1
	4.3
	3.9
	4.4
	3.3
	4.3
	2.4
	3.1
	2.8
	0.9
	3.0
	4.6
	5.9
	2.2
	2.3
	3.0
	8.9
	5.5
	2.1
	2.9
	2.1
	1.0
	2.4
	1.0
	6.7
	2.8
	0.7
	4.2
	-
	0.0
	2.9
	6.4
	1.8
	2.9
	5.4
	2.4
	3.2
	1.3
	0.5
	3.3
	6.0
	2.0
	2.2
	1.8
	6.8
	2.2
	1.0
	2.5
	2.3
	2.0
	2.7
	2.4
	1.9
	-

第7表 高年齢労働者の労働災害防止対策の取組の有無及び取組内容別事業所割合（4-3）

区 分	事業所計	取り組んでいる	取組内容						
			時間外労働の制限、 所定労働時間の 短縮等を行っている	深夜業の回数の減少 又は昼間勤務への 変更を行っている	定期的に体力測定を 実施し、その結果か ら、本人自身の転倒、 墜落・転落等の労働 災害リスクを判定し、 加齢に伴う身体的 変化を本人に認識 させている				
卸 売 業 ， 小 売 業	100.0	47.0 (100.0)	20.2 (42.9)	4.8 (10.2)	1.7 (3.6)				
（繊維、飲食品その他卸売業）	100.0	47.4 (100.0)	15.6 (32.9)	2.1 (4.4)	1.9 (4.1)				
各 種 商 品 卸 売 業	100.0	51.7 (100.0)	15.9 (30.8)	0.9 (1.8)	- (-)				
上 記 以 外 の 卸 売 業	100.0	47.4 (100.0)	15.6 (32.9)	2.1 (4.4)	1.9 (4.1)				
（織物、飲食品その他小売業）	100.0	46.8 (100.0)	22.2 (47.5)	6.0 (12.9)	1.6 (3.4)				
各 種 商 品 小 売 業	100.0	72.2 (100.0)	49.2 (68.2)	15.1 (20.9)	4.3 (5.9)				
機 械 器 具 小 売 業	100.0	53.1 (100.0)	18.1 (34.1)	3.4 (6.4)	0.0 (0.0)				
そ の 他 の 小 売 業	100.0	51.4 (100.0)	21.9 (42.6)	8.6 (16.8)	1.3 (2.5)				
無 店 舗 小 売 業	100.0	49.0 (100.0)	14.0 (28.6)	0.2 (0.4)	2.0 (4.2)				
上 記 以 外 の 小 売 業	100.0	41.5 (100.0)	23.2 (55.9)	5.4 (13.0)	2.1 (5.0)				
金 融 業 ， 保 険 業	100.0	39.8 (100.0)	11.5 (28.8)	1.4 (3.5)	1.1 (2.8)				
金 融 業	100.0	30.8 (100.0)	9.6 (31.3)	0.1 (0.4)	1.1 (3.6)				
保 険 業	100.0	53.9 (100.0)	14.3 (26.5)	3.4 (6.3)	1.1 (2.0)				
不 動 産 業 ， 物 品 賃 貸 業	100.0	46.9 (100.0)	21.8 (46.5)	5.0 (10.6)	0.9 (1.9)				
不 動 産 業	100.0	40.7 (100.0)	13.4 (33.1)	3.5 (8.6)	0.0 (0.1)				
物 品 賃 貸 業	100.0	55.5 (100.0)	33.3 (60.0)	7.0 (12.7)	2.1 (3.8)				
学 術 研 究 ， 専 門 ・ 技 術 サ ー ビ ス 業	100.0	55.2 (100.0)	18.3 (33.1)	4.2 (7.7)	2.0 (3.6)				
宿 泊 業 ， 飲 食 サ ー ビ ス 業	100.0	50.3 (100.0)	18.9 (37.5)	8.1 (16.2)	3.2 (6.3)				
宿 泊 業	100.0	64.8 (100.0)	30.5 (47.1)	13.3 (20.4)	2.7 (4.1)				
飲 食 サ ー ビ ス 業	100.0	48.5 (100.0)	17.5 (36.0)	7.5 (15.5)	3.2 (6.7)				
生 活 関 連 サ ー ビ ス 業 ， 娯 楽 業	100.0	45.5 (100.0)	17.9 (39.4)	4.3 (9.5)	0.3 (0.7)				
洗 濯 ・ 理 容 ・ 美 容 ・ 浴 場 業	100.0	43.6 (100.0)	21.3 (48.7)	1.0 (2.4)	- (-)				
そ の 他 の 生 活 関 連 サ ー ビ ス 業	100.0	44.0 (100.0)	19.5 (44.3)	3.5 (7.9)	1.2 (2.6)				
娯 楽 業	100.0	47.2 (100.0)	15.4 (32.6)	6.6 (14.0)	0.2 (0.5)				
娯 楽 業 （ ゴ ル フ 場 除 く ）	100.0	44.8 (100.0)	13.9 (31.1)	7.0 (15.7)	- (-)				
ゴ ル フ 場	100.0	69.7 (100.0)	29.3 (42.0)	2.8 (4.0)	2.4 (3.5)				
教 育 ， 学 習 支 援 業	100.0	36.4 (100.0)	10.9 (29.9)	0.5 (1.4)	0.0 (0.1)				
医 療 ， 福 祉	100.0	57.9 (100.0)	20.2 (34.8)	11.9 (20.5)	4.2 (7.3)				
複 合 サ ー ビ ス 事 業	100.0	45.5 (100.0)	5.0 (11.1)	0.5 (1.1)	1.5 (3.3)				
郵 便 局	100.0	61.5 (100.0)	11.1 (18.1)	1.6 (2.6)	4.9 (8.0)				
協 同 組 合 （ 他 に 分 類 さ れ な い も の ）	100.0	38.5 (100.0)	2.4 (6.1)	0.0 (0.1)	- (-)				
サ ー ビ ス 業 （ 他 に 分 類 さ れ な い も の ）	100.0	64.2 (100.0)	25.0 (39.0)	7.6 (11.9)	4.1 (6.4)				
（ 対 事 業 所 サ ー ビ ス 業 ）	100.0	66.4 (100.0)	27.8 (41.9)	8.3 (12.5)	4.5 (6.7)				
職 業 紹 介 ・ 労 働 者 派 遣 業	100.0	52.3 (100.0)	18.5 (35.3)	4.1 (7.8)	1.2 (2.2)				
そ の 他 の 事 業 サ ー ビ ス 業	100.0	70.1 (100.0)	30.3 (43.2)	9.4 (13.5)	5.3 (7.6)				
（ 対 個 人 サ ー ビ ス 業 ）	100.0	66.1 (100.0)	26.5 (40.2)	11.4 (17.3)	4.7 (7.1)				
自 動 車 整 備 業	100.0	63.0 (100.0)	28.1 (44.5)	7.3 (11.6)	1.8 (2.8)				
機 械 等 修 理 業 （ 別 掲 を 除 く ）	100.0	68.7 (100.0)	25.2 (36.7)	15.0 (21.8)	7.3 (10.6)				
（ 対 社 会 的 サ ー ビ ス 業 ）	100.0	56.7 (100.0)	16.0 (28.2)	3.3 (5.7)	2.8 (5.0)				
廃 棄 物 処 理 業	100.0	73.4 (100.0)	21.9 (29.8)	5.2 (7.1)	4.8 (6.5)				
政 治 ・ 経 済 ・ 文 化 団 体	100.0	34.3 (100.0)	7.3 (21.3)	0.9 (2.5)	0.9 (2.6)				
宗 教	100.0	55.7 (100.0)	19.5 (34.9)	3.2 (5.8)	- (-)				
そ の 他 の サ ー ビ ス 業	100.0	46.1 (100.0)	9.2 (20.0)	0.7 (1.4)	3.0 (6.6)				

(続く)

(複数回答)

高年齢労働者の身体機能の低下の防止のための活動を実施している(作業前の準備体操や定期的なウォーキングなど)	医師による面接指導等の健康管理を重点的にやっている	作業前に、体調不良等の異常がないか確認している	健康診断実施後に基礎疾患に関する相談・指導を行っている	健康診断実施後に健康診断の結果を踏まえて就業上の措置を行っている	墜落・転落、転倒等の災害防止のため、手すり、滑り止め、照明、標識等の設置、段差の解消等を実施している(本人の危険を回避するために、施設・設備等の労働環境などを変更する対応)
1.5 (3.3)	2.5 (5.4)	15.1 (32.2)	11.0 (23.5)	12.5 (26.6)	4.1 (8.8)
2.7 (5.7)	2.6 (5.4)	11.2 (23.7)	13.2 (27.8)	15.8 (33.4)	3.5 (7.3)
2.6 (5.1)	1.7 (3.2)	8.6 (16.5)	24.6 (47.6)	23.0 (44.4)	6.4 (12.4)
2.7 (5.7)	2.6 (5.4)	11.3 (23.7)	13.1 (27.7)	15.8 (33.3)	3.4 (7.2)
1.0 (2.2)	2.5 (5.3)	16.9 (36.1)	10.0 (21.5)	10.9 (23.4)	4.4 (9.5)
2.0 (2.8)	9.5 (13.2)	14.1 (19.5)	18.6 (25.8)	33.5 (46.4)	14.8 (20.6)
1.1 (2.1)	3.0 (5.7)	15.2 (28.6)	16.4 (30.9)	18.5 (34.8)	4.4 (8.2)
- (-)	2.2 (4.3)	21.0 (40.7)	8.7 (16.9)	15.7 (30.5)	3.5 (6.8)
5.0 (10.2)	3.0 (6.2)	22.6 (46.1)	10.0 (20.5)	13.4 (27.3)	3.8 (7.8)
1.3 (3.0)	2.3 (5.5)	14.7 (35.3)	8.9 (21.5)	5.4 (13.1)	4.7 (11.3)
4.6 (11.6)	4.7 (11.7)	3.1 (7.8)	13.6 (34.0)	18.6 (46.8)	1.4 (3.5)
2.7 (8.8)	4.8 (15.5)	4.4 (14.2)	14.9 (48.3)	10.4 (33.9)	0.9 (2.8)
7.5 (14.0)	4.5 (8.4)	1.1 (2.1)	11.6 (21.5)	31.3 (58.1)	2.2 (4.2)
3.9 (8.4)	2.2 (4.6)	14.0 (29.8)	14.4 (30.7)	11.4 (24.4)	6.8 (14.5)
5.6 (13.9)	2.2 (5.4)	11.0 (27.1)	14.5 (35.6)	7.7 (19.0)	3.5 (8.6)
1.6 (2.9)	2.1 (3.8)	18.1 (32.6)	14.3 (25.7)	16.6 (29.8)	11.4 (20.6)
4.3 (7.8)	3.2 (5.9)	18.6 (33.6)	19.3 (35.0)	22.7 (41.0)	8.1 (14.6)
1.0 (2.1)	0.6 (1.1)	26.9 (53.5)	3.5 (7.0)	11.6 (23.1)	2.2 (4.4)
3.1 (4.7)	0.2 (0.3)	29.4 (45.4)	8.2 (12.6)	13.6 (20.9)	7.4 (11.4)
0.8 (1.6)	0.6 (1.2)	26.6 (54.8)	3.0 (6.1)	11.4 (23.5)	1.6 (3.3)
- (-)	1.4 (3.1)	12.1 (26.6)	7.6 (16.6)	11.3 (24.8)	2.9 (6.5)
- (-)	1.3 (2.9)	8.6 (19.8)	6.4 (14.7)	7.0 (15.9)	3.2 (7.3)
- (-)	1.3 (2.8)	14.4 (32.6)	9.1 (20.8)	15.0 (34.1)	6.2 (14.0)
- (-)	1.5 (3.2)	13.4 (28.4)	7.7 (16.3)	12.6 (26.7)	1.7 (3.6)
- (-)	1.4 (3.2)	12.1 (27.1)	6.9 (15.5)	12.6 (28.2)	1.4 (3.2)
- (-)	2.4 (3.5)	25.4 (36.5)	14.7 (21.1)	12.3 (17.6)	4.4 (6.3)
0.1 (0.2)	1.6 (4.5)	10.2 (28.0)	9.0 (24.7)	11.2 (30.7)	2.5 (6.8)
3.3 (5.7)	4.2 (7.3)	13.4 (23.2)	19.4 (33.5)	23.3 (40.2)	5.2 (9.0)
3.6 (8.0)	5.0 (10.9)	14.9 (32.7)	21.6 (47.5)	15.1 (33.3)	4.2 (9.2)
8.1 (13.1)	9.0 (14.6)	31.0 (50.4)	29.1 (47.3)	26.6 (43.2)	3.5 (5.7)
1.7 (4.5)	3.2 (8.3)	7.8 (20.3)	18.4 (47.7)	10.1 (26.4)	4.5 (11.6)
7.1 (11.0)	4.9 (7.6)	32.0 (49.9)	14.1 (22.0)	21.1 (32.8)	7.4 (11.5)
6.4 (9.6)	5.0 (7.6)	33.6 (50.6)	13.1 (19.8)	21.4 (32.3)	5.3 (8.0)
3.6 (6.9)	4.4 (8.4)	16.0 (30.5)	7.2 (13.8)	13.7 (26.3)	3.4 (6.6)
7.1 (10.2)	5.2 (7.4)	38.2 (54.5)	14.7 (21.0)	23.5 (33.5)	5.8 (8.3)
11.6 (17.5)	8.6 (13.1)	35.9 (54.3)	21.0 (31.7)	29.9 (45.3)	12.1 (18.4)
9.1 (14.5)	5.6 (8.8)	28.1 (44.5)	17.7 (28.1)	25.6 (40.7)	6.8 (10.8)
13.7 (19.9)	11.3 (16.5)	42.7 (62.1)	23.8 (34.6)	33.6 (48.9)	16.8 (24.5)
6.2 (10.9)	2.0 (3.5)	25.1 (44.2)	12.7 (22.4)	14.4 (25.4)	10.6 (18.7)
10.2 (13.9)	1.6 (2.2)	41.0 (55.9)	16.6 (22.6)	16.8 (22.8)	15.8 (21.6)
2.6 (7.7)	1.8 (5.3)	7.1 (20.6)	9.2 (26.9)	11.5 (33.5)	2.9 (8.4)
2.2 (4.0)	3.8 (6.8)	12.5 (22.4)	9.0 (16.1)	14.9 (26.7)	12.2 (21.9)
- (-)	3.0 (6.6)	17.2 (37.4)	7.2 (15.7)	10.0 (21.7)	8.2 (17.8)

第7表 高年齢労働者の労働災害防止対策の取組の有無及び取組内容別事業所割合(4-4)

区 分	(続き)							
	取組内容(複数回答)							
	できるだけ高等の危険場所での作業に従事させないようにしている(本人の危険を回避するために、作業内容・就業場所を変更する対応)	できるだけ単独作業にならないようにしている(体調異変があったときにすぐに対応できるための措置)	他の労働者に危険を及ぼすおそれのある作業に従事させないようにしている(クレーンやフォークリフトの運転等をさせない等の対応)	その他	取り組んでいない			
卸売業、小売業	8.7 (18.4)	6.5 (13.9)	4.7 (9.9)	5.7 (12.0)	47.9			
(繊維、飲食品その他卸売業)	10.5 (22.2)	8.1 (17.0)	7.4 (15.5)	7.2 (15.1)	46.3			
各種商品卸売業	5.3 (10.3)	4.0 (7.8)	2.9 (5.7)	2.2 (4.3)	48.3			
上記以外の卸売業	10.5 (22.2)	8.1 (17.1)	7.4 (15.6)	7.2 (15.2)	46.3			
(織物、飲食品その他小売業)	7.8 (16.7)	5.8 (12.4)	3.4 (7.3)	5.0 (10.6)	48.7			
各種商品小売業	28.3 (39.3)	4.6 (6.3)	4.0 (5.5)	- (-)	27.1			
機械器具小売業	7.3 (13.8)	2.7 (5.1)	2.0 (3.8)	4.2 (8.0)	43.8			
その他の小売業	12.5 (24.3)	7.2 (14.0)	7.4 (14.3)	5.5 (10.7)	42.1			
無店舗小売業	3.1 (6.4)	9.0 (18.4)	4.2 (8.5)	8.4 (17.2)	51.0			
上記以外の小売業	5.0 (12.0)	5.6 (13.5)	1.5 (3.5)	4.7 (11.4)	54.1			
金融業、保険業	- (-)	0.9 (2.2)	- (-)	3.9 (9.7)	56.4			
金融業、融	- (-)	- (-)	- (-)	3.4 (11.0)	63.8			
保険業	- (-)	2.2 (4.2)	- (-)	4.6 (8.5)	45.0			
不動産業、物品賃貸業	13.2 (28.1)	11.3 (24.1)	4.8 (10.2)	3.2 (6.8)	50.5			
不動産業	12.2 (30.0)	8.2 (20.1)	2.2 (5.3)	1.4 (3.5)	55.8			
物品賃貸業	14.5 (26.2)	15.7 (28.2)	8.4 (15.1)	5.6 (10.1)	43.1			
学術研究、専門・技術サービス業	8.5 (15.4)	12.0 (21.8)	3.1 (5.5)	3.8 (6.9)	41.6			
宿泊業、飲食サービス業	6.3 (12.5)	7.8 (15.6)	3.8 (7.5)	5.3 (10.6)	44.6			
宿泊業	17.4 (26.8)	16.7 (25.8)	8.5 (13.0)	5.1 (7.9)	33.6			
飲食サービス業	5.0 (10.2)	6.8 (14.0)	3.2 (6.6)	5.4 (11.0)	45.9			
生活関連サービス業、娯楽業	9.3 (20.4)	6.8 (15.0)	3.2 (7.0)	7.1 (15.6)	47.3			
洗濯・理容・美容・浴場業	8.4 (19.2)	3.5 (8.0)	2.0 (4.5)	8.2 (18.7)	47.4			
その他の生活関連サービス業	4.8 (10.8)	7.4 (16.9)	1.2 (2.6)	8.7 (19.9)	54.9			
娯楽業	11.4 (24.2)	8.7 (18.4)	4.7 (9.9)	5.9 (12.4)	44.7			
娯楽業(ゴルフ場除く。)	10.5 (23.5)	6.4 (14.3)	4.1 (9.2)	6.2 (13.9)	46.8			
ゴルフ場	19.7 (28.3)	30.0 (43.0)	9.8 (14.1)	2.7 (3.8)	25.1			
教育、学習支援業	5.5 (15.0)	3.7 (10.2)	1.8 (5.0)	4.6 (12.5)	61.2			
医療、福祉	5.3 (9.1)	6.7 (11.6)	2.1 (3.6)	2.8 (4.8)	38.4			
複合サービス事業	2.4 (5.2)	4.3 (9.4)	2.2 (4.8)	7.5 (16.4)	52.3			
郵便局	1.2 (1.9)	0.1 (0.2)	0.6 (0.9)	9.8 (15.9)	37.6			
協同組合(他に分類されないもの)	2.9 (7.5)	6.1 (15.8)	2.9 (7.5)	6.5 (16.8)	58.6			
サービス業(他に分類されないもの)	20.5 (32.0)	20.1 (31.3)	10.5 (16.3)	3.2 (5.0)	34.1			
(対事業所サービス業)	21.2 (32.0)	18.3 (27.5)	10.4 (15.7)	2.8 (4.2)	32.1			
職業紹介・労働者派遣業	7.8 (14.9)	17.3 (33.1)	4.0 (7.6)	3.0 (5.7)	42.2			
その他の事業サービス業	24.8 (35.3)	18.5 (26.4)	12.1 (17.3)	2.7 (3.9)	29.4			
(対個人サービス業)	21.5 (32.5)	24.5 (37.0)	10.2 (15.4)	3.5 (5.2)	32.4			
自動車整備業	11.2 (17.7)	16.1 (25.5)	7.6 (12.1)	3.8 (6.1)	33.7			
機械等修理業(別掲を除く)	30.4 (44.2)	31.7 (46.2)	12.4 (18.1)	3.1 (4.6)	31.3			
(対社会的サービス業)	17.9 (31.5)	22.6 (39.8)	10.9 (19.1)	4.3 (7.6)	41.0			
廃棄物処理業	27.1 (36.9)	36.5 (49.7)	18.8 (25.6)	3.5 (4.8)	23.5			
政治・経済・文化団体	4.2 (12.2)	6.0 (17.4)	0.9 (2.6)	3.8 (11.0)	64.0			
宗教	20.8 (37.3)	15.3 (27.5)	9.1 (16.3)	10.8 (19.4)	44.3			
その他のサービス業	13.9 (30.1)	13.9 (30.1)	4.5 (9.7)	2.4 (5.1)	51.0			

(単位：%)	
不明	
5.1	
6.3	
-	
6.3	
4.6	
0.8	
3.0	
6.4	
-	
4.4	
3.8	
5.4	
1.1	
2.6	
3.5	
1.4	
3.2	
5.2	
1.6	
5.6	
7.2	
8.9	
1.2	
8.1	
8.5	
5.2	
2.4	
3.8	
2.3	
0.9	
2.9	
1.7	
1.6	
5.5	
0.5	
1.5	
3.3	
-	
2.3	
3.1	
1.7	
-	
2.9	

第8表-1 暑さ指数の認知の有無及び暑さ指数の活用状況別事業所割合(2-1)

(単位：%)										
区 分	屋外作業がある事業所計 1)	活用状況								
		知っている		暑さ指数を計測して、労働者に通知している	暑さ指数を計測して、作業時間に活かしている	暑さ指数を計測していないが、地域の暑さ指数を把握し、作業時間の短縮などに活かしている	暑さ指数を計測しておらず、地域の暑さ指数も把握していない	不明	知らない	
合 計	[32.6]	100.0	55.1	(100.0)	(18.6)	(4.7)	(34.9)	(40.8)	(1.1)	44.9
(企 業 規 模)										
5,000人以上	[28.9]	100.0	76.2	(100.0)	(10.6)	(3.9)	(39.4)	(45.4)	(0.7)	23.8
1,000～4,999人	[26.7]	100.0	63.5	(100.0)	(24.9)	(5.0)	(24.3)	(45.3)	(0.5)	36.5
300～999人	[31.5]	100.0	60.0	(100.0)	(27.4)	(4.6)	(23.7)	(43.7)	(0.6)	40.0
100～299人	[31.1]	100.0	56.1	(100.0)	(17.1)	(7.1)	(34.3)	(40.7)	(0.8)	43.9
50～99人	[33.4]	100.0	54.8	(100.0)	(25.6)	(4.4)	(30.9)	(38.8)	(0.3)	45.2
30～49人	[33.3]	100.0	56.5	(100.0)	(16.9)	(7.4)	(30.7)	(44.0)	(1.1)	43.5
10～29人	[35.9]	100.0	46.2	(100.0)	(15.7)	(3.3)	(43.1)	(36.1)	(1.8)	53.8
(事 業 所 規 模)										
1,000人以上	[40.6]	100.0	86.7	(100.0)	(45.5)	(8.9)	(27.9)	(16.9)	(0.8)	13.3
500～999人	[35.4]	100.0	81.0	(100.0)	(42.5)	(8.5)	(19.6)	(26.8)	(2.5)	19.0
300～499人	[34.8]	100.0	72.3	(100.0)	(29.9)	(2.7)	(23.9)	(41.7)	(1.7)	27.7
100～299人	[33.5]	100.0	68.3	(100.0)	(23.2)	(4.7)	(35.3)	(35.5)	(1.2)	31.7
50～99人	[32.7]	100.0	70.0	(100.0)	(21.0)	(3.6)	(36.4)	(38.5)	(0.5)	30.0
10～49人	[32.5]	100.0	52.3	(100.0)	(17.5)	(4.8)	(34.9)	(41.7)	(1.1)	47.7
30～49人	[32.5]	100.0	62.4	(100.0)	(15.3)	(6.5)	(31.5)	(46.4)	(0.3)	37.6
10～29人	[32.5]	100.0	50.3	(100.0)	(18.0)	(4.4)	(35.8)	(40.5)	(1.3)	49.7
(産 業)										
農業、林業(林業に限る。)	[97.8]	100.0	67.3	(100.0)	(10.3)	(7.0)	(45.1)	(37.5)	(-)	32.7
鉱業、採石業、砂利採取業	[89.1]	100.0	55.9	(100.0)	(24.5)	(8.3)	(38.4)	(28.8)	(-)	44.1
建設	[90.0]	100.0	68.2	(100.0)	(31.6)	(7.6)	(43.1)	(17.3)	(0.5)	31.8
総合工事事業	[91.2]	100.0	68.2	(100.0)	(27.0)	(8.3)	(47.3)	(17.4)	(0.0)	31.8
職別工事業(設備工事業を除く)	[88.0]	100.0	68.0	(100.0)	(33.7)	(5.6)	(45.7)	(15.0)	(-)	32.0
設備工事事業	[89.3]	100.0	68.5	(100.0)	(37.9)	(7.7)	(34.1)	(18.8)	(1.5)	31.5
製造業	[27.5]	100.0	57.4	(100.0)	(24.3)	(4.5)	(35.4)	(34.3)	(1.6)	42.6
(消費関連製造業)	[21.2]	100.0	50.1	(100.0)	(17.4)	(5.4)	(35.8)	(41.4)	(-)	49.9
食料品製造業、飲料・たばこ・飼料製造業	[26.1]	100.0	48.7	(100.0)	(19.3)	(5.4)	(40.1)	(35.2)	(-)	51.3
繊維工業	[11.3]	100.0	43.4	(100.0)	(2.3)	(0.7)	(33.3)	(63.6)	(-)	56.6
家具・装備品製造業	[18.8]	100.0	52.3	(100.0)	(25.9)	(23.7)	(23.7)	(26.7)	(-)	47.7
印刷・同関連業	[11.2]	100.0	50.1	(100.0)	(10.4)	(-)	(21.5)	(68.1)	(-)	49.9
なめし革・同製品・毛皮製造業	[8.4]	100.0 *	47.1 *	(100.0) *	(48.2) *	(-)	(37.4) *	(14.4) *	(-)	52.9 *
その他の製造業	[33.4]	100.0	59.3	(100.0)	(17.7)	(5.5)	(32.2)	(44.6)	(-)	40.7
(非金属系素材関連製造業)	[39.3]	100.0	61.2	(100.0)	(28.9)	(3.5)	(29.8)	(37.0)	(0.8)	38.8
木材・木製品製造業(家具を除く)	[59.2]	100.0	40.4	(100.0)	(9.7)	(4.3)	(28.8)	(54.3)	(2.9)	59.6
パルプ・紙・紙加工品製造業	[17.2]	100.0	69.0	(100.0)	(37.6)	(0.2)	(4.4)	(57.7)	(-)	31.0
化学工業	[48.3]	100.0	74.2	(100.0)	(38.0)	(2.0)	(22.1)	(35.8)	(2.0)	25.8
石油製品・石炭製品製造業	[83.3]	100.0	68.7	(100.0)	(31.4)	(7.3)	(32.9)	(28.4)	(-)	31.3
プラスチック製品製造業(別掲を除く)	[23.3]	100.0	62.5	(100.0)	(36.9)	(6.7)	(31.1)	(25.3)	(-)	37.5
ゴム製品製造業	[21.1]	100.0	79.3	(100.0)	(46.8)	(2.5)	(19.2)	(31.5)	(-)	20.7
窯業・土石製品製造業	[61.8]	100.0	57.4	(100.0)	(18.5)	(2.9)	(42.0)	(36.6)	(-)	42.6
(金属系素材関連製造業)	[34.7]	100.0	59.0	(100.0)	(22.6)	(4.7)	(42.1)	(26.4)	(4.3)	41.0
鉄鋼業	[37.5]	100.0	58.6	(100.0)	(29.2)	(22.4)	(29.2)	(19.2)	(-)	41.4
非鉄金属製造業	[35.7]	100.0	78.6	(100.0)	(48.0)	(2.7)	(18.2)	(27.3)	(3.8)	21.4
金属製品製造業	[34.0]	100.0	56.2	(100.0)	(15.7)	(0.5)	(50.3)	(28.0)	(5.5)	43.8
(機械関連製造業)	[22.0]	100.0	58.9	(100.0)	(25.4)	(4.9)	(37.2)	(30.4)	(2.2)	41.1
はん用機械器具製造業	[24.4]	100.0	56.4	(100.0)	(30.4)	(1.9)	(32.1)	(34.7)	(0.9)	43.6
生産用機械器具製造業	[21.3]	100.0	42.4	(100.0)	(12.8)	(10.6)	(67.2)	(8.4)	(0.8)	57.6
業務用機械器具製造業	[13.6]	100.0	53.2	(100.0)	(35.8)	(-)	(20.3)	(31.2)	(12.8)	46.8
電子部品・デバイス・電子回路製造業	[7.3]	100.0	76.0	(100.0)	(30.8)	(2.0)	(2.0)	(65.2)	(-)	24.0
電気機械器具製造業	[26.2]	100.0	59.0	(100.0)	(11.5)	(-)	(44.6)	(39.0)	(4.9)	41.0
情報通信機械器具製造業	[11.8]	100.0	78.9	(100.0)	(8.5)	(-)	(36.0)	(55.4)	(-)	21.1
輸送用機械器具製造業	[31.1]	100.0	72.1	(100.0)	(37.4)	(7.1)	(25.7)	(29.0)	(0.8)	27.9
電気・ガス・熱供給・水道業	[90.1]	100.0	89.2	(100.0)	(22.0)	(3.5)	(48.1)	(25.2)	(1.1)	10.8
情報通信業	[12.7]	100.0	52.7	(100.0)	(3.9)	(0.1)	(15.5)	(76.9)	(3.5)	47.3
放送業	[18.2]	100.0	45.2	(100.0) *	(13.6) *	(-)	(40.8) *	(45.6) *	(-)	54.8
放送業	[47.5]	100.0	70.2	(100.0)	(2.2)	(0.5)	(30.0)	(67.2)	(-)	29.8
情報サービス業	[8.4]	100.0	50.5	(100.0) *	(-)	(-)	(5.1) *	(94.9) *	(-)	49.5
インターネット附随サービス業	[8.2]	100.0 *	57.2 *	(100.0) *	(64.1) *	(-)	(-)	(35.9) *	(-)	42.8 *
映像・音声・文字情報制作業	[18.6]	100.0	48.7	(100.0) *	(-)	(-)	(13.5) *	(73.0) *	(13.5) *	51.3
運輸業、郵便業	[61.1]	100.0	58.8	(100.0)	(13.5)	(1.0)	(35.5)	(49.3)	(0.8)	41.2
鉄道業	[73.1]	100.0	74.0	(100.0)	(19.3)	(3.2)	(38.7)	(37.4)	(1.4)	26.0
道路旅客運送業	[23.1]	100.0	44.4	(100.0)	(0.5)	(-)	(28.0)	(71.5)	(-)	55.6
道路貨物運送業	[70.2]	100.0	58.9	(100.0)	(11.1)	(-)	(37.2)	(51.7)	(-)	41.1
水運業	[62.2]	100.0	54.1	(100.0)	(3.0)	(-)	(45.5)	(47.5)	(4.1)	45.9
航空運輸業	[41.3]	100.0	68.3	(100.0)	(10.2)	(5.8)	(33.1)	(48.5)	(2.5)	31.7
倉庫業	[47.0]	100.0	49.9	(100.0)	(13.3)	(6.6)	(33.5)	(46.6)	(-)	50.1
運輸に附帯するサービス業	[56.3]	100.0	61.2	(100.0)	(31.0)	(4.3)	(24.9)	(34.4)	(5.4)	38.8
郵便業(信書便事業を含む)	[85.9]	100.0	71.0	(100.0)	(11.6)	(1.6)	(31.1)	(55.6)	(-)	29.0

第8表－1 暑さ指数の認知の有無及び暑さ指数の活用状況別事業所割合（2-2）

(単位：％)										
区 分			活用状況							知らない
	屋外作業がある事業所計 1)		知っている	暑さ指数を計測して、労働者に通知している	暑さ指数を計測して、作業時間の短縮などに活かしている	暑さ指数を計測していないが、地域の暑さ指数を把握し、作業時間の短縮などに活かしている	暑さ指数を計測しておらず、地域の暑さ指数も把握していない	不明		
卸売業、小売業	[28.6]	100.0	45.6	(100.0)	(7.2)	(3.4)	(28.0)	(59.4)	(2.0)	54.4
(繊維、飲食品その他卸売業)	[31.2]	100.0	44.7	(100.0)	(3.1)	(7.7)	(25.7)	(63.5)	(-)	55.3
各種商品卸売業	[29.6]	100.0	54.8	(100.0)	(8.4)	(-)	(24.9)	(66.7)	(-)	45.2
上記以外の卸売業	[31.2]	100.0	44.7	(100.0)	(3.1)	(7.7)	(25.7)	(63.5)	(-)	55.3
(機物、飲食品その他小売業)	[27.3]	100.0	46.1	(100.0)	(9.2)	(1.2)	(29.2)	(57.4)	(3.0)	53.9
各種商品小売業	[15.2]	100.0	36.7	(100.0)	* (14.3)	* (13.6)	* (26.0)	* (38.0)	* (8.2)	* 63.3
機械器具小売業	[34.9]	100.0	50.9	(100.0)	(11.3)	(5.7)	(17.5)	(65.5)	(-)	49.1
その他の小売業	[48.3]	100.0	39.7	(100.0)	(11.5)	(-)	(48.0)	(34.8)	(5.8)	60.3
無店舗小売業	[48.3]	100.0	64.2	(100.0)	(20.1)	(0.6)	(37.8)	(38.0)	(3.5)	35.8
上記以外の小売業	[12.3]	100.0	52.1	(100.0)	(-)	(-)	(2.5)	(97.5)	(-)	47.9
金融業、保険業	[11.9]	100.0	44.8	(100.0)	(-)	(-)	(31.8)	(63.1)	(5.1)	55.2
金融業	[12.9]	100.0	33.0	(100.0)	* (-)	(-)	(20.3)	* (79.7)	* (-)	67.0
保険業	[10.5]	100.0	67.2	(100.0)	* (-)	(-)	(42.5)	* (47.6)	* (9.9)	* 32.8
不動産業、物品賃貸業	[43.2]	100.0	61.2	(100.0)	(22.3)	(-)	(17.5)	(57.9)	(2.2)	38.8
不動産業	[34.6]	100.0	57.0	(100.0)	(15.4)	(-)	(22.6)	(62.0)	(-)	43.0
物品賃貸業	[55.0]	100.0	64.8	(100.0)	(27.6)	(-)	(13.6)	(54.8)	(3.9)	35.2
学術研究、専門・技術サービス業	[38.1]	100.0	63.4	(100.0)	(25.3)	(1.5)	(36.8)	(36.3)	(-)	36.6
宿泊業、飲食サービス業	[15.3]	100.0	39.1	(100.0)	(12.0)	(-)	(25.5)	(61.6)	(0.9)	60.9
宿泊業	[24.9]	100.0	18.6	(100.0)	* (-)	(-)	(66.3)	* (22.9)	* (10.8)	* 81.4
飲食サービス業	[14.1]	100.0	43.4	(100.0)	* (13.0)	* (-)	(21.9)	* (65.1)	* (-)	56.6
生活関連サービス業、娯楽業	[28.0]	100.0	46.0	(100.0)	(13.5)	(11.2)	(30.5)	(44.5)	(0.3)	54.0
洗濯・理容・美容・浴場業	[9.4]	100.0	39.7	(100.0)	* (0.9)	* (-)	(-)	(99.1)	* (-)	60.3
その他の生活関連サービス業	[28.7]	100.0	24.5	(100.0)	* (1.5)	* (-)	(38.1)	* (60.4)	* (-)	75.5
娯楽業	[38.9]	100.0	52.4	(100.0)	(16.3)	(13.8)	(32.9)	(36.6)	(0.4)	47.6
娯楽業(ゴルフ場除く。)	[33.3]	100.0	54.1	(100.0)	(16.3)	(15.2)	(31.9)	(36.6)	(-)	45.9
ゴルフ場	[91.4]	100.0	46.6	(100.0)	(16.2)	(8.2)	(37.0)	(36.7)	(1.9)	53.4
教育、学習支援業	[28.0]	100.0	54.7	(100.0)	(13.5)	(15.9)	(35.5)	(35.2)	(-)	45.3
医療、福祉	[14.4]	100.0	45.5	(100.0)	(13.9)	(6.9)	(37.2)	(42.0)	(-)	54.5
複合サービス事業	[37.9]	100.0	44.1	(100.0)	(4.2)	(-)	(27.7)	(66.5)	(1.6)	55.9
郵便局	[51.7]	100.0	56.0	(100.0)	(3.4)	(-)	(34.0)	(59.4)	(3.1)	44.0
協同組合(他に分類されないもの)	[31.9]	100.0	35.8	(100.0)	(5.0)	(-)	(20.7)	(74.3)	(-)	64.2
サービス業(他に分類されないもの)	[51.7]	100.0	57.5	(100.0)	(17.2)	(4.5)	(34.9)	(42.4)	(1.0)	42.5
(対事業所サービス業)	[46.9]	100.0	55.9	(100.0)	(16.3)	(4.8)	(34.6)	(44.3)	(-)	44.1
職業紹介・労働者派遣業	[26.4]	100.0	54.2	(100.0)	(-)	(14.7)	(31.8)	(53.5)	(-)	45.8
その他の事業サービス業	[52.3]	100.0	56.2	(100.0)	(18.4)	(3.5)	(34.9)	(43.1)	(-)	43.8
(対個人サービス業)	[60.7]	100.0	61.9	(100.0)	(18.0)	(6.5)	(35.8)	(36.6)	(3.1)	38.1
自動車整備業	[56.4]	100.0	47.2	(100.0)	(15.0)	(3.8)	(23.0)	(54.3)	(3.8)	52.8
機械等修理業(別掲を除く)	[64.4]	100.0	73.0	(100.0)	(19.5)	(7.8)	(42.1)	(27.9)	(2.7)	27.0
(対社会的サービス業)	[59.9]	100.0	58.3	(100.0)	(18.8)	(2.3)	(34.9)	(42.2)	(1.8)	41.7
廃棄物処理業	[92.0]	100.0	59.3	(100.0)	(21.7)	(2.2)	(37.7)	(36.7)	(1.7)	40.7
政治・経済・文化団体	[21.9]	100.0	57.5	(100.0)	(13.7)	(2.2)	(14.1)	(70.0)	(-)	42.5
宗教	[50.4]	100.0	51.2	(100.0)	(-)	(4.4)	(44.3)	(45.8)	(5.5)	48.8
その他のサービス業	[25.8]	100.0	57.9	(100.0)	(14.0)	(-)	(21.0)	(64.9)	(-)	42.1

注：1）[]は、全事業所のうち「屋外作業がある事業所」の割合である。

第8表-2 熱中症予防対策の取組の有無及び取組の内容別事業所割合(4-1)

区 分	屋外作業がある事業所計	取り組んでいる	屋間の作業時間を短縮したり、早朝・夕方の時間に移したりしている	夏の屋外作業で高温多湿環境に体を慣れさせる（熱への順化）ため、気温が高くなる時期において作業時間を通常より短く設定し、熱への順化に応じて数日かけて徐々に通常の作業時間に戻すような取組をしている
合 計	100.0	81.0	(100.0)	16.3 (20.1) 7.2 (8.9)
(企 業 規 模)				
5,000人以上	100.0	82.3	(100.0)	10.5 (12.8) 5.0 (6.0)
1,000～4,999人	100.0	94.3	(100.0)	12.5 (13.2) 4.9 (5.2)
300～999人	100.0	83.9	(100.0)	12.4 (14.7) 6.1 (7.2)
100～299人	100.0	81.0	(100.0)	20.6 (25.5) 9.4 (11.6)
50～99人	100.0	78.2	(100.0)	13.0 (16.6) 4.1 (5.2)
30～49人	100.0	78.6	(100.0)	23.3 (29.6) 7.4 (9.4)
10～29人	100.0	78.3	(100.0)	17.5 (22.3) 8.7 (11.1)
(事 業 所 規 模)				
1,000人以上	100.0	87.6	(100.0)	22.9 (26.1) 10.5 (11.9)
500～999人	100.0	78.5	(100.0)	14.4 (18.3) 9.7 (12.4)
300～499人	100.0	88.9	(100.0)	11.5 (12.9) 5.1 (5.8)
100～299人	100.0	86.3	(100.0)	14.6 (16.9) 3.2 (3.7)
50～99人	100.0	85.2	(100.0)	12.1 (14.2) 6.8 (7.9)
10～49人	100.0	80.2	(100.0)	16.9 (21.1) 7.5 (9.4)
30～49人	100.0	82.0	(100.0)	17.3 (21.2) 5.4 (6.6)
10～29人	100.0	79.8	(100.0)	16.8 (21.0) 7.9 (9.9)
(産 業)				
農業、林業（林業に限る。）	100.0	89.3	(100.0)	36.1 (40.4) 8.7 (9.8)
鉱業、採石業、砂利採取業	100.0	90.6	(100.0)	21.4 (23.6) 6.2 (6.8)
建設業	100.0	86.8	(100.0)	19.4 (22.4) 12.5 (14.4)
総合工事業	100.0	83.9	(100.0)	16.6 (19.8) 13.5 (16.1)
職別工事業（設備工事業を除く）	100.0	86.9	(100.0)	30.3 (34.8) 13.0 (14.9)
設備工事業	100.0	91.9	(100.0)	16.9 (18.4) 10.5 (11.4)
製造業	100.0	86.3	(100.0)	14.5 (16.8) 4.9 (5.7)
(消費関連製造業)	100.0	78.1	(100.0)	16.6 (21.2) 8.1 (10.4)
食料品製造業、飲料・たばこ・飼料製造業	100.0	74.4	(100.0)	13.6 (18.3) 12.4 (16.7)
繊維工業	100.0	79.6	(100.0)	27.3 (34.4) 0.9 (1.1)
家具・装備品製造業	100.0	93.6	(100.0)	24.6 (26.2) 6.0 (6.4)
印刷・関連業	100.0	80.7	(100.0)	28.3 (35.1) 0.6 (0.7)
なめし革・同製品・毛皮製造業	100.0 *	100.0 *	(100.0) *	59.7 * (59.7) * - (-)
その他の製造業	100.0	85.3	(100.0)	11.4 (13.4) - (-)
(非金属系素材関連製造業)	100.0	92.3	(100.0)	15.4 (16.7) 2.4 (2.6)
木材・木製品製造業（家具を除く）	100.0	91.9	(100.0)	22.5 (24.5) 2.8 (3.1)
パルプ・紙・紙加工品製造業	100.0	93.1	(100.0)	8.2 (8.8) 0.8 (0.8)
化学工業	100.0	98.1	(100.0)	14.6 (14.9) 0.4 (0.4)
石油製品・石炭製品製造業	100.0	93.0	(100.0)	18.2 (19.6) 9.1 (9.8)
プラスチック製品製造業（別掲を除く）	100.0	90.8	(100.0)	14.4 (15.9) 0.9 (1.0)
ゴム製品製造業	100.0	79.6	(100.0)	6.9 (8.7) 11.1 (14.0)
窯業・土石製品製造業	100.0	90.7	(100.0)	15.4 (17.0) 3.0 (3.3)
(金属系素材関連製造業)	100.0	86.1	(100.0)	14.4 (16.7) 3.8 (4.4)
鉄鋼業	100.0	89.7	(100.0)	11.2 (12.4) 7.3 (8.1)
非鉄金属製造業	100.0	86.4	(100.0)	10.6 (12.2) 0.8 (1.0)
金属製品製造業	100.0	85.2	(100.0)	15.8 (18.5) 3.3 (3.9)
(機械関連製造業)	100.0	87.3	(100.0)	11.3 (13.0) 5.7 (6.5)
はん用機械器具製造業	100.0	85.1	(100.0)	15.6 (18.3) 11.8 (13.9)
生産用機械器具製造業	100.0	90.1	(100.0)	11.4 (12.6) 10.9 (12.1)
業務用機械器具製造業	100.0	72.8	(100.0)	15.9 (21.8) - (-)
電子部品・デバイス・電子回路製造業	100.0	85.6	(100.0)	20.1 (23.5) - (-)
電気機械器具製造業	100.0	89.0	(100.0)	6.8 (7.6) 4.3 (4.8)
情報通信機械器具製造業	100.0	98.1	(100.0)	25.0 (25.5) 1.9 (2.0)
輸送用機械器具製造業	100.0	86.5	(100.0)	9.7 (11.2) 1.3 (1.5)
電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	87.9	(100.0)	24.4 (27.8) 12.0 (13.7)
情報通信業	100.0	58.9	(100.0)	7.4 (12.5) 3.4 (5.7)
放送業	100.0	75.4	(100.0)	27.4 (36.3) 9.3 (12.3)
情報サービス業	100.0	82.8	(100.0)	16.9 (20.4) 15.3 (18.5)
インターネット附随サービス業	100.0	37.7	(100.0) *	- (-) - (-)
映像・音声・文字情報制作業	100.0 *	41.1 *	(100.0) *	- (-) - (-)
運輸業、郵便業	100.0	73.7	(100.0)	6.6 (8.9) - (-)
鉄道業	100.0	88.1	(100.0)	11.2 (12.8) 5.2 (6.0)
道路旅客運送業	100.0	83.6	(100.0)	26.8 (32.0) 7.8 (9.3)
道路貨物運送業	100.0	94.0	(100.0)	6.6 (7.1) - (-)
水路運送業	100.0	88.1	(100.0)	10.7 (12.1) 5.1 (5.7)
航空運送業	100.0	73.0	(100.0)	14.4 (19.8) 7.6 (10.3)
倉庫業	100.0	94.4	(100.0)	3.9 (4.2) 2.7 (2.8)
運輸に附帯するサービス業	100.0	94.8	(100.0)	12.5 (13.1) 5.4 (5.7)
郵便業（信書便事業を含む）	100.0	87.0	(100.0)	9.2 (10.6) 7.6 (8.7)
	100.0	89.1	(100.0)	- (-) - (-)

(続く)

取組内容(複数回答)									
作業場所においてシートなどで日陰を作ったり扇風機を使用したりしている		涼しい休憩場所を確保し、おしぼり、飲料水等を備え付けている		クールスーツ、通気性の良いヘルメット等を着用させている		朝礼時に体調不良の者を把握し、作業場所・時間を配慮している		作業中の巡視で労働者の水分・塩分の摂取や不調者がいないか確認している	
28.9	(35.7)	40.4	(49.9)	16.0	(19.7)	35.0	(43.3)	36.1	(44.5)
21.2	(25.8)	33.6	(40.8)	13.3	(16.2)	40.5	(49.2)	38.9	(47.2)
22.6	(24.0)	38.8	(41.2)	18.9	(20.0)	49.9	(52.9)	42.7	(45.2)
25.5	(30.5)	43.1	(51.4)	19.5	(23.3)	37.9	(45.1)	38.8	(46.3)
30.1	(37.2)	42.0	(51.8)	11.9	(14.6)	41.2	(50.8)	37.0	(45.6)
29.2	(37.3)	40.8	(52.2)	15.9	(20.3)	30.9	(39.5)	27.7	(35.5)
28.3	(36.0)	47.5	(60.3)	14.2	(18.1)	36.5	(46.4)	33.9	(43.0)
32.9	(42.0)	39.4	(50.3)	16.6	(21.2)	28.7	(36.6)	35.4	(45.2)
39.5	(45.0)	52.5	(59.8)	26.6	(30.4)	64.0	(73.0)	57.0	(65.0)
30.4	(38.8)	47.8	(60.9)	18.9	(24.0)	49.6	(63.2)	46.2	(58.8)
35.2	(39.6)	48.8	(54.9)	22.7	(25.6)	44.8	(50.4)	47.6	(53.6)
34.4	(39.8)	46.7	(54.1)	17.9	(20.7)	43.5	(50.4)	37.3	(43.1)
25.5	(29.9)	42.1	(49.4)	19.8	(23.3)	36.4	(42.7)	39.8	(46.7)
28.9	(36.1)	39.8	(49.6)	15.3	(19.1)	34.2	(42.6)	35.4	(44.1)
28.5	(34.8)	40.1	(48.9)	16.0	(19.5)	39.1	(47.7)	36.1	(44.1)
29.0	(36.3)	39.7	(49.7)	15.2	(19.1)	33.2	(41.6)	35.2	(44.1)
13.0	(14.6)	25.2	(28.2)	15.1	(16.9)	44.4	(49.7)	37.8	(42.3)
32.5	(35.8)	57.0	(62.9)	14.5	(16.0)	46.8	(51.7)	47.5	(52.4)
45.1	(51.9)	56.7	(65.3)	33.5	(38.6)	53.9	(62.1)	59.9	(69.0)
43.5	(51.9)	57.4	(68.5)	32.1	(38.2)	52.0	(61.9)	60.3	(71.9)
46.4	(53.5)	60.0	(69.0)	39.3	(45.2)	55.6	(64.0)	56.2	(64.7)
46.9	(51.1)	53.4	(58.1)	32.1	(34.9)	56.1	(61.1)	61.7	(67.2)
46.2	(53.5)	51.1	(59.2)	13.3	(15.4)	36.2	(42.0)	40.2	(46.5)
38.0	(48.7)	41.6	(53.2)	6.6	(8.4)	25.2	(32.2)	28.6	(36.6)
32.0	(43.0)	41.3	(55.5)	3.5	(4.7)	28.4	(38.2)	21.1	(28.4)
27.6	(34.7)	38.2	(48.0)	14.2	(17.8)	1.6	(2.0)	35.6	(44.7)
45.6	(48.7)	49.2	(52.5)	5.8	(6.2)	33.4	(35.7)	47.4	(50.6)
47.4	(58.7)	34.3	(42.5)	5.7	(7.1)	25.1	(31.1)	28.5	(35.3)
75.6 *	(75.6) *	40.3 *	(40.3) *	17.6 *	(17.6) *	6.8 *	(6.8) *	47.1 *	(47.1) *
60.5	(70.9)	46.7	(54.8)	14.9	(17.5)	24.6	(28.8)	48.8	(57.2)
45.8	(49.6)	53.9	(58.4)	15.9	(17.2)	41.4	(44.8)	44.3	(48.0)
55.3	(60.2)	52.3	(56.9)	14.3	(15.6)	33.6	(36.6)	43.6	(47.5)
46.0	(49.4)	47.3	(50.8)	12.7	(13.7)	32.3	(34.7)	37.7	(40.5)
43.1	(43.9)	63.2	(64.4)	18.9	(19.3)	53.3	(54.3)	33.1	(33.8)
44.0	(47.4)	66.6	(71.6)	33.0	(35.5)	59.6	(64.0)	50.1	(53.9)
43.7	(48.1)	58.3	(64.3)	20.0	(22.1)	33.5	(36.9)	50.2	(55.3)
34.9	(43.8)	53.4	(67.0)	9.9	(12.5)	25.3	(31.7)	46.0	(57.7)
45.8	(50.5)	46.9	(51.7)	12.1	(13.3)	42.9	(47.3)	48.7	(53.7)
61.6	(71.5)	60.5	(70.3)	17.2	(20.0)	42.7	(49.6)	47.2	(54.8)
55.9	(62.4)	73.8	(82.3)	23.2	(25.9)	45.5	(50.7)	55.0	(61.3)
63.1	(73.0)	68.8	(79.7)	26.6	(30.8)	38.2	(44.2)	38.4	(44.4)
62.8	(73.7)	56.0	(65.8)	14.4	(16.9)	42.7	(50.1)	46.5	(54.6)
43.2	(49.5)	49.8	(57.1)	14.0	(16.1)	35.9	(41.1)	41.4	(47.4)
38.4	(45.1)	41.8	(49.1)	15.5	(18.2)	47.0	(55.3)	51.2	(60.2)
56.2	(62.4)	43.3	(48.0)	14.3	(15.8)	29.0	(32.2)	43.1	(47.9)
31.3	(43.0)	27.4	(37.7)	1.9	(2.6)	27.4	(37.6)	13.8	(19.0)
12.5	(14.7)	53.6	(62.7)	11.1	(12.9)	18.1	(21.1)	26.8	(31.4)
37.8	(42.5)	47.3	(53.2)	6.6	(7.5)	22.0	(24.7)	36.0	(40.4)
30.4	(31.0)	58.6	(59.8)	15.2	(15.5)	35.1	(35.8)	19.9	(20.3)
44.2	(51.1)	63.7	(73.7)	20.6	(23.9)	50.4	(58.3)	47.3	(54.8)
20.3	(23.1)	45.0	(51.1)	16.2	(18.4)	64.3	(73.2)	47.7	(54.3)
10.0	(17.0)	18.7	(31.7)	11.1	(18.8)	29.6	(50.3)	18.6	(31.6)
10.6	(14.1)	21.3	(28.2)	15.6	(20.7)	57.5	(76.2)	27.7	(36.8)
22.7	(27.4)	40.4	(48.7)	32.8	(39.5)	32.9	(39.7)	30.5	(36.8)
-	(-)	-	(-)	-	(-)	36.0	(95.6) *	13.8	(36.6) *
20.6 *	(50.0) *	20.6 *	(50.0) *	20.6 *	(50.0) *	41.1 *	(100.0) *	20.6 *	(50.0) *
16.8	(22.8)	33.6	(45.6)	13.2	(17.9)	6.6	(8.9)	15.8	(21.4)
24.1	(27.4)	43.0	(48.8)	11.9	(13.5)	43.0	(48.7)	33.5	(38.0)
10.9	(13.0)	30.6	(36.6)	11.5	(13.8)	53.7	(64.3)	42.5	(50.8)
16.0	(17.0)	23.4	(24.9)	4.6	(4.9)	38.8	(41.3)	19.0	(20.2)
22.1	(25.1)	40.7	(46.2)	10.9	(12.4)	41.1	(46.7)	30.0	(34.1)
28.9	(39.6)	55.0	(75.3)	18.9	(25.9)	24.4	(33.4)	39.5	(54.0)
56.5	(59.8)	56.7	(60.0)	15.9	(16.8)	42.8	(45.3)	38.9	(41.2)
58.5	(61.7)	72.7	(76.7)	16.9	(17.8)	54.1	(57.0)	56.9	(60.0)
31.8	(36.6)	59.5	(68.4)	19.3	(22.2)	48.6	(55.9)	47.3	(54.4)
20.0	(22.4)	24.5	(27.6)	7.0	(7.8)	57.0	(64.0)	39.6	(44.5)

第8表－2 熱中症予防対策の取組の有無及び取組の内容別事業所割合(4-2)

		(続き)				(単位：%)			
区 分		取組内容（複数回答）				取り組んでいない	不明		
		高血圧症などの有症患者や健康診断の有所見者に対し作業場所・時間を配慮している	労働者に対し熱中症予防のための教育を行っている	その他					
合 計		8.0	(9.9)	48.6	(60.0)	7.3	(9.0)	11.3	7.7
(企 業 規 模)									
5,000人以上		8.6	(10.4)	56.3	(68.3)	11.3	(13.7)	6.3	11.4
1,000～4,999人		11.0	(11.6)	61.4	(65.1)	5.1	(5.4)	1.1	4.5
300～999人		8.3	(9.9)	60.1	(71.6)	5.4	(6.4)	10.2	5.9
100～299人		6.1	(7.6)	44.0	(54.3)	7.1	(8.8)	9.5	9.5
50～99人		7.2	(9.2)	46.2	(59.1)	10.3	(13.1)	15.6	6.2
30～49人		8.8	(11.2)	47.1	(59.9)	7.2	(9.1)	11.1	10.3
10～29人		7.7	(9.9)	42.9	(54.8)	6.7	(8.5)	14.5	7.2
(事 業 所 規 模)									
1,000人以上		24.1	(27.5)	71.5	(81.6)	8.6	(9.8)	2.6	9.8
500～999人		12.5	(16.0)	63.4	(80.8)	10.0	(12.8)	6.0	15.5
300～499人		10.5	(11.8)	74.8	(84.1)	6.2	(7.0)	7.2	3.9
100～299人		7.8	(9.0)	58.4	(67.7)	12.5	(14.4)	4.5	9.1
50～99人		10.0	(11.8)	59.7	(70.1)	11.0	(12.9)	1.8	13.0
10～49人		7.7	(9.6)	46.5	(58.0)	6.6	(8.2)	12.8	7.0
30～49人		10.1	(12.4)	54.9	(66.9)	9.7	(11.9)	8.6	9.4
10～29人		7.3	(9.1)	44.8	(56.1)	5.9	(7.4)	13.6	6.5
(産 業)									
農業、林業（林業に限る。）		7.6	(8.5)	72.6	(81.3)	6.5	(7.3)	1.8	8.9
鉱業、採石業、砂利採取業		9.1	(10.1)	60.0	(66.2)	2.3	(2.6)	3.2	6.2
建設業		17.5	(20.1)	71.3	(82.1)	3.6	(4.2)	3.6	9.6
総合工事業		14.9	(17.7)	69.1	(82.4)	0.6	(0.7)	4.5	11.6
職別工事業（設備工事業を除く）		22.2	(25.5)	68.0	(78.2)	5.8	(6.7)	3.5	9.6
設備工事業		18.7	(20.4)	77.3	(84.2)	7.3	(8.0)	2.1	6.0
製造業		6.5	(7.5)	51.0	(59.0)	9.8	(11.4)	6.1	7.5
(消費関連製造業)		2.5	(3.2)	33.7	(43.1)	12.1	(15.6)	11.3	10.5
食料品製造業、飲料・たばこ・飼料製造業		0.1	(0.1)	30.8	(41.3)	14.2	(19.1)	13.4	12.1
繊維工業		0.6	(0.7)	41.4	(52.0)	10.7	(13.4)	9.9	10.5
家具・装備品製造業		12.1	(12.9)	33.9	(36.2)	22.2	(23.7)	-	6.4
印刷・同関連業		5.5	(6.8)	37.8	(46.8)	9.4	(11.7)	18.9	0.4
めし革・同製品・毛皮製造業		-	(-)	40.3 *	(40.3) *	-	(-)	-	-
その他の製造業		9.4	(11.0)	38.5	(45.1)	3.3	(3.8)	3.3	11.4
(非金属系素材関連製造業)		4.4	(4.7)	56.2	(60.9)	11.7	(12.6)	1.9	5.8
木材・木製品製造業（家具を除く）		0.1	(0.1)	50.9	(55.4)	17.9	(19.4)	2.8	5.3
パルプ・紙・紙加工品製造業		1.5	(1.6)	44.3	(47.6)	-	(-)	-	6.9
化学工業		5.7	(5.8)	71.5	(72.9)	13.8	(14.1)	-	1.9
石油製品・石炭製品製造業		9.1	(9.8)	71.5	(76.8)	4.2	(4.5)	-	7.0
プラスチック製品製造業（別掲を除く）		5.5	(6.0)	49.5	(54.5)	21.7	(23.9)	-	9.2
ゴム製品製造業		1.0	(1.2)	52.1	(65.5)	3.4	(4.3)	-	20.4
窯業・土石製品製造業		5.2	(5.7)	53.6	(59.1)	6.1	(6.8)	4.3	5.0
(金属系素材関連製造業)		15.3	(17.7)	64.0	(74.3)	1.5	(1.7)	5.4	8.4
鉄鋼業		10.7	(11.9)	58.2	(64.8)	0.5	(0.6)	2.6	7.7
非鉄金属製造業		4.6	(5.3)	50.3	(58.3)	4.9	(5.7)	5.0	8.6
金属製品製造業		17.9	(21.0)	67.4	(79.1)	1.2	(1.4)	6.2	8.6
(機械関連製造業)		6.6	(7.6)	51.9	(59.5)	11.5	(13.2)	6.9	5.9
はん用機械器具製造業		9.1	(10.7)	56.4	(66.3)	10.5	(12.4)	3.5	11.4
生産用機械器具製造業		7.3	(8.1)	49.1	(54.5)	4.7	(5.2)	8.4	1.5
業務用機械器具製造業		4.0	(5.5)	50.2	(68.9)	7.9	(10.9)	20.4	6.8
電子部品・デバイス・電子回路製造業		1.5	(1.7)	51.6	(60.3)	9.6	(11.2)	6.1	8.3
電気機械器具製造業		5.3	(6.0)	44.2	(49.6)	25.7	(28.9)	8.7	2.3
情報通信機械器具製造業		27.3	(27.8)	45.3	(46.2)	4.8	(4.9)	-	1.9
輸送用機械器具製造業		5.4	(6.3)	58.5	(67.7)	9.7	(11.2)	4.0	9.6
電気・ガス・熱供給・水道業		14.8	(16.8)	69.2	(78.7)	9.6	(10.9)	0.9	11.2
情報通信業		3.3	(5.7)	24.2	(41.0)	6.2	(10.6)	31.4	9.6
放送業		2.8	(3.8)	63.6	(84.4)	-	(-)	24.6	-
情報サービス業		15.3	(18.5)	47.9	(57.8)	23.5	(28.4)	13.3	3.8
インターネット附属サービス業		-	(-)	4.3	(11.3) *	-	(-)	46.6	15.7
映像・音声・文字情報制作業		20.6 *	(50.0) *	41.1 *	(100.0) *	-	(-)	42.8 *	16.1 *
運輸業、郵便業		-	(-)	24.5	(33.3)	9.2	(12.5)	19.7	6.6
鉄道業		6.4	(7.3)	60.6	(68.8)	7.6	(8.6)	3.3	8.6
道路旅客運送業		14.5	(17.3)	60.1	(71.9)	7.1	(8.5)	3.4	13.0
道路貨物運送業		14.5	(15.4)	43.1	(45.8)	16.2	(17.3)	5.4	0.5
水道業		5.2	(5.8)	61.1	(69.3)	7.4	(8.4)	2.8	9.2
航空運輸業		7.3	(10.0)	44.7	(61.2)	2.2	(3.0)	18.0	9.0
倉庫業		8.5	(9.0)	51.7	(54.7)	15.8	(16.7)	4.7	0.8
運輸に附帯するサービス業		6.5	(6.8)	64.4	(67.9)	3.9	(4.2)	3.9	1.3
郵便業（信郵便事業を含む）		6.9	(7.9)	65.9	(75.8)	6.6	(7.6)	3.5	9.5
		6.3	(7.0)	76.9	(86.4)	15.8	(17.8)	1.1	9.8

第8表－2 熱中症予防対策の取組の有無及び取組の内容別事業所割合(4-3)

区 分	屋外作業がある事業所計	取り組んでいる	屋間の作業時間を短縮したり、早朝・夕方の時間に移したりしている		夏の屋外作業で高温多湿環境に体を慣れさせる（熱への順化）ため、気温が高くなる時期において作業時間を通常より短く設定し、熱への順化に応じて数日かけて徐々に通常の作業時間に戻すような取組をしている		
卸 売 業 ， 小 売 業	100.0	72.8	(100.0)	13.6	(18.6)	5.2	(7.1)
（ 織 維 ・ 飲 食 料 品 そ の 他 卸 売 業 ）	100.0	79.4	(100.0)	11.3	(14.3)	10.1	(12.7)
各 種 商 品 卸 売 業	100.0	69.1	(100.0)	6.8	(9.9)	3.4	(4.9)
上 記 以 外 の 卸 売 業	100.0	79.5	(100.0)	11.4	(14.3)	10.1	(12.7)
（ 織 物 ・ 飲 食 料 品 そ の 他 小 売 業 ）	100.0	69.3	(100.0)	14.7	(21.2)	2.6	(3.8)
各 種 商 品 小 売 業	100.0	67.6	(100.0)	-	(-)	-	(-)
機 械 器 具 小 売 業	100.0	91.3	(100.0)	11.6	(12.7)	5.8	(6.3)
そ の 他 の 小 売 業	100.0	69.5	(100.0)	19.0	(27.3)	2.3	(3.4)
無 店 舗 小 売 業	100.0	88.9	(100.0)	10.0	(11.2)	6.5	(7.3)
上 記 以 外 の 小 売 業	100.0	47.8	(100.0)	9.3	(19.5)	-	(-)
金 融 業 ， 保 険 業	100.0	68.1	(100.0)	-	(-)	-	(-)
金 融 業	100.0	79.9	(100.0)	-	(-)	-	(-)
保 険 業	100.0	45.7	(100.0) *	-	(-)	-	(-)
不 動 産 業 ， 物 品 賃 貸 業	100.0	84.8	(100.0)	20.0	(23.6)	11.8	(13.9)
不 動 産 業	100.0	77.2	(100.0)	28.7	(37.2)	13.2	(17.1)
物 品 賃 貸 業	100.0	91.4	(100.0)	12.5	(13.6)	10.6	(11.6)
学 術 研 究 ， 専 門 ・ 技 術 サ ー ビ ス 業	100.0	82.6	(100.0)	22.4	(27.1)	9.0	(11.0)
宿 泊 業 ， 飲 食 サ ー ビ ス 業	100.0	67.6	(100.0)	7.0	(10.4)	2.2	(3.3)
宿 泊 業	100.0	73.3	(100.0)	13.5	(18.4)	13.0	(17.7)
飲 食 サ ー ビ ス 業	100.0	66.4	(100.0)	5.7	(8.5)	-	(-)
生 活 関 連 サ ー ビ ス 業 ， 娯 楽 業	100.0	75.1	(100.0)	24.8	(33.0)	9.4	(12.5)
洗 濯 ・ 理 容 ・ 美 容 ・ 浴 場 業	100.0	68.2	(100.0) *	18.3	(26.9) *	7.7	(11.2) *
そ の 他 の 生 活 関 連 サ ー ビ ス 業	100.0	85.2	(100.0)	19.2	(22.6)	0.4	(0.4)
娯 楽 業	100.0	73.6	(100.0)	27.1	(36.8)	11.9	(16.1)
娯 楽 業 （ ゴ ル フ 場 除 く ）	100.0	70.4	(100.0)	23.3	(33.0)	12.3	(17.5)
ゴ ル フ 場	100.0	84.5	(100.0)	40.2	(47.6)	10.4	(12.3)
教 育 ， 学 習 支 援 業	100.0	80.2	(100.0)	27.9	(34.8)	2.3	(2.9)
医 療 ， 福 祉	100.0	80.8	(100.0)	30.2	(37.3)	15.5	(19.2)
複 合 サ ー ビ ス 事 業	100.0	78.4	(100.0)	3.7	(4.7)	4.2	(5.4)
郵 便 局	100.0	87.1	(100.0)	1.3	(1.5)	-	(-)
協 同 組 合 （ 他 に 分 類 さ れ な い も の ）	100.0	72.2	(100.0)	5.4	(7.5)	7.2	(10.0)
サ ー ビ ス 業 （ 他 に 分 類 さ れ な い も の ）	100.0	85.3	(100.0)	15.5	(18.2)	4.4	(5.2)
（ 対 事 業 所 サ ー ビ ス 業 ）	100.0	84.6	(100.0)	17.4	(20.6)	2.6	(3.1)
職 業 紹 介 ・ 労 働 者 派 遣 業	100.0	90.2	(100.0)	24.8	(27.5)	-	(-)
そ の 他 の 事 業 サ ー ビ ス 業	100.0	83.8	(100.0)	16.4	(19.6)	3.0	(3.5)
（ 対 個 人 サ ー ビ ス 業 ）	100.0	84.4	(100.0)	9.9	(11.7)	6.0	(7.1)
自 動 車 整 備 業	100.0	84.2	(100.0)	5.4	(6.5)	1.8	(2.2)
機 械 等 修 理 業 （ 別 掲 を 除 く ）	100.0	84.6	(100.0)	13.2	(15.6)	9.2	(10.9)
（ 対 社 会 的 サ ー ビ ス 業 ）	100.0	87.5	(100.0)	14.8	(16.9)	7.5	(8.6)
廃 棄 物 処 理 業	100.0	90.1	(100.0)	12.0	(13.3)	8.3	(9.2)
政 治 ・ 経 済 ・ 文 化 団 体	100.0	76.9	(100.0)	9.3	(12.0)	1.3	(1.7)
宗 教	100.0	78.8	(100.0)	41.6	(52.8)	9.9	(12.6)
そ の 他 の サ ー ビ ス 業	100.0	91.9	(100.0)	26.9	(29.3)	8.1	(8.8)

（続く）

取組内容（複数回答）									
作業場所においてシートなどで日陰を作ったり扇風機を使用したりしている		涼しい休憩場所を確保し、おしぼり、飲料水等を備え付けている		クールスーツ、通気性の良いヘルメット等を着用させている		朝礼時に体調不良の者を把握し、作業場所・時間を配慮している		作業中の巡視で労働者の水分・塩分の摂取や不調者がいないか確認している	
22.8	(31.4)	34.0	(46.7)	11.2	(15.4)	27.4	(37.7)	23.4	(32.2)
29.5	(37.1)	27.3	(34.4)	21.4	(26.9)	29.0	(36.5)	9.3	(11.7)
33.8	(48.9)	30.4	(44.0)	3.4	(4.9)	14.6	(21.1)	16.8	(24.3)
29.5	(37.1)	27.3	(34.3)	21.5	(27.0)	29.1	(36.6)	9.3	(11.7)
19.3	(27.9)	37.4	(54.0)	5.9	(8.5)	26.6	(38.3)	30.8	(44.4)
24.6	(36.3)	28.5	(42.2)	3.0	(4.5)	27.6	(40.8)	36.5	(54.1)
40.1	(44.0)	55.9	(61.2)	8.9	(9.7)	35.9	(39.3)	39.9	(43.7)
19.9	(28.6)	42.7	(61.5)	7.2	(10.4)	21.3	(30.6)	35.1	(50.6)
20.9	(23.5)	37.9	(42.6)	9.3	(10.4)	35.2	(39.6)	27.5	(30.9)
2.5	(5.3)	12.6	(26.4)	-	(-)	29.3	(61.4)	15.2	(31.8)
3.8	(5.5)	10.5	(15.4)	30.0	(44.0)	6.7	(9.8)	-	(-)
-	(-)	6.7	(8.4)	40.2	(50.3)	6.7	(8.4)	-	(-)
10.9	(23.9) *	17.6	(38.5) *	10.5	(23.0) *	6.7	(14.6) *	-	(-)
31.7	(37.4)	49.2	(58.0)	19.1	(22.5)	29.5	(34.7)	32.8	(38.7)
10.2	(13.2)	38.8	(50.3)	11.2	(14.5)	12.1	(15.7)	31.9	(41.3)
50.4	(55.2)	58.2	(63.6)	25.9	(28.4)	44.5	(48.7)	33.6	(36.7)
22.0	(26.6)	48.9	(59.1)	22.6	(27.4)	42.2	(51.1)	34.3	(41.5)
10.7	(15.8)	24.5	(36.2)	5.1	(7.6)	9.4	(13.9)	30.3	(44.9)
7.6	(10.4)	31.6	(43.1)	2.7	(3.6)	27.3	(37.3)	20.2	(27.6)
11.3	(17.0)	23.0	(34.6)	5.7	(8.5)	5.7	(8.5)	32.5	(48.9)
18.4	(24.5)	29.0	(38.7)	10.8	(14.4)	15.0	(20.0)	28.0	(37.3)
17.8	(26.1) *	21.2	(31.1) *	-	(-)	31.3	(45.9) *	-	(-)
15.3	(17.9)	22.5	(26.4)	25.7	(30.2)	13.1	(15.3)	17.5	(20.6)
19.3	(26.2)	31.8	(43.2)	8.6	(11.7)	13.2	(17.9)	34.8	(47.2)
21.6	(30.7)	30.6	(43.4)	8.3	(11.8)	8.9	(12.7)	37.0	(52.5)
11.3	(13.4)	36.1	(42.7)	9.7	(11.5)	27.6	(32.7)	27.4	(32.4)
27.1	(33.8)	26.5	(33.1)	-	(-)	7.3	(9.1)	19.7	(24.6)
20.0	(24.8)	12.6	(15.6)	0.2	(0.2)	26.7	(33.1)	28.5	(35.2)
14.5	(18.5)	21.4	(27.4)	14.3	(18.2)	30.6	(39.1)	27.0	(34.5)
11.3	(13.0)	26.9	(30.8)	10.4	(11.9)	44.5	(51.0)	34.8	(40.0)
16.7	(23.2)	17.6	(24.4)	17.1	(23.6)	20.8	(28.9)	21.6	(29.9)
25.6	(30.1)	44.0	(51.7)	17.6	(20.7)	39.8	(46.6)	38.3	(44.9)
20.5	(24.2)	43.1	(51.0)	17.4	(20.6)	43.1	(51.0)	41.6	(49.2)
36.3	(40.3)	36.3	(40.3)	24.2	(26.9)	40.9	(45.3)	24.3	(26.9)
18.4	(21.9)	44.0	(52.5)	16.6	(19.7)	43.4	(51.8)	43.9	(52.4)
43.8	(51.9)	46.8	(55.4)	26.8	(31.8)	40.3	(47.7)	39.5	(46.8)
47.4	(56.2)	50.4	(59.9)	18.1	(21.5)	26.9	(31.9)	29.6	(35.2)
41.2	(48.7)	44.0	(52.0)	33.5	(39.6)	50.5	(59.7)	47.0	(55.6)
25.9	(29.6)	44.4	(50.8)	12.2	(13.9)	31.8	(36.4)	29.9	(34.2)
28.0	(31.1)	45.3	(50.3)	9.7	(10.8)	32.8	(36.5)	29.9	(33.2)
17.1	(22.3)	40.1	(52.2)	29.4	(38.3)	33.1	(43.0)	34.3	(44.6)
19.9	(25.2)	41.5	(52.7)	8.6	(10.9)	21.7	(27.5)	25.1	(31.8)
27.4	(29.8)	51.3	(55.8)	14.7	(16.0)	32.5	(35.3)	28.0	(30.4)

第8表-2 熱中症予防対策の取組の有無及び取組の内容別事業所割合(4-4)

区 分	(続き)			(単位：%)				
	取組内容（複数回答）			取り組んでいない	不明			
	高血圧症などの有症患者や健康診断の有所見者に対し作業場所・時間を配慮している	労働者に対し熱中症予防のための教育を行っている	その他					
卸売業，小売業	3.0	(4.1)	26.6	(36.6)	7.5	(10.3)	21.9	5.3
（繊維、飲食品その他卸売業）	1.8	(2.3)	19.6	(24.7)	9.2	(11.5)	9.1	11.4
各種商品卸売業	6.8	(9.9)	16.8	(24.3)	6.8	(9.9)	19.5	11.4
上記以外の卸売業	1.8	(2.3)	19.6	(24.7)	9.2	(11.6)	9.0	11.4
（織物、飲食品その他小売業）	3.5	(5.1)	30.3	(43.7)	6.6	(9.5)	28.5	2.2
各種商品小売業	1.5	(2.3)	19.5	(28.9)	-	(-)	19.2	13.2
機械器具小売業	1.5	(1.7)	43.3	(47.4)	0.3	(0.3)	2.9	5.8
その他の小売業	6.0	(8.6)	30.9	(44.4)	5.4	(7.8)	29.3	1.2
無店舗小売業	1.8	(2.0)	52.0	(58.5)	11.7	(13.2)	4.3	6.8
上記以外の小売業	0.1	(0.2)	14.0	(29.3)	12.6	(26.4)	52.2	-
金融業，保険業	-	(-)	28.3	(41.6)	8.8	(12.9)	23.7	8.2
金融業，融	-	(-)	39.7	(49.7)	13.4	(16.8)	13.4	6.7
保険業	-	(-)	6.7	(14.6) *	-	(-)	43.3	10.9
不動産業，物品賃貸業	6.5	(7.6)	46.7	(55.0)	6.9	(8.1)	11.6	3.6
不動産業	6.6	(8.6)	48.8	(63.2)	-	(-)	16.2	6.6
物品賃貸業	6.4	(7.0)	44.8	(49.0)	12.8	(14.0)	7.7	0.9
学術研究，専門・技術サービス業	8.3	(10.0)	51.0	(61.8)	12.9	(15.6)	10.8	6.6
宿泊業，飲食サービス業	6.8	(10.1)	32.5	(48.0)	5.5	(8.1)	21.9	10.5
宿泊業	12.5	(17.0)	30.8	(42.1)	6.2	(8.4)	18.5	8.2
飲食サービス業	5.7	(8.5)	32.8	(49.4)	5.3	(8.0)	22.6	11.0
生活関連サービス業，娯楽業	1.7	(2.3)	37.4	(49.8)	5.7	(7.6)	16.0	8.8
洗濯・理容・美容・浴場業	-	(-)	17.8	(26.1) *	-	(-)	15.8	16.0
その他の生活関連サービス業	4.5	(5.3)	39.6	(46.4)	14.4	(16.8)	14.8	-
娯楽業	1.3	(1.7)	39.7	(53.9)	4.4	(5.9)	16.4	10.0
娯楽業（ゴルフ場除く。）	-	(-)	34.6	(49.2)	4.5	(6.4)	19.1	10.5
ゴルフ場	5.6	(6.6)	56.9	(67.4)	3.8	(4.5)	7.1	8.5
教育，学習支援業	2.4	(3.0)	36.8	(45.9)	9.8	(12.3)	9.4	10.4
医療，福祉	2.4	(2.9)	45.5	(56.3)	6.4	(7.9)	16.9	2.3
複合サービス事業	2.5	(3.1)	51.8	(66.1)	10.4	(13.2)	11.0	10.6
郵便局	1.6	(1.8)	66.4	(76.2)	17.4	(20.0)	6.2	6.7
協同組合（他に分類されないもの）	3.1	(4.3)	41.5	(57.5)	5.4	(7.5)	14.5	13.4
サービス業（他に分類されないもの）	14.2	(16.6)	56.5	(66.3)	10.3	(12.1)	5.3	9.4
（対事業所サービス業）	17.4	(20.6)	63.4	(75.0)	8.8	(10.4)	4.8	10.7
職業紹介・労働者派遣業	15.6	(17.4)	59.1	(65.6)	11.8	(13.1)	9.5	0.4
その他の事業サービス業	17.7	(21.1)	64.0	(76.4)	8.4	(10.0)	4.2	12.0
（対個人サービス業）	16.9	(20.0)	45.8	(54.2)	9.9	(11.7)	6.2	9.4
自動車整備業	4.9	(5.8)	21.4	(25.5)	13.9	(16.5)	9.1	6.7
機械等修理業（別掲を除く）	26.0	(30.8)	64.3	(76.0)	6.8	(8.1)	4.0	11.4
（対社会的サービス業）	5.1	(5.8)	47.6	(54.4)	14.0	(16.0)	6.0	6.5
廃棄物処理業	5.5	(6.1)	52.3	(58.1)	14.9	(16.6)	2.8	7.2
政治・経済・文化団体	-	(-)	35.8	(46.6)	15.2	(19.8)	19.1	4.0
宗教	8.6	(10.9)	19.8	(25.2)	5.7	(7.2)	14.4	6.8
その他のサービス業	4.1	(4.4)	62.4	(67.9)	8.1	(8.8)	8.1	-

第9表-1 有害業務の種類別事業所割合(2-1)

区 分	事業所計	有害業務の種類							
		右記の有害業務がある		鉛業務		有機溶剤業務		特定化学物質を製造し 又は取り扱う業務	
合 計	100.0	9.5	(100.0)	0.3	(3.7)	5.0	(52.7)	2.7	(28.0)
(企 業 規 模)									
5,000人以上	100.0	4.2	(100.0)	0.4	(8.9)	2.5	(59.5)	2.3	(54.8)
1,000～4,999人	100.0	7.1	(100.0)	0.4	(5.2)	4.6	(65.7)	3.4	(48.7)
300～999人	100.0	9.8	(100.0)	0.8	(7.7)	6.0	(61.2)	4.4	(45.2)
100～299人	100.0	11.9	(100.0)	0.5	(4.5)	6.4	(53.5)	4.0	(33.3)
50～99人	100.0	13.1	(100.0)	0.5	(3.7)	7.5	(57.2)	2.9	(21.8)
30～49人	100.0	14.1	(100.0)	0.4	(2.7)	7.4	(52.0)	2.0	(14.3)
10～29人	100.0	8.8	(100.0)	0.1	(1.0)	3.8	(43.7)	1.6	(18.7)
(事 業 所 規 模)									
1,000人以上	100.0	58.4	(100.0)	12.0	(20.6)	51.0	(87.4)	48.4	(82.8)
500～999人	100.0	47.6	(100.0)	8.2	(17.2)	37.8	(79.5)	30.4	(63.9)
300～499人	100.0	34.5	(100.0)	3.4	(9.8)	21.8	(63.2)	19.5	(56.5)
100～299人	100.0	28.2	(100.0)	2.6	(9.4)	17.7	(62.9)	13.1	(46.4)
50～99人	100.0	14.0	(100.0)	0.5	(3.6)	7.8	(56.2)	4.0	(28.8)
10～49人	100.0	7.5	(100.0)	0.1	(1.6)	3.6	(48.2)	1.6	(21.0)
30～49人	100.0	12.0	(100.0)	0.4	(3.4)	6.2	(51.6)	2.1	(17.7)
10～29人	100.0	6.6	(100.0)	0.1	(0.9)	3.1	(46.9)	1.5	(22.2)
(産 業)									
農業、林業(林業に限る。)	100.0	1.0	(100.0) *	0.6	(58.4) *	0.3	(32.1) *	-	(-) *
鉱業、採石業、砂利採取業	100.0	61.3	(100.0)	0.7	(1.2)	4.4	(7.2)	1.8	(2.9)
建設業	100.0	15.9	(100.0)	0.2	(1.2)	6.8	(42.7)	2.0	(12.4)
総合工事業	100.0	6.5	(100.0)	-	(-)	3.2	(49.3)	2.2	(34.3)
職別工事業(設備工事業を除く)	100.0	27.7	(100.0)	0.8	(2.8)	13.1	(47.4)	3.6	(12.8)
設備工事業	100.0	23.7	(100.0)	0.1	(0.4)	8.5	(36.0)	0.5	(1.9)
製造業	100.0	37.5	(100.0)	2.2	(5.9)	23.4	(62.6)	11.6	(31.1)
(消費関連製造業)	100.0	18.1	(100.0)	0.1	(0.4)	16.3	(89.8)	4.2	(23.0)
食料品製造業、飲料・たばこ・飼料製造業	100.0	7.7	(100.0)	-	(-)	6.5	(85.0)	3.4	(44.3)
繊維工業	100.0	9.7	(100.0)	-	(-)	8.1	(83.3)	3.3	(33.4)
家具・装備品製造業	100.0	43.9	(100.0)	0.9	(2.0)	38.2	(87.2)	15.8	(36.1)
印刷・同関連業	100.0	41.9	(100.0)	0.1	(0.2)	41.9	(100.0)	2.8	(6.7)
なめし革・同製品・毛皮製造業	100.0	33.3	(100.0)	-	(-)	32.7	(98.3)	5.6	(17.0)
その他の製造業	100.0	32.2	(100.0)	0.2	(0.5)	24.9	(77.6)	5.4	(16.9)
(非金属系素材関連製造業)	100.0	41.7	(100.0)	1.1	(2.7)	26.4	(63.3)	16.6	(39.8)
木材・木製品製造業(家具を除く)	100.0	22.9	(100.0)	-	(-)	18.8	(81.8)	8.0	(35.1)
パルプ・紙・紙加工品製造業	100.0	15.2	(100.0)	-	(-)	11.0	(72.5)	2.9	(18.9)
化学工業	100.0	70.3	(100.0)	2.4	(3.4)	56.2	(80.0)	51.3	(73.0)
石油製品・石炭製品製造業	100.0	64.7	(100.0)	1.9	(2.9)	46.4	(71.6)	16.6	(25.7)
プラスチック製品製造業(別掲を除く)	100.0	27.4	(100.0)	0.9	(3.3)	23.2	(84.7)	9.4	(34.4)
ゴム製品製造業	100.0	52.5	(100.0)	1.6	(3.1)	45.1	(86.0)	14.9	(28.4)
窯業・土石製品製造業	100.0	59.4	(100.0)	1.4	(2.4)	14.1	(23.8)	12.4	(20.8)
(金属系素材関連製造業)	100.0	55.3	(100.0)	1.2	(2.1)	26.0	(46.9)	15.1	(27.4)
鉄業	100.0	50.1	(100.0)	0.1	(0.2)	21.2	(42.3)	15.4	(30.7)
非鉄金属製造業	100.0	62.6	(100.0)	7.8	(12.4)	26.1	(41.7)	21.7	(34.6)
金属製品製造業	100.0	55.5	(100.0)	0.5	(0.9)	27.0	(48.7)	14.2	(25.6)
(機械関連製造業)	100.0	46.6	(100.0)	5.9	(12.6)	27.9	(59.8)	14.4	(30.8)
はん用機械器具製造業	100.0	54.1	(100.0)	2.0	(3.7)	31.6	(58.4)	18.0	(33.2)
生産用機械器具製造業	100.0	46.5	(100.0)	0.4	(0.8)	18.7	(40.3)	13.2	(28.3)
業務用機械器具製造業	100.0	44.1	(100.0)	6.2	(14.0)	34.1	(77.2)	17.0	(38.5)
電子部品・デバイス・電子回路製造業	100.0	53.3	(100.0)	23.8	(44.6)	44.3	(83.0)	16.7	(31.4)
電気機械器具製造業	100.0	37.5	(100.0)	7.6	(20.3)	27.7	(73.9)	7.6	(20.2)
情報通信機械器具製造業	100.0	45.3	(100.0)	19.3	(42.6)	29.9	(65.9)	16.3	(36.1)
輸送用機械器具製造業	100.0	47.8	(100.0)	1.9	(3.9)	26.6	(55.7)	16.8	(35.2)
電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	19.0	(100.0)	-	(-)	8.7	(45.5)	11.6	(60.7)
情報通信業	100.0	1.4	(100.0) *	-	(-) *	0.9	(63.1) *	0.4	(31.9) *
放送業	100.0	-	(-)	-	(-)	-	(-)	-	(-)
情報サービス業	100.0	0.2	(100.0) *	-	(-) *	-	(-) *	-	(-) *
インターネット附随サービス業	100.0	2.1	(100.0) *	-	(-) *	1.3	(63.2) *	0.7	(31.6) *
映像・音声・文字情報制作業	100.0	-	(-)	-	(-)	-	(-)	-	(-)
運輸業、郵便業	100.0	0.0	(100.0) *	-	(-) *	0.0	(100.0) *	0.0	(100.0) *
鉄道業	100.0	4.2	(100.0)	0.0	(0.7)	1.6	(38.3)	1.3	(31.3)
道路旅客運送業	100.0	5.8	(100.0)	0.3	(5.3)	2.9	(49.3)	0.6	(10.6)
道路貨物運送業	100.0	3.1	(100.0) *	-	(-) *	2.1	(66.3) *	0.2	(5.4) *
水運業	100.0	3.5	(100.0) *	-	(-) *	1.4	(38.6) *	1.3	(38.2) *
航空運送業	100.0	9.3	(100.0) *	-	(-) *	5.1	(54.5) *	7.3	(79.0) *
倉庫業	100.0	12.0	(100.0)	2.6	(21.3)	11.7	(97.1)	7.9	(65.4)
運輸に附帯するサービス業	100.0	2.7	(100.0) *	-	(-) *	1.2	(43.3) *	2.7	(100.0) *
郵便業(信書便事業を含む)	100.0	8.4	(100.0)	-	(-)	1.3	(16.1)	0.9	(11.0)
	100.0	5.5	(100.0) *	-	(-) *	2.7	(49.3) *	1.9	(34.4) *

（単位：％）

（複数回答）

石綿等を取り扱う業務	放射線業務	粉じん作業
0.5 (5.2)	1.9 (20.2)	3.9 (41.2)
0.5 (11.2)	2.0 (46.9)	1.5 (34.8)
0.7 (9.9)	1.9 (26.3)	2.7 (38.8)
0.8 (7.8)	2.5 (25.8)	3.0 (31.1)
0.5 (4.3)	2.8 (23.3)	5.0 (42.0)
0.7 (5.3)	1.8 (14.0)	5.3 (40.2)
0.3 (2.2)	2.5 (17.7)	5.9 (41.9)
0.3 (3.9)	1.3 (14.8)	4.0 (46.2)
6.5 (11.2)	42.2 (72.3)	29.5 (50.6)
5.8 (12.2)	27.2 (57.2)	17.0 (35.7)
1.1 (3.2)	15.0 (43.4)	12.7 (36.8)
1.2 (4.1)	8.8 (31.1)	10.8 (38.4)
0.4 (3.2)	2.6 (18.9)	5.9 (42.6)
0.4 (5.6)	1.1 (15.3)	3.1 (41.7)
0.5 (4.3)	2.4 (20.0)	4.7 (38.7)
0.4 (6.1)	0.9 (13.6)	2.8 (42.7)
- (-) *	- (-) *	0.1 (9.5) *
0.4 (0.7)	0.2 (0.4)	57.7 (94.1)
2.9 (18.3)	1.7 (10.7)	9.7 (60.6)
1.2 (18.6)	0.1 (2.0)	4.4 (66.9)
3.6 (12.9)	0.1 (0.5)	16.9 (60.8)
5.3 (22.5)	5.4 (22.9)	13.6 (57.5)
0.7 (1.9)	1.6 (4.3)	20.9 (55.9)
0.1 (0.3)	0.4 (2.4)	3.7 (20.4)
- (-)	0.6 (7.5)	2.6 (33.4)
0.2 (1.6)	0.3 (2.9)	1.1 (10.9)
0.5 (1.1)	0.1 (0.3)	9.8 (22.3)
- (-)	0.1 (0.3)	0.1 (0.3)
- (-)	- (-)	3.4 (10.2)
0.0 (0.1)	0.7 (2.2)	17.2 (53.6)
1.5 (3.7)	2.3 (5.4)	20.8 (50.0)
0.0 (0.2)	1.6 (7.1)	3.7 (16.2)
- (-)	4.0 (26.5)	2.6 (17.2)
2.7 (3.8)	4.5 (6.4)	21.7 (30.9)
1.8 (2.8)	6.4 (9.9)	35.7 (55.2)
0.2 (0.9)	0.3 (1.2)	9.0 (32.8)
3.0 (5.8)	4.4 (8.4)	24.9 (47.4)
3.7 (6.1)	1.4 (2.3)	53.2 (89.6)
0.5 (1.0)	1.8 (3.3)	44.6 (80.6)
1.9 (3.8)	3.0 (6.0)	46.8 (93.3)
1.9 (3.1)	9.4 (15.0)	48.1 (76.8)
0.0 (0.1)	0.5 (1.0)	43.6 (78.7)
0.9 (1.9)	2.4 (5.1)	28.0 (60.1)
1.5 (2.7)	3.4 (6.2)	37.8 (69.8)
0.8 (1.7)	1.0 (2.2)	38.3 (82.4)
0.5 (1.2)	3.5 (7.8)	17.5 (39.7)
0.2 (0.5)	2.8 (5.2)	9.2 (17.2)
0.5 (1.3)	2.7 (7.3)	15.4 (41.1)
0.5 (1.0)	5.2 (11.5)	15.7 (34.7)
1.7 (3.5)	2.0 (4.3)	35.6 (74.5)
0.4 (2.0)	4.7 (24.6)	1.2 (6.4)
- (-) *	0.5 (36.9) *	0.4 (31.2) *
- (-)	- (-)	- (-)
- (-) *	0.2 (100.0) *	- (-) *
- (-) *	0.8 (36.8) *	0.7 (31.6) *
- (-)	- (-)	- (-)
- (-) *	- (-) *	- (-) *
0.7 (17.6)	0.0 (0.9)	1.9 (45.1)
3.3 (57.5)	0.1 (2.4)	2.7 (45.9)
1.7 (53.6) *	- (-) *	0.1 (3.8) *
0.6 (17.1) *	- (-) *	1.6 (44.8) *
- (-) *	2.0 (21.0) *	2.2 (23.9) *
- (-)	- (-)	- (-)
- (-) *	- (-) *	0.7 (24.3) *
- (-)	- (-)	6.1 (73.2)
- (-) *	0.9 (16.3) *	- (-) *

第9表－1 有害業務の種類別事業所割合(2-2)

区 分	事業所計	有害業務の種類							
		右記の有害業務がある	鉛業務		有機溶剤業務		特定化学物質を製造し 又は取り扱う業務		
卸 売 業 ， 小 売 業	100.0	2.3	(100.0)	0.0	(2.2)	1.7	(76.2)	0.5	(24.0)
（繊維、飲食品その他卸売業）	100.0	1.8	(100.0)	0.2	(8.5)	1.4	(78.0)	0.4	(21.6)
各 種 商 品 卸 売 業	100.0	2.5	(100.0) *	-	(-) *	0.9	(37.0) *	-	(-) *
上 記 以 外 の 卸 売 業	100.0	1.8	(100.0) *	0.2	(8.6) *	1.4	(78.3) *	0.4	(21.7) *
（織物、飲食品その他小売業）	100.0	2.4	(100.0)	-	(-)	1.8	(75.6)	0.6	(24.9)
各 種 商 品 小 売 業	100.0	-	(-)	-	(-)	-	(-)	-	(-)
機 械 器 具 小 売 業	100.0	14.6	(100.0)	-	(-)	10.4	(71.1)	4.1	(28.4)
そ の 他 の 小 売 業	100.0	1.3	(100.0) *	-	(-) *	1.3	(100.0) *	0.2	(14.1) *
無 店 舗 小 売 業	100.0	3.5	(100.0) *	-	(-) *	2.4	(68.4) *	0.2	(5.3) *
上 記 以 外 の 小 売 業	100.0	-	(-)	-	(-)	-	(-)	-	(-)
金 融 業 ， 保 険 業	100.0	-	(-)	-	(-)	-	(-)	-	(-)
金 融 業	100.0	-	(-)	-	(-)	-	(-)	-	(-)
保 険 業	100.0	-	(-)	-	(-)	-	(-)	-	(-)
不 動 産 業 ， 物 品 賃 貸 業	100.0	4.1	(100.0) *	-	(-) *	2.7	(64.2) *	0.6	(14.0) *
不 動 産 業	100.0	2.0	(100.0) *	-	(-) *	-	(-) *	-	(-) *
物 品 賃 貸 業	100.0	7.0	(100.0) *	-	(-) *	6.3	(90.2) *	1.4	(19.7) *
学 術 研 究 ， 専 門 ・ 技 術 サ ー ビ ス 業	100.0	12.4	(100.0)	0.2	(1.2)	8.4	(67.4)	6.0	(48.4)
宿 泊 業 ， 飲 食 サ ー ビ ス 業	100.0	0.0	(100.0) *	-	(-) *	0.0	(100.0) *	-	(-) *
宿 泊 業	100.0	0.0	(100.0) *	-	(-) *	0.0	(100.0) *	-	(-) *
飲 食 サ ー ビ ス 業	100.0	-	(-)	-	(-)	-	(-)	-	(-)
生 活 関 連 サ ー ビ ス 業 ， 娯 楽 業	100.0	2.4	(100.0)	-	(-)	1.3	(53.6)	0.7	(30.7)
洗 濯 ・ 理 容 ・ 美 容 ・ 浴 場 業	100.0	5.4	(100.0)	-	(-)	3.9	(71.7)	1.5	(28.0)
そ の 他 の 生 活 関 連 サ ー ビ ス 業	100.0	1.2	(100.0) *	-	(-) *	-	(-) *	1.2	(100.0) *
娯 楽 業	100.0	1.0	(100.0) *	-	(-) *	0.1	(13.4) *	0.1	(11.5) *
娯 楽 業 （ゴルフ場除く。）	100.0	0.8	(100.0) *	-	(-) *	0.1	(6.8) *	0.0	(4.5) *
ゴ ル フ 場	100.0	2.4	(100.0) *	-	(-) *	0.8	(33.9) *	0.8	(33.1) *
教 育 ， 学 習 支 援 業	100.0	2.8	(100.0)	0.1	(4.4)	1.3	(47.6)	1.9	(68.9)
医 療 ， 福 祉	100.0	9.8	(100.0)	0.0	(0.1)	0.6	(6.6)	1.6	(16.6)
複 合 サ ー ビ ス 事 業	100.0	1.0	(100.0) *	-	(-) *	0.8	(79.0) *	-	(-) *
郵 便 局	100.0	0.6	(100.0) *	-	(-) *	-	(-) *	-	(-) *
協 同 組 合 （他に分類されないもの）	100.0	1.2	(100.0) *	-	(-) *	1.2	(96.5) *	-	(-) *
サ ー ビ ス 業 （他に分類されないもの）	100.0	13.0	(100.0)	0.5	(3.5)	8.3	(63.5)	5.1	(39.2)
（対事業所サービス業）	100.0	7.9	(100.0)	0.7	(8.4)	4.2	(53.3)	3.8	(48.9)
職 業 紹 介 ・ 労 働 者 派 遣 業	100.0	9.9	(100.0)	-	(-)	8.4	(84.8)	-	(-)
そ の 他 の 事 業 サ ー ビ ス 業	100.0	7.3	(100.0)	0.8	(11.4)	3.1	(42.1)	4.9	(66.2)
（対個人サービス業）	100.0	42.5	(100.0)	0.0	(0.1)	34.6	(81.4)	13.5	(31.6)
自 動 車 整 備 業	100.0	60.0	(100.0)	-	(-)	57.9	(96.6)	23.9	(39.8)
機 械 等 修 理 業 （別掲を除く）	100.0	27.4	(100.0)	0.1	(0.2)	14.4	(52.6)	4.4	(16.0)
（対社会的サービス業）	100.0	9.5	(100.0)	0.1	(1.4)	3.7	(38.4)	3.5	(37.0)
廃 棄 物 処 理 業	100.0	16.8	(100.0)	0.0	(0.1)	6.0	(35.8)	5.7	(34.2)
政 治 ・ 経 済 ・ 文 化 団 体	100.0	3.2	(100.0) *	-	(-) *	2.1	(64.5) *	2.1	(64.5) *
宗 教	100.0	1.1	(100.0) *	1.1	(100.0) *	-	(-) *	-	(-) *
そ の 他 の サ ー ビ ス 業	100.0	0.7	(100.0) *	-	(-) *	-	(-) *	-	(-) *

（単位：％）

（複数回答）

石綿等を取り扱う業務	放射線業務	粉じん作業
0.3 (12.3)	0.1 (5.6)	0.3 (12.7)
0.0 (0.4)	0.4 (21.6)	0.0 (0.4)
1.4 (54.3) *	0.2 (8.7) *	1.4 (54.3) *
- (-) *	0.4 (21.7) *	- (-) *
0.4 (16.4)	- (-)	0.4 (17.0)
- (-)	- (-)	- (-)
3.0 (20.8)	- (-)	2.8 (19.4)
- (-) *	- (-) *	0.0 (0.3) *
- (-) *	- (-) *	1.1 (31.6) *
- (-)	- (-)	- (-)
- (-)	- (-)	- (-)
- (-)	- (-)	- (-)
- (-)	- (-)	- (-)
0.5 (12.8) *	- (-) *	1.3 (30.3) *
0.9 (44.4) *	- (-) *	1.1 (55.6) *
- (-) *	- (-) *	1.4 (20.1) *
0.7 (5.7)	6.4 (51.3)	1.2 (9.7)
- (-) *	- (-) *	- (-) *
- (-) *	- (-) *	- (-) *
- (-)	- (-)	- (-)
0.0 (0.2)	0.3 (14.5)	0.0 (2.0)
0.0 (0.3)	- (-)	- (-)
- (-) *	- (-) *	- (-) *
- (-) *	0.7 (70.5) *	0.1 (9.8) *
- (-) *	0.7 (93.2) *	0.0 (2.2) *
- (-) *	- (-) *	0.8 (33.1) *
0.0 (0.9)	1.9 (68.0)	0.1 (5.3)
0.0 (0.2)	9.3 (94.5)	0.0 (0.0)
- (-) *	0.2 (18.2) *	0.0 (2.8) *
- (-) *	0.6 (100.0) *	- (-) *
- (-) *	- (-) *	0.0 (3.5) *
0.9 (6.6)	1.7 (13.1)	4.1 (31.9)
- (-)	1.3 (16.3)	2.5 (32.0)
- (-)	1.1 (11.1)	5.4 (54.4)
- (-)	1.3 (18.1)	1.8 (24.1)
4.4 (10.4)	4.8 (11.3)	13.0 (30.6)
5.3 (8.8)	- (-)	16.9 (28.2)
3.7 (13.5)	9.0 (32.8)	9.7 (35.2)
1.1 (11.6)	1.0 (10.8)	3.3 (35.0)
2.1 (12.8)	1.3 (7.8)	5.4 (31.9)
- (-) *	1.1 (35.5) *	2.1 (64.5) *
- (-) *	- (-) *	- (-) *
0.7 (100.0) *	- (-) *	- (-) *

第9表-2-1 特殊健康診断実施の有無別事業所割合及び特殊健康診断受診率・有所見率(2-1)

(鉛業務)		(単位：%)						
区 分						鉛業務 の特殊健康診断		
		鉛業務 がある事業所計 1)	特殊健康 診断実施 有	特殊健康 診断実施 無	不明	受診率 2)	有所見率 3)	
合 計		[0.3]	100.0	86.7	5.0	8.3	97.7	1.2
(企 業 規 模)								
5,000 人 以 上		[0.4]	100.0	99.1	-	0.9	98.3	0.5
1,000 ～ 4,999 人		[0.4]	100.0	98.7	1.3	-	98.8	0.2
300 ～ 999 人		[0.8]	100.0	84.0	-	16.0	94.7	1.3
100 ～ 299 人		[0.5]	100.0	96.9	-	3.1	99.5	5.3
50 ～ 99 人		[0.5]	100.0	64.2	10.7	25.1	99.4	-
30 ～ 49 人		[0.4]	100.0	83.1	16.9	-	100.0	4.1
10 ～ 29 人		[0.1]	100.0	80.1	18.1	1.9	100.0	-
(事 業 所 規 模)								
1,000 人 以 上		[12.0]	100.0	98.4	-	1.6	99.9	0.5
500 ～ 999 人		[8.2]	100.0	98.4	1.6	-	91.5	0.3
300 ～ 499 人		[3.4]	100.0	93.2	-	6.8	86.5	3.2
100 ～ 299 人		[2.6]	100.0	88.8	-	11.2	100.0	1.3
50 ～ 99 人		[0.5]	100.0	89.4	10.0	0.6	100.0	2.1
10 ～ 49 人		[0.1]	100.0	75.5	11.9	12.6	99.2	2.0
30 ～ 49 人		[0.4]	100.0	68.2	10.7	21.1	99.6	3.3
10 ～ 29 人		[0.1]	100.0	85.2	13.5	1.4	98.5	-
(産 業)								
農 業 , 林 業 (林 業 に 限 る 。)		[0.6]	100.0 *	- *	- *	100.0 *	- *	- *
鉱 業 , 採 石 業 , 砂 利 採 取 業		[0.7]	100.0 *	100.0 *	- *	- *	100.0 *	- *
建 設		[0.2]	100.0 *	15.7 *	- *	84.3 *	100.0 *	- *
総 合 工 事 業		[-]	-	-	-	-	-	-
職 別 工 事 業 (設 備 工 事 業 を 除 く)		[0.8]	100.0 *	- *	- *	100.0 *	- *	- *
設 備 工 事 業		[0.1]	100.0 *	100.0 *	- *	- *	100.0 *	- *
製 造 業		[2.2]	100.0	93.0	5.6	1.4	97.4	1.4
(消 費 関 連 製 造 業)		[0.1]	100.0 *	100.0 *	- *	- *	100.0 *	- *
食 料 品 製 造 業 ・ 飲 料 ・ た ば こ ・ 飼 料 製 造 業		[-]	-	-	-	-	-	-
繊 維 工 業		[-]	-	-	-	-	-	-
家 具 ・ 装 備 品 製 造 業		[0.9]	100.0 *	100.0 *	- *	- *	100.0 *	- *
印 刷 ・ 同 関 連 業		[0.1]	100.0 *	100.0 *	- *	- *	100.0 *	- *
な め し 革 ・ 同 製 品 ・ 毛 皮 製 造 業		[-]	-	-	-	-	-	-
そ の 他 の 製 造 業		[0.2]	100.0 *	100.0 *	- *	- *	100.0 *	- *
(非 金 属 系 素 材 関 連 製 造 業)		[1.1]	100.0	98.2	0.9	0.9	100.0	0.2
木 材 ・ 木 製 品 製 造 業 (家 具 を 除 く)		[-]	-	-	-	-	-	-
パ ル プ ・ 紙 ・ 紙 加 工 品 製 造 業		[-]	-	-	-	-	-	-
化 学 工 業		[2.4]	100.0 *	100.0 *	- *	- *	100.0 *	- *
石 油 製 品 ・ 石 炭 製 品 製 造 業		[1.9]	100.0 *	28.1 *	36.0 *	36.0 *	100.0 *	- *
プ ラ ス チ ッ ク 製 品 製 造 業 (別 掲 を 除 く)		[0.9]	100.0 *	100.0 *	- *	- *	100.0 *	- *
ゴ ム 製 品 製 造 業		[1.6]	100.0 *	100.0 *	- *	- *	100.0 *	1.5 *
窯 業 ・ 土 石 製 品 製 造 業		[1.4]	100.0 *	100.0 *	- *	- *	100.0 *	- *
(金 属 系 素 材 関 連 製 造 業)		[1.2]	100.0	100.0	-	-	99.8	1.6
鉄 業		[0.1]	100.0 *	100.0 *	- *	- *	100.0 *	0.5 *
非 鉄 金 属 製 造 業		[7.8]	100.0	100.0	-	-	99.6	3.2
金 属 製 品 製 造 業		[0.5]	100.0 *	100.0 *	- *	- *	100.0 *	- *
(機 械 関 連 製 造 業)		[5.9]	100.0	91.5	6.9	1.6	96.4	1.4
は ん 用 機 械 器 具 製 造 業		[2.0]	100.0	100.0	-	-	99.7	1.0
生 産 用 機 械 器 具 製 造 業		[0.4]	100.0 *	100.0 *	- *	- *	100.0 *	- *
業 務 用 機 械 器 具 製 造 業		[6.2]	100.0	88.7	2.5	8.8	100.0	3.8
電 子 部 品 ・ デ バ イ ス ・ 電 子 回 路 製 造 業		[23.8]	100.0	84.6	15.4	-	96.9	2.2
電 気 機 械 器 具 製 造 業		[7.6]	100.0	100.0	-	-	100.0	0.4
情 報 通 信 機 械 器 具 製 造 業		[19.3]	100.0	93.6	-	6.4	87.2	0.2
輸 送 用 機 械 器 具 製 造 業		[1.9]	100.0 *	100.0 *	- *	- *	100.0 *	0.5 *
電 気 ・ ガ ス ・ 熱 供 給 ・ 水 道 業		[-]	-	-	-	-	-	-
情 報 通 信 業		[-]	-	-	-	-	-	-
通 信 業		[-]	-	-	-	-	-	-
放 送 業		[-]	-	-	-	-	-	-
情 報 サ ー ビ ス 業		[-]	-	-	-	-	-	-
イ ン タ ー ネ ッ ト 附 随 サ ー ビ ス 業		[-]	-	-	-	-	-	-
映 像 ・ 音 声 ・ 文 字 情 報 制 作 業		[-]	-	-	-	-	-	-
運 輸 業 , 道 郵 便 業		[0.0]	100.0 *	75.3 *	- *	24.7 *	100.0 *	3.7 *
鉄 道 旅 客 運 送 業		[0.3]	100.0 *	100.0 *	- *	- *	100.0 *	6.3 *
道 路 貨 物 運 送 業		[-]	-	-	-	-	-	-
水 路 運 送 業		[-]	-	-	-	-	-	-
航 空 運 輸 業		[2.6]	100.0 *	50.0 *	- *	50.0 *	100.0 *	- *
倉 庫 業		[-]	-	-	-	-	-	-
運 輸 に 附 帯 す る サ ー ビ ス 業		[-]	-	-	-	-	-	-
郵 便 業 (信 書 便 事 業 を 含 む)		[-]	-	-	-	-	-	-

第9表-2-1 特殊健康診断実施の有無別事業所割合及び特殊健康診断受診率・有所見率(2-2)

(鉛業務)		(単位：％)						
区 分						鉛業務 の特殊健康診断		
		鉛業務 がある事業所計 1)	特殊健康 診断実施 有	特殊健康 診断実施 無	不明	受診率 2)	有所見率 3)	
卸 売 業 , 小 売 業)	[0.0]	100.0 *	100.0 *	- *	- *	100.0 *	- *	
(織 維 、 飲 食 料 品 そ の 他 卸 売 業)	[0.2]	100.0 *	100.0 *	- *	- *	100.0 *	- *	
各 種 商 品 卸 売 業	[-]	-	-	-	-	-	-	
上 記 以 外 の 卸 売 業	[0.2]	100.0 *	100.0 *	- *	- *	100.0 *	- *	
(織 物 、 飲 食 料 品 そ の 他 小 売 業)	[-]	-	-	-	-	-	-	
各 種 商 品 小 売 業	[-]	-	-	-	-	-	-	
機 械 器 具 小 売 業	[-]	-	-	-	-	-	-	
そ の 他 の 小 売 業	[-]	-	-	-	-	-	-	
無 店 舗 小 売 業	[-]	-	-	-	-	-	-	
上 記 以 外 の 小 売 業	[-]	-	-	-	-	-	-	
金 融 業 , 保 険 業	[-]	-	-	-	-	-	-	
金 融 業 , 融 資 業	[-]	-	-	-	-	-	-	
保 険 業	[-]	-	-	-	-	-	-	
不 動 産 業 , 物 品 賃 貸 業	[-]	-	-	-	-	-	-	
不 動 産 業	[-]	-	-	-	-	-	-	
物 品 賃 貸 業	[-]	-	-	-	-	-	-	
学 術 研 究 , 専 門 ・ 技 術 サ ー ビ ス 業	[0.2]	100.0 *	100.0 *	- *	- *	100.0 *	- *	
宿 泊 業 , 飲 食 サ ー ビ ス 業	[-]	-	-	-	-	-	-	
宿 泊 業	[-]	-	-	-	-	-	-	
飲 食 サ ー ビ ス 業	[-]	-	-	-	-	-	-	
生 活 関 連 サ ー ビ ス 業 , 娯 楽 業	[-]	-	-	-	-	-	-	
洗 濯 ・ 理 容 ・ 美 容 ・ 浴 場 業	[-]	-	-	-	-	-	-	
そ の 他 の 生 活 関 連 サ ー ビ ス 業	[-]	-	-	-	-	-	-	
娯 楽 業	[-]	-	-	-	-	-	-	
娯 楽 業 (ゴ ル フ 場 除 く)	[-]	-	-	-	-	-	-	
ゴ ル フ 場	[-]	-	-	-	-	-	-	
教 育 , 学 習 支 援 業	[0.1]	100.0 *	100.0 *	- *	- *	89.6 *	- *	
医 療 , 福 祉 事 業	[0.0]	100.0 *	100.0 *	- *	- *	100.0 *	- *	
複 合 サ ー ビ ス 業	[-]	-	-	-	-	-	-	
郵 便 局	[-]	-	-	-	-	-	-	
協 同 組 合 (他 に 分 類 さ れ な い も の)	[-]	-	-	-	-	-	-	
サ ー ビ ス 業 (他 に 分 類 さ れ な い も の)	[0.5]	100.0 *	47.7 *	5.9 *	46.4 *	100.0 *	- *	
(対 事 業 所 サ ー ビ ス 業)	[0.7]	100.0 *	50.0 *	- *	50.0 *	100.0 *	- *	
職 業 紹 介 ・ 労 働 者 派 遣 業	[-]	-	-	-	-	-	-	
そ の 他 の 事 業 サ ー ビ ス 業	[0.8]	100.0 *	50.0 *	- *	50.0 *	100.0 *	- *	
(対 個 人 サ ー ビ ス 業)	[0.0]	100.0 *	100.0 *	- *	- *	100.0 *	- *	
自 動 車 整 備 業	[-]	-	-	-	-	-	-	
機 械 等 修 理 業 (別 掲 を 除 く)	[0.1]	100.0 *	100.0 *	- *	- *	100.0 *	- *	
(対 社 会 的 サ ー ビ ス 業)	[0.1]	100.0 *	5.6 *	94.4 *	- *	100.0 *	- *	
廃 棄 物 処 理 業	[0.0]	100.0 *	100.0 *	- *	- *	100.0 *	- *	
政 治 ・ 経 済 ・ 文 化 団 体	[-]	-	-	-	-	-	-	
宗 教	[1.1]	100.0 *	- *	100.0 *	- *	- *	- *	
そ の 他 の サ ー ビ ス 業	[-]	-	-	-	-	-	-	

注：1) []は、全事業所のうち「鉛業務がある事業所」の割合である。

2) 受診率は次のように算出した。

$$\text{受診率 (\%)} = \frac{\text{延受診者数}}{\text{特殊健康診断を実施した事業所における延受診対象者数}} \times 100$$

3) 有所見率は次のように算出した。

$$\text{有所見率 (\%)} = \frac{\text{有所見者数}}{\text{延受診者数}} \times 100$$

第9表-2-2 特殊健康診断実施の有無別事業所割合及び特殊健康診断受診率・有所見率(2-1)

(有機溶剤業務)		(単位：%)						
区 分						有機溶剤業務 の特殊健康診断		
		有機溶剤業務 がある事業所計 1)	特殊健康 診断実施 有	特殊健康 診断実施 無	不明	受診率 2)	有所見率 3)	
合 計		[5.0]	100.0	78.9	16.2	4.9	98.1	4.8
(企 業 規 模)								
5,000 人 以 上		[2.5]	100.0	81.9	16.5	1.6	99.5	2.6
1,000 ～ 4,999 人		[4.6]	100.0	91.1	5.7	3.2	99.4	3.5
300 ～ 999 人		[6.0]	100.0	82.8	9.3	7.9	98.9	4.4
100 ～ 299 人		[6.4]	100.0	83.7	14.7	1.6	99.1	7.2
50 ～ 99 人		[7.5]	100.0	84.8	12.1	3.1	98.4	8.7
30 ～ 49 人		[7.4]	100.0	76.4	19.4	4.3	91.9	12.8
10 ～ 29 人		[3.8]	100.0	67.9	24.7	7.4	84.5	6.9
(事 業 所 規 模)								
1,000 人 以 上		[51.0]	100.0	96.4	1.3	2.3	99.3	2.5
500 ～ 999 人		[37.8]	100.0	93.8	4.0	2.2	99.8	4.8
300 ～ 499 人		[21.8]	100.0	94.0	4.6	1.4	99.5	3.7
100 ～ 299 人		[17.7]	100.0	92.0	3.3	4.7	99.5	5.2
50 ～ 99 人		[7.8]	100.0	85.1	10.7	4.2	99.5	6.7
10 ～ 49 人		[3.6]	100.0	72.0	22.5	5.5	91.2	6.9
30 ～ 49 人		[6.2]	100.0	78.1	17.4	4.4	94.1	10.4
10 ～ 29 人		[3.1]	100.0	69.5	24.6	5.9	89.6	4.9
(産 業)								
農 業 , 林 業 (林 業 に 限 る 。)		[0.3]	100.0 *	- *	100.0 *	- *	- *	- *
鉱 業 , 採 石 業 , 砂 利 採 取 業		[4.4]	100.0	86.8	13.2	-	90.7	0.4
建 設 業		[6.8]	100.0	54.8	34.1	11.2	90.3	7.3
総 合 工 事 業		[3.2]	100.0 *	68.4 *	31.6 *	- *	100.0 *	12.8 *
職 別 工 事 業 (設 備 工 事 業 を 除 く)		[13.1]	100.0	84.4	15.6	-	87.4	5.4
設 備 工 事 業		[8.5]	100.0	15.0	55.0	30.0	82.8	1.0
製 造 業		[23.4]	100.0	85.5	12.4	2.1	98.7	4.6
(消 費 関 連 製 造 業)		[16.3]	100.0	76.8	19.4	3.8	98.3	7.0
食 料 品 製 造 業 , 飲 料 ・ た ば こ ・ 飼 料 製 造 業		[6.5]	100.0	75.7	23.6	0.7	99.7	0.6
織 維 工 業		[8.1]	100.0	63.2	36.8	-	100.0	6.8
家 具 ・ 装 備 品 製 造 業		[38.2]	100.0	86.1	11.8	2.0	96.4	4.8
印 刷 ・ 同 関 連 業		[41.9]	100.0	74.6	17.0	8.4	97.4	10.5
な め し 革 ・ 同 製 品 ・ 毛 皮 製 造 業		[32.7]	100.0	87.5	12.5	-	84.1	8.6
そ の 他 の 製 造 業		[24.9]	100.0	82.5	17.5	-	99.9	8.3
(非 金 属 系 素 材 関 連 製 造 業)		[26.4]	100.0	86.7	12.1	1.2	99.1	5.7
木 材 ・ 木 製 品 製 造 業 (家 具 を 除 く)		[18.8]	100.0	84.3	10.4	5.2	97.0	11.1
パ ル プ ・ 紙 ・ 紙 加 工 品 製 造 業		[11.0]	100.0	79.7	9.7	10.6	99.8	6.9
化 学 工 業		[56.2]	100.0	89.7	10.3	-	99.8	4.9
石 油 製 品 ・ 石 炭 製 品 製 造 業		[46.4]	100.0	74.6	19.9	5.5	99.9	2.7
プ ラ ス チ ッ ク 製 品 製 造 業 (別 掲 を 除 く)		[23.2]	100.0	85.0	15.0	-	98.1	7.0
ゴ ム 製 品 製 造 業		[45.1]	100.0	89.5	9.3	1.2	97.2	9.2
窯 業 ・ 土 石 製 品 製 造 業		[14.1]	100.0	85.8	14.2	-	98.2	1.7
(金 属 系 素 材 関 連 製 造 業)		[26.0]	100.0	92.9	6.1	1.0	92.5	5.7
鉄 業		[21.2]	100.0	90.8	4.6	4.6	95.3	2.4
非 鉄 金 属 製 造 業		[26.1]	100.0	83.1	12.8	4.0	99.5	3.9
金 属 製 品 製 造 業		[27.0]	100.0	94.5	5.5	-	89.3	7.5
(機 械 関 連 製 造 業)		[27.9]	100.0	86.8	11.0	2.2	99.6	2.9
は ん 用 機 械 器 具 製 造 業		[31.6]	100.0	94.6	-	5.4	99.0	3.6
生 産 用 機 械 器 具 製 造 業		[18.7]	100.0	87.5	12.1	0.4	99.5	3.6
業 務 用 機 械 器 具 製 造 業		[34.1]	100.0	86.8	13.2	-	99.5	2.1
電 子 部 品 ・ デ バ イ ス ・ 電 子 回 路 製 造 業		[44.3]	100.0	87.8	10.6	1.6	99.5	3.8
電 気 機 械 器 具 製 造 業		[27.7]	100.0	82.8	16.3	0.9	99.8	4.2
情 報 通 信 機 械 器 具 製 造 業		[29.9]	100.0	99.2	-	0.8	99.7	2.2
輸 送 用 機 械 器 具 製 造 業		[26.6]	100.0	80.8	14.5	4.6	99.8	1.5
電 気 ・ ガ ス ・ 熱 供 給 ・ 水 道 業		[8.7]	100.0	55.3	41.2	3.6	100.0	1.9
情 報 通 信 業		[0.9]	100.0 *	1.1 *	- *	98.9 *	100.0 *	- *
通 信 業		[-]	-	-	-	-	-	-
放 送 業		[-]	-	-	-	-	-	-
情 報 サ ー ビ ス 業		[1.3]	100.0 *	- *	- *	100.0 *	- *	- *
イ ン タ ー ネ ッ ト 附 随 サ ー ビ ス 業		[-]	-	-	-	-	-	-
映 像 ・ 音 声 ・ 文 字 情 報 制 作 業		[0.0]	100.0 *	100.0 *	- *	- *	100.0 *	- *
運 輸 業 , 道 郵 便 業		[1.6]	100.0	45.4	14.4	40.2	98.2	11.1
鉄 道 業		[2.9]	100.0 *	48.2 *	51.8 *	- *	100.0 *	1.4 *
道 路 旅 客 運 送 業		[2.1]	100.0 *	97.6 *	2.4 *	- *	100.0 *	0.7 *
道 路 貨 物 運 送 業		[1.4]	100.0 *	28.3 *	- *	71.7 *	100.0 *	13.4 *
水 運 業		[5.1]	100.0 *	54.1 *	- *	45.9 *	57.1 *	- *
航 空 運 輸 業		[11.7]	100.0	89.0	-	11.0	100.0	6.6
倉 庫 業		[1.2]	100.0 *	100.0 *	- *	- *	100.0 *	22.4 *
運 輸 に 附 帯 す る サ ー ビ ス 業		[1.3]	100.0 *	2.0 *	98.0 *	- *	100.0 *	- *
郵 便 業 (信 書 便 事 業 を 含 む)		[2.7]	100.0 *	30.3 *	69.7 *	- *	100.0 *	- *

第9表-2-2 特殊健康診断実施の有無別事業所割合及び特殊健康診断受診率・有所見率(2-2)

(有機溶剤業務)		(単位：％)					
区 分						有機溶剤業務 の特殊健康診断	
		有機溶剤業務 がある事業所計 1)	特殊健康 診断実施 有	特殊健康 診断実施 無	不明	受診率 2)	有所見率 3)
卸 売 業 , 小 売 業 (織 維 、 飲 食 料 品 そ の 他 卸 売 業)	[1.7]	100.0	66.9	22.4	10.6	89.6	2.0
各 種 商 品 卸 売 業 (織 維 、 飲 食 料 品 そ の 他 卸 売 業)	[1.4]	100.0 *	98.4 *	1.6 *	- *	93.3 *	2.8 *
上 記 以 外 の 卸 売 業 (織 物 、 飲 食 料 品 そ の 他 卸 売 業)	[0.9]	100.0 *	100.0 *	- *	- *	100.0 *	- *
各 種 商 品 小 売 業 (織 物 、 飲 食 料 品 そ の 他 小 売 業)	[1.4]	100.0 *	98.4 *	1.6 *	- *	93.3 *	2.8 *
機 械 器 具 小 売 業 (織 物 、 飲 食 料 品 そ の 他 小 売 業)	[1.8]	100.0	55.7	29.9	14.4	82.3	0.2
無 店 舗 小 売 業	[-]	-	-	-	-	-	-
上 記 以 外 の 小 売 業	[10.4]	100.0	46.0	34.5	19.5	76.8	0.2
金 融 業 , 保 険 業	[1.3]	100.0 *	100.0 *	- *	- *	100.0 *	0.1 *
金 融 業 , 融 保 業	[2.4]	100.0 *	7.7 *	92.3 *	- *	100.0 *	- *
不 動 産 業 , 物 品 賃 貸 業	[-]	-	-	-	-	-	-
不 動 産 業 , 物 品 賃 貸 業	[-]	-	-	-	-	-	-
学 術 研 究 , 専 門 ・ 技 術 サ ー ビ ス 業	[2.7]	100.0 *	55.5 *	44.5 *	- *	100.0 *	- *
宿 泊 業 , 飲 食 サ ー ビ ス 業	[-]	-	-	-	-	-	-
宿 泊 業 , 飲 食 サ ー ビ ス 業	[6.3]	100.0 *	55.5 *	44.5 *	- *	100.0 *	- *
飲 食 サ ー ビ ス 業	[8.4]	100.0	76.8	23.2	-	99.5	5.3
生 活 関 連 サ ー ビ ス 業 , 娯 楽 業	[0.0]	100.0 *	100.0 *	- *	- *	100.0 *	11.1 *
洗 濯 ・ 理 容 ・ 美 容 ・ 浴 場	[0.0]	100.0 *	100.0 *	- *	- *	100.0 *	11.1 *
そ の 他 の 生 活 関 連 サ ー ビ ス 業	[-]	-	-	-	-	-	-
娯 楽 業 (ゴ ル フ 場 除 く)	[1.3]	100.0	61.8	38.2	-	100.0	0.9
ゴ ル フ 場	[3.9]	100.0 *	63.1 *	36.9 *	- *	100.0 *	- *
教 育 , 学 習 支 援 業	[-]	-	-	-	-	-	-
医 療 , 福 祉 事 業	[0.1]	100.0 *	38.6 *	61.4 *	- *	100.0 *	2.2 *
複 合 サ ー ビ ス 業	[0.1]	100.0 *	100.0 *	- *	- *	100.0 *	2.2 *
郵 便 局	[0.8]	100.0 *	- *	100.0 *	- *	- *	- *
協 同 組 合 (他 に 分 類 さ れ な い も の)	[1.3]	100.0	94.0	4.0	1.9	94.2	9.3
サ ー ビ ス 業 (他 に 分 類 さ れ な い も の)	[0.6]	100.0	95.2	2.1	2.7	98.3	8.5
(対 事 業 所 サ ー ビ ス 業)	[0.8]	100.0 *	100.0 *	- *	- *	100.0 *	- *
職 業 紹 介 ・ 労 働 者 派 遣 業	[-]	-	-	-	-	-	-
そ の 他 の 事 業 サ ー ビ ス 業	[1.2]	100.0 *	100.0 *	- *	- *	100.0 *	- *
(対 個 人 サ ー ビ ス 業)	[8.3]	100.0	83.5	12.7	3.8	95.4	3.5
自 動 車 整 備 業	[4.2]	100.0	92.1	-	7.9	100.0	0.6
機 械 等 修 理 業 (別 掲 を 除 く)	[8.4]	100.0 *	100.0 *	- *	- *	100.0 *	- *
(対 社 会 的 サ ー ビ ス 業)	[3.1]	100.0 *	86.5 *	- *	13.5 *	100.0 *	0.7 *
廃 棄 物 処 理 業	[34.6]	100.0	83.6	16.4	-	90.2	4.3
政 治 ・ 経 済 ・ 文 化 団 体	[57.9]	100.0	91.2	8.8	-	85.3	6.4
宗 教	[14.4]	100.0	56.9	43.1	-	98.7	1.1
そ の 他 の サ ー ビ ス 業	[3.7]	100.0	54.1	33.1	12.8	100.0	13.5
	[6.0]	100.0	53.4	30.8	15.8	100.0	14.3
	[2.1]	100.0 *	57.3 *	42.7 *	- *	100.0 *	0.4 *
	[-]	-	-	-	-	-	-
	[-]	-	-	-	-	-	-

注：1) []は、全事業所のうち「有機溶剤業務がある事業所」の割合である。

2) 受診率は次のように算出した。

$$\text{受診率 (\%)} = \frac{\text{延受診者数}}{\text{特殊健康診断を実施した事業所における延受診対象者数}} \times 100$$

3) 有所見率は次のように算出した。

$$\text{有所見率 (\%)} = \frac{\text{有所見者数}}{\text{延受診者数}} \times 100$$

第9表-2-3 特殊健康診断実施の有無別事業所割合及び特殊健康診断受診率・有所見率(2-1)

(特定化学物質を製造し又は取り扱う業務)		(単位：%)						
区 分		特定化学物質を製造し 又は取り扱う業務 がある事業所計 1)				特定化学物質を製造し 又は取り扱う業務 の特殊健康診断		
		特殊健康 診断実施 有	特殊健康 診断実施 無	不明	受診率 2)	有所見率 3)		
合 計		[2.7]	100.0	81.2	14.3	4.5	99.0	2.6
(企 業 規 模)								
5,000 人 以 上		[2.3]	100.0	80.8	18.1	1.1	99.4	1.0
1,000 ～ 4,999 人		[3.4]	100.0	90.8	7.8	1.4	99.8	1.7
300 ～ 999 人		[4.4]	100.0	85.7	9.1	5.3	98.9	3.5
100 ～ 299 人		[4.0]	100.0	86.4	12.0	1.5	99.3	3.6
50 ～ 99 人		[2.9]	100.0	93.0	7.0	—	99.5	5.5
30 ～ 49 人		[2.0]	100.0	94.6	5.4	—	93.2	19.0
10 ～ 29 人		[1.6]	100.0	57.7	29.4	12.9	90.5	2.5
(事 業 所 規 模)								
1,000 人 以 上		[48.4]	100.0	92.5	6.3	1.3	99.5	1.6
500 ～ 999 人		[30.4]	100.0	94.2	4.8	1.1	99.6	1.8
300 ～ 499 人		[19.5]	100.0	92.9	3.3	3.8	99.7	1.4
100 ～ 299 人		[13.1]	100.0	93.7	4.0	2.3	99.2	3.7
50 ～ 99 人		[4.0]	100.0	89.4	10.6	—	99.8	3.5
10 ～ 49 人		[1.6]	100.0	70.1	22.5	7.3	95.4	4.3
30 ～ 49 人		[2.1]	100.0	89.6	9.1	1.3	97.1	7.2
10 ～ 29 人		[1.5]	100.0	64.5	26.4	9.1	94.5	2.8
(産 業)								
農 業 , 林 業 (林 業 に 限 る 。)		[-]	—	—	—	—	—	—
鉱 業 , 採 石 業 , 砂 利 採 取 業		[1.8]	100.0 *	100.0 *	— *	— *	79.3 *	— *
建 設 業		[2.0]	100.0	40.7	33.6	25.7	100.0	2.7
総 合 工 事 業		[2.2]	100.0 *	9.2 *	45.4 *	45.4 *	100.0 *	— *
職 別 工 事 業 (設 備 工 事 業 を 除 く)		[3.6]	100.0 *	78.4 *	21.6 *	— *	100.0 *	3.5 *
設 備 工 事 業		[0.5]	100.0 *	100.0 *	— *	— *	100.0 *	0.7 *
製 造 業		[11.6]	100.0	93.0	5.6	1.3	99.6	2.3
(消 費 関 連 製 造 業)		[4.2]	100.0	89.1	10.9	—	99.2	2.2
食 料 品 製 造 業 , 飲 料 ・ た ば こ ・ 飼 料 製 造 業		[3.4]	100.0 *	77.9 *	22.1 *	— *	100.0 *	3.4 *
織 維 工 業		[3.3]	100.0	100.0	—	—	100.0	2.9
家 具 ・ 装 備 品 製 造 業		[15.8]	100.0	92.0	8.0	—	100.0	3.8
印 刷 ・ 同 関 連 業		[2.8]	100.0	100.0	—	—	89.2	—
な め し 革 ・ 同 製 品 ・ 毛 皮 製 造 業		[5.6]	100.0 *	89.9 *	10.1 *	— *	100.0 *	0.9 *
そ の 他 の 製 造 業		[5.4]	100.0	100.0	—	—	99.8	0.6
(非 金 属 系 素 材 関 連 製 造 業)		[16.6]	100.0	91.9	6.1	2.0	99.5	3.3
木 材 ・ 木 製 品 製 造 業 (家 具 を 除 く)		[8.0]	100.0	87.8	—	12.2	99.5	21.2
パ ル プ ・ 紙 ・ 紙 加 工 品 製 造 業		[2.9]	100.0	96.5	—	3.5	100.0	0.1
化 学 工 業		[51.3]	100.0	92.9	5.3	1.8	99.9	4.3
石 油 製 品 ・ 石 炭 製 品 製 造 業		[16.6]	100.0	92.8	7.2	—	99.8	1.6
プ ラ ス チ ッ ク 製 品 製 造 業 (別 掲 を 除 く)		[9.4]	100.0	100.0	—	—	97.7	0.8
ゴ ム 製 品 製 造 業		[14.9]	100.0	92.8	7.2	—	100.0	4.7
窯 業 ・ 土 石 製 品 製 造 業		[12.4]	100.0	80.2	17.1	2.7	99.9	0.5
(金 属 系 素 材 関 連 製 造 業)		[15.1]	100.0	91.6	7.4	1.1	100.0	2.9
鉄 業		[15.4]	100.0	93.7	—	6.3	99.9	0.7
非 鉄 金 属 製 造 業		[21.7]	100.0	84.1	15.9	—	100.0	1.3
金 属 製 品 製 造 業		[14.2]	100.0	92.6	7.4	—	100.0	5.1
(機 械 関 連 製 造 業)		[14.4]	100.0	96.1	2.7	1.3	99.6	1.3
は ん 用 機 械 器 具 製 造 業		[18.0]	100.0	95.2	—	4.8	98.9	3.0
生 産 用 機 械 器 具 製 造 業		[13.2]	100.0	100.0	—	—	99.6	1.3
業 務 用 機 械 器 具 製 造 業		[17.0]	100.0	94.6	5.4	—	99.2	1.4
電 子 部 品 ・ デ バ イ ス ・ 電 子 回 路 製 造 業		[16.7]	100.0	95.8	—	4.2	99.6	1.7
電 気 機 械 器 具 製 造 業		[7.6]	100.0	100.0	—	—	99.7	2.1
情 報 通 信 機 械 器 具 製 造 業		[16.3]	100.0	97.2	1.4	1.4	99.8	0.4
輸 送 用 機 械 器 具 製 造 業		[16.8]	100.0	91.6	8.4	—	99.9	0.3
電 気 ・ ガ ス ・ 熱 供 給 ・ 水 道 業		[11.6]	100.0	65.0	35.0	—	99.4	0.3
情 報 通 信 業		[0.4]	100.0 *	2.1 *	— *	97.9 *	100.0 *	— *
通 信 業		[-]	—	—	—	—	—	—
放 送 業		[-]	—	—	—	—	—	—
情 報 サ ー ビ ス 業		[0.7]	100.0 *	— *	— *	100.0 *	— *	— *
イ ン タ ー ネ ッ ト 附 随 サ ー ビ ス 業		[-]	—	—	—	—	—	—
映 像 ・ 音 声 ・ 文 字 情 報 制 作 業		[0.0]	100.0 *	100.0 *	— *	— *	100.0 *	— *
運 輸 業 , 道 郵 便 業		[1.3]	100.0	44.6	9.2	46.2	98.6	0.5
鉄 道 旅 客 運 送 業		[0.6]	100.0 *	72.6 *	27.4 *	— *	100.0 *	— *
道 路 貨 物 運 送 業		[0.2]	100.0 *	100.0 *	— *	— *	100.0 *	— *
水 路 運 送 業		[1.3]	100.0 *	27.5 *	— *	72.5 *	100.0 *	— *
航 空 運 輸 業		[7.3]	100.0 *	100.0 *	— *	— *	75.7 *	— *
倉 庫 業		[7.9]	100.0 *	100.0 *	— *	— *	100.0 *	5.7 *
運 輸 に 附 帯 す る サ ー ビ ス 業		[2.7]	100.0 *	100.0 *	— *	— *	100.0 *	— *
郵 便 業 (信 書 便 事 業 を 含 む)		[0.9]	100.0 *	— *	100.0 *	— *	— *	— *
		[1.9]	100.0 *	— *	100.0 *	— *	— *	— *

第9表-2-3 特殊健康診断実施の有無別事業所割合及び特殊健康診断受診率・有所見率(2-2)

(特定化学物質を製造し又は取り扱う業務)		(単位：％)						
区 分		特定化学物質を製造し 又は取り扱う業務 がある事業所計 1)				特定化学物質を製造し 又は取り扱う業務 の特殊健康診断		
		特殊健康 診断実施 有	特殊健康 診断実施 無	不明	受診率 2)	有所見率 3)		
卸売業，小売業		[0.5]	100.0	64.1	35.9	－	94.1	7.0
（繊維、飲食品その他卸売業）		[0.4]	100.0 *	90.7 *	9.3 *	－ *	93.4 *	7.8 *
各種商品の卸売業		[－]	－	－	－	－	－	－
上記以外の卸売業		[0.4]	100.0 *	90.7 *	9.3 *	－ *	93.4 *	7.8 *
（織物、飲食品その他小売業）		[0.6]	100.0 *	56.2 *	43.8 *	－ *	100.0 *	0.4 *
各種商品の小売業		[－]	－	－	－	－	－	－
機械器具小売業		[4.1]	100.0 *	51.2 *	48.8 *	－ *	100.0 *	0.5 *
その他の小売業		[0.2]	100.0 *	100.0 *	－ *	－ *	100.0 *	－ *
無店舗の小売業		[0.2]	100.0 *	100.0 *	－ *	－ *	100.0 *	－ *
上記以外の小売業		[－]	－	－	－	－	－	－
金融業，保険業		[－]	－	－	－	－	－	－
金融業，融		[－]	－	－	－	－	－	－
保		[－]	－	－	－	－	－	－
不動産業，物品賃貸業		[0.6]	100.0 *	50.0 *	50.0 *	－ *	100.0 *	－ *
不動産業		[－]	－	－	－	－	－	－
物品賃貸業		[1.4]	100.0 *	50.0 *	50.0 *	－ *	100.0 *	－ *
学術研究，専門・技術サービス業		[6.0]	100.0	81.4	18.6	－	99.5	1.2
宿泊業，飲食サービス業		[－]	－	－	－	－	－	－
宿泊業		[－]	－	－	－	－	－	－
飲食サービス業		[－]	－	－	－	－	－	－
生活関連サービス業，娯楽業		[0.7]	100.0 *	8.4 *	90.9 *	0.7 *	100.0 *	－ *
洗濯・理容・美容・浴場		[1.5]	100.0 *	1.1 *	97.8 *	1.1 *	100.0 *	－ *
その他の生活関連サービス業		[1.2]	100.0 *	－ *	100.0 *	－ *	－ *	－ *
娯楽業		[0.1]	100.0 *	100.0 *	－ *	－ *	100.0 *	－ *
娯楽業（ゴルフ場除く。）		[0.0]	100.0 *	100.0 *	－ *	－ *	100.0 *	－ *
ゴルフ場		[0.8]	100.0 *	100.0 *	－ *	－ *	100.0 *	－ *
教育，学習支援業		[1.9]	100.0	65.0	33.6	1.3	96.1	10.2
医療，福祉		[1.6]	100.0	61.5	35.6	3.0	99.4	5.5
複合サービス事業		[－]	－	－	－	－	－	－
郵便局		[－]	－	－	－	－	－	－
協同組合（他に分類されないもの）		[－]	－	－	－	－	－	－
サービス業（他に分類されないもの）		[5.1]	100.0	86.7	10.0	3.3	93.3	2.4
（対事業所サービス業）		[3.8]	100.0 *	100.0 *	－ *	－ *	91.1 *	2.2 *
職業紹介・労働者派遣業		[－]	－	－	－	－	－	－
その他の事業サービス業		[4.9]	100.0 *	100.0 *	－ *	－ *	91.1 *	2.2 *
（対個人サービス業）		[13.5]	100.0	91.4	5.1	3.5	98.6	2.1
自動車整備業		[23.9]	100.0	95.7	－	4.3	99.4	3.1
機械等修理業（別掲を除く）		[4.4]	100.0 *	70.9 *	29.1 *	－ *	97.4 *	0.6 *
（対社会的サービス業）		[3.5]	100.0	33.4	53.3	13.3	94.2	3.6
廃棄物処理業		[5.7]	100.0	17.3	66.2	16.5	100.0	3.7
政治・経済・文化団体		[2.1]	100.0 *	100.0 *	－ *	－ *	33.1 *	0.4 *
宗教		[－]	－	－	－	－	－	－
その他のサービス業		[－]	－	－	－	－	－	－

注：1) []は、全事業所のうち「特定化学物質を製造し又は取り扱う業務がある事業所」の割合である。

2) 受診率は次のように算出した。

$$\text{受診率 (\%)} = \frac{\text{延受診者数}}{\text{特殊健康診断を実施した事業所における延受診対象者数}} \times 100$$

3) 有所見率は次のように算出した。

$$\text{有所見率 (\%)} = \frac{\text{有所見者数}}{\text{延受診者数}} \times 100$$

第9表-2-4 特殊健康診断実施の有無別事業所割合及び特殊健康診断受診率・有所見率(2-1)

(石綿等を取り扱う業務)						(単位：%)		
区 分						石綿等を取り扱う業務 の特殊健康診断		
		石綿等を取り扱う業務 がある事業所計 1)	特殊健康 診断実施 有	特殊健康 診断実施 無	不明	受診率 2)	有所見率 3)	
合 計		[0.5]	100.0	67.6	27.0	5.4	89.1	0.8
(企 業 規 模)								
5,000 人 以 上		[0.5]	100.0	57.5	41.8	0.7	98.9	3.7
1,000 ～ 4,999 人		[0.7]	100.0	99.7	-	0.3	99.2	0.4
300 ～ 999 人		[0.8]	100.0	97.1	2.7	0.2	100.0	1.3
100 ～ 299 人		[0.5]	100.0	89.5	9.6	0.9	100.0	-
50 ～ 99 人		[0.7]	100.0 *	36.1 *	46.7 *	17.1 *	28.3 *	- *
30 ～ 49 人		[0.3]	100.0 *	100.0 *	- *	- *	100.0 *	- *
10 ～ 29 人		[0.3]	100.0	28.5	59.8	11.7	89.7	-
(事 業 所 規 模)								
1,000 人 以 上		[6.5]	100.0	91.6	5.4	3.0	98.8	3.9
500 ～ 999 人		[5.8]	100.0	96.3	2.6	1.1	98.9	0.4
300 ～ 499 人		[1.1]	100.0	87.9	9.5	2.5	100.0	2.0
100 ～ 299 人		[1.2]	100.0	96.8	3.2	-	100.0	1.1
50 ～ 99 人		[0.4]	100.0 *	97.4 *	2.2 *	0.4 *	100.0 *	- *
10 ～ 49 人		[0.4]	100.0	56.8	36.0	7.2	71.2	-
30 ～ 49 人		[0.5]	100.0	69.7	14.8	15.5	35.9	-
10 ～ 29 人		[0.4]	100.0	53.5	41.4	5.1	98.7	-
(産 業)								
農 業 , 林 業 (林 業 に 限 る 。)		[-]	-	-	-	-	-	-
鉱 業 , 採 石 業 , 砂 利 採 取 業		[0.4]	100.0 *	- *	- *	100.0 *	- *	- *
建 設		[2.9]	100.0	36.4	51.0	12.5	40.3	0.1
総 合 工 事 業		[1.2]	100.0 *	16.3 *	83.7 *	- *	100.0 *	- *
職 別 工 事 業 (設 備 工 事 業 を 除 く)		[3.6]	100.0 *	28.6 *	21.4 *	50.0 *	- *	- *
設 備 工 事 業		[5.3]	100.0 *	47.7 *	52.1 *	0.2 *	32.4 *	0.1 *
製 造 業		[0.7]	100.0	97.4	2.2	0.4	99.5	0.7
(消 費 関 連 製 造 業)		[0.1]	100.0 *	100.0 *	- *	- *	100.0 *	7.1 *
食 料 品 製 造 業 ・ 飲 料 ・ た ば こ ・ 飼 料 製 造 業		[-]	-	-	-	-	-	-
繊 維 工 業		[0.2]	100.0 *	100.0 *	- *	- *	100.0 *	9.2 *
家 具 ・ 装 備 品 製 造 業		[0.5]	100.0 *	100.0 *	- *	- *	100.0 *	- *
印 刷 ・ 同 関 連 業		[-]	-	-	-	-	-	-
な め し 革 ・ 同 製 品 ・ 毛 皮 製 造 業		[-]	-	-	-	-	-	-
そ の 他 の 製 造 業		[0.0]	100.0 *	100.0 *	- *	- *	100.0 *	- *
(非 金 属 系 素 材 関 連 製 造 業)		[1.5]	100.0	99.7	0.3	-	100.0	0.0
木 材 ・ 木 製 品 製 造 業 (家 具 を 除 く)		[0.0]	100.0 *	100.0 *	- *	- *	100.0 *	- *
パ ル プ ・ 紙 ・ 紙 加 工 品 製 造 業		[-]	-	-	-	-	-	-
化 学 工 業		[2.7]	100.0 *	100.0 *	- *	- *	100.0 *	- *
石 油 製 品 ・ 石 炭 製 品 製 造 業		[1.8]	100.0 *	100.0 *	- *	- *	96.9 *	- *
プ ラ ス チ ッ ク 製 品 製 造 業 (別 掲 を 除 く)		[0.2]	100.0 *	93.5 *	6.5 *	- *	100.0 *	0.3 *
ゴ ム 製 品 製 造 業		[3.0]	100.0 *	100.0 *	- *	- *	100.0 *	- *
窯 業 ・ 土 石 製 品 製 造 業		[3.7]	100.0	100.0	-	-	100.0	-
(金 属 系 素 材 関 連 製 造 業)		[0.5]	100.0	92.1	7.9	-	100.0	1.8
鉄 鋼 業		[1.9]	100.0 *	86.5 *	13.5 *	- *	100.0 *	4.5 *
非 鉄 金 属 製 造 業		[1.9]	100.0 *	100.0 *	- *	- *	100.0 *	- *
金 属 製 品 製 造 業		[0.0]	100.0 *	100.0 *	- *	- *	100.0 *	- *
(機 械 関 連 製 造 業)		[0.9]	100.0	95.8	3.1	1.0	99.0	0.8
は ん 用 機 械 器 具 製 造 業		[1.5]	100.0 *	91.2 *	8.8 *	- *	100.0 *	6.1 *
生 産 用 機 械 器 具 製 造 業		[0.8]	100.0 *	100.0 *	- *	- *	100.0 *	- *
業 務 用 機 械 器 具 製 造 業		[0.5]	100.0 *	100.0 *	- *	- *	100.0 *	- *
電 子 部 品 ・ デ バ イ ス ・ 電 子 回 路 製 造 業		[0.2]	100.0 *	100.0 *	- *	- *	100.0 *	- *
電 気 機 械 器 具 製 造 業		[0.5]	100.0 *	100.0 *	- *	- *	100.0 *	- *
情 報 通 信 機 械 器 具 製 造 業		[0.5]	100.0 *	50.0 *	- *	50.0 *	100.0 *	- *
輸 送 用 機 械 器 具 製 造 業		[1.7]	100.0 *	96.2 *	3.8 *	- *	98.7 *	0.2 *
電 気 ・ ガ ス ・ 熱 供 給 ・ 水 道 業		[0.4]	100.0 *	- *	100.0 *	- *	- *	- *
情 報 通 信 業		[-]	-	-	-	-	-	-
通 信 業		[-]	-	-	-	-	-	-
放 送 業		[-]	-	-	-	-	-	-
情 報 サ ー ビ ス 業		[-]	-	-	-	-	-	-
イ ン タ ー ネ ッ ト 附 随 サ ー ビ ス 業		[-]	-	-	-	-	-	-
映 像 ・ 音 声 ・ 文 字 情 報 制 作 業		[-]	-	-	-	-	-	-
運 輸 業 , 道 郵 便 業		[0.7]	100.0	100.0	-	-	99.1	3.5
鉄 道 旅 客 運 送 業		[3.3]	100.0 *	100.0 *	- *	- *	97.7 *	8.1 *
道 路 貨 物 運 送 業		[1.7]	100.0 *	100.0 *	- *	- *	100.0 *	- *
水 路 運 送 業		[0.6]	100.0 *	100.0 *	- *	- *	100.0 *	0.9 *
航 空 運 輸 業		[-]	-	-	-	-	-	-
倉 庫 業		[-]	-	-	-	-	-	-
運 輸 に 附 帯 す る サ ー ビ ス 業		[-]	-	-	-	-	-	-
郵 便 業 (信 書 便 事 業 を 含 む)		[-]	-	-	-	-	-	-

第9表-2-4 特殊健康診断実施の有無別事業所割合及び特殊健康診断受診率・有所見率(2-2)

(石綿等を取り扱う業務)		(単位：％)						
区 分						石綿等を取り扱う業務 の特殊健康診断		
		石綿等を取り扱う業務 がある事業所計 1)	特殊健康 診断実施 有	特殊健康 診断実施 無	不明	受診率 2)	有所見率 3)	
卸 売 業 , 小 売 業	[0.3]	100.0 *	100.0 *	- *	- *	100.0 *	- *	
(織 維 、 飲 食 料 品 そ の 他 卸 売 業)	[0.0]	100.0 *	100.0 *	- *	- *	100.0 *	- *	
各 種 商 品 卸 売 業	[1.4]	100.0 *	100.0 *	- *	- *	100.0 *	- *	
上 記 以 外 の 卸 売 業	[-]	-	-	-	-	-	-	
(織 物 、 飲 食 料 品 そ の 他 小 売 業)	[0.4]	100.0 *	100.0 *	- *	- *	100.0 *	- *	
各 種 商 品 小 売 業	[-]	-	-	-	-	-	-	
機 械 器 具 小 売 業	[3.0]	100.0 *	100.0 *	- *	- *	100.0 *	- *	
そ の 他 の 小 売 業	[-]	-	-	-	-	-	-	
無 店 舗 小 売 業	[-]	-	-	-	-	-	-	
上 記 以 外 の 小 売 業	[-]	-	-	-	-	-	-	
金 融 業 , 保 険 業	[-]	-	-	-	-	-	-	
金 融 業 , 融 資 業	[-]	-	-	-	-	-	-	
保 険 業	[-]	-	-	-	-	-	-	
不 動 産 業 , 物 品 賃 貸 業	[0.5]	100.0 *	100.0 *	- *	- *	100.0 *	- *	
不 動 産 賃 貸 業	[0.9]	100.0 *	100.0 *	- *	- *	100.0 *	- *	
物 品 賃 貸 業	[-]	-	-	-	-	-	-	
学 術 研 究 , 専 門 ・ 技 術 サ ー ビ ス 業	[0.7]	100.0 *	20.5 *	79.5 *	- *	100.0 *	4.7 *	
宿 泊 業 , 飲 食 サ ー ビ ス 業	[-]	-	-	-	-	-	-	
宿 泊 業	[-]	-	-	-	-	-	-	
飲 食 サ ー ビ ス 業	[-]	-	-	-	-	-	-	
生 活 関 連 サ ー ビ ス 業 , 娯 楽 業	[0.0]	100.0 *	- *	- *	100.0 *	- *	- *	
洗 濯 ・ 理 容 ・ 美 容 ・ 浴 場	[0.0]	100.0 *	- *	- *	100.0 *	- *	- *	
そ の 他 の 生 活 関 連 サ ー ビ ス 業	[-]	-	-	-	-	-	-	
娯 楽 業	[-]	-	-	-	-	-	-	
娯 楽 業 (ゴ ル フ 場 除 く)	[-]	-	-	-	-	-	-	
ゴ ル フ 場	[-]	-	-	-	-	-	-	
教 育 , 学 習 支 援 業	[0.0]	100.0 *	100.0 *	- *	- *	79.2 *	26.3 *	
医 療 , 福 祉 事 業	[0.0]	100.0 *	100.0 *	- *	- *	100.0 *	- *	
複 合 サ ー ビ ス 業	[-]	-	-	-	-	-	-	
郵 便 局	[-]	-	-	-	-	-	-	
協 同 組 合 (他 に 分 類 さ れ な い も の)	[-]	-	-	-	-	-	-	
サ ー ビ ス 業 (他 に 分 類 さ れ な い も の)	[0.9]	100.0	73.8	25.2	1.0	98.4	0.1	
(対 事 業 所 サ ー ビ ス 業)	[-]	-	-	-	-	-	-	
職 業 紹 介 ・ 労 働 者 派 遣 業	[-]	-	-	-	-	-	-	
そ の 他 の 事 業 サ ー ビ ス 業	[-]	-	-	-	-	-	-	
(対 個 人 サ ー ビ ス 業)	[4.4]	100.0	69.3	30.7	-	97.7	0.1	
自 動 車 整 備 業	[5.3]	100.0 *	100.0 *	- *	- *	96.7 *	0.2 *	
機 械 等 修 理 業 (別 掲 を 除 く)	[3.7]	100.0 *	30.8 *	69.2 *	- *	100.0 *	- *	
(対 社 会 的 サ ー ビ ス 業)	[1.1]	100.0 *	85.2 *	11.2 *	3.6 *	100.0 *	- *	
廃 棄 物 処 理 業	[2.1]	100.0 *	88.4 *	11.6 *	- *	100.0 *	- *	
政 治 ・ 経 済 ・ 文 化 団 体	[-]	-	-	-	-	-	-	
宗 教	[-]	-	-	-	-	-	-	
そ の 他 の サ ー ビ ス 業	[0.7]	100.0 *	- *	- *	100.0 *	- *	- *	

注：1) []は、全事業所のうち「石綿等を取り扱う業務がある事業所」の割合である。

2) 受診率は次のように算出した。

$$\text{受診率 (\%)} = \frac{\text{延受診者数}}{\text{特殊健康診断を実施した事業所における延受診対象者数}} \times 100$$

3) 有所見率は次のように算出した。

$$\text{有所見率 (\%)} = \frac{\text{有所見者数}}{\text{延受診者数}} \times 100$$

第9表-2-5 特殊健康診断実施の有無別事業所割合及び特殊健康診断受診率・有所見率(2-1)

(放射線業務)		(単位：%)						
区 分						放射線業務 の特殊健康診断		
		放射線業務 がある事業所計 1)	特殊健康 診断実施 有	特殊健康 診断実施 無	不明	受診率 2)	有所見率 3)	
合 計		[1.9]	100.0	86.3	11.6	2.1	98.1	5.6
(企 業 規 模)								
5,000 人 以 上		[2.0]	100.0	96.2	0.6	3.2	97.7	6.1
1,000 ～ 4,999 人		[1.9]	100.0	88.7	11.3	-	97.9	3.5
300 ～ 999 人		[2.5]	100.0	98.1	0.2	1.7	98.9	4.5
100 ～ 299 人		[2.8]	100.0	95.9	3.8	0.3	100.0	15.2
50 ～ 99 人		[1.8]	100.0	92.9	2.6	4.5	65.2	-
30 ～ 49 人		[2.5]	100.0 *	54.2 *	45.8 *	- *	99.7 *	- *
10 ～ 29 人		[1.3]	100.0	80.5	15.4	4.1	100.0	3.4
(事 業 所 規 模)								
1,000 人 以 上		[42.2]	100.0	96.8	1.7	1.4	97.0	4.7
500 ～ 999 人		[27.2]	100.0	96.7	2.3	1.0	98.0	5.4
300 ～ 499 人		[15.0]	100.0	99.6	0.4	-	99.2	6.1
100 ～ 299 人		[8.8]	100.0	100.0	-	-	99.3	9.7
50 ～ 99 人		[2.6]	100.0	96.9	-	3.1	97.0	3.6
10 ～ 49 人		[1.1]	100.0	74.6	22.3	3.1	99.9	3.6
30 ～ 49 人		[2.4]	100.0	79.0	19.5	1.5	99.8	3.9
10 ～ 29 人		[0.9]	100.0	72.3	23.8	3.9	100.0	3.3
(産 業)								
農 業 , 林 業 (林 業 に 限 る 。)		[-]	-	-	-	-	-	-
鉱 業 , 採 石 業 , 砂 利 採 取 業		[0.2]	100.0 *	100.0 *	- *	- *	100.0 *	- *
建 設 業		[1.7]	100.0	67.7	16.1	16.1	100.0	0.5
総 合 工 事 業		[0.1]	100.0 *	100.0 *	- *	- *	100.0 *	5.2 *
職 別 工 事 業 (設 備 工 事 業 を 除 く)		[0.1]	100.0 *	100.0 *	- *	- *	100.0 *	- *
設 備 工 事 業		[5.4]	100.0	65.8	17.1	17.1	100.0	0.0
製 造 業		[1.6]	100.0	94.3	2.4	3.4	99.9	3.2
(消 費 関 連 製 造 業)		[0.4]	100.0	100.0	-	-	99.2	5.1
食 料 品 製 造 業 , 飲 料 ・ た ば こ ・ 飼 料 製 造 業		[0.6]	100.0 *	100.0 *	- *	- *	100.0 *	- *
織 維 工 業		[0.3]	100.0 *	100.0 *	- *	- *	99.5 *	7.4 *
家 具 ・ 装 備 品 製 造 業		[0.1]	100.0 *	100.0 *	- *	- *	100.0 *	- *
印 刷 ・ 同 関 連 業		[0.1]	100.0 *	100.0 *	- *	- *	100.0 *	- *
な め し 革 ・ 同 製 品 ・ 毛 皮 製 造 業		[-]	-	-	-	-	-	-
そ の 他 の 製 造 業		[0.7]	100.0 *	100.0 *	- *	- *	97.3 *	- *
(非 金 属 系 素 材 関 連 製 造 業)		[2.3]	100.0	85.9	3.8	10.3	100.0	3.2
木 材 ・ 木 製 品 製 造 業 (家 具 を 除 く)		[1.6]	100.0 *	46.1 *	- *	53.9 *	100.0 *	- *
パ ル プ ・ 紙 ・ 紙 加 工 品 製 造 業		[4.0]	100.0	73.5	-	26.5	100.0	10.7
化 学 工 業		[4.5]	100.0	91.2	8.8	-	100.0	1.2
石 油 製 品 ・ 石 炭 製 品 製 造 業		[6.4]	100.0	100.0	-	-	99.7	2.7
プ ラ ス チ ッ ク 製 品 製 造 業 (別 掲 を 除 く)		[0.3]	100.0	100.0	-	-	100.0	2.2
ゴ ム 製 品 製 造 業		[4.4]	100.0	93.6	6.4	-	100.0	6.4
窯 業 ・ 土 石 製 品 製 造 業		[1.4]	100.0	100.0	-	-	100.0	5.2
(金 属 系 素 材 関 連 製 造 業)		[1.8]	100.0	98.7	1.3	-	99.9	2.9
鉄 業		[3.0]	100.0	100.0	-	-	100.0	0.4
非 鉄 金 属 製 造 業		[9.4]	100.0	97.4	2.6	-	99.8	4.0
金 属 製 品 製 造 業		[0.5]	100.0 *	100.0 *	- *	- *	100.0 *	3.3 *
(機 械 関 連 製 造 業)		[2.4]	100.0	97.4	2.3	0.4	99.9	3.2
は ん 用 機 械 器 具 製 造 業		[3.4]	100.0	100.0	-	-	100.0	6.3
生 産 用 機 械 器 具 製 造 業		[1.0]	100.0 *	100.0 *	- *	- *	100.0 *	8.8 *
業 務 用 機 械 器 具 製 造 業		[3.5]	100.0	100.0	-	-	100.0	-
電 子 部 品 ・ デ バ イ ス ・ 電 子 回 路 製 造 業		[2.8]	100.0	100.0	-	-	100.0	2.5
電 気 機 械 器 具 製 造 業		[2.7]	100.0	100.0	-	-	100.0	0.2
情 報 通 信 機 械 器 具 製 造 業		[5.2]	100.0 *	70.0 *	25.6 *	4.4 *	100.0 *	5.5 *
輸 送 用 機 械 器 具 製 造 業		[2.0]	100.0	100.0	-	-	98.3	2.7
電 気 ・ ガ ス ・ 熱 供 給 ・ 水 道 業		[4.7]	100.0	100.0	-	-	100.0	0.5
情 報 通 信 業		[0.5]	100.0 *	11.4 *	88.6 *	- *	100.0 *	- *
通 信 業		[-]	-	-	-	-	-	-
放 送 業		[0.2]	100.0 *	100.0 *	- *	- *	100.0 *	- *
情 報 サ ー ビ ス 業		[0.8]	100.0 *	10.1 *	89.9 *	- *	100.0 *	- *
イ ン タ ー ネ ッ ト 附 随 サ ー ビ ス 業		[-]	-	-	-	-	-	-
映 像 ・ 音 声 ・ 文 字 情 報 制 作 業		[-]	-	-	-	-	-	-
運 輸 業 , 道 路 貨 物 運 送 業		[0.0]	100.0 *	25.8 *	- *	74.2 *	100.0 *	- *
道 路 旅 客 運 送 業		[-]	-	-	-	-	-	-
道 路 貨 物 運 送 業		[-]	-	-	-	-	-	-
水 路 運 送 業		[2.0]	100.0 *	- *	- *	100.0 *	- *	- *
航 空 運 送 業		[-]	-	-	-	-	-	-
倉 庫 業		[-]	-	-	-	-	-	-
運 輸 に 附 帯 す る サ ー ビ ス 業		[-]	-	-	-	-	-	-
郵 便 業 (信 書 便 事 業 を 含 む)		[0.9]	100.0 *	100.0 *	- *	- *	100.0 *	- *

第9表-2-5 特殊健康診断実施の有無別事業所割合及び特殊健康診断受診率・有所見率(2-2)

(放射線業務)		(単位：％)						
区 分						放射線業務 の特殊健康診断		
		放射線業務 がある事業所計 1)	特殊健康 診断実施 有	特殊健康 診断実施 無	不明	受診率 2)	有所見率 3)	
卸 売 業 , 小 売 業)		[0.1]	100.0 *	100.0 *	- *	- *	100.0 *	- *
(織 維 、 飲 食 料 品 そ の 他 卸 売 業)		[0.4]	100.0 *	100.0 *	- *	- *	100.0 *	- *
各 種 商 品 卸 売 業		[0.2]	100.0 *	100.0 *	- *	- *	100.0 *	- *
上 記 以 外 の 卸 売 業		[0.4]	100.0 *	100.0 *	- *	- *	100.0 *	- *
(織 物 、 飲 食 料 品 そ の 他 小 売 業)		[-]	-	-	-	-	-	-
各 種 商 品 小 売 業		[-]	-	-	-	-	-	-
機 械 器 具 小 売 業		[-]	-	-	-	-	-	-
そ の 他 の 小 売 業		[-]	-	-	-	-	-	-
無 店 舗 小 売 業		[-]	-	-	-	-	-	-
上 記 以 外 の 小 売 業		[-]	-	-	-	-	-	-
金 融 業 , 保 険 業		[-]	-	-	-	-	-	-
金 融 業 , 融 資 業		[-]	-	-	-	-	-	-
保 険 業		[-]	-	-	-	-	-	-
不 動 産 業 , 物 品 賃 貸 業		[-]	-	-	-	-	-	-
不 動 産 業		[-]	-	-	-	-	-	-
物 品 賃 貸 業		[-]	-	-	-	-	-	-
学 術 研 究 , 専 門 ・ 技 術 サ ー ビ ス 業		[6.4]	100.0	91.2	8.8	-	100.0	15.5
宿 泊 業 , 飲 食 サ ー ビ ス 業		[-]	-	-	-	-	-	-
宿 泊 業		[-]	-	-	-	-	-	-
飲 食 サ ー ビ ス 業		[-]	-	-	-	-	-	-
生 活 関 連 サ ー ビ ス 業 , 娯 楽 業		[0.3]	100.0 *	100.0 *	- *	- *	100.0 *	- *
洗 濯 ・ 理 容 ・ 美 容 ・ 浴 場 業		[-]	-	-	-	-	-	-
そ の 他 の 生 活 関 連 サ ー ビ ス 業		[-]	-	-	-	-	-	-
娯 楽 業		[0.7]	100.0 *	100.0 *	- *	- *	100.0 *	- *
娯 楽 業 (ゴ ル フ 場 除 く)		[0.7]	100.0 *	100.0 *	- *	- *	100.0 *	- *
ゴ ル フ 場		[-]	-	-	-	-	-	-
教 育 , 学 習 支 援 業		[1.9]	100.0	77.5	19.3	3.2	97.4	5.8
医 療 , 福 祉 社		[9.3]	100.0	86.8	13.2	-	96.7	5.7
複 合 サ ー ビ ス 事 業		[0.2]	100.0 *	33.3 *	66.7 *	- *	100.0 *	4.5 *
郵 便 局		[0.6]	100.0 *	33.3 *	66.7 *	- *	100.0 *	4.5 *
協 同 組 合 (他 に 分 類 さ れ な い も の)		[-]	-	-	-	-	-	-
サ ー ビ ス 業 (他 に 分 類 さ れ な い も の)		[1.7]	100.0	86.2	4.2	9.6	100.0	6.0
(対 事 業 所 サ ー ビ ス 業)		[1.3]	100.0 *	100.0 *	- *	- *	100.0 *	5.7 *
職 業 紹 介 ・ 労 働 者 派 遣 業		[1.1]	100.0 *	100.0 *	- *	- *	100.0 *	- *
そ の 他 の 事 業 サ ー ビ ス 業		[1.3]	100.0 *	100.0 *	- *	- *	100.0 *	5.9 *
(対 個 人 サ ー ビ ス 業)		[4.8]	100.0	85.8	-	14.2	100.0	6.1
自 動 車 整 備 業		[-]	-	-	-	-	-	-
機 械 等 修 理 業 (別 掲 を 除 く)		[9.0]	100.0	85.8	-	14.2	100.0	6.1
(対 社 会 的 サ ー ビ ス 業)		[1.0]	100.0 *	37.6 *	31.5 *	30.9 *	100.0 *	8.9 *
廃 棄 物 処 理 業		[1.3]	100.0 *	1.1 *	49.9 *	49.0 *	100.0 *	- *
政 治 ・ 経 済 ・ 文 化 団 体		[1.1]	100.0 *	100.0 *	- *	- *	100.0 *	9.5 *
教 育		[-]	-	-	-	-	-	-
そ の 他 の サ ー ビ ス 業		[-]	-	-	-	-	-	-

注：1) []は、全事業所のうち「放射線業務がある事業所」の割合である。

2) 受診率は次のように算出した。

$$\text{受診率 (\%)} = \frac{\text{延受診者数}}{\text{特殊健康診断を実施した事業所における延受診対象者数}} \times 100$$

3) 有所見率は次のように算出した。

$$\text{有所見率 (\%)} = \frac{\text{有所見者数}}{\text{延受診者数}} \times 100$$

第9表-3 じん肺健康診断実施対象の労働者がいる事業所割合及びじん肺健康診断実施率(2-1)

区 分	粉じん作業 がある事業所計 1)	じん肺健康診断区分 2)							
		じん肺健康診断実施 対象労働者がいる		3年に1回のじん肺 定期健康診断実施 対象者がいる		実施率 3) 4)	1年に1回のじん肺 定期健康診断実施 対象者がいる		
合 計	[3.9]	100.0	83.8	(100.0)	(78.9)	<100.0>	< 97.7>	(24.0)	<100.0>
(企 業 規 模)									
5,000人以上	[1.5]	100.0	84.2	(100.0)	(86.1)	<100.0>	< 99.4>	(18.6)	<100.0>
1,000～4,999人	[2.7]	100.0	78.2	(100.0)	(82.4)	<100.0>	<100.0>	(19.4)	<100.0>
300～999人	[3.0]	100.0	89.8	(100.0)	(90.1)	<100.0>	<100.0>	(15.1)	<100.0>
100～299人	[5.0]	100.0	92.4	(100.0)	(76.7)	<100.0>	< 95.9>	(22.8)	<100.0>
50～99人	[5.3]	100.0	88.4	(100.0)	(79.9)	<100.0>	< 97.3>	(24.1)	<100.0>
30～49人	[5.9]	100.0	74.5	(100.0)	(73.6)	<100.0>	<100.0>	(31.4)	<100.0>
10～29人	[4.0]	100.0	82.0	(100.0)	(76.9)	<100.0>	< 96.4>	(25.9)	<100.0>
(事 業 所 規 模)									
1,000人以上	[29.5]	100.0	96.4	(100.0)	(91.8)	<100.0>	< 98.5>	(22.7)	<100.0>
500～999人	[17.0]	100.0	96.6	(100.0)	(91.0)	<100.0>	<100.0>	(24.0)	<100.0>
300～499人	[12.7]	100.0	93.1	(100.0)	(84.8)	<100.0>	<100.0>	(25.2)	<100.0>
100～299人	[10.8]	100.0	89.7	(100.0)	(82.9)	<100.0>	< 96.2>	(21.1)	<100.0>
50～99人	[5.9]	100.0	92.5	(100.0)	(79.2)	<100.0>	< 98.7>	(18.8)	<100.0>
10～49人	[3.1]	100.0	80.0	(100.0)	(77.1)	<100.0>	< 97.5>	(25.9)	<100.0>
30～49人	[4.7]	100.0	82.8	(100.0)	(76.5)	<100.0>	<100.0>	(25.7)	<100.0>
10～29人	[2.8]	100.0	79.1	(100.0)	(77.3)	<100.0>	< 96.7>	(25.9)	<100.0>
(産 業)									
農業、林業（林業に限る。）	[0.1]	100.0 *	- *	(-)	(-)	< ->	< ->	(-)	< ->
鉱業、採石業、砂利採取業	[57.7]	100.0	85.0	(100.0)	(81.2)	<100.0>	<100.0>	(24.3)	<100.0>
建設	[9.7]	100.0	66.2	(100.0)	(70.5)	<100.0>	< 90.8>	(34.5)	<100.0>
総合工事事業	[4.4]	100.0 *	53.5 *	(100.0) *	(56.5) *	<100.0> *	<100.0> *	(52.3) *	<100.0> *
職別工事（設備工事業を除く）	[16.9]	100.0	75.1	(100.0)	(78.7)	<100.0>	< 79.4>	(29.4)	<100.0>
設備工事業	[13.6]	100.0	65.6	(100.0)	(68.8)	<100.0>	<100.0>	(31.5)	<100.0>
製造業	[20.9]	100.0	90.1	(100.0)	(81.8)	<100.0>	< 98.7>	(21.3)	<100.0>
(消費関連製造業)	[3.7]	100.0	76.8	(100.0)	(82.8)	<100.0>	< 87.6>	(17.6)	<100.0>
食料品製造業、飲料・たばこ・飼料製造業	[2.6]	100.0 *	70.8 *	(100.0) *	(68.4) *	<100.0> *	< 53.7> *	(31.6) *	<100.0> *
繊維工業	[1.1]	100.0 *	95.1 *	(100.0) *	(98.2) *	<100.0> *	<100.0> *	(5.1) *	<100.0> *
家具・装備品製造業	[9.8]	100.0	75.5	(100.0)	(84.7)	<100.0>	<100.0>	(15.3)	< ->
印刷・同関連業	[0.1]	100.0 *	100.0 *	(100.0) *	(45.7) *	<100.0> *	<100.0> *	(54.3) *	<100.0> *
なめし革・同製品・毛皮製造業	[3.4]	100.0 *	56.3 *	(100.0) *	(100.0) *	<100.0> *	<100.0> *	(22.4) *	<100.0> *
その他の製造業	[17.2]	100.0	80.3	(100.0)	(90.6)	<100.0>	<100.0>	(9.4)	<100.0>
(非金属系素材関連製造業)	[20.8]	100.0	82.0	(100.0)	(79.1)	<100.0>	< 99.9>	(24.0)	<100.0>
木材・木製品製造業（家具を除く）	[3.7]	100.0 *	76.5 *	(100.0) *	(100.0) *	<100.0> *	<100.0> *	(-) *	< -> *
パルプ・紙・紙加工品製造業	[2.6]	100.0	75.1	(100.0) *	(66.9) *	<100.0> *	<100.0> *	(81.7) *	<100.0> *
化学工業	[21.7]	100.0	84.4	(100.0)	(78.3)	<100.0>	<100.0>	(21.7)	<100.0>
石油製品・石炭製品製造業	[35.7]	100.0	80.9	(100.0)	(66.3)	<100.0>	< 96.4>	(33.7)	<100.0>
プラスチック製品製造業（別掲を除く）	[9.0]	100.0	66.6	(100.0)	(82.4)	<100.0>	< 99.7>	(17.6)	<100.0>
ゴム製品製造業	[24.9]	100.0	83.2	(100.0)	(78.2)	<100.0>	<100.0>	(13.8)	<100.0>
窯業・土石製品製造業	[53.2]	100.0	85.0	(100.0)	(79.1)	<100.0>	<100.0>	(25.8)	<100.0>
(金属系素材関連製造業)	[44.6]	100.0	95.6	(100.0)	(86.3)	<100.0>	< 99.3>	(16.2)	<100.0>
鉄鋼業	[46.8]	100.0	96.8	(100.0)	(85.8)	<100.0>	< 96.1>	(32.3)	<100.0>
非鉄金属製造業	[48.1]	100.0	96.4	(100.0)	(88.3)	<100.0>	<100.0>	(15.6)	<100.0>
金属製品製造業	[43.6]	100.0	95.2	(100.0)	(86.1)	<100.0>	<100.0>	(12.3)	<100.0>
(機械関連製造業)	[28.0]	100.0	92.2	(100.0)	(79.3)	<100.0>	< 99.1>	(24.7)	<100.0>
はん用機械器具製造業	[37.8]	100.0	99.3	(100.0)	(77.0)	<100.0>	< 96.3>	(27.9)	<100.0>
生産用機械器具製造業	[38.3]	100.0	89.4	(100.0)	(71.6)	<100.0>	<100.0>	(25.0)	<100.0>
業務用機械器具製造業	[17.5]	100.0	88.5	(100.0)	(88.5)	<100.0>	< 94.0>	(15.7)	<100.0>
電子部品・デバイス・電子回路製造業	[9.2]	100.0	84.0	(100.0)	(38.4)	<100.0>	<100.0>	(61.6)	<100.0>
電気機械器具製造業	[15.4]	100.0	94.0	(100.0)	(86.0)	<100.0>	<100.0>	(19.9)	<100.0>
情報通信機械器具製造業	[15.7]	100.0	91.5	(100.0)	(85.3)	<100.0>	<100.0>	(14.7)	<100.0>
輸送用機械器具製造業	[35.6]	100.0	93.1	(100.0)	(91.2)	<100.0>	<100.0>	(22.0)	<100.0>
電気・ガス・熱供給・水道業	[1.2]	100.0 *	57.1 *	(100.0) *	(100.0) *	<100.0> *	<100.0> *	(-) *	< -> *
情報通信業	[0.4]	100.0 *	100.0 *	(100.0) *	(-) *	< -> *	< -> *	(-) *	< -> *
放送	[-]	-	-	(-)	(-)	< ->	< ->	(-)	< ->
情報サービス業	[-]	-	-	(-)	(-)	< ->	< ->	(-)	< ->
インターネット附随サービス業	[0.7]	100.0 *	100.0 *	(100.0) *	(-) *	< -> *	< -> *	(-) *	< -> *
映像・音声・文字情報制作業	[-]	-	-	(-)	(-)	< ->	< ->	(-)	< ->
運輸業、郵便業	[1.9]	100.0	95.3	(100.0)	(66.8)	<100.0>	< 97.1>	(35.7)	<100.0>
鉄道路旅客運送業	[2.7]	100.0 *	93.7 *	(100.0) *	(62.0) *	<100.0> *	< 50.6> *	(68.7) *	<100.0> *
道路貨物運送業	[0.1]	100.0 *	100.0 *	(100.0) *	(100.0) *	<100.0> *	<100.0> *	(-) *	< -> *
水路運輸業	[1.6]	100.0 *	100.0 *	(100.0) *	(62.9) *	<100.0> *	<100.0> *	(38.2) *	<100.0> *
航空運輸業	[2.2]	100.0 *	43.0 *	(100.0) *	(100.0) *	<100.0> *	<100.0> *	(-) *	< -> *
倉庫業	[-]	-	-	(-)	(-)	< ->	< ->	(-)	< ->
運輸に附帯するサービス業	[0.7]	100.0 *	100.0 *	(100.0) *	(-) *	< -> *	< -> *	(100.0) *	<100.0> *
郵便業（信書便事業を含む）	[6.1]	100.0	90.9	(100.0) *	(76.2) *	<100.0> *	<100.0> *	(23.8) *	<100.0> *
	[-]	-	-	(-)	(-)	< ->	< ->	(-)	< ->

(単位：%)

(複数回答)				じん肺健康 診断実施 対象労働者 がいない	不明
実施率 3) 5)	就業時、定期外又は 離職時のじん肺健康 診断実施対象者が いる（過去1年間）	実施率 3) 5)			
< 98.4>	(7.6)	<100.0>	< 94.1>	16.0	0.1
< 93.6>	(27.9)	<100.0>	< 98.6>	15.8	-
< 97.7>	(21.6)	<100.0>	<100.0>	21.8	-
< 96.7>	(18.1)	<100.0>	< 94.9>	10.2	-
<100.0>	(6.4)	<100.0>	< 72.8>	7.4	0.2
<100.0>	(6.5)	<100.0>	< 94.1>	11.6	-
<100.0>	(5.1)	<100.0>	<100.0>	24.8	0.7
< 97.2>	(1.7)	<100.0>	<100.0>	18.0	-
< 89.8>	(38.1)	<100.0>	< 97.4>	3.6	-
<100.0>	(22.0)	<100.0>	<100.0>	3.4	-
< 92.7>	(20.9)	<100.0>	<100.0>	6.9	-
< 98.5>	(17.0)	<100.0>	< 87.3>	10.0	0.2
<100.0>	(10.3)	<100.0>	< 96.9>	7.5	-
< 98.4>	(3.3)	<100.0>	< 95.6>	19.8	0.1
<100.0>	(7.4)	<100.0>	<100.0>	17.2	-
< 97.9>	(1.9)	<100.0>	< 89.9>	20.7	0.2
< ->	(-)	< ->	< ->	100.0 *	- *
<100.0>	(7.1)	<100.0>	<100.0>	15.0	-
< 99.9>	(0.3)	<100.0>	<100.0>	33.8	-
<100.0> *	(0.6) *	<100.0> *	<100.0> *	46.5 *	- *
<100.0>	(0.1)	<100.0>	<100.0>	24.9	-
< 99.6>	(0.3)	<100.0>	<100.0>	34.4	-
< 98.6>	(8.6)	<100.0>	< 97.1>	9.9	-
< 88.0>	(7.7)	<100.0>	<100.0>	23.2	-
<100.0> *	(-) *	< -> *	< -> *	29.2 *	- *
<100.0> *	(3.1) *	<100.0> *	<100.0> *	4.9 *	- *
< ->	(6.3)	<100.0>	<100.0>	24.5	-
<100.0> *	(45.7) *	<100.0> *	<100.0> *	-	- *
<100.0> *	(-) *	< -> *	< -> *	43.7 *	- *
<100.0>	(13.7)	<100.0>	<100.0>	19.7	-
< 99.2>	(9.0)	<100.0>	< 97.9>	18.0	-
< -> *	(-) *	< -> *	< -> *	23.5 *	- *
<100.0> *	(5.2) *	<100.0> *	<100.0> *	24.9	-
< 95.0>	(21.6)	<100.0>	<100.0>	15.6	-
<100.0>	(10.1)	<100.0>	<100.0>	19.1	-
<100.0>	(3.2)	<100.0>	<100.0>	33.4	-
<100.0>	(12.7)	<100.0>	< 79.5>	16.8	-
<100.0>	(5.8)	<100.0>	<100.0>	15.0	-
< 98.4>	(7.0)	<100.0>	< 91.9>	4.4	-
<100.0>	(19.1)	<100.0>	< 88.7>	3.2	-
< 85.5>	(6.9)	<100.0>	< 74.0>	3.6	-
<100.0>	(4.1)	<100.0>	<100.0>	4.8	-
< 99.3>	(10.0)	<100.0>	< 99.5>	7.8	-
<100.0>	(7.8)	<100.0>	<100.0>	0.7	-
<100.0>	(7.6)	<100.0>	<100.0>	10.6	-
<100.0>	(4.7)	<100.0>	<100.0>	11.5	-
<100.0>	(4.2)	<100.0>	<100.0>	16.0	-
<100.0>	(1.6)	<100.0>	<100.0>	6.0	-
<100.0>	(-)	< ->	< ->	8.5	-
< 97.1>	(20.0)	<100.0>	< 99.0>	6.9	-
< -> *	(55.7) *	<100.0> *	<100.0> *	42.9 *	- *
< -> *	(100.0) *	< -> *	< -> *	- *	- *
< ->	(-)	< ->	< ->	-	-
< ->	(-)	< ->	< ->	-	-
< -> *	(100.0) *	< -> *	< -> *	- *	- *
< ->	(-)	< ->	< ->	-	-
< ->	(-)	< ->	< ->	-	-
< 96.7>	(1.9)	<100.0>	<100.0>	3.8	1.0
< 72.3> *	(30.6) *	<100.0> *	<100.0> *	6.3 *	- *
< -> *	(-) *	< -> *	< -> *	- *	- *
<100.0> *	(-) *	< -> *	< -> *	- *	- *
< -> *	(-) *	< -> *	< -> *	- *	57.0 *
< ->	(-)	< ->	< ->	-	-
<100.0> *	(-) *	< -> *	< -> *	- *	- *
<100.0> *	(-) *	< -> *	< -> *	9.1	-
< ->	(-)	< ->	< ->	-	-

第9表－3 じん肺健康診断実施対象の労働者がいる事業所割合及びじん肺健康診断実施率(2-2)

区 分	粉じん作業 がある事業所計 1)		じん肺健康診断区分 2)					
			じん肺健康診断実施 対象労働者がいる	3年に1回のじん肺 定期健康診断実施 対象者がいる		実施率 3) 4)	1年に1回のじん肺 定期健康診断実施 対象者がいる	
卸 売 業 ， 小 売 業 （ 織 維 、 飲 食 料 品 そ の 他 卸 売 業 ）	[0.3]	100.0 *	41.3 *	(100.0) *	(97.9) *	<100.0> *	<100.0> *	(2.1) *
各 種 商 品 卸 売 業 上 記 以 外 の 卸 売 業 （ 織 物 、 飲 食 料 品 そ の 他 小 売 業 ）	[0.0]	100.0 *	100.0 *	(100.0) *	(-) *	< -> *	< -> *	(100.0) *
各 種 商 品 小 売 業 機 械 器 具 小 売 業 そ の 他 の 小 売 業	[1.4]	100.0 *	100.0 *	(100.0) *	(-) *	< -> *	< -> *	(100.0) *
無 店 舗 小 売 業 上 記 以 外 の 小 売 業	[-]	-	-	(-)	(-)	< ->	< ->	(-)
金 融 業 ， 融 保 険 業	[0.4]	100.0 *	40.8 *	(100.0) *	(100.0) *	<100.0> *	<100.0> *	(-) *
不 動 産 業 ， 物 品 賃 貸 業	[-]	-	-	(-)	(-)	< ->	< ->	(-)
学 術 研 究 ， 専 門 ・ 技 術 サ ー ビ ス 業	[2.8]	100.0 *	45.1 *	(100.0) *	(100.0) *	<100.0> *	<100.0> *	(-) *
宿 泊 業 ， 飲 食 サ ー ビ ス 業	[0.0]	100.0 *	100.0 *	(100.0) *	(100.0) *	<100.0> *	<100.0> *	(-) *
飲 食 サ ー ビ ス 業	[1.1]	100.0 *	- *	(-)	(-)	< ->	< ->	(-)
生 活 関 連 サ ー ビ ス 業 ， 娯 楽 業	[-]	-	-	(-)	(-)	< ->	< ->	(-)
洗 濯 ・ 理 容 ・ 美 容 ・ 浴 場 業	[-]	-	-	(-)	(-)	< ->	< ->	(-)
そ の 他 の 生 活 関 連 サ ー ビ ス 業	[-]	-	-	(-)	(-)	< ->	< ->	(-)
娯 楽 業 （ ゴ ル フ 場 除 く ）	[0.1]	100.0 *	100.0 *	(100.0) *	(100.0) *	<100.0> *	<100.0> *	(-) *
ゴ ル フ 場	[0.0]	100.0 *	100.0 *	(100.0) *	(100.0) *	<100.0> *	<100.0> *	(-) *
教 育 ， 学 習 支 援 業	[0.8]	100.0 *	100.0 *	(100.0) *	(100.0) *	<100.0> *	<100.0> *	(-) *
医 療 ， 福 祉	[0.1]	100.0 *	58.7 *	(100.0) *	(70.4) *	<100.0> *	<100.0> *	(29.6) *
複 合 サ ー ビ ス 事 業	[0.0]	100.0 *	100.0 *	(100.0) *	(100.0) *	<100.0> *	<100.0> *	(-) *
郵 便 局	[0.0]	100.0 *	44.4 *	(100.0) *	(100.0) *	<100.0> *	<100.0> *	(-) *
協 同 組 合 （ 他 に 分 類 さ れ な い も の ）	[-]	-	-	(-)	(-)	< ->	< ->	(-)
サ ー ビ ス 業 （ 他 に 分 類 さ れ な い も の ）	[0.0]	100.0 *	44.4 *	(100.0) *	(100.0) *	<100.0> *	<100.0> *	(-) *
（ 対 事 業 所 サ ー ビ ス 業 ）	[4.1]	100.0	77.0	(100.0)	(72.9)	<100.0>	< 97.2>	(28.4)
職 業 紹 介 ・ 労 働 者 派 遣 業	[2.5]	100.0	86.9	(100.0) *	(68.9) *	<100.0> *	<100.0> *	(31.1) *
そ の 他 の 事 業 サ ー ビ ス 業	[5.4]	100.0 *	100.0 *	(100.0) *	(39.1) *	<100.0> *	<100.0> *	(60.9) *
（ 対 個 人 サ ー ビ ス 業 ）	[1.8]	100.0 *	76.4 *	(100.0) *	(100.0) *	<100.0> *	<100.0> *	(-) *
自 動 車 整 備 業	[13.0]	100.0	79.0	(100.0)	(81.6)	<100.0>	< 94.3>	(21.4)
機 械 等 修 理 業 （ 別 掲 を 除 く ）	[16.9]	100.0	81.9	(100.0)	(71.1)	<100.0>	< 89.6>	(28.9)
（ 対 社 会 的 サ ー ビ ス 業 ）	[9.7]	100.0	74.7	(100.0)	(99.2)	<100.0>	<100.0>	(8.9)
廃 棄 物 処 理 業	[3.3]	100.0	50.6	(100.0) *	(54.8) *	<100.0> *	<100.0> *	(45.2) *
政 治 ・ 経 済 ・ 文 化 団 体	[5.4]	100.0 *	52.4 *	(100.0) *	(66.2) *	<100.0> *	<100.0> *	(33.8) *
教 育	[2.1]	100.0 *	43.7 *	(100.0) *	(2.4) *	<100.0> *	<100.0> *	(97.6) *
そ の 他 の サ ー ビ ス 業	[-]	-	-	(-)	(-)	< ->	< ->	(-)
	[-]	-	-	(-)	(-)	< ->	< ->	(-)

注：1) []は、全事業所のうち「粉じん作業がある事業所」の割合である。

2) じん肺健康診断は、粉じん作業従事状況及びじん肺管理区分によって実施対象者の受診頻度が定められている。

3) 実施率は、次のように算出した。

$$\text{実施率 (\%)} = \frac{\text{じん肺健康診断を実施した事業所数}}{\text{じん肺健康診断実施対象者のいる事業所数}}$$

4) 過去3年間にじん肺健康診断を実施した事業所数により算出した。

5) 過去1年間にじん肺健康診断を実施した事業所数により算出した。

（単位：％）

（複数回答）			じん肺健康 診断実施 対象労働者 がいない	不明
実施率 3) 5)	就業時、定期外又は 離職時のじん肺健康 診断実施対象者が いる（過去1年間）	実施率 3) 5)		
<100.0> *	(-) *	< -> *	< -> *	58.7 *
<100.0> *	(-) *	< -> *	< -> *	- *
<100.0> *	(-) *	< -> *	< -> *	- *
< ->	(-) *	< ->	< ->	-
< -> *	(-) *	< -> *	< -> *	59.2 *
< ->	(-) *	< ->	< ->	-
< -> *	(-) *	< -> *	< -> *	54.9 *
< -> *	(-) *	< -> *	< -> *	- *
< ->	(-) *	< ->	< ->	100.0 *
< ->	(-) *	< ->	< ->	-
< ->	(-) *	< ->	< ->	-
< ->	(-) *	< ->	< ->	-
<100.0> *	(-) *	< -> *	< -> *	52.8 *
< ->	(-) *	< ->	< ->	100.0 *
<100.0> *	(-) *	< -> *	< -> *	- *
<100.0>	(18.5)	<100.0>	<100.0>	49.6
< ->	(-) *	< ->	< ->	-
< ->	(-) *	< ->	< ->	-
< ->	(-) *	< ->	< ->	-
< -> *	(-) *	< -> *	< -> *	- *
< ->	(-) *	< ->	< ->	-
< ->	(-) *	< ->	< ->	-
< -> *	(-) *	< -> *	< -> *	- *
< -> *	(-) *	< -> *	< -> *	- *
< -> *	(-) *	< -> *	< -> *	- *
<100.0> *	(-) *	< -> *	< -> *	41.3 *
< -> *	(-) *	< -> *	< -> *	- *
< -> *	(-) *	< -> *	< -> *	55.6 *
< ->	(-) *	< ->	< ->	-
< -> *	(-) *	< -> *	< -> *	55.6 *
< 92.8>	(11.8)	<100.0>	<100.0>	21.4
<100.0> *	(15.1) *	<100.0> *	<100.0> *	13.1
<100.0> *	(-) *	< -> *	< -> *	- *
< -> *	(30.9) *	<100.0> *	<100.0> *	23.6 *
< 78.4>	(11.6)	<100.0>	<100.0>	21.0
< 74.4>	(-) *	< ->	< ->	18.1
<100.0>	(31.1)	<100.0>	<100.0>	25.3
<100.0> *	(-) *	< -> *	< -> *	40.6
<100.0> *	(-) *	< -> *	< -> *	47.6 *
<100.0> *	(-) *	< -> *	< -> *	13.6 *
< ->	(-) *	< ->	< ->	-
< ->	(-) *	< ->	< ->	-

第9表-4-1 じん肺健康診断実施の有無別事業所割合及びじん肺健康診断受診率及び有所見率(2-1)

(合計)		(単位：%)						
区 分						じん肺健康診断 2)		
		じん肺健康診断実施 対象労働者がいる 事業所計 1)	じん肺健康 診断実施 有	じん肺健康 診断実施 無	不明	受診率 3)	有所見率 4)	
合 計		[83.8]	100.0	97.7	1.9	0.4	95.1	1.2
(企 業 規 模)								
5,000 人 以 上		[84.2]	100.0	98.9	1.1	-	94.2	0.4
1,000 ～ 4,999 人		[78.2]	100.0	100.0	-	-	95.9	0.5
300 ～ 999 人		[89.8]	100.0	100.0	-	-	93.5	1.1
100 ～ 299 人		[92.4]	100.0	95.3	2.6	2.1	97.2	0.5
50 ～ 99 人		[88.4]	100.0	98.4	1.6	0.1	93.1	0.5
30 ～ 49 人		[74.5]	100.0	100.0	-	-	96.4	7.6
10 ～ 29 人		[82.0]	100.0	96.5	3.5	-	96.1	2.0
(事 業 所 規 模)								
1,000 人 以 上		[96.4]	100.0	99.7	0.3	-	93.3	0.6
500 ～ 999 人		[96.6]	100.0	100.0	-	-	97.9	0.5
300 ～ 499 人		[93.1]	100.0	100.0	-	-	99.8	0.5
100 ～ 299 人		[89.7]	100.0	94.6	3.5	1.9	95.3	0.7
50 ～ 99 人		[92.5]	100.0	99.4	0.5	0.1	92.3	0.5
10 ～ 49 人		[80.0]	100.0	97.7	2.1	0.1	95.1	2.8
30 ～ 49 人		[82.8]	100.0	100.0	-	-	93.5	5.6
10 ～ 29 人		[79.1]	100.0	96.9	2.9	0.2	95.7	1.6
(産 業)								
農 業 , 林 業 (林 業 に 限 る 。)		[-]	*	-	-	-	-	-
鉱 業 , 採 石 業 , 砂 利 採 取 業		[85.0]	100.0	100.0	-	-	98.5	4.5
建 設		[66.2]	100.0	93.5	6.5	-	94.0	3.5
総 合 工 事 業		[53.5]	*	100.0 *	- *	- *	99.8 *	13.5 *
職 別 工 事 業 (設 備 工 事 業 を 除 く)		[75.1]	100.0	83.8	16.2	-	93.7	0.9
設 備 工 事 業		[65.6]	100.0	100.0	-	-	91.5	-
製 造		[90.1]	100.0	98.8	1.1	0.1	95.2	1.1
(消 費 関 連 製 造 業)		[76.8]	100.0	87.6	12.4	-	99.5	1.3
食 料 品 製 造 業 ・ 飲 料 ・ た ば こ ・ 飼 料 製 造 業		[70.8]	*	100.0 *	68.4 *	31.6 *	- *	- *
織 維 工 業		[95.1]	*	100.0 *	100.0 *	- *	100.0 *	- *
家 具 ・ 装 備 品 製 造 業		[75.5]	100.0	84.7	15.3	-	100.0	0.3
印 刷 ・ 同 関 連 業		[100.0]	*	100.0 *	- *	- *	99.6 *	- *
な め し 革 ・ 同 製 品 ・ 毛 皮 製 造 業		[56.3]	*	100.0 *	100.0 *	- *	100.0 *	- *
そ の 他 の 製 造 業		[80.3]	100.0	100.0	-	-	99.2	2.0
(非 金 属 系 素 材 関 連 製 造 業)		[82.0]	100.0	99.9	0.0	0.1	94.2	1.0
木 材 ・ 木 製 品 製 造 業 (家 具 を 除 く)		[76.5]	*	100.0 *	100.0 *	- *	100.0 *	4.6 *
パ ル プ ・ 紙 ・ 紙 加 工 品 製 造 業		[75.1]	100.0 *	100.0 *	- *	- *	100.0 *	21.3 *
化 学 工 業		[84.4]	100.0	100.0	-	-	96.9	1.3
石 油 製 品 ・ 石 炭 製 品 製 造 業		[80.9]	100.0	97.6	-	2.4	91.5	0.3
プ ラ ス チ ッ ク 製 品 製 造 業 (別 掲 を 除 く)		[66.6]	100.0	99.7	0.3	-	98.0	-
ゴ ム 製 品 製 造 業		[83.2]	100.0	100.0	-	-	92.0	0.1
窯 業 ・ 土 石 製 品 製 造 業		[85.0]	100.0	100.0	-	-	93.0	0.5
(金 属 系 素 材 関 連 製 造 業)		[95.6]	100.0	99.2	0.5	0.4	97.1	1.2
鉄 鋼 業		[96.8]	100.0	96.7	1.2	2.2	99.6	2.5
非 鉄 金 属 製 造 業		[96.4]	100.0	97.7	2.3	-	94.3	2.2
金 属 製 品 製 造 業		[95.2]	100.0	100.0	-	-	96.0	0.0
(機 械 関 連 製 造 業)		[92.2]	100.0	99.3	0.7	-	93.8	1.2
は ん 用 機 械 器 具 製 造 業		[99.3]	100.0	97.5	2.5	-	96.7	0.4
生 産 用 機 械 器 具 製 造 業		[89.4]	100.0	100.0	-	-	93.5	2.4
業 務 用 機 械 器 具 製 造 業		[88.5]	100.0	94.7	5.3	-	100.0	3.2
電 子 部 品 ・ デ バ イ ス ・ 電 子 回 路 製 造 業		[84.0]	100.0	100.0	-	-	63.5	3.5
電 気 機 械 器 具 製 造 業		[94.0]	100.0	100.0	-	-	98.1	0.9
情 報 通 信 機 械 器 具 製 造 業		[91.5]	100.0	100.0	-	-	100.0	5.3
輸 送 用 機 械 器 具 製 造 業		[93.1]	100.0	100.0	-	-	94.0	0.6
電 気 ・ ガ ス ・ 熱 供 給 ・ 水 道 業		[57.1]	*	100.0 *	100.0 *	- *	100.0 *	- *
情 報 通 信 業		[100.0]	*	100.0 *	- *	- *	100.0 *	- *
通 信 業		[-]	-	-	-	-	-	-
放 送 業		[-]	-	-	-	-	-	-
情 報 ナ ー ビ ス 業		[100.0]	*	100.0 *	- *	- *	100.0 *	- *
イ ン タ ー ネ ッ ト 附 随 サ ー ビ ス 業		[-]	-	-	-	-	-	-
映 像 ・ 音 声 ・ 文 字 情 報 制 作 業		[-]	-	-	-	-	-	-
運 輸 業 , 道 郵 便 業		[95.3]	100.0	98.8	1.2	-	94.8	0.4
鉄 道 旅 客 運 送 業		[93.7]	*	100.0 *	81.0 *	19.0 *	- *	- *
道 路 貨 物 運 送 業		[100.0]	*	100.0 *	100.0 *	- *	100.0 *	- *
水 路 運 送 業		[43.0]	*	100.0 *	100.0 *	- *	98.1 *	- *
航 空 運 輸 業		[-]	-	-	-	-	-	-
倉 庫 業		[100.0]	*	100.0 *	100.0 *	- *	100.0 *	30.8 *
運 輸 に 附 帯 す る サ ー ビ ス 業		[90.9]	100.0 *	100.0 *	- *	- *	90.8 *	- *
郵 便 業 (信 書 便 事 業 を 含 む)		[-]	-	-	-	-	-	-

第9表-4-1 じん肺健康診断実施の有無別事業所割合及びじん肺健康診断受診率及び有所見率(2-2)

(合計)		(単位：％)						
区 分						じん肺健康診断 2)		
		じん肺健康診断実施 対象労働者がいる 事業所計 1)	じん肺健康 診断実施 有	じん肺健康 診断実施 無	不明	受診率 3)	有所見率 4)	
卸 売 業 ， 小 売 業 (織 維 、 飲 食 料 品 そ の 他 卸 売 業)		[41.3] *	100.0 *	100.0 *	- *	- *	45.6 *	- *
各 種 商 品 卸 売 業		[100.0] *	100.0 *	100.0 *	- *	- *	100.0 *	- *
上 記 以 外 の 卸 売 業		[100.0] *	100.0 *	100.0 *	- *	- *	100.0 *	- *
(織 物 、 飲 食 料 品 そ の 他 小 売 業)		[-]	-	-	-	-	-	-
各 種 商 品 小 売 業		[40.8] *	100.0 *	100.0 *	- *	- *	45.5 *	- *
機 械 器 具 小 売 業		[-]	-	-	-	-	-	-
そ の 他 の 小 売 業		[45.1] *	100.0 *	100.0 *	- *	- *	40.1 *	- *
無 店 舗 小 売 業		[100.0] *	100.0 *	100.0 *	- *	- *	100.0 *	- *
上 記 以 外 の 小 売 業		[-] *	-	-	-	-	-	-
金 融 業 ， 融 保 険 業		[-]	-	-	-	-	-	-
保 険 業		[-]	-	-	-	-	-	-
不 動 産 業 ， 物 品 賃 貸 業		[-]	-	-	-	-	-	-
不 動 産 賃 貸 業		[47.2] *	100.0 *	100.0 *	- *	- *	100.0 *	- *
物 品 賃 貸 業		[-] *	-	-	-	-	-	-
学 術 研 究 ， 専 門 ・ 技 術 サ ー ビ ス 業		[100.0] *	100.0 *	100.0 *	- *	- *	100.0 *	- *
宿 泊 業 ， 飲 食 サ ー ビ ス 業		[50.4]	100.0	100.0	-	-	100.0	-
宿 泊 業		[-]	-	-	-	-	-	-
飲 食 サ ー ビ ス 業		[-]	-	-	-	-	-	-
生 活 関 連 サ ー ビ ス 業 ， 娯 楽 業		[100.0] *	100.0 *	100.0 *	- *	- *	100.0 *	- *
洗 濯 ・ 理 容 ・ 美 容 ・ 浴 場 業		[-]	-	-	-	-	-	-
そ の 他 の 生 活 関 連 サ ー ビ ス 業		[-]	-	-	-	-	-	-
娯 楽 業 (ゴ ル フ 場 除 く 。)		[100.0] *	100.0 *	100.0 *	- *	- *	100.0 *	- *
ゴ ル フ 場		[100.0] *	100.0 *	100.0 *	- *	- *	100.0 *	- *
教 育 ， 学 習 支 援 業		[100.0] *	100.0 *	100.0 *	- *	- *	100.0 *	- *
医 療 一 福 祉 社		[58.7] *	100.0 *	100.0 *	- *	- *	70.6 *	6.0 *
複 合 サ ー ビ ス 事 業		[100.0] *	100.0 *	100.0 *	- *	- *	100.0 *	- *
郵 便 局		[44.4] *	100.0 *	100.0 *	- *	- *	100.0 *	- *
協 同 組 合 (他 に 分 類 さ れ な い も の)		[-]	-	-	-	-	-	-
サ ー ビ ス 業 (他 に 分 類 さ れ な い も の)		[44.4] *	100.0 *	100.0 *	- *	- *	100.0 *	- *
(対 事 業 所 サ ー ビ ス 業)		[77.0]	100.0	95.9	4.1	-	99.1	0.0
職 業 紹 介 ・ 労 働 者 派 遣 業		[86.9]	100.0 *	100.0 *	- *	- *	100.0 *	- *
そ の 他 の 事 業 サ ー ビ ス 業		[100.0] *	100.0 *	100.0 *	- *	- *	100.0 *	- *
(対 個 人 サ ー ビ ス 業)		[76.4] *	100.0 *	100.0 *	- *	- *	100.0 *	- *
自 動 車 整 備 業		[79.0]	100.0	90.8	9.2	-	95.8	-
機 械 等 修 理 業 (別 掲 を 除 く)		[81.9]	100.0	85.2	14.8	-	91.4	-
(対 社 会 的 サ ー ビ ス 業)		[74.7]	100.0	100.0	-	-	99.1	-
廃 棄 物 処 理 業		[50.6]	100.0 *	100.0 *	- *	- *	100.0 *	0.0
政 治 ・ 経 済 ・ 文 化 団 体		[52.4] *	100.0 *	100.0 *	- *	- *	100.0 *	- *
宗 教		[43.7] *	100.0 *	100.0 *	- *	- *	100.0 *	0.1
そ の 他 の サ ー ビ ス 業		[-]	-	-	-	-	-	-
		[-]	-	-	-	-	-	-

注：1) []は、「粉じん作業がある事業所」のうち「じん肺健康診断実施対象労働者がいる事業所」の割合である。

2) 過去3年間（3年に1回のじん肺定期健康診断）、過去1年間（「1年に1回のじん肺定期健康診断」又は「就業時、定期外又は離職時のじん肺健康診断（過去1年間）」）に実施したじん肺健康診断により算出した。

3) 受診率は次のように算出した。

$$\text{受診率 (\%)} = \frac{\text{受診者数}}{\text{じん肺健康診断実施対象労働者がいる事業所における受診対象者数}} \times 100$$

4) 有所見率は次のように算出した。

$$\text{有所見率 (\%)} = \frac{\text{有所見者数}}{\text{受診者数}} \times 100$$

第9表-4-2 じん肺健康診断実施の有無別事業所割合及びじん肺健康診断受診率及び有所見率(2-1)

(3年に1回のじん肺定期健康診断実施対象者)				(単位：%)			
区 分					3年に1回の じん肺健康診断 2)		
	3年に1回のじん肺 定期健康診断実施 対象者がいる事業所計 1)	じん肺健康 診断実施 有	じん肺健康 診断実施 無	不明	受診率 3)	有所見率 4)	
合 計	[78.9]	100.0	97.7	2.2	0.1	94.9	0.9
(企 業 規 模)							
5,000人以上	[86.1]	100.0	99.4	0.6	-	93.7	0.2
1,000～4,999人	[82.4]	100.0	100.0	-	-	95.2	0.4
300～999人	[90.1]	100.0	100.0	-	-	93.0	1.1
100～299人	[76.7]	100.0	95.9	3.3	0.7	97.5	0.3
50～99人	[79.9]	100.0	97.3	2.6	0.1	92.6	0.4
30～49人	[73.6]	100.0	100.0	-	-	100.0	7.9
10～29人	[76.9]	100.0	96.4	3.6	-	96.1	0.6
(事 業 所 規 模)							
1,000人以上	[91.8]	100.0	98.5	1.5	-	92.7	0.4
500～999人	[91.0]	100.0	100.0	-	-	97.7	0.2
300～499人	[84.8]	100.0	100.0	-	-	99.8	0.5
100～299人	[82.9]	100.0	96.2	3.8	-	95.2	0.5
50～99人	[79.2]	100.0	98.7	1.2	0.1	91.2	0.5
10～49人	[77.1]	100.0	97.5	2.3	0.2	95.3	2.2
30～49人	[76.5]	100.0	100.0	-	-	92.2	6.0
10～29人	[77.3]	100.0	96.7	3.0	0.3	96.9	0.5
(産 業)							
農 業 、 林 業 (林 業 に 限 る 。)	[-]	-	-	-	-	-	-
鉱 業 、 採 石 業 、 砂 利 採 取 業	[81.2]	100.0	100.0	-	-	99.0	4.3
建 設	[70.5]	100.0	90.8	9.2	-	91.9	5.3
総 合 工 事 業	[56.5] *	100.0 *	100.0 *	- *	- *	99.5 *	33.2 *
職 別 工 事 業 (設 備 工 事 業 を 除 く)	[78.7]	100.0	79.4	20.6	-	94.8	-
設 備 工 事 業	[68.8]	100.0	100.0	-	-	87.9	-
製 造	[81.8]	100.0	98.7	1.1	0.2	94.9	0.7
(消 費 関 連 製 造 業)	[82.8]	100.0	87.6	12.4	-	99.5	-
食 料 品 製 造 業 、 飲 料 ・ た ば こ ・ 飼 料 製 造 業	[68.4] *	100.0 *	53.7 *	46.3 *	- *	100.0 *	- *
織 維 工 業	[98.2] *	100.0 *	100.0 *	- *	- *	100.0 *	- *
家 具 ・ 装 備 品 製 造 業	[84.7]	100.0	100.0	-	-	100.0	-
印 刷 ・ 同 関 連 業	[45.7] *	100.0 *	100.0 *	- *	- *	100.0 *	- *
な め し 革 ・ 同 製 品 ・ 毛 皮 製 造 業	[100.0] *	100.0 *	100.0 *	- *	- *	100.0 *	- *
そ の 他 の 製 造 業	[90.6]	100.0	100.0	-	-	99.2	-
(非 金 属 系 素 材 関 連 製 造 業)	[79.1]	100.0	99.9	0.0	0.1	93.3	0.6
木 材 ・ 木 製 品 製 造 業 (家 具 を 除 く)	[100.0] *	100.0 *	100.0 *	- *	- *	100.0 *	4.6 *
パ ル プ ・ 紙 ・ 紙 加 工 品 製 造 業	[66.9] *	100.0 *	100.0 *	- *	- *	100.0 *	14.1 *
化 学 工 業	[78.3]	100.0	100.0	-	-	98.1	0.8
石 油 製 品 ・ 石 炭 製 品 製 造 業	[66.3]	100.0	96.4	-	3.6	88.5	-
プ ラ ス チ ッ ク 製 品 製 造 業 (別 掲 を 除 く)	[82.4]	100.0	99.7	0.3	-	97.8	-
ゴ ム 製 品 製 造 業	[78.2]	100.0	100.0	-	-	91.5	0.1
窯 業 ・ 土 石 製 品 製 造 業	[79.1]	100.0	100.0	-	-	91.0	0.4
(金 属 系 素 材 関 連 製 造 業)	[86.3]	100.0	99.3	0.2	0.4	97.7	1.2
鉄 業	[85.8]	100.0	96.1	1.4	2.5	99.6	2.1
非 鉄 金 属 製 造 業	[88.3]	100.0	100.0	-	-	94.9	2.1
金 属 製 品 製 造 業	[86.1]	100.0	100.0	-	-	97.0	-
(機 械 関 連 製 造 業)	[79.3]	100.0	99.1	0.9	-	93.0	0.4
は ん 用 機 械 器 具 製 造 業	[77.0]	100.0	96.3	3.7	-	95.0	0.5
生 産 用 機 械 器 具 製 造 業	[71.6]	100.0	100.0	-	-	92.9	0.1
業 務 用 機 械 器 具 製 造 業	[88.5]	100.0	94.0	6.0	-	100.0	4.0
電 子 部 品 ・ デ バ イ ス ・ 電 子 回 路 製 造 業	[38.4]	100.0 *	100.0 *	- *	- *	53.3 *	- *
電 気 機 械 器 具 製 造 業	[86.0]	100.0	100.0	-	-	97.7	-
情 報 通 信 機 械 器 具 製 造 業	[85.3]	100.0	100.0	-	-	100.0	5.9
輸 送 用 機 械 器 具 製 造 業	[91.2]	100.0	100.0	-	-	93.4	0.2
電 気 ・ ガ ス ・ 熱 供 給 ・ 水 道 業	[100.0] *	100.0 *	100.0 *	- *	- *	100.0 *	- *
情 報 通 信 業	[-] *	-	-	-	-	-	-
通 信 業	[-]	-	-	-	-	-	-
放 送 業	[-]	-	-	-	-	-	-
情 報 サ ー ビ ス 業	[-] *	-	-	-	-	-	-
イ ン タ ー ネ ッ ト 附 随 サ ー ビ ス 業	[-]	-	-	-	-	-	-
映 像 ・ 音 声 ・ 文 字 情 報 制 作 業	[-]	-	-	-	-	-	-
運 輸 業	[66.8]	100.0	97.1	2.9	-	100.0	-
鉄 道	[62.0] *	100.0 *	50.6 *	49.4 *	- *	100.0 *	- *
道 路 旅 客 運 送 業	[100.0] *	100.0 *	100.0 *	- *	- *	100.0 *	- *
道 路 貨 物 運 送 業	[62.9] *	100.0 *	100.0 *	- *	- *	100.0 *	- *
水 路 運 送 業	[100.0] *	100.0 *	100.0 *	- *	- *	98.1 *	- *
航 空 運 輸 業	[-]	-	-	-	-	-	-
倉 庫 業	[-]	-	-	-	-	-	-
運 輸 に 附 帯 す る サ ー ビ ス 業	[76.2] *	100.0 *	100.0 *	- *	- *	100.0 *	- *
郵 便 業 (信 書 便 事 業 を 含 む)	[-]	-	-	-	-	-	-

第9表-4-2 じん肺健康診断実施の有無別事業所割合及びじん肺健康診断受診率及び有所見率(2-2)

(3年に1回のじん肺定期健康診断実施対象者)					(単位：％)		
区 分					3年に1回の じん肺健康診断 2)		
	3年に1回のじん肺 定期健康診断実施 対象者がいる事業所計 1)	じん肺健康 診断実施 有	じん肺健康 診断実施 無	不明	受診率 3)	有所見率 4)	
卸売業，小売業	[97.9] *	100.0 *	100.0 *	- *	- *	45.5 *	- *
（繊維、飲食品その他卸売業）	[-] *	-	-	-	-	-	-
各種商品卸売業	[-] *	-	-	-	-	-	-
上記以外の卸売業	[-] *	-	-	-	-	-	-
（織物、飲食品その他小売業）	[100.0] *	100.0 *	100.0 *	- *	- *	45.5 *	- *
各種商品小売業	[-] *	-	-	-	-	-	-
機械器具小売業	[100.0] *	100.0 *	100.0 *	- *	- *	40.1 *	- *
その他の小売業	[100.0] *	100.0 *	100.0 *	- *	- *	100.0 *	- *
無店舗小売業	[-] *	-	-	-	-	-	-
上記以外の小売業	[-] *	-	-	-	-	-	-
金融業，保険業	[-] *	-	-	-	-	-	-
金融業，融	[-] *	-	-	-	-	-	-
保険業	[-] *	-	-	-	-	-	-
不動産業，物品賃貸業	[-] *	-	-	-	-	-	-
不動産業	[-] *	-	-	-	-	-	-
物品賃貸業	[-] *	-	-	-	-	-	-
学術研究，専門・技術サービス業	[86.6] *	100.0 *	100.0 *	- *	- *	100.0 *	- *
宿泊業，飲食サービス業	[-] *	-	-	-	-	-	-
宿泊業	[-] *	-	-	-	-	-	-
飲食サービス業	[-] *	-	-	-	-	-	-
生活関連サービス業，娯楽業	[100.0] *	100.0 *	100.0 *	- *	- *	100.0 *	- *
洗濯・理容・美容・浴場	[-] *	-	-	-	-	-	-
その他の生活関連サービス業	[-] *	-	-	-	-	-	-
娯楽業	[100.0] *	100.0 *	100.0 *	- *	- *	100.0 *	- *
娯楽業（ゴルフ場除く。）	[100.0] *	100.0 *	100.0 *	- *	- *	100.0 *	- *
ゴルフ場	[100.0] *	100.0 *	100.0 *	- *	- *	100.0 *	- *
教育，学習支援業	[70.4] *	100.0 *	100.0 *	- *	- *	92.4 *	- *
医療，福祉	[100.0] *	100.0 *	100.0 *	- *	- *	100.0 *	- *
複合サービス事業	[100.0] *	100.0 *	100.0 *	- *	- *	100.0 *	- *
郵便局	[-] *	-	-	-	-	-	-
協同組合（他に分類されないもの）	[100.0] *	100.0 *	100.0 *	- *	- *	100.0 *	- *
サービス業（他に分類されないもの）	[72.9] *	100.0	97.2	2.8	-	99.0	0.0
（対事業所サービス業）	[68.9] *	100.0 *	100.0 *	- *	- *	100.0 *	- *
職業紹介・労働者派遣業	[39.1] *	100.0 *	100.0 *	- *	- *	100.0 *	- *
その他の事業サービス業	[100.0] *	100.0 *	100.0 *	- *	- *	100.0 *	- *
（対個人サービス業）	[81.6] *	100.0	94.3	5.7	-	95.0	-
自動車整備業	[71.1] *	100.0	89.6	10.4	-	88.5	-
機械等修理業（別掲を除く）	[99.2] *	100.0	100.0	-	-	99.0	-
（対社会的サービス業）	[54.8] *	100.0 *	100.0 *	- *	- *	100.0 *	0.0 *
廃棄物処理業	[66.2] *	100.0 *	100.0 *	- *	- *	100.0 *	- *
政治・経済・文化団体	[2.4] *	100.0 *	100.0 *	- *	- *	100.0 *	2.6 *
宗教	[-] *	-	-	-	-	-	-
その他のサービス業	[-] *	-	-	-	-	-	-

注：1）[]は、「じん肺健康診断実施対象労働者がいる事業所」のうち「3年に1回のじん肺定期健康診断実施対象者がいる事業所」の割合である。

2）過去3年間に実施したじん肺健康診断により算出した。

3）受診率は次のように算出した。

$$\text{受診率（％）} = \frac{\text{受診者数}}{\text{3年に1回のじん肺定期健康診断実施対象者がいる事業所における受診対象者数}} \times 100$$

4）有所見率は次のように算出した。

$$\text{有所見率（％）} = \frac{\text{有所見者数}}{\text{受診者数}} \times 100$$

第9表-4-3 じん肺健康診断実施の有無別事業所割合及びじん肺健康診断受診率及び有所見率(2-1)

(1年に1回のじん肺定期健康診断実施対象者)							(単位：%)		
区 分							1年に1回の じん肺健康診断 2)		
			1年に1回のじん肺 定期健康診断実施 対象者がいる事業所計 1)	じん肺健康 診断実施 有	じん肺健康 診断実施 無	不明	受診率 3)	有所見率 4)	
合 計			[24.0]	100.0	98.4	1.6	-	96.1	3.2
(企 業 規 模)									
5,000人以上			[18.6]	100.0	93.6	6.4	-	96.5	5.0
1,000～4,999人			[19.4]	100.0	97.7	2.3	-	100.0	1.4
300～999人			[15.1]	100.0	96.7	3.3	-	100.0	2.1
100～299人			[22.8]	100.0	100.0	-	-	97.0	1.2
50～99人			[24.1]	100.0	100.0	-	-	97.9	0.7
30～49人			[31.4]	100.0	100.0	-	-	85.4	6.2
10～29人			[25.9]	100.0	97.2	2.8	-	96.0	5.4
(事 業 所 規 模)									
1,000人以上			[22.7]	100.0	89.8	10.2	-	95.8	4.4
500～999人			[24.0]	100.0	100.0	-	-	100.0	10.2
300～499人			[25.2]	100.0	92.7	7.3	-	100.0	0.6
100～299人			[21.1]	100.0	98.5	1.5	-	96.6	2.1
50～99人			[18.8]	100.0	100.0	-	-	98.0	0.4
10～49人			[25.9]	100.0	98.4	1.6	-	94.4	4.7
30～49人			[25.7]	100.0	100.0	-	-	99.4	5.0
10～29人			[25.9]	100.0	97.9	2.1	-	93.4	4.7
(産 業)									
農 業 、 林 業 (林 業 に 限 る 。)			[-]	-	-	-	-	-	-
鉱 業 、 採 石 業 、 砂 利 採 取 業			[24.3]	100.0	100.0	-	-	95.4	6.4
建 設 業			[34.5]	100.0	99.9	0.1	-	97.5	0.7
総 合 工 事 業			[52.3] *	100.0 *	100.0 *	- *	- *	100.0 *	- *
職 別 工 事 業 (設 備 工 事 業 を 除 く)			[29.4]	100.0 *	100.0 *	- *	- *	91.7 *	2.5 *
設 備 工 事 業			[31.5]	100.0 *	99.6 *	0.4 *	- *	100.0 *	- *
製 造 業			[21.3]	100.0	98.6	1.4	-	97.5	4.6
(消 費 関 連 製 造 業)			[17.6]	100.0 *	88.0 *	12.0 *	- *	99.7 *	16.2 *
食 料 品 製 造 業 、 飲 料 ・ た ば こ ・ 飼 料 製 造 業			[31.6] *	100.0 *	100.0 *	- *	- *	100.0 *	- *
織 維 工 業			[5.1] *	100.0 *	100.0 *	- *	- *	100.0 *	- *
家 具 ・ 装 備 品 製 造 業			[15.3]	100.0 *	- *	100.0 *	- *	- *	- *
印 刷 ・ 同 関 連 業			[54.3] *	100.0 *	100.0 *	- *	- *	98.7 *	- *
な め し 革 ・ 同 製 品 ・ 毛 皮 製 造 業			[22.4] *	100.0 *	100.0 *	- *	- *	100.0 *	- *
そ の 他 の 製 造 業			[9.4]	100.0 *	100.0 *	- *	- *	100.0 *	50.0 *
(非 金 属 系 素 材 関 連 製 造 業)			[24.0]	100.0	99.2	0.8	-	99.8	2.8
木 材 ・ 木 製 品 製 造 業 (家 具 を 除 く)			[-] *	-	-	-	-	-	-
パ ル プ ・ 紙 ・ 紙 加 工 品 製 造 業			[81.7] *	100.0 *	100.0 *	- *	- *	100.0 *	45.0 *
化 学 工 業			[21.7]	100.0 *	95.0 *	5.0 *	- *	100.0 *	7.6 *
石 油 製 品 ・ 石 炭 製 品 製 造 業			[33.7]	100.0 *	100.0 *	- *	- *	100.0 *	2.1 *
プ ラ ス チ ッ ク 製 品 製 造 業 (別 掲 を 除 く)			[17.6]	100.0 *	100.0 *	- *	- *	100.0 *	- *
ゴ ム 製 品 製 造 業			[13.8]	100.0 *	100.0 *	- *	- *	91.7 *	- *
窯 業 ・ 土 石 製 品 製 造 業			[25.8]	100.0	100.0	-	-	100.0	1.0
(金 属 系 素 材 関 連 製 造 業)			[16.2]	100.0	98.4	1.6	-	94.4	1.9
鉄 業			[32.3]	100.0	100.0	-	-	100.0	6.3
非 鉄 金 属 製 造 業			[15.6]	100.0	85.5	14.5	-	100.0	4.2
金 属 製 品 製 造 業			[12.3]	100.0 *	100.0 *	- *	- *	92.0 *	0.0 *
(機 械 関 連 製 造 業)			[24.7]	100.0	99.3	0.7	-	99.2	7.8
は ん 用 機 械 器 具 製 造 業			[27.9]	100.0	100.0	-	-	100.0	0.3
生 産 用 機 械 器 具 製 造 業			[25.0]	100.0	100.0	-	-	96.5	23.4
業 務 用 機 械 器 具 製 造 業			[15.7]	100.0 *	100.0 *	- *	- *	100.0 *	- *
電 子 部 品 ・ デ バ イ ス ・ 電 子 回 路 製 造 業			[61.6]	100.0 *	100.0 *	- *	- *	100.0 *	12.4 *
電 気 機 械 器 具 製 造 業			[19.9]	100.0 *	100.0 *	- *	- *	100.0 *	5.7 *
情 報 通 信 機 械 器 具 製 造 業			[14.7]	100.0 *	100.0 *	- *	- *	100.0 *	- *
輸 送 用 機 械 器 具 製 造 業			[22.0]	100.0	97.1	2.9	-	100.0	8.1
電 気 ・ ガ ス ・ 熱 供 給 ・ 水 道 業			[-] *	-	-	-	-	-	-
情 報 通 信 業			[-] *	-	-	-	-	-	-
通 信 業			[-]	-	-	-	-	-	-
放 送 業			[-]	-	-	-	-	-	-
情 報 サ ー ビ ス 業			[-] *	-	-	-	-	-	-
イ ン タ ー ネ ッ ト 附 随 サ ー ビ ス 業			[-]	-	-	-	-	-	-
映 像 ・ 音 声 ・ 文 字 情 報 制 作 業			[-]	-	-	-	-	-	-
運 輸 業 、 道 郵 便 業			[35.7]	100.0 *	96.7 *	3.3 *	- *	79.0 *	2.2 *
鉄 道 旅 客 運 送 業			[68.7] *	100.0 *	72.3 *	27.7 *	- *	100.0 *	- *
道 路 貨 物 運 送 業			[-] *	-	-	-	-	-	-
水 路 運 送 業			[38.2] *	100.0 *	100.0 *	- *	- *	100.0 *	1.4 *
航 空 運 輸 業			[-] *	-	-	-	-	-	-
倉 庫 業			[-]	-	-	-	-	-	-
倉 庫 運 輸 に 附 帯 す る サ ー ビ ス 業			[100.0] *	100.0 *	100.0 *	- *	- *	100.0 *	30.8 *
運 輸 に 附 帯 す る サ ー ビ ス 業			[23.8] *	100.0 *	100.0 *	- *	- *	75.6 *	- *
郵 便 業 (信 書 便 事 業 を 含 む)			[-]	-	-	-	-	-	-

第9表-4-3 じん肺健康診断実施の有無別事業所割合及びじん肺健康診断受診率及び有所見率(2-2)

(1年に1回のじん肺定期健康診断実施対象者)					(単位：%)			
区 分					1年に1回の じん肺健康診断 2)			
	1年に1回のじん肺 定期健康診断実施 対象者がいる事業所計 1)	じん肺健康 診断実施 有	じん肺健康 診断実施 無	不明	受診率 3)	有所見率 4)		
卸 売 業 ， 小 売 業 （ 織 維 、 飲 食 料 品 そ の 他 卸 売 業 ）	[2.1] *	100.0 *	100.0 *	- *	- *	100.0 *	- *	
各 種 商 品 の 卸 売 業	[100.0] *	100.0 *	100.0 *	- *	- *	100.0 *	- *	
上 記 以 外 の 卸 売 業	[100.0] *	100.0 *	100.0 *	- *	- *	100.0 *	- *	
（ 織 物 、 飲 食 料 品 そ の 他 小 売 業 ）	[-]	-	-	-	-	-	-	
各 種 商 品 の 小 売 業	[-] *	-	-	-	-	-	-	
機 械 器 具 の 小 売 業	[-]	-	-	-	-	-	-	
そ の 他 の 小 売 業	[-] *	-	-	-	-	-	-	
無 店 舗 の 小 売 業	[-]	-	-	-	-	-	-	
上 記 以 外 の 小 売 業	[-]	-	-	-	-	-	-	
金 融 業 ， 保 険 業	[-]	-	-	-	-	-	-	
金 融 業 ， 融 合 保 険 業	[-]	-	-	-	-	-	-	
不 動 産 業 ， 物 品 賃 貸 業	[100.0] *	100.0 *	100.0 *	- *	- *	100.0 *	- *	
不 動 産 賃 貸 業	[-]	-	-	-	-	-	-	
学 術 研 究 ， 専 門 ・ 技 術 サ ー ビ ス 業	[100.0] *	100.0 *	100.0 *	- *	- *	100.0 *	- *	
宿 泊 業 ， 飲 食 サ ー ビ ス 業	[19.3] *	100.0 *	100.0 *	- *	- *	100.0 *	- *	
宿 泊 業	[-]	-	-	-	-	-	-	
飲 食 サ ー ビ ス 業	[-]	-	-	-	-	-	-	
生 活 関 連 サ ー ビ ス 業 ， 娯 楽 業	[-]	-	-	-	-	-	-	
洗 濯 ・ 理 容 ・ 美 容 ・ 浴 場 業	[-] *	-	-	-	-	-	-	
そ の 他 の 生 活 関 連 サ ー ビ ス 業	[-]	-	-	-	-	-	-	
娯 楽 業	[-] *	-	-	-	-	-	-	
娯 楽 業 （ ゴ ル フ 場 除 く 。 ）	[-] *	-	-	-	-	-	-	
ゴ ル フ 場	[-]	-	-	-	-	-	-	
教 育 ， 学 習 支 援 業	[29.6] *	100.0 *	100.0 *	- *	- *	67.1 *	7.3 *	
医 療 ， 福 祉	[-]	-	-	-	-	-	-	
複 合 サ ー ビ ス 事 業 局	[-] *	-	-	-	-	-	-	
郵 便 局	[-]	-	-	-	-	-	-	
協 同 組 合 （ 他 に 分 類 さ れ な い も の ）	[-] *	-	-	-	-	-	-	
サ ー ビ ス 業 （ 他 に 分 類 さ れ な い も の ）	[28.4] *	100.0	92.8	7.2	-	100.0	-	
（ 対 事 業 所 サ ー ビ ス 業 ）	[31.1] *	100.0 *	100.0 *	- *	- *	100.0 *	- *	
職 業 紹 介 ・ 労 働 者 派 遣 業	[60.9] *	100.0 *	100.0 *	- *	- *	100.0 *	- *	
そ の 他 の 事 業 サ ー ビ ス 業	[-]	-	-	-	-	-	-	
（ 対 個 人 サ ー ビ ス 業 ）	[21.4] *	100.0 *	78.4 *	21.6 *	- *	100.0 *	- *	
自 動 車 整 備 業	[28.9] *	100.0 *	74.4 *	25.6 *	- *	100.0 *	- *	
機 械 等 修 理 業 （ 別 掲 を 除 く ）	[8.9] *	100.0 *	100.0 *	- *	- *	100.0 *	- *	
（ 対 社 会 的 サ ー ビ ス 業 ）	[45.2] *	100.0 *	100.0 *	- *	- *	100.0 *	- *	
廃 棄 物 処 理 業	[33.8] *	100.0 *	100.0 *	- *	- *	100.0 *	- *	
政 治 ・ 経 済 ・ 文 化 団 体	[97.6] *	100.0 *	100.0 *	- *	- *	100.0 *	- *	
宗 教	[-]	-	-	-	-	-	-	
そ の 他 の サ ー ビ ス 業	[-]	-	-	-	-	-	-	

注：1) []は、「じん肺健康診断実施対象労働者がいる事業所」のうち「1年に1回のじん肺定期健康診断実施対象者がいる事業所」の割合である。

2) 過去1年間に実施したじん肺健康診断により算出した。

3) 受診率は次のように算出した。

$$\text{受診率（％）} = \frac{\text{受診者数}}{\text{1年に1回のじん肺定期健康診断実施対象者がいる事業所における受診対象者数}} \times 100$$

4) 有所見率は次のように算出した。

$$\text{有所見率（％）} = \frac{\text{有所見者数}}{\text{受診者数}} \times 100$$

第9表-4-4 じん肺健康診断実施の有無別事業所割合及びじん肺健康診断受診率及び有所見率(2-1)

(就業時、定期外又は離職時のじん肺健康診断実施対象者（過去1年間）)					(単位：%)		
区 分	就業時、定期外又は 離職時のじん肺健康 診断実施対象者が いる（過去1年間） 事業所計 1)	じん肺健康 診断実施 有	じん肺健康 診断実施 無	不明	就業時、定期外又は 離職時のじん肺健康診断 （過去1年間） 2)		
					受診率 3)	有所見率 4)	
合 計	[7.6]	100.0	94.1	2.5	3.4	96.6	0.6
(企 業 規 模)							
5,000 人 以 上	[27.9]	100.0	98.6	1.4	-	100.0	0.1
1,000 ～ 4,999 人	[21.6]	100.0	100.0	-	-	100.0	0.5
300 ～ 999 人	[18.1]	100.0	94.9	5.1	-	95.0	0.3
100 ～ 299 人	[6.4]	100.0	72.8	2.7	24.5	84.8	-
50 ～ 99 人	[6.5]	100.0 *	94.1 *	5.9 *	- *	85.5 *	3.0 *
30 ～ 49 人	[5.1]	100.0 *	100.0 *	- *	- *	100.0 *	7.6 *
10 ～ 29 人	[1.7]	100.0 *	100.0 *	- *	- *	100.0 *	- *
(事 業 所 規 模)							
1,000 人 以 上	[38.1]	100.0	97.4	2.6	-	100.0	0.4
500 ～ 999 人	[22.0]	100.0	100.0	-	-	100.0	-
300 ～ 499 人	[20.9]	100.0	100.0	-	-	100.0	0.4
100 ～ 299 人	[17.0]	100.0	87.3	1.3	11.5	91.9	0.2
50 ～ 99 人	[10.3]	100.0	96.9	3.1	-	92.6	1.8
10 ～ 49 人	[3.3]	100.0	95.6	4.4	-	93.3	1.1
30 ～ 49 人	[7.4]	100.0 *	100.0 *	- *	- *	100.0 *	1.5 *
10 ～ 29 人	[1.9]	100.0	89.9	10.1	-	77.8	-
(産 業)							
農 業 、 林 業 (林 業 に 限 る 。)	[-]	-	-	-	-	-	-
鉱 業 、 採 石 業 、 砂 利 採 取 業	[7.1]	100.0 *	100.0 *	- *	- *	100.0 *	- *
建 設	[0.3]	100.0 *	100.0 *	- *	- *	100.0 *	- *
総 合 工 事 業	[0.6] *	100.0 *	100.0 *	- *	- *	100.0 *	- *
職 別 工 事 業 (設 備 工 事 業 を 除 く)	[0.1]	100.0 *	100.0 *	- *	- *	100.0 *	- *
設 備 工 事 業	[0.3]	100.0 *	100.0 *	- *	- *	100.0 *	- *
製 造	[8.6]	100.0	97.1	2.9	-	96.2	0.7
(消 費 関 連 製 造 業)	[7.7]	100.0 *	100.0 *	- *	- *	100.0 *	2.0 *
食 料 品 製 造 業 、 飲 料 ・ た ば こ ・ 飼 料 製 造 業	[-]	-	-	-	-	-	-
織 維 工 業	[3.1] *	100.0 *	100.0 *	- *	- *	100.0 *	- *
家 具 ・ 装 備 品 製 造 業	[6.3]	100.0 *	100.0 *	- *	- *	100.0 *	55.7 *
印 刷 ・ 同 関 連 業	[45.7] *	100.0 *	100.0 *	- *	- *	100.0 *	- *
な め し 革 ・ 同 製 品 ・ 毛 皮 製 造 業	[-]	-	-	-	-	-	-
そ の 他 の 製 造 業	[13.7]	100.0 *	100.0 *	- *	- *	100.0 *	- *
(非 金 属 系 素 材 関 連 製 造 業)	[9.0]	100.0	97.9	2.1	-	91.0	-
木 材 ・ 木 製 品 製 造 業 (家 具 を 除 く)	[-]	-	-	-	-	-	-
パ ル プ ・ 紙 ・ 紙 加 工 品 製 造 業	[5.2] *	100.0 *	100.0 *	- *	- *	100.0 *	- *
化 学 工 業	[21.6]	100.0 *	100.0 *	- *	- *	81.9 *	- *
石 油 製 品 ・ 石 炭 製 品 製 造 業	[10.1]	100.0 *	100.0 *	- *	- *	100.0 *	- *
プ ラ ス チ ッ ク 製 品 製 造 業 (別 掲 を 除 く)	[3.2]	100.0 *	100.0 *	- *	- *	100.0 *	- *
ゴ ム 製 品 製 造 業	[12.7]	100.0 *	79.5 *	20.5 *	- *	100.0 *	- *
窯 業 ・ 土 石 製 品 製 造 業	[5.8]	100.0 *	100.0 *	- *	- *	100.0 *	- *
(金 属 系 素 材 関 連 製 造 業)	[7.0]	100.0	91.9	8.1	-	93.8	0.9
鉄 業	[19.1]	100.0	88.7	11.3	-	98.5	2.6
非 鉄 金 属 製 造 業	[6.9]	100.0 *	74.0 *	26.0 *	- *	55.6 *	1.7 *
金 属 製 品 製 造 業	[4.1]	100.0 *	100.0 *	- *	- *	95.3 *	- *
(機 械 関 連 製 造 業)	[10.0]	100.0	99.5	0.5	-	100.0	0.7
は ん 用 機 械 器 具 製 造 業	[7.8]	100.0 *	100.0 *	- *	- *	100.0 *	- *
生 産 用 機 械 器 具 製 造 業	[7.6]	100.0 *	100.0 *	- *	- *	100.0 *	- *
業 務 用 機 械 器 具 製 造 業	[4.7]	100.0 *	100.0 *	- *	- *	100.0 *	- *
電 子 部 品 ・ デ バ イ ス ・ 電 子 回 路 製 造 業	[4.2]	100.0 *	100.0 *	- *	- *	100.0 *	- *
電 気 機 械 器 具 製 造 業	[1.6]	100.0 *	100.0 *	- *	- *	100.0 *	- *
情 報 通 信 機 械 器 具 製 造 業	[-]	-	-	-	-	-	-
輸 送 用 機 械 器 具 製 造 業	[20.0]	100.0	99.0	1.0	-	100.0	1.1
電 気 ・ ガ ス ・ 熱 供 給 ・ 水 道 業	[55.7] *	100.0 *	100.0 *	- *	- *	100.0 *	- *
情 報 通 信 業	[100.0] *	100.0 *	- *	- *	100.0 *	- *	- *
通 信 業	[-]	-	-	-	-	-	-
放 送 業	[-]	-	-	-	-	-	-
情 報 サ ー ビ ス 業	[100.0] *	100.0 *	- *	- *	100.0 *	- *	- *
イ ン タ ー ネ ッ ト 附 随 サ ー ビ ス 業	[-]	-	-	-	-	-	-
映 像 ・ 音 声 ・ 文 字 情 報 制 作 業	[-]	-	-	-	-	-	-
運 輸 業	[1.9]	100.0 *	100.0 *	- *	- *	100.0 *	- *
鉄 道 客 貨 運 送 業	[30.6] *	100.0 *	100.0 *	- *	- *	100.0 *	- *
道 路 旅 客 運 送 業	[-]	-	-	-	-	-	-
道 路 貨 物 運 送 業	[-]	-	-	-	-	-	-
水 路 運 送 業	[-]	-	-	-	-	-	-
航 空 運 輸 業	[-]	-	-	-	-	-	-
倉 庫 業	[-]	-	-	-	-	-	-
運 輸 に 附 帯 す る サ ー ビ ス 業	[-]	-	-	-	-	-	-
郵 便 業 (信 書 便 事 業 を 含 む)	[-]	-	-	-	-	-	-

第9表-4-4 じん肺健康診断実施の有無別事業所割合及びじん肺健康診断受診率及び有所見率(2-2)

(就業時、定期外又は離職時のじん肺健康診断実施対象者（過去1年間）)

(単位：%)

区 分	就業時、定期外又は 離職時のじん肺健康 診断実施対象者が いる（過去1年間） 事業所計 1)	じん肺健康 診断実施 有	じん肺健康 診断実施 無	不明	就業時、定期外又は 離職時のじん肺健康診断 （過去1年間） 2)	
					受診率 3)	有所見率 4)
卸 売 業 ， 小 売 業 （ 織 維 、 飲 食 料 品 そ の 他 卸 売 業 ）	[-] *	-	-	-	-	-
各 種 商 品 卸 売 業	[-] *	-	-	-	-	-
上 記 以 外 の 卸 売 業	[-] *	-	-	-	-	-
（ 織 物 、 飲 食 料 品 そ の 他 小 売 業 ）	[-] *	-	-	-	-	-
各 種 商 品 小 売 業	[-] *	-	-	-	-	-
機 械 器 具 小 売 業	[-] *	-	-	-	-	-
そ の 他 の 小 売 業	[-] *	-	-	-	-	-
無 店 舗 小 売 業	[-]	-	-	-	-	-
上 記 以 外 の 小 売 業	[-]	-	-	-	-	-
金 融 業 ， 保 険 業	[-]	-	-	-	-	-
金 融 業 ， 融 資 業	[-]	-	-	-	-	-
保 険 業	[-]	-	-	-	-	-
不 動 産 業 ， 物 品 賃 貸 業	[-] *	-	-	-	-	-
不 動 産 業	[-]	-	-	-	-	-
物 品 賃 貸 業	[-] *	-	-	-	-	-
学 術 研 究 ， 専 門 ・ 技 術 サ ー ビ ス 業	[18.5]	100.0 *	100.0 *	- *	- *	100.0 *
宿 泊 業 ， 飲 食 サ ー ビ ス 業	[-]	-	-	-	-	-
宿 泊 業	[-]	-	-	-	-	-
飲 食 サ ー ビ ス 業	[-]	-	-	-	-	-
生 活 関 連 サ ー ビ ス 業 ， 娯 楽 業	[-] *	-	-	-	-	-
洗 濯 ・ 理 容 ・ 美 容 ・ 浴 場 業	[-]	-	-	-	-	-
そ の 他 の 生 活 関 連 サ ー ビ ス 業	[-]	-	-	-	-	-
娯 楽 業	[-] *	-	-	-	-	-
娯 楽 業 （ ゴ ル フ 場 除 く ）	[-] *	-	-	-	-	-
ゴ ル フ 場	[-] *	-	-	-	-	-
教 育 ， 学 習 支 援 業	[-] *	-	-	-	-	-
医 療 福 祉 業	[-] *	-	-	-	-	-
複 合 サ ー ビ ス 業	[-] *	-	-	-	-	-
郵 便 局	[-]	-	-	-	-	-
協 同 組 合 （ 他 に 分 類 さ れ な い も の ）	[-] *	-	-	-	-	-
サ ー ビ ス 業 （ 他 に 分 類 さ れ な い も の ）	[11.8]	100.0 *	100.0 *	- *	- *	100.0 *
（ 対 事 業 所 サ ー ビ ス 業 ）	[15.1] *	100.0 *	100.0 *	- *	- *	100.0 *
職 業 紹 介 ・ 労 働 者 派 遣 業	[-] *	-	-	-	-	-
そ の 他 の 事 業 サ ー ビ ス 業	[30.9] *	100.0 *	100.0 *	- *	- *	100.0 *
（ 対 個 人 サ ー ビ ス 業 ）	[11.6]	100.0 *	100.0 *	- *	- *	100.0 *
自 動 車 整 備 業	[-]	-	-	-	-	-
機 械 等 修 理 業 （ 別 掲 を 除 く ）	[31.1]	100.0 *	100.0 *	- *	- *	100.0 *
（ 対 社 会 的 サ ー ビ ス 業 ）	[-] *	-	-	-	-	-
廃 棄 物 処 理 業	[-] *	-	-	-	-	-
政 治 ・ 経 済 ・ 文 化 団 体	[-] *	-	-	-	-	-
教 育	[-]	-	-	-	-	-
そ の 他 の サ ー ビ ス 業	[-]	-	-	-	-	-

注：1) []は、「じん肺健康診断実施対象労働者がいる事業所」のうち「就業時、定期外又は離職時のじん肺健康診断実施対象者がいる（過去1年間）事業所」の割合である。

2) 過去1年間に実施したじん肺健康診断により算出した。

3) 受診率は次のように算出した。

$$\text{受診率 (\%)} = \frac{\text{受診者数}}{\text{就業時、定期外又は離職時のじん肺健康診断実施対象者がいる（過去1年間）事業所における受診対象者数}} \times 100$$

4) 有所見率は次のように算出した。

$$\text{有所見率 (\%)} = \frac{\text{有所見者数}}{\text{受診者数}} \times 100$$

第10表－1 化学物質の取扱状況別事業所割合（2-1）

区 分	事業所計	化学物質の取扱状況（複数回答）							
		化学物質を製造、 譲渡・提供又は 使用している		化学物質を製造している （主に製造、合成、 混合などを行う 化学品メーカー）		化学物質を商品として 譲渡・提供している （主に商社、販売代理店）		化学物質を使用している （例えば加工、洗浄等に 使用する一般ユーザー）	
合 計	100.0	7.3	(100.0)	0.5	(7.4)	1.0	(13.7)	6.5	(88.2)
（ 企 業 規 模 ）									
5,000人以上	100.0	8.7	(100.0)	0.2	(2.8)	1.8	(20.5)	7.7	(88.3)
1,000～4,999人	100.0	9.5	(100.0)	0.4	(4.4)	1.2	(12.2)	8.3	(88.0)
300～999人	100.0	10.4	(100.0)	0.8	(7.3)	1.2	(12.0)	9.0	(86.8)
100～299人	100.0	9.0	(100.0)	0.6	(6.5)	0.4	(4.1)	8.5	(94.4)
50～99人	100.0	9.6	(100.0)	0.9	(9.2)	2.1	(22.3)	7.3	(76.6)
30～49人	100.0	7.8	(100.0)	1.0	(12.8)	1.2	(15.8)	6.6	(84.3)
10～29人	100.0	4.1	(100.0)	0.4	(9.2)	0.5	(12.6)	3.8	(93.8)
（ 事 業 所 規 模 ）									
1,000人以上	100.0	49.5	(100.0)	5.3	(10.7)	3.3	(6.7)	47.5	(95.9)
500～999人	100.0	35.5	(100.0)	1.9	(5.5)	2.2	(6.2)	34.5	(97.2)
300～499人	100.0	29.6	(100.0)	2.5	(8.6)	2.1	(7.1)	28.1	(94.9)
100～299人	100.0	21.4	(100.0)	2.1	(9.7)	1.5	(7.2)	19.5	(91.0)
50～99人	100.0	12.3	(100.0)	0.8	(6.5)	0.6	(5.2)	11.7	(94.9)
10～49人	100.0	5.6	(100.0)	0.4	(7.1)	1.0	(17.7)	4.8	(85.2)
30～49人	100.0	8.7	(100.0)	0.8	(9.1)	1.5	(17.4)	7.0	(81.0)
10～29人	100.0	5.0	(100.0)	0.3	(6.4)	0.9	(17.9)	4.4	(86.7)
（ 産 業 ）									
農業、林業（林業に限る。）	100.0	2.0	(100.0) *	-	(-) *	-	(-) *	2.0	(100.0) *
鉱業、採石業、砂利採取業	100.0	12.3	(100.0)	3.1	(25.6)	2.1	(16.9)	9.1	(73.6)
建設業	100.0	10.1	(100.0)	0.3	(2.8)	1.0	(9.7)	9.8	(97.2)
総合工事業	100.0	8.5	(100.0)	-	(-)	1.5	(18.2)	8.5	(100.0)
職別工事業（設備工事業を除く）	100.0	12.3	(100.0)	0.0	(0.1)	1.0	(8.4)	12.3	(99.9)
設備工事業	100.0	11.4	(100.0)	1.0	(8.3)	0.0	(0.1)	10.5	(91.7)
製造業	100.0	25.6	(100.0)	3.7	(14.3)	1.2	(4.8)	23.6	(91.9)
（消費関連製造業）	100.0	17.5	(100.0)	0.7	(3.8)	0.1	(0.8)	16.8	(96.0)
食料品製造業、飲料・たばこ・飼料製造業	100.0	13.8	(100.0)	0.8	(6.0)	-	(-)	13.1	(94.3)
繊維工業	100.0	13.0	(100.0)	0.1	(0.5)	-	(-)	13.0	(99.9)
家具・装備品製造業	100.0	23.8	(100.0)	-	(-)	2.4	(9.9)	22.7	(95.2)
印刷・同関連業	100.0	31.2	(100.0)	1.1	(3.5)	-	(-)	30.2	(96.6)
なめし革・同製品・毛皮製造業	100.0	15.3	(100.0)	0.6	(3.7)	0.6	(3.7)	14.7	(96.3)
その他の製造業	100.0	19.0	(100.0)	0.6	(3.0)	0.1	(0.6)	18.4	(96.8)
（非金属系素材関連製造業）	100.0	35.1	(100.0)	11.9	(34.0)	3.5	(9.9)	27.9	(79.3)
木材・木製品製造業（家具を除く）	100.0	17.2	(100.0)	0.3	(1.8)	0.3	(1.8)	17.2	(100.0)
パルプ・紙・紙加工品製造業	100.0	21.2	(100.0)	1.1	(5.0)	-	(-)	21.2	(100.0)
化学工業	100.0	74.2	(100.0)	45.2	(60.9)	7.5	(10.1)	48.2	(65.0)
石油製品・石炭製品製造業	100.0	70.4	(100.0)	42.4	(60.3)	18.3	(26.0)	42.1	(59.8)
プラスチック製品製造業（別掲を除く）	100.0	26.2	(100.0)	4.6	(17.7)	0.2	(0.7)	22.8	(87.2)
ゴム製品製造業	100.0	48.7	(100.0)	4.7	(9.6)	7.9	(16.1)	44.3	(90.9)
窯業・土石製品製造業	100.0	27.7	(100.0)	8.0	(29.1)	6.3	(22.8)	22.3	(80.7)
（金属系素材関連製造業）	100.0	29.8	(100.0)	2.2	(7.5)	0.9	(3.0)	29.2	(98.0)
鉄業	100.0	23.5	(100.0)	1.7	(7.2)	0.1	(0.4)	23.0	(97.8)
非鉄金属製造業	100.0	35.8	(100.0)	5.9	(16.4)	1.0	(2.7)	33.8	(94.4)
金属製品製造業	100.0	30.3	(100.0)	1.9	(6.2)	1.0	(3.4)	29.9	(98.6)
（機械関連製造業）	100.0	25.4	(100.0)	1.5	(5.9)	0.9	(3.5)	24.9	(98.3)
はん用機械器具製造業	100.0	20.5	(100.0)	-	(-)	0.1	(0.6)	20.5	(100.0)
生産用機械器具製造業	100.0	19.5	(100.0)	2.4	(12.1)	2.0	(10.1)	19.5	(100.0)
業務用機械器具製造業	100.0	31.7	(100.0)	1.8	(5.7)	2.2	(6.9)	29.9	(94.5)
電子部品・デバイス・電子回路製造業	100.0	38.2	(100.0)	2.2	(5.7)	-	(-)	38.2	(100.0)
電気機械器具製造業	100.0	24.2	(100.0)	1.6	(6.4)	0.9	(3.7)	23.4	(96.9)
情報通信機械器具製造業	100.0	37.6	(100.0)	1.3	(3.3)	-	(-)	37.4	(99.4)
輸送用機械器具製造業	100.0	25.4	(100.0)	0.7	(2.9)	-	(-)	24.6	(97.1)
電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	28.2	(100.0)	0.4	(1.4)	2.3	(8.1)	26.9	(95.4)
情報通信業	100.0	0.6	(100.0) *	-	(-) *	-	(-) *	0.6	(100.0) *
放送業	100.0	-	(-)	-	(-)	-	(-)	-	(-)
情報サービス業	100.0	-	(-)	-	(-)	-	(-)	-	(-)
インターネット附属サービス業	100.0	0.7	(100.0) *	-	(-) *	-	(-) *	0.7	(100.0) *
映像・音声・文字情報制作業	100.0	0.7	(100.0) *	-	(-) *	-	(-) *	0.7	(100.0) *
運輸業、郵便業	100.0	2.1	(100.0)	0.1	(6.0)	0.1	(6.2)	1.9	(89.8)
鉄道路線客運送業	100.0	12.8	(100.0)	-	(-)	-	(-)	12.8	(100.0)
道路旅客運送業	100.0	1.9	(100.0) *	-	(-) *	-	(-) *	1.9	(100.0) *
道路貨物運送業	100.0	0.4	(100.0) *	-	(-) *	-	(-) *	0.4	(100.0) *
水運業	100.0	3.4	(100.0) *	-	(-) *	2.4	(70.3) *	1.0	(29.7) *
航空運送業	100.0	9.9	(100.0) *	-	(-) *	-	(-) *	9.9	(100.0) *
倉庫業	100.0	5.6	(100.0) *	0.3	(5.3) *	1.6	(28.0) *	4.4	(78.7) *
運輸に附帯するサービス業	100.0	4.5	(100.0) *	0.9	(20.5) *	-	(-) *	3.6	(79.5) *
郵便業（信書便事業を含む）	100.0	20.3	(100.0)	-	(-)	-	(-)	20.3	(100.0)

第10表－1 化学物質の取扱状況別事業所割合(2-2)

(単位：%)

区 分	事業所計	化学物質の取扱状況（複数回答）			
		化学物質を製造、 譲渡・提供又は 使用している	化学物質を製造している （主に製造、合成、 混合などを行う 化学品メーカー）	化学物質を商品として 譲渡・提供している （主に商社、販売代理店）	化学物質を使用している （例えば加工、洗浄等に 使用する一般ユーザー）
卸売業，小売業	100.0	5.2 (100.0)	－ (－)	2.6 (49.5)	3.2 (61.6)
（繊維、飲食品その他卸売業）	100.0	6.3 (100.0)	－ (－)	5.5 (87.5)	1.8 (29.3)
各種商品卸売業	100.0	15.1 (100.0)	－ (－)	15.1 (100.0)	1.0 (6.6)
上記以外の卸売業	100.0	6.2 (100.0)	－ (－)	5.4 (87.3)	1.8 (29.6)
（織物、飲食品その他小売業）	100.0	4.8 (100.0)	－ (－)	1.3 (26.7)	3.9 (81.0)
各種商品小売業	100.0	18.8 (100.0)	－ (－)	11.6 (61.7)	7.2 (38.3)
機械器具小売業	100.0	11.2 (100.0)	－ (－)	1.0 (9.0)	10.2 (91.0)
その他の小売業	100.0	4.6 (100.0) *	－ (－) *	2.9 (63.3) *	2.8 (60.9) *
無店舗小売業	100.0	5.9 (100.0) *	－ (－) *	2.4 (40.4) *	4.6 (78.2) *
上記以外の小売業	100.0	2.7 (100.0) *	－ (－) *	0.0 (0.8) *	2.7 (99.2) *
金融業，保険業	100.0	－ (－)	－ (－)	－ (－)	－ (－)
金融業，融	100.0	－ (－)	－ (－)	－ (－)	－ (－)
保険業	100.0	－ (－)	－ (－)	－ (－)	－ (－)
不動産業，物品賃貸業	100.0	2.7 (100.0) *	－ (－) *	0.6 (21.6) *	2.7 (100.0) *
不動産業	100.0	1.7 (100.0) *	－ (－) *	－ (－) *	1.7 (100.0) *
物品賃貸業	100.0	4.2 (100.0) *	－ (－) *	1.4 (33.6) *	4.2 (100.0) *
学術研究，専門・技術サービス業	100.0	11.4 (100.0)	0.8 (7.2)	－ (－)	10.8 (95.1)
宿泊業，飲食サービス業	100.0	2.3 (100.0) *	－ (－) *	－ (－) *	2.3 (100.0) *
宿泊業	100.0	1.6 (100.0) *	－ (－) *	－ (－) *	1.6 (100.0) *
飲食サービス業	100.0	2.4 (100.0) *	－ (－) *	－ (－) *	2.4 (100.0) *
生活関連サービス業，娯楽業	100.0	3.2 (100.0)	－ (－)	0.5 (14.4)	3.2 (100.0)
洗濯・理容・美容・浴場業	100.0	6.2 (100.0) *	－ (－) *	1.5 (23.9) *	6.2 (100.0) *
その他の生活関連サービス業	100.0	1.3 (100.0) *	－ (－) *	－ (－) *	1.3 (100.0) *
娯楽業	100.0	2.0 (100.0) *	－ (－) *	－ (－) *	2.0 (100.0) *
娯楽業（ゴルフ場除く。）	100.0	2.1 (100.0) *	－ (－) *	－ (－) *	2.1 (100.0) *
ゴルフ場	100.0	1.0 (100.0) *	－ (－) *	－ (－) *	1.0 (100.0) *
教育，学習支援業	100.0	3.2 (100.0)	－ (－)	0.0 (0.8)	3.2 (99.2)
医療，福祉	100.0	2.6 (100.0)	0.0 (0.2)	0.0 (1.4)	2.6 (99.3)
複合サービス事業	100.0	3.7 (100.0)	－ (－)	1.9 (51.1)	2.2 (59.7)
郵便局	100.0	6.0 (100.0)	－ (－)	－ (－)	6.0 (100.0)
協同組合（他に分類されないもの）	100.0	2.7 (100.0) *	－ (－) *	2.7 (100.0) *	0.6 (21.0) *
サービス業（他に分類されないもの）	100.0	9.9 (100.0)	0.3 (3.2)	1.1 (10.9)	9.4 (94.7)
（対事業所サービス業）	100.0	8.1 (100.0)	0.3 (4.1)	1.0 (12.9)	7.4 (92.2)
職業紹介・労働者派遣業	100.0	－ (－)	－ (－)	－ (－)	－ (－)
その他の事業サービス業	100.0	10.2 (100.0)	0.4 (4.1)	1.3 (12.9)	9.4 (92.2)
（対個人サービス業）	100.0	23.5 (100.0)	0.3 (1.3)	2.8 (12.1)	23.0 (98.2)
自動車整備業	100.0	25.4 (100.0)	－ (－)	3.1 (12.2)	25.4 (100.0)
機械等修理業（別掲を除く）	100.0	21.8 (100.0)	0.6 (2.7)	2.6 (12.0)	21.0 (96.4)
（対社会的サービス業）	100.0	6.9 (100.0)	0.3 (4.2)	0.1 (1.8)	6.6 (95.8)
廃棄物処理業	100.0	12.1 (100.0)	－ (－)	0.2 (2.1)	12.1 (100.0)
政治・経済・文化団体	100.0	2.6 (100.0) *	0.9 (33.4) *	－ (－) *	1.7 (66.6) *
宗教	100.0	－ (－)	－ (－)	－ (－)	－ (－)
その他のサービス業	100.0	1.0 (100.0) *	－ (－) *	－ (－) *	1.0 (100.0) *

第10表-2-1 化学物質を製造又は譲渡・提供する際の容器・包装へのGHSラベルの表示状況別事業所割合(2-1)

(労働安全衛生法第57条に該当する化学物質)

(単位：%)

区 分		化学物質を製造又は 譲渡・提供している 事業所計 1)	表示状況					
			すべて表示 をしている	一部表示を している	譲渡・ 提供先から 求めが あれば表示 をしている	全く表示を していない	不明	
合 計		[1.4]	100.0	61.3	9.7	4.0	3.6	21.4
(企 業 規 模)								
5,000 人 以 上		[2.0]	100.0	51.5	0.3	0.2	-	48.0
1,000 ～ 4,999 人		[1.5]	100.0	85.4	9.4	4.6	0.4	0.2
300 ～ 999 人		[1.9]	100.0	78.2	7.0	3.1	0.8	11.0
100 ～ 299 人		[0.9]	100.0	62.3	4.3	7.2	5.4	20.8
50 ～ 99 人		[2.7]	100.0	57.7	7.0	0.1	11.6	23.5
30 ～ 49 人		[2.1]	100.0	64.9	3.4	1.8	5.6	24.3
10 ～ 29 人		[0.8]	100.0	43.4	26.7	10.6	1.5	17.8
(事 業 所 規 模)								
1,000 人 以 上		[6.5]	100.0	75.2	12.1	-	-	12.7
500 ～ 999 人		[3.2]	100.0	63.8	8.6	5.3	0.8	21.5
300 ～ 499 人		[3.9]	100.0	64.2	18.4	-	0.6	16.8
100 ～ 299 人		[3.3]	100.0	55.9	15.0	7.4	5.1	16.7
50 ～ 99 人		[1.2]	100.0	56.4	3.6	0.3	25.0	14.8
10 ～ 49 人		[1.3]	100.0	62.2	9.3	4.0	1.6	22.9
30 ～ 49 人		[2.2]	100.0	55.7	8.1	2.1	3.5	30.6
10 ～ 29 人		[1.2]	100.0	64.7	9.7	4.8	0.8	19.9
(産 業)								
農 業 , 林 業 (林 業 に 限 る 。)		[-]	-	-	-	-	-	-
鉱 業 , 採 石 業 , 砂 利 採 取 業		[4.6]	100.0 *	55.2 *	12.6 *	16.1 *	-	16.1 *
建 設 業		[1.3]	100.0 *	56.9 *	-	-	-	43.1 *
総 合 工 事 業		[1.5]	100.0 *	66.0 *	-	-	-	34.0 *
職 別 工 事 業 (設 備 工 事 業 を 除 く)		[1.0]	100.0 *	100.0 *	-	-	-	-
設 備 工 事 業		[1.0]	100.0 *	1.2 *	-	-	-	98.8 *
製 造 業		[4.2]	100.0	59.6	11.0	7.8	4.0	17.5
(消 費 関 連 製 造 業)		[0.8]	100.0	32.6	50.6	7.8	-	9.1
食 料 品 製 造 業 ・ 飲 料 ・ た ば こ ・ 飼 料 製 造 業		[0.8]	100.0 *	5.5 *	94.5 *	-	-	-
繊 維 工 業		[0.1]	100.0 *	50.0 *	21.4 *	28.6 *	-	-
家 具 ・ 装 備 品 製 造 業		[2.4]	100.0 *	-	3.7 *	48.1 *	-	48.1 *
印 刷 ・ 同 関 連 業		[1.1]	100.0 *	96.0 *	4.0 *	-	-	-
な め し 革 ・ 同 製 品 ・ 毛 皮 製 造 業		[1.1]	100.0 *	50.0 *	-	-	-	50.0 *
そ の 他 の 製 造 業		[0.7]	100.0 *	93.3 *	-	-	-	6.7 *
(非 金 属 系 素 材 関 連 製 造 業)		[13.0]	100.0	64.3	9.4	5.2	4.2	16.9
木 材 ・ 木 製 品 製 造 業 (家 具 を 除 く)		[0.6]	100.0 *	50.0 *	50.0 *	-	-	-
パ ル プ ・ 紙 ・ 紙 加 工 品 製 造 業		[1.1]	100.0 *	100.0 *	-	-	-	-
化 学 工 業		[46.1]	100.0	76.7	12.4	3.1	-	7.8
石 油 製 品 ・ 石 炭 製 品 製 造 業		[46.6]	100.0	64.0	2.4	6.6	7.9	19.2
プ ラ ス チ ッ ク 製 品 製 造 業 (別 掲 を 除 く)		[4.6]	100.0	8.9	-	22.7	22.4	46.0
ゴ ム 製 品 製 造 業		[11.4]	100.0	31.3	0.6	9.8	25.5	32.9
窯 業 ・ 土 石 製 品 製 造 業		[9.9]	100.0	63.6	9.0	-	-	27.4
(金 属 系 素 材 関 連 製 造 業)		[3.1]	100.0	41.3	-	28.3	9.8	20.6
鉄 業		[1.7]	100.0 *	36.7 *	-	-	-	63.3 *
非 鉄 金 属 製 造 業		[6.6]	100.0	60.7	-	16.0	-	23.4
金 属 製 品 製 造 業		[2.9]	100.0 *	35.8 *	-	35.8 *	14.2 *	14.2 *
(機 械 関 連 製 造 業)		[1.9]	100.0	63.3	9.9	4.8	-	21.9
は ん 用 機 械 器 具 製 造 業		[0.1]	100.0 *	100.0 *	-	-	-	-
生 産 用 機 械 器 具 製 造 業		[2.8]	100.0 *	69.1 *	-	-	-	30.9 *
業 務 用 機 械 器 具 製 造 業		[3.9]	100.0 *	96.0 *	-	4.0 *	-	-
電 子 部 品 ・ デ バ イ ス ・ 電 子 回 路 製 造 業		[2.2]	100.0 *	32.3 *	-	35.3 *	-	32.3 *
電 気 機 械 器 具 製 造 業		[2.3]	100.0 *	30.7 *	43.0 *	-	-	26.3 *
情 報 通 信 機 械 器 具 製 造 業		[1.3]	100.0 *	36.7 *	45.0 *	-	-	18.3 *
輸 送 用 機 械 器 具 製 造 業		[0.7]	100.0 *	100.0 *	-	-	-	-
電 気 ・ ガ ス ・ 熱 供 給 ・ 水 道 業		[2.7]	100.0 *	14.4 *	22.8 *	-	14.4 *	48.3 *
情 報 通 信 業		[-]	-	-	-	-	-	-
通 信 業		[-]	-	-	-	-	-	-
放 送 業		[-]	-	-	-	-	-	-
情 報 サ ー ビ ス 業		[-]	-	-	-	-	-	-
イ ン タ ー ネ ッ ト 附 随 サ ー ビ ス 業		[-]	-	-	-	-	-	-
映 像 ・ 音 声 ・ 文 字 情 報 制 作 業		[-]	-	-	-	-	-	-
運 輸 業 , 道 郵 便 業		[0.3]	100.0 *	100.0 *	-	-	-	-
鉄 道 業		[-]	-	-	-	-	-	-
道 路 客 貨 運 送 業		[-]	-	-	-	-	-	-
道 路 貨 物 運 送 業		[-]	-	-	-	-	-	-
水 道 運 送 業		[2.4]	100.0 *	100.0 *	-	-	-	-
航 空 運 輸 業		[-]	-	-	-	-	-	-
倉 庫 業		[1.9]	100.0 *	100.0 *	-	-	-	-
運 輸 に 附 帯 す る サ ー ビ ス 業		[0.9]	100.0 *	100.0 *	-	-	-	-
郵 便 業 (信 書 便 事 業 を 含 む)		[-]	-	-	-	-	-	-

第10表-2-1 化学物質を製造又は譲渡・提供する際の容器・包装へのGHSラベルの表示状況別事業所割合(2-2)

(労働安全衛生法第57条に該当する化学物質)

(単位: %)

区 分	化学物質を製造又は 譲渡・提供している 事業所計 1)		表示状況				
			すべて表示 をしている	一部表示を している	譲渡・ 提供先から 求めが あれば表示 をしている	全く表示を していない	不明
卸売業, 小売業	[2.6]	100.0	68.1	9.0	1.3	-	21.6
(繊維、飲食品その他卸売業)	[5.5]	100.0	77.5	0.4	0.1	-	22.0
各種商品の卸売業	[15.1]	100.0	68.7	24.7	6.6	-	-
上記以外の卸売業	[5.4]	100.0 *	77.7 *	-	-	-	22.3 *
(織物、飲食品その他小売業)	[1.3]	100.0	49.7	25.8	3.7	-	20.8
各種商品の小売業	[11.6]	100.0 *	100.0 *	-	-	-	-
機械器具小売業	[1.0]	100.0 *	100.0 *	-	-	-	-
その他の小売業	[2.9]	100.0 *	30.9 *	38.2 *	-	-	30.9 *
無店舗の小売業	[2.4]	100.0 *	46.2 *	-	53.8 *	-	-
上記以外の小売業	[0.0]	100.0 *	100.0 *	-	-	-	-
金融業, 保険業	[-]	-	-	-	-	-	-
金融業, 融	[-]	-	-	-	-	-	-
保険業	[-]	-	-	-	-	-	-
不動産業, 物品賃貸業	[0.6]	100.0 *	-	-	-	-	100.0 *
不動産業	[-]	-	-	-	-	-	-
物品賃貸業	[1.4]	100.0 *	-	-	-	-	100.0 *
学術研究, 専門・技術サービス業	[0.8]	100.0 *	67.8 *	-	32.2 *	-	-
宿泊業, 飲食サービス業	[-]	-	-	-	-	-	-
宿泊業	[-]	-	-	-	-	-	-
飲食サービス業	[-]	-	-	-	-	-	-
生活関連サービス業, 娯楽業	[0.5]	100.0 *	100.0 *	-	-	-	-
洗濯・理容・美容・浴場業	[1.5]	100.0 *	100.0 *	-	-	-	-
その他の生活関連サービス業	[-]	-	-	-	-	-	-
娯楽業	[-]	-	-	-	-	-	-
娯楽業(ゴルフ場除く。)	[-]	-	-	-	-	-	-
ゴルフ場	[-]	-	-	-	-	-	-
教育, 学習支援業	[0.0]	100.0 *	100.0 *	-	-	-	-
医療, 福祉	[0.0]	100.0 *	63.5 *	10.8 *	-	-	25.7 *
複合サービス事業	[1.9]	100.0 *	42.0 *	0.8 *	-	-	57.1 *
郵便局	[-]	-	-	-	-	-	-
協同組合(他に分類されないもの)	[2.7]	100.0 *	42.0 *	0.8 *	-	-	57.1 *
サービス業(他に分類されないもの)	[1.2]	100.0	13.8	26.8	-	41.7	17.7
(対事業所サービス業)	[1.0]	100.0 *	-	31.8 *	-	60.7 *	7.6 *
職業紹介・労働者派遣業	[-]	-	-	-	-	-	-
その他の事業サービス業	[1.3]	100.0 *	-	31.8 *	-	60.7 *	7.6 *
(対個人サービス業)	[3.2]	100.0 *	38.0 *	9.9 *	-	15.1 *	37.1 *
自動車整備業	[3.1]	100.0 *	33.1 *	-	-	33.1 *	33.9 *
機械等修理業(別掲を除く)	[3.2]	100.0 *	42.1 *	18.1 *	-	-	39.8 *
(対社会的サービス業)	[0.4]	100.0 *	-	70.5 *	-	29.5 *	-
廃棄物処理業	[0.2]	100.0 *	-	-	-	100.0 *	-
政治・経済・文化団体	[0.9]	100.0 *	-	100.0 *	-	-	-
宗教	[-]	-	-	-	-	-	-
その他のサービス業	[-]	-	-	-	-	-	-

注 : 1) []は、全事業所のうち「化学物質を製造又は譲渡・提供している事業所」の割合である。

第10表-2-2 化学物質を製造又は譲渡・提供する際の容器・包装へのGHSラベルの表示状況別事業所割合(2-1)

(労働安全衛生法第57条には該当しないが、危険有害性がある化学物質)

(単位：%)

区 分	化学物質を製造又は 譲渡・提供している 事業所計 1)	表示状況					
		すべて表示 をしている	一部表示を している	譲渡・ 提供先から 求めが あれば表示 をしている	全く表示を していない	不明	
合 計	[1.4]	100.0	46.0	16.2	6.9	7.5	23.3
(企 業 規 模)							
5,000 人以上	[2.0]	100.0	54.4	36.6	0.4	0.7	7.8
1,000 ～ 4,999 人	[1.5]	100.0	15.6	18.0	4.6	0.7	61.1
300 ～ 999 人	[1.9]	100.0	71.1	2.7	10.4	0.8	15.1
100 ～ 299 人	[0.9]	100.0	33.8	18.9	4.3	8.3	34.7
50 ～ 99 人	[2.7]	100.0	52.4	0.2	1.0	29.9	16.4
30 ～ 49 人	[2.1]	100.0	54.5	12.1	12.5	6.5	14.4
10 ～ 29 人	[0.8]	100.0	30.2	26.0	12.3	2.7	28.8
(事 業 所 規 模)							
1,000 人以上	[6.5]	100.0	53.9	26.5	-	6.9	12.7
500 ～ 999 人	[3.2]	100.0	43.2	-	5.3	9.5	42.0
300 ～ 499 人	[3.9]	100.0	61.9	13.2	10.8	1.2	12.9
100 ～ 299 人	[3.3]	100.0	29.9	19.7	16.3	4.6	29.5
50 ～ 99 人	[1.2]	100.0	47.9	6.9	2.3	25.0	17.9
10 ～ 49 人	[1.3]	100.0	47.5	16.8	6.1	6.4	23.2
30 ～ 49 人	[2.2]	100.0	30.7	24.2	7.8	18.4	18.9
10 ～ 29 人	[1.2]	100.0	54.0	13.9	5.5	1.7	24.8
(産 業)							
農 業、 林 業 (林 業 に 限 る 。)	[-]	-	-	-	-	-	-
鉱 業、 採 石 業、 砂 利 採 取 業	[4.6]	100.0 *	30.1 *	-	-	-	69.9 *
建 設 業	[1.3]	100.0 *	56.5 *	22.4 *	20.7 *	-	0.4 *
総 合 工 事 業	[1.5]	100.0 *	66.0 *	-	34.0 *	-	-
職 別 工 事 業 (設 備 工 事 業 を 除 く)	[1.0]	100.0 *	99.1 *	-	-	-	0.9 *
設 備 工 事 業	[1.0]	100.0 *	-	98.8 *	-	-	1.2 *
製 造 業	[4.2]	100.0	42.1	12.0	9.0	5.6	31.3
(消 費 関 連 製 造 業)	[0.8]	100.0	38.3	1.7	0.4	0.5	59.0
食 料 品 製 造 業、 飲 料 ・ た ば こ ・ 飼 料 製 造 業	[0.8]	100.0 *	5.5 *	-	-	-	94.5 *
織 維 工 業	[0.1]	100.0 *	50.0 *	21.4 *	28.6 *	-	-
家 具 ・ 装 備 品 製 造 業	[2.4]	100.0 *	48.1 *	3.7 *	-	-	48.1 *
印 刷 ・ 同 関 連 業	[1.1]	100.0 *	96.0 *	4.0 *	-	-	-
な め し 革 ・ 同 製 品 ・ 毛 皮 製 造 業	[1.1]	100.0 *	-	-	-	-	100.0 *
そ の 他 の 製 造 業	[0.7]	100.0 *	86.6 *	-	-	6.7 *	6.7 *
(非 金 属 系 素 材 関 連 製 造 業)	[13.0]	100.0	40.7	15.6	7.5	4.9	31.2
木 材 ・ 木 製 品 製 造 業 (家 具 を 除 く)	[0.6]	100.0 *	50.0 *	50.0 *	-	-	-
パ ル プ ・ 紙 ・ 紙 加 工 品 製 造 業	[1.1]	100.0 *	-	-	-	-	100.0 *
化 学 工 業	[46.1]	100.0	43.5	19.7	7.1	1.6	28.1
石 油 製 品 ・ 石 炭 製 品 製 造 業	[46.6]	100.0	47.2	7.7	6.1	13.9	25.1
プ ラ ス チ ッ ク 製 品 製 造 業 (別 掲 を 除 く)	[4.6]	100.0	5.1	0.3	22.7	22.4	49.5
ゴ ム 製 品 製 造 業	[11.4]	100.0	10.3	0.6	9.8	16.1	63.2
窯 業 ・ 土 石 製 品 製 造 業	[9.9]	100.0	63.5	18.0	-	-	18.5
(金 属 系 素 材 関 連 製 造 業)	[3.1]	100.0	37.9	0.5	28.3	16.7	16.7
鉄 業	[1.7]	100.0 *	31.1 *	5.5 *	-	57.8 *	5.5 *
非 鉄 金 属 製 造 業	[6.6]	100.0	47.2	-	16.0	7.8	29.1
金 属 製 品 製 造 業	[2.9]	100.0 *	35.8 *	-	35.8 *	14.2 *	14.2 *
(機 械 関 連 製 造 業)	[1.9]	100.0	54.3	7.9	4.6	2.3	30.9
は ん 用 機 械 器 具 製 造 業	[0.1]	100.0 *	100.0 *	-	-	-	-
生 産 用 機 械 器 具 製 造 業	[2.8]	100.0 *	69.1 *	-	-	-	30.9 *
業 務 用 機 械 器 具 製 造 業	[3.9]	100.0 *	43.7 *	-	27.7 *	2.5 *	26.1 *
電 子 部 品 ・ デ バ イ ス ・ 電 子 回 路 製 造 業	[2.2]	100.0 *	32.3 *	-	-	-	67.7 *
電 気 機 械 器 具 製 造 業	[2.3]	100.0 *	30.5 *	38.6 *	-	-	30.8 *
情 報 通 信 機 械 器 具 製 造 業	[1.3]	100.0 *	55.0 *	-	-	45.0 *	-
輸 送 用 機 械 器 具 製 造 業	[0.7]	100.0 *	91.5 *	-	-	8.5 *	-
電 気 ・ ガ ス ・ 熱 供 給 ・ 水 道 業	[2.7]	100.0 *	19.4 *	-	-	14.4 *	66.1 *
情 報 通 信 業	[-]	-	-	-	-	-	-
通 信 業	[-]	-	-	-	-	-	-
放 送 業	[-]	-	-	-	-	-	-
情 報 サ ー ビ ス 業	[-]	-	-	-	-	-	-
イ ン タ ー ネ ッ ト 附 連 サ ー ビ ス 業	[-]	-	-	-	-	-	-
映 像 ・ 音 声 ・ 文 字 情 報 制 作 業	[-]	-	-	-	-	-	-
運 輸 業、 道 郵 便 業	[0.3]	100.0 *	37.6 *	14.9 *	-	-	47.5 *
鉄 道 運 送 業	[-]	-	-	-	-	-	-
道 路 旅 客 運 送 業	[-]	-	-	-	-	-	-
道 路 貨 物 運 送 業	[-]	-	-	-	-	-	-
水 道 運 送 業	[2.4]	100.0 *	-	57.8 *	-	-	42.2 *
航 空 運 輸 業	[-]	-	-	-	-	-	-
倉 庫 業	[1.9]	100.0 *	84.0 *	16.0 *	-	-	-
運 輸 に 附 帯 す る サ ー ビ ス 業	[0.9]	100.0 *	-	-	-	-	100.0 *
郵 便 業 (信 書 便 事 業 を 含 む)	[-]	-	-	-	-	-	-

第10表-2-2 化学物質を製造又は譲渡・提供する際の容器・包装へのGHSラベルの表示状況別事業所割合(2-2)

(労働安全衛生法第57条には該当しないが、危険有害性がある化学物質)

(単位: %)

区 分	化学物質を製造又は 譲渡・提供している 事業所計 1)		表示状況				
			すべて表示 をしている	一部表示を している	譲渡・ 提供先から 求めが あれば表示 をしている	全く表示を していない	不明
卸売業、小売業	[2.6]	100.0	51.6	22.2	1.3	7.0	17.8
(繊維、飲食品その他卸売業)	[5.5]	100.0	71.6	3.3	0.1	-	24.9
各種商品の卸売業	[15.1]	100.0	57.9	28.8	6.6	-	6.6
上記以外の卸売業	[5.4]	100.0 *	71.8 *	2.9 *	-	-	25.2 *
(織物、飲食品その他小売業)	[1.3]	100.0	12.3	59.4	3.7	20.8	3.7
各種商品の小売業	[11.6]	100.0 *	6.6 *	89.4 *	-	-	4.0 *
機械器具小売業	[1.0]	100.0 *	100.0 *	-	-	-	-
その他の小売業	[2.9]	100.0 *	-	69.1 *	-	30.9 *	-
無店舗の小売業	[2.4]	100.0 *	-	-	53.8 *	-	46.2 *
上記以外の小売業	[0.0]	100.0 *	100.0 *	-	-	-	-
金融業、保険業	[-]	-	-	-	-	-	-
金融業、融	[-]	-	-	-	-	-	-
保 険 業	[-]	-	-	-	-	-	-
不動産業、物品賃貸業	[0.6]	100.0 *	100.0 *	-	-	-	-
不動産業	[-]	-	-	-	-	-	-
物品賃貸業	[1.4]	100.0 *	100.0 *	-	-	-	-
学術研究、専門・技術サービス業	[0.8]	100.0 *	67.8 *	-	32.2 *	-	-
宿泊業、飲食サービス業	[-]	-	-	-	-	-	-
宿泊業	[-]	-	-	-	-	-	-
飲食サービス業	[-]	-	-	-	-	-	-
生活関連サービス業、娯楽業	[0.5]	100.0 *	-	-	-	-	100.0 *
洗濯・理容・美容・浴場業	[1.5]	100.0 *	-	-	-	-	100.0 *
その他の生活関連サービス業	[-]	-	-	-	-	-	-
娯楽業	[-]	-	-	-	-	-	-
娯楽業(ゴルフ場除く。)	[-]	-	-	-	-	-	-
ゴルフ場	[-]	-	-	-	-	-	-
教育、学習支援業	[0.0]	100.0 *	100.0 *	-	-	-	-
医療、福祉	[0.0]	100.0 *	63.5 *	10.8 *	-	-	25.7 *
複合サービス事業	[1.9]	100.0 *	42.0 *	0.8 *	15.1 *	21.0 *	21.0 *
郵便局	[-]	-	-	-	-	-	-
協同組合(他に分類されないもの)	[2.7]	100.0 *	42.0 *	0.8 *	15.1 *	21.0 *	21.0 *
サービス業(他に分類されないもの)	[1.2]	100.0	14.8	3.4	22.0	39.4	20.4
(対事業所サービス業)	[1.0]	100.0 *	-	-	39.3 *	60.7 *	-
職業紹介・労働者派遣業	[-]	-	-	-	-	-	-
その他の事業サービス業	[1.3]	100.0 *	-	-	39.3 *	60.7 *	-
(対個人サービス業)	[3.2]	100.0 *	40.7 *	9.4 *	-	15.1 *	34.8 *
自動車整備業	[3.1]	100.0 *	33.9 *	-	-	33.1 *	33.1 *
機械等修理業(別掲を除く)	[3.2]	100.0 *	46.4 *	17.4 *	-	-	36.3 *
(対社会的サービス業)	[0.4]	100.0 *	-	-	-	-	100.0 *
廃棄物処理業	[0.2]	100.0 *	-	-	-	-	100.0 *
政治・経済・文化団体	[0.9]	100.0 *	-	-	-	-	100.0 *
宗教	[-]	-	-	-	-	-	-
その他のサービス業	[-]	-	-	-	-	-	-

注 : 1) []は、全事業所のうち「化学物質を製造又は譲渡・提供している事業所」の割合である。

第10表-3-1 化学物質を使用する際の容器・包装へのGHSラベルの表示状況別事業所割合(2-1)

(労働安全衛生法第57条に該当する化学物質)

(単位：%)

区 分	化学物質を使用している 事業所計 1)	表示状況					
		すべて表示 されている	一部表示 されている	譲渡・ 提供元に 対し求めた 場合には 表示されて いる	全く表示 されて いない	不明	
合 計	[6.5]	100.0	53.5	10.1	2.4	2.2	31.8
(企 業 規 模)							
5,000 人以上	[7.7]	100.0	41.4	13.8	0.4	0.4	44.0
1,000 ～ 4,999 人	[8.3]	100.0	68.9	12.0	5.6	1.8	11.7
300 ～ 999 人	[9.0]	100.0	54.7	12.1	0.9	4.9	27.3
100 ～ 299 人	[8.5]	100.0	55.9	11.3	2.9	0.9	29.0
50 ～ 99 人	[7.3]	100.0	62.3	8.4	1.1	1.6	26.7
30 ～ 49 人	[6.6]	100.0	60.0	3.9	2.4	1.4	32.4
10 ～ 29 人	[3.8]	100.0	41.0	8.1	2.9	2.9	45.1
(事 業 所 規 模)							
1,000 人以上	[47.5]	100.0	73.6	16.0	-	1.9	8.6
500 ～ 999 人	[34.5]	100.0	66.3	13.9	2.5	1.5	15.7
300 ～ 499 人	[28.1]	100.0	62.1	10.0	3.1	2.6	22.2
100 ～ 299 人	[19.5]	100.0	58.4	16.1	2.5	3.2	19.7
50 ～ 99 人	[11.7]	100.0	60.9	14.8	0.8	-	23.5
10 ～ 49 人	[4.8]	100.0	49.1	7.4	2.8	2.5	38.2
30 ～ 49 人	[7.0]	100.0	60.3	13.3	1.8	1.9	22.6
10 ～ 29 人	[4.4]	100.0	45.6	5.5	3.1	2.7	43.2
(産 業)							
農 業 ・ 林 業 (林 業 に 限 る 。)	[2.0]	100.0 *	18.3 *	-	34.9 *	-	46.8 *
鉱 業 ・ 採 石 業 ・ 砂 利 採 取 業	[9.1]	100.0	60.4	10.8	-	-	28.8
建 設 業	[9.8]	100.0	44.7	10.7	10.1	3.1	31.5
総 合 工 事 業	[8.5]	100.0	42.3	7.0	12.0	-	38.7
職 別 工 事 業 (設 備 工 事 業 を 除 く)	[12.3]	100.0	42.7	11.3	8.4	1.2	36.4
設 備 工 事 業	[10.5]	100.0	49.4	15.2	8.8	8.8	17.8
製 造 業	[23.6]	100.0	57.3	11.0	2.3	2.6	26.9
(消 費 関 連 製 造 業)	[16.8]	100.0	56.4	9.6	1.1	2.9	30.1
食 料 品 製 造 業 ・ 飲 料 ・ た ば こ ・ 飼 料 製 造 業	[13.1]	100.0	63.5	10.9	-	4.8	20.8
織 維 工 業	[13.0]	100.0	37.2	8.8	0.1	-	53.8
家 具 ・ 装 備 品 製 造 業	[22.7]	100.0	70.4	7.9	10.3	-	11.4
印 刷 ・ 同 関 連 業	[30.2]	100.0	52.4	6.9	0.2	3.5	37.1
な め し 革 ・ 同 製 品 ・ 毛 皮 製 造 業	[14.7]	100.0	41.5	22.9	-	-	35.7
そ の 他 の 製 造 業	[18.4]	100.0	57.7	12.3	2.6	-	27.4
(非 金 属 系 素 材 関 連 製 造 業)	[27.9]	100.0	58.1	9.9	1.0	2.8	28.3
木 材 ・ 木 製 品 製 造 業 (家 具 を 除 く)	[17.2]	100.0	54.4	-	-	1.8	43.8
パ ル プ ・ 紙 ・ 紙 加 工 品 製 造 業	[21.2]	100.0	53.6	5.9	-	5.0	35.5
化 学 工 業	[48.2]	100.0	62.7	12.8	-	1.5	23.0
石 油 製 品 ・ 石 炭 製 品 製 造 業	[42.1]	100.0	53.8	3.1	4.1	11.3	27.6
プ ラ ス チ ッ ク 製 品 製 造 業 (別 掲 を 除 く)	[22.8]	100.0	49.1	16.0	1.7	-	25.2
ゴ ム 製 品 製 造 業	[44.3]	100.0	57.5	5.5	5.5	7.4	32.0
窯 業 ・ 土 石 製 品 製 造 業	[22.3]	100.0	60.8	5.5	-	4.0	29.8
(金 属 系 素 材 関 連 製 造 業)	[29.2]	100.0	59.0	11.5	5.5	3.2	20.8
鉄 業	[23.0]	100.0	47.0	16.7	4.2	4.2	27.8
非 鉄 金 属 製 造 業	[33.8]	100.0	58.0	5.0	2.1	-	34.9
金 属 製 品 製 造 業	[29.9]	100.0	61.2	11.7	6.2	3.5	17.4
(機 械 関 連 製 造 業)	[24.9]	100.0	56.2	12.6	2.3	1.9	27.0
は ん 用 機 械 器 具 製 造 業	[20.5]	100.0	65.0	14.3	-	1.3	19.4
生 産 用 機 械 器 具 製 造 業	[19.5]	100.0	54.7	14.1	0.4	4.6	26.2
業 務 用 機 械 器 具 製 造 業	[29.9]	100.0	49.2	19.0	3.1	0.3	28.4
電 子 部 品 ・ デ バ イ ス ・ 電 子 回 路 製 造 業	[38.2]	100.0	56.8	14.2	4.7	3.2	21.2
電 気 機 械 器 具 製 造 業	[23.4]	100.0	41.7	15.3	3.2	0.4	39.4
情 報 通 信 機 械 器 具 製 造 業	[37.4]	100.0	58.6	16.4	1.5	3.6	20.0
輸 送 用 機 械 器 具 製 造 業	[24.6]	100.0	67.1	2.4	2.8	-	27.6
電 気 ・ ガ ス ・ 熱 供 給 ・ 水 道 業	[26.9]	100.0	59.0	19.0	-	1.9	20.0
情 報 通 信 業	[0.6]	100.0 *	1.6 *	-	-	-	98.4 *
通 信 業	[-]	-	-	-	-	-	-
放 送 業	[-]	-	-	-	-	-	-
情 報 サ ー ビ ス 業	[-]	-	-	-	-	-	-
イ ン タ ー ネ ッ ト 附 随 サ ー ビ ス 業	[0.7]	100.0 *	-	-	-	-	100.0 *
映 像 ・ 音 声 ・ 文 字 情 報 制 作 業	[0.7]	100.0 *	7.0 *	-	-	-	93.0 *
運 輸 業	[1.9]	100.0	58.6	20.7	1.7	-	19.1
鉄 道 業	[12.8]	100.0	69.9	9.0	1.3	-	19.8
道 路 旅 客 運 送 業	[1.9]	100.0 *	67.3 *	-	-	-	32.7 *
道 路 貨 物 運 送 業	[0.4]	100.0 *	-	100.0 *	-	-	-
水 路 運 送 業	[1.0]	100.0 *	100.0 *	-	-	-	-
航 空 運 送 業	[9.9]	100.0 *	52.1 *	13.0 *	11.1 *	-	23.8 *
倉 庫 業	[4.4]	100.0 *	93.2 *	-	6.8 *	-	-
運 輸 に 附 帯 す る サ ー ビ ス 業	[3.6]	100.0 *	48.1 *	25.9 *	-	-	26.0 *
郵 便 業 (信 書 便 事 業 を 含 む)	[20.3]	100.0	45.4	-	-	-	54.6

第10表-3-1 化学物質を使用する際の容器・包装へのGHSラベルの表示状況別事業所割合(2-2)

(労働安全衛生法第57条に該当する化学物質)

(単位：%)

区 分	化学物質を使用している 事業所計 1)		表示状況				
			すべて表示 されている	一部表示 されている	譲渡・ 提供元に 対し求めた 場合には 表示されて いる	全く表示 されて いない	不明
卸 売 業 ， 小 売 業 (織 維 、 飲 食 料 品 そ の 他 卸 売 業)	[3.2]	100.0	32.8	14.9	0.0	0.9	51.4
各 種 商 品 卸 売 業	[1.8]	100.0 *	23.2 *	8.6 *	-	-	68.3 *
上 記 以 外 の 卸 売 業	[1.0]	100.0 *	-	-	-	-	100.0 *
(織 物 、 飲 食 料 品 そ の 他 小 売 業)	[1.8]	100.0 *	23.2 *	8.6 *	-	-	68.2 *
各 種 商 品 小 売 業	[3.9]	100.0	34.9	16.3	0.0	1.0	47.7
機 械 器 具 小 売 業	[7.2]	100.0 *	78.3 *	-	-	-	21.7 *
そ の 他 の 小 売 業	[10.2]	100.0	49.5	10.0	-	-	40.5
無 店 舗 の 小 売 業	[2.8]	100.0 *	0.2 *	60.0 *	0.2 *	-	39.7 *
上 記 以 外 の 小 売 業	[4.6]	100.0 *	40.5 *	-	-	23.8 *	35.7 *
金 融 業 ， 保 険 業	[2.7]	100.0 *	37.3 *	-	-	-	62.7 *
金 融 業 ， 融 保 業	[-]	-	-	-	-	-	-
保 険 業	[-]	-	-	-	-	-	-
不 動 産 業 ， 物 品 賃 貸 業	[-]	-	-	-	-	-	-
不 動 産 賃 貸 業	[2.7]	100.0 *	50.0 *	10.6 *	-	-	39.4 *
物 品 賃 貸 業	[1.7]	100.0 *	50.0 *	-	-	-	50.0 *
学 術 研 究 ， 専 門 ・ 技 術 サ ー ビ ス 業	[4.2]	100.0 *	50.0 *	16.4 *	-	-	33.6 *
宿 泊 業 ， 飲 食 サ ー ビ ス 業	[10.8]	100.0	52.8	12.4	2.5	-	32.3
宿 泊 サ ー ビ ス 業	[2.3]	100.0 *	61.4 *	-	-	0.1 *	38.6 *
飲 食 サ ー ビ ス 業	[1.6]	100.0 *	-	-	-	0.8 *	99.2 *
生 活 関 連 サ ー ビ ス 業 ， 娯 楽 業	[2.4]	100.0 *	66.0 *	-	-	-	34.0 *
洗 濯 ・ 理 容 ・ 美 容 ・ 浴 場 業	[3.2]	100.0	64.6	-	-	-	35.4
そ の 他 の 生 活 関 連 サ ー ビ ス 業	[6.2]	100.0 *	88.2 *	-	-	-	11.8 *
娯 楽 業	[1.3]	100.0 *	-	-	-	-	100.0 *
娯 楽 業 (ゴ ル フ 場 除 く 。)	[2.0]	100.0 *	34.9 *	-	-	-	65.1 *
ゴ ル フ 場	[2.1]	100.0 *	36.3 *	-	-	-	63.7 *
教 育 ， 学 習 支 援 業	[1.0]	100.0 *	7.1 *	-	-	-	92.9 *
医 療 ， 福 祉 社 会 事 業	[3.2]	100.0	55.1	3.3	-	12.7	29.0
複 合 サ ー ビ ス 事 業	[2.6]	100.0	55.8	3.5	1.1	4.1	35.4
郵 便 局	[2.2]	100.0	50.5	-	-	-	49.5
協 同 組 合 (他 に 分 類 さ れ な い も の)	[6.0]	100.0	61.5	-	-	-	38.5
サ ー ビ ス 業 (他 に 分 類 さ れ な い も の)	[0.6]	100.0 *	-	-	-	-	100.0 *
(対 事 業 所 サ ー ビ ス 業)	[9.4]	100.0	65.2	7.0	0.4	1.0	26.4
職 業 紹 介 ・ 労 働 者 派 遣 業	[7.4]	100.0	71.2	5.5	-	-	23.4
そ の 他 の 事 業 サ ー ビ ス 業	[-]	-	-	-	-	-	-
(対 個 人 サ ー ビ ス 業)	[9.4]	100.0	71.2	5.5	-	-	23.4
自 動 車 整 備 業	[23.0]	100.0	60.5	4.7	1.3	2.1	31.4
機 械 等 修 理 業 (別 掲 を 除 く)	[25.4]	100.0	59.7	0.8	-	4.0	35.5
(対 社 会 的 サ ー ビ ス 業)	[21.0]	100.0	61.3	8.8	2.7	0.1	27.1
廃 棄 物 処 理 業	[6.6]	100.0	55.7	16.8	-	1.9	25.6
政 治 ・ 経 済 ・ 文 化 団 体	[12.1]	100.0	60.6	18.7	-	2.1	18.7
宗 教	[1.7]	100.0 *	1.2 *	-	-	-	98.8 *
そ の 他 の サ ー ビ ス 業	[-]	-	-	-	-	-	-
	[1.0]	100.0 *	100.0 *	-	-	-	-

注：1) []は、全事業所のうち「化学物質を使用している事業所」の割合である。

第10表-3-2 化学物質を使用する際の容器・包装へのGHSラベルの表示状況別事業所割合(2-1)

(労働安全衛生法第57条には該当しないが、危険有害性がある化学物質)

(単位：%)

区 分		化学物質を使用している 事業所計 1)	表示状況					
			すべて表示 されている	一部表示 されている	譲渡・ 提供元に 対し求めた 場合には 表示されて いる	全く表示 されて いない	不明	
合 計		[6.5]	100.0	45.1	14.9	6.8	3.0	30.3
(企 業 規 模)								
5,000 人以上		[7.7]	100.0	46.0	21.5	10.4	0.4	21.8
1,000 ～ 4,999 人		[8.3]	100.0	52.6	19.1	6.3	2.2	19.7
300 ～ 999 人		[9.0]	100.0	40.6	17.7	5.6	2.9	33.2
100 ～ 299 人		[8.5]	100.0	49.1	17.0	3.3	2.9	27.7
50 ～ 99 人		[7.3]	100.0	53.3	14.0	1.2	2.0	29.5
30 ～ 49 人		[6.6]	100.0	45.1	3.5	18.4	4.5	28.4
10 ～ 29 人		[3.8]	100.0	36.6	10.0	5.8	4.8	42.8
(事 業 所 規 模)								
1,000 人以上		[47.5]	100.0	50.7	30.6	1.4	4.0	13.3
500 ～ 999 人		[34.5]	100.0	42.8	23.8	6.1	2.9	24.3
300 ～ 499 人		[28.1]	100.0	60.9	15.1	5.5	1.4	17.0
100 ～ 299 人		[19.5]	100.0	40.3	25.0	4.8	3.6	26.3
50 ～ 99 人		[11.7]	100.0	46.0	19.7	3.0	0.5	30.7
10 ～ 49 人		[4.8]	100.0	45.0	10.8	8.4	3.5	32.3
30 ～ 49 人		[7.0]	100.0	46.0	13.1	8.4	4.0	28.5
10 ～ 29 人		[4.4]	100.0	44.6	10.0	8.4	3.4	33.5
(産 業)								
農 業 、 林 業 (林 業 に 限 る 。)		[2.0]	100.0 *	-	-	18.3 *	-	81.7 *
鉱 業 、 採 石 業 、 砂 利 採 取 業		[9.1]	100.0	32.8	9.0	8.3	2.6	47.4
建 設 業		[9.8]	100.0	32.7	9.3	20.6	3.1	34.4
総 合 工 事 業		[8.5]	100.0	23.6	0.1	36.4	-	39.9
職 別 工 事 業 (設 備 工 事 業 を 除 く)		[12.3]	100.0	45.7	25.1	8.4	1.2	19.7
設 備 工 事 業		[10.5]	100.0	34.6	9.2	8.8	8.8	38.5
製 造 業		[23.6]	100.0	44.1	16.3	5.1	3.9	30.6
(消 費 関 連 製 造 業)		[16.8]	100.0	48.5	20.2	2.3	5.2	23.8
食 料 品 製 造 業 ・ 飲 料 ・ た ば こ ・ 飼 料 製 造 業		[13.1]	100.0	66.3	22.4	0.1	4.8	6.4
織 維 工 業		[13.0]	100.0	23.9	18.0	4.0	17.3	36.8
家 具 ・ 装 備 品 製 造 業		[22.7]	100.0	42.8	7.9	1.5	-	47.8
印 刷 ・ 同 関 連 業		[30.2]	100.0	43.2	20.5	2.0	3.5	30.7
な め し 革 ・ 同 製 品 ・ 毛 皮 製 造 業		[14.7]	100.0	20.6	29.9	-	-	49.5
そ の 他 の 製 造 業		[18.4]	100.0	35.0	21.1	9.8	0.3	33.9
(非 金 属 系 素 材 関 連 製 造 業)		[27.9]	100.0	43.9	12.9	8.2	2.2	32.9
木 材 ・ 木 製 品 製 造 業 (家 具 を 除 く)		[17.2]	100.0	32.9	-	11.4	1.8	54.0
パ ル プ ・ 紙 ・ 紙 加 工 品 製 造 業		[21.2]	100.0	29.5	8.5	12.3	-	49.8
化 学 工 業		[48.2]	100.0	54.3	14.0	3.4	-	28.3
石 油 製 品 ・ 石 炭 製 品 製 造 業		[42.1]	100.0	42.1	12.4	1.0	5.7	38.8
プ ラ ス チ ッ ク 製 品 製 造 業 (別 掲 を 除 く)		[22.8]	100.0	39.4	19.5	13.9	3.0	24.3
ゴ ム 製 品 製 造 業		[44.3]	100.0	47.2	10.7	8.1	5.0	29.0
窯 業 ・ 土 石 製 品 製 造 業		[22.3]	100.0	43.3	10.2	5.7	4.0	36.8
(金 属 系 素 材 関 連 製 造 業)		[29.2]	100.0	44.7	18.0	8.7	3.5	25.2
鉄 業		[23.0]	100.0	36.2	18.7	6.5	4.2	34.3
非 鉄 金 属 製 造 業		[33.8]	100.0	51.9	9.4	4.6	2.5	31.7
金 属 製 品 製 造 業		[29.9]	100.0	45.1	19.2	9.7	3.5	22.6
(機 械 関 連 製 造 業)		[24.9]	100.0	40.8	15.1	2.5	4.6	36.9
は ん 用 機 械 器 具 製 造 業		[20.5]	100.0	52.5	22.1	1.3	4.2	20.0
生 産 用 機 械 器 具 製 造 業		[19.5]	100.0	36.6	12.8	0.4	7.1	43.1
業 務 用 機 械 器 具 製 造 業		[29.9]	100.0	28.9	23.1	-	4.2	43.7
電 子 部 品 ・ デ バ イ ス ・ 電 子 回 路 製 造 業		[38.2]	100.0	41.3	17.5	10.2	3.2	27.8
電 気 機 械 器 具 製 造 業		[23.4]	100.0	38.5	18.2	3.2	4.4	35.7
情 報 通 信 機 械 器 具 製 造 業		[37.4]	100.0	50.6	17.0	1.5	0.6	30.3
輸 送 用 機 械 器 具 製 造 業		[24.6]	100.0	44.1	5.5	0.3	5.0	45.1
電 気 ・ ガ ス ・ 熱 供 給 ・ 水 道 業		[26.9]	100.0	48.3	25.6	6.4	1.9	17.8
情 報 通 信 業		[0.6]	100.0 *	78.4 *	21.6 *	-	-	-
通 信 業		[-]	-	-	-	-	-	-
放 送 業		[-]	-	-	-	-	-	-
情 報 サ ー ビ ス 業		[0.7]	100.0 *	100.0 *	-	-	-	-
イ ン タ ー ネ ッ ト 附 随 サ ー ビ ス 業		[-]	-	-	-	-	-	-
映 像 ・ 音 声 ・ 文 字 情 報 制 作 業		[0.7]	100.0 *	7.0 *	93.0 *	-	-	-
運 輸 業 、 道 郵 便 業		[1.9]	100.0	48.6	20.9	1.4	6.0	23.1
鉄 道 客 運 送 業		[12.8]	100.0	59.3	18.9	1.3	1.1	19.5
道 路 旅 客 運 送 業		[1.9]	100.0 *	87.4 *	-	-	-	12.6 *
道 路 貨 物 運 送 業		[0.4]	100.0 *	-	100.0 *	-	-	-
水 運 業		[1.0]	100.0 *	100.0 *	-	-	-	-
航 空 運 輸 業		[9.9]	100.0 *	40.9 *	36.8 *	-	-	22.3 *
倉 庫 業		[4.4]	100.0 *	62.7 *	15.2 *	6.8 *	-	15.2 *
運 輸 に 附 帯 す る サ ー ビ ス 業		[3.6]	100.0 *	22.3 *	-	-	25.9 *	51.9 *
郵 便 業 (信 書 便 事 業 を 含 む)		[20.3]	100.0	72.7	-	-	-	27.3

第10表-3-2 化学物質を使用する際の容器・包装へのGHSラベルの表示状況別事業所割合(2-2)

(労働安全衛生法第57条には該当しないが、危険有害性がある化学物質)

(単位：%)

区 分	化学物質を使用している 事業所計 1)		表示状況				
			すべて表示 されている	一部表示 されている	譲渡・ 提供元に 対し求めた 場合には 表示されて いる	全く表示 されて いない	不明
卸 売 業 ， 小 売 業 (織 維 、 飲 食 料 品 そ の 他 卸 売 業)	[3.2]	100.0	34.9	22.5	1.3	-	41.3
(織 維 、 飲 食 料 品 そ の 他 卸 売 業)	[1.8]	100.0 *	60.7 *	9.6 *	-	-	29.8 *
各 種 商 品 卸 売 業	[1.0]	100.0 *	-	-	-	-	100.0 *
上 記 以 外 の 卸 売 業	[1.8]	100.0 *	60.8 *	9.6 *	-	-	29.6 *
(織 物 、 飲 食 料 品 そ の 他 小 売 業)	[3.9]	100.0	29.3	25.3	1.6	-	43.8
各 種 商 品 小 売 業	[7.2]	100.0 *	57.6 *	-	-	-	42.4 *
機 械 器 具 小 売 業	[10.2]	100.0	30.6	29.8	-	-	39.6
そ の 他 の 小 売 業	[2.8]	100.0 *	0.2 *	60.0 *	-	-	39.9 *
無 店 舗 小 売 業	[4.6]	100.0 *	-	-	35.7 *	-	64.3 *
上 記 以 外 の 小 売 業	[2.7]	100.0 *	46.4 *	5.7 *	-	-	47.9 *
金 融 業 ， 保 険 業	[-]	-	-	-	-	-	-
金 業 ， 融 保 業	[-]	-	-	-	-	-	-
不 動 産 業 ， 物 品 賃 貸 業	[2.7]	100.0 *	39.4 *	10.6 *	21.6 *	-	28.4 *
不 動 産 賃 貸 業	[1.7]	100.0 *	50.0 *	-	-	-	50.0 *
物 品 賃 貸 業	[4.2]	100.0 *	33.6 *	16.4 *	33.6 *	-	16.4 *
学 術 研 究 ， 専 門 ・ 技 術 サ ー ビ ス 業	[10.8]	100.0	49.2	25.8	2.5	-	22.5
宿 泊 業 ， 飲 食 サ ー ビ ス 業	[2.3]	100.0 *	62.3 *	-	-	0.1 *	37.7 *
宿 泊 サ ー ビ ス 業	[1.6]	100.0 *	-	-	-	0.8 *	99.2 *
飲 食 サ ー ビ ス 業	[2.4]	100.0 *	67.0 *	-	-	-	33.0 *
生 活 関 連 サ ー ビ ス 業 ， 娯 楽 業	[3.2]	100.0	20.7	0.7	7.2	-	71.4
洗 濯 ・ 理 容 ・ 美 容 ・ 浴 場 業	[6.2]	100.0 *	31.4 *	-	11.6 *	-	57.1 *
そ の 他 の 生 活 関 連 サ ー ビ ス 業	[1.3]	100.0 *	-	9.5 *	-	-	90.5 *
娯 楽 業	[2.0]	100.0 *	5.6 *	-	0.8 *	-	93.6 *
娯 楽 業 (ゴ ル フ 場 除 く)	[2.1]	100.0 *	0.8 *	-	0.8 *	-	98.3 *
ゴ ル フ 場	[1.0]	100.0 *	100.0 *	-	-	-	-
教 育 ， 学 習 支 援 業	[3.2]	100.0	47.3	18.8	-	12.7	21.2
医 療 ， 福 祉 社	[2.6]	100.0	68.1	3.3	18.9	0.4	9.4
複 合 サ ー ビ ス 事 業	[2.2]	100.0	40.5	-	-	-	59.5
郵 便 局	[6.0]	100.0	49.4	-	-	-	50.6
協 同 組 合 (他 に 分 類 さ れ な い も の)	[0.6]	100.0 *	-	-	-	-	100.0 *
サ ー ビ ス 業 (他 に 分 類 さ れ な い も の)	[9.4]	100.0	60.3	13.5	6.1	5.3	14.8
(対 事 業 所 サ ー ビ ス 業)	[7.4]	100.0	63.5	16.5	6.5	9.0	4.4
職 業 紹 介 ・ 労 働 者 派 遣 業	[-]	-	-	-	-	-	-
そ の 他 の 事 業 サ ー ビ ス 業	[9.4]	100.0	63.5	16.5	6.5	9.0	4.4
(対 個 人 サ ー ビ ス 業)	[23.0]	100.0	57.7	7.4	6.3	2.1	26.5
自 動 車 整 備 業	[25.4]	100.0	52.9	0.8	4.0	4.0	38.3
機 械 等 修 理 業 (別 掲 を 除 く)	[21.0]	100.0	62.8	14.3	8.7	0.1	14.1
(対 社 会 的 サ ー ビ ス 業)	[6.6]	100.0	55.2	17.0	4.4	-	23.4
廃 棄 物 処 理 業	[12.1]	100.0	56.5	18.7	-	-	24.9
政 治 ・ 経 済 ・ 文 化 団 体	[1.7]	100.0 *	48.7 *	1.2 *	50.1 *	-	-
宗 教	[-]	-	-	-	-	-	-
そ の 他 の サ ー ビ ス 業	[1.0]	100.0 *	-	-	-	-	100.0 *

注：1) []は、全事業所のうち「化学物質を使用している事業所」の割合である。

第10表-4-1 化学物質を製造又は譲渡・提供する際の安全データシート（SDS）の交付状況別事業所割合(2-1)

(労働安全衛生法第57条の2に該当する化学物質)

(単位：%)

区 分	化学物質を製造又は 譲渡・提供している 事業所計 1)	交付状況					不明
		すべての 製品に交付 している (※過去に 交付済みの 製品を 含む)	一部の製品 について 交付して いる	譲渡・ 提供先から 求めがあれば 交付して いる	全く交付 していない		
合 計	[1.4]	100.0	49.1	2.8	27.4	2.6	18.1
(企 業 規 模)							
5,000人以上	[2.0]	100.0	13.2	6.1	37.7	0.2	42.8
1,000～4,999人	[1.5]	100.0	86.7	6.8	5.1	-	1.4
300～999人	[1.9]	100.0	82.3	0.1	9.8	-	7.8
100～299人	[0.9]	100.0	58.3	6.3	27.8	2.9	4.8
50～99人	[2.7]	100.0	15.3	-	51.3	11.3	22.1
30～49人	[2.1]	100.0	56.0	0.3	19.9	0.9	22.9
10～29人	[0.8]	100.0	50.8	3.4	29.5	1.3	15.0
(事 業 所 規 模)							
1,000人以上	[6.5]	100.0	63.2	8.7	1.8	3.0	23.4
500～999人	[3.2]	100.0	81.9	1.8	6.1	-	10.2
300～499人	[3.9]	100.0	72.8	0.4	0.3	-	26.5
100～299人	[3.3]	100.0	56.7	18.0	22.7	-	2.6
50～99人	[1.2]	100.0	46.0	0.3	20.5	23.0	10.2
10～49人	[1.3]	100.0	47.3	1.1	29.9	1.1	20.7
30～49人	[2.2]	100.0	32.4	-	37.8	1.0	28.7
10～29人	[1.2]	100.0	53.0	1.5	26.8	1.1	17.6
(産 業)							
農業、林業（林業に限る。）	[-]	-	-	-	-	-	-
鉱業、採石業、砂利採取業	[4.6]	100.0 *	30.6 *	-	16.1 *	-	53.3 *
建設業	[1.3]	100.0 *	56.9 *	-	-	-	43.1 *
総合工事業	[1.5]	100.0 *	66.0 *	-	-	-	34.0 *
職別工事業（設備工事業を除く）	[1.0]	100.0 *	100.0 *	-	-	-	-
設備工事業	[1.0]	100.0 *	1.2 *	-	-	-	98.8 *
製造業	[4.2]	100.0	55.0	4.0	28.9	1.0	11.1
(消費関連製造業)	[0.8]	100.0	29.8	1.1	57.7	-	11.4
食料品製造業、飲料・たばこ・飼料製造業	[0.8]	100.0 *	-	-	94.5 *	-	5.5 *
繊維工業	[0.1]	100.0 *	50.0 *	21.4 *	28.6 *	-	-
家具・装備品製造業	[2.4]	100.0 *	3.7 *	-	48.1 *	-	48.1 *
印刷・同関連業	[1.1]	100.0 *	96.0 *	4.0 *	-	-	-
なめし革・同製品・毛皮製造業	[1.1]	100.0 *	-	-	50.0 *	-	50.0 *
その他の製造業	[0.7]	100.0 *	100.0 *	-	-	-	-
(非金属系素材関連製造業)	[13.0]	100.0	61.4	5.7	19.4	1.0	12.5
木材・木製品製造業（家具を除く）	[0.6]	100.0 *	50.0 *	50.0 *	-	-	-
パルプ・紙・紙加工品製造業	[1.1]	100.0 *	-	-	-	-	100.0 *
化学工業	[46.1]	100.0	70.7	5.1	20.5	-	3.8
石油製品・石炭製品製造業	[46.6]	100.0	52.6	5.2	25.5	-	16.6
プラスチック製品製造業（別掲を除く）	[4.6]	100.0	30.9	-	45.1	-	24.0
ゴム製品製造業	[11.4]	100.0	33.7	11.4	16.1	19.1	19.5
窯業・土石製品製造業	[9.9]	100.0	63.6	9.0	-	-	27.4
(金属系素材関連製造業)	[3.1]	100.0	35.1	-	53.8	2.4	8.7
鉄業	[1.7]	100.0 *	42.2 *	-	-	-	57.8 *
非鉄金属製造業	[6.6]	100.0	30.0	-	42.9	11.0	16.2
金属製品製造業	[2.9]	100.0 *	35.8 *	-	64.2 *	-	-
(機械関連製造業)	[1.9]	100.0	50.1	-	43.4	0.5	6.0
はん用機械器具製造業	[0.1]	100.0 *	100.0 *	-	-	-	-
生産用機械器具製造業	[2.8]	100.0 *	49.3 *	-	50.7 *	-	-
業務用機械器具製造業	[3.9]	100.0 *	48.6 *	-	51.4 *	-	-
電子部品・デバイス・電子回路製造業	[2.2]	100.0 *	32.3 *	-	67.7 *	-	-
電気機械器具製造業	[2.3]	100.0 *	42.3 *	-	32.8 *	-	24.9 *
情報通信機械器具製造業	[1.3]	100.0 *	45.0 *	-	-	18.3 *	36.7 *
輸送用機械器具製造業	[0.7]	100.0 *	100.0 *	-	-	-	-
電気・ガス・熱供給・水道業	[2.7]	100.0 *	28.9 *	-	37.3 *	-	33.9 *
情報通信業	[-]	-	-	-	-	-	-
放送業	[-]	-	-	-	-	-	-
情報サービス業	[-]	-	-	-	-	-	-
インターネット附属サービス業	[-]	-	-	-	-	-	-
映像・音声・文字情報制作業	[-]	-	-	-	-	-	-
運輸業、郵便業	[0.3]	100.0 *	100.0 *	-	-	-	-
鉄道路線客運送業	[-]	-	-	-	-	-	-
道路貨物運送業	[-]	-	-	-	-	-	-
水路運送業	[-]	-	-	-	-	-	-
航空運輸業	[2.4]	100.0 *	100.0 *	-	-	-	-
倉庫業	[-]	-	-	-	-	-	-
運輸に附帯するサービス業	[1.9]	100.0 *	100.0 *	-	-	-	-
郵便業（信郵便事業を含む）	[0.9]	100.0 *	100.0 *	-	-	-	-
	[-]	-	-	-	-	-	-

第10表-4-1 化学物質を製造又は譲渡・提供する際の安全データシート（SDS）の交付状況別事業所割合(2-2)

(労働安全衛生法第57条の2に該当する化学物質)

(単位：%)

区 分	化学物質を製造又は 譲渡・提供している 事業所計 1)	交付状況					
		すべての 製品に交付 している (※過去に 交付済みの 製品を 含む)	一部の製品 について 交付して いる	譲渡・ 提供先から 求めがあれ ば交付して いる	全く交付 していない	不明	
卸 売 業	[2.6]	100.0	43.9	1.9	34.3	-	19.9
（ 織 維 、 飲 食 料 品 そ の 他 卸 売 業 ）	[5.5]	100.0	58.3	2.9	19.7	-	19.1
各 種 商 品 の 卸 売 業	[15.1]	100.0	62.9	-	37.1	-	-
上 記 以 外 の 卸 売 業	[5.4]	100.0 *	58.3 *	2.9 *	19.4 *	-	19.4 *
（ 織 物 、 飲 食 料 品 そ の 他 小 売 業 ）	[1.3]	100.0	15.5	-	63.1	-	21.4
各 種 商 品 の 小 売 業	[11.6]	100.0 *	6.6 *	-	89.4 *	-	4.0 *
機 械 器 具 の 小 売 業	[1.0]	100.0 *	100.0 *	-	-	-	-
そ の 他 の 小 売 業	[2.9]	100.0 *	-	-	69.1 *	-	30.9 *
無 店 舗 の 小 売 業	[2.4]	100.0 *	46.2 *	-	53.8 *	-	-
上 記 以 外 の 小 売 業	[0.0]	100.0 *	100.0 *	-	-	-	-
金 融 業	[-]	-	-	-	-	-	-
保 険 業	[-]	-	-	-	-	-	-
金 保 険 業	[-]	-	-	-	-	-	-
不 動 産 業	[0.6]	100.0 *	-	-	-	-	100.0 *
物 品 賃 貸 業	[-]	-	-	-	-	-	-
物 品 賃 貸 業	[1.4]	100.0 *	-	-	-	-	100.0 *
学 術 研 究 ・ 専 門 ・ 技 術 サ ー ビ ス 業	[0.8]	100.0 *	67.8 *	32.2 *	-	-	-
宿 泊 業	[-]	-	-	-	-	-	-
宿 泊 業	[-]	-	-	-	-	-	-
飲 食 サ ー ビ ス 業	[-]	-	-	-	-	-	-
生 活 関 連 サ ー ビ ス 業	[0.5]	100.0 *	100.0 *	-	-	-	-
洗 濯 ・ 理 容 ・ 美 容 ・ 浴 場 業	[1.5]	100.0 *	100.0 *	-	-	-	-
そ の 他 の 生 活 関 連 サ ー ビ ス 業	[-]	-	-	-	-	-	-
娯 楽 業	[-]	-	-	-	-	-	-
娯 楽 業 （ ゴ ル フ 場 除 く 。 ）	[-]	-	-	-	-	-	-
ゴ ル フ 場	[-]	-	-	-	-	-	-
教 育 ・ 学 習 支 援 業	[0.0]	100.0 *	100.0 *	-	-	-	-
医 療 ・ 福 祉 社 会 福 祉 業	[0.0]	100.0 *	78.4 *	10.8 *	-	-	10.8 *
複 合 サ ー ビ ス 事 業	[1.9]	100.0 *	-	0.8 *	21.0 *	21.0 *	57.1 *
郵 便 局	[-]	-	-	-	-	-	-
協 同 組 合 （ 他 に 分 類 さ れ な い も の ）	[2.7]	100.0 *	-	0.8 *	21.0 *	21.0 *	57.1 *
サ ー ビ ス 業 （ 他 に 分 類 さ れ な い も の ）	[1.2]	100.0	30.4	-	14.4	39.4	15.8
（ 対 事 業 所 サ ー ビ ス 業 ）	[1.0]	100.0 *	31.8 *	-	-	60.7 *	7.6 *
職 業 紹 介 ・ 労 働 者 派 遣 業	[-]	-	-	-	-	-	-
そ の 他 の 事 業 サ ー ビ ス 業	[1.3]	100.0 *	31.8 *	-	-	60.7 *	7.6 *
（ 対 個 人 サ ー ビ ス 業 ）	[3.2]	100.0 *	13.5 *	-	39.6 *	15.1 *	31.9 *
自 動 車 整 備 業	[3.1]	100.0 *	-	-	66.1 *	33.1 *	0.8 *
機 械 等 修 理 業 （ 別 掲 を 除 く ）	[3.2]	100.0 *	24.7 *	-	17.4 *	-	57.9 *
（ 対 社 会 的 サ ー ビ ス 業 ）	[0.4]	100.0 *	100.0 *	-	-	-	-
廃 棄 物 処 理 業	[0.2]	100.0 *	100.0 *	-	-	-	-
政 治 ・ 経 済 ・ 文 化 団 体	[0.9]	100.0 *	100.0 *	-	-	-	-
宗 教 団 体	[-]	-	-	-	-	-	-
そ の 他 の サ ー ビ ス 業	[-]	-	-	-	-	-	-

注：1) []は、全事業所のうち「化学物質を製造又は譲渡・提供している事業所」の割合である。

第10表-4-2 化学物質を製造又は譲渡・提供する際の安全データシート（SDS）の交付状況別事業所割合(2-1)

(労働安全衛生法第57条の2には該当しないが、危険有害性がある化学物質)

(単位：%)

区 分	化学物質を製造又は 譲渡・提供している 事業所計 1)	交付状況					不明
		すべての 製品に交付 している (※過去に 交付済みの 製品を 含む)	一部の製品 について 交付して いる	譲渡・ 提供先から 求めがあれ ば交付して いる	全く交付 していない		
合 計	[1.4]	100.0	40.9	3.3	29.2	5.8	20.7
(企 業 規 模)							
5,000 人 以 上	[2.0]	100.0	53.0	0.6	44.0	0.6	1.8
1,000 ～ 4,999 人	[1.5]	100.0	24.1	6.9	4.2	0.3	64.5
300 ～ 999 人	[1.9]	100.0	66.2	3.7	17.4	0.1	12.7
100 ～ 299 人	[0.9]	100.0	36.4	9.7	19.2	2.9	31.9
50 ～ 99 人	[2.7]	100.0	12.0	0.2	44.3	29.1	14.4
30 ～ 49 人	[2.1]	100.0	52.9	-	27.5	-	19.6
10 ～ 29 人	[0.8]	100.0	39.5	5.6	32.5	2.4	20.0
(事 業 所 規 模)							
1,000 人 以 上	[6.5]	100.0	58.2	11.2	7.5	5.6	17.6
500 ～ 999 人	[3.2]	100.0	44.7	9.0	6.1	1.5	38.8
300 ～ 499 人	[3.9]	100.0	66.0	1.0	12.4	0.6	20.0
100 ～ 299 人	[3.3]	100.0	34.2	12.4	37.5	0.7	15.3
50 ～ 99 人	[1.2]	100.0	35.4	0.3	22.2	23.0	19.1
30 ～ 49 人	[1.3]	100.0	41.4	2.3	29.7	5.1	21.5
10 ～ 29 人	[2.2]	100.0	28.8	1.3	34.5	14.4	21.0
(産 業)	[1.2]	100.0	46.3	2.7	27.8	1.5	21.6
農 業 、 林 業 (林 業 に 限 る 。)	[-]	-	-	-	-	-	-
鉱 業 、 採 石 業 、 砂 利 採 取 業	[4.6]	100.0 *	9.0 *	-	-	-	91.0 *
建 設 業	[1.3]	100.0 *	56.5 *	-	20.7 *	-	22.8 *
総 合 工 事 業	[1.5]	100.0 *	66.0 *	-	34.0 *	-	-
職 別 工 事 業 (設 備 工 事 業 を 除 く)	[1.0]	100.0 *	99.1 *	-	-	-	0.9 *
設 備 工 事 業	[1.0]	100.0 *	-	-	-	-	100.0 *
製 造 業	[4.2]	100.0	42.4	7.1	25.2	1.3	24.0
(消 費 関 連 製 造 業)	[0.8]	100.0	30.4	1.1	7.8	0.5	60.2
食 料 品 製 造 業 、 飲 料 ・ た ば こ ・ 飼 料 製 造 業	[0.8]	100.0 *	-	-	-	-	100.0 *
織 維 工 業	[0.1]	100.0 *	50.0 *	21.4 *	28.6 *	-	-
家 具 ・ 装 備 品 製 造 業	[2.4]	100.0 *	3.7 *	-	48.1 *	-	48.1 *
印 刷 ・ 同 関 連 業	[1.1]	100.0 *	96.0 *	4.0 *	-	-	-
な め し 革 ・ 同 製 品 ・ 毛 皮 製 造 業	[1.1]	100.0 *	50.0 *	-	-	-	50.0 *
そ の 他 の 製 造 業	[0.7]	100.0 *	93.3 *	-	-	6.7 *	-
(非 金 属 系 素 材 関 連 製 造 業)	[13.0]	100.0	44.6	9.9	20.4	0.6	24.6
木 材 ・ 木 製 品 製 造 業 (家 具 を 除 く)	[0.6]	100.0 *	50.0 *	50.0 *	-	-	-
パ ル プ ・ 紙 ・ 紙 加 工 品 製 造 業	[1.1]	100.0 *	-	-	-	-	100.0 *
化 学 工 業	[46.1]	100.0	48.5	10.2	15.6	-	25.7
石 油 製 品 ・ 石 炭 製 品 製 造 業	[46.6]	100.0	43.9	7.2	25.5	0.9	22.6
プ ラ ス チ ッ ク 製 品 製 造 業 (別 掲 を 除 く)	[4.6]	100.0	28.1	-	67.8	-	4.1
ゴ ム 製 品 製 造 業	[11.4]	100.0	12.8	1.7	16.1	9.8	59.6
窯 業 ・ 土 石 製 品 製 造 業	[9.9]	100.0	54.4	18.0	9.0	-	18.5
(金 属 系 素 材 関 連 製 造 業)	[3.1]	100.0	34.4	0.5	52.7	6.9	5.6
鉄 業	[1.7]	100.0 *	31.1 *	5.5 *	5.5 *	57.8 *	-
非 鉄 金 属 製 品 製 造 業	[6.6]	100.0	31.2	-	35.5	7.8	25.5
金 属 製 品 製 造 業	[2.9]	100.0 *	35.8 *	-	64.2 *	-	-
(機 械 関 連 製 造 業)	[1.9]	100.0	43.2	1.2	35.3	0.9	19.5
は ん 用 機 械 器 具 製 造 業	[0.1]	100.0 *	100.0 *	-	-	-	-
生 産 用 機 械 器 具 製 造 業	[2.8]	100.0 *	49.3 *	-	50.7 *	-	-
業 務 用 機 械 器 具 製 造 業	[3.9]	100.0 *	43.7 *	-	27.7 *	2.5 *	26.1 *
電 子 部 品 ・ デ バ イ ス ・ 電 子 回 路 製 造 業	[2.2]	100.0 *	32.3 *	-	32.3 *	-	35.3 *
電 気 機 械 器 具 製 造 業	[2.3]	100.0 *	16.0 *	-	32.8 *	-	51.2 *
情 報 通 信 機 械 器 具 製 造 業	[1.3]	100.0 *	18.3 *	45.0 *	-	18.3 *	18.3 *
輸 送 用 機 械 器 具 製 造 業	[0.7]	100.0 *	100.0 *	-	-	-	-
電 気 ・ ガ ス ・ 熱 供 給 ・ 水 道 業	[2.7]	100.0 *	48.3 *	-	14.4 *	-	37.3 *
情 報 通 信 業	[-]	-	-	-	-	-	-
通 信 業	[-]	-	-	-	-	-	-
放 送 業	[-]	-	-	-	-	-	-
情 報 ナ ー ヲ ー ビ ス 業	[-]	-	-	-	-	-	-
イ ン タ ー ネ ッ ト 附 随 サ ー ビ ス 業	[-]	-	-	-	-	-	-
映 像 ・ 音 声 ・ 文 字 情 報 制 作 業	[-]	-	-	-	-	-	-
運 輸 業 、 道 郵 便 業	[0.3]	100.0 *	44.8 *	7.7 *	-	-	47.5 *
鉄 道 業	[-]	-	-	-	-	-	-
道 路 旅 客 運 送 業	[-]	-	-	-	-	-	-
道 路 貨 物 運 送 業	[-]	-	-	-	-	-	-
水 道 運 送 業	[2.4]	100.0 *	-	57.8 *	-	-	42.2 *
航 空 運 輸 業	[-]	-	-	-	-	-	-
倉 庫 業	[1.9]	100.0 *	100.0 *	-	-	-	-
運 輸 に 附 帯 す る サ ー ビ ス 業	[0.9]	100.0 *	-	-	-	-	100.0 *
郵 便 業 (信 書 便 事 業 を 含 む)	[-]	-	-	-	-	-	-

第10表-4-2 化学物質を製造又は譲渡・提供する際の安全データシート（SDS）の交付状況別事業所割合（2-2）

（労働安全衛生法第57条の2には該当しないが、危険有害性がある化学物質）

（単位：％）

区 分	化学物質を製造又は 譲渡・提供している 事業所計 1)		交付状況				
			すべての 製品に交付 している （※過去に 交付済みの 製品を 含む）	一部の製品 について 交付して いる	譲渡・ 提供先から 求めがあれ ば交付して いる	全く交付 していない	不明
卸 売 業 ， 小 売 業 （ 織 維 、 飲 食 料 品 そ の 他 卸 売 業 ）	[2.6]	100.0	40.7	0.2	36.2	7.0	15.9
各 種 商 品 卸 売 業	[5.5]	100.0	55.1	0.3	22.6	-	22.1
上 記 以 外 の 卸 売 業	[15.1]	100.0	36.6	19.7	37.1	-	6.6
（ 織 物 、 飲 食 料 品 そ の 他 小 売 業 ）	[5.4]	100.0 *	55.4 *	-	22.3 *	-	22.3 *
各 種 商 品 小 売 業	[1.3]	100.0	12.3	-	63.1	20.8	3.7
機 械 器 具 小 売 業	[11.6]	100.0 *	6.6 *	-	89.4 *	-	4.0 *
そ の 他 の 小 売 業	[1.0]	100.0 *	100.0 *	-	-	-	-
無 店 舗 の 小 売 業	[2.9]	100.0 *	-	-	69.1 *	30.9 *	-
上 記 以 外 の 小 売 業	[2.4]	100.0 *	-	-	53.8 *	-	46.2 *
金 融 業 ， 保 険 業	[0.0]	100.0 *	100.0 *	-	-	-	-
金 融 業	[-]	-	-	-	-	-	-
保 険 業	[-]	-	-	-	-	-	-
不 動 産 業 ， 物 品 賃 貸 業	[-]	-	-	-	-	-	-
不 動 産 業	[0.6]	100.0 *	100.0 *	-	-	-	-
物 品 賃 貸 業	[-]	-	-	-	-	-	-
学 術 研 究 ， 専 門 ・ 技 術 サ ー ビ ス 業	[1.4]	100.0 *	100.0 *	-	-	-	-
宿 泊 業 ， 飲 食 サ ー ビ ス 業	[0.8]	100.0 *	67.8 *	32.2 *	-	-	-
宿 泊 業	[-]	-	-	-	-	-	-
飲 食 サ ー ビ ス 業	[-]	-	-	-	-	-	-
生 活 関 連 サ ー ビ ス 業 ， 娯 楽 業	[-]	-	-	-	-	-	-
洗 濯 ・ 理 容 ・ 美 容 ・ 浴 場 業	[0.5]	100.0 *	-	-	-	-	100.0 *
そ の 他 の 生 活 関 連 サ ー ビ ス 業	[1.5]	100.0 *	-	-	-	-	100.0 *
娯 楽 業	[-]	-	-	-	-	-	-
娯 楽 業 （ ゴ ル フ 場 除 く ）	[-]	-	-	-	-	-	-
ゴ ル フ 場	[-]	-	-	-	-	-	-
教 育 ， 学 習 支 援 業	[-]	-	-	-	-	-	-
医 療 ， 福 祉 社	[0.0]	100.0 *	100.0 *	-	-	-	-
複 合 サ ー ビ ス 事 業 所	[0.0]	100.0 *	52.7 *	10.8 *	-	-	36.5 *
郵 便 局	[1.9]	100.0 *	-	0.8 *	57.1 *	21.0 *	21.0 *
協 同 組 合 （ 他 に 分 類 さ れ な い も の ）	[-]	-	-	-	-	-	-
サ ー ビ ス 業 （ 他 に 分 類 さ れ な い も の ）	[2.7]	100.0 *	-	0.8 *	57.1 *	21.0 *	21.0 *
（ 対 事 業 所 サ ー ビ ス 業 ）	[1.2]	100.0	14.6	-	31.0	39.4	14.9
職 業 紹 介 ・ 労 働 者 派 遣 業	[1.0]	100.0 *	-	-	39.3 *	60.7 *	-
そ の 他 の 事 業 サ ー ビ ス 業	[-]	-	-	-	-	-	-
（ 対 個 人 サ ー ビ ス 業 ）	[1.3]	100.0 *	-	-	39.3 *	60.7 *	-
自 動 車 整 備 業	[3.2]	100.0 *	25.2 *	-	24.9 *	15.1 *	34.8 *
機 械 等 修 理 業 （ 別 掲 を 除 く ）	[3.1]	100.0 *	-	-	33.9 *	33.1 *	33.1 *
（ 対 社 会 的 サ ー ビ ス 業 ）	[3.2]	100.0 *	46.4 *	-	17.4 *	-	36.3 *
廃 棄 物 処 理 業	[0.4]	100.0 *	70.5 *	-	-	-	29.5 *
政 治 ・ 経 済 ・ 文 化 団 体	[0.2]	100.0 *	-	-	-	-	100.0 *
教 育	[0.9]	100.0 *	100.0 *	-	-	-	-
そ の 他 の サ ー ビ ス 業	[-]	-	-	-	-	-	-
	[-]	-	-	-	-	-	-

注：1） []は、全事業所のうち「化学物質を製造又は譲渡・提供している事業所」の割合である。

第10表-5-1 化学物質を使用する際の安全データシート（ＳＤＳ）の交付状況別事業所割合(2-1)

(労働安全衛生法第57条の2に該当する化学物質)

(単位：％)

区 分		化学物質を使用している 事業所計 1)	交付状況					
			すべて交付 されている (※過去に 交付済みの 製品を 含む)	一部交付 されている	譲渡・ 提供元に 対し求めた 場合は交付 されている	全く交付 されて いない	不明	
合 計		[6.5]	100.0	54.5	7.0	8.5	4.7	25.4
(企 業 規 模)								
5,000 人 以 上		[7.7]	100.0	53.3	3.4	2.5	1.0	39.8
1,000 ～ 4,999 人		[8.3]	100.0	68.2	15.5	6.4	1.6	8.3
300 ～ 999 人		[9.0]	100.0	58.9	5.2	9.2	9.1	17.6
100 ～ 299 人		[8.5]	100.0	61.1	7.0	10.3	0.9	20.6
50 ～ 99 人		[7.3]	100.0	65.1	4.9	5.4	1.8	22.8
30 ～ 49 人		[6.6]	100.0	48.4	4.3	15.1	1.2	31.1
10 ～ 29 人		[3.8]	100.0	35.7	7.5	10.0	11.1	35.8
(事 業 所 規 模)								
1,000 人 以 上		[47.5]	100.0	72.1	16.7	2.6	0.3	8.4
500 ～ 999 人		[34.5]	100.0	69.4	9.1	4.0	1.7	15.9
300 ～ 499 人		[28.1]	100.0	60.5	10.5	4.3	1.9	22.7
100 ～ 299 人		[19.5]	100.0	61.8	9.2	9.7	2.2	17.1
50 ～ 99 人		[11.7]	100.0	65.1	6.2	3.2	1.1	24.3
10 ～ 49 人		[4.8]	100.0	48.9	6.2	10.1	6.5	28.3
30 ～ 49 人		[7.0]	100.0	56.7	6.1	10.1	2.5	24.7
10 ～ 29 人		[4.4]	100.0	46.3	6.3	10.1	7.8	29.5
(産 業)								
農 業 、 林 業 (林 業 に 限 る 。)		[2.0]	100.0 *	18.3 *	-	81.7 *	-	-
鉱 業 、 採 石 業 、 砂 利 採 取 業		[9.1]	100.0	69.8	-	19.3	2.6	8.3
建 設		[9.8]	100.0	39.6	7.0	15.1	-	38.2
総 合 工 事 業		[8.5]	100.0	25.9	0.1	16.5	-	57.5
職 別 工 事 業 (設 備 工 事 業 を 除 く)		[12.3]	100.0	51.1	8.4	9.5	-	31.0
設 備 工 事 業		[10.5]	100.0	49.1	15.2	17.8	-	17.9
製 造		[23.6]	100.0	57.7	8.4	8.3	2.7	22.8
(消 費 関 連 製 造 業)		[16.8]	100.0	50.7	9.6	4.4	5.9	29.4
食 料 品 製 造 業 ・ 飲 料 ・ た ば こ ・ 飼 料 製 造 業		[13.1]	100.0	53.6	15.5	-	8.2	22.7
織 維 工 業		[13.0]	100.0	30.8	8.8	6.5	8.1	45.7
家 具 ・ 装 備 品 製 造 業		[22.7]	100.0	57.7	5.0	25.8	-	11.4
印 刷 ・ 同 関 連 業		[30.2]	100.0	55.7	3.6	3.3	3.5	33.9
な め し 革 ・ 同 製 品 ・ 毛 皮 製 造 業		[14.7]	100.0	55.3	3.9	10.0	-	30.9
そ の 他 の 製 造 業		[18.4]	100.0	46.7	8.6	5.2	5.9	33.6
(非 金 属 系 素 材 関 連 製 造 業)		[27.9]	100.0	65.4	8.1	6.5	1.0	19.0
木 材 ・ 木 製 品 製 造 業 (家 具 を 除 く)		[17.2]	100.0	75.3	-	-	-	24.7
パ ル プ ・ 紙 ・ 紙 加 工 品 製 造 業		[21.2]	100.0	73.8	2.9	5.0	-	18.3
化 学 工 業		[48.2]	100.0	53.8	15.7	14.0	3.4	13.1
石 油 製 品 ・ 石 炭 製 品 製 造 業		[42.1]	100.0	44.5	10.3	28.3	-	16.9
プ ラ ス チ ッ ク 製 品 製 造 業 (別 掲 を 除 く)		[22.8]	100.0	70.1	3.0	1.7	-	25.2
ゴ ム 製 品 製 造 業		[44.3]	100.0	53.9	8.1	8.4	-	29.6
窯 業 ・ 土 石 製 品 製 造 業		[22.3]	100.0	78.4	8.0	-	-	13.6
(金 属 系 素 材 関 連 製 造 業)		[29.2]	100.0	61.9	6.8	9.8	2.6	18.9
鉄 業		[23.0]	100.0	45.0	22.2	11.1	-	21.7
非 鉄 金 属 製 造 業		[33.8]	100.0	63.1	10.7	9.6	-	16.6
金 属 製 品 製 造 業		[29.9]	100.0	64.5	3.5	9.7	3.5	18.8
(機 械 関 連 製 造 業)		[24.9]	100.0	54.0	8.8	11.9	1.9	23.4
は ん 用 機 械 器 具 製 造 業		[20.5]	100.0	57.2	11.3	8.0	-	23.6
生 産 用 機 械 器 具 製 造 業		[19.5]	100.0	38.2	12.4	9.9	4.6	34.9
業 務 用 機 械 器 具 製 造 業		[29.9]	100.0	56.3	5.8	13.8	3.1	21.1
電 子 部 品 ・ デ バ イ ス ・ 電 子 回 路 製 造 業		[38.2]	100.0	59.1	6.8	9.5	2.8	21.7
電 気 機 械 器 具 製 造 業		[23.4]	100.0	44.1	16.4	10.4	-	29.2
情 報 通 信 機 械 器 具 製 造 業		[37.4]	100.0	57.8	5.9	18.2	2.9	15.2
輸 送 用 機 械 器 具 製 造 業		[24.6]	100.0	70.1	2.0	15.9	-	12.0
電 気 ・ ガ ス ・ 熱 供 給 ・ 水 道 業		[26.9]	100.0	68.5	10.1	6.1	-	15.2
情 報 通 信 業		[0.6]	100.0 *	1.6 *	-	-	-	98.4 *
通 信 業		[-]	-	-	-	-	-	-
放 送 業		[-]	-	-	-	-	-	-
情 報 ネットワークサービス業		[0.7]	100.0 *	-	-	-	-	100.0 *
映 像 ・ 音 声 ・ 文 字 情 報 制 作 業		[-]	-	-	-	-	-	-
映 像 ・ 音 声 ・ 文 字 情 報 制 作 業		[0.7]	100.0 *	7.0 *	-	-	-	93.0 *
運 輸 業		[1.9]	100.0	58.5	18.7	9.2	2.5	11.1
鉄 道 業		[12.8]	100.0	83.5	2.6	-	-	13.8
道 路 旅 客 運 送 業		[1.9]	100.0 *	67.3 *	-	-	-	32.7 *
道 路 貨 物 運 送 業		[0.4]	100.0 *	-	100.0 *	-	-	-
水 運 業		[1.0]	100.0 *	100.0 *	-	-	-	-
航 空 運 輸 業		[9.9]	100.0 *	52.1 *	13.0 *	11.1 *	-	23.8 *
倉 庫 業		[4.4]	100.0 *	78.0 *	-	22.0 *	-	-
運 輸 に 附 帯 す る サ ー ビ ス 業		[3.6]	100.0 *	37.0 *	25.9 *	26.0 *	11.1 *	-
郵 便 業 (信 書 便 事 業 を 含 む)		[20.3]	100.0	54.6	-	-	-	45.4

第10表-5-1 化学物質を使用する際の安全データシート（SDS）の交付状況別事業所割合(2-2)

(労働安全衛生法第57条の2に該当する化学物質)

(単位：%)

区 分	化学物質を使用している 事業所計 1)	交付状況					
		すべて交付 されている (※過去に 交付済みの 製品を 含む)	一部交付 されている	譲渡・ 提供元に 対し求めた 場合は交付 されている	全く交付 されて いない	不明	
卸 売 業 ， 小 売 業 (織 維 ・ 飲 食 料 品 そ の 他 卸 売 業)	[3.2]	100.0	53.7	4.4	9.9	-	32.0
各 上 記 商 外 の 卸 売 業 (織 物 ・ 飲 食 料 品 そ の 他 小 売 業)	[1.8]	100.0 *	23.2 *	8.6 *	0.3 *	-	68.0
各 種 商 品 の 卸 売 業	[1.0]	100.0 *	-	-	100.0 *	-	-
機 械 器 具 の 小 売 業	[1.8]	100.0 *	23.2 *	8.6 *	-	-	68.2
そ の 他 の 小 売 業	[3.9]	100.0	60.4	3.4	12.0	-	24.2
無 店 舗 の 小 売 業	[7.2]	100.0 *	78.3 *	-	-	-	21.7
上 記 以 外 の 小 売 業	[10.2]	100.0	69.4	9.9	9.9	-	10.8
金 融 業 ， 保 険 業	[2.8]	100.0 *	0.2 *	-	39.9 *	-	60.0
保 険 業	[4.6]	100.0 *	64.3 *	-	-	-	35.7
不 動 産 業 ， 物 品 賃 貸 業	[2.7]	100.0 *	85.1 *	-	-	-	14.9
物 品 賃 貸 業	[-]	-	-	-	-	-	-
学 術 研 究 ， 専 門 ・ 技 術 サ ー ビ ス 業	[-]	-	-	-	-	-	-
宿 泊 業 ， 飲 食 サ ー ビ ス 業	[2.7]	100.0 *	-	10.6 *	21.6 *	17.8 *	50.0
宿 泊 業	[1.7]	100.0 *	-	-	-	50.0 *	50.0
飲 食 サ ー ビ ス 業	[4.2]	100.0 *	-	16.4 *	33.6 *	-	50.0
生 活 関 連 サ ー ビ ス 業 ， 娯 楽 業	[10.8]	100.0	68.0	6.2	5.2	5.2	15.4
洗 濯 ・ 理 容 ・ 美 容 ・ 浴 場 業	[2.3]	100.0 *	61.4 *	-	-	30.7 *	7.9
そ の 他 の 生 活 関 連 サ ー ビ ス 業	[1.6]	100.0 *	-	-	-	0.8 *	99.2
娯 楽 業 (ゴ ル フ 場 除 く 。)	[2.4]	100.0 *	66.0 *	-	-	33.0 *	1.0
ゴ ル フ 場	[3.2]	100.0	70.0	-	-	6.4	23.6
教 育 ， 学 習 支 援 業	[6.2]	100.0 *	64.3 *	-	-	-	35.7
医 療 ， 福 祉 社 会 福 祉 業	[1.3]	100.0 *	-	-	-	90.5 *	9.5
複 合 サ ー ビ ス 事 業	[2.0]	100.0 *	95.6 *	-	-	-	4.4
郵 政 局	[2.1]	100.0 *	100.0 *	-	-	-	-
協 同 組 合 (他 に 分 類 さ れ な い も の)	[1.0]	100.0 *	7.1 *	-	-	-	92.9
サ ー ビ ス 業 (他 に 分 類 さ れ な い も の)	[3.2]	100.0	40.0	4.9	13.6	33.7	7.8
(対 事 業 所 サ ー ビ ス 業)	[2.6]	100.0	37.7	1.8	5.4	18.5	36.6
職 業 紹 介 ・ 労 働 者 派 遣 業	[2.2]	100.0	50.5	-	-	-	49.5
そ の 他 の 事 業 サ ー ビ ス 業	[6.0]	100.0	61.5	-	-	-	38.5
(対 個 人 サ ー ビ ス 業)	[0.6]	100.0 *	-	-	-	-	100.0
自 動 車 整 備 業	[9.4]	100.0	58.7	9.1	6.9	1.4	23.9
機 械 等 修 理 業 (別 掲 を 除 く)	[7.4]	100.0	55.9	12.1	8.7	-	23.4
(対 社 会 的 サ ー ビ ス 業)	[-]	-	-	-	-	-	-
廃 棄 物 処 理 業	[9.4]	100.0	55.9	12.1	8.7	-	23.4
政 治 ・ 経 済 ・ 文 化 団 体	[23.0]	100.0	57.5	5.5	7.5	4.2	25.4
宗 教	[25.4]	100.0	59.6	8.1	12.1	8.1	12.2
そ の 他 の サ ー ビ ス 業	[21.0]	100.0	55.3	2.8	2.7	0.1	39.2
	[6.6]	100.0	70.4	7.1	-	-	22.5
	[12.1]	100.0	76.9	7.9	-	-	15.2
	[1.7]	100.0 *	1.2 *	-	-	-	98.8
	[-]	-	-	-	-	-	-
	[1.0]	100.0 *	100.0 *	-	-	-	-

注：1) []は、全事業所のうち「化学物質を使用している事業所」の割合である。

第10表-5-2 化学物質を使用する際の安全データシート（ＳＤＳ）の交付状況別事業所割合(2-1)

(労働安全衛生法第57条の2には該当しないが、危険有害性がある化学物質) (単位：％)

区 分	化学物質を使用している 事業所計 1)	交付状況					
		すべて交付 されている (※過去に 交付済みの 製品を 含む)	一部交付 されている	譲渡・ 提供元に 対し求めた 場合は交付 されている	全く交付 されて いない	不明	
合 計	[6.5]	100.0	45.6	15.3	13.3	3.8	22.0
(企 業 規 模)							
5,000 人以上	[7.7]	100.0	46.6	30.4	12.6	3.1	7.3
1,000 ～ 4,999 人	[8.3]	100.0	56.6	16.0	7.8	1.8	17.8
300 ～ 999 人	[9.0]	100.0	40.6	22.8	9.9	1.5	25.2
100 ～ 299 人	[8.5]	100.0	53.3	13.0	13.6	1.7	18.4
50 ～ 99 人	[7.3]	100.0	51.1	9.9	8.7	-	30.3
30 ～ 49 人	[6.6]	100.0	39.9	7.4	27.5	0.6	24.6
10 ～ 29 人	[3.8]	100.0	36.4	7.7	15.5	12.2	28.0
(事 業 所 規 模)							
1,000 人以上	[47.5]	100.0	54.6	22.8	7.6	0.3	14.7
500 ～ 999 人	[34.5]	100.0	48.1	16.2	8.1	2.8	24.9
300 ～ 499 人	[28.1]	100.0	61.6	8.7	6.8	0.7	22.2
100 ～ 299 人	[19.5]	100.0	48.0	13.3	13.2	4.3	21.2
50 ～ 99 人	[11.7]	100.0	51.3	17.3	8.0	-	23.4
10 ～ 49 人	[4.8]	100.0	42.4	15.4	15.4	5.0	21.8
30 ～ 49 人	[7.0]	100.0	44.2	14.0	15.6	2.2	24.0
10 ～ 29 人	[4.4]	100.0	41.9	15.8	15.3	5.9	21.1
(産 業)							
農業、林業（林業に限る。）	[2.0]	100.0 *	-	-	65.1 *	-	34.9 *
鉱業、採石業、砂利採取業	[9.1]	100.0	48.7	-	23.0	2.6	25.7
建設業	[9.8]	100.0	33.0	10.0	24.1	2.8	30.1
総合工事事業	[8.5]	100.0	21.3	6.8	38.8	-	33.1
職別工事事業（設備工事事業を除く）	[12.3]	100.0	51.1	16.7	17.9	-	14.3
設備工事事業	[10.5]	100.0	34.4	9.1	9.1	8.8	38.5
製造業	[23.6]	100.0	47.9	11.0	12.5	2.9	25.8
(消費関連製造業)	[16.8]	100.0	49.2	15.9	4.9	5.0	25.0
食料品製造業、飲料・たばこ・飼料製造業	[13.1]	100.0	52.1	21.1	0.1	8.2	18.4
繊維工業	[13.0]	100.0	41.7	17.3	3.3	8.7	29.0
家具・装備品製造業	[22.7]	100.0	34.3	6.5	11.4	-	47.8
印刷・同関連業	[30.2]	100.0	57.8	10.6	7.1	-	24.5
なめし革・同製品・毛皮製造業	[14.7]	100.0	37.6	3.9	17.1	-	41.5
その他の製造業	[18.4]	100.0	36.1	17.1	12.4	6.2	28.2
(非金属系素材関連製造業)	[27.9]	100.0	51.7	10.3	14.0	1.0	23.0
木材・木製品製造業（家具を除く）	[17.2]	100.0	53.2	-	21.1	-	25.7
パルプ・紙・紙加工品製造業	[21.2]	100.0	60.7	3.1	7.2	-	29.0
化学工業	[48.2]	100.0	46.6	13.8	14.0	3.4	22.2
石油製品・石炭製品製造業	[42.1]	100.0	40.7	8.8	15.4	-	35.1
プラスチック製品製造業（別掲を除く）	[22.8]	100.0	48.2	8.0	24.7	-	19.1
ゴム製品製造業	[44.3]	100.0	54.7	11.4	12.3	-	21.6
窯業・土石製品製造業	[22.3]	100.0	58.8	15.0	1.7	-	24.6
(金属系素材関連製造業)	[29.2]	100.0	44.5	8.0	18.4	3.2	25.9
鉄業	[23.0]	100.0	34.5	16.5	16.7	4.2	28.1
非鉄金属製造業	[33.8]	100.0	52.5	9.6	10.7	-	27.2
金属製品製造業	[29.9]	100.0	45.0	6.3	19.9	3.5	25.3
(機械関連製造業)	[24.9]	100.0	45.6	9.7	13.4	2.6	28.7
はん用機械器具製造業	[20.5]	100.0	55.7	12.4	13.1	-	18.9
生産用機械器具製造業	[19.5]	100.0	38.0	9.1	16.9	4.6	31.4
業務用機械器具製造業	[29.9]	100.0	40.1	12.1	10.7	6.2	31.0
電子部品・デバイス・電子回路製造業	[38.2]	100.0	54.4	11.7	10.2	-	23.7
電気機械器具製造業	[23.4]	100.0	46.2	17.2	14.3	-	22.3
情報通信機械器具製造業	[37.4]	100.0	50.4	2.9	15.3	-	31.4
輸送用機械器具製造業	[24.6]	100.0	42.8	2.2	12.3	5.0	37.7
電気・ガス・熱供給・水道業	[26.9]	100.0	51.8	14.5	16.9	-	16.8
情報通信業	[0.6]	100.0 *	1.6 *	21.6 *	76.7 *	-	-
放送業	[-]	-	-	-	-	-	-
情報サービス業	[-]	-	-	-	-	-	-
インターネット附随サービス業	[0.7]	100.0 *	-	-	100.0 *	-	-
映像・音声・文字情報制作業	[-]	-	-	-	-	-	-
映像・音声・文字情報制作業	[0.7]	100.0 *	7.0 *	93.0 *	-	-	-
運輸業、郵便業	[1.9]	100.0	51.3	15.2	8.9	9.3	15.3
鉄道路線客運送業	[12.8]	100.0	74.2	8.6	-	3.7	13.5
道路旅客輸送業	[1.9]	100.0 *	87.4 *	-	-	-	12.6 *
道路貨物輸送業	[0.4]	100.0 *	-	100.0 *	-	-	-
水運業	[1.0]	100.0 *	100.0 *	-	-	-	-
航空運輸業	[9.9]	100.0 *	53.3 *	24.5 *	-	-	22.3 *
倉庫業	[4.4]	100.0 *	62.7 *	-	22.0 *	-	15.2 *
運輸に附帯するサービス業	[3.6]	100.0 *	11.1 *	-	26.0 *	37.0 *	25.9 *
郵便業（信書便事業を含む）	[20.3]	100.0	77.0	-	-	-	23.0

第10表-5-2 化学物質を使用する際の安全データシート（SDS）の交付状況別事業所割合（2-2）

（労働安全衛生法第57条の2には該当しないが、危険有害性がある化学物質）

（単位：％）

区 分	化学物質を使用している 事業所計 1)	交付状況					
		すべて交付 されている (※過去に 交付済みの 製品を 含む)	一部交付 されている	譲渡・ 提供元に 対し求めた 場合は交付 されている	全く交付 されて いない	不明	
卸 売 業	[3.2]	100.0	39.7	36.0	11.1	2.0	11.2
(織 維 、 飲 食 料 品 そ の 他 卸 売 業)	[1.8]	100.0 *	61.7 *	8.6 *	0.3 *	-	29.5 *
各 種 商 品 の 卸 売 業	[1.0]	100.0 *	-	-	100.0 *	-	-
上 記 以 外 の 卸 売 業	[1.8]	100.0 *	61.9 *	8.6 *	-	-	29.6 *
(織 物 、 飲 食 料 品 そ の 他 小 売 業)	[3.9]	100.0	34.9	42.0	13.5	2.4	7.2
各 種 商 品 の 小 売 業	[7.2]	100.0 *	57.6 *	-	-	10.6 *	31.8 *
機 械 器 具 の 小 売 業	[10.2]	100.0	40.6	39.6	9.9	-	9.9
そ の 他 の 小 売 業	[2.8]	100.0 *	0.2 *	60.0 *	39.7 *	-	0.2 *
無 店 舗 の 小 売 業	[4.6]	100.0 *	-	-	35.7 *	-	64.3 *
上 記 以 外 の 小 売 業	[2.7]	100.0 *	52.1 *	42.2 *	-	5.7 *	-
金 融 業	[-]	-	-	-	-	-	-
金 保 険 業	[-]	-	-	-	-	-	-
保 険 業	[-]	-	-	-	-	-	-
不 動 産 業	[2.7]	100.0 *	39.4 *	10.6 *	21.6 *	-	28.4 *
物 品 賃 貸 業	[1.7]	100.0 *	50.0 *	-	-	-	50.0 *
物 品 賃 貸 業	[4.2]	100.0 *	33.6 *	16.4 *	33.6 *	-	16.4 *
学 術 研 究 、 専 門 ・ 技 術 サ ー ビ ス 業	[10.8]	100.0	55.9	27.5	0.3	5.2	11.1
宿 泊 業 、 飲 食 サ ー ビ ス 業	[2.3]	100.0 *	68.4 *	31.6 *	-	0.1 *	-
宿 泊 業	[1.6]	100.0 *	99.2 *	-	-	0.8 *	-
飲 食 サ ー ビ ス 業	[2.4]	100.0 *	66.0 *	34.0 *	-	-	-
生 活 関 連 サ ー ビ ス 業 、 娯 楽 業	[3.2]	100.0	30.8	0.7	7.2	-	61.3
洗 濯 ・ 理 容 ・ 美 容 ・ 浴 場 業	[6.2]	100.0 *	48.1 *	-	11.6 *	-	40.3 *
そ の 他 の 生 活 関 連 サ ー ビ ス 業	[1.3]	100.0 *	-	9.5 *	-	-	90.5 *
娯 楽 業	[2.0]	100.0 *	5.6 *	-	0.8 *	-	93.6 *
娯 楽 業 (ゴ ル フ 場 除 く 。)	[2.1]	100.0 *	0.8 *	-	0.8 *	-	98.3 *
ゴ ル フ 場	[1.0]	100.0 *	100.0 *	-	-	-	-
教 育 、 学 習 支 援 業	[3.2]	100.0	20.5	4.1	23.1	33.7	18.7
医 療 、 福 祉 社 会 福 祉 業	[2.6]	100.0	31.9	3.0	19.1	18.2	27.9
複 合 サ ー ビ ス 事 業	[2.2]	100.0	49.5	-	18.0	-	32.5
郵 便 局	[6.0]	100.0	60.4	-	-	-	39.6
協 同 組 合 (他 に 分 類 さ れ な い も の)	[0.6]	100.0 *	-	-	100.0 *	-	-
サ ー ビ ス 業 (他 に 分 類 さ れ な い も の)	[9.4]	100.0	56.5	15.5	14.6	1.4	11.9
(対 事 業 所 サ ー ビ ス 業)	[7.4]	100.0	58.2	21.8	20.0	-	-
職 業 紹 介 ・ 労 働 者 派 遣 業	[-]	-	-	-	-	-	-
そ の 他 の 事 業 サ ー ビ ス 業	[9.4]	100.0	58.2	21.8	20.0	-	-
(対 個 人 サ ー ビ ス 業)	[23.0]	100.0	52.1	7.7	11.3	4.2	24.6
自 動 車 整 備 業	[25.4]	100.0	56.8	4.0	8.1	8.1	23.0
機 械 等 修 理 業 (別 掲 を 除 く)	[21.0]	100.0	47.3	11.6	14.8	0.1	26.2
(対 社 会 的 サ ー ビ ス 業)	[6.6]	100.0	60.4	12.0	4.4	-	23.2
廃 棄 物 処 理 業	[12.1]	100.0	62.1	13.3	-	-	24.7
政 治 ・ 経 済 ・ 文 化 団 体 教 育 業	[1.7]	100.0 *	49.9 *	-	50.1 *	-	-
宗 教 教 育 業	[-]	-	-	-	-	-	-
そ の 他 の サ ー ビ ス 業	[1.0]	100.0 *	-	-	-	-	100.0 *

注：1） []は、全事業所のうち「化学物質を使用している事業所」の割合である。

労働者調査統計表

第1表－1 ストレスを相談できる人の有無、相談できる相手別労働者割合（2-1）

区 分	労働者計	相談できる人がいる	相談					
			上司・同僚		家族・友人		産業医	
合 計	100.0	91.1 (100.0)	69.2 (76.0)	77.2 (84.8)	7.9 (8.6)			
（ 企 業 規 模 ）								
5,000人以上	100.0	90.1 (100.0)	72.4 (80.3)	79.8 (88.6)	10.8 (11.9)			
1,000～4,999人	100.0	93.5 (100.0)	74.4 (79.5)	81.8 (87.4)	13.4 (14.3)			
300～999人	100.0	95.8 (100.0)	75.7 (79.1)	80.7 (84.3)	11.3 (11.8)			
100～299人	100.0	88.6 (100.0)	69.2 (78.1)	74.0 (83.5)	8.8 (10.0)			
50～99人	100.0	84.6 (100.0)	57.4 (67.8)	70.1 (82.9)	2.9 (3.4)			
30～49人	100.0	92.2 (100.0)	66.0 (71.6)	71.7 (77.8)	0.6 (0.6)			
10～29人	100.0	90.5 (100.0)	62.2 (68.7)	76.4 (84.4)	1.8 (2.0)			
（ 事 業 所 規 模 ）								
1,000人以上	100.0	94.8 (100.0)	76.6 (80.8)	86.7 (91.5)	22.6 (23.8)			
500～999人	100.0	94.8 (100.0)	74.4 (78.5)	80.6 (85.0)	16.3 (17.2)			
300～499人	100.0	93.0 (100.0)	72.3 (77.7)	79.4 (85.3)	15.7 (16.9)			
100～299人	100.0	89.9 (100.0)	69.5 (77.3)	77.7 (86.4)	10.6 (11.8)			
50～99人	100.0	92.5 (100.0)	67.8 (73.3)	76.3 (82.5)	7.6 (8.2)			
10～49人	100.0	89.7 (100.0)	67.4 (75.1)	75.1 (83.8)	2.3 (2.6)			
30～49人	100.0	87.3 (100.0)	65.7 (75.2)	69.3 (79.3)	3.4 (3.9)			
10～29人	100.0	90.6 (100.0)	68.0 (75.0)	77.4 (85.4)	1.9 (2.1)			
（ 産 業 ）								
農業、林業（林業に限る。）	100.0	86.2 (100.0)	69.5 (80.6)	72.3 (83.8)	6.9 (8.0)			
鉱業、採石業、砂利採取業	100.0	83.5 (100.0)	58.9 (70.5)	75.7 (90.7)	1.7 (2.1)			
建設業	100.0	88.7 (100.0)	70.6 (79.6)	79.0 (89.1)	7.7 (8.7)			
総合工事業（設備工事業を除く）	100.0	89.9 (100.0)	68.3 (75.9)	85.2 (94.8)	8.0 (8.8)			
職別工事業（設備工事業を除く）	100.0	85.3 (100.0)	65.7 (77.1)	66.4 (77.9)	0.8 (0.9)			
製造業	100.0	88.5 (100.0)	75.8 (85.7)	75.9 (85.8)	10.5 (11.9)			
（消費関連製造業）	100.0	91.4 (100.0)	67.6 (74.0)	79.7 (87.3)	11.4 (12.5)			
食料品製造業、飲料・たばこ・飼料製造業	100.0	93.4 (100.0)	67.7 (72.5)	79.8 (85.4)	8.0 (8.6)			
繊維・縫製業	100.0	94.3 (100.0)	65.2 (69.2)	83.7 (88.8)	9.1 (9.7)			
家具・装具製造業	100.0	95.7 (100.0)	66.9 (69.9)	80.0 (83.6)	3.2 (3.3)			
印刷・同業製造業	100.0	89.7 (100.0)	69.8 (77.9)	75.3 (84.0)	8.8 (9.8)			
なめし革・同製品・毛皮製造業	100.0	90.1 (100.0)	73.2 (81.2)	70.6 (78.3)	8.1 (9.0)			
その他の製造業	100.0	96.4 (100.0)	57.6 (59.8)	85.0 (88.2)	3.3 (3.4)			
（非金属系素材関連製造業）	100.0	92.8 (100.0)	73.3 (79.0)	75.9 (81.9)	8.3 (8.9)			
木材・木製品製造業（家具を除く）	100.0	90.3 (100.0)	66.8 (74.0)	79.6 (88.2)	10.4 (11.5)			
パルプ・紙・紙加工品製造業	100.0	88.7 (100.0)	64.0 (72.1)	69.6 (78.4)	4.0 (4.5)			
化学工業	100.0	86.0 (100.0)	65.0 (75.6)	76.1 (88.6)	9.7 (11.2)			
石油製品・石炭製品製造業	100.0	93.5 (100.0)	77.1 (82.5)	81.6 (87.3)	17.5 (18.7)			
プラスチック製品製造業（別掲を除く）	100.0	94.1 (100.0)	74.7 (79.4)	85.4 (90.7)	20.9 (22.2)			
ゴム製品製造業	100.0	89.6 (100.0)	54.2 (60.5)	81.5 (91.0)	5.1 (5.7)			
窯業・土石製品製造業	100.0	88.4 (100.0)	67.7 (76.6)	76.2 (86.2)	14.3 (16.1)			
（金属系素材関連製造業）	100.0	90.0 (100.0)	73.2 (81.4)	78.9 (87.7)	7.5 (8.4)			
鉄・鉄鋼製品製造業	100.0	87.2 (100.0)	64.5 (74.0)	75.0 (86.1)	8.5 (9.8)			
非鉄金属製品製造業	100.0	91.7 (100.0)	71.1 (77.5)	80.1 (87.4)	12.8 (14.0)			
（機械関連製造業）	100.0	89.7 (100.0)	67.7 (75.4)	76.3 (85.0)	8.1 (9.0)			
はん用機械器具製造業	100.0	84.3 (100.0)	60.5 (71.7)	72.2 (85.7)	6.5 (7.8)			
生産用機械器具製造業	100.0	92.0 (100.0)	68.9 (74.9)	81.2 (88.2)	14.9 (16.2)			
業務用機械器具製造業	100.0	92.9 (100.0)	71.0 (76.4)	82.3 (88.6)	10.2 (11.0)			
電子部品・デバイス・電子回路製造業	100.0	91.0 (100.0)	68.0 (74.8)	80.5 (88.4)	12.2 (13.4)			
電気機械器具製造業	100.0	93.6 (100.0)	70.1 (74.8)	79.1 (84.5)	14.3 (15.3)			
情報通信機械器具製造業	100.0	94.1 (100.0)	70.6 (75.0)	85.2 (90.6)	16.8 (17.9)			
情報通信機械器具製造業	100.0	92.5 (100.0)	68.2 (73.8)	83.4 (90.2)	19.1 (20.7)			
輸送用機械器具製造業	100.0	92.1 (100.0)	75.2 (81.7)	76.3 (82.9)	28.2 (30.6)			
電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	90.6 (100.0)	66.2 (73.1)	80.2 (88.6)	11.3 (12.5)			
情報通信業	100.0	94.0 (100.0)	77.8 (82.8)	82.6 (87.9)	24.3 (25.8)			
通信用機械器具製造業	100.0	93.3 (100.0)	71.3 (76.4)	84.5 (90.6)	22.2 (23.8)			
放送情報サービス業	100.0	90.7 (100.0)	80.8 (89.1)	87.0 (96.0)	35.3 (38.9)			
インターネット・附随サービス業	100.0	96.6 (100.0)	83.1 (86.1)	84.5 (87.5)	29.9 (31.0)			
映像・音声・文字情報制作業	100.0	92.8 (100.0)	69.4 (74.8)	82.9 (89.2)	20.0 (21.5)			
運輸業	100.0	98.0 (100.0)	58.9 (60.1)	88.2 (90.0)	24.6 (25.1)			
映像・音声・文字情報制作業	100.0	93.9 (100.0)	75.0 (79.9)	90.0 (95.9)	8.4 (9.0)			
道	100.0	87.7 (100.0)	65.4 (74.5)	71.6 (81.6)	5.0 (5.7)			
鉄道	100.0	89.4 (100.0)	79.3 (88.6)	77.9 (87.1)	19.1 (21.4)			
道路旅客運送業	100.0	88.6 (100.0)	62.2 (70.3)	69.4 (78.4)	1.8 (2.0)			
道路貨物運送業	100.0	86.4 (100.0)	62.5 (72.3)	68.3 (79.0)	2.5 (2.9)			
水道	100.0	93.1 (100.0)	81.0 (87.0)	72.5 (77.9)	6.1 (6.5)			
航空運送業	100.0	96.5 (100.0)	76.7 (79.6)	91.0 (94.3)	16.9 (17.5)			
倉庫	100.0	90.7 (100.0)	66.5 (73.3)	78.3 (86.3)	3.7 (4.1)			
運輸に附帯するサービス業	100.0	86.1 (100.0)	68.5 (79.6)	76.0 (88.2)	10.6 (12.3)			
郵便業（信書便事業を含む）	100.0	94.9 (100.0)	73.9 (77.9)	85.4 (90.0)	7.6 (8.0)			
卸売業	100.0	88.3 (100.0)	66.6 (75.4)	71.7 (81.2)	7.3 (8.2)			
（繊維、飲食品その他卸売業）	100.0	91.9 (100.0)	69.8 (76.0)	79.3 (86.3)	11.4 (12.4)			
各種商売	100.0	95.5 (100.0)	81.2 (85.0)	85.3 (89.3)	23.2 (24.3)			
上記以外	100.0	91.8 (100.0)	69.7 (75.9)	79.2 (86.3)	11.2 (12.2)			
（繊維、飲食品その他小売業）	100.0	86.5 (100.0)	64.9 (75.0)	67.9 (78.5)	5.2 (6.0)			
各種商売	100.0	92.8 (100.0)	68.5 (73.8)	81.2 (87.5)	4.4 (4.7)			
機械器具の小売業	100.0	88.9 (100.0)	69.2 (77.8)	73.6 (82.8)	0.0 (0.0)			
その他の小売業	100.0	92.4 (100.0)	69.4 (75.1)	76.8 (83.1)	2.7 (2.9)			
無記名小売業	100.0	97.0 (100.0)	70.6 (72.8)	83.7 (86.3)	5.4 (5.6)			
上記以外	100.0	81.5 (100.0)	61.0 (74.8)	59.5 (72.9)	7.5 (9.2)			
金融業、保険業	100.0	96.0 (100.0)	78.9 (82.2)	85.3 (88.8)	9.2 (9.6)			
金	100.0	98.2 (100.0)	84.0 (85.6)	86.5 (88.1)	9.0 (9.2)			
保	100.0	92.4 (100.0)	70.2 (76.0)	83.2 (90.1)	9.5 (10.3)			
不動産業、物品賃貸業	100.0	96.9 (100.0)	76.2 (78.6)	85.6 (88.3)	4.9 (5.1)			
不動産業	100.0	99.0 (100.0)	76.4 (77.2)	90.5 (91.4)	5.2 (5.3)			
物品賃貸業	100.0	92.1 (100.0)	75.7 (82.2)	74.0 (80.3)	4.3 (4.6)			
学術研究、専門・技術サービス業	100.0	93.6 (100.0)	68.6 (73.3)	84.1 (89.9)	18.8 (20.1)			
宿泊業、飲食サービス業	100.0	88.3 (100.0)	70.6 (79.9)	73.9 (83.7)	3.7 (4.2)			
飲食サービス業	100.0	86.2 (100.0)	64.9 (75.2)	69.3 (80.3)	11.0 (12.7)			
生活関連サービス業、娯楽業	100.0	88.6 (100.0)	71.4 (80.6)	74.6 (84.2)	2.6 (3.0)			
洗濯・美容・浴場	100.0	88.5 (100.0)	67.5 (76.3)	73.3 (82.9)	7.1 (8.0)			
その他の生活関連サービス業	100.0	88.9 (100.0)	57.7 (64.9)	69.6 (78.3)	1.2 (1.4)			
娯楽業	100.0	96.1 (100.0)	81.6 (84.9)	88.2 (91.8)	5.8 (6.0)			
（ゴルフ場除く。）	100.0	86.5 (100.0)	68.4 (79.0)	71.5 (82.6)	9.8 (11.3)			
娯楽業	100.0	86.7 (100.0)	68.7 (79.2)	71.9 (83.0)	10.9 (12.6)			
ゴルフ場	100.0	85.2 (100.0)	66.4 (77.9)	68.2 (80.0)	1.9 (2.2)			

(単位: %)									
できる相手(複数回答)									
産業医以外の医師	保健師又は看護師	衛生管理者又は 衛生推進者等	カウンセラー等	その他	相談できる 人はいない	不明			
2.5	(2.7)	3.4	(3.8)	2.1	(2.3)	2.7	(3.0)	2.3	(2.5)
8.0						8.0		1.0	
3.6	(4.0)	6.0	(6.7)	3.2	(3.6)	3.7	(4.1)	2.4	(2.7)
8.9						8.9		1.0	
4.1	(4.4)	5.8	(6.2)	3.8	(4.1)	3.2	(3.4)	1.9	(2.1)
6.1						6.1		0.3	
1.8	(1.9)	4.8	(5.1)	1.9	(1.9)	5.3	(5.5)	2.6	(2.7)
3.4						3.4		0.9	
2.3	(2.6)	2.2	(2.4)	3.3	(3.7)	2.5	(2.8)	2.3	(2.6)
9.4						9.4		2.0	
0.8	(1.0)	0.3	(0.3)	0.8	(0.9)	0.2	(0.3)	2.6	(3.0)
14.8						14.8		0.6	
1.7	(1.9)	0.1	(0.1)	0.3	(0.3)	0.8	(0.9)	1.7	(1.8)
7.5						7.5		0.3	
2.3	(2.6)	1.5	(1.7)	0.4	(0.4)	0.8	(0.9)	2.0	(2.2)
8.3						8.3		1.2	
7.1	(7.5)	13.7	(14.4)	6.7	(7.1)	8.9	(9.3)	2.4	(2.5)
4.9						4.9		0.4	
5.4	(5.7)	8.1	(8.5)	3.7	(3.9)	10.2	(10.8)	5.9	(6.2)
4.5						4.5		0.7	
3.1	(3.4)	4.2	(4.6)	2.9	(3.1)	7.0	(7.5)	1.6	(1.7)
6.8						6.8		0.1	
2.0	(2.2)	3.2	(3.6)	4.2	(4.7)	3.1	(3.5)	2.7	(3.0)
7.9						7.9		2.2	
1.8	(1.9)	3.5	(3.8)	1.8	(1.9)	0.5	(0.5)	2.1	(2.3)
7.1						7.1		0.4	
1.8	(2.0)	1.3	(1.4)	0.3	(0.4)	0.9	(1.0)	1.8	(2.0)
9.3						9.3		1.0	
2.7	(3.1)	0.4	(0.5)	0.3	(0.3)	0.9	(1.0)	1.5	(1.7)
12.2						12.2		0.5	
1.5	(1.6)	1.6	(1.8)	0.3	(0.4)	1.0	(1.1)	1.9	(2.1)
8.2						8.2		1.1	
3.2	(3.7)	0.4	(0.4)	2.6	(3.1)	-	(-)	0.5	(0.5)
12.9						12.9		0.9	
1.0	(1.2)	1.4	(1.7)	-	(-)	0.5	(0.6)	0.7	(0.9)
16.5						16.5		-	
1.9	(2.1)	1.2	(1.4)	1.2	(1.3)	2.7	(3.0)	1.2	(1.3)
10.0						10.0		1.4	
2.6	(2.9)	0.4	(0.4)	0.7	(0.8)	4.6	(5.1)	0.7	(0.8)
8.3						8.3		1.8	
2.1	(2.4)	-	(-)	0.8	(1.0)	-	(-)	4.8	(5.7)
14.0						14.0		0.7	
0.8	(0.9)	2.9	(3.3)	2.0	(2.2)	1.2	(1.3)	0.3	(0.3)
10.4						10.4		1.1	
3.4	(3.7)	5.5	(6.1)	3.5	(3.8)	3.5	(3.8)	2.4	(2.6)
7.1						7.1		1.5	
0.7	(0.8)	3.3	(3.5)	1.7	(1.9)	1.8	(1.9)	2.8	(3.0)
6.3						6.3		0.3	
-	(-)	4.8	(5.1)	2.5	(2.6)	2.1	(2.3)	2.9	(3.1)
5.7						5.7		-	
1.4	(1.5)	1.1	(1.1)	0.4	(0.4)	0.9	(0.9)	0.9	(0.9)
4.2						4.2		0.1	
4.0	(4.4)	3.6	(4.0)	0.8	(0.9)	7.4	(8.2)	1.8	(2.0)
9.0						9.0		1.3	
0.6	(0.6)	1.1	(1.3)	0.7	(0.8)	0.7	(0.8)	5.7	(6.3)
8.5						8.5		1.4	
0.5	(0.6)	-	(-)	1.1	(1.2)	-	(-)	1.0	(1.0)
3.6						3.6		-	
3.1	(3.3)	1.7	(1.9)	1.6	(1.7)	1.1	(1.2)	0.2	(0.3)
7.2						7.2		-	
2.7	(3.0)	2.9	(3.2)	2.9	(3.3)	2.2	(2.4)	2.8	(3.1)
8.5						8.5		1.2	
0.1	(0.1)	0.1	(0.1)	0.7	(0.8)	-	(-)	1.2	(1.4)
9.5						9.5		1.9	
2.1	(2.4)	0.3	(0.4)	6.4	(7.5)	0.5	(0.6)	3.0	(3.5)
9.6						9.6		4.5	
3.4	(3.6)	3.1	(3.3)	3.2	(3.4)	4.7	(5.0)	2.7	(2.8)
6.5						6.5		-	
4.4	(4.7)	10.3	(10.9)	3.9	(4.2)	2.5	(2.7)	1.2	(1.2)
4.1						4.1		1.8	
2.8	(3.1)	1.6	(1.8)	2.0	(2.2)	0.4	(0.5)	3.1	(3.5)
9.2						9.2		1.1	
2.7	(3.0)	10.2	(11.5)	2.5	(2.8)	2.4	(2.7)	3.3	(3.7)
11.6						11.6		-	
2.4	(2.6)	3.6	(4.0)	2.6	(2.9)	2.9	(3.2)	2.6	(2.9)
8.5						8.5		1.5	
3.3	(3.7)	5.4	(6.2)	1.9	(2.1)	3.5	(4.1)	2.3	(2.6)
6.1						6.1		6.7	
4.8	(5.2)	7.5	(8.2)	2.8	(3.1)	8.1	(8.9)	2.0	(2.2)
8.3						8.3		-	
2.7	(3.0)	4.6	(5.1)	2.3	(2.6)	3.2	(3.5)	2.1	(2.3)
9.1						9.1		1.1	
2.6	(3.1)	4.6	(5.5)	1.3	(1.5)	1.4	(1.6)	2.4	(2.9)
4.3						4.3		11.4	
5.4	(5.9)	8.3	(9.0)	5.2	(5.7)	5.1	(5.5)	2.0	(2.2)
7.2						7.2		0.8	
2.7	(3.0)	6.8	(7.4)	4.7	(5.1)	3.7	(4.0)	0.5	(0.6)
5.9						5.9		1.2	
5.1	(5.6)	11.2	(12.3)	4.6	(5.1)	3.5	(3.9)	3.3	(3.6)
9.0						9.0		-	
6.2	(6.6)	8.9	(9.5)	4.0	(4.3)	4.5	(4.9)	2.1	(2.2)
6.4						6.4		-	
5.7	(6.1)	9.4	(9.9)	3.6	(3.8)	7.8	(8.3)	2.2	(2.4)
5.2						5.2		0.7	
5.9	(6.4)	8.6	(9.3)	4.8	(5.2)	6.2	(6.7)	3.7	(4.0)
7.5						7.5		-	
10.6	(11.5)	8.6	(9.3)	6.6	(7.2)	6.3	(6.8)	0.9	(1.0)
5.5						5.5		2.4	
4.4	(4.9)	6.4	(7.1)	6.7	(7.4)	4.2	(4.7)	1.3	(1.4)
8.1						8.1		1.3	
3.8	(4.0)	16.1	(17.1)	5.8	(6.1)	7.8	(8.3)	0.8	(0.9)
6.0						6.0		-	
7.2	(7.7)	5.6	(6.0)	6.9	(7.4)	6.4	(6.8)	3.2	(3.4)
6.4						6.4		0.4	
23.5	(25.9)	19.2	(21.2)	14.5	(16.0)	18.4	(20.2)	2.3	(2.5)
6.5						6.5		2.8	
3.0	(3.1)	2.8	(2.9)	3.0	(3.1)	1.3	(1.3)	1.2	(1.2)
3.4						3.4		-	
4.4	(4.7)	3.1	(3.3)	6.5	(7.0)	5.2	(5.6)	3.5	(3.8)
7.2						7.2		-	
6.3	(6.5)	8.0	(8.1)	6.0	(6.1)	1.1	(1.2)	2.9	(2.9)
2.0						2.0		-	
4.9	(5.2)	1.7	(1.8)	-	(-)	4.2	(4.5)	3.6	(3.8)
6.1						6.1		-	
1.3	(1.5)	1.3	(1.5)	1.1	(1.2)	1.3	(1.5)	2.6	(3.0)
10.6						10.6		1.7	
5.2	(5.8)	8.8	(9.9)	4.7	(5.2)	3.4	(3.8)	3.5	(3.9)
9.6						9.6		1.0	
1.5	(1.7)	0.2	(0.2)	0.4	(0.4)	-	(-)	5.1	(5.7)
10.1						10.1		1.4	
0.2	(0.2)	-	(-)	-	(-)	1.2	(1.4)	1.4	(1.7)
11.7						11.7		1.8	
2.4	(2.6)	0.3	(0.3)	7.0	(7.5)	0.8	(0.9)	1.0	(1.0)
6.9						6.9		-	
4.9	(5.1)	4.1	(4.2)	4.8	(5.0)	1.9	(2.0)	-	(-)
3.5						3.5		-	
1.9	(2.1)	1.0	(1.1)	-	(-)	0.3	(0.3)	1.8	(2.0)
8.9						8.9		0.3	
2.9	(3.4)	3.8	(4.5)	4.1	(4.8)	2.7	(3.1)	5.4	(6.3)
10.4						10.4		3.5	
1.0	(1.0)	1.3	(1.4)	2.7	(2.9)	2.3	(2.4)	2.0	(2.1)
5.1						5.1		0.0	
1.7	(1.9)	1.4	(1.6)	1.0	(1.2)	3.1	(3.5)	2.4	(2.7)
11.0						11.0		0.7	
1.5	(1.7)	1.5	(1.7)	0.7	(0.8)	7.1	(7.7)	0.3	(0.3)
8.1						8.1		0.0	
7.1	(7.4)	0.4	(0.4)	1.9	(2.0)	8.9	(9.4)	1.5	(1.6)
3.3						3.3		1.2	
1.5	(1.6)	1.6	(1.7)	0.7	(0.7)	7.1	(7.7)	0.2	(0.3)
8.2						8.2		-	
1.7	(2.0)	1.4	(1.6)	1.2	(1.4)	1.1	(1.3)	3.5	(4.0)
12.5						12.5		1.1	
0.8	(0.9)	1.5	(1.6)	1.8	(1.9)	1.0	(1.1)	1.0	(1.1)
7.2						7.2		-	
1.1	(1.3)	0.5	(0.5)	-	(-)	0.5	(0.5)	3.0	(3.4)
11.1						11.1		-	
2.3	(2.4)	0.7	(0.8)	1.4	(1.5)	0.8	(0.9)	1.7	(1.8)
7.6						7.6		-	
4.4	(4.5)	0.5	(0.6)	0.3	(0.3)	1.0	(1.0)	2.8	(2.8)
3.0						3.0		-	
1.5	(1.9)	1.9	(2.3)	1.4	(1.7)	1.4	(1.7)	4.8	(5.9)
16.5						16.5		2.0	
2.2	(2.3)	2.2	(2.3)	1.0	(1.0)	1.3	(1.3)	2.2	(2.3)
3.6						3.6		0.4	
2.7	(2.7)	1.3	(1.3)	1.1	(1.2)	0.7	(0.7)	2.4	(2.4)
1.8						1.8		-	
1.5	(1.6)	3.7	(4.0)	0.7	(0.7)	2.3	(2.5)	1.9	(2.1)
6.7						6.7		1.0	
2.0	(2.1)	1.7	(1.8)	0.6	(0.7)	0.3	(0.3)	0.6	(0.6)
3.1						3.1		-	
1.1	(1.1)	1.5	(1.6)	0.5	(0.5)	0.3	(0.3)	-	(-)
1.0						1.0		-	
4.2	(4.6)	2.2	(2.4)	1.0	(1.1)	0.4	(0.4)	2.0	(2.1)
7.9						7.9		-	
3.9	(4.1)	5.1	(5.4)	4.1	(4.4)	4.3	(4.6)	4.	

第1表-1 ストレスを相談できる人の有無、相談できる相手別労働者割合（2-2）

区 分	労働者計	相談できる人がいる	相談			
			上司・同僚	家族・友人	産業医	
教育、学習支援業	100.0	92.6 (100.0)	74.6 (80.6)	76.4 (82.6)	4.6 (5.0)	
医療、療養サービス業	100.0	94.7 (100.0)	69.1 (72.9)	79.9 (84.3)	2.6 (2.8)	
複合サービス事業	100.0	90.7 (100.0)	74.6 (82.2)	74.5 (82.1)	5.7 (6.3)	
郵便局	100.0	92.0 (100.0)	74.9 (81.4)	74.5 (81.0)	5.6 (6.1)	
協同組合（他に分類されないもの）	100.0	88.6 (100.0)	74.0 (83.6)	74.7 (84.3)	5.9 (6.7)	
サービス業（他に分類されないもの）	100.0	92.7 (100.0)	71.6 (77.3)	79.0 (85.2)	11.3 (12.2)	
（対事業所サービス業）	100.0	93.2 (100.0)	71.9 (77.1)	79.7 (85.5)	12.3 (13.2)	
職業紹介・労働者派遣業	100.0	95.2 (100.0)	72.4 (76.1)	86.6 (91.0)	11.9 (12.5)	
その他の事業サービス業	100.0	92.6 (100.0)	71.7 (77.4)	77.6 (83.8)	12.4 (13.4)	
（対個人サービス業）	100.0	96.2 (100.0)	80.1 (83.3)	83.0 (86.3)	16.5 (17.1)	
自動車整備業	100.0	91.7 (100.0)	65.1 (71.0)	73.9 (80.7)	2.5 (2.7)	
機械等修理業（別掲を除く）	100.0	99.1 (100.0)	89.7 (90.5)	88.8 (89.6)	25.4 (25.6)	
（対社会的サービス業）	100.0	87.8 (100.0)	66.1 (75.3)	72.8 (82.9)	2.3 (2.6)	
廃棄物処理業	100.0	84.8 (100.0)	60.9 (71.8)	69.0 (81.3)	0.8 (0.9)	
政治・経済・文化団体	100.0	92.6 (100.0)	67.7 (73.1)	80.6 (87.1)	3.8 (4.1)	
宗教	100.0	85.7 (100.0)	77.4 (90.3)	82.1 (95.8)	5.2 (6.1)	
その他のサービス業	100.0	93.7 (100.0)	80.2 (85.6)	55.1 (58.8)	3.0 (3.2)	
（年齢階級）						
20歳未満	100.0	96.3 (100.0)	77.5 (80.4)	90.8 (94.2)	1.9 (1.9)	
20～29歳	100.0	92.6 (100.0)	70.5 (76.2)	86.5 (93.4)	6.6 (7.1)	
30～39歳	100.0	93.0 (100.0)	75.2 (80.9)	80.6 (86.7)	8.6 (9.3)	
40～49歳	100.0	92.8 (100.0)	70.2 (75.7)	78.1 (84.1)	8.2 (8.8)	
50～59歳	100.0	87.7 (100.0)	62.4 (71.1)	74.0 (84.4)	9.2 (10.5)	
60歳以上	100.0	84.3 (100.0)	62.2 (73.7)	53.9 (64.0)	3.9 (4.7)	
60～64歳	100.0	85.6 (100.0)	65.7 (76.7)	57.6 (67.3)	4.8 (5.6)	
65歳以上	100.0	82.3 (100.0)	57.0 (69.2)	48.6 (59.0)	2.7 (3.3)	
（性別）						
男	100.0	88.5 (100.0)	68.0 (76.8)	72.6 (82.1)	10.3 (11.7)	
20歳未満	100.0	94.5 (100.0)	80.0 (84.7)	84.2 (89.2)	2.7 (2.9)	
20～29歳	100.0	90.8 (100.0)	73.8 (81.2)	82.8 (91.1)	8.1 (9.0)	
30～39歳	100.0	91.1 (100.0)	73.6 (80.8)	76.8 (84.3)	10.7 (11.8)	
40～49歳	100.0	91.6 (100.0)	67.8 (74.1)	72.9 (79.6)	11.0 (12.0)	
50～59歳	100.0	84.0 (100.0)	62.0 (73.9)	70.1 (83.5)	12.3 (14.6)	
60歳以上	100.0	77.2 (100.0)	57.2 (74.2)	50.6 (65.6)	5.6 (7.3)	
60～64歳	100.0	82.3 (100.0)	65.7 (79.8)	50.8 (61.7)	6.0 (7.3)	
65歳以上	100.0	67.6 (100.0)	41.6 (61.5)	50.3 (74.4)	4.9 (7.3)	
女	100.0	94.8 (100.0)	70.9 (74.8)	83.7 (88.4)	4.3 (4.6)	
20歳未満	100.0	98.6 (100.0)	74.5 (75.6)	98.6 (100.0)	0.9 (0.9)	
20～29歳	100.0	94.1 (100.0)	67.6 (71.8)	89.8 (95.4)	5.2 (5.5)	
30～39歳	100.0	96.4 (100.0)	78.0 (80.9)	87.5 (90.8)	4.9 (5.1)	
40～49歳	100.0	94.7 (100.0)	73.8 (77.9)	85.7 (90.5)	3.9 (4.1)	
50～59歳	100.0	93.2 (100.0)	63.0 (67.6)	79.6 (85.5)	4.9 (5.2)	
60歳以上	100.0	96.4 (100.0)	70.6 (73.2)	59.6 (61.8)	1.0 (1.0)	
60～64歳	100.0	93.1 (100.0)	65.8 (70.7)	72.8 (78.3)	2.0 (2.1)	
65歳以上	100.0	99.7 (100.0)	75.2 (75.4)	46.5 (46.6)	- (-)	
（就業形態）						
正社員	100.0	91.4 (100.0)	70.0 (76.6)	77.7 (85.0)	9.1 (10.0)	
契約社員	100.0	89.1 (100.0)	68.3 (76.6)	71.7 (80.5)	5.7 (6.4)	
パート・タイム労働者	100.0	91.4 (100.0)	67.0 (73.4)	78.4 (85.8)	3.3 (3.6)	
臨時派遣労働者	100.0	97.4 (100.0)	60.3 (61.9)	97.2 (99.8)	0.1 (0.1)	
（職種）						
製造業	100.0	81.0 (100.0)	57.4 (70.9)	67.7 (83.6)	5.0 (6.2)	
（管理的職業従事者）	100.0	90.9 (100.0)	71.9 (79.1)	70.5 (77.5)	15.9 (17.5)	
専門的・技術的職業従事者	100.0	94.1 (100.0)	73.6 (78.2)	82.1 (87.2)	7.3 (7.7)	
事務従事者	100.0	92.4 (100.0)	69.3 (75.0)	83.3 (90.1)	9.5 (10.2)	
販売従事者	100.0	92.9 (100.0)	71.6 (77.1)	78.3 (84.3)	7.9 (8.5)	
サービス従事者	100.0	88.6 (100.0)	70.8 (79.9)	73.3 (82.7)	2.3 (2.6)	
サービス職業従事者（介護サービス職業従事者及び保健医療サービス職業従事者を除く）	100.0	86.3 (100.0)	69.0 (79.9)	68.4 (79.2)	1.9 (2.2)	
介護サービス職業従事者及び保健医療サービス職業従事者	100.0	94.0 (100.0)	75.0 (79.9)	84.6 (90.1)	3.2 (3.4)	
生産工程従事者	100.0	91.3 (100.0)	63.6 (69.6)	75.8 (83.0)	5.7 (6.2)	
輸送・機械運転従事者	100.0	82.5 (100.0)	61.9 (75.0)	61.4 (74.4)	3.9 (4.7)	
建設・採掘従事者	100.0	94.8 (100.0)	73.1 (77.0)	80.7 (85.1)	2.8 (3.0)	
運搬・清掃・包装等従事者	100.0	87.7 (100.0)	56.3 (64.2)	68.3 (77.9)	1.2 (1.4)	
上記に該当しない職種	100.0	80.0 (100.0)	51.9 (64.9)	71.9 (89.8)	9.6 (12.0)	
（経験年数）						
1年未満	100.0	94.2 (100.0)	72.6 (77.1)	82.5 (87.5)	11.4 (12.1)	
1年以上3年未満	100.0	88.9 (100.0)	70.5 (79.3)	78.9 (88.7)	6.2 (7.0)	
3年以上5年未満	100.0	91.9 (100.0)	68.1 (74.2)	81.4 (88.6)	8.7 (9.5)	
5年以上10年未満	100.0	92.5 (100.0)	67.7 (73.2)	80.4 (86.9)	7.3 (7.9)	
10年以上	100.0	90.3 (100.0)	69.1 (76.6)	72.6 (80.4)	7.9 (8.8)	

できる相手（複数回答）										相談できる 人はいない	不明
産業医以外の医師	保健師又は看護師	衛生管理者又は 衛生推進者等	カウンセラー等	その他							
2.3 3.6 2.9 4.0 1.0 1.6 1.7 － 2.2 2.2 2.0 2.3 1.2 － 2.5 2.2 2.5 － 2.0 2.7 2.0 3.4 2.3 3.1 1.1 2.9 － 1.4 3.0 2.5 4.2 2.7 3.0 2.0 1.9 － 2.5 2.2 1.2 2.2 1.7 3.3 － 2.6 3.6 1.6 － 1.1 2.2 3.4 2.7 2.6 2.0 4.7 1.8 1.0 0.8 0.3 1.5 3.2 2.3 2.1 2.6 2.5	(2.5) (3.8) (3.2) (4.3) (1.1) (1.8) (1.8) (－) (2.3) (2.3) (2.2) (2.4) (1.3) (－) (2.7) (2.6) (2.7) (－) (2.1) (2.9) (2.1) (3.9) (2.7) (3.6) (1.3) (3.2) (－) (1.5) (3.3) (2.7) (5.1) (3.5) (3.7) (3.0) (2.1) (－) (2.7) (2.3) (1.3) (2.4) (1.7) (3.6) (－) (2.8) (4.0) (1.7) (－) (1.4) 2.2 3.4 2.7 2.6 2.0 2.2 3.2 4.1 1.1 1.2 1.6 2.2 3.6 1.6 2.6 3.2 4.6 3.8 1.3 2.5 0.1 2.4 2.0 4.7 6.6 1.4 0.2 1.6 4.0 2.4 2.0 4.7 2.6 2.6 2.2 4.0 2.0 2.3 4.7 2.6 2.5	(1.1) (3.6) (2.9) (4.0) (0.9) (3.3) (3.6) (－) (4.7) (4.6) (4.5) (4.6) (0.4) (－) (1.0) (0.9) (－) (0.6) (3.8) (5.6) (5.2) (2.6) (3.5) (4.4) (3.6) (2.9) (1.3) (1.2) (1.3) (4.4) (3.6) (4.1) (1.4) (2.9) (1.3) (1.2) (0.6) (1.3) (－) (4.4) (2.4) (1.2) (1.5) (1.3) (3.6) (4.0) (1.7) (1.2) (1.3)									

第1表-2 ストレスを実際に相談した人の有無、相談した相手別労働者割合(2-1)

区 分	ストレスを相談できる 人がいる労働者計 ¹⁾	実際に相談				
		実際に相談した	上司・同僚	家族・友人	産業医	
合 計	[91.1] 100.0	85.0 (100.0)	60.6 (71.3)	69.1 (81.3)	1.6 (1.9)	
(企 業 規 模)						
5,000人以上	[90.1] 100.0	85.3 (100.0)	62.3 (73.1)	74.0 (86.7)	2.7 (3.2)	
1,000～4,999人	[93.5] 100.0	85.5 (100.0)	61.7 (72.3)	70.6 (82.6)	2.3 (2.7)	
300～999人	[95.8] 100.0	84.4 (100.0)	62.3 (73.9)	67.9 (80.5)	2.3 (2.7)	
100～299人	[88.6] 100.0	87.7 (100.0)	65.1 (74.2)	70.0 (79.9)	1.8 (2.1)	
50～99人	[84.6] 100.0	88.3 (100.0)	57.8 (65.4)	72.4 (81.9)	0.3 (0.3)	
30～49人	[92.2] 100.0	83.1 (100.0)	58.7 (70.7)	59.0 (71.0)	0.5 (0.6)	
10～29人	[90.5] 100.0	81.6 (100.0)	53.8 (65.9)	65.8 (80.7)	0.0 (0.0)	
(事 業 所 規 模)						
1,000人以上	[94.8] 100.0	80.3 (100.0)	57.2 (71.2)	70.5 (87.7)	5.9 (7.4)	
500～999人	[94.8] 100.0	79.2 (100.0)	54.5 (68.8)	61.6 (77.8)	3.8 (4.7)	
300～499人	[93.0] 100.0	82.9 (100.0)	56.6 (68.3)	64.4 (77.7)	4.3 (5.2)	
100～299人	[89.9] 100.0	87.3 (100.0)	63.0 (72.2)	72.9 (83.5)	1.9 (2.1)	
50～99人	[92.5] 100.0	84.5 (100.0)	59.8 (70.8)	69.5 (82.3)	1.5 (1.7)	
10～49人	[89.7] 100.0	86.0 (100.0)	61.9 (71.9)	68.7 (79.9)	0.2 (0.3)	
30～49人	[87.3] 100.0	87.0 (100.0)	62.1 (71.4)	63.2 (72.7)	0.6 (0.6)	
10～29人	[90.6] 100.0	85.6 (100.0)	61.8 (72.1)	70.8 (82.7)	0.1 (0.1)	
(産 業)						
農業、林業（林業に限る。）	[86.2] 100.0	87.4 (100.0)	65.9 (75.4)	73.5 (84.0)	- (-)	
建設業、採石業、砂利採取業	[83.5] 100.0	81.4 (100.0)	56.8 (69.8)	68.6 (84.3)	- (-)	
総合工事（設備工事業を除く）	[88.7] 100.0	80.1 (100.0)	59.8 (74.6)	70.1 (87.5)	2.0 (2.5)	
職別工事（設備工事業を除く）	[89.9] 100.0	73.2 (100.0)	49.5 (67.7)	68.6 (93.7)	0.8 (1.1)	
製造業（設備工事）	[85.3] 100.0	89.4 (100.0)	63.9 (71.5)	67.4 (75.4)	- (-)	
（消費関連製造業）	[88.5] 100.0	85.9 (100.0)	72.2 (84.1)	73.3 (85.4)	4.4 (5.2)	
食料品製造業、飲料・たばこ・飼料製造業	[91.4] 100.0	81.4 (100.0)	56.2 (69.0)	66.9 (82.2)	2.8 (3.5)	
繊維・縫製業	[93.4] 100.0	81.8 (100.0)	56.2 (68.7)	66.8 (81.6)	1.5 (1.8)	
家具・装備品製造業	[94.3] 100.0	81.6 (100.0)	54.2 (66.4)	69.6 (85.4)	1.6 (2.0)	
印刷・同業関連業	[95.7] 100.0	72.9 (100.0)	47.4 (65.0)	61.7 (84.7)	0.2 (0.2)	
なめし革・同製品・毛皮製造業	[89.7] 100.0	89.0 (100.0)	63.5 (71.4)	70.6 (79.3)	2.7 (3.0)	
その他の製造業	[90.1] 100.0	82.5 (100.0)	62.6 (75.9)	58.5 (70.9)	2.0 (2.4)	
（非金属系素材関連製造業）	[96.4] 100.0	79.6 (100.0)	49.9 (62.7)	67.4 (84.7)	3.4 (4.3)	
木材・木製品製造業（家具を除く）	[92.8] 100.0	91.5 (100.0)	65.8 (71.9)	70.3 (76.8)	0.8 (0.9)	
（非金属系素材関連製造業）	[90.3] 100.0	80.9 (100.0)	56.1 (69.3)	65.8 (81.4)	2.4 (2.9)	
パルプ・紙・紙加工品製造業	[88.7] 100.0	79.9 (100.0)	55.7 (69.7)	61.7 (77.2)	0.9 (1.1)	
化学工業	[86.0] 100.0	93.6 (100.0)	65.7 (70.2)	76.3 (81.6)	2.2 (2.4)	
石油製品・石炭製品製造業	[93.5] 100.0	79.8 (100.0)	59.1 (74.0)	62.9 (78.9)	3.2 (4.0)	
プラスチック製品製造業（別掲を除く）	[94.1] 100.0	81.2 (100.0)	56.5 (69.5)	71.0 (87.5)	1.6 (2.0)	
ゴム製品製造業	[89.6] 100.0	77.0 (100.0)	48.1 (62.4)	63.7 (82.7)	1.4 (1.8)	
窯業・土石製品製造業	[88.4] 100.0	86.3 (100.0)	51.7 (59.9)	72.7 (84.2)	1.0 (1.2)	
（金属系素材関連製造業）	[90.0] 100.0	79.1 (100.0)	60.9 (77.0)	65.2 (82.5)	3.8 (4.8)	
鉄・鉄鋼製品製造業	[87.2] 100.0	85.5 (100.0)	56.6 (66.2)	69.6 (81.4)	1.7 (2.0)	
非鉄金属製品製造業	[91.7] 100.0	85.6 (100.0)	56.3 (65.8)	69.0 (80.6)	4.2 (4.9)	
（機械関連製造業）	[89.7] 100.0	82.7 (100.0)	53.3 (64.4)	69.0 (83.4)	3.3 (4.0)	
はん用機械器具製造業	[84.3] 100.0	86.1 (100.0)	57.6 (66.9)	70.0 (81.4)	- (-)	
生産用機械器具製造業	[92.0] 100.0	80.2 (100.0)	56.1 (70.0)	66.8 (83.3)	4.2 (5.2)	
業務用機械器具製造業	[92.9] 100.0	90.2 (100.0)	55.7 (61.7)	76.1 (84.4)	0.9 (0.9)	
電子部品・デバイス・電子回路製造業	[91.0] 100.0	73.3 (100.0)	53.2 (72.7)	64.1 (87.5)	1.9 (2.6)	
電気機械器具製造業	[93.6] 100.0	84.9 (100.0)	57.2 (67.4)	65.6 (77.3)	3.9 (4.6)	
情報通信機械器具製造業	[94.1] 100.0	80.9 (100.0)	60.8 (75.1)	68.5 (84.6)	5.6 (7.0)	
情報通信機械器具製造業	[92.5] 100.0	83.6 (100.0)	56.2 (67.2)	73.7 (88.2)	6.5 (7.7)	
電気・ガス・熱供給・水道業	[92.1] 100.0	68.9 (100.0)	50.2 (72.8)	55.0 (79.8)	8.5 (12.4)	
情報通信業	[90.6] 100.0	79.8 (100.0)	56.5 (70.8)	64.6 (81.0)	3.4 (4.3)	
情報通信業	[94.0] 100.0	83.2 (100.0)	60.0 (72.2)	63.3 (76.1)	5.4 (6.5)	
情報通信業	[93.3] 100.0	80.6 (100.0)	54.3 (67.4)	68.0 (84.4)	4.1 (5.1)	
情報通信業	[90.7] 100.0	75.4 (100.0)	51.3 (68.0)	69.9 (92.7)	9.2 (12.2)	
情報通信業	[96.6] 100.0	86.8 (100.0)	60.3 (69.5)	70.4 (81.1)	10.3 (11.9)	
インターネット・随伴サービス業	[92.8] 100.0	79.4 (100.0)	55.6 (70.0)	65.3 (82.2)	1.4 (1.8)	
映像・音声・文字情報制作業	[98.0] 100.0	90.4 (100.0)	47.7 (52.8)	77.1 (85.3)	13.9 (15.4)	
映像・音声・文字情報制作業	[93.9] 100.0	84.4 (100.0)	51.8 (61.4)	75.8 (89.9)	1.8 (2.2)	
映像・音声・文字情報制作業	[87.7] 100.0	87.3 (100.0)	59.7 (68.4)	67.4 (77.1)	1.6 (1.8)	
鉄道旅客運送業	[89.4] 100.0	81.0 (100.0)	61.0 (75.4)	66.9 (82.5)	2.8 (3.4)	
道路旅客運送業	[88.6] 100.0	81.5 (100.0)	55.5 (68.1)	65.8 (80.8)	0.2 (0.3)	
水路旅客運送業	[86.4] 100.0	91.3 (100.0)	60.3 (66.1)	67.5 (74.0)	1.5 (1.7)	
航空旅客運送業	[93.1] 100.0	68.8 (100.0)	52.5 (76.3)	62.5 (90.8)	0.4 (0.6)	
倉庫・運輸に附帯するサービス業	[96.5] 100.0	89.3 (100.0)	64.9 (72.6)	82.9 (92.8)	4.3 (4.8)	
郵便業（信書便事業を含む）	[90.7] 100.0	87.5 (100.0)	60.0 (68.5)	68.7 (78.5)	1.0 (1.1)	
卸売業（小売業を除く）	[86.1] 100.0	84.0 (100.0)	62.3 (74.2)	66.4 (79.1)	3.0 (3.6)	
（繊維・飲食品その他卸売業）	[94.9] 100.0	81.0 (100.0)	58.5 (72.3)	67.2 (83.0)	1.1 (1.4)	
（繊維・飲食品その他卸売業）	[88.3] 100.0	85.2 (100.0)	59.4 (69.7)	67.5 (79.2)	0.9 (1.1)	
（繊維・飲食品その他卸売業）	[91.9] 100.0	76.1 (100.0)	55.2 (72.6)	63.3 (83.3)	0.5 (0.6)	
（繊維・飲食品その他卸売業）	[95.5] 100.0	89.8 (100.0)	72.5 (80.8)	74.8 (83.4)	4.8 (5.4)	
（繊維・飲食品その他卸売業）	[91.8] 100.0	75.9 (100.0)	55.0 (72.4)	63.2 (83.3)	0.4 (0.5)	
（繊維・飲食品その他卸売業）	[86.5] 100.0	90.2 (100.0)	61.7 (68.4)	69.8 (77.4)	1.2 (1.3)	
（繊維・飲食品その他卸売業）	[92.8] 100.0	88.1 (100.0)	48.7 (55.4)	73.4 (83.4)	2.1 (2.4)	
（繊維・飲食品その他卸売業）	[88.9] 100.0	92.5 (100.0)	74.0 (80.0)	76.3 (82.5)	- (-)	
（繊維・飲食品その他卸売業）	[92.4] 100.0	85.2 (100.0)	59.4 (69.6)	63.7 (74.7)	0.5 (0.6)	
（繊維・飲食品その他卸売業）	[97.0] 100.0	83.0 (100.0)	54.4 (65.5)	69.4 (83.5)	0.1 (0.2)	
（繊維・飲食品その他卸売業）	[81.5] 100.0	93.2 (100.0)	62.9 (67.5)	70.7 (75.9)	1.7 (1.8)	
金融業、保険業	[96.0] 100.0	86.3 (100.0)	68.2 (79.0)	72.7 (84.3)	2.2 (2.6)	
金融業、保険業	[98.2] 100.0	89.0 (100.0)	71.4 (80.2)	73.0 (82.0)	2.8 (3.1)	
金融業、保険業	[92.4] 100.0	81.3 (100.0)	62.3 (76.6)	72.2 (88.9)	1.3 (1.6)	
金融業、保険業	[96.9] 100.0	89.7 (100.0)	65.4 (72.9)	72.9 (81.2)	0.6 (0.6)	
金融業、保険業	[99.0] 100.0	87.7 (100.0)	63.2 (72.0)	72.3 (82.4)	- (-)	
金融業、保険業	[92.1] 100.0	94.6 (100.0)	71.0 (75.0)	74.1 (78.4)	2.0 (2.1)	
金融業、保険業	[93.6] 100.0	78.2 (100.0)	54.0 (69.1)	69.3 (88.6)	5.3 (6.8)	
金融業、保険業	[88.3] 100.0	86.3 (100.0)	67.0 (77.7)	72.6 (84.2)	0.1 (0.1)	
金融業、保険業	[86.2] 100.0	71.5 (100.0)	44.1 (61.7)	57.1 (79.9)	0.7 (1.0)	
金融業、保険業	[88.6] 100.0	88.5 (100.0)	70.4 (79.5)	74.9 (84.7)	- (-)	
金融業、保険業	[88.5] 100.0	87.0 (100.0)	63.0 (72.4)	65.4 (75.1)	2.5 (2.9)	
金融業、保険業	[88.9] 100.0	88.3 (100.0)	59.3 (67.2)	58.7 (66.4)	0.1 (0.1)	
金融業、保険業	[96.1] 100.0	80.5 (100.0)	65.6 (81.5)	72.3 (89.8)	3.5 (4.4)	
金融業、保険業	[86.5] 100.0	88.2 (100.0)	64.0 (72.5)	66.5 (75.5)	3.3 (3.7)	
金融業、保険業	[86.7] 100.0	89.0 (100.0)	64.1 (71.9)	66.4 (74.5)	3.7 (4.2)	
金融業、保険業	[85.2] 100.0	82.1 (100.0)	63.3 (77.2)	67.7 (82.5)	- (-)	

(単位: %)

した相手(複数回答)					相談した ことはない	不明
産業医以外の医師	保健師又は看護師	衛生管理者又は 衛生推進者等	カウンセラー等	その他		
1.6 (1.8)	1.1 (1.3)	0.4 (0.4)	1.1 (1.3)	1.5 (1.8)	9.6	5.5
2.0 (2.4)	2.3 (2.7)	0.3 (0.3)	0.8 (1.0)	1.2 (1.5)	8.8	5.9
1.8 (2.1)	2.3 (2.7)	0.2 (0.2)	1.3 (1.5)	1.5 (1.7)	11.5	3.0
1.1 (1.3)	0.5 (0.6)	0.3 (0.4)	1.8 (2.2)	1.7 (2.0)	9.8	5.9
1.2 (1.3)	0.2 (0.3)	1.1 (1.2)	1.5 (1.7)	1.4 (1.6)	9.9	2.4
0.5 (0.6)	0.2 (0.2)	0.6 (0.7)	0.0 (0.0)	1.5 (1.7)	8.2	3.4
1.8 (2.1)	- (-)	0.2 (0.3)	0.8 (1.0)	1.6 (1.9)	11.5	5.5
2.2 (2.7)	1.1 (1.4)	- (-)	0.8 (0.9)	1.6 (2.0)	8.2	10.2
3.2 (4.0)	5.4 (6.7)	0.5 (0.6)	2.1 (2.6)	0.9 (1.1)	13.2	6.5
3.1 (4.0)	1.7 (2.2)	0.6 (0.8)	5.3 (6.6)	3.1 (3.9)	15.1	5.7
1.5 (1.8)	2.5 (3.1)	0.5 (0.6)	2.1 (2.5)	0.9 (1.0)	12.3	4.8
0.7 (0.9)	0.8 (0.9)	0.6 (0.7)	1.0 (1.2)	1.4 (1.6)	10.1	2.7
1.2 (1.5)	0.2 (0.2)	0.8 (1.0)	0.1 (0.1)	1.4 (1.6)	8.6	6.9
1.6 (1.9)	0.5 (0.6)	0.0 (0.1)	0.7 (0.8)	1.6 (1.9)	8.0	6.0
2.6 (3.0)	0.0 (0.0)	0.2 (0.2)	0.4 (0.5)	1.5 (1.7)	10.6	2.4
1.2 (1.4)	0.7 (0.8)	- (-)	0.7 (0.9)	1.6 (1.9)	7.0	7.3
2.1 (2.4)	0.4 (0.5)	- (-)	- (-)	0.5 (0.6)	10.8	1.8
- (-)	0.6 (0.7)	- (-)	0.6 (0.7)	0.9 (1.1)	12.4	6.2
0.9 (1.2)	0.5 (0.6)	0.3 (0.3)	1.5 (1.9)	0.9 (1.2)	15.5	4.3
1.1 (1.6)	- (-)	- (-)	2.9 (3.9)	0.8 (1.0)	20.9	5.9
0.5 (0.6)	- (-)	- (-)	- (-)	3.1 (3.5)	7.9	2.8
0.8 (1.0)	1.4 (1.7)	0.8 (0.9)	0.3 (0.4)	0.3 (0.3)	11.3	2.8
2.0 (2.5)	2.3 (2.8)	0.8 (1.0)	1.6 (2.0)	1.5 (1.8)	12.8	5.9
0.6 (0.7)	1.4 (1.7)	0.7 (0.9)	1.1 (1.4)	1.7 (2.1)	10.6	7.6
- (-)	1.8 (2.3)	1.0 (1.2)	1.6 (2.0)	1.5 (1.8)	8.4	10.1
0.7 (1.0)	0.5 (0.7)	- (-)	0.2 (0.2)	0.9 (1.3)	18.6	8.6
2.6 (2.9)	1.3 (1.5)	- (-)	5.1 (5.7)	0.8 (0.9)	7.2	3.8
0.4 (0.5)	0.7 (0.8)	0.3 (0.4)	- (-)	4.0 (4.8)	14.7	2.7
0.6 (0.7)	- (-)	- (-)	- (-)	1.0 (1.2)	19.9	0.6
3.1 (3.3)	1.1 (1.2)	1.4 (1.6)	0.4 (0.5)	0.3 (0.3)	6.0	2.5
1.8 (2.3)	1.6 (1.9)	0.6 (0.7)	0.9 (1.1)	2.1 (2.6)	15.5	3.6
- (-)	- (-)	0.1 (0.1)	- (-)	0.4 (0.5)	12.4	7.7
2.3 (2.4)	0.2 (0.2)	- (-)	- (-)	3.5 (3.7)	3.6	2.8
1.5 (1.8)	2.1 (2.6)	- (-)	1.5 (1.9)	1.6 (2.0)	18.1	2.1
2.9 (3.5)	4.5 (5.5)	2.2 (2.8)	- (-)	0.4 (0.5)	10.4	8.3
2.6 (3.3)	0.4 (0.5)	1.7 (2.2)	0.2 (0.2)	3.1 (4.0)	18.7	4.2
1.0 (1.2)	4.4 (5.1)	- (-)	0.6 (0.7)	2.0 (2.4)	10.8	2.9
1.6 (2.0)	2.7 (3.4)	0.3 (0.3)	2.2 (2.7)	1.1 (1.4)	16.8	4.0
1.0 (1.2)	2.0 (2.4)	0.1 (0.1)	1.9 (2.2)	1.3 (1.5)	10.9	3.6
0.8 (0.9)	3.6 (4.2)	- (-)	5.6 (6.5)	1.0 (1.1)	10.6	3.8
2.0 (2.4)	2.4 (2.9)	0.6 (0.7)	1.6 (2.0)	0.5 (0.6)	13.2	4.1
0.9 (1.0)	1.1 (1.3)	- (-)	- (-)	1.7 (2.0)	10.5	3.4
3.3 (4.1)	3.3 (4.1)	1.2 (1.4)	2.2 (2.7)	1.0 (1.3)	13.2	6.6
0.7 (0.8)	3.4 (3.7)	- (-)	- (-)	0.3 (0.3)	8.4	1.4
3.6 (4.9)	3.5 (4.8)	1.5 (2.1)	1.6 (2.2)	1.6 (2.2)	19.7	7.1
5.0 (5.9)	3.0 (3.6)	1.9 (2.2)	2.2 (2.5)	0.5 (0.5)	8.2	6.9
3.0 (3.7)	5.4 (6.6)	1.7 (2.1)	4.8 (5.9)	0.8 (1.0)	12.1	7.0
4.1 (4.9)	3.1 (3.7)	1.0 (1.2)	1.0 (1.2)	2.0 (2.4)	9.1	7.3
6.0 (8.6)	6.3 (9.2)	0.4 (0.6)	3.0 (4.3)	0.6 (0.9)	24.4	6.6
2.5 (3.2)	1.4 (1.7)	1.2 (1.4)	2.1 (2.7)	1.0 (1.2)	12.8	7.4
1.5 (1.8)	6.5 (7.8)	- (-)	2.0 (2.5)	0.6 (0.7)	13.9	3.0
3.8 (4.7)	2.3 (2.9)	0.9 (1.1)	1.9 (2.3)	1.0 (1.2)	13.0	6.4
9.6 (12.8)	3.7 (4.9)	- (-)	2.8 (3.7)	1.3 (1.7)	16.2	8.4
1.3 (1.5)	2.4 (2.7)	- (-)	- (-)	1.2 (1.4)	11.7	1.5
3.1 (3.9)	1.7 (2.1)	0.9 (1.2)	1.9 (2.4)	0.7 (0.9)	14.0	6.5
3.9 (4.3)	5.5 (6.1)	2.9 (3.3)	0.3 (0.4)	- (-)	5.8	3.8
0.9 (1.1)	1.8 (2.2)	- (-)	3.2 (3.7)	3.8 (4.5)	7.1	8.5
0.7 (0.8)	0.4 (0.5)	0.2 (0.2)	0.4 (0.4)	1.1 (1.3)	7.3	5.4
3.2 (3.9)	1.4 (1.8)	- (-)	2.0 (2.5)	3.3 (4.0)	10.9	8.1
1.3 (1.6)	- (-)	- (-)	- (-)	0.3 (0.3)	7.1	11.4
- (-)	- (-)	- (-)	0.2 (0.2)	0.6 (0.7)	5.3	3.5
0.4 (0.5)	0.1 (0.1)	7.3 (10.5)	0.7 (1.0)	1.0 (1.5)	27.0	4.2
2.0 (2.2)	2.0 (2.2)	- (-)	- (-)	- (-)	2.7	8.0
1.4 (1.6)	1.1 (1.2)	- (-)	0.3 (0.4)	0.5 (0.6)	8.4	4.1
0.6 (0.7)	1.8 (2.1)	1.3 (1.5)	0.5 (0.6)	4.1 (4.8)	12.5	3.6
0.2 (0.3)	0.8 (1.0)	- (-)	1.2 (1.5)	1.0 (1.2)	11.7	7.3
0.7 (0.8)	0.2 (0.2)	0.1 (0.1)	1.0 (1.2)	1.6 (1.9)	9.5	5.3
0.9 (1.1)	- (-)	0.0 (0.0)	2.7 (3.6)	- (-)	14.0	10.0
1.6 (1.8)	- (-)	0.2 (0.2)	1.4 (1.6)	- (-)	7.7	2.6
0.8 (1.1)	- (-)	- (-)	2.7 (3.6)	- (-)	14.1	10.1
0.6 (0.6)	0.2 (0.3)	0.1 (0.1)	0.1 (0.1)	2.5 (2.7)	7.0	2.8
- (-)	0.8 (0.9)	1.4 (1.6)	1.1 (1.2)	0.1 (0.1)	6.4	5.6
1.3 (1.4)	- (-)	- (-)	- (-)	2.3 (2.5)	5.7	1.8
0.7 (0.8)	- (-)	- (-)	0.1 (0.1)	- (-)	10.2	4.5
3.2 (3.9)	0.4 (0.5)	- (-)	- (-)	0.3 (0.3)	14.2	2.8
0.2 (0.2)	0.3 (0.3)	- (-)	- (-)	4.3 (4.7)	5.1	1.7
0.9 (1.0)	0.7 (0.8)	- (-)	0.4 (0.5)	0.6 (0.7)	10.0	3.7
1.0 (1.2)	0.4 (0.5)	- (-)	0.5 (0.6)	0.8 (0.9)	6.7	4.3
0.6 (0.7)	1.1 (1.4)	- (-)	0.4 (0.4)	0.2 (0.3)	16.1	2.6
2.1 (2.4)	0.6 (0.6)	0.1 (0.1)	- (-)	0.2 (0.2)	3.5	6.8
1.1 (1.3)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	3.7	8.5
4.6 (4.8)	2.0 (2.1)	0.4 (0.5)	- (-)	0.6 (0.7)	3.1	2.3
0.8 (1.0)	1.4 (1.8)	1.0 (1.3)	2.0 (2.6)	2.4 (3.1)	20.0	1.8
1.1 (1.3)	0.0 (0.0)	- (-)	- (-)	1.1 (1.3)	4.8	8.8
- (-)	0.1 (0.2)	- (-)	- (-)	- (-)	22.7	5.8
1.3 (1.4)	- (-)	- (-)	- (-)	1.2 (1.4)	2.3	9.3
1.2 (1.3)	0.5 (0.5)	0.1 (0.1)	0.3 (0.4)	3.1 (3.6)	8.5	4.4
- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	3.7 (4.2)	6.3	5.4
2.6 (3.2)	3.1 (3.9)	0.5 (0.6)	2.2 (2.7)	1.5 (1.8)	11.1	8.4
1.3 (1.5)	- (-)	- (-)	- (-)	3.3 (3.8)	8.8	3.0
1.3 (1.5)	- (-)	- (-)	- (-)	3.7 (4.2)	8.6	2.3
1.0 (1.2)	- (-)	- (-)	- (-)	0.8 (0.9)	9.9	8.1

第1表-2 ストレスを実際に相談した人の有無、相談した相手別労働者割合(2-2)

区 分	ストレスを相談できる 人がある労働者計 ¹⁾		実際に相談							
			実際に相談した		上司・同僚		家族・友人		産業医	
教育、学習支援事業	[92.6]	100.0	89.3	(100.0)	68.6	(76.8)	69.9	(78.3)	0.4	(0.4)
医療サービス事業	[94.7]	100.0	87.5	(100.0)	61.3	(70.1)	71.1	(81.3)	0.8	(0.9)
複合サービス事業	[90.7]	100.0	83.9	(100.0)	62.2	(74.1)	66.2	(79.0)	1.0	(1.2)
郵便局	[92.0]	100.0	84.9	(100.0)	63.4	(74.7)	64.8	(76.3)	1.3	(1.6)
協同組合（他に分類されないもの）	[88.6]	100.0	81.9	(100.0)	59.9	(73.1)	68.8	(84.0)	0.5	(0.6)
サービス業（他に分類されないもの）	[92.7]	100.0	86.6	(100.0)	62.0	(71.6)	70.8	(81.8)	1.6	(1.8)
（対事業所サービス業）	[93.2]	100.0	87.0	(100.0)	61.6	(70.8)	71.7	(82.4)	1.8	(2.1)
職業紹介・労働者派遣業	[95.2]	100.0	90.7	(100.0)	66.0	(72.8)	77.5	(85.4)	1.9	(2.1)
その他のサービス業	[92.6]	100.0	85.8	(100.0)	60.3	(70.2)	69.9	(81.4)	1.8	(2.1)
（対個人サービス業）	[96.2]	100.0	89.8	(100.0)	72.3	(80.5)	67.0	(74.6)	0.8	(0.8)
自動車整備業	[91.7]	100.0	87.7	(100.0)	58.9	(67.1)	66.6	(76.0)	2.0	(2.3)
機械等修理業（別掲を除く）	[99.1]	100.0	91.0	(100.0)	80.3	(88.2)	67.2	(73.9)	-	(-)
（対社会的サービス業）	[87.8]	100.0	82.1	(100.0)	58.9	(71.8)	67.1	(81.7)	0.3	(0.4)
廃棄物処理業	[84.8]	100.0	81.8	(100.0)	57.8	(70.7)	64.9	(79.3)	-	(-)
政治・経済・文化団体	[92.6]	100.0	86.1	(100.0)	57.9	(67.2)	73.7	(85.6)	0.3	(0.3)
宗教その他サービス業	[85.7]	100.0	85.2	(100.0)	75.6	(88.8)	76.5	(89.9)	2.2	(2.6)
（その他のサービス業）	[93.7]	100.0	83.5	(100.0)	47.5	(74.7)	42.1	(66.3)	-	(-)
（20歳未満）	[96.3]	100.0	90.6	(100.0)	58.5	(64.6)	64.5	(71.1)	0.4	(0.4)
20～29歳	[92.6]	100.0	87.1	(100.0)	60.9	(69.9)	78.5	(90.2)	0.8	(0.9)
30～39歳	[93.0]	100.0	89.2	(100.0)	68.7	(77.0)	75.4	(84.5)	1.9	(2.1)
40～49歳	[92.8]	100.0	83.2	(100.0)	60.0	(72.1)	66.1	(79.4)	1.7	(2.0)
50～59歳	[87.7]	100.0	82.5	(100.0)	53.7	(65.2)	67.4	(81.8)	2.2	(2.7)
60歳以上	[84.3]	100.0	80.3	(100.0)	54.8	(68.3)	46.2	(57.5)	0.7	(0.8)
60～64歳	[85.6]	100.0	77.4	(100.0)	52.0	(67.2)	47.2	(61.0)	1.1	(1.4)
65歳以上	[82.3]	100.0	84.6	(100.0)	59.1	(69.9)	44.6	(52.8)	0.0	(0.0)
（20歳未満）	[88.5]	100.0	81.7	(100.0)	59.1	(72.4)	63.3	(77.6)	2.1	(2.6)
20～29歳	[94.5]	100.0	84.5	(100.0)	67.2	(79.6)	42.2	(50.0)	-	(-)
30～39歳	[90.8]	100.0	82.2	(100.0)	63.4	(77.1)	72.1	(87.6)	0.9	(1.1)
40～49歳	[91.1]	100.0	85.9	(100.0)	66.5	(77.4)	70.5	(82.1)	2.0	(2.3)
50～59歳	[91.6]	100.0	80.9	(100.0)	56.8	(70.2)	59.6	(73.7)	2.4	(2.9)
60歳以上	[84.0]	100.0	80.2	(100.0)	54.0	(67.3)	62.5	(77.9)	3.2	(4.0)
60～64歳	[77.2]	100.0	72.5	(100.0)	48.3	(66.5)	42.0	(57.9)	1.1	(1.5)
65歳以上	[82.3]	100.0	73.7	(100.0)	50.9	(69.1)	39.2	(53.2)	1.5	(2.1)
（20歳未満）	[67.6]	100.0	69.9	(100.0)	42.2	(60.4)	48.2	(69.0)	0.0	(0.1)
20～29歳	[94.8]	100.0	89.4	(100.0)	62.6	(70.0)	76.8	(85.9)	1.0	(1.1)
30～39歳	[98.6]	100.0	97.6	(100.0)	48.4	(49.7)	89.9	(92.1)	0.9	(0.9)
40～49歳	[94.1]	100.0	91.3	(100.0)	58.7	(64.3)	84.1	(92.2)	0.7	(0.8)
50～59歳	[96.4]	100.0	94.8	(100.0)	72.3	(76.3)	83.6	(88.1)	1.8	(1.9)
60歳以上	[94.7]	100.0	86.5	(100.0)	64.6	(74.7)	75.3	(87.0)	0.7	(0.9)
60～64歳	[93.2]	100.0	85.4	(100.0)	53.4	(62.5)	73.8	(86.4)	0.9	(1.1)
65歳以上	[96.4]	100.0	90.9	(100.0)	63.8	(70.3)	52.0	(57.2)	0.1	(0.1)
（20歳未満）	[93.1]	100.0	84.9	(100.0)	54.2	(63.8)	63.1	(74.4)	0.2	(0.2)
65歳以上	[99.7]	100.0	96.4	(100.0)	72.8	(75.5)	41.7	(43.3)	-	(-)
（就業形態）										
正社員	[91.4]	100.0	84.5	(100.0)	61.4	(72.6)	68.4	(81.0)	1.9	(2.3)
契約社員	[89.1]	100.0	83.5	(100.0)	56.8	(68.1)	67.8	(81.3)	0.5	(0.6)
パート・タイム労働者	[91.4]	100.0	88.2	(100.0)	60.4	(68.5)	73.3	(83.1)	0.7	(0.8)
臨時・日雇労働者	[97.4]	100.0	93.2	(100.0)	34.0	(36.5)	78.5	(84.2)	-	(-)
派遣労働者	[81.0]	100.0	84.4	(100.0)	50.1	(59.3)	66.0	(78.2)	1.2	(1.4)
（職種）										
管理的職業従事者	[90.9]	100.0	85.7	(100.0)	62.4	(72.9)	62.0	(72.4)	3.2	(3.7)
専門的・技術的職業従事者	[94.1]	100.0	87.4	(100.0)	65.3	(74.7)	73.9	(84.5)	1.5	(1.7)
事務・業務従事者	[92.4]	100.0	83.2	(100.0)	56.4	(67.7)	71.6	(86.0)	1.9	(2.3)
販売従事者	[92.9]	100.0	90.2	(100.0)	62.2	(69.0)	73.6	(81.6)	1.3	(1.5)
サービス職業従事者	[88.6]	100.0	86.2	(100.0)	67.8	(78.7)	71.6	(83.0)	0.4	(0.5)
サービス職業従事者（介護サービス職業従事者及び保健医療サービス職業従事者を除く）	[86.3]	100.0	87.9	(100.0)	66.6	(75.8)	72.6	(82.6)	0.1	(0.1)
介護サービス職業従事者及び保健医療サービス職業従事者	[94.0]	100.0	82.6	(100.0)	70.4	(85.3)	69.4	(84.1)	1.0	(1.2)
生産工程従事者	[91.3]	100.0	79.3	(100.0)	54.4	(68.6)	61.1	(77.0)	0.8	(1.0)
輸送・機械運転従事者	[82.5]	100.0	83.7	(100.0)	59.9	(71.6)	57.4	(68.6)	2.3	(2.7)
建設・採掘従事者	[94.8]	100.0	78.8	(100.0)	55.0	(69.8)	64.3	(81.6)	0.5	(0.6)
運搬・清掃・包装等従事者	[87.7]	100.0	87.5	(100.0)	54.1	(61.9)	62.0	(70.9)	0.1	(0.2)
上記に該当しない職種	[80.0]	100.0	81.7	(100.0)	49.4	(60.5)	70.0	(85.7)	4.5	(5.5)
（年齢）										
1年未満	[94.2]	100.0	81.3	(100.0)	57.0	(70.1)	68.1	(83.9)	2.4	(3.0)
1年以上3年未満	[88.9]	100.0	85.6	(100.0)	63.2	(73.8)	72.7	(84.9)	1.1	(1.3)
3年以上5年未満	[91.9]	100.0	87.2	(100.0)	56.6	(64.9)	73.4	(84.2)	2.1	(2.4)
5年以上10年未満	[92.5]	100.0	84.5	(100.0)	60.8	(71.9)	71.2	(84.2)	1.4	(1.7)
10年以上	[90.3]	100.0	85.1	(100.0)	61.5	(72.2)	65.5	(76.9)	1.6	(1.9)

注：1）[] は、全労働者のうち「ストレスを相談できる人がある労働者」の割合である。

(単位: %)

した相手(複数回答)					相談した ことはない	不明
産業医以外の医師	保健師又は看護師	衛生管理者又は 衛生推進者等	カウンセラー等	その他		
1.1 (1.3)	0.5 (0.6)	- (-)	1.3 (1.5)	1.4 (1.6)	8.2	2.6
3.2 (3.7)	1.6 (1.8)	0.5 (0.6)	1.9 (2.2)	1.3 (1.4)	6.6	6.0
2.5 (3.0)	1.2 (1.4)	- (-)	1.2 (1.5)	2.7 (3.2)	10.6	5.5
3.9 (4.6)	1.4 (1.6)	- (-)	1.2 (1.4)	3.6 (4.2)	8.8	6.2
- (-)	0.8 (0.9)	- (-)	1.3 (1.6)	1.1 (1.3)	14.0	4.1
0.9 (1.0)	1.2 (1.4)	0.6 (0.6)	0.0 (0.0)	2.6 (3.0)	8.7	4.7
0.8 (0.9)	1.3 (1.5)	0.7 (0.8)	- (-)	2.7 (3.1)	8.1	4.9
- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	1.0 (1.1)	5.1	4.2
1.0 (1.2)	1.7 (2.0)	0.9 (1.0)	- (-)	3.2 (3.7)	9.0	5.1
2.3 (2.6)	1.7 (1.9)	- (-)	0.2 (0.2)	3.0 (3.4)	5.8	4.5
2.2 (2.5)	4.5 (5.2)	- (-)	0.5 (0.6)	2.5 (2.9)	9.8	2.6
2.4 (2.6)	- (-)	- (-)	- (-)	3.3 (3.7)	3.4	5.6
0.6 (0.8)	- (-)	- (-)	0.0 (0.1)	1.7 (2.1)	14.6	3.3
- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	2.8 (3.4)	16.7	1.4
1.8 (2.1)	- (-)	- (-)	0.1 (0.1)	0.1 (0.1)	10.9	3.1
0.1 (0.1)	- (-)	- (-)	0.1 (0.1)	2.8 (3.3)	4.7	10.2
0.8 (1.3)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	29.1	7.4
- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	0.1 (0.1)	4.7	4.7
1.0 (1.1)	0.6 (0.6)	0.1 (0.2)	0.9 (1.1)	1.7 (1.9)	10.4	2.5
1.7 (1.9)	1.8 (2.0)	0.9 (1.0)	1.2 (1.3)	1.5 (1.7)	7.1	3.7
1.5 (1.8)	0.5 (0.6)	0.3 (0.3)	0.7 (0.8)	1.1 (1.3)	9.3	7.5
2.1 (2.5)	1.5 (1.9)	0.2 (0.2)	1.4 (1.7)	1.4 (1.7)	11.2	6.3
1.3 (1.6)	0.6 (0.8)	0.1 (0.1)	2.1 (2.6)	3.3 (4.1)	12.8	7.0
1.6 (2.1)	1.0 (1.3)	0.2 (0.2)	3.4 (4.4)	0.6 (0.8)	13.9	8.7
0.8 (1.0)	0.1 (0.1)	- (-)	0.1 (0.1)	7.3 (8.6)	11.1	4.3
1.8 (2.3)	1.2 (1.5)	0.3 (0.4)	0.7 (0.8)	1.0 (1.2)	13.1	5.2
- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	8.8	6.6
0.1 (0.2)	0.2 (0.3)	0.2 (0.2)	1.5 (1.8)	0.5 (0.7)	14.5	3.2
1.9 (2.2)	1.8 (2.1)	0.6 (0.7)	0.2 (0.3)	1.1 (1.3)	9.2	4.9
1.9 (2.3)	0.6 (0.8)	0.3 (0.4)	0.7 (0.9)	0.7 (0.9)	12.9	6.2
2.8 (3.4)	2.3 (2.9)	0.1 (0.1)	0.7 (0.9)	1.5 (1.8)	15.1	4.7
2.2 (3.1)	0.7 (0.9)	0.2 (0.2)	0.7 (1.0)	1.1 (1.6)	20.4	7.1
2.4 (3.3)	0.9 (1.2)	0.2 (0.3)	1.0 (1.3)	0.8 (1.1)	19.3	7.0
1.8 (2.6)	0.1 (0.2)	- (-)	0.1 (0.2)	1.9 (2.7)	22.9	7.2
1.2 (1.3)	0.8 (0.9)	0.4 (0.5)	1.6 (1.8)	2.2 (2.4)	4.8	5.7
- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	0.2 (0.2)	-	2.4
1.7 (1.8)	0.8 (0.9)	0.1 (0.1)	0.4 (0.5)	2.6 (2.9)	6.8	2.0
1.5 (1.6)	1.7 (1.8)	1.4 (1.5)	2.7 (2.9)	2.1 (2.2)	3.6	1.7
1.0 (1.2)	0.4 (0.5)	0.2 (0.2)	0.6 (0.7)	1.6 (1.8)	4.3	9.2
1.2 (1.3)	0.6 (0.6)	0.3 (0.3)	2.3 (2.7)	1.3 (1.5)	6.2	8.4
0.0 (0.0)	0.6 (0.7)	- (-)	3.9 (4.3)	6.2 (6.8)	2.3	6.8
0.0 (0.0)	1.3 (1.5)	- (-)	8.1 (9.6)	0.3 (0.4)	3.0	12.1
- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	11.7 (12.1)	1.6	2.0
1.7 (2.0)	1.3 (1.5)	0.3 (0.4)	1.3 (1.5)	1.3 (1.5)	10.1	5.5
1.6 (1.9)	0.9 (1.0)	0.5 (0.6)	0.7 (0.9)	1.3 (1.6)	9.8	6.7
1.1 (1.3)	0.1 (0.2)	0.5 (0.6)	0.4 (0.4)	2.3 (2.6)	6.6	5.2
- (-)	0.6 (0.7)	- (-)	0.6 (0.6)	6.1 (6.6)	5.4	1.4
0.9 (1.0)	1.6 (1.9)	0.2 (0.2)	0.2 (0.3)	3.2 (3.8)	13.0	2.6
0.8 (0.9)	0.9 (1.1)	0.3 (0.3)	1.9 (2.2)	2.0 (2.3)	9.8	4.5
2.1 (2.4)	1.5 (1.7)	0.8 (0.9)	1.3 (1.5)	1.3 (1.5)	9.8	2.8
1.6 (2.0)	1.4 (1.7)	0.2 (0.3)	1.6 (1.9)	1.0 (1.2)	10.8	6.0
1.4 (1.6)	0.1 (0.1)	0.1 (0.1)	0.1 (0.1)	3.0 (3.3)	7.5	2.3
2.7 (3.2)	1.2 (1.4)	0.3 (0.4)	0.1 (0.1)	1.3 (1.5)	6.3	7.5
2.1 (2.4)	0.1 (0.1)	- (-)	0.1 (0.1)	0.3 (0.4)	8.1	4.1
4.0 (4.9)	3.7 (4.5)	1.0 (1.2)	- (-)	3.3 (4.0)	2.6	14.8
1.0 (1.3)	0.6 (0.8)	0.3 (0.4)	0.8 (1.0)	1.4 (1.8)	12.2	8.6
0.9 (1.1)	1.8 (2.1)	0.2 (0.3)	- (-)	0.6 (0.8)	6.7	9.5
- (-)	0.7 (0.8)	0.2 (0.2)	3.2 (4.0)	0.6 (0.8)	19.6	1.7
0.2 (0.2)	- (-)	- (-)	0.1 (0.1)	3.6 (4.2)	5.8	6.7
0.4 (0.5)	0.4 (0.4)	1.5 (1.9)	1.8 (2.2)	1.1 (1.4)	11.3	7.0
0.9 (1.1)	1.6 (2.0)	0.3 (0.4)	0.9 (1.1)	1.7 (2.0)	15.6	3.1
1.9 (2.2)	1.7 (2.0)	0.3 (0.3)	0.6 (0.7)	2.3 (2.7)	9.7	4.6
1.7 (1.9)	0.8 (0.9)	0.9 (1.1)	1.0 (1.1)	0.7 (0.8)	6.6	6.2
1.8 (2.1)	0.6 (0.7)	0.4 (0.4)	1.1 (1.3)	1.4 (1.7)	7.2	8.4
1.4 (1.7)	1.0 (1.2)	0.3 (0.3)	1.3 (1.6)	1.4 (1.7)	10.4	4.4

第1表-3 相談後のストレス解消状況別労働者割合(2-1)

		(単位：%)					
区 分		ストレスの解消状況					
		ストレスを実際に 相談した労働者計 1)	解消された	解消されな かったが、 気が楽に なった	解消もされず、 気が楽にも ならなかった	不明	
合 計	(企 業 規 模)	[85.0]	100.0	31.7	60.3	5.6	2.5
5,000人以上		[85.3]	100.0	40.0	53.1	5.1	1.8
1,000～4,999人		[85.5]	100.0	29.1	64.3	4.7	1.9
300～999人		[84.4]	100.0	29.3	64.6	3.6	2.5
100～299人		[87.7]	100.0	28.9	63.7	6.2	1.2
50～99人		[88.3]	100.0	29.8	59.4	3.1	7.7
30～49人		[83.1]	100.0	29.6	65.0	4.9	0.5
10～29人		[81.6]	100.0	30.4	55.6	10.8	3.2
(事 業 所 規 模)							
1,000人以上		[80.3]	100.0	34.3	58.5	6.2	1.0
500～999人		[79.2]	100.0	36.0	60.9	2.6	0.6
300～499人		[82.9]	100.0	33.4	56.5	9.0	1.0
100～299人		[87.3]	100.0	32.3	60.0	5.6	2.1
50～99人		[84.5]	100.0	27.9	67.2	3.4	1.5
30～49人		[86.0]	100.0	31.7	58.4	6.1	3.8
10～29人		[87.0]	100.0	27.3	63.8	5.2	3.8
		[85.6]	100.0	33.3	56.4	6.5	3.8
(産 業)							
農業、林業（林業に限る。）		[87.4]	100.0	48.1	47.4	3.1	1.3
鉱業、採石業、砂利採取業		[81.4]	100.0	28.9	64.3	4.3	2.5
建設業		[80.1]	100.0	29.5	64.0	2.9	3.5
総合工事（設備工事を除く）		[73.2]	100.0	22.1	70.6	1.6	5.7
職別工事（設備工事を除く）		[89.4]	100.0	52.0	39.3	6.0	2.6
製造業		[85.9]	100.0	28.4	67.1	3.1	1.4
(消費関連製造業)		[81.4]	100.0	30.1	62.6	5.3	2.0
食料品製造業、飲料・たばこ・飼料製造業		[81.8]	100.0	27.4	64.9	6.1	1.5
繊維・縫製業		[81.6]	100.0	28.5	63.9	7.5	0.1
家具・装備品製造業		[72.9]	100.0	36.2	56.9	3.6	3.3
印刷・同梱製造業		[89.0]	100.0	30.4	63.9	4.1	1.6
なめし革・同製品・毛皮製造業		[82.5]	100.0	25.2	67.2	2.4	5.2
その他の製造業		[79.6]	100.0	30.4	68.9	-	0.7
(非金属系素材関連製造業)		[91.5]	100.0	14.8	75.4	9.0	0.8
木材・木製品製造業（家具を除く）		[80.9]	100.0	32.3	62.3	3.6	1.8
パルプ・紙・紙加工品製造業		[79.9]	100.0	27.2	61.9	8.9	2.0
化学工業		[93.6]	100.0	33.9	61.1	2.3	2.7
石油製品・石炭製品製造業		[79.8]	100.0	31.8	62.3	4.4	1.5
プラスチック製品製造業（別掲を除く）		[81.2]	100.0	23.7	69.9	4.1	2.3
ゴム製品製造業		[77.0]	100.0	30.5	64.6	2.6	2.4
窯業・土石製品製造業		[86.3]	100.0	42.6	53.5	3.9	-
(金属系素材関連製造業)		[79.1]	100.0	32.3	62.7	3.4	1.6
鉄・鉄鋼製品製造業		[85.5]	100.0	25.3	67.4	3.2	4.1
非鉄金属製品製造業		[85.6]	100.0	27.7	67.2	4.3	0.9
(機械関連製造業)		[82.7]	100.0	27.4	64.9	5.8	2.0
はん用機械器具製造業		[86.1]	100.0	23.5	68.2	2.0	6.3
生産用機械器具製造業		[80.2]	100.0	32.1	59.8	6.4	1.7
業務用機械器具製造業		[90.2]	100.0	32.1	51.6	15.3	1.0
電子部品・デバイス・電子回路製造業		[73.3]	100.0	39.0	54.9	4.1	2.1
電気機械器具製造業		[84.9]	100.0	31.1	55.3	10.9	2.7
情報通信機械器具製造業		[80.9]	100.0	31.1	60.9	8.1	-
輸送用機械器具製造業		[83.6]	100.0	33.0	57.1	5.0	5.0
電気・ガス・熱供給・水道業		[68.9]	100.0	21.8	72.6	2.2	3.4
情報通信		[79.8]	100.0	31.9	64.0	3.7	0.3
電気・ガス・熱供給・水道業		[83.2]	100.0	36.1	56.6	3.7	3.7
情報通信		[80.6]	100.0	23.3	67.7	4.4	4.5
放送		[75.4]	100.0	38.2	49.9	5.8	6.1
情報サービス		[86.8]	100.0	28.9	66.0	4.7	0.4
インターネット・随伴サービス業		[79.4]	100.0	20.7	74.0	3.2	2.1
映像・音声・文字情報制作業		[90.4]	100.0	19.8	67.1	6.9	6.2
運輸業		[84.4]	100.0	20.6	47.2	9.6	22.6
鉄道		[87.3]	100.0	30.3	60.3	6.9	2.6
道路旅客運送業		[81.0]	100.0	35.4	56.3	3.7	4.6
道路貨物運送業		[81.5]	100.0	36.1	56.3	3.4	4.2
水路旅客運送業		[91.3]	100.0	27.4	62.8	8.2	1.5
航空旅客運送業		[68.8]	100.0	38.4	53.9	4.6	3.1
倉庫・運輸に附帯するサービス業		[89.3]	100.0	31.3	59.5	1.8	7.4
郵便業（信書便事業を含む）		[87.5]	100.0	27.0	63.2	6.5	3.4
卸売業		[84.0]	100.0	34.5	54.6	8.2	2.7
(繊維、飲食品その他卸売業)		[81.0]	100.0	34.2	57.0	6.1	2.7
各種商売		[85.2]	100.0	30.1	57.8	7.7	4.4
(繊維、飲食品その他卸売業)		[76.1]	100.0	35.8	48.2	11.0	5.0
各種商売		[89.8]	100.0	43.0	50.0	3.6	3.4
(繊維、飲食品その他卸売業)		[75.9]	100.0	35.7	48.1	11.1	5.1
各種商売		[90.2]	100.0	27.5	62.2	6.3	4.1
(繊維、飲食品その他卸売業)		[88.1]	100.0	35.0	55.7	6.3	2.9
各種商売		[92.5]	100.0	23.7	65.8	8.5	2.0
機械器具の卸売業		[85.2]	100.0	37.2	55.6	2.5	4.7
その他の生活関連サービス業		[83.0]	100.0	30.5	58.4	7.7	3.4
無記名小売業		[93.2]	100.0	22.5	65.6	7.3	4.5
金融業、保険業		[86.3]	100.0	36.9	58.4	3.5	1.2
金保		[89.0]	100.0	39.3	57.2	3.3	0.1
不動産業、物産賃貸業		[81.3]	100.0	32.1	60.6	3.9	3.4
不動産業		[89.7]	100.0	25.8	64.3	8.8	1.0
物産賃貸業		[87.7]	100.0	27.0	61.7	9.7	1.5
学術研究、専門・技術サービス業		[94.6]	100.0	22.8	70.4	6.7	-
宿泊業、飲食サービス業		[78.2]	100.0	28.3	63.3	7.6	0.9
飲食サービス業		[86.3]	100.0	31.4	62.1	1.9	4.7
生活関連サービス業、娯楽業		[71.5]	100.0	28.6	63.0	6.0	2.3
洗濯・美容・浴場		[88.5]	100.0	31.7	61.9	1.4	4.9
その他の生活関連サービス業		[87.0]	100.0	33.0	60.5	2.5	4.0
娯楽業（ゴルフ場除く。）		[88.3]	100.0	24.4	65.4	3.9	6.3
ゴルフ場		[80.5]	100.0	35.2	57.0	0.5	7.3
娯楽業		[88.2]	100.0	36.1	59.3	2.3	2.3
(ゴルフ場除く。)		[89.0]	100.0	36.5	59.6	1.8	2.2
ゴルフ場		[82.1]	100.0	33.6	56.9	6.0	3.5

第1表-3 相談後のストレス解消状況別労働者割合(2-2)

区 分	ストレスの解消状況					
	ストレスを実際に 相談した労働者計 1)	解消された	解消されな かったが、 気が楽に なった	解消もされず、 気が楽にも ならなかった	不明	
教育、学習支援業	[89.3]	100.0	46.0	47.0	6.5	0.4
医療、福祉業	[87.5]	100.0	34.5	59.9	5.2	0.4
複合サービス事業	[83.9]	100.0	30.7	59.9	5.8	3.6
郵便局	[84.9]	100.0	25.7	63.8	6.9	3.6
協同組合（他に分類されないもの）	[81.9]	100.0	40.3	52.4	3.6	3.7
サービス業（他に分類されないもの）	[86.6]	100.0	29.9	61.0	7.0	2.2
（対事業所サービス業）	[87.0]	100.0	28.6	62.5	6.8	2.2
職業紹介・労働者派遣業	[90.7]	100.0	33.7	57.5	8.3	0.6
その他の事業サービス業	[85.8]	100.0	26.9	64.1	6.3	2.7
（対個人サービス業）	[89.8]	100.0	23.9	62.8	10.3	3.1
自動車整備業	[87.7]	100.0	20.9	61.9	13.6	3.6
機械等修理業（別掲を除く）	[91.0]	100.0	25.5	63.2	8.4	2.8
（対社会的サービス業）	[82.1]	100.0	43.3	48.7	6.4	1.6
廃棄物処理業	[81.8]	100.0	45.7	45.5	7.7	1.1
政治・経済・文化団体	[86.1]	100.0	35.1	54.9	7.4	2.7
宗教	[85.2]	100.0	53.1	46.1	-	0.8
その他のサービス業	[63.5]	100.0	49.2	47.5	1.3	2.0
（年齢階級）						
20歳未満	[90.6]	100.0	48.0	44.2	0.6	7.1
20～29歳	[87.1]	100.0	37.7	55.7	4.8	1.7
30～39歳	[89.2]	100.0	31.9	58.3	6.6	3.2
40～49歳	[83.2]	100.0	26.3	66.2	4.8	2.7
50～59歳	[82.5]	100.0	30.8	60.1	7.1	1.9
60歳以上	[80.3]	100.0	40.9	54.1	2.4	2.6
60～64歳	[77.4]	100.0	42.5	52.2	3.6	1.8
65歳以上	[84.6]	100.0	38.7	56.9	0.7	3.7
（性別）						
男	[81.7]	100.0	32.6	58.0	6.7	2.7
20歳未満	[84.5]	100.0	71.1	13.4	1.2	14.3
20～29歳	[82.2]	100.0	38.5	55.1	4.0	2.5
30～39歳	[85.9]	100.0	36.2	56.1	6.3	1.4
40～49歳	[80.9]	100.0	23.9	66.1	6.6	3.5
50～59歳	[80.2]	100.0	31.0	55.5	10.5	2.9
60歳以上	[72.5]	100.0	48.3	45.3	3.3	3.1
60～64歳	[73.7]	100.0	42.9	51.3	4.0	1.7
65歳以上	[69.9]	100.0	61.1	31.0	1.4	6.4
女	[89.4]	100.0	30.5	62.9	4.2	2.4
20歳未満	[97.6]	100.0	25.2	74.8	-	-
20～29歳	[91.3]	100.0	37.0	56.3	5.5	1.2
30～39歳	[94.8]	100.0	25.4	61.7	7.0	5.9
40～49歳	[86.5]	100.0	29.5	66.2	2.6	1.7
50～59歳	[85.4]	100.0	30.5	65.8	3.0	0.7
60歳以上	[90.9]	100.0	32.8	63.8	1.4	2.0
60～64歳	[84.9]	100.0	41.6	53.6	2.8	1.9
65歳以上	[96.4]	100.0	25.6	72.0	0.3	2.1
（就業形態）						
正社員	[84.5]	100.0	29.1	62.1	6.3	2.5
契約社員	[83.5]	100.0	33.9	58.3	5.2	2.6
パート・アルバイト	[88.2]	100.0	42.9	52.5	2.1	2.6
臨時雇用労働者	[93.2]	100.0	39.3	58.0	-	2.7
派遣労働者	[84.4]	100.0	31.6	58.2	9.1	1.1
（職種）						
管理的職業従事者	[85.7]	100.0	29.4	64.6	4.3	1.7
専門的・技術的職業従事者	[87.4]	100.0	32.7	60.0	5.8	1.5
事務従事者	[83.2]	100.0	30.5	62.9	4.2	2.5
販売従事者	[90.2]	100.0	29.4	56.9	8.8	4.9
サービス職業従事者	[86.2]	100.0	39.2	53.0	4.3	3.5
サービス職業従事者（介護サービス職業従事者及び保健医療サービス職業従事者を除く）	[87.9]	100.0	34.2	58.3	3.1	4.4
介護サービス職業従事者及び保健医療サービス職業従事者	[82.6]	100.0	50.5	40.9	7.0	1.5
生産工程従事者	[79.3]	100.0	24.1	67.0	7.4	1.5
輸送・機械運転従事者	[83.7]	100.0	31.4	58.2	6.9	3.5
建設・採掘従事者	[78.8]	100.0	46.6	51.4	0.6	1.4
運搬・清掃・包装等従事者	[87.5]	100.0	34.4	58.3	5.6	1.7
上記に該当しない職種	[81.7]	100.0	29.2	56.2	12.0	2.5
（経験年数）						
1年未満	[81.3]	100.0	37.6	56.4	4.2	1.8
1年以上3年未満	[85.6]	100.0	39.9	53.0	4.2	2.9
3年以上5年未満	[87.2]	100.0	33.5	58.8	5.0	2.8
5年以上10年未満	[84.5]	100.0	30.4	62.6	5.1	1.9
10年以上	[85.1]	100.0	27.4	63.0	6.8	2.8

注：1) []は、「ストレスを相談できる人がいる労働者」のうち「ストレスを実際に相談した労働者」の割合である。

第1表－4 仕事や職業生活に関する強いストレスの有無及び内容別労働者割合(2-1)

区 分	労働者計	強い不安、悩み、 ストレスとなっ ていると感じる 事柄がある		仕事の質・量		対人関係 (セクハラ・パワハラ を含む。)		役割・地位の変化等 (昇進、昇格、 配置転換等)		仕事の 責任の	
合 計	100.0	59.5	(100.0)	32.0	(53.8)	18.2	(30.5)	16.0	(26.8)	22.9	
(企 業 規 模)											
5,000人以上	100.0	60.3	(100.0)	36.2	(60.1)	16.2	(26.9)	18.1	(29.9)	24.9	
1,000～4,999人	100.0	60.7	(100.0)	37.8	(62.3)	16.8	(27.7)	16.8	(27.7)	21.5	
300～999人	100.0	57.7	(100.0)	32.5	(56.3)	21.1	(36.5)	15.3	(26.5)	23.5	
100～299人	100.0	62.7	(100.0)	35.0	(55.8)	21.0	(33.4)	15.7	(25.0)	26.1	
50～99人	100.0	58.2	(100.0)	27.6	(47.4)	19.1	(32.8)	10.3	(17.7)	18.2	
30～49人	100.0	66.5	(100.0)	34.8	(52.3)	17.7	(26.6)	20.5	(30.9)	15.7	
10～29人	100.0	53.9	(100.0)	20.1	(37.2)	15.3	(28.3)	14.7	(27.3)	24.1	
(事 業 所 規 模)											
1,000人以上	100.0	56.2	(100.0)	39.0	(69.3)	17.4	(30.9)	17.6	(31.3)	22.4	
500～999人	100.0	62.9	(100.0)	36.8	(58.5)	18.3	(29.1)	19.8	(31.5)	23.9	
300～499人	100.0	61.9	(100.0)	40.0	(64.6)	19.1	(30.8)	13.8	(22.3)	25.3	
100～299人	100.0	62.3	(100.0)	35.1	(56.4)	21.4	(34.4)	16.0	(25.6)	26.4	
50～99人	100.0	54.7	(100.0)	29.7	(54.3)	16.8	(30.7)	15.8	(29.0)	18.5	
10～49人	100.0	59.9	(100.0)	28.8	(48.1)	17.2	(28.8)	15.6	(26.0)	22.6	
30～49人	100.0	68.1	(100.0)	35.1	(51.5)	15.4	(22.6)	21.4	(31.4)	19.8	
10～29人	100.0	56.7	(100.0)	26.4	(46.5)	18.0	(31.7)	13.3	(23.5)	23.7	
(産 業)											
農業、林業(林業に限る。)	100.0	64.3	(100.0)	55.5	(86.2)	22.3	(34.6)	7.5	(11.6)	28.7	
鉱業、採石業、砂利採取業	100.0	48.5	(100.0)	26.6	(54.7)	22.4	(46.2)	11.2	(23.1)	18.1	
建設業	100.0	57.6	(100.0)	37.6	(65.3)	21.0	(36.4)	10.1	(17.6)	24.6	
総合工事業	100.0	57.8	(100.0)	38.0	(65.8)	18.2	(31.5)	10.5	(18.2)	19.4	
職別工事業(設備工事を除く)	100.0	47.3	(100.0)	35.1	(74.3)	16.6	(35.2)	7.1	(15.0)	15.4	
設備工事業	100.0	62.0	(100.0)	38.2	(61.7)	26.7	(43.1)	10.9	(17.6)	35.9	
製造業	100.0	61.4	(100.0)	37.5	(61.1)	19.9	(32.4)	15.0	(24.5)	20.7	
(消費関連製造業)	100.0	60.2	(100.0)	36.3	(60.3)	20.1	(33.4)	12.3	(20.4)	18.8	
食料品製造業、飲料・たばこ・飼料製造業	100.0	61.9	(100.0)	39.6	(64.1)	18.7	(30.3)	13.4	(21.7)	18.1	
繊維・縫製業	100.0	55.9	(100.0)	26.7	(47.8)	24.3	(43.4)	8.8	(15.8)	17.8	
家具・装備品製造業	100.0	60.9	(100.0)	26.9	(44.1)	17.2	(28.2)	15.7	(25.7)	15.6	
印刷・同業関連業	100.0	58.6	(100.0)	35.4	(60.5)	22.1	(37.8)	11.8	(20.1)	21.8	
なめし革・同製品・毛皮製造業	100.0	61.9	(100.0)	36.6	(59.2)	17.3	(27.9)	2.6	(4.2)	16.8	
その他の製造業	100.0	58.6	(100.0)	35.2	(60.1)	20.0	(34.1)	11.0	(18.8)	19.8	
(非金属系素材関連製造業)	100.0	62.2	(100.0)	35.0	(56.3)	21.8	(35.0)	13.7	(22.1)	21.5	
木材・木製品製造業(家具を除く)	100.0	59.7	(100.0)	30.6	(51.3)	21.9	(36.8)	14.4	(24.1)	19.8	
パルプ・紙・紙加工品製造業	100.0	55.1	(100.0)	35.4	(64.3)	17.3	(31.4)	10.7	(19.5)	14.2	
化学工業	100.0	66.7	(100.0)	41.2	(61.8)	27.1	(40.6)	19.3	(28.9)	18.0	
石油製品・石炭製品製造業	100.0	68.9	(100.0)	48.2	(70.0)	19.1	(27.8)	14.7	(21.3)	27.0	
プラスチック製品製造業(別掲を除く)	100.0	61.2	(100.0)	29.7	(48.6)	21.2	(34.7)	9.3	(15.2)	28.9	
ゴム製品製造業	100.0	55.5	(100.0)	31.6	(57.0)	15.1	(27.3)	12.2	(22.0)	19.0	
窯業・土石製品製造業	100.0	64.4	(100.0)	35.4	(55.0)	20.2	(31.4)	14.8	(23.0)	20.2	
(金属系素材関連製造業)	100.0	57.5	(100.0)	37.1	(64.5)	18.3	(31.8)	15.5	(27.0)	20.8	
鉄・鋼製品製造業	100.0	60.5	(100.0)	39.1	(64.5)	21.0	(34.7)	17.2	(28.5)	25.9	
非鉄金属製品製造業	100.0	64.2	(100.0)	38.7	(60.2)	17.5	(27.2)	17.3	(27.0)	19.1	
機械関連製造業	100.0	54.3	(100.0)	35.8	(65.8)	17.1	(31.5)	14.2	(26.2)	18.8	
(はん用機械器具製造業)	100.0	63.1	(100.0)	39.7	(62.9)	19.3	(30.6)	17.2	(27.3)	21.4	
生産用機械器具製造業	100.0	65.4	(100.0)	52.7	(80.5)	22.7	(34.7)	15.3	(23.5)	29.3	
業務用機械器具製造業	100.0	66.9	(100.0)	34.3	(51.3)	17.7	(26.4)	15.8	(23.5)	22.0	
電子部品・デバイス・電子回路製造業	100.0	61.8	(100.0)	44.2	(71.5)	19.5	(31.6)	15.8	(25.5)	22.4	
電気機械器具製造業	100.0	64.9	(100.0)	44.3	(68.3)	19.4	(30.0)	18.3	(28.2)	26.1	
電気機械器具製造業	100.0	59.2	(100.0)	41.4	(70.0)	18.7	(31.6)	16.8	(28.4)	19.4	
情報通信機械器具製造業	100.0	55.7	(100.0)	36.6	(65.7)	20.4	(36.6)	8.4	(15.1)	14.8	
情報通信機械器具製造業	100.0	63.8	(100.0)	34.6	(54.3)	19.0	(29.7)	20.9	(32.7)	18.8	
電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	56.8	(100.0)	29.2	(51.3)	13.2	(23.2)	16.2	(28.5)	20.3	
情報通信業	100.0	61.8	(100.0)	37.7	(60.9)	13.7	(22.1)	16.5	(26.7)	23.8	
放送業	100.0	40.4	(100.0)	28.2	(69.7)	12.0	(29.7)	7.2	(17.7)	12.8	
情報通信業	100.0	62.1	(100.0)	36.3	(58.5)	17.7	(28.4)	9.8	(15.7)	23.7	
インターネット附随サービス業	100.0	64.6	(100.0)	39.8	(61.6)	11.5	(17.9)	18.0	(27.9)	26.6	
映像・音声・文字情報制作業	100.0	72.9	(100.0)	43.1	(59.1)	22.5	(30.9)	18.6	(25.5)	19.7	
運輸業	100.0	65.2	(100.0)	31.6	(48.5)	22.6	(34.7)	23.8	(36.6)	24.5	
鉄道業	100.0	58.4	(100.0)	33.8	(57.8)	17.3	(29.6)	13.4	(23.0)	16.2	
道路旅客運送業	100.0	63.5	(100.0)	39.3	(61.8)	20.6	(32.5)	18.1	(28.5)	31.8	
道路貨物運送業	100.0	52.2	(100.0)	25.6	(49.0)	17.5	(33.4)	7.5	(14.3)	9.3	
水路運送業	100.0	59.6	(100.0)	36.3	(60.9)	15.7	(26.4)	13.8	(23.1)	13.6	
航空運輸業	100.0	42.8	(100.0)	29.2	(68.2)	16.7	(39.1)	14.5	(33.9)	8.9	
倉庫業	100.0	55.4	(100.0)	36.2	(65.4)	20.9	(37.7)	8.8	(15.8)	21.8	
運輸に附帯するサービス業	100.0	62.9	(100.0)	33.6	(53.4)	21.9	(34.9)	16.4	(26.0)	22.3	
郵便業(信書便事業を含む)	100.0	55.2	(100.0)	27.6	(50.1)	17.7	(32.1)	15.0	(27.2)	22.3	
卸売業	100.0	65.1	(100.0)	40.9	(62.9)	22.3	(34.3)	17.0	(26.2)	24.1	
卸売業	100.0	59.8	(100.0)	25.1	(42.0)	17.2	(28.8)	20.4	(34.1)	27.2	
(繊維、飲食品その他卸売業)	100.0	48.9	(100.0)	15.2	(31.2)	14.6	(29.9)	19.1	(39.2)	16.2	
各種商売業	100.0	51.4	(100.0)	30.9	(60.2)	18.0	(34.9)	6.6	(12.8)	17.5	
上記以外卸売業	100.0	48.8	(100.0)	15.0	(30.8)	14.6	(29.8)	19.3	(39.5)	16.2	
(織物、飲食品その他小売業)	100.0	65.4	(100.0)	30.2	(46.1)	18.6	(28.4)	21.0	(32.2)	32.8	
各種商売業	100.0	60.1	(100.0)	39.9	(66.4)	16.3	(27.0)	14.6	(24.3)	25.4	
機械器具小売業	100.0	70.7	(100.0)	45.1	(63.8)	26.2	(37.1)	19.1	(27.0)	32.7	
その他の小売業	100.0	62.8	(100.0)	27.9	(44.4)	13.5	(21.6)	18.4	(29.4)	33.3	
無記名小売業	100.0	62.7	(100.0)	37.6	(60.0)	24.0	(38.3)	12.8	(20.4)	16.5	
上記以外小売業	100.0	66.5	(100.0)	25.9	(38.9)	19.0	(28.6)	24.2	(36.5)	35.2	
金融業、保険業	100.0	61.2	(100.0)	36.8	(60.2)	17.1	(28.0)	18.3	(29.9)	20.6	
金融業	100.0	58.4	(100.0)	35.0	(59.9)	16.9	(29.0)	17.8	(30.5)	15.7	
保険業	100.0	66.0	(100.0)	39.9	(60.5)	17.4	(26.4)	19.2	(29.1)	29.0	
不動産業、物産賃貸業	100.0	57.5	(100.0)	39.0	(67.8)	19.0	(33.1)	21.5	(37.4)	18.0	
不動産業	100.0	57.3	(100.0)	38.7	(67.5)	19.8	(34.5)	25.1	(43.8)	15.2	
物品賃貸業	100.0	57.8	(100.0)	39.6	(68.5)	17.4	(30.0)	13.0	(22.6)	24.7	
学術研究、専門・技術サービス業	100.0	65.7	(100.0)	44.3	(67.4)	12.2	(18.5)	17.9	(27.2)	16.9	
宿泊業、飲食サービス業	100.0	55.4	(100.0)	30.1	(54.3)	16.4	(29.7)	16.2	(29.2)	19.2	
宿泊業	100.0	54.6	(100.0)	39.1	(71.6)	16.3	(29.8)	12.6	(23.0)	14.5	
飲食サービス業	100.0	55.5	(100.0)	28.7	(51.8)	16.5	(29.7)	16.7	(30.1)	19.9	
生活関連サービス業、娯楽業	100.0	57.3	(100.0)	28.5	(49.8)	17.4	(30.4)	10.8	(18.8)	20.3	
洗濯・理容・美容・浴場業	100.0	58.4	(100.0)	36.2	(62.0)	19.9	(34.1)	14.6	(25.0)	19.2	
その他の生活関連サービス業	100.0	49.7	(100.0)	29.8	(59.9)	9.7	(19.4)	13.3	(26.7)	16.4	
娯楽業	100.0	58.6	(100.0)	25.1	(42.8)	18.2	(31.0)	8.7	(14.8)	21.6	
娯楽業(ゴルフ場除く。)	100.0	58.9	(100.0)	26.3	(44.7)	17.6	(29.9)	7.1	(12.1)	23.0	
ゴルフ場	100.0	56.6	(100.0)	16.3	(28.8)	22.2	(39.3)	19.3	(34.1)	12.0	

ストレスの内容（3つ以内の複数回答）										強い不安、悩み、ストレス となっている と感じる事柄 がない	不明	
失敗、 発生等	事故や災害の体験		雇用の安定性		会社の将来性		その他		不明			
(38.5)	1.2	(2.0)	8.4	(14.0)	13.2	(22.2)	6.9	(11.6)	0.2	(0.3)	40.0	0.5
(41.4)	0.7	(1.1)	8.1	(13.4)	8.3	(13.8)	6.3	(10.5)	0.5	(0.8)	39.2	0.5
(35.4)	1.6	(2.7)	8.9	(14.7)	13.1	(21.6)	6.9	(11.3)	0.1	(0.2)	38.9	0.4
(40.7)	1.4	(2.4)	8.5	(14.8)	9.6	(16.6)	4.8	(8.3)	0.0	(0.0)	41.8	0.5
(41.6)	1.1	(1.8)	9.5	(15.1)	13.8	(22.0)	9.1	(14.5)	0.0	(0.0)	37.2	0.1
(31.3)	1.2	(2.1)	6.5	(11.2)	12.8	(22.0)	7.9	(13.6)	0.2	(0.4)	41.5	0.4
(23.7)	0.8	(1.3)	7.5	(11.3)	21.1	(31.8)	9.9	(14.9)	-	(-)	33.5	0.0
(44.8)	1.3	(2.5)	8.6	(16.0)	19.8	(36.7)	5.9	(10.9)	0.2	(0.3)	44.8	1.3
(39.8)	1.0	(1.8)	8.5	(15.0)	7.1	(12.6)	4.1	(7.4)	-	(-)	43.7	0.1
(38.0)	1.4	(2.3)	7.9	(12.5)	9.3	(14.8)	4.6	(7.3)	-	(-)	36.5	0.6
(41.0)	0.9	(1.4)	7.9	(12.8)	10.5	(16.9)	6.7	(10.8)	0.0	(0.0)	38.0	0.1
(42.4)	1.7	(2.7)	7.5	(12.0)	12.2	(19.5)	9.2	(14.8)	0.1	(0.1)	37.0	0.7
(33.9)	1.3	(2.4)	10.9	(20.0)	13.2	(24.1)	7.2	(13.1)	0.1	(0.3)	44.9	0.3
(37.8)	0.9	(1.5)	7.9	(13.1)	15.5	(25.9)	6.5	(10.8)	0.3	(0.5)	39.6	0.5
(29.0)	1.0	(1.5)	7.8	(11.4)	19.0	(27.9)	7.2	(10.6)	0.7	(1.0)	31.8	0.1
(41.8)	0.9	(1.5)	7.9	(13.9)	14.2	(25.0)	6.2	(10.9)	0.1	(0.2)	42.6	0.7
(44.6)	3.9	(6.1)	10.2	(15.8)	9.7	(15.1)	9.4	(14.6)	-	(-)	35.7	-
(37.3)	4.3	(8.9)	3.1	(6.5)	12.0	(24.8)	4.7	(9.7)	-	(-)	51.5	-
(42.8)	4.4	(7.6)	9.0	(15.7)	11.8	(20.5)	4.4	(7.6)	-	(-)	42.1	0.3
(33.5)	0.9	(1.6)	13.9	(24.0)	15.2	(26.3)	1.8	(3.1)	-	(-)	42.1	0.1
(32.6)	2.5	(5.3)	2.1	(4.4)	7.8	(16.5)	3.8	(7.9)	-	(-)	52.7	-
(58.0)	9.9	(16.0)	5.5	(8.9)	9.0	(14.5)	8.1	(13.1)	-	(-)	37.5	0.6
(33.7)	1.3	(2.1)	9.6	(15.6)	16.1	(26.1)	5.2	(8.5)	0.1	(0.2)	38.4	0.2
(31.2)	0.9	(1.5)	9.1	(15.1)	13.8	(22.9)	6.7	(11.1)	0.5	(0.8)	39.8	0.1
(29.3)	0.8	(1.3)	8.3	(13.4)	8.5	(13.8)	5.9	(9.5)	0.8	(1.3)	38.1	-
(31.8)	1.2	(2.2)	11.1	(19.8)	16.6	(29.7)	5.9	(10.6)	0.1	(0.2)	44.1	-
(25.7)	0.5	(0.8)	6.1	(10.1)	18.0	(29.5)	12.2	(20.1)	-	(-)	37.8	1.3
(37.2)	1.3	(2.3)	9.4	(16.0)	25.0	(42.7)	5.2	(8.9)	-	(-)	41.4	-
(27.2)	-	(-)	7.6	(12.4)	28.6	(46.3)	12.4	(20.1)	-	(-)	38.1	-
(33.9)	0.2	(0.4)	11.9	(20.3)	16.1	(27.5)	12.0	(20.4)	-	(-)	41.4	-
(34.6)	2.0	(3.3)	9.8	(15.8)	16.1	(25.9)	4.8	(7.6)	-	(-)	37.7	0.1
(33.2)	4.9	(8.3)	6.0	(10.1)	16.2	(27.1)	6.1	(10.2)	-	(-)	40.3	-
(25.7)	3.0	(5.5)	5.6	(10.1)	11.8	(21.4)	3.0	(5.4)	-	(-)	44.9	-
(27.0)	2.1	(3.2)	9.0	(13.5)	11.7	(17.5)	4.6	(6.8)	-	(-)	33.3	-
(39.2)	3.3	(4.8)	6.5	(9.4)	13.2	(19.2)	3.1	(4.5)	-	(-)	30.6	0.5
(47.3)	0.9	(1.5)	12.6	(20.5)	20.4	(33.3)	5.0	(8.2)	-	(-)	38.8	-
(34.2)	2.1	(3.8)	7.4	(13.3)	9.0	(16.2)	4.4	(8.0)	-	(-)	43.0	1.5
(31.4)	2.3	(3.6)	11.7	(18.2)	22.4	(34.9)	5.7	(8.9)	-	(-)	35.6	-
(36.2)	1.6	(2.8)	9.3	(16.2)	13.3	(23.2)	6.2	(10.8)	-	(-)	42.5	-
(42.7)	3.3	(5.4)	8.4	(13.8)	10.8	(17.9)	2.8	(4.7)	-	(-)	39.5	-
(29.7)	3.1	(4.8)	9.2	(14.3)	17.1	(26.6)	9.4	(14.6)	-	(-)	35.8	-
(34.5)	0.4	(0.8)	9.8	(18.0)	13.6	(25.1)	7.1	(13.1)	-	(-)	45.7	-
(33.9)	1.0	(1.6)	9.8	(15.5)	18.3	(28.9)	4.3	(6.8)	-	(-)	36.5	0.4
(44.7)	2.0	(3.1)	6.7	(10.2)	10.2	(15.5)	2.0	(3.0)	-	(-)	34.0	0.6
(32.9)	2.0	(2.9)	8.4	(12.5)	26.8	(40.0)	7.2	(10.8)	-	(-)	33.1	-
(36.2)	1.7	(2.7)	7.3	(11.8)	21.5	(34.8)	1.7	(2.8)	-	(-)	38.2	-
(40.2)	1.3	(2.0)	16.3	(25.1)	17.9	(27.7)	3.1	(4.7)	-	(-)	35.1	-
(32.9)	-	(-)	7.2	(12.1)	13.9	(23.6)	3.4	(5.7)	-	(-)	40.8	-
(26.6)	-	(-)	10.1	(18.1)	17.0	(30.5)	5.0	(8.9)	-	(-)	44.3	-
(29.4)	0.6	(1.0)	10.1	(15.9)	18.2	(28.6)	5.2	(8.2)	-	(-)	35.0	1.2
(35.8)	3.5	(6.1)	6.3	(11.2)	16.3	(28.7)	6.0	(10.5)	-	(-)	43.2	-
(38.5)	-	(-)	10.7	(17.3)	20.1	(32.5)	5.5	(8.8)	0.1	(0.1)	37.9	0.3
(31.8)	-	(-)	6.9	(17.1)	2.3	(5.7)	-	(-)	-	(-)	57.4	2.2
(38.2)	-	(-)	11.1	(17.8)	13.5	(21.7)	7.6	(12.2)	-	(-)	37.9	-
(41.2)	-	(-)	9.8	(15.1)	22.6	(35.1)	6.1	(9.5)	-	(-)	35.4	-
(27.0)	-	(-)	23.6	(32.4)	27.4	(37.5)	8.6	(11.8)	0.6	(0.9)	27.1	-
(37.6)	-	(-)	10.9	(16.7)	27.6	(42.4)	4.8	(7.4)	-	(-)	34.8	-
(27.8)	5.2	(8.8)	7.8	(13.4)	13.2	(22.5)	10.7	(18.3)	0.0	(0.1)	40.7	0.9
(50.1)	2.1	(3.3)	4.4	(7.0)	2.7	(4.3)	8.1	(12.8)	-	(-)	36.5	-
(17.8)	4.0	(7.7)	9.7	(18.6)	11.9	(22.9)	8.8	(16.9)	-	(-)	47.6	0.2
(22.8)	7.0	(11.8)	8.1	(13.5)	16.5	(27.6)	13.9	(23.3)	-	(-)	39.0	1.5
(20.8)	1.3	(3.0)	5.6	(13.1)	6.5	(15.2)	5.1	(11.8)	-	(-)	57.2	-
(39.3)	0.8	(1.4)	2.6	(4.7)	8.3	(14.9)	7.3	(13.3)	-	(-)	44.6	-
(35.4)	-	(-)	7.8	(12.3)	7.6	(12.0)	10.2	(16.2)	0.6	(0.9)	37.1	-
(40.4)	5.1	(9.2)	7.4	(13.4)	11.4	(20.6)	2.0	(3.7)	-	(-)	43.9	0.9
(37.0)	1.6	(2.5)	7.8	(12.0)	11.5	(17.6)	5.4	(8.3)	0.0	(0.1)	34.9	0.0
(45.5)	0.5	(0.9)	7.2	(12.0)	15.1	(25.3)	5.3	(8.8)	0.2	(0.3)	39.6	0.5
(33.2)	0.1	(0.2)	4.8	(9.9)	24.4	(50.0)	3.3	(6.8)	-	(-)	51.1	0.0
(34.1)	-	(-)	8.5	(16.6)	5.5	(10.7)	10.4	(20.3)	-	(-)	47.4	1.2
(33.2)	0.1	(0.2)	4.8	(9.8)	24.7	(50.5)	3.2	(6.6)	-	(-)	51.2	-
(50.2)	0.7	(1.1)	8.4	(12.8)	10.4	(15.8)	6.3	(9.6)	0.2	(0.4)	33.8	0.8
(42.3)	1.0	(1.6)	5.1	(8.4)	8.6	(14.3)	6.1	(10.1)	-	(-)	39.9	-
(46.2)	1.7	(2.4)	8.7	(12.3)	14.5	(20.5)	5.7	(8.0)	2.1	(2.9)	29.3	-
(53.0)	1.2	(1.9)	12.2	(19.4)	10.7	(17.0)	6.6	(10.6)	-	(-)	36.7	0.5
(26.4)	1.0	(1.5)	13.9	(22.1)	20.5	(32.7)	11.6	(18.5)	-	(-)	37.3	-
(52.9)	0.3	(0.4)	6.7	(10.0)	8.7	(13.2)	5.9	(8.8)	-	(-)	32.2	1.3
(33.6)	-	(-)	8.7	(14.2)	13.2	(21.5)	9.6	(15.8)	-	(-)	38.8	-
(26.8)	-	(-)	3.4	(5.8)	17.5	(30.0)	11.1	(19.0)	-	(-)	41.6	-
(43.9)	-	(-)	17.8	(27.0)	5.7	(8.7)	7.1	(10.8)	-	(-)	34.0	-
(31.4)	0.8	(1.3)	12.3	(21.5)	11.8	(20.5)	2.2	(3.8)	-	(-)	42.0	0.6
(26.6)	0.5	(0.9)	13.6	(23.8)	9.1	(15.9)	1.5	(2.6)	-	(-)	42.7	-
(42.6)	1.4	(2.4)	9.3	(16.1)	17.9	(30.9)	3.8	(6.6)	-	(-)	40.3	1.9
(25.7)	0.2	(0.2)	16.4	(25.0)	13.7	(20.9)	10.4	(15.9)	-	(-)	34.3	-
(34.7)	0.5	(0.9)	9.7	(17.6)	11.0	(19.9)	5.1	(9.3)	1.0	(1.8)	44.0	0.7
(26.5)	3.7	(6.7)	6.8	(12.5)	16.6	(30.4)	5.4	(9.9)	-	(-)	44.4	1.0
(35.9)	-	(-)	10.2	(18.3)	10.2	(18.3)	5.1	(9.2)	1.1	(2.0)	43.9	0.6
(35.4)	0.3	(0.6)	11.2	(19.5)	11.0	(19.1)	6.8	(11.9)	0.7	(1.2)	42.5	0.2
(33.0)	-	(-)	13.7	(23.5)	8.4	(14.4)	2.6	(4.4)	-	(-)	40.8	0.8
(33.1)	1.2	(2.3)	8.9	(17.8)	10.9	(21.9)	6.7	(13.5)	2.3	(4.6)	50.3	-
(36.9)	0.3	(0.5)	10.6	(18.2)	12.0	(20.6)	8.6	(14.6)	0.6	(1.1)	41.4	-
(39.1)	0.3	(0.6)	11.3	(19.2)	11.5	(19.5)	8.5	(14.5)	0.7	(1.2)	41.1	-
(21.2)	-	(-)	6.0	(10.6)	16.2	(28.5)	8.7	(15.4)	-	(-)	43.4	-

第1表-4 仕事や職業生活に関する強いストレスの有無及び内容別労働者割合(2-2)

区 分	労働者計	強い不安、悩み、 ストレスとなっ ていると感じる 事柄がある		仕事の質・量		対人関係 （セクハラ・パワハラ を含む。）		役割・地位の変化等 （昇進、昇格、 配置転換等）		仕事の 責任の 強い
教 育 学 習 支 援 業	100.0	49.5	(100.0)	30.0	(60.6)	13.0	(26.2)	11.9	(24.1)	15.0
医 療 福 祉 社 会 事 業	100.0	63.1	(100.0)	29.2	(46.3)	21.4	(33.9)	17.9	(28.3)	28.8
複 合 サ ー ビ ス 業	100.0	66.6	(100.0)	45.2	(67.8)	25.9	(38.9)	16.5	(24.8)	27.9
郵 政 局	100.0	69.5	(100.0)	49.1	(70.7)	29.8	(42.8)	16.5	(23.8)	31.5
協 同 組 合（他に分類されないもの）	100.0	61.3	(100.0)	38.1	(62.0)	19.0	(31.0)	16.5	(26.8)	21.6
サ ー ビ ス 業（他に分類されないもの）	100.0	56.1	(100.0)	29.6	(52.9)	17.0	(30.3)	11.4	(20.4)	24.0
（ 対 事 業 所 サ ー ビ ス 業 ）	100.0	55.8	(100.0)	28.5	(51.0)	17.5	(31.3)	11.7	(20.9)	23.8
職 業 紹 介 ・ 労 働 者 派 遣 業	100.0	68.1	(100.0)	43.9	(64.5)	22.1	(32.5)	21.8	(32.0)	21.9
そ の 他 の 事 業 サ ー ビ ス 業	100.0	52.2	(100.0)	23.9	(45.8)	16.1	(30.8)	8.7	(16.6)	24.3
（ 対 個 人 サ ー ビ ス 業 ）	100.0	70.9	(100.0)	49.3	(69.6)	17.2	(24.2)	15.2	(21.5)	33.6
自 動 車 整 備 業	100.0	70.8	(100.0)	39.5	(55.7)	16.2	(22.8)	15.5	(21.9)	23.8
機 械 等 修 理 業（別掲を除く）	100.0	70.9	(100.0)	55.6	(78.4)	17.8	(25.1)	15.0	(21.2)	39.9
（ 対 社 会 的 サ ー ビ ス 業 ）	100.0	50.2	(100.0)	27.7	(55.1)	13.5	(26.8)	8.0	(16.0)	20.5
廃 棄 物 処 理 業	100.0	50.7	(100.0)	23.7	(46.7)	10.5	(20.7)	7.8	(15.4)	24.0
政 治 ・ 経 済 ・ 文 化 団 体	100.0	54.9	(100.0)	38.8	(70.7)	19.0	(34.7)	10.2	(18.6)	18.1
宗 教	100.0	41.9	(100.0)	24.8	(59.3)	16.6	(39.5)	5.9	(14.2)	15.8
そ の 他 の サ ー ビ ス 業	100.0	41.0	(100.0)	16.4	(40.1)	8.3	(20.3)	4.2	(10.2)	12.6
（ 年 齢 階 級 ）										
20 歳 未 満	100.0	46.9	(100.0)	21.9	(46.8)	9.2	(19.7)	2.4	(5.1)	22.4
20 ～ 29 歳	100.0	59.8	(100.0)	31.7	(53.1)	19.3	(32.2)	9.1	(15.2)	29.1
30 ～ 39 歳	100.0	64.1	(100.0)	36.3	(56.6)	20.6	(32.1)	20.3	(31.7)	26.6
40 ～ 49 歳	100.0	59.2	(100.0)	33.7	(56.9)	18.0	(30.5)	17.2	(29.1)	21.5
50 ～ 59 歳	100.0	61.3	(100.0)	31.4	(51.2)	18.9	(30.8)	15.8	(25.8)	20.4
60 歳 以 上	100.0	43.2	(100.0)	16.5	(38.2)	8.2	(19.0)	12.7	(29.5)	11.8
60 ～ 64 歳	100.0	39.3	(100.0)	21.3	(54.1)	11.8	(29.9)	7.8	(19.7)	10.9
65 歳 以 上	100.0	48.9	(100.0)	9.6	(19.7)	3.0	(6.2)	20.0	(40.9)	13.2
（ 性 別 ）										
男	100.0	59.9	(100.0)	34.5	(57.5)	15.8	(26.3)	18.4	(30.7)	23.4
20 歳 未 満	100.0	27.2	(100.0)	6.3	(23.1)	2.6	(9.4)	2.5	(9.2)	8.6
20 ～ 29 歳	100.0	58.2	(100.0)	35.0	(60.2)	14.9	(25.6)	9.5	(16.4)	25.6
30 ～ 39 歳	100.0	67.3	(100.0)	37.7	(56.0)	19.4	(28.9)	23.8	(35.3)	29.6
40 ～ 49 歳	100.0	63.2	(100.0)	38.5	(60.8)	17.1	(27.1)	21.1	(33.4)	23.0
50 ～ 59 歳	100.0	58.0	(100.0)	32.5	(56.1)	14.2	(24.5)	18.7	(32.3)	20.4
60 歳 以 上	100.0	35.6	(100.0)	16.5	(46.2)	6.0	(16.9)	5.7	(16.1)	11.3
60 ～ 64 歳	100.0	36.7	(100.0)	19.6	(53.4)	7.2	(19.7)	7.9	(21.6)	9.4
65 歳 以 上	100.0	33.6	(100.0)	10.6	(31.6)	3.7	(11.1)	1.6	(4.9)	14.7
（ 性 別 ）										
女	100.0	58.9	(100.0)	28.6	(48.5)	21.6	(36.7)	12.4	(21.1)	22.1
20 歳 未 満	100.0	70.4	(100.0)	40.7	(57.7)	17.2	(24.4)	2.3	(3.3)	38.8
20 ～ 29 歳	100.0	61.1	(100.0)	28.8	(47.0)	23.2	(37.9)	8.7	(14.2)	32.3
30 ～ 39 歳	100.0	58.5	(100.0)	33.9	(58.0)	22.7	(38.8)	14.2	(24.2)	21.2
40 ～ 49 歳	100.0	53.1	(100.0)	26.6	(50.0)	19.3	(36.4)	11.4	(21.5)	19.3
50 ～ 59 歳	100.0	66.0	(100.0)	29.7	(45.1)	25.6	(38.9)	11.5	(17.5)	20.3
60 歳 以 上	100.0	56.3	(100.0)	16.7	(29.6)	12.0	(21.3)	24.7	(44.0)	12.8
60 ～ 64 歳	100.0	45.2	(100.0)	25.0	(55.2)	21.9	(48.4)	7.4	(16.4)	14.2
65 歳 以 上	100.0	67.2	(100.0)	8.5	(12.6)	2.2	(3.3)	41.8	(62.2)	11.5
（ 就 業 形 態 ）										
正 社 員	100.0	62.0	(100.0)	35.1	(56.7)	19.6	(31.6)	18.9	(30.5)	24.2
契 約 社 員	100.0	59.2	(100.0)	25.3	(42.8)	14.3	(24.1)	9.8	(16.6)	24.8
パ ー ト ・ タ イ ム 労 働 者	100.0	46.9	(100.0)	21.5	(45.8)	13.3	(28.3)	6.0	(12.8)	15.3
臨 時 ・ 日 雇 労 働 者	100.0	40.5	(100.0)	7.5	(18.6)	11.3	(28.0)	0.1	(0.3)	32.1
派 遣 労 働 者	100.0	65.0	(100.0)	23.0	(35.4)	16.7	(25.6)	3.7	(5.7)	20.1
（ 職 種 ）										
管 理 的 職 業 従 事 者	100.0	57.8	(100.0)	34.3	(59.3)	11.4	(19.8)	19.5	(33.8)	24.2
専 門 的 ・ 技 術 的 職 業 従 事 者	100.0	62.7	(100.0)	36.2	(57.8)	22.1	(35.2)	14.7	(23.4)	23.4
事 務 従 事 者	100.0	56.9	(100.0)	29.5	(51.8)	19.5	(34.2)	12.1	(21.3)	17.9
販 売 従 事 者	100.0	67.1	(100.0)	32.3	(48.2)	14.9	(22.2)	27.0	(40.2)	26.8
サ ー ビ ス 職 業 従 事 者	100.0	63.3	(100.0)	28.8	(45.5)	18.5	(29.3)	19.1	(30.3)	33.4
サ ー ビ ス 職 業 従 事 者（介 護 サ ー ビ ス 職 業 従 事 者 及 び 保 健 医 療 サ ー ビ ス 職 業 従 事 者 除 く）	100.0	62.9	(100.0)	27.2	(43.3)	17.0	(27.1)	19.6	(31.1)	35.7
介 護 サ ー ビ ス 職 業 従 事 者 及 び 保 健 医 療 サ ー ビ ス 職 業 従 事 者	100.0	64.1	(100.0)	32.3	(50.4)	21.9	(34.2)	18.1	(28.2)	28.1
生 産 工 程 従 事 者	100.0	56.5	(100.0)	36.5	(64.6)	23.3	(41.2)	15.4	(27.2)	19.8
輸 送 ・ 機 械 運 転 従 事 者	100.0	54.6	(100.0)	30.3	(55.6)	14.0	(25.7)	5.7	(10.4)	12.4
建 設 ・ 採 掘 従 事 者	100.0	41.5	(100.0)	26.0	(62.6)	17.7	(42.8)	9.3	(22.5)	19.4
運 搬 ・ 清 掃 ・ 包 装 等 従 事 者	100.0	64.3	(100.0)	37.6	(58.5)	19.7	(30.6)	6.2	(9.6)	20.5
上 記 に 該 当 し な い 職 種	100.0	50.1	(100.0)	24.1	(48.1)	11.6	(23.1)	11.0	(21.9)	14.0
（ 年 齢 ・ 経 験 ）										
1 年 未 満	100.0	61.0	(100.0)	28.8	(47.3)	18.6	(30.5)	15.0	(24.6)	22.6
1 年 以 上 3 年 未 満	100.0	52.8	(100.0)	27.9	(52.8)	14.4	(27.2)	9.7	(18.3)	23.7
3 年 以 上 5 年 未 満	100.0	58.2	(100.0)	31.4	(53.9)	19.5	(33.5)	12.1	(20.8)	23.0
5 年 以 上 10 年 未 満	100.0	58.2	(100.0)	30.9	(53.0)	20.3	(34.9)	12.3	(21.1)	21.9
10 年 以 上	100.0	63.0	(100.0)	35.2	(55.8)	18.0	(28.6)	21.7	(34.5)	23.1

ストレスの内容（3つ以内の複数回答）											強い不安、悩み、ストレス となっている と感じる事柄 がない	不明
失敗、 発生等	事故や災害の体験		雇用の安定性		会社の将来性		その他		不明			
(30.3)	-	(-)	14.2	(28.7)	10.4	(21.0)	3.3	(6.8)	-	(-)	50.5	-
(45.6)	0.3	(0.4)	3.2	(5.1)	11.7	(18.5)	9.8	(15.5)	-	(-)	35.8	1.1
(41.9)	0.9	(1.3)	7.1	(10.6)	9.8	(14.7)	7.2	(10.8)	-	(-)	33.4	-
(45.2)	1.3	(1.9)	7.4	(10.6)	11.9	(17.1)	6.7	(9.7)	-	(-)	30.5	-
(35.1)	-	(-)	6.5	(10.6)	6.1	(9.9)	8.0	(13.1)	-	(-)	38.7	-
(42.7)	1.3	(2.3)	8.7	(15.5)	9.1	(16.3)	9.1	(16.2)	-	(-)	43.9	0.1
(42.6)	0.6	(1.1)	8.8	(15.8)	9.2	(16.4)	9.1	(16.4)	-	(-)	44.2	-
(32.1)	-	(-)	12.8	(18.8)	15.7	(23.0)	6.9	(10.2)	-	(-)	31.9	-
(46.6)	0.8	(1.6)	7.6	(14.6)	7.2	(13.8)	9.8	(18.7)	-	(-)	47.8	-
(47.4)	1.9	(2.6)	11.5	(16.3)	9.8	(13.8)	8.6	(12.1)	-	(-)	28.8	0.3
(33.6)	4.8	(6.7)	13.6	(19.2)	13.9	(19.6)	12.9	(18.2)	-	(-)	28.4	0.7
(56.3)	-	(-)	10.2	(14.4)	7.2	(10.1)	5.8	(8.2)	-	(-)	29.1	-
(40.8)	5.5	(11.0)	6.4	(12.7)	8.6	(17.1)	8.9	(17.7)	-	(-)	49.2	0.5
(47.2)	10.1	(19.9)	3.7	(7.3)	10.5	(20.7)	9.7	(19.1)	-	(-)	49.3	-
(32.9)	0.4	(0.7)	9.1	(16.7)	4.6	(8.3)	9.8	(17.8)	-	(-)	44.2	0.8
(37.8)	0.5	(1.3)	2.7	(6.4)	3.1	(7.4)	6.0	(14.4)	-	(-)	55.8	2.3
(30.8)	0.8	(1.8)	20.0	(48.7)	19.2	(46.8)	3.8	(9.2)	-	(-)	58.5	0.5
(47.7)	-	(-)	3.0	(6.4)	1.8	(3.9)	14.1	(30.1)	-	(-)	52.8	0.3
(48.7)	0.9	(1.5)	7.9	(13.2)	10.7	(17.9)	7.7	(12.8)	0.1	(0.2)	39.3	1.0
(41.5)	0.7	(1.1)	8.4	(13.2)	12.7	(19.8)	6.3	(9.8)	0.0	(0.0)	35.8	0.1
(36.3)	1.6	(2.6)	9.2	(15.5)	14.2	(24.0)	6.4	(10.8)	0.1	(0.2)	40.0	0.8
(33.3)	1.5	(2.4)	8.2	(13.3)	17.8	(29.1)	7.9	(12.9)	0.4	(0.7)	38.5	0.2
(27.4)	0.7	(1.6)	6.8	(15.8)	4.9	(11.4)	6.0	(13.9)	0.2	(0.6)	56.8	0.0
(27.7)	0.5	(1.2)	7.7	(19.6)	4.8	(12.2)	4.5	(11.5)	0.4	(1.1)	60.7	0.0
(27.0)	1.0	(2.1)	5.6	(11.4)	5.1	(10.5)	8.2	(16.8)	-	(-)	51.1	-
(39.1)	1.7	(2.9)	8.6	(14.3)	16.5	(27.5)	6.2	(10.3)	0.1	(0.1)	39.7	0.4
(31.7)	-	(-)	5.5	(20.3)	3.4	(12.5)	8.9	(32.9)	-	(-)	72.8	-
(44.0)	1.6	(2.8)	7.8	(13.4)	13.6	(23.4)	7.0	(12.1)	0.2	(0.3)	40.1	1.7
(44.0)	1.1	(1.7)	8.7	(13.0)	16.6	(24.7)	6.9	(10.2)	-	(-)	32.6	0.2
(36.4)	2.3	(3.7)	9.0	(14.3)	18.4	(29.0)	4.8	(7.6)	0.2	(0.3)	36.6	0.2
(35.3)	2.0	(3.5)	8.8	(15.2)	19.6	(33.9)	7.6	(13.1)	0.0	(0.0)	41.7	0.3
(31.6)	1.1	(3.0)	7.1	(19.9)	6.7	(18.9)	4.0	(11.3)	-	(-)	64.4	0.0
(25.6)	0.6	(1.7)	7.1	(19.3)	5.3	(14.5)	3.9	(10.7)	-	(-)	63.3	0.1
(43.8)	1.9	(5.6)	7.1	(21.1)	9.4	(27.9)	4.2	(12.6)	-	(-)	66.4	-
(37.5)	0.3	(0.6)	8.1	(13.7)	8.5	(14.5)	7.9	(13.4)	0.3	(0.5)	40.4	0.6
(55.1)	-	(-)	-	(-)	-	(-)	20.3	(28.8)	-	(-)	29.0	0.6
(52.8)	0.3	(0.5)	8.0	(13.0)	8.0	(13.1)	8.2	(13.5)	0.1	(0.1)	38.6	0.3
(36.2)	0.1	(0.1)	8.0	(13.6)	5.7	(9.7)	5.2	(8.9)	0.0	(0.0)	41.5	0.0
(36.2)	0.4	(0.8)	9.4	(17.7)	8.0	(15.0)	8.7	(16.4)	0.0	(0.0)	45.0	1.8
(30.8)	0.6	(0.9)	7.2	(10.9)	15.2	(23.0)	8.3	(12.6)	1.0	(1.5)	33.9	0.1
(22.8)	0.1	(0.1)	6.4	(11.4)	1.9	(3.3)	9.5	(16.8)	0.7	(1.2)	43.7	0.0
(31.5)	0.1	(0.3)	9.1	(20.2)	3.7	(8.1)	5.9	(13.0)	1.3	(3.0)	54.8	0.0
(17.1)	-	(-)	3.8	(5.6)	0.1	(0.2)	13.0	(19.4)	-	(-)	32.8	-
(39.1)	1.4	(2.3)	6.5	(10.5)	15.4	(24.8)	6.5	(10.5)	0.1	(0.1)	37.5	0.5
(42.0)	0.7	(1.2)	18.4	(31.1)	8.1	(13.7)	5.3	(8.9)	-	(-)	40.8	0.1
(32.7)	0.1	(0.2)	7.9	(16.8)	6.3	(13.5)	9.8	(20.9)	0.8	(1.7)	52.6	0.5
(79.2)	-	(-)	11.2	(27.6)	-	(-)	2.5	(6.1)	-	(-)	59.5	-
(31.0)	0.4	(0.6)	44.3	(68.1)	5.7	(8.8)	5.2	(7.9)	-	(-)	35.0	-
(41.9)	2.0	(3.5)	4.4	(7.7)	13.0	(22.6)	4.9	(8.5)	0.0	(0.1)	42.1	0.1
(37.4)	0.6	(0.9)	8.1	(13.0)	13.9	(22.2)	8.5	(13.6)	0.2	(0.3)	37.2	0.1
(31.5)	0.8	(1.3)	10.1	(17.8)	10.6	(18.7)	7.1	(12.5)	0.0	(0.1)	42.6	0.4
(39.9)	0.1	(0.2)	7.9	(11.7)	19.8	(29.4)	10.6	(15.8)	-	(-)	32.0	0.9
(52.8)	0.2	(0.3)	8.2	(12.9)	11.7	(18.6)	5.6	(8.8)	0.6	(1.0)	35.5	1.2
(56.7)	0.2	(0.4)	9.8	(15.6)	10.0	(15.8)	2.0	(3.2)	0.9	(1.4)	36.9	0.2
(43.9)	0.2	(0.3)	4.4	(6.8)	15.9	(24.8)	13.8	(21.5)	-	(-)	32.1	3.7
(35.1)	1.6	(2.8)	7.9	(14.0)	14.1	(25.0)	4.4	(7.8)	0.0	(0.0)	43.2	0.3
(22.7)	6.4	(11.7)	8.2	(15.1)	18.9	(34.6)	10.9	(20.0)	-	(-)	45.1	0.3
(46.8)	2.3	(5.5)	6.8	(16.4)	6.8	(16.5)	2.1	(5.0)	-	(-)	58.5	-
(31.8)	5.7	(8.9)	15.0	(23.4)	11.9	(18.5)	7.8	(12.2)	-	(-)	35.1	0.6
(28.0)	1.8	(3.5)	11.5	(22.9)	14.2	(28.3)	5.8	(11.5)	0.6	(1.2)	49.8	0.1
(37.1)	0.3	(0.5)	11.0	(18.0)	7.2	(11.7)	10.6	(17.4)	0.2	(0.3)	38.9	0.1
(45.0)	0.5	(0.9)	8.5	(16.1)	10.3	(19.6)	9.0	(17.1)	-	(-)	46.8	0.4
(39.5)	1.8	(3.1)	8.5	(14.6)	14.7	(25.3)	4.3	(7.5)	-	(-)	41.4	0.4
(37.6)	1.2	(2.1)	6.8	(11.6)	11.1	(19.1)	6.0	(10.3)	0.4	(0.7)	41.0	0.7
(36.7)	1.4	(2.2)	8.6	(13.7)	16.3	(25.9)	6.5	(10.3)	0.1	(0.2)	36.5	0.5

第2表－1 職場での喫煙の有無別労働者割合(2-1)

(単位：%)				
区 分	労働者計	職場で喫煙する	職場で喫煙しない	不明
合 計	100.0	25.3	74.6	0.1
(企 業 規 模)				
5,000人以上	100.0	20.2	79.8	-
1,000～4,999人	100.0	25.8	73.8	0.3
300～999人	100.0	26.9	73.0	0.0
100～299人	100.0	32.2	67.7	0.1
50～99人	100.0	29.5	70.4	0.2
30～49人	100.0	22.6	77.4	0.0
10～29人	100.0	21.9	77.9	0.2
(事 業 所 規 模)				
1,000人以上	100.0	19.0	81.0	-
500～999人	100.0	15.9	83.6	0.5
300～499人	100.0	25.2	74.8	-
100～299人	100.0	28.8	71.1	0.0
50～99人	100.0	30.8	69.1	0.2
10～49人	100.0	23.8	76.1	0.1
30～49人	100.0	29.0	71.0	-
10～29人	100.0	21.8	78.1	0.1
(産 業)				
農業、林業（林業に限る。）	100.0	27.4	72.6	-
鉱業、採石業、砂利採取業	100.0	39.1	60.9	-
建設業	100.0	34.0	65.8	0.2
総合工事（設備工事を除く）	100.0	25.8	74.2	-
職別工事（設備工事を除く）	100.0	41.1	58.9	-
製造業	100.0	42.1	57.3	0.6
(消費関連製造業)	100.0	31.6	68.1	0.3
食料品製造業、飲料・たばこ・飼料製造業	100.0	29.0	70.3	0.7
繊維・縫製業	100.0	27.8	72.2	-
家具・装備品製造業	100.0	28.1	71.9	-
印刷・同業関連業	100.0	23.5	75.7	0.7
めし革・同製品・毛皮製造業	100.0	36.1	60.4	3.5
その他の製造業	100.0	14.8	85.2	-
(非金属系素材関連製造業)	100.0	27.2	72.8	-
木材・木製品製造業（家具を除く）	100.0	31.9	68.1	-
パルプ・紙・紙加工品製造業	100.0	35.0	65.0	-
化学工業	100.0	26.3	73.7	-
石油製品・石炭製品製造業	100.0	26.6	73.4	-
プラスチック製品製造業（別掲を除く）	100.0	32.0	68.0	-
ゴム製品製造業	100.0	41.7	58.3	-
窯業・土石製品製造業	100.0	39.5	60.5	-
(金属系素材関連製造業)	100.0	41.4	58.6	-
鉄鋼製品製造業	100.0	35.4	64.6	-
非鉄金属製品製造業	100.0	37.8	62.2	-
(機械関連製造業)	100.0	45.3	54.7	-
はん用機械器具製造業	100.0	29.9	69.8	0.4
生産用機械器具製造業	100.0	30.9	69.1	-
業務用機械器具製造業	100.0	30.8	69.2	-
電子部品・デバイス・電子回路製造業	100.0	26.3	73.7	-
電気機械器具製造業	100.0	34.8	65.2	-
情報通信機械器具製造業	100.0	23.3	76.7	-
輸送用機械器具製造業	100.0	30.3	69.7	-
電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	30.9	67.9	1.2
情報通信業	100.0	17.9	82.1	-
放送業	100.0	19.3	80.7	-
情報サービス業	100.0	19.3	80.7	-
インターネット・随伴サービス業	100.0	15.9	84.1	-
映像・音声・文字情報制作業	100.0	18.8	81.2	-
運輸業	100.0	16.4	83.6	-
鉄道業	100.0	30.8	69.2	-
道路旅客運送業	100.0	37.0	62.7	0.2
道路貨物運送業	100.0	33.6	66.4	-
水路旅客運送業	100.0	33.6	66.1	0.3
水路貨物運送業	100.0	42.2	57.8	-
航空運送業	100.0	27.0	73.0	-
倉庫業	100.0	12.6	87.4	-
運輸に附帯するサービス業	100.0	39.3	60.7	-
郵便業（信書便事業を含む）	100.0	23.8	74.4	1.8
卸売業	100.0	26.4	73.6	-
(繊維、飲食品その他卸売業)	100.0	28.7	71.3	0.0
各種商品の卸売業	100.0	25.1	74.9	0.0
上記以外卸売業	100.0	13.4	85.4	1.2
(繊維、飲食品その他小売業)	100.0	25.3	74.7	-
各種商品の小売業	100.0	30.5	69.5	-
機械器具の小売業	100.0	26.6	73.4	-
その他の小売業	100.0	44.2	55.8	-
無店舗小売業	100.0	22.2	77.8	-
上記以外小売業	100.0	19.7	80.3	-
金融業、保険業	100.0	32.7	67.3	-
不動産業、物品賃貸業	100.0	18.8	81.2	-
不動産業	100.0	20.3	79.7	-
物品賃貸業	100.0	16.3	83.7	-
学術研究、専門・技術サービス業	100.0	21.5	78.5	-
宿泊業、飲食サービス業	100.0	11.7	88.3	-
飲食サービス業	100.0	44.4	55.6	-
生活関連サービス業、娯楽業	100.0	21.9	78.1	-
洗濯・理容・美容・浴場	100.0	22.9	77.0	0.1
その他の生活関連サービス業	100.0	25.6	73.7	0.7
娯楽業	100.0	22.5	77.5	-
娯楽業（ゴルフ場除く。）	100.0	27.9	72.1	-
ゴルフ場	100.0	24.1	75.9	-
	100.0	29.5	70.5	-
	100.0	29.1	70.9	-
	100.0	27.4	72.6	-
	100.0	40.7	59.3	-

第2表－1 職場での喫煙の有無別労働者割合(2-2)

(単位：%)				
区 分	労働者計	職場で喫煙する	職場で喫煙しない	不明
教育・学習支援事業	100.0	7.3	92.7	－
医療・福祉事業	100.0	11.4	88.6	－
複合サービス事業	100.0	29.8	70.2	－
郵便局	100.0	29.3	70.7	－
協同組合（他に分類されないもの）	100.0	30.7	69.3	－
サービス業（他に分類されないもの）	100.0	29.8	70.2	0.1
（対事業所サービス業）	100.0	28.8	71.2	－
職業紹介・労働者派遣業	100.0	21.8	78.2	－
その他の事業サービス業	100.0	30.8	69.2	－
（対個人サービス業）	100.0	46.8	53.2	－
自動車整備業	100.0	51.5	48.5	－
機械等修理業（別掲を除く）	100.0	43.9	56.1	－
（対社会的サービス業）	100.0	28.2	71.3	0.5
廃棄物処理業	100.0	39.4	60.6	－
政治・経済・文化団体	100.0	15.2	84.0	0.8
宗教	100.0	17.8	79.9	2.3
その他のサービス業	100.0	15.7	83.8	0.5
（年齢階級）				
20歳未満	100.0	3.0	97.0	－
20～29歳	100.0	20.3	79.6	0.1
30～39歳	100.0	29.5	70.4	0.1
40～49歳	100.0	26.7	73.2	0.1
50～59歳	100.0	23.6	76.3	0.2
60歳以上	100.0	22.8	77.2	0.0
60～64歳	100.0	27.4	72.6	0.0
65歳以上	100.0	16.1	83.9	－
（男）	100.0	35.9	63.9	0.1
20歳未満	100.0	5.6	94.4	－
20～29歳	100.0	37.0	62.9	0.1
30～39歳	100.0	38.8	61.1	0.1
40～49歳	100.0	36.5	63.4	0.1
50～59歳	100.0	33.4	66.3	0.3
60歳以上	100.0	31.6	68.4	0.0
60～64歳	100.0	33.2	66.8	0.0
65歳以上	100.0	28.6	71.4	－
（女）	100.0	10.0	89.9	0.0
20歳未満	100.0	－	100.0	－
20～29歳	100.0	5.2	94.6	0.1
30～39歳	100.0	13.1	86.8	0.1
40～49歳	100.0	12.2	87.8	0.0
50～59歳	100.0	9.4	90.6	－
60歳以上	100.0	7.7	92.3	－
60～64歳	100.0	14.4	85.6	－
65歳以上	100.0	1.2	98.8	－
（就業形態）				
正社員	100.0	28.9	71.0	0.1
契約社員	100.0	25.1	74.9	0.0
パート・アルバイト労働者	100.0	8.9	91.1	－
臨時雇労働者	100.0	2.5	97.5	－
派遣労働者	100.0	15.2	84.8	－
（職種）				
管理的職業従事者	100.0	29.1	70.8	0.1
専門的・技術的職業従事者	100.0	17.9	82.0	0.1
事務従事者	100.0	13.4	86.4	0.1
販売従事者	100.0	30.7	69.2	0.1
サービス職業従事者	100.0	25.1	74.8	0.0
サービス職業従事者（介護サービス職業従事者及び保健医療サービス職業従事者を除く）	100.0	28.1	71.8	0.1
介護サービス職業従事者及び保健医療サービス職業従事者	100.0	18.1	81.9	－
生産工程従事者	100.0	42.9	57.1	0.0
輸送・機械運転従事者	100.0	50.3	49.2	0.6
建設・採掘従事者	100.0	39.4	60.6	－
運搬・清掃・包装等従事者	100.0	37.1	62.9	－
上記に該当しない職種	100.0	32.3	67.7	0.1
（経験年数）				
1年未満	100.0	21.7	78.3	0.0
1年以上3年未満	100.0	20.8	79.1	0.1
3年以上5年未満	100.0	20.1	79.8	0.1
5年以上10年未満	100.0	24.1	75.7	0.2
10年以上	100.0	29.9	70.0	0.1

第2表-2 職場での受動喫煙の有無別労働者割合(2-1)

(単位：%)									
区 分	労働者計	受動喫煙がある		ほとんど毎日ある		ときどきある		受動喫煙がない	不明
合 計	100.0	34.7	(100.0)	13.4	(38.6)	21.3	(61.4)	63.2	2.1
(企 業 規 模)									
5,000人以上	100.0	25.7	(100.0)	9.3	(36.2)	16.4	(63.8)	73.6	0.7
1,000～4,999人	100.0	31.9	(100.0)	14.4	(45.0)	17.6	(55.0)	67.4	0.7
300～999人	100.0	35.0	(100.0)	10.9	(31.2)	24.1	(68.8)	64.8	0.3
100～299人	100.0	39.4	(100.0)	12.8	(32.4)	26.7	(67.6)	59.3	1.2
50～99人	100.0	41.2	(100.0)	18.8	(45.6)	22.4	(54.4)	53.2	5.6
30～49人	100.0	39.1	(100.0)	18.3	(46.9)	20.8	(53.1)	50.1	10.8
10～29人	100.0	37.5	(100.0)	15.8	(42.1)	21.7	(57.9)	61.2	1.3
(事 業 所 規 模)									
1,000人以上	100.0	20.1	(100.0)	6.6	(32.6)	13.6	(67.4)	78.9	0.9
500～999人	100.0	21.2	(100.0)	6.0	(28.3)	15.2	(71.7)	78.1	0.7
300～499人	100.0	25.8	(100.0)	10.8	(41.7)	15.1	(58.3)	73.5	0.7
100～299人	100.0	35.2	(100.0)	11.6	(33.0)	23.6	(67.0)	64.6	0.2
50～99人	100.0	36.2	(100.0)	14.2	(39.3)	22.0	(60.7)	62.8	1.0
10～49人	100.0	39.1	(100.0)	16.2	(41.4)	22.9	(58.6)	57.0	3.9
30～49人	100.0	43.6	(100.0)	20.9	(47.9)	22.8	(52.1)	45.3	11.0
10～29人	100.0	37.3	(100.0)	14.4	(38.5)	23.0	(61.5)	61.5	1.1
(産 業)									
農 業 ・ 林 業 (林 業 に 限 る)	100.0	54.1	(100.0)	25.0	(46.2)	29.1	(53.8)	45.9	-
農 業 ・ 採 石 業 ・ 砂 利 採 取 業	100.0	51.4	(100.0)	12.1	(23.6)	39.3	(76.4)	41.7	7.0
建 設	100.0	58.1	(100.0)	25.3	(43.6)	32.7	(56.4)	41.0	1.0
総 合 工 事 業	100.0	58.1	(100.0)	25.5	(43.9)	32.6	(56.1)	41.2	0.8
職 別 工 事 業 (設 備 工 事 業 を 除 く)	100.0	70.9	(100.0)	37.1	(52.3)	33.8	(47.7)	27.5	1.6
設 備 工 事 業	100.0	52.4	(100.0)	19.9	(38.0)	32.5	(62.0)	46.6	1.0
製 造 業	100.0	39.4	(100.0)	16.9	(42.8)	22.6	(57.2)	59.4	1.1
消 費 関 連 製 造 業	100.0	34.5	(100.0)	14.7	(42.5)	19.8	(57.5)	63.0	2.5
食 料 品 製 造 業 ・ 飲 料 ・ た ば こ ・ 飼 料 製 造 業	100.0	30.7	(100.0)	13.8	(45.1)	16.8	(54.9)	66.3	3.0
織 維 工 業	100.0	41.3	(100.0)	19.5	(47.1)	21.8	(52.9)	57.8	0.9
家 具 ・ 装 備 品 製 造 業	100.0	39.4	(100.0)	13.1	(33.1)	26.4	(66.9)	60.1	0.5
印 刷 ・ 同 関 連 業	100.0	32.5	(100.0)	13.6	(42.0)	18.9	(58.0)	63.6	3.9
な め し 革 ・ 同 製 品 ・ 毛 皮 製 造 業	100.0	29.7	(100.0)	15.5	(52.3)	14.2	(47.7)	68.7	1.7
そ の 他 の 製 造 業	100.0	49.3	(100.0)	15.5	(31.4)	33.8	(68.6)	50.7	-
非 金 属 系 素 材 関 連 製 造 業	100.0	44.6	(100.0)	17.1	(38.4)	27.5	(61.6)	55.2	0.2
木 材 ・ 木 製 品 製 造 業 (家 具 を 除 く)	100.0	59.6	(100.0)	24.7	(41.5)	34.9	(58.5)	40.4	-
パ ル プ ・ 紙 ・ 紙 加 工 品 製 造 業	100.0	41.0	(100.0)	13.6	(33.3)	27.4	(66.7)	58.5	0.5
バ ル 化 学 工 業	100.0	30.7	(100.0)	12.0	(39.2)	18.7	(60.8)	69.3	-
石 油 製 品 ・ 石 炭 製 品 製 造 業	100.0	43.6	(100.0)	17.4	(40.1)	26.1	(59.9)	56.4	-
プ ラ ス チ ッ ク 製 品 製 造 業 (別 掲 を 除 く)	100.0	53.3	(100.0)	19.8	(37.1)	33.6	(62.9)	46.3	0.4
ゴ ム 製 品 製 造 業	100.0	39.0	(100.0)	18.4	(47.1)	20.6	(52.9)	60.6	0.4
窯 業 ・ 土 石 製 品 製 造 業	100.0	53.1	(100.0)	20.8	(39.1)	32.3	(60.9)	46.9	-
金 属 系 素 材 関 連 製 造 業	100.0	42.6	(100.0)	17.1	(40.2)	25.5	(59.8)	57.1	0.3
鉄 鋼 製 造 業	100.0	54.3	(100.0)	21.5	(39.6)	32.8	(60.4)	45.7	-
非 鉄 金 属 製 品 製 造 業	100.0	41.0	(100.0)	15.5	(37.9)	25.5	(62.1)	56.9	2.1
機 械 関 連 製 造 業	100.0	37.2	(100.0)	15.3	(41.2)	21.9	(58.8)	62.8	0.1
は ん 用 機 械 器 具 製 造 業	100.0	38.7	(100.0)	18.0	(46.4)	20.8	(53.6)	60.3	1.0
生 産 用 機 械 器 具 製 造 業	100.0	38.8	(100.0)	18.6	(47.9)	20.2	(52.1)	59.6	1.6
業 務 用 機 械 器 具 製 造 業	100.0	44.3	(100.0)	20.7	(46.7)	23.6	(53.3)	55.1	0.6
電 子 部 品 ・ デ バ イ ス ・ 電 子 回 路 製 造 業	100.0	29.9	(100.0)	15.8	(52.8)	14.1	(47.2)	69.8	0.2
電 気 機 械 器 具 製 造 業	100.0	34.0	(100.0)	17.1	(50.2)	16.9	(49.8)	65.3	0.7
情 報 通 信 機 械 器 具 製 造 業	100.0	41.7	(100.0)	13.3	(31.8)	28.4	(68.2)	57.2	1.1
輸 送 用 機 械 器 具 製 造 業	100.0	21.7	(100.0)	9.0	(41.3)	12.7	(58.7)	78.3	-
電 気 ・ ガ ス ・ 熱 供 給 ・ 水 道 業	100.0	44.1	(100.0)	22.1	(50.2)	22.0	(49.8)	54.2	1.7
情 報 通 信	100.0	29.0	(100.0)	7.6	(26.4)	21.3	(73.6)	71.0	-
通 信	100.0	18.8	(100.0)	3.5	(18.9)	15.3	(81.1)	81.2	-
放 送	100.0	15.8	(100.0)	3.6	(22.9)	12.2	(77.1)	84.2	-
情 報 サ ー ビ ス	100.0	22.7	(100.0)	5.0	(22.1)	17.7	(77.9)	77.3	-
イ ン タ ー ネ ッ ト 附 随 サ ー ビ ス	100.0	17.3	(100.0)	2.2	(12.9)	15.0	(87.1)	82.7	-
映 像 ・ 音 声 ・ 文 字 情 報 制 作	100.0	18.6	(100.0)	2.9	(15.6)	15.7	(84.4)	81.4	-
運 輸 業	100.0	36.0	(100.0)	15.0	(41.6)	21.0	(58.4)	64.0	-
鉄 道	100.0	52.5	(100.0)	17.1	(32.5)	35.4	(67.5)	46.9	0.6
道 路 旅 客 運 送	100.0	39.5	(100.0)	12.5	(31.5)	27.0	(68.5)	60.1	0.4
道 路 貨 物 運 送	100.0	65.1	(100.0)	16.4	(25.2)	48.7	(74.8)	33.0	1.9
水 道	100.0	56.2	(100.0)	18.6	(33.1)	37.6	(66.9)	43.8	-
航 空 運 輸	100.0	48.5	(100.0)	17.2	(35.5)	31.3	(64.5)	51.5	-
倉 庫	100.0	29.2	(100.0)	3.3	(11.4)	25.9	(88.6)	70.8	-
倉 庫 運 輸	100.0	41.2	(100.0)	20.3	(49.2)	21.0	(50.8)	57.7	1.1
運 輸 に 附 帯 す る サ ー ビ ス	100.0	37.1	(100.0)	14.4	(38.9)	22.7	(61.1)	61.1	1.8
郵 便 業 (信 書 便 事 業 を 含 む)	100.0	46.1	(100.0)	13.6	(29.5)	32.5	(70.5)	53.9	-
卸 売 業	100.0	37.2	(100.0)	17.8	(47.7)	19.5	(52.3)	58.0	4.8
織 維 ・ 飲 食 料 品 そ の 他 卸 売 業	100.0	42.7	(100.0)	21.2	(49.7)	21.5	(50.3)	53.2	4.1
各 種 商 品 の 卸 売 業	100.0	35.9	(100.0)	14.0	(39.0)	21.9	(61.0)	63.0	1.2
上 記 以 外 の 卸 売 業	100.0	42.8	(100.0)	21.3	(49.8)	21.5	(50.2)	53.1	4.2
織 物 ・ 飲 食 料 品 そ の 他 小 売 業	100.0	34.4	(100.0)	16.0	(46.5)	18.4	(53.5)	60.4	5.1
各 種 商 品 の 小 売 業	100.0	24.2	(100.0)	9.9	(40.9)	14.3	(59.1)	74.1	1.7
機 械 器 具 の 小 売 業	100.0	48.1	(100.0)	19.3	(40.2)	28.8	(59.8)	50.6	1.2
そ の 他 の 小 売 業	100.0	37.9	(100.0)	14.4	(37.9)	23.5	(62.1)	56.9	5.2
無 上 店 舗 の 小 売 業	100.0	22.8	(100.0)	15.7	(68.7)	7.1	(31.3)	77.2	-
金 融 業	100.0	32.5	(100.0)	16.9	(52.1)	15.6	(47.9)	60.6	6.9
金 融 保 険	100.0	27.9	(100.0)	7.6	(27.1)	20.3	(72.9)	71.3	0.8
保 険	100.0	28.6	(100.0)	6.5	(22.6)	22.1	(77.4)	71.4	-
不 動 産 業	100.0	26.7	(100.0)	9.5	(35.5)	17.2	(64.5)	71.1	2.2
不 動 産 物 質 貸 貸 業	100.0	28.7	(100.0)	6.8	(23.6)	22.0	(76.4)	71.3	-
物 品 質 貸 貸 業	100.0	19.8	(100.0)	3.3	(16.9)	16.4	(83.1)	80.2	-
学 術 研 究 ・ 専 門 ・ 技 術 サ ー ビ ス	100.0	49.7	(100.0)	14.8	(29.7)	34.9	(70.3)	50.3	-
宿 泊 業	100.0	34.1	(100.0)	11.0	(32.3)	23.1	(67.7)	65.9	-
宿 泊 業	100.0	34.8	(100.0)	10.9	(31.4)	23.9	(68.6)	65.1	0.1
飲 食 サ ー ビ ス	100.0	45.9	(100.0)	9.7	(21.1)	36.2	(78.9)	53.4	0.7
生 活 関 連 サ ー ビ ス	100.0	33.2	(100.0)	11.1	(33.5)	22.0	(66.5)	66.8	-
洗 濯 ・ 理 容 ・ 美 容 ・ 浴 場	100.0	47.3	(100.0)	26.0	(54.9)	21.3	(45.1)	51.0	1.6
そ の 他 の 生 活 関 連 サ ー ビ ス	100.0	41.1	(100.0)	19.1	(46.5)	22.0	(53.5)	54.7	4.2
娯 楽	100.0	34.0	(100.0)	11.6	(34.2)	22.4	(65.8)	65.1	0.9
娯 楽 業 (ゴ ル フ 場 除 く)	100.0	53.0	(100.0)	32.1	(60.7)	20.8	(39.3)	46.3	0.7
ゴ ル フ 場	100.0	52.6	(100.0)	32.5	(61.9)	20.0	(38.1)	46.6	0.9
ゴ ル フ 場	100.0	55.6	(100.0)	29.5	(53.1)	26.1	(46.9)	44.4	-

第2表-2 職場での受動喫煙の有無別労働者割合(2-2)

区 分	労働者計	受動喫煙がある			受動喫煙がない	不明
		ほとんど毎日ある	ときどきある			
教育・学習支援業	100.0	14.8 (100.0)	4.6 (30.8)	10.2 (69.2)	83.7	1.5
医療・福祉	100.0	15.6 (100.0)	2.6 (17.0)	13.0 (83.0)	79.7	4.7
複合サービス事業	100.0	37.5 (100.0)	12.3 (32.7)	25.3 (67.3)	62.3	0.1
郵便局	100.0	37.2 (100.0)	12.7 (34.3)	24.4 (65.7)	62.8	-
協同組合（他に分類されないもの）	100.0	38.2 (100.0)	11.4 (29.9)	26.8 (70.1)	61.4	0.4
サービス業（他に分類されないもの）	100.0	36.8 (100.0)	14.7 (39.8)	22.2 (60.2)	62.4	0.7
（対事業所サービス業）	100.0	35.5 (100.0)	13.4 (37.8)	22.1 (62.2)	63.9	0.6
職業紹介・労働者派遣業	100.0	22.7 (100.0)	6.9 (30.5)	15.8 (69.5)	77.3	-
その他の事業サービス業	100.0	39.3 (100.0)	15.4 (39.1)	23.9 (60.9)	59.9	0.8
（対個人サービス業）	100.0	46.2 (100.0)	25.9 (56.1)	20.3 (43.9)	53.1	0.7
自動車整備・整備業	100.0	60.8 (100.0)	36.7 (60.4)	24.1 (39.6)	37.4	1.9
機械等修理業（別掲を除く）	100.0	36.8 (100.0)	19.0 (51.6)	17.8 (48.4)	63.2	-
（対社会的サービス業）	100.0	41.2 (100.0)	17.4 (42.3)	23.8 (57.7)	57.5	1.3
廃棄物処理業	100.0	61.5 (100.0)	29.2 (47.4)	32.4 (52.6)	37.3	1.2
政治・経済・文化団体	100.0	11.9 (100.0)	4.3 (35.9)	7.6 (64.1)	86.9	1.2
宗教	100.0	24.6 (100.0)	5.5 (22.3)	19.1 (77.7)	73.0	2.4
その他のサービス業	100.0	37.5 (100.0)	4.1 (10.8)	33.5 (89.2)	62.0	0.5
（年齢階級）						
20歳未満	100.0	54.4 (100.0)	24.5 (45.1)	29.9 (54.9)	45.6	-
20～29歳	100.0	38.4 (100.0)	12.7 (33.1)	25.7 (66.9)	61.3	0.2
30～39歳	100.0	37.9 (100.0)	17.6 (46.4)	20.3 (53.6)	60.9	1.2
40～49歳	100.0	32.8 (100.0)	11.2 (34.3)	21.5 (65.7)	66.0	1.3
50～59歳	100.0	35.0 (100.0)	14.3 (40.9)	20.7 (59.1)	64.3	0.7
60歳以上	100.0	23.3 (100.0)	7.1 (30.5)	16.2 (69.5)	61.6	15.0
60～64歳	100.0	24.5 (100.0)	7.6 (31.2)	16.8 (68.8)	64.9	10.7
65歳以上	100.0	21.7 (100.0)	6.3 (29.3)	15.3 (70.7)	56.9	21.4
（性別）						
男	100.0	40.6 (100.0)	17.9 (44.1)	22.7 (55.9)	57.8	1.6
20歳未満	100.0	40.7 (100.0)	26.0 (64.0)	14.6 (36.0)	59.3	-
20～29歳	100.0	48.5 (100.0)	20.8 (42.8)	27.8 (57.2)	51.3	0.1
30～39歳	100.0	40.9 (100.0)	20.9 (51.1)	20.0 (48.9)	58.9	0.3
40～49歳	100.0	38.9 (100.0)	15.1 (38.8)	23.8 (61.2)	59.8	1.3
50～59歳	100.0	43.0 (100.0)	20.2 (47.0)	22.8 (53.0)	56.3	0.7
60歳以上	100.0	28.9 (100.0)	8.9 (30.9)	19.9 (69.1)	60.0	11.2
60～64歳	100.0	26.7 (100.0)	9.9 (37.2)	16.8 (62.8)	59.5	13.8
65歳以上	100.0	32.9 (100.0)	7.1 (21.4)	25.9 (78.6)	60.8	6.3
女	100.0	26.2 (100.0)	6.9 (26.3)	19.3 (73.7)	71.0	2.8
20歳未満	100.0	70.7 (100.0)	22.7 (32.1)	48.0 (67.9)	29.3	-
20～29歳	100.0	29.3 (100.0)	5.4 (18.6)	23.9 (81.4)	70.3	0.3
30～39歳	100.0	32.6 (100.0)	11.8 (36.1)	20.8 (63.9)	64.6	2.8
40～49歳	100.0	23.7 (100.0)	5.5 (23.4)	18.2 (76.6)	75.0	1.3
50～59歳	100.0	23.4 (100.0)	5.8 (24.9)	17.6 (75.1)	75.7	0.8
60歳以上	100.0	13.9 (100.0)	4.0 (29.1)	9.8 (70.9)	64.5	21.7
60～64歳	100.0	19.5 (100.0)	2.5 (13.0)	17.0 (87.0)	76.9	3.6
65歳以上	100.0	8.3 (100.0)	5.5 (66.3)	2.8 (33.7)	52.3	39.4
（就業形態）						
正社員	100.0	38.1 (100.0)	15.0 (39.5)	23.0 (60.5)	59.5	2.5
契約社員	100.0	28.0 (100.0)	10.3 (36.8)	17.7 (63.2)	70.2	1.8
パート・タイム労働者	100.0	23.2 (100.0)	6.9 (29.6)	16.4 (70.4)	76.0	0.8
臨時・日雇労働者	100.0	7.0 (100.0) *	3.7 (53.2) *	3.3 (46.8) *	93.0	-
派遣労働者	100.0	22.3 (100.0)	12.8 (57.1)	9.6 (42.9)	77.7	-
（職種）						
管理的職業従事者	100.0	32.4 (100.0)	9.2 (28.5)	23.2 (71.5)	60.7	6.9
専門的・技術的職業従事者	100.0	27.3 (100.0)	10.6 (38.9)	16.7 (61.1)	71.8	0.9
事務・業務従事者	100.0	30.9 (100.0)	7.0 (22.7)	23.9 (77.3)	68.3	0.7
販売従事者	100.0	37.4 (100.0)	21.6 (57.9)	15.8 (42.1)	62.0	0.6
サービス職業従事者	100.0	28.3 (100.0)	14.9 (52.7)	13.4 (47.3)	67.4	4.3
サービス職業従事者（介護サービス職業従事者及び保健医療サービス職業従事者を除く）	100.0	31.8 (100.0)	20.2 (63.7)	11.5 (36.3)	62.6	5.6
介護サービス職業従事者及び保健医療サービス職業従事者	100.0	20.2 (100.0)	2.5 (12.4)	17.7 (87.6)	78.6	1.1
生産工程従事者	100.0	45.3 (100.0)	18.7 (41.3)	26.6 (58.7)	54.2	0.5
輸送・機械運転従事者	100.0	64.3 (100.0)	27.0 (41.9)	37.3 (58.1)	33.1	2.6
建設・採掘従事者	100.0	72.7 (100.0)	41.3 (56.7)	31.5 (43.3)	26.5	0.8
運搬・清掃・包装等従事者	100.0	59.2 (100.0)	24.9 (42.1)	34.3 (57.9)	40.6	0.3
上記に該当しない職種	100.0	39.6 (100.0)	12.9 (32.6)	26.7 (67.4)	60.3	0.1
（職場での喫煙の有無）						
喫煙する	100.0	49.5 (100.0)	32.7 (66.0)	16.8 (34.0)	47.4	3.1
喫煙しない	100.0	29.7 (100.0)	6.9 (23.1)	22.8 (76.9)	68.6	1.7
不明	100.0	- (-)	- (-)	- (-)	7.9	92.1

第2表-3 職場での喫煙に関して不快に感じること、体調が悪くなることの有無別労働者割合(2-1)

区 分	労働者計	不快に感じること、 体調が悪くなること がある			よくある		たまにある		不快に感じること、 体調が悪くなること がない	不明
（単位：％）										
合 計	100.0	18.8	(100.0)		4.5	(24.0)	14.3	(76.0)	79.6	1.6
（ 企 業 規 模 ）										
5,000 人 以 上	100.0	18.9	(100.0)		3.8	(19.9)	15.1	(80.1)	80.7	0.4
1,000 ～ 4,999 人	100.0	18.1	(100.0)		3.6	(19.7)	14.6	(80.3)	81.0	0.8
300 ～ 999 人	100.0	15.4	(100.0)		2.9	(18.9)	12.5	(81.1)	84.4	0.2
100 ～ 299 人	100.0	22.1	(100.0)		6.4	(28.9)	15.7	(71.1)	77.7	0.2
50 ～ 99 人	100.0	23.4	(100.0)		6.3	(26.8)	17.1	(73.2)	71.7	4.9
30 ～ 49 人	100.0	14.6	(100.0)		4.3	(29.9)	10.2	(70.1)	78.1	7.3
10 ～ 29 人	100.0	19.7	(100.0)		5.4	(27.5)	14.3	(72.5)	78.7	1.6
（ 事 業 所 規 模 ）										
1,000 人 以 上	100.0	15.3	(100.0)		3.4	(21.9)	11.9	(78.1)	83.4	1.3
500 ～ 999 人	100.0	13.7	(100.0)		3.4	(24.9)	10.3	(75.1)	85.8	0.6
300 ～ 499 人	100.0	15.7	(100.0)		5.2	(33.0)	10.5	(67.0)	84.0	0.3
100 ～ 299 人	100.0	22.9	(100.0)		5.7	(25.0)	17.2	(75.0)	76.9	0.2
50 ～ 99 人	100.0	18.8	(100.0)		3.0	(15.8)	15.8	(84.2)	81.0	0.2
10 ～ 49 人	100.0	18.7	(100.0)		4.8	(25.7)	13.9	(74.3)	78.2	3.1
30 ～ 49 人	100.0	18.0	(100.0)		3.6	(20.0)	14.4	(80.0)	73.5	8.6
10 ～ 29 人	100.0	19.0	(100.0)		5.3	(27.8)	13.7	(72.2)	80.1	0.9
（ 産 業 ）										
農 業 、 林 業（林業に限る。）	100.0	33.2	(100.0)		8.4	(25.4)	24.8	(74.6)	66.8	-
鉱 業 、 採 石 業 、 砂 利 採 取 業	100.0	18.9	(100.0)		2.5	(13.3)	16.4	(86.7)	74.2	6.9
建 設 業	100.0	22.5	(100.0)		4.8	(21.5)	17.6	(78.5)	76.8	0.7
総 合 工 事 業	100.0	18.1	(100.0)		6.4	(35.6)	11.7	(64.4)	81.1	0.8
職 別 工 事 業（設備工事業を除く）	100.0	27.7	(100.0)		6.3	(22.8)	21.4	(77.2)	71.6	0.7
設 備 工 事 業	100.0	26.1	(100.0)		2.0	(7.6)	24.1	(92.4)	73.3	0.6
製 造 業	100.0	21.3	(100.0)		4.6	(21.4)	16.8	(78.6)	78.0	0.6
（ 消 費 関 連 製 造 業 ）	100.0	18.0	(100.0)		4.3	(23.9)	13.7	(76.1)	81.2	0.8
食 料 品 製 造 業、飲 料・たばこ・飼 料 製 造 業	100.0	18.0	(100.0)		5.2	(28.9)	12.8	(71.1)	82.0	-
織 維 業	100.0	19.6	(100.0)		2.5	(13.0)	17.0	(87.0)	78.9	1.6
家 具・装 備 品 製 造 業	100.0	17.3	(100.0)		4.5	(26.1)	12.8	(73.9)	82.3	0.5
印 刷・同 製 品 製 造 業	100.0	14.2	(100.0)		2.7	(19.1)	11.5	(80.9)	82.3	3.5
な め し 革・同 製 品・毛 皮 製 造 業	100.0	28.5	(100.0)		5.2	(18.2)	23.3	(81.8)	71.5	-
そ の 他 の 製 造 業	100.0	21.8	(100.0)		4.2	(19.1)	17.7	(80.9)	78.2	-
（ 非 金 属 系 素 材 関 連 製 造 業 ）	100.0	24.2	(100.0)		4.9	(20.3)	19.3	(79.7)	75.5	0.3
木 材・木 製 品 製 造 業（家具を除く）	100.0	31.6	(100.0)		6.0	(19.0)	25.6	(81.0)	68.4	-
パ ル プ・紙・紙 加 工 品 製 造 業	100.0	24.9	(100.0)		2.2	(8.7)	22.7	(91.3)	75.1	-
化 学 業	100.0	19.7	(100.0)		4.4	(22.5)	15.3	(77.5)	79.8	0.4
石 油 製 品・石 炭 製 品 製 造 業	100.0	19.1	(100.0)		1.1	(5.9)	18.0	(94.1)	80.9	-
プ ラ ス チ ッ ク 製 品 製 造 業（別掲を除く）	100.0	27.0	(100.0)		7.1	(26.3)	19.9	(73.7)	72.6	0.4
ゴ ム 製 品 製 造 業	100.0	22.1	(100.0)		4.6	(21.0)	17.5	(79.0)	77.2	0.7
窯 業・土 石 製 品 製 造 業	100.0	25.3	(100.0)		3.8	(15.2)	21.5	(84.8)	74.7	-
（ 金 属 系 素 材 関 連 製 造 業 ）	100.0	22.2	(100.0)		4.2	(18.9)	18.0	(81.1)	77.7	0.1
鉄 業	100.0	27.2	(100.0)		8.0	(29.6)	19.2	(70.4)	72.8	-
非 鉄 金 属 製 品 製 造 業	100.0	22.2	(100.0)		1.9	(8.7)	20.2	(91.3)	77.3	0.5
金 属 製 品 製 造 業	100.0	19.7	(100.0)		2.8	(14.5)	16.9	(85.5)	80.2	0.1
（ 機 械 関 連 製 造 業 ）	100.0	21.6	(100.0)		4.7	(21.7)	16.9	(78.3)	77.6	0.8
は ん 用 機 械 器 具 製 造 業	100.0	26.1	(100.0)		2.9	(11.1)	23.2	(88.9)	72.3	1.6
生 産 用 機 械 器 具 製 造 業	100.0	24.2	(100.0)		4.2	(17.3)	20.1	(82.7)	75.8	-
業 務 用 機 械 器 具 製 造 業	100.0	19.1	(100.0)		5.1	(26.9)	14.0	(73.1)	80.9	-
電 子 部 品・デ バ イ ス・電 子 回 路 製 造 業	100.0	18.0	(100.0)		6.7	(37.2)	11.3	(62.8)	81.5	0.5
電 気 機 械 器 具 製 造 業	100.0	19.0	(100.0)		3.7	(19.3)	15.3	(80.7)	79.9	1.1
情 報 通 信 機 械 器 具 製 造 業	100.0	19.4	(100.0)		5.7	(29.1)	13.8	(70.9)	80.6	-
輸 送 用 機 械 器 具 製 造 業	100.0	23.2	(100.0)		4.5	(19.6)	18.6	(80.4)	75.3	1.5
電 気・ガ ス・熱 供 給・水 道 業	100.0	20.2	(100.0)		2.9	(14.4)	17.3	(85.6)	79.8	-
情 報 通 信 業	100.0	20.0	(100.0)		4.4	(21.9)	15.6	(78.1)	79.3	0.7
通 信 業	100.0	14.4	(100.0)		1.3	(9.0)	13.1	(91.0)	84.3	1.3
放 送 業	100.0	22.0	(100.0)		5.8	(26.4)	16.2	(73.6)	78.0	-
情 報 サ ー ビ ス 業	100.0	19.3	(100.0)		4.2	(21.9)	15.1	(78.1)	80.0	0.7
イ ン タ ー ネ ッ ト 附 随 サ ー ビ ス 業	100.0	32.2	(100.0)		6.6	(20.6)	25.6	(79.4)	67.8	-
映 像・音 声・文 字 情 報 制 作 業	100.0	21.1	(100.0)		7.9	(37.3)	13.2	(62.7)	77.2	1.7
運 輸 業	100.0	24.1	(100.0)		6.1	(25.4)	18.0	(74.6)	75.7	0.1
鉄 道 業	100.0	25.0	(100.0)		5.0	(20.1)	20.0	(79.9)	75.0	-
道 路 旅 客 運 送 業	100.0	23.7	(100.0)		4.7	(19.9)	19.0	(80.1)	76.1	0.2
道 路 貨 物 運 送 業	100.0	24.6	(100.0)		6.7	(27.4)	17.8	(72.6)	75.4	-
水 道 業	100.0	17.2	(100.0)		6.3	(36.4)	10.9	(63.6)	82.8	-
航 空 運 輸 業	100.0	23.6	(100.0)		3.7	(15.5)	19.9	(84.5)	76.4	-
倉 庫 業	100.0	25.8	(100.0)		6.2	(24.0)	19.6	(76.0)	74.2	-
運 輸 に 附 帯 す る サ ー ビ ス 業	100.0	20.0	(100.0)		5.8	(28.8)	14.3	(71.2)	79.1	0.9
郵 便 業（信 書 便 事 業 を 含 む）	100.0	30.0	(100.0)		8.2	(27.2)	21.9	(72.8)	70.0	-
卸 売 業	100.0	15.2	(100.0)		4.4	(29.3)	10.7	(70.7)	81.3	3.6
（ 織 維、飲 食 料 品 そ の 他 卸 売 業 ）	100.0	11.7	(100.0)		6.8	(58.0)	4.9	(42.0)	88.3	0.0
各 種 商 品 卸 売 業	100.0	26.7	(100.0)		7.7	(28.7)	19.1	(71.3)	72.1	1.2
上 記 以 外 の 卸 売 業	100.0	11.5	(100.0)		6.8	(58.8)	4.7	(41.2)	88.5	-
（ 織 物、飲 食 料 品 そ の 他 小 売 業 ）	100.0	16.9	(100.0)		3.3	(19.2)	13.7	(80.8)	77.7	5.4
各 種 商 品 小 売 業	100.0	20.9	(100.0)		3.3	(15.6)	17.6	(84.4)	79.1	-
機 械 器 具 小 売 業	100.0	25.8	(100.0)		7.6	(29.4)	18.2	(70.6)	74.2	-
そ の 他 の 小 売 業	100.0	19.8	(100.0)		5.3	(26.9)	14.5	(73.1)	79.0	1.2
無 上 記 店 舗 の 小 売 業	100.0	18.9	(100.0)		5.4	(28.5)	13.5	(71.5)	81.1	-
金 融 業	100.0	13.0	(100.0)		1.3	(9.7)	11.8	(90.3)	77.4	9.6
保 険 業	100.0	20.9	(100.0)		4.0	(19.0)	16.9	(81.0)	79.1	-
不 動 産 業	100.0	20.7	(100.0)		5.2	(25.3)	15.5	(74.7)	79.3	-
物 品 賃 貸 業	100.0	21.1	(100.0)		1.8	(8.5)	19.3	(91.5)	78.9	-
不 動 産 業	100.0	21.7	(100.0)		4.1	(19.1)	17.6	(80.9)	78.3	-
物 品 賃 貸 業	100.0	21.6	(100.0)		3.4	(15.9)	18.2	(84.1)	78.4	-
学 術 研 究、専 門・技 術 サ ー ビ ス 業	100.0	21.9	(100.0)		5.8	(26.4)	16.1	(73.6)	78.1	-
宿 泊 業、飲 食 サ ー ビ ス 業	100.0	20.8	(100.0)		4.9	(23.3)	15.9	(76.7)	79.2	-
宿 泊 業	100.0	19.2	(100.0)		4.5	(23.4)	14.7	(76.6)	80.7	0.1
飲 食 サ ー ビ ス 業	100.0	24.5	(100.0)		11.2	(45.8)	13.3	(54.2)	74.8	0.7
生 活 関 連 サ ー ビ ス 業、娯 楽 業	100.0	18.5	(100.0)	*	3.5	(19.0)	15.0	(81.0)	81.5	-
洗 濯・理 容・美 容・浴 場 業	100.0	21.7	(100.0)		6.2	(28.4)	15.6	(71.6)	77.7	0.6
そ の 他 の 生 活 関 連 サ ー ビ ス 業	100.0	30.5	(100.0)		7.1	(23.4)	23.3	(76.6)	69.5	-
娯 楽 業	100.0	13.7	(100.0)		2.7	(19.8)	11.0	(80.2)	85.4	0.9
娯 楽 業（ゴ ル フ 場 除 く。）	100.0	19.9	(100.0)		6.6	(32.9)	13.4	(67.1)	79.3	0.8
ゴ ル フ 場	100.0	20.5	(100.0)		7.1	(34.4)	13.5	(65.6)	78.6	0.9
ゴ ル フ 場	100.0	16.0	(100.0)		3.0	(18.9)	13.0	(81.1)	83.7	0.3

第2表-3 職場での喫煙に関して不快に感じること、体調が悪くなることの有無別労働者割合(2-2)

(単位：％)									
区 分	労働者計	不快に感じること、 体調が悪くなること がある		よくある		たまにある		不快に感じる こと、 体調が悪く なることが ない	不明
教育、学習支援事業	100.0	15.1	(100.0)	1.5	(9.9)	13.6	(90.1)	83.0	1.9
医療サービス事業	100.0	15.3	(100.0)	4.2	(27.2)	11.2	(72.8)	80.8	3.9
複合サービス事業	100.0	27.7	(100.0)	4.9	(17.6)	22.8	(82.4)	72.1	0.2
郵便局	100.0	30.2	(100.0)	5.8	(19.1)	24.4	(80.9)	69.8	-
協同組合（他に分類されないもの）	100.0	23.1	(100.0)	3.2	(13.9)	19.9	(86.1)	76.2	0.7
サービス業（他に分類されないもの）	100.0	17.3	(100.0)	4.4	(25.7)	12.8	(74.3)	82.2	0.6
（対事業所サービス業）	100.0	17.5	(100.0)	4.5	(25.7)	13.0	(74.3)	82.1	0.3
職業紹介・労働者派遣業	100.0	20.4	(100.0)	5.6	(27.2)	14.9	(72.8)	78.0	1.5
その他の事業サービス業	100.0	16.6	(100.0)	4.2	(25.2)	12.4	(74.8)	83.4	-
（対個人サービス業）	100.0	20.7	(100.0)	4.1	(19.8)	16.6	(80.2)	79.0	0.4
自動車整備業	100.0	18.1	(100.0)	6.0	(33.1)	12.1	(66.9)	81.0	0.9
機械等修理業（別掲を除く）	100.0	22.3	(100.0)	2.9	(12.9)	19.4	(87.1)	77.7	-
（対社会的サービス業）	100.0	14.0	(100.0)	4.2	(30.3)	9.8	(69.7)	84.0	2.0
廃棄物処理業	100.0	13.3	(100.0)	5.3	(39.7)	8.0	(60.3)	84.0	2.7
政治・経済・文化団体	100.0	12.4	(100.0)	2.9	(23.6)	9.5	(76.4)	86.7	0.8
宗教	100.0	11.0	(100.0)	2.6	(23.8)	8.4	(76.2)	86.6	2.4
その他のサービス業	100.0	29.6	(100.0)	4.3	(14.6)	25.3	(85.4)	69.9	0.5
（年齢階級）									
20歳未満	100.0	25.4	(100.0)	4.1	(16.3)	21.3	(83.7)	74.6	-
20～29歳	100.0	16.8	(100.0)	4.2	(25.3)	12.6	(74.7)	83.1	0.1
30～39歳	100.0	19.5	(100.0)	4.4	(22.7)	15.1	(77.3)	79.4	1.1
40～49歳	100.0	19.1	(100.0)	4.4	(23.1)	14.7	(76.9)	79.5	1.4
50～59歳	100.0	20.2	(100.0)	5.6	(27.8)	14.6	(72.2)	79.2	0.6
60歳以上	100.0	15.7	(100.0)	2.9	(18.4)	12.8	(81.6)	75.4	8.9
60～64歳	100.0	19.7	(100.0)	2.5	(12.6)	17.2	(87.4)	77.7	2.6
65歳以上	100.0	9.9	(100.0)	3.5	(35.2)	6.4	(64.8)	72.1	18.0
（性別）									
男	100.0	19.0	(100.0)	4.7	(24.8)	14.3	(75.2)	80.3	0.7
20歳未満	100.0	16.2	(100.0)	1.7	(10.2)	14.6	(89.8)	83.8	-
20～29歳	100.0	16.2	(100.0)	3.0	(18.3)	13.2	(81.7)	83.7	0.1
30～39歳	100.0	18.0	(100.0)	5.1	(28.2)	12.9	(71.8)	81.9	0.1
40～49歳	100.0	21.9	(100.0)	5.0	(23.1)	16.8	(76.9)	77.1	1.0
50～59歳	100.0	19.4	(100.0)	6.0	(31.1)	13.3	(68.9)	80.0	0.7
60歳以上	100.0	15.6	(100.0)	2.1	(13.2)	13.5	(86.8)	81.9	2.5
60～64歳	100.0	18.7	(100.0)	2.0	(10.5)	16.8	(89.5)	77.5	3.8
65歳以上	100.0	9.7	(100.0)	2.2	(22.8)	7.5	(77.2)	90.3	0.0
（性別）									
女	100.0	18.5	(100.0)	4.2	(22.8)	14.3	(77.2)	78.6	2.8
20歳未満	100.0	36.5	(100.0) *	7.1	(19.5) *	29.4	(80.5) *	63.5	-
20～29歳	100.0	17.4	(100.0)	5.4	(31.1)	12.0	(68.9)	82.5	0.1
30～39歳	100.0	22.2	(100.0)	3.3	(14.8)	19.0	(85.2)	75.0	2.7
40～49歳	100.0	14.9	(100.0)	3.5	(23.2)	11.4	(76.8)	83.0	2.1
50～59歳	100.0	21.4	(100.0)	5.0	(23.4)	16.4	(76.6)	78.0	0.5
60歳以上	100.0	16.0	(100.0)	4.3	(27.1)	11.6	(72.9)	64.2	19.9
60～64歳	100.0	21.8	(100.0)	3.6	(16.6)	18.2	(83.4)	78.1	0.0
65歳以上	100.0	10.1	(100.0) *	5.0	(49.4) *	5.1	(50.6) *	50.4	39.4
（就業形態）									
正社員	100.0	20.0	(100.0)	4.9	(24.3)	15.1	(75.7)	78.3	1.7
契約社員	100.0	15.6	(100.0)	3.0	(18.9)	12.7	(81.1)	83.7	0.7
パート・タイム労働者	100.0	15.0	(100.0)	3.4	(23.0)	11.6	(77.0)	83.4	1.6
臨時雇用労働者	100.0	26.8	(100.0) *	-	(-) *	26.8	(100.0) *	73.2	-
派遣労働者	100.0	14.5	(100.0)	6.5	(44.9)	8.0	(55.1)	85.4	0.1
（職種）									
管理的職業従事者	100.0	15.9	(100.0)	3.7	(23.4)	12.2	(76.6)	79.3	4.8
専門的・技術的職業従事者	100.0	19.4	(100.0)	4.5	(23.0)	15.0	(77.0)	80.1	0.5
事務従事者	100.0	19.2	(100.0)	5.2	(27.3)	14.0	(72.7)	80.1	0.7
販売従事者	100.0	16.1	(100.0)	4.0	(24.5)	12.1	(75.5)	83.8	0.1
サービス職業従事者	100.0	15.4	(100.0)	2.8	(18.3)	12.6	(81.7)	80.5	4.1
サービス職業従事者（介護サービス職業従事者及び保健医療サービス職業従事者を除く）	100.0	14.9	(100.0)	1.9	(12.8)	13.0	(87.2)	79.3	5.8
介護サービス職業従事者及び保健医療サービス職業従事者	100.0	16.6	(100.0)	4.9	(29.8)	11.7	(70.2)	83.4	-
生産工程従事者	100.0	23.0	(100.0)	5.6	(24.4)	17.4	(75.6)	76.8	0.2
輸送・機械運転従事者	100.0	29.5	(100.0)	8.4	(28.4)	21.1	(71.6)	70.2	0.3
建設・採掘従事者	100.0	23.6	(100.0)	2.1	(9.0)	21.5	(91.0)	76.0	0.4
運搬・清掃・包装等従事者	100.0	29.4	(100.0)	5.2	(17.7)	24.2	(82.3)	70.2	0.4
上記に該当しない職種	100.0	17.6	(100.0)	6.0	(34.2)	11.6	(65.8)	82.4	0.1
（職場での喫煙の有無）									
喫煙する	100.0	11.8	(100.0)	0.6	(4.7)	11.3	(95.3)	87.7	0.5
喫煙しない	100.0	21.2	(100.0)	5.9	(27.7)	15.3	(72.3)	77.0	1.8
不明	100.0	-	(-)	-	(-)	-	(-)	9.0	91.0
（職場での受動喫煙の有無）									
ある	100.0	37.1	(100.0)	10.7	(29.0)	26.4	(71.0)	62.8	0.1
ほとん	100.0	35.2	(100.0)	13.6	(38.7)	21.5	(61.3)	64.8	0.1
どとき	100.0	38.3	(100.0)	9.0	(23.4)	29.4	(76.6)	61.6	0.0
き日	100.0	9.3	(100.0)	1.2	(13.4)	8.1	(86.6)	90.3	0.4
ある	100.0	3.6	(100.0) *	0.2	(4.6) *	3.4	(95.4) *	33.7	62.7

第２表－４ 職場に望む受動喫煙防止対策（禁煙場所の設定）別労働者割合（2-1）

区 分	労働者計	職場に望む受動喫煙防止対策							
		受動喫煙防止対策の うち、禁煙場所の設定 として職場に望むこと がある	屋外を含めた事業所 敷地内全体を禁煙に すること	事業所の建物内全体 （執務室、会議室、 食堂、休憩室、商談室 等含む）を禁煙とし、 屋外のみ喫煙可能 とすること	事業所の内部に空間的に 隔離された喫煙場所 （喫煙室）を設け、 それ以外の場所は 禁煙にすること				
合 計	100.0	62.5 (100.0)	16.4 (26.2)	15.2 (24.3)	24.5 (39.2)				
（ 企 業 規 模 ）									
5,000人以上	100.0	68.0 (100.0)	19.2 (28.3)	17.3 (25.4)	28.2 (41.4)				
1,000～4,999人	100.0	73.8 (100.0)	22.3 (30.3)	14.1 (19.0)	29.5 (40.0)				
300～999人	100.0	63.2 (100.0)	16.0 (25.4)	12.5 (19.7)	30.2 (47.8)				
100～299人	100.0	63.6 (100.0)	13.3 (20.9)	18.4 (28.9)	23.5 (37.0)				
50～99人	100.0	60.1 (100.0)	10.5 (17.5)	16.0 (26.6)	27.9 (46.4)				
30～49人	100.0	48.0 (100.0)	12.5 (26.0)	11.7 (24.3)	17.2 (35.7)				
10～29人	100.0	53.9 (100.0)	17.2 (31.9)	15.1 (27.9)	11.5 (21.4)				
（ 事 業 所 規 模 ）									
1,000人以上	100.0	77.2 (100.0)	24.9 (32.3)	15.2 (19.7)	31.6 (40.9)				
500～999人	100.0	68.8 (100.0)	22.3 (32.5)	17.6 (25.5)	25.1 (36.4)				
300～499人	100.0	57.9 (100.0)	15.6 (27.0)	12.6 (21.7)	26.2 (45.2)				
100～299人	100.0	68.0 (100.0)	15.4 (22.7)	20.2 (29.7)	26.0 (38.2)				
50～99人	100.0	61.7 (100.0)	14.2 (23.0)	12.8 (20.7)	27.8 (45.0)				
10～49人	100.0	58.0 (100.0)	15.7 (27.0)	14.0 (24.2)	21.2 (36.6)				
30～49人	100.0	59.1 (100.0)	13.4 (22.7)	11.5 (19.4)	26.7 (45.3)				
10～29人	100.0	57.6 (100.0)	16.5 (28.7)	15.0 (26.1)	19.1 (33.2)				
（ 産 業 ）									
農業、林業（林業に限る。）	100.0	54.9 (100.0)	12.4 (22.6)	22.2 (40.5)	10.5 (19.1)				
鉱業、採石業、砂利採取業	100.0	44.8 (100.0)	6.3 (14.1)	14.9 (33.3)	19.8 (44.1)				
建設業	100.0	64.2 (100.0)	12.5 (19.5)	20.0 (31.1)	22.3 (34.7)				
総合工事業（設備工事を除く）	100.0	61.0 (100.0)	17.3 (28.3)	16.8 (27.6)	16.3 (26.7)				
製造業	100.0	64.6 (100.0)	9.4 (14.6)	22.2 (34.3)	23.5 (36.3)				
（消費関連製造業）	100.0	68.5 (100.0)	7.4 (10.8)	23.3 (33.9)	29.9 (43.7)				
食料品製造業、飲料・たばこ・飼料製造業	100.0	67.0 (100.0)	15.8 (23.6)	15.3 (22.8)	26.0 (38.7)				
繊維業	100.0	58.6 (100.0)	12.9 (22.0)	11.0 (18.8)	25.0 (42.7)				
家具・装備品製造業	100.0	55.0 (100.0)	14.3 (26.1)	8.6 (15.6)	24.3 (44.3)				
印刷・同業関連業	100.0	63.1 (100.0)	8.7 (13.7)	18.0 (28.5)	27.7 (43.9)				
なめし革・同製品・毛皮製造業	100.0	51.7 (100.0)	16.2 (31.4)	9.6 (18.5)	17.9 (34.6)				
その他の製造業	100.0	62.6 (100.0)	9.9 (15.7)	10.5 (16.8)	27.2 (43.5)				
（非金属系素材関連製造業）	100.0	41.9 (100.0)	8.2 (19.6)	13.7 (32.7)	12.3 (29.3)				
木材・木製品製造業（家具を除く）	100.0	70.1 (100.0)	14.6 (20.9)	16.9 (24.1)	25.3 (36.1)				
（非金属系素材関連製造業）	100.0	68.9 (100.0)	15.5 (22.4)	14.8 (21.5)	30.8 (44.8)				
パルプ・紙・紙加工品製造業	100.0	51.6 (100.0)	8.6 (16.6)	15.0 (29.0)	20.6 (39.9)				
化学工業	100.0	54.1 (100.0)	6.5 (12.1)	12.7 (23.5)	28.1 (52.0)				
石油製品・石炭製品製造業	100.0	71.8 (100.0)	19.0 (26.5)	9.3 (13.0)	37.5 (52.3)				
プラスチック製品製造業（別掲を除く）	100.0	68.4 (100.0)	8.9 (13.0)	8.2 (12.0)	45.3 (66.2)				
ゴム製品製造業	100.0	70.5 (100.0)	18.3 (26.0)	19.6 (27.8)	26.0 (36.8)				
窯業・土石製品製造業	100.0	72.4 (100.0)	16.1 (22.3)	22.1 (30.6)	26.0 (35.9)				
（金属系素材関連製造業）	100.0	75.1 (100.0)	12.9 (17.1)	14.2 (18.9)	34.1 (45.4)				
鉄鋼製品製造業	100.0	65.3 (100.0)	13.1 (20.0)	17.5 (26.8)	21.3 (32.6)				
鉄製品製造業	100.0	67.9 (100.0)	13.4 (19.7)	17.5 (25.8)	29.2 (43.0)				
金製品製造業	100.0	71.9 (100.0)	11.1 (15.4)	17.3 (24.1)	33.0 (45.9)				
（機械関連製造業）	100.0	62.4 (100.0)	13.4 (21.5)	17.6 (28.2)	14.6 (23.3)				
はん用機械器具製造業	100.0	71.7 (100.0)	18.6 (26.0)	17.4 (24.3)	25.5 (35.6)				
生産用機械器具製造業	100.0	68.9 (100.0)	14.3 (20.7)	17.1 (24.8)	30.1 (43.6)				
業務用機械器具製造業	100.0	68.2 (100.0)	12.9 (18.9)	16.5 (24.2)	23.7 (34.8)				
電子部品・デバイス・電子回路製造業	100.0	60.9 (100.0)	16.4 (26.8)	11.3 (18.6)	28.4 (46.6)				
電気機械器具製造業	100.0	71.5 (100.0)	21.5 (30.0)	13.8 (19.3)	27.5 (38.4)				
情報通信機械器具製造業	100.0	73.3 (100.0)	17.8 (24.3)	20.8 (28.3)	23.7 (32.4)				
情報通信機械器具製造業	100.0	68.9 (100.0)	20.7 (30.1)	15.5 (22.6)	26.5 (38.5)				
輸送用機械器具製造業	100.0	77.5 (100.0)	21.8 (28.1)	20.4 (26.4)	23.6 (30.5)				
電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	71.6 (100.0)	17.0 (23.7)	19.6 (27.3)	31.3 (43.7)				
情報通信業	100.0	69.7 (100.0)	20.4 (29.3)	20.5 (29.4)	26.4 (37.9)				
放送業	100.0	72.8 (100.0)	21.1 (29.0)	21.5 (29.6)	24.9 (34.3)				
情報サービス業	100.0	61.3 (100.0)	15.4 (25.1)	17.5 (28.6)	23.7 (38.7)				
インターネット・附随サービス業	100.0	69.5 (100.0)	20.2 (29.0)	20.8 (30.0)	27.2 (39.1)				
映像・音声・文字情報制作業	100.0	71.3 (100.0)	28.6 (40.1)	21.4 (30.0)	17.8 (25.0)				
運輸業	100.0	69.6 (100.0)	15.0 (21.5)	17.0 (24.4)	34.3 (49.2)				
（鉄道、道路、旅客運送業）	100.0	62.0 (100.0)	13.9 (22.4)	15.9 (25.7)	22.4 (36.2)				
（道路、水路、貨物運送業）	100.0	81.1 (100.0)	13.9 (17.2)	10.9 (13.4)	49.6 (61.2)				
（水路、航空運送業）	100.0	60.1 (100.0)	9.9 (16.4)	17.1 (28.5)	21.1 (35.0)				
倉庫業	100.0	57.6 (100.0)	14.9 (25.9)	17.8 (30.9)	14.4 (25.0)				
運輸に附帯するサービス業	100.0	36.7 (100.0)	7.4 (20.1)	5.9 (16.1)	17.2 (47.0)				
郵便業（信書便事業を含む）	100.0	66.5 (100.0)	20.7 (31.2)	19.3 (28.9)	24.3 (36.6)				
卸売業	100.0	63.5 (100.0)	7.7 (12.1)	10.0 (15.7)	37.4 (58.9)				
（繊維、飲食品その他卸売業）	100.0	70.2 (100.0)	16.6 (23.7)	13.0 (18.6)	31.8 (45.3)				
（各種商品の卸売業）	100.0	77.0 (100.0)	21.4 (27.8)	15.4 (20.0)	36.9 (47.9)				
（上記以外その他卸売業）	100.0	66.8 (100.0)	13.9 (20.7)	15.6 (23.4)	31.5 (47.1)				
（繊維、飲食品その他小売業）	100.0	63.6 (100.0)	11.2 (17.6)	26.0 (40.8)	14.4 (22.7)				
（各種商品の小売業）	100.0	77.2 (100.0)	13.3 (17.2)	22.4 (29.0)	32.8 (42.4)				
（機械器具の小売業）	100.0	63.5 (100.0)	11.2 (17.6)	26.0 (41.0)	14.2 (22.4)				
（各種商品の小売業）	100.0	68.5 (100.0)	15.2 (22.2)	10.4 (15.1)	40.2 (58.7)				
（各種商品の小売業）	100.0	62.1 (100.0)	14.9 (24.0)	8.1 (13.0)	34.7 (55.9)				
（各種商品の小売業）	100.0	69.6 (100.0)	15.5 (22.3)	21.7 (31.2)	24.8 (35.6)				
（各種商品の小売業）	100.0	67.4 (100.0)	29.1 (43.1)	16.9 (25.1)	19.0 (28.2)				
（各種商品の小売業）	100.0	59.0 (100.0)	14.9 (25.3)	21.4 (36.2)	19.6 (33.3)				
（各種商品の小売業）	100.0	70.4 (100.0)	9.2 (13.0)	4.5 (6.4)	55.2 (78.4)				
金融業、保険業	100.0	70.0 (100.0)	19.7 (28.2)	14.9 (21.3)	30.9 (44.2)				
不動産業、物品賃貸業	100.0	69.4 (100.0)	17.9 (25.9)	13.9 (20.0)	36.3 (52.4)				
（不動産業）	100.0	70.9 (100.0)	22.7 (32.0)	16.7 (23.5)	21.6 (30.5)				
（物品賃貸業）	100.0	62.3 (100.0)	20.8 (33.4)	17.6 (28.3)	21.3 (34.2)				
（物品賃貸業）	100.0	59.6 (100.0)	21.1 (35.5)	18.4 (30.9)	19.1 (32.1)				
（物品賃貸業）	100.0	68.6 (100.0)	20.0 (29.1)	15.9 (23.1)	26.3 (38.4)				
（物品賃貸業）	100.0	65.1 (100.0)	12.8 (19.6)	14.5 (22.3)	33.5 (51.5)				
（物品賃貸業）	100.0	51.6 (100.0)	16.1 (31.3)	9.8 (19.0)	22.4 (43.4)				
（物品賃貸業）	100.0	66.1 (100.0)	24.9 (37.7)	10.7 (16.2)	22.8 (34.5)				
（物品賃貸業）	100.0	49.5 (100.0)	14.8 (30.0)	9.7 (19.6)	22.3 (45.2)				
（物品賃貸業）	100.0	56.0 (100.0)	14.2 (25.4)	9.1 (16.2)	24.2 (43.3)				
（物品賃貸業）	100.0	54.1 (100.0)	17.2 (31.8)	8.8 (16.3)	16.8 (31.1)				
（物品賃貸業）	100.0	56.4 (100.0)	12.3 (21.8)	15.6 (27.7)	26.6 (47.1)				
（物品賃貸業）	100.0	56.7 (100.0)	13.4 (23.7)	7.7 (13.6)	26.8 (47.3)				
（物品賃貸業）	100.0	57.7 (100.0)	14.4 (25.0)	5.4 (9.4)	29.0 (50.3)				
（物品賃貸業）	100.0	50.0 (100.0)	6.8 (13.5)	23.6 (47.2)	11.4 (22.9)				

(単位: %)			
(禁煙場所の設定) (単一回答)		何も望む ことはない	不明
事業所の内部に空間的に 隔離されていない喫煙 場所(喫煙コーナー)を 設け、それ以外の場所は 禁煙にすること	左記以外の方法で、 事業所内の喫煙 可能場所と禁煙場所を 区分すること		
3.2 (5.1)	3.2 (5.2)	35.4	2.1
1.1 (1.7)	2.2 (3.2)	31.3	0.7
3.9 (5.3)	3.9 (5.3)	25.5	0.7
2.9 (4.5)	1.6 (2.5)	36.5	0.4
4.7 (7.4)	3.6 (5.7)	35.0	1.4
2.1 (3.6)	3.6 (5.9)	30.7	9.2
2.7 (5.7)	4.0 (8.3)	44.5	7.5
5.0 (9.3)	5.1 (9.5)	45.5	0.6
1.9 (2.5)	3.5 (4.6)	21.8	1.0
2.0 (2.9)	1.8 (2.7)	31.1	0.1
2.0 (3.4)	1.6 (2.7)	41.0	1.1
3.0 (4.4)	3.4 (5.0)	31.3	0.8
3.7 (6.1)	3.3 (5.3)	33.0	5.3
3.5 (6.1)	3.5 (6.0)	40.0	2.0
3.5 (6.0)	3.9 (6.6)	35.0	6.0
3.5 (6.1)	3.3 (5.8)	41.9	0.5
7.4 (13.5)	2.3 (4.3)	43.7	1.4
1.6 (3.5)	2.2 (4.9)	52.2	2.9
4.4 (6.9)	5.1 (7.9)	35.1	0.6
4.3 (7.0)	6.3 (10.3)	37.9	1.2
3.6 (5.6)	6.0 (9.2)	34.9	0.4
5.0 (7.3)	2.9 (4.3)	31.5	-
5.5 (8.2)	4.4 (6.6)	31.7	1.3
7.1 (12.1)	2.6 (4.4)	37.7	3.7
6.3 (11.5)	1.4 (2.5)	40.2	4.8
4.5 (7.1)	4.3 (6.8)	35.5	1.4
1.5 (2.9)	6.5 (12.5)	48.3	-
11.2 (17.9)	3.8 (6.0)	33.4	4.0
7.7 (18.3)	- (-)	58.1	-
9.7 (13.8)	3.6 (5.1)	28.8	1.2
4.3 (6.2)	3.5 (5.0)	30.4	0.7
5.9 (11.4)	1.6 (3.1)	46.3	2.1
3.1 (5.7)	3.6 (6.7)	43.7	2.2
4.4 (6.1)	1.5 (2.1)	27.7	0.6
2.8 (4.0)	3.2 (4.7)	30.8	0.8
2.2 (3.1)	4.4 (6.2)	28.8	0.7
3.9 (5.3)	4.3 (5.9)	27.6	-
8.7 (11.6)	5.2 (6.9)	24.9	-
5.6 (8.6)	7.8 (11.9)	34.1	0.5
5.2 (7.6)	2.7 (3.9)	32.1	-
4.1 (5.6)	6.4 (9.0)	27.1	1.0
6.2 (10.0)	10.6 (17.0)	36.9	0.6
5.2 (7.2)	5.0 (7.0)	27.9	0.4
3.9 (5.6)	3.6 (5.2)	30.0	1.1
9.2 (13.4)	5.9 (8.7)	31.1	0.7
1.4 (2.3)	3.5 (5.7)	39.1	-
4.6 (6.5)	4.1 (5.8)	27.4	1.1
5.7 (7.8)	5.3 (7.2)	26.7	-
1.2 (1.7)	5.0 (7.2)	30.5	0.6
5.9 (7.6)	5.7 (7.4)	22.5	-
1.2 (1.6)	2.6 (3.6)	27.6	0.7
0.3 (0.4)	2.1 (3.0)	29.8	0.5
0.6 (0.9)	4.5 (6.2)	25.1	2.2
3.3 (5.3)	1.4 (2.3)	38.7	-
- (-)	1.3 (1.9)	30.5	-
- (-)	3.5 (4.9)	25.8	2.9
- (-)	3.4 (4.9)	30.4	-
5.6 (9.0)	4.2 (6.7)	37.2	0.8
5.2 (6.4)	1.5 (1.9)	18.9	-
6.7 (11.2)	5.3 (8.9)	37.8	2.1
6.2 (10.7)	4.4 (7.6)	42.4	-
2.1 (5.7)	4.1 (11.2)	62.4	1.0
0.3 (0.5)	1.9 (2.8)	33.5	-
5.1 (8.0)	3.3 (5.2)	33.5	3.0
3.6 (5.2)	5.2 (7.3)	27.9	1.9
2.3 (3.0)	1.0 (1.2)	20.8	2.1
4.0 (5.9)	1.9 (2.8)	33.1	0.1
9.2 (14.4)	2.8 (4.5)	36.4	-
5.6 (7.2)	3.2 (4.2)	22.8	-
9.2 (14.6)	2.8 (4.5)	36.5	-
1.3 (1.9)	1.4 (2.1)	31.4	0.1
1.3 (2.1)	3.1 (5.1)	36.6	1.3
1.7 (2.4)	5.9 (8.4)	30.4	-
0.5 (0.7)	1.9 (2.8)	32.6	-
1.4 (2.4)	1.7 (2.8)	40.1	0.9
1.6 (2.2)	- (-)	29.6	-
1.8 (2.6)	2.6 (3.7)	29.9	0.1
1.2 (1.8)	- (-)	30.6	-
2.8 (4.0)	7.1 (10.0)	28.7	0.3
- (-)	2.6 (4.1)	32.6	5.1
- (-)	0.9 (1.6)	34.6	5.8
- (-)	6.4 (9.4)	27.8	3.5
4.1 (6.4)	0.2 (0.2)	31.9	3.0
1.3 (2.5)	2.0 (3.8)	47.5	0.9
4.3 (6.5)	3.4 (5.1)	33.1	0.9
0.9 (1.7)	1.8 (3.6)	49.7	0.9
3.2 (5.6)	5.3 (9.4)	43.7	0.3
6.1 (11.4)	5.1 (9.4)	45.1	0.8
1.9 (3.4)	- (-)	43.6	-
2.2 (3.9)	6.5 (11.5)	43.1	0.2
2.4 (4.2)	6.4 (11.1)	42.3	-
0.7 (1.4)	7.5 (15.1)	48.6	1.4

第2表－4 職場に望む受動喫煙防止対策（禁煙場所の設定）別労働者割合（2-2）

区 分	労働者計	職場に望む受動喫煙防止対策							
		受動喫煙防止対策の うち、禁煙場所の設定 として職場に望むこと がある		屋外を含めた事業所 敷地内全体を禁煙に すること		事業所の建物内全体 （執務室、会議室、 食堂、休憩室、商談室 等含む）を禁煙とし、 屋外のみ喫煙可能 とすること		事業所の内部に空間的に 隔離された喫煙場所 （喫煙室）を設け、 それ以外の場所は 禁煙にすること	
教育・学習支援事業	100.0	55.5	(100.0)	21.5	(38.7)	9.9	(17.9)	20.6	(37.0)
医療・福祉事業	100.0	57.4	(100.0)	22.8	(39.7)	17.4	(30.2)	13.4	(23.3)
複合サービス事業	100.0	76.3	(100.0)	16.7	(21.8)	19.5	(25.6)	30.2	(39.6)
郵便局	100.0	77.4	(100.0)	18.8	(24.3)	17.7	(22.9)	31.2	(40.3)
協同組合（他に分類されないもの）	100.0	74.4	(100.0)	12.9	(17.3)	22.8	(30.6)	28.6	(38.4)
サービス業（他に分類されないもの）	100.0	60.6	(100.0)	12.1	(20.0)	14.8	(24.4)	27.7	(45.6)
（対事業所サービス業）	100.0	60.2	(100.0)	11.6	(19.3)	14.4	(24.0)	28.6	(47.6)
職業紹介・労働者派遣事業	100.0	55.4	(100.0)	9.9	(17.9)	19.0	(34.3)	24.9	(45.0)
その他の事業サービス業	100.0	61.7	(100.0)	12.1	(19.7)	13.1	(21.2)	29.8	(48.3)
（対個人サービス業）	100.0	67.0	(100.0)	10.8	(16.1)	19.2	(28.6)	29.2	(43.6)
自動車整備業	100.0	58.6	(100.0)	10.2	(17.4)	11.3	(19.3)	29.1	(49.7)
機械等修理業（別掲を除く）	100.0	72.4	(100.0)	11.2	(15.5)	24.2	(33.4)	29.3	(40.4)
（対社会的サービス業）	100.0	60.2	(100.0)	16.2	(26.9)	15.1	(25.1)	20.4	(34.0)
廃棄物処理業	100.0	56.0	(100.0)	13.8	(24.7)	9.7	(17.3)	20.1	(35.9)
政治・経済・文化団体	100.0	63.7	(100.0)	14.7	(23.1)	23.7	(37.1)	22.5	(35.3)
宗教	100.0	56.7	(100.0)	15.7	(27.7)	9.2	(16.2)	23.2	(40.9)
その他のサービス業	100.0	82.1	(100.0)	40.2	(49.0)	28.6	(34.8)	10.6	(13.0)
（年齢階級）									
20歳未満	100.0	73.7	(100.0)	26.5	(36.0)	10.8	(14.7)	24.3	(32.9)
20～29歳	100.0	59.5	(100.0)	12.6	(21.1)	15.1	(25.4)	27.9	(46.8)
30～39歳	100.0	64.0	(100.0)	15.9	(24.9)	16.0	(24.9)	26.6	(41.5)
40～49歳	100.0	62.8	(100.0)	15.7	(25.0)	15.9	(25.4)	24.5	(39.0)
50～59歳	100.0	63.4	(100.0)	19.7	(31.0)	14.7	(23.1)	21.7	(34.2)
60歳以上	100.0	59.3	(100.0)	18.4	(31.0)	12.2	(20.6)	19.5	(32.9)
60～64歳	100.0	63.8	(100.0)	19.4	(30.4)	13.2	(20.7)	23.3	(36.5)
65歳以上	100.0	52.8	(100.0)	16.9	(32.0)	10.8	(20.5)	14.0	(26.6)
（性別）									
男	100.0	62.3	(100.0)	15.5	(24.9)	13.3	(21.3)	25.9	(41.5)
20歳未満	100.0	74.9	(100.0)	40.2	(53.7)	13.0	(17.4)	13.9	(18.6)
20～29歳	100.0	57.8	(100.0)	10.2	(17.7)	11.6	(20.0)	31.8	(55.1)
30～39歳	100.0	60.0	(100.0)	12.8	(21.4)	14.2	(23.6)	25.8	(42.9)
40～49歳	100.0	62.2	(100.0)	15.8	(25.3)	12.8	(20.6)	26.1	(42.0)
50～59歳	100.0	65.7	(100.0)	17.5	(26.6)	13.7	(20.8)	24.9	(37.9)
60歳以上	100.0	67.3	(100.0)	23.9	(35.6)	14.0	(20.7)	20.1	(29.9)
60～64歳	100.0	65.2	(100.0)	25.5	(39.1)	12.8	(19.7)	20.8	(31.9)
65歳以上	100.0	71.3	(100.0)	21.1	(29.6)	16.0	(22.5)	18.9	(26.5)
（性別）									
女	100.0	62.7	(100.0)	17.6	(28.1)	18.0	(28.7)	22.5	(36.0)
20歳未満	100.0	72.3	(100.0)	10.2	(14.2)	8.2	(11.3)	36.6	(50.6)
20～29歳	100.0	61.0	(100.0)	14.7	(24.1)	18.3	(30.0)	24.3	(39.8)
30～39歳	100.0	71.1	(100.0)	21.4	(30.1)	19.1	(26.9)	28.0	(39.4)
40～49歳	100.0	63.6	(100.0)	15.5	(24.4)	20.5	(32.3)	22.1	(34.7)
50～59歳	100.0	60.1	(100.0)	22.8	(37.9)	16.1	(26.7)	17.1	(28.4)
60歳以上	100.0	45.7	(100.0)	8.9	(19.4)	9.3	(20.4)	18.5	(40.5)
60～64歳	100.0	60.8	(100.0)	5.8	(9.5)	14.0	(23.0)	28.9	(47.5)
65歳以上	100.0	30.7	(100.0)	11.9	(38.7)	4.7	(15.3)	8.2	(26.9)
（就業形態）									
正社員	100.0	63.6	(100.0)	16.2	(25.5)	15.8	(24.9)	25.3	(39.8)
契約社員	100.0	61.0	(100.0)	16.8	(27.5)	12.4	(20.3)	24.1	(39.5)
パート・タイム労働者	100.0	57.3	(100.0)	16.8	(29.3)	13.1	(22.8)	21.3	(37.2)
臨時・日雇労働者	100.0	53.9	(100.0)	24.9	(46.2)	1.6	(3.0)	27.2	(50.4)
派遣労働者	100.0	65.4	(100.0)	17.4	(26.7)	20.4	(31.2)	18.6	(28.4)
（職種）									
管理的職業従事者	100.0	61.1	(100.0)	16.3	(26.7)	12.8	(20.9)	25.2	(41.2)
専門的・技術的職業従事者	100.0	65.3	(100.0)	20.5	(31.4)	16.7	(25.5)	23.9	(36.6)
事務職	100.0	65.8	(100.0)	18.8	(28.5)	19.6	(29.8)	22.5	(34.2)
販売従事者	100.0	69.5	(100.0)	20.0	(28.7)	12.3	(17.7)	29.8	(42.9)
サービス職業従事者	100.0	56.8	(100.0)	11.6	(20.5)	12.9	(22.7)	27.0	(47.5)
サービス職業従事者（介護サービス職業従事者及び保健医療サービス職業従事者を除く）	100.0	55.3	(100.0)	10.0	(18.0)	7.9	(14.4)	31.4	(56.9)
介護サービス職業従事者及び保健医療サービス職業従事者	100.0	60.5	(100.0)	15.6	(25.7)	24.4	(40.4)	16.6	(27.5)
生産工程従事者	100.0	58.2	(100.0)	10.5	(18.0)	13.2	(22.7)	25.2	(43.3)
輸送・機械運転従事者	100.0	54.7	(100.0)	9.4	(17.2)	13.7	(25.1)	21.2	(38.7)
建設・採掘従事者	100.0	57.9	(100.0)	2.7	(4.7)	21.3	(36.8)	23.1	(39.9)
運搬・清掃・包装等従事者	100.0	55.8	(100.0)	16.5	(29.5)	15.9	(28.5)	12.9	(23.1)
上記に該当しない職種	100.0	60.8	(100.0)	19.6	(32.3)	8.1	(13.3)	22.4	(36.8)
（職場での喫煙の有無）									
喫煙する	100.0	56.2	(100.0)	2.1	(3.7)	10.2	(18.1)	31.9	(56.8)
喫煙しない	100.0	64.6	(100.0)	21.2	(32.8)	16.9	(26.2)	22.0	(34.1)
不明	100.0	51.2	(100.0) *	29.9	(58.3) *	7.7	(15.0) *	1.8	(3.5) *
（職場での受動喫煙の有無）									
あ	100.0	69.6	(100.0)	16.6	(23.9)	15.2	(21.9)	27.6	(39.6)
ほとん	100.0	69.4	(100.0)	11.6	(16.7)	13.1	(18.9)	29.7	(42.9)
とんど毎日あ	100.0	69.8	(100.0)	19.8	(28.4)	16.5	(23.7)	26.2	(37.5)
るとききあ	100.0	59.2	(100.0)	16.5	(27.9)	15.6	(26.4)	22.8	(38.5)
ない	100.0	43.0	(100.0)	7.7	(17.9)	1.8	(4.3)	26.1	(60.8)
不明	100.0								
（職場での喫煙に関して不快に感じること、体調が悪くなることの有無）									
あ	100.0	83.3	(100.0)	33.9	(40.6)	19.5	(23.5)	23.1	(27.8)
よくあ	100.0	94.1	(100.0)	56.4	(59.9)	19.3	(20.5)	13.5	(14.4)
たまにあ	100.0	79.9	(100.0)	26.7	(33.5)	19.6	(24.5)	26.1	(32.7)
ない	100.0	58.0	(100.0)	12.5	(21.6)	14.4	(24.9)	24.7	(42.7)
不明	100.0	40.5	(100.0)	3.3	(8.2)	3.6	(8.8)	29.2	(72.0)

(禁煙場所の設定) (単一回答)					何も望む ことはない	不明
事業所の内部に空間的に 隔離されていない喫煙 場所(喫煙コーナー)を 設け、それ以外の場所は 禁煙にすること		左記以外の方法で、 事業所内の喫煙 可能場所と禁煙場所を 区分すること				
0.9	(1.7)	2.6	(4.7)	43.0	1.5	
0.9	(1.6)	3.0	(5.1)	34.1	8.5	
6.1	(7.9)	3.8	(5.0)	23.3	0.3	
6.8	(8.7)	3.0	(3.8)	22.6	-	
4.8	(6.4)	5.4	(7.2)	24.7	0.9	
1.6	(2.6)	4.5	(7.3)	37.7	1.6	
1.1	(1.8)	4.4	(7.4)	38.2	1.6	
1.6	(2.8)	-	(-)	44.6	-	
1.0	(1.5)	5.7	(9.3)	36.3	2.0	
2.7	(4.0)	5.1	(7.7)	31.1	1.9	
1.4	(2.4)	6.5	(11.2)	40.5	0.9	
3.4	(4.8)	4.3	(5.9)	25.1	2.5	
4.2	(7.0)	4.3	(7.1)	37.9	1.9	
6.8	(12.1)	5.6	(10.0)	41.2	2.8	
1.2	(1.8)	1.6	(2.6)	35.0	1.3	
1.9	(3.4)	6.7	(11.7)	42.6	0.7	
1.2	(1.4)	1.5	(1.8)	17.9	-	
6.0	(8.2)	6.1	(8.2)	26.3	-	
2.0	(3.4)	1.9	(3.1)	39.9	0.7	
2.6	(4.1)	2.9	(4.6)	35.1	0.8	
3.5	(5.5)	3.2	(5.2)	34.2	3.0	
4.2	(6.6)	3.3	(5.1)	35.7	0.8	
2.9	(4.8)	6.3	(10.6)	32.0	8.7	
2.9	(4.5)	5.1	(7.9)	34.5	1.6	
2.8	(5.4)	8.1	(15.4)	28.3	19.0	
4.0	(6.4)	3.7	(5.9)	35.9	1.8	
-	(-)	7.7	(10.3)	25.1	-	
2.0	(3.4)	2.2	(3.8)	41.8	0.4	
3.2	(5.4)	4.1	(6.8)	39.6	0.4	
4.2	(6.7)	3.4	(5.4)	33.7	4.1	
6.3	(9.5)	3.5	(5.3)	33.4	0.9	
3.1	(4.6)	6.2	(9.2)	30.9	1.7	
2.1	(3.1)	4.0	(6.2)	33.1	1.7	
5.1	(7.2)	10.2	(14.3)	26.9	1.8	
2.0	(3.1)	2.6	(4.1)	34.7	2.6	
13.2	(18.2)	4.1	(5.7)	27.7	-	
2.1	(3.5)	1.6	(2.6)	38.1	0.9	
1.6	(2.2)	1.0	(1.4)	27.2	1.6	
2.4	(3.8)	3.1	(4.8)	35.0	1.4	
1.2	(2.0)	3.0	(5.0)	39.1	0.8	
2.4	(5.3)	6.5	(14.3)	33.8	20.6	
4.7	(7.8)	7.4	(12.1)	37.7	1.4	
0.2	(0.5)	5.7	(18.7)	29.9	39.4	
3.3	(5.2)	2.9	(4.6)	33.9	2.5	
3.8	(6.3)	3.9	(6.4)	38.1	0.9	
1.8	(3.1)	4.3	(7.5)	42.1	0.7	
0.1	(0.2)	0.1	(0.2)	37.8	8.3	
5.0	(7.7)	4.0	(6.1)	33.1	1.5	
3.8	(6.3)	3.0	(4.9)	28.4	10.5	
2.2	(3.3)	2.1	(3.2)	34.2	0.5	
2.8	(4.2)	2.2	(3.3)	33.2	0.9	
5.3	(7.6)	2.1	(3.0)	30.2	0.3	
1.0	(1.8)	4.3	(7.6)	42.2	1.0	
1.4	(2.6)	4.5	(8.2)	43.9	0.8	
0.0	(0.1)	3.8	(6.4)	38.2	1.3	
5.1	(8.8)	4.2	(7.2)	41.4	0.4	
5.8	(10.7)	4.5	(8.3)	44.4	0.9	
3.6	(6.2)	7.2	(12.4)	41.6	0.5	
6.0	(10.8)	4.6	(8.2)	40.9	3.2	
1.9	(3.2)	8.8	(14.5)	36.5	2.7	
3.1	(4.9)	3.1	(4.9)	35.4	1.1	
2.7	(4.6)	2.0	(3.5)	40.6	1.5	
3.0	(5.0)	2.2	(3.6)	38.9	0.8	
2.3	(3.6)	3.6	(5.8)	34.3	3.1	
3.9	(6.0)	3.8	(5.9)	33.0	2.4	
6.5	(11.6)	5.5	(9.9)	42.7	1.1	
2.0	(3.1)	2.4	(3.8)	33.0	2.4	
7.4	(14.4) *	4.5	(8.8) *	19.7	29.1	
5.4	(7.8)	4.8	(6.9)	29.6	0.7	
8.9	(12.8)	6.1	(8.7)	29.6	1.0	
3.2	(4.6)	4.0	(5.7)	29.6	0.5	
1.8	(3.1)	2.5	(4.1)	39.1	1.7	
6.3	(14.7)	1.0	(2.4)	20.9	36.1	
3.0	(3.6)	3.8	(4.6)	16.3	0.4	
1.3	(1.4)	3.5	(3.8)	5.4	0.6	
3.5	(4.4)	3.9	(4.9)	19.8	0.3	
3.2	(5.6)	3.1	(5.4)	40.3	1.7	
1.9	(4.8)	2.5	(6.2)	15.2	44.3	

第2表－5 職場に望む受動喫煙防止対策（禁煙場所の設定以外）別労働者割合(2-1)

区 分	労働者計	職場に望む受動喫煙						
		受動喫煙防止対策のうち、禁煙場所の設定以外で職場に望むことがある	喫煙可能区域を事業所内に掲示等して周知すること	喫煙可能区域において、たばこの煙を低減する装置（空気清浄装置）を設置すること	喫煙可能区域において、一定以上の換気（粉じん濃度0.15 mg／立方メートル以下に維持又は換気量が70.3×（喫煙席数）立方m／時間以上）を実施すること	喫煙可能区域において、一定以上の換気（粉じん濃度0.15 mg／立方メートル以下に維持又は換気量が70.3×（喫煙席数）立方m／時間以上）を実施すること	喫煙可能区域において、一定以上の換気（粉じん濃度0.15 mg／立方メートル以下に維持又は換気量が70.3×（喫煙席数）立方m／時間以上）を実施すること	喫煙可能区域において、一定以上の換気（粉じん濃度0.15 mg／立方メートル以下に維持又は換気量が70.3×（喫煙席数）立方m／時間以上）を実施すること
合 計	100.0	55.8 (100.0)	29.1 (52.1)	26.6 (47.6)	11.0 (19.7)	19.6		
（ 企 業 規 模 ）								
5,000人以上	100.0	63.5 (100.0)	34.9 (54.9)	32.6 (51.3)	15.4 (24.3)	25.4		
1,000～4,999人	100.0	66.5 (100.0)	32.4 (48.8)	36.4 (54.8)	15.5 (23.3)	29.0		
300～999人	100.0	57.6 (100.0)	30.5 (53.1)	29.3 (50.9)	12.6 (21.9)	18.8		
100～299人	100.0	56.0 (100.0)	28.3 (50.6)	26.5 (47.3)	8.7 (15.5)	19.3		
50～99人	100.0	52.9 (100.0)	25.9 (49.0)	23.2 (43.8)	6.0 (11.3)	17.8		
30～49人	100.0	42.9 (100.0)	21.6 (50.4)	15.3 (35.5)	7.0 (16.3)	10.3		
10～29人	100.0	44.1 (100.0)	23.8 (54.0)	16.1 (36.4)	7.1 (16.2)	12.0		
（ 事 業 所 規 模 ）								
1,000人以上	100.0	74.0 (100.0)	39.5 (53.3)	39.0 (52.7)	20.0 (27.1)	31.6		
500～999人	100.0	69.4 (100.0)	34.6 (49.8)	35.1 (50.6)	16.6 (24.0)	27.8		
300～499人	100.0	54.3 (100.0)	29.3 (54.0)	30.1 (55.4)	17.5 (32.3)	27.0		
100～299人	100.0	61.6 (100.0)	30.3 (49.1)	30.5 (49.6)	11.9 (19.4)	22.4		
50～99人	100.0	52.8 (100.0)	27.6 (52.3)	24.9 (47.2)	9.8 (18.5)	20.3		
10～49人	100.0	50.3 (100.0)	26.9 (53.5)	22.0 (43.8)	8.0 (15.9)	14.1		
30～49人	100.0	50.1 (100.0)	24.4 (48.7)	27.7 (55.3)	12.2 (24.4)	16.8		
10～29人	100.0	50.3 (100.0)	27.8 (55.3)	19.8 (39.3)	6.3 (12.6)	13.1		
（ 産 業 ）								
農業、林業（林業に限る。）	100.0	49.9 (100.0)	23.0 (46.1)	8.7 (17.5)	3.4 (6.8)	11.3		
農業、採石業、砂利採取業	100.0	43.6 (100.0)	22.8 (52.2)	21.0 (48.1)	6.4 (14.8)	12.6		
建設業	100.0	62.9 (100.0)	33.2 (52.7)	21.7 (34.6)	8.8 (14.0)	12.7		
総合工事業（設備工事業を除く）	100.0	65.1 (100.0)	31.0 (47.6)	25.2 (38.7)	7.5 (11.6)	14.0		
職別工事業（設備工事業を除く）	100.0	59.3 (100.0)	28.6 (48.2)	16.5 (27.8)	4.0 (6.7)	10.0		
製造業	100.0	61.6 (100.0)	38.2 (62.0)	19.4 (31.4)	12.6 (20.5)	12.2		
（消費関連製造業）	100.0	62.3 (100.0)	32.4 (52.1)	31.4 (50.4)	11.5 (18.5)	23.0		
食料品製造業、飲料・たばこ・飼料製造業	100.0	52.4 (100.0)	25.7 (49.1)	21.1 (40.3)	6.7 (12.7)	19.1		
繊維・縫製業	100.0	47.3 (100.0)	22.0 (46.6)	15.3 (32.5)	5.1 (10.8)	15.7		
家具・装備品製造業	100.0	53.8 (100.0)	28.1 (52.3)	27.0 (50.1)	9.2 (17.1)	18.9		
印刷・装備品製造業	100.0	52.3 (100.0)	22.5 (43.0)	18.4 (35.3)	7.2 (13.7)	13.8		
印刷・装備品製造業	100.0	64.0 (100.0)	34.2 (53.5)	31.2 (48.7)	10.8 (16.8)	28.5		
なめし革・同製品・毛皮製造業	100.0	28.6 (100.0)	6.4 (22.5)	13.0 (45.4)	4.1 (14.2)	9.0		
その他の製造業	100.0	60.7 (100.0)	31.0 (51.0)	29.7 (48.9)	4.7 (7.7)	24.5		
（非金属系素材関連製造業）	100.0	66.5 (100.0)	31.4 (47.2)	35.2 (53.0)	10.6 (16.0)	25.8		
木材・木製品製造業（家具を除く）	100.0	44.9 (100.0)	23.1 (51.3)	19.8 (44.0)	5.1 (11.2)	14.1		
パルプ・紙・紙加工品製造業	100.0	49.6 (100.0)	22.0 (44.5)	31.6 (63.7)	6.8 (13.8)	19.0		
化学工業	100.0	69.4 (100.0)	30.9 (44.6)	44.4 (64.0)	17.1 (24.6)	36.0		
石油製品・石炭製品製造業	100.0	61.3 (100.0)	30.2 (49.3)	38.1 (62.1)	17.0 (27.7)	34.4		
プラスチック製品製造業（別掲を除く）	100.0	73.4 (100.0)	30.9 (42.2)	32.5 (44.3)	7.4 (10.1)	26.3		
ゴム製品製造業	100.0	64.6 (100.0)	40.6 (62.9)	28.7 (44.4)	11.0 (17.1)	18.0		
窯業・土石製品製造業	100.0	68.9 (100.0)	38.1 (55.3)	34.6 (50.2)	9.0 (13.1)	18.8		
（金属系素材関連製造業）	100.0	61.0 (100.0)	32.0 (52.5)	29.9 (49.1)	12.7 (20.8)	20.5		
鉄・鉄鋼製品製造業	100.0	68.2 (100.0)	32.2 (47.3)	32.1 (47.0)	12.9 (18.9)	27.1		
非鉄金属製品製造業	100.0	62.4 (100.0)	27.9 (44.6)	31.7 (50.8)	7.7 (12.3)	24.3		
（機械関連製造業）	100.0	57.2 (100.0)	33.0 (57.7)	28.5 (49.8)	13.9 (24.3)	16.2		
はん用機械器具製造業	100.0	66.4 (100.0)	37.0 (55.8)	35.9 (54.1)	14.6 (21.9)	24.6		
生産用機械器具製造業	100.0	65.7 (100.0)	37.7 (57.4)	36.4 (55.5)	13.1 (19.9)	25.6		
業務用機械器具製造業	100.0	61.3 (100.0)	41.5 (67.7)	28.4 (46.4)	15.5 (25.4)	20.3		
電子部品・デバイス・電子回路製造業	100.0	60.1 (100.0)	27.8 (46.3)	34.6 (57.6)	15.7 (26.2)	23.2		
電気機械器具製造業	100.0	64.1 (100.0)	31.8 (49.6)	38.9 (60.7)	16.2 (25.3)	27.8		
情報通信機械器具製造業	100.0	69.7 (100.0)	35.7 (51.2)	35.2 (50.5)	14.7 (21.0)	23.5		
情報通信機械器具製造業	100.0	70.5 (100.0)	36.7 (52.0)	37.3 (52.9)	14.2 (20.2)	29.2		
輸送用機械器具製造業	100.0	69.2 (100.0)	40.7 (58.8)	38.2 (55.1)	13.5 (19.4)	24.5		
電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	69.0 (100.0)	27.2 (39.4)	35.4 (51.3)	14.4 (20.9)	32.4		
情報通信業	100.0	67.4 (100.0)	32.4 (48.0)	37.0 (55.0)	19.2 (28.4)	32.3		
放送業	100.0	67.4 (100.0)	42.1 (62.4)	43.3 (64.3)	20.8 (30.9)	36.7		
情報サービス業	100.0	57.8 (100.0)	23.1 (39.9)	39.1 (67.6)	15.2 (26.3)	29.6		
インターネット附随サービス業	100.0	67.8 (100.0)	28.3 (41.7)	33.6 (49.5)	16.9 (25.0)	30.3		
映像・音声・文字情報制作業	100.0	76.7 (100.0)	46.4 (60.5)	49.0 (63.9)	31.0 (40.4)	38.0		
映像・音声・文字情報制作業	100.0	60.2 (100.0)	41.2 (68.5)	40.5 (67.3)	25.5 (42.3)	37.1		
運輸業	100.0	47.8 (100.0)	22.5 (47.0)	21.1 (44.1)	5.1 (10.6)	17.9		
鉄道業	100.0	76.3 (100.0)	32.5 (42.6)	50.2 (65.9)	14.5 (19.0)	41.7		
道路客貨運送業	100.0	52.6 (100.0)	23.7 (45.2)	26.2 (49.8)	2.7 (5.1)	15.9		
水道業	100.0	36.1 (100.0)	16.9 (46.9)	10.1 (28.0)	1.9 (5.2)	9.8		
航空運送業	100.0	52.4 (100.0)	16.3 (31.2)	30.6 (58.4)	11.6 (22.2)	23.9		
倉庫業	100.0	66.0 (100.0)	24.3 (36.8)	31.8 (48.2)	20.3 (30.8)	24.2		
運輸に附帯するサービス業	100.0	63.0 (100.0)	32.0 (50.8)	39.4 (62.4)	10.7 (17.0)	28.0		
郵便業（信書便事業を含む）	100.0	60.0 (100.0)	31.4 (52.3)	26.8 (44.7)	8.1 (13.5)	31.3		
卸売業	100.0	71.6 (100.0)	38.6 (54.0)	45.3 (63.3)	17.8 (24.9)	37.0		
（繊維・飲食品その他卸売業）	100.0	54.9 (100.0)	28.2 (51.4)	29.8 (54.3)	10.9 (19.9)	17.9		
各種商売業	100.0	51.3 (100.0)	31.4 (61.2)	21.0 (41.0)	8.2 (16.0)	17.3		
上記以外品の卸売業	100.0	71.7 (100.0)	44.3 (61.8)	36.2 (50.4)	23.0 (32.1)	29.4		
（織物・飲食品その他小売業）	100.0	51.0 (100.0)	31.2 (61.2)	20.8 (40.8)	8.0 (15.7)	17.2		
各種商売業	100.0	56.7 (100.0)	26.6 (46.8)	34.3 (60.5)	12.3 (21.7)	18.1		
上記以外品の小売業	100.0	53.0 (100.0)	27.4 (51.7)	31.5 (59.5)	12.1 (22.9)	26.6		
各種機械器具の小売業	100.0	56.8 (100.0)	26.3 (46.3)	34.3 (60.5)	8.8 (15.5)	23.9		
その他の生活関連サービス業	100.0	53.1 (100.0)	29.1 (54.7)	15.2 (28.6)	10.4 (19.6)	10.6		
無記名小売業	100.0	49.0 (100.0)	26.4 (53.9)	30.6 (62.4)	14.3 (29.3)	23.5		
上記以外小売業	100.0	59.5 (100.0)	25.5 (42.7)	43.4 (72.9)	13.8 (23.2)	18.5		
金融業、保険業	100.0	63.7 (100.0)	31.8 (49.9)	31.0 (48.7)	13.4 (21.0)	30.1		
保険業	100.0	67.8 (100.0)	35.6 (52.4)	31.9 (47.0)	14.0 (20.7)	31.7		
不動産業、物品賃貸業	100.0	56.5 (100.0)	25.2 (44.6)	29.5 (52.2)	12.3 (21.7)	27.4		
不動産業	100.0	55.8 (100.0)	23.4 (42.0)	35.0 (62.7)	16.2 (29.0)	31.0		
物品賃貸業	100.0	53.2 (100.0)	20.4 (38.4)	30.7 (57.8)	16.0 (30.0)	34.8		
学術研究、専門・技術サービス業	100.0	61.9 (100.0)	30.4 (49.2)	45.0 (72.7)	16.6 (26.9)	21.9		
宿泊業、飲食サービス業	100.0	62.4 (100.0)	26.5 (42.5)	31.7 (50.9)	15.2 (24.4)	26.9		
宿泊業	100.0	45.2 (100.0)	29.4 (64.9)	19.3 (42.6)	7.1 (15.7)	11.5		
飲食サービス業	100.0	50.9 (100.0)	27.4 (53.8)	26.5 (52.0)	7.7 (15.2)	30.0		
生活関連サービス業、娯楽業	100.0	44.4 (100.0)	29.6 (66.8)	18.2 (41.0)	7.0 (15.8)	8.8		
洗濯・美容・浴場業	100.0	51.4 (100.0)	28.3 (55.1)	24.5 (47.7)	9.0 (17.5)	20.5		
その他の生活関連サービス業	100.0	45.7 (100.0)	20.1 (44.0)	15.6 (34.2)	5.3 (11.6)	23.3		
娯楽業（ゴルフ場除く。）	100.0	53.2 (100.0)	22.6 (42.5)	35.6 (67.0)	14.4 (27.1)	26.4		
娯楽業	100.0	53.4 (100.0)	33.0 (61.9)	25.7 (48.2)	9.3 (17.5)	18.0		
ゴルフ場	100.0	54.8 (100.0)	34.2 (62.3)	26.5 (48.3)	9.3 (17.0)	19.2		
ゴルフ場	100.0	43.0 (100.0)	24.8 (57.7)	20.4 (47.3)	9.2 (21.3)	10.3		

防止対策（禁煙場所の設定以外）（複数回答）											何も望む ことはない	不明
区域に設 器（屋外 、空気清 ）を定期 テナンス こと	喫煙室の出入口の気流 又は浮遊粉じん濃度、 一酸化炭素濃度等を 定期的に測定すること	定期的に受動喫煙防止 対策に関する研修を開催 又は外部の説明会に 安全衛生担当者等が 参加すること	喫煙者に対する健康指導 （たばこの害に対する 教育や禁煙指導）を 実施すること	喫煙可能な時間の制限 （禁煙タイムの設定な ど）を実施すること	左記以外で何らかの 対策を実施すること							
（ 35.0）	7.7	（ 13.8）	5.8	（ 10.4）	15.3	（ 27.5）	12.6	（ 22.5）	4.3	（ 7.7）	41.2	2.9
（ 39.9）	11.9	（ 18.8）	8.9	（ 14.0）	21.0	（ 33.1）	15.6	（ 24.6）	3.9	（ 6.1）	35.5	1.0
（ 43.7）	12.1	（ 18.2）	7.8	（ 11.7）	17.2	（ 25.9）	14.6	（ 21.9）	5.8	（ 8.7）	32.5	1.1
（ 32.6）	8.3	（ 14.4）	4.7	（ 8.1）	12.0	（ 20.9）	13.0	（ 22.6）	3.5	（ 6.2）	41.4	1.0
（ 34.5）	6.3	（ 11.2）	6.1	（ 10.9）	14.6	（ 26.0）	10.6	（ 19.0）	4.8	（ 8.5）	41.4	2.5
（ 33.5）	3.3	（ 6.3）	4.0	（ 7.6）	11.8	（ 22.4）	13.8	（ 26.2）	2.8	（ 5.3）	36.7	10.3
（ 24.1）	2.8	（ 6.5）	2.9	（ 6.7）	11.4	（ 26.5）	10.7	（ 25.0）	3.7	（ 8.6）	49.2	7.9
（ 27.3）	4.8	（ 10.9）	4.0	（ 9.0）	15.5	（ 35.1）	8.6	（ 19.5）	5.5	（ 12.4）	53.4	2.5
（ 42.7）	16.6	（ 22.4）	10.9	（ 14.7）	24.6	（ 33.2）	16.6	（ 22.4）	5.0	（ 6.7）	25.4	0.6
（ 40.1）	17.2	（ 24.7）	9.4	（ 13.5）	20.0	（ 28.8）	18.6	（ 26.9）	4.9	（ 7.1）	30.3	0.3
（ 49.7）	10.0	（ 18.4）	6.2	（ 11.4）	15.9	（ 29.3）	12.3	（ 22.6）	2.6	（ 4.8）	42.8	2.9
（ 36.3）	8.9	（ 14.4）	8.1	（ 13.2）	16.1	（ 26.1）	10.9	（ 17.6）	4.3	（ 7.1）	36.3	2.0
（ 38.5）	7.7	（ 14.6）	4.7	（ 8.9）	14.2	（ 26.9）	12.7	（ 24.0）	4.5	（ 8.5）	41.0	6.3
（ 28.1）	4.3	（ 8.6）	3.9	（ 7.8）	13.4	（ 26.6）	12.0	（ 23.9）	4.3	（ 8.5）	47.0	2.8
（ 33.4）	5.6	（ 11.1）	4.7	（ 9.4）	12.3	（ 24.5）	11.1	（ 22.1）	2.6	（ 5.1）	43.9	6.0
（ 26.0）	3.9	（ 7.7）	3.6	（ 7.2）	13.8	（ 27.4）	12.3	（ 24.5）	4.9	（ 9.8）	48.2	1.5
（ 22.7）	3.0	（ 6.1）	2.4	（ 4.8）	21.7	（ 43.4）	10.0	（ 20.0）	3.0	（ 6.1）	48.5	1.6
（ 28.8）	6.0	（ 13.8）	4.8	（ 11.0）	14.6	（ 33.4）	8.0	（ 18.2）	3.4	（ 7.8）	53.1	3.3
（ 20.2）	4.8	（ 7.6）	4.3	（ 6.8）	16.2	（ 25.7）	10.7	（ 17.1）	4.8	（ 7.7）	35.4	1.7
（ 21.5）	5.8	（ 8.9）	5.2	（ 7.9）	13.1	（ 20.1）	9.7	（ 14.8）	6.6	（ 10.1）	32.2	2.7
（ 16.9）	1.1	（ 1.9）	5.0	（ 8.4）	26.7	（ 45.0）	11.4	（ 19.2）	7.5	（ 12.6）	40.2	0.4
（ 19.8）	5.0	（ 8.1）	2.7	（ 4.5）	15.7	（ 25.5）	12.0	（ 19.4）	1.3	（ 2.1）	37.5	0.9
（ 36.9）	8.3	（ 13.3）	7.1	（ 11.4）	18.1	（ 29.0）	16.2	（ 26.1）	4.5	（ 7.2）	35.9	1.8
（ 36.4）	5.7	（ 10.9）	4.9	（ 9.3）	15.0	（ 28.6）	9.8	（ 18.6）	3.6	（ 6.9）	44.5	3.0
（ 33.2）	6.5	（ 13.8）	6.5	（ 13.8）	15.2	（ 32.1）	7.5	（ 15.8）	3.9	（ 8.3）	48.7	4.0
（ 35.0）	4.5	（ 8.3）	3.7	（ 6.9）	13.2	（ 24.4）	9.0	（ 16.8）	2.3	（ 4.3）	42.2	3.9
（ 26.5）	3.6	（ 6.9）	1.5	（ 2.9）	17.2	（ 32.9）	10.7	（ 20.4）	6.5	（ 12.3）	47.0	0.7
（ 44.5）	5.1	（ 8.0）	2.9	（ 4.5）	17.6	（ 27.5）	13.7	（ 21.3）	1.6	（ 2.6）	35.1	0.9
（ 31.3）	2.8	（ 9.6）	5.0	（ 17.6）	6.0	（ 20.8）	6.9	（ 24.1）	4.7	（ 16.5）	67.9	3.5
（ 40.4）	4.9	（ 8.1）	2.3	（ 3.8）	11.6	（ 19.2）	16.5	（ 27.2）	6.0	（ 9.9）	38.1	1.2
（ 38.8）	6.8	（ 10.3）	5.4	（ 8.1）	16.0	（ 24.1）	18.1	（ 27.3）	4.1	（ 6.2）	32.2	1.3
（ 31.5）	3.3	（ 7.4）	4.6	（ 10.2）	16.5	（ 36.7）	7.0	（ 15.7）	2.4	（ 5.3）	50.9	4.1
（ 38.3）	1.7	（ 3.4）	0.9	（ 1.8）	7.2	（ 14.5）	14.0	（ 28.3）	2.2	（ 4.5）	48.2	2.2
（ 51.9）	11.6	（ 16.7）	7.7	（ 11.1）	17.6	（ 25.4）	20.7	（ 29.8）	4.2	（ 6.0）	29.5	1.1
（ 56.1）	7.6	（ 12.4）	5.4	（ 8.8）	13.3	（ 21.7）	10.4	（ 17.0）	2.4	（ 3.9）	37.9	0.8
（ 35.8）	7.4	（ 10.1）	6.7	（ 9.1）	18.1	（ 24.6）	24.1	（ 32.8）	6.8	（ 9.2）	26.0	0.7
（ 27.9）	3.0	（ 4.7）	3.7	（ 5.8）	13.8	（ 21.4）	14.7	（ 22.7）	3.0	（ 4.7）	35.1	0.3
（ 27.3）	4.1	（ 5.9）	3.3	（ 4.7）	17.0	（ 24.7）	11.4	（ 16.5）	1.7	（ 2.5）	29.3	1.9
（ 33.5）	7.6	（ 12.5）	9.4	（ 15.4）	17.5	（ 28.6）	16.6	（ 27.2）	4.8	（ 7.9）	36.7	2.2
（ 39.8）	6.4	（ 9.3）	5.1	（ 7.4）	16.4	（ 24.1）	19.8	（ 29.0）	2.9	（ 4.2）	31.6	0.2
（ 39.0）	7.6	（ 12.1）	6.5	（ 10.3）	14.5	（ 23.3）	19.1	（ 30.6）	2.4	（ 3.9）	35.5	2.1
（ 28.3）	8.2	（ 14.4）	12.3	（ 21.5）	18.7	（ 32.7）	14.5	（ 25.3）	6.4	（ 11.2）	39.6	3.2
（ 37.1）	10.9	（ 16.4）	8.5	（ 12.8）	21.1	（ 31.8）	19.0	（ 28.6）	5.0	（ 7.6）	32.4	1.2
（ 39.0）	3.8	（ 5.7）	5.5	（ 8.3）	17.3	（ 26.3）	21.7	（ 33.0）	3.3	（ 5.0）	32.6	1.7
（ 33.1）	11.5	（ 18.7）	8.8	（ 14.4）	10.5	（ 17.2）	15.1	（ 24.6）	2.5	（ 4.1）	37.1	1.6
（ 38.6）	8.3	（ 13.9）	6.6	（ 11.0）	20.9	（ 34.9）	18.5	（ 30.8）	2.8	（ 4.6）	37.3	2.6
（ 43.4）	13.1	（ 20.5）	4.7	（ 7.3）	16.1	（ 25.1）	21.2	（ 33.0）	5.4	（ 8.4）	34.7	1.1
（ 33.7）	8.7	（ 12.5）	10.6	（ 15.2）	23.9	（ 34.3）	22.9	（ 32.9）	5.7	（ 8.1）	30.3	-
（ 41.4）	12.9	（ 18.4）	2.3	（ 3.3）	29.2	（ 41.4）	22.7	（ 32.2）	5.6	（ 8.0）	25.8	3.7
（ 35.4）	12.9	（ 18.6）	12.4	（ 17.9）	26.3	（ 38.0）	16.3	（ 23.5）	6.8	（ 9.8）	30.4	0.4
（ 47.0）	13.4	（ 19.5）	7.3	（ 10.5）	14.1	（ 20.5）	15.4	（ 22.3）	5.2	（ 7.6）	31.0	-
（ 47.9）	14.8	（ 22.0）	12.2	（ 18.1）	19.7	（ 29.2）	20.1	（ 29.8）	9.0	（ 13.3）	31.2	1.4
（ 54.5）	29.4	（ 43.6）	10.6	（ 15.7）	15.3	（ 22.8）	14.8	（ 22.0）	7.9	（ 11.8）	32.0	0.6
（ 51.2）	11.9	（ 20.5）	8.7	（ 15.1）	17.0	（ 29.4）	13.3	（ 23.0）	5.7	（ 9.9）	42.2	-
（ 44.7）	12.2	（ 18.0）	12.9	（ 19.0）	21.0	（ 30.9）	22.1	（ 32.5）	10.3	（ 15.1）	30.6	1.6
（ 49.6）	17.7	（ 23.1）	12.6	（ 16.5）	21.8	（ 28.5）	22.3	（ 29.1）	6.6	（ 8.6）	20.4	2.9
（ 61.6）	9.1	（ 15.2）	10.8	（ 18.0）	16.4	（ 27.3）	14.6	（ 24.3）	4.7	（ 7.7）	39.8	-
（ 37.4）	5.2	（ 10.9）	4.4	（ 9.1）	11.8	（ 24.7）	8.7	（ 18.3）	3.6	（ 7.6）	50.4	1.8
（ 54.6）	8.9	（ 11.6）	2.4	（ 3.2）	23.1	（ 30.3）	10.8	（ 14.1）	1.2	（ 5.4）	22.9	0.8
（ 30.2）	3.4	（ 6.4）	3.6	（ 6.9）	14.1	（ 26.8）	8.1	（ 15.5）	2.8	（ 5.4）	42.8	4.6
（ 27.2）	3.2	（ 9.0）	4.2	（ 11.6）	6.7	（ 18.7）	7.1	（ 19.6）	4.2	（ 11.7）	63.3	0.6
（ 45.7）	8.1	（ 15.5）	3.0	（ 5.7）	12.5	（ 23.8）	8.6	（ 16.4）	8.0	（ 15.3）	46.6	1.0
（ 36.7）	15.3	（ 23.2）	3.7	（ 5.6）	20.4	（ 30.9）	11.0	（ 16.7）	1.4	（ 2.1）	32.6	1.5
（ 44.5）	7.0	（ 11.1）	8.4	（ 13.4）	16.1	（ 25.6）	12.0	（ 19.0）	7.4	（ 11.8）	34.7	2.3
（ 52.1）	9.6	（ 16.1）	4.9	（ 8.2）	18.9	（ 31.6）	12.2	（ 20.3）	1.2	（ 1.9）	36.2	3.9
（ 51.7）	16.0	（ 22.3）	5.9	（ 8.2）	22.4	（ 31.3）	15.9	（ 22.2）	3.0	（ 4.2）	25.6	2.9
（ 32.5）	7.0	（ 12.7）	4.6	（ 8.3）	13.0	（ 23.7）	15.4	（ 28.0）	4.3	（ 7.9）	43.8	1.3
（ 33.8）	9.0	（ 17.6）	4.6	（ 8.9）	13.6	（ 26.5）	12.8	（ 25.0）	3.6	（ 7.1）	48.7	-
（ 41.0）	17.1	（ 23.8）	6.7	（ 9.3）	15.7	（ 21.9）	21.0	（ 29.3）	6.2	（ 8.6）	28.3	-
（ 33.7）	8.9	（ 17.5）	4.5	（ 8.9）	13.6	（ 26.6）	12.7	（ 25.0）	3.6	（ 7.1）	49.0	-
（ 32.0）	5.9	（ 10.5）	4.6	（ 8.1）	12.7	（ 22.4）	16.7	（ 29.4）	4.7	（ 8.3）	41.3	1.9
（ 50.1）	10.6	（ 20.0）	7.1	（ 13.4）	11.2	（ 21.1）	13.4	（ 25.4）	2.8	（ 5.4）	44.3	2.7
（ 42.2）	5.0	（ 8.8）	5.0	（ 8.7）	15.2	（ 26.8）	15.7	（ 27.7）	5.4	（ 9.4）	42.1	1.1
（ 20.0）	5.0	（ 9.4）	7.9	（ 14.8）	21.1	（ 39.8）	13.8	（ 26.0）	5.4	（ 10.2）	46.5	0.4
（ 48.1）	8.6	（ 17.5）	7.1	（ 14.5）	12.9	（ 26.4）	16.3	（ 33.2）	3.1	（ 6.4）	50.3	0.8
（ 31.0）	5.6	（ 9.5）	2.5	（ 4.2）	8.7	（ 14.6）	18.7	（ 31.4）	4.7	（ 7.8）	37.7	2.7
（ 47.3）	6.6	（ 10.3）	6.3	（ 9.9）	13.3	（ 20.9）	14.6	（ 22.9）	4.7	（ 7.4）	35.4	0.9
（ 46.7）	5.3	（ 7.9）	6.7	（ 9.9）	13.0	（ 19.2）	14.0	（ 20.7）	4.2	（ 6.2）	32.0	0.2
（ 48.4）	8.7	（ 15.3）	5.6	（ 9.9）	13.8	（ 24.4）	15.5	（ 27.4）	5.6	（ 9.9）	41.2	2.2
（ 55.5）	8.6	（ 15.5）	8.9	（ 15.9）	15.1	（ 27.1）	16.1	（ 28.8）	2.4	（ 4.3）	38.4	5.8
（ 65.5）	8.4	（ 15.8）	10.4	（ 19.6）	16.4	（ 30.9）	16.8	（ 31.7）	2.4	（ 4.5）	40.1	6.7
（ 35.5）	9.1	（ 14.8）	5.3	（ 8.6）	12.0	（ 19.5）	14.3	（ 23.1）	2.4	（ 4.0）	34.6	3.5
（ 43.0）	9.6	（ 15.4）	7.2									

第2表－5 職場に望む受動喫煙防止対策（禁煙場所の設定以外）別労働者割合(2-2)

区 分	労働者計	職場に望む受動喫煙						
		受動喫煙防止対策のうち、禁煙場所の設定以外で職場に望むことがある	喫煙可能区域を事業所内に掲示等して周知すること	喫煙可能区域において、たばこの煙を低減する装置（空気清浄装置）を設置すること	喫煙可能区域において、一定以上の換気（粉じん濃度0.15 mg／立方メートル以下に維持又は換気量が70.3×（喫煙席数）立方m／時間以上）を実施すること	喫煙可能区域において、一定以上の換気（粉じん濃度0.15 mg／立方メートル以下に維持又は換気量が70.3×（喫煙席数）立方m／時間以上）を実施すること	喫煙可能区域において、一定以上の換気（粉じん濃度0.15 mg／立方メートル以下に維持又は換気量が70.3×（喫煙席数）立方m／時間以上）を実施すること	喫煙可能区域において、一定以上の換気（粉じん濃度0.15 mg／立方メートル以下に維持又は換気量が70.3×（喫煙席数）立方m／時間以上）を実施すること
教育、学習支援業	100.0	55.4 (100.0)	28.3 (51.2)	20.9 (37.7)	12.8 (23.2)	18.7		
医療、福祉事業	100.0	50.6 (100.0)	28.2 (55.7)	17.5 (34.6)	9.2 (18.2)	12.1		
複合サービス事業	100.0	70.1 (100.0)	36.4 (52.0)	37.1 (52.9)	10.6 (15.2)	27.0		
郵便局	100.0	71.5 (100.0)	36.0 (50.4)	36.3 (50.8)	10.3 (14.4)	31.0		
協同組合（他に分類されないもの）	100.0	67.5 (100.0)	37.1 (55.0)	38.4 (56.9)	11.3 (16.7)	19.9		
サービス業（他に分類されないもの）	100.0	58.8 (100.0)	28.7 (48.8)	35.0 (59.5)	18.0 (30.7)	29.5		
（対事業所サービス業）	100.0	60.7 (100.0)	28.9 (47.7)	36.9 (60.8)	20.0 (32.9)	31.6		
職業紹介・労働者派遣業	100.0	55.9 (100.0)	22.1 (39.6)	41.9 (74.9)	19.9 (35.6)	35.2		
その他の事業サービス業	100.0	62.1 (100.0)	30.9 (49.8)	35.4 (57.0)	20.0 (32.2)	30.5		
（対個人サービス業）	100.0	53.7 (100.0)	32.4 (60.4)	27.5 (51.1)	10.4 (19.4)	21.2		
自動車整備業	100.0	56.8 (100.0)	31.8 (56.0)	22.6 (39.9)	6.8 (11.9)	16.7		
機械等修理業（別掲を除く）	100.0	51.8 (100.0)	32.8 (63.4)	30.6 (59.0)	12.7 (24.6)	24.1		
（対社会的サービス業）	100.0	49.1 (100.0)	25.7 (52.5)	26.3 (53.5)	8.9 (18.2)	19.6		
廃棄物処理業	100.0	44.8 (100.0)	23.4 (52.2)	25.3 (56.5)	7.4 (16.5)	14.2		
政治・経済・文化団体	100.0	55.2 (100.0)	29.4 (53.3)	29.0 (52.5)	10.8 (19.5)	25.1		
宗教	100.0	40.4 (100.0)	28.0 (69.4)	24.0 (59.4)	10.6 (26.2)	21.8		
その他のサービス業	100.0	68.4 (100.0)	24.4 (35.7)	25.4 (37.2)	10.1 (14.7)	33.7		
（年齢階級）								
20歳未満	100.0	65.5 (100.0)	9.1 (13.8)	36.2 (55.4)	19.6 (30.0)	3.7		
20～29歳	100.0	52.7 (100.0)	26.1 (49.4)	28.2 (53.5)	12.1 (23.0)	21.7		
30～39歳	100.0	58.0 (100.0)	33.2 (57.2)	28.6 (49.3)	10.9 (18.8)	20.1		
40～49歳	100.0	56.1 (100.0)	28.3 (50.4)	27.4 (48.8)	11.4 (20.3)	20.3		
50～59歳	100.0	58.5 (100.0)	29.6 (50.7)	25.8 (44.1)	9.9 (17.0)	18.3		
60歳以上	100.0	47.4 (100.0)	25.7 (54.1)	16.2 (34.2)	9.9 (20.8)	15.4		
60～64歳	100.0	50.5 (100.0)	24.5 (48.6)	19.5 (38.6)	12.7 (25.2)	19.7		
65歳以上	100.0	43.0 (100.0)	27.3 (63.5)	11.4 (26.6)	5.7 (13.3)	9.2		
（性別）								
男	100.0	54.0 (100.0)	28.4 (52.6)	26.3 (48.7)	10.7 (19.8)	19.5		
20歳未満	100.0	65.7 (100.0)	9.4 (14.4)	46.9 (71.3)	32.7 (49.7)	0.7		
20～29歳	100.0	51.4 (100.0)	24.5 (47.6)	30.7 (59.8)	12.5 (24.3)	20.4		
30～39歳	100.0	52.9 (100.0)	29.8 (56.2)	26.3 (49.7)	10.3 (19.5)	19.8		
40～49歳	100.0	54.6 (100.0)	26.7 (48.9)	27.9 (51.1)	12.0 (22.1)	20.4		
50～59歳	100.0	56.7 (100.0)	31.3 (55.3)	25.6 (45.2)	9.6 (16.9)	19.2		
60歳以上	100.0	52.1 (100.0)	29.4 (56.4)	15.1 (28.9)	6.5 (12.4)	15.6		
60～64歳	100.0	48.0 (100.0)	24.1 (50.3)	16.3 (34.0)	8.4 (17.5)	18.0		
65歳以上	100.0	59.8 (100.0)	39.2 (65.5)	12.7 (21.3)	2.9 (4.8)	11.1		
女	100.0	58.5 (100.0)	30.2 (51.5)	27.0 (46.1)	11.4 (19.4)	19.7		
20歳未満	100.0	65.1 (100.0)	8.6 (13.2)	23.5 (36.1)	4.1 (6.3)	7.4		
20～29歳	100.0	53.9 (100.0)	27.5 (51.0)	25.9 (48.1)	11.8 (21.8)	22.9		
30～39歳	100.0	67.0 (100.0)	39.3 (58.6)	32.7 (48.8)	11.9 (17.8)	20.7		
40～49歳	100.0	58.3 (100.0)	30.6 (52.5)	26.6 (45.7)	10.4 (17.8)	20.2		
50～59歳	100.0	61.0 (100.0)	27.2 (44.5)	25.9 (42.5)	10.5 (17.2)	16.9		
60歳以上	100.0	39.4 (100.0)	19.3 (48.9)	18.2 (46.2)	15.7 (39.8)	15.2		
60～64歳	100.0	56.2 (100.0)	25.5 (45.4)	26.7 (47.4)	22.4 (39.8)	23.5		
65歳以上	100.0	22.9 (100.0)	13.2 (57.4)	9.9 (43.3)	9.1 (39.7)	7.0		
（就業形態）								
正社員	100.0	57.1 (100.0)	29.9 (52.4)	27.7 (48.5)	11.4 (20.0)	20.4		
契約社員	100.0	59.3 (100.0)	30.0 (50.7)	30.4 (51.4)	10.8 (18.3)	20.0		
パート・タイム労働者	100.0	48.7 (100.0)	25.2 (51.7)	19.1 (39.3)	8.3 (17.0)	13.6		
臨時・日雇労働者	100.0	8.7 (100.0)	6.3 (72.3)	4.1 (46.8)	0.5 (5.9)	0.6		
派遣労働者	100.0	56.4 (100.0)	28.0 (49.7)	29.4 (52.1)	17.1 (30.3)	34.0		
（職種）								
管理的職業従事者	100.0	54.9 (100.0)	29.8 (54.3)	23.8 (43.4)	7.5 (13.6)	19.6		
専門的・技術的職業従事者	100.0	63.2 (100.0)	35.3 (55.8)	28.1 (44.4)	12.5 (19.8)	19.3		
事務従事者	100.0	59.7 (100.0)	28.3 (47.4)	29.4 (49.3)	13.5 (22.6)	23.2		
販売職業従事者	100.0	52.3 (100.0)	32.3 (61.7)	24.1 (46.1)	11.0 (21.0)	15.0		
サービス職業従事者	100.0	50.8 (100.0)	24.4 (48.1)	25.8 (50.8)	10.1 (20.0)	18.1		
サービス職業従事者（介護サービス職業従事者及び保健医療サービス職業従事者を除く）	100.0	52.2 (100.0)	24.9 (47.8)	29.4 (56.3)	9.0 (17.2)	18.9		
介護サービス職業従事者及び保健医療サービス職業従事者	100.0	47.4 (100.0)	23.1 (48.8)	17.4 (36.8)	12.8 (27.1)	16.4		
生産・工程運転従事者	100.0	54.9 (100.0)	28.8 (52.6)	32.5 (59.3)	12.7 (23.1)	23.2		
輸送・機械運転従事者	100.0	43.9 (100.0)	24.6 (56.1)	16.5 (37.5)	3.9 (8.9)	13.7		
建設・清掃・包装等従事者	100.0	59.0 (100.0)	32.6 (55.2)	15.8 (26.8)	2.5 (4.2)	6.8		
運搬・清拭・包装等に従事しない職種	100.0	44.2 (100.0)	20.2 (45.7)	22.9 (51.7)	6.0 (13.7)	14.1		
（上記に該当しない職種）	100.0	47.4 (100.0)	23.6 (49.8)	17.7 (37.4)	10.2 (21.6)	17.3		
（喫煙の有無）								
1年未満	100.0	53.4 (100.0)	26.7 (49.9)	28.6 (53.6)	13.9 (26.1)	24.1		
1年以上3年未満	100.0	54.7 (100.0)	27.5 (50.3)	25.1 (45.9)	9.6 (17.5)	17.6		
3年以上5年未満	100.0	52.5 (100.0)	24.5 (46.7)	23.7 (45.1)	10.4 (19.8)	20.2		
5年以上10年未満	100.0	54.5 (100.0)	30.3 (55.6)	25.3 (46.5)	9.9 (18.2)	18.3		
10年以上	100.0	58.5 (100.0)	30.9 (52.8)	28.2 (48.3)	11.7 (20.0)	20.0		
（職場での喫煙の有無）								
喫煙する	100.0	44.5 (100.0)	22.1 (49.6)	25.4 (57.0)	5.9 (13.4)	16.6		
喫煙しない	100.0	59.7 (100.0)	31.5 (52.7)	27.0 (45.3)	12.7 (21.3)	20.6		
不明	100.0	62.0 (100.0)	34.4 (55.5)	4.5 (7.3)	4.5 (7.3)	23.9		
（職場での受動喫煙の有無）								
あ	100.0	60.1 (100.0)	31.8 (52.9)	28.4 (47.4)	10.1 (16.8)	20.4		
ほとん	100.0	59.0 (100.0)	33.6 (56.9)	29.6 (50.2)	8.7 (14.7)	17.5		
と	100.0	60.8 (100.0)	30.6 (50.4)	27.7 (45.6)	11.0 (18.1)	22.3		
とき	100.0	54.2 (100.0)	28.0 (51.7)	26.0 (47.9)	11.6 (21.5)	19.5		
ど	100.0	36.2 (100.0)	18.8 (51.9)	13.6 (37.5)	5.8 (16.1)	7.7		
きあ								
る								
（職場での喫煙に関して不快に感じる、体調が悪くなることの有無）								
あ	100.0	77.8 (100.0)	41.5 (53.4)	34.5 (44.4)	16.9 (21.7)	28.2		
よ	100.0	90.6 (100.0)	59.5 (65.6)	42.4 (46.8)	26.1 (28.8)	34.9		
く	100.0	73.7 (100.0)	35.8 (48.6)	32.0 (43.4)	14.0 (19.0)	26.2		
た	100.0	51.1 (100.0)	26.4 (51.7)	24.9 (48.7)	9.6 (18.9)	17.7		
ま	100.0	35.8 (100.0)	18.2 (50.9)	18.6 (52.0)	8.8 (24.6)	10.8		
に								
あ								
る								
（不明）								

防止対策（禁煙場所の設定以外）（複数回答）											何も望むことはない	不明
区域に設 器（屋外 、空気清 ）を定期 テナンス こと	喫煙室の出入口の気流 又は浮遊粉じん濃度、 一酸化炭素濃度等を 定期的に測定すること	定期的に受動喫煙防止 対策に関する研修を開催 又は外部の説明会に 安全衛生担当者等が 参加すること	喫煙者に対する健康指導 （たばこの害に対する 教育や禁煙指導）を 実施すること	喫煙可能な時間の制限 （禁煙タイムの設定な ど）を実施すること	左記以外で何らかの 対策を実施すること							
(33.7)	9.8	(17.8)	14.7	(26.5)	19.5	(35.2)	9.6	(17.4)	4.1	(7.5)	44.6	-
(24.0)	7.1	(14.0)	4.3	(8.4)	19.8	(39.2)	8.5	(16.7)	3.9	(7.7)	39.0	10.5
(38.5)	11.1	(15.9)	7.7	(11.0)	20.8	(29.7)	17.5	(24.9)	3.2	(4.6)	28.6	1.3
(43.3)	14.6	(20.4)	9.0	(12.6)	23.1	(32.3)	20.3	(28.4)	2.6	(3.6)	28.5	-
(29.4)	5.0	(7.3)	5.5	(8.1)	16.6	(24.6)	12.4	(18.4)	4.3	(6.3)	28.7	3.7
(50.1)	12.5	(21.3)	6.8	(11.5)	14.4	(24.5)	11.2	(19.1)	4.7	(8.0)	37.9	3.3
(52.0)	14.0	(23.1)	7.1	(11.7)	14.7	(24.2)	11.4	(18.8)	5.0	(8.2)	35.7	3.6
(63.0)	14.3	(25.6)	7.4	(13.3)	9.4	(16.9)	12.1	(21.7)	5.1	(9.1)	40.7	3.4
(49.1)	13.9	(22.4)	7.0	(11.3)	16.2	(26.1)	11.2	(18.1)	4.9	(7.9)	34.3	3.6
(39.5)	5.9	(11.0)	7.1	(13.2)	19.2	(35.8)	13.2	(24.6)	2.2	(4.2)	44.4	1.9
(29.4)	2.6	(4.6)	3.9	(6.9)	15.4	(27.2)	15.4	(27.1)	5.0	(8.9)	42.3	0.9
(46.6)	8.1	(15.5)	9.1	(17.6)	21.7	(41.8)	11.9	(22.9)	0.5	(0.9)	45.7	2.5
(40.0)	5.8	(11.7)	4.4	(8.9)	10.7	(21.7)	8.8	(17.9)	4.3	(8.8)	48.7	2.2
(31.7)	1.8	(3.9)	2.8	(6.2)	9.4	(21.0)	7.1	(15.9)	3.7	(8.2)	52.4	2.8
(45.4)	10.4	(18.8)	5.1	(9.2)	11.9	(21.6)	11.5	(20.8)	4.1	(7.5)	43.5	1.3
(54.1)	9.9	(24.5)	10.1	(25.0)	13.3	(32.9)	5.8	(14.3)	6.6	(16.3)	57.8	1.8
(49.3)	9.7	(14.2)	4.4	(6.5)	10.7	(15.6)	14.4	(21.0)	6.2	(9.1)	29.1	2.5
(5.7)	1.8	(2.8)	1.5	(2.2)	17.7	(27.0)	7.1	(10.9)	14.7	(22.5)	34.5	-
(41.2)	7.3	(13.9)	5.5	(10.5)	12.0	(22.8)	11.0	(20.8)	2.9	(5.6)	45.8	1.5
(34.7)	6.1	(10.5)	4.6	(8.0)	13.1	(22.5)	11.1	(19.1)	4.7	(8.1)	41.3	0.7
(36.2)	8.9	(15.8)	5.6	(9.9)	13.3	(23.8)	12.6	(22.5)	4.1	(7.2)	39.9	4.0
(31.3)	8.9	(15.2)	7.4	(12.6)	22.5	(38.6)	14.8	(25.3)	4.7	(8.0)	40.0	1.5
(32.5)	6.2	(13.1)	6.8	(14.3)	17.0	(35.9)	14.6	(30.8)	4.8	(10.1)	40.6	12.0
(38.9)	7.1	(14.2)	8.0	(15.9)	17.8	(35.3)	15.4	(30.5)	3.8	(7.5)	46.4	3.1
(21.5)	4.9	(11.3)	4.9	(11.5)	15.9	(36.9)	13.5	(31.3)	6.3	(14.7)	32.2	24.9
(36.1)	6.7	(12.4)	5.7	(10.5)	14.0	(26.0)	11.1	(20.6)	4.3	(7.9)	43.4	2.6
(1.1)	0.5	(0.7)	-	(-)	5.7	(8.7)	9.2	(13.9)	5.3	(8.0)	34.3	-
(39.7)	5.2	(10.1)	6.6	(12.9)	9.0	(17.5)	8.3	(16.2)	4.1	(8.0)	47.4	1.2
(37.4)	6.2	(11.8)	3.6	(6.9)	9.6	(18.1)	9.2	(17.4)	3.9	(7.4)	46.6	0.5
(37.4)	8.2	(15.1)	6.1	(11.1)	14.6	(26.8)	13.2	(24.3)	3.8	(7.0)	40.5	5.0
(33.9)	6.7	(11.9)	5.9	(10.5)	19.9	(35.1)	10.8	(19.1)	5.3	(9.3)	41.9	1.5
(29.8)	5.2	(10.0)	8.7	(16.8)	18.8	(36.1)	14.4	(27.6)	4.5	(8.7)	42.0	5.9
(37.4)	5.4	(11.2)	9.4	(19.5)	16.6	(34.5)	13.7	(28.5)	5.1	(10.6)	47.8	4.2
(18.5)	4.9	(8.2)	7.6	(12.7)	23.0	(38.5)	15.7	(26.3)	3.5	(5.9)	31.1	9.1
(33.7)	9.1	(15.6)	6.0	(10.2)	17.2	(29.4)	14.7	(25.1)	4.3	(7.4)	38.1	3.4
(11.3)	3.4	(5.2)	3.2	(4.9)	31.9	(49.0)	4.7	(7.2)	26.0	(39.9)	34.9	-
(42.4)	9.3	(17.2)	4.6	(8.5)	14.7	(27.3)	13.4	(24.8)	1.9	(3.5)	44.4	1.7
(31.0)	5.7	(8.6)	6.4	(9.6)	19.3	(28.7)	14.5	(21.6)	6.1	(9.1)	31.9	1.1
(34.6)	9.8	(16.9)	4.8	(8.3)	11.4	(19.6)	11.6	(19.9)	4.5	(7.6)	39.0	2.7
(27.7)	12.1	(19.8)	9.4	(15.5)	26.3	(43.2)	20.4	(33.5)	3.9	(6.3)	37.3	1.7
(38.5)	8.0	(20.2)	3.4	(8.6)	13.9	(35.2)	15.1	(38.2)	5.3	(13.4)	38.2	22.3
(41.8)	11.1	(19.8)	5.0	(9.0)	20.6	(36.6)	19.4	(34.5)	0.8	(1.4)	43.1	0.8
(30.6)	4.9	(21.2)	1.8	(7.7)	7.3	(31.9)	10.8	(47.1)	9.7	(42.1)	33.5	43.6
(35.7)	7.7	(13.4)	5.6	(9.8)	15.4	(27.1)	11.9	(20.8)	4.1	(7.1)	39.9	3.0
(33.7)	9.1	(15.4)	8.9	(15.0)	15.0	(25.3)	15.4	(25.9)	7.5	(12.6)	39.1	1.6
(28.0)	6.3	(12.9)	4.2	(8.6)	14.8	(30.5)	15.1	(31.1)	3.7	(7.6)	48.4	3.0
(7.4)	-	(-)	-	(-)	1.9	(21.9)	-	(-)	1.1	(12.1)	59.7	31.6
(60.2)	15.7	(27.9)	13.8	(24.6)	18.3	(32.4)	11.5	(20.3)	4.8	(8.5)	42.3	1.3
(35.7)	4.5	(8.1)	4.0	(7.2)	17.0	(31.0)	10.2	(18.6)	3.2	(5.8)	33.7	11.4
(30.5)	10.1	(15.9)	8.9	(14.0)	21.3	(33.7)	11.3	(17.8)	4.9	(7.7)	35.2	1.6
(38.8)	10.8	(18.1)	7.8	(13.1)	17.4	(29.1)	15.5	(26.0)	6.6	(11.0)	39.1	1.1
(28.7)	7.9	(15.2)	4.9	(9.3)	8.7	(16.6)	15.1	(28.8)	2.8	(5.3)	46.9	0.8
(35.7)	5.0	(9.8)	1.7	(3.3)	10.5	(20.7)	12.0	(23.7)	2.2	(4.4)	46.9	2.4
(36.1)	3.5	(6.7)	1.4	(2.8)	6.8	(13.1)	11.3	(21.7)	2.5	(4.8)	46.0	1.8
(34.5)	8.4	(17.7)	2.3	(4.8)	19.2	(40.5)	13.7	(28.8)	1.6	(3.5)	48.9	3.6
(42.2)	6.9	(12.6)	5.6	(10.2)	13.9	(25.2)	12.3	(22.5)	3.9	(7.1)	44.0	1.1
(31.2)	3.5	(8.0)	2.3	(5.2)	9.1	(20.8)	6.2	(14.0)	2.1	(4.8)	52.9	3.2
(11.5)	0.5	(0.8)	4.9	(8.2)	20.3	(34.4)	16.4	(27.7)	2.6	(4.5)	40.5	0.5
(31.9)	3.5	(8.0)	5.1	(11.6)	16.3	(36.9)	8.0	(18.1)	3.5	(8.0)	52.6	3.2
(36.5)	9.6	(20.3)	9.0	(18.9)	12.1	(25.5)	9.4	(19.9)	6.7	(14.2)	47.7	4.9
(45.0)	10.4	(19.5)	6.7	(12.5)	10.4	(19.5)	10.9	(20.4)	4.1	(7.6)	45.7	0.9
(32.2)	6.3	(11.6)	5.2	(9.6)	13.5	(24.7)	10.8	(19.7)	4.3	(7.8)	43.4	1.9
(38.5)	7.6	(14.4)	6.1	(11.6)	17.8	(33.9)	12.2	(23.2)	4.2	(8.0)	45.3	2.2
(33.5)	6.9	(12.6)	5.7	(10.5)	11.8	(21.6)	12.2	(22.3)	3.7	(6.7)	40.6	4.8
(34.2)	8.2	(14.0)	5.8	(9.9)	18.3	(31.3)	14.0	(23.9)	4.7	(8.0)	38.6	2.9
(37.3)	3.3	(7.5)	1.9	(4.3)	4.5	(10.2)	4.2	(9.5)	1.9	(4.3)	53.6	1.9
(34.5)	9.2	(15.4)	7.1	(11.9)	19.0	(31.8)	15.4	(25.9)	5.1	(8.5)	37.0	3.3
(38.5) *	-	(-) *	-	(-) *	27.6	(44.5) *	0.9	(1.4) *	27.6	(44.5) *	38.0	-
(34.0)	7.1	(11.9)	6.4	(10.7)	15.5	(25.7)	13.0	(21.6)	7.1	(11.8)	38.5	1.4
(29.7)	6.9	(11.7)	7.3	(12.3)	14.6	(24.8)	11.1	(18.9)	9.1	(15.5)	39.8	1.3
(36.6)	7.2	(11.9)	5.9	(9.7)	16.0	(26.3)	14.1	(23.3)	5.8	(9.5)	37.7	1.5
(36.0)	8.3	(15.2)	5.6	(10.4)	15.6	(28.8)	12.4	(22.8)	2.9	(5.3)	43.2	2.7
(21.2)	0.7	(1.9)	0.0	(0.1)	5.1	(14.1)	12.8	(35.3)	1.4	(3.9)	26.8	37.0
(36.3)	13.5	(17.3)	12.3	(15.9)	27.6	(35.5)	21.1	(27.1)	12.9	(16.6)	20.8	1.4
(38.5)	22.3	(24.6)	19.5	(21.5)	40.6	(44.8)	27.2	(30.1)	22.9	(25.2)	8.6	0.8
(35.5)	10.7	(14.5)	10.1	(13.7)	23.5	(31.9)	19.2	(26.0)	9.7	(13.2)	24.7	1.7
(34.6)	6.5	(12.7)	4.4	(8.5)	12.7	(24.9)	10.5	(20.6)	2.3	(4.5)	46.6	2.3
(30.1)	0.2	(0.6)	0.2	(0.6)	2.3	(6.3)	14.8	(41.3)	2.2	(6.3)	12.7	51.5

第3表－1 過去1年間に常時従事した有害業務の種類別労働者割合(2-1)

区 分	労働者計	有害業務の種類（複数回答）							
		右記の有害業務に 常時従事していた	鉛業務	有機溶剤業務	放射線業務				
合 計	100.0	3.3 (100.0)	0.2 (6.9)	2.3 (69.2)	1.1 (33.3)				
（ 企 業 規 模 ）									
5,000人以上	100.0	3.8 (100.0)	0.3 (7.5)	1.5 (40.5)	2.3 (60.7)				
1,000～4,999人	100.0	6.3 (100.0)	0.4 (5.8)	5.3 (84.2)	1.2 (19.0)				
300～999人	100.0	4.1 (100.0)	0.4 (10.5)	2.8 (68.4)	1.7 (40.6)				
100～299人	100.0	3.2 (100.0)	0.2 (6.4)	2.2 (67.3)	1.0 (29.6)				
50～99人	100.0	1.2 (100.0)	0.1 (9.4)	1.1 (84.9)	0.1 (11.8)				
30～49人	100.0	1.0 (100.0)	0.0 (3.0)	1.0 (96.8)	0.0 (0.3)				
10～29人	100.0	2.1 (100.0)	0.0 (0.1)	2.1 (97.3)	0.1 (2.6)				
（ 事 業 所 規 模 ）									
1,000人以上	100.0	6.0 (100.0)	0.5 (8.1)	3.2 (53.2)	3.0 (48.9)				
500～999人	100.0	9.4 (100.0)	0.6 (6.6)	7.0 (74.6)	3.0 (31.6)				
300～499人	100.0	5.8 (100.0)	0.4 (6.6)	3.4 (57.8)	2.3 (40.0)				
100～299人	100.0	5.1 (100.0)	0.6 (11.9)	3.5 (67.8)	2.0 (38.1)				
50～99人	100.0	2.0 (100.0)	0.0 (1.4)	1.2 (60.0)	0.8 (40.3)				
10～49人	100.0	1.5 (100.0)	0.0 (1.9)	1.3 (88.0)	0.2 (10.4)				
30～49人	100.0	1.2 (100.0)	0.1 (8.4)	1.0 (80.8)	0.1 (12.1)				
10～29人	100.0	1.6 (100.0)	0.0 (0.0)	1.5 (90.1)	0.2 (9.9)				
（ 産 業 ）									
農業、林業（林業に限る。）	100.0	0.4 (100.0) *	0.4 (100.0) *	- (-) *	- (-) *				
鉱業、採石業、砂利採取業	100.0	11.5 (100.0)	- (-)	10.7 (92.7)	0.8 (7.3)				
建設業	100.0	3.0 (100.0)	0.1 (4.8)	2.8 (95.2)	- (-)				
総合工事業（設備工事業を除く）	100.0	0.9 (100.0) *	- (-) *	0.9 (100.0) *	- (-) *				
職別工事業（設備工事業を除く）	100.0	14.9 (100.0)	0.9 (6.1)	14.0 (93.9)	- (-)				
製造業	100.0	0.6 (100.0) *	- (-) *	0.6 (100.0) *	- (-) *				
（消費関連製造業）	100.0	10.5 (100.0)	0.9 (8.6)	9.5 (91.0)	1.4 (13.1)				
食料品製造業、飲料・たばこ・飼料製造業	100.0	5.2 (100.0)	- (-)	5.1 (98.6)	0.1 (1.4)				
繊維・縫製業	100.0	2.3 (100.0) *	- (-) *	2.3 (100.0) *	- (-) *				
家具・装具製造業	100.0	5.6 (100.0)	- (-)	5.0 (90.2)	0.5 (9.8)				
印刷・同業関連業	100.0	14.7 (100.0)	- (-)	14.7 (100.0)	- (-)				
なめし革・同製品・毛皮製造業	100.0	10.9 (100.0)	- (-)	10.9 (100.0)	- (-)				
その他製造業	100.0	7.9 (100.0) *	- (-) *	7.9 (100.0) *	- (-) *				
（非金属系素材関連製造業）	100.0	6.4 (100.0)	- (-)	6.4 (100.0)	- (-)				
木材・木製品製造業（家具を除く）	100.0	17.4 (100.0)	0.7 (3.8)	16.2 (93.2)	3.7 (21.1)				
パルプ・紙・紙加工品製造業	100.0	4.6 (100.0) *	- (-) *	2.6 (56.5) *	2.0 (43.5) *				
化学工業	100.0	7.2 (100.0)	- (-)	7.2 (100.0)	0.7 (9.0)				
石油製品・石炭製品製造業	100.0	37.5 (100.0)	2.2 (5.9)	34.2 (91.2)	11.7 (31.3)				
プラスチック製品製造業（別掲を除く）	100.0	25.4 (100.0)	- (-)	25.4 (100.0)	- (-)				
ゴム製品製造業	100.0	11.1 (100.0)	- (-)	10.8 (97.4)	0.3 (2.6)				
窯業・土石製品製造業	100.0	10.6 (100.0)	- (-)	10.3 (97.7)	0.8 (7.4)				
（金属系素材関連製造業）	100.0	8.0 (100.0)	0.3 (3.7)	7.6 (94.8)	0.4 (5.3)				
鉄・鉄鋼製品製造業	100.0	13.5 (100.0)	1.9 (14.0)	11.3 (83.7)	1.5 (11.2)				
非鉄金属製品製造業	100.0	15.1 (100.0)	1.5 (9.9)	11.6 (77.4)	3.5 (23.1)				
（機械関連製造業）	100.0	7.8 (100.0)	2.0 (25.5)	5.3 (68.0)	1.7 (21.4)				
はん用機械器具製造業	100.0	14.1 (100.0)	2.1 (14.6)	12.6 (89.2)	0.5 (3.6)				
生産用機械器具製造業	100.0	9.1 (100.0)	1.2 (13.7)	8.2 (89.6)	0.9 (10.0)				
業務用機械器具製造業	100.0	12.1 (100.0)	0.6 (5.0)	12.1 (100.0)	- (-)				
電子部品・デバイス・電子回路製造業	100.0	6.9 (100.0)	0.9 (13.7)	5.7 (82.9)	0.6 (8.0)				
電気機械器具製造業	100.0	16.7 (100.0)	2.2 (13.4)	15.6 (93.4)	- (-)				
情報通信機械器具製造業	100.0	12.6 (100.0)	3.7 (29.3)	9.4 (74.7)	0.8 (6.3)				
輸送用機械器具製造業	100.0	3.3 (100.0) *	0.4 (12.2) *	2.9 (87.8) *	- (-) *				
電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	10.8 (100.0)	1.9 (17.8)	8.9 (82.0)	1.4 (13.1)				
情報通信業	100.0	7.7 (100.0)	0.3 (4.5)	7.7 (100.0)	2.0 (25.9)				
放送業	100.0	0.9 (100.0) *	- (-) *	- (-) *	0.9 (100.0) *				
情報サービス業	100.0	1.0 (100.0) *	- (-) *	1.0 (100.0) *	- (-) *				
インターネット・附随サービス業	100.0	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)				
映像・音声・文字情報制作業	100.0	1.5 (100.0) *	- (-) *	1.5 (100.0) *	- (-) *				
運輸業	100.0	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)				
鉄道業	100.0	0.5 (100.0)	0.0 (8.8)	0.4 (83.1)	0.1 (10.4)				
道路旅客運送業	100.0	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)				
道路貨物運送業	100.0	0.7 (100.0) *	- (-) *	0.5 (74.6) *	0.2 (25.4) *				
航空運送業	100.0	0.3 (100.0) *	- (-) *	0.3 (100.0) *	- (-) *				
倉庫業	100.0	2.1 (100.0) *	- (-) *	1.1 (53.7) *	2.1 (100.0) *				
運輸に附帯するサービス業	100.0	0.4 (100.0) *	- (-) *	0.4 (100.0) *	- (-) *				
郵便業（信書便事業を含む）	100.0	2.4 (100.0) *	- (-) *	2.4 (100.0) *	- (-) *				
卸売業	100.0	0.4 (100.0) *	0.4 (100.0) *	- (-) *	- (-) *				
（繊維、飲料品その他卸売業）	100.0	0.3 (100.0) *	- (-) *	0.3 (100.0) *	- (-) *				
各種商売業	100.0	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)				
上記以外卸売業	100.0	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)				
（織物、飲食料品その他小売業）	100.0	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)				
各種商売業	100.0	0.5 (100.0) *	- (-) *	0.5 (100.0) *	- (-) *				
機械器具の小売業	100.0	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)				
その他小売業	100.0	4.1 (100.0) *	- (-) *	4.1 (100.0) *	- (-) *				
無記名小売業	100.0	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)				
金融業、保険業	100.0	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)				
不動産業、物産賃貸業	100.0	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)				
不動産業	100.0	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)				
学術研究、専門・技術サービス業	100.0	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)				
宿泊業、飲食サービス業	100.0	10.4 (100.0)	- (-)	4.0 (38.6)	6.4 (61.4)				
飲食サービス業	100.0	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)				
生活関連サービス業、娯楽業	100.0	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)				
洗濯・美容・浴場	100.0	0.6 (100.0) *	- (-) *	0.6 (100.0) *	- (-) *				
その他の生活関連サービス業	100.0	2.1 (100.0) *	- (-) *	2.1 (100.0) *	- (-) *				
娯楽業（ゴルフ場除く。）	100.0	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)				
ゴルフ場	100.0	0.0 (100.0) *	- (-) *	0.0 (100.0) *	- (-) *				
ゴ ール フ	100.0	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)				
	100.0	0.3 (100.0) *	- (-) *	0.3 (100.0) *	- (-) *				

(単位: %)			
不明		左記の有害 業務に従事 して いなかった	不明
-	(-)	92.3	4.4
-	(-)	94.8	1.4
-	(-)	92.3	1.4
-	(-)	93.9	2.0
-	(-)	93.0	3.7
-	(-)	93.9	4.8
-	(-)	90.9	8.1
-	(-)	85.9	12.0
-	(-)	93.4	0.6
-	(-)	89.3	1.2
-	(-)	93.2	1.0
-	(-)	91.9	3.0
-	(-)	93.7	4.3
-	(-)	92.0	6.5
-	(-)	92.3	6.5
-	(-)	91.9	6.5
-	(-)*	97.6	2.1
-	(-)	85.1	3.4
-	(-)	92.4	4.6
-	(-)*	91.2	7.9
-	(-)	82.5	2.6
-	(-)*	98.4	1.0
-	(-)	85.1	4.5
-	(-)	84.0	10.8
-	(-)*	81.7	16.0
-	(-)	83.5	10.9
-	(-)	83.2	2.1
-	(-)	88.2	0.9
-	(-)*	91.2	1.0
-	(-)	89.8	3.8
-	(-)	80.4	2.2
-	(-)*	89.5	5.9
-	(-)	82.3	10.5
-	(-)	62.3	0.2
-	(-)	72.6	2.0
-	(-)	87.8	1.1
-	(-)	85.8	3.7
-	(-)	92.0	-
-	(-)	82.3	4.2
-	(-)	83.8	1.2
-	(-)	90.3	2.0
-	(-)	79.7	6.2
-	(-)	88.9	2.0
-	(-)	80.8	7.1
-	(-)	92.5	0.7
-	(-)	83.1	0.2
-	(-)	84.8	2.6
-	(-)*	94.0	2.7
-	(-)	88.4	0.8
-	(-)	91.1	1.2
-	(-)*	98.5	0.6
-	(-)*	96.5	2.5
-	(-)	98.5	1.5
-	(-)	99.5	0.5
-	(-)*	95.6	3.0
-	(-)	97.1	2.9
-	(-)	98.3	1.7
-	(-)	96.1	3.4
-	(-)	100.0	-
-	(-)*	89.5	9.8
-	(-)*	98.2	1.6
-	(-)*	88.5	9.3
-	(-)*	98.9	0.7
-	(-)*	94.9	2.8
-	(-)*	95.4	4.2
-	(-)	90.8	9.2
-	(-)*	98.0	1.7
-	(-)	99.2	0.8
-	(-)	100.0	-
-	(-)	99.2	0.8
-	(-)*	97.4	2.2
-	(-)	95.4	4.6
-	(-)*	90.0	5.9
-	(-)	100.0	-
-	(-)	87.7	12.3
-	(-)	98.9	1.1
-	(-)	98.5	1.5
-	(-)	98.4	1.6
-	(-)	98.7	1.3
-	(-)	95.0	5.0
-	(-)	93.8	6.2
-	(-)	97.8	2.2
-	(-)	83.5	6.1
-	(-)	95.1	4.9
-	(-)	95.6	4.4
-	(-)	95.0	5.0
-	(-)*	96.6	2.8
-	(-)*	91.6	6.3
-	(-)	98.3	1.7
-	(-)*	98.3	1.7
-	(-)	98.2	1.8
-	(-)*	98.7	1.0

第3表－1 過去1年間に常時従事した有害業務の種類別労働者割合(2-2)

区 分	労働者計	右記の有害業務に 常時従事していた	有害業務の種類（複数回答）			
			鉛業務	有機溶剤業務	放射線業務	
教育・学習支援業務	100.0	3.1 (100.0) *	0.3 (11.0) *	1.2 (37.2) *	2.3 (73.8) *	
医療・福祉事業	100.0	3.7 (100.0)	－ (－)	0.3 (6.8)	3.4 (93.2)	
複合サービス事業	100.0	－ (－)	－ (－)	－ (－)	－ (－)	
郵便局	100.0	－ (－)	－ (－)	－ (－)	－ (－)	
協同組合（他に分類されないもの）	100.0	－ (－)	－ (－)	－ (－)	－ (－)	
サービス業（他に分類されないもの）	100.0	1.6 (100.0)	0.5 (30.2)	0.9 (57.3)	0.7 (42.7)	
（対事業所サービス業）	100.0	1.2 (100.0) *	0.6 (48.5) *	0.6 (48.5) *	0.6 (51.5) *	
職業紹介・労働者派遣業	100.0	－ (－)	－ (－)	－ (－)	－ (－)	
その他の事業サービス業	100.0	1.6 (100.0) *	0.8 (48.5) *	0.8 (48.5) *	0.8 (51.5) *	
（対個人サービス業）	100.0	8.7 (100.0)	－ (－)	6.7 (77.0)	2.0 (23.0)	
自動車整備・整備業	100.0	17.3 (100.0)	－ (－)	17.3 (100.0)	－ (－)	
機械等修理業（別掲を除く）	100.0	3.3 (100.0) *	－ (－) *	－ (－) *	3.3 (100.0) *	
（対社会的サービス業）	100.0	0.7 (100.0) *	－ (－) *	0.3 (40.6) *	0.4 (59.4) *	
廃棄物処理業	100.0	1.2 (100.0) *	－ (－) *	0.4 (33.7) *	0.8 (66.3) *	
政治・経済・文化団体	100.0	0.2 (100.0) *	－ (－) *	0.2 (100.0) *	－ (－) *	
宗教	100.0	－ (－)	－ (－)	－ (－)	－ (－)	
その他のサービス業	100.0	－ (－)	－ (－)	－ (－)	－ (－)	
（年齢階級）						
20歳未満	100.0	4.6 (100.0) *	－ (－) *	4.6 (100.0) *	1.2 (25.5) *	
20～29歳	100.0	4.3 (100.0)	0.3 (7.2)	2.1 (49.2)	2.1 (49.3)	
30～39歳	100.0	4.5 (100.0)	0.3 (5.6)	2.9 (64.8)	1.8 (39.7)	
40～49歳	100.0	3.1 (100.0)	0.3 (9.3)	2.5 (80.5)	0.7 (21.8)	
50～59歳	100.0	2.5 (100.0)	0.1 (3.2)	2.1 (82.2)	0.5 (20.6)	
60歳以上	100.0	0.8 (100.0)	0.2 (24.3)	0.5 (69.0)	0.3 (33.3)	
60～64歳	100.0	1.2 (100.0)	0.3 (26.2)	0.8 (66.8)	0.4 (31.0)	
65歳以上	100.0	0.1 (100.0) *	－ (－) *	0.1 (96.9) *	0.1 (62.7) *	
（性別）						
男	100.0	4.6 (100.0)	0.3 (7.5)	3.4 (74.4)	1.3 (29.0)	
20歳未満	100.0	8.4 (100.0) *	－ (－) *	8.4 (100.0) *	2.1 (25.5) *	
20～29歳	100.0	7.3 (100.0)	0.6 (8.5)	3.8 (51.9)	3.4 (46.4)	
30～39歳	100.0	5.6 (100.0)	0.4 (7.1)	4.4 (78.6)	1.5 (27.0)	
40～49歳	100.0	4.3 (100.0)	0.4 (9.8)	3.5 (80.7)	0.9 (22.1)	
50～59歳	100.0	3.7 (100.0)	0.1 (1.8)	3.0 (81.4)	0.9 (23.6)	
60歳以上	100.0	1.1 (100.0)	0.3 (23.8)	0.8 (69.3)	0.4 (34.9)	
60～64歳	100.0	1.6 (100.0)	0.4 (25.7)	1.1 (66.8)	0.5 (32.8)	
65歳以上	100.0	0.2 (100.0) *	－ (－) *	0.2 (100.0) *	0.2 (61.5) *	
女	100.0	1.4 (100.0)	0.1 (4.0)	0.6 (45.2)	0.8 (53.0)	
20歳未満	100.0	－ (－)	－ (－)	－ (－)	－ (－)	
20～29歳	100.0	1.7 (100.0)	0.0 (2.0)	0.6 (38.6)	1.0 (60.6)	
30～39歳	100.0	2.5 (100.0)	－ (－)	0.2 (9.4)	2.2 (90.6)	
40～49歳	100.0	1.4 (100.0)	0.1 (6.7)	1.1 (79.4)	0.3 (20.6)	
50～59歳	100.0	0.8 (100.0)	0.1 (12.5)	0.7 (87.5)	－ (－)	
60歳以上	100.0	0.1 (100.0) *	0.0 (32.1) *	0.1 (63.7) *	0.0 (4.2) *	
60～64歳	100.0	0.2 (100.0) *	0.1 (33.5) *	0.1 (66.5) *	－ (－) *	
65歳以上	100.0	0.0 (100.0) *	－ (－) *	－ (－) *	0.0 (100.0) *	
（就業形態）						
正社員	100.0	3.9 (100.0)	0.2 (6.2)	2.7 (67.9)	1.4 (34.8)	
契約社員	100.0	2.1 (100.0)	0.5 (26.2)	1.2 (59.1)	0.9 (44.6)	
パート・タイム労働者	100.0	0.7 (100.0)	0.0 (4.3)	0.7 (95.6)	0.0 (1.9)	
臨時・日雇労働者	100.0	0.1 (100.0) *	0.1 (100.0) *	－ (－) *	－ (－) *	
派遣労働者	100.0	5.3 (100.0)	－ (－)	5.1 (94.8)	0.3 (5.2) *	
（職種）						
管理的職業従事者	100.0	1.0 (100.0)	0.0 (0.7)	0.8 (80.7)	0.4 (38.3)	
専門的・技術的職業従事者	100.0	9.7 (100.0)	0.4 (4.6)	5.1 (52.3)	4.9 (50.5)	
事務職	100.0	0.3 (100.0)	－ (－)	0.3 (83.2)	0.1 (16.8)	
販売従事者	100.0	0.2 (100.0) *	－ (－) *	0.2 (100.0) *	－ (－) *	
サービス職業従事者	100.0	0.0 (100.0) *	－ (－) *	0.0 (100.0) *	－ (－) *	
サービス職業従事者（介護サービス職業従事者及び保健医療サービス職業従事者を除く）	100.0	0.1 (100.0) *	－ (－) *	0.1 (100.0) *	－ (－) *	
介護サービス職業従事者及び保健医療サービス職業従事者	100.0	－ (－)	－ (－)	－ (－)	－ (－)	
生産工程従事者	100.0	13.5 (100.0)	1.5 (11.2)	11.7 (86.6)	1.9 (14.4)	
輸送・機械運転従事者	100.0	0.4 (100.0) *	0.1 (27.7) *	0.2 (53.2) *	0.1 (26.5) *	
建設・採掘従事者	100.0	3.9 (100.0)	－ (－)	3.9 (99.6)	0.0 (0.4)	
運搬・清掃・包装等従事者	100.0	0.4 (100.0) *	－ (－) *	0.2 (50.8) *	0.2 (49.2) *	
上記に該当しない職種	100.0	1.2 (100.0)	0.0 (0.6)	0.4 (35.6)	0.7 (63.9)	
（経験年数）						
1年未満	100.0	2.9 (100.0)	0.3 (8.8)	2.2 (75.5)	0.8 (26.7)	
1年以上3年未満	100.0	2.5 (100.0)	0.1 (2.6)	1.3 (51.5)	1.3 (50.9)	
3年以上5年未満	100.0	2.6 (100.0)	0.3 (10.0)	1.5 (57.9)	1.0 (39.9)	
5年以上10年未満	100.0	2.5 (100.0)	0.2 (9.9)	2.2 (87.3)	0.4 (16.8)	
10年以上	100.0	4.4 (100.0)	0.3 (6.2)	3.0 (68.7)	1.5 (34.1)	

(単位：%)			
不明		左記の有害 業務に従事 して いなかった	不明
-	(-)*	96.0	0.9
-	(-)	85.8	10.6
-	(-)	98.8	1.2
-	(-)	98.6	1.4
-	(-)	99.2	0.8
-	(-)	95.6	2.8
-	(-)*	96.3	2.5
-	(-)	100.0	-
-	(-)*	95.1	3.3
-	(-)	89.3	2.0
-	(-)	77.7	5.1
-	(-)*	96.7	-
-	(-)*	94.5	4.8
-	(-)*	90.7	8.2
-	(-)*	98.6	1.2
-	(-)	98.8	1.2
-	(-)	99.3	0.7
-	(-)*	95.0	0.4
-	(-)	92.8	2.8
-	(-)	91.5	4.1
-	(-)	93.6	3.2
-	(-)	93.8	3.7
-	(-)	84.7	14.5
-	(-)	90.1	8.7
-	(-)*	76.9	22.9
-	(-)	92.3	3.1
-	(-)*	90.8	0.8
-	(-)	89.3	3.4
-	(-)	90.4	4.0
-	(-)	94.0	1.7
-	(-)	92.9	3.4
-	(-)	95.0	3.8
-	(-)	94.9	3.5
-	(-)*	95.4	4.4
-	(-)	92.2	6.3
-	(-)	100.0	-
-	(-)	96.0	2.3
-	(-)	93.3	4.2
-	(-)	93.1	5.6
-	(-)	95.1	4.1
-	(-)*	67.1	32.7
-	(-)*	79.4	20.4
-	(-)*	55.0	44.9
-	(-)	91.9	4.2
-	(-)	95.4	2.5
-	(-)	92.8	6.5
-	(-)*	90.9	9.0
-	(-)	92.5	2.2
-	(-)	90.7	8.2
-	(-)	88.5	1.8
-	(-)	97.9	1.8
-	(-)*	98.2	1.6
-	(-)*	89.9	10.1
-	(-)*	92.7	7.2
-	(-)	83.2	16.8
-	(-)	83.2	3.3
-	(-)*	95.7	3.9
-	(-)	90.8	5.3
-	(-)*	91.9	7.7
-	(-)	94.4	4.4
-	(-)	94.8	2.4
-	(-)	92.6	4.9
-	(-)	91.5	5.9
-	(-)	93.5	4.0
-	(-)	91.2	4.4

第3表-2-1 過去1年間に常時従事した有害業務に関する特殊健康診断受診の有無別労働者割合(2-1)

(鉛業務)		(単位：%)			
区 分	鉛業務に 従事した労働者計 1)	特殊健康診断の受診 2)			
		あり	なし	不明	
合 計	[0.2]	100.0	99.5	0.5	-
(企 業 規 模)					
5,000人以上	[0.3]	100.0 *	100.0 *	- *	- *
1,000～4,999人	[0.4]	100.0 *	100.0 *	- *	- *
300～999人	[0.4]	100.0	100.0	-	-
100～299人	[0.2]	100.0 *	96.4 *	3.6 *	- *
50～99人	[0.1]	100.0 *	100.0 *	- *	- *
30～49人	[0.0]	100.0 *	100.0 *	- *	- *
10～29人	[0.0]	100.0 *	100.0 *	- *	- *
(事 業 所 規 模)					
1,000人以上	[0.5]	100.0 *	100.0 *	- *	- *
500～999人	[0.6]	100.0 *	100.0 *	- *	- *
300～499人	[0.4]	100.0	100.0	-	-
100～299人	[0.6]	100.0	100.0	-	-
50～99人	[0.0]	100.0 *	100.0 *	- *	- *
10～49人	[0.0]	100.0 *	91.3 *	8.7 *	- *
30～49人	[0.1]	100.0 *	91.2 *	8.8 *	- *
10～29人	[0.0]	100.0 *	100.0 *	- *	- *
(産 業)					
農業、林業(林業に限る。)	[0.4]	100.0 *	100.0 *	- *	- *
鉱業、採石業、砂利採取業	[-]	-	-	-	-
建設業	[0.1]	100.0 *	100.0 *	- *	- *
総合工事(設備工事を除く)	[-]	-	-	-	-
職別工事(設備工事)	[0.9]	100.0 *	100.0 *	- *	- *
製造業	[-]	-	-	-	-
(消費関連製造業)	[0.9]	100.0	99.3	0.7	-
食品製造業、飲料・たばこ・飼料製造業	[-]	-	-	-	-
繊維・縫製業	[-]	-	-	-	-
家具・装備品製造業	[-]	-	-	-	-
印刷・同業関連業	[-]	-	-	-	-
なめし革・同製品・毛皮製造業	[-]	-	-	-	-
その他の製造業	[-]	-	-	-	-
(非金属系素材関連製造業)	[0.7]	100.0 *	100.0 *	- *	- *
木材・木製品製造業(家具を除く)	[-]	-	-	-	-
パルプ・紙・紙加工品製造業	[-]	-	-	-	-
化学工業	[2.2]	100.0 *	100.0 *	- *	- *
石油製品・石炭製品製造業	[-]	-	-	-	-
プラスチック製品製造業(別掲を除く)	[-]	-	-	-	-
ゴム製品製造業	[-]	-	-	-	-
窯業・土石製品製造業	[0.3]	100.0 *	100.0 *	- *	- *
(金属系素材関連製造業)	[1.9]	100.0	100.0	-	-
鉄・鉄鋼製品製造業	[1.5]	100.0 *	100.0 *	- *	- *
非鉄金属製品製造業	[2.0]	100.0 *	100.0 *	- *	- *
(機械関連製造業)	[2.1]	100.0 *	100.0 *	- *	- *
はん用機械器具製造業	[1.2]	100.0	98.8	1.2	-
生産用機械器具製造業	[0.6]	100.0 *	100.0 *	- *	- *
業務用機械器具製造業	[0.9]	100.0 *	100.0 *	- *	- *
電子部品・デバイス・電子回路製造業	[2.2]	100.0 *	100.0 *	- *	- *
電気機械器具製造業	[3.7]	100.0 *	100.0 *	- *	- *
情報通信機械器具製造業	[0.4]	100.0 *	100.0 *	- *	- *
輸送用機械器具製造業	[1.9]	100.0 *	90.8 *	9.2 *	- *
電気・ガス・熱供給・水道業	[0.3]	100.0 *	100.0 *	- *	- *
情報通信業	[-]	-	-	-	-
放送業	[-]	-	-	-	-
情報サービス業	[-]	-	-	-	-
インターネット・随伴サービス業	[-]	-	-	-	-
映像・音声・文字情報制作業	[-]	-	-	-	-
運輸業	[0.0]	100.0 *	100.0 *	- *	- *
鉄道業	[-]	-	-	-	-
道路旅客運送業	[-]	-	-	-	-
道路貨物運送業	[-]	-	-	-	-
水路運輸業	[-]	-	-	-	-
航空運送業	[-]	-	-	-	-
倉庫業	[-]	-	-	-	-
運輸に附帯するサービス業	[0.4]	100.0 *	100.0 *	- *	- *
郵便業(信書便事業を含む)	[-]	-	-	-	-
卸売業	[-]	-	-	-	-
(繊維、飲食品その他卸売業)	[-]	-	-	-	-
各種商品の卸売業	[-]	-	-	-	-
上記以外品の卸売業	[-]	-	-	-	-
(織物、飲食品その他小売業)	[-]	-	-	-	-
各種商品の小売業	[-]	-	-	-	-
機械器具の小売業	[-]	-	-	-	-
その他の小売業	[-]	-	-	-	-
無店舗の小売業	[-]	-	-	-	-
上記以外の小売業	[-]	-	-	-	-
金融業、保険業	[-]	-	-	-	-
金業	[-]	-	-	-	-
保険業	[-]	-	-	-	-
不動産業、物品賃貸業	[-]	-	-	-	-
不動産業	[-]	-	-	-	-
物品賃貸業	[-]	-	-	-	-
学術研究、専門・技術サービス業	[-]	-	-	-	-
宿泊業、飲食サービス業	[-]	-	-	-	-
宿泊業	[-]	-	-	-	-
飲食サービス業	[-]	-	-	-	-
生活関連サービス業、娯楽業	[-]	-	-	-	-
洗濯・理容・美容・浴場	[-]	-	-	-	-
その他の生活関連サービス業	[-]	-	-	-	-
娯楽業	[-]	-	-	-	-
娯楽業(ゴルフ場除く。)	[-]	-	-	-	-
ゴルフ場	[-]	-	-	-	-

第3表-2-1 過去1年間に常時従事した有害業務に関する特殊健康診断受診の有無別労働者割合(2-2)

(鉛業務)		(単位：%)			
区 分		鉛業務に 従事した労働者計 1)	特殊健康診断の受診 2)		
			あり	なし	不明
教育、学習支援業		[0.3]	100.0 *	100.0 *	- *
医療、療養サービス業		[-]	-	-	- *
複合サービス事業		[-]	-	-	-
郵便局		[-]	-	-	-
協同組合（他に分類されないもの）		[-]	-	-	-
サービス業（他に分類されないもの）		[0.5]	100.0 *	100.0 *	- *
（対事業所サービス業）		[0.6]	100.0 *	100.0 *	- *
（職業紹介・労働者派遣業）		[-]	-	-	-
（その他の事業サービス業）		[0.8]	100.0 *	100.0 *	- *
（对个人サービス業）		[-]	-	-	-
自動車整備業		[-]	-	-	-
機械等修理業（別掲を除く）		[-]	-	-	-
（対社会的サービス業）		[-]	-	-	-
廃棄物処理業		[-]	-	-	-
政治・経済・文化団体		[-]	-	-	-
宗教		[-]	-	-	-
その他のサービス業		[-]	-	-	-
（年齢階級）					
20歳未満		[-]	-	-	-
20～29歳		[0.3]	100.0	100.0	-
30～39歳		[0.3]	100.0 *	98.2 *	1.8 *
40～49歳		[0.3]	100.0	100.0	-
50～59歳		[0.1]	100.0 *	100.0 *	- *
60歳以上		[0.2]	100.0 *	100.0 *	- *
60～64歳		[0.3]	100.0 *	100.0 *	- *
65歳以上		[-]	-	-	-
（性別）					
男		[0.3]	100.0	99.5	0.5
20歳未満		[-]	-	-	-
20～29歳		[0.6]	100.0 *	100.0 *	- *
30～39歳		[0.4]	100.0 *	98.2 *	1.8 *
40～49歳		[0.4]	100.0	100.0	-
50～59歳		[0.1]	100.0 *	100.0 *	- *
60歳以上		[0.3]	100.0 *	100.0 *	- *
60～64歳		[0.4]	100.0 *	100.0 *	- *
65歳以上		[-]	-	-	-
女		[0.1]	100.0 *	100.0 *	- *
20歳未満		[-]	-	-	-
20～29歳		[0.0]	100.0 *	100.0 *	- *
30～39歳		[-]	-	-	-
40～49歳		[0.1]	100.0 *	100.0 *	- *
50～59歳		[0.1]	100.0 *	100.0 *	- *
60歳以上		[0.0]	100.0 *	100.0 *	- *
60～64歳		[0.1]	100.0 *	100.0 *	- *
65歳以上		[-]	-	-	-
（就業形態）					
正社員		[0.2]	100.0	99.4	0.6
契約社員		[0.5]	100.0 *	100.0 *	- *
パート・アルバイト労働者		[0.0]	100.0 *	100.0 *	- *
臨時・日雇労働者		[0.1]	100.0 *	100.0 *	- *
派遣労働者		[-]	-	-	-
（職種）					
管理的職業従事者		[0.0]	100.0 *	100.0 *	- *
専門的・技術的職業従事者		[0.4]	100.0 *	100.0 *	- *
事務従事者		[-]	-	-	-
販売従事者		[-]	-	-	-
サービス職業従事者		[-]	-	-	-
サービス職業従事者（介護サービス職業従事者及び保健医療サービス職業従事者を除く）		[-]	-	-	-
介護サービス職業従事者及び保健医療サービス職業従事者		[-]	-	-	-
生産工程従事者		[1.5]	100.0	99.3	0.7
輸送・機械運転従事者		[0.1]	100.0 *	100.0 *	- *
建設・採掘従事者		[-]	-	-	-
運搬・清掃・包装等従事者		[-]	-	-	-
上記に該当しない職種		[0.0]	100.0 *	100.0 *	- *
（経験年数）					
1年未満		[0.3]	100.0 *	100.0 *	- *
1年以上3年未満		[0.1]	100.0 *	100.0 *	- *
3年以上5年未満		[0.3]	100.0 *	100.0 *	- *
5年以上10年未満		[0.2]	100.0 *	100.0 *	- *
10年以上		[0.3]	100.0	99.0	1.0

注：1）[]は、全労働者のうち「鉛業務に従事した労働者」の割合である。

2）過去1年間の受診状況による

第3表-2-2 過去1年間に常時従事した有害業務に関する特殊健康診断受診の有無別労働者割合(2-1)

(有機溶剤業務)		(単位：%)			
区 分	有機溶剤業務に従事した労働者計 ¹⁾	特殊健康診断の受診 2)			
		あり	なし	不明	
合 計	[2.3]	100.0	95.9	4.1	-
(企 業 規 模)					
5,000人以上	[1.5]	100.0	99.4	0.6	-
1,000～4,999人	[5.3]	100.0	99.9	0.1	-
300～999人	[2.8]	100.0	99.7	0.3	-
100～299人	[2.2]	100.0	100.0	-	-
50～99人	[1.1]	100.0	84.0	16.0	-
30～49人	[1.0]	100.0	42.7	57.3	-
10～29人	[2.1]	100.0	91.4	8.6	-
(事 業 所 規 模)					
1,000人以上	[3.2]	100.0	99.8	0.2	-
500～999人	[7.0]	100.0	99.7	0.3	-
300～499人	[3.4]	100.0	99.7	0.3	-
100～299人	[3.5]	100.0	100.0	-	-
50～99人	[1.2]	100.0	91.2	8.8	-
10～49人	[1.3]	100.0	87.5	12.5	-
30～49人	[1.0]	100.0	61.3	38.7	-
10～29人	[1.5]	100.0	94.1	5.9	-
(産 業)					
農業、林業(林業に限る。)	[-]	-	-	-	-
鉱業、採石業、砂利採取業	[10.7]	100.0 *	100.0 *	- *	- *
建設業	[2.8]	100.0	95.4	4.6	-
総合工事(設備工事を除く)	[0.9]	100.0 *	100.0 *	- *	- *
職別工事(設備工事を除く)	[14.0]	100.0	100.0	-	-
製造業	[0.6]	100.0 *	37.7 *	62.3 *	- *
(消費関連製造業)	[9.5]	100.0	95.1	4.9	-
食料品製造業、飲料・たばこ・飼料製造業	[5.1]	100.0	80.2	19.8	-
繊維・縫製業	[2.3]	100.0 *	100.0 *	- *	- *
家具・装具・備品製造業	[5.0]	100.0	100.0	-	-
印刷・同業関連業	[14.7]	100.0	100.0	-	-
めし革・同製品・毛皮製造業	[10.9]	100.0	47.7	52.3	-
その他の製造業	[7.9]	100.0 *	100.0 *	- *	- *
(非金属系素材関連製造業)	[6.4]	100.0	100.0	-	-
木材・木製品製造業(家具を除く)	[16.2]	100.0	99.8	0.2	-
パルプ・紙・紙加工品製造業	[2.6]	100.0 *	100.0 *	- *	- *
化学工業	[7.2]	100.0	100.0	-	-
石油製品・石炭製品製造業	[34.2]	100.0	100.0	-	-
プラスチック製品製造業(別掲を除く)	[25.4]	100.0	100.0	-	-
ゴム製品製造業	[10.8]	100.0	100.0	-	-
窯業・土石製品製造業	[10.3]	100.0	96.1	3.9	-
(金属系素材関連製造業)	[7.6]	100.0	100.0	-	-
鉄・鉄鋼製品製造業	[11.3]	100.0	99.9	0.1	-
非鉄金属製品製造業	[11.6]	100.0	100.0	-	-
(機械関連製造業)	[5.3]	100.0	100.0	-	-
はん用機械器具製造業	[12.6]	100.0	99.8	0.2	-
生産用機械器具製造業	[8.2]	100.0	93.9	6.1	-
業務用機械器具製造業	[12.1]	100.0	100.0	-	-
電子部品・デバイス・電子回路製造業	[5.7]	100.0	77.8	22.2	-
電気機械器具製造業	[15.6]	100.0	77.9	22.1	-
情報通信機械器具製造業	[9.4]	100.0	100.0	-	-
輸送用機械器具製造業	[2.9]	100.0 *	100.0 *	- *	- *
電気・ガス・熱供給・水道	[8.9]	100.0 *	100.0 *	- *	- *
情報通信	[7.7]	100.0	100.0	-	-
放送	[-]	-	-	-	-
情報サービス	[1.0]	100.0 *	100.0 *	- *	- *
インターネット・随伴サービス	[-]	-	-	-	-
映像・音声・文字情報制作	[-]	-	-	-	-
運輸業	[0.4]	100.0 *	96.5 *	3.5 *	- *
鉄道	[-]	-	-	-	-
道路旅客運送業	[0.5]	100.0 *	83.4 *	16.6 *	- *
道路貨物運送業	[0.3]	100.0 *	100.0 *	- *	- *
水路運送業	[1.1]	100.0 *	100.0 *	- *	- *
航空運送業	[0.4]	100.0 *	100.0 *	- *	- *
倉庫・運輸に附帯するサービス業	[2.4]	100.0 *	100.0 *	- *	- *
郵便業(信書便事業を含む)	[-]	-	-	-	-
卸売業	[0.3]	100.0 *	100.0 *	- *	- *
(繊維、飲食品その他卸売業)	[-]	-	-	-	-
各種商売	[-]	-	-	-	-
上記以外その他卸売業	[-]	-	-	-	-
(織物、飲食品その他小売業)	[0.5]	100.0 *	100.0 *	- *	- *
各種小売業	[-]	-	-	-	-
機械器具の小売業	[4.1]	100.0 *	100.0 *	- *	- *
その他の小売業	[-]	-	-	-	-
無店舗の小売業	[-]	-	-	-	-
上記以外その他小売業	[-]	-	-	-	-
金融業、保険業	[-]	-	-	-	-
金業	[-]	-	-	-	-
保険業	[-]	-	-	-	-
不動産業、物品賃貸業	[-]	-	-	-	-
不動産業	[-]	-	-	-	-
物品賃貸業	[-]	-	-	-	-
学術研究、専門・技術サービス業	[4.0]	100.0 *	100.0 *	- *	- *
宿泊業、飲食サービス業	[-]	-	-	-	-
宿泊業	[-]	-	-	-	-
飲食サービス業	[-]	-	-	-	-
生活関連サービス業、娯楽業	[0.6]	100.0 *	95.6 *	4.4 *	- *
洗濯・理容・美容・浴場	[2.1]	100.0 *	100.0 *	- *	- *
その他の生活関連サービス業	[-]	-	-	-	-
娯楽業	[0.0]	100.0 *	- *	100.0 *	- *
娯楽業(ゴルフ場除く。)	[-]	-	-	-	-
ゴルフ場	[0.3]	100.0 *	- *	100.0 *	- *

第3表-2-2 過去1年間に常時従事した有害業務に関する特殊健康診断受診の有無別労働者割合(2-2)

(有機溶剤業務)		(単位：%)			
区 分		有機溶剤業務に 従事した労働者計 1)	特殊健康診断の受診 2)		
			あり	なし	不明
教育、学習支援業		[1.2]	100.0 *	100.0 *	- *
医療、療養サービス業		[0.3]	100.0 *	100.0 *	- *
複合サービス事業		[-]	-	-	-
郵便局		[-]	-	-	-
協同組合（他に分類されないもの）		[-]	-	-	-
サービス業（他に分類されないもの）		[0.9]	100.0	100.0	-
（対事業所サービス業）		[0.6]	100.0 *	100.0 *	- *
職業紹介・労働者派遣業		[-]	-	-	-
その他の事業サービス業		[0.8]	100.0 *	100.0 *	- *
（対個人サービス業）		[6.7]	100.0	100.0	-
自動車整備業		[17.3]	100.0	100.0	-
機械等修理業（別掲を除く）		[-]	-	-	-
（対社会的サービス業）		[0.3]	100.0 *	100.0 *	- *
廃棄物処理業		[0.4]	100.0 *	100.0 *	- *
政治・経済・文化団体		[0.2]	100.0 *	100.0 *	- *
宗教		[-]	-	-	-
その他のサービス業		[-]	-	-	-
（年齢階級）					
20歳未満		[4.6]	100.0 *	100.0 *	- *
20～29歳		[2.1]	100.0	98.5	1.5
30～39歳		[2.9]	100.0	93.6	6.4
40～49歳		[2.5]	100.0	98.6	1.4
50～59歳		[2.1]	100.0	92.7	7.3
60歳以上		[0.5]	100.0	100.0	-
60～64歳		[0.8]	100.0	100.0	-
65歳以上		[0.1]	100.0 *	100.0 *	- *
（性別）					
20歳未満	男	[3.4]	100.0	95.9	4.1
20～29歳		[8.4]	100.0 *	100.0 *	- *
30～39歳		[3.8]	100.0	100.0	-
40～49歳		[4.4]	100.0	94.2	5.8
50～59歳		[3.5]	100.0	98.3	1.7
60歳以上		[3.0]	100.0	91.5	8.5
60～64歳		[0.8]	100.0	100.0	-
65歳以上		[1.1]	100.0	100.0	-
（就業形態）					
20歳未満	女	[0.2]	100.0 *	100.0 *	- *
20～29歳		[0.6]	100.0	96.0	4.0
30～39歳		[-]	-	-	-
40～49歳		[0.6]	100.0	90.2	9.8
50～59歳		[0.2]	100.0 *	73.0 *	27.0 *
60歳以上		[1.1]	100.0	100.0	-
60～64歳		[0.7]	100.0 *	100.0 *	- *
65歳以上		[0.1]	100.0 *	100.0 *	- *
（職種）					
20歳未満		[0.1]	100.0 *	100.0 *	- *
20～29歳		[0.1]	100.0 *	100.0 *	- *
30～39歳		[0.1]	100.0 *	100.0 *	- *
40～49歳		[0.1]	100.0 *	100.0 *	- *
50～59歳		[0.1]	100.0 *	100.0 *	- *
60歳以上		[0.1]	100.0 *	100.0 *	- *
60～64歳		[0.1]	100.0 *	100.0 *	- *
65歳以上		[-]	-	-	-
（就業形態）					
正社員		[2.7]	100.0	95.6	4.4
契約社員		[1.2]	100.0	94.6	5.4
パートタイム労働者		[0.7]	100.0	100.0	-
臨時雇用労働者		[-]	-	-	-
派遣労働者		[5.1]	100.0	100.0	-
（職種）					
管理的職業従事者		[0.8]	100.0	100.0	-
専門的・技術的職業従事者		[5.1]	100.0	98.2	1.8
事務従事者		[0.3]	100.0	100.0	-
販売従事者		[0.2]	100.0 *	65.7 *	34.3 *
サービス従事者		[0.0]	100.0 *	83.7 *	16.3 *
サービス職業従事者（介護サービス職業従事者及び保健医療サービス職業従事者を除く）		[0.1]	100.0 *	83.7 *	16.3 *
介護サービス職業従事者及び保健医療サービス職業従事者		[-]	-	-	-
生産工程従事者		[11.7]	100.0	94.0	6.0
輸送・機械運転従事者		[0.2]	100.0 *	100.0 *	- *
建設・採掘従事者		[3.9]	100.0	98.0	2.0
運搬・清掃・包装等従事者		[0.2]	100.0 *	100.0 *	- *
上記に該当しない職種		[0.4]	100.0 *	100.0 *	- *
（経験年数）					
1年未満		[2.2]	100.0	95.3	4.7
1年以上3年未満		[1.3]	100.0	100.0	-
3年以上5年未満		[1.5]	100.0	93.6	6.4
5年以上10年未満		[2.2]	100.0	96.9	3.1
10年以上		[3.0]	100.0	95.3	4.7

注：1）[]は、全労働者のうち「有機溶剤業務に従事した労働者」の割合である。

2）過去1年間の受診状況による

第3表-2-3 過去1年間に常時従事した有害業務に関する特殊健康診断受診の有無別労働者割合(2-1)

(放射線業務)		(単位：%)			
区 分		放射線業務に 従事した労働者計 1)	特殊健康診断の受診 2)		
			あり	なし	不明
合 計		[1.1]	100.0	93.7	6.3
企 業 規 模					
5,000人以上		[2.3]	100.0	100.0	-
1,000～4,999人		[1.2]	100.0	80.4	19.6
300～999人		[1.7]	100.0	86.6	13.4
100～299人		[1.0]	100.0	100.0	-
50～99人		[0.1]	100.0 *	100.0 *	- *
30～49人		[0.0]	100.0 *	100.0 *	- *
10～29人		[0.1]	100.0 *	100.0 *	- *
(事業所規模)					
1,000人以上		[3.0]	100.0	100.0	-
500～999人		[3.0]	100.0	59.8	40.2
300～499人		[2.3]	100.0	100.0	-
100～299人		[2.0]	100.0	100.0	-
50～99人		[0.8]	100.0 *	97.0 *	3.0 *
30～49人		[0.2]	100.0	100.0	-
10～29人		[0.1]	100.0 *	100.0 *	- *
(産業別)					
農業・林業(林業に限る。)		[-]	-	-	-
鉱業・採石業・砂利採取業		[0.8]	100.0 *	100.0 *	- *
建設業		[-]	-	-	-
総合工事(設備工事を除く)		[-]	-	-	-
職別工事(設備工事)		[-]	-	-	-
製造業		[-]	-	-	-
(消費関連製造業)		[1.4]	100.0	89.3	10.7
食品製造業、飲料・たばこ・飼料製造業		[0.1]	100.0 *	100.0 *	- *
繊維・縫製業		[-]	-	-	-
家具・装備品製造業		[0.5]	100.0 *	100.0 *	- *
印刷・同製品製造業		[-]	-	-	-
なめし革・同製品・毛皮製造業		[-]	-	-	-
その他の製造業		[-]	-	-	-
(非金属系素材関連製造業)		[3.7]	100.0	100.0	-
木材・木製品製造業(家具を除く)		[2.0]	100.0 *	100.0 *	- *
パルプ・紙・紙加工品製造業		[0.7]	100.0 *	100.0 *	- *
化学工業		[11.7]	100.0	100.0	-
石油製品・石炭製品製造業		[-]	-	-	-
プラスチック製品製造業(別掲を除く)		[0.3]	100.0 *	100.0 *	- *
ゴム製品製造業		[0.8]	100.0 *	100.0 *	- *
窯業・土石製品製造業		[0.4]	100.0 *	100.0 *	- *
(金属系素材関連製造業)		[1.5]	100.0	100.0	-
鉄・鉄鋼製品製造業		[3.5]	100.0 *	100.0 *	- *
非鉄金属製品製造業		[1.7]	100.0 *	100.0 *	- *
(機械関連製造業)		[0.5]	100.0 *	100.0 *	- *
はん用機械器具製造業		[0.9]	100.0 *	61.3 *	38.7 *
生産用機械器具製造業		[-]	-	-	-
業務用機械器具製造業		[0.6]	100.0 *	100.0 *	- *
電子部品・デバイス・電子回路製造業		[-]	-	-	-
電気機械器具製造業		[0.8]	100.0 *	100.0 *	- *
情報通信機械器具製造業		[-]	-	-	-
輸送用機械器具製造業		[1.4]	100.0 *	100.0 *	- *
電気・ガス・熱供給・水道業		[2.0]	100.0 *	41.4 *	58.6 *
情報通信業		[0.9]	100.0 *	100.0 *	- *
放送業		[-]	-	-	-
情報サービス業		[-]	-	-	-
インターネット・随伴サービス業		[-]	-	-	-
映像・音声・文字情報制作業		[-]	-	-	-
運輸業		[0.1]	100.0 *	100.0 *	- *
鉄道		[-]	-	-	-
道路旅客運送業		[0.2]	100.0 *	100.0 *	- *
道路貨物運送業		[-]	-	-	-
水路旅客運送業		[2.1]	100.0 *	100.0 *	- *
航空旅客運送業		[-]	-	-	-
倉庫・運輸に附帯するサービス業		[-]	-	-	-
郵便業(信書便事業を含む)		[-]	-	-	-
卸売業		[-]	-	-	-
(繊維、飲料品その他卸売業)		[-]	-	-	-
各種商品の卸売業		[-]	-	-	-
上記以外品の卸売業		[-]	-	-	-
(織物、飲料品その他小売業)		[-]	-	-	-
各種商品の小売業		[-]	-	-	-
機械器具の小売業		[-]	-	-	-
その他の小売業		[-]	-	-	-
無記名小売業		[-]	-	-	-
金融業		[-]	-	-	-
保険業		[-]	-	-	-
不動産業		[-]	-	-	-
不動産賃貸業		[-]	-	-	-
不動産賃貸業		[-]	-	-	-
学術研究・専門・技術サービス業		[6.4]	100.0 *	100.0 *	- *
宿泊業、飲食サービス業		[-]	-	-	-
飲食サービス業		[-]	-	-	-
生活関連サービス業、娯楽業		[-]	-	-	-
洗濯・美容・浴場		[-]	-	-	-
その他の生活関連サービス業		[-]	-	-	-
娯楽業		[-]	-	-	-
娯楽業(ゴルフ場除く。)		[-]	-	-	-
ゴルフ場		[-]	-	-	-

第3表-2-3 過去1年間に常時従事した有害業務に関する特殊健康診断受診の有無別労働者割合(2-2)

(放射線業務)		(単位：%)			
区 分		放射線業務に 従事した労働者計 1)	特殊健康診断の受診 2)		
			あり	なし	不明
教育、学習支援事業		[2.3]	100.0 *	100.0 *	- *
医療、療養サービス事業		[3.4]	100.0	92.6	7.4
複合サービス事業		[-]	-	-	-
郵便局		[-]	-	-	-
協同組合（他に分類されないもの）		[-]	-	-	-
サービス業（他に分類されないもの）		[0.7]	100.0 *	92.7 *	7.3 *
（対事業所サービス業）		[0.6]	100.0 *	100.0 *	- *
職業紹介・労働者派遣業		[-]	-	-	-
その他のサービス業		[0.8]	100.0 *	100.0 *	- *
（対個人サービス業）		[2.0]	100.0 *	100.0 *	- *
自動車整備業		[-]	-	-	-
機械等修理業（別掲を除く）		[3.3]	100.0 *	100.0 *	- *
（対社会的サービス業）		[0.4]	100.0 *	- *	100.0 *
廃棄物処理業		[0.8]	100.0 *	- *	100.0 *
政治・経済・文化団体		[-]	-	-	-
宗教		[-]	-	-	-
その他のサービス業		[-]	-	-	-
（年齢階級）					
20歳未満		[1.2]	100.0 *	100.0 *	- *
20～29歳		[2.1]	100.0	100.0	-
30～39歳		[1.8]	100.0	91.0	9.0
40～49歳		[0.7]	100.0	84.9	15.1
50～59歳		[0.5]	100.0	100.0	-
60歳以上		[0.3]	100.0 *	100.0 *	- *
60～64歳		[0.4]	100.0 *	100.0 *	- *
65歳以上		[0.1]	100.0 *	100.0 *	- *
（男）					
20歳未満		[1.3]	100.0	96.1	3.9
20～29歳		[2.1]	100.0 *	100.0 *	- *
30～39歳		[3.4]	100.0	100.0	-
40～49歳		[1.5]	100.0	100.0	-
50～59歳		[0.9]	100.0	81.8	18.2
60歳以上		[0.9]	100.0	100.0	-
60～64歳		[0.4]	100.0 *	100.0 *	- *
65歳以上		[0.5]	100.0 *	100.0 *	- *
（女）					
20歳未満		[0.2]	100.0 *	100.0 *	- *
20～29歳		[0.8]	100.0 *	87.6 *	12.4 *
30～39歳		[-]	-	-	-
40～49歳		[1.0]	100.0 *	100.0 *	- *
50～59歳		[2.2]	100.0 *	80.2 *	19.8 *
60歳以上		[0.3]	100.0 *	100.0 *	- *
60～64歳		[-]	-	-	-
65歳以上		[0.0]	100.0 *	100.0 *	- *
（就業形態）					
正社員		[1.4]	100.0	93.2	6.8
契約社員		[0.9]	100.0 *	100.0 *	- *
パート・アルバイト労働者		[0.0]	100.0 *	100.0 *	- *
臨時雇用労働者		[-]	-	-	-
派遣労働者		[0.3]	100.0 *	100.0 *	- *
（職種）					
管理的職業従事者		[0.4]	100.0 *	100.0 *	- *
専門的・技術的職業従事者		[4.9]	100.0	95.2	4.8
事務的職業従事者		[0.1]	100.0 *	100.0 *	- *
販売従事者		[-]	-	-	-
サービス従事者		[-]	-	-	-
サービス職業従事者（介護サービス職業従事者及び保健医療サービス職業従事者を除く）		[-]	-	-	-
介護サービス職業従事者及び保健医療サービス職業従事者		[-]	-	-	-
生産工程従事者		[1.9]	100.0	86.1	13.9
輸送・機械運転従事者		[0.1]	100.0 *	100.0 *	- *
建設・採掘従事者		[0.0]	100.0 *	100.0 *	- *
運搬・清掃・包装等従事者		[0.2]	100.0 *	- *	100.0 *
上記に該当しない職種		[0.7]	100.0 *	100.0 *	- *
（経験年数）					
1年未満		[0.8]	100.0 *	100.0 *	- *
1年以上3年未満		[1.3]	100.0	100.0	-
3年以上5年未満		[1.0]	100.0 *	100.0 *	- *
5年以上10年未満		[0.4]	100.0	100.0	-
10年以上		[1.5]	100.0	88.7	11.3

注：1）[]は、全労働者のうち「放射線業務に従事した労働者」の割合である。

2）過去1年間の受診状況による

第3表-3 現在あるいは過去に常時従事した有害業務の種類別従事労働者割合(2-1)

区 分	労働者計	有害業務の種類							
		右記の有害業務に 常時従事していた		特定化学物質を 製造し又は 取り扱う業務		石綿等を取り扱う業務		3年に1回の じん肺定期健康診断 の対象者	
合 計	100.0	3.2	(100.0)	1.5	(47.3)	0.5	(16.2)	0.6	(20.1)
（ 企 業 規 模 ）									
5,000人以上	100.0	2.9	(100.0)	1.9	(64.5)	0.3	(12.0)	0.4	(14.4)
1,000～4,999人	100.0	7.9	(100.0)	3.7	(46.5)	2.4	(30.0)	0.9	(11.6)
300～999人	100.0	3.1	(100.0)	1.5	(48.9)	0.1	(2.7)	0.6	(21.0)
100～299人	100.0	3.6	(100.0)	1.7	(48.0)	0.6	(16.4)	0.8	(21.3)
50～99人	100.0	2.2	(100.0)	0.4	(16.4)	0.2	(9.2)	1.2	(54.2)
30～49人	100.0	0.5	(100.0)	0.2	(44.7)	0.0	(6.0)	0.2	(39.1)
10～29人	100.0	1.9	(100.0)	0.6	(32.9)	0.3	(15.6)	0.5	(26.9)
（ 事 業 所 規 模 ）									
1,000人以上	100.0	5.9	(100.0)	3.1	(52.6)	0.7	(12.4)	0.6	(9.6)
500～999人	100.0	9.3	(100.0)	4.8	(51.9)	3.8	(40.5)	0.8	(9.0)
300～499人	100.0	5.9	(100.0)	3.6	(60.4)	0.2	(3.3)	0.9	(15.5)
100～299人	100.0	3.5	(100.0)	2.0	(58.1)	0.2	(4.8)	0.6	(16.1)
50～99人	100.0	2.8	(100.0)	0.3	(12.1)	0.1	(4.8)	1.3	(47.5)
30～49人	100.0	1.6	(100.0)	0.8	(47.4)	0.4	(26.3)	0.4	(21.8)
10～29人	100.0	1.4	(100.0)	0.6	(41.0)	0.3	(21.6)	0.4	(26.6)
（ 産 業 ）	100.0	1.7	(100.0)	0.9	(49.4)	0.5	(27.7)	0.4	(20.4)
農業、林業（林業に限る。）	100.0	0.5	(100.0) *	0.5	(100.0) *	-	(-) *	0.5	(100.0) *
建設、採石業、砂利採取業	100.0	25.4	(100.0)	11.4	(44.8)	1.4	(5.3)	11.0	(43.1)
総合工事（設備工事を除く）	100.0	3.9	(100.0)	0.9	(22.7)	1.2	(31.3)	1.2	(30.3)
職別工事（設備工事を除く）	100.0	1.4	(100.0) *	-	(-) *	-	(-) *	0.5	(33.3) *
製造業	100.0	12.2	(100.0)	5.2	(42.4)	2.6	(21.2)	3.8	(31.6)
（消費関連製造業）	100.0	3.8	(100.0)	0.2	(5.9)	2.3	(60.8)	1.0	(27.1)
食料品製造業、飲料・たばこ・飼料製造業	100.0	12.0	(100.0)	5.2	(43.6)	1.7	(14.3)	2.6	(21.6)
繊維・縫製業	100.0	2.8	(100.0)	1.9	(66.3)	0.2	(6.5)	0.6	(21.0)
家具・装備品製造業	100.0	1.4	(100.0) *	1.4	(100.0) *	-	(-) *	-	(-) *
印刷・同製品製造業	100.0	4.6	(100.0)	4.6	(100.0)	1.4	(31.2)	-	(-) *
なめし革・同製品・毛皮製造業	100.0	4.3	(100.0) *	3.5	(81.5) *	-	(-) *	-	(-) *
その他	100.0	1.1	(100.0) *	0.4	(33.1) *	-	(-) *	0.5	(47.8) *
（非金属系素材関連製造業）	100.0	6.7	(100.0) *	6.7	(100.0) *	-	(-) *	-	(-) *
木材・木製品製造業（家具を除く）	100.0	10.8	(100.0)	2.6	(24.3)	-	(-)	5.2	(47.9)
パルプ・紙・紙加工品製造業	100.0	16.1	(100.0)	11.1	(68.7)	1.5	(9.0)	2.8	(17.5)
化学工業	100.0	3.5	(100.0) *	2.2	(62.3) *	1.0	(27.8) *	0.3	(10.0) *
石油製品・石炭製品製造業	100.0	4.2	(100.0)	3.6	(87.3)	0.5	(12.7)	0.5	(12.7)
プラスチック製品製造業（別掲を除く）	100.0	27.9	(100.0)	24.2	(86.7)	1.9	(6.8)	3.8	(13.6)
ゴム製品製造業	100.0	34.6	(100.0)	31.4	(90.6)	2.1	(6.1)	1.5	(4.3)
窯業・土石製品製造業	100.0	9.5	(100.0)	7.2	(76.2)	1.8	(19.4)	0.7	(7.0)
（金属系素材関連製造業）	100.0	8.6	(100.0)	3.9	(46.1)	2.0	(22.9)	1.0	(12.2)
鉄・鉄鋼製品製造業	100.0	22.3	(100.0)	5.2	(23.4)	0.6	(2.5)	8.4	(37.6)
金・金製品製造業	100.0	23.0	(100.0)	4.8	(20.7)	0.8	(3.5)	10.1	(43.8)
鉄・鉄鋼製品製造業	100.0	27.9	(100.0)	14.4	(51.7)	1.4	(5.1)	6.7	(24.1)
金・金製品製造業	100.0	20.9	(100.0)	4.6	(22.2)	0.8	(3.9)	7.5	(35.7)
（機械関連製造業）	100.0	21.1	(100.0)	-	(-)	0.5	(2.4)	12.4	(58.7)
はん用機械器具製造業	100.0	12.0	(100.0)	4.4	(36.7)	3.1	(25.6)	1.4	(11.3)
生産用機械器具製造業	100.0	11.2	(100.0)	5.0	(45.0)	-	(-)	1.4	(12.7)
業務用機械器具製造業	100.0	6.4	(100.0)	2.7	(42.4)	-	(-)	1.4	(22.3)
電子部品・デバイス・電子回路製造業	100.0	8.8	(100.0)	6.0	(67.4)	0.6	(7.2)	0.4	(4.0)
電気機械器具製造業	100.0	6.9	(100.0)	6.5	(95.3)	-	(-)	1.1	(16.2)
情報通信機械器具製造業	100.0	9.0	(100.0)	6.2	(69.2)	-	(-)	1.0	(11.6)
輸送用機械器具製造業	100.0	7.8	(100.0) *	4.7	(59.8) *	2.4	(30.3) *	0.4	(4.9) *
電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	20.8	(100.0)	2.6	(12.4)	9.3	(44.6)	2.1	(10.2)
情報通信業	100.0	-	(-)	-	(-)	-	(-)	-	(-)
放送業	100.0	1.0	(100.0) *	0.5	(44.9) *	-	(-) *	-	(-) *
情報サービス業	100.0	-	(-)	-	(-)	-	(-)	-	(-)
インターネット・随伴サービス業	100.0	-	(-)	-	(-)	-	(-)	-	(-)
映像・音声・文字情報制作業	100.0	1.5	(100.0) *	0.6	(41.9) *	-	(-) *	-	(-) *
運輸業	100.0	0.6	(100.0) *	0.6	(100.0) *	-	(-) *	-	(-) *
鉄道	100.0	-	(-)	-	(-)	-	(-)	-	(-)
道路旅客運送業	100.0	1.3	(100.0)	0.3	(26.3)	0.6	(45.0)	0.2	(11.9)
道路貨物運送業	100.0	7.3	(100.0) *	-	(-) *	7.3	(100.0) *	-	(-) *
航空運送業	100.0	0.5	(100.0) *	0.5	(100.0) *	-	(-) *	-	(-) *
倉庫・運輸に附帯するサービス業	100.0	0.3	(100.0) *	0.3	(79.5) *	-	(-) *	0.1	(20.5) *
郵便業（信書便事業を含む）	100.0	-	(-)	-	(-)	-	(-)	-	(-)
卸売業	100.0	-	(-)	-	(-)	-	(-)	-	(-)
（繊維、飲食品その他卸売業）	100.0	0.6	(100.0) *	0.1	(15.3) *	0.3	(45.9) *	-	(-) *
各種商売	100.0	-	(-)	-	(-)	-	(-)	-	(-)
上記以外その他卸売業	100.0	-	(-)	-	(-)	-	(-)	-	(-)
（各種商売）	100.0	-	(-)	-	(-)	-	(-)	-	(-)
各種機械器具の小売業	100.0	0.9	(100.0) *	0.1	(15.3) *	0.4	(45.9) *	-	(-) *
その他小売業	100.0	-	(-)	-	(-)	-	(-)	-	(-)
無記名小売業	100.0	7.7	(100.0) *	1.2	(15.5) *	3.6	(46.5) *	-	(-) *
金融業、保険業	100.0	-	(-)	-	(-)	-	(-)	-	(-)
不動産業、物産賃貸業	100.0	0.3	(100.0) *	-	(-) *	-	(-) *	-	(-) *
不動産業、物産賃貸業	100.0	-	(-)	-	(-)	-	(-)	-	(-)
学術研究、専門・技術サービス業	100.0	-	(-)	-	(-)	-	(-)	-	(-)
宿泊業、飲食サービス業	100.0	-	(-)	-	(-)	-	(-)	-	(-)
飲食サービス業	100.0	-	(-)	-	(-)	-	(-)	-	(-)
生活関連サービス業、娯楽業	100.0	-	(-)	-	(-)	-	(-)	-	(-)
洗濯・美容・浴場	100.0	0.5	(100.0) *	0.5	(100.0) *	-	(-) *	-	(-) *
その他の生活関連サービス業	100.0	2.1	(100.0) *	2.1	(100.0) *	-	(-) *	-	(-) *
娯楽業（ゴルフ場除く。）	100.0	-	(-)	-	(-)	-	(-)	-	(-)
ゴルフ場	100.0	-	(-)	-	(-)	-	(-)	-	(-)

(複数回答)				左記の有害 業務に従事 して いなかった	不明
粉じん作業 1)					
1 年に 1 回の じん肺定期健康診断 の対象者		就業時、定期外又は 離職時のじん肺健康 診断の対象者 (過去 1 年間)			
1. 0	(31.6)	0. 1	(3. 1)	86. 5	10. 3
0. 7	(23. 7)	0. 1	(3. 2)	90. 3	6. 8
1. 6	(20. 4)	0. 2	(1. 9)	86. 2	6. 0
1. 2	(40. 7)	0. 0	(0. 4)	91. 3	5. 6
1. 5	(41. 7)	0. 2	(5. 0)	87. 1	9. 3
0. 9	(40. 1)	0. 2	(10. 1)	78. 0	19. 8
0. 1	(24. 2)	-	(-)	82. 5	17. 0
0. 8	(40. 4)	0. 1	(4. 2)	82. 7	15. 4
2. 3	(40. 0)	0. 2	(3. 7)	89. 3	4. 8
1. 2	(13. 4)	0. 2	(2. 6)	84. 8	5. 9
1. 6	(26. 9)	0. 1	(2. 4)	87. 0	7. 2
1. 0	(28. 8)	0. 1	(4. 0)	88. 4	8. 1
1. 7	(60. 1)	0. 1	(3. 7)	88. 5	8. 7
0. 4	(25. 7)	0. 0	(2. 4)	84. 6	13. 7
0. 2	(15. 1)	0. 0	(2. 9)	75. 9	22. 8
0. 5	(28. 9)	0. 0	(2. 3)	88. 0	10. 2
0. 5	(100. 0) *	0. 5	(100. 0) *	86. 7	12. 8
1. 7	(6. 8)	1. 7	(6. 8)	70. 9	3. 7
1. 5	(37. 2)	-	(-)	75. 6	20. 5
0. 9	(66. 7) *	-	(-) *	72. 9	25. 8
5. 9	(48. 9)	-	(-)	76. 1	11. 7
0. 2	(6. 3)	-	(-)	79. 0	17. 2
4. 5	(37. 7)	0. 4	(3. 0)	78. 6	9. 4
0. 7	(23. 6)	-	(-)	77. 0	20. 1
-	(-) *	-	(-) *	69. 7	28. 9
0. 1	(1. 8)	-	(-)	82. 2	13. 2
0. 8	(18. 5) *	-	(-) *	89. 7	6. 0
0. 3	(28. 7) *	-	(-) *	87. 1	11. 8
3. 5	(52. 3) *	-	(-) *	85. 2	8. 0
5. 6	(51. 7)	-	(-)	87. 3	1. 9
4. 0	(24. 5)	0. 1	(0. 9)	77. 3	6. 6
-	(-) *	-	(-) *	79. 5	17. 0
0. 5	(12. 7)	0. 5	(12. 7)	78. 4	17. 5
1. 6	(5. 8)	-	(-)	70. 3	1. 8
5. 5	(16. 0)	-	(-)	59. 2	6. 2
5. 0	(52. 4)	-	(-)	84. 1	6. 5
1. 2	(14. 2)	0. 9	(10. 3)	85. 0	6. 4
10. 7	(48. 3)	0. 1	(0. 5)	73. 3	4. 5
13. 2	(57. 4)	1. 8	(7. 8)	72. 3	4. 7
13. 2	(47. 4)	1. 5	(5. 5)	71. 8	0. 3
8. 3	(39. 8)	1. 6	(7. 9)	74. 5	4. 6
14. 4	(68. 2)	2. 0	(9. 3)	72. 1	6. 9
4. 4	(37. 0)	0. 2	(2. 0)	82. 2	5. 8
5. 8	(52. 3)	-	(-)	81. 6	7. 2
2. 7	(42. 5)	-	(-)	86. 6	7. 0
2. 3	(26. 4)	0. 4	(4. 9)	85. 0	6. 1
0. 3	(4. 7)	-	(-)	86. 9	6. 3
2. 9	(32. 2)	-	(-)	86. 4	4. 6
1. 2	(14. 8) *	-	(-) *	88. 3	3. 9
9. 0	(43. 4)	0. 7	(3. 2)	73. 7	5. 5
-	(-)	-	(-)	90. 7	9. 3
-	(-) *	0. 6	(55. 1) *	89. 9	9. 1
-	(-)	-	(-)	84. 8	15. 2
-	(-)	-	(-)	96. 7	3. 3
-	(-) *	0. 9	(58. 1) *	90. 6	7. 9
-	(-) *	-	(-) *	87. 7	11. 7
-	(-)	-	(-)	90. 4	9. 6
0. 2	(16. 8)	0. 0	(3. 4)	88. 8	9. 9
-	(-) *	-	(-) *	88. 7	4. 0
-	(-) *	-	(-) *	78. 3	21. 3
-	(-) *	-	(-) *	91. 3	8. 4
-	(-)	-	(-)	79. 5	20. 5
-	(-)	-	(-)	90. 8	9. 2
-	(-) *	-	(-) *	92. 4	7. 1
2. 0	(51. 5) *	0. 4	(10. 3) *	92. 8	3. 2
-	(-)	-	(-)	79. 9	20. 1
0. 3	(54. 1) *	-	(-) *	86. 5	12. 9
-	(-)	-	(-)	95. 4	4. 6
-	(-)	-	(-)	100. 0	-
-	(-)	-	(-)	95. 4	4. 6
0. 5	(54. 1) *	-	(-) *	81. 9	17. 2
-	(-)	-	(-)	86. 3	13. 7
4. 1	(53. 5) *	-	(-) *	78. 4	13. 9
-	(-)	-	(-)	92. 9	7. 1
0. 3	(100. 0) *	-	(-) *	79. 0	20. 7
-	(-)	-	(-)	77. 5	22. 5
-	(-)	-	(-)	94. 1	5. 9
-	(-)	-	(-)	92. 9	7. 1
-	(-)	-	(-)	96. 1	3. 9
-	(-)	-	(-)	91. 9	8. 1
-	(-)	-	(-)	91. 5	8. 5
-	(-)	-	(-)	92. 6	7. 4
-	(-)	-	(-)	84. 2	9. 1
-	(-)	-	(-)	94. 6	5. 4
-	(-)	-	(-)	92. 3	7. 7
-	(-)	-	(-)	95. 0	5. 0
-	(-) *	-	(-) *	92. 6	6. 8
-	(-) *	-	(-) *	81. 7	16. 2
-	(-)	-	(-)	95. 4	4. 6
-	(-)	-	(-)	96. 6	3. 4
-	(-)	-	(-)	96. 4	3. 6
-	(-)	-	(-)	97. 7	2. 3

第3表-3 現在あるいは過去に常時従事した有害業務の種類別従事労働者割合(2-2)

区 分	労働者計	右記の有害業務に 常時従事していた		特定化学物質を 製造し又は 取り扱う業務	石綿等を取り扱う業務	有害業務の種類	
						3年に1回の じん肺定期健康診断 の対象者	
教育、学習支援業	100.0	1.3	(100.0) *	1.3	(100.0) *	0.3	(26.4) *
医療、療養サービス業	100.0	0.5	(100.0) *	0.5	(100.0) *	-	(-) *
複合サービス事業	100.0	0.1	(100.0) *	-	(-) *	0.1	(100.0) *
郵便局	100.0	-	(-) *	-	(-) *	-	(-) *
協同組合（他に分類されないもの）	100.0	0.4	(100.0) *	-	(-) *	0.4	(100.0) *
サービス業（他に分類されないもの）	100.0	2.7	(100.0) *	1.7	(62.7) *	0.7	(25.2) *
（対事業所サービス業）	100.0	1.9	(100.0) *	1.3	(66.7) *	0.6	(33.3) *
職業紹介・労働者派遣業	100.0	-	(-) *	-	(-) *	-	(-) *
その他の事業サービス業	100.0	2.5	(100.0) *	1.6	(66.7) *	0.8	(33.3) *
（対個人サービス業）	100.0	7.0	(100.0) *	3.8	(54.0) *	2.7	(38.5) *
自動車整備業	100.0	17.2	(100.0) *	9.0	(52.0) *	6.9	(40.2) *
機械等修理業（別掲を除く）	100.0	0.5	(100.0) *	0.5	(100.0) *	-	(-) *
（対社会的サービス業）	100.0	5.8	(100.0) *	3.4	(59.1) *	-	(-) *
廃棄物処理業	100.0	10.9	(100.0) *	6.4	(58.6) *	-	(-) *
政治・経済・文化団体	100.0	0.2	(100.0) *	0.2	(100.0) *	-	(-) *
宗教	100.0	-	(-) *	-	(-) *	-	(-) *
その他のサービス業	100.0	-	(-) *	-	(-) *	-	(-) *
（年齢階級）							
20歳未満	100.0	2.9	(100.0) *	1.3	(45.4) *	-	(-) *
20～29歳	100.0	2.3	(100.0) *	1.4	(63.7) *	0.5	(22.9) *
30～39歳	100.0	4.0	(100.0) *	2.0	(50.1) *	0.8	(21.0) *
40～49歳	100.0	3.0	(100.0) *	1.4	(45.1) *	0.6	(20.8) *
50～59歳	100.0	3.8	(100.0) *	1.5	(38.6) *	0.6	(16.3) *
60歳以上	100.0	1.6	(100.0) *	0.8	(51.8) *	0.4	(27.3) *
60～64歳	100.0	2.0	(100.0) *	1.0	(50.8) *	0.4	(22.0) *
65歳以上	100.0	0.9	(100.0) *	0.5	(55.0) *	0.4	(44.2) *
（性別）							
男	100.0	4.9	(100.0) *	2.3	(46.8) *	1.0	(20.7) *
20歳未満	100.0	5.4	(100.0) *	2.5	(45.4) *	-	(-) *
20～29歳	100.0	4.5	(100.0) *	2.7	(61.5) *	1.1	(24.6) *
30～39歳	100.0	5.8	(100.0) *	2.8	(47.4) *	1.3	(21.9) *
40～49歳	100.0	4.6	(100.0) *	2.1	(45.1) *	1.0	(22.4) *
50～59歳	100.0	5.6	(100.0) *	2.3	(41.8) *	0.8	(14.0) *
60歳以上	100.0	2.1	(100.0) *	0.9	(43.7) *	0.7	(31.8) *
60～64歳	100.0	2.4	(100.0) *	0.9	(39.5) *	0.6	(27.1) *
65歳以上	100.0	1.7	(100.0) *	0.9	(55.0) *	0.7	(44.2) *
女	100.0	0.7	(100.0) *	0.4	(52.0) *	0.1	(14.5) *
20歳未満	100.0	-	(-) *	-	(-) *	-	(-) *
20～29歳	100.0	0.3	(100.0) *	0.3	(91.6) *	-	(-) *
30～39歳	100.0	0.7	(100.0) *	0.7	(88.3) *	0.1	(9.0) *
40～49歳	100.0	0.7	(100.0) *	0.3	(44.9) *	0.0	(4.4) *
50～59歳	100.0	1.2	(100.0) *	0.2	(16.7) *	0.4	(31.6) *
60歳以上	100.0	0.6	(100.0) *	0.6	(100.0) *	-	(-) *
60～64歳	100.0	1.2	(100.0) *	1.2	(100.0) *	-	(-) *
65歳以上	100.0	-	(-) *	-	(-) *	-	(-) *
（就業形態）							
正社員	100.0	3.8	(100.0) *	1.8	(47.7) *	0.7	(19.5) *
契約社員	100.0	2.0	(100.0) *	1.3	(64.9) *	0.4	(22.6) *
パート・タイム労働者	100.0	0.6	(100.0) *	0.2	(39.5) *	0.1	(18.0) *
臨時雇用労働者	100.0	-	(-) *	-	(-) *	-	(-) *
派遣労働者	100.0	6.6	(100.0) *	1.6	(23.9) *	2.1	(32.5) *
（職種）							
管理的職業従事者	100.0	2.2	(100.0) *	1.3	(60.4) *	0.1	(6.5) *
専門的・技術的職業従事者	100.0	5.0	(100.0) *	3.3	(65.0) *	0.6	(12.1) *
事務職	100.0	1.1	(100.0) *	0.4	(39.2) *	0.2	(13.6) *
販売従事者	100.0	0.2	(100.0) *	0.2	(100.0) *	-	(-) *
サービス職業従事者	100.0	0.0	(100.0) *	0.0	(100.0) *	-	(-) *
サービス職業従事者（介護サービス職業従事者及び保健医療サービス職業従事者を除く）	100.0	0.0	(100.0) *	0.0	(100.0) *	-	(-) *
介護サービス職業従事者及び保健医療サービス職業従事者	100.0	0.0	(100.0) *	0.0	(100.0) *	-	(-) *
生産工程従事者	100.0	15.2	(100.0) *	5.9	(39.0) *	3.9	(25.5) *
輸送・機械運転従事者	100.0	3.2	(100.0) *	0.3	(8.4) *	1.8	(55.1) *
建設・採掘従事者	100.0	5.9	(100.0) *	1.5	(25.7) *	2.7	(45.4) *
運搬・清掃・包装等従事者	100.0	1.4	(100.0) *	0.5	(32.9) *	0.2	(13.1) *
上記に該当しない職種	100.0	0.9	(100.0) *	0.8	(90.0) *	-	(-) *
（経験年数）							
1年未満	100.0	3.8	(100.0) *	2.1	(55.6) *	0.8	(21.4) *
1年以上3年未満	100.0	2.1	(100.0) *	1.0	(46.1) *	0.4	(17.6) *
3年以上5年未満	100.0	1.4	(100.0) *	0.6	(44.2) *	0.3	(20.3) *
5年以上10年未満	100.0	3.0	(100.0) *	1.4	(46.1) *	0.8	(25.8) *
10年以上	100.0	4.1	(100.0) *	1.9	(46.8) *	0.7	(18.1) *

注：1） 粉じん作業の特殊健康診断は、粉じん作業従事状況及びじん肺管理区分によって実施対象者の受診頻度が定められている。

(複数回答)				左記の有害 業務に従事 して いなかった	不明
粉じん作業 1)					
1年に1回の じん肺定期健康診断 の対象者	就業時、定期外又は 離職時のじん肺健康 診断の対象者 (過去1年間)				
0.3 - - - -	(26.4) * (-) * (-) * (-) * (-) *	0.3 - - - -	(26.4) * (-) * (-) * (-) * (-) *	92.9 86.4 93.1 92.1 94.9	5.8 13.1 6.7 7.9 4.7
0.2 - - -	(5.6) (-) * (-) * (-) *	0.0 - - -	(0.6) (-) * (-) (-) *	89.5 90.0 96.6 88.1	7.9 8.1 3.4 9.5
1.1 2.7 -	(15.2) (15.9) (-) *	0.3 0.7 -	(4.1) (4.2) (-) *	87.8 77.7 94.2	5.2 5.0 5.3
0.7 1.3 - - -	(12.1) (12.3) (-) * (-) * (-)	- - - - -	(-) (-) (-) * (-) (-)	86.5 78.4 96.1 93.8 95.0	7.7 10.7 3.7 6.2 5.0
1.7 0.8 1.1 1.1 1.2	(57.9) * (35.3) (28.2) (37.7) (30.4)	- 0.2 0.1 0.1 0.1	(-) * (8.0) (2.8) (3.1) (2.1)	87.7 90.1 84.6 88.4 87.3	9.4 7.6 11.4 8.5 8.9
0.1 0.2 0.0 1.5 3.1	(7.8) (9.9) (0.8) * (30.1) (57.9) *	- - - 0.2 -	(-) (-) * (-) (3.5) (-) *	76.3 81.4 68.9 85.1 91.4	22.1 16.6 30.2 10.0 3.2
1.6 1.7 1.7 1.3 0.2 0.3 0.0 0.3 -	(36.7) (30.1) (36.0) (23.1) (9.1) (12.2) (0.8) * (45.6) (-)	0.4 0.2 0.2 0.1 - - - - -	(8.6) (3.0) (3.4) (2.4) (-) (-) (-) * (-) (-) *	84.7 83.3 87.8 84.0 84.0 83.8 84.2 88.6 83.2	10.9 10.9 7.6 10.4 13.9 13.8 14.1 10.7 16.8
0.1 0.0 0.4 1.0 - - - -	(18.0) * (2.6) * (55.1) (79.7) (-) * (-) * (-) * (-)	- - - - - - - -	(-) * (-) * (-) (-) (-) * (-) * (-) * (-)	94.9 87.0 89.3 92.0 63.2 75.9 50.7	4.7 12.2 10.0 6.7 36.2 22.9 49.3
1.2 0.3 0.3 - 3.4	(30.7) (16.4) (58.2) * (-) (51.2)	0.1 0.2 - - 0.4	(2.6) (12.3) (-) * (-) (5.7)	85.7 92.1 88.8 43.2 83.9	10.6 5.9 10.6 56.8 9.5
0.6 1.0 0.2 - - -	(25.5) (20.1) (14.5) (-) * (-) * (-) *	0.1 0.2 0.0 - - -	(3.0) (4.6) (0.1) (-) * (-) * (-) *	84.4 87.1 91.5 92.0 82.0 82.2	13.4 7.9 7.4 7.9 17.9 17.7
-	(-) *	-	(-) *	81.6	18.4
6.6 0.5 2.9 0.2 0.1	(43.4) (14.8) (49.2) (12.3) * (11.4)	0.4 0.1 0.6 - 0.0	(2.6) (3.4) (10.1) (-) * (4.4)	79.7 82.2 75.5 84.2 90.1	5.1 14.5 18.7 14.4 9.0
0.7 0.7 0.7 0.8 1.4	(18.3) (33.6) (49.9) (25.8) (34.1)	0.2 0.2 0.0 0.0 0.1	(6.5) (9.6) (0.4) (1.2) (2.3)	90.0 88.5 87.6 87.3 84.3	6.3 9.5 11.0 9.7 11.6

第3表-4-1 現在あるいは過去に常時従事した有害業務に関する特殊健康診断受診の有無別労働者割合（2-1）

（特定化学物質を製造し又は取り扱う業務）		（単位：％）			
区 分	特定化学物質を製造し 又は取り扱う業務に 従事した労働者計 1)	特殊健康診断の受診 2)			
		あり	なし	不明	
合 計	[1.5]	100.0	86.5	13.5	-
（ 企 業 規 模 ）					
5,000人以上	[1.9]	100.0	100.0	-	-
1,000～4,999人	[3.7]	100.0	87.3	12.7	-
300～999人	[1.5]	100.0	85.7	14.3	-
100～299人	[1.7]	100.0	83.5	16.5	-
50～99人	[0.4]	100.0	68.7	31.3	-
30～49人	[0.2]	100.0 *	64.0 *	36.0 *	- *
10～29人	[0.6]	100.0	50.0	50.0	-
（ 事 業 所 規 模 ）					
1,000人以上	[3.1]	100.0	100.0	-	-
500～999人	[4.8]	100.0	83.8	16.2	-
300～499人	[3.6]	100.0	91.7	8.3	-
100～299人	[2.0]	100.0	94.0	6.0	-
50～99人	[0.3]	100.0	81.4	18.6	-
10～49人	[0.8]	100.0	69.1	30.9	-
30～49人	[0.6]	100.0	49.7	50.3	-
10～29人	[0.9]	100.0	73.9	26.1	-
（ 産 業 ）					
農業、林業（林業に限る。）	[0.5]	100.0 *	- *	100.0 *	- *
鉱業、採石業、砂利採取業	[11.4]	100.0	95.7	4.3	-
建設業	[0.9]	100.0	60.6	39.4	-
総合工事（設備工事を除く）	[-]	-	-	-	-
職別工事（設備工事を除く）	[5.2]	100.0 *	56.8 *	43.2 *	- *
製造業	[0.2]	100.0 *	100.0 *	- *	- *
（消費関連製造業）	[5.2]	100.0	92.3	7.7	-
食料品製造業、飲料・たばこ・飼料製造業	[1.9]	100.0	80.4	19.6	-
繊維・縫製業	[1.4]	100.0 *	100.0 *	- *	- *
家具・装具・備品製造業	[4.6]	100.0	48.6	51.4	-
印刷・同業関連業	[3.5]	100.0 *	88.6 *	11.4 *	- *
なめし革・同製品・毛皮製造業	[0.4]	100.0 *	78.9 *	21.1 *	- *
その他の製造業	[6.7]	100.0 *	33.5 *	66.5 *	- *
（非金属系素材関連製造業）	[2.6]	100.0 *	100.0 *	- *	- *
木材・木製品製造業（家具を除く）	[11.1]	100.0	97.8	2.2	-
パルプ・紙・紙加工品製造業	[2.2]	100.0 *	100.0 *	- *	- *
化学工業	[3.6]	100.0	100.0	-	-
石油製品・石炭製品製造業	[24.2]	100.0	100.0	-	-
プラスチック製品製造業（別掲を除く）	[31.4]	100.0	100.0	-	-
ゴム製品製造業	[7.2]	100.0	91.5	8.5	-
窯業・土石製品製造業	[3.9]	100.0	100.0	-	-
（金属系素材関連製造業）	[5.2]	100.0	92.7	7.3	-
鉄・鉄合金製品製造業	[4.8]	100.0	93.7	6.3	-
非鉄金属製品製造業	[14.4]	100.0	92.7	7.3	-
（機械関連製造業）	[4.6]	100.0	100.0	-	-
はん用機械器具製造業	[-]	-	-	-	-
生産用機械器具製造業	[4.4]	100.0	87.6	12.4	-
業務用機械器具製造業	[5.0]	100.0 *	80.1 *	19.9 *	- *
電子部品・デバイス・電子回路製造業	[2.7]	100.0 *	76.7 *	23.3 *	- *
電気機械器具製造業	[6.0]	100.0	87.8	12.2	-
情報通信機械器具製造業	[6.5]	100.0	82.9	17.1	-
輸送用機械器具製造業	[6.2]	100.0 *	85.1 *	14.9 *	- *
電気・ガス・熱供給・水道業	[4.7]	100.0 *	100.0 *	- *	- *
情報通信業	[2.6]	100.0 *	100.0 *	- *	- *
放送業	[-]	-	-	-	-
インターネット・随伴サービス業	[0.5]	100.0 *	88.4 *	11.6 *	- *
映像・音声・文字情報制作業	[-]	-	-	-	-
運輸業	[-]	-	-	-	-
鉄道	[0.3]	100.0 *	87.2 *	12.8 *	- *
道路旅客運送業	[-]	-	-	-	-
道路貨物運送業	[0.5]	100.0 *	100.0 *	- *	- *
水路旅客運送業	[0.3]	100.0 *	100.0 *	- *	- *
航空旅客運送業	[-]	-	-	-	-
倉庫・運輸に附帯するサービス業	[-]	-	-	-	-
郵便業（信書便事業を含む）	[0.6]	100.0 *	100.0 *	- *	- *
卸売業	[0.8]	100.0 *	50.0 *	50.0 *	- *
（繊維、飲食品その他卸売業）	[-]	-	-	-	-
各種商売	[0.1]	100.0 *	- *	100.0 *	- *
（織物、飲食品その他小売業）	[-]	-	-	-	-
各種機械器具の小売業	[-]	-	-	-	-
その他の小売業	[0.1]	100.0 *	- *	100.0 *	- *
金融業、保険業	[-]	-	-	-	-
不動産業、物品賃貸業	[1.2]	100.0 *	- *	100.0 *	- *
不動産業	[-]	-	-	-	-
学術研究、専門・技術サービス業	[-]	-	-	-	-
宿泊業、飲食サービス業	[5.8]	100.0 *	100.0 *	- *	- *
飲食サービス業	[-]	-	-	-	-
生活関連サービス業、娯楽業	[-]	-	-	-	-
洗濯・理容・美容・浴場	[0.5]	100.0 *	100.0 *	- *	- *
その他の生活関連サービス業	[2.1]	100.0 *	100.0 *	- *	- *
娯楽業（ゴルフ場除く。）	[-]	-	-	-	-
ゴルフ場	[-]	-	-	-	-

第3表-4-1 現在あるいは過去に常時従事した有害業務に関する特殊健康診断受診の有無別労働者割合(2-2)

(特定化学物質を製造し又は取り扱う業務)		(単位: %)			
区 分	特定化学物質を製造し 又は取り扱う業務に 従事した労働者計 1)	特殊健康診断の受診 2)			
		あり	なし	不明	
教育、学習支援事業	[1.3]	100.0 *	63.2 *	36.8 *	- *
医療サービス事業	[0.5]	100.0 *	50.0 *	50.0 *	- *
複合サービス事業	[-]	-	-	-	-
郵便局	[-]	-	-	-	-
協同組合(他に分類されないもの)	[-]	-	-	-	-
サービス業(他に分類されないもの)	[1.7]	100.0	75.0	25.0	-
(対事業所サービス業)	[1.3]	100.0 *	100.0 *	- *	- *
職業紹介・労働者派遣業	[-]	-	-	-	-
その他の事業サービス業	[1.6]	100.0 *	100.0 *	- *	- *
(対個人サービス業)	[3.8]	100.0 *	92.4 *	7.6 *	- *
自動車整備業	[9.0]	100.0 *	100.0 *	- *	- *
機械等修理業(別掲を除く)	[0.5]	100.0 *	- *	100.0 *	- *
(対社会的サービス業)	[3.4]	100.0	5.1	94.9	-
廃棄物処理業	[6.4]	100.0 *	3.0 *	97.0 *	- *
政治・経済・文化団体	[0.2]	100.0 *	100.0 *	- *	- *
宗教	[-]	-	-	-	-
その他のサービス業	[-]	-	-	-	-
(年齢階級)					
20歳未満	[1.3]	100.0 *	100.0 *	- *	- *
20～29歳	[1.4]	100.0	91.4	8.6	-
30～39歳	[2.0]	100.0	78.0	22.0	-
40～49歳	[1.4]	100.0	95.6	4.4	-
50～59歳	[1.5]	100.0	92.5	7.5	-
60歳以上	[0.8]	100.0	46.2	53.8	-
60～64歳	[1.0]	100.0	48.3	51.7	-
65歳以上	[0.5]	100.0 *	40.0 *	60.0 *	- *
(男)					
20歳未満	[2.3]	100.0	90.8	9.2	-
20～29歳	[2.5]	100.0 *	100.0 *	- *	- *
30～39歳	[2.7]	100.0	94.1	5.9	-
40～49歳	[2.8]	100.0	84.9	15.1	-
50～59歳	[2.1]	100.0	97.2	2.8	-
60歳以上	[2.3]	100.0	93.3	6.7	-
60～64歳	[0.9]	100.0	63.0	37.0	-
65歳以上	[0.9]	100.0	75.1	24.9	-
(女)					
20歳未満	[0.9]	100.0 *	40.0 *	60.0 *	- *
20～29歳	[0.4]	100.0	48.6	51.4	-
30～39歳	[-]	-	-	-	-
40～49歳	[0.3]	100.0 *	67.5 *	32.5 *	- *
50～59歳	[0.7]	100.0 *	26.9 *	73.1 *	- *
60歳以上	[0.3]	100.0 *	79.6 *	20.4 *	- *
60～64歳	[0.2]	100.0 *	79.9 *	20.1 *	- *
65歳以上	[0.6]	100.0 *	2.3 *	97.7 *	- *
(就業形態)					
正社員	[1.2]	100.0 *	2.3 *	97.7 *	- *
契約社員	[-]	-	-	-	-
パートタイム労働者	[1.3]	100.0	86.5	13.5	-
臨時雇用労働者	[1.3]	100.0	92.0	8.0	-
派遣労働者	[0.2]	100.0 *	78.3 *	21.7 *	- *
(職種)					
管理的職業従事者	[-]	-	-	-	-
専門的・技術的職業従事者	[1.6]	100.0	77.0	23.0	-
事務従事者	[1.3]	100.0	94.9	5.1	-
販売従事者	[3.3]	100.0	85.3	14.7	-
サービス職業従事者(介護サービス職業従事者及び保健医療サービス職業従事者を除く)	[0.4]	100.0	86.7	13.3	-
介護サービス職業従事者及び保健医療サービス職業従事者	[0.2]	100.0 *	- *	100.0 *	- *
生産工程運転従事者	[0.0]	100.0 *	100.0 *	- *	- *
輸送・機械運転従事者	[0.0]	100.0 *	100.0 *	- *	- *
建設・採掘従事者	[5.9]	100.0	92.3	7.7	-
運搬・清掃・包装等従事者	[0.3]	100.0 *	16.2 *	83.8 *	- *
上記に該当しない職種	[1.5]	100.0 *	48.4 *	51.6 *	- *
(経験年数)					
1年未満	[0.5]	100.0 *	33.5 *	66.5 *	- *
1年以上3年未満	[0.8]	100.0	50.3	49.7	-
3年以上5年未満	[2.1]	100.0	98.4	1.6	-
5年以上10年未満	[1.0]	100.0	84.4	15.6	-
10年以上	[0.6]	100.0	87.9	12.1	-
	[1.4]	100.0	86.1	13.9	-
	[1.9]	100.0	84.4	15.6	-

注 1) [] は、全労働者のうち「特定化学物質を製造し又は取り扱う業務に従事した労働者」の割合である。

2) 過去1年間の受診状況による

第3表-4-2 現在あるいは過去に常時従事した有害業務に関する特殊健康診断受診の有無別労働者割合（2-1）

（石綿等を取り扱う業務）		（単位：％）			
区 分	石綿等を取り扱う業務に従事した労働者計 ¹⁾	特殊健康診断の受診 ²⁾			
		あり	なし	不明	
合 計	[0.5]	100.0	81.4	18.6	-
（ 企 業 規 模 ）					
5,000人以上	[0.3]	100.0	68.1	31.9	-
1,000～4,999人	[2.4]	100.0	99.1	0.9	-
300～999人	[0.1]	100.0 *	7.5 *	92.5 *	- *
100～299人	[0.6]	100.0 *	98.0 *	2.0 *	- *
50～99人	[0.2]	100.0 *	75.6 *	24.4 *	- *
30～49人	[0.0]	100.0 *	- *	100.0 *	- *
10～29人	[0.3]	100.0 *	- *	100.0 *	- *
（ 事 業 所 規 模 ）					
1,000人以上	[0.7]	100.0 *	61.2 *	38.8 *	- *
500～999人	[3.8]	100.0	98.1	1.9	-
300～499人	[0.2]	100.0 *	91.3 *	8.7 *	- *
100～299人	[0.2]	100.0 *	83.7 *	16.3 *	- *
50～99人	[0.1]	100.0 *	45.1 *	54.9 *	- *
10～49人	[0.4]	100.0	72.3	27.7	-
30～49人	[0.3]	100.0 *	88.0 *	12.0 *	- *
10～29人	[0.5]	100.0	68.6	31.4	-
（ 産 業 ）					
農業、林業（林業に限る。）	[-]	-	-	-	-
鉱業、採石業、砂利採取業	[1.4]	100.0 *	100.0 *	- *	- *
建設業	[1.2]	100.0 *	44.5 *	55.5 *	- *
（ 工 事 ）	[-]	-	-	-	-
総務・事務（設備工事を除く）	[2.6]	100.0 *	1.3 *	98.7 *	- *
製造業	[2.3]	100.0 *	65.8 *	34.2 *	- *
（ 消 費 関 連 製 造 業 ）	[1.7]	100.0	85.7	14.3	-
食料品製造業、飲料・たばこ・飼料製造業	[0.2]	100.0 *	- *	100.0 *	- *
繊維・縫製業	[-]	-	-	-	-
家具・装具製造業	[1.4]	100.0 *	- *	100.0 *	- *
印刷・同業関連業	[-]	-	-	-	-
なめし革・同業関連業	[-]	-	-	-	-
その他の製造業	[-]	-	-	-	-
（ 非 金 属 系 材 料 製 造 業 ）	[1.5]	100.0	86.9	13.1	-
木材・木製品製造業（家具を除く）	[1.0]	100.0 *	- *	100.0 *	- *
パルプ・紙・紙加工品製造業	[0.5]	100.0 *	- *	100.0 *	- *
化学工業	[1.9]	100.0 *	100.0 *	- *	- *
石油製品・石炭製品製造業	[2.1]	100.0 *	100.0 *	- *	- *
プラスチック製品製造業（別掲を除く）	[1.8]	100.0 *	100.0 *	- *	- *
ゴム製品製造業	[2.0]	100.0 *	100.0 *	- *	- *
窯業・土石製品製造業	[0.6]	100.0 *	10.4 *	89.6 *	- *
（ 金 属 系 材 料 製 造 業 ）	[0.8]	100.0 *	50.2 *	49.8 *	- *
鉄鋼製品製造業	[1.4]	100.0 *	- *	100.0 *	- *
非鉄金属製品製造業	[0.8]	100.0 *	100.0 *	- *	- *
（ 機 械 関 連 製 造 業 ）	[0.5]	100.0 *	100.0 *	- *	- *
はん用機械器具製造業	[3.1]	100.0	91.4	8.6	-
生産用機械器具製造業	[-]	-	-	-	-
業務用機械器具製造業	[-]	-	-	-	-
電子部品・デバイス・電子回路製造業	[0.6]	100.0 *	34.6 *	65.4 *	- *
電気機械器具製造業	[-]	-	-	-	-
情報通信機械器具製造業	[-]	-	-	-	-
輸送用機械器具製造業	[2.4]	100.0 *	- *	100.0 *	- *
電気・ガス・熱供給・水道業	[9.3]	100.0	98.8	1.2	-
情報通信業	[-]	-	-	-	-
放送業	[-]	-	-	-	-
情報サービス業	[-]	-	-	-	-
インターネット・随伴サービス業	[-]	-	-	-	-
映像・音声・文字情報制作業	[-]	-	-	-	-
運輸業	[0.6]	100.0 *	100.0 *	- *	- *
鉄道業	[7.3]	100.0 *	100.0 *	- *	- *
道路旅客運送業	[-]	-	-	-	-
道路貨物運送業	[-]	-	-	-	-
水路旅客運送業	[-]	-	-	-	-
航空旅客運送業	[-]	-	-	-	-
倉庫・運輸に附帯するサービス業	[-]	-	-	-	-
郵便業（信書便事業を含む）	[-]	-	-	-	-
卸売業	[0.3]	100.0 *	100.0 *	- *	- *
（ 織 維 ・ 飲 食 料 品 そ の 他 卸 売 業 ）	[-]	-	-	-	-
各種商売	[-]	-	-	-	-
（ 上 記 以 外 の 卸 売 業 ）	[-]	-	-	-	-
（ 織 物 ・ 飲 食 料 品 そ の 他 小 売 業 ）	[0.4]	100.0 *	100.0 *	- *	- *
各種小売業	[-]	-	-	-	-
機械器具の小売業	[3.6]	100.0 *	100.0 *	- *	- *
その他の小売業	[-]	-	-	-	-
無記名小売業	[-]	-	-	-	-
金融業、保険業	[-]	-	-	-	-
不動産業、物産賃貸業	[-]	-	-	-	-
不動産業、物産賃貸業	[-]	-	-	-	-
学術研究・専門・技術サービス業	[-]	-	-	-	-
宿泊業、飲食サービス業	[-]	-	-	-	-
飲食サービス業	[-]	-	-	-	-
生活関連サービス業、娯楽業	[-]	-	-	-	-
洗濯・美容・浴場	[-]	-	-	-	-
その他の生活関連サービス業	[-]	-	-	-	-
娯楽業	[-]	-	-	-	-
娯楽業（ゴルフ場除く。）	[-]	-	-	-	-
ゴルフ場	[-]	-	-	-	-

第3表-4-2 現在あるいは過去に常時従事した有害業務に関する特殊健康診断受診の有無別労働者割合（2-2）

（石綿等を取り扱う業務）		（単位：％）			
区 分	石綿等を取り扱う業務に従事した労働者計 ¹⁾	特殊健康診断の受診 ²⁾			
		あり	なし	不明	
教育、学習支援事業	[0.3]	100.0 *	100.0 *	- *	- *
医療サービス事業	[-]	-	-	-	-
複合サービス事業	[-]	-	-	-	-
郵便局	[-]	-	-	-	-
協同組合（他に分類されないもの）	[-]	-	-	-	-
サービス業（他に分類されないもの）	[0.4]	100.0	47.7	52.3	-
（対事業所サービス業）	[-]	-	-	-	-
（職業紹介・労働者派遣業）	[-]	-	-	-	-
（その他の事業サービス業）	[-]	-	-	-	-
（対個人サービス業）	[3.8]	100.0 *	92.4 *	7.6 *	- *
自動車整備業	[8.9]	100.0 *	100.0 *	- *	- *
機械等修理業（別掲を除く）	[0.5]	100.0 *	- *	100.0 *	- *
（対社会的サービス業）	[1.7]	100.0 *	- *	100.0 *	- *
（産業廃棄物処理業）	[3.2]	100.0 *	- *	100.0 *	- *
政治・経済・文化団体	[-]	-	-	-	-
宗教	[-]	-	-	-	-
その他のサービス業	[-]	-	-	-	-
（年齢階級）	[-]	-	-	-	-
20歳未満	[-]	-	-	-	-
20～29歳	[0.2]	100.0 *	51.8 *	48.2 *	- *
30～39歳	[0.4]	100.0	71.5	28.5	-
40～49歳	[0.5]	100.0	92.6	7.4	-
50～59歳	[1.1]	100.0	88.2	11.8	-
60歳以上	[0.3]	100.0 *	9.5 *	90.5 *	- *
60～64歳	[0.4]	100.0 *	1.3 *	98.7 *	- *
65歳以上	[0.1]	100.0 *	100.0 *	- *	- *
（性別）	[0.9]	100.0	81.3	18.7	-
20歳未満	[-]	-	-	-	-
20～29歳	[0.4]	100.0 *	51.8 *	48.2 *	- *
30～39歳	[0.6]	100.0	71.5	28.5	-
40～49歳	[0.9]	100.0	92.6	7.4	-
50～59歳	[1.8]	100.0	88.0	12.0	-
60歳以上	[0.4]	100.0 *	9.5 *	90.5 *	- *
60～64歳	[0.6]	100.0 *	1.3 *	98.7 *	- *
65歳以上	[0.1]	100.0 *	100.0 *	- *	- *
（就業形態）	[0.0]	100.0 *	100.0 *	- *	- *
20歳未満	[-]	-	-	-	-
20～29歳	[-]	-	-	-	-
30～39歳	[-]	-	-	-	-
40～49歳	[-]	-	-	-	-
50～59歳	[0.0]	100.0 *	100.0 *	- *	- *
60歳以上	[-]	-	-	-	-
60～64歳	[-]	-	-	-	-
65歳以上	[-]	-	-	-	-
（就業形態）	[0.6]	100.0	83.8	16.2	-
正社員	[0.4]	100.0 *	42.6 *	57.4 *	- *
契約社員	[0.0]	100.0 *	100.0 *	- *	- *
パート・アルバイト労働者	[-]	-	-	-	-
臨時雇労働者	[0.1]	100.0 *	100.0 *	- *	- *
（職種）	[0.5]	100.0	50.6	49.4	-
管理的職業従事者	[0.7]	100.0	91.2	8.8	-
専門的・技術的職業従事者	[0.5]	100.0	88.3	11.7	-
事務従事者	[0.2]	100.0 *	100.0 *	- *	- *
販売サービス職業従事者	[-]	-	-	-	-
サービス職業従事者（介護サービス職業従事者及び保健医療サービス職業従事者を除く）	[-]	-	-	-	-
介護サービス職業従事者及び保健医療サービス職業従事者	[-]	-	-	-	-
生産工程従事者	[1.4]	100.0	84.8	15.2	-
輸送・機械運転従事者	[0.6]	100.0 *	77.7 *	22.3 *	- *
建設・採掘従事者	[1.1]	100.0 *	100.0 *	- *	- *
運搬・清掃・包装等従事者	[0.6]	100.0 *	- *	100.0 *	- *
上記に該当しない職種	[-]	-	-	-	-
（経験年数）	[1.0]	100.0 *	98.3 *	1.7 *	- *
1年未満	[0.2]	100.0 *	31.3 *	68.7 *	- *
1年以上3年未満	[0.0]	100.0 *	8.0 *	92.0 *	- *
3年以上5年未満	[0.4]	100.0 *	91.2 *	8.8 *	- *
5年以上10年未満	[0.7]	100.0	79.7	20.3	-
10年以上	[-]	-	-	-	-

注：1） [] は、全労働者のうち「石綿等を取り扱う業務に従事した労働者」の割合である。

2） 過去1年間の受診状況による

第3表-4-3 現在あるいは過去に常時従事した有害業務に関する特殊健康診断受診の有無別労働者割合（2-1）

（粉じん作業（3年に1回のじん肺定期健康診断の対象者））		（単位：％）			
区 分	粉じん作業（3年に1回のじん肺定期健康診断の対象者）に従事した労働者計 ¹⁾	特殊健康診断の受診 2)			
		あり	なし	不明	
合 計	[0.6]	100.0	84.6	15.4	-
（ 企 業 規 模 ）					
5,000人以上	[0.4]	100.0	99.1	0.9	-
1,000～4,999人	[0.9]	100.0	89.9	10.1	-
300～999人	[0.6]	100.0	95.5	4.5	-
100～299人	[0.8]	100.0	84.9	15.1	-
50～99人	[1.2]	100.0	62.6	37.4	-
30～49人	[0.2]	100.0 *	79.4 *	20.6 *	- *
10～29人	[0.5]	100.0	77.0	23.0	-
（ 事 業 所 規 模 ）					
1,000人以上	[0.6]	100.0 *	72.9 *	27.1 *	- *
500～999人	[0.8]	100.0	100.0	-	-
300～499人	[0.9]	100.0	95.7	4.3	-
100～299人	[0.6]	100.0	80.8	19.2	-
50～99人	[1.3]	100.0	84.3	15.7	-
10～49人	[0.4]	100.0	81.8	18.2	-
30～49人	[0.4]	100.0	77.3	22.7	-
10～29人	[0.4]	100.0	83.5	16.5	-
（ 産 業 ）					
農業、林業（林業に限る。）	[0.5]	100.0 *	- *	100.0 *	- *
鉱業、採石業、砂利採取業	[11.0]	100.0	84.3	15.7	-
建設業	[1.2]	100.0	66.8	33.2	-
総合工事（設備工事を除く）	[0.5]	100.0 *	100.0 *	- *	- *
職別工事（設備工事を除く）	[3.8]	100.0 *	34.7 *	65.3 *	- *
製造業	[1.0]	100.0 *	100.0 *	- *	- *
（消費関連製造業）	[2.6]	100.0	83.7	16.3	-
食料品製造業、飲料・たばこ・飼料製造業	[0.6]	100.0 *	57.7 *	42.3 *	- *
繊維・縫製業	[-]	-	-	-	-
家具・装具・備品製造業	[-]	-	-	-	-
印刷・同業関連業	[0.5]	100.0 *	100.0 *	- *	- *
なめし革・同製品・毛皮製造業	[-]	-	-	-	-
その他の製造業	[5.2]	100.0 *	50.0 *	50.0 *	- *
（非金属系素材関連製造業）	[2.8]	100.0	86.7	13.3	-
木材・木製品製造業（家具を除く）	[0.3]	100.0 *	- *	100.0 *	- *
パルプ・紙・紙加工品製造業	[0.5]	100.0 *	- *	100.0 *	- *
化学工業	[3.8]	100.0 *	87.5 *	12.5 *	- *
石油製品・石炭製品製造業	[1.5]	100.0 *	100.0 *	- *	- *
プラスチック製品製造業（別掲を除く）	[0.7]	100.0 *	100.0 *	- *	- *
ゴム製品製造業	[1.0]	100.0 *	100.0 *	- *	- *
窯業・土石製品製造業	[8.4]	100.0	88.2	11.8	-
（金属系素材関連製造業）	[10.1]	100.0	84.4	15.6	-
鉄・非鉄金属製品製造業	[6.7]	100.0	96.1	3.9	-
（機械関連製造業）	[7.5]	100.0	100.0	-	-
はん用機械器具製造業	[12.4]	100.0 *	78.9 *	21.1 *	- *
生産用機械器具製造業	[1.4]	100.0	85.6	14.4	-
業務用機械器具製造業	[1.4]	100.0 *	100.0 *	- *	- *
電子部品・デバイス・電子回路製造業	[1.4]	100.0 *	62.0 *	38.0 *	- *
電気機械器具製造業	[0.4]	100.0 *	100.0 *	- *	- *
情報通信機械器具製造業	[1.1]	100.0 *	71.1 *	28.9 *	- *
輸送用機械器具製造業	[1.0]	100.0 *	100.0 *	- *	- *
電気・ガス・熱供給・水道業	[0.4]	100.0 *	100.0 *	- *	- *
情報通信業	[2.1]	100.0	89.0	11.0	-
放送業	[-]	-	-	-	-
情報サービス業	[-]	-	-	-	-
インターネット・随伴サービス業	[-]	-	-	-	-
映像・音声・文字情報制作業	[-]	-	-	-	-
運輸業	[0.2]	100.0 *	100.0 *	- *	- *
鉄道業	[-]	-	-	-	-
道路客貨運送業	[-]	-	-	-	-
水路客貨運送業	[0.1]	100.0 *	100.0 *	- *	- *
航空運送業	[-]	-	-	-	-
倉庫・運輸に附帯するサービス業	[-]	-	-	-	-
郵便業（信書便事業を含む）	[1.1]	100.0 *	100.0 *	- *	- *
卸売業	[-]	-	-	-	-
（繊維、飲食品その他卸売業）	[-]	-	-	-	-
各種商品の卸売業	[-]	-	-	-	-
上記以外品の卸売業	[-]	-	-	-	-
（織物、飲食品その他小売業）	[-]	-	-	-	-
各種商品の小売業	[-]	-	-	-	-
機械器具の小売業	[-]	-	-	-	-
その他の小売業	[-]	-	-	-	-
無店舗の小売業	[-]	-	-	-	-
上記以外の小売業	[-]	-	-	-	-
金融業、保険業	[-]	-	-	-	-
金保業	[-]	-	-	-	-
不動産業、物産賃貸業	[-]	-	-	-	-
不動産業	[-]	-	-	-	-
物品賃貸業	[-]	-	-	-	-
学術研究、専門・技術サービス業	[0.8]	100.0 *	100.0 *	- *	- *
宿泊業、飲食サービス業	[-]	-	-	-	-
飲食サービス業	[-]	-	-	-	-
生活関連サービス業、娯楽業	[-]	-	-	-	-
洗濯・美容・美容・浴場	[-]	-	-	-	-
その他の生活関連サービス業	[-]	-	-	-	-
娯楽業	[-]	-	-	-	-
娯楽業（ゴルフ場除く。）	[-]	-	-	-	-
ゴルフ場	[-]	-	-	-	-

第3表-4-3 現在あるいは過去に常時従事した有害業務に関する特殊健康診断受診の有無別労働者割合（2-2）

（粉じん作業（3年に1回のじん肺定期健康診断の対象者））		（単位：％）			
区 分	粉じん作業（3年に1回のじん肺定期健康診断の対象者）に従事した労働者計 ¹⁾	特殊健康診断の受診 ²⁾			
		あり	なし	不明	
教育、学習支援事業	[0.3]	100.0 *	100.0 *	- *	- *
医療、療養サービス事業	[-]	-	-	-	-
複合サービス事業	[0.1]	100.0 *	- *	100.0 *	- *
郵便局	[-]	-	-	-	-
協同組合（他に分類されないもの）	[0.4]	100.0 *	- *	100.0 *	- *
サービス業（他に分類されないもの）	[0.7]	100.0 *	100.0 *	- *	- *
（対事業所サービス業）	[0.6]	100.0 *	100.0 *	- *	- *
職業紹介・労働者派遣業	[-]	-	-	-	-
その他の事業サービス業	[0.8]	100.0 *	100.0 *	- *	- *
（対個人サービス業）	[2.7]	100.0 *	100.0 *	- *	- *
自動車整備業	[6.9]	100.0 *	100.0 *	- *	- *
機械等修理業（別掲を除く）	[-]	-	-	-	-
（対社会的サービス業）	[-]	-	-	-	-
廃棄物処理業	[-]	-	-	-	-
政治・経済・文化団体	[-]	-	-	-	-
宗教	[-]	-	-	-	-
その他のサービス業	[-]	-	-	-	-
（年齢階級）					
20歳未満	[-]	-	-	-	-
20～29歳	[0.5]	100.0	78.1	21.9	-
30～39歳	[0.8]	100.0	83.0	17.0	-
40～49歳	[0.6]	100.0	85.0	15.0	-
50～59歳	[0.6]	100.0	86.2	13.8	-
60歳以上	[0.4]	100.0	100.0	-	-
60～64歳	[0.4]	100.0 *	100.0 *	- *	- *
65歳以上	[0.4]	100.0 *	100.0 *	- *	- *
（性別）					
男	[1.0]	100.0	85.0	15.0	-
20歳未満	[-]	-	-	-	-
20～29歳	[1.1]	100.0	78.1	21.9	-
30～39歳	[1.3]	100.0	85.4	14.6	-
40～49歳	[1.0]	100.0	86.6	13.4	-
50～59歳	[0.8]	100.0	81.6	18.4	-
60歳以上	[0.7]	100.0	100.0	-	-
60～64歳	[0.6]	100.0 *	100.0 *	- *	- *
65歳以上	[0.7]	100.0 *	100.0 *	- *	- *
女	[0.1]	100.0 *	77.9 *	22.1 *	- *
20歳未満	[-]	-	-	-	-
20～29歳	[-]	-	-	-	-
30～39歳	[0.1]	100.0 *	- *	100.0 *	- *
40～49歳	[0.0]	100.0 *	- *	100.0 *	- *
50～59歳	[0.4]	100.0 *	100.0 *	- *	- *
60歳以上	[-]	-	-	-	-
60～64歳	[-]	-	-	-	-
65歳以上	[-]	-	-	-	-
（就業形態）					
正社員	[0.7]	100.0	84.7	15.3	-
契約社員	[0.4]	100.0 *	100.0 *	- *	- *
パート・タイム労働者	[0.1]	100.0 *	76.2 *	23.8 *	- *
臨時雇労働者	[-]	-	-	-	-
派遣労働者	[2.1]	100.0 *	72.6 *	27.4 *	- *
（職種）					
管理的職業従事者	[0.1]	100.0 *	97.5 *	2.5 *	- *
専門的・技術的職業従事者	[0.6]	100.0	96.8	3.2	-
事務従事者	[0.2]	100.0 *	99.2 *	0.8 *	- *
販売従事者	[-]	-	-	-	-
サービス職業従事者	[-]	-	-	-	-
サービス職業従事者（介護サービス職業従事者及び保健医療サービス職業従事者を除く）	[-]	-	-	-	-
介護サービス職業従事者及び保健医療サービス職業従事者	[-]	-	-	-	-
生産工程従事者	[3.9]	100.0	80.2	19.8	-
輸送・機械運転従事者	[1.8]	100.0 *	100.0 *	- *	- *
建設・採掘従事者	[2.7]	100.0	54.3	45.7	-
運搬・清掃・包装等従事者	[0.2]	100.0 *	100.0 *	- *	- *
上記に該当しない職種	[-]	-	-	-	-
（経験年数）					
1年未満	[0.8]	100.0 *	82.9 *	17.1 *	- *
1年以上3年未満	[0.4]	100.0	57.9	42.1	-
3年以上5年未満	[0.3]	100.0	66.1	33.9	-
5年以上10年未満	[0.8]	100.0	88.2	11.8	-
10年以上	[0.8]	100.0	89.9	10.1	-

注：粉じん作業の特殊健康診断は、粉じん作業従事状況及びじん肺管理区分によって実施対象者の受診頻度が定められている。

1) []は、全労働者のうち「粉じん作業（3年に1回のじん肺定期健康診断の対象者）に従事した労働者」の割合である。

2) 過去3年間の受診状況による

第3表-4-4 現在あるいは過去に常時従事した有害業務に関する特殊健康診断受診の有無別労働者割合（2-1）

（粉じん作業（1年に1回のじん肺定期健康診断の対象者））		（単位：％）			
区 分	粉じん作業（1年に1回のじん肺定期健康診断の対象者）に従事した労働者計 ¹⁾	特殊健康診断の受診 2)			
		あり	なし	不明	
合 計	[1.0]	100.0	71.7	28.3	-
（ 企 業 規 模 ）					
5,000人以上	[0.7]	100.0	96.0	4.0	-
1,000～4,999人	[1.6]	100.0	90.2	9.8	-
300～999人	[1.2]	100.0	58.9	41.1	-
100～299人	[1.5]	100.0	86.0	14.0	-
50～99人	[0.9]	100.0	10.1	89.9	-
30～49人	[0.1]	100.0 *	51.4 *	48.6 *	- *
10～29人	[0.8]	100.0	58.1	41.9	-
（ 事 業 所 規 模 ）					
1,000人以上	[2.3]	100.0	89.8	10.2	-
500～999人	[1.2]	100.0	92.8	7.2	-
300～499人	[1.6]	100.0	97.5	2.5	-
100～299人	[1.0]	100.0	83.1	16.9	-
50～99人	[1.7]	100.0	41.1	58.9	-
10～49人	[0.4]	100.0	69.5	30.5	-
30～49人	[0.2]	100.0	72.4	27.6	-
10～29人	[0.5]	100.0	69.1	30.9	-
（ 産 業 ）					
農業、林業（林業に限る。）	[0.5]	100.0 *	- *	100.0 *	- *
鉱業、採石業、砂利採取業	[1.7]	100.0 *	100.0 *	- *	- *
建設業	[1.5]	100.0	50.5	49.5	-
総合工事（設備工事を除く）	[0.9]	100.0 *	- *	100.0 *	- *
職別工事（設備工事）	[5.9]	100.0	72.5	27.5	-
製造業	[0.2]	100.0 *	69.4 *	30.6 *	- *
（消費関連製造業）	[4.5]	100.0	73.6	26.4	-
食料品製造業、飲料・たばこ・飼料製造業	[0.7]	100.0	95.8	4.2	-
繊維・縫製業	[-]	-	-	-	-
家具・装具製造業	[0.1]	100.0 *	100.0 *	- *	- *
印刷・同業関連業	[0.8]	100.0 *	100.0 *	- *	- *
なめし革・同業	[0.3]	100.0 *	100.0 *	- *	- *
その他の製造業	[3.5]	100.0 *	- *	100.0 *	- *
（非金属系素材関連製造業）	[5.6]	100.0 *	100.0 *	- *	- *
木材・木製品製造業（家具を除く）	[4.0]	100.0	74.1	25.9	-
パルプ・紙・紙加工品製造業	[-]	-	-	-	-
化学工業	[0.5]	100.0 *	- *	100.0 *	- *
石油製品・石炭製品製造業	[1.6]	100.0 *	40.9 *	59.1 *	- *
プラスチック製品製造業（別掲を除く）	[5.5]	100.0 *	95.5 *	4.5 *	- *
ゴム製品製造業	[5.0]	100.0 *	74.8 *	25.2 *	- *
窯業・土石製品製造業	[1.2]	100.0 *	100.0 *	- *	- *
（金属系素材関連製造業）	[10.7]	100.0	82.3	17.7	-
鉄鋼製品製造業	[13.2]	100.0	66.2	33.8	-
非鉄金属製品製造業	[13.2]	100.0	87.1	12.9	-
（機械関連製造業）	[8.3]	100.0	94.8	5.2	-
はん用機械器具製造業	[14.4]	100.0 *	52.5 *	47.5 *	- *
生産用機械器具製造業	[4.4]	100.0	78.3	21.7	-
電子部品・デバイス・電子回路製造業	[5.8]	100.0	63.8	36.2	-
電気機械器具製造業	[2.7]	100.0 *	100.0 *	- *	- *
情報通信機械器具製造業	[2.3]	100.0 *	90.6 *	9.4 *	- *
輸送用機械器具製造業	[0.3]	100.0 *	- *	100.0 *	- *
電気・ガス・熱供給・水道業	[2.9]	100.0 *	40.4 *	59.6 *	- *
情報通信業	[1.2]	100.0 *	100.0 *	- *	- *
放送業	[9.0]	100.0	83.4	16.6	-
インターネット・随伴サービス業	[-]	-	-	-	-
映像・音声・文字情報制作業	[-]	-	-	-	-
運輸業	[-]	-	-	-	-
鉄道	[0.2]	100.0 *	100.0 *	- *	- *
道路	[-]	-	-	-	-
水路	[-]	-	-	-	-
航空	[-]	-	-	-	-
倉庫	[-]	-	-	-	-
運輸に附帯するサービス業	[-]	-	-	-	-
郵便業（信書便事業を含む）	[2.0]	100.0 *	100.0 *	- *	- *
卸売業	[-]	-	-	-	-
（繊維、飲食品その他卸売業）	[0.3]	100.0 *	48.7 *	51.3 *	- *
各種商売	[-]	-	-	-	-
上記以外その他卸売業	[-]	-	-	-	-
（織物、飲食品その他小売業）	[0.5]	100.0 *	48.7 *	51.3 *	- *
各種商売	[-]	-	-	-	-
機械器具の小売業	[4.1]	100.0 *	50.0 *	50.0 *	- *
その他の小売業	[-]	-	-	-	-
無記名小売業	[0.3]	100.0 *	- *	100.0 *	- *
金融業	[-]	-	-	-	-
保険業	[-]	-	-	-	-
不動産業	[-]	-	-	-	-
不動産業	[-]	-	-	-	-
学術研究、専門・技術サービス業	[-]	-	-	-	-
宿泊業、飲食サービス業	[-]	-	-	-	-
飲食サービス業	[-]	-	-	-	-
生活関連サービス業、娯楽業	[-]	-	-	-	-
洗濯・美容・美容・浴場	[-]	-	-	-	-
その他の生活関連サービス業	[-]	-	-	-	-
娯楽業	[-]	-	-	-	-
娯楽業（ゴルフ場除く。）	[-]	-	-	-	-
ゴルフ場	[-]	-	-	-	-

第3表-4-4 現在あるいは過去に常時従事した有害業務に関する特殊健康診断受診の有無別労働者割合(2-2)

(粉じん作業(1年に1回のじん肺定期健康診断の対象者))		(単位: %)			
区 分	粉じん作業(1年に1回のじん肺定期健康診断の対象者)に従事した労働者計 ¹⁾	特殊健康診断の受診 ²⁾			
		あり	なし	不明	
教育、学習支援事業	[0.3]	100.0 *	100.0 *	- *	- *
医療、療養サービス事業	[-]	-	-	-	-
複合サービス事業	[-]	-	-	-	-
郵便局	[-]	-	-	-	-
協同組合(他に分類されないもの)	[-]	-	-	-	-
サービス業(他に分類されないもの)	[0.2]	100.0 *	100.0 *	- *	- *
(対事業所サービス業)	[-]	-	-	-	-
(職業紹介・労働者派遣業)	[-]	-	-	-	-
(その他の事業サービス業)	[-]	-	-	-	-
(対個人サービス業)	[1.1]	100.0 *	100.0 *	- *	- *
自動車整備業	[2.7]	100.0 *	100.0 *	- *	- *
機械等修理業(別掲を除く)	[-]	-	-	-	-
(対社会的サービス業)	[0.7]	100.0 *	100.0 *	- *	- *
廃棄物処理業	[1.3]	100.0 *	100.0 *	- *	- *
政治・経済・文化団体	[-]	-	-	-	-
宗教	[-]	-	-	-	-
その他のサービス業	[-]	-	-	-	-
(年齢階級)					
20歳未満	[1.7]	100.0 *	5.8 *	94.2 *	- *
20～29歳	[0.8]	100.0	76.6	23.4	-
30～39歳	[1.1]	100.0	72.9	27.1	-
40～49歳	[1.1]	100.0	59.8	40.2	-
50～59歳	[1.2]	100.0	85.5	14.5	-
60歳以上	[0.1]	100.0 *	97.5 *	2.5 *	- *
60～64歳	[0.2]	100.0 *	100.0 *	- *	- *
65歳以上	[0.0]	100.0 *	- *	100.0 *	- *
(男)					
20歳未満	[1.5]	100.0	74.6	25.4	-
20～29歳	[3.1]	100.0 *	5.8 *	94.2 *	- *
30～39歳	[1.6]	100.0	77.8	22.2	-
40～49歳	[1.7]	100.0	72.7	27.3	-
50～59歳	[1.7]	100.0	68.4	31.6	-
60歳以上	[1.3]	100.0	88.7	11.3	-
60～64歳	[0.2]	100.0 *	97.5 *	2.5 *	- *
65歳以上	[0.3]	100.0 *	100.0 *	- *	- *
(女)					
20歳未満	[0.3]	100.0 *	53.1	46.9	-
20～29歳	[-]	-	-	-	-
30～39歳	[0.1]	100.0 *	46.6 *	53.4 *	- *
40～49歳	[0.0]	100.0 *	100.0 *	- *	- *
50～59歳	[0.4]	100.0 *	2.2 *	97.8 *	- *
60歳以上	[1.0]	100.0 *	79.4 *	20.6 *	- *
60～64歳	[-]	-	-	-	-
65歳以上	[-]	-	-	-	-
(就業形態)					
正社員	[1.2]	100.0	73.2	26.8	-
契約社員	[0.3]	100.0 *	93.8 *	6.2 *	- *
パート・タイム労働者	[0.3]	100.0 *	92.6 *	7.4 *	- *
臨時雇労働者	[-]	-	-	-	-
派遣労働者	[3.4]	100.0	27.2	72.8	-
(職種)					
管理的職業従事者	[0.6]	100.0	84.7	15.3	-
専門的・技術的職業従事者	[1.0]	100.0	72.8	27.2	-
事務従事者	[0.2]	100.0 *	8.8 *	91.2 *	- *
販売従事者	[-]	-	-	-	-
サービス従事者	[-]	-	-	-	-
サービス職業従事者(介護サービス職業従事者及び保健医療サービス職業従事者を除く)	[-]	-	-	-	-
介護サービス職業従事者及び保健医療サービス職業従事者	[-]	-	-	-	-
生産工程従事者	[6.6]	100.0	74.4	25.6	-
輸送・機械運転従事者	[0.5]	100.0 *	100.0 *	- *	- *
建設・採掘従事者	[2.9]	100.0 *	52.5 *	47.5 *	- *
運搬・清掃・包装等従事者	[0.2]	100.0 *	100.0 *	- *	- *
上記に該当しない職種	[0.1]	100.0 *	50.3 *	49.7 *	- *
(経年数)					
1年未満	[0.7]	100.0	68.7	31.3	-
1年以上3年未満	[0.7]	100.0	46.5	53.5	-
3年以上5年未満	[0.7]	100.0	79.8	20.2	-
5年以上10年未満	[0.8]	100.0	79.1	20.9	-
10年以上	[1.4]	100.0	73.5	26.5	-

注：粉じん作業の特殊健康診断は、粉じん作業従事状況及びじん肺管理区分によって実施対象者の受診頻度が定められている。

1) []は、全労働者のうち「粉じん作業(1年に1回のじん肺定期健康診断の対象者)に従事した労働者」の割合である。

2) 過去1年間の受診状況による

第3表-4-5 現在あるいは過去に常時従事した有害業務に関する特殊健康診断受診の有無別労働者割合（2-1）

（粉じん作業（就業時、定期外又は離職時のじん肺健康診断の対象者（過去1年間）））		（単位：％）			
区 分	特殊健康診断の受診 2)	粉じん作業（就業時、定期外又は離職時のじん肺健康診断の対象者（過去1年間））に従事した労働者計 1)			
		あり	なし	不明	
合 計	[0.1]	100.0	52.9	47.1	-
（ 企 業 規 模 ）					
5,000 人以上	[0.1]	100.0 *	96.1 *	3.9 *	- *
1,000 ～ 4,999 人	[0.2]	100.0 *	46.7 *	53.3 *	- *
300 ～ 999 人	[0.0]	100.0 *	- *	100.0 *	- *
100 ～ 299 人	[0.2]	100.0 *	81.1 *	18.9 *	- *
50 ～ 99 人	[0.2]	100.0 *	14.2 *	85.8 *	- *
30 ～ 49 人	[-]	-	-	-	-
10 ～ 29 人	[0.1]	100.0 *	10.9 *	89.1 *	- *
（ 事 業 所 規 模 ）					
1,000 人以上	[0.2]	100.0 *	37.7 *	62.3 *	- *
500 ～ 999 人	[0.2]	100.0 *	100.0 *	- *	- *
300 ～ 499 人	[0.1]	100.0 *	91.6 *	8.4 *	- *
100 ～ 299 人	[0.1]	100.0 *	72.6 *	27.4 *	- *
50 ～ 99 人	[0.1]	100.0 *	- *	100.0 *	- *
10 ～ 49 人	[0.0]	100.0 *	34.8 *	65.2 *	- *
30 ～ 49 人	[0.0]	100.0 *	100.0 *	- *	- *
10 ～ 29 人	[0.0]	100.0 *	10.5 *	89.5 *	- *
（ 産 業 ）					
農 業、林 業（林 業に限る。）	[0.5]	100.0 *	- *	100.0 *	- *
炭 鉱、採 石 業、砂 利 採 取 業	[1.7]	100.0 *	- *	100.0 *	- *
建 設	[-]	-	-	-	-
総 合 工 事 業（設 備 工 事 業を除く）	[-]	-	-	-	-
職 別 工 事 業（設 備 工 事 業を除く）	[-]	-	-	-	-
設 備 工 事 業	[-]	-	-	-	-
製 造	[0.4]	100.0	35.9	64.1	-
（ 消 費 関 連 製 造 業 ）	[-]	-	-	-	-
食 料 品 製 造 業、飲 料・たばこ・飼 料 製 造 業	[-]	-	-	-	-
織 維	[-]	-	-	-	-
家 具・装 備 品 製 造 業	[-]	-	-	-	-
印 刷・同 業 関 連 業	[-]	-	-	-	-
な め し 革・同 製 品・毛 皮 製 造 業	[-]	-	-	-	-
そ の 他 の 製 造 業	[-]	-	-	-	-
（ 非 金 属 系 素 材 関 連 製 造 業 ）	[0.1]	100.0 *	12.1 *	87.9 *	- *
木 材・木 製 品 製 造 業（家 具を除く）	[-]	-	-	-	-
パ ル プ・紙・紙 加 工 品 製 造 業	[0.5]	100.0 *	- *	100.0 *	- *
化 学	[-]	-	-	-	-
石 油 製 品・石 炭 製 品 製 造 業	[-]	-	-	-	-
プ ラ ス チ ッ ク 製 品 製 造 業（別 掲を除く）	[-]	-	-	-	-
ゴ ム 製 品 製 造 業	[0.9]	100.0 *	27.3 *	72.7 *	- *
窯 業・土 石 製 品 製 造 業	[0.1]	100.0 *	- *	100.0 *	- *
（ 金 属 系 素 材 関 連 製 造 業 ）	[1.8]	100.0 *	28.4 *	71.6 *	- *
鉄	[1.5]	100.0 *	100.0 *	- *	- *
非 鉄	[1.6]	100.0 *	32.5 *	67.5 *	- *
金 属 製 品 製 造 業	[2.0]	100.0 *	- *	100.0 *	- *
（ 機 械 関 連 製 造 業 ）	[0.2]	100.0 *	60.3 *	39.7 *	- *
は ん 用 機 械 器 具 製 造 業	[-]	-	-	-	-
生 産 用 機 械 器 具 製 造 業	[-]	-	-	-	-
業 務 用 機 械 器 具 製 造 業	[0.4]	100.0 *	100.0 *	- *	- *
電 子 部 品・デ バ イ ス・電 子 回 路 製 造 業	[-]	-	-	-	-
電 気 機 械 器 具 製 造 業	[-]	-	-	-	-
情 報 通 信 機 械 器 具 製 造 業	[-]	-	-	-	-
輸 送 用 機 械 器 具 製 造 業	[0.7]	100.0 *	52.5 *	47.5 *	- *
電 気・ガ ス・熱 供 給・水 道	[-]	-	-	-	-
情 報 通 信	[0.6]	100.0 *	100.0 *	- *	- *
通 信	[-]	-	-	-	-
放 送	[-]	-	-	-	-
情 報 サ ー ビ ス	[0.9]	100.0 *	100.0 *	- *	- *
イ ン タ ー ネ ッ ト 附 随 サ ー ビ ス	[-]	-	-	-	-
映 像・音 声・文 字 情 報 制 作	[-]	-	-	-	-
運 輸	[0.0]	100.0 *	- *	100.0 *	- *
鉄 道	[-]	-	-	-	-
道 路 旅 客 運 送	[-]	-	-	-	-
道 路 貨 物 運 送	[-]	-	-	-	-
水 道 運 送	[-]	-	-	-	-
航 空 運 送	[-]	-	-	-	-
倉 庫 運 送	[-]	-	-	-	-
運 輸 に 附 帯 す る サ ー ビ ス	[0.4]	100.0 *	- *	100.0 *	- *
卸 売 業（信 書 便 事 業を含む）	[-]	-	-	-	-
卸 売 業	[-]	-	-	-	-
（ 織 維、飲 食 料 品 そ の 他 卸 売 業 ）	[-]	-	-	-	-
各 種 商 品 卸 売 業	[-]	-	-	-	-
上 記 以 外 の 卸 売 業	[-]	-	-	-	-
（ 織 物、飲 食 料 品 そ の 他 小 売 業 ）	[-]	-	-	-	-
各 種 商 品 小 売 業	[-]	-	-	-	-
機 械 器 具 の 小 売 業	[-]	-	-	-	-
そ の 他 の 小 売 業	[-]	-	-	-	-
無 上 記 以 外 の 小 売 業	[-]	-	-	-	-
金 融 業、融 保 險	[-]	-	-	-	-
金 保 險	[-]	-	-	-	-
不 動 産 業、融 保 險	[-]	-	-	-	-
不 動 産 業	[-]	-	-	-	-
物 品 賃 貸 業	[-]	-	-	-	-
学 術 研 究、専 門・技 術 サ ー ビ ス	[-]	-	-	-	-
宿 泊 業、飲 食 サ ー ビ ス	[-]	-	-	-	-
宿 泊 業	[-]	-	-	-	-
飲 食 サ ー ビ ス	[-]	-	-	-	-
生 活 関 連 サ ー ビ ス 業、娯 楽 業	[-]	-	-	-	-
洗 濯・理 容・美 容・浴 場	[-]	-	-	-	-
そ の 他 の 生 活 関 連 サ ー ビ ス 業	[-]	-	-	-	-
娯 楽 業	[-]	-	-	-	-
娯 楽 業（ゴ ル フ 場 除 く。）	[-]	-	-	-	-
ゴ ル フ 場	[-]	-	-	-	-

第3表-4-5 現在あるいは過去に常時従事した有害業務に関する特殊健康診断受診の有無別労働者割合（2-2）

（粉じん作業（就業時、定期外又は離職時のじん肺健康診断の対象者（過去1年間）））		（単位：％）			
区 分	粉じん作業（就業時、定期外又は離職時のじん肺健康診断の対象者（過去1年間））に従事した労働者計 ¹⁾	特殊健康診断の受診 ²⁾			
		あり	なし	不明	
教育、学習支援事業	[0.3]	100.0 *	100.0 *	- *	- *
医療、福祉事業	[-]	-	-	-	-
複合サービス事業	[-]	-	-	-	-
郵便局	[-]	-	-	-	-
協同組合（他に分類されないもの）	[-]	-	-	-	-
サービス業（他に分類されないもの）	[0.0]	100.0 *	100.0 *	- *	- *
（対事業所サービス業）	[-]	-	-	-	-
職業紹介・労働者派遣業	[-]	-	-	-	-
（その他の事業サービス業）	[-]	-	-	-	-
（対個人サービス業）	[0.3]	100.0 *	100.0 *	- *	- *
自動車整備業	[0.7]	100.0 *	100.0 *	- *	- *
機械等修理業（別掲を除く）	[-]	-	-	-	-
（対社会的サービス業）	[-]	-	-	-	-
廃棄物処理業	[-]	-	-	-	-
政治・経済・文化団体	[-]	-	-	-	-
宗教	[-]	-	-	-	-
その他のサービス業	[-]	-	-	-	-
（年齢階級）					
20歳未満	[-]	-	-	-	-
20～29歳	[0.2]	100.0 *	65.3 *	34.7 *	- *
30～39歳	[0.1]	100.0 *	6.6 *	93.4 *	- *
40～49歳	[0.1]	100.0 *	65.3 *	34.7 *	- *
50～59歳	[0.1]	100.0 *	87.1 *	12.9 *	- *
60歳以上	[-]	-	-	-	-
60～64歳	[-]	-	-	-	-
65歳以上	[-]	-	-	-	-
（性別）					
（男）	[0.2]	100.0	52.9	47.1	-
20歳未満	[-]	-	-	-	-
20～29歳	[0.4]	100.0 *	65.3 *	34.7 *	- *
30～39歳	[0.2]	100.0 *	6.6 *	93.4 *	- *
40～49歳	[0.2]	100.0 *	65.3 *	34.7 *	- *
50～59歳	[0.1]	100.0 *	87.1 *	12.9 *	- *
60歳以上	[-]	-	-	-	-
60～64歳	[-]	-	-	-	-
65歳以上	[-]	-	-	-	-
（女）	[-]	-	-	-	-
20歳未満	[-]	-	-	-	-
20～29歳	[-]	-	-	-	-
30～39歳	[-]	-	-	-	-
40～49歳	[-]	-	-	-	-
50～59歳	[-]	-	-	-	-
60歳以上	[-]	-	-	-	-
60～64歳	[-]	-	-	-	-
65歳以上	[-]	-	-	-	-
（就業形態）					
正社員	[0.1]	100.0	39.1	60.9	-
契約社員	[0.2]	100.0 *	100.0 *	- *	- *
パート・アルバイト労働者	[-]	-	-	-	-
臨時雇用労働者	[-]	-	-	-	-
派遣労働者	[0.4]	100.0 *	74.8 *	25.2 *	- *
（職種）					
管理的職業従事者	[0.1]	100.0 *	94.5 *	5.5 *	- *
専門的・技術的職業従事者	[0.2]	100.0 *	72.2 *	27.8 *	- *
事務従事者	[0.0]	100.0 *	- *	100.0 *	- *
販売従事者	[-]	-	-	-	-
サービス職業従事者	[-]	-	-	-	-
サービス職業従事者（介護サービス職業従事者及び保健医療サービス職業従事者を除く）	[-]	-	-	-	-
介護サービス職業従事者及び保健医療サービス職業従事者	[-]	-	-	-	-
生産工程従事者	[0.4]	100.0 *	40.4 *	59.6 *	- *
輸送・機械運転従事者	[0.1]	100.0 *	- *	100.0 *	- *
建設・採掘従事者	[0.6]	100.0 *	- *	100.0 *	- *
運搬・清掃・包装等従事者	[-]	-	-	-	-
上記に該当しない職種	[0.0]	100.0 *	100.0 *	- *	- *
（経験年数）					
1年未満	[0.2]	100.0 *	100.0 *	- *	- *
1年以上3年未満	[0.2]	100.0 *	- *	100.0 *	- *
3年以上5年未満	[0.0]	100.0 *	100.0 *	- *	- *
5年以上10年未満	[0.0]	100.0 *	- *	100.0 *	- *
10年以上	[0.1]	100.0 *	82.9 *	17.1 *	- *

注：粉じん作業の特殊健康診断は、粉じん作業従事状況及びじん肺管理区分によって実施対象者の受診頻度が定められている。

- 1) []は、全労働者のうち「粉じん作業（就業時、定期外又は離職時のじん肺健康診断の対象者（過去1年間））に従事した労働者」の割合である。
- 2) 過去1年間の受診状況による

V 付 録

事業所及び労働者の構成比

[事業所調査]

(単位：%)		事業所割合
区	分	
合	計	100.0
(企 業 規 模)		
5,000 人 以 上		10.8
1,000 ～ 4,999 人		10.3
300 ～ 999 人		12.2
100 ～ 299 人		11.8
50 ～ 99 人		9.2
30 ～ 49 人		9.5
10 ～ 29 人		36.1
(事 業 所 規 模)		
1,000 人 以 上		0.2
500 ～ 999 人		0.4
300 ～ 499 人		0.8
100 ～ 299 人		4.5
50 ～ 99 人		9.3
10 ～ 49 人		84.9
30 ～ 49 人		14.1
10 ～ 29 人		70.8
(産 業)		
農 業 , 林 業 (林 業 に 限 る 。)		0.1
鉱 業 , 採 石 業 , 砂 利 採 取 業		0.0
建 設		6.9
総 合 工 事 業		3.5
職 別 工 事 業 (設 備 工 事 業 を 除 く)		1.4
設 備 工 事 業		2.1
製 造 業		12.9
(消 費 関 連 製 造 業)		4.2
食 料 品 製 造 業 , 飲 料 ・ た ば こ ・ 飼 料 製 造 業		2.1
織 維 , 縫 工 業		0.7
家 具 ・ 装 備 品 製 造 業		0.2
印 刷 ・ 同 関 連 業		0.7
な め し 革 ・ 同 製 品 ・ 毛 皮 製 造 業		0.1
そ の 他 の 製 造 業		0.4
(非 金 属 系 素 材 関 連 製 造 業)		2.9
木 材 ・ 木 製 品 製 造 業 (家 具 を 除 く)		0.3
パ ル プ ・ 紙 ・ 紙 加 工 品 製 造 業		0.4
化 学 工 業		0.5
石 油 製 品 ・ 石 炭 製 品 製 造 業		0.0
プ ラ ス チ ッ ク 製 品 製 造 業 (別 掲 を 除 く)		0.9
ゴ ム 製 品 製 造 業		0.2
窯 業 ・ 土 石 製 品 製 造 業		0.6
(金 属 系 素 材 関 連 製 造 業)		1.9
鉄 鋼 業		0.3
非 鉄 金 属 製 造 業		0.2
金 属 製 品 製 造 業		1.4
(機 械 関 連 製 造 業)		3.9
は ん 用 機 械 器 具 製 造 業		0.5
生 産 用 機 械 器 具 製 造 業		1.0
業 務 用 機 械 器 具 製 造 業		0.3
電 子 部 品 ・ デ バ イ ス ・ 電 子 回 路 製 造 業		0.4
電 気 機 械 器 具 製 造 業		0.7
情 報 通 信 機 械 器 具 製 造 業		0.2
輸 送 用 機 械 器 具 製 造 業		0.8
電 気 ・ ガ ス ・ 熱 供 給 ・ 水 道 業		0.2
情 報 通 信 業		2.0
通 信 業		0.1
放 送 業		0.1
情 報 サ ー ビ ス 業		1.3
イ ン タ ー ネ ッ ト 附 随 サ ー ビ ス 業		0.1
映 像 ・ 音 声 ・ 文 字 情 報 制 作 業		0.4
運 輸 業 , 郵 便 業		6.3
鉄 道 業		0.3
道 路 旅 客 運 送 業		0.8
道 路 貨 物 運 送 業		3.9
水 道 運 送 業		0.1
航 空 運 輸 業		0.0
倉 庫 業		0.4
運 輸 に 附 帯 す る サ ー ビ ス 業		0.7
郵 便 業 (信 書 便 事 業 を 含 む)		0.0

(単位：%)		事業所割合
区	分	
卸 売 業 , 小 売 業		25.0
(織 維 , 飲 食 料 品 そ の 他 卸 売 業)		7.8
各 種 商 品 卸 売 業		0.0
上 記 以 外 の 卸 売 業		7.8
(織 物 , 飲 食 料 品 そ の 他 小 売 業)		17.2
各 種 商 品 小 売 業		0.3
機 械 器 具 小 売 業		2.3
そ の 他 の 小 売 業		5.1
無 店 舗 小 売 業		0.6
上 記 以 外 の 小 売 業		8.9
金 融 業 , 保 険 業		3.6
金 融 業		2.2
保 険 業		1.4
不 動 産 業 , 物 品 賃 貸 業		1.8
不 動 産 賃 貸 業		1.1
物 品 賃 貸 業		0.8
学 術 研 究 , 専 門 ・ 技 術 サ ー ビ ス 業		2.4
宿 泊 業 , 飲 食 サ ー ビ ス 業		11.8
宿 泊 業		1.2
飲 食 サ ー ビ ス 業		10.5
生 活 関 連 サ ー ビ ス 業 , 娯 楽 業		4.2
洗 濯 ・ 理 容 ・ 美 容 ・ 浴 場 業		1.3
そ の 他 の 生 活 関 連 サ ー ビ ス 業		0.7
娯 楽 業		2.1
娯 楽 業 (ゴ ル フ 場 除 く 。)		1.9
ゴ ル フ 場		0.2
教 育 , 学 習 支 援 業		2.9
医 療 , 福 祉 事 業		13.0
複 合 サ ー ビ ス 事 業		0.8
郵 便 局		0.2
協 同 組 合 (他 に 分 類 さ れ な い も の)		0.5
サ ー ビ ス 業 (他 に 分 類 さ れ な い も の)		6.1
(対 事 業 所 サ ー ビ ス 業)		3.9
職 業 紹 介 ・ 労 働 者 派 遣 業		0.8
そ の 他 の 事 業 サ ー ビ ス 業		3.1
(対 個 人 サ ー ビ ス 業)		0.8
自 動 車 整 備 業		0.4
機 械 等 修 理 業 (別 掲 を 除 く)		0.5
(対 社 会 的 サ ー ビ ス 業)		1.3
廃 棄 物 処 理 業		0.7
政 治 ・ 経 済 ・ 文 化 団 体		0.5
宗 教 教 育 業		0.1
そ の 他 の サ ー ビ ス 業		0.1
(就 業 形 態)		
正 社 員		95.6
契 約 社 員		33.2
パ ー ト タ イ ム 労 働 者		73.5
臨 時 ・ 日 雇 労 働 者		5.2
派 遣 労 働 者		14.8

〔労働者調査〕

		(単位：％)	
区	分	労働者割合	
合	計	100.0	
(年 齢 階 級)			
20 歳 未 満		0.5	
20 ～ 29 歳		15.6	
30 ～ 39 歳		24.4	
40 ～ 49 歳		30.1	
50 ～ 59 歳		21.2	
60 歳 以 上		8.3	
60 ～ 64 歳		4.9	
65 歳 以 上		3.4	
(男)		58.9	(100.0)
20 歳 未 満		0.3	(0.4)
20 ～ 29 歳		7.4	(12.5)
30 ～ 39 歳		15.6	(26.4)
40 ～ 49 歳		18.0	(30.5)
50 ～ 59 歳		12.5	(21.3)
60 歳 以 上		5.2	(8.9)
60 ～ 64 歳		3.4	(5.8)
65 歳 以 上		1.8	(3.1)
(女)		41.1	(100.0)
20 歳 未 満		0.2	(0.5)
20 ～ 29 歳		8.2	(20.0)
30 ～ 39 歳		8.8	(21.4)
40 ～ 49 歳		12.1	(29.5)
50 ～ 59 歳		8.7	(21.2)
60 歳 以 上		3.1	(7.4)
60 ～ 64 歳		1.5	(3.7)
65 歳 以 上		1.5	(3.8)
(就 業 形 態)			
正 社 員		75.2	
契 約 社 員		7.7	
パ ー ト タ イ ム 労 働 者		15.0	
臨 時 ・ 日 雇 労 働 者		0.2	
派 遣 労 働 者		1.9	
(職 種)			
管 理 的 職 業 従 事 者		13.2	
専 門 的 ・ 技 術 的 職 業 従 事 者		16.5	
事 務 従 事 者		25.1	
販 売 従 事 者		9.5	
サ ー ビ ス 職 業 従 事 者		15.6	
サ ー ビ ス 職 業 従 事 者 (介 護		10.9	
サ ー ビ ス 職 業 従 事 者 及 び 保 健			
医 療 サ ー ビ ス 職 業 従 事 者 を 除 く)			
介 護 サ ー ビ ス 職 業 従 事 者 及 び		4.7	
保 健 医 療 サ ー ビ ス 職 業 従 事 者			
生 産 工 程 従 事 者		10.0	
輸 送 ・ 機 械 運 転 従 事 者		2.9	
建 設 ・ 採 掘 従 事 者		1.5	
運 搬 ・ 清 掃 ・ 包 装 等 従 事 者		2.1	
上 記 に 該 当 し な い 職 種		3.5	

統計法に基づく一般統計調査

秘



統計法に基づく国の統計調査です。調査票情報の秘密の保護に万全を期します。

平成28年労働安全衛生調査(実態調査)
事業所票

厚生労働省

事業所の名称・所在地

(プレプリント)

都道府県番号	一連番号	産業分類番号	個人票有=1
1	2	3	4

※ おそれいますが、上記の事業所の名称、所在地に変更等がありましたら朱書きにて訂正・加筆をお願いします。

この調査票は、秘密の保護に万全を期し、統計以外の目的に使用することはありませんので、事実をありのままに記入してください。

(本調査の問い合わせ先)
厚生労働省政策統括官付参事官付
賃金福祉統計室 安全衛生第一係
電話 03-5253-1111(内線7660、7662、7663)
受付時間 9:30～18:00(12:00～13:00を除く)

- 【記入上の注意】
- この調査票は、労働安全衛生関係業務に通じている方が記入するようお願いします。
 - 調査票の記入に当たっては、前頁裏面の解説等を参照してください。
 - 特にことわりのない限り、調査票が送付された事業所の平成28年10月31日現在の状況について記入してください。
 - 設問には複数回答可と表示がない限り、該当する番号1つに○印をつけてください。(複数回答可であるものは、回答欄が のように網掛けになっております。)また、空欄には右詰で数値を記入してください。
 - 矢印(→)のあるところは、矢印に沿って質問が終わるまで回答してください。
 - 事業所の名称・所在地欄の「個人票有=1」の欄の下に「1」と印字された事業所については、同封の個人票の提出をお願いします。
 - 調査票の提出は、11月21日までをお願いします。

I 企業及び事業所に関する事項について

1 貴企業において10月31日時点の常用労働者(注1)は何人ですか。

※ 「企業」とは調査票が送付された貴事業所のほか、本社、支社、工場、営業所などすべての事業所をあわせたものです。

5,000人以上	1
1,000 ～ 4,999人	2
300 ～ 999人	3
100 ～ 299人	4
50 ～ 99人	5
30 ～ 49人	6
10 ～ 29人	7

記入担当者	氏名
	電話 内線()

※ 調査票の記入内容について、照会させていただく場合がございますので、記入担当者の氏名等の記入をお願いします。

事業所の主な生産品又は事業の内容

以下の設問につきましては、調査票が送付された所在地の貴事業所についてのみ記入してください。

2 貴事業所において従事する者のうち、10月31日時点の常用労働者(注1)は何人ですか。

※派遣元事業所は(注1)のなお書き以下を参照してください。

常用労働者						人

6

3 貴事業所において10月31日時点の派遣労働者(注2)(人材派遣会社から受け入れている者)は何人ですか。

※派遣労働者を受け入れていない場合は「0」を記入してください。

派遣労働者						人

7

4 貴事業所において従事する者のうち、10月31日時点の就業形態別の労働者は何人ですか。

正社員(注3)						人
契約社員(注4)						人
パート労働者(注5)						人
臨時・日雇労働者(注6)						人

8 9 10 11

(注1)常用労働者
①期間を定めて雇われている者②1か月を超える期間を定めて雇われている者③臨時又は日雇労働者で9月及び10月の各月にそれぞれ18日以上事業所に雇われた者のいずれかに該当する者をいいます。他社から受け入れた出向者、転籍者も含みます。なお、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(以下、「労働者派遣法」という。)に基づいて労働者派遣事業を行う事業所から貴事業所に派遣されている者は含みませんが、労働者派遣事業を行う事業所においては、労働者派遣事業として他社に派遣している労働者を含めてください。

(注2)派遣労働者
平成28年10月31日時点で貴事業所が労働者派遣法に基づく労働者派遣事業を行う事業所から派遣労働者として受け入れている者のうち、9月及び10月の各月にそれぞれ18日以上就労している者をいいます。

(注3)正社員
フルタイム勤務で期間を定めて雇われている者(定年まで雇用される者も含めます。)をいいます。

(注4)契約社員
フルタイム勤務で1か月を超える期間を定めて雇われている者をいいます。

(注5)パートタイム労働者
一般労働者(フルタイム勤務で基幹業務を行う労働者)より1日の所定労働時間が短い、又は1週の所定労働日数が少ない者で、期間を定めて又は1か月を超える期間を定めて雇われている者をいいます。

(注6)臨時・日雇労働者
1か月以内の期間を定めて雇われている者をいいます。

2頁解説

問1

(注 7) 安全委員会

常時 50 人以上の労働者を使用する一定の業種における事業所において、労働者の危険防止のための基本的対策など事業所の安全に関する事項を調査審議し、事業者に対して意見を述べるために置かれる機関をいいます。その構成は、事業の実施を統括管理する人若しくはこれに準ずる人が議長となるほか、委員の半数は労働者の過半数を代表する者の推薦（労働組合がある場合には労働組合の推薦）によって事業者が指名した者によることとされています。

(注 8) 衛生委員会

常時 50 人以上の労働者を使用する事業所において、労働者の健康の保持増進を図るための基本となる対策等事業所の衛生に関する事項について調査審議し、事業者に対して意見を述べるために置かれる機関をいいます。その構成は安全委員会と同様になります。

(注 9) 安全衛生委員会

安全委員会及び衛生委員会を設けなければならないときに、それぞれの設置に代えて設けることができる機関をいいます。委員の構成・調査審議の内容はそれぞれの委員会に準じています。

保安委員会、工場委員会などと呼ばれていても、安全衛生委員会等と目的と活動内容が同じで、事業所内に設置されていれば、その名称にかかわらず、安全衛生委員会等に該当します。

(注 10) 産業医

常時 50 人以上の労働者を使用する事業所において、労働者の健康管理を行うために事業者から選任された医師をいいます。労働基準監督署への選任報告の有無等にかかわらず、実態として選任している場合は「選任している」として回答してください。

産業医を2人以上選任している場合で、そのうち1人でも勤務形態が「常勤」の産業医がいるときには、「常勤」を回答してください。また、勤務形態が「非常勤」の産業医のみで2人以上いるときは、非常勤者の訪問回数は延べ回数を回答してください。

(注 11) 安全管理者

常時 50 人以上の労働者を使用する一定の業種に属する事業所において、安全装置等の設置や発生した災害原因の調査及び対策の検討などの安全に係る技術的事項を管理するため事業者から選任された人をいいます。一定の資格（経験）を有する人から選任されることになっています。

(注 12) 衛生管理者

常時 50 人以上の労働者を使用する事業所において、作業条件、施設等の衛生上の改善などの衛生に係る技術的事項を管理するため事業者から選任された人をいいます。衛生管理者の免許を取得しているか、あるいは医師の免許を持っているなどの一定の資格を有する人から選任されることになっています。

(注 13) 安全衛生推進者

常時 10 人以上 50 人未満の労働者を使用する事業所において、安全衛生に関する技術的事項（労働者数が 50 人以上の事業所において安全管理者と衛生管理者が管理している業務と同様の業務）を担当するため、事業者から選任された人をいいます。一定の資格（経験）を有する人から選任されることになっています。

(注 14) 衛生推進者

常時 10 人以上 50 人未満の労働者を使用する事業所において、労働衛生に関する技術的事項（労働者数が 50 人以上の事業所において衛生管理者が管理している業務と同様の業務）を担当するため、事業者から選任された人をいいます。一定の資格（経験）を有する人から選任されることになっています。

(注 15) 安全推進者

安全管理者、安全衛生推進者の選任義務のない業種に属する事業所において、職場環境や作業方法の改善、労働者の安全意識の啓発、安全教育等を担当するため、事業者から選任された人をいいます。

(注 16) 安全管理者又は安全衛生推進者の選任義務がある業種

・林業、鉱業、建設業、運送業及び清掃業

・製造業（物の加工業を含む。）、電気業、ガス業、熱供給業、水道業、通信業、各種商品卸売業（※1）、家具・建具・じゅう器等卸売業、各種商品小売業（※2）、家具・建具・じゅう器小売業、燃料小売業、旅館業、ゴルフ場業、自動車整備業及び機械修理業

（※1）「各種商品卸売業」とは、例えば総合商社、貿易商社等で、衣料、食料、材料、機械、その他複数の分類にわたる商品の仕入卸売を行い、いずれが主たる事業であるかが判別できない業種をいいます。

（※2）「各種商品小売業」とは、例えば百貨店、総合スーパー等で、衣、食、住にわたる各種の商品を小売りし、いずれが主たる事業であるかが判別できない業種をいいます。

Ⅱ 安全衛生関係について

問1 安全衛生管理体制に関する事項について

(1) 貴事業所では、安全委員会(注7)、衛生委員会(注8)、安全衛生委員会(注9)を設置していますか。

設置している	安全委員会のみ設置している	1
	衛生委員会のみ設置している	2
	安全委員会、衛生委員会の両方を設置している	3
	安全衛生委員会を設置している	4
設置していない		5

12

(2) 貴事業所では、産業医(注10)を選任していますか。

選任している	常勤	1
	非常勤	2
選任していない		3

13

→ 2の非常勤を選択した場合、産業医は過去1年間(平成27年11月1日から平成28年10月31日まで)に何回貴事業所を訪問しましたか。

0回(来ていない)	1
1～6回	2
7～11回	3
12回	4
13回以上	5

14

(3) 貴事業所では、以下の安全衛生の担当者を選任していますか。該当する番号すべてに○を付けてください。
(複数回答可。ただし6を回答の場合は不可)

選任している					いずれも選任していない
安全管理者 (注11)	衛生管理者 (注12)	安全衛生推進者 (注13)	衛生推進者 (注14)	安全推進者 (注15)	
1	2	3	4	5	6

15

上記で、5の安全推進者を選任していない場合のみ、お答えください。

(4) 貴事業所で安全推進者を選任していない理由は何ですか。

該当する番号すべてに○をつけてください。

(複数回答可。ただし6を回答の場合は不可)

労働災害が発生していないため	1
安全推進者の業務を担当できる人材がいないため	2
安全推進者の選任は義務ではないため	3
安全管理者等の上位の資格者を選任しているため	4
その他	5
そもそも安全推進者とは何かを知らない	6

16

安全管理者又は安全衛生推進者の選任義務がある業種(注16)の事業所は回答不要です。

問2 安全衛生教育に関する事項について

貴事業所では、それぞれの労働者に対して雇入れ又は受入れ時教育(危険有害業務に関する労働安全衛生法上の特別教育(注17)を除く)を実施していますか。

☆ 安全衛生教育は、貴事業所で実施するもののほか、業界団体等が主催する講習会等も含みます。

	正社員に対する 雇入れ時教育(注18)	正社員以外の 労働者(派遣労働者 を除く)(注19)に対 する雇入れ時教育	派遣労働者に対す る雇入れ又は受入れ 時教育(注20)
実施している	1	1	1
実施していない	2	2	2
対象者がいない(注21)	3	3	3

17

18

19

2頁解説(続き)

問2

(注17) 危険有害業務に関する労働安全衛生法上の特別教育

一定の危険又は有害な業務に従事する労働者に対する教育(例えば、研削といしの取替え又は取替え時の試運転の業務等)をいいます。

(注18) 正社員に対する雇入れ時教育及び正社員以外の労働者(派遣労働者を除く)に対する雇入れ時教育

新しく正社員や正社員以外の労働者(派遣労働者を除く)を雇い入れたときに、当該業務に従事する労働者に対し、安全又は衛生のために行う教育をいいます。

(注19) 正社員以外の労働者(派遣労働者を除く)

正社員以外の契約社員、パートタイム労働者、臨時・日雇労働者をいいます。

(注20) 派遣労働者に対する雇入れ又は受入れ時教育

- ① 派遣労働者として新しく受け入れた派遣労働者に対する教育
- ② 労働者派遣事業を行う事業所においては、派遣労働者として新しく雇い入れた派遣労働者に対する教育をいいます。

(注21) 対象者がいない

それぞれに該当する労働者等を新たに雇入れしていない場合をいいます。

3頁解説

問3

(注22) リスクアセスメント

利用可能な情報を用いて労働者の安全衛生に関する危険・有害要因を特定し、そのリスクを見積もり、かつ、評価することによって、当該リスクが許容範囲か否かを判断し、リスクの大きいものから順にそのリスクを低減させていく手法をいいます。

問4

(注23) メンタルヘルス対策

事業所において事業者が講ずるように努めるべき労働者の心の健康の保持増進のための措置をいいます。

(注24) メンタルヘルス不調により連続1か月以上休業した労働者及び退職した労働者

メンタルヘルス不調(※)を原因として、以下の疾病により休業及び退職した労働者をいいます。

- ① 症状性を含む器質性精神障害
- ② 精神作用物質使用による精神及び行動の障害
- ③ 統合失調症、分裂病型障害及び妄想性障害
- ④ 気分[感情]障害
- ⑤ 神経症性障害、ストレス関連障害及び身体表現性障害
- ⑥ 生理的障害及び身体的要因に関連した行動症候群
- ⑦ 成人の人格及び行動の障害
- ⑧ 知的障害(精神遅滞)
- ⑨ 心理的発達の障害
- ⑩ 小児(児童)期及び青年期に通常発症する行動及び情緒の障害、詳細不詳の精神障害

(※)メンタルヘルス不調とは、精神及び行動の障害に分類される精神障害のみならず、ストレスや強い悩み、不安など、労働者の心身の健康、社会生活の質に影響を与える可能性のある精神的及び行動上の問題を幅広く含むものをいいます。

「連続1か月以上休業した労働者及び退職した労働者」の人数は、労働者派遣事業を行う事業所から貴事業所に派遣されている者を含みませんが、労働者派遣事業を行う事業所においては、労働者派遣事業として他社に派遣している労働者を含めてください。

問3 危険性・有害性の低減に向けた措置(リスクアセスメント(注22))に関する事項について

貴事業所では、労働者の安全衛生に関する危険性・有害性の低減に向けた措置(リスクアセスメント)を実施していますか。

実施している	1
実施していない	2

20

① 何についてリスクアセスメントを実施していますか。

該当する番号すべてに○をつけてください。(複数回答可)

作業に用いる機械の危険性に関する事項	1
作業に用いる化学物質の危険性・有害性に関する事項	2
腰痛のおそれのある作業に関する事項	3
熱中症予防に着目した暑い場所での作業に関する事項	4
高所からの墜落・転落に関する事項	5
交通事故に関する事項	6
上記以外の事項	7

21

② リスクアセスメントの結果は活用しましたか。

該当する番号すべてに○を付けてください。

(複数回答可。ただし、7を回答の場合は不可)

活用した	安全衛生委員会等での調査審議	1
	作業又は作業環境の改善	2
	リスクアセスメントの結果に基づき労働環境の改善等をどのように実施するかを定めた計画の策定と実施	3
	管理監督者への教育研修・情報提供	4
	労働者への教育研修・情報提供	5
	その他	6
特に活用していない		7

22

③ 実施していない理由は何ですか。該当する番号すべてに○をつけてください。(複数回答可)

十分な知識を持った人材がいないため	1
実施方法が判らないため	2
労働災害が発生していないため	3
法令を守っていれば十分なため	4
危険な機械や有害な化学物質等を使用していないため	5
その他	6

23

問4 メンタルヘルス対策(注23)に関する事項について

- (1) 過去1年間(平成27年11月1日から平成28年10月31日まで)に、メンタルヘルス不調により連続1か月以上休業した労働者及び退職した労働者(注24)はそれぞれ何人でしたか。(同じ労働者が何回も連続1か月以上休業した場合は、1人として計上してください。同じ労働者が連続1か月以上休業した後に退職した場合は、「退職者数」のみに計上してください。いない場合は「0」と記入してください。)

連続1か月以上の休業者数						人	24
退職者数						人	25

貴事業所に受け入れている「派遣労働者」は除いてください。(左頁の解説参照)

4頁解説

（注 25）**事業所内の産業保健スタッフ**

メンタルヘルス対策が効果的に実施されるよう、労働者や管理監督者に対する支援を行うとともに、心の健康づくり計画に基づく具体的なメンタルヘルス対策の実施に関する企画立案、メンタルヘルスに関する個人の健康情報の取扱い、事業所外資源（専門医療機関など）とのネットワークの形成やその窓口となること等、心の健康づくり計画の実施に当たり、中心的な役割を果たす人々のことで、産業医、衛生管理者、事業所内の保健師等をいいます。

（注 26）**ストレスチェック**

労働者のストレスについて、調査票などを用いて現在の状況を把握し、本人に気づきを与えるために実施することをいいます。

また、その結果を職場環境の改善に活用するものです。現在のストレスの状況によっては、医師等による面接指導等を受けることが望ましいことがあります。

（注 27）**集団ごとの分析**

個人のストレスチェックの結果を一定の集団（部、課など）ごとに集計して、当該集団の特徴や傾向を分析することをいいます。

（注 28）**職場復帰支援プログラム**

心の健康問題で休業していた労働者が円滑に職場に復帰し、業務が継続できるようにするために休業の開始から通常業務への復帰までの流れを明らかにしたものをいいます。具体的には、職場復帰支援の手順、内容及び関係者の役割等から構成されます。

（注 29）**地域産業保健センター（地域窓口）**

労働者数 50 人未満の小規模事業所では、産業医の選任義務はなく、また、事業者が独自に医師を確保して労働者の健康管理を行うことは困難な場合が多くあることから、こうした小規模事業所を支援するための機関をいいます。具体的には、健康診断実施後の対応や長時間労働者に対する面接指導等の産業保健サービスを提供しており、面接指導等には医師やカウンセラー等が対応します。

地域産業保健センター（地域窓口）は都道府県に設置されています。

（注 30）**産業保健総合支援センター**

産業医や衛生管理者などの事業所内の産業保健スタッフに対して、心の健康づくり対策についてのサービス（職場環境等の評価と改善の支援、教育研修の支援、事業所内の相談体制作りの支援等）を提供する機関をいいます。「地域産業保健センター（地域窓口）」が行う活動に対して専門的、技術的な支援を行っており、独立行政法人労働者健康安全機構が運営しています。

（注 31）**他の外部機関**

精神保健福祉センター、（一社）日本産業カウンセラー協会などの心の健康づくり対策を支援する活動を行っている機関、メンタルヘルス支援機関などをいいます。

（注 32）**労働安全衛生法（平成 27 年 12 月 1 日施行）に基づくストレスチェック**

労働安全衛生法第 66 条の 10、及びその関連法令に定められた要件に基づいて実施されたストレスチェックのことをいい、労働者 50 人未満の実施義務対象外の事業場で実施した場合も含まれます。

（注 33）**労働安全衛生法（平成 27 年 12 月 1 日施行）によらず実施した事業所独自のストレスチェック**

労働安全衛生法第 66 条の 10、及びその関連法令に定められた要件によらずに、事業所独自に実施されたストレスチェックのことをいいます。

（注 34）**健康診断機関**

健康診断を実施している機関をいいます。医療機関であるかどうか、健康診断を専門に実施している機関であるかを問いません。

(2) 貴事業所では、メンタルヘルス対策に取り組んでいますか。

該当する番号**すべて**に○をつけてください。(複数回答可。ただし、17を回答の場合は不可)

取り組んでいる	メンタルヘルス対策について、安全衛生委員会等での調査審議	01
	メンタルヘルス対策に関する問題点を解決するための計画の策定と実施	02
	メンタルヘルス対策の実務を行う担当者の選任	03
	メンタルヘルス対策に関する労働者への教育研修・情報提供	04
	メンタルヘルス対策に関する管理監督者への教育研修・情報提供	05
	メンタルヘルス対策に関する事業所内の産業保健スタッフ(注25)への教育研修・情報提供	06
	職場環境等の評価及び改善(ストレスチェック(注26)後の集団(部、課など)ごとの分析(注27)を含む)	07
	健康診断後の保健指導におけるメンタルヘルス対策の実施	08
	労働者のストレスの状況などについて調査票を用いて調査(ストレスチェック)	09
	職場復帰における支援(職場復帰支援プログラム(注28)の策定を含む)	10
	メンタルヘルス対策に関する事業所内での相談体制の整備	11
	地域産業保健センター(地域窓口)(注29)を活用したメンタルヘルス対策の実施	12
	産業保健総合支援センター(注30)を活用したメンタルヘルス対策の実施	13
	医療機関を活用したメンタルヘルス対策の実施	14
	他の外部機関(注31)を活用したメンタルヘルス対策の実施	15
	その他	16
取り組んでいない		17

26

上記の(2)で、09を選択した場合のみ、次の①～⑤をご回答ください。

① 実施しているストレスチェックは、どのようなものですか。

労働安全衛生法(平成27年12月1日施行)に基づくストレスチェック(注32)	1
労働安全衛生法(平成27年12月1日施行)によらず実施した事業所独自のストレスチェック(注33)	2

27

② 労働者のストレスチェックは定期健康診断の機会に実施しましたか。

該当する番号**すべて**に○をつけてください。(複数回答可)

定期健康診断の機会に実施した	1
定期健康診断以外の機会に実施した	2

28

③ ストレスチェックを実施した労働者のうち、貴事業所が指定した医師等の専門家による面談等を実施した労働者の割合は何%ですか。

80%以上100%まで	1
60%以上80%未満	2
40%以上60%未満	3
30%以上40%未満	4
20%以上30%未満	5
10%以上20%未満	6
5%以上10%未満	7
5%未満	8
実施していない	9

29

④ 医師等の専門家による面談等を行ったのは、誰又はどのような機関ですか。該当する番号**すべて**に○をつけてください。(複数回答可)

産業医	1
産業医以外の医師(外部の医師)	2
事業所内の保健師・看護師	3
衛生管理者・衛生推進者等	4
地域産業保健センター(地域窓口)	5
健康診断機関(注34)	6
その他の機関	7

30

⑤ ストレスチェック結果の集団(部、課など)ごとの分析を実施しましたか。

実施した	1
実施していない	2

31

⑤ 集団ごとの分析を実施した場合、その結果は活用しましたか。該当する番号**すべて**に○を付けてください。(複数回答可。ただし、6を回答の場合は不可)

活用した	業務配分の見直し	1
	人員体制・組織の見直し	2
	管理監督者向け研修の実施	3
	衛生委員会等での審議	4
	その他	5
特に活用していない		6

32

5頁解説

問5

(注 35) **屋外を含めた事業所敷地内全体を禁煙にしている**

建物内又は建物内に準じた場所（例えば車両など）を常に禁煙とし、事業所敷地内の屋外も常に禁煙としている場合をいいます。

(注 36) **事業所内の建物内全体(執務室、会議室、食堂、休憩室、商談室等含む)を禁煙とし、屋外のみ喫煙可能としている**

建物全部を禁煙とし、屋外のみ喫煙を可能としている場合をいいます。

(注 37) **喫煙室**

出入口以外には非喫煙場所に対する開口面がほとんどない独立した喫煙のための屋外排気装置付きの部屋をいいます。喫煙室内で喫煙以外の行為（飲食、会議など）を行うことはできません。

(注 38) **喫煙コーナー**

天井から吊り下げた板等による壁、ついたて等によって区画された喫煙可能な区域をいいます。喫煙コーナー内で喫煙以外の行為（飲食、会議など）を行うことはできません。

(注 39) **喫煙可能区域**

屋外に設置した喫煙所、屋内に設置した喫煙室、喫煙コーナーなど従業員、顧客等が喫煙を許されている区域をいいます。

(注 40) **たばこの煙を低減する装置**

たばこの煙の成分の一部をフィルター等で除去して屋内で空気を循環させる空気清浄装置等の機器をいいます。

(注 41) **一定以上の換気**

喫煙可能区域において、浮遊粉じん濃度が0.15mg/立方メートル以下又は70.3×(喫煙席数)立方メートル/時間以上の換気措置を講じていることをいいます。

問5 受動喫煙防止対策に関する事項について

(1) 貴事業所では、受動喫煙防止対策に取り組んでいますか。

はい	1
いいえ	2

33

① 貴事業所における禁煙・分煙状況について、該当する番号1つに○をつけてください。

屋外を含めた事業所敷地内全体を禁煙にしている(注35)	1
事業所の建物内全体(執務室、会議室、食堂、休憩室、商談室等含む)を禁煙とし、屋外のみ喫煙可能としている(注36)	2
事業所の内部に空間的に隔離された喫煙場所(喫煙室(注37))を設け、それ以外の場所は禁煙にしている	3
事業所の内部に空間的に隔離されていない喫煙場所(喫煙コーナー(注38))を設け、それ以外の場所は禁煙にしている	4
上記1～4以外の方法で、事業所内の喫煙可能場所と禁煙場所を区分している	5
事業所内で自由に喫煙できる	6

34

② 上記の①に加え、取り組んでいる内容について、該当する番号すべてに○をつけてください。(複数回答可。ただし、10を回答の場合は不可)

喫煙可能区域(注39)を事業所内に掲示等して周知している		01
喫煙可能区域 において	たばこの煙を低減する装置(注40)(空気清浄装置)を設置している	02
	一定以上の換気(注41)(粉じん濃度0.15mg/立方メートル以下に維持又は換気量が70.3×(喫煙席数)立方メートル/時間以上)を実施している	03
喫煙可能区域に設置した機器(屋外排気装置、空気清浄装置等)を定期的にメンテナンスしている		04
喫煙室の出入口の気流又は浮遊粉じん濃度、一酸化炭素濃度等を定期的に測定している		05
定期的に受動喫煙防止対策に関する研修を開催又は外部の説明会に参加している		06
喫煙者に対する健康指導(たばこの害に対する教育や禁煙指導)を実施している		07
喫煙可能な時間の制限(禁煙タイムの設定など)を実施している		08
上記(②の01～08)以外で何らかの対策を実施している		09
上記(①)以外の取組はない		10

35

☆ 受動喫煙防止対策の実施の有無にかかわらず、ご回答ください。

(2) 職場で他の人のたばこの煙を吸引すること(受動喫煙)を防止するための取組を進めるにあたり、どのような問題がありますか。問題がある場合には**主なものを2つ以内**で該当する番号に○をつけてください。

(主なものを2つまで回答可。ただし、10を回答の場合は不可)

問題がある	受動喫煙防止に対する喫煙者の理解が得られない	01
	喫煙室からのたばこ煙の漏洩を完全に防ぐことが困難である	02
	顧客に喫煙をやめさせるのが困難である	03
	喫煙室や喫煙コーナーを設けるスペースがない	04
	喫煙室や喫煙コーナーを設けるための資金がない	05
	施設上の制約により、喫煙室に必要な設備を設置できない	06
	受動喫煙防止対策への取り組み方がわからない	07
	取り組む必要性を感じない	08
	その他	09
特に問題がない		10

36

6頁解説

問6

(注42) 時間外・休日労働時間

休憩時間を除き、1週当たり40時間を超えて労働させた場合における、その超えた時間をいいます。1か月当たりの時間外・休日労働時間の算定は、次の式により行います。

「時間外・休日労働をした労働者数」については、労働者派遣事業を行う事業所から貴事業所に派遣されている者は含みませんが、労働者派遣事業を行う事業所においては、労働者派遣事業として他社に派遣している労働者を含めてください。

1か月当たりの時間外・休日労働時間 ＝

1か月の総労働時間(労働時間数＋延長時間数＋休日労働時間数)－(計算期間(1か月間)の総暦日数／7)×40

(注43) 長時間労働者に対する医師による面接指導

長時間の労働により疲労が蓄積し、健康障害発症のリスクが高まった労働者について、その健康の状況を把握し、これに応じて本人に対する指導を行うとともに、その結果を踏まえた事後措置を講じることをいいます。

労働安全衛生法により、事業主は、①時間外・休日労働時間数が1か月当たり100時間を超え、かつ、疲労の蓄積が認められる労働者に対し、医師による面接指導を実施することが義務づけられています。

また、②時間外・休日労働時間数が1か月当たり80時間を超える労働により疲労の蓄積が認められ又は健康上の不安を有している労働者及び③事業所において定められた基準に該当する労働者に対しては、医師による面接指導等の実施が努力義務となっています。

問6 長時間労働者に対する取組に関する事項について

貴事業所における時間外・休日労働時間(注42)数の算定期間のうち、平成28年7月1日が含まれる1か月間の時間外・休日労働時間数が45時間超80時間以下、80時間超100時間以下及び100時間超に該当する労働者はそれぞれ何人でしたか。

- ① それぞれの時間数に該当する労働者のうち、長時間労働者に対する医師による面接指導(注43)の申し出があった労働者は何人でしたか。
- ② 上記①に該当する労働者について、医師による面接指導を実施しましたか。

	時間外・休日労働をした労働者数					①うち面接指導の申し出のあった労働者数(※)					②医師による面接指導			
											実施した	一部実施した	実施しなかった	
45時間超 80時間以下					人					人	1	2	3	37～39
80時間超 100時間以下					人					人	1	2	3	40～42
100時間超					人					人	1	2	3	43～45

37～39

40～42

43～45

貴事業所に受け入れている
「派遣労働者」は除いてください。
(左頁の解説参照)

(※) 申し出の有無にかかわらず、一定の時間を超過した労働者に対して医師の面接指導を実施することとしている等により、申し出の有無を確認していない場合は、面接指導の対象とした労働者の人数を記入してください。

→ 「100時間超」の②で1又は2を回答した場合はお答えください。

- ③ 100時間超の労働者への面接指導の結果を踏まえて、どのような措置を講じましたか。
該当する番号すべてに○をつけてください。(複数回答可。ただし、7を回答の場合は不可)

講 じ た	時間外労働の制限	1
	就業場所の変更	2
	仕事内容の変更(業務量の軽減を含む)	3
	深夜業の回数の変更	4
	休日の付与	5
	その他	6
講じなかった		7

46

「100時間超」の②で2又は3を回答した場合はお答えください。

- ④ 100時間超の労働者に面接指導を実施しなかった理由は何ですか。
該当する番号すべてに○をつけてください。(複数回答可。ただし、6を回答の場合は不可)

医師が面接指導を受ける必要がないと判断したため	1
医師等の確保が難しかったため	2
面接時間を与えられなかったため	3
経費が掛かりすぎるため	4
その他	5
制度を知らなかった	6

47

7頁解説

問7

(注 44) **高年齢労働者**

50 歳以上の労働者をいいます。

問8

(注 45) **暑さ指数**

WBGT(湿球黒球温度)のことで、人体の熱収支に影響の大きい湿度、輻射熱、気温の3つを取り入れた指標で、乾球温度、湿球温度、黒球温度の値を使って計算します。温度の計測にはWBGT測定器として、アウグスト温度計若しくはハンディタイプの測定器を使用します。

屋外: $WBGT = 0.7 \times \text{湿球温度} + 0.2 \times \text{黒球温度} + 0.1 \times \text{乾球温度}$

屋内: $WBGT = 0.7 \times \text{湿球温度} + 0.3 \times \text{黒球温度}$

労働環境においては、「WBGT(湿球黒球温度)指数に基づく作業者の熱ストレスの評価－暑熱環境」として、JIS Z8504、世界的にもISO7243として規格化されています。

(注 46) **通知している**

事業所において事業主が衛生管理者・衛生推進者等に暑さ指数を計測させて、労働者に暑さ指数を通知することをいいます。

(注 47) **地域の暑さ指数を(も)把握**

環境省の熱中症予防情報サイトなどで提供されている暑さ指数(WBGT)の予報値を活用する等、公表されている数値を活用する場合は該当します。

環境省の熱中症予防情報サイト(<http://www.wbgt.env.go.jp/>)

問7 高年齢労働者(注44)の労働災害防止対策に関する事項について

貴事業所では、高年齢労働者の身体機能の低下や基礎疾患に伴う労働災害防止対策に取り組んでいますか。該当する番号**すべて**に○をつけてください。(複数回答可。ただし、14を回答の場合は不可)

取り組んでいる	時間外労働の制限、所定労働時間の短縮等を行っている	01
	深夜業の回数の減少又は昼間勤務への変更を行っている	02
	定期的に体力測定を実施し、その結果から、本人自身の転倒、墜落・転落等の労働災害リスクを判定し、加齢に伴う身体的変化を本人に認識させている	03
	高年齢労働者の身体機能の低下の防止のための活動を実施している (作業前の準備体操や定期的なウォーキングなど)	04
	医師による面接指導等の健康管理を重点的に行っている	05
	作業前に、体調不良等の異常がないか確認している	06
	健康診断実施後に基礎疾患に関する相談・指導を行っている	07
	健康診断実施後に健康診断の結果を踏まえて就業上の措置を行っている	08
	墜落・転落、転倒等の災害防止のため、手すり、滑り止め、照明、標識等の設置、段差の解消等を実施している(本人の危険を回避するために、施設・設備等の労働環境などを変更する対応)	09
	できるだけ高所等の危険場所での作業に従事させないようにしている (本人の危険を回避するために、作業内容・就業場所を変更する対応)	10
	できるだけ単独作業にならないようにしている(体調異変があったときにすぐに対応できるための措置)	11
	他の労働者に危険を及ぼすおそれのある作業に従事させないようにしている (クレーンやフォークリフトの運転等をさせない等の対応)	12
	その他	13
取り組んでいない		14

48

【次の設問は、屋外作業がある事業所のみ回答してください。】

なお、屋外作業がない場合は、次頁問9へお進みください。

問8 熱中症予防対策に関する事項について

(1) 暑さ指数(注45)を知っていますか。

知っている	1
知らない	2

49

➡(2) 貴事業所では、暑さ指数を活用していますか。

暑さ指数を計測して、労働者に通知している(注46)	1
暑さ指数を計測して、作業時間の短縮などに活かしている	2
暑さ指数を計測していないが、地域の暑さ指数を把握(注47)し、作業時間の短縮などに活かしている	3
暑さ指数を計測しておらず、地域の暑さ指数も把握していない	4

50

(次の質問は、(1)で知らないと回答した場合も回答してください。)

(3) 貴事業所では、夏の屋外作業の熱中症予防対策に取り組んでいますか。

該当する番号**すべて**に○をつけてください。(複数回答可。ただし、11を回答の場合は不可)

取り組んでいる	昼間の作業時間を短縮したり、早朝・夕方の時間に移したりしている	01
	夏の屋外作業で高温多湿環境に体を慣れさせる(熱への順化)ため、気温が高くなる時期において作業時間を通常より短く設定し、熱への順化に応じて数日かけて徐々に通常の作業時間に戻すような取組をしている	02
	作業場所においてシートなどで日陰を作ったり扇風機を使用したりしている	03
	涼しい休憩場所を確保し、おしぼり、飲料水等を備え付けている	04
	クールスーツ、通気性の良いヘルメット等を着用させている	05
	朝礼時に体調不良の者を把握し、作業場所・時間を配慮している	06
	作業中の巡視で労働者の水分・塩分の摂取や不調者がいないか確認している	07
	高血圧症などの有疾患者や健康診断の有所見者に対し作業場所・時間を配慮している	08
	労働者に対し熱中症予防のための教育を行っている	09
	その他	10
取り組んでいない		11

51

8頁解説

問9

（注48）**有害業務**

労働安全衛生関係法令に定める有害な業務及び作業方法や作業環境の管理が適切に行われないと労働者の健康に影響を与えるおそれのある業務をいいます。この調査では「鉛業務」、「有機溶剤業務」、「特定化学物質を製造し又は取り扱う業務」、「石綿等を取り扱う業務」、「放射線業務」、「粉じん作業」をいいます。

（注49）**鉛業務**

鉛、鉛化合物を取り扱う業務及びその業務を行う作業所の清掃の業務等をいいます（労働安全衛生法施行令別表第4に掲げる業務）。

（注50）**有機溶剤業務**

屋内作業場等で、有機溶剤（アセトン、キシレン、トルエン等の労働安全衛生法施行令別表第6の2に掲げる物質）を製造し又は取り扱う業務をいいます。

（注51）**特定化学物質**

ジクロロベンジジン、重クロム酸、ベンゼン等（労働安全衛生法施行令別表第3に掲げる物質）をいいます。

（注52）**石綿等を取り扱う業務**

石綿（石綿若しくは石綿をその重量の0.1%を超えて含有する製剤その他の物）を取り扱う業務をいいます。

（注53）**放射線業務**

エックス線等電離放射線の発生を伴う装置の使用又は検査の業務や放射性物質を装備している機器を取り扱う業務や坑内における核原料物質の掘採の業務等をいいます（労働安全衛生法施行令別表第2に掲げる業務）。

（注54）**粉じん作業**

岩石の裁断、研磨加工、粉状物質の袋詰め及び混合等じん肺にかかるおそれがあると認められる作業（じん肺法施行規則別表に掲げる作業）をいいます。

（注55）**特殊健康診断**

有害業務に常時従事する労働者に対して、雇入れ時、当該業務への配置替え時及び定期的に行う健康診断をいいます。また、「有所見者」とは、健康診断の結果、異常所見が認められた労働者をいいます。

（注56）**じん肺健康診断**

じん肺の定期健康診断の区分について

粉じん作業従事との関係	じん肺管理区分	頻 度
常時粉じん作業に従事	1	3年以内ごとに1回
	2、3	1年以内ごとに1回
過去に常時粉じん作業に従事したことがあり、現に非粉じん作業に従事	2	3年以内ごとに1回
	3	1年以内ごとに1回

じん肺の離職時健康診断の区分について

粉じん作業従事との関係	じん肺管理区分	頻 度
常時粉じん作業に従事	1	3年以内ごとに1回
	2、3	1年以内ごとに1回
過去に常時粉じん作業に従事したことがあり、現に非粉じん作業に従事	2	3年以内ごとに1回
	3	1年以内ごとに1回

※ 例えば、常時粉じん作業に従事させていて、じん肺管理区分が2の場合には、1年に1回のじん肺定期健康診断に該当するため、「1年に1回のじん肺定期健康診断実施対象者がいる」の「2」に○をつけ、健康診断を受診させた場合には、「実施の有無」の「1 有」に○をつけてください。

【次の設問は、有害業務(注48)がある事業所のみ回答してください。】

なお、有害業務がない場合は、次頁間10へお進みください。

問9 有害業務の有無及び特殊健康診断の実施状況に関する事項について

- (1) 次に掲げる有害業務(法令で定める有害な業務あるいは作業方法や、作業環境の管理が適切に行われていないと労働者の健康に影響を与えるおそれのある業務。以下、「有害業務」といいます。)がありますか。
該当する番号すべてに○をつけてください。

鉛業務(注49)	1	→ 以下の、(2)に回答してください。
有機溶剤業務(注50)	2	
特定化学物質(注51)を製造し又は取り扱う業務	3	
石綿等を取り扱う業務(注52)	4	
放射線業務(注53)	5	→ 以下の、(3)に回答してください。
粉じん作業(注54)	6	

52

【特殊健康診断(注55)】

- (2) 過去1年間(平成27年11月1日から平成28年10月31日まで)において、特殊健康診断を実施しましたか。
実施の有無について該当する番号に○をつけ、実施した場合は、それぞれの延べ人数を記入してください。

業 務 の 種 類	実施の有無		延受診対象者数	延受診者数	延有所見者数	
	有	無				
鉛業務	1	2				53～56
有機溶剤業務	1	2				57～60
特定化学物質を製造し又は取り扱う業務	1	2				61～64
石綿等を取り扱う業務	1	2				65～68
放射線業務	1	2				69～72

【じん肺健康診断(注56)】

- (3) 現在あるいは過去に従事した労働者のうち、じん肺健康診断対象労働者がいますか。該当する番号すべてに○をつけてください(複数回答可。ただし、4を回答の場合は不可)。また、じん肺健康診断を実施した場合は、それぞれの人数を記入してください。

3年に1回のじん肺 定期健康診断実施 対象者がいる	1	→ ①平成25年11月1日から平成28年10月31日までの間												
		<table><tr><td colspan="2">実施の有無</td><td rowspan="2">受診対象者数</td><td rowspan="2">受診者数</td><td rowspan="2">有所見者数</td></tr><tr><td>有</td><td>無</td></tr><tr><td>1</td><td>2</td><td></td><td></td><td></td></tr></table>	実施の有無		受診対象者数	受診者数	有所見者数	有	無	1	2			
実施の有無		受診対象者数	受診者数	有所見者数										
有	無													
1	2													
1年に1回のじん肺 定期健康診断実施 対象者がいる	2	→ ②平成27年11月1日から平成28年10月31日までの間												
		<table><tr><td colspan="2">実施の有無</td><td rowspan="2">受診対象者数</td><td rowspan="2">受診者数</td><td rowspan="2">有所見者数</td></tr><tr><td>有</td><td>無</td></tr><tr><td>1</td><td>2</td><td></td><td></td><td></td></tr></table>	実施の有無		受診対象者数	受診者数	有所見者数	有	無	1	2			
実施の有無		受診対象者数	受診者数	有所見者数										
有	無													
1	2													
就業時、定期外又は 離職時のじん肺健康 診断実施対象者が いる（過去1年間）	3	→ ③平成27年11月1日から平成28年10月31日までの間												
		<table><tr><td colspan="2">実施の有無</td><td rowspan="2">受診対象者数</td><td rowspan="2">受診者数</td><td rowspan="2">有所見者数</td></tr><tr><td>有</td><td>無</td></tr><tr><td>1</td><td>2</td><td></td><td></td><td></td></tr></table>	実施の有無		受診対象者数	受診者数	有所見者数	有	無	1	2			
実施の有無		受診対象者数	受診者数	有所見者数										
有	無													
1	2													
対象者はいない	4													

73

74～77

78～81

82～85

73

82～85

9頁解説

問 10

(注 57) **GHSラベル**

GHS分類(隔年ごとに改訂)に該当する化学品に表示することとされているラベルをいいます。

「GHS分類」とは、国連が平成15年7月に勧告した「化学品の分類および表示に関する世界調和システム」における分類をいい、危険有害性がある全ての化学物質が一定の基準に従ってクラス又は区分ごとに分かれております。

ただし、成形品は除かれており、また、医薬品、食品添加物、化粧品、食品中の残留農薬等については、原則GHSでは表示の対象とされていません。

(GHS: The Globally Harmonized System of Classification and Labelling of Chemicals の略)

(注 58) **安全データシート(SDS)**

化学物質の危険有害性や適切な取り扱い方法に関する情報等を記載した文書をいいます。

なお、SDSは、平成23年度までは一般に「MSDS(化学物質等安全データシート)」と呼ばれていましたが、国際整合の観点から、GHSで定義されている「SDS」に統一され、JIS Z 7253においても「SDS」とされています。

(注 59) **労働安全衛生法第57条に該当する化学物質**

同条で譲渡提供者に容器に危険有害性を表示することが義務づけられている化学物質をいいます。

(注 60) **危険有害性がある化学物質**

「GHS分類」において危険有害性のクラス又は区分の付いている化学物質をいい、平成24年4月1日から、譲渡提供者に安全データシート(SDS(Safety Data Sheet))の交付が努力義務とされています(労働安全衛生規則第24条の15)。

(注 61) **労働安全衛生法第57条の2に該当する化学物質**

同条で譲渡提供者に安全データシート(SDS)の交付が義務づけられている化学物質をいいます。

【次の設問は、化学物質を製造、譲渡・提供又は使用している事業所のみ回答してください。】

問10 GHSラベル(注57)の容器・包装への表示、安全データシート(SDS)(注58)の交付に関する事項について

(1) 貴事業所では、化学物質をどのように取り扱っていますか。

該当する番号すべてに○をつけてください。(複数回答可)

化学物質を製造している(主に製造、合成、混合などを行う化学品メーカー)	1
化学物質を商品として譲渡・提供している(主に商社、販売代理店)	2
化学物質を使用している(例えば加工、洗浄等に使用する一般ユーザー)	3

・(1)で1又は2と回答した方は(2)①及び(3)①も回答してください。
 ・(1)で3と回答した方は(2)②及び(3)②も回答してください。

【GHSラベル表示】

(2) 貴事業所では、下記A、Bそれぞれの化学物質を製造、譲渡・提供又は使用する際に、GHSラベルの容器・包装への表示を行っていますか。それぞれ該当する番号1つに○をつけてください。

A 労働安全衛生法第57条に該当する化学物質(注59)**B 労働安全衛生法第57条には該当しないが、危険有害性がある(GHS分類において危険有害性のクラス又は区分がつく)化学物質(注60)**

①[(1)の設問で1又は2を選択した場合は、こちらにお答えください。]

		A	B
化学物質を製造又は譲渡・提供するに際し	すべて表示をしている	1	1
	一部表示をしている	2	2
	譲渡・提供先から求めがあれば表示をしている	3	3
	全く表示をしていない	4	4

②[(1)の設問で3を選択した場合は、こちらにお答えください。]

		A	B
化学物質を使用するに際し	すべて表示されている	1	1
	一部表示されている	2	2
	譲渡・提供元に対し求めた場合には表示されている	3	3
	全く表示されていない	4	4

【安全データシート(SDS)の交付】

(3) 貴事業所では、下記A、Bそれぞれの化学物質を製造、譲渡・提供又は使用する際に、安全データシート(SDS)を交付していますか。それぞれ該当する番号1つに○をつけてください。

A 労働安全衛生法第57条の2に該当する化学物質(注61)**B 労働安全衛生法第57条の2には該当しないが、危険有害性がある(GHS分類において危険有害性のクラス又は区分がつく)化学物質**

①[(1)の設問で1又は2を選択した場合は、こちらにお答えください。]

		A	B
化学物質を製造又は譲渡・提供するに際し	すべての製品に交付している(※過去に交付済みの製品を含む)	1	1
	一部の製品について交付している	2	2
	譲渡・提供先から求めがあれば交付している	3	3
	全く交付していない	4	4

②[(1)の設問で3を選択した場合は、こちらにお答えください。]

		A	B
化学物質を使用するに際し	すべて交付されている(※過去に交付済みの製品を含む)	1	1
	一部交付されている	2	2
	譲渡・提供元に対し求めた場合は交付されている	3	3
	全く交付されていない	4	4

以上で質問はすべて終わりです。ご協力ありがとうございました。

統計法に基づく一般統計調査

秘



政府統計

統計法に基づく
国の統計調査で
す。調査票情報
の秘密の保護に
万全を期します。

平成28年労働安全衛生調査(実態調査)
個人票

厚生労働省

この調査票は、秘密の保護に万全を期し、統計以外の目的に
使用することはありませんので、事実をありのままに記入してく
ださい。

都道府 県番号	一連番号	個人 番号
1	2	3

【記入上の注意】

- 1 調査票の記入に当たっては、前頁裏面の解説等を参照してください。
- 2 特にことわりのない限り、**平成28年10月31日現在**における状況について記入してください。
- 3 設問に複数回答可と表示がない限り、該当する番号**1つに○印**をつけてください。
(複数回答可であるものは、回答欄が のように網かけになっております。)
- 4 矢印(→)のあるところは、矢印に沿って質問が終わるまで回答してください。
- 5 過去に他の事業所で勤務されたことのある方や複数の事業所に勤務されている方についても、
今回調査票の配布を受けた事業所に関する状況についてのみ回答してください。
- 6 調査票の提出は、**11月21日まで**にお願いします。

I 性、年齢、就業形態、経験年数、職種に関する事項について

1 あなたの性、年齢、就業形態、今の業務に就いてからの経験年数、職種について該当する番号1つに○をつけてください。

(1) 性

男	1
女	2

(5) 職種(注7)

管理的職業従事者	01
専門的・技術的職業従事者	02
事務従事者	03
販売従事者	04
サービス職業従事者 (介護サービス職業従事者及び 保健医療サービス職業従事者を除く)	05
介護サービス職業従事者及び 保健医療サービス職業従事者	06
生産工程従事者	07
輸送・機械運転従事者	08
建設・採掘従事者	09
運搬・清掃・包装等従事者	10
上記に該当しない職種	11

(2) 年齢(満年齢)

20歳未満	1
20～29歳	2
30～39歳	3
40～49歳	4
50～59歳	5
60～64歳	6
65歳以上	7

(3) 就業形態

正社員(注1)	1
契約社員(注2)	2
パートタイム労働者(注3)	3
臨時・日雇労働者(注4)	4
派遣労働者(注5)	5

(4) 今の業務に就いてからの経験年数(注6)

1年未満	1
1年以上3年未満	2
3年以上5年未満	3
5年以上10年未満	4
10年以上	5

(注1) 正社員

フルタイム勤務で期間を定めずに雇われている者(定年まで雇用される方も含めます。)をいいます。

(注2) 契約社員

フルタイム勤務で1か月を超える期間を定めて雇われている者をいいます。

(注3) パートタイム労働者

一般社員(フルタイム勤務で基幹業務を行う社員)より1日の所定労働時間が短い、又は1週の所定労働日数が少ない方で、期間を定めずに又は1か月を超える期間を定めて雇われている者をいいます。

(注4) 臨時・日雇労働者

1か月以内の期間を定めて雇われている者をいいます。

(注5) 派遣労働者

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律に基づいて労働者派遣事業を行う事業所から派遣されている者をいいます。

(注6) 経験年数

勤続年数ではなく、業務の経験年数をいいます。

(注7) 職種

裏面に解説がありますので、記入に当たって参照してください。

1頁解説

I
(注7) **職種**については、あなたが現在行っている業務について、下表を参考にして、一番近いと思われる番号に○をつけてください。

職 種	具 体 的 内 容
管理的職業従事者	会社役員、会社管理職員(いわゆる管理職)で、課長(課長相当職を含む)以上の者
専門的・技術的職業従事者	研究者(研究員、研究職)、農林水産技術者、製造技術者、建築・土木・測量技術者、情報処理・通信技術者、その他技術者(地質調査技術者等)、医師・歯科医師・獣医師・薬剤師、保健師・助産師・看護師、医療技術者(医療放射線技師等)、その他保健医療従事者(栄養士等)、社会福祉専門職業従事者(福祉相談指導専門員、保育士等)、法務従事者(弁護士等)、経営・金融・保険専門職業従事者(公認会計士、税理士等)、教員、宗教家、著述家・記者・編集者、美術家・デザイナー・写真家・映像撮影者、音楽家・舞台芸術家、その他の専門的職業従事者(学芸員、カウンセラー等)
事務従事者	一般事務従事者(庶務、人事、企画、受付・案内、秘書、電話応接、総合等)、会計事務従事者(現金出納事務員等)、生産関連事務従事者、営業・販売事務従事者、外勤事務従事者、運輸・郵便事務従事者、事務用機器操作員
販売従事者	商品販売従事者(小売店主・店長等)、販売類似職業従事者(不動産売買仲介人・売買人等)、営業職業従事者(勧誘・交渉・受注・契約締結の仕事に従事する者等)
サービス職業従事者 (介護サービス職業従事者及び 保健医療サービス職業従事者を除く)	家庭生活支援サービス職業従事者(家政婦等)、生活衛生サービス職業従事者(理容師、美容師、浴場従事者、クリーニング業等)、飲食物調理従事者(料理人等)、接客・給仕職業従事者、居住施設・ビル等管理人、その他サービス職業従事者(旅行・観光案内人等)
介護サービス職業従事者及び 保健医療サービス職業従事者	介護職員、訪問介護従事者(ホームヘルパー)、看護助手、歯科助手等
生産工程従事者	生産設備制御・監視従事者、機械組立設備制御・監視従事者、製品製造・加工処理従事者、機械組立従事者、機械整備・修理従事者、製品検査従事者、機械検査従事者、生産関連・生産類似事業従事者(自動車塗装工、映写技師等)
輸送・機械運転従事者	鉄道運転従事者、自動車運転従事者、船舶・航空機運転従事者、その他の輸送従事者(車掌、甲板員等)、定置・建設機械運転従事者
建設・採掘従事者	建設従事者(大工、左官等)、電気工事従事者、土木作業従事者、採掘従事者
運搬・清掃・包装等従事者	運搬従事者(郵便・電報外務員、船内・沿岸荷役従事者等)、清掃従事者(ビル・建物清掃員、ハウスクリーニング職等)、包装従事者(打直綿包装工、食品包装工、レッテル(ラベル)貼り工等)、その他の運搬・清掃・包装等従事者(機械掃除工、病院等の雑務等)
上記に該当しない職種	上記に分類できないもの。保安職業従事者(警備員等)、農林漁業従事者(林業従事者、漁業従事者等)等が含まれます。

2頁解説

II
問1
(注8) **産業医**
労働者の健康管理を行うために事業者から選任された医師をいいます。事業所の労働者数が50人以上の場合には、事業者は産業医を選任することになっています。なお、50人未満の事業所であっても選任している場合があります。

(注9) **衛生管理者又は衛生推進者等**
衛生管理者、安全衛生推進者、衛生推進者等をいいます。
「衛生管理者」とは、常時 50 人以上の労働者を使用する事業所において、作業条件、施設等の衛生上の改善などの衛生に係る技術的事項を管理するため事業者から選任された人をいいます。衛生管理者の免許を取得しているか、あるいは医師の免許を持っているなどの一定の資格を有する人から選任されることになっています。
「安全衛生推進者」とは、常時 10 人以上 50 人未満の労働者を使用する事業所において、安全衛生に関する技術的事項(労働者数が 50 人以上の事業所において安全管理者と衛生管理者が管理している業務と同様の業務)を担当するため、事業者から選任された人をいいます。一定の資格(経験)を有する人から選任されることになっています。

(2頁裏へ続く)

Ⅱ 勤務の状況に関する事項について

問1 仕事や職業生活における不安やストレスに関する事項について

- (1) あなたは現在の自分の仕事や職業生活に関する不安、悩み、ストレスについて相談できる人がいますか。
また、相談できる人がいる場合、実際にその人に相談をしたことがありますか。それぞれ該当する番号
すべてに○をつけてください。(複数回答可。ただし、それぞれ9を回答の場合は不可)

項 目	相談できる 人の有無	相談の 有無
上司・同僚	1	1
家族・友人	2	2
産業医(注8)	3	3
産業医以外の医師	4	4
保健師又は看護師	5	5
衛生管理者又は衛生推進者等(注9)	6	6
カウンセラー等(注10)	7	7
その他	8	8
相談できる人はいない	9	
相談したことはない		9

あなたが現在の自分の仕事や職業生活に関する不安や悩み、ストレスについて相談したことにより、その不安、悩み、ストレスは解消されましたか。

(最も重要な相談について回答してください。)

解消された	1
解消されなかったが、気が楽になった	2
解消もされず、気が楽にもならなかった	3

- (2) あなたは現在の自分の仕事や職業生活に関することで強い不安、悩み、ストレスとなっていると感じる事柄がありますか。

あ る	1
な い	2

それはどんなことですか。**主なもの3つ以内**で該当する番号**すべて**に○をつけてください。(複数回答可)

仕事の質・量	1
対人関係(セクハラ(注11)・パワハラ(注12)を含む。)	2
役割・地位の変化等(昇進、昇格、配置転換等)	3
仕事の失敗、責任の発生等	4
事故や災害の体験	5
雇用の安定性	6
会社の将来性	7
その他	8

問2 喫煙に関する事項について(注13)

- (1) あなたは職場でたばこを吸いますか。(注14)

吸う	1
吸わない	2

- (2) あなたは、職場で他の人のたばこの煙を吸引すること(受動喫煙(※))がありますか。
(※)職場内の定められた喫煙区域内において、自分が喫煙している時に他の人のたばこの煙を吸引することを除く。)

ほとんど毎日ある	1
ときどきある	2
ない	3

- (3) あなたは職場での喫煙に関して不快に感じる事、体調が悪くなることがありますか。

よくある	1
たまにある	2
ない	3

2頁解説(続き)

問1

「衛生推進者」とは、常時10人以上50人未満の労働者を使用する事業所において、労働衛生に関する技術的事項（労働者数が50人以上の事業所において衛生管理者が管理している業務と同様の業務）を担当するため、事業者から選任された人をいいます。一定の資格（経験）を有する人から選任されることになっています。

(注10) **カウンセラー等**

事業所において、個々の労働者に対してメンタルヘルス対策（心の健康対策）を実施する担当者をいいます。例えば、精神保健福祉士（※1）、臨床心理士（※2）や産業カウンセラー（※3）などです。その他、社会福祉士、心理カウンセラー、サイコセラピスト、心理士、心理相談員を含みます。

（※1）「精神保健福祉士」とは、精神保健福祉士法第28条の規定に基づく国家資格を有する人をいいます。企業内ソーシャルワーカー、ソーシャルワーカーを含みます。

（※2）「臨床心理士」とは、（財）日本臨床心理士認定協会の認定資格を有する人をいいます。心理アセスメント、心理面談、臨床心理的地域援助、研究活動を行うことにより、相談にこられる方々の課題に応じてさまざまな臨床心理学的方法を用いて、心理的な問題の克服や困難の軽減に向けての支援を行い、また、その人を囲む環境への働きかけ、情報整理や関係の調整を行います。

（※3）「産業カウンセラー」とは、（社）日本産業カウンセラー協会の認定資格を有する人をいいます。心理的手法を用いて、働く人たちが抱える問題を、自らの力で解決できるように援助することを主たる業務としています。業務の領域は、メンタルヘルス対策への援助、キャリア開発への援助、職場における人間関係開発への援助となります。

(注11) **セクハラ**

職場のセクシュアルハラスメントのことで、「労働者の意に反する性的な言動が行われ、それを拒否したことで解雇、降格、減給などの不利益を受けること。また、性的な言動が行われることで職場の環境が不快なものとなり、労働者の能力の発揮に大きな悪影響が生じること」をいいます。

(注12) **パワハラ**

職場のパワーハラスメントのことで、「同じ職場で働く者に対して、職務上の地位や人間関係などの職場内の優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与える又は職場環境を悪化させる行為」をいいます。

問2

(注13) 各項目について、通常業務に従事している場所のほか、休憩室や事務室など職場で利用している施設を含めた状況を回答してください。

(注14) 平成28年10月31日時点での状況を記入してください。

なお、その日は喫煙しなかったが日常的に喫煙している場合は、「吸う」に回答してください。

3頁解説

(注15) **屋外を含めた事業所敷地内全体を禁煙にすること**

建物内又は建物内に準じた場所（例えば車両など）を常に禁煙とし、事業所敷地内の屋外も常に禁煙としている場合をいいます。

(注16) **事業所内の建物内全体（執務室、会議室、食堂、休憩室、商談室等含む）を禁煙とし、屋外のみ喫煙可能とすること**

建物全部を禁煙とし、屋外のみ喫煙を可能としている場合をいいます。

(注17) **喫煙室**

出入口以外には非喫煙場所に対する開口面がほとんどない独立した喫煙のための屋外排気装置付きの部屋をいいます。喫煙室内で喫煙以外の行為（飲食、会議など）を行うことはできません。

(注18) **喫煙コーナー**

天井から吊り下げた板等による壁、ついたて等によって区画された喫煙可能な区域をいいます。喫煙コーナー内で喫煙以外の行為（飲食、会議など）を行うことはできません。

(注19) **喫煙可能区域**

屋外に設置した喫煙所、屋内に設置した喫煙室、喫煙コーナーなど従業員、顧客等が喫煙を許されている区域をいいます。

(注20) **たばこの煙を低減する装置**

たばこの煙の成分の一部をフィルター等で除去して屋内で空気を循環させる空気清浄装置等の機器をいいます。

(注21) **一定以上の換気**

喫煙可能区域において、浮遊粉じん濃度が0.15mg/立方メートル以下又は70.3×（喫煙席数）立方メートル/時間以上の換気措置を講じていることをいいます。

（3頁裏へ続く）

(4) あなたは、今後、職場における受動喫煙防止対策として何を望みますか。

① 受動喫煙防止対策のうち、禁煙場所の設定として望む内容について、該当する番号1つに○をつけてください。

屋外を含めた事業所敷地内全体を禁煙にすること(注15)	1
事業所の建物内全体(執務室、会議室、食堂、休憩室、商談室等含む)を禁煙とし、屋外のみ喫煙可能とすること(注16)	2
事業所の内部に空間的に隔離された喫煙場所(喫煙室(注17))を設け、それ以外の場所は禁煙にすること	3
事業所の内部に空間的に隔離されていない喫煙場所(喫煙コーナー(注18))を設け、それ以外の場所は禁煙にすること	4
上記1～4以外の方法で、事業所内の喫煙可能場所と禁煙場所を区分すること	5
何も望むことはない	6

17

② 受動喫煙防止対策のうち、禁煙場所の設定以外に望む内容について、該当する番号すべてに○をつけてください。(複数回答可。ただし、10を回答の場合は不可)

喫煙可能区域(注19)を事業所内に掲示等して周知すること		01
喫煙可能区域 において	たばこの煙を低減する装置(注20)(空気清浄装置)を設置すること	02
	一定以上の換気(注21)(粉じん濃度0.15mg/立方メートル以下に維持又は換気量が70.3×(喫煙席数)立方メートル/時間以上)を実施すること	03
喫煙可能区域に設置した機器(屋外排気装置、空気清浄装置等)を定期的にメンテナンスすること		04
喫煙室の出入口の気流又は浮遊粉じん濃度、一酸化炭素濃度等を定期的に測定すること		05
定期的に受動喫煙防止対策に関する研修を開催又は外部の説明会に安全衛生担当者等が参加すること		06
喫煙者に対する健康指導(たばこの害に対する教育や禁煙指導)を実施すること		07
喫煙可能な時間の制限(禁煙タイムの設定など)を実施すること		08
上記(②の01～08)以外で何らかの対策を実施すること		09
何も望むことはない		10

18

問3 有害業務(注22)への従事の有無及び特殊健康診断の受診状況に関する事項について

(1) あなたは、次に掲げる有害業務に過去1年間(平成27年11月1日から平成28年10月31日まで)において常時従事(注23)していましたか。従事していた場合は、従事業務の該当する番号すべてに○をつけてください。また、この期間にその業務に関する特殊健康診断(注24)を受診したかどうか、該当する番号1つに○をつけてください。なお、従事していなかった場合は、(2)へお進みください。

		従事業務	特殊健康診断	
			受けた	受けていない
従事していた	1	鉛業務(注25)	1	2
従事していなかった	2	有機溶剤業務(注26)	1	2
		放射線業務(注27)	1	2

20

(2) あなたは現在の職場で、現在あるいは過去において、次に掲げる有害作業に常時従事していましたか。従事していた場合は、該当する番号すべてに○をつけ(複数回答可。ただし、6を回答の場合は不可。)、その業務に関する特殊健康診断を受診したかどうかについて 該当する番号1つに○をつけてください。

特定化学物質(注28)を製造し又は取り扱う業務		1	①平成27年11月1日から平成28年10月31日までの間 特殊健康診断を受けた	受けていない
石綿等を取り扱う業務(注29)		2	②平成27年11月1日から平成28年10月31日までの間 特殊健康診断を受けた	受けていない
粉じん作業(注30)	3年に1回のじん肺定期健康診断の対象者	3	③平成25年11月1日から平成28年10月31日までの間 特殊健康診断を受けた	受けていない
	1年に1回のじん肺定期健康診断の対象者	4	④平成27年11月1日から平成28年10月31日までの間 特殊健康診断を受けた	受けていない
	就業時、定期外又は離職時のじん肺健康診断の対象者(過去1年間)	5	⑤平成27年11月1日から平成28年10月31日までの間 特殊健康診断を受けた	受けていない
従事していない		6		

24

—以上で質問はすべて終わります。ご協力ありがとうございました。—
(封筒に入れ、しっかり封をして、事業所の担当者にお渡しください。)

3頁解説(続き)

問3

(注22) 有害業務

労働安全衛生関係法令に定める有害な業務及び作業方法や作業環境の管理が適切に行われないと労働者の健康に影響を与えるおそれのある業務で、「鉛業務」、「有機溶剤業務」、「放射線業務」、「特定化学物質を製造し又は取り扱う業務」、「石綿等を取り扱う業務」、「粉じん作業」をいいます。

(注23) 常時従事

「継続してその有害業務に従事する」場合や「一定の期間ごとに反復してその有害業務に従事する」場合などをいいます。

(注24) 特殊健康診断

有害業務に常時従事する労働者に対して、雇入れ時、有害業務への配置替え時及び定期的に行う健康診断をいいます。

(注25) 鉛業務

鉛、鉛化合物を取り扱う業務及びその業務を行う作業所の清掃の業務等をいいます（労働安全衛生法施行令別表第4に掲げる業務）。

(注26) 有機溶剤業務

屋内作業場等で、有機溶剤（アセトン、キシレン、トルエン等の労働安全衛生法施行令別表第6の2に掲げる物質）を製造し又は取り扱う業務をいいます。

(注27) 放射線業務とは、以下の業務をいいます（労働安全衛生法施行令別表第2に掲げる業務）。

- ① エックス線装置の使用又はエックス線の発生を伴う当該装置の検査の業務
- ② サイクロトン、ベータトンその他の荷電粒子を加速する装置の使用又は電離放射線（アルファ線、重陽子線、陽子線、ベータ線、電子線、中性子線、ガンマ線及びエックス線をいう。後記⑤において同じ。）の発生を伴う当該装置の検査の業務
- ③ エックス線管若しくはケトロン（注）のガス抜き又はエックス線の発生を伴うこれらの装置の検査の業務
- ④ 厚生労働省令で定める放射性物質を装備している機器の取扱いの業務
- ⑤ 上記④に規定する放射性物質又は当該放射性物質若しくは前記②に規定する装置から発生した電離放射線によって汚染された物の取扱いの業務
- ⑥ 原子炉の運転の業務
- ⑦ 坑内における核原料物質（原子力基本法（昭和30年法律第186号）第3条第3号に規定する核原料物質をいう。）の掘採の業務。

(注28) 特定化学物質

ジクロロベンジジン、重クロム酸、ベンゼン等（労働安全衛生法施行令別表第3に掲げる物質）をいいます。

(注29) 石綿等を取り扱う業務

石綿（石綿若しくは石綿をその重量の0.1%を超えて含有する製剤その他の物）を取り扱う業務をいいます。

(注30) 粉じん作業

岩石の裁断、研磨加工、粉状物質の袋詰め及び混合等じん肺にかかるおそれがあると認められる作業（じん肺法施行規則別表に掲げる作業）をいいます。

粉じん作業従事労働者の健康診断
じん肺の定期健康診断の区分について

粉じん作業従事との関係	じん肺管理区分	頻 度
常時粉じん作業に従事	1	3年以内ごとに1回
	2、3	1年以内ごとに1回
過去に常時粉じん作業に従事したことがあり、現に非粉じん作業に従事	2	3年以内ごとに1回
	3	1年以内ごとに1回

※ 例えば、常時粉じん作業に従事していて、じん肺管理区分が2の場合には、1年に1回のじん肺定期健康診断に該当するため、「1年に1回のじん肺定期健康診断の対象者」の「4」に○をつけ、健康診断を受診した場合には、「特殊健康診断を受けた」の「1」に○をつけてください。

「平成28年労働安全衛生調査（実態調査）」 労働者調査実施方法及び対象労働者抽出方法

厚生労働省政策統括官（統計・情報政策担当）

【お願い】

この調査は、労働者の労働安全衛生意識、メンタルヘルス対策の推進状況等を把握し、快適な職場環境の形成を含めた今後の労働安全衛生行政運営上の基礎資料とすることを目的としています。

お忙しいところお手数をおかけしまして大変恐縮ですが、労働者調査へのご協力をお願いいたします。

貴事業所の労働者の中から、次ページ以降の要領に従い、調査対象労働者を選び（「抽出」といいます。）、選ばれた方々に調査票（個人票）と回収用封筒と協力依頼状（労働者用）を渡してください。

【調査の実施方法】

・厚生労働省から、個人票及び個人票回収用封筒の必要部数を配付していますが、次ページに掲載されている「**労働者調査における対象労働者抽出方法**」に基づき労働者数を決定した結果、必要部数が不足している場合には、大変お手数をおかけして恐縮ですが、厚生労働省政策統括官付の以下の問い合わせ先に必要部数をご連絡ください。（個人票についてはコピーして配付されても構いません。その際は、お手数ですが、コピーした調査票への付番が必要になりますので、個人票の1ページ目の右肩にあります「労働者番号」欄について、従前の番号を消し、続きの番号を記入してくださいますようお願いいたします。）

・労働者調査の対象となる労働者に対して個人票と個人票回収用封筒を渡す際には、労働者のプライバシー保護の観点から、労働者各自が記入済みの個人票を個人票回収用封筒に入れて封をした上でご担当者に提出するように、ご説明をよろしく申し上げます。

・記入済の個人票は回収用封筒に入れて封をした状態のままで、事業所票と併せて厚生労働省政策統括官付参事官付賃金福祉統計室あてに直接、同封の封筒（料金受取人払い用）により返送していただきますようお願いいたします。

（問い合わせ先）

厚生労働省政策統括官付参事官付

賃金福祉統計室安全衛生第一係

電話番号 03-5253-1111

内線番号(7660、7662、7663)

労働者調査における対象労働者抽出方法

1 労働者調査対象者の範囲

労働者調査は、平成28年10月31日現在、貴事業所に属している常用労働者及び貴事業所において受け入れている派遣労働者等を対象とします。

このため、上記の条件に合致すれば、パートタイム労働者など一般社員でない労働者であっても労働者調査の対象となります。

ただし、貴事業所が労働者派遣事業を行っている事業所の場合は、貴事業所から他の事業所へ派遣している派遣労働者を除く、常用労働者のみを対象とします。

2 労働者調査対象数（個人票部数）と調査対象者の決定方法

以下の作業手順①～③に従って、労働者調査を実施してください。

手 順① 労働者調査における対象労働者数（常用労働者数と受け入れ派遣労働者数の合計）の計算

A 貴事業所が人材派遣会社を除く、一般の事業所である場合（貴事業所が人材派遣会社である場合は、4ページのBを参照してください。）

事業所票1ページ目に記載した、2の「常用労働者」と3の「派遣労働者数」の合計数をまず計算してください。

(事業所票 1 ページ目抜粋)

2 貴事業所において従事する者のうち、**10月31日時点**の常用労働者(注1)は何人ですか。

※派遣元事業所は(注1)のなお書き以下を参照してください。

常用労働者		人

3 貴事業所において**10月31日時点**の派遣労働者(注2)(人材派遣会社から受け入れている者)は何人ですか。

※派遣労働者を受け入れていない場合は「0」を記入してください。

派遣労働者		人

この2つの欄に記入した数字を合計し、以下の「合計数」の欄に記入します。

①合計数

 人

手 順② 労働者調査対象数（個人票部数）の決定

以下の「抽出表」により、先ほど計算した「①合計数」に対応する個人票部数を決定します。

(抽出表)

「①合計数」の人数	10～29	30～299	300～999	1000～	人 部
個人票部数	5	10	15	20	

②個人票部数

手順③ 調査対象者の決定

まず、事業所にある賃金台帳、労働者名簿、派遣先管理台帳、タイムカードなどの調査時(平成28年10月31日現在)に就業している労働者の名簿の順番を、そのまま「労働者リスト」として準備し、常用労働者と受入れ派遣労働者に大別し、その上で常用労働者及び受入れ派遣労働者にそれぞれ通し番号を付けてください。

ただし、貴事業所が人材派遣会社の場合は、通常、貴事業所から他の事業所へ派遣している派遣労働者(派遣スタッフ)を対象者とするのは煩雑となることから、貴事業所の内勤スタッフ(常用労働者)のみで「労働者リスト」を作成してください。

抽出対象労働者

常用労働者

(通し番号) 1, 2, 3, 4, 5, 6, 7, 8, 9, 10・・・15

受入れ派遣労働者

16, 17, 18, 19, 20, 21, 22, 23, 24・・・29

常用労働者と受入れ派遣労働者(人材派遣会社を除く)の合計数(①合計数(通し番号の終わりの番号))を、労働者調査対象数(②個人票部数)で割って、**調査対象者と調査対象者の間の人数(抽出間隔)**を決定します(下記の式参照)。

抽出間隔 = ①合計数 ÷ ②個人票部数

(小数点以下は切捨て)

最後に、スタート番号は抽出間隔までの整数のうちの任意の番号ですから、クジを引くなどしてスタートの番号を決定し、労働者調査対象数(②個人票部数)に達するまで労働者を抽出します。

なお、調査対象労働者として選ばれた人が長期出張中などで調査が不可能な場合には、通し番号を次の労働者に替えてください。

また、常用労働者数に対して、受入れ派遣労働者数が少ない場合は、受入れ派遣労働者を先にして抽出します。

[例]

上図のように常用労働者数が15人、受入れ派遣労働者数が14人、合計数が29人の場合、個人票部数は5であるので、抽出間隔は「 $29 \div 5 = 5.8$ 」となり、小数点以下を切捨てして「5」と決定します。

1から5までの数字を記入したクジ等を作り、1本だけ引きます。引いたクジ等の番号が4であればスタート番号を「4」と決定しますが、[例]では常用労働者数に対して、受入れ派遣労働者数が少ないので、スタート番号は受入れ派遣労働者の先頭から4番目となります。

下記の図のように、通し番号が19番の人から始めて抽出間隔が5ごとの19, 25, 2, 8, 14番の5人(常用労働者3人、受入れ派遣労働者2人)が労働者調査対象者となります。

スタート番号「19」(スタート番号は受入れ派遣労働者から4番目。)

通し番号 1 **2** 3 4 5 6 7 **8** 9 10 11 12 13 **14** 15 | 16 17 18 **19** 20 21 22 23 24 **25**
(受入れ派遣労働者の先頭)

26 27 28 29

(通し番号1へ)

B 貴事業所が人材派遣会社である場合

(事業所票 1 ページ目抜粋)

2 貴事業所において従事する者のうち、10月31日時点の
常用労働者(注1)は何人ですか。

※派遣元事業所は(注1)のなお書き以下を参照してください。

常用労働者						人

2の「常用労働者」に記入した人数を以下の
「①合計数」の欄に記入してください。

①合計数

→ 引き続き2ページの手順②、3ページ手順③に進む。

平成28年労働安全衛生調査(実態調査)報告

平成30年1月 発行

編 集 厚生労働省政策統括官（統計・情報政策担当）付
参事官（雇用・賃金福祉統計担当）付賃金福祉統計室
電 話 03(5253)1111 内線 7662,7663
発 行 厚生労働省政策統括官（統計・情報政策担当）

○本冊子は、グリーン購入法等(国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律)に基づく基本方針の判断の基準を満たす紙を使用しています。

○リサイクル適性の表示:紙へリサイクル可

本冊子は、グリーン購入法に基づく基本方針における「印刷」に係る判断の基準にしたがい、印刷用の紙へのリサイクルに適した材料[Bランク]のみを用いて作製しています。